日本随筆大成

第三期
第八巻

日本随筆大成 第三期 第八巻

收載書目

甲子夜話 下巻

監修

宮内省御用掛
文學博士　關根正直先生

東京帝國大學史料編纂官
文學博士　和田英松先生

宮内省圖書寮編修官
田邊勝哉先生

甲子夜話 巻五十一

○親鸞宗に人心の歸する不可思議なり、淺草本願寺に京都より來れる願照寺と云る僧、並にその從者の話せし條々。

京の本寺東去年の十一月十五日燒亡のとき、大阪の町人金子千兩づゝ持て馳つきたる者三人、其以下の者も多人ありたるが金高これに劣れり。然るに此金は門主取納めず、追て本堂普請のときの入用金にとて、其者に直に預けにしたり。この火災につき寄金現物凡三萬兩餘、目錄を以て寄進せしは四十萬兩餘、これ皆本堂建立の料にとて出せるなり。

此度の作事、表書院居間書院、その次の所々千疊鋪の間、並門主の住居向き臺所等總て二十一棟以前のとほり出來、去ながら材木は前より三步通り下品にて爲すべしと、門主の指圖に任せたるとぞ。又この普請金は門主の納戶金を以て當つ。その故は檀家より出せしにては檀家困るべし、因て望み申さずとの旨にて如レ右と、この入用金八萬兩とぞ。

右の再營去冬中に燒灰を取除け、當正月建かゝり瓦を葺き濟しは五月節句の前に畢れり。

末向の所々勝手の住居向きは、追々に成就して是も七月七日門主移徙有るよし。但しこの入用は浪華の町より五千兩出金したるを、直ぐに造作致しくれ候へと門主の賴にて、大阪中の引請にて普請するとぞ。

本堂はまづ假建とて二十七間に建つ。この堂は元來尾張本願寺の堂なるが、子細ありてたゝみ置きたるを、此度廻し假堂に用ひたり。尤仕まひ置たる者ゆゑ木柱塵汚せしとて、宗徒の工匠寄合成佛の志にと

て自身にこれを掃除し、瓦のごみつきたるは洛中の游女云合せ、往生の功にとて皆々鴨川の川原に出で洗濯ぎたるが、何れも同様の湯衣を着たるゆゑ、これを觀る者又數百人なりしとぞ。件の假本堂もはや成就してこの七日に入佛あらんと沙汰す。

又この假堂を尾張の門徒見て云には、京は本山ゆゑにや見替たる堂になりたり。尾州にては古びたるゆゑかく爲しが、此の如くならば寄進は爲まじき者をとつぶやきしとぞ。

又假本堂を建し、地處はやがて本堂を建つべき所とは別にして、本堂は三十六間四面に尋で造營あるとぞ。この住居向きの普請金は前に門跡の借財累まり、十二萬兩に越たるを勝手向を儉約して皆濟せしめ、此儉約の財積たる者二十萬餘兩なりしを、これにて借財十二萬を返し、その餘財の八萬金を以て今の建もの出來たりとぞ。

○辛巳の九月頃、鍵屋某と云る賈人のもとより隣宅の狄野生が方に紺地金泥の古佛經を示す、生これを予に轉ず、云ふ東大寺藏經の斷片なりと、皆古代の物なりしがその時は不用なりしゆゑ經紙はその略を摸寫して返せしに、後又是と同物を得たり乃予が藏とす、これは千手陀羅尼經にして總じて前經と異ならず、全以前同所に置し者なり、又前に狄野が示せし經卷を卷たる物あり外包の紙に籖帙と題せり、又某の考文あり即後に移載す、前時の物は摸寫せざりしが後得の者も亦有り、因てこの籖帙の圖は今藏の者を圖列せり。

經卷の文左の如し、是は眞摸に非ず大體を寫せしなり。【割註】（補）經文多レ難レ讀處試句而待ニ他日一」

佛說菩薩內習六波羅密經

佛言、欲學菩薩道者、當從此始、一數二隨三止四觀五還六淨、佛言、一數爲檀波羅密、數息者、神得止、天爲布施、身中神自致得須陁洹、斯陁含、阿那含、阿羅漢、辟支佛、得作佛、是爲內檀波羅密、爲布施得度。

佛言、二相隨爲尸【割註】（補）尸下脫羅乎」流羅密、意與心相隨、俱出八不邪念、爲不轉、爲不犯道禁、

是爲內尸波羅密、爲不犯道禁得度。

佛言、三止爲羼提波羅密、意欲嫣怒瞋恚、能忍不爲、口欲甘肥美味、身欲得細滑、制意、能忍不受、是爲內羼提波羅密、爲忍辱得度。

佛言、四明觀、爲惟逮波羅密、內觀三身體、外觀萬物、皆當壞敗、无有常存、不復貪、心向道念无爲常分別不懈怠、是爲內惟逮波羅密、爲精進得度。

佛言、五還爲禪波羅密、斷六入、還五陰、何謂六入、色入眼爲衰、聲入耳爲衰、香入鼻爲衰、味入口爲衰、細滑入身爲衰、多念令心衰、是爲六入、亦爲六衰、亦爲五陰、何謂五陰、色陰、痛痒陰、思想陰、生殊陰、識陰、是爲五陰、還身守淨、斷求念空、是爲內禪波羅密、而守一得度。

佛言、六淨爲般若波羅密、知人萬物皆當消滅、意不復向生死、愛欲斷、心淨潔、智慧成熟、是爲內摩訶般若波羅密、從黠慧得度。

問曰、何等爲檀、何等爲尸、何等爲羼、何等惟逮、何等禪、何等爲爲般若、何等爲波羅密、佛言、檀爲布施、尸爲持戒、羼爲忍辱、惟逮爲精進、禪爲棄惡、般若爲智慧、波羅爲從生死得度、密爲无極、是爲六波羅密。

問曰、何以故、正有六波羅密。

佛言、用人有嫣怒瞋恚愚痴破行、布施爲除惡貪、持戒爲除嫣怒、忍辱爲除瞋恚精進爲除懈怠、一心爲除亂意、智慧爲除愚痴、用欲去六事故、故作是六波羅密、佛言、人有六匿賊盜斷惡、故作檀波羅密、主制身、尸波羅密、主制眼、羼提波羅密、主制耳、惟逮波羅密、主制鼻、禪波羅密、主制口、般若波羅密、主制意。

問曰、何以故、身總稱波羅密。

佛言、人索頭與頭、索眼與眼、索宍與宍、投身餓虎、是爲布施、故屬檀波羅密。

問曰、何以故、眼應尸波羅密。
佛言、眼不隨色、意不亂念、是爲持戒、故屬尸波羅密。
問曰、何以故、耳應羼提波羅密。
佛言、耳聞惡聲、不瞋恚、是爲忍辱、故屬羼提波羅密。
問曰、何以故、鼻應惟逮波羅密。
佛言、鼻知息出入、□守不離、是爲籍進、故屬惟逮波羅密。
問曰、何以故、口應禪波羅密。
佛言、口不罵、不兩舌、不妄言、不綺語、是爲家然、故屬禪波羅密。
問曰、何以故、意應般若波羅密。
佛語阿難、汝曾爲道、常當曉了知、定諸垢濁穢、清淨自然、不起不滅、悉斷諸根、諸根斷、已不得復生、爲道者、當發平等廣度、一切施立法橋、當今一切得入法門、廣作偈導旡端旡底、旡形旡聲、旡邊旡際、旡上旡下、立敎當施本旡之中、持法當使如來求道、當在於心、心意不改、道亦不生、□行當於本旡之中、垢濁以除、內外清淨、從淨見明、以致自然、已視是空之淨、淨而復淨、空而復空、空旡所有、是乃爲道、道之本旡、旡所猗着、上旡所攀、下旡所據、左旡所牽、右旡所待、自然而立、清淨爲本、空々之空、故曰泥洹、於有而旡所有、故爲有、於旡而不旡、是爲旡於得而旡所得、是爲得也。

第一發意菩薩　第二持地菩薩　第三應行菩薩　第四獨貴菩薩　第五循成菩薩
第六行登菩薩　第七不退轉菩薩　第八童眞菩薩　第九了生菩薩　第十補處菩薩

佛說菩薩內習六波羅密經　忠尊之分　覺嚴

補　この次に以下眞摸なりと記されて、上の菩薩內習六波羅密經の題目、並に經首の三行と經末の一行とを影寫して載せたり、然れども必用とも思はれざれば今これを省けり。又次に左の文あり。

此二片紙は右の經卷の上に卷きてあり、全く古時の廢紙なり。事は下の考文に見ゆ。

補　こゝに又廢紙をも影寫して載せあり。古文書なれど一縱一横その文は支離よむ可からず、故に又存する程の用ありとも認めざれば、是又省きぬ。

考文

佛說菩薩內習六波羅密經一卷、紺紙金字、奥書云、忠尊之分覺嚴云々、帙簀當時之物、裏紙亦古文書也

按爲ニ忠尊ノ覺嚴之所ニ書寫ニ者也。

忠　尊

二中曆第四竪義者條云忠尊（卅四）云云。按治曆承保永曆などの比の人の中に並べ載たれば覺嚴と格別の前後ならず竪義者なりし也。

覺　嚴

二中曆第四云ふ、三會講師每年十月興福寺維摩會、屈ニ請諸宗學徒優長果五階者ニ爲ニ講師ニ明年正月大極殿御齋會、三月藥師寺寂勝會等講師、經ニ此三會ニ者依僧綱云云覺嚴（花東上五十一）云云。按花は華嚴也。東は東大寺也。五十一は覺嚴が歲也。天永と天治元との間に載て、其間十二三年なれば、其比齡五十一にて三會の講師にすゝみし也。

又云竪義者興福寺、方廣 法華會 慈恩會 研學 延曆寺 廣學 園城寺 碩學 法成寺 勸學已上勘物也。覺嚴卅

按承德元年の次永長元年の前に載て其間六年なれば、承德康和比歲卅にて竪義なりし也。

又云天台宗三會、延久四年圓宗寺始置ニ法華寂勝會ニ、永曆元年十月法勝寺始置ニ大乘會ニ、爲ニ三會ニ、覺嚴康和元以上の文を考合するに覺嚴は始天台宗にて、後は東大寺華嚴宗の僧也。堀河院鳥羽院の御宇にて今に至て七百四十年許の人也。

帙　簀

源氏榊の卷云、御經よりはじめ玉の軸、らのへうし、ぢすの【割註】（補）ぢすは帙」かざりも、よになきさまにとゝのへさせたまへり云々。若菜の上卷云、ほとけ經ばこ、ぢすのとゝのへ、まことの極樂をおもひやらるゝ云々。細流抄云、竹の簀子にあみたるふまき、經を【割註】（補）ふまきは文卷」つゝむ物也云々。河海抄云、帙簀卷也。帙簀とは卷物のたけなるすのおもてに錦をおして、へりをさして、くみの緒をつけたる也。經にかぎらず書籍等をも納物也云云。藻鹽草卷十七云、ぢすのかざり帙簀卷物の上をつゝむ物也。竹をわりてあみたる物也。又云經をつゝむ物と云々。好古小錄下卷云、群碎錄云、書曰ㇾ帙者、古人書卷外、必有ㇾ帙藏ㇾ之、如二今裹袱之類一。白樂天嘗以二文集一留二廬山草堂一、屢亡逸、宋眞宗令二崇文院寫校一、包以二斑竹帙一送ㇾ寺、余嘗于二項子京家一見二王右丞書畫一卷一、外以二斑竹帙一裹ㇾ之、云是宋物、帙如二細簾一其内襲以二薄繒一觀二帙字一巾旁可ㇾ想也【割註】按香祖筆記引ㇾ之、草堂作二東林寺一、項子京家作二秀水項氏一」此間數百年外の竹帙存する者あり、俗に帙簀と云ひ内襲或は錦緋或絞纈を用ふ美麗眼をよろこばしむ。古昔佛經を尊び數千卷といへども皆竹帙を用て此を藏む。又竹帙皆牙織を用ふ今存する者少し。東寺校倉中に希に存する者あり云云。

裹　紙

裹紙の反古當時の物古色愛すべし。文中に、今日一切衣服事、人夫役、大夫法眼上役之時人夫一人、右京辨法眼、辨得業、加用人夫、大師尺者是有二尺中不正義也など云へる語見えたり。

文政四年八月九日

知非齋主人

源　與　清　記

空穗物語藏開の上卷云、みどちうるはしきぢすにつゝみて、唐組の紐してゆひ、机につみつゝあり云云。
安齋隨筆廁久奈岐の卷

倭訓栞知の部

香祖筆記十二の卷　　　　考文は是までなり

これ簾帙の圖予が藏なり始のもの全く同じ。【割註】（補）簾帙圖今略

丈九寸六分幅一尺八分

予が藏卷の奥書この如し。

千手千眼陀羅尼經　　與全　榮慶

○印宗和尚の話に、播州龍門寺の文通に、京東本願寺燒けのとき、尾州名古屋より假堂を京へ引取たるが、海運の途中船數艘に積行きたる中、柱を積たる分、大船二艘船火事出來て積材を焚捨たりとぞ。人云これも狐の祟りかと。

又松尾華嚴寺の文通に、本願寺の本堂註文の中、大工棟梁心得違て柱十本を長さ一間づゝ短く切りたるゆゑ、大材のことゆゑ俄には取入れ協がたく因て本堂の建て方急に調かねて、是より假堂の沙汰に及びしと云、前に假堂の實說とて記したるが人口區々孰か是なる。

○福井町に居る八幡の修驗予がもとに往來するが、六月廿日頃夜四つ過御藏前旅籠町片町のあたりを行しに子供の鬪戰あり、敵味方各五十人づゝも有けん十二三歲ほどなるより二十歲以下なるも雜りて長き竹竿を執り合戰ふ、始めは鬨を揚て後は石瓦を投ること夥しく、追ひ靡かし追ひ詰められ、古時の戰爭もかくやあらんと覺しかりしが、又鬨を作りて互に引退く、一隊は瓦町まで引取ぬ。後に聞けばこの頃夜每にこの如くなる故、深夜にはあれど往來の木戶を閉めかけ爲しとぞ、果は稍ゝ疵を蒙る者ありて官訴に及びしと云。これも人妖の類なるべし。

○卑俗のことにてもその本を知らざれば末は違ふなり。今行はるゝ安宅と云へる長歌はもと戲場の歌にして、其文句に葉越しの〳〵の月の影と云あり。是はもと家橘羽左衛門と云へるが辨慶を扮せしときの

歌なり。この仕組は義經山伏に身をかへて落ゆくを頼朝の追手かゝるゆゑ、里の童の草刈にゆく者に追手來て義經の行道を尋なば、この路こそ行つれとて欺くべしと辨慶誨る體なり、この草刈の童群多ければ辨慶も種々にすかし導くを童も馴れ慢りて辨慶を指笑ふ。このとき坊主々々大坊主と歌ふなるを、其程南海（出雲の松平羽州隱居の名）豪人の聞ありて、戲場に高名なりし富士田吉次と呼し歌うたひ、彼老侯の宴席にてこの所作あるときこの謡をうたひけるに、この文句の所に及んで向を見たれば、正面に南海老居られて法體なればこれを憚り文句を即席にて改めがたし、因て葉越の／＼の月の影とは云たるなり。然ども文句の坊主々々と云より優なれば、世上も皆かく歌ひて今は還て本句は知らざる者多し。又或婦の語りしは、近頃のことゝよ東叡の山に渡邊章と云人あり、此人筵席など乘レ興じては歌をうたふことあるに、この歌はいつも坊主々々大坊主とぞ謡ふ、これその本句を違へざるなり。然るに一日宴間にて歌ひけるとき、其日の客に感應寺の院家（何某）在り、この人肥大なる僧なりしが章かの歌をうたふと、院家怒りて章我にあてつけて彼文句を作りたりとて、殊の外氣色損じその座しらけたりしとぞ。この院家が末を知て本を辨ぜざりし故也。

○林子曰或人の示せる文を見るに、唐客輩の本朝の事を書とりたる所面白きことありと。予因又左に寫出す。

天臨二若木一、地近二扶桑一、有二靈山一焉、欝乎蒼々、建二國都於積水一、開二世界於巨洋一、分二繁華於中土一、擅二靈秀于東方一、翠嶂千里、似二懸流之貝闕一、丹崖萬仞、疑二跨海之鼇梁一、於レ是築二唐人之館一、立二高木之王一、萃二遠商之異物一、聚二賈客之餘艎一、駕二一葦於滄波一、推二古日近一、駛二片帆於澤國一、莫レ怨二水長一、學以金水司レ旋、奎弧紀レ時、偶起二乘レ槎之興一、遂懷二投レ筆之思一、訪二異境於三山一、仙蹤莫レ即、問二名區於五島一、往蹟堪レ追、歷二薩摩一以攬レ勝、經二文字一以探レ奇、望レ雲而計二程羲馭一、垂レ綆而問二道馮夷一、舟行三十六更、第驗二波光黑白一、國數七十二島、遙看二石簡嵚崎一、觀夫幾種二琪花一、潤芳二瑤草一、澤孕二魚蝦一、林孳二麗寔一、山毓秀レ於二金精一、川貢奇レ於二

海濵、洪波巨浸、洵饒二綺麗之珍一、峻嶺巉岩、必蓄二非常之寶一、柔レ遠而慕二華風一、通レ商而開二市道一、修二百蠻之貢賦一、契二輿情之美好一、遂使下天涯飄泊、爭看二富士之山一、日角羈愁、時望中美人之島上、爾其條風送レ暖、旭日布レ光、琳宮作啓、梵宇相望、言尋二澆酒之墳一、峯廻路轉、雜二遝看花之寺一、扇影衣香、泊レ乎下天裝二淡碧一樹染中輕黃上、鳥啼二芳胰一、人語二夕陽一、弔二晁監之遺踪一、久成二消歇一、訪二徐村之舊事一、莫レ問二荒凉一、官名制度、猶沿レ漢、譯士風流、尚記レ唐、則見下遙青似レ黛、綠嫩如上レ茵、橋横二雁齒一、屋湊二魚鱗一、訪二五寺之煙霞一、雅堪二逍拱一、尋二四街之花柳一、差許二問津一、黃髮垂髻　裝二成椎髻一、綵衣纂縞、製二就文身一、犢鼻爲レ裳、錯認二當壚之子一、刀環作レ佩、差同二垂帶之人一、至レ若二金谷花繁、璃樓月滿一、半陰半晴、乍寒乍暖、曳二長袖一以待レ遲、倚二靚粧一而興レ懶、齒痕新染、春意方酣、玉體横陳、柔情欲レ斷、罘罳幎掩、鈿釭夢悄、篆煙消、蹋踏棉溫、寶帳醒レ酒、蓮漏短、紋横二璿琯一、頻レ窺二宋玉之墻一、香爇二枷楠一、愛駐二王維之箭一、別有二瑤島棲遲、翠樓小駐一、四國巽嶂、欲レ摩二北苑之圖一、一經綠陰、好覓二南宮之句一、春風惜レ別、騁二鷁首一以乘レ流、夜月懷レ人、盼二麋城一而憶レ故、結二離痕於三秋一、寄二愁心於尺素一、嗟予行レ役、遠遊二靜海之隈一、何以忘レ憂、夢斷二白雲之路一、鯨波泝レ棹、效二宗慤一以乘レ風、魚繭濡レ毫、慕二元虛一而作レ賦、

星槎疑レ傍斗女宮、渺々寒潮捲二碧空一、才慕二元虛一會作レ賦、筆投二宗慤一願レ乘レ風、千層洶湧朝雲白、萬頃濤吞二夕照一紅、指點數峰青未レ了、家山凝望有無中、昔年有レ志訪二成連一、一望滄溟興渺然、行役遠臨青海外、相思遙寄白雲邊、鯨波吹起起魚鱗浪、鷁首衝開卯色天、借問瀛洲如可レ涉、願遊二員嶠一學二飛仙一、

甲申新秋、錄二與緝琥長崎賦並詩一、於二崎館清遠閣一、苕溪費晴湖書【割註】按に甲申は享保十九年にして德廟の時とすべし、然らざれば嚴廟の時延寶二年、下は當君の御代文政六年なり、費晴湖は蓋彼國雍正末の人。—

朝鮮居二天地之艮方一、對二天津一、古箕子地、分二郡縣一、幅員理貢、經二歷代一、史典輿圖所レ載甚詳、其南隔二一洋一、係二日本國一、屬二之對馬島一、順風一夜、可レ抵二明關一、自二對馬島一向二寅卯一、東一帶七十二島、皆日本倭奴之地、

而與中國通貿易者、惟長崎一島、產乏粟、難供食、指開貿易、入公家、通計終歲所獲利、長崎按執事、戶口均分、國王居長崎之東北、計程一千餘里、俗呼彌耶姑、蓋京城也、受封漢朝、王服中國冠裳、國習中華文字、讀以倭音、予奪之權、軍政國事、柄於將軍、王不預焉、僅受山海貢獻而已、開國以來、世守爲王、將軍有時朝見、不敢纂奪、國內神廟、王者主之、傳聞、昔時將軍、曾纂王位、山海應供之物不產、五穀不登、陽陰不順、仍退居臣位、然後順若、故至今無敢妄冀者、官家世官世祿、遵漢制、以刺史千石爲名、祿厚足以養廉、故少犯法、各街舉一街官、稽察奸邪、歲給廩米五十包、事簡而閑、通文藝者、爲高士、優以禮、免以徭、俗尚潔淨、街衢時爲拭滌、夫妻不共湯羹、飲餘之物、奴僕尙皆棄之、富者坐細席、貧者坐粗席、名曰蹋踏棉、各家貧富、計蹋踏棉之多寡、男女衣服、長領濶袖、女加長以曳地、染畫花草文采、褌用紅紗裹繞、名曰花甲馬、足穿短襪以曳履、男束長帶以挿刀、髡鬚而薙頂、額留髦髮至後枕、濶寸餘、面前一挽而繫結、髮長者修之、有執事之人、穿褌如裳、跟奴僕一二人、女不鮮花簪珥、而挿玳瑁、綠髮如雲、塗以蠟油、日事梳洗、薰灼楠沈、髻挽前後、爪甲無痕、惟恐納垢、至於男女眉目肌理、不敢比勝中華、爾非諸番所能比擬、寔東方精華所萃也、人皆複姓、其單姓者、徐福配合之童男女也、徐福所居之地、名曰徐家村、其塚在熊指山下、國中男子五十餘、每多陽痿、奴者儂也、故呼之倭奴、俗尊佛尙中國僧、敬祖先、掃墓廬、上下之分最嚴、重禮貌而寡貞節、閨中淫行、不可問也、人有犯法者、剖肚自殺、罪不延及子孫、律法最重、不輕爭鬪、無盜偸、鮮爭訟、呼僮僕、鳴掌則應、男無售賣、傭工期滿即歸、女賣靑樓、年至二十五歲即嫁、僧有三派、在唐山寺者、受法戒不茹葷、其在日本寺者、聽其娶妻室、不禁葷酒、故士大夫之次子、不及襲爵者、往々爲之、其妻室亦侍多士大夫之女也、疆界南至琉球、北至朝鮮、二國俱爲所屬、歲貢不絕、琉球由薩摩島轉貢、朝鮮由對馬島轉貢、氣候與浙江相同、長崎島、普陀山、東西對峙、水程四十更、每一更計六十里、廈門至長崎七十二更、對馬島與

登州一對峙、國產金銀、紅銅、漆器、甆器、棉紙、茯苓、樟腦、紫印、【割註】（補）紫印未詳一海參、鮑魚、海帶、魚翅、紅菜、柔魚、寒天等物、薩摩島、山高水寒、刀戟最利、兼產レ馬、人壯健、嘉靖間倭寇者、薩摩島人也、考日本市舶、原與二中國一相通、永嘉間、倭之漁者十八人、飄入二浙江地界一、奸人引レ之爲レ亂、兂レ鬚薙レ頂、雜以二異音一、沿レ海劫掠、平二倭亂一、回レ國產僅十八人、王正以レ法、遂禁二市舶一、長崎島雖下與二普陀一相向上、海水橫流風浪甚險、諺云、日本好貨、五島難レ過、是也、廈門至二長崎一、乘二南風一、見二臺灣雞籠山一、至二米糠洋、香蕈洋一、再見二薩摩天堂山一、方合二針路一、糠蕈二洋者、水面若二糠粃一、多二水泡一、若二蕈菌一、因以名レ之、薩摩南爲二球琉一、計二水程一六十八更、中山國是也、其土產風俗、詳載二中山傳信錄一、故不レ重記、日本以東、水皆東流、莊子所レ謂尾洩レ之、不レ知何時已、信不レ虛也、

甲寅之秋、八月十有日錄二日本記於崎館平遠樓一景初魏允煥書、

○德廟亘（馬名）にめされ郊外御遊のとき、御馬逸せしことは既に三十卷に云へり。頃日又聞くこの時御膳所へ渡御のとき、左右の人々喜悅してさて〳〵恐入たることにて候ひしと云へば、上意に成ほど馬強くして乘かねたれども、破り行し路々にて馬に意見せしは、我は將軍なり汝は名馬なり、良馬は武將に隨ふ者なりと言含めしかば、流石は名馬ゆゑに通ぜしや、夫より我が手に從ふもの難きことなしとて談笑せられしとなり。その優長寬大の御狀想ひ奉るべし。又故千木居隆が言しは、亘死してより殊に惜ませられ、其形を木像に造られ今に竹橋の御多門に在りとぞ。

○信州飯島と云所にて土人異鳥を捕得たり、大さ小鴨ほどあり。人寄り合て食せんとて料理し有合たる大鍋にて煮たるとき、熟するに從て其肉夥くふえ鍋の蓋を內より持擧ぐ、是を見る者懼て食する意なくその邊の小川に棄たり、翌日見ればその川の下流まで大小の魚悉く死して浮しとぞ、此鳥もしくは鴆ならん歟との說なり。（堀和州話飯田侯）

本草集註、時珍曰按爾雅翼云く、鴆似レ鷹而大、狀如レ鴞紫黑色、赤喙黑目、頸長七八寸、雄名二運日一

雌名ニ陰諧一、運日鳴則晴、陰諧鳴則雨、食ニ蛇及橡實一、知ニ木石有一レ蛇、即爲ニ禹歩一以禁レ之、須臾木倒石崩而蛇出也、蛇入レ口、即爛、其屎溺著レ石、石皆黄爛、飲水處、百蟲吸レ之皆死、惟得ニ犀角一、即解ニ其毒一、又楊廉夫鐵厓集云、鴉出ニ蘄洲黄梅山中一、狀類ニ訓狐一、聲如レ擊ニ腰鼓一、巣ニ於木之顚一、巣下數十歩、皆草不レ生也。

○徳廟小金御狩のとき、御まぶしの處に五月白（サツキジロ）と云る古猪いでゝ向ひ來る。この猪は年歴たるものにて鼻尖に白色を生じ、脊には小木生じて花の白く咲るよりこの名を負しと云。それほどの猪の荒立たるなれば人皆懼ること甚し。然に徳廟には十文目の御筒を以て打たせらるべき御樣子ゆゑ、御側に在る人々危みて各御前に立ち塞りこれを障ぎり止めんとせしに、はややごろを越へ間近く人々を衝て入るを、徳廟はやくも御筒を振舞玉ひ、したゝかに猪頭を御撲なされしかば、流石の猛獸もこれにひるみて一廻りせし所を人々折重つて仕留たるとぞ。この時御側等の人々君の御勇力を賞歎せしかば、上意に是程のことをとのみ有て御誇なされし御氣色も無かりしとぞ。

この脊に小木を生ぜしと云は、猪の類山獸は總じて澗泥を以てその背を冷やす、これをニタと云ふ。この泥白から身毛に留つてこれに木生ぜしなり。因てその年を經たる者知べし。本綱云、野猪能掠ニ松脂一曳ニ沙泥一、塗レ身以禦レ矢也とあるも是等なり。

○予先年騎射のことにて懇意なりし中條平助と云し五枚御弓の人、その祖先を六八と稱す徳廟に紀藩より御供せし人なり。直實を以て御意に應じ常に御左右に勤む。君大統を繼れし後初て遠御成のとき弓矢持ち隨ふべしと上意なりしかば、即弓矢を携へ從ひ奉りしに、【割註】この時いまだ從行の行裝一定ならざりしかは、六八は脚半を着け衣服のすそをじん〳〵ばしおりにして出たりとぞ」大手御門の外今白鷺堀と云處に、【割註】この白鷺堀の名これより唱ふとぞ」鷺孤立せり。上意に六八射よとあれば乃射たれども中らず。又仰によし中れり〳〵との御言にて直に御通行なり。夫より御跡にて近よりかの鷺を見た

れば竹串を水中に立て兩足を結つけありしと。是は初ての山野御成ゆゑ、諸人に武操を御示し有らんとの思召ならんと人々評せしとぞ。又六八この時弓矢持ち隨ひ奉じて、今御供弓と稱することの始めなりとよ。

○勝次郎は伊丹氏の義子にて實家は間宮氏なり、兄を十郎兵衛と云しが十五歳より弓術に力を盡し上覽幷に官長の見分ある毎に一度も不中ありしこと無し、四隅の射手にて弓太郎を命ぜられしとぞ。又伊丹が話を記すに間宮常に卷藁を射るには何とか云し弓匠の弓のみ京へ云遣はして、【割註】これは木竹の制にべの膠固なるゆゑとぞ」八歩なりしが、上覽等に出るには六歩上下の弓にて射たりと。夫れも自身と火をいれて是をこなして射るゆゑ傍よりその彎たるを見るに、世に謂ふ蒲ほこ形にて古代の弓引たる繪に似たり。又發するを見れば矢の行くこと直くして虹行する者なし。一日大的見分のとき定法六十間なるを不意に七十間にして射よとの指圖にて射たるに、矢道六十間に異ならずして桁に射たり。觀者歎賞せざるなしと。又矢束を引こと三尺二寸五歩、又かの六歩の弓にて射るに的矢の重さ十一匁、大的矢は九匁五分ぞありし。又この矢束のことにて云しはその右手を見るに、始は手先も臂も肩も皆たるみ、左は手首肩邊にありて控けざる者の如くなりしが、發せんと欲るに及んでは右手十分に伸て左手の肩頭を越すこと殆んど三寸に過て躍如なり。十郎兵衛年たけて歿したるに、死後其肩を見れば拳の當れると覺しき處に横に紫色を出せり。思ふに彼の弓を控の氣、肉中に入れる者かと、その歿せしは九年前と云へば文化十二年の頃なるべし。

又或年弓太郎を命ぜらるゝ中、役向にて誰彼と評議して其人を言上せんと爲せしとき、上よりの仰には此度の弓太郎は定し間宮ならんと有しかば、かの評議は申上るに至らずして十郎兵衛に極りしとぞ。その衛大率この類なり。又或年の御射初を射るとき病勞ありて射に堪へざりけれど强てこれを勤しに、控弓の力なければ六歩弱の弓にて射たりしを餘人の評せるにば、此時の射法常に踰えて十郎兵衛是までの

出來なりと云合へりしが、この射、歿前の終りとなれりと。

○勝次郎の養父は小左衛門と稱して、西丸御書院番なりしが書を善くせり。其師は某と云て御祐筆なり。或日小左衛門に云には、其もとの書は能筆にて我が書と異ならず。然ども置て我が書と較ふるに、我が書は生ける膚の如くにして其もとの書は死せる骨とせん。然れば人は同ふして歸する所殊なり。因てこの後淨書せらるゝには、我が帖を見ずして自己の意を以て淨書と爲られよと云しとぞ。師言尤なることなり。

勝次郎曰、小左衛門隱居して名を樂道と更む、二十年前八十五歳にて歿す。(甲申の年の話)

○予少年の頃久昌夫人の御側にて聞たりしをよく記憶してあれば玆に書つく。芝高輪の片町に貧窶の醫住めり。誰問ふ人もなく夫婦と藥箱のみ在て僕とても無き程なり。然るに一日訪者あり、妻乃出たるに家內に病者あり來診せらるべしと曰ふ。妻不審に思て見るに、身ぎれいなる人の帶刀して武家と見ゆ。因て夫に告ぐ、醫出て某固より醫業と雖ども治療のほど覺束なし他に求められよと辭す。士曰然らず必ず來らるべしと醫固辭すれども聽かず、乃敝服のまゝ隨はんとす、見るに駕を率へ僕從數人あり、妻愈疑て藥箱を携ふ人なしと以ㇾ實て辭す。士曰さらば從者に持たしめん迚藥箱を持して醫を駕に乘せ行く。妻更に疑はしく跡より見ゐたるに、行こと半町もや有んと覺しき頃駕の上より綱をかけ蛛手十文字にからげたり。妻思に極て盜賊ならん、去れども身に一錢の貯なく弊衣竹刀何をか爲すらんと思へども、女一人のことなれば爲すべきやうもなく唯かなしみ憂て獨り音づれを待暮しぬ。醫者は側らより駕の簾を堅く塞て內より窺ふこと能はざれば、何づくへ往も知らざれど、高下迂曲せるほど凡十餘町も行るらんと覺しく何方につれ行くかと案じ悶たるが、ほどなく駕を止めたると覺しきに、傍人曰く爰にて出候たまへとて戶を開きたるゆゑ、見たるに大造なる家作の玄關に駕を横たへたり。醫案外なれば還て驚きたれども爲方なく出たるに、その左右より內の方にも數人並居て案內の人と行ほどに、幾間も通りて書院

と覺しき處にて。姿に待居られよとその人は退入たり。夫より孤坐して居るに良久ありても人來らず、如何にと思ふに人聲も聞こへざる處ゆゑ、若や如何なる憂きめにや遇ふらんと思ふに、向より七八歳も有らんと覺しき小兒茶臺を捧て來る。近寄りて見れば未だ坊主あたまなるに額に眼一つあり。醫胸とゞろき果して此所は化物屋鋪ならんと思ふ中この怪も入りて、また長け七八尺も有らん、大の總角の美服なる羽織袴を着烟草盆を目八分ンに持來る。醫愈ゝ怖れ怪痛はや脱する所あらじ逃出んとするも行く先を知らず兎や爲ん角やせんと思廻らすに、遙に向を見れば容顔端麗なる婦の神仙と覺しく十二ひとへに緋袴きてすら〳〵と過る體、醫心に是れ此家の妖王ならん然れどもかれ立寄らざれば一時の難は免れたりと思ふ間に、程なくして一人繼上下を着たる人出來て御待遠なるべし、いざ案内申すべしと云、醫こは〳〵従ひ行くに又間かずありて襖を障て人聲喧し。人云これ病者の臥所なりとて襖を開きたれば、その内には酒宴の體にて諸客群飲して献酬頻なり。醫こゝに到ると一客曰初見の人いざ一盃を呈せんとて醫にさす、醫も仰天して固辭するを又餘人寄て強勸す。醫辭すること能はず乃酒盃を受く、時に妓樂座に滿て絃歌涌くが如く、俳優周旋して舞曲眼に遮る、醫生も岩木に非ざれば稍歡情を生じ相倶に傾杯時を移し遂に銘酊沈睡して坐に臥す。夫より醫の宅には夫の事を思へども甲斐なければ寡坐して夜闌に到れども消息なし、定し賊害に遭たらんと寐もやらで居たるに、鷄聲狗吠曉を報ずる頃戸を敲く者あり妻あやしみて立出たるに赤鬼青鬼と駕を舁て立てり。妻大に駭き即ち魂も消えんとせしが命は惜ければ内に迯入りたり。されども流石夫の事の捨てがたく暫して戸隙より覘ひたるに、鬼ははや亡去て駕のみ在り。又先の藥箱も故の如く屋中に入れ置たり、夜もはや東方白に及べば立寄て駕を開たるに、夫は丸裸にて身には褌あるのみ。妻死せりと伺ふに熟睡して鼾息雷の如し。妻はあきれて曰地獄に墜たるかと爲れば左もなく、盗賊に遭たるかと爲れば酒氣甚し、狐狸に欺れたるかと爲れば傍に大たる包あり、發て見れば始め着たりし弊衣の外に新衣をうち襲て襦袢紙入れ等迄皆具して有りたり、然れども夫の醉

覺めざれば姑く扶いれ、明朝やゝ醒めたるゆゑ妻事の次第を問に有し如く語れり。妻も亦その後のことを語り合て相互に不審晴れず。この事遂に近邊の傳話となり誰知らざる者も無きほどなりしが、誰云ともなく是は松平南海の徒然を慰めらるゝ戯にして斯ぞ爲られしとなん。この時彼の老侯の居られし莊は大崎とか云ふて高輪遠からざる所なる故なり。又一目童子はその頃封邑雲州にて產せし片わなる小兒也しと、八尺の總角は世に傳へたる釋迦嶽と云ひし角力人にて亦領邑より出し力士也。又神仙と覺しき婦は瀬川菊之丞と呼びし俳優にして其頃侯の目をかけられし者也しとぞ。

○鎌倉建長寺開山忌には（七月廿四日）例年近邊より八幡の祭禮と同く諸人群參す。此日日蓮自書の法華經並日蓮いまだ所化なりし時建長寺に居て飯を炊ぐ僧なりし。その時炊釜今に有て、例年この釜に湯をわかし參詣の諸人御釜の湯とて、日蓮宗の輩にかぎらず皆これを飲むとぞ大なる釜なりと印宗話す。

○房州農夫の妻鬼となりたるが、ふと夫を喰殺して出奔し、相州に渡り小坪の光明寺邊にて大に人家を驚かし、後は墓地にゆき墓を發き死者を三人まで喰ひそれより雪の下に馳ゆきたる所、大藏大町小町杯から二階堂宅間小袋谷建長寺等の十二坊も殘らず門戸を閉ざし、鼓を打ち鐘を鳴し拍子木など響き渡りて今や敵の由井ヶ濱へ寄するかと騷亂大方ならず。去れ共誰一人も退治に出る輩もなく薄暮より曉天に到て狂婦は何方へ往たる蹤かたも無くなりしと。右は七月初旬大山參詣の者彼邊に廻て聞たるとぞ珍說也。

○或人曰、先年長崎にて老人反古の中にて見たるとて昔の金銀借用の證文を話す。其前の文は今と異なる事なかりしが終に此金返辨方於ニ相滯ㇾ者面目失可ㇾ申候と有り。かく認めたる上は曾て約定違ふことなく互に貸借せしことなり。然るに當時は證據正しく書並べたるに證人奥判など數人連署したる證文もいつしかその詮なく、信義なき振廻ありても聊か恥る色無し、この薄俗の世風を見ても昔の質實なるは古諸札の文言にても知るべし。人情の轉遷慨歎に堪えずとなん。件の古證文の年號は元祿とありしと覺ゆと。

○印宗書を贈て布袋の畫に讃辭あるものを添ふ。書に云ふこれ鎌倉建長寺の山内に數百年住居たる古狸

天明年中僧と化して描く所分明なる由。或年建長寺山門再建の企あるとき遠近の諸末山その外有緣の在家へ勸化の間へありしを、かの古狸聞き及びたるゆゑ未だ僧の出でざるうち建長寺の綸符と宿々村々に往立の人馬帳を密に取出し、僧と變じ建長の長老と稱し近國を勸進せしに、中山道板橋驛止宿の夜本陣の紙障子に燈の影うつるを見れば僧には非じて狸形なり。狸は是を知らず。去れども其坐體を見れば僧なるゆゑ人人訝り耳語してその怪しきを言ふのみ。明日こゝを發して練馬の驛に抵り宿に投す、及レ夜浴をなすとき婢用事ありて浴室にゆく、然るにかの僧獸尾ありて尾を浴桶にいれて浴するの聲をなし欺てその音を聞かしむ、婢見て駭き主婦に告ぐ、婦乃婢を叱し事の漏るを禁じその夜も事なくして明日又こゝを發しこれより青梅街道を宿次に駕籠にて送り行くに、駕舁夫ども化僧のことを漏れ聞きて、或處にて眞否をはからんとて、窃に犬を駕の邊に呼び寄せたれば、犬即駕に躍りつき戶を咬み破て衣のすそに咬みつき、駕を引出し僧を咬殺せしに人體變ぜざりしかば、駕舁ども悔恐れて早々所の役人へ屆けたれどこれにては濟まず、其上へ申達して彼是する中三日を經たれば遂に狸となりてけり。夫より乘たりし駕の中を見るに勸化の金子三十兩に錢五貫二百文ありし間、乃ち之を建長寺にかの綸符と倶に遣り且其さに其事を言傳へしに、彼答にさも有るべし過日この寺より勸化爲すべきこと有りしに綸符と人馬帳と失て無し。然れども餘人の盜みたるとも考へざればかたがた猶豫して有つる時にて今思ひ合せぬ。この外に近來は紙筆墨或は畫帖の類間々失亡して人不審せしに、これもて思へば古狸習畫の料にせしかと

【割註】この畫をなせしこと下に云ふ所、畫現然今存」又板橋驛舍の紙障に狸影うつりしを見し婦今尙存せりとぞ。又狸の所レ描布袋の圖上に讚あり。云く、

墨畫之記

古語有レ云、見レ怪不レ爲レ怪、怪自消焉、昔人之所レ謂怪者、曷爲者乎、今人之所レ謂怪者、吾知ニ其狐狸之所レ爲一也、其爲レ僧爲レ婦、爲ニ小童一爲ニ怨鬼一、或現ニ異類兇相一、只是炫ニ惑人之視聽一耳、不レ足レ怪レ之、粤极

橋西驛之長某氏者、余之姻家也、一日懷二艸畫一而訪レ余交歡消レ閑、情話移レ晷、將レ歸示レ余曰、是狸公老衲之所レ畫也、欲レ遺二之寧馨兒一、余曰狸公老衲者何人耶、曰是一奇事也、請復爲レ煎レ茗乎、將レ有二說話一、曩有二旅僧一、踵二于吾門一云、建長禪衲也、以レ修二山門一勸二化于四方一、途而我僕瘁矣、我使下小僧遣二還之舊里上、奈二之何一、天不レ愍レ我、獨往、大雪紛々、行路漫々、寒風撲レ面、不レ辨レ所レ嚮、願投二宿於此一、吾囑之



隣舍一、禪衲有二喜色一、乃出二墨畫三枚一、云所レ畫也、聊以謝レ辱爾、明日隣舍人來云、今朝客去矣、而渠非レ可レ異耶、昨夜饗レ客以二漆器一、而渠甚難レ之、且慰レ客以二湯浴一、而渠又難レ之、吾應レ之曰、惡二漆器一者其人有レ癖也、難二湯浴一者、其人有レ痛也、後經二四五日一、路傍人相語云、有レ死二老狸于徑一、仍衣二綠衣一、着二袈裟一、吾往而視レ之、果前旅僧也、吾是以名二之狸公老衲一也、余曰、有レ此哉、雖二渠善眩二惑人之視聽一、不レ能二其怪質之變一、而死則見二眞狸一、固狸爾、世有二與レ此異者一、妖僧姦巫方術之徒也、不レ變二其形一、而變二其術一、善眩二惑人之視見一、而人莫レ覺二梧之一、可レ不レ懼乎、昔在レ翟雨レ穀三日、雨レ血三日、然賢者猶以爲レ非二翟之妖一也、誠有レ以哉、客曰然也、此可レ記乎、曰可レ記、記レ之以爲二談資一、不二亦可一乎、是實天明四年甲辰臘月之事也矣、

此書は本庄表町の醫三夕なる者板橋本陣と緣家にて讓られ今所持せるを、天祥の門前樂店栢屋と云ふが借て印宗に示す、印宗奇物なるを以て又予に示す。又此書大奥の女中に緣ある者ありて取寄せて見たる時、如何がしてか上聽に達し上覽ありて狩野某（名不レ聞）に仰て鑑定せられしに、某曰ふには自筆にてやあらん筆法に泛たる所ありと申上て上にも感ぜられしと聞く。

甲子夜話 巻五十二

○近頃京の妙満寺（法花宗）と云るより彼宗祖日蓮上人の開帳とて什物を携え来て浅草川畝の慶印寺と云ふにて衆人に見す。見たる人の話に曼陀羅ありて珍らしき大幅なり殊に見事なりと言ひ、且つ朝鮮攻の日加藤清正渡海の船に帆あげたるときこの曼陀羅を帆に掛けたるに大に勝利の瑞ありしと聞きたれば頻に見たく覺へたれども往くべき便なきうち、はや當地發足と聞くまゝに、人をして見せに遣りしに曼陀羅と云ふは日蓮自書の題目なり。圖下に出す、

病卽消滅　　　日蓮

南無妙法蓮華經

不老不死

この圖する所も縮圖なり。開扉の場に板施せる縮圖ありしが是もその大抵を摸し、眞と爲しがたし。今寫する者も亦大抵のみ、【割註】此事に就て笑談あり。この物を始め見に遣ししたるとき其の人能くこの書體を覺へ還て語り且曰、守僧輩の言にも傍視して摸さばこれを許さんと語りけるゆえ、三四日を經て摸寫の爲め再人を遣したれば、この時は守僧皆怒色ありて曾て見ることだに許さず、尋で曰往の日好尙の客なりと云ふ者有るに由て覽ることを免したれば、縱觀の體にて打寄り戲漫玩弄の物とす。然ると汚せり故に今は猥に人視るを禁ずと竊に可咲」曼陀羅長六尺九寸七分幅三尺四寸五分これを寺稱して四八本尊と云ふ。又板施の摸に記して曰三十二枚接本尊と、これ四八三十二にして圖に縱横の筋あるもの紙の合鑑とす、今謂ふ西の内の如き紙を三十二片接たる者なり。

又清正の帆に掛けしと云ふも寄らしきことなり。是は其交に見ゆ、本紙長三尺八寸三分幅一尺三寸二分清正の自書なりと云ふ。縮圖左の如し、【割註】古筆了伴眞寫をなすと予は摸すること協はずして止」

此病即不老四八大曼陀羅著後宇多院御宇弘安二年己卯相州於ニ鎌倉一痘瘡又憂ニ疫人多死一此時祖師日蓮大上人此曼陀羅を書村之入口懸レ之除ニ惡病一以後是を村曼陀羅と云天正廿年正月五日秀吉公高麗國爲ニ征伐一人數被ニ差渡一之節、此曼陀羅出陣之時帆に懸て攻ニ取朝鮮一海上にて種々不思儀有レ之、以下略レ之、爲ニ後世一記ニ置之一者也、

慶長十五庚戌三月十三日　　清　正　印

右は其文を以て見れば御治世の後清正追記する所なり。此時台廟將軍に拜せられ玉ふの六年にして、その明年清正は卒せり。

又其頃開扉の場に靈寶目錄と標せる版行の小册あり。其文、

一日蓮大菩薩像　中老日法聖人作
一三拾二枚織村曼茶羅　日蓮大菩薩御筆
一紀州日高郡道成寺鐘　緣起並銘別紙あり
一天竺傳來釋迦金佛像　一軀
一赤栴檀釋迦如來像（蓮花厨子入運慶作）　一軀
一黄金釋迦牟尼佛像　一軀
一瑪瑙石毘沙門天像（裏に後水尾院樣御宸翰有り宮殿樓門造り）　一軀
一毘沙門造大黒天像　傳敎大師御作　一軀
一觀世音菩薩像　修學院林丘寺宮御作　一軀
一大黒天像、日蓮大菩薩御作俵數十一俵）　一軀
一山籠釋迦如來像　一軀

一人丸大明神像　法橋定朝作　一軀
一人丸記　一軸　一同添翰　一軸
一人丸添狀　大佛工弘敎之記　一幅
一右同斷　一幅
一開山二位僧都日什聖人念珠　一連
一誕生金佛像　一體　一毘沙門天像　一體
一佛舍利　四粒　一佛舍利　一粒
一淸正公像　一體
一東山院樣御綸旨（日禹上人え）　一幅
一桃園院樣御綸旨（日瑞上人え）　一幅
一後櫻町院樣御綸旨（日漸上人え）　一幅
一後桃園院樣御綸旨（日臺上人え）　一幅

一仙洞御所御綸旨（日享上人え）　一幅
一當今樣御綸旨（日梁上人え）　一幅
一陽光院樣御筆（經王大明神四句）　一幅
一後小松院樣御宸翰　一幅
一後小松院樣御宸筆和歌　一幅
一後柏原院樣御宸筆（慈悲滿行菩薩尊號）　一幅
一後陽成院樣御宸翰　一幅
一後陽成院樣御宸筆和歌　一幅
一陽光院樣御筆（天滿大自在天神）　一幅
一靈元院太上法皇樣御宸筆　一幅
一靈鑑寺御宮御筆（開山日什上人京都堀河之和歌）　一幅
一尊圓親王樣御筆（圓頓者）　一幅
一右圓頓者添翰（黑田正庵筆）　一幅
一聖護院道晃親王樣御筆　一幅
一聖護院道晃親王樣御筆（釋迦之尊號）　一幅
一妙法院堯延親王樣御筆　一幅
一同御筆人丸いも山之歌　一幅
一妙法院堯然親王樣御筆（和歌三首）　一幅
一妙法院御筆（桃園院樣御位牌）　一幅

一菅相丞御筆（法華經一部）　一幅
一近衞信尹公御筆　一幅　一太閤秀吉公御筆　一幅
一烏丸光廣卿御筆（人丸大明神繪）　一幅
一中院前大納言通躬卿御筆　一幅
一外山二位中納言殿御筆（日蓮大菩薩十六歳之像并系圖）　一幅
一冷泉澄覺入道殿御筆　二幅對
一懷紙二十枚（親王方堂上方御寄合書）　一軸
一傳教大師御筆（圓頓者）　一幅
一法華經二部（日蓮大菩薩御筆）　二卷
一歸命大曼荼羅（同御筆）　一幅
一輪形曼荼羅（同御筆）　一幅
一拇取九歳授與之本尊（同御筆）　一幅
一佐渡曼荼羅（同御筆）　一幅
一高祖御消息（治病抄止觀十境と書出す一幅十六行）　一幅
一同（山中のと書出す十二行）　一幅
一同（三枚寄せ書十五行）　一幅
一同（建治二丙子卯月八日御認十七行）　一幅
一同（三事すでに相應しぬと書出す四行）　一幅
一同（玄義七日と書出す五行）　一幅

一同（佛王宮と書出す六行）　一幅
一同（中山日近上人究め書添二行廿五字）　一幅
一同（うつくしくと書出す十八行）　一幅
一同（佛の御使と書出す八行）　一幅
一同（夏殷周の語あり五行）　一幅
一同（天台大師文句と書出す三行）　一幅
一同（包難伏と書出す十四字）　一幅
一同（其外の摩渇と書出す十一字）　一幅
一高祖御判（今月七日と書出す十一行）　一幅
一曼荼羅（脇に正月十三日とあり）　一幅
一同（開山日什上人御筆）　一幅
一同（同御筆大純表具）　一幅
一同（同御筆山田半助え授與）　一幅
一同（同御筆山木村彌五衛門え授與）　一幅
一開山御消息（今此と書出す）　一幅
一同（庭中のと書出す）　一幅
一御綸旨之寫（日什上人門派別建立勅許）　一幅
一日朗菩薩御筆（時誠々知ると書出す）　一幅
一三十番神之繪（日親聖人開眼）　一幅
一祈禱經（日親聖人御筆）　一卷

一曼荼羅（日義聖人御筆）　一幅
一同（日仁上人筆）　一幅
一同（日金上人筆）　一幅
一同（日運上人筆）　一幅
一同（日成上人筆）　一幅
一同（日泰上人筆）　一幅
一祈禱經（日泰上人筆）　一卷
一曼荼羅（日行上人筆）　一幅
一三十番神（日殷大僧正筆）　一幅
一曼荼羅（日純上人筆）　一幅
一同（日乘上人筆）　一幅
一蓮糸之曼荼羅（日潤上人筆）　一幅
一大僧正日殷上人筆　一幅
一古筆手鑑（百廿九枚極め添）　一卷
一竹内良恕親王御筆　一幅
一紺紙金泥法華經一部（光明皇后御筆）　八卷
一一遍首題（高麗國日遙上人筆）　一幅
一清正公筆（村曼荼羅添翰）　一幅
一同（手判）　一幅
一石川丈山筆　一幅

一三條小鍛冶宗近太刀　一腰
一圓香盤　一ツ
一古法眼元信筆（花鳥繪）　二幅對
一同（右普賢童子中觀音脊左日）　三幅對
一雲村筆　二幅對
一探幽齋山水畫　一幅
一唐畫浪鶴畫　一幅
一深草元政書翰　一幅
一虛堂墨跡　一幅
一唐繪萬木筆　一幅
一唐繪呂紀之筆（花鳥之繪）　一幅
一雪舟佛繪畫　一幅

一兆殿司筆（右羅漢中觀音左羅漢）　三幅對
一同（涅槃像畫）　一幅
一東畫宋山村筆　一幅
一同趙雍筆　一幅
一法華經嚴王品說相　一幅
一同提婆品說相　一幅
一寶塔之繪　一幅
一雲谷筆（富士之繪）　一幅
一松永貞德畫像　一幅
一同盆山石　二ツ
一右盆山記　二軸

以上

予拜見品々記、雖レ然未レ暇レ改ニ次第一、只爲ニ同志人一、令ニ施板一畢。【割註】この記者姓氏不詳蓋寺者名を託したる者乎。」

右の中見たく思ひしも有しが迚も數々の品發足の急なる意に任せず打舍きたり。唯書末に載せたる貞德の畫像ぞ見たくて其塲に尾州名古屋の醫生森洞壽と云へる者の居たるに、遺したる者の託し置き醫生頗る畫を爲せば歸て尾州より寫し送らんと言ひしと如何にや。

又冊中に見えし道成寺の鐘と云へる者は別に其圖とその記事を刻行せるなり。又左に載す。これも一奇聞にして要するに談柄のみ。

道成寺鐘今在妙滿寺和解略緣起



夫紀州日高郡矢田莊道成寺は人皇四十二代文武天皇の勅願所なり。此帝御即位より今申年まで一千百三十九年になる○其後婚女蛇と成て鐘を蟠圍安珍を害せし其の怪異の事蹟は、元亨釋書に詳にして諸人の知處也。其の外謠曲等にも傳て兒女奴婢に至るまでも大概なしる故に略す○然に謠曲等にその鐘湯と成しと書は文法の餘勢也。既元亨釋書にも蛇去て後其の鐘尚熱といひ、寺衆鐘を倒て死せる安珍を見ともいへり。これに因て知べし、其鐘融流て湯の如く成たるにはあらずと○其後彼寺の老僧夢みらく二蛇來て曰、我は是前に命を亡し安珍なり、一蛇は其時の婦人也。共に惡道に墮て苦報脫がたし、願は壽量品を書寫し我等が苦患をすくひ給へと乞とみえて夢覺ぬ。僧大に憐み望の如く壽量品を書寫し追善をなしければ、其夜又夢に一僧一女來り合掌して曰、我等妙法華の功力に依て深き惡業を消滅し、僧は兜率天に生れ、女は忉利天にうまる。師の慈恩法華の神力有がたしともいふばかりなし、と拜謝して天に上ると。此事本朝法華傳並に元亨釋書にみえたり○世に傳ふ、其後彼鐘啞となり鑄直すこと十數回に及ぶといへども種々の障礙ありて鐘終に成就せず、衆人勞倦てその事止ぬ。それより後人皇九十五代後醍醐天皇和州吉野へ遷らせたまひしより、三代の間吉野を指て南朝といひて三種の神寶も猶此御方にましします。人皇九十七代光明天皇より五代の間京都をさして北朝といふ。此時天下南北にわかれ年號も亦別々にあり。然に南朝後村上天皇正平十四年に至て復彼鐘を鑄直すに此時始て成就す。則北朝人皇九十九代後光嚴天皇延文四年に當て今申迄四百六十六年になる、今妙滿寺にあるこの鐘是なり、銘に別當檀那冶工年月等詳に見ゆ。鐘の銘

は別に板行あり。其時南北混和せず合戦いまだ止むことなく、此鐘を取て兵器となし陣中に具たり。兵亂治るに及で棄て鐘の在處を失ふ。人皇百八代後陽成天皇天正年中洛陽の近郷某氏の家の後に竹林あり時々鳴動す。その鳴動するに及で其家に疾病或は災厄あり、小兒を夜啼せしむ。其邊の土を穿つに終に此鐘の埋てありしを掘出す。村民集會して曰くこれおそらくは梵宮の古鐘世俗の塵埃に埋れしゆえ、此鐘鳴動し此家怪異あるならん。はやく洛陽の鐘なき寺に寄附せんといそぎ都に出、大寺を尋ねて先妙滿寺に來りその趣を告ぐ。その頃此寺いまだ鐘あらず故に鐘を送來て寄附す、此時天正十六年戊子五月なり。正平十四年に此鐘鑄直成就してより天正十六年まで二百三十年になる。夫より此鐘を樓上に懸て日夜法筵の用となす處に慶安年中に誤て破る、その釁隙一尺餘にして聲終に失ぬ。故に一山相議し冶工に屬して此鐘を推鑄あらんとす、時に四方俄に鳴動し黒雲樓に覆て鐘雲中に飛ぶべきけしきなり。衆僧大に驚き丹誠を抽んで祈り且鑄直すことを止、此時益奇異の古鐘なる事を知れり。後然は寶藏に納置しに其釁隙年月を經るにしたがひて漸々に翕て、五六年以前までは猶紙をつらぬくの間有て裏に通り京師の老人より知處なり、それより年々に翕て今に至ては其痕だに見えがたし、實に此鐘の神妙恐べし。嗚呼昔をおもへば壽量品の功德によつて二蛇苦を離天に生ず、まことに一感人天受勝妙樂の化報にほこり、今亦妙滿寺に在ては大乘の寶器となり、年來同向の功力によつて二蛇感佛道自受法樂の果報に住せんこと疑なきものか。是則善惡不二邪正一如の因緣、平等大會一乘妙典の感應なり。

此和解略縁記は、寶曆九己卯年先師老蠶冬映童蒙の見易からんがため、述記して妙塔山妙滿寺に納處なり。今當寺祖師大菩薩尊像並靈寶等、淺草慶印寺におゐて開帳の刻先年の如く此靈鐘を諸人に的覽せしむ。然に右緣起數年を經て印板磨滅す。これによつて曆數干支を今甲申年までに算改、文章は其まゝに再板して以當寺に寄附し奉る。唯先師の信心を空ふせざる微志のみ。

文政七甲申年三月　　〃（勅願所）妙滿寺

○親鸞宗の浸淫は既に云へり。又都下の俳優に惑溺するもの甚しきも殆ど同じと謂べし。八月十一日の晝頃鳥越の邸に往きしに、途中諏訪町のあたりより市街に婦女群集せること夥し、その餘街中を往來する者亦饒し。何か見物の體なれば予不審に思ひ、人に其故を問はせたるに人云ふ、今日は市川門之助（俳優女形）の葬行ありと。因て思ふかゝる賤者の葬行を觀んとてかく人々の待ゐるも甚きに非ずや、乃歸路に又問はせけるに此時ははや葬行も濟て人もゐざりしが、かの葬行に隨ふ俳優七八人皆駕にて行きしを團十郎なる者は徒行して隨ひたりとぞ。又聞葬寺、【割註】田畝の幸龍寺、本國寺末なり。」にて葬に會せる者に强飯出せしを携歸るに、その飯を婦女共少々づゝ須臾を乞ふて拜食せしとぞ。これ如何なる心ぞや。世に神供を頂戴するの比とする耶、あまりに風俗人心の爰に至るは歎ずべきことなり。

この門之助の死せしは前月の廿六七日の頃と云。揚火を見物に出でたるさきにて中暑して暴死せしとも、又戲場にて病つき還て即ち死せしとも云。屍は早く葬埋してこのときは空棺を葬行の體にするまでのことなりとぞ。

又或人云ふ、この駕にて葬に從ひたる俳優と云ふは、皆その中の名高き者共なるが、途中の喧躁を避けて東本願寺のあたりより金杉を經て、かの幸龍寺に先に到りしと云。又葬に從ひたる駕は門之助贔屓の方に親屬ありしが、人は知らずしてそれをも俳優と思へるとなり　因て葬棺幸龍寺につきて後とより駕を出づるを者を見んとて人群鬧せしに、一老婆出でければ衆皆愕然たりとぞ。又御倉前榧町のあたりにては我が町内を通棺しくれよなど云て他町と口論せしとぞ。まことに如何かなる愚や如何なる俗や嗤ふべし。

○この前行智來り云ふ、今日深川八幡の境内を通りたるに假小屋あるを取くづし居たれば、何ゆゑ小屋を解やと問へば、近頃力もちする者ありて百貫目の石を頭上にさし扛ることにて、之も一人ならず數人よりて相撲の如く大關關脇小結とて、その人々の力量を見せけるより諸人も群湊してこれを觀たり、こ

れ此に奉納の石なりとて其小屋なり。又それを解し譯は、この程かゝる群衆の中年六十餘と覺しき痩たる小おやぢ、その石の傍に寄り兩手をさしのべ、輕げに目通に持て二三遍あげさげして向へ擲出し、さても各は能く侍たるゝよとて出去けるにぞ、かの力夫の輩も畏駭きこの老夫たゞ人に非ずとて其事を停めしかば、かく假屋も取ほごす也と行智が聞くに答へしとぞ。

○行智來り又曰、八幡境内一老夫のことは人の附會せし妄說にて、實は大石を仰臥して手足にて持扛げたるを、その手はづれて己が腹に石落ち壓死せしとも、或は手足を以て扛げたるとき傍ふりかの石上に又餘石を加へて力量を見せたるが、其石を執り落してかの仰臥の者に當り死せりとも云なり。孰かも浮說にて實は知れず。

○憲廟薨ぜられ、尋で御臺所淨光院殿のかくれ玉ひしこと等も、日光邯鄲枕と云へる肆本に忌諱の事共を記せども眞に妄誕の至なり。又護國女太平記のことは第十九卷に云へり。又湯島靈雲寺の開山は覺彥淨嚴比丘なり。二代を慧光律師と云ふ。この人憲廟の御心よせ重く且懇遇ありし人とぞ、その自書の日錄今彼寺に存し積たる高さ三尺もあらんとぞ、漢文にて記せり。これを見し人の語りしは、憲廟の薨御は痘瘡にて御老後の御事ゆゑ御容體輕からざりしを、律師御祈禱申せし故か、御うち返しあられ、告來れるまゝ、夫より準提尊に得十力の法を修し、また御驗あるに因て綿二百把を賜はり、その御禮として登城せし途中にて薨御の訃を聞たりとぞ。淨光院殿も同じく麻疹を憂たまひ尋で薨逝ありしと。これ等は普く市人に聞かせ流俗の迷を醒したきことなり。

○或人語る。この三月上旬上州榛名山の麓の村々縱橫一里半程の所雹を降らす。甚大にして三角又は四角、重き者は七百五十目もありて、三時ばかりの間頻りに降れり。又疾風雷雨交りて大木枝を折り人家破壞して茅屋は撲散し板屋は穿拔く。因て人馬の疵つく者多し。このこと當地にて區々風說せしが、尋で彼地の絹商嘉四郎と云者來て實事なることを云ふと。又同人の云ひしは以前より往々この事ありて、

三十五年前も此度の如く降しが尤甚烈かりしとぞ。且曰榛名の山上に湖水あり、方一里ばかりに冬に至ては悉く氷り寒中に及では人その上を往來す。然るに春になれば漸々と氷解るに、湖中一面に解るときは何たることとなし、年としては湖邊の氷先づ解ることあれば則湖底に沈む、かゝるときは底に在る龍これを怒り、忽ち波を捲き氷を碎き雲を起し風を發して大雹の降るもの皆この氷片なりと、其土の老人の說話と云へり。湖水の在る處は山下より十八町登るとなり。

又同人云ふ或時山上湖邊に到る、俄に湖水沸騰して荒れ立たれば大に怖れ五六町も逃れ下りたるに、忽ち晴天に暴雨降しが暫時にして霽れたり。因て復上りて湖邊を過て妙義山の方へ行しに、此時は始と更りて天快晴し湖面細漣を成して穩なりしと。是等思ひ合すれば潛龍の所爲たるに究まれりとぞ。

○某日或人のもとに出入大工の歎息して話せしと聞く。吉原町燒後の造作都下のよろしき大工ども爭て銘々作事す。昔は河原者の住る賤き生業の家作はすまじきことゝて、相應に富める工人は皆避てせず。かねて郭中に出入る工人ばかりその構造はすることにて有しが、今は如何なるよき工人も持次第にするとよ、利を貪る爲のみならず何屋は誰ぞ作りたると稱するを見えにすることゝ成りぬ 工人の風俗もかくばかり頽壞せりと云へり。又戲場の造構も古今の別その通りなり。偶ゝ工人の老實なる者古法を守れるは、見る陰も無きまでに貧しく成ぬとぞ。

○蕉軒話す、八月のすゑのほど成島東岳王子詣して雨に逢ひ、予が谷中村莊の六閑堂に休憩せし時の口號。

雨そゝぐ池の荷葉浪こえて秋風凉し木がくれの宿

時にとりて面白く聞えしなりと。

○我が邊は水澤多けれど夏月に水鷄の聲を聞ことなし。然るに寺島村に菊塢と稱するやま坊主ありてその宅を新梅屋鋪と呼ぶ、梅樹を多く植て人を惹く設とすればなり。其餘曲池を掘り花木を栽て春秋游人

の來るを俟つ。この坊一計を巧み水鷄その所に鳴くと云ひらしければ、浮華の俗客これを聞んとて和歌俳諧の徒夜々斷ゆることなし。因て酒肴を賣ること多くして利を得しと云。或夜來集の雅水鷄の鳴くを聽とて待ゐたるに、井然と水中に顚倒せる音あり、聞く人驚き火を點じて往見れば菊塢坊の手に小版をさげながら池水に陷ゐたり　夜々この版を敲き水鷄とて客を欺きたるなりき。爾後より水鷄も鳴かず來客も絕たりとなん。好笑。

○淺草寺は古所にて慈覺大師中興して今に逮ぶと。頃は嘉祥中にして仁明の御時なり、【割註】元年より今甲申に至て九百七十七年」この觀音堂のことは種々の事を云傳へて、此堂は往古より一度も燒失なくそのまゝなりと云へども、既に延文二年に燒け再び元龜三年燒け三たびは寬永十三年に燒けて、今の堂は猷廟の營造し給ひし所なりとぞ聞なる。又觀音の像は一寸八分ありて、淺草川より網にかゝり引揚げたると云ふは世普く傳る所なり。然るに彼寺に三社の子孫ありて其一人の常音坊は予識人なり。これに聞くに世人はかく云へど、今ある所の立像の佛體は上覽もありて、開扉の時は人普く拜する所なり、秘物として在る者は長さ二尺ばかり横八九寸もある箱の金具しげく打たるに納めて有り、是まで內を見し者あらず、その重き事なか／＼一人の力を以て動かすべからずと語りき。如何なる物が藏して有らん訝かし。又不思議なるは彼堂に火災あらんとすれば必ず雨降りて災を免ると。此言誣ゆべからざるは予が年少の頃火災ありて、觀音堂風下なりしが遂に雨降り火鎭り堂恙なしと聞へたり。予も往見たるに雨降しと見へて仁王門の內雨の痕地面に徧かりしが、界をなしたる如く際だちて堂の方のみ濕ゐたりき。然れば燒ざるもむべなり。少時の事なれども今に能く記憶せり、【割註】雷神門はこの時燒亡して今ある者は其後の再立なり」又近く文政四年三月の夜、東南の風にて火塵飄雪の如くかの堂に吹かけしが、奈何したるゆゑか仁王門五重塔の邊よりは火塵堂に及ばずして、辨天池廿軒茶屋のあたりに悉く隕たりとぞ。是は予が近從の者目擊して話せり。又この時火塵の吹返すを見て金龍山餅店の裏手に出て其先を見んと爲

せしが、その時ははや雨降りて火勢滅じて、遂に夜半に至て消したるに雨も亦歇しと云。是等所謂不思議なるべし。

○去年のことか或人曲玉を贈る、大さ圖の如くその質琥珀の如し。

この物を得しは西蝦夷地「かむいこたん」と云ふにて掘出せしと云。頃は文化の始にして、今御勘定を勤る増田金五郎彼地在住を願て妻子と倶に箱館に居住せし時に得たる者なり。その後もからふと島にて瑠璃又曲玉をも得たりと。是は支配勘定同非役助なりとぞ、

曲玉のことは好古の輩普く知る所なれど、かゝる夷地に有るは不審なり。瑠璃の如きも亦同じ。然を以て思へば蝦夷地上古は吾が疆内にして、後世に至て漸々と夷域となるか。

「かむいこたん」の地予これを詳にせず。林子平が蝦夷圖を見るに載せず。尚知れる人に問ふべし。又からふとは彼地の西北極奥の處にして、海を渡ること三十五里中華滿洲の地と接る所なり。然れば斯地に及んで吾が上古の物あるます〳〵奇と爲すべし。

日本紀齋明天皇五年三月、遣ニ阿倍臣一率ニ船師一百八十艘一討ニ蝦夷國一、(中略) 問菟蝦夷膽鹿島菟穗名二人進曰、可下以ニ後方羊蹄一爲中政所上焉、隨ニ膽鹿島等語一遂置ニ郡領一而歸、授ニ道奧與ニ越國司一位各二階、郡領與ニ主政一各一階。(下略)

後方羊蹄は通證云、疑此今蝦夷島志利邊知也、有レ山曰ニ尻別嶽一、

蝦夷圖を見るに此山蝦夷に入ること遠からざるの地なり。記して云く尻別山又尻邊之ともいふ、蝦夷第一の高山箱館より見ゆると有り。箱館は松前渡の大湊なり、こゝに據て知るべし。かくあれば彼地に吾が古へかゝる器の有るも然るべきことなり。又圖を閲るに尻別嶽の西の瀕海邊にしこたんと云ふ處あり。是若くは前に云ふかむいこたんの地か。

○天明六午年、水出て本莊の地その患甚し。予其時は平戸に在て親く見ず。その時の事を傳聞するに寶

に洪水と云ふべし。近頃又聞くに、荘の近邊原庭町に可文、【割註】菊屋善兵衛、この人俠氣あること前に見ゆ」と云るあり。水出ると聞くとその長屋の者を集め隣地なる蓮光寺の本堂に棚をかき一同に登せ置しが、やがてその所にも水つきければ、借りおきたる鯨舟を寄せ、人々を皆乘せしに、既に家屋の際は一面に氾濫たるゆゑ、可文聲を揚て今船を出すぞ覺悟はよきか〳〵と云へば、衆皆同音によしと云ゆゑ控へゐたる手を放すと、船は矢の如く流れたるが一瞬の間に駒形堂の岸に着しとぞ。可文後に屢〻このことを云ひ出して洪水の勢を歎ぜりとぞ。

〇或人話る仙波の喜多院は境内に十六坊あり。然るに寺内にて鐸を振る間鋪との制札建てあり。かゝれば寺内の者は皆々心得て有れど、回國の行者など知らずして、寺内に於て佛前の拜禮などに鐸を振へば寺坊か又は門前の民家に必ず火發して禍をなす。是故に寺内にこれを禁ずと云ふ。如何なるゆゑ有て然る乎。

〇又元祿の頃とか喜多院の住持天狗となりて妙義山中の嶽と云に飛去りたりとぞ。因て住職代々の墓の中にこの住持の墓ばかりは無しとなり。又この住持の使ひし小僧も天狗となり、飛立しが庭前に墜て死す。故にその處に今小祠を建てあり、この小僧飛去る前に味噌を擂りゐたるが擂こ木を擲捨て飛たりとぞ。その故か今にこの院内にて味噌を擂れば必ず物有て擂こ木を取去ると。因て味噌を擂ることとならざれば槌にて打ち汁にするとぞ。是も亦如何なる者の斯くは爲る乎。

〇八月十四日には風雨烈しく、處々に出水したり。後に聞けば毛を降らせしと云、その狀三四寸なるも有り又短かきも有りしと人々語れり。予怪かと問たれば林氏云陰氣の形を爲したる者にて獸毛には非ざるべしと。又後に怪異辨斷（西川如見著）を披閲すれば、中華日本の南方に當りて無數の大國あり。其鳥空中を往來す不知豈妖ならんやと。然れば鳥毛の降れる也。【割註】前書を按るに傳聞く西南の蠻夷に大國甚多し、其國大鳥の羽毛畜獸の毛に似たる者多く有之、未日本中華に於て無之處の者也。其鳥數千

百群飛で遠く山海を往來するに如何なる故にや、其翼下の毳毛を落すことあり。其毛風氣に乘じて遠く降れるを雨毛と云へり」

○予年少にて未だ勤もせざりし頃は御暇の後滯府は稀に有しが、在所に參勤の頃を越て居ることは無きことなりし。然るに近年は次第にこの事多くなり參勤後役當りの考など稱してわざと定期をはづすこと諸家多くあり。この五月御先手の鈴木九太夫書付を淺草邸に持參せりと聞く。留守なればそれを見しに

四月廿四日御用番青山下野守殿御宅へ細井出雲守奧山主税助御呼出御逢被レ成、御口達之上御書取御渡被レ成候寫、

萬石以上之面々近來病氣にて定例參勤之時節より延引之衆多く候。參勤交替之儀は無二延滯一樣兼々可レ被二心掛一事にて、病氣等無レ據義には候得共押ても旅行相成候程の樣子に候はゞ、可レ成丈定例之時節參府候樣可レ被レ致旨、各申談寄々年寄之衆え可レ被レ咄候。

五　月

別段御請に不レ及候事、

○修驗行智が曰大峰と云は所謂金の御嶽なり。昔は御嶽そうじとて精進して大峰に詣る者多かりしなり。源語に御嶽そうじにや有らん、なもたうらいのだうし、云々と有るも優婆塞の宮のみだけそうじし給ふを云ふ也。その麓は即吉野山なり。爰に吉野皇居の跡今にあり。吉水の皇居はその時の儘にて古びたる殿舍猶存す。後醍醐天皇の宸筆大般若經並に楠正成の奧書ある者、義經の卯花威の鎧その外太刀等の品も皆此院の什寶なり。實成寺東南院いづれも皇居の跡なり。如意輪寺には帝の御陵あり、返らじとかねて思へばの扉今にあり此邊櫻多し。こゝを過て百丁の茶屋足摺石十里の巖巉峻險を過て山上に到る、その間怪巖奇岫言葉に伸がたし。鐘掛と云所は殊に險危なる所なり。峯をさし出したらん樣なる岩山の下は萬仞の谷にて白雲の起るのみ見ゆ。其岩を油こぼしと云、水晶の如く磨かれて滑りもし

つべき巖の側に指さきのかゝるに取り付きて、斜に匍匐し上るほど壁を傳ふと云も猶おろかなり。壁は上下直に立たるをこの巖は上はさし覆て下は窪み入りたる所の、然かも人の長のとゞくべき所にもあらぬを足を蹈かけ取付きて、やう／＼に攀陟るほど足も慄ひ目も眩めきてあはや萬仭の谷に落ぬべく胸驚くとき、思よらず岩上より襟のほどをとらへて引上ぐる者あり手も足も離せと云、放してはたまらじと爲まくも爪がゝりだに無き名にし負ふ油こぼしの巖なれば、引離たれて釣りあげられつる時の心はいかがあらん、思ひ出づるも魂消ゆるほどなり。巖上よりはやと云て引上げて後ろざまに投すてらるゝ時にこそ、いかで生得たるやと後を顧みるだに胸わなゝきて見もされず、上より引上げたるは強力と呼て山修行の介しやくする輩にてぞある。是をこそ恐しきことの限りと思ふに平等石とて大きなる巖の嶺の傍にさし出たるを谷をへだてゝ其石蹈遷る、下は千仭の深谷なるを兩岩の間近ければ谷をも蹈越して向の岩にとりつくなり。是より向の岩を一廻りするに蹈む處は足を容るまでのほどなるを、かの深谷を前にして岩を後に負ひて廻る、その怖しさ亦云べからず。或は西の覗東の覗など云て絶頂の巖の谷へ臨みかゝりたるが、下は雲の海づらとも見るべきに樹梢遥かに幽なる巖上にその端に居て下を窺ひ見る。此時強力云ふ足をとらん。又は脊に繩をつけて谷へ身をさかしまに下げて、爰にて懺悔せよ禮拜せよなど云ふ。あるは深き穴の中に入れば底には三伏の夏日にも厚氷ありて冷なること冬に殊ならぬ處もあり。此外にも行場々々と云所數十所あり、いづれも其體筆にも記しがたし想ひ出づるだに胸寒るを是を能く記さんには聞人さへ戰慄すべし。且その委しきことは彼山中の誡とあれば行のさまゝでは言がたし。爰より二里餘も奥の方小篠道場とてこゝに護摩場あり。この奥は熊野迄七十五里、これを奥通りと云名所ども西行の山家集にも見へ、又別に記せる者もあり。山上のあらまし凡此趣に侍る。

○林氏より牧野伊豫守が去秋に高雄紅葉見の紀行を示せり。姑くこの冊中に移録す。

あきのもみぢにこゝろをそむるは、世の人のならひなり、ことに高雄は名にきこえしところなれば、み

まほしきと思ひしに、さいはひ朝のえだちにまゐりて、しばしがほどこの地にありしかば、いつかはみんとおもふところに、月日ほどなくゆく。秋の長月末の九日になりぬ、けふこそはとおもひ立て、組の人々とともに朝とくよりいでぬ、きのふは折から時雨をもよほしけるに、けさはいとよくはれて、朝日ほのかにさしいづるけしき、たとへんかたなし、先花園妙心寺のまへを過て、ならびの岡のふもと長泉寺といへるにいたりぬ、こゝによし田の兼好が像を安置し、自筆の一巻その外ふるき筆のあとゞもありて、かたはらのかけ幅に、ちぎりをく花とならびのをかのべにあはれ幾代の春をすぐさん、といへるかたのもんじを、兼好が剃髪の毛にてつゞりたるよし、めなれぬさまなり、また兼好が塚とて山のふもとにあり、いとものふりてあはれなり。

跡とへば哀れ幾代の春秋も過てぞ殘る露のふる塚　成著

それよりすこしゆきて、立よりたる家居よりならびのをかをみわたせば、立ならぶ松に枝をかはせるもみぢ、朝日にてりそひたるさま、いはんかたなし。

朝日影錦とみえて枝かはす松にならびの岡のもみぢは　成著

春ならば花ともみましならびなきならびの岡の木々の紅葉は　一陽

猶ゆくほどに光孝天皇のみさゞきとて田間にあり、いさゝか高くしてうへにひと木のまつをうゑたり、また鳴瀧村の道のほとりに宅間法眼の塚あり、いとものふりて苔むしたるさまあはれなり、この人古しへの畫工にして、明惠上人を信敬し、或日栂尾明惠の室にいたりけるに、人なくして話答の聲あり、宅間あやしみてひそかにうかゞひみれば、春日住吉の二神影向あり、まことに奇感の思ひをなして、たちまち筆をとり神相をうつしてかへりしに、この所にて馬より落てむなしくなりしと也、これ凡人神相をうつせし冥罰なりと世にいひつたへたり、つひにこゝに塚を立てしるしとなせり、それより猶ゆき／＼て平岡村にいたる、こゝに八幡の宮あり、是は高雄山鎮護のために弘法大師の勸請なりといふ、立より

てぬかづき神慮をあふぎ奉りて

榊葉にかけし鏡ぞくもりなき御代をまもりの神の玉垣　成著

それより梅がはたの峠をこして、しばしゆけば栂尾にいたりぬなほゆき〳〵て山をのぼれば、もみぢ枝をかはせる中に板ばしあり、このはしを人にとへば雲錦橋といふよし、したは清瀧河のながれきよくして、けしきいはむかたなし

枝かはす紅葉をわけてわたり行雲の錦の峯のかけはし　成著

このはしを渡りて栂尾山高山寺にいたりぬ、この寺明恵上人の開基とき〻て

明らけき恵の法は世々へてもたえぬをしへの高き山寺　成著

本尊は釋迦佛なり、堂の東の下壇の地に春日住吉の神殿、たつみのかたに明恵上人の廟堂あり、また此あたり茶の木をうゑしも、明恵のうゑ玉ふなりとぞ、此山上より清瀧河のもみぢを見わたしたるけしきたとへむかたなし

水のあやに紅葉の錦おりかけてながれはえある清瀧の川　成著

尋きて朝の山のかひにこそか〻る紅葉をけふはめづらめ　一陽

ながむるにけふは心のちりもなし清瀧川の清き流れを　成著

塵の世をへだて〻すめる山住は流よりまづ心きよけれ　一陽

かくよみて興つくることなく、ながめゐけるに、やがて此寺のあるじいできたりて

まれ人のまれにおはせし折なれば山の紅葉の色も照そふ　十無盡院

とよみて紅葉ひとえだおくられければ

墨染の袖に紅葉を折そへて送る心の色ぞふりける

かく謝詠して立いで、又栂尾山西明寺にいたりぬ、門西向にして、かたはらに制碑を立たり、よみて見

れば酒肉五辛女人界内をゆるさずとあり

　槇尾や西にむかふと明らけきみてらの法の門のしるしは　成著

うちにいりてみれば、本堂のまへに大なる槇のひと木、としへて見へたり

　幾とせかへぬらん寺や此山の名にこそたてれ槇の一もと　成著

本尊は釋迦佛、明惠上人の作にして、西の脇壇に千手觀音の立像あり、聖德太子の作といふ、佛殿の北の山の八幡の宮は、北山の鎭守なるよし、五輪光彌陀の一幅は弘法大師の筆なりとぞ、觀世音の名號書給ふは後水尾院宸翰なり、また中將姫の髮の毛にて彌陀三尊の種子をつくりたるかけ幅、光明皇后の經文かき給へる一軸、そのほかふるき筆のあとあまたあり、夫より高雄のかたにいたるみちのほど、茶の木の小株いくもとゝなく立つゞけり、山のかひより清瀧川をみながらのぼりゆく、坂みちのかたはらに額書石とて垣ゆひまはしたる大なる石あり、弘法大師この高雄山にすみ給へる時、河をへだてゝ額をたて此所より筆を飛ばして文字をかき給ふといへり、石の面にくぼみたる所あり、これを硯となせしゆゑ、大師の硯石ともいへり、夫より猶のぼりゆけば樓門あり、二天の像を安置す、神護國祚眞言寺と書たる額は、仁和寺の覺信法親王の筆とぞ、此門のかたはらに、ひと本の松陰たかくみえて、蔦の紅葉のはひかゝりたれば

　千代やへん梢のみどり陰たかき松に色かす蔦の紅葉　成著

うちにいりて見れば　かの名だゝるもみぢ、いく本となく立ならびて、そめたるけしきいはんかたなし

うすくこく染めて都の名に高き高雄の山の峯の紅葉　成著

めもあやに錦おりなす山の名もよそに高雄の秋の紅　一陽

夕日影名にも高雄の山のはに錦をさらす木々の紅葉　成著

錦をもさらすとみえし言のはに木々の紅葉の色やそふらん　一陽

かたへの鐘樓にかけたる鐘は、本朝の名物にして三絶といふよし。そのその故は銘の作者菅是善卿、序の詞橘廣相、筆者は藤原敏行なり。其文字彫にあらずして眞寫の筆畫を鑄つけたること紋の如くにして世にたぐひなくめづらかなり。本尊藥師佛、厨子に安置す、弘法大師の作なり。十二の守護神は厨子の外に立り。供摩堂には不動を安置し、そのほかは八幡の守護法善神のやしろ、經藏などもあり。また地藏院といへるにいたれば愛宕山を右に見て、下は谷河の深きながれ、もみぢ數を盡せるさまえもいはぬ風景なり。この所にて從者どもの、かはらけなげ遣るもいと興ありておかし。夫よりもときし道に立かへりて、山をくだりふもとのかたにいたりたれば、こゝかしこに染たる紅葉、谷水にうつりたるさま、いはんかたなければ、林間にたきしむかしの心なさとて、

今ぞしるちりても水のあやをなす紅葉たきし心あさゝを　一陽

思ひやるその言のはもことわりやかゝる紅葉をいかに焚けん　成著

などいひもて、かの谷河をわたりて、又むかひの坂にのぼりゆけば、額立石とて大なる石あり。是さきにしるせし弘法大師の筆を飛ばして額を書き玉へるとき、この石の上に立たるよし今にのこれり。それより賤が茶店に立より、かれいひたふべなどして、やがて人々をともなひ道をいそぎて行ほどに、日も山のはにしづめる頃ぞかへりける。かくてさきの栂尾のあるじのおくりたる紅葉の一枝を、一陽かかたにわかちやるとて、

一枝をまた折わけておくるなり栂尾山の秋のもみぢば　成著

ゆく秋の名ごりをそへて紅葉に心ふかさをとゞめてやみん　一陽

かく名だかき所々をめぐり〳〵てながめたるも、をさまれる御代のかしこさとて、

武士も靜なるよのためしにて紅葉に暮す秋の山々と」一陽がよみてこしける言のはゝ、けにことわりなりと思ひやりて、御代の惠のかしこさをあふぐにも猶あまりあれど、またもののふの道のゆるみてはと

いさめてかへしつかはしける。

あづさ弓今日は紅葉にくらすとも心ゆるすなものゝふの道

于時文政六のとし長月

伊豫守牧野成著しるす

成著

甲子夜話　卷五十三

○狼煙の事を第三十一卷に粗云しに、又北條流の軍學者の語れるは、地を掘ること九尺方にして入ること一丈ばかり、その底に薪を置き火を焚きあとより木口四五寸ばかりの生木を二間程に截て、數本を一束として彼の燒火の上に竪つればその木の煙り直に空に立騰る。去れども風ある日には昇ること三間餘なれば風の爲めに吹かれて能昇らず、其時は犬を生たるまゝ縛りてその立たる木の上に置けば犬も倶に燒く。然るときは立煙風を衝て立騰り靡くことなしと語りたる者は　試てその驗を見たりとぞ。獸類といへども生ながら火中に投ることは不仁なれども、軍旅等の用にはかくも爲んか。

○前に第五十二卷に喜多院にて鐸を振るを禁ずることを云ふ。然るに又異聞あるは天海僧正住職のとき如何なる故にや庭前に蛇出ること有れば必ず食を與へらる、因て鐸を振て呼ぶときは蛇即來る。是より歲霜を歷て蛇漸々大きくなり出るときは即護摩壇の邊に及ぶ、然る故に加持修法等のとき鐸を振ること能はず因て禁と爲すと云。玆を以て觀れば火の禍あると云ふもの不審にして蛇の爲に禁ること然る歟。

○第一卷に森氏の先祖武藏守の具足のことを云へり。今年その孫美濃守に、【割註】初右兵衛佐、既退隱して名を更ふ」逢ひしとき物語の中にこの甲冑のことに及びしに、濃州云ふには革具足にして黑糸にて威たる、殊に纖草なる者にて中々大將の物とは見へず、且小さき具足にて我れ着て見るに胸さきはすきて腹はかりにある體なり、兜は討死のとき首とともに敵に渡したれば家にはなく今井伊家に傳ふと云き前記と違へるまゝ又識す。因に云ふ彼武州戰に持ちたりし人間無骨と云ひし槍のことは、今坊間なる軍書よみと呼ぶ者も普く云ふなり。是も先年同席せし頃咄合ひたるに濃州云ふには正しく今に傳たり。即出入に見給ふ玄關に掛てある所其物なりと答しゆゑ、心づけて見るに成ほど殊に大なる十文字槍なり。立寄て見たけれど流石對番士の並び居る前を憚れば濃州に乞ふて其圖を寫せり。今思出し圖を出し見るに

直刄、けら首より鋒まで一尺二寸二分、横手刄端の見渡し一尺一寸なり。直刄の處血漕一筋あり、横刄には二筋にして表裏とたがひなり、四分の處に表に人間と刻り裏に無骨と刻り、莖には和泉守兼定と銘す。又濃州語か、もしや馬谷（軍書よみの名）の話か、今分明ならざるが武州戰爭のとき首を獲てこの槍鋒に貫き槍を立て一と突つけば首槍柄を貫き降て鐔下に至る剛者の所以と雖ども、これこの刄の利きなりと聞しことあり。又嘗て濃州語りしは某の家旅行には必此槍を身邊に隨ふと。予嘗て西行して淀河を下るとき、濃州も歸路枚方の堤上を旅行せるを船中より看たるに、彼槍を駕の前に持せ行きたりき。又侯の家に殊に大幅なる掛けものありき、嘗て屢々觀る。その畫は草體の墨畫にして鵠及數種の水禽を紛色を以て描く、【割註】鵠は所謂白鳥なり、畫の大眞の白鳥と同じ、餘もこれに斉し掛幅の大さ知るべし」その寫眞飛動の勢あり、想ふに元人の所レ畫か。予或時これを歎賞す、侯曰これは予が家の舊にあらず、祖先のとき淺野氏の居せし赤穗城を受取る日、彼城の書院の床に掛置たる者にして予が藏物とすと語りし、さすれば淺野氏の遺臣等城引渡しまで心を用しこと玆にても知るべく、又森氏の所傳も由ある也。予近頃逢ひしときこの畫のことを問ひたれば、さればとよ君と中絶の間に居第類燒せしこと再度その時庫に火入りて昔拜領せし物よりして重器多く燒失す、この掛幅もその中にて亡べり惜むべしと答ふ。予因て無骨の槍はと問へば、燒殘の前祖先の傳器にして隨身の者なればと、其撲を制してこの邸には是を置き行旅も亦是を率へ持つ、故に無骨の本體は今赤穗の城に有てかの燒亡は免れたりと。因て思ふ、然ばこの槍は武州の靈の存せるならん。予が城下誓願寺に藏してある淨土の三部經もこの如く東西に於て兩度の火災を脫れたり。これも雄香公の孝思の神靈ならん事は別に伸べし。

○煙草の吾國に渡りしことは遼からざる世のことなりしが、中頃吸煙を制禁せられて後復世に專ら行はるゝこと今は殆ど禮の一つとなり。まづ老中上使のときも煙盆を設け三家方へ參入せるにも、彼卿の御前に對するとも、主客ともこの器を出、然れば公の物となるなり。然れども殿中表向の處には今以て無

し。又頃ろ聞には上の御成さきにても此御事なくして御小箱と稱る者あり、御數寄屋の所レ預にして小き御箱なり。御成先にて奥の衆より御小箱と申し出れば、即御供の坊主よりこれを上る、この中に御煙具あり、火は御持筒の方へ御ありて御筒の火繩を上げて是にて御用を辨ずるとぞ初て聞けり。

〇予が內に使ふ半兵衛と呼ぶ經師は武州埼玉郡の產なり。半兵衛曰ふ、某が在所に以前沼にて今は田地となりたる場所あり、方一里に過ぎたり、【割註】その東は原村と云、艮方は流村、北は江西村、乾方は所久喜村、酉は唐須喜、坤方は同三ヶ村、南は臺村、巽方は除場村、その大田なるを知るべし」その田の沼にてありしは既に百年に踰たり、以前は泥深くして人馬の行くこと能はざりしと聞へしが、今は倶に稼作を爲すなり。又この田中に小溝多きが、四月の頃より水自から沸出で田にあり、十月に至れば水乾きて溝中にばかり殘り三月のほど迄かくの如し。又この地沼なるとき蓮ありと覺しく、其實今に土中に存し春分水なきとき田かへせば地底より出づ、その色黃赤なり、割りて見れば仁尙あり。又田に水あるときは時として蓮生ずること有りと、然れば蓮實は數歲を歷ても枯れざる者なるべし。是につき先年聞きたることあり、今其人も出處も共に忘れたり。

何つの頃なりしか某西土に渡り歸國せんとして、普陀山の寺に滯留せし間に佛宇にて古き如意を見る。柄に記して云く日本國沙門道元と。某思ふにこれ永平の開山入宋の時の物なるべきを、歸泊のとき定めし遺置し所ならん、如何にも尙ぶべき者と携へ還りしが、固より積年の物ゆゑ如意首離れ落たり。某見るにその中を虛にして小き袋を容れたり。某あやしみ思ひて視れば題して廬山白蓮實とあり。乃袋中をみるに果して蓮實二つ有り、某奇異の思ひをなしこれを池中に蒔たるに、明年青錢を生じ新葉盛茂して花を發するに皆白蓮なり。さすれば道元廬山に詣でて親しくその實を得たるならんと。其池ある所は長州の某寺なるが其名も失念せり、今猶この蓮種長州には連綿たりと云。

廬山白蓮社惠遠禪師は佛祖統紀に東晋義熙十二年寂八十三とあり。自二此年一文政七年まで千四百九年、

又道元の入宋は高僧傳に貞應二年と見へ、安貞元年歸朝とあれば自ㇾ今五百九十八年にして吾が後堀河の朝、西土は宋の理宗の時なり古き者にぞ有るなる。
○牧野豫州が京師鎭衛中の紀行は前に移寫す。この頃又東海道中の歌を見るまゝに亦移寫す。かゝる武職の人さへ和歌の心掛け有るなど實に泰平の餘化と云ふべし。
文政六のとし彌生末の九日、都のえだちに旅だつとて、
くれてゆく春よりも猶旅衣名殘ぞ惜き袖の別路
神奈川より袖が浦をながめやりて、
夕日さす袖が浦波遠近に霞みて浮ぶ沖の釣舟
猶ゆくみちの程暮かゝる頃蛙の聲をきゝて、
水にすむ蛙の聲を友として旅の夕のうさぞ慰さむ
戸塚のやどりにつきしかば、
旅衣ゆけば程なくほどがやを過ぎて戸塚のやどりにぞつく
同晦日朝たちしみちの程、片山蔭の麥畑青みわたれる中に雉のこえ聞えければ、
妻戀もあさるもありやなく雉子片山蔭の遠近の聲
卯月朔日箱根の山をわけゆくに雨ふりければ
降雨に山わけ衣袖ぬれて登る箱根の道ぞさかしき
同二日本吉原のあたりにて、
陰高き並木の松の木のまより見つゝ過ゆく雪のふじのね
くら澤といへる所より海つらをみわたしたるけしきいはんかたなし、
海原や水も綠にくら澤の岸うつ浪の音ぞ激しき

安部川にて、

夕日影共に渡るや歩人のたもと涼しき安部の河風

同三日うつの山をこゆるとき、

現にも夢にも逢ぬためしをも今更忍ぶうつの山道

同四日金谷坂にて、

けさも又はや立出て金谷坂登り降るは松の下道

小夜の中山にのぼりゆけば、夜なき石とて大なる石あり。此所にてむかしはらめる女のむなしくなりしとて、かたはらにいやしき僧のかね打ちならし、念佛となへ居るを見て、

跡問て昔をこゝに思ひきや憐なりけり小夜の中山

濱松のやどりはやくつきければ

早つきぬけふの宿りは濱松の高き梢に夕日さす頃

同五日あら井の海靜なれば、

音にきく荒ゐの海は名にも似ず舟路靜けきけふの朝なぎ

濱名の橋の跡をみて、鹽見坂をのぼりゆくに、つゝじの花盛なれば、

のぼりゆく鹽見が坂の岩がねに咲くや躑躅の花のいくむら

三河路にてかきつばたのさきけるを見て、

遙々ときつゝ三河の杜若旅をしくをも思ふ夕暮

同六日三河路にて雨のふりければ、

雨風も厭はぬ旅や歩人の濡つゝけふも急ぐ三河路

雨はれて夕日さす頃、白鷺の田面にたてるをみて、

雨霽て濡しみの毛や干ぬらん田面に獨り立る白鷺
同七日桑名の海七里があひだ、波路はるかに見わたされて、舟のゆくへ雲にやいりなむと思はる、
眞帆かけて漕ゆく末は白波の空にも續く雲の遠方
みちの程、はまぐりをやきて世をわたるの女をみて、
朝夕に貝や拾て幾歳か住馴るゝあまの世渡やせん
同八日まだ夜ぶかきに立出けるに、追分といへる所にて、やう〳〵東の空しらめるころ、鳥の聲をきゝて、
ゆくまゝに夜や明ぬらん追分の賤が家居の鳥のこゑ〴〵
龜山の松いくもとゝなく、立つゞけるをみて、
陰高き梢のみどり萬代もよはひ盡せぬ龜山の松
松が根に咲きまじりたるつゝじの、いとはえあるなれば、
松のねの芝生に混る岩躑躅いともはえある花の紅
筆捨山はわけてたへなるけしきなれば、むかし狩野法眼の此風景をうつしとらんとせしに、筆にもつくしがたしとて、筆を捨しゆゑ其名とするよしなどや、つたなき言の葉に及ばざらんと思ひやりて、
うつし繪もおよばざりける此山を言の葉ぐさになどやかゝらむ
清瀧觀音のみまへを過て、すゞかの坂に登るとて、
登りゆく此坂路も清瀧の大悲の御手の糸に引れて
同九日横田河をわたりて立よりたる賤が軒端の藤の花に、雨のかゝりたるさまいはんかたなし、
さく藤も軒端の雨にうるほひて猶色まさる花の紫
近江路にて雨のふりければ、

けふも又雨にあふみのむまやぢのやどりをたてば袖ぞぬれける

あはづが原にて兼平の塚をとひて、

跡とひてなほ哀そふ粟津野の草葉に殘る露の古塚

于時文政六のとし卯月　　伊豫守牧野成著しるす

○享保中冷泉葉室二家參向のとき、特旨にて角田川へ御船にて遊覽せしめられしことは人口に膾炙する所なり。頃ろ古記を檢古すれば嚴廟の時既にあり。如ㇾ左。

延寶四年丙辰三月參向

（年頭）勅使　花山院大納言定誠卿

千種大納言有能卿

法皇使　梅小路中納言資矩卿

本院使　高倉大納言永敦卿

新院使　平松中納言時量卿

（遷幸）勅使　東園大納言基量卿

女院使　樋口二位信康卿

十二日參向の公卿角田川に遊覽せしめらるゝに因て、高家並作事奉行青木遠江守禁裏附牧野攝津守かしこに罷り餔作し、船手頭向井將監小笠原彥大夫は船の事を沙汰せし由見へたり。

○夜話のとき或人の云けるは、人の假托に出る者ならんが其人の情實に能く協へりとなん。

郭公を贈りて參せし人あれども鳴かざりければ、

なかぬなら殺してしまへ時鳥　織田右府

鳴かずともなかして見せう時鳥　豐太閤

なかぬなら鳴まで待よ時鳥　　　大権現様

このあとに二首を添ふ。これ憚る所あるが上へ固より假托のことなれば作家を記せず、

なかぬなら鳥屋へやれよほとゝぎす

なかぬなら貰つて置けよほとゝぎす

○或人常山紀談の中の二條を書拔て示す者あり。此人頗る心ありて今時の鍼砭たる意と察せらる。是に付ても古人の往跡は格別のことなり、夫らのことに感ずる人さへ今は稀なるべし。これを書拔て示す人も心有ることならずや。

一土屋但馬守數直執政たりし時、金座の者ども私に謀りて金に銀を入れて吹替へられなば、日本國の金甚だ多くなるべし、金の色の少し損ずるのみにて莫大の利なれども但馬守用られず。但馬守だに此事を聞入られれば事行るべしといひけるを聞て、數直に申す人あり。とかく答なくてうち過しが文人をして問はせしに、其時但馬守是は邪なるわざなり、金を以て天下の寶とするは純物なるが故なり、その寶をあしくせんとや思ひもよらぬ事なりと云はれけるとぞ。數直大猷院殿の近習に仕へ申されし時、故有りて咎を蒙り引籠りて有りしに、臺德院殿上京まし／＼ける節、數直ひそかに上京せられしを親族家人相止めけれども聞入れず、京に著てかたはらなる所に隱れ居けり。ある時しか／＼の事を數直にはからはすべしと仰せ出されしかば、皆驚て數直は江戸に在り、いかにと申ければ聞し召させられ、尋て見よ居ざる事は有らじと仰られける程に、こゝかしこさがしけるに東の京に隱れて有りしを、頓て召出して仰に汝よくこそ來りたれとて命ぜられける事どもあり。泰平の時と雖ども千里の行程たやすからざる事と思ひて、後の咎を顧みず忍びて上京有りしとぞ。かくぞ有らんと知し召されし明智の御事、君臣水魚の遇季世に有がたき例しなり。此數直甲州武田家の士土屋宗藏昌恒が孫なり、勝頼亡びし時、宗藏子の二歳になりしを駿河の寺に、土屋と相知れる僧有りてかくして育てける。東照宮御狩の時かの寺

に立寄り給ひしに御茶を捧げて出けるを、此がつらだましゐたゞ者に非ず、父は何者と御尋有り、住持の僧氏も無き者にて候とかくし申上ければ再三詰り給へば、御敵を爲したる者の末にて候。かくし賴まれてあはれにながらへ育だてゝ候と謹で申ければ、出家せんよりは我に得させよと仰ありければ、今はつつみて惡しかりなんと思ひ、是は武田勝頼が供して天目山にて死したり土屋宗藏が妾腹の子にて候と申上ければ、さる義士の子なりけるよ、眼ざしのなみ／＼ならぬと思ひしに、果して違はずとて召具せられ、後民部少輔忠直といひしは此人なり。數直は忠直の二男なり。

一伊丹播磨守康勝は寛永年中御勘定頭三人を置かれし時其第一に撰ばれ、農を勸め商を導き民と共に利を同くしける譽れ有し。其頃商人の運上金を公義にさゝげ奉り、甲斐國より出る鼻紙を一人して商ふ者あり。然るに又富める商人有て内々に告て、今迄の人の奉る所の金子に一千兩增して奉るべし、某一人に紙賣る事をゆるし給ふべきよしを申す。此事尤も然るべしとて評定有りしに、播磨守一人甚だ心得ずとて聞入れず、執政の大臣たちにも此由を告げて請へどもとゞかず、三年の後に執政の人々播磨守にしかゞ／＼の事請ふ者有り、同職の人ゆるすべしと雖ども獨り用ひられずと聞くは誠にや、天下の富を以て見るときは、千兩の金少きと雖ども是を用て國用を足すに助けなしと云ふべからず。何かにやと有りしに播磨守承り、今より盜賊のおこらぬ道だに候ひなんにはいかにも許し申すべしと答ふ。人々いかなる子細ぞと問はるゝに、播磨守日本の唐土よりまさりたる物は紙にて候。中にも鼻紙と申すものは貴賤一同に一日も無くてはかなはぬ物にて、其價のいやしければこそ世のたすけとは成り候へ。望み請ふ者今日まで商人の奉りしより千兩金を增しなんこと、此千金は何所より出で候べき此紙を商ふて價を增して其利を得て奉らんにて候。かれ先づ價をまして商ふを又それを買ふて商ふ人はいくらも候ひなんに、是も同く利を得て商はんとせんには、爰にかゝりかしこに增して後には價貴くならんこと甚しかるべし。凡一帖の紙の價一二錢を增したらんには富める人の憂とするに足らず、貧賤の人僅かに一二錢を爭ふて

妻子を養ふ。かく淺間しきもの迚も、今日までは鼻紙やうの物を常に用ひ來れり。價忽ち增したればとて今更何ものをか以て是に換ふべき、然らば是等も亦おのれ／＼が商ふ物にて、其價を增して、其得る所の利を以て鼻紙を買ふより外の事候はじ。凡一物の價增すときは萬物の價貴くなること皆必定なり。價貴くなるに至て求んとして得ざれば或は飢或は寒ゆるにも及ぶべし、飢寒せまれば必ず死す、死すとも守る所を失ひ候はぬは士より上つかたの事に候へ、下ざまの人飢て死す、こゞへて死す、盜して死す、死一定なり、同じく死する命いかにもして一日も世に有らまほしく思ふは賤しきがならひなり。さてこの盜賊はおこる事にてこそ候へ。是は只農と商との事のやうに候へども、士の召仕ふ婢僕等も物の價貴くして求め得ねば盜む事同じ。かく盜の世にさかんに成りなん時は如何なる政事を以て是を止め給はんや。是盜は貧より起ることにて候、夫よりして民に利を爭はしめ其利上に歸するやうにし給はんには、天下其風になびき從ひて能き人々も共に爭ひ各其欲する所を得んと思はん。是等は盜みせぬ盜人にて其禍盜するより增りてこそ候へ。天下を有つは天下の寶を以て寶とす、且上の費をだに省ぶかせなんには一年の中に積む所の寶幾千萬のことにか候べき。それに僅か千兩の金を增さんとて盜賊起世の風俗の害に成り候はんこと、身の肉を切て飢を救ふに腹に滿つるとき身終と云へるに同じ。某既に年老ぬやがて死申すべし。相かまへて此後もかゝること申す者ありとも、人々能く心得給へと云ひければ人々感じあへりとぞ。

○徠翁が鈐錄第六行軍の條に云、水ある處山を隔てたるに水を呼ぶ法あり。大竹の節を去り雌雄を合せ油灰黃蠟にて固め氣の拔ぬ樣にして、扨竹の首を水中へ五尺程さし入れ竹の先の方にて松樺薪或は乾草をたけば、火氣筒中より水の所へ通じて水逆上し來るなりと、面白きことゝ思へども當地にては爲すべき方なく、領邑に云ひ遣し此法を爲さしめしに其答書に曰、

幸談議所境內相應之場所、圖面之通手當仕、先月十七日相試候は大竹の節を去り雌雄を合油灰黃蠟にて

固め氣ぬけぬ樣と候は、竹之本末を合候事と存候。乍レ然屈曲之場所故只竹斗にては思は敷出來兼候に付、枕にて合せ油灰蠟三味煉合能塗り少も氣不レ洩樣に仕候。右之煉物は至極鹽梅能く少も氣ぬけ候樣成義は無レ之候。又竹之筒水中に五尺入れと候は井の水中に五尺程入れ候。又竹之先之方にて燒くと申候者、樋之口にて燒候事と存候に付、火坪を掘り如レ圖仕掛右火坪の樋口にて俵を燒候。

右之通仕早朝より暮過迄六時之間少しも絶間なく、松薪二百八十把程燒候得共一向何の驗も無レ之候。殘念に存候に付、後に切り見候得共少も火氣通候樣子無レ之候。口にて吸候得ば少々藥氣臭き氣味有レ之候斗にて候。鈴錄之書面而已にては我々共得と合點仕兼候。何れ外に口傳も可レ有レ之哉。

如レ斯なるは俵翁は經驗なく聞くまゝを書載たるばかりか訝し。

○或人告ぐ。此八月廿七日甲州身延久遠寺失火、【割註】大工小屋より火出しと云」祖師堂本堂位牌堂本地堂多寶塔燈主堂萬燈圓師堂二天門鐘樓舞臺樂屋燒亡す、日蓮上人の像をば七十餘なりし僧の舁出せしとぞ。此事彼國の御代官林金五郎屆申上たり。或人曰、日蓮の在世文應元年庚申鎌倉にて其庵室に火を懸られたるも、八月廿七日申の刻の由なれば古今同日同刻なりと。又同日に池上本門寺にても、玄關より火出て燃揚らんとせしが揉消たるとぞ。

本化佛祖統記曰、文應元年庚申七月廿四日、高祖出而見レ之、時賴問二論之大旨一、高祖曰、國家將レ興、必有二禎祥一、國家將レ亡、必有二妖孽一、念佛者無間之業也、禪宗者天魔之徒也、眞言者亡國之法也、律宗者國邑之賊也、主君若不レ容我、自界叛逆、他國侵逼、喪二國也必矣、諫言至切、旁若レ無レ人也、時賴威勢絶倫、炙手可レ熱、恚氣凜冽、立而入レ內、一座寒心矣、高祖揚レ聲而曰、他日大元蒙古賊來襲者、嗚呼閣下不レ似二今日之度一、他國侵逼難者、蒙古賊也、殆乎殆乎、是高祖大諫三次之一、先二于蒙古一、霜華九白、驗レ之讖レ之、奇乎、奇乎諸宗傳レ之、貴賤緇素、惡罵毀辱、丕懷二怨嫉一、君父之讎、弗二于其

比一痛透二心骨一將二以殺一之、相議克合、八月廿七日、蜂起烏群、深更伺レ隙、來圍二丈室一炬火如レ晝、破レ戸毀レ築、有二進士太郎善春一麾レ卒防レ之、能登房出向被レ疵、諠譁狼藉、遂火二草庵一而引去、又紀年錄に云。八月廿七日惡徒夜に入て高祖の室を襲ふ、僧俗すべて數百人皆宗化を惡むの徒なり、善春等これを禦て創を被る、高祖其傍の箱に匿る。これを索むれども遂に求むること能はず室を焚て去る。

此統紀に所レ云は深更伺レ隙と見。又年錄には夜に入ると有て詳ならず、然ば同日にはあれど同刻と云は疎也。

○林話に此頃岸田勾當（堅田公家中盲人）に鍼治させける折節、同人の喘に近きほどのことなり。商家の藏とて豐臣太閤の金の鎖の襷あり、鎖の粒は三分ばかりの梅花形なり。觀者皆手を拍てその金の位の貴と細工の精きとを褒たり。總目方百五十匁價金二百五十兩の由を申たりとなん。未聞の珍物なり。

○或人云。此八月薩州の島に異國船來り上陸して物を乞ふさまして耕牛を指さすゆゑ、言語は通ぜざれどもその意をはかりて役所に申して遣すべし私には遣しがたしと云ふ心なれど、言語通ぜざれば蠻人は之をいなむやと心得けん、慍れる體にて本船に還る。その事聞へければ役所には守吏打寄て談ずるに彼の異人ども憤て還る體なれば必復來て狼藉せんもはかりがたしと、老幼は谷陰に隱し壯者は山林の中に伏せ、わざと役所を明け外に出で居しに、案に違はず異船また來り石火矢を放ちて役所を打崩す。去れども人ゐざれば害なし、斯くする中數人上陸してその邊見あるき、民家に入て繫ぎたる牛二三疋を取て銘々に手に持たる物にてかの牛を殺し肉を切り割き船に運ぶさまなり、其中に長け高き赤服したる者有てこれを指揮する體なるを、守吏物陰より窺ひ寄りて廿間ばかりにして之を打つにあやまたず、銃子赤服の胸を打ぬき即斃る、外の者どもこれを見て皆逃て船を出し去りぬ。この打取りたる者は船長とも思はるればその死骸は鹽漬にして長崎の奉行所へ送り江戸へ注進す。薩摩より江戸への脚力最も早きか廿

日に着なるが、此度は僅十五日にして閏八月の六日に着し、二度の注進は八日に着せりと聞く。因てかの分家島津淡州の方に問はせけるに、正しく十一日に届書出たりとて示す。

御用番青山下野守殿へ相屆

私領薩摩國七島之内寶島沖え七月八日白帆之船一艘漂來橋船より異國人七人致上陸候付役々差越相尋候處言語文字不相通無程本船え乘戻翌九日橋船二艘より致上陸牛望之由致手樣候に付不相調段手樣を以て相答候旗印は難見分候得共ゑげれすと申言葉迄相分り野菜相與候處本船え乘歸又々橋船三艘より多人數致上陸方々致徘徊海邊え繋置候牛一疋打殺外に二疋奪取在番所え鐵砲夥敷打掛本船よりは石火矢繁打放及狼藉候付目付役彼島へ遣置候家來吉村九助と申者鐵砲を以異國人之内一人打留候處其餘之者共は不殘本船え逃歸午未之方え乘行同十一日迄の間遠沖え帆影相見居候得共其後何方え乘行候哉不相分候旨申來候依之物頭島津權五郎と申者え人數相付彼島え差渡其外浦々島々にも取締嚴重に申付置候右打留候死骸地方え差送次第警固之者相添長崎え可差遣旨彼地奉行え委曲申達候由國元家來共申越候此段御屆申上候以上

閏八月十一日　　松平豐後守

尋で長崎の官廳より相渡せし書面とて、平戶より達す。其文、

八月廿一日長崎奉行土方出雲守より達書の寫

松平豐後守領内薩摩之國七島之内寶島沖え去月八日白帆船一艘漂來橋舟より異國人七人致上陸候に付役々差越相尋候處言語文字不相通本船え乘戻り翌九日異國人橋舟二艘より致上陸牛等相望旗印者難見分候得共ゑけれすと申言葉相分候に付野菜少々與候處又々橋舟三艘より多人數陸え乘付方々致徘徊海邊え繋置候牛一疋射殺外二疋奪取在番之者罷居候番所え鐵砲夥敷打懸本船には石火矢繁打放及狼藉候付爲目付役城下より彼島へ致渡海吉村九助と申もの異國人之内一人鐵砲を以て打留

候處其餘のもの共不レ殘本船え逃歸午未の方へ乘行同十一日迄の間遠沖え帆影相見候得共其後何方え乘行候義不二相知一候段豐後守家老共より申越候に付此段爲二心得一相達候間御在所え申越置候

申　八　月

又八月十九日薩州聞役よりの廻狀

以二廻狀一致二啓上一候各樣（中略）然ば松平豐後守領內薩摩國七島之內寶島沖え去月八日白帆の異國船一艘漂來橋船より異國人七人致二上陸一候に付役々差越相尋候處言語文字不二相通一本船え乘戾翌九日異國人橋船二艘より致二上陸一牛等相望旗印者難二見分一候得共忌けれすと申言葉相分候に付野菜少々相與候處又々橋舟三艘より多人數陸え乘附方々致二徘徊一海邊に繫置候牛一疋射殺外二疋奪取在番のもの罷居候番所え鐵砲夥敷打掛本船えは石火矢繁打掛不レ及レ手候に付城下より差置候豐後守家來吉村九助と申者異國人之內一人鐵砲を以打留候處異國人共不レ殘本船へ逃歸午未之方え乘行同十一日迄之間帆影相見候得共其後何方に乘行候義不二相分一候異國人死骸之義は致二鹽漬一置候旨申來候に城下より手當之人數一組早々彼島え差渡候旨委細之義は追々可二申上一旨今日御奉行所え御屆仕候に付爲レ被二御知一爲レ可レ得二貴意一如レ此御座候以上

八月十九日

○閏中秋の日林氏を訪ふに、主人父子出迎へ表居間より庭へ下て長路次を入る。この所幅狹して殊に長し。綠樹重疊して曦景を遮り路みな石を甃す、それより一廣堂に到る所謂る陶寫軒なり。床は上段の設にして掛幅は京人の墨畫孔雀花石（眞寫なり）の大幅なり、故の豆州（閣老吉田侯信明）遺留物と云。予か姻族なるを以て主人の心ありて掛しなるべし。西壁前二架あり、箏琵琶東琴兩皷を始て餘多の樂器を陳設す、是主人平生陶寫の具なり。談やゝ久して階を下り庭を步す、池水汪洋として荇菜參差たり、加之竹樹環擁して隣屋を見ず、城中の居とは思はれずして主人は周子を學べるにや、草も剪らずいぶせき

斗なるに、昨日まで秘府なりしかば諸事猥雜なるをも掃はず、誠に山人野客の住家かとぞ思はる。又東邊の極處には小構ありこれを遂亭と云ふ。此所に到れば人境を離れたる心地す。森樹の間を旋回して水畔に牀あり、上に屋なく架して葛覃を以て屋に換ふ、こゝは初夏の比杜若を賞する所なりと云ふ。又幽深の林樹を穿て庫造の小社あり。名は稻成社なれどその社壇に貯る所は以外の物多しと、其中楠子の像幷に菊水紋の幕の裂等も有りと云。是主人崇尊の主意なるべし。それより一山に上る磴峻にして頗る危し。山頂より西望すれば大城の櫓樓遠近の樹色親く揖すべし、芙嶽は馬門の傍に矗立す遥眺齊豁なり。この山を名けて默山と云ふ；これは隣邸の接するにより人語皆他に聞ゆ、因て此山上にては默すべしとの戯名のよし、併主人近來默山を以て自號とす、これは別に意寓のあることゝぞ聞く。崎嶇の坂路を下れば又小構あり、寧菱と扁す室中奇古の木石多く主人の歌を壁に題せり。

世はなれぬ所ながらも靜けさを心に結ぶ草の假菴

向に小邱あり秋芳各種風に靡き野外の趣なり。夫より新に營せる庫に導く、到ればその精巧用心に感ぜり。梯を登れば小廊あり葆古と稱す、悉く奇古の材木を以て造作せり。攝州丹生千年家の板の塵煤せし豆州韮山鎌倉の時の屋材竹、備後福山の大同年の擬寶珠、武州(忘地名)鹿子木など尤珍とすべし。名所にては嵐山吉野の櫻、住吉松島の松を始め、小室の中に五十餘品の木を集て造れり、【割註】此中に予が嘗て貯たりし古扉もあり、この扉彫物の花鳥ありしを林氏過訪のとき乞に因て贈れり。百十餘年の物疑を容れず」樓下は家の記錄と武具とを悉く藏む。主人の意に尋常の物件は尋常の庫に貯ふべし若し火患あらんとき一朝にして辨ぜん、書記の類は勿論なり弓砲槍劍旗幕馬具等は、各覃思して年を積で製造し皆ためしを經て非常の用に備ふ、もし褫離に逢ふとき再辦じ難き迚の儲なりとぞ。庫を出れば傍にも庫ありこれは尋常製なり、衣服平常の調度其餘の物を入るゝと云。此邊に庫を段々に連ぬる意は火災のとき遠方に移住すれば官事に障るがゆゑに、爰に指かけを造りて手廻の士卒を棲ましめ、身はかの庫樓に住し

いはひの心を

柴の戸はよはも戸ざゝで通路の落葉をひろふ人だにぞなき

○頃ろ堀の內妙法寺（法華宗）にて遺法のことありし由、人口に渉りしが此ほど寺社奉行の書付を見たり曰、

申八月廿七日申渡

武州堀之內日蓮宗妙法寺所化

教是　圓遇　玄是

教說　良貞　禎言

其方共儀淸僧之身分にて武州內藤新宿旅籠屋共之內ぇ罷越賣女を酒の相手に致し密通之上及ニ女犯ニ剰へ教是は新吉原ぇも罷越遊女買揚及ニ女犯ニ又者四ッ谷大覺寺門前重左衛門外一人方ぇ罷越魚肉食用致し遊興或者院內にも魚肉取寄食用致し候始末不屆に付晒之上觸頭ぇ相渡寺法之通可ニ取斗ニ之旨申渡引渡す

田安殿御家人直藏娘　ひさ

其方儀武州堀之內妙法寺所化教辨者淸僧にて女犯不ニ相成ニ儀心得乍レ有任レ申及ニ密通ニ又者同人並教是魚肉相調酒食致し候節酒之相手に相成候始末旁不埒に付押込申付る

ひさ母　よし

取計申渡略レ之云々始末旁不埒に付押込申付る

直藏

取計同上云々始末不埒に付急度叱り置

柏木成子町富右衛門店　定吉

取計同上云々始末不埒に付急度叱り置

四ッ谷大覺寺門前家主　重左衛門

其方儀武州堀之內妙法寺所化教是教辨者淸僧之所乍辨兩人罷越す時に任レ申魚肉調差出し又者院內へも度々魚肉爲レ持遣し剰教是罷越相賴候とて內藤新宿みき外三人を相贈三味線等爲レ彈遊興致さする始末旁

不埒に付手鎖申付る
取計爰に略す云々始末不埒に付急度叱り置

同人弟　五郎吉
内藤宿　喜兵衛店　半次郎
政右衛門店(伊三郎事)　藤八
五人組持店　佐仲
二五七店與七後見　忠五郎

其方共儀武州堀之内妙法寺所化教是通信圓遇玄是教說良貞祐言者清僧之所乍ㇾ辨罷在ㇾ任ㇾ申宿内旅籠屋
其之内え引付魚肉調遣し又は食賣女に密通之上及ニ女犯ㇾ候儀も乍ㇾ存度々案内いたし剩藤八忠五郎は教
是罷越す節宿内とみ外三人を相頼三味線爲ニ相彈ㇾ遊興致させ候始末一同不埒に付手鎖申付る

五郎右衛門店旅籠屋儀右衛門抱食賣女　はな
五人組店旅籠屋松五郎抱右同　のふ
林藏店同次郎兵衛右同　つた
やを
利助店同淸次郎右同　らく
伊之助店定次郎抱右同當時嘉兵衛店淸次郎抱右同　たけ

其方共儀武州堀之内村妙法寺所化圓遇玄是教說祐言は淸僧にて女犯不ニ相成ㇾ處乍ㇾ辨罷在ㇾ任ㇾ申銘々及ニ
密通ㇾ始末一同不埒に付つたやをさんらくたけ者押込申付るはなのふ者急度も可ニ申付ㇾ之處奇惡も無ㇾ之
に付宥免を以咎之不ㇾ及ニ沙汰ㇾ

同宿淸右衛門店淸兵衛方に居候　みき
源右衛門店丁次郎方に居候　こと

其方共儀四ッ谷大覺寺門前重左衛門任㆑賴同人方え罷越す砌教是者武州堀之內妙法寺所化にて淸僧之趣
乍㆑承三味線相彈酒之相手に相成俱々魚肉給如何之儀とも不㆓心付㆒罷在處一同不埒に付急度叱り置

同宿新八店佐太八妹　とみ
吉兵衛店勘次郎妹　しん
喜兵衛店仁兵衛養女　わか

取計爰に略す云々一同不埒に付急度も可㆓申付㆒處舊惡之儀無㆑之に付き宥寬を以咎之沙汰に不㆑及

淺草田町二丁目佐兵衛店　新六

其方儀武州堀之內村妙法寺所化教是は淸僧にて女犯不㆓相成㆒處乍㆓辨罷在㆒任㆑申新吉原町遊女屋に引付
遊女買揚世話いたす處不屆に付手鎖申付る

內藤新宿五郎右衛門店旅籠屋　儀右衛門
五人組持店同　松五郎
重兵衛店同　次郎兵衛
林藏店同　次郎兵衛
仁兵衛店同　重次郎
嘉兵衛店同　淸次郎
利八店同　淸次郎

其方共儀者不埒之筋も不㆓相聞㆒旨無㆑構

一妙法寺所化教辨儀淸僧之身分にて武州內藤新宿旅籠屋え罷越賣女を酒之相手にいたし遊興之上及㆓女
犯㆒又は直藏娘ひさとも及㆓女犯㆒其上四ッ谷大覺寺門前重左衛門外三人方え罷越魚肉調給剩院內にも取
寄食用いたす段不屆に付存命なれば晒之上觸頭え相渡寺法之通可㆓取計㆒旨可㆓申渡㆒之處病死致候間其旨

可ㇾ存右申渡趣一同證文申付る

右之通申渡す間得ニ其意一證文に奧印いたすべし尤教是外五人さらし相濟後於ニ場所一引渡す間寺法之通可ニ取計一

觸頭　宗延寺

平岩右膳手代　森山繁藏

田安殿徒目付　片岡喜太郎

山王觀理院權僧正（病氣に付代り）　長命院

樹下日向（同）　千勝主水

右は堀の内村は御代官所、且山王社御神領の中なれば別當社家にも其達有るなり。前に記せし身延山の燒亡、本門寺の失火も、八月廿七日にて昔鎌倉の庵室を焚かれし日なり。然るに又此刑の定も同月日なるは何ぞや、高祖の德化盡る時なるべし。又頃聞く、豆州韮山の御代官江川太郎左衛門は舊家にて、（このこと既に四十八卷に云ふ）保元の亂に鎭西八郎爲朝、伊豆の島に流罪のときかの居宅を建て今に其屋作の儘なりと云ふ。因て日蓮未だ興宗の前彼家に寄寓せるとき、家作のこと有て日蓮自筆の棟札今に傳ふ。今の太郎左衛門父子は朝川善庵が門人にて善庵と親し。善庵予に語る、去々年か彼陣屋自火を出して燒けたり。本家はかの古屋にしてその廻り曲尺の手に長屋あり、是は新造作の屋にして本家と接するの間、九尺或は二間なる所もありしが、この長屋より出火して長屋は殘らず燒亡す本家に火塵夥しく吹立て茅葺の屋上に積りしが、皆々かたまりて轉び落たりとぞ。其時本家の上には人無きに衆音に法華經讀誦の聲して、何か屋上は白色なるもの一面なりしが、果してこの災難は免れたりとぞ。太郎左は曾て虛妄のことを云はざる者なるが、善庵が疑ひ問ふにも眞顏になりて相違なきことを語りしとぞ。然れば是らは日蓮の神靈法華の功力今に存せるとも云べし。又善庵江川にこれ何者にやと

問ひたれば、何かは分たざりしが唯々有難く覺へて白色と誦經の聲のみ見聞て其餘は辨ぜざりしとぞ。又この宅の門も古き造りにて秀吉小田原陣のとき韮山攻に寄手の打かけたる鐵炮の鉛打込てありしを、善庵先年彼所に往たるとき目擊したりしが、火災に燒亡して今は無しと。又前言の如く古家のことなれば、棟などは大なる儘なれど、その中朽て空虛なりと覺しく、鼠の馳せて歩く音棟木の中にするとぞ。又江川氏血脈相續なるは勿論にして、今に代々嫡子相續なりしが當代の嫡子不幸して始て次男續ぎしとぞ、されども父子連綿と勤めて珍らしきことなり。

前に載せたる法華坊六人晒されたる體を、我が中の者見たると云ふ故如何にと聞たれば、上に並びたる三人は淺黄絹の着服して帶は淺黄白綸子などなるを、世間の僧の如く前結にして下の三人は鼠色木綿を着したりしが、二人の僧と末座の僧とは甚だ愧たる體にて面を低れて遂に人を見ずしてありしに、此餘の四人は無慙の體にて左右を流觀し或は指を以て地に畫き抔してありしと。然れば破戒の擧動も爲すべき者なること知るべし。又この僧等は腰繩にて非人が後より繩を執りて在りしと。又前に觸頭宗延寺は右之通申渡す間、得二其意一證文に奧印いたすべし、尤教是外五人さらし相濟後於二場所一引渡す間、寺法之通可二取計一とありたるを、或僧にこの寺法とは如何なる法ぞと問ひたれば、答にこれは此役所より達あれば此方よりも迎への人を出し、咎人を受取り本寺に連れ返りその薄暮にその邊に連れ出で脫衣し同派の寺々を構えて追放するとぞ。

○今年（文政甲申）駱駝長崎より此都に來れり、兩國橋向の廣地に見せものにして人群湊して觀る。此獸この四年辛巳六月に阿蘭陀の舶來にしてハルシヤ國の產と云ふ。然れば第九卷に記せし去年長崎に渡來せしと云ひし者是なり。これは亞刺比亞國中墨加の產と云ひしが孰れなるか。又駝に種類ありて此度のは獨峰駝と云ふ者なり。去れば前の造り物の駝は全くその形なり。又八卷に記せし駝は享和三亥年七月なる圖、アメリカ人の舶來なれどこれは上陸せずして還さる。これ蘭山が啓蒙に錄せる享和三年癸亥

十月（前の七は十の誤か）八日に長崎に來る亞墨利加舶に駝ありと云ひし者なり、其圖にはかの肉鞍と云ふ者見ゆ、然れば忩々種類違ふ。今遠來の物予も視たく思へども、流石卑賤混雜の中にも雜はりかぬる故、儒生浦生亮をして視せしめしに、左の記を書て呈す。乃ちこゝに附す。

獨峯駝　別名封牛　犎牛　物牛　犦牛

文政四年夏舶來七年秋入江戸者、

時珍曰、土番有獨峯駝、西域傳云大月氏出一封駝、脊上有一峯隆起若封土、故俗呼爲封牛、亦曰犎牛、穆天子傳謂之牥牛、爾雅謂之犦牛、嶺南徐聞縣及海康皆出之、

今稱之、狀如馬、褐色高九尺、長一丈二尺、圍九尺、自肩至臀八尺、頸長四尺、亭々如鵝項、一二寸長毛鬖々連屬、背隆起有若蒸猫、隆處亦長毛薈萃、頭如馬而不然壯、目如馬而不然悍、鼻如馬而不然弘、毶々穆々委々如也、口上亦長毛疎生、鼻口相距五寸、有溝理如牛、口耳並亦如馬、無上齒食齝、耳上亦長毛拉攦、後脚有三節、第一節在股肉之中、步動曲折迺見、蹄如牛、而皮肉裹包、若人足、然爪小、尾亦如牛而短、性甚柔馴、引之則來、推之則去、不甚耐寒、亦不甚惡熱、夏至毛無退、牝弱於牡、喉下及尾毛、長五寸許毿垂、脚自不敢先牡、常從牡之左隨之、所謂垂々耳、背有兩肉峯、如鞍形、性耐寒惡熱、夏至退毛至盡、是駝之形性、是生西北番界、今則其一種耳、所生之地風土迥絕、所以性之不同、本草集解馬志曰、野駝家駝、生塞北河西、其脂在兩峯內、入藥俱可、又時珍曰、皆有兩峰、如鞍形と云ふ、是一種の駝なり。又順が和名鈔の良久太乃宇萬と云ひしも其下に注して、周書云驝駝有肉鞍、能負重致遠者也、然れば古へはこの獨峰駝の如きは未だ知らざるなり今世の開けたる萬里周覽ありがたき時ならずや。

甲子夜話　巻五十四　駿番雑記上

○文政六年同姓和州駿城加番を命ぜられて九月に江都を發す。予品川に送る。託して日駿府必ず今古の異聞あらん小大に限る可からず、和州を始めとして從者に至る迄皆聞見を記して書信に附しておくられよと和州諾して別る。是より魚雁到る毎に必記し來る、乃冊となし題して駿番雑記と云ふ。

醫菊庵云ふ。駿府江川町三階屋と云へる御城米取扱もの、採選亭と稱する書賈の宅にて話すには、年來御城内御米倉の邊に黑狐一つ住めりと云へば、裏町清水尻と云ふ處の儒者山梨東平云ふ。江尻宿のてまへ草薙と云ふ所を八年前に晝通りたるに、黑狐道傍より出て側らの林中に入り、かう／＼と二聲啼たりと。因てこの地は多く居るかと問へば、左は無しやはり御城内の黑狐遊びに出たるならんと云ふ。彼是聞く所其大さ常の狐よりは餘ほど大く見ゆ、御城内にては度々見ることある由。その後に御小屋にてこれも醫民俊の僕の云には、以前御城内にて黑猫と云て見つけ追ひ廻したるとき、大さは前の通りと話せり。これは狐と猫と兩體相違のものなれど、老僕の言なれば左も聞きたらんとなり。

又曰。安部郡腰越村と云ふは府より八九里も山奥なり。其隣村を坂本と云て山を越て三里餘の道なり。或時腰越の人坂本へ宿したるに其夜雪ふり積れり。翌日歸る途中にて足痕の大さ三尺許あるを見る、不思議におもひ其先きを見ればまた痕あり、其間九尺ほどづゝにて行々絶ず、三里程の道に痕つゞきて枝道にもふみ廻りし痕あり。又腰越村の手前に小川あり。此川を一跨に渡りしと覺しく其川向二三間にも足痕ありしと。これを山男と謂ひ、稀には其糞を見當ることあるに、鈴竹と云ふ竹葉を食とするゆゑ糞中に竹葉ありと云。但右の村々は大井川の水元の邊なりと、府の江川町三階屋仁右衛門咄したり、【割註】○信州戸隱邊にても、大雨の後山中の畑など二三尺許の足跡あるを度々見る由。先年九頭龍權現へ參詣のとき其地の農夫より承る。又豐後國の高田は島原領にて船附きなり。其處の川の向へ鎮守尾王若宮

大明神と云あり。其明神の社迄は三町許あつて松林なり。或る暗夜に挑灯をつけ橋を渡り行んとすると、き、俄に總身痺れて一向歩行ならず、其夜は風强く挑灯も吹き廻されて道の脇へ寄りて居ると、やがて向の川向の方よりどし〳〵と足音するゆゑ、見るに長ケ二丈許りもある山伏か坊主か見定め難きもの、其人の脇通り橋の方へ行く、これよりだん〳〵身の痺れも緩みたるゆゑ、その宅へ歸らんと思へども、其方へは大人の行たるゆゑ、別路なる花屋へやう〳〵奔り附けて、內の人を呼起したる迄は覺えたれども、夫より氣絕たり。是にて人々騷ぎ立たる中に漸々氣も附きたりと。是も彼山男の全身を見しならん。右一條は駿府の禪宗顯光寺と云ふ三十石御朱印地の和尙十五歲のときに目擊せしのことゝ云ふ。この僧今存す年六十八」

又云ふ。黑狐のこと先年御城代屋敷玄關の敷板を張れば一夜の中に損す、因て止ことを得ず土間にして灘ぐりを鋪きたるとなり。又行かず雪隱とて夜行くと下より手を出すゆゑ恐れて行く人なし。傳說には猫の所爲と云へり。二十年許以前この屋鋪燒亡す、その後玄關板張になりたれども何事もなしと云。初瓜は安西潟井の宮村二ヶ所より獻上あり。又芝川海苔を富士海苔とも云ふ。靑海苔は富士郡半野村と云ふより買上にて獻上す、至て得難き品故に此村は諸役御免なりと云。又駿府志と云ふ九卷許の寫本あり、其中には御朱印等の古跡を載すとなり。

當國の茄子を獻上する事は神君の時より始まる。寒三十日後の三十日を地寒と稱し、地寒あきたる日に種を箱府の土に下し生長して畑に植へ、其より四月の節に至る日を待て昔は岡淸水村より獻上したれども、其後時節に出來ざるより、三保村の折戶と云ふに賴み今は折戶村より府の御代官に上げ、御傳馬宿續きにて江戶へ直き獻上なり。又その日に御城代の用人折戶村の名主に一夜宿りて、茄子の揃たるを集め御城代屋鋪に持歸り、其日直に傳馬町の三度飛脚屋に申付け、江戶迄晝夜十二時にて送るなり。何れも四月の節になりたる日に差上る由。又一には右二ヶ所よりは獻上なく、三保明神の社人より花おちの

至て小きうち一番に獻上するとも承る。

府の文通に勸義の記と云ふを贈る、彼地の人の文なり。曰近頃予事に依りて我家の菩提所なる城西の瑞龍寺に寓居す。今月十八日の早朝に野狐ひとつ寺の廣庭に來りて鷄をくはへて遁走らんとするを、寺の下男はしり出でやう〳〵にして鷄を助け、狐をば追ちらしぬ。住持の僧は朝勤してけるが、勁はてゝ此事を聞き、やがて廣庭に出で聲はげましていへらく、汝狐ども我が言葉をよくきくべし。汝等我等の山に住むこと年久き故に、食物の餘る折々は汝等が棲穴へ運びあたへて養ふこと全く鷄犬に異ならず、然ば鷄犬も汝等もひとしく我等の畜ひものにして、獸類の朋輩といふとも理なしといふべからず、いかに畜生なればとて朋輩を喰はんとするの道理やはある、よし此上は我山内に住む狐ども不日に狩出しのこらず追放申付べしと。人にものいふ如くしてやみぬ。同廿日の夕方予小僧ども伴なひて山へ登りしに、狐ひとつ予が先祖の墓前に斃れふしぬ。稀有のことなれば疾く山を下り住持に告知らせ、且狐を追し下男を連れゆきて見せしむるに果して彼狐なり。因て死骸を改め見るに、杖もて打殺されしにも非ず又一點の疵もなし、實に正念往生を遂ぐるものゝ如し。こゝにおいて住持和尚香華を供し厚く葬りねんごろに跡とぶらひ遺しける。其夜山内に住む衆狐とおぼしく、おの〳〵聲をはなち寺の軒ちかく來りしも住持へ禮謝を述ぶる心にやあらん。覺束なしと思ひながら、時にとりて殊に哀を催しぬ。嗚呼この野干住持の道理ある詞に恥ぢ、死をもて前日の罪を謝するか、はたおのがゆゑに山内衆狐の追はれんことの面なくて死せるか、抑何ごゝろなくして自然に死せるか、其心量り知べからずと雖ども、予をもてこれを見れば、此野干も恥を知り義を知るものに似たり。昔天文の頃、或夏の夕暮北條氏康樓にのぼり群臣をつどへ酒宴して在りける時、城中に狐の啼きしかば氏康申されけるは、秋野の狐とこそいふに夏狐の啼くは凶事なりとて、

夏はきつねに啼く蟬のから衣己々が身の上にきよと讀まれしに、夜明て見れば其狐啼ける所に斃れたり

此狐も獸の意に感じて、因果はおのれが身の上に取てけりとて、皆々感歎かぎりなかりけると北條五代記に詳なり。かゝる例しもあるなれば彼等の狐もまたく和尚の詞に伏し、義に依て生をかろんじ死をもて罪を償ふに疑ひなかるべし。故に予詞華言葉の飾りを用ひるに暇あらず、又予が拙を藏するに暇あらず、現見せしまゝをつばらに記して普く人に告げしらしめ、世間の恥なく義なき者を勵まし、又以て自らの警とするのみ。文化癸酉の四月廿一日、駿城の西、瑞龍精舍に於てしるす。大野萬齋(一山僧不レ合レ掉二着此事一、懷越大野賢士作レ記、以普告二世人一、又乞二余一言一、以二余不文一堅辭、不レ許、遂舐レ毫題二其後一曰、夫惟正見所レ感、普通不レ能レ逞二其用一、因果報應、纖毫無レ遺二其數一、唯脩レ善可二以滅一罪障、依レ法可二以脫一輪廻一、彼能使レ畜輩レ生、決定捨レ命、過去永劫之業レ免鬼畜苦患一矣、作麽纔施レ習レ佛呵レ祖底小伎倆一、徹二得點レ鐵作レ金底好工夫一、如是畜生發二菩提心一、莫レ道山僧孟浪說二邪野狐禪一了、現住瑞龍山叟跋。

家老鵜高作が所レ聞見一府中の在鄉江尻の在鄉にも甘蔗を多く作りてあり。收納の節は臺の上に轆轤の如くにして牛に曳かせ、轆轤の畔を回し砂糖を搾取る、家每に如レ斯するとぞ。

又龍爪山(府中に在る山)の祭には、鐵炮を放つを祭とす。因て百人二百人立願成就などに打又或は賭打にも發し、其日は筒音夥しとぞ。

先年伊東信濃守如齋のとき、(備中岡田侯一萬三百餘石)其領分備中下道郡八田村と云ふ處小山の側の古墓に掘り當て、發き見れば唯大なる脚骨一つあり。領主駿府に在ればそのこと告越たり。取寄せ見るべしとのことにて御小屋へ遣來らせ、自身の足に合せ見られたるに五寸許も長くして太ければ、何れ尋常の人骨とも見へずとて元の所へ返し、墓に埋めて置くべしと申付たる後二三十日過る頃より信州脚痛發し、追々その痛み增して、冬に死去なりしと、其翌年隣領板倉侯の中、同國小田郡寶成村にて亦古墓を掘り出し、中に銅壺ありて其銘に吉備公先妣之骨秦川勝藏焉とありければ、川勝の納め置きたることゝ見へたり。因て伊東侯の堺にて掘出したる大骨は若くは吉備公の遺骨かと、御代官の本締小原東作と云ふ山

崎流の學者、府の儒者山梨東平へ話たるを菊庵聞く、【割註】史に據に、川勝は推古皇極朝の人吉備公の時に先つ事既に久し且吉備持統の朝に生ると見ゆれば、然れば銅壺の文は後人の附說なり。況やその銘文も甚拙く當年の物とは思はれず。かゝる傳說世に多き者なれども姑く其まゝを錄す

某侯加番のとき、その家中の者公用にて市中を行く。折節雨大にて木屐の緒切れ路に轉びたるに道側の商人出でゝ遲を洗ふ。思ひよらざる厚意を喜び謝したるに、又彼家に來るべしと云ふ。因てその家に到れば、飯を薦め酒を命じ新衣を着せしむ。その盛意深情一方ならず。故に銀子を與て謝しけれども受けずして嚮の汚衣は洗濯して返す。又後にその家の前を通れば商人招くゆゑに、先日の事をも謝する心にて往きしに此節は奥室に引入れ醇鮮の酒肴を陳ね且云ふ、我女兒三絃を解せり君の興に供せんとて女子を出す。彼士忽その女の容色に惑溺し、是より月時に往來す。歸期に及ぶ頃商人云、我女久く君の意に適することを知る、賤技且媿態恥づべしといへども冀くば歸府に隨へ給へと。彼士於レ此後悔すれども爲すべきやうなくやう〳〵三十金を以て諾言して止ぬ。彼士素より貧窶に侯家を出奔すと、駿府の風俗大率此類なり。（城喜作所聞）

昔紀伊殿急ぎ御出府あるべしと東府より仰せ遣はされしとき、道中を急がせられし處、大井川滿水にて留る。侯も心せき玉ひ內心に祈念し玉ふことありけるが、忽ち川明きて翌朝越えられしに、川上に大法師立しを見られたり。其法師よりは水高くして下は水減じ、難なく涉り遂げ玉ひぬ。其翌年下國し玉ふ時驛の問屋に此邊に神佛はなきやと問はせらるれば、靈場と稱するは無く候へ共此川向に小川の地藏とて里人參詣する處あり、中々御越あるべき處にはあらずと申たれど、參り見るべしとありて其處に往かせられ、地藏に向ひ去年川留のとき水瀨を防ぎたるにあらずやと仰られければ地藏動きたり。因て拜し玉ひて還られしが、歸國の後五百石寄附せられ其後は年々五拾俵づゝ今に寄らるゝとぞ。今時地藏殊に繁昌し衆人參詣すと也。右の紀侯は由井正雪の事にて御疑ひあり、御內意にて出府あられしときのこ

とゝぞ。心配し玉ふ折柄なれば川留にも格別の默禱ありしと申傳ふ。（菊庵）府城の東北儀内町御目付巡見場所、御朱印廿一石餘淨土宗來光寺の庭には、神祖自から接換の桃あり。寶物とて神祖より拜領の屛風有。繪は唐兒遊、極彩色土佐の筆と云。是は昔神祖御入のとき棊を圍ませ玉ひけるが、折しも寒氣甚しければ屛風を立よと御意有し處無き由御請申せば、乃御居間に有る屛風とり寄せよと仰ありて、夫より今に持傳へある物と云ふ。

又宮ケ崎と云ふ所同じく巡見場所、御朱印十六石餘淨土宗宮崎山報土寺には、神祖常に茶湯に入らせられたる由、寶物に拜領唐手の御茶碗御筆の御掛幅天下一の三字、又御所持の御掛幅とて神農の像あり。

又駿遠の堺掛川領の農家に、御朱印五拾石餘帶刀御免の御百姓惣右衛門と云ふは、久能山御內陣の鍵を預る。この者久能山え獻上の物は自身持上げて御內陣の御戶際え置く由。御三家御通行のとき御目通にても簑笠御免なり。同人先祖神君へ泥鰌を獻上しけるに苞斗にて魚なし。然に神祖御不興もなくして即から苞に金子を多く御入下され、歸る跡より潜かに人をつけて御見せありしに、道すがら金子の落るも知らずして歸家の時は纔ばかりになりし由。其家迄の路程六里半餘なりしと。如レ斯人ゆゑ上にも其朴實を殊に御愛しの由。（以上城喜所聞）

駿府にて同心居所は以前は與力町の通屋敷を構へ住候處、慶安中正雪騷動より後町同心は町毎に一二人づゝ居候樣になり、今猶其通に候處、當時に至ては暮し方困窮なる由。因て町に居候者は野菜等作る所も無く彼是困る由。又在方に居候同心は竹細工或は傘など造る者も有る由。同心百人餘の中間ひには御城の駒寄を抜く者も有ると云ふ。これ抜き取て屋根修復のこまい抔になし、古きは薪抔にするとなり。（用人井戸小文治所聞）

駿州三穗の松原と名づけたるは其所の松三葉なる故なり。然れども三葉には非るもありと云ふ。

又昔此松原に相生の松一本あり。枯れば又一本生じ、その一本枯れたれば又近來一本生じたる由。昔より名木の絶ざるは不思議なりと云。

又府の御城内にては朝貌の謠を謠ふことを禁ずると云ふ。若し謠ふときは必ず變事ありとなり。何故と云ふことは知れずと、本間周泰と云ふ御城代出入の醫話す。(二條菊庵所聞)謠に朝貌と云ふこと未だ聞及ばず。

駿府にては町年寄乙名名主を都て町頭と稱す。これ神祖大阪御歸陣のとき、市中重立ちたる者御旅へ御祝儀に出候節、神祖御矢倉より御覽御側に候彥坂九兵衛に、向ふより大勢參り候は當地の町頭共に候哉と御尋あり、九兵衛上意の通りと申上る。夫より當地にては町頭と稱ふ候へと九兵衛より達候由。此役六十人あり、其内月々三人づゝ年行事月番を詰持、當地の願訴訟或は御觸事等都て此役より取計ると云。右町頭共町奉行所へ寄合日、毎月四日十一日二十一日に出、諸事御用向承候由。町奉行に目通り候とき脇指御免の由。是も神祖大阪御陣の節諸町人安部川迄御見送りに出候處、上下斗り着し脇指無きゆゑ、町人とて脇指なしは見苦しくとの上意あり。夫より公邊へ出るときは脇指御免の由。(城喜所聞)寶臺院前通常慶町敎覺寺語る。權現樣へ常慶と申す佛工常に御懇意り、毎に御前へ召し御自像を被レ彫右寺へ御安置、今にその御像ある由。常慶碁を嗜み時々御相手たり。或時某勝候はゞ御頭を叩き可レ申と申上候處其方負ば如何する哉との御言ゆゑ、某負候半者再御前仕間敷と申上候處、果して常慶負たり。因て行方不レ知。是より追々御尋候得ども遂に處を知らずと言ひ傳ふ。(井戸所聞)

府の北安部郡瀨名村に水梨と云ふ所あり。昔惣太夫と云者(今源左衞門と云ふ先祖の由)神君御在城の頃は貧家なり、草鞋抔造り生産とす。折々御家邊へ御成あり、或時御戲れの上意に、汝四つ這ひにして行くべしその這たる處を畑地に與ふべしと仰あり。因て惣太夫縱八丁橫五丁許を四つ這ひせしかば、乃其地を下されしゆゑ今に大百姓の分なり、目今に至ては歷々と稱せり。又昔地面下されの後御紋附の茶釜

と御鎗とを拜領し、今に家の重寶とし置くとぞ。水梨は府より一里半程の處也。（菊庵所聞）淺間社の脇總持院の內（天臺宗か）東照宮の御靈屋あり。この院の庭は太田道灌の造りし所にて、殊勝なる庭なりと云。（井戸所聞）

府の町數九十六町、其內三十六町は神君御在城以來地子錢御免にて住居し。其一町に町頭一人づゝ有りて、二ケ月を三人づゝ年行事と云ひて奉行所並町役等萬端を受持、又二ケ月を歷るときは次の町へ行事を送り勤むる由。又御用にて町奉行所に出る節は御椽側通御免の所、近來町頭の中に微ひだて過ぎたる者ありて砂利の上を通りたり。それより今は奉行所に出ても砂利の上に出ることになりしよし。右三十六町の外は畑尻と呼て、少しづつ御年貢を納め住居す。每年四月十七日には久能山の御神前に九十六町の家一軒に付其間口の大小に不レ拘して、一錢づつ地頭取り集め年行事のもとに出し、其錢を以て菓子を調へ御神前に獻上すること昔より今に不レ絕。御菓子持參する年行事、久能御宮の御椽側通りより捧ぐと云。又年行事當番の者一人づつ御代替りには御目見に出府す。其時は御馬の押掛を獻上し時服を下さるゝと云。駿府町中の者はこれを難レ有規模のことゝ申す由。又年貢御免のことは此府と三河の御舊城跡も同じと云、【割註】右下石町町頭源左衛門梅屋町町頭治右衛門語菊庵所聞」

二丁町は（遊女所居）昔七丁町と云ふ。今川の時は盛にて御當家に成り江戶へ五丁程移され、（今吉原の始なり）今二丁殘るに付かく唱ふ。遊女屋に女藝者を出す家あり、是所の舊書に由來を認ある由。今に奈良屋抔と申者は今川家の時より連綿して居ると云。（井戸所聞）

安部川の下前濱邊に萩原と云ふ處あり。こゝに古百姓あり、其先祖に大力ありて、神君御在城のとき御成の途中にて荷附け牛を兩手にて抱へ道脇に除き居し故に上意に何者か尋見よとあるに付、何村の某と申上候得ば、珍しき力なり何ぞ望みあらば取らすべしとなり。其頭は家富居しゆゑ、望みとてはなし何卒四ツ柱の門を建度くと願候得ば、蒙ニ御免ハ又其餘に望みはと上意あるに、苗字を稱し家紋に日丸をつ

け度し申上候得ば夫も御免にて今に四足門を建て居るとぞ。併し昔より門游放にて戸は無きよし、當時はこの家貧窮せしとなり。又昔其所に土手を築たり、夫を今は萩原土手と稱し其家も萩原と呼ぶ由。(菊庵所聞)

淺間社の賤機山にて陶器を燒出す。是は神祖以來御免にて、葵御紋を燒付、糸底に賤機と銘有り、この餘にも小茶盌酒盃の類御紋なきものも、總て當所の名物の由。(井戸所聞)

御城内に神君御手植の梅さね割とも種割とも稱して其の實たやすく半に割れて仁を得やすき別種あり。久能山下は梅の出來よき地ゆゑ御城内に出入するものその枝を接木として、今はその邊に多く有と云ふ。尤御城の北に當り一色村と云ふあり此所にも此梅ありとなり。又同村にほろ梅と稱するあり、その實ほろ〳〵と解け潰て核迄食はるゝと云。尤何れも常梅よりは實を結ぶこと少きが故に、尋常の梅子錢百銅に八升或は一斗位もするとき、實割梅ほろ梅は百銅に二升位よ買得ると云。(菊庵所聞)

予此事を林叟に語る。叟曰、實割梅は先年その實を駿州より取寄せて庭に栽ゆ。花も白の重瓣にて好し子を結ぶこと少し。實は微しく喰違ひたる如きの形なり、夫故駿産は齒さはれば直に實二つに割るゝとなり。然るにこの土に栽れば地氣の異によると見へて、實さまで割れ易からず。ほろ梅も彼地より漬越たるはいかにも珍らしき齒當なり。これも此方に栽れば實堅くなる水土は何分に仕方無き者也と云ひき。

駿府の人別改は、町家は十歳以上を年々改め年行事より奉行所へ屆く、小兒と醫者山伏出家の類は七ケ年三度づつ改め有る由。

宗門改めは其宗旨の寺より其年の年行事に當て手形を出し、年行事雷電寺と云ふ寺に四月と十月に打寄り夫々取調、町家最合の藏に納置由。

雷電寺と云ふは龍爪山の別當にて妻帶の法印なり。加番の舍に年頭に來るを見るに長身の鐵錫杖の長き

を袋に入れて持たせ，其外挾箱長柄傘抔を率ひ上下着の侍一人從ふ。
公儀重き御祝儀事等の節は、町頭の者二人江戸に出、帝鑑間御廊下にて干鯛箱を上り御禮す。還るときは時服（夕べ紋）拜領すと。仍て今は落ぶれたる町人の中にも時服所持したる者間々有る由。（城畠所聞）
駿府邊の百姓渡世には、山或は畑等少く、水田斗にて渡世のほど難澁すと。家一軒に田地一町之積の由。然るに人も近年は多く成り分前次第に少く成、夫故大家内抔にては今日の取續六ケ敷、或は奉公に出し、所々に稼ぎに出す由。素より水地なれば旱魃の年はよけれども、作德無きも年の年貢節季迄に夫々取收上納をする筈なれども、倹家貧窮すれば御法通り屆き不レ申。また畑作は上納金も田地よりは高直にて，綿等作り、成程出來もすれども作德迚は無く、精々次第に田に麥など作りて今日を續け居る由、夫も能々心掛けずしては水田を水を除け作る事故殊の外困る由。又餅搗等年を取る抔と云ふことは一向無く，其間餅抔出來る者ありても決して脇より爲せず。因て百姓は殊の外困窮なりと云。（井戸所聞）
御城四つ足御門の外に四つ足と云ふ所あり，町家の四辻にして一角は天ケ崎屋と云者神君より拜領の地なり、一角は中永主水の拜領屋舖なり、其向地は後藤の拜領屋舖にて廣さ壹町四面ほどなり、其中に御腰掛松とて古木あり、先年枯て倒れしが今に其儘あり、又近頃新に松を植次たれば枝振り只前の松の如く成りたると云、今其木の下に泉水と覺しきあり、其邊に廻六尺餘高さ八九尺なる竪石あり、右は御殿のときの御手水鉢なりと、上の方は缺たり、前の二屋舖は今に拜領の主住す、後藤は先年御咎の後收公せられて御預り地に成たりと云、先年よりこの松、奉行巡見の所なりと，この屋舖菊廼親しく見たりと云ふ。
安部川の上流に藁科川と云ふ枝川あり、其川上より陰陽石流れ下る，其形大小數多あり、土俗は開運石と稱し珍重す，又賣物にもす、天造の奇品なり、又對偶したる石は至て少し，但右の川外、阿部川筋には斷石あることなし、これ藁科川の邊嚴中より拔け出るなるべし，仍て藁科の拔石とも云ふと，大井川

よりも陰陽石出る、此陽石は金附と稱して丸き形なり、一說には阿部川より陰石出て大井川より陽石出ると、因て大井川と阿部川とは夫婦川とも云と聞く。（菊庵所云）

淺間御祭禮踟物

（二番組）車町　臺物（はゞ九尺、奧行一尺但し油障子家根付）

かざり物　題　宇治の茶つみ

宇治橋に松橋臂にて組立（こうらんそうばし）松の木は簪箱にて組立、葉ぬりばし色々交へ若者共不ㇾ殘女のすがたにて道々手おどり、子供先へ萬燈打はやし、

（壹番組）茶町一丁目　臺右同斷

かざり物　題　伊勢參宮もどり

花生道具種々集め、簡守り巾着さるの根付、劍御祓、若者共女の姿男さいりやうのすがたにて道々手おどり、歌など入れ打はやしあり、

（二番組）呉服町四丁目　臺右同斷

かざり物　題　雪見

雪見どうらう、糸車わくにて組立、松の木、わくまはし棒にて組立、葉もへぎ糸、雪ほふれい、だるま雲こかし車にて、子供に引せ申候、若者共傘駒下駄にて道々手おどり打はやし、

（三番組）呉服町三丁目　臺右同斷

かざり物　題　稻荷山たけ狩

鳥居に松あしらへ、松の木いた昆布、葉あをのり、鳥居三島のり、若者共道々手おどり打はやし、

（四番組）馬場町　家臺（はゞ九尺奧行三間）

大八車付、但し白木作り唐破風に致す子供おどり、かんたん夢のまくら、道行、たんせん、五人おどり

どふけおどり。

（三番組）　本通川越町　　　　臺鼠箱（但し一間四方程）

若者子ども共に鼠の姿にて道おどり打はやし子供所望場にては、好次第ぶんごぶし、長うた、所作事致し申候

町々思ひ付ぬり物數多く候間あらまし書しるし申候、【割註】右駿府より來るまゝ」

茄子籠の圖



土器の圖　御紋うちこみ



駿河初茄子の圖

四月十四日仕出同十七日到來

賤機山より葵御紋つきたる土器を出す、予駿の便りにこれを得たり。

御先手同姓忠右衛門は始め奥を勤めたる者ゆゑ、これ官にて何の御用になるものやと尋たるに彼も未だ見ざる品と答ふ、すれば何の御用なる者か、抑陶處にて何の由ありて造り來る所乎。

御城外横内と云ふ所に町家少々あり、其町端を横内田町と稱し當時家四五軒あり。神君御在城の砌七十餘の老婆寡居してありしを御通行のとき婆獨居して寒からん何ぞ望まば叶へやらんと御尋ありしに、御答にこの年に成り何も望はなしと申上たり。夫にても何か望のなきことはあるまじと押て問はせ給ひければ、外に望はなく毎曉七ツ頃車牛通てやかましく候と言上せしかば、望通にして取らせんとの上意にて其後より今に至り横内田の邊は曾て牛車通行ならずと、又田町分はこの婆々以來無年貢地なりとぞ。（菊庵）大龍山臨濟寺は府城の北にして賤機の連山なり。半腹に寺あり前は在家田畑ありて此邊皆水田なり。

因て遠望すれは田疇恰も棋盤に似たり、勝景と云ふべし。寺は禪宗にして開基は本光國師、時は天文十八己酉年八月也。夫より六年を經て弘治元年乙卯十月雪齋長老再創あり。この雪齋長老は英才にして禪機よりして軍旅の事に達せり。又當國の城主は今川治部大輔義元にして威を近隣に振ひ既に敵國を併呑せんと欲す。長老常に處々陣中に從ふ、於㆑是城主當寺を建立せり。故と今川代々は椎尾增善寺に墓墳あり、義元に及で其影を當寺に置くは則ち義元の菩提所なるに由れり。寺領昔は千石なりしが後永祿三年義元上洛を思立大軍を引率して直に駿府を進發す。時に尾張に信長あり、拒戰して義元遂に桶狹間に討死す、敵軍屍を送る乃ち大岩村の天澤寺に葬る。この天澤寺は十年以前破壞して今は門と墓所のみ殘れり。臨濟寺はもと天澤寺の分寺なれば義元の位牌今こゝにあり。牌面に天澤寺殿四品禮部侍郎秀峯哲公大居士とあり。臨濟の本堂は廿四間四面、本尊彌陀如來春日の作、左の方に義元の舊影あり束帶なり其顏容壯年と見ゆ。右の方には雪齋長老の木像あり大さ三尺許。又御成の間と云あり。こゝに神祖御寄附の屛風三雙あり。繪一は松一は菊、古法眼の筆。一は川千鳥の圖、畫者詳ならず。堂前に額あり方丈の二字、王府回道人の、【割註】王府回道人未詳本書のまゝ」書、印あり甚雅なり。又一軸を掛く、本紙横一尺二寸餘竪七寸餘。其文に曰、

其地在陣曁夜辛勞無㆓是非㆒候、時分柄雖㆘可㆑爲㆓迷惑㆒候㆖、兩國安危此時候間、各被㆓相談㆒、一途遂㆓本意㆒候はゞ快然候、猶如㆓水魚樂㆒、談合肝要候、委細岡次右衛門□可㆓申屆㆒、恐々謹言

閏二月朔日　　　　義　元　押

松井兵庫助殿

これ義元の自書にして墨色優美なり。夫より廊を過て手習の間あり。又園庭あり一方は山に依り大石奇嵓珍木異草あり、老樹枝を交へ古石青苔を敷く。最勝觀なり。其所に神祖御手栽の西湖梅あり老大樹なり。五月十九日より廿一日迄人に什物を見ることを許す、寶物等多くあり。（井戸）

前に葵御紋の土器のことを云ふ。これは土盃にして、久能山御宮にて神酒賜はるときこの土盃を用ゆと林子の話なり。小事にても經歷せざれば知れぬこと有る者なり。

自三駿府一答書の文略、此もと市中出入の者ども八昔の感狀等有レ之は見申度と承合せ居候へども、人毎に感狀とは何の事に候やと申す體にて、實に此地の町人ばらは何事も辨じ申さず又承傳も無レ之體に候。是と申も太平の御澤にて感狀抔申すこと相分候者無レ之候此にて今時の俗も知るべし。（井戸）

臨濟寺寶物と云は、

一神君御寄附の三十六歌仙繪
一今川義元自畫讃蟬丸像一軸（立像是やこの丶歌）
一宋牧溪筆觀音の繪一軸　一雪舟畫龍虎の一軸
一[illegible]之衣物一枚（後奈良院より賜る物と云）
一雪齋長老陣中之袈裟一　一同長刀一
一浮石手水鉢（目方三貫五百目横九寸竪一尺三寸）
一古貝文庫　一同硯箱
一岩鶴香爐一　右三品は今川家の所持と云
一今川家几帳　一雪齋長老鐙一
一堆朱大香合一　一堆烏小香合一
一印子の誕生佛（重さ三百五十目）（井戸）

宇津谷峠の手前宇都谷村立場の茶屋、昔は至て貧者にて馬の沓など作り渡世す。然るに神君大阪御陣のとき其家に馬の沓見へたるにつき、神君自らこゝの親父沓一足くれよと仰せあり。茶屋畏り候とて沓片方指上たり、其とき片方は如何にと御尋ねあれば片方は御歸陣のとき指上候半と申上たり、神君御喜悅

にて出陣の吉事也能申したり、何なりとも相應の望みを申すべしと上意ありし所、あなた樣のめされ候御羽織拜領仕りたくと願候へば即ちめされたる錦の御陣羽織をその者に下されける。因て今も大切に家の寶物として傳へたり。然るに御羽織を大名方通行のときに拜見に出したれば懇望の人二三寸程づゝ截取りて今にては御羽織半分ばかりに成しと云ふ。この家名を御羽織屋と稱して今は善右衛門と云ふ。（河內澤右衛門語）

府城の北大岩村の入口制札の縮寫二枚、

林際寺僧衆對二朱印一相出候上當軍勢甲乙人に聊以不レ可二異議一若於二此旨違背之輩一は速可レ加二成敗一者也仍如レ件

天正十年三月三日奉レ之　　本多庄左衛門

一大岩山　　一春龍寺山　　一天澤寺山

右之三ケ所

未　三　月

井出志摩守（押字）

右は風雨に曝して字分明ならずと。（井戸）

臨濟寺に神君御手植の西湖梅の外に、又楊梅もありてその實を和州のもとより贈りたり。因て林氏に轉じたれば喜びてその園に植ゑんと云ふ甲生を冀ふのみ。

府城の御堀には蛙居らず。俗傳ふ神君御在城の砌り騷々鋪ゆゑ蛙居ずばよかるべしと仰せありしより、其以來一疋も居ずとなり。又御城の地に生る鈴虫羽根の表に葵の御紋あり。又御城外の鈴虫は鳴聲あしく御城內のは細く長く美音なりと當地の人言へり。（菊庵）

久能山の簷に八年枯れず每歲花咲き實なる唐がらしありしに、去年か大風にて咲き折りて絕たりと。併

し六年になる者今に存せりと云ふこれ暖國ゆゑなり。右は駿河に限る由。又蕃椒は久能の名物とて日光漬のやう成る巻き漬を紫蘇に染めて大分造り出す。(菊庵)

府の兩替町に時の鐘あり。其銘、大日本國駿州城府分時鐘銘幷序、

欽惟

今也天下文明、寰國興盛、復禮樂於三代、施仁政於一時、萬邦仰其德如斗山、四海沾其恩如旱雨、抑亦駿陽州者就中

東照大權現垂迹地也、是以膺于寬永昔龍甲戌夏第三代征夷大將軍源氏長者

左大臣家光尊君、

命于土井大炊頭利勝臣、以倉一萬五千石、賜當國總府內之民衆、可謂盛事也、前代所未聞也、誰不感銘焉哉、是故衆人一於其心、以所賜配餘之萬分之一、鑄華鐘、相攸四衢道之佳處、柱礎堅築、寶樓高架、時以鳴國家之盛、而欲傳之萬世、教將家者知

上恩不可忘也、身昔事於府之二司、二司幸以不其不可矣、既而治工集金銀及銅鐵等、奮藻鑄之手、設蒲牢之形、萬鈞洪鐘、一時成矣、夫鐘者器之聲之大者也、啓發昏蒙、救拔幽苦、伏魔外、分漏刻、以故乃考乃韻、假汝聲音、宜於敎令、警於怠惰也、然就予山埜乞銘、雖固辭三四不能、竟爲銘、

銘曰

太黄俊德　總幽咸蒙　一音纔發　群類齊通
或寤或退　惟汝惟功　報時告漏　勵業移風
聞而常寢　覺亦自空　古今不異　晝夜是同
警徒昏怠　二六時中　緩急有節　聲響無窮
斯庶豐者　君臣道隆　萬民彌樂　天長國豐

寛永歳舍二旃蒙大淵献一月良日吉

傳法沙門　釋春外東劫謹誌

後　記

寛永中所レ造之物、與三寛文癸卯及貞享丙寅所二改造一即成二甓嗄之器故比自愁レ不レ便レ告二報其時候一矣、今玆元祿壬午、自二公廳一令三兔氏一又新鑄レ之、以備二晝夜二六時一、夫爲二此鐘一也、貞享中木堂師父、用二春外老祖之古記一、不二別撰一レ之、猶言致三後人識二此鐘之權輿一、故予亦不レ廢二先記一、所レ謂舊必告レ新矣、仍所レ祈由禮永不レ毀二政德及追蠢一、

元祿十五壬午年孟冬上弦

金山　澄水東壽識

冶工【割註】高須仁右衛門尉藤原守久後藤仁兵衛尉藤原正辰」

この銘文拙ければども、その中に國家の盛事も見ゆれば乃移錄す。

和州、清見寺に往て寶物共を見たりとて書きおくる。其略、

一此寺に神祖始て御入の時御能あり、其番組御自筆に遊ばされたるを今表裝して掛幅と爲せり。

切　紙

あらし山　かね平　うねめ　大ゑ

かんたん　うたう　春ちか　たうる

一台廟御七歳の御筆も又掛幅に表裝せり。

南無天滿自在天神　長丸　七歳

一神祖御在陣のとき、【割註】何れの御陣か未詳」清見寺使僧を以て御機嫌を窺ふ。今その御返翰を藏む。

折紙

當表在陣爲見廻預使僧候、随而妙心寺塔頭輪番被二相勤一之由、御苦勞共候、將又音信蹈皮、【割註】（補、蹈皮は足袋」遂給候、祝着、委細は金阿彌可レ申候謹言、

二月廿一日　　家康

清見寺

一秀吉韮山攻のとき清見寺の撞鐘を借りて持行くその證文を又藏む。相傳ふ此戰の後この鐘を伊豆の海濱に投て歸さず。然るに自ら清見寺の近邊に漂寄す。因てこれを取り又舊處に懸くと雖ども海貝のつきたる者今に存すと。【割註】（補）此鐘は正和三年七月の銘あり」

折紙

當寺撞鐘之儀、韮山取卷之[illegible]候者共に借遣候、爲二奉行一石川兵藏新庄新三郎へ可二相渡一候也、

四月廿九日（此所蓋豐公の朱印あらん）

清見寺

一此寺に神祖より拜領せる御駕と云あり、和州見たる所甚だ粗にして輿の如く造り棒は上に作りつけたり。本品は桐にして御入口は前に拔きあり。兩側は牖のみにて高七八寸横一尺餘又桐を用て引戸なり。裡は濃紙の如きにて粘る。殊に小なる御駕也と。又炮鉛の痕の如き又は剝痕の如き見ゆ。因て彼僧に鉛痕なるやと問たれば其事を寺の傳へ無しと答へしとぞ。

駿府の町同心高田宗藏と云ふ者の言傳へとて書贈る者あり、その文の儘を錄す。

一權現樣薨御之前日元和二年四月十六日榊原大内記（照久）を御前え被レ爲レ召御他界被レ遊候はゞ久能山え可二奉葬一御廟之地迄委細被二仰付一、其方事新肴初物等常常差上志深被二思召一候御他界以後彌久能に罷在如二御在世一御奉公可レ仕候東國の分は何も御被官大名之事に候得ば逆意之輩有レ之間敷候後々迄西國方

無二御心許一被二思召一候西國之發亂無レ之様に可レ被レ爲レ守候間御寶塔を西向に立社僧四人召居知行五拾石宛遣し御神前之勤行可レ仕旨被二仰付一候也、

一三池御腰物之事、【割註】（補）三池の刀は長さ二尺二寸三分小身表裏に妙純傳持そはやのつるきうつすなりとあり明治戊子一月三日拜見」 御他界一日前四月十五日朝、 朝築久太夫を御前え被レ爲レ召三池之御腰物久敷御手心御覽不レ被レ遊候今日科人を様し候様にと被二仰付一久太夫ニ御腰物を被レ下御次間罷出候得ば又御呼返被レ遊罪の究候者を能致二吟味一様し候様にと御意被レ遊候久太夫早速様し候て御腰物を捧御前罷出候得は及心御尋被レ遊候故久太夫申上候は乍レ恐釼と申には不レ可レ有二御座一候手の内少も覺無二御座一土壇迄切入候故砂引御座候と申上候得ば御機嫌能則御手に被レ爲レ取二三度御振被レ遊此御腰物を以て御子孫御長久之御守神被レ爲レ成之旨御意被レ遊其儘御鞘え御納被レ遊候由

一三浦八郎衛門法名養雪と申者雖レ爲二今川義元之家人一權現様御幼少之御時より別て被レ掛二御目一御由緒有レ之者故久能え參居住仕毎日無レ怠致二參詣一候或日從二御内陣一三浦々々と三度御呼被レ遊候故御本社之階下迄進み遠拜下向之由養雪榊原内記え致二物語一今生之名殘今少にて可レ有レ之候此間之懇意難レ謝之由申候て立候處夫より三日過死去之由、

一御腰物其以前御寶藏に納置候處嶋原一揆之時節榊原大内記夢とも現ともなく御前え被レ爲レ召何とかく御腰物を御藏に置候哉早々御内陣え入候様にと御呵被レ遊候御聲夢覺候耳底に殘候様に覺候故内記其儘垢離仕夜中之事に候得共御寶藏に御座候御腰物を御内陣え奉納候由、

左件も亦同心宗藏の申傳へ書なり、

神祖久能山御神驗之事

一嶋原一揆之年正月元朝御石の間入口之白砂に血夥敷見へ候由同朝御神前に掛置候御具足之御鎧一節失候由、

一同年禰宜頭高津權左衛門と申者番所に臥居申候處或夜半過之頃夢現に見申候者御鎧を被レ爲レ召御馬にて御瑞籬之内を御廻り被レ遊油斷に寢臥候て御呵被レ遊候樣に覺候故驚目覺候得者御馬之足音聞へ其後御寶塔之方にて馬之嘶聲聞へ候由權左衛門慥に申候由一同節當峯に色々之旗差夥しく翩飜仕候灘沖より見へ候由渡海之船人とも多申候近邊の者には見候者無ニ御座一候得共其節は廻船之者共度々見候由

一此以前は禰宜番所御瑞籬之内に御座候番所にて當番の者少し高聲雜談仕候得ば御内陣の方にてかしましと御呵被レ遊候御聲聞へ候を其節の番人慥に承候由申候夫より番所下え下げ申候由

一明曆三酉年江戶大火之前晩夜に夜半過の時分角の材木を板椽に打付候樣夥敷音仕候故何も驚御神前の番相田喜左衛門と申者は御供所之方と聞へ候て見に出、御供所に相詰候神田武兵衛鈴木次郎三郎と申者御神樂所之邊の樣に聞へ候、出合見候得ば何の替る樣子も無レ之明る正月三日之晩より俄に鼠無レ之候故非ニ唯事一と火の用心堅申付候處十八日十九日江戶大火之由申來夫より又鼠出候由

一禰宜相田喜左衛門と申者禰宜番所に罷在候處夢現之樣に從ニ御宮一喜左衛門と被レ爲レ召汝に暇遣候間早々罷出候樣にと御勅之御事故打驚と覺候得共夜明迄と又臥罷在翌朝夢之事を致ニ失念一御神前え可ニ罷出一と石の間入口迄參候得ば俄に身の毛堅恐敷罷成候に付夢の御告存出、彌奉レ恐直に榊原越中守え暇を請罷出行衛不レ知罷成候由

一榊原内記家來淺田茂左衛門と申者魚類を給候口にて御供を戴候即時に咽へ湯水通り不レ申息絶無レ程死候由

一榊原越中守家來倉庄太夫と申者越中守社參之供に參り神樂所之前に罷在下向を相待候處越中守下向遅候に付御白洲に參覧可レ申と申御唐門之下之石之雁木二三重上り候へば俄に鼻血垂り候故其儘立歸り殊外に氣味惡敷覺候條下山仕候得ば一之御門外にて濃州大垣に罷在候親類共之方より參候狀を持參之下人に逢ひ候故早速途中にて披見候へば八九日以前に兄相果候由申來候

一寛文十二子の七月廿七日外遷宮神輿御假殿え入御之節御本社之上より南の方え光物飛候を拜申候者餘多御座候同十一月十七日正遷宮之神輿御本社え入御少前又光物南之方より御本社之方え飛候を僧俗多く拜候事一同年御修復之節御宮塗師の手傳日雇人足大井戸より水を汲み手桶一荷に棒掛參候處途中にて棒へ繩を二返纒候手桶落申候然ども繩も切不レ申水も一滴もこぼれ不レ申と見請申候諸人も不審仕候其儘御唐門之内へ持參候へば人足即時に口中【割註】(補)口中の下脱字あるべし」にみづ喉へ通り不レ申況湯藥など通り不レ申故致二苦痛一逼迫三日目に相果候故非二只事一と委細相尋候へば三四日前濟水と申所にて四足を喰候由

一延寶八年正月十七日之朝御三品立之節禰宜小嶋佐五右衛門と申者の妻出産之由申來候故御供所方の者石の間の入口迄參り佐五右衛門を呼候へ共高盛之御膳を捧げ石之間に罷在候故返答不レ仕候に付妻出産之儀さゝやき候へば此者承レ之候と其儘高盛崩れ候俄に御膳仕立直し候事

一天和二年四月六日外遷宮之夜神輿御假殿へ入御の節御假殿の後の林の中より光輝立上り暫有レ之候を諸人拜候もの多御座候由

又云ひ來るは、駿府御城の鈴虫には葵御紋あり、又蛙不レ居と聞しは、彼地御番衆長田藤十郎申すには其事はたしかならずと、左すれば俗間の浮説なるべし、【割註】長田は三十年來駿地定居の人云」一(菊庵)

又文通に此記を贈る、させる者にも非ざれど亦一事なり、記中過二此山一と云もの何の處を指す乎、

關白秀吉紙衣記

詩曰、蔽芾甘棠勿レ剪勿レ伐、是詩人懷二召伯之所一レ茇也、昔豐臣秀吉、屈二起草莽中一、併二呑六十州一、其間危急存亡、百死一生、其跡殆徧二東西一、凡有下所二經過一處上、人以傳二於今日一也、懷二秀吉之所一レ過也、天正間、北條氏直蟠二居關左一、虎二視天下一、不レ朝二京師一、於レ是秀吉擊二光秀於山崎一、伐二勝家於越前一、其威騰昇、其德龍起、自率二數萬精兵一、問二氏直罪於相【割註】(補)相下當有之字」一小田原一、乃過二此山一、時路峻岸嶮、僅通二一

騎、秀吉只單騎而行、馬僕不得從之、秀吉馬躑躅、馬蹄鞋穿、秀吉愁之、土著民有忠者、持馬鞋進之、跪而鞋秀吉馬蹄、秀吉莞爾曰、汝名何乎、忠俯伏答曰、僕名忠、厥後小田原城潰散、秀吉凱歸、再過此山、召忠曰、爾先日以馬鞋救吾急也、吾褒爾而已、因許山中租税不斂、且脱自所服紙衣、與忠曰、以此爲後世信乎、至今過九十年、雖世易人改、紙衣猶傳之忠家、乃不斂租税如初、嗚呼民之到今稱秀吉、宜哉、余今春過此、聞有紙衣、到忠家請之而觀、其衣甚舊、紅裡黄衿、衿之上下、織以青絲、有藻荇浮水様、曾憶秀吉尾陽鄙人、與予同其鄉土、直攀信長之龍鱗、職到關白、位叙一品、六十餘國、握其掌中、四百餘州、欲耀其劍光、可謂希世之人也、故雖所著衣所過路人、以傳於百載、乎今記其事、爲忠家秘記云、于時延寶三乙卯年春二月十日、洛陽花園後學釋松堂叟撰、

予先適旅爲此記、省遺所缺文字、血脉多不貫繚、爾後三年、再又作爲此記、四百十六言、託旅人以與忠左衛門、花之人、此秀吉之事、則先開此記、可知其始終、時延寶第五丁巳年三月廿一日沙門松堂叟、手跋書。（井戸）

阿部川の駿府中より一里内巻村と云ふに、龜ケ谷山清岸寺あり。工藤左衛門祐經の開基にて、其村に工藤屋敷と云ふもある由。前君御在世の砌大岩臨濟寺の弟子智岳禪公と云ふ人時々御召ありて侍りけるが、殊に御氣に入りて度々御狩抔の時も其寺に御越あり。或時上意に其方死たらば墓所を建遣すべし、若其方先に死せば其方我を葬るべしとありたり。時に和尚願ふは某在生中に墓所建度と申上願の通り建被下たり。其墓は三尺四方計石にて棟をたて、ほこらの様にて前は石の唐戸あり、其中に塔あり其銘には従一位源朝臣建とありしと。其脇の五輪の塔工藤左衛門の墓也と。又寺に古の狩の鎗とて六尺計の柄の鎗一本、外にも同く一本あり。又其村に農夫あり是は昔池の御鶴打也。御狩の時御預の鎗なるが私宅に置く、ことを憚て彼寺に納めたいと云ふ。寺門の脇に工藤の祠當八幡と云ふあり。長四寸幅六七寸計厚二三分計の板金也。八幡大菩薩の御像を隆起して鑄たるなりとぞ。此地は工藤祐經不二の卷狩の前暫く此村に

閑居したる所と云ひ傳ふ。（菊庵）

白本尊由緒書

抑寶臺院安置の白本尊は、御長三尺二寸五歩也。昔永祿三年御君家康公拾九歳にならせ給ひ、尾州大高の城に在し時、五月十九日今川家義元公出陣有て桶迫野にて討死有しを聞召、願方なく同廿日三河國大樹寺へ落行給ひ、現住登譽上人に對面し懇に淨土の安心治國利民の奥義を聽聞し、則淨土三脈の秘訣を委しく傳受給ひ、同廿二日信長方の打手のものども來しを追散し、勝利を得給ひし事所々の記錄に詳なり。此時白本尊は大樹寺にて傳受佛と成、殊に其戰に加勢し給ひて佛左の御耳に箭の跡あり。此故に神君深く此尊を信仰ましますの餘り大樹寺より御所望有て、其後又參州桑子明眼寺に惠心作立像二尺六寸の如來有り、尊容圓滿にして生身の如し。神君或時瞻禮し給ひ有緣の佛とおぼしめし田面五十石を寄附し其尊を御所望有て二尊共に御城中に佛間を構へ崇敬し給ひぬ。然るに二尊ともに箭佛なりといへども、明眼寺の佛は多年香煙に薰らせて黑き故に黑本尊と御稱へ、大樹寺の佛は白はけたる故に白本尊と御稱へあり。爰に慶長九年に家光公御誕生在し御悅限なく、神君御自筆の神影並に太刀一振寶臺院へ御寄附あり。其後秀忠公の仰せにて駿府御城中に在せし此白本尊を以て、當家永々子孫守護の爲め奉納有て神影の御側に安置し奉る也。

黑本尊は增上寺へ奉納あり。其後又其御寺へ神君御所持の祈願佛なりとて、立像藥師如來御長七寸に、十二神は各三寸宛、並坐像不動尊御長六寸、二童子は五寸宛なり。又寶臺院殿御所持の最勝珠といへる龍の玉を御奉納あり。此珠は本開山觀譽和尚龍神より授る不思議の玉なるよし寶臺院殿聞召し、御所望有て程なく秀忠公御誕生在しと申傳る也。

辰五月　　　　　　　　　　　　　酒井氏某謹識（和州）

甲子夜話　卷五十五　駿番雜記下

○駿遠三の農工等弓御免御制物今三州の某村某の傳る所と云。

御文（外に二通）

弓之事

今度依忠節駿遠三之内は不論農工商諸士同樣に免畢、若變儀之砌は中山手寄召連加勢可致者也

永祿三年六月七日

藏人元康（花押）

（御朱印）

中山庄　天野與惣

鈴木右門三

一子年於關ケ原先手働幷伏見に而高名依之領地出候處老年故軍役之儀仍辭退有之爲右引替在役幷弓鐵砲所持可致候國中え弓免許三州惣頭纏儀之節組下召連其場所え申付可出候代替引替斷永々不及一札如件

慶長七年正月十五日

家康（花押）

中根次郎三郎殿

天野孫四郎殿

渡邊又三郎殿

吉田小馬場之内竹原屋敷如前々可相斗段何方望之者強有之永々不得相違者也　酒井

丑三月十一日

林十右衛門殿

右先代は彌次右衛門と申候由承及候若哉當時之名と間違書損歟
　御免許者酒井左衛門樣御封印並御寫御渡被ㇾ成候樣承及候
　　（吉田宿呉服町）林　重右衛門
以上駿府より遣すもの附文も同じ右は重右衛門の所傳なるべし
府の文通に別冊を貽る標題す御目付御巡見所帳と其文左にしるす
　御目付樣御小屋御構間數幷地坪
西ゝ町御奉行樣境　四十四間　南　呉服町裏境　四十四間
東　七兵衛屋鋪境　六十六間　北　表通　四十二間
元書付寫惣坪數二千三百四十坪
内百四十六坪　立家　二千百九十四坪（此内三百坪洲　千二百九十坪田地）
町廻御巡見門之町え被ㇾ遊ニ御出一
　馬　場　町
一時宗（藤澤山末本尊地藏）（御朱印八石八斗八升境内千九百十五坪）
　（城久山）安　西　寺
權現樣御領之姥背石【割註】紀州姥背山より出候由庭前に有ㇾ之」因御手植之佗助椿
　同　　町
一淨土宗（宮ケ崎報土寺末本尊彌陀）
　□　□　□【割註】（補）原本失寺名
　宮ケ崎町
一淨土宗（京知恩院末本尊二尊）御朱印十九石三斗
　（宮ケ崎）報　土　寺
權現樣ゟ拜領之茶碗幷嚴有院樣御墨跡天下平之三字一軸其外什物御一覽當寺裏門え被ㇾ遊ニ御出一

安西一丁目

一禪宗（愛鷹尾增善寺末曹洞　本尊釋迦）（佛日山）瑞光寺

同所より安西二丁目柚木町大夫町上桶屋町茶町二丁目同一丁目通厠屋町

一□□□【割註】「補）原本缺宗名」（遠州一ノ宮高雲寺末）（鑒王山）顯光院

權現樣より拜領之軍配團扇同御黑印と申傳候書付外に居屋敷を被レ下候趣之書付右者御取用に不ニ相成一由

大鋸町

一淨土宗（京知恩院末本尊彌陀）（寺内四十間四方）（富壽山）玄忠寺

西寺町

一淨土宗（京知恩院末）（寺内五十間四方）（無量山）西福寺

權現樣遠州より召連御供其後江戸御藏前松平西福寺え引候跡之由

本通六丁目

一時宗　藤澤末（御朱印三十石境内千九百五十坪）（一花堂）長善寺

權現樣一花御蔭得之阿彌陀同拜領之絵播州高砂尾上之鐘形

右帳面差出

寺町一丁目

一淨土宗（京知恩院末本尊彌陀）（二尊山）善然寺

同　二丁目

一日蓮宗（身延山末釋迦多寶）（境内二千八百坪餘）　（當住山）感應寺
同所より寺町三丁目藤右衛門町御通
七間町三丁目
一修驗（三寶院末加茂稻荷兩社）　（龍相山）雷　寺
同所より下石町三丁目同二丁目同一丁目兩替町五丁目同六丁目紺屋町御通
紺屋町裏
一少將井社（社地二千坪餘金山權現社あり）　（神主）新谷常陸
傳馬町
一淨土宗（京知恩院末本尊彌陀）（境内三千六百坪）　（鷲宮山）法傳寺
權現樣より拜領御紋付之銚子大猷院樣より拜領御紋付團扇
當寺御辨當
同　所
一淨土宗（京知恩院末）（除地境内二千四百七十坪餘）　（遍照山）新光明寺
同　所
一禪宗（濟家釋迦）（御朱印五十石境内凡一萬坪）　（金剛山）寶泰寺
同所より野道御通
八幡町
一禪宗（濟家寶泰寺末）　（龍花山）安南寺
同　所

一浄土宗（鎌倉光明寺末）　（専勝山）圓光院
権現様御拝領之薬研
門前町
一浄土宗（京知恩院末）御朱印三十石　（玉椿山）花陽院
権現様御祖母華陽院様御靈屋御廟
権現様姫君一照院様御墓印之松有レ之御手植之由権現様御手接之柿木（前栽之中に有レ之
右由緒書差出
同所より鋳物師町上横田町院内町野道御通
南安東村
一眞言宗（高野山末）御朱印十石　（音羽山）清水寺
同所
一□□□　無量寺
同所より野道御通
横田町
一浄土宗（京知恩院末）（御朱印二十石境内千九百坪餘）（大川山）
（莫長寺）來迎院
権現様より拝領之金屏風一双　同御使を以被レ下置レ候楊梅之木庭前に有レ之
同所
一修驗（三寶院末）　境内一反歩先の宮稲荷社）
（別當）（玉照山）光宮寺

右町廻相濟　合二十二ヶ所

○藥科筋御巡見（御往返凡四里程）

四足町え被レ遊ニ御出一本通一丁目同二丁目同四丁目上大工町野道御通

駿州安部郡　安西四丁目

一禪宗（曹洞相州小田原在宗清寺末本尊觀音）（除地三千二百八十五坪餘境内三千坪）

（福壽山）大林寺

右書付指出

同　五丁目

一安部十分一　御材木藏　（番人）谷　三左衛門

表面（東西十二間南北十六間）惣御構（東西十五間南北四十三間）内（二間に六間）上家有レ之右入口門外にて御下乘外にて御見分同所より安部川被レ遊ニ御越一山崎村御通

安部郡建穗村

一眞言宗（山城醍醐報恩院末千手觀音山上に有レ之）（御朱印四百八十石餘境内廿町四方）

（瑞祥山）建穗寺

御代々樣尊牌安置客殿御拜領

右由緒書差出

同所より野道御通

御辨當所　（羽鳥村名主）藤　兵衛宅

松茸山藥科川鮎簗場御一覽

右松茸山藤兵衛持に付同人御案内仕候尤御茶代共に南鐐一片被ニ下置一候例に御座候右梁場之者鮎獻上

仕候節は御見合鳥目被レ下候

一朝比奈越（藁科川中程に相見得申候間部藤枝宿えの間道なり）御遠見

羽鳥村之内河原中

一木枯森（除地二石六斗）　八幡社

定家卿木像有レ之詠歌も有レ之候處先年燒失之由

同所藁科川被レ遊二御越一候右御巡見相濟野道山崎村御通安部川被レ遊二御越一安西町三丁目横町より野道御通硎屋町本通一丁目四足御堀端御通被レ遊二御歸一候　合四ケ所

○當日筋（往來八里餘）

札之辻え被レ遊二御出一七間町一丁目同二丁目同三丁目人宿町三丁目梅屋町寺町一丁目新通一丁目同大工町三丁目同四丁目同五丁目同六丁目同七丁目川越町彌勒町御通り安部川被レ遊二御越一東新田村廣野村用宗村（右之方に梶原家之古城跡有レ之）石部村

御馬并御駕共外御先にて御不用之品小坂村安養寺え相廻す

大崩れ山路御通（大崩凡十丁程山路被レ付七曲十四五丁登峠切通）

（田中領）　益津郡當目村

一禪宗（虚空藏）　御朱印二石餘　（當目山）香集寺

同所より石村小濱村野脇村石脇村御通

益津郡花澤村（大久保玄蕃樣御知行所）

一天台宗（東叡山末千手觀音）（除地二石餘　門前に銀杏大木あり）（高草山等覺院）法華寺

益津郡小坂村

一禪宗（當所德願寺末）（御朱印二十八石）（境内山林一里餘幅峠ゟ當寺迄）

（佛谷山）安養寺

權現樣御手接之蜜柑之木有レ之被レ遊ニ御拜見

同所より大和田村青木村鎌田村野道安部川え被レ遊ニ御越一右町々御通御跡小屋右雨天にては御巡見雖レ被レ遊場所に御座候（今日次御目錄二つ入申）

○淺間筋御巡見（御往返一里　御參詣に付麻上下御着用）

四足町え被レ遊ニ御出一馬場町宮ケ崎町御通

一（淺間惣社）兩社　（新宮修理惣社宮内）御出迎

權現樣御懷中御金印尊像摩利支天御拜禮

社中御巡見（御初穗南鐐一片宛白木次臺御備）

一新宮修理方え御立寄御上下被レ遊ニ御召替一候

一惣社宮内方え御立寄被レ遊候

一惣持院え御立寄被レ遊候同所より野道御通

安部郡大岩村

一禪宗（臨濟寺末）（除地五石）

（陽光山）天澤寺

今川義元石塔本堂之下に有レ之

同　所

一禪宗（京妙心寺末）（御朱印百石）（境内山林横十二丁登五丁峯八丁）

（大山龍）臨濟寺

御代々様尊牌（後奈良院正親町院）御牌　開基（今川氏輝　今川家代々）位牌
權現樣より拜領之御提重、同拜領之御釜、御手接西湖梅庭前に有レ之、同御高坏、同御翠簾、同御見歸
之松（境内に有レ之候處寛政年中秋大風にて根返候よし）
右由緒書指出
同所より野道入小路村御通
安部郡宮内
一天台宗（東叡山末當時無住住居も無レ之）　（照機山）直光院
同郡長谷村
一眞言宗（高野無量光院末藥師）（御朱印八石龍池山泉勒院境内七十間四方）
同　村　　國分寺
一眞言宗（高野無量光院末十一面觀音）（御朱印四石一斗）　（初瀬山）長谷寺
同所より野道御通
同郡北安東村
一熊野權現（除地三石五斗餘社地五十五間四方）　（神　主）中村伊勢
同郡同村
一禪宗（寶臺寺末觀音）（除地三俵面程境内三百廿坪）　（當寺庵室）長安寺

當寺者先年致ニ退轉一其後所之者庵を立候由

右淺間筋御巡見相濟　合十一ケ所

同　村

一御薬園　（御預）（御武具奉行）　御原平兵衛様

殿様御用人御草履取斗梅内え御召連外御供之分は外に被レ居候事此段爲ニ御知一可レ申事

○大内筋御巡見、横内町え被レ遊ニ御出一野道御通御往返五里餘

有渡郡安東村

一禪宗（當國坂本林叟院末曹洞　觀音）　（天叟山）　元　長　寺

同郡山脇村

一禪宗（常州笠間鳳臺寺末曹洞）（御朱印二十疋境内五町四方）　（大森山）　長　源　院

有渡郡沓谷村貞松

一日蓮宗（六箇之本寺　御朱印境内十町四方）　（貞松山）　蓮　永　寺

東照宮様被レ爲レ遊ニ御他界一候間鉛御殿と奉レ唱右拜領（安永年中燒失假殿ニ御尊牌安置ニ御拜禮被レ遊候

東照宮御陣貝、鉦拜領（當寺燒失之節同樣無レ之）　養珠院殿瑤林院殿）御位牌

當寺裏門え被レ遊ニ御出一沓の谷村御通

同郡同村

一愛宕山（高野山無量光院末眞言宗）（境内十丁四方坂登六丁）

同所より八町畷揚ゲ士村川合村瀨名村大内御通

福　壽

庵原郡大内村御辨當所

一眞言古義宗（高野無量光院末千手觀音ニ御朱印十二石餘）（境内凡東西八丁南北十丁麓より寺迄八丁程三十餘曲り坂上）　（鷲峰山）靈山寺

同郡大内村牛ケ谷

一禪宗（安部椿山長光寺末曹洞）（除地六十俵面境内十五丁四方）　（梶原山）龍泉寺

梶原化身毘沙門像並位牌　頼朝頼家位牌　頼朝并梶原父子之墓

同所より鳥坂村瀬名村沼上村御通り（鳥坂村に鳥打あり）

一淺畑池　御遠見（幅十丁程長一里餘之内向之方に彙山諏訪明神白山之社共有）

右者御殿跡之山腹様し御上覽之

右御遠見相濟沼上村河合村右村々町々御通御歸小屋合七ケ所

○足久保筋（御往返六里）

四足町え被レ遊ニ御出一馬場町宮ケ崎町片羽町村木町御通

安部郡井宮村

一禪宗（山脇長源院末觀音有レ之ニ）（御朱印十六石　山林寺中並境内凡三丁四方）　（秦雲山）瑞龍寺

權現様より司旭様爲ニ御追善一十六羅漢像三幅

右由緒書指出

同縣籠鼻

一淨土宗（京知恩院末）（除地東西八間南北三十間）　（籠鼻山）淨光院

御代々御尊牌御裏方御位牌　御紋付御挑灯二張　本堂棟瓦御紋付
右由緒書差出
同郡井宮村
一淨土宗（宮ケ崎町報土寺末）（境内東西四十六間南北十間）　松樹院
同郡同村
一妙見社（建德寺末）（除地境内四十間四方）　（内津山）妙見寺
同所より野道御通安部川被レ遊二御越一
一松野村御遠見（竹之御林有レ之年々御城松飾竹枘納る）
同所より足久保川原御通
同郡足久保村御辨當所
一禪宗（慈悲尾增善寺末）（曹洞楠之境内に有レ之）（御朱印九石二斗境内三丁四方）　（高福山）法明寺
同所より足久保川原御通安部川御越被レ遊右村々御通
安部郡籠上村
一禪宗（慈悲尾增善寺末）（除地九畝十八步）　（玉井山）長榮寺
右觀音有レ之境内井戸ゟ出現俗に井戸觀音と申候同所より右村々町々御通御歸小屋、右御巡見相濟、
合六ケ所
〇平澤筋
江川町え被レ遊二御出一新谷町傳馬町門前町鑄物師町上横田町院內町猿屋町横田町御通
有渡郡曲り金村

一禪宗（摩尼山）（能州總持寺）（越州永平寺）

同郡池田村　（佛國山）法藏寺

一日蓮宗（一本寺）（御朱印六石三斗境内一萬坪餘）

同所より池田村御通

同郡一色村　（青龍山）本覺寺

一禪宗（當所小吉田桃原寺末）（除地五石餘）　圓福寺

足利尊氏木像並石塔有レ之将軍尾鋪と云五百石程之畑當寺所持之由

同所より山路御通

有渡郡平澤村　（布袋山自在院）平澤寺

一眞言宗（久能寺末）（御朱印十五石　境内東西九丁十間程南北八丁廿二間程）

同所より野道御通

同郡草薙村　（神主）森主計

一草薙大明神（御朱印五十石　山林東西凡廿八九丁南北凡三十五六丁）

權現様より被二下置一候制札并本多作左衛門様禁札有レ之

神木楠（日通り十三間餘高さ凡一丈八九尺）一の鳥居（東海道往還に有レ之下馬札迄凡五百四十間程入）

同所より吉田村栗原村古庄村長沼村曲り金村右町町御通被レ遊二御歸一候

右御巡見相濟、合五ケ所

○三保筋

江川町ゑ被レ遊ニ御出一新谷町門前町鑄物師町上横田町院内町猿屋町下横田町曲金村柚木村長沼村古庄村栗原村吉田村上原村追分村江尻宿入江町岡清水村御通是より御乘船

有渡郡三保村

一三保大明神（御朱印百六石神領）（松原凡三十丁幅二十丁海上一里之間村三ヶ村三保村折戸村別府村）

（神主）太田圖書

神木楠　相生松　羽衣切　羽衣松舊跡（鳥居より五六丁隔り海端有レ之）是より御乘船海上廿町程

一清水御米藏（町御奉行樣御組與力衆同心衆出役御代官樣御手代衆同）清水（名主年寄）出る

一藏地千六百二十坪餘　土藏六棟（十五間に三間高さ一丈二尺）十八戶前（一棟三戶前宛）

有渡郡矢部村

一眞言宗（京智積院末）（御朱印二百廿五石餘境內八丁四方）

（補陀落山）久能寺

（八幡大菩薩弘法大師）御姿御染に御書被レ成候掛物二幅、聖一國師之衣、天竺面天子樣御筆法華經廿八卷、義經靑葉之笛、楊柳觀音掛物、小野おつうの筆

同所より野道御通北矢部村船越村有東坂村右村々町々御通御歸小屋

府中より三保迄久能街道村々覺

八幡町杉畷八幡村有東村杉畷高松村大谷村平松村青イ澤村古宿村安居村根古屋村久能蛇塚村增村駒越村折戸村三保村

三保村より清水町迄道筋村々

三保村折戸村加茂ヶ崎村三澤村原村村松村清水町

○丸子筋御巡見

札之辻町え被レ遊ニ御出一七間町一丁目同二丁目同三丁目人宿町三丁目梅屋町寺町一丁目新通一丁目同大工町同三丁目同四丁目同五丁目同六丁目同七丁目川越町彌勒町御越安部川御越被レ遊

安部郡猿郷村

一黄檗（宇治萬福寺末本尊不動）（御朱印山林計境内五丁四方）

（石鼓山）不動院

同所より野道御通

同郡鋪地村

一禪宗（越前慈眼寺末　曹洞大眞派千手觀音）（御朱印三十石山門餘門十丁坂五丁登）

（大窪山）德願寺

同所山際野道左渡り村丸子宿御通

同郡泉ケ谷村

一禪宗（府外大岩臨濟寺末十一面觀音）（御朱印五石境内三十間に廿間）

（天德山）柴屋寺

一節切之笛、柴屋釜、人丸之像、宗祇作笛

吐月峯連歌師宗長舊跡

同郡泉ケ谷村

一禪宗（同所觀昌院末觀音堂）（當國十三番札所）

（泉谷山）慈昌寺

右先年燒失之由庵室計有レ之當時無住

同郡同村
一禪宗（甲州惠林寺末鎭守秋葉）（御朱印五石、境内三丁四方天桂山頂上迄凡三十丁餘）
（天桂山）觀　昌　院
同所より野道御通丸子宿御通
安部郡小野村
一眞言宗（藥師）（御朱印八石麓より凡八丁登）
（富向山）小　野　寺
同所より野道左渡り村御通
同郡手越寺
一御靈明神（京妙心寺末禪宗）（除地五石　社地凡卅間四方）
（別　當）高　林　寺
右御巡見相濟安部川被ㇾ遊ㇾ御越ㇾ右町々御通被ㇾ遊ㇾ御歸ㇾ候
〇慈悲尾筋
四足町え被ㇾ遊ㇾ御出ㇾ馬場町宮ケ崎町片羽町材木町御通
安部郡材木町末安部
一上十分一御材木藏
（番　人）平　澤　長左衛門
御藏地（東西三十間南北二十間）一反二畝歩（七間に九尺の上家役所勘定場一棟四間に五間）
右矢來外より御見分番人長左衛門出居當時御有來何程有ㇾ之趣申上る同所より安部川被ㇾ遊ㇾ御越ㇾ
同郡慈悲尾村
一禪宗（遠州高雄石雲院末曹洞地藏）（御朱印十二石境内凡七丁四方、山林共九萬四千八百坪餘）
（慈悲尾山）增　善　寺

今川義元開基、氏親木像　今川家位牌

權現様より拜領御紋付之御茶碗臺共同御團扇同御紋散し鍋蓋計

右御一覽御巡見相濟先之御道筋通被レ遊二御歸一

○久能筋

是者御道筋書上不レ申町御奉行様御同道被レ遊候尤右御方御指合之節は御定番様御賴御同道被レ遊

江川町え被レ遊二御出一新谷町傳馬町八幡町杉繩手八幡村有東村杉畷高松村大谷村平松村青ィ澤村古宿村

安居村古屋村御通

一久能（德音院え被レ遊二御入一候）　一御山（玉泉院え被レ遊二御入一候御裝束御召被レ遊候）

一御宮御拜禮　一愛宕社（夫より御下山玉泉院え御入御召替）

夫より御下山又候德音院え御入暫御間有レ之惣御供廻りは御下宿根古屋村八郎兵衛にて辨當御支度相濟候上御供揃にて町御奉行様は御先に御歸被レ遊候

同所御坂下

一御藥園物御構御預　（御目代）中島主税様

右御藥園御見分御用人御給人御供頭草履取斗御召連其外御供廻りは入口門外に待居候

一御目代中島主税様え御立寄　一榊原越中守様え御立寄

右村々御通

有渡郡有東村

一黃檗宗（宇治萬福寺末除地三石二斗）　（瑞紫山）聖光寺

同郡八幡村

一八幡宮（御朱印二百五十石　社地東西二百八十間、南北六十間）

（神　主）八　幡　主　膳

權現樣五ヶ國之御時代御修復被二仰付一候由其後慶長十八丑年末社並拜殿樓門等再建有ㇾ之候由

右御拜禮御巡見相濟右町々御通被ㇾ遊二御歸一候

右久能御宮御拜禮並御道筋御巡見之節は朝六時前御用人御給人御一人宛自分致二案内一久能御下宿根古屋村八郎兵衛方え被ㇾ成二御越一熨斗目麻上下御着用德音院え被ㇾ成　御出一御目錄金百疋次臺え載御差出役僧え御面談進獻之御太刀御馬代御受取惣御門鑑札人數に應被ㇾ成二御借一右鑑札自分請取御門番所え相見せ兩人之御手札差出相斷御通被ㇾ成候

玉泉院へ御出御口上御申入是又御目錄金百疋御差出玄關に御控被ㇾ成候、【割註】但先番之方德音院にては刀を取足輕に爲ㇾ持置玄關へ御上り被ㇾ成候玉泉院にては刀持御上り被ㇾ成候事

一三島大明神（御朱印五百三十石）　（神　主）矢　田　部　長　門

右境内書指出す銀子一包納候

和州歸府の日予品川に邀へて逢たるとき、四方山の物語してさて三穗の風景はと問たるに、さに候廼三穗の地にも往て視候。こゝへは江尻宿の邊より船行して餘ほど渡りて彼地に到る陸路は里程遠しと、その土は一面に小石の團子ほどなるが中より遙望に覩ゆる並み松生たり、古は大木にて有りたると聞へたるが、今は皆一握にこえ候小松のみに候、承るに近頃の三穗明神の神主放蕩者にて財利の爲にかの大木共は伐拂たるとぞ。又問彼地の形勢は何程か海中に突出したると云に、其處に在ては然らずたゞ少しく洲をなす者二三あり、相互に海面に出たるにて遠眺にはその出崎うち重りて一帶の長磯と見へ、所謂三保松原の勝觀人の賞するが如くなれど、反て其處にしては曾て景望の名勝たること無く候と答き。歌人は居ながら名所を知ると云も實を聞ては却て興うすし。

嚮に府より贈れる中御由緒とのみ標題せる册あり。其の文

御當家御由緒之覺

駿州大龍山臨濟寺は後奈良院樣之御宇御建立被二仰出一一國一寺に相限候勅願所にて天下安全御祈禱仕來候十四ケ國第一之伽藍古跡にて御座候權現樣竹千代樣と申上候節尾州織田彈正信秀へ人質に御越被ㇾ遊候此時天文十七年今川義元より臨濟寺開基雪齋長老を軍大將として西參河安祥城え押寄織田三郎五郎を取籠仕彈正忠方え申遣候は御舍弟三郎五郎殿を助度思召候はゞ其方に御座候竹千代樣を此方へ御渡可ㇾ有ㇾ之候人質替に可ㇾ仕と掛をかけ竹千代樣を取返し駿河え御供仕御七歲より御十九歲迄駿河に被ㇾ遊二御座一候其節臨濟寺へ御入被ㇾ遊雪齋長老御指南申上候箇樣之御由緒を以て臨濟寺儀別て御懇意に被ㇾ爲二思召一御取立被ㇾ遊候雪齋長老右之通丹誠を抽て候義によつて寶珠護國禪師と勅號を被二成下一候委細御記錄に相載候樣承及候

一天正十年之春拙寺山後へ武田家取出之城御攻之節再御建立之御願にて拙寺御燒拂被ㇾ成被ㇾ爲ㇾ得二御勝利一候上先當分之小屋掛被ㇾ爲二仰付一候節御朱印御制札被二下置一兼て御建立之思召に御座候處勅願所故同年八月從二正親町院樣一權現樣へ御奉書並四辻大納言殿添狀有ㇾ之候其節拙寺住持東谷和尚へも御宸翰被二成下一候

一同年十二月廿三日御寄進狀被二下置一候處時之住持鐵山申上候は寺領は支配等六ケ鋪御座候間入用之節は御役人中迄御願可二申上一候間其節被二下置一候樣にと申上候依ㇾ之入用之節は時々申上候て拜領仕候然處寺領無ㇾ之候ては末々佛事供養も難儀に可二相成一旨被ㇾ爲二思召一時之納所へ寺領百貫文被二下置一候

一天正十五年繪圖目錄之通假御建立被二成下一候其節御上意にて末々御修復可ㇾ被二仰付一御證據として權現樣より御書並添書拙寺え被二下置一候于ㇾ今重寶仕候

一天正年中御建立之節塔頭常修院林泉庵也足軒三ケ院に御座候處御成之節御供衆中休息所狹く御座候付慶長年中御修復之節寶處院德雲院御建立以上五箇院に相成候往古は塔頭九箇院末寺駿遠兩國にて三百

十餘ヶ寺御座候只今は塔頭末寺共に八十ヶ寺御座候

一御上意にて正月元三より年中御祈禱仕別て正五九月末寺相集り大般若勤行仕只今以無ニ懈怠一相勤候尤先年共御は御代參有レ之候由に御座候

一權現樣御成之間休息所等其外共往古之儘にて御座候御成御用として拜領物目錄

覺

(御紋付)御菓子臺	一對	金屛風	三雙
(御紋付)御簾	一掛	臺子	一莊
鐵風爐	一口	釜	一口

風爐并釜之銘(但鑄付)

天正十年五月廿八日　榊原式部大輔寄進焉

臨濟寺鐵山和尚

右之通于レ今什寶所持仕候

一權現樣御物書寄を以御取合被レ遊候御提重並御幼君之御時御手習被レ遊候御文庫並御硯箱共に時之住持鐵山拜領仕候

一權現樣御手植に被レ遊候酉湖梅今以榮申候

一御幼君之時被レ遊ニ御植一候楊梅隔年に實なり今以榮申候天正慶長年中は獻上仕候

一慶長七年十二月高百石並寺中山林竹木諸役御免許之御朱印住持千右拜領仕候尤高百石之儀は去る天正十年御寄進之分にて御座候御代々御朱印拜領仕候

一寺領大岩村慶長九年八月十四日井手志摩守殿御竿同十四年八月廿四日彥坂九兵衞殿御竿右兩度之水損

一慶長十二年井手志摩守殿出接受通被レ下候
一御年頭御禮於二御白書院一格獨禮相勤來候尤延寶五年迄者御年頭之御禮申上御暇被二下置一候節御時服五ツ宛拜領仕候處其後新住持若輩にて修學に罷出暫末寺より輪番仕御年禮に相當候節者輪番之者御奉行所迄住持他國に付御年禮不二申上一候段御屆申上候其後貞享元年住持入院仕同二年御年禮に付奉レ願仕候處先例之通於二御白書院一黑衣にても格獨禮被レ爲二仰付一難レ有御禮奉二申上一候其砌住持不案内にて御暇之儀不レ奉二願上一歸村仕候に付御時服拜領不レ仕候且又享保十六年亥年正月迄は隔年に御禮相勤候得共同十一月御觸有レ之其後は四年目に參府御禮相勤來候
一御代替於二御白書院一御禮申上於二柳之間一御時服二の拜領置立仕來候
一元和二年二月十七日權現樣太政大臣御祝詞之勅使廣橋大納言兼勝卿三條大納言實條卿御宿坊常修院德雲院え被二仰付一其外之三ケ院は御馳走役之衆中宿坊に被二仰付一其節又々總御修復被二仰付一候其後元祿年中繪圖指上候節塔頭五ケ院之内四ケ院は斷境仕一ケ院は手前にて修復仕有レ之候
一權現樣薨御之節元和二年於二久能山一御諷經相勤申
一御代々御諷經納經仕來候嚴有院樣御諷經之節節は御施物百貫文拜領仕候
一常憲院樣御諷經之節より五十貫文拜領仕其後御代々御諷經之節五十貫文宛拜領仕來候

前條申上候御奉書之寫

東谷　和尚

猶とうこくをしやうより申されり〳〵
するかの國りんさい寺の事さんてうのたまくたはんにまかせさひまひ事候まゝこのたひきつとさひこう
候やうに申つけられ候はゞさつしてよろこび覺しめし候はんするよし申けりかしく
とく川左京大ふどのへ

四辻大納言殿添狀之寫

雖一未ニ申通候一令レ啓候抑駿州臨濟寺之事先皇樣勅願所異ニ于他靈場一候先年武田入國之刻伽藍炎上候間則被ニ仰出一再興候然處 春中又炎上由候 間建立之儀貴殿に御奉書候同東臺和尚え親王樣被レ成ニ御筆一候於ニ其國一勅願寺限ニ一ケ寺一事候間僧衆堪忍等萬端馳走候はゞ彌被レ爲ニ武運長久之基一候猶如ニ雪齋本田庄左衛門尉兩人え申候ニ可レ有ニ傳達一候恐々謹言

八月二日　　公　達

德　河　殿

正親町院樣より東臺和尚え被レ下候

御宸翰之寫

大龍山臨濟寺者爲ニ
後奈良院勅願所一本光國師開山護國禪師創建也近年伽藍罹ニ于兵火一命ニ國司一漸被レ企ニ再興一候也

八月四日　　御　判

東臺和尚禪室

御朱印御制札之寫

林際寺僧衆對ニ朱印一相出之上當軍勢甲乙人等聊以不レ可ニ異議一若猶此旨違背之輩は速可レ加ニ成敗一候也
如レ件

天正十年　　本田庄左衛門尉奉レ之

御朱印

天正十年拙寺納所拜領仕候

御寄書狀之寫

林際寺御寄進之分

十六貫五百貳拾文　代方大岩村之内

除ニ此外宮役一

拾貳貫六百文　江尻七日市場之内藏福寺分

八百文　代方同所

壹貫四百文　同所東泉寺方

七百六拾文　同所長德寺領之內

此內貳百文代方

四拾五貫百六拾文　長崎之內

拾六貫四百文　代方同所

除ニ此外青山神田錢一

合百貫文

右御本領之内に付如レ斯御寄進之旨被ニ仰出一候仍如レ件

壬午十二月廿三日　內記豐前守（昌德判）

古橋五郎左衛門（眞玖判）

林際寺御納所

山掟之簡

定

一　大岩山　一　天澤之山　一　青林寺山

右三ヶ所之山御はやし候間下草成共きりとり申間敷候若此旨違亂輩は急度可レ被ニ仰上一候御法度に

被二請付一由御掟に候仍如レ件

未三月十五日　　井手志摩守判

林際寺

○府の神城內長田某の聚錄を抄寫せしとて菊菴上る。神祖御鷹狩に宮ケ崎の町邊通らせ玉ふに、町屋の家根普請の折節にて拔ぎれ四五枚御笠の上に落けるを笑はせ玉ひて御通り有り。然るに御歸城後御咎めもなく、已來家根普請の事あらば其家に長き竹二本建置べしと上意なりし。右の例にて今に至て家根普請の所には靑竹二本建て目標とすとぞ。

白石先生紳書に、朝鮮の信使東武より歸るとき駿府に至る。神祖信使を御覽有て上々官の內何人目に居し者を見知るやと御尋あり、誰れも不レ知と御請申上し時これ覺文藏ならんと仰せありしとぞ。

用宗村の山下の小川は靑木村より湧出る淸水にて御茶の水と稱す、神祖御茶の水に汲せ玉ふにより其名ありと。

天文年間神祖十歲にならせ玉ふ時、國風にて端午の日安部川原にて石打の勝負あるを御見物あり。この國ぶり今は絕て有ことなし。

御城に安部川の水を御池へ引く可しとの上意に付、奉行水道を見立て印杭を建置けるを御鷹野に御出でのとき御覽あるに、寺の境內を通して水道の杭を建たり。神君思召に叶はず寺を潰して水を取ること如何が也、慰めの爲めには小寺たりとも潰ん事すべからずとて水道を外に移されしとぞ。

府の近在御鷹野のとき道傍に嫗の兒を連れて泣居たり。神祖御覽ありて何者何故に泣くやと御側を以て御尋あり。嫗申すには向の村の者なるが前夜火を出し家を燒候所御代官より火の元無念に致候故とて所拂を被二仰付一候。因て家を立退候得共何方と心當も無きよし言上に及べば、上意には火を出したる者所拂ひならば近年兩度城內より火出たることあり然ども我何方へも行かず、代官によく言ひ聞かせよ。直

は仕合なり目に掛りたればぞ不便に思ふ也、家を作り與へよとの仰ありしと。又御隱居の後彦坂氏町奉行の頃御近從の中安部川町の遊女に通ふと風聞す。此事神祖聞し召しありて其年安部川町の踊りを出さゞるを御不審なり。因て安部川町の踊を出しけるに、遊女は其名を記し上ぐべしとありて、其夜右の遊女は御板椽へ上置き一人づゝ御前へ召呼れ銘々名まで御聞遊ばされ御次の間にて御菓子下され候き。福阿彌小聲にて以後は差人には召呼ばるゝ事もあらん、其心得すべしと夫々に申聞せけり。此御沙汰によりて御近從の遊里ゆき止れり。

甲子夜話　卷五十六

○前に云ひし、予古傳の射法を學べる中に翔禽を射る術あり。鏃頂上に向へば右手の弦を控くに便ならず。然るに身の構へに依て弓を彎くこと十分なり。今世射家の人は飛鳥などは固より射んとも思はじ又射んとすれば射當なかるべし。因てその古法を云はんに、射んと欲するとき右足を左足の上に組交へ弓手を空に向けて控けば弓十分に張る、これにて頂上の物射るべし。又坐射せんには前膝を立て右膝を屈して射れば亦頂上射るべし。足に就て憶ひ出せしは先年古人の（古法眼か忘れたり）畫きたる楊由基の飛雁を射る體なるが、慥に兩足この如きかと狩野氏の畫家に求めたるに果して得たり、見るに探幽齋の所ㇾ圖なり乃左に縮圖す。



然るに足の構へ眞術と違ひしは、これは畫人の事ゆゑ聞まゝを圖したるゆゑ斯くあるも尤なり。今人は翔鳥を射るには足は如何にして射んと云ふ思もなからん。去ればもし此體を圖せんには定めて足の前後直立して手前後は上下に高低し常射の如く畫くべし。然らんも雪裏の芭蕉の如くならん呵、【割註】筆談、王維畫多不ㇾ問ㇾ四時、以ニ桃李芙蓉蓮ー同畫、袁安臥ㇾ雪圖有ニ雪中芭蕉ー、得心應手意到便成、

○賀茂眞淵が歌とて聞く、

下野や那須野におふるしのおとりて東男は矢にぞはぐなる

沙石集あるとて、

鳴子をば己が羽風に任せつゝ心ぞさやぐ群ら雀哉

○一日宴席に行智も在りければ予戯に問ふには、俗間の謠にこんなえにしがからにもあろかと唄ふ、エ

ニシとは如何に書くや抑何事ぞと云たれば、流石音韻の學に通ぜし男にて即云ふ、エニシは緣にして總じて先仙の韻は皆下をニと云ふ音にて、緣はエニ、錢はゼニの類なりと答へし。後和訓栞を見しにエニシは緣の音なり、シは助語、歌に多く情緣に云へりとあり。

○想夫憐と云ふ樂を聞及びり。頃ろ悠然院どのゝ樂曲考を見しに相府蓮（新樂無舞）此曲はもろこしより渡れり、想夫戀とかくは音の通へるまゝに書たる也と。又白氏文集には想夫憐と云ふ子詩に長愛夫憐第二句、請君重唱夕陽開とあり。又平家物語には小督殿の爪音なり樂は何ぞと聞ければ夫を想て戀ふと讀む想夫戀と云ふ樂なり、仲國さればこの君の御事を思出參らせて樂こそ多けれ此樂を彈き給ふことの優しさよと見ゆ。去れば平氏繁昌の頃彼は宋の代なれども吾樂は隋唐より傳へしまゝを用ひしなるべし、總じてこの樂は如何なることをか爲せし樂ならん、樂曲考に舞無と見へたればその舞装に據て知る由もなからん。林祭酒の如き通達の人に問んか、

○字典を見しに呵字の註に讀會、慢應聲、通作ㇾ阿とあれば漢にても返辭にはあいと云ふと覺ゆ。さすれば人の天性のことなるなり。和訓栞に魏志倭人傳を引て對應聲曰ニ噫比一、如ニ然諾一とあれば吾邦も上古よりの辭なり。又云魏晉以來の語に阿と云ふ多し、阿師阿母阿兄阿姊の類なり人をよぶ發聲とす。是等もて思へばこれもやはり慢と對と云ふに當る。行智が曰ふ（呵）舊唐音アの强呼、即ハの輕音に近し。此方の應唯にはハイハイなど云ふハへ稍此に近し。慢應の聲と云ふも應唯してハーと答ふる聲なるべし。朝鮮音訃ハバの輕音喉聲に呼ぶなり、近唐音ホ引ハーと云へるが訛りて今はホーと成るべし。昔時アカサタナなるは今は皆オコソトノに成れり、諸字皆然り。倭音カ此は此方へ傳へたる後に阿の次清音カに成たる也。日本限りの音、唐の音に非ず、呵々大笑など云へるはハヽヽと笑ふ聲なり。靑面金剛の眞言之云云不不不怒不と云へるも天竺にて不不と笑ふ聲なり。今に、【割註】（補）梵字原書其音を施さず、不不通常カと音す今行智の傳に依りニと附音す」呵を對する漢吳音舊時の音能く協ひたる者なりと。

○古河城（下總國葛飾郡）今八月出水のとき櫓臺の石かくるゝ迄水つき、總土居も沒するまでに水湛へたるが、明年日光御參詣の御設としてしつらへし御城中の御座所まで水及びしとぞ。因て此所も又新に換しなど聞こゆ、因に云ふ同國佐倉城は（印旛郡）元來今の城地より東北の方一里半ばかりの所根古家（地名）と云ふに在りしを、元和中に土井氏今の城地に引移て在城す。元の城地は古城跡にて小高き所にて宜き地と覺しきを、今の佐倉城は前は印旛の沼にて筑波山の麓まで續きたる大沼、後も亦沼地にして其中に一筋の細道長く且つ平地なり。但本丸は小高き所と見ゆ。かゝる地ゆえ出水と云へば內外郭とも必ず水下となる、世に謂ふ佐倉少將と呼びし土井氏（利勝）の經營とぞ。如何なる所存にてかゝる卑下の處に城を置れしかと或人この邊を經過して語れり。

○林子云城地は其時代により移り行く次第に因て作り替へねばならぬ者なり。山城などは水地と違ひ地勢もかはらざれど其時の敵の有所にて用不用あり。譬へて云はゞ照祖參遠に座しませし時は金谷驛の上なる諏訪原（牧野平とも云）の城は眞の要害なり。是甲州押への爲なればなり。甲州亡て後は此城用なし因て廢城となる。世人はかゝる譯も知らず深き考へも無く、某の所の古城跡は天險の地なるに何ゆえ廢せしやなど云ふは笑ふべし。又慶長中伏見の城を淀に移されしは、其頃淀川の水道今と違ひ城より川水低ければ水車を以て城內へ水を汲入しなり。百餘年を經て川床高くなり水車は景色斗にて實用無く出水每に淀城はいつも氾濫の患を被らざることなし。是河道の變に由て當年城築の時の地勢には非るなり。古今の變に通ぜずして城の利不利などを評する人往々あり嘆ずべし。其他海を要害にしたる城に今は海あせていつか田となりしもあり。又城門の前の間地も後は間近く家を建列ねたるも多し。是等は事に臨みたるとき燒草となるに便ならんと。林子云西往の時諸國の城地を目擊して意中に心得がたきことここそ多かりけれ。抑々城のみかは着具なども同じことなり。先祖の具足とて貴び藏るはよし夫を吾身も着ることゝ思ふ輩亦多し、夫れ人に大小肥瘦あれば今に當て我用ゆべき乳繩にて製せざるは用に立ず。某

が若き時は痩せて中年より肥たり、既に年少の時の乳縫は今とは餘程違ふなり、一人の上にてさへ如レ此。これ等目前のことなるに心も付かず盾具を製し換ることも知らず、徒に月日を過る武家は實に太平の餘澤に霑ひ過たるとや云はん。

○或人語る木挽町邊に住む一侯家の醫師相應に流行せるが人と爲り多口輕脱の質なり。或日病家の招きに因て往診せしが疾甚だ重しとて處劑を斷り、扨又迚も起つ可らざれば早く棺歛の用意す可しと云ふて還れり。然るに他醫の治療にてその疾全く癒へたり。その翌春の元日早朝に新たなる棺を舁せて醫家の玄關に居へ、付添來りし人取次の者を呼出し、去年御診察のとき用意すべしと教ありしに由りこの棺を造り候。然るに計らず病ひ快く今は不用になりたれば進上致候と云ひ捨てその人立去りけり。元朝の事なれば醫家も殊の外氣に掛けたりと珍らしき一笑話なり。（林話）

○鷹の架に居久は手に居ゆるとき糞をするには、白色なる糞、□に飛發するなり。予が幼年の頃は兒戯に御鷹の糞と云ふことありて世の鬪拳戯の如きことなり。人御鷹の糞と呼て握りたる拳を傍人の口に當つれば其人即唾を吐く、此時我れ速やく拳を引けば唾彼れが衣に落つ、拳を引くこと遲ければ唾の爲に拳汚がさる、これを戯として勝負せしが今は兒戯にもこのことは見及ばず。又世に行はるゝ虫拳狐拳虎拳など云ふこと普く人の所レ識、所レ謂三竦にて蛇は蟇に勝ち蟇は蛞蝓に勝ち蛞蝓は蛇に勝つなり。先年の魯西亞の使者レサノツトと云ひしが蝦夷にて授りし信牌を持して長崎に入津せしとき月を踰て崎に在けるが、世に崎尹の取計ひ如何など云ひ戯ひてその拳戯を作れり。一は崎尹一は魯西亞の使者一は游女なり。游女は崎尹に勝つこと能はず崎尹は使者に勝つこと能はず使者は游女に勝つこと能はず。何者か作りけん一笑、【割註】この滯留の間使者の爲に游女を侍し置たるが、使者愛してこれに蓄物品々を與へたりと云へり。因て此戯をなせりとぞ」

○予が中の者外より得たりとて左の書付を示す。德廟御時の事を念ひ率なまゝ爰に記す。

町人共脇指さし候義如何樣之恰好之者より帶し候と申定め等有レ之候哉又は何之差別も無レ之勝手次第にさし候事に有レ之候哉早く相彈し明日式日寄合相濟次第書附御拵え可レ有ニ持參一候以上

享保五年子六月廿日　　戶田山城守

右の御書附評定所へ御小人目付御使にて其節の町奉行大岡越前守中山出雲守へ申遣候に付即刻町年寄月番樽屋藤左衞門被ニ召呼一件之御書附寫相渡し吟味之上夫々可ニ申出一旨申渡され候則藤左衞門歸宅之上同役寄合舊記等相彈別紙之通御答申上候依レ之御町奉行にて御手紙に認め壹通は御老中御用番戶田山城守殿へ差出す尙又一通は御若年寄御用番加納遠江守殿へ差出す

町人共脇指帶候義申上候書付

町人共脇指帶候義如何樣之恰好之者より帶し候と申義御定め無ニ御座ニ古來より何之差別も無ニ御座一勝手次第に帶し申候然共輕き者も蓋之內は大かた帶し不レ申候夜中抔外へ出候節帶し候義御座候

一脇指寸法の儀は七十六年以前正保二年酉の七月中一尺八寸より長く仕間敷旨被ニ仰付一候然共町人共今以其旨相心得罷在候

一先年より常々町人刀は帶し不レ申候得共併し旅立火事婚禮葬禮等之節は刀も帶し候由申傳へ候五十三年以前寬文八申三月中町人刀を帶し候義御停止より其以後帶し不レ申候然共旅立出火等之節は格別之由にて刀御免にて面々帶し申候由に御座候處尙又三十八年以前天和三亥二月中御停止に罷成尤も右之節は御扶持人の町人共一同に御停止に被ニ仰出一然所其後御扶持人之義は奉レ願旅行出火其外非常の節刀御免被ニ仰出一候但法體之者は無用に致候幷に召連候若黨是又無用に可レ致旨被ニ仰出一候

一町年寄共尤惣町人刀御停止之後も帶し來り候若黨も刀帶させ候處三十八年以前天和三亥年二月惣町人刀帶し候義御停止被ニ仰出一候に付帶し不レ申候御尋に付右之段申上候以上

享保五子年六月廿四日　　中山出雲守

大岡越前守

○三島景雄は御用達の町人なるが、和歌を好み晩年に薙髪して自寛と號し、所々風雅の筵にも立交はれり。七十餘歳の頃、或日予が許に來りしとき八月末か九月初にかありし、何かと物語しつゝさて中秋の詠はいかにと問ひければ、硯引よせ筆とりて

　老が身は又來ん秋も賴まれず今夜の月ぞ命なりける

と書てかくぞ讀侍りけりとて出しけるが、誠に殊勝に覺へて感吟し、又性情より出し歌は感深き者にて今にこの一首は記憶して忘れずと林丈曰き。

就て云ふ予嘗骨董肆に得たる掛幅に加藤千蔭が筆の郭公の墨畫に下に短冊を貼す。歌に

　郭公過しは夢か難波江の芦のかりねの明ほのゝ空

自寛と書せり今思へば斯人なり。

○林子曰、姫路侯世子の住める蠣殼町屋鋪の園に招かれ、園中の茶屋にて管絃宴ありしとき、予起居の意ありければ坐を起て次の間の厠ある所に至り上下を脱し戸を開て入るに、折しも其前夜暴雨なりしが糞穴中に水たゝへたり。因て戸外に出て近侍の輩にしかじかなり茶道に申付られ、何ぞ此の中に投じ入れたくと申たれば居合せし兩三人周章の色なりしが、其中の一人しらぬ顏にて下へは往かず上の間をさして行くゆゑ如何の事やと思ゐたるに、棚に在りし料紙箱を捧げ來り蓋を啓き其中の奉書紙美濃紙を殘らず出し、片々にして糞穴に投じ畢ていざゝゝ入らせ給へと云ひしまゝ、直に厠に入しに聊障ることも無りき。偖て察すべきことにも非ず、時に取ての氣轉誠に感じたることと也。殊にその仕方の上品なること如何にも大家近侍の擧動と云べし。予侯家とは至懇なれば後日に其老臣にこの事を云ひ出して賞したりしが、定めてその人をも彼方にて賞しけん。

○左の記文は谷文晁の方に有しを寫し來れる者なり。定めし薩州より來るものならん。前卷の風説幷に

屆書等の更に又詳なればこゝに再記す。

大船一艘

但日本船十七八反帆位帆三本白帆三重矢帆柱迄四本餘程高く相見得候船外廻り白塗上之方高く旗印不ニ相見得一候矢帆之仕掛にて進退致ニ自由一候様見得候はし船は長五尋位横四尺餘も可レ有レ之外廻り都て白塗薄板にて女鳥羽にはき立板子なども無レ之至て手輕く艫艣長さ壹丈四尺許脇艣六挺長さ壹丈許可レ有レ之夫にて漕候故早き事矢の如く日本人の力にては及がたく見へ申候

右は當月八日北之方へ船相見得當島へ差向段々近寄、其日は辰巳之風にて向風同前此方へ差向乗付候、人人無ニ心元一氣を付居候無レ程帆□日本前之船とも不ニ相見得一帆も白く相見へ左候得ば琉球船にても無レ之暫時に牛里許之所へ乗付はし船より七人乗にて前籠と申處へ乘入在番松元次助横目中村理兵衛差越候得ばいづ方之船とも言語不ニ相通一手様を以沖より遠目鏡にて見候得ば牛見得候故所望いたし度牛に指ざし致ニ手様一候間遣候儀は不ニ相成一と此方よりも致ニ手様一候内島役出合候得ば直にはし船押出し本船へ乗歸候付共儘にて役々も引取別て無ニ心元一船と相見へ候付所々へ遠見番付置候處北之方へ三四里も走出夜に入船不ニ相見得一候

一翌九日夜明候得ば四五里も相隔又々當島へ船差向候段遠見番より申出候朝五ツ半四ツ時頃牛里許之所へ船を掛はし船貳艘おろし前籠へ乘込所之者共早々差越候得共昨日之通牛を指ざし所望致度旨致ニ手様一候何ぞ疑敷體とも不ニ相見一候詰横目吉村九助在番島役を差越候處彼方より書付差出横文字故不ニ相分一此方書付文言不ニ相通一彼方より燒酎並小麥にて作候菓子彼方通融の金銀衣類或は刺刀小刀鋏刀針時計等差出し牛に致ニ交易一度致ニ手様一候得共其義は不ニ相成一と致ニ手様一米野菜等見せ候得ば米は澤山に持合野菜を多く望候様致ニ手様一里いも薩摩いも抔あたへ候得ば別て歡候體にて船中乘共人數の事手様を以相尋候得ば左右の手の指七度握り候左候得ば七十人乘にて可レ有レ之と相見候又阿蘭陀長崎と申事相分り又丸を

二つ廻し阿蘭陀インギリスと其丸に指さし候得ば阿蘭陀と對へ有レ之インギリスと申事と不二相見得一候先年長崎へ差越候エンゲレス之事にては有レ之間敷哉と存申候又鯨を畫き片目を塞き抔いたし笑候て夫を突き船より引候樣手樣いたし船にもりの樣成ものを乘せ居候よし頭はちゞれ毛にて過半赤く又黑きも有レ之候至て短く眼相替候又日本人と格別不二相替一も有レ之背高く鼻筋高く色は日本人同前に衣類も緋羅紗類至て短く腰の上まで有レ之袖細股引革足袋等にて帽子は凸如レ是勇猛の生質と見へ居候兎角牛を望候事不二相成一と申事何分通じ兼又は牛に指差候得共不二相分一野菜其外衣類等取揃歸候樣手樣致候得ば取集め兩手を慇懃に暇乞にての體皆々はし船へ乘付本船へ乘歸候

一無レ程又々はし船二艘大間の方へ差向參候段遠見番申出役々大間の方へ出役之所折節大間は瀨波高く難二船着一見及候哉本つ前籠の方へ相向候段申出無レ程前籠へ漕入前籠之口にて鐵炮三筒打本船より石火矢を放ち木山尻と申所灘近く乘掛はし船の者共は陸へ上り御番所へ差向鐵炮を透間なく打掛御番所より船着場迄は百四五拾間も可レ有レ之岡山も無レ之見通しの場所彼方よりは鐵炮ひたと打掛候付萬一難二手及一候はゞ御番所飾筒を以可二打留一と吉村九助共用意にて相守り居平場の勝負難レ成味方損候ては不二相成一先見合罷居村中へ押掛候はゞ御番所木戸口にて可二打留一と評議相決し相控居候處かねて畑と申候て船着より四方一面に見得渡候廣畑へ貳人走行牛に向ひ鐵炮一筒打候得共迯候と相見へ二筒目に打伏追々右場所へ七八人走行外之牛を追放し終に牛を搦取案行もあり壹人は小高き岡の上へ走上致二見物一居打伏候牛を直にとき三四人にて銘々右肉を肩に掛持歸候體に相見へ其內も舟場よりは始終鐵炮打續此本船よりも石火矢を絕間なく打然處最初牛を打伏候者共三人村へ走向ひ候に付大きに騷ぎ御番所木戸口へは吉村九助蹈留居平田藤助鐵炮請取御番所坂之下寺河と申候竹山より橫合に可二打留一と申合驅行候へば橫目中村理兵衛相續き參候寺河迄は參着候得共見込之場所へ不レ參內上道より異國人三人御番所木戸口坂へ鐵炮打掛け走上り候處頭立候者と相見へ候を吉村九助此所にて打留候得ば壹人は本道坂下より迯行井戸

涯へ牛壹疋繫ぎ有レ之候牛と岩間との間ニ三尺明間有レ之所を飛が如く迯行濱坂と申所邊にても候牛大音を揚日本人之聲よりもひゞき高く如何樣惣勢を本船へ相まとめ候ための大音と相聞へ俄に船元騷がしく相成候右通三人上道より走上り鐵炮二筒打壹人迯行貳人は不ニ相見得一うなり候聲牛の如く聞へ候間貳人共に打留無ニ別條一と存右山を驅出木戸口へ走行候へば壹人打伏有レ之最早息も絕え居候今一人不ニ相知一候付何方へか隱居候とも難レ計暫木戸口を堅め居候得共不ニ相知一被ニ打伏一候異國人死骸並所持之鐵炮等兩人にて警固いたし居船も沖へ漕出候付吉村九助いづ方へ控居候哉不ニ相知一所々尋させ候得ば御番所上之段に控居候付始終之成行承候御番所木戸口へ吉村九助待合間合四間許の所にて打伏申候今一人は上道より迯行候由相知致ニ安心一候今一筒の鐵炮迯々捨打に打迯去り同勢も引取申候平田藤助前田孫之丞貳人は其場より直によこひの鼻と申所へ遠見に差越候追々集候者共は所々へ遠見に差遣郡司役所へ皆々相詰諸事差引いたし候飯米手當等旁下知共いたし惣勢引拂候時分七ツ半過にて候追々遠見番より屆申出候は本船へはし船都て引揚半里許島を隔西之方を廻り其節迄も石火矢は打帆柱へ三四人上り遠見いたし候體に相見得午の方一里半許走出夜に入船不ニ相分一段申出候其夜は遠見番も所々へ付置候

但吉村九助申候には少し左へ寄中り候と覺居死骸相改候處少し左に寄脊へ打通手足脊古疵の跡有レ之手の疵は新敷相見へ候海賊等いたし疵を蒙りたるにても可レ有レ之と申事に候最初上陸之節舢艋を取又は牛を打村へ走向候も此者にて頭取强氣者と相見得候

一女童老人都て山々へ相逃れ近山へ隱居候者共は暮に歸候付女共は終夜米を搗せ遠山へ逃行候者へ食物續け島中惣人數郡司役所へ相集置役所賄に取計申候

一又々亂妨可レ致難レ計吉村九助在番等談之上人々に應じ役賦無レ之候得ば今日之通人數行散り防がたく候間帳面取仕立役賦いたし尤御番所木戸口坂中へは逆茂木を引外道有レ之場所は切塞ぎ木戸口の上に三尺餘土手を築上鐵炮七八挺打候樣場所を拵皆々働候ニ付夜半にも不レ及内に致ニ成就一候

一翌十日夜明候へば船不ニ相見一又々五ッ時分にても候半午の方へ船相見へ候段追々相届段々近寄候旨申出村中之者共衣類道具等取集騷立候間役所へ集置差圖之上遣させ候樣致ニ下知一候得共耳にも不ニ聞入一山山へ逃行手に及び不レ申候七ッ時分には五六里も有レ之候半大間へ差向參候段申出暮時分には二三里位も有レ之所にて夜に入暗不ニ相分一候に付遠見番東西南北共に諸所へ遣置夜中上陸も難レ計候得共多分夜明より亂妨可レ致と皆々鐵炮込合相待居候勿論大間より致ニ上陸一候はゞ夫々防場申合皆々役所へ集居候

一翌十一日夜明候得ば船不ニ相見一段申出候昨日より山々へ爲レ逃置候女童老人今朝罷歸候又日出過に相成候へば午の方へ又々相見候段申出候晝八ッ時分には當嶋より東の方七八里も有レ之所迄參り夫より又午の方へ向走行追々遠く相成暮前には船不ニ相見一候本國へ歸帆いたし候哉間切走りにて右之通度々候半と申事候遠見番は爲レ念兩所へ遣し置候翌十二日朝に相成候得ば船も不ニ相見一候

一別て心遣申候は右之通強氣成者に候間又々致ニ亂妨一山抔へ火を掛候得ば當嶋は皆竹山續にて候付無レ殘燒拂可レ申と是には進退行迫り致ニ心配一候へ共其儀なく安心仕候

一上陸亂妨候者人數廿三四人にても候半慥に人數不ニ相知一候

一被ニ打留一候者所持之鐵炮十匁位至て筒薄く筒口茶碗抔の厚さ位筒の長さ三尺四五寸も有レ之候半臺迄四尺六寸火打からくり貳匁位之玉四つ込め有レ之候

一胴藥入牛角口藥入は不ニ相見一候鹽硝は小割にて勝れたる鹽硝にて候口藥別には不ニ相用一筋に見へ申候玉は切れに包貳匁位最多五六匁位貳つ三つ八匁位一つ早込め貳つ相殘居候一つに玉四つ許入有レ之候

一衣類猩々緋股引之樣或は黑羅紗帽子は籐を以て作り候ものと相見へ申候

一打伏候牛一疋外に貳疋合て三疋都て女牛にて候本船へ五六疋も牽行候と相見へ候へ共急に引取候故船間にて取放レ候哉跡にて牛改候へば右之通不ニ相見一候三疋被ニ奪取一外に鐵炮中りし牛一疋玉込り居腫痛み候得共追々快相成申候

一跡達て承候得ば二度目差越候節鯨を突候物の外に長柄貳本頭は一尺餘りの穂先にして切れの袋に入候もの船に有レ之候何にて可レ有レ之と氣を付候を察候哉直に魚を釣候手樣致し右之道具へ指ざし是も爲ニ用意ニ乘せ居候鑓類のものにて可レ有レ之と見及申候

一右之一件御城下へ注進有レ之歸帆後には候得共跡取締として早速物頭並兵之者召列尤長柄弓鐵炮其外役々差添御城下前より致ニ乘船ニ差越候事

一異國人死骸致ニ鹽詰ニ其外所持之道具等取揃御城下へ差越御用人差添率領相付長崎へ被ニ相送ニ筈に候事

（表書）文政七年（甲申）七月八日七嶋之内寶嶋へ異國船漂着之一件

○人弓杖と云ふことを云へども武士もその事を知らず、徒だ弓をつくことと抔に思はん、是も治平の了見なり。彼古射の術に弓杖のことあり先づ一事を云はんに、楯の陰竹束の陰などより敵を射んと爲るにはその表に出づれば敵の己を射るゆゑ、我まづ楯の陰にて弓を滿張して楯面に出でんと爲るとき、先の弓手の足を少し前に踏出し右足を踏張るとき弓を偃て即放つ。甲冑着てはかゝる體ならでは急射は爲しがたし。且この如く前に屈む故俄に後へ引けば甲冑重ければ身前へ倒れてこれに堪へず、因て引くとき弓を杖にして身を扶けて楯後に隱る、これ弓杖の故實なり。又藤澤の道場に游行上人の畫傳あるを先年旅次にて見たり。是にも弓杖をつきたる體あり、【割註】既に五十卷游行緣起の條に云ふ」是は馬上より弓杖を突きたるにて遠きを窺ひ見る爲の事なり。又待賢門合戰繪詞の繪に平家の軍兵信賴の宿所義朝の六條堀川の館等を放火する所に鎧着たる大將と覺しきが、兜をぬぎ烏帽子弓立て門に向ひ馬を駐め鐙ふんばり鞍坪に立、弓手を横さまに張りて弓杖つきたる體あり。これ門内の家の燒亡するを見るさまなり。この弓杖は末弭を地につき詰（弓の名所なり）の所を握りて弓をさかしまに突きたり。是も弓杖の一にて物を觀望するときの用なり。【割註】この繪詞は家隆の書と云。然れば此圖は平治を距ること遠からざるの物にして、古畫當時の眞と爲べし」

り或人云ふ、和州奈良の町中（大和志云町名一百三十五）に木辻と云ふ町あり古より女閭にして今尚遊女住めり。其町の両口に此地吉原町の如く大門を設け町の両側にその家軒を比べたるが、毎家に各外門を構へて中に玄關あり、この地の組屋鋪のさまなり。人入來れば玄關取女の男袴を着て出で客を引くと云ふ。又云ふ、遊女も昔は袴を着てありしが今はその様替りたりとぞ、【割註】思ふに緋袴格子の類江口及宅の遊女の古書にも見えし所なり」又首坐の女をバンヤと呼ぶとぞ如何なる故にや。又この中に娼妓もありて今に絡々繁昌し遊里なりとぞ。又此所は往昔横佩大臣豐成公の宅地にして中將姫誕生の所と云ふ。因て今もその町に禪尼寺ありて永續す。故に日時に讀經の聲と絃曲の音と雜り聞へて三都の色里と異なる風情ありとぞ。

日本史云、藤原豐成、右大臣武智麻呂長子也、勝寶元年拜二右大臣一、後坐レ事因罷二右大臣一、左二降太宰員外一、豐成至二難波別業一、稱レ病不レ進、道二事顯一帝悟二其寃一、勅復レ官授二従一位一、神護元年薨、年六十二、稱二難波大臣又横佩大臣一、四男一女、女中將姫、爲レ尼居二當麻寺一

又日本史を案るに豐成、天平中累二進從四位下一、以二兵部卿一拜二參議一、遷二中務卿一、兼二中衛大將一と、然ればこの時の生ならん天平元年より今に至て一千九十六年最古なり。

大和志云く横佩豐成公第址、在二南都鴨川町一、有レ寺曰二誕生寺一、傳云、尼法如生二于此一、初名中將姫、禪尼寺は蓋この寺なり。

元亨釋書云、和州禪林寺者、俗號二當麻寺一、天平寶字中、僕射藤拱佩、有レ女性無二世染一、不レ納二聘禮一、專志安養、七年六月、入レ寺薙髮、寶龜六年三月十四日、安坐念佛逝、（今文政七年に至て一千五十年）

○又或人和州より歸るとて販の小册を示す、標題は中將法女御和讃和州日張山常念佛青蓮寺、【割註】大和志云日張山宇陀郡、在二宇賀志村山中一、有二青蓮尼寺一」この和讃の詞に據れば中將姫の傳は知るべし。又その影像も販施せるあり左に寫出す。又世に稱す藕絲の曼陀羅のことは元亨釋書に見ゆ。

きみやうちやうらい、むりやうそん、ひぐわん世にこえまし〱て、おとことおうなのへだてなく、
すくはせ玉ふぞありがたき、
中にもえにしふかゝりし、ちうじやうひめと申せしは、にんわう四十六代の、かうけんていをほさありし、
とよなりきやうの御むすめ、むなしくすぎさせ玉ひにし、はゝぎみほだいの御ために、御きやうどくじゆひまもなく、
くわういんうつりやすうして、はや十三になりたまふ、しかるにのちのはゝぎみの、うれたきこゝろまし〱て、
ちゝのおとゞもいつとなく、いとひにくませたまひつゝ、武士はるときにつけ玉ひ、いかなる山にもつれゆきて、
うしなひすてよとありしゆゑ、ひばり山へぞぐぶしける、山はもとよりさとゝほく、じんりんたえしところにて、
はるときゝみにうちむかひ、今この山にきたりしは、きみをうしなひ申せよと、おほせぜひなくまゐりたり、
はやく御かくごしたまへと、なく〱申のべければ、おもひもうけししでのたび、おどろくべきにあらねども、
ちかひしきやうのかずたらず、しばしいとまをえさせよと、日ごろどくじゆをなし玉ふ、せうさんじやうどの御きやうを、
こゝろしづかにどくじゆある、はるときつく〲うちまもり、かくありがたきひめぎみに、つみとがなどかましまさん、

これみなたみのおもひより、こゝろへだつる世のならひ、御身のとがにあらざれば、しばしゝのば
せたまへやと、
ひやうぶの如きいはかげに、ござをしつらひかくしおき、しのばせたまふところこそ、いまの世まで
も名にのこり、
見るもなか〳〵あはれなり、さてはるときはいそぎつゝ、みやこにかへりいつはりて、うだのこほり
の深山にて、
ぜひなくうしなひたてまつり、はうぶりおきてまゐりしと、いひすてわが屋にたちかへり、それより
ふうふもろともに、
ふたゝび山にたづねいり、かりほのいほをひきむすび、いたはりおくるとし月に、はるときおいのか
ずつもり、
むじやうのあらしさそひきて、ゆふべをまたぬあさがほの、はなにさきだちつゆときゆ、ひめぎみな
げき給ひつゝ、
つまのなげきをいたはりて、木葉はきめつめながらを、かくしおさめてそれよりも、しるしをたて
おきたまひつゝ、
いほりへかへりひたぶるに、はゝぎみはるときためにとて、御きやうしよしやごありがたき、ちゝい
おとゞは日にそひて、
こひしゆかしくおぼしめし、ひめのなきあとたづねんと、いまはのかりにことよせて、うだのこほり
のうかし山、
のぞきがたけにふかいほり、をちこちはるかに見給へば、みねをへだてしひばり山、ほそきけぶりに
人ありと、

たづねたまへば、しばのいほ、ひめぎみきやうをしよしやありし、みすがたちらと見給ひて、ゆめうつつともわきまへず、
おやこたがひにあひたまひ、これぞほとけの大じひと、くわんきのなみだほしあへず、いそぎみやまをいでたまひ、
みやこにいざなひ給ひける、さはさりながらひめぎみは、ゑんりのこゝろあさからず、ごんぐのおもひふかければ、
ていはつぜんにの身となりて、ふたゝびいほりにかへりすみて、うほせうめうおこたらず、ごくらくじやうどのへんさうを、
ふしぎにかんとくしたまひて、ありしむかしをおもひいで、ふうふのおんをほうぜんと、すがたをきざみ給ひけり、
それよりまつせをおもひつゝ、みづからすがたをえりたまひ、はちすのなかばのこしおき、おくるゝひとをいざなひて、


南無阿弥陀佛

ともにじやうどにむまれんと、のこし給ひし御すがたを、ちとせのいまにいたるまで、のこしたまふぞありがたき、
うやまひおがむわれ人も、一ぶつじやうどのゑんならん、ともにとなふるみだほとけ、なむあみた佛あみた佛（六じつめねんぶつ）

于レ時中將姫御入滅より今甲申迄九百九十年に成る、姫の歿る寳龜六年なれば九百九十年は明和元年甲申なり、然ばこの年の刊版なり。

京都より南都迄十一里、南都より日張山迄十里也。和州宇多郡日張山青蓮寺

中將姫山居話

男女のきやうがいなければあいぢやくの心もなし
しんざんに人つうぜざればごんぎやうかくことなし
我が小家にひとりすみぬればさうさくの思なし
ひんくうむふくの身なればたうぞくの思ひなし
もくじきそうえの身なれば諸人のわづらひもなし
朝夕に燈火なければこしんの月をともしびとす
念佛のぎうじやなればきやう〴〵の望みもなし
我身より佛を見出せば綸もくぶつののぞみもなし
西方遠しといへどもぎやうすればめの前に來迎す
迷へば三つに流れてんず悟れば三世のうてななり

なか〳〵山のおくこそすみよけれくさきが人のとがをいはねば

この歌を觀るに暗に怨情を含む歟。倘和讃の言と合せ察るべし。林子曰この曼陀羅は中坊家に傳來す。天國の劍も同家に所ㇾ傳を眞古の物なりとす。世にも數多く某々に有りと云へども眞ならざると聞く。

○前に駱駝の來れることを云き、今は都下の口實とせり、享和には人不ㇾ見この度は普く見て珍しとす。然るにこの度と燕席にて或人云ふ、上古この獸吾邦に來ることありと。因て國史を閲るに云く、推古天皇七年秋九月癸亥朔百濟貢二駱駝一疋驢一疋羊二頭白雉一隻一と見ゆ、至ㇾ今一千二百二十六年なれば世人珍とするも尤なり。又和名鈔の頃はこのこと人も傳へしや良久太字萬と和名を記しけり。

○浪花尹なりし人の物語に、かの御城御櫓の中には箭透間もなく皆上より釣さげあり、或は射べき迄に

したるも有り又は筵ばかりもあり鐵は別に饒く貯へありと。又入れ子筒とて唐銅の大砲あり。(但足がねありと)入れ子とは筒の中を空虛にして中に又百目ばかりの大砲な、【割註】又唐銅筒なり、兩側に大なる環ありと」入れて發つべきものとぞ。この百目の筒は今は納めて御木丸にあり、入子の外筒は御塀裏土手の處に横たへありて狹間へは向け置かず十八挺もやあらんに各寺澤志摩守云云と鐫つけたりとぞ。

○憶ひ出せば寛政中聖堂御再建の頃は人才も多く文藻も盛なりし。又念ふに此頃は坊間の鄙事さへ文事多かりしも政化に由るなるべし。其一事は聖廟の制明人朱氏(舜水)の作れる本圖に據られしとて屋脊の上に鬼狀頭とて飛龍魚のごときが殊に高く聳へたる者雙びたるを諸人見馴れぬもの故口實に涉り、その時の所謂おとし話に、或日鳩來て鬼狀頭に止る廟吏これを咎め、新營未だ日あらざるに爰に集ること如何がなりと責めければ、鳩答ふ我三枝の禮あり爰ぞ來り學ばざるべきと吏服す。時に又烏來る吏又咎む、烏又答ふ我に反哺の孝あり爰ぞ來り學ばざるべきと吏又服す。又雀ありて群り止る吏又責む、雀皆曰く勸學院の雀は蒙求を囀ると吏又服す。尋で又梟來る吏乃責るに梟答ふることなし、吏再三詰れども答へず、吏怒て曰汝は不祥の禽なり何ぞ來てこゝを汚すやと、即竿を以て撲つ梟棟上より地に墜ち鳴て曰、夜が明けたら詩を作くらう。【割註】俗に曰梟は晝寐て夜寤む因て巢を成すこと能はず、故に夜が明けたら巢を作らふと云て衆鳥に不能を謗す」

戲註、本草集解、鴞即梟也、此鳥盛午不レ見レ物、夜則飛行、周禮哲蔟氏、掌レ覆二夭鳥之巢一、註云、惡鳴之鳥、若二鴞鵩鬼車之屬一、廣志云、鴞楚鳩所レ生也、不レ能二滋乳一、如二騾駏驉一焉、然梟長則食レ母、是自能孳乳矣、抑所レ食者即鳩耶、

○予が少年の頃平澤左內とて占筮の達人ありき。予も先大人の側にて見しが、箱中に物を藏して占はしめらるゝに其言中らざる無し。その一つを云はゞ吉次郎と云ひし少年の者常に左右せしを大なる桶の中に隱して占はせられしに、これは動物也と云ひたるが頓て桶より出して座中一唉しけり。又人に聞く左

内紀侯にて占を命ぜられしとき其物を匿して占せしむ。左内曰く、これ木にして丸く絲をぬきて回ぐる物なりと。人々さらば念珠ならんとて器を發き見るに念珠にはあらで味噌のすりこ木なりしと、如何にもその狀は當りたり。世人の僥幸を求るも斯の如き者なり。元來挑灯を途中に持するには己が先に行かしむるは常なれ。然れども用心のときは後に持たしむべし、然らざれば火光己を照らして人は能く我を辨じ前來の者を辨ずる事能はず。因て彼に利ありて我に不利なり。或る筵席にて此事云ひ出したれは角力緋威が語るは、巨商鴻池某は客來有て夜に及び燭臺を出すに、客數人なれば客の後に各一臺を置て婢妾娼妓の輩は皆その前に在て周旋すと。商家如何なる故にて斯く爲るや。

（世傳ふ日蓮安國論を著すに由て罪を得北條時宗由井濱に於て斬らんとす、時に怪異しばしば現ずるに由てこれを宥す。その日は文永八年九月十二日なり。然るに鎌倉建長寺の所傳は彼の開山大覺禪師この時に當てその刑死を憐み命を乞ふて脫るゝことを得たり。日蓮その厚意を謝せんが爲に法華八卷を自書して禪師の恩に報ず。【割註】禪師名道隆冉氏にして宋人なり、寛元四年歸化す即建長寺の開祖」今現にこの經（紺地金泥）建長寺に藏むと。又聞く建長寺に開山禪師遺物の名鏡あり、かの日蓮自書の八軸と並に寶物として秘藏し人の見ることを許さず、毎年七月廿四日禪師示寂の日を以て佛殿に出して終日觀拜を許す。然れとも塔頭の主僧側に護持して猥りに近づき見ること能はず。これは嘗て日蓮の徒奪去せんとせしこと有しに由るとぞ、【割註】又日蓮はもと天台宗に學びたるが、又大覺禪師に就て禪機をも問たりと傳ふ」

又聞く、禪師の爲に日蓮刑死を脫せしときその芳恩を謝するの書あり今建長に傳ふ。其文、

昨日拙僧於ニ濱邊一可レ爲ニ斷罪一之處以ニ大禪師之御慈愛一遁ニ死罪一等一可レ被レ處ニ遠流一候誠禪師之大恩生々世々難レ忘昨日御慈悲之無ニ爲使一者日蓮亞門徒之滅亡無レ疑後日有ニ露命一者何豈不レ奉レ報ニ其恩一也

右之通侍者中宜預ニ上達一

文永三年九月十四日　　日　　蓮（花押）

建長寺方丈大和尚

此書を得たるは天祥寺前の藥店稻屋と云ふが、この七月廿四日に鎌倉に往て建長に詣拜一覽を請ひたるに日蓮自書の紺金の八軸は恒例に依て見る事を得たれ共、かの謝狀は一山の衆議なくては見る事を許さずとて空く還れり。因て船橋の社家某と懇交故此事を語りたれば社家の寫し藏むる所の寺社奉行所に有りし控の摸寫を借りて移寫すと。されば目擊の者には非ずして傳寫する所なり。又按ずるに茲に書する年月を照すに日蓮難に遭ひしは八年なるを茲には三年と記す、この罪を蒙る事は各宗の年錄にも載せて實事なり。然れば豈その前を以て恩を謝するの暇あらんや。又月日の如きも九月十二日なるを謝狀には十四日とす、これ赦免の後にして謝するの理然り謝狀に妙典を寫することとなし、この經卷不日に成る者に非ず日を積て贈れる所なり、是謝狀に無き故なり。又日蓮の時實、別頭佛祖統記後作の紀年錄等を見るに、この刑を免るの前後天變怪異屢有り茲を以て然りと。これ實傳にて還て難ㇾ信、謝狀に據れば禪師の憐ㇾ寃と云ふ者世の通情なり。又兩錄に刑免の後日蓮佐州に謫せらるゝと云ふ者豈北條氏の悔悟して然るの事あらん、謝狀の滅死一等可ㇾ被ㇾ處二遷流一の文に據るべし、たゞ年日の違ふ者は屢々傳寫して誤る所か。又文永三年は禪師謫所より鎌倉に歸るの年にして日蓮は統記に母の病に侍するを云ふ。然れば倶にその事あるべからず。又八年は禪師建長に在りて弘安元年を以て寂し（年六十六）日蓮は五年に逝す、（年六十一）

○或人語る、鎌倉ひきが谷に日蓮開基の寺あり門前の石に刻す。

日蓮大士說法權輿之地

○蕉堂の二本松侯（丹羽氏）の領邑に地變ありて人死多かりと聞たりやと云ければ、麪侯の留守居に予が留守居を以て問はせたるに其答、

私領内陸奥國安達郡深堀小屋地所嶽山之内溫泉有レ之湯治人相越候小屋並湯小屋等有レ之候所去る十三日より大風雨にて同十五日夜四ツ時頃溫泉北之方鐵山と相唱候山有レ之候處右山之中程より崩落右小屋々々殘少に打潰土中に埋湯治人並同所居候もの怪我人即死人も餘程有レ之趣に候へ共疾速取調出來兼死人怪我人員數も相分り兼候間得と取調之上可ニ申越一旨在所役人共より申來候間委細之義は追て御屆可レ仕候得共先此段申上置候以上

八月廿六日　　丹羽左京大夫

私領内陸奥國安達郡深堀小屋地所嶽山之内溫泉有レ之湯治人相越候小屋並湯小屋等有レ之處去月十三日より大風雨にて同十五日夜溫泉北之方に鐵山と相唱候山有レ之候處山之中程よ崩落右小屋々々殘少に打潰土中に埋湯治人並同所居候者怪我人即死人も餘程有レ之趣に候得共疾速右員數も取調出來兼候間得と調之上追て御屆可レ仕旨去月御用番松平右京大夫殿へ御屆申上置候右埋候場所追々取形付相調候次第左之通御座候

一家數十三軒　　（内十一軒押埋二軒大破）

一湯坪四ヶ所　　押埋

一六拾五人　　死失人（内四十五人男二十人女）

一五拾一人　　怪我人

右之通在所人共より申來候に付此段御屆申上候以上

閏八月十一日　　丹羽左京大夫

甲子夜話　巻五十七

○桑名老侯（樂翁）溜詰の比なりしが何かのことに就き大なる盃を贈られぬ。如何なるものにやと問ひしに是は和田酒盛のときの盃とて今鎌倉の寺院にあるを摸せしなりと答へられき。こゝに其圖を顯す、曾我物語和田酒盛の條を見るに曰はく、（虎が盃十郎に指すの條）義盛虎をつく〴〵見て、聞しは物の數ならずかゝる者も有けるよ十郎が心を兼て出でざるさへ優しく覺ゆるにや、夫々と云ひ何となく盃取り擧げ其盃和田飮で祐成に指す、其盃義秀飮で面々に下だし思ひ指思ひ取其後は亂舞になる。茲に又始めたるかはらけ虎が前にぞ置たりける。取擧るを今一度と强られて受持けるが義盛是を見て如何に御前其盃何づ方へも思し召さん方へ思ひ指し爲し給へ是ぞ誠の心ならんと有ければ、七分に受けたる盃にちゞに心を使ひけり。和田に指したらんには時の賞翫違議なし。去れども祐成の心の中恥し流を立る身なればとて睦びし人を打置きながら座鋪に出るは本意ならず、增てや此盃義盛に指なば綺羅に愛でたりと思ひ給はんも口惜し。祐成に指ならば座鋪に事起りならん。（中略）

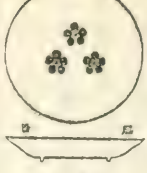
盃形徑四寸八分　黒漆塗紋金銀交



和田の前へ下りに指し給ふ刀こそ童がものよ、さゆる體に持て成し乖取り一刀刺し、とにもかくにもと思定て義盛一目祐成一目心を使ひ案じけり。和田は我にならではと思ふ所に左は無くて、免るさせ給へ去迚は思ひの方をと打咲ひ十郎にこそ指しける。一座の人々目を見合せ是は如何にと見る所に、祐成盃取揚て某給はらんこと狼藉に似たり是をばおん前にと云ふ。義盛聞て志の横取り無骨なり如何でか去るべき早々と式第也。左のみ辭すべきに非ず十郎盃取擧三度ぞくむ。（朝夷奈と五郎力くらべの條）時宗盃取擧て酌に立つたる朝夷奈に、式第して御盃の前後は遲參の不禮御免あれ御盃は賜はり

候迚三度までこそ乾したりけれ。其盃思取り申さん迚元の座式に直りけり。五郎も酌に手をかけ近くも參らず、御酌に時宗立たんとゆるぎ立つ四郎左衛門座を立て、某是に迚銚子に取つけば立郎も暫し式第す。義盛之を見て客人御酌然る可らず。夫々とありければ、經氏酌にぞ立たりける。朝夷奈盃取擧三度乾す其盃を虎飲て義盛にさす。（下略）

前圖と此文に據れば此頃の盃は殊に大なるを、義秀祐成等が三度傾るとあるは全く禮飲とこそ思はるれば、其餘應酬回盃知るべくして、又虎が七分に受たると有り婦人の飲量も亦見べし。然ば此頃の酒は今と違へること有しか又奥州の泉侯（本田氏）に古盃を藏む千壽盃と稱す。其圖



盃形徑四寸六分　黒漆紋金付

此物は中將重衡囚となり鎌倉にて頼朝千壽をして宴を催させし時の者とて尙鎌倉に傳へたりしを、泉侯の祖寺社奉行の時求得て今に及ぶと。是全く和田酒盛と前後同時の物にして亦大盃也。平家物語の千壽の前の事と云ふ條に（中略）名をば千壽の前と申候とぞ申ける、其夕べ雨小し降てよろづ物淋しげなる折ふし件の女房琵琶箏持て參りたり。狩野の介家の子郎黨十餘人引具して中將殿の御前近ぞ候けるが、酒を勸め奉る千壽の前酌をとる中將少し受ていと興なげにて坐はしければ、（中略）狩野の介申けるは云云兵衛佐殿仰せ候、夫何事にても申て酒を進め奉り給へと云ければ、千壽の前酌をさし置き羅綺の重衣たるは無レ情機婦に妬むと云朗詠を（中略云云）と云ふ今様を四五返唄ひましければ、其時中將盃を傾けらる千壽の前給はつて狩野の介にさす宗茂が飲むときに箏をぞ引済ましたる。

是等もて思ふに定し滿酌もせしなれば何れ酒氣の今と違ひあるか。因て憶出るに、嘗て浪華の旅邸に屢木村孔恭に（稱二蒹葭堂一）値たるとき蠹敗せる古冊書の斷片を數十葉持來て云には、見給へかしこれ天文年間の書なり・年號もあり文章も其頃の體なるが恨むらくは編次混雜今辨ずべからず。この書中に酒

釀のことを詳にす今と大に殊にして酒氣甚薄し。然れば古人の酒器に大なるも茲に知るべしと云ひしが其書を寫すにも及ばざりき。今憶へば寫本にてその紙背にも何か書て有たり何事にてや有けん。此時木村云ひしは古の酒は米と何とか合製して、尋常なるは中分にせしを片白と云ひ白は白米の白なり。因て諸白と稱するは酒の上品にして即今の酒なり。故に能の狂言末廣と云へるに、大名太郎冠者に恚りたるが冠者の歌舞するを聞き云ふには、だまされたは憎くけれどはやし者が面白いと喜で、泥鰌の汁をはうばつて諸白を飲めやれと云て、太郎冠者を招き入れたれば全く賞引するにして今日は上酒を與へんと云ひたる風情にても古代の體知るべし。又寺島良安が三才圖繪釀製のことを云たるに、諸白片白、本米麹米共眞精者、故名二兩白一、本米精而麹米不レ精、故名二片白一、此等若くは又昔は麥麹を用ひしか、要するに酒造家に就て質さんのみ。

林子この言を聞て延喜式を見しやと云ひければ乃造酒司の條を見るに、造御酒糟法とて酒八斗新米一石蘗四斗水九斗と見へ。又御井酒四斗料米一石蘗四斗水六斗と見ゆ。これに據れば前なるは片白にして御井酒は諸白なるべし。是に就て云ふことあり、平戸城の恒例に農夫の舞を見ることあり、七月十八日なり。舞ふ者囃子の者數十人舞畢て是等に酒を與ふ、臺所の吏これを行ふ其とき農夫に云ひ達するには、今日の事につき上より片白を下さると申すことなり、農夫ゆゑに諸白には無きと申渡の舊例なり。この酒の製は米を中白に搗き水も分量を多くして造る。考ふるに式の酒八斗と云ふ者に當る歟。去れば式の精法前なるは片白なり。又平戸にて諸白と云ふ製は米を上白に精らげ(米は上品を用ゆ)水も分量少し。考ふるに是式の御井酒に當る。去れば式の後書の者諸白なるべし、【割註】前の農夫は志自岐神領の者なればこの舞もと志自岐神社の御田の野樂なるべし、平戸城に緣あることは大永享保の頃か。軍事に就て勝利の吉例に由れり。今平戸の俗ヂヤングワラ踊と云ふ。これ數人腰鼓と鉦とを打鳴す。其音の響のかく聞ゆるゆゑこの稱呼あり」

○淺草なる東本願寺は度々燒失せしが、近くは文化三年なり。（丙寅至レ今十九年）是後普請ありて今已に成に及べり。その本堂の瓦を得たりしが大なるものなり。この宗に人の淺淫すること一物にても推知るべし、瓦面の字何人か書しけん。



瓦形徑七寸余

○前に和田酒盛盃のことを云ひき。その後三樂翁（中村祐榮）記事を示す。其文に

今年の夏河野信州、鎌倉八幡造營の奉行として行給ひぬ。事終りて雪の下某と云へる者の持傳ふ古器物を見る。中に和田一族九十三騎集て酒盛せしとき、大磯の遊女虎祐成へすゝむる所の圖を寫し、吾が酒を好めるを視して贈り給ひぬ。

天明元年丑臘月　爲泰卿

但河野信濃守は御作事奉行にて往しなり。日光准后の諸大夫水谷備後守へ贈られしなり。右盃を其の後准后御上京のとき備後守御供にて持參り京都にて彼是物語せしに、冷泉中納爲泰卿その盃を殊に賞翫し給ひ、しばし留置れ和歌一首を添て返され候。

大磯のなみ〳〵ならぬ情もてくむ盃に浮ぶ古ごと

右備後守歸府の後に祐榮に見せける故寫し置く。

其後一兩年過て祐榮その寫を公儀御細工所へ賴みたるに、懸役人高麗庄右衛門より申越す趣左之通。

（上略）然者和田盃幸阿彌因幡方へ引合候處相違無二御座一候旨申出候云云

但幸阿彌因幡者御召御印籠師尤御蒔繪師なり。

和田酒宴之盃

鶴岡別當所持之寫

右盃私方之繪形控に引合見申候處相替儀無二御座一候銀粉之處金粉にて御座候　幸阿彌因幡

右之趣にて所在傳來は知れたり。又聞く千壽盃は鎌倉八幡宮所藏の中なりしを、本多水翁（彈正大弼）祖父寺社奉行の時かの器を見て摸製して傳來せりと、【割註】祖父なりし人法名清源院と云ふ」

○括嚢齋曰（大關土州退隱後の號）夜中拍子木にて時刻を撃つことは水戸義公に昉ると聞く。それより前は巡夜の者たゞ拍木を擊て廻ることなりしを、義公の聞き給ひてあれは無益のことなり時を打たすべしと命ぜられて其如くせしを、擧世こと〴〵く傚て遂に今は一般の風俗になりしとなり。（林話）

○林氏より近頃薩摩老侯の招にて高輪莊に赴きしときの菜單を示す。その日の賓は濱松三田二侯と品字とぞ。（水野左近將監九鬼長門守）

菜單

卓子　紙包　箸子（ハシ）　牙籤（ヤウジ）　酒鐘　調羹　碟兒（サラ）

小菜

小菜　粕漬瓜　澤庵漬　味噌漬蘿蔔　泡盛酒（甘辛）　韮漬（ラツキヨウヅケ）　茶漬

同　粕平卯（カステイラタマゴ）（岩茸入）　合鰒魚　川茸（酢）　甘漬茄子

同　梨子丸煮（醤油）　花鰹節

同　樺燒（山椒）

同　龍田餅　大香糕（ダイヒヤンコウ）

同　糖醃（サタウヅケ）（九年母冬瓜）　氷糖（生姜梅醬）

茶

橘餅湯（キツピヤンタウ）

大菜次序

第一碗　裂蟹湯　松茸　細麩　芋才　芹（玉子止地）

第二盆　片魚　鮪　平身　卸蘿蔔　海紛　紫蘇（芥辣酢）
第三碗　筋豚　揚豆腐　氷蒟蒻　糸牛房　冬葱　銀杏　椎茸（芥子）
　點心　雞蛋糕　揚饅頭　霜乃梅
　鮮湯　鮑海馬　紅落地生
第四碗　胡桃豆腐　阿奴掛　山吹卵　卸山葵
第五盆　揚鯛　卸蘿蔔　防風　新薑
第六碗　乾醬湯　苞牛辦　冬瓜　初茸　茱
　飯
　糖水湯　西國米
　以上

○寛政四年四月朔日、肥前島原の城外温泉嶽俄に裂崩して城下の人數百を壓沒す。このとき海向の肥後領邊に相對せし方二十里ばかりの程、潮波の爲に民居人家盡く漂散し或は汀沙に埋れたり。此時最寄なりしは海岸の上にありし一寺（今名不詳）海浪に仍て漂沒せしが、其邊の喬松二三樹も又仆れ偃て寺屋に覆ひたるに、汀沙これが上に積んで岡をなせり、此如くして二十餘日を經たり。然るに後この邊を往者地底に鐘響の幽なるを聞く。人訝りてその地を掘ること丈餘にして遂に屋脊を見る、稍〻掘るに寺屋松樹の下に在て僧輩恙なし、因て免るゝを得たりと奇と云ふべし。抑亦佛助か。このこと肥後侯（細川氏）の菩提所龍田山泰勝寺の住持その翌年の直話なりと印宗語る。

○或人云ふ旗下の三淵氏と云ふに國持衆細川氏（肥後熊本侯）代々參觀の年には正月に彼家を訪ふとき豫めその沙汰あれば三淵氏にて佛壇を座鋪に出し置く。細川侯參られ佛壇に向ひ以前の芳恩を謝すると云はれて直に立出らる、そのとき金百五十兩を持參して牌前に備へらるゝとぞ、如何なる故にてかゝる

ことあるにやと物語れり。

この三淵氏云は今西丸に土佐守と云ふ御小姓頭取なり。千二百四石と此家ならん。紋所は二引輛なれば足利氏の由緒ある家か、又隈本侯の老臣に三淵氏あり因緣の人か。

○前に云ふ中將尼の淨土曼陀羅の眞は中坊家に傳來すと聞たるを、又或人の語には中坊氏はもと當麻の一院の名にして是れより起れる家なり、其眞と云ひし者は後宇多院の勅にて畫工に命ぜられたる御再與の副圖なるを彼家には傳へ、天平寶字の舊物は今は破裂剝落して別龕に納め彼寺の本堂に安置しあり。但當時の無節竹の標軸は今に現存せりとぞ。

元亨釋書曰中將尼、天平寶字七年六月、入レ寺薙髮、誓曰、我不レ見二彌陀眞身一不レ出二寺門一、其志確乎不レ拔、數日一比丘尼至、不レ知二從來一、儀相麗偉、語曰、我令下レ汝見二淨土一、覩中彌陀上、須レ集二百駝蓮莖一、於レ是乎新尼、（中將尼）奏二于朝一、詔使レ送二蓮莖一、二日而滿レ數、化尼自折レ莖取レ糸穿二新井一濯レ之、五色燦然、又數日一女來、容貌端麗、問二化尼一曰、糸成否、對曰成、化女得レ糸、於二殿之西北角一織レ之、機杼軋々、始二于初更一終二四更一、其幅一丈五尺、以二藁三把一浸二油一升一爲レ燭、化女捧授二化尼一、化尼與二新尼一、淨土衆相嚴麗備足、新尼大悅、又以二無節竹一爲レ軸、蓋長竹兩節之間耳、又可レ怪焉、化女忽然不レ見、化尼作レ偈禮レ圖曰、往昔迦葉說法所、佛事新起、又有レ故感二君懇志一、我來レ此、一至二是場一永離レ苦、新尼問曰、善哉善知識、從レ何來耶、又向婦人爲レ誰、對曰、我豈異人乎、西方教主也、向女觀音大士也、言已凌レ空而西去、新尼自レ是、精修益勤、これ寶龜六年以前の事と見ゆれば距レ今こと千百餘年の者、喩へ神佛の所爲と雖ども裂剝すること還て不思議ならず、或人の曰くこの無節の竹は蓋唐國の物ならんと何にも然からん。

按づるに此頃を算するに彼は唐肅宗代宗の時なり。又本草啓蒙云篔簹竹は一名淩節（撫州府志）正字通に長節竹也、異物志生二水邊一長數丈圍一尺五六寸と云ふ。康熙字典に一節相去六七尺或相去一丈と

擴レ之ば蓮糸の曼陀羅幅一丈五尺の軸とせんも有るべし。又圍一尺五六寸を圓徑とすれば大抵五寸有半とす、然れば彼の大幅の軸と爲んも亦なり。

○前に記せる身延山燒亡のことは或人曰ふ、その時本堂に彼の山徒寄合ひ居て何か爲たりしが、【割註】博奕ならんなど人云ける」飯を食せんと暫く退きし間に火發せり、人々返り來れる頃ははや猛炎近くべからずして祖師堂に火及で祖像も焚んとするを、住山の僧年七十六なるが擔きて十町餘もある坂路を逃れ下り災を脱れたりとぞ。この祖像は日蓮在世にその弟子日法上人の目の當り日蓮の容貌を見て刻める肖像なり。因て其長も人身の如くなるを、かの老僧の持出たるは日蓮精神の在る所ならん。又これ眞容なれば日蓮當時房州小松原にて怨徒の爲めに難に遭ひし太刀痕額にありしをも刻みてありとぞ。又此時怨徒の太刀を日蓮受け止めたりし水晶の念珠も今猶かの山に傳來すとぞ。

別頭佛祖統紀云、日法上人、呼ニ和泉闍梨一、師ニ崇高祖一、曆應四年(辛巳)寂、年九十、日法性得ニ彫刻之巧一、而以レ廢ニ道行一、嘗不レ取レ刀、身延澗畔、偶見ニ異光一、夜夜以爾、日法就覘レ之、檜樹百尺、直幹凌レ雲、日法爲ニ靈材一也、吾師百年之後、必遺ニ似像一、其柔和有レ威謙具レ相、弗ニ于庸工之所一レ及、吾絶力再起、爲ニ萬世福田一可乎、乃告ニ高祖一、高祖聽許レ之、日法誦ニ陀羅尼一、呵レ之呪レ之、伐而造レ材、成ニ等身像三軀一、慈眼威容、傳神儼然、高祖自修ニ點眼一、命措ニ于身延長興長榮三山一と、厄に當て老僧の擔出る者即この遺像なり。

又云、文永元年(甲子)高祖說ニ念佛無間之公言一、衆聞不レ爲レ可、高祖製ニ念佛無間之書一篇一、曉レ之、東條邑主平景信聞レ之、懷レ怨介レ恚、而謂當代佛敵、無レ若ニ日蓮一、惜昔淸澄不レ斬レ之、十一月十一日、高祖遊ニ小松原一、(長狹郡東條鄉)景信聞而幸レ之、率ニ數百人一途而圍レ之、射矢如レ雨、刄光成レ電、高祖僅十數人、未レ奈レ之耳、法子鏡忍死レ之、乘觀被レ疵矣、景信進伐ニ高祖一、眉間受ニ三寸痛一、又折ニ右之臂一と然れども統記及紀年錄等かの念珠のことを載せず、【割註】記年錄は日蓮念珠を以て太刀を遮る圖を出す」か

かれば後人の附說か但し正しく傳ふる所ある物これをいかん。

○一老尼來話す。近頃一婦家にありて立ゐたる折ふし畜猫鼠を逐ひ來りたるが、鼠その婦の裾より逃げ入り懷中に昇り衣內を出て去たるを猫もつゞきて衣中に入りたるが、婦は倉皇狼狽したるとき猫は鼠と思ひたると覺しくその陰戶に咋つきたり。婦懼痛してふり離さんとすれども猫彌强く咋て遂に重創となり今は殆ど死に垂んとすと。定て陰毛を鼠とか思けんと聞人皆噱ひける

○予が封邑に筑前より淨瑠理歌舞伎を爲る者時として來りこの伎をなす。これを寺中と呼ぶ。是まで如何なる故を知らざりしに、頃ろ印宗和尚行脚のとき博多の聖福寺に抵りたる物語の中に、彼の開山千光禪師入宋して歸朝のとき宋國の俗隨從するもの多し、因て聖福創立のとき境內にこの人を住ましめたりしが、今はその兒孫蕃衍して皆歌舞伎を業とし渡世して他邦にも往きてその事をなす。昔は住所八町と云ひしが今は四町なり。故に人寺中と稱すと。又同寺に千光禪師の像あり共左右に童子の像あり。是も歸歸朝のとき隨ひ來れる宋兒なりとぞ。又この寺の開基は賴朝卿にして祖師の傍にその像を置く。又山門の額は扶桑最初禪窟の六字にして後鳥羽帝の宸翰と云。

（註）本朝高僧傳云、釋榮西號二明庵一、身貌矮醜、仁安三年四月、乘二商船一着二明州界一、宋孝宗乾道四年也、・時年二十八、西在レ宋之時、秋大旱、郡主請レ西祈レ雨、修レ法之間、西身發二千光一、上燭二霄漢一、于レ時大雨、勅賜二千光之號一、九月重源相誘同レ船而歸、文治三年夏、再入レ宋、年四十七、紹熙二年（光宗の時）秋告辭、乘二楊三綱船一著二平戶島一、時本朝建久二年也、六年乙卯、博多開二聖福寺一、建仁二年、金吾大將軍賴家、營二建仁禪苑於洛東一、延居開山祖、建保三年乙亥、相州龜谷營二壽福寺一、一日辭二源僕射實朝一、レ京遷化、世齡七十五、扶桑僧寶傳云、相傳西公身形極小、而心雄二萬夫一。

思ふに榮西は禪機を以て活氣諢浪の質なりしと覺ゆ。因て宋俗もこれに從ひ來れるか。又この時宋朝も穩かならざるときなれば若くは官俳の類も世を避けて異邦に入りしか。嘗て林子の話に今の中樂は宋世

の芝居狂言なり。入宋の僧などが見來りて吾邦に取なし作りし者なりと。是□に因て云ひしは知らざれど、これ等に因れば榮西將來の俳優世に沿て變じ今の淨溜理歌舞伎となれるものなり、左すれば申樂と歌舞伎狂言の兩祖もこの千光禪師とや云べき。

又聞くかの寺中と稱するものは人賤んで今に婚媾すること共一郭を限ると。これ蓋しその黨もと異邦の人たるを以ての故なり。予が城下にも高麗町と稱して一群の人居る處あり。これ祖先宗靜公（式部卿法印）朝鮮の役に虜として彼民を多く率ゐ歸られしの子孫なり。因て昔は諸士の城下に勤仕する者の食事を調ふことを掌て至賤の者なり。この黨他と婚をなさず亦これ外國を卑しむるなり。然るに歳月を歴るに從てその孫これを嫌ひ漸々その種類を出て吾民に混じ遂に今は朝鮮の血脈絶へ徒に吾邦の賤夫その事を爲して名のみを高麗町と呼ぶ。以レ茲これを思へば博多の寺中もその祖先を思ふべきものか、呵々。

因に云ふ、予が領邑の陶器を平戸燒と呼で名產とす。この器城下より十三里の邊邑に產すその地陶匠の頭を今村某と云ふ頗富む、この祖も朝鮮の虜なり。予先年領內を巡見せしときその家に憩ふに、家屋も隨ならず庭に假山ありて樹石の好景あり、その山半に小祠ありて鳥居を建て額を挂たり標して云ふ熊川明神予始疑て熊川とは何かなる神やと問ふに某が氏神なりと答ふ。廼悟り朝鮮人の子孫の故なりと思き、熊川（コモカイ）は朝鮮の地名なれば其地の人なりし也。

○先代天祥雄香公は勿論、松英公の始迄も玄猪に登營ありて御手餅を拜頂せられしが、爾後は外班に還りしより當時の慕はしく有しに、今冬初亥の翌日たまたま林子予が茅堂を訪はれ、年來敬上の意の深きに感ぜるとて昨夜拜領の御餅を贈らる。御餅五色あり御前へ出る人每に御隨意に下さるとぞ。胡麻を（黑色の御餅）賜はりし人は目出たしとて自賀することとなり。これいつの比よりか風習となれりとぞ。

○一日東漸院に詣せしときその院代靜明房出で迎へたれば久しく逢はざりしと云ひたるに、某は桑名の產に候。この程所用ありてかしこに赴たり因てかくぞ侍ると答へたり。予云ふ去らば近頃の國替の事も

聞つらん、今の桑名候は予が子の婿家なり抔語り、さてかの城及諸士の屋鋪は如何にして受取る事やと聞たれば、其時は甚だ賑はしく大に混雜することゝ承る、城の受取り渡しは固よりなり諸士の屋鋪は先づ面々に明け除き、城下の町を南北と兩方を分て借きり南方は新候の諸士の寄宿とし、北方は舊候の諸士の退宿として夫よりその屋鋪は皆かゝり役人有て受取り、是より諸士出散の後手數ありて各その屋鋪に入ることゝぞ。定めし先々より斯く爲せしことならん。

○或人語るこの秋の末より盜賊頗る多く、ある所にて侍の行きかゝりたる跡より賊來りて飛かゝり頸を抱て粉唐辛子を兩目にすり込む、侍痛みに堪へず兩手にて目を掩ふ所に、又一人走り寄り兩刀を拔き取り夫より帶を奪ひ衣服懷中物迄殘らず剝取り裸體にして賊は逃去りしとぞ。

又一所鰻魚店に少婦來り蒲燒を買て食ひ價値を出して立出る。その跡に日傘を遺し置たれば店の男追ひかけて與へんとするにはや行去て見へず、さらば頓て尋來るべし迚そのまゝ置しに、夜に入り戶を閉たる頃婦女の聲にて晝ほど取遺せし日傘を返し給はれと云ふに因り何意なく戶を開けば、屈强の惡少年五六輩一同に白刄を振て入り恐嚇して財を竊去しとなり。

又一所の水油店にて町の召使と見ゆる前髮の子、油次を提て若干の油を買んと云ふ。因て油を與へたれば錢を忘れたり後刻受取りに來るべし迚空手にて立去る。その夜深更に外より錢の油次を受取に來ると云ふ。店主心得たるものにて夜更ては與へ難し明朝來るべしと答ふれば、又別の聲して今夜用る油なし今取たしと云ふ。店主ますゝゝ心得て宵より夜半まで油なくし濟みたるもの今いるべき筈なしと云ひ捨て二階へ上り潜に窺へば、戶外に大男四五人集り居たり。さればよとて銅盥を扣きたてたれば近隣皆聽せ寄る、その躁に賊は逃散りしと云ふ。近時の盜みな如レ斯き智術を以て人を欺き習はしとなりたり。是又風俗の一變。

○林子曰佛經の紺紙金泥書は尋常のことなり。或人張即之の書とて示したる紙片は紺にはあらず靑紙に

銀泥書の佛經なり。銀さび黑色なる所多し珍しきものなり。又余が藏の幅に紺地の綾に金泥八分にて乾隆帝の詩を彭啓豐が書するあり、貴重の意にてかくすることにやとも思へど、先年明人の壽序を紺地に金糸にて織出せしをも見たりき。

○成島東岳の話に俗に巧婦鳥をみそさゞゐとするは誤なり。官庫に沈南蘋が繪たる百鳥圖あり未だ一覽はせざるが人の話にて聞に、遙に違たる鳥なりと云ふ。この頃南部にて取りしと云ふ巧婦鳥の巣を見たり。藍花を以て作り其形襪に少しもかはることなし精細巧緻は目を驚す斗也。この鳥一名は剌襪又女匠とも云ふ。其巢を見ざれば其名解し難しとなり。南部の方言にては高見鳥（タカミ）と云ふとぞ木の至て高き所に巣を拵くるより斯く云ふとなり。

一予少年の頃天祥寺に會集あるとき或る奧勤（加藤豫州入道か）せし人の語りしは、德廟の上意に客に往て食せんとき飽まで喰てかはりすべし、是客ぶりなり。亭主は若その食物なくば、もはや無しと告ぐべし、是亭主ぶりなりと上意ありしと。因て近頃ある官醫に語りたれば渠も聞き及びたりと云き。一時の上意なれども人の尊信し奉るときは長く云ひ傳ることにぞ。

○印宗曰、博多の松原崇福寺は當時の領主黑田侯の菩提所にて開山大應國師也。國師は京都大德寺の開山大燈國師の師也。崇福の山門には勅賜萬年崇福禪寺と云ふ額あり。宋の徑山の虛山禪師の筆、總門には西都法窟と云ふ額あり筆者は聞ざりしと、是に據ば此額は龜山帝の所賜なる上は書を宋國に求て此扁をなせし者ならん。

（註）本朝高僧傳云、釋紹明號二南浦一、藤姓駿州人、十五薙染受レ戒、參二建長蘭溪隆禪師一、正元間【割註】正元後深草帝の年號一年のみ、宋理宗開慶元年」入二中華一、徧問二諸刹一、時虛堂愚和尚主二淨慈一、門庭高峻、非二宿學一莫三敢闖二其藩一、明往拜二謁堂一、便問曰、云云咸淳改元之秋八月、【割註】咸淳改元度宗元年、吾龜山帝文永二年」一堂奉レ詔遷二徑山一、携レ明俱行、明爲策勵、云云三年秋辭レ堂東歸、本朝文永四年也、七

年庚午冬出ニ世筑州ー、興徳九年壬申遷ニ太宰府之崇福寺ー、住職三十餘年、闕西嚮レ風、門庭日盛、嘉元三年秋、【割註】嘉元三年は後二條帝の時元の成宗大徳九年」奉レ詔入ニ京師ー、伏見太上皇召ニ對宮掖ー、問答稱レ旨、敕主ニ萬壽寺ー、徳治二年、【割註】徳治二年は同帝の時元の大徳十年」副元帥平時貞、聘赴ニ相州ー、留ニ正觀寺ー、延慶戊申、【割註】延慶戊申は花園帝の元年元の武宗の至大元年なり」臘月廿九日逝、閲レ世七十有四、敕謚ニ圓通大應國師ー、

○寺社の年頭御禮は例年正月六日大廣間にてあり。出禮の僧に聞くに、獨禮格の寺社は一人づゝ着坐なれば、勿論次第ありて混ぜされど、總禮のものは、【割註】各獻上もの有り、扇箱等を自ら持出るとぞ」一同着坐して禮伏のことゆゑ、淨土眞言諸禪法華門徒其餘宗社人山伏まで、先に進みたる者前坐して僧視數百混雜なりとぞ。中に西久保光明寺(法華宗)は例年梅の鉢植を獻上すれば、此物上覽いため御下段御襖の外二の間御鋪居際に置く。其右に本庄華嚴寺(淨土宗)折枝の梅を獻上して置く。其右に谷中天龍院(禪宗)これも亦折枝の梅を上る。依てこの三僧は例年獻上ものゝ爲めに總禮の上坐をするとぞ。又この日の事とよ徳廟の御時か奏者番披露すると、僧一人御柱より上り鴨居に釣下りて尊容を望みたりとぞ。諸人群囂の狀想ふべし。

○北村師に會せし時語れるは、定家卿幼少の時姉女卿を負ひて家邊に立ゐたるをり川を隔てゝ行く者あり。姉の曰く父君(俊成卿)は歌人にて坐すに、君も歌をぞよませ給へと云ひければ、卿やがて

菅笠を着たる男が馬に乘り川の向を通るなりけり

これ卿小兒のときの詠とぞ。予歎息の上傳來の書を開きたれば、何か隨筆の類に見へたるが眞疑定かならず。家隆卿幼齡の歌と云ふ者あり、これは歌もよしと語りしが其何に見へしやは聞かざりし。

○緋威と云ひし角力、今は年老て角力を止め名を弟子の錦に讓り赤翁と改稱す。この翁安藝の産淸和源氏の流裔にて、古文書も傳へて由緒あるものと聞く、家居も頗る廣しとぞ。緋威になりしもの今年赤翁

を訪て安藝に到りたれば、赤翁が居は何くにと尋ね彼國の山家に住みしに里弌も甚朴鄙なり。某到れる後主翁喜びの餘り所レ貯の鳥銃を出し、【割註】赤翁角力の時より頗る武事を嗜み常に武具を身邊に置き、旅行には必ず甲冑一領を隨へたりし者なり」これを家夫に命じ遠客の饗に雁を打來れと言含む。その夫頓て一鳥を携へ來る見るに鶴なり。乃その皮を剝ぎ肉を喰ひ畢りて羽足の如きは潜に土中に埋めたりとぞ。鶴は領侯鷹場の爲めに打捕ることの禁なる故なり。禁を犯す心にもあらず雁鶴をも家夫などは辨ぜざるほどの魯愚の俗なりと。藝は中國繁華の地なるか邊鄙は亦た如レ此の風の所も有けらし。

○一日林氏毛奇齡が治火議の事を話しければ、其鈔錄を乞ふてこゝに寫す。

杭州治火議

蕭山　毛奇齡

杭州多二火災一、歳必數發、發必延二數里一、且有二踏レ火以死者一、予僦二杭之前一年、相傳、自二鹽橋一至二羊市一、縱横十餘里、其爲レ家約六萬有餘、死者若干人、予雖レ未二親見一、顧焦爛猶レ在レ目也、乃不二數年一、而自二孩兒巷一、至二菜市中街一、與レ前略相等、予所レ僦住房、已親見レ入二烟燄中一、其他則時發時熄、不レ可二勝計一、以詢二居人一、即中年者亦必答曰、予生若干次矣、其按徼倖可レ喜、亦必樹二一指一曰、慚愧已一次矣、從未レ有二云レ無レ有者一、頃義黄中堂、門樓偶不レ戒、而五人齊死、一樓不レ得レ下、踰レ日而藩司東街、又復延燒里許、焚燒數百家、又踰レ日而太平門外、忽燻燄蔽レ天、不レ知レ所二究竟一、今則諸堂上下、復炎々矣、何以致レ此、或曰、此天象也、前漢天文志、謂吳越分野、在レ戌、而太初曆法、以二太歲出一レ戌、當二房心之間一、心者火也、又吳楚之疆、候二熒惑占一、鳥喞二熒惑一火宿、而鳥喞爲二南方鶉火之首一、凡此者皆主多火、而予獨曰否、夫既曰二吳楚一、吳越則當レ及二楚越兩地一、楚疆跨二荊楊之間一、而東南百越、遠界二嶺徼一、未レ當レ限二一吳郡一也、且即此吳郡、而南極二富春一、北踰二江淮一、爲レ地甚廣、乃區々以二杭州一城一當レ之、其可レ通乎、或曰此地理也、郡南鳳皇山、蜿蜒南峙、南屬二離方一、以二離方之龍一、而衝レ城而入、焉得レ無レ火、然而亦非レ是者、嘗考、浙河左右、其自二新安一以南、太末以東、凡在レ山縣、多有二離龍南起、排レ闉低レ治者一、然未レ

聞有災害也、且此鳳山非離龍也、其山在正陽門西、清波門南、以卦位言之、則爲西南之坤土、以大衍五行言之、則爲天九成金之坤金、土龍金龍皆非離龍、故予郡、西南有鮑郎山、土龍入城、而予邑正西則直有西山、金龍横撞其右、未嘗凝也、於是無所歸咎、有議開火巷者、謂、曩時每街心有火巷、間截之、今多爲民間侵佔、只致壅塞、火患之多、實由于此、則試思火巷之廣、孰如大街、大街廣六丈有餘、尙不能截火、而謂數尺之巷、能截之乎、且火之熾滅、全不繫街之寡多、與巷之廣狹、蘇州閶門、揚州埂子、抵一街耳、然且兩距相望、連手可接、而皆終古無火患、何與、

更有歸咎于六井之不開者、謂、唐時李泌爲刺史時、開六大井爲澆火之籍、今六井久塞、無由施救、則杭州城寬、延袤若干、必非六井所能濟、且比戶有井、綆缶之功不能急升、卽舊時當事、救每家門首貯水一缸、而車薪杯水毫無所用、甚至西洋水車、飛灑空際、而並不及火瀰茂、車轂益壅塡極道路、寥々六水窪、將安用之、若云水可厭火、則西湖一大水、與全城首尾、然且三門引氣、一牌通流、尙不能厭、而謂六井能厭之、此婦孺之語也、然則如何、

夫火不自致、必有所以致之者、嘗疑、失火塘報、各省無有、獨杭城則屢見報文、下此、惟湖之漢口偶有報、延燒至數千家者、則必杭之房與漢口之屋、有異于他、而備査兩地、則漢口專用竹、而杭則兼用竹木、自基土以至梁欐棟柱楣檐、無非木也、而且以木爲牆障、以竹爲瓦薦避夾、凡戶牖之間、牖用檻楄、而半墉承牖、又復門板與竹夾爲之間、或護牖以笆、護墉以籬、層々裹飾、非竹則木、然且單房少、而重屋多、兩重架格、猶復接木楹于軒宇之上、名曰曬臺、計一室所用、其爲塼埴之工者祇瓦稜數片耳、又且市廛、價闤多接飛簷、橋梁巷門、每通複閣、鱗排櫛比、了無罅隙、夫以滿城燈火、百萬家烟爨、原足比沃焦之山、象爵攸之穴、而且上下四旁、無非竹木、旣已埋身在烈坑中矣、加之儈攻營業、多以炊煮、蒸熬、爊焙、燒炙、爲生計、而貧氏藿苦迹逐、往々多夜作、諸凡治機絲鍜金錫、皆通夕

夕不レ寐、又且俗尙ニ苟偸一、大抵篔籠盾レ火、竹紮點レ燈、暑則燃ニ蚊烟一、寒則烘ニ草薦一、無レ非ニ補炭一、而況俗尙ニ樗老一、合ニ鄕禮一レ斗、聯レ欄誦レ經、焚レ香燒レ燭、治レ宵果レ旦、【割註】此風在ニ當事一尤宜ニ禁革一レ又何一非ニ致レ火者一、考ニ春秋一、宋鄭火災レ梓、愼曰、木即火也、宋太皞之墟、鄭祝融之墟、皆火房也、夫太皞以ニ木德一王、祝融以ニ火德一王、而皆稱ニ火房一、則以レ木者、實火之所ニ由生一也、是以震木木也、非レ火也、而一構ニ乎離一、則只震、雷生ニ離火一、而離反足ニ以滅ヒ震、如ニ晉獻公嫁ニ女子秦穆一、而秦伯伐レ晉、反獲ニ晉侯于韓原一、當時晉史占レ之者、謂歸妹之暌、以ニ雷澤一而變爲ニ火澤一、爲レ雷爲レ火爲ニ嬴敗ヲ姬、以ニ震木木質、而具ニ雷火之性一、雖レ生レ火、而反爲レ火滅、此晉雖レ嫁レ女、而反即以レ女而害ニ其母家一、蓋明言下夫木之必當ニレ召ニ火禍一也、

是以治火之法、先計ニ嚮邇一、後計ニ撲滅一、嚮邇謂ニ嚮而近ヲ之也、撲滅者撲使レ滅也、惟可ニ嚮邇一、然後可ニ撲滅一、否則近且不レ能、何有ニ于撲一、故盤庚遷レ殷有レ云、若下火之燎ニ于原一、不上レ可ニ嚮邇一、其猶可ニ撲滅一、謂、原田草火、其勢卑小、雖レ不レ可レ近、猶可三借レ手撲ニ滅之一、若房室炎上、則五行志云、及下濫災既起、焚ニ宗廟一燒中宮室上、雖ニ興レ師動ヒ衆、不レ能レ救也、亦以三宮室宗廟、多用ニ木飾一、火經ニ炎上一、則木火雖レ近、而必不レ能レ救、蓋諸火無レ滅而木火有レ滅、冶工聚レ火、而鑄用ニ木骸一、（即炭）而不レ用レ木、則雖ニ金鐵銷鑠一、而執レ工者得レ近レ之、何則以レ無レ滅也、祝融焚ニ明幣于庭一、紙錢錫箔皆可ニ指撥一、而及レ燬ニ靈座一、【割註】杭俗、以レ木主、藏ニ木龕一祀レ喪三年、謂ニ之靈座一深合ニ古禮一、反主ニ于寢之義一、一爲レ木無レ幾、然而尋丈之外、各環向而不レ得レ前、何則以レ滅者也、

今以ニ木火一、而及レ屋則滅著已極、近且不レ能、而欲レ施ニ手足之烈一、難矣、

然且闤闠連綿、左房未レ燼、而右室已爇、木中之火、以外熱而炙ニ于其裏一、往々火所レ未レ及、而木先出レ焖、以下外火與ニ內火一、兩相煽上也、如レ此則爛熳無ニ已時一矣、故春秋有レ書レ災、有レ書レ火者、其書ニ凌室災一、則天災也、夫凌室本氷室、而猶有レ火、此其所レ爲天也、其書ニ成周宣榭火一、則人火也、夫有レ木曰レ榭、在ニ爾雅一、已明言レ之、既稱レ有レ木、而猶欲ニ其無ヲ火得乎、此人爲レ之也、故左傳曰、天火曰レ災、人火曰レ火、然則杭州之火人火矣、若夫磚房則不レ然、古作室之工、多用ニ陶埴甎甓一、以御レ木、自ニ棟梁榱桷一以外、皆取ニ瓴甋一、或ニ附之一、考工

記、稱爲瓦屋、今稱爲磚房、凡宮室之牆壁屏蔽、以及庭塗堂壁、無用木者、如梓材云、既勤垣墉、惟其塗塈茨、謂合苦土以墁之、則外牆不用木、儀禮、士適寢居北墉下、註土牆曰墉、則內牆不用木、莊子鑿坏而遁、坏者土壁也、則房壁不用木、毛詩、中唐有甓、謂甃中庭以磚也、則庭塗不用木、廣雅、堂以墍壁、唐史、北廳以花磚甃地、謂堂趾也、則堂壁不用木、說文、屏障謂之坫、禮記、反坫在兩楹之間、謂以磚作屏蔽、以土作楹臺也、則屏與楹、總不用木、若左傳云、圬人以時塓館宮室、夫館與宮室、其宜時塓者何限、乃不戒木劉、而戒圬塓、則土之勝木、久矣、是以寢廟藏主、則並打柱亦去之、春秋謂之宗祏、即石堂也、太史藏典籍、則並梁欐榱棟、皆去之、周禮、序謂之巖屋、即石室也、若夫毛詩之縮版以載、謂以版築土、非用版也、秦風之在其板屋、謂西戎地寒、瓦凍易裂、或以板代瓦、非謂中國之屋、可以木板作牆壁也、

蓋中國屋製、四海一轍、北土南磚、俱足禦火、他不具論、即以予郡言之、凡造屋者、以複磚爲垣、單磚爲壁、厚磚爲壁、薄磚爲薦、一室之中、惟棟梁椽柱、是木耳、他皆磚也、脫或不戒、則棟間于牆、柱間于壁、梁與椽各間于瓦薦、凡木火所向、慨灰瓦确、皆足以抗之、而火不成勢、火不成勢則救者可近、救者可近、則此屋之火、不能熱彼屋之木、即任其自焚、亦不過數間止耳、古有云、雨衣易漏、易之以瓦則不漏、今木屋易火、易之以磚則不火、此非理之至明、而事之易曉者乎、嘗記、予里居、竈門失火、俗以草伐薪、原易蔓延、且司爨者又稚婢也、乃草燼而屋並無恙、則以竈門向屋隅、兩面正則皆磚、所焦爛者獨椽柱耳、蓋磚房之可恃如此、

然而習相俗沿其來已久、庸人狃于故常、而憚于更革、即一二有識者、或痛思改作、稍知求一勞永逸之計、而寡不敵衆、一室之磚、不能抗萬間之木、是必藉當事大力留心民瘼、以一切之法嚴行、其已成者勿論已、但新被災之地、則必大張示諭、並敕該圖里總、勒買磚塊、且立喚紹、與工匠、使另爲製造、不得因仍舊習私用竹木、違者以非法處之、並拆其所造屋、則以漸移易、庶幾有濟、夫開河大

工、築萬雉、而建二十臺城于其間、亦豈細役乎、乃前此趙大中丞毅然行之、而官不糜費、民不騷擾、兩河十門、臺高而水深、至今望之者曰、此趙公城、泳之者曰、此趙公河也、苟當事關心、深析利害、則一矢口間、無興作、無科歛、無徵發期會、祇假以威神、而澤之被已千秋、恩之浹且萬戶矣、則亦何憚而不爲之、

乃阻之者有二說、一曰、磚貴而竹木賤也、夫杭屋外垣、純用土築、而舂基埋石、畚土蓋瓦、村費不貲、所絕無者獨磚耳、然且日聚多人、一唱三喩、邪許聲連々、計物值工價、每縱横尋丈、約不下十金有餘、若舊牆之磚、則容斗複上、丈磚三百塊、不殼一金、而且土工一工、可築數丈牆、其工價裁數分耳、以十金之牆、而以一金零數分當之、孰貴孰賤、若夫壁則單磚側疊、尋丈之磚、必不敵尋丈之板之值、而苟舍板而用竹、則竹木土灰四者齊用、杭州土皆貴賣、而側築坊壘諸工並進、協物值工價、未必有歉于磚也、夫以一焚、而家貲千百盡付燼炭、則雖十倍之費、猶當痛自拔濯改柯易葉、爲百年不拔之良策、而況工價計較、爲牆甚省、而爲壁亦不費、即曰、創始實難、採辦未給、或不能頓集諸物、而商估趨利如鶩、稍有微贏、則其物無脛而至、況磚墳瓦片多出之、過江之湘湖、而嘉湖一府亦有陶窯、苟能用之、則纍々四來、將見草橋螺螄、太平、艮山、四門外、堆垛如丘山、物盈則賤、豈止易辦而已乎、

一曰杭州寸金地、闤闠稠密、竹木占地少、而磚則占地多也、是又不然、土牆高大者、約址占三四尺、否亦一二尺、磚牆則高大者四五寸、否即四寸也、板壁磚壁、各以寸爲度、相去不遠、竹壁則用木七、而編竹夾以墁之、合須二寸土灰、兩面一寸、共二寸、磚則以寸厚之、塊側累而上、但得寸而無加矣、然則不占地亦莫若磚也、是以被災之地、必易磚房、然後積漸次第、徐圖一徹、必使滿城皆磚而後已、此固救時良策、稍有識者、必不以其言爲河漢也、然而未災之屋、又當商所以救之之法、大抵杭人多賃屋、而居屋非己有、即屋中什器亦所值無幾、脫不幸即虞身已耳、以故不關痛癢、而間有住己屋者、又往々因循忽之、故救之者一曰徇火、今先立二三十家牌、以牌中各戶、掄流爲首、每首值十

日、每日早晩、則値者至各家、呼曰諸査火、俟其家査、看一遍、答曰、査訖、然後至第二家、亦如之、其法以牌一方、横列三十家、竪列三十日、縦横界之、以作格、每査訖、則于其家格下、某日格中、覆以朱圏、以爲他日波罰之案焉、

乃不幸失火、則杭城多游手人、嘯聚乘間、名爲救火實搶火也、今且旗丁甚夥、馬蹄蹴踏、而其地已靡爛矣、故救之有二、曰斷火巷、每三十家、中合置兩大頭、先截其衙巷之兩頭、而横關之、里總報附近官府、即差役、樹兩牌于兩頭、第許内出、不許外入、外入者即坐曰搶火、許守關者持大棍撲撃之、死傷此地者竟置勿論、至于内出者、則各給籌一枝、驗其運絡、或有親黨請入運絡者、許持籌者引之驗入、若有救火輩來、則豫作標識、如鹽橋仙林橋各坊義民、素有冊籍、許標識其坊名書于燈、而稱竿以持之、並所攜鈎鐮繩索救火械仗、次第驗入、毋使溷亂、此要領也、

若其救法、則春秋原有備水器蓄水潦諸事、而此地皆無所用、惟有撤小屋塗大屋六字、則最爲切當、大抵木火難近撲、既不能溝澮鮮少、潦又必不得、惟撤屋爲第一良法、量其火之大小、以定所撤之遠近、遠踰若干丈、近踰若干尺、須在官者、豫立程度、以一切行之法在必撤、毋許阻擋、阻擋者以違法論、至事畢、則一里内保全之家、又量其遠近、而合錢多寡、以償其所撤屋、無偏戻焉、若遇大屋、則以水泥塗之、以水衣布幔之、杭俗、屋大則牆壁高峻、可以堵禦、否則亦撤之以待、更爲無失、但大屋必屬大家、其合錢補償之事、可不必耳、則三曰撤火屋、而救法已無他矣

至于其四、則曰嚴□罰、從來起火之家、名曰火頭、其罰甚重、今既設徇令、則必査其起火者、爲何牌何戸、誰徇誰答、未徇耶、則罪在徇、既答而不戒、則罪在答、雖罪不致死然必重創之、以懲其後來、考明李火頭之罰、以銀鐺繫頸、游于十門、然後從縣解府、解道解司、至撫院而止、每解衙門必責二十篦、以爲常、誠重之也、今罰宜仍舊與否或不必然、然而嚴則必然耳、

右載西河合集卷四

甲子夜話 卷五十八

○印宗和尚書を贈て云く昨日京都の僧侶より先月廿一日に洛東修學院の御茶屋御普請出來に付仙洞御所御幸、京都にて珍敷事故御行列の次第一冊送越申候（この冊下に出す）因て彼之方より差越候書狀一同呈覽仕候尤書狀は認直候事も如何と共儘附上仕候修學院御茶屋御普請之儀は近年公儀御轉任の御禮に相成共思召之儀被レ爲レ在候はゞ辨じ被ニ差上一度之由御親之所修學院茶屋久々御幸も無レ之廢壞之趣故修復之儀御歎答に付去年以來御修復御取掛り漸當閏八月迄に御出來に付此後御幸候由從レ是は年々時々臨時の御幸候噂に申越候右御普請凡參萬兩程も掛り候趣に先達も申越候修學院御泉水之に內に掛り候右橋幅四尺長五間の石三枚御入用之所京近邊に無レ之江州大津に得候て御引取に候所餘り多分之物入故御普請掛り御役人衆も心配之事を所司代御聞有レ之所司代より獻上に相成候由（下略）小春十四日

京狀日　仙洞御所東山御幸も漸御茶屋閏月八日に出來大檢分相濟九月廿一日に御幸初め有レ之一統定日天氣快晴新居候所取分廿一日快晴仙院御出門は卯中刻路次は仙洞前北え清和院御門升形廣小路川光河原御殿北え叢遊道梶井宮伏見宮には親王方御裏其外攝家淸華堂上之拜見御藥地內は兩側に手すり敷物諸公家方之拜見場所淸和院門前は修學院御普請御用掛り與力同心御附組拜見升形東町家堂上門前寸地も不レ殘拜見所出町より加茂川假橋掛り新田村御小休山鼻も御小休之所一度にて直樣修學院え入御、路筋は盛砂兩側手すり立端に出來尤御幸は武邊と違叱り候事無レ之穩成事燒波自身番は上は二條西は寺町限、還幸は夜子の刻の御催にて仙院入御寅の上刻存候より手早く御座候勿論還幸は別て松明にて殊更殊に御座候所司代は還幸後二條え戻り直樣（廿二日）八ツ時より御機嫌伺參內、御對顏眞の御太刀紗綾靈元院法皇樣正蹟御短尺拜領御內々拜領は御垢付子レ今是は上段に餝有レ之候趣御垢付は親王關白始め殿方にても相成不レ申儀此度は格別之思召にて拜領大分金子は入用有レ之候得共家之重寶と申事尤御幸に付此度裏付

之狩衣勅許是は三位より外は着用成不ㇾ申服也、尤所司代廿一日御供に付入用一萬兩にて候趣所司代附與力老拙分入魂之仁咄有ㇾ之候廿一日雨天にて延引相成候と七八千兩許の物入と噂有ㇾ之候廿二日御機嫌伺參內相濟夜五ツ時二條え歸宅後直樣關東え御幸始末注進言上是書宿次差立夜通しにて候趣掛り役人中出會之所咄致居候修學院御茶屋御庭え石橋所司代より獻上入用高五百兩に候倂物入は多分有ㇾ之候得共珍敷時節之御在勤此上もなき事と御祝有ㇾ之候趣に承り申候此以後御幸は地下之向は上下と申事に候關東も明夏は御社參誠に日本之大事扨々大き成事斗出來世界も賑々敷事と察居候(下略)小春一日□胤九拜

印宗老和尚

御當座御題　水樹佳趣多　紅葉色深

御製

染つくす此山陰のちしほにぞめでこし代々の秋も知らるゝ

庭田大納言

此秋は年ふる山の紅葉ばもわかへて深き色を見せけり

御幸鹵簿之圖

所司代

與力目附　下雜色　同同同　上雜色　同　徒士目附

列外見廻
町奉行組　二人づゝ此間一町餘

所司代

同心目附　下雜色　同同同　上雜色　同　同心目附

同
同心　同　同　同　同
此間五拾間程
同
同心　同　同　同　同
此間十間程
所司代　與力　若黨　若黨　草履取
所司代　與力　若黨　若黨　草履取
所司代　與力　若黨　若黨　草履取
所司代　大目附　若黨　若黨　草履取

所司代御用掛與力　若黨　若黨　若黨　草履取
此間三四間程
三門番
三門番
院付組　同心　同
院付組　同心　同

同　與力　若黨　若黨　草履取
同　與力　若黨　若黨　草履取
此間三四間程
院御附組　同心　同　同　同　同
院御附組　同心　同　同　同　同
同　與力　若黨　若黨　草履取
同　與力　若黨　若黨　草履取
同　與力　若黨　若黨　草履取

殿上人

六門　同同

六門　同同

殿上人　舍人　北小路差次藏人　大江俊矩騎馬　小舍人　雜色雜色　同同　下品雜色下品雜色　傘

舍人　北小路極﨟　大江俊常騎馬　小舍人　童　雜色雜色　同同　下品雜色下品雜色　傘

舍人　裏松左兵衛權佐　恭光騎馬　隨身隨身　小舍人　童　雜色雜色　同同　下品雜色下品雜色　傘　看督長看督長

舍人　日野西辨　光暉騎馬　雜色雜色　同同　同同　下品雜色下品雜色　傘

舍人　柳原辨　隆光騎馬　小舍人　童　隨身隨身　雜色雜色　火長火長　下品雜色下品雜色　傘

舍人 冷泉中將 為全朝臣 騎馬　布衣雜色 布衣雜色　同 同　童　雜色 雜色　下品雜色 下品雜色　傘

舍人 高野少將 保右朝臣 騎馬　布衣雜色 布衣雜色　小舍人　童　雜色 雜色　同 同　下品雜色 下品雜色　傘

舍人 六條少將 有言朝臣 騎馬　布衣隨身 布衣隨身　同 同　小舍人　童　雜色 雜色　白丁 白丁　傘

舍人 橋本中將 實久朝臣 騎馬　布衣隨身 布衣隨身　同 同　小舍人　童　雜色 雜色　白丁 白丁　傘

舍人 樋口中將 隆起朝臣 騎馬　布衣雜色 布衣雜色　同 同　童　雜色 雜色　下品雜色 下品雜色　傘

舍人 葉室頭辨 顯孝朝臣 騎馬　瀧口源敦義　雜色 雜色　雜色 雜色　白丁 白丁　傘

引舍人

有瀧舍人　侍中原景恕　内大臣厩舍人　雜色　同　下品雜色

公卿　廣橋左大辨宰相　光成朝臣騎馬　内大臣馬

有瀧舍人　内大臣居飼　雜色　同　下品雜色

同　舍人　隨身　同　雜色　下品雜色　舍人

傘　高倉左兵衛督　永雅卿騎馬　雜色　下品雜色　傘　飛鳥井左衛門督　雅光卿騎馬

同　舍人　隨身　同　雜色　下品雜色　舍人

布衣隨身　同　雜色　同　白丁　同　舍人　雜色

傘　坊城大納言　俊明卿騎馬

布衣隨身　同　雜色　同　白丁　同　舍人　雜色

同　同　同　白丁　同　舍人　雜色　同　同　同　下品雜色　同

傘　萬里小路大納言
建房卿騎馬

同　同　同　白丁　同　舍人　雜色　同　同　同　下品雜色　同

舍人　雜色　同　同　白丁　同　舍人

庭田大納言
重能卿騎馬

傘　甘露寺前大納言
國長卿騎馬

舍人　雜色　同　同　白丁　同　舍人

侍賀茂重敦　雜色　同　同　走雜色　舍人　諸大夫

傘　花山院大納言
家厚卿騎馬　禮　知

侍藤原光清　雜色　同　同　走雜色　舍人

衛府長　雜色　同　同　白張　右番長源定保　近衛

傘

侍藤原綱備　雜色　同　同　白張　左番長藤原兄幾　近衛

舍人　二條　侍源時當　越智通賢　近衛　同　雜色

左大臣齊信公　騎馬　近衛　舍人長　居飼

舍人　諸大夫　光華朝臣　俊佳賢秋　近衛　雜色

藤木　三澤

同　同　走雜色　同　右番長　御隨身　秦常徽　右府生　源爲祥

御隨身　上田　同

傘

同　同　走雜色　同　左番長　藤原貞品　左府生　秦常孝

右將曹　渡邊　源供永　　取次　平岡長門守

御杓兒　雜色　雜色　下品雜色　下品雜色

御輿　駕輿丁四十人　長二人　廳官

村田

左將曹　源武値

御劒兒　雜色　雜色　下品雜色　下品雜色

取次　渡邊隱岐守

島田內匠頭
放直朝臣　御沓持

藤木出羽守
御醫

太田肥後守
同

土山右將曹
右近衛代　源武理

山本右將曹
源尚文

御傘持

萩野河內守
御醫

高科安藝守
同

水口左將曹
左近衛代　源清郁

鈴木左將曹
紀淑亮

御雨皮持

鈴木右府生
紀宗懋　舍人　諸大夫康氏　居飼　小雜色　同

後騎　德大寺大宮大夫
實堅卿騎馬

山中左府生
大江芳全　舍人　侍藤原忠芳　御厩舍人　小雜色　同

同
同
召次　内藤東市佐　藤原叙純
石川左兵衛權尉　源紹喜
石川右兵衛少志　源紹儀

傘
御後官人

同
同
召次　小山右將監　藤原久定
山本左衛門少尉　賀茂志顯
內藤左衛門大志　藤原叙久

町口下總守
右大尉是保

看督長　雜色　火長　白丁　祓川日向守　上北面親重

調度懸
鉾持

看督長　雜色　火長　白丁　吉田兵部權少輔　上北面良武

雜色　雜色
白丁　白丁
藤木加賀守　友直
雜色　雜色
白丁　白丁
畑右衛門大尉　下北面親之
雜色　郎等
白丁
岡本左衛門大尉　氏祥
雜色　郎等
白丁

雜色　雜色
白丁　白丁
松室能登守　重禮
雜色　雜色
白丁　白丁
藤木左衛門大尉　下北面保行
雜色　郎等
白丁
三上右衛門大尉　景文
雜色　郎等
白丁

松波左衛門大尉
光邑　雑色郎等　白丁
世續右衛門大尉
重名　雑色郎等　白丁
雑色郎等　白　　藏人所衆　信守
雑色郎等　白丁　藏人所衆　明遠
御茶辨當持　白丁　仕丁
御水桶　白丁　仕丁
御清手水持　白丁　仕丁

姉小路右衛門大志
弘隆　雑色　白丁
速水左衛門権少志
藤原往益　雑色郎等　白丁
大石監物
佐々木刑部少丞
御衣辛櫃一合
煮方素襖

岡本右衛門大尉
賀茂共清　雑色郎等　白丁
速水右兵衛大尉
藤原裕益　雑色郎等　白丁
廳官紀徳直
群行

齋藤左衛門権少尉
藤原徳盛
山形左衛門大志
藤原憲澄
御膳番　衣狩頭
走雑色　同　右府生
走雑色　同　左府生

村雲　水口　鈴木右馬大允

秦謹信　右番長身分淸廣舍人　侍　德積重任

鷹司關白政通公騎馬

水口　藤木　高橋刑部少輔

身分淸生　左番長秦常吉舍人　諸大夫　近衛使彥朝臣

高木右衛門權少尉

藤原則忠　居飼　近衛　同　同　看督長

傘　御後官人

種田信濃守　牧治部權少輔

顯遂　義冬　舍人　近衛　同　同　看督長

雜色　火長　番頭雜色　車副　同　同

高木左衛門少尉

源隆貞　鉾持　車代雨皮持

雜色　火長　番頭雜色　車副　同　同

列奉行五人布衣
下役五人退紅

番頭雑色　同　下品雑色　同　同　同
松田内記　本橋連

群行
下河邊外記

番頭雑色　同　下品雑色　同　同　同
土山右近將曹　石川始

院御附組
與力　若黨　若黨　草履取
同　同心　同　同　同　同
院御附組
與力　若黨　若黨　草履取
同　同心

院御附組
與力　若黨　若黨　草履取
同　同心　同　同　同　同
此間三四間
院御附組
與力　若黨　若黨　草履取
同　同心

同
同　三門番人
此間三十間
所司代
與力　若黨　若黨　草履取
同　同心　同

同
同　三門番人
所司代
與力　若黨　若黨　草履取
同　同心　同

同心小頭

同心支配與力　若黨若黨若黨　草履取　者頭　若黨若黨若黨若黨　草履取　番頭　若黨若黨　同同　同草履取

案內同心麻上下　挾箱　鑓

御用掛同心惣同勢相濟後　町奉行組與力目附

案內同心麻上下　挾箱　鑓

徒士麻上下　同同　同同　同同　同同　同同　侍布衣　同素襖

徒士麻上下　長刀　馬口取

徒士麻上下　同同　同同　同同　同同　同同　侍布衣　同素襖

同同　同熨斗目上下　同同　同同　同麻上下　沓持同　草履取　白丁

白丁　內藤紀伊守　參內傘持人白丁

同同　同熨斗目上下　同同　同同　同麻上下　沓持同　草履取　白丁

手傘持同　案內同心麻上下　挾箱　押麻上下　茶辨當

簑箱　厚總牽馬口取白丁

手傘持同　案內同心麻上下　挾箱　押麻上下　茶取

沓籠持白丁　押麻上下

押麻上下　布衣公用人騎馬　布衣公用人騎馬　下目付麻上下

沓籠持白丁　押麻上下

押　徒士麻上下　案内同心同　侍熨斗目麻上下

惣同勢　徒士麻上下　鑓　成瀨因幡守騎馬口取

押　徒士麻上下　案内同心同　侍熨斗目麻上下　同麻上下

草履取　挾箱　押　徒士麻上下　案内同心同

沓籠持　合羽籠　同　同　徒士麻上下　鑓

草履取　挾箱　押　徒士麻上下　案内同心同

侍熨斗目上下　同麻上下　草履取　挾箱　押

小笠原豊前守騎馬口取　沓籠持　合羽籠持　同　同

侍熨斗目上下　同麻上下　草履取　挾箱　押

右は僧家の聞き及ぶ所なれば如何がやと、或る韓官に尋ねしに大凡この趣の事の由。但し御山莊經營の官費はこれより逈に輕きことゝぞ。所司代内藤紀州はその夜御製をも賜はりしと云ふ。又竊に聞くにはこの事官家の聖慮にて、かねて御山莊の修理を命ぜられ、御幸を仰せ進ぜられ院にも殊の外御悅びなりしとぞ。其後御幸濟せられ、傳奏衆より厚く御謝詞を執事衆まで御申越たりとなん。東西御和融の御世難有きことなり。林學士に値たるとき、このこと語り出しぬれば、此御時の儀注京人より贈りたりとて示す。

甲子夜話 卷五十九

○修學院御山莊御幸之儀御所御裝束如レ常、但寢殿南面廂御簾悉垂レ之、母屋御簾悉卷レ之、晝御座上、敷ニ東京錦御茵一、廂西第二間、敷ニ小紋疊一帖一(南北行)爲ニ關白座一、入レ夜時掌燈以下如レ常、剋限、上達部雲客以下參集、執事別當着ニ公卿座一、奉行院司覽ニ日時勘文一、但今度、兼日依レ有ニ御覽一無ニ此儀一、奉行藏人召ニ御沓一、【割註】居ニ柳筥一、臨レ期給ニ聽官一」置ニ日給辛櫃上一【割註】臨ニ出御期一給ニ聽官一」次昇ニ立御輿於中門內一(南北妻) 奉行院司、申ニ事具之由一、上皇出ニ御寢殿簾中一、次陰陽頭奉ニ仕御身固一、經ニ西透渡廊一、入ニ寢殿西南妻戸一奉ニ仕之一、次御隨身等渡乘進候ニ南階南砌一(北上西面) 殿上人列ニ立西中門外一(東上北面) 公卿列ニ立南庭一(北上東面) 次寄ニ乘御輿於南階一、【割註】此間殿上人大略前行騎馬」一 次隆起朝臣參ニ進ノ給御劍一、【割註】自ニ階間簾下一女房被レ出レ之」 上皇出御、關白候ニ御簾一、此間公卿跪レ地、次乘御、隨身等發ニ前聲一、次隆起朝臣召ニ上臈御隨身於階下一、從ニ階上一授ニ御劍一、下レ殿、次公卿次第離レ列、前ニ行於門外一、騎馬報レ事、大臣猶前行、次御輿出御、【割註】隆起朝臣顯考等、自ニ中門邊一前行騎馬」一 於ニ西中門四足門等一、御隨身等追ニ御前一行列、殿上人、【割註】騎馬一行爲レ先ニ下臈一、但貫首亂位次爲レ臈」一 次公卿、【割註】騎馬一行爲レ先ニ下臈一執事大臣猶前行」 次上臈行隨身、【割註】爲レ先ニ下臈ニ」次御輿、【割註】位次ニ上臈一持ニ御劍一在ニ御輿傍ニ」 次聽官持ニ御沓一(居柳筥) 雨皮持二行、次御傘、次下臈御隨身、【割註】爲レ先ニ上臈一以下傚レ之」 次騎馬 (御厩別當) 次召次六人 (二行) 次御後官人、次上北面四人 (二行) 次下北面十二人、【割註】二行位次ニ上臈一持ニ御柄長杓ニ」次所衆二人 (二行) 次御衣辛櫃、【割註】聽官一人添レ之」 次關白於ニ惣門外一六位判官代騎馬、次入ニ御御休幕ニ【割註】御隨身等發ニ前聲ニ」 先レ是前騎上達部雲客等下馬、參ニ會御休所一、次下御、【割註】御隨身等追ニ御前ニ」 次乘御、【割註】前聲如レ初」一 次出ニ御御休幕ニ【割註】追ニ御前一如レ初」一 先レ是公卿殿上人、騎馬前行、次再入ニ御御休幕ニ一如レ初、 次至ニ修學院惣門下一、馬入ニ同門一、公卿殿上人二行列ニ立中門北方ニ(東上南面) 次

入御二惣門一【割註】御隨身濱二御前一」次寄二御輿於中門一【割註】兼設二假板敷一爲二御輿寄一門內亦同設二打板一爲二御路一」次下御、【割註】御隨身等發二前聲一」次入二御中門一、關白從二御後一進、供奉隆起朝臣、取二御劍一相從、【割註】先レ是、自二御隨身一進二御劍一隆起朝臣」次殿下以下候二便所一【割註】此間之事隨二便宜一」次還幸、大略如二御幸時一、【割註】（補）原文不句不點、今試加レ點、所レ詮可レ有二誤訓一歟」

又其日御遊の紙片をも示せり

九月廿一日窮邃軒御遊日錄（於二修學院上御茶屋一）

盤涉調

竹林樂　笙　關白（政通）【割註】（補、鷹司關白」　箏　綾小路三位（有長）　笛　御所作

青海波　笙　德大寺前大納言（實堅）　箏　東久世三位（通岑）　笛　日野　前大納言（資愛）　箏　御所作

千秋樂　箏　綾小路三位（有長）　笛　北小路差次藏人（俊矩）　笙　御所作

平調

合歡艷　箏　東久世三位（通岑）　笙　日野前大納言（資愛）　琵琶　關　白（政通）　笙　御所作

小娘子　笙　櫛笥中將（隆起）　箏　綾小路三位（有長）　笛　柳原辨（隆光）　琵琶　御所作

助音　（池尻）暉房　（六條）有言

この御山莊は後水尾上皇御幸ありて中絕、靈元法皇のとき再び御幸ありて、其後亦絕へ荊榛生茂り狐兎の棲となりしを、今般かゝる盛擧に復せられしとぞ承る。又近頃京より下る人に正しく聞しは、京尹紀州の大津より取出して上りし巨石、始は車牛數疋に牽かせて路を運びしに、力を入る牛は務め足を踏で進めども、間には一足に立て一向に悠なる牛ありて一齊ならずして進行すること能はず、徒らに笑ぐさとなりければ、終に彥根の人夫を備ふてこれが數人の力にて修學院まで運び就きたりとぞ。

〇前に錄せし仙洞御幸御當座の和歌を得たれば又錄す。

文政七年(甲申)九月廿一日修學院の御山莊へ、仙洞御所始て御幸於ニ上御茶屋窮邃軒一和歌御會

紅葉色深

染つくすこの山陰の千入にぞめでこし世々の秋も知らるゝ　仙洞御製

此山のもみぢの木陰御幸えていく世の秋の色やそふらん　鷹司　關白政通

もみち葉はけふをまちえて下枝まで染むるも深きめぐみなりけり　二條　左大臣藤原齊信

千代の色ふかき紅葉の山陰におなじ錦の袖はゆるみゆ　有栖川　中務卿韶仁親王

何にかとたとへていはむ初みゆき紅葉の秋のけふのけしきを　一條　從一位藤原良忠

秋深き山のもみぢも待えたるけふこそわきて色をそへぬれ　廣橋　從一位藤原胤定

幾入の紅葉のにしきをりにあひて御幸の秋の色やかさねん　庭田　沙彌祐貢

(上冷泉)民部卿藤原爲則【割註】(原註)一本此歌正二位藤原爲訓(補)爲訓卿は冷泉家

紅葉みる御幸のけふと染め／＼て山淺からぬ秋の色かな

もみぢ葉もけふの御幸の折にあひて猶いく入の色を添ふらん　池尻　正二位藤原暉房

いく千入染めそふ木々のもみぢ葉はけふの御幸の折にあふ陰　鷲尾　從二位藤原隆純

もみぢ葉はうれしき色といく千入そめて御幸の節にあふらん　飛鳥井　左衛門督藤原雅光

君がけふ御池のもみぢ色つくす千入に千代の色をふかめて　高倉　參議左兵衛督藤原永雅

御幸して君みそなはす爲とてやいつにもわきてそむるもみぢ葉　廣橋　參議左大辨藤原光成

秋を經てかゝる御幸を待えずばかひなき山の千入ならまし　高松　正二位藤原公祐

心ある此山かげのもみぢかなけふの御幸に千入そめしは　藤谷　右兵衛督藤原爲脩

露霜にいく入染めて君がけふ御幸待えし山のもみぢ葉　花山院　權大納言藤原家厚

けふといへば君が御幸に色深く染めてかひある山のもみぢ葉　甘露寺　正二位藤原國長

いく千入色をみゆきのけふ待ちて君か爲とやそむるもみぢ葉　德大寺　皇太后宮大夫藤原實堅

此秋は年ふる山のもみぢ葉とわかへて深き色をみせけり　庭田　權大納言源重能

君みよと千代のみゆきの初しほに色も奧ある山のもみぢ葉　日野　正二位藤原資愛

君をまつ紅葉の秋も幾入とむかしにかへす山姫の袖　萬里小路　權大納言藤原建房

めづらしと君やみるらむ此山の木ぶかき紅葉色の盛りを　坊城　權大納言藤原俊明

（下冷泉）正二位藤原爲訓【割註】一本此歌右兵衛督藤原爲修（補）爲修朝臣藤谷家」

染そへてけふの御幸の君みよと紅葉色こき山かげの秋　倉橋　刑部卿安倍泰行

もみぢ葉も君が惠みの秋ふかき御幸待えて色や添ふらん　綾小路　正三位源爲長

千年すむ池水ふかき秋の色をうつすみゆきの山のもみぢ葉　大原　正三位源重成

あかねさす君が御幸の時をえて染しもみぢはいく入ぞかし　飛鳥井　從三位藤原雅久

なりふくも紅葉は色を幾入に御幸まちえて染わたす陰　櫛笥　右近衛權中將藤原隆起

此秋はわけて千入の色ぞこき御幸まちえし山のもみぢ葉　橋本　右近衛權中將藤原實久

色深く染むもみぢはもことしより君がみゆきのちよを契らん　六條　左近衛權中將源有言

染つくす木々の紅葉のいく千入秋のみゆきの節にあふ陰　高野　左近衛權少將藤原保右

待えたる御幸も千代の初霜に染むるも深き山のもみぢ葉　冷泉　右近衛權中將藤原爲全

幾千入御幸にめづるもみぢ葉は色の盛りをけふの山かけ　葉室　藏人頭右大辨藤原顯孝

ふりにける御幸のあとに立かへりなほ色ふかくまわりし紅葉も　柳原　藏人右中辨藤原隆光

千々の秋千入を染めてもみぢ葉も御幸やよそふけふをはじめと　日野西　藏人權右少辨藤原光暉

惠みあれはけふの御幸にたちかへりて色深くみる山のもみぢ葉　裏松　左兵衛權佐藤原恭光

長月のけふの御幸の節にあひてふかくぞ染むる秋のもみぢ葉

君がけふ御幸の山のもみぢ葉も深き惠みのいろに染けり　北小路極﨟　藏人民部大丞大江俊常

かしこさの色をもふかく染めてけり御幸の山の木々の下草　北小路　藏人右將監大江俊矩

この後屋代弘賢より消息の序でに

ゆめに修學院にまうでゝおもひつゞけゝる　（題者奉行）冷泉　民部卿爲則

年をへてけふの御幸を待えたる木々や嬉しき色に出づらん　弘　賢

○十一月十一日の朝とぞ、ある御勘定某の目の當り見て語れりとて聞く。其事は親の仇を討たる者あり双方共高崎領の人にて仇と云ふは年三十六にて麴町の足袋屋に奉公して居たり。討たるは十八歳にて十一の年親を害されこの冬迄處々を尋ね、その曉方風雨せしとき四谷麴町にて回り合ひたるゆゑ聲を掛けたれば、免せとて逃行くを蹴たをし溝に轉び込みたるを上より散々に突て殺し、夫より名主の家を問ひたれども町内の者懼れて出合はず、因て自身と名主の所を尋行き見分を請ひたるゆゑ昨日檢視もありと沙汰せりと。又或人の示せる書付は、

（松平右京大夫領分上州高崎宿　當時江戸住居　足袋屋源助倅）

當人　卯　市（十　八）

相手　安　兵　衛（四十三四）

（右同州同所足袋屋源助方に居源助を殺害致立退當時市谷七軒町名主安太郎店借）

右卯市儀八年以前十一歳之節上州高崎宿足袋渡世致候父源助儀卯市並倅一人召連足袋屋かんほう致居候砌、【割註】（補）かんほう不審」安兵衛は源助參り候以前右足袋屋に奉公致し居候者にて安兵衛儀源助に足袋屋取賄はれ候を心外に存じ八年以前源助を殺害致し上州を立退候に付悴卯市十一歳より諸相尋候處行衛不ニ相知一候處安兵衛儀は足袋仕立致候者に付所々足袋屋相尋候内江戸麴町邊足袋屋にて安兵衛見懸候と申者有レ之候に付當月九日右麴町十一丁目紀伊國屋と申候足袋屋に安兵衛見留候得共右日限駒場野

御成候に付とてもと延引致し候て其日市谷八幡境內にて夜を明し同十日夜五ッ時頃市ヶ谷七軒町家主安太郎方に居候を呼出して名乘合ひ所持之脇指にて突留候段鹽町自身番へ相屆暮夕町奉行より見分之上吟味有レ之申譯相立預けに相成趣に御座候

右筒井へ訴出之書付

前文と小異あり如何にも復讎にぞ有ける。後又一記を得る左の如し。

標題　四ッ谷敵討檢使御屆一件

親之敵討留候旨申立候檢使

御屆　永谷太八郎

田中權十郎

四谷鹽町十一丁目行事市右衛門訴昨十日六時過町內往還にて四谷七軒町安次郎店安兵衛と申者膝兩腕其外數ヶ處切疵受罷立候に付町內之者共追々罷出候內相果相手野州安蘇郡佐野村百姓源助悴宇市儀町內自身番屋へ罷越七年以前父源助を相殺し逃去候間所々相尋閏八月中出府いたし淺草平右衛門町源三郎店藤七方へ止宿致罷在候旨申立親之仇討留候間町法之通り取計吳候樣申聞候に付致二手當一留置町役人一同訴來候に付私共檢使に罷越取調候處右宇市儀者當申十六歲に罷成父源助儀者土井大炊頭領分野州安蘇郡佐植野野村百姓に有レ之候處右宇市儀十一歲之節父源助同人を召連上州高崎宿連雀町足袋屋八五郎と申者兼て暮方に罷在同人儀致二病死一候に付同人方世話いたし罷在候處翌年文政元寅年六月四日父源助の弟子安兵衛儀口論之末を以て父源助頭强打疵付候に付領主松平右京大夫へ檢使相願同六日右之疵にて相果申候處安兵衛逃去候に付宇市儀殘念に存候得共幼年に付同町七郎右衛門懇意仕候故宇市を世話いたし遣し七郎右衛門義者上野倉ヶ野宿在御役名不レ存山田三十郎知行所安久津村百姓山口才市と申者無念流劍術指南仕候故同人養子に相成三ヶ年以前より親之敵安兵衛を所々相尋候得共相知不レ申候に付淺草平右衛

門町源三郎店粉屋藤七儀は同村好身を以て雇に相成り所々相尋候處四谷内藤新宿迄用事に付罷越候處麹町十二丁目小兵衛店足袋屋渡世仕候紀伊國屋嘉三郎方にて先月十五日見掛け候間猶亦翌十六日麹町十二丁目紀伊國屋へ罷越見屆候處敵安兵衛に相違無レ之候處不快にて致二延引一先月廿六日江戸表出立仕上州倉ケ野宿養父才市へ申聞候上にて打留可レ申と罷歸候處同人儀日光御宿割御用に罷出留守故親の位牌を持參仕一昨九日江戸表へ罷出直に麹町十二丁目紀伊國屋見世へ罷越樣子見候處安兵衛居候得共御成御當日に付町內騒せ候儀恐多其夜は近邊立廻昨十日晝頃罷越候處三人連にて紀伊國屋より罷出候間跡より附參り候處市ケ谷七軒町裏家へ這入候間家主承り候處安次郎店安兵衛之旨承り踏込討可レ申と存候得共外壹人罷居候間僞り呼出し可レ申と存紀伊國屋より急に用事有レ之間早々罷越呉候樣表より申聞候得ば安兵衛罷出候間大雨にて傘を差參り候故跡より安兵衛に有レ之候哉と懸候得ば誰に候やと申候に付源助悴宇市と申候へば迯出し候間脇差拔追懸親の仇と乍レ申右の膝へ切付候處倒候に付其外所々相切付胸下突候へば町役人共罷出候に付親之仇討候者に有レ之町法之通取計呉候樣に申聞候に付自身番屋へ上留置候旨申立候尤安兵衛儀は上州大間々村出生にて兩親之名前不レ存旨申レ之候右死骸見分仕候年頃三十五六歳と相見へ下水中へ左り上に致し切倒相果罷在候間引上相改候處左之方腕所々切疵七ヶ所左右膝同二ヶ所股壹寸五分程突疵壹ヶ所胸下突疵一ヶ所有レ之候右之趣口上書取主計頭殿御番所へ差出申候此段御屆申上候以上

申十月十一日

檢使　永谷太八郎
　　　田中權十郎

永谷は町奉行筒井伊賀守組同心、田中は同榊原主計頭組同心、右は月番奉行の同心主役にて非番方の同心立合ふ心得と云ふ。

〇今冬赤穗老侯（美濃守忠賛）予が莊を訪はれしときの談中に、某が祖三左衛門（可成）の著せし兜今

に傳ふ。鉢の側の銃鉛の半ば打こみたる痕あり、又上の方二十文目の鉛痕あり、是は上にすべりたると覺ゆ、かゝることに遭てもやはり着てゐられし者かと云き。又先年仁正寺侯（下總守長昭）の祖長勝（初半左衛門後下總守）の着せし一谷と稱せし兜の圖を侯の示せしを寫置たり。この兜後立あり大なる版の如きものなり。これにも銃鉛の痕ありと聞けり。又聞傳るには板倉内膳正の正月元日に天草の城を攻めしとき城中の賊十匁目筒にて内膳正の兜を打たるに眞向に中り内膳は即落馬して死す、從士負退きて兜を脫ぎ見るに鉢に鉛中れども透らず、然るに内膳の頭は碎けて糜肉の如くなりしとなり。

〇鳥羽侯（稻垣氏）の邸麹町八丁目にありて伯母光照夫人こゝに坐せしゆゑ、予中年の頃まで屢々此邸に往き、裏道を隔て向は彥根侯（井伊氏）の中莊にして高崖の上に大なる屋見ゆ千疊鋪と人云ふ。又云ふこの屋は以前加藤清正の邸なりし時のものにて、屋瓦の面にはその家紋圓中に桔梗花を出せりと。又この千疊鋪天井に乘物を（駕籠を云）釣下げてあり。人の開き見るを禁ず。或は云ふ清正の妻の屍を容れてあり、或は云ふこの中妖怪ゐて時として内より戶を開くが見るに老婆の形なる者見ゆと。數人の所レ話この如し。然るに其の後彼莊火災の爲めに類燒して千疊鋪も烏有となれり、定めて天井の乘物も燒亡せしならん。妖も魚も俱に三界火宅なりき。

〇平家物語橋合戰の條に淨妙坊ははうゝゝ返りて平等院の門の前なる芝の上に物の具脫ぎ捨て鎧に立ちたる矢目を數へたれば六十三、裏かく矢五所、去れども痛手ならねば所々に灸治し頭はからげ、淨衣着弓切折り杖をつき平あしだはき阿彌陀佛と申して南都の方へぞ罷りけると見ゆ。或日豐川勾當が琵琶彈てこの條をかたるとき、傍に奈須玄盛（官醫なり）が居て切疵は即座に火にて燔るべし爲れば血忽ち止る、膏藥ひき藥等は瘡口うむことあれども燔れば曾てうむことなし。漢法には此事の見ゆるは稀なれば全く和方と覺ゆと語りき。未だ驗みは爲ざれど淨妙坊が灸せしはこの古方なりき。

〇韓退之が論佛骨表に夫佛本夷狄之人、與二中國一言語不レ通、衣服殊レ製、口不レ言二先王之法言一、身不レ服二

先王之法服一、不レ知二君臣之義一、父子之情一、（中略）況其身死已久、枯朽之骨、凶穢之餘、豈宜レ令入二宮禁一、と見へて退之が志を感ぜしに、この頃承應遺事と標せる小冊を見たり。こは後光明帝（御諱紹仁）の御事蹟を錄し奉りし書なり。その御一事に、

內侍所の御韓櫃を久しく淸むること無かりしかば開かせられ御覽ありしに、いつよりか其傍に入れ置きたる佛舍利あり、即ち取捨させられ能く淸め給ひ、御尊敬を盡させ給ひけり、と憲宗の惑とは霄壤の違ひにて眞に聖主と稱し奉るべき哉。

○或宴席にて人の語りしは、或國持衆の退隱せられし後その豪氣に任せ花街を訪ひ娼樓に登て遊興せし中、今日の馳走には鰒汁を出すべしと命ず。亭主答ふるには卑賤の者の食する魚ゆゑ毒の恐れありと辭すれども用ひられず、强て一興にせんと命ぜられければ乃出したり。侯殊更に賞味せられける。其時從ひたる人々にも皆同品を饗しけるが、亭主の計らひを聞く人ありしに鰒を〔割註〕（補）鰒何魚なりや不レ審」料理し鹽梅にて鰒と食るゝやうにして出したりと云ひしが、實は侯斗りには正の鰒を出して賞翫淺からざるやうにし、從者には似せ物をわざと出しけるとぞ。侯萬一鰒毒に中らざるときは鰒の無毒なるものにして如何にしてかく有られしと言ひ逃れん爲にせし陰謀なりとぞ。凡閭巷倫輩の所爲は人に迎合阿諛その常なれば眞鰒を侯に供するは怪むに足らず。從者に別品を食はしめて豫め萬一の陰謀を設るは誠に惛むべく恐るべきの甚しきならず耶。

○等潤和尚（永昌寺）の話せしは、德本は德業具足せし人なり素紀州の農夫の子にして廿六歲にて出家せしかば、學問せし人には非ざるが幼時より精進不臥にて念佛し、夫より難行功を積みしより何事も問に從て心を發す。或日某が申せしは何れの人其御事を惡しく申せしと云へば、德本それは何人何事をか申せしと云ふゆゑ、云々を告たれば即合掌して誠に忝きことよとて其人を回向す。因て何と回向あるやと問たれば、これは我昔彼に惡行ありしの報なり。然ればかゝることを聞くぞ罪障滅する也誠に忝なし

と云ひしとぞ。これ忿恚の心起るべきを還て善報と爲すこと歡ばしきことゝと等潤云ひしにて予は又劍術を悟れり。我れ敵より打たれたるとき尋常なれは恚るべし我は然らず。この技は敵に打たるゝは己が不形なるか又は負る所あれば必こゝに敗する道生ず。依て己の形の正しきは勿論唯その意を誠にして本心の違はざることぞ所レ冀なる。我數年の間試るに爰に勝理あり、かゝれば德本行者の言思ひ由るべし。又予常に教場にて言示することあるは或る時に人の爲めに怪我することあり、そのときも怪我せし者より打たる者に向て挨拶すべし。もとこの劍技の勝負は怒りに因て爲すことならざれば、人情として人を創つくれば即ち憐むの意生ずるは自然なり。然れどもこの時打たる者は勉てこの心を匿し、打れたる者も又勉て怨む意を去るべしと誨へぬ。分けて歷々の人は常に高貴に居てかゝることにも遇はざれば、若し相手に打れしとせば夬を喜で、これぞ我が敗をとる處ぞと覺悟すれば乃ち再び勝を得るの道なり。されば德本が言も斯道の師とすべし。今日の勝は他日の勝に非ず一場の利は別場の利に非ずと志すべし。是予が學び得る所の師授の一のみ。

○川柳派の句は鄙野なれども世事人情に委曲通貫せるには感歎せり、或人云ふ。

大日は木綿普賢は緋縮緬

この句意は大日如來と稱して芝赤羽の心光院と云へるに於竹と云へる婢女の遺像あり。事長けれどもその緣起のあるを爰に擧ぐ。

昔一人の僧あり。羽州湯殿山に七日籠り大日如來の尊容を拜さんと懇念しければ、夢に金塔あらはれ中に本尊ましまさず但座光のみ存せり。今人中に化現したまふ汝未しらずや、武州傳馬町佐久間氏が婢に名は竹と云ふもの也。汝行てすみやかに拜すべし、是肉身の如來なりと。夢覺て彼の女を尋るにはたして凡庸ならず。朝夕に米洗ふ水板に細き布を張てしたゞる飯をとり己が食とし、己が分をばことごとく乞食に施し口に念佛怠る事なし。佐久間氏かの夢のよしを聞て敬養することを母のことくなりければ、幾ほ

どもなくしていづくともなく遁れ去りけり。然るに其水板より時々光を放ちければ、佐久間須藤兩氏より當院に納め靈物となれり。此時當院は綠山の内道場にして觀智國師の御代なり。桂昌院様にも上覽あらせられ袋笥御寄附なさせられ永く當院の什寶と仰ぐものなり。東都綠嶽淨業別場心光院

又普賢は普賢菩薩にして十訓抄に書寫。性空上人生身の普賢を見奉るべきよし精誠に祈請し給ひけるに、或夜轉經につかれて經をにぎりながら脇息によりかゝりてしばしまどろみたる夢に、生身の普賢を見奉らんと思はゞ神崎遊女の長者を見るべき由して夢さめぬ。奇異の思をなしてかしこへ行むかひて長者が家におはしつきたれば、只今京より上日の輩とて遊宴亂舞の程也。長者よこ座に居て皷を打て亂拍子の次第をとる。その調にいはく、周防むろつみの中なるみたら井に風ふかねどもさゝらなみたつ、と上人閑居して信仰恭敬してよこめもつかはずまもりゐ給へり。此ときたちまちに普賢菩薩の形に現じ、六牙の白象に乘て眉間の光をはなちて道俗貴賤男女をてらす。即微妙の音聲を出して實相無漏の大海に五塵六欲の風はふかねども隨緣眞如の浪のたゝぬ時なしとて、感涙おさへがたくして眼をひらきてみれば、又もとのごとく女人のすがたとなつて周防むろつみの詞を出す。眼をとづるときは又普賢のかたちと現じて法門を演たまふ。かくのごとく度々敬禮してなく／＼歸りたまふ時、長者にはかに座を立、閑道より上人の許へ來りて此事口外に不レ可レ及といひて即俄に死す。異香空にみちてはなはだ香し。長者頓滅の間遊宴の興さめて悲泣することかぎりなし。上人ます／＼悲涙におぼれて歸路にまどろひけりとなむ。彼長者女人好色のたぐひなればたれか是を權者の化作とは知らん。佛菩薩の悲願衆生化度の方便によりて、かたちをさま／＼に分てしめし給ふ道までも、賤にはよらざる事かやうのためしにて心得べしと見ゆ。されば神崎の遊女は今の晝三女郎なれば褌（ゆぐなり）には緋縮緬を着し、於竹は婢女なれば木綿の褌をせしと想みれば、大日如も權化のうへにてはかくも違あると作意せしなり、實に然りしならん。

○又川柳の口才には深思せざれば了解に得ず。或宴席にて某侯予にこの句奈何と問はれけるが急に曉ること能はず。

　門口に醫者と親子が待てゐる

解に云く門は玉戸なり口は外なり、醫とは無名指なり俗に藥指と云ふ醫と云ふ所以なり。親は巨指なり俗に親指と云ふ、子は小指なり俗に子指と云ふ、三指門外にあるは待なり。食指（俗謂人差ゆび）將指（俗謂中ゆび）の二つ既に門内にあればなり、探弄の狀觀つべし。拂手禁口。

○五十七卷に猫誤て婦女の陰戸を齧事を記す其後或宴席にて聞くに、先年吉田盛方院正月元日沐浴より出で湯衣を着てゐたる所に、常に愛せし猫鼠を捕へ來り院が前にて弄びゐしが、鼠ふと逃去て院が浴衣のすそに入る、猫逐ひ入て院が陰莖に齧つく、院即逐ひのけしがこの創遂に本となり尋で死せり、その家人これを秘して病歿と披露せりとぞ。

○予が中某の僕常に白鼠の大なるを養ひ且つ愛す、因て平生放置て夜睡には懷中に容る。或日彼の僕の臥間に鼠誤てその陰首を咬て齒浸するに及ぶ、僕驚起たるに血迸て止まず、一人曰敝物を燒化して創所につくれば忽癒ゆと、僕その白鼠を殺し燒て創所に施す、血止り創も尋て癒と奇驗の法なり。

○この霜月十九日、某侯宅にて赤穗老侯に値し時老侯語りしは、增上寺本堂の椽か下は常に人の入なことなり年に一度その日ありて人入て掃除す。然るにこの兩三日前のことゝよ、かねて寺に往來する者云けるは、【割註】これは老侯の居邸は芝の海手にして增上寺と近し又掃除の定日前文にて知るべし」この度掃除の中堂下に一つの死體あり、何の頃いかゞして入りたるか知るべからず、日數經たると覺しく枯乾して木の如し。これを動かすに骨肉干燥して立つれば竪ち横くれば偃す殆ど鱇魚の如し。たゞ能く男女の體を辨すべからず、思に僧の入定せし者か夫とても堂下に入るべき所なきにはと言しと、近頃の奇聞なりき。

又老侯の語りしは、我が知れる者眉間に小瘤隆起せしが後はその所破れて中よりへひり蟲（行夜蟲）の如き蟲出たり。異しく思ひゐるに又出て數日止まずと云ふに、取持に來り居し坊主衆の云ひしも亦何人か如レ斯病ありしと云ふ中、主人出でたれば話談も止て主客の中に入りき、何と云ふ病か人中にも不思議のこと有るにぞ。

○或人話す岩井半四郎が弟、【割註】半四郎は俳優女形所謂千兩役者にして、都下に贔負多き者なり。因て或人の語るとき弟とは久米三郎抔のことかと問たれば、俳優には非ずして常人なりと云き。然れば小町が姉の類にして半四郎の高名に由てかく呼ぶか」或日向島へ行くとて小梅の水府別莊の邊をとほるとき、藝妓の如きもの立ゐて我が住家に誘引せんと云ふ。弟その容色にひかれ何意なく隨ひ往くに甚懇情を盡せり。弟も岩木ならねば又翌日を約し、是より日々彼しこに抵り明に及て歸る。其家にはこれを知らず何にして出で行くやと住所を尋ね問ふに向島なる由と云ふ。始の程は疑ふまゝにして居たるが、漸々と顏色憔悴したれば、强て住所を問に止むことを得ずして實を以て告ぐ。家人正しく野狐ならん復往く可からずと戒む。弟曰我已に狐なることを知る、然れども離るべからざるの愛情ありと云て聽かず、遂に髓竭して死す。その明朝家人庭を見るに狐死してあり。思ふに契りたる牝狐ならんとぞ。

○町奉行與力某が持ゐし歌舞伎の願書あるを寫置たり。さしたるものならねど卑業ながら其始も知るべく、又當時賤伎輩の事實も觀るべければ茲に書つく。

乍レ恐以二書付一奉二願上一候

一深川八名川町源助店堺町狂言座勘三郎奉二申上一候私初代勘三郎儀は生國尾州愛知郡中村之產に有レ之候處乍レ恐東照大樹君樣御入國之節人夫役被二仰付一奉二御供一夫より御當地に住居仕候處大猷院樣西御丸御地築の節きやりおんど被二仰付一尙又あたけ丸伊豆國御出船之砌御船歌是亦被二仰付一其の節爲二御拜領一金のざい錦之陣羽織被二下置一難レ有頂戴仕今以て私家之重寶といたし所持仕候尤も寶永元甲子年三月十

五日初て中村におゐて御將軍家ニ御覽ニ入身罷在候處興行被ニ仰付一明曆三酉年御當地大火之砌上京仕候處禁中樣被レ爲レ召猿若之所作事仕則爲ニ御褒美一上着之紺并に明石名被レ爲レ付被ニ下置一難レ有御請奉り右紺今に私家に所持仕候其の上初代勘三郎より只今迄左節句之式日御奉行所樣へ御禮相勤來別て正月七日之御禮之儀は御奉行所樣御目見え相勤來申候儀誠に御上樣御仁惠の餘光我々共迄に及び初代勘三郎より私迄致ニ相續一殊更芝居興行致候段は冥加至極難レ有仕合奉レ存候然處先年より年々不繁昌仕候に付地代金其の外多分之借財等出來候て度々借金出入に付御公儀樣へ御苦勞相掛け面目を失ひ奉ニ恐入一候依て右樣之始末無レ之樣と種々心魂を盡し候得共不レ得ニ已事一總借金次第に相增候に付乍レ恐芝居興行相續難ニ相成一候程之仕合に相成申候前書申候通御由緒も御座候得ば今般別段御願申上候儀は何卒私共芝居役者共外並芝居渡世いたし候もの長唄淨瑠璃鼓太鼓笛踊子振り付等右之者共爲ニ門弟と一表札掛け家業いたし居候者迄も不レ殘一軒に付日々錢壹文宛相集め積錢にいたし置芝居興行相續仕候樣且は諸借金等濟方仕度奉レ存候間何卒五ケ年間右之段御許容被ニ成下置一候はゞ莫大之御厚恩と難レ有仕合奉レ存候尤淨瑠璃唄は其の外之芝居囃子連中之內ニ立候者へも相賴置候並葺屋町狂言座市村羽左衞門義も右之趣何卒御聞濟被ニ成下置一候樣一同奉ニ願上一候然處先年より最寄出火之節は南御番所樣へ驅附人足貳拾人程宛爲ニ冥加一差出申候尙又人數三十人相增都合五十人宛永代右御役相勤申度候間此段爲ニ仰付一被ニ成下置一候はゞ私共芝居相續之基と相成申候乍レ恐何卒以ニ御慈悲一右願之筋被レ爲ニ聞召一被ニ仰付一被ニ成下置一候樣偏奉ニ願上一候以上

〇予領內の俗、鯨皮を謂てテエラと云ふ、鯨皮尤も膏液多し煮て油となして漁人其利を得。或日行智梵文のことを談ずる中梵に油をテエラ（帝羅）と云ふ。然れば鯨をテエラと謂ふは油多の稱なりといかにも當れり。慈覺大師將來梵語雜名には帝羅の譯見ゆ。

又日鯨皮三寸四方許を重一斤とす、煮て油を得ること一升許、餘はこれを推して量るべし。又皮縱二尺四寸橫一尺二寸高八寸油を得ること二斗ばかり桶に充つべし。

○伊澤辭安（福山侯の醫博學の人）が話に、抹茶はよく諸毒を解す明礬も亦同じ。或時某の寺内に竹林ある處蛇多く栖む、其地に蕈生じたるを三人して採食ひければ即時に大腹痛して悶亂す。その中一人は恒に豪氣なるものゆゑ彼の邸までは還り、吐血しながら辭安が所に到り治を乞ふ。安これを聞て抹茶に明礬を合せて服せしめしかば、吐血は止で瀉血せしが遂に腹痛歇むで尋で平愈せりとぞ奇効の物なり。

○七鑑用法の（北條流の軍書）武者分と云ふ條に生膚（スハダ）武者と云ふあり。これは士の時に臨て手足其外にても痛む所抔ありて、或は籠手或は脛當又は兜を著ること協はざれば、其事を武者奉行に達して其手に痛みあり因て今日の戰には籠手をさゝず抔云て、六具を欠たる者をかく呼ぶとぞ。予是につき常に思ふことあり、肩井と云ふ灸穴は丁ど綿襟の當る所なり。又脚の內方くろぶしより三四寸上りて三陰交と云へる穴は、丁度力革の蛸頭の處に當る。人寸と用具の寸とは違はざれば若し知らずして陣中にて灸治などせば忽患を爲すべし。大坂御陣の時か某侯痔病ありしが馬上にして脫肛し、鞍坪にて摩り破り生血はしりて死せし人あり。是れは討死にてはなく戰場にて病死なりき。

○予が侍醫游齋鄕にありしとき某浦にて漁夫口論し打合ひて腕に疵けられし者あり。創口より血はしりて止まず。游齋呼びに來りたる故往きしに僅に刺したるばかりの創なるを指にて抑へゐたり。指を離させみるに血の發すること噴壺水の如し、外の醫も來り血止など法を盡せども指を離せば即ち發血す。游齋ふと心づき見ればその男手拭にて鉢卷を爲しゐたり、游齋これを取らせたれば血即とまれりとぞ、如何なる經脈か、又行智が云ふ鼻血の止らざるを速に止るには、糊入或は半紙にても四つに折り水に浸し其額の眞中に當て、その上より火熨斗にても藥罐の尻にても火氣を透せば雖忽止ると。

○幽靈などゝ云ふも全く虛言ならず。予が侍姿の二十なるが初夏の頃より病に染て臥たりしに月を踰て危篤に及ぶ。その母憂て下宿を請ひければその請ひに任せ臥たる儘に歸家せしめしが尋で空しくなり、[illegible]云ひ出したりしが、兩三日を經て寢所に寐んとせし頃

其常々出入する所より幻の如くその姿來り刀筒を立置く前に至り消うせぬ。又仲冬のことなり常に親しく召使たる茶道、熱を患て死せり。これも不便に思ふまゝにその一七日に香火の料など孤子に與へ、その前日か墓碣のことなど左右に命じ、又彼か企て置し園中の經營半途なりしことをも程々に成就して其志を遂たりしが、その翌夜の曉表座鋪に假睡せしをりしも生前の如く其名を稱して某申上候と云ゆゑ、何意なく應と答たれば、この程庭造の御事夫々に成し下され忝く御禮申上候、これにては病歿せしも恨む所なく候、これよりは御壽命を祈り申すなりと云ひたり。この時夢裡なりと心づきぬ。是も我心の爲す所か抑も人魂の來る者か。

○都下は廣きことにて武藝にも未だ見ず聞かざることどもありき。此程伊丹勝二郎來談の中彼子息の槍流を問ひければ、其師は御旗本衆にて番町に宅あり、この槍術至て烈しく敵と同寸の眞槍にて柄の長さ二間二尺と云ふ。又十文字薙刀なども使ふとかの槍柄大抵徑り三寸ばかりは握は指に餘るほどなり、槍末は一寸二三分徑もあらん革頭(タンポ)の大さは徑三寸ばかりなりと。彼師の槍は又右の大槍より太くして柄の徑四寸も有るべし、これを麻がらを振る如くに廻し殊に手輕に見ゆるとぞ。此人の槍場日々出入多くもはや五ケ年程も續けりと云ふ。この場の法、門弟を其術の優劣に仍て階級を立て、某の次は某々と次第して專ら他流の來るを竢つ、他流の者來ることあれば輙出合して勝敗を試みるを旨とす。因て他流の來るあればその位次を以て段々と出て勝負を試む、又他流と仕合するときは豫め日限を定め他門或は他人と雖も皆見物を許す。故に其日は來人甚多くして群湊すと。先頃藩士兩人來て仕合をしたるが、其一人は一刀流にて飛揚ることを得たる男。其槍合の中上に一間餘も飛揚つて入込て勝を得たり。この仕合のとき初級の弟子兩三輩は飛術に負けしが六級目の弟子遂に勝たり。此六級の弟子と云ふ者その師と抗するに弟子は一向槍を構ること能はずとぞ。師の術これを以て測り知るべし。さて斯の如き大槍なれば握り自由ならず、因て左掌に藁を握り込て槍柄をすり出し突き控きを迅速すと、珍しき稽古にぞ。仍て但

丹に明春は必ず子息の技を見せ給はれと堅く約し置きぬ。其流名を無邊無極と云ふとぞ。

○今年春江都に麻疹流行せしは一般の事なりし。このこと蚤や前年の秋初か予が西邉の領邑に已にありと聞きたれば、かねて知る觀音柳(一名御柳)の庭前なるがはや、霜葉見ゆるを採てその藥用に設けよとて紙袋の大なるに三つ四つ貯置きたりき。然るに其年の末には都下も少しづゝ患る者ありと聞しが春になれば盈々たり。此時御醫中川常春院一冊を刻して世に施す。予もその冊を得しが後年の爲に茲に記す。

救疹便覽

凡麻疹は陽に屬し清發を好む、此故に清淨の氣を以て是を助れば順症となり、汚穢の氣に觸るゝ時は疹氣抑られて逆症となり、內攻して救ひがたきに至る。依て清淨を貴び汚穢を禁忌の第一とす。都て麻疹は禁忌を守る事至て大切なり、犯す事少しといへども害を受る事尤大なり。深く愼み守るべし。

禁　忌

一汚穢不淨之事

一切不淨のものを近づけず。産婦人忌服ある人、月水の婦人、食穢の人、房事等殊さらきびしく忌むべし。此故に家內を心に及ぶ程灑掃し、衣服器物を洒濯し食物等迄も淨潔になすべし。香を薫し汚□□□□□やうにすべし、若疹に染る者あらば香をたくことを止め、其餘はなを更淨淸にすべし。

一風にあたる事　一身をひやゝかにする事　一あせ出る程厚着する事

一しつ氣ある所に居る事　一腹たち怒る事

病人は勿論、看病人迄も腹たちいかり惡口雜言等かたく愼むべし。

一人湯髮月代之事

麻疹とくと平愈の後、凡三十日過て天氣の日に入湯し、其後髮に櫛を入れ又見合せ月代を剃るべし。

一夜更る迄雜談の事　一遠道の事

食　禁

一つめたき物（くず切ところてんひやし物のるい）
一葷の類（ねぎにらのるい）
一果もの類（もゝなしびはぶどうのるい）
一酒並酒氣のある物
一あぶらきある物
一しほからき物
一きのこるい（まつだけしいたけ木くらげのるい）
一餅るい並かたき物類
一米より炊とるおも湯のかゆ　飯を煮返したるはよし
一はちみつさたうのるい
一しぶきあぢはひある物
一にほひある物
一さたう漬のるい
一なま物類（うりすいくわのるい）
一なまぐさき物（魚鳥の肉ひもの鹽魚のるい）
一酢並あぢはひすきもの
一からきもの
一いりたる物並こげくさき物
一めんるい
一竹の子
一冷水をのまする事　かわき甚しきときは、至て少しのましむるはくるしからじ。
一ねつさめたる内しひて食をすゝむる事　麻疹は食氣なきものなれば、不食といへどもくるしからず。
右之禁忌熱さめて後も、輕きは五十日重きは百日きびしく忌愼むべし。しからざれば餘毒のこりてさまざまの害を生じ、生涯の病者となり命も随て損すべし、深く可ㇾ愼事也。禁忌を守る日は少く一生を全する日は長し、其長きをわすれて少なき禁忌の日におこたるは不忠不孝の根本なれば、返すがへすも深く愼むべきことなり。

一麻疹の内しよくしてよき物　くろまめ、あづき、やへなり、いんげん豆、長いも、大こん、な、ふき、かんぴよう、しろうり、くづのこ、みそ、せうゆ。あぢはひはみそせうゆやきしほのうち、至てあまくあんばいすべし。

一同かせて後しよくして能物　豆腐、さより、かつをぶし、はぜ、いしもち、きす、つくいも、さゝげ、酒、しほは少にても悪し。

避疹法　蒼朮、川芎、細辛、乳香、降眞香、各等分粗末にして火に薫し人々嗅候得ば一生麻疹に不レ染と云、胡荽子、唐蒼朮（各等分）各刻み日々家内にて焚く時は麻疹決して不レ染と云。

一芭蕉の葉を煎じ度々浴して置く時は輕しと云ふ。

三豆湯之傳　三豆湯の法は至て貴法にてすべて流行病に不感やうに用ひてよし。わけて疱瘡麻疹はやる時は腹中に三豆の氣不レ絶樣、一日に三度づゝ用ひ候得ば、重きは輕く、輕きは遁れて不レ出、能用ひて其奇効を得し人不レ少となり。

赤小豆一合（是は小粒なる色の濃きを用ゆ）　黑豆一合（是も小粒なるを用ゆ）　菉豆一合　甘草五分（是は五分の割合に候得共、夫れにてはあますぎるゆゑ半減にいたすべし、但袋に入て煮るべし）

右水加減は定まりたる事もなけれども凡三豆一合づゝならば水一升五合入れ一升に煎じ、二番は一升いれて九合にせんじ其汁を飲むべし。又煎糟は鹽を加へ喰ふてよし。

麻疹流行の藥

一御柳（一名觀音柳又西河柳）

右一味枝葉とも大人一服貳匁程小兒は一匁程常のごとく煎じて用ひてよし。但目方は日分量にてもよし。又懷姙の女には荷葉のまき葉を別にせんじ、前の御柳と同じく兼用て怪我なし。

一麻疹流行の節稗を居風呂桶にてせんじ、浴る時は麻疹を遁るゝ事妙なり。尤も流行の度ごとにかくのごとくすれば一生遁るゝなり。若最早麻疹下地にて熱などある人は手ぬぐひにて、右の湯を絞り惣身を拭へば輕しと云ふ。

享和癸亥年麻疹大流行、方ニ此時ニ士子有ニ普救廣慈之志一者、印ニ刻救方避法一而廣施ニ之、[illegible]蒙ニ其澤一者多

矣、予亦得レ之藏ニ篋中一焉、今茲復將レ有ニ此災一、其徵既見ニ於孟春一者、予於レ是繼ニ先子慈愛之心一、損ニ數帳之
刻ニ爲二一書一、名曰ニ救疹便覽一、施ニ諸四方乏レ醫之郷一、以爲ニ救養之一助一云、文政甲申孟春印施〔中川氏　忠英〕

予此時この患に罹る人々を避けんとして豫め嗅藥の法を製して藩中に普く嗅がせ、又手近き妾婢等には日々に嗅がして、又芭蕉稗浴の方をも邸にはかねて浴屋あればその所に設けて普く浴せしめ、妾婢には日浴させ三豆湯は茶の代りとして朝夕に服せしめ藩中にも施したりしが、是にても脱れざると覺しく遂に皆この患に罹らざるはなし。去れども其効にや藩中の老少總て危篤の者一人もなく、内に在りし妾婢の輩は際だちてその患輕かりし也。又貯置し觀音柳も輕症ゆゑ用ゆるに及ばずしてたゞ一袋を發して止ぬ。又外々のことを聞くに種々不養生なる者誡を守らざるも有りしが、疹患の難無くして平復し或は流毒の間に交り居しその病に染さざりし者も有りとぞ。人世のことはかゝるも多き者なり。

〇前に記せる御幸の遺事を又聞く因て直に爰に敬寫す。

九月廿一日於ニ修學院一御當座

水樹多歡趣

仙洞御製（御寶算五十四）

樹々の陰うつる氣色と岩つたふたきのひゞきもすめる池水

政通

松かげや岩ほのなかゐとはいくへに千世くりかへす瀧のしら糸

齊信

いまさらに御池の水の底すみてみどりをうつす千世の玉松

忠良

松陰もけふかくことにしらべつゝ千世の聲すむ池のつきなみ

胤定

長月のけふの御ゆきの松が枝も水もみどりの色をそふらし

家厚

池水のなみもしづかにみぎはなる松の千とせの陰をふかめて

國良

やま松の影をうつして落瀧の千世せきいるゝ秋のいけ水

實堅

松もみなうつすこずゑの色々に千世もかけみむ池のさゞ浪

御舟さへよそほふ池の水に移し千世もみどりの松の島かけ　重能
水ひろみ千世の鏡とすむ池に玉松が枝にかげをうつして　資愛
まつが島松も常盤の陰おいて千とせをよする池のさゞ浪　建房
よろづ代も君みそなはせ松の島みいけの水の澄るけしきを　俊明
もみぢ葉も松も木深き陰みえて波ゆたかなる秋のいけみづ　爲訓
池水に紅葉いろどるさゞなみにかげおもしろくうかぶ島松　爲則
影うつす岩ねの松のいろもなほみどりぞふかき庭のいけ水　暐房
水の面に染る紅葉のかげそへて錦をよするいけのさゞなみ　陰純
しまの名の松のみどりの影みえて山もうかべる水の面かな　雅光
中島の松の千とせもさらにけふちぎりかはしてすめる池水　永雅
くり返しなほいく秋と瀧の糸のたゝぬ御幸をまつことのは　光成
幾入とみどりにそへて水ひろみ御池にうつす楓松がけ　爲修
諸共に千とせすむべき聲ならん松ふく風も瀧のひゞきも　泰行
千々の秋たのしむ山の松の風瀧の音にもかよふゆたけさ　有長
峰の松ふもとの紅葉色みえて池の底にもにしきをぞしく　重成
萬木はみゆきのけふの色そへて千とせをよする池のさゞ波　通岑
松の緑紅葉のちしほけふの色に秋をちぎりてすめる池みづ　隆起
すみそえん御池の水もみどりにて千世のいろある松島のかげ　實久
萬木の老いせぬ陰を秋ふかしちよも御池に映してやみむ　有言
すみそむる池の心も末みえてゆたかに映すみねの松かげ　保忠

かげうつすみぎはのもみぢ幾入にあき淺からぬ池のさゞなみ　爲全
うづもれし池の鏡もさらにいまみがゝれて映す千枝の島々　顯孝
仙人のすみかもかくやたきの音松の木立の世には似ずして　隆光
御幸せむ紅葉の秋や花の春千とせの陰にすめる池みづ　光暉
君がけふみそなはすらん池水に千とせをうつす島松のかげ　恭光
君が御幸あふぐも深き池水にいくちよすまん常盤木の陰　俊常
立ならぶ木々の中にも池水の深き惠みはしづえこそしれ　俊矩

右　　奉行　冷泉爲則卿

院御題

所司代之拜領物　眞御大刀（康繼作）（金菊桐）御紋散

御衣五卷

宸翰（檀紙）　靈元院

詠陽春布德和歌

天地にあまねくみてる春の色をたゞ花とりのうへにやは見む

又彼御莊之圖とて示す者あり拜喜乃ち寫す。

圖中內藤橋と記するものはこの度紀州の獻上せし大石か、清追記す

院御製　鷹司政通公拜領

とにかくにあふさきるさのへだてなく見えけるものよきみがま心

外に御衣　黃金貳枚

予か京都の用達のもとより文通の次に一紙を添ふ其言葉に云ふ。

上之御茶屋
洗詩臺
隣雲亭
止々齋
窮邃軒
靈元院法皇御製
入相の鐘に色そふ紅葉ばや
この山寺の秋の夕ぐれ
下之御茶屋
壽月觀
蔵六庵
イ　御殿楓
ロ　山寺頭龍
ハ　浴龍池
ニ　千貫松
ホ　松島
ヘ　内藤橋
ト　御舟入
チ　萬松塢
リ　菩提樹
ヌ　舟見名器燈籠
ル　御舟屋形
ヲ　楓橋
ワ　瀑布
カ　西谷
ヨ　月待谷



初冬四日修學院をみせしめ給ふべきよしはこやの山の高き仰ごとありければ恩觀のかしこまりを述べ侍る

此ごろの君がみゆきの跡にきて

　めぐみかしこき紅葉をぞ見る

よの常の色とこそ見ねもみぢばを

　雲の隣の水にあふぎて

此歌貴林が所詠なるべし姓名を記せず又記して云く

御製

紅葉　いろ近く雲のとたちにかゞやきて

　玉のひかりをのこすもみぢば

瀧のもとにて　水上はしらいとはえてくりかへし

　千世を岩根にひゞく瀧つせ

窮邃遠望　野も山も霞に見ゆる四方の色

　げに小春てふ名さへしられて

松島　島みれば巖苔むしまつふりて

　さかわぬ水に千世うつるかげ

忠良上

賦詩一首

謹賞松楓恩露滋、天洞龍勢鱗雲麗、

瑤臺水徹紅錦繡、畏興偏加春日遲、

一條前關白殿下の作御筵の即興なるなり。畏字本書のまゝなり。

甲子夜話卷六十

○耳嚢 町奉行根岸肥州作と云ふ書にありとて傳聞す。德廟或夏夜左右に命じて蚊を多く捕らしめられ定めし膿を吸ふの功あらん試み用ふべしと上意ゆゑ、これを試みしに果して驗能ありしとぞ。明理の御盛慮なりける。

○延寶八年五月嚴廟薨じたまひし時、常に近侍し奉り恩眷深かりし輩皆落髪して御送葬の供奉する事を許されしに、中奥小姓の松平主計頭近鎭其列に漏れしを悔み、我寵眷を蒙りし身の落髪のこと誰にか後れんとて自ら髻を截て、

露の身の消ぬこそあれ亂髪のわけては獨り何殘らめや

と詠しが、其後は籠居して人にも交らざりしとぞ、如何にも感じたる志なり。實意に出る歌は格別の者にてさしたる節も無き歌なれど、今よみても身に染みて感吟せらるゝ也。（林話）

○一學が話せしは甲州の御代官所に往く道に危き所ありと、某知れる御代官手代の言ひしは一年御役所に妻を伴て引越とき、其所を渡る所は岸を隔たる深溪なり。こなたも向も絶壁なるに下は數仭の谷なり。藤蔓を綱とし太さ一寸ばかり向の岸に亙す。こなたの岸には竹籠ありて一人を容るべし、これに入り傍へ持ゐたる手を放せば籠は矢の如く一瞬に綱の半に到る。遠くへだたりたる谷ゆゑ綱たるみて凹字をなす、その中半に到る時籠左右へ搖て鎭らず、乘たる者は瞑目觀念して佛名を唱る外他事なし、しばしゝて綱定れるを見て向なる人籠につける小綱を引けば向岸に着く、待ゐる人絶壁を牽くあぐ、その艱苦思ふべし。かの妻こゝに到り前行の體を見て夫に云には、今こゝにて離縁し給はるべし東都に還へらんと云ふ、夫叱て曰く不貞なる云ひ分なり然らば我汝をこゝにて殺すべしと云へば、妻はとても死ん命ならば深谷に墜ちたるとて惜からじと、かの籠に乘て渡りおほせたり。皆々を渡し畢てこの手代渡らん

と爲せしが、己れが渡るに臨ては忽戰慄を生じ亦東都に歸りたしと云ひしとなん。

○林子曰、水戸殿へ參しとき勝手口より入れば寄付の間に壁書ありその箇條、

一紙燭一切仕間鋪事

一殿中にて痰吐かく不レ可事

一總番中之葛籠御玄關より出入仕間鋪事

と三ケ條ありて其末に於レ背者可レ爲ニ科料一者也と記せしは、某が若輩の時折々伺候して見たり。近頃往て見れば第二條の痰吐かく不レ可と云ふを除て前後二條とせり。昔はかゝる風ありし成るべし今は不用のことゆゑ除きしならん。此一事にても往昔武士の朴野なること想像すべし。

○前に（五十九卷）赤穗侯の祖（森三左衞門可成）仁正寺侯の祖（市橋下總守長勝）との兜に銃鉛の痕ある事を言ひき。後聞くに津侯（藤堂氏）の祖高虎大坂陣のとき着せし兜をその家に傳ふ。形とつばい【割註】、補）とつばいは鉢の形なり、頭盛と書き來れり」にして其高さ一尺にこえたる目だちたる兜なるに、鉢に鉛二つ中りたる痕あり。一つは鉛いごみて有りとぞ。彼侯の臣正しく見たる話なり。

○予が中に近頃仕ふる吉田氏弓術を故主の國にて修行して試みしとき、陣笠着或は指物さし又は立物ある兜を着たる者と立分れて射合ひたるが、とかく兜に大なる物あるか、又は目立たる者あれば夫に目移りして越矢になりて射はづす者なり。又目惑して射にくき者なり。さすれば古人のなし打とつぱい兜或は目立たる立て物張掛け等、總じて前立脇立後立なども見分の威貌ばかりにもなく趣意ありてのことかとぞ、左もあるべきこと也。

○下總の飯沼弘敎寺に以前より鋲打の駕籠を寺堂に釣りて有り、住持の代替りには必ずこの駕籠の下に詣りて拜を爲す。拜せざれば祟ありと。この輿中には東の丸殿と申せし方の遺靈ありとぞ。又或は婦人の形寺こ現ぜりとも云ふ。是弘敎寺僧の話を正しく專聞せり、【割註】東丸殿と云は何人なるやもし婦人

なるべし。以貴小傳御伽婢女傳等にもこの稱ある方を見ず後考を竢つのみ」

○近頃は火付けは少きが劫盜多くして所々の町家或は寺院に押入て賊を爲す。淺草の實相寺（法華宗）にては僕と納所の僧と出向て、僧は棒を以て賊を打ちたるに還て賊の爲めに創つけられ、又谷中の感應寺塔中の某院にては院主を創つけしとぞ。

○林氏、一橋殿の用人中根七十郎と云ふは舊知なり。はや齡も耳順を超たりき。此程文通の事ありし其答書の端にかくぞ申遣しける。

かの西行が詠の、世を捨て身はなき者と思へども雪の降日は寒くこそあれとここそ承り候へ。

朝市には隱るゝ簑と笠着てもふりたる雨は音ぞかしまし

など詠捨候ことゞもに候と、流俗中には出噂の根あること也けり。

○南道和尚行脚の時見たるとて話す。八幡義家朝臣奥州の軍中に用し旗を、その頃櫻樹に結建られし木六本尚存す。年數を歴たるほどの巨木にもなくして二三尺圍の幹一根より十幹ほど叢生す、此樹を損ぜざるやうに藩籬を設く。水府より之を造ると云ふ。この樹の所在は旗櫻寺と云ふの庭前なり、旗櫻寺は水府の先侯を葬る瑞龍山の近所とぞ、【割註】旗櫻寺は今鎌倉圓覺寺末增井の正宗寺と云ふの末寺と云ふ」予按るに瑞龍山は常陸ならん、去れば義家朝臣歸陣の途にしてこゝに建られしなるべし。【割註】十一卷に載せし武州の大櫻とは別樹なり」

○身延山は法華宗尊んでその山を稱すれども如何なる地にや辨へざりしに、去年卯月の頃佐藤淡水、【割註】俗稱恒助、佐竹支侯老臣網彥して典名」親しく彼地に到りしに因てその話と又彼山の事記せしものとを、予が中の人仔細に併錄せしを茲に識す。

身延山は東海道吉原驛より凡八九里程も入り込み惣門に至る。その參詣の路程にして甲州の山々を望み見るに、何れも年々大木等伐出して禿山となり、又樹有るも森薄く見え透きたるに、身延山は孤り深邃

にして數百歳の老樹重疊黑みわたれり。是れ開創以後五百年伐木を禁ぜし故とぞ。今も山中に所々此制札を立つ。又當山はもと新羅三郎四代の孫、南部六郎實長の城地なるを文永十七年に寄附して創立せり。實長は當國波木井鄕に住せしとぞ。まづ此寺の總門は四間に二間半石燈籠左右にあり各高九尺餘。夫よ
是より一町ばかりにして身延川に至る、水上に三十三瀧ありと云ふ。川に長さ十間餘の橋を渡す。夫より身延町（惣門より五町程）家數五百許り、皆商屋にして大家は間口四五間許土藏も多く見へて繁昌の地なり。此店の賣物さま〴〵なりと雖ども多くは珠數にして左右の店相連る、是を見て法華宗の盛なるを知ると。又此所は武田家沒落の浪人等隱れ住て其孫多し。開基南部氏の後も波木井と稱して此中に有りとぞ。惣門より十二町にして仁王門あり樓門なり、七間に十三間檜皮葺。この二王の前に三帖鋪許りの間あり、此内に病人來り集て平癒を祈るの處とす、極て驗し有とて一七日三七日參籠の者絕ることなしと。又樓門二つ二王門の左右にあり、各五間に三間半石燈籠二高さ各一丈三尺。是より一町餘にして石磴あり六十間ばかり聳峙して上り難し、因てその左に路を通じたり、此徑嶮しからざれば登山の者多く此より上る。この道の兩傍すき間無く石燈籠並立て數を知らず。（此間本堂迄十町許）是昔年より今に至て年々寄附せる所と云ふ。夫より二天門石磴の上正面にあり、樓門造り三間に七間檜皮葺石燈籠二高さ各一丈、唐銅の水盤あり縱横五尺に八尺、多寶塔鐘樓各三間四面にして二天門の左右に相對する石高く築あげたり。本堂は十八間四面にして太閤秀吉の再建檜皮葺何れも良材を以てす。間内の圓柱は金だみにして古色あり、半より下は金剝げたれども金の位上品と見ゆ。又天井其の外彫物多し。祖師堂あり廿五間四面莊嚴本堂と同じ。祖師の像は日法上人の作、此中欄間に大なる龍虎の彫物あり左甚五郎の作と云ふ。又唐銅燈籠八つあり高さ各一丈二尺。又舞臺あり三間四面檜皮葺總屋赤ぬりにして橋がかり樂屋迄有り。是は每年四月十月大會のとき兒舞あるの所とぞ。又位牌堂あり十三間に十一間。太鼓堂三間四面佛供所三間に六間回廊廿間餘あり。此外諸堂數多しと雖も擧るに遑あらず。又通本橋と云へるは長

十四五間廊の如し、禰本の額あり光悅の書、これ本堂と方丈數十丈の深谷を隔てたればこの道を通じて行濟す。こゝを鶯谷と云ふ。又唐門あり朱塗にして彫物あり。方丈は十一間に十三間會合所廿間に廿一間對面所七間に八間、三處みな古畫にして金張付。小書院あり六間に七間古法眼の畫金張付。大書院は九間に十一間此處に熊皮の矢筒を置く、昔信玄所持の物口徑一尺許と云ふ。又こゝに豐太閤より拜賜なりとて伏見城の上段を移せし御帳臺あり格天井其外結構を盡せり。又藏物には南天木の硯箱是は信玄の寄附とて有り、南天を木口切にして皮付ながら箱の胴とし印籠蓋にてかどみ板は別木なり、形は角にして四隅丸し思ふに圓き木の中をくりて四方より合せて角に爲たる者なるべし徑一尺一二寸なり。又金の小屛風一双大猷院樣御自畫御櫻高さ三尺許り緣古渡のたがやさん金物は赤銅七子彫は唐草の金象眼。寶殿あり三間四面の土藏造四方の壁祖師一代の事を書く狩野光信の筆と云ふ訝し。此所は祖師の眞骨を藏めたる所にして中央に厨子を設く、厨子の扉四方開きにて朱塗の高欄あり、金物等莊嚴を盡し十二神の彫物は後藤の作と云ふ、此扉を四方開きに爲せしは參拜の人をば一同に拜せしめん爲めなり、然らざれば衆人輻湊見ること能はざるとぞ。其中に八角の玉塔ありて彼眞骨を貯置たるが、五百餘歳を歷たるの古骨潔白をなして雪の如し。因て衆人歸依の思を生ずとぞ。又拜殿と稱する所は十三間四方、此所に將軍家代々の御靈牌其外高貴の位牌を置く。又供膳所は七間に八間大庫裏十三間四方、此所に水槽あり横九尺に三間高六尺許り常用の水を貯ふ所の器なり。又積薪凡一町許割夫日々三四人を當て是を用ふ。又山門總堂の屋根修復料とて檜皮葺板の割夫を置く三四人と云ふ。又小庫裏は六間四方、右の外座敷居間學問所部屋々々等數多くして都合院々三十六棟とぞ。又西の土藏も各三間四方此中に祖師の曼陀羅靈寶宸翰古書名畫昔器の類夥しと云ふ。夫より後の山に上れば相輪塔あり是は日光の塔の如し、總體滅金と覺しく日に映じて壯嚴なり、神祖の御宮を始め此邊諸堂塔亦多し。是より坂を上ること十八町奥院あり九間四面此所に有る祖師の像を開帳佛と號して諸國へ出す。祖師堂の眞像は他出することを許さずと。

又四天門鐘樓僧坊御供所等ありて別に一境をなす。此峯より豆駿兩國山々の海山を眺臨して絶景の所なり。又西谷談所と云ふあり善學院の額を掛く。講堂あり九間に十一間、能化寮は五間に七間、枚寮所は七間に九間、其餘所化寮二百餘軒、妙見堂常經堂祖師靈廟舍利堂は三間に四間、總て山中六院又九院家中老十八坊其外百餘坊、此中の院主學頭結衆加用人とて大衆六百餘人あり、皆祖師堂へ日々五人づつ十日の勤番ありて讀經す此番帳三年にして當り來と。又此外に所化隱老非衆の僧と云ふなど、又所々の番所行堂等數を知らずとなり。凡山中諸堂塔僧坊合三百六十餘、此中の僧坊大小ありと云へども大概上野山中宿坊の大さにて、一坊に百四五十人の旅客一同止宿すること有れども聊か手づかへせざるの設けなりとぞ。此僧院山陰谷間所々に在り。又目前に見ゆるも岨を經溪を隔て迸廻り艱歩する處多し、所謂三十三瀧九十八澗など瀑落の水聲山林に響き、且山歩眺景には脚下より雲起て咫尺を見ず、幽溪の神境世にも奇しき靈地なりとぞ。又七面山は麓より一の鳥居迄百五十町、奥院よりは五十町餘、一の鳥居より上五十町の間、自然石の石磴屹立して梯を上るが如し。下を臨み見るときは足慄々として進みかたし、降りは尚更なれば一歩毎に杖に倚て徐歩す。此五十町の左右一間毎に石燈籠各一基を立つ。こゝな一れば下乘鳥居隨身門鐘樓堂、本社は三間半四面其外幣殿拜殿回廊御供所別當坊あり、此所は山の八分目なり。此山參詣の人は皆別當坊に宿す、場所は二十間ばかりの廊下の左右にたゞ小數多の部屋を設く人の多少に隨ひ各分ち居らしむ。四月には會式の法事あり登參の人殊に多きときなり、或時三百人餘一間に投宿せしに寒甚しく人毎に蒲團三つを與へ、大なる火鉢に火を盛りて部屋毎に出す。されども寒に堪かねたるを見て寺僧厨裡にて火に當るべしと云ふ。乃往くに土間に大なる釜を二つ設け竈に長さ一間餘木口八九寸許りの材木を幾つともなく焚き、此前に大勢集りて寒を凌ぎたりとぞ　又此所に大池二つ有り去れども此水を炊飯等の用にする外を禁じ、又は大なる鐵水溜二三を置き雨水を取て洗濯の用に當るとなり、前の一の鳥居より上の石磴の邊は、山中の樹悉く松蘿ありて長さ一尺ばかり垂て一面にかゝれり。

此山昔は女人を禁ぜしが、廿一世日遠上人のとき紀伊賴宣卿の御母堂御滿の方、（養修院殿と稱す）久遠寺に詣て上人に仰けるは七面山の神體は辨財天女なれば如何で女人を忌玉ふべき、我今日かの山に詣でんとなり、上人も否むことを得ず修法取り行ひ遂に登山を許せしが朝五つに寺を出立ありて七つには故なく下山し玉へりと云ふ。【割註】此養修院殿は法華信仰厚きにより、賴宣卿身延山の山下一里大野と云ふに本遠寺を創建ありて、寺領二百六十石を寄附せらる。この養修院殿は婦人ながら勇氣ある方にて、本遠寺建營の時も自身屋脊に登り指揮せられしと云ふ」

又身延の山々は殺生禁斷なれば猪鹿猿熊など多し。信州木曾に續てその奥を知る人なし。赤澤大城相股山とてこの三山は昔より諸堂造營料と名付、他の杣入ることなく杉檜など幾百年の古木が立連りたる深山なり、因て山中に所々大因の如く古木朽倒れたるが多しと、此寺常用の薪は總て是等を以て當つと云ふ。

右の記を閲るに是は文政六年癸未初夏のことなり。既に第五十三卷に記せし此山の諸堂燒亡せしは翌七年甲申八月なり、其言に據るに、關白秀吉の再建せし十八間四面の本堂結構せしも、廿五間の祖師堂莊嚴を盡せしも、朱塗なる舞臺も皆祝融に罹りたれど、日蓮の遺像ばかりは老僧の負ひ出たること幸なり。（第五十七卷に見ゆ）さしもの名山靈場もこの禍ありしは天數と云べし。又某の筵席にて或人云ふ祖師の眞骨安置せし殿は災を免れたりと、是も祖師の遺靈か、抑前記は燒前の盛を覩るべければ日師への追善とや成るべき。

○下總國中山法華經寺は昔富木某、【割註】寺の瓦にはすべて桔梗の紋付たり、然れば富木は土岐同音なれば即其家なるべし」とて五萬石を領せし人日蓮に歸依し、後出家して城地を寺に取立たるとぞ因て今の總門は其時外郭の見附櫓の儘にて、柱にはの鐵延金を張り淺草御門の大さなりと云ふ。此門に額を挂くその文に佛滅度後本化菩薩始轉法輪法華道場の十六字なり光悦の書なり。山内は增上寺の廣さにて本

堂祖師堂其外多く銅瓦にして總て素木造り壯麗をきはむ。又當寺に日蓮小松原の厄に着用の袈裟と珠數とを傳へ人に覽ることを許す。袈裟は茶色の麁麻にして今時道心者の服の如く、藏めたる箱の蓋には網を張りて見透くやうに設けて人に見せしむ。又珠數は梅木を以て刻みたると見へ、煤染してその粒形もかはり廉あるが如く流蘇も木綿にして片方は切れ落ちたり。これを錦の板に結び付けたるを住持持ながら人に拜せしむ。小松原のときの太刀痕あると云ふことなれど見し人も定かにせざりしと。去れども其世の物なるは疑ひなしとぞ。（五十七卷）前にこの念珠は身延にありて水晶なりと云ひしが今こゝに有れば身延と云ふは傳説の誤なるべし。統紀紀年錄等に念珠のこと無きぞ然らん、玆を以て見れば大刀を念珠にて受たりしと云は非か。見し人の云ひしは眞物は想ひしよりも麁にして愕然せりとすれば、世の祖師の像麗服晶珠を繪きたるは全く後人の潤色のみ。又身延の什寶祖師の眞筆文書等にも佩られし太刀と云ふはあれど水晶の珠數とては見ずと。然ればかたぐ\前記は非也。以上佐藤淡水目擊の話也。

○賴政の鵺を射し事世普く所レ知なり。この鵺の事諸書に異同あり、謠曲も俗ながら古きものなれば玆に擧るに、鵺又現在鵺と云ふ謠には頭は猿尾は蛇足手は虎の如くにて啼聲鵼に似たりとあり。その起りは源平盛衰記よりや出けん。去れども記には頭は猿背中は虎尾は狐足は狸聲は鵺なりと見ゆ。又平家物語には頭は猿軀は狸尾は蛇手は虎の如くにて、鳴聲鵺にぞ似たりけると。さて順が倭名鈔には唐韻云鵼音空、漢語抄云、沼江、怪鳥也と見ゆ。予案るに康熙字典には鵼、集韻枯公切音空、廣韻鵼怪鳥、出二字統一とあり、字統には如何に出しつるか此書なければ知るべからず。又怪と云ふは如何なる鳥を指て言ふにや、前に擧げたる所は鳥に非ず怪獸にして啼聲の似たる也。又良安が三才圖會には倭名鈔を引て曰、鵼按俗或用二鵺字一、（鵼は字典この字なし）此鳥晝伏夜出、故然焉、又山海經を引て單張之山、有レ鳥狀如レ雉而文首白翼黃足、名曰二白鵺一と、然れば漢土にも鵺と稱する者あり。又良安曰、今世稱レ鵼者非レ怪鳥一、而洛東及處々深山多有レ之、大如レ鳩、黃赤色黑彪、低レ鳴、晝休夜出杪二木杪一、其嘴上黑下黃、鳴則

後證應レ之、聲如レ曰ニ休戲一、脚黃赤色也と、又西行家集には

さらぬだに世のはかなさを思ふ身はぬゑ鳴わたる明ほのゝ空

是らの意により夜出て晝は伏する鳥と知らるゝなり。又士清が和訓栞にはぬえ或は鵺をよめるは新撰字鏡に見ゆ。又鵼をよめり倭字なるにや、續禽經、鵺小鳥、其聲如ニ児啼一と見ゆ。古事記萬葉集にも見えたり、ぬえ鳥とも、ぬえこ鳥とも云て卜數居（ウラナキヲル）とも、のどよび居ともよめり、鶉よりも稍大きくて高く苦しげなる聲する鳥也と云へり。貝原氏は今鬼つぐみと云ふ常のつぐみ三倍程の大にて多星しと云ふ。近衛院の御宇源賴政が射たりし怪鳥は黑眚の類なり、鳴聲鵺に似たりと見えたるを世に鵼を射たるやうに云ふは誤れり。建武中に隱岐の廣有が禁中に於て射たりし怪鳥も亦た相似たりと、太平記の文は大内山の上に黑雲一群懸て鳥啼こと蒋なり、鳴時口より火炎を吐くかと覺えて聲の內より電して其光御簾の內へ散徹す、廣有此鳥の在所を能々見課せて（中略）弦音高く兵と放つ、鏑紫宸殿の上を鳴り響かし雲の間に手答して、何とは不レ知大盤石の落かゝるが如く聞へて、仁壽殿の軒の上よりふたへに竹の臺の前へぞ落たりける。衛士の司に松明を高く取せて是を御覽ずるに頭は人の如くして身は蛇の形也、嘴の前曲て齒は鋸の如く生違ひ兩の足の長き距有て利きこと如レ劍、羽さきを延てこれを見れば長一丈六尺なりと見ゆ。然らば賴政の射たりしもこの物の類なり。成るほど是は怪鳥なりき。盛衰記には賴政黑雲とは見たれども大はまことに闇し、いづくを射るべしと矢坪も定かならず（中略）心を鎭めて能く見れば黑雲大きに棚引て御殿の上に渦卷たり、賴政水破と云ひ矢を取てつがひ雲の眞中を志て能引兵と放つひいと鳴く、かゝる所に黑雲頻に騷いで御殿の上を立つ、鵺の聲してひゝ鳴きて立つ所を見おほせて二の矢に兵破と云ふ。鏑を取てつがひ兵と射るひいふつと手答へして覺ゆるに御殿の上をころころと轉びて庭上にどふと落つ。其時兵庫頭源賴政變化の物つかまつりたりや〳〵と叫びければ、唱つと寄て獲たりや〳〵とて抱きたり。堂上堂下も紙燭を出し松明をとぼしてこれを見る、早太寄りて繩をつけて庭上に引

すへたり。叡覽あるにくせ物なりと見ゆ、去れば小さき物とは聞へず。又平家物語には東三條の森の方より黒雲一村立來て御殿の上に棚引たり、頼政きつと見上ぐれば雲の中に怪しき物の姿あり、射損ずる程ならば世に有るべし共覺へず、去ながら矢取てつがひ南無八幡大菩薩と心の中に祈念して能引て兵と放つ、手答してはたと中る獲たりや應と矢叫びをこそしてんけれ、猪早太つと寄り落る所を取て押へ柄も拳もとほれ／＼と續けさまに九刀ぞ刺たりける、其時上下手々に火をともして是を御覽じ見給ふにとあり、これも同く小き物ならず。又同書の所云は應保の比ひ二條院御在位の御時、鵺と云ふ怪鳥禁中に鳴てしば／＼宸襟を惱し奉ること有けり、然れば先例に任せ頼政をぞ召れける。頃は五月廿日餘りまだ宵のことなるに、鵺たゞ一聲おとづれて二聲とも鳴かざりけり。目ざすとも知らず闇では有り姿貌も見へざりければ矢坪をいづくとも定め難し、頼政が計に先づ大鏑取てつがひ鵺の聲したりける内裏の上へぞ射揚げたる、鵺鏑の音に驚て虚空に暫ぞびゝめいたる、次に小鏑取てつがへひいふつと射切て□と並べて前にぞ落したる。」この言に據れば其形大なることに覺へず。さすれば是は眞の鵺の鳴きけるにて以前の事に人々聞恐してその聲を以て怪鳥とせしならん。世には頼政鵺射たるを云へども是等の記を見れば前後兩度のことなり。又十訓抄に記せしも盛衰記と同じ。曰高倉院御時御殿の上に鵺の鳴けるを惡しきことなりとて如何すべきと云ことにて有けるを、或人頼政に射させらるべきよし申ければ、去りなんとて召されて參りにけり。此由を仰らるゝに畏て宣旨を承て心中に思ひけるは、晝だにも小さき鳥なれば獲がたきを五月の空闇深く雨さへ降りて云ふ計りなし、我已に弓箭の冥加盡きにけりと思て八幡大菩薩を念じ奉て聲を尋て矢を放つ、答ふるやうに覺へければ寄りて見るに過たず中りにけり、天氣より始て人々感歎云計なしと。是も眞の鵺を射たるなり。只鳴聲の惡しく、山禽の内裏に出たるを忌み厭ひ給しなるべし、西行の歌など思ひ合すべし。さてもこの鵺射たることの盛衰記にいへしは平治二年の夏初とぞ。去れば二條院（この帝を高倉院と申奉る。」の二年永曆改元の年にして頼政五十五、【割註】こは平家

物語に、治承四年頼政宇治の軍に最後とて年七十五とあるに據る」後の文には五月廿日餘りの事と見ゆ。又平語の所レ記は仁平の頃ほひ近衛院御在位の御時と記て後の文には卯月十日餘りのことゝ記す、然れば月年も違へり、この年頼政四十八、【割註】年契に頼政射鵺仁平三年とするに據る」又謠語の文に彼の變化の物をば空ほ舟に容れて流されけると見えたれば、【割註】これ謠曲の鵺はこゝに據る」一小鳥とは聞へず。同語の後文に又應保の頃ほひ二條院御在位の御時鵺と云怪鳥禁中に鳴とありて、頭は五月廿日餘りと見ゆ。此頃は頼政五十六七八の時なれば、【割註】應保は三年にして長寛改元也」十訓抄の所レ記は仁平のことを云にして盛衰記平語の所レ擧兩度を混ぜし者也。和訓栞に頼政が射し怪鳥は黑眚の類とあるに、字典に子夏易傳云、妖祥曰レ眚と見へ。又漢書五行志云、昭公廿五年夏有二鸜鵒一來巢、劉歆以爲、羽蟲之孽、其色黑又黑祥也、視不レ明聽不レ聰之罰也、劉向以爲、有レ蜚有レ蜮、不レ言レ災者、氣所生、所謂眚也と。是等は鸜鵒は夷狄穴藏好水の禽なるが中國の宮闕に出來れるを不祥とする也。蜚蜮も共に夷狄の蟲、字典、山海經を引て大山有レ獸狀牛白首、一目蛇尾名曰レ蜚、所レ經枯竭、甚二于。鵜鶘一見如則天下大疫とあり。又蜮は說文に短狐也、本草謂二之射工一、蓋以二含●沙射レ人爲レ災と。士淸是等の言に依て相比せしならん。山海經の蜚なる者は如何にも吾朝の鵺に似たると謂ふ者と同じ。又栞に台記康治三年五月記に東三條の社の怪異を載せ、又六月記に鵺の事を記されたれど頼政の射たることなし。台記の文には、

廿六日丙子參二宇治一、使詣二一條殿一、傳聞、今日午剋東三條乾角社樗無レ風折、件木口徑四尺九寸、去レ地四許尺折、云々、或說前日夕社内有二數人語聲一、或說曰二艮角社木一、如レ煙氣揚入二雲中一、未剋京師雷電暴雨、所々有レ皷二人屋一、或說、此飈出二東三條内一、木折時未レ有レ飈、云々、是夜有二人魂一自レ艮向レ坤、其光大甚、云々、〇六月廿四日甲辰、今明物忌、鵺事女房所勞重、

台記は宇治左府頼長公の記なれば正しくその頃の文なり、さすれば此頃より鵺の沙汰は有けるが、頼政

の射たると云ふ年より康治三年は七年も前のことなり。又倭名鈔の作者源順は永觀元年に（七十三）卒したる人にて頼政の殁せるより殆二百年上の人、その書に漢語抄を引て沼江は怪鳥と云ふも既巳久し、然れども又盛平兩書の所見の者を怪鳥とせしは當らず、太平記の所レ云ぞ怪鳥とも爲すべき。又彼國にも鵺は怪鳥字統に出とあるも自他の謂ふ所なり、何れとも定め難きと見へ水府の撰述ある參考盛衰記の今按に、

按頼政射二怪鳥一一節、本書云二條帝時獲二猿頭者一、而擧二異說一、或爲下高倉帝在二東宮一時之事上、南都本云、二條帝時獲レ鵺、長門本云、鳥羽帝時獲レ鵺。餘本云近衛帝時獲二猿頭者一、二條帝時獲レ鵺前段所レ出二太平記一、稱二平家物語一者、亦爲二近衛帝時一、十訓抄爲二高倉帝時一、倭漢合運云、近衛帝時、頼政射レ鵺賜二宮女一、諸說不レ一、今不レ可二考究一、

又非澤が俗說辨には、頼政が鵺射たるを辨ずるの處に女房を賜りたることのみを辨じて、剩へ頼政廣有が怪鳥を射たりしと云ふは鳴弦のことにて、早太が九刀刺すと記したるは九字をきりたることなりと云ふ。是ぞ還て可レ咲ひが言にて。

○前に常府の濱海に異船來ると云ふ。後朝川が口頭に聞所あり又その記文を得曰く。

水戶濱地方より五十五里程沖合にて汐境にも候や古來より漁師ども橫磯と唱へ來候場所有レ之沖漁獲いたし候者右橫磯を限りとして夫より外えは不レ出ことの由當申年より七ケ年前より橫磯の外に異國船六七艘位宛夏初より秋頃まで見請候得ども遠く隔り候故何事を致し居候とも不二相知一異國往來の船路にて不レ絕通船いたし候ことゝ相心得異國船見請候など噂致し候はゞ地頭より呼出され吟味等有レ之若や漁獵指支にも可二相成一やと一同申合い外不レ致打過ぎ來候處去來未年如何なる故にや松魚漁よりは遠沖に相あつまり候に付不レ得二止事一橫磯の外迄漁師ども罷越し異國船に咫尺相交り候故樣子相伺候得ば大小船數艘沖合に致二逗留一鯨獵いたし罷在候事分明に相知れ度々側近く罷越候に付ては彼船より相招候ことな

ど折節は有レ之候得共何れも相恐れ近より候者無レ之氣味惡く漁獵いたし居候處會瀨濱柴田傳左衛門支配漁師に忠五郎と申者朋輩共え申聞候は數年來かく見請居り仔細不二相分一候ては一同心配のこと故彼船え罷越し船中の爲體見屆可レ申若惡心有レ之候とも吾一人を生捕て何にか可レ致乍レ去不二歸來一候はゞ惡心の船と心得以來致二用心一不二近寄一樣可レ致左候はゞたとへ打殺され候とも犬死にも相成間敷とて一人漁舟に打乘り異國船近く漕寄せ候得ば船中より繩梯子下し候故致二上船一候處殊の外慇懃に取扱候上頭分の者の部屋え召連酒食等饗應し種々之事共相尋候樣子に候得共言語不レ通故何事共不二相辨一たゞ忠五郎より手樣にて何國の人と申すこと尋候は相分り候や國名申聞候樣子之處不二耳慣一事故聞取兼候得ば世界圖を出し一國え指さし致候得共是以忠五郎にはかり兼候を相察候や海底え指さし見せ候間定めの此方角と申す儀に有レ之哉と存首肯致し置候共後度々船中え罷越し候ていぎりすと申す國名も聞取申候由、

右頭分の者の部屋は弓鐵炮其外武器飾立置て嚴重なることの由其後度々罷越し頭分の者の樣子見請候處いつも書籍を見居候忠五郎罷歸り船中の樣子相話し候てより漁師共承傳へ逐々異國船え罷越し候得ば何れも頭分の部屋え召連食等振舞候上草木禽獸等の繪有レ之本草とも可レ申書を出し日本語を承糺し直に其書の上え書入其外種々の儀相尋又彼方よりも申聞候得共言語不レ通故相分り兼候由、

忠五郎二度目罷越候節は漁獵の松魚致二持參一候を異國人見候て手樣にて松魚は大毒魚故食料に可レ充ものに非ず鯨魚は莫大の國益に相成候ものなればこそ、かく遠國より日本東海え遙々と風波を犯し罷越し致二漁獵一候を日本人は澤山なる鯨魚を眼前に見のがし候は畢竟鯨獵の仕方を不レ知故なるべし船中にて致二鯨獵一候を見覺え可レ申樣申聞候に付直に三日致二逗留一見物いたし候處一日に八疋とり候事有レ之由大體鯨魚一疋に三四人懸り事濟候帆柱の上三人上り居り千里鏡を以て遠見致し共合圖有レ之候得ば合圖に隨ひ皮舟一艘二人乘一人は舟をおし一人はもりを持、鯨魚汐を吹浮み上り候處え乘付けもりを入合圖見合又浮み上り候處え同樣いたし大抵二度或は三度位にては鯨魚よわり候を如何の手段致し候や右皮船に

て元船迄引來り船脇え綱を以て繋ぎ置き大なるハカカ【割註】(補)ハ、カ刄物の名」にて程々切目を付け船上より轆轤を以て熊手の如き爪付き候綱を下し、右爪を切目へ押入轆轤にて引上け肉を剝ぎ取暫時の間に骨斗りとなし骨頭は其儘海底え拋却直に其肉をたゞランビキの內に入油に絞り候船中に桶樽細工致し候もの有レ之桶材を木片にて持渡り入用に隨ひ箍をかけ樽を製し空樽を船の隅々え行儀よく並べ置き皮にて製し候筧を其高下屈曲に隨ひ長短續合せ、ランビキより直に樽え油を流し入、十分に滿る時蓋をし、、チャンにて塗封し又皮筧の口を外の樽へ移し同樣取計候故持運の力を勞せずしてはか行なり候は油を絞り候肉の滓を日に曬し用ゆる故船中臭氣甚しくして不レ可レ堪由、

其後水戶濱漁師共相傳へ逐々異國船え致二上船一一同心易相交り候樣罷成候に付例は所持の烟管烟草入鼻紙又着用の半纒木綿單衣の類異國人の懇望に任せ彼方所持の品と交易いたし候位にて候處交易の品持歸り賣拂候得ば存外の價に相成候間少々宛の品物仕入交易いたし候者の有レ之其內町人共承及び半紙美濃紙木綿絹反物樣の品を漁師にあたへ交易爲レ致候故水戶領內え目なれざる異國の品多分見當り役人中も怪居候內異國船岸近く來候ことも有レ之候に付心付嚴敷取調有レ之交易の事及二露顯一漁師共三百人餘被二召捕一入牢逐々吟味の上品物一々取上げ當分は漁獵被二指留一候樣相成候由、

右致二上船一候獵師共え每一人に板に摺候書面一枚と銀錢一文宛あたへ候との由其書面と銀錢を柴田新兵衛(傳左衞門悴にて小生門人に候)より內々相贈越し小生も致二所持一候書面の趣如何樣の書認め有レ之や不二相分一候處先日老侯え入二電覽一候節吉雄忠次郞え御聞合被レ下候得ばイギリス文字にて委細には讀兼候得共大意はアンゲリヤ國都より世界諸國え船を出し國々の風俗產物の有無物價の高下土地の善惡海路の深淺等取糺し聞糺其趣を直に板に摺一々本國え相贈候由を認め候物の由申出候尙又其後加賀の譯官吉田良淑え相尋候處イギリス文字にて羅甸語を用候故如何にも讀兼候得共大意は忠次郞申す通り可レ有レ之樣申聞候銀錢は紅毛錢の由、

忠五郎申候は異國船罷在候沖合は鯨魚往來の汐合故差汐にて中々船など留むべき様なく碇を下さんには深さ何百尋といふ際限なければ是以難レ叶又碇を下せる様子も不レ見如何してわづか四五里を限り其内に漂居候や忠五郎往來の度毎に心付見候得共其手段一向不二相知一何共不思議に存候由申聞候

異國人の獵師を撫卹すること船中の人を取扱ふと同様にて少しも隔心なき故此節に相成候ては獵師共申候は異國人は至て深切なるもの故吾々沖合にて風雨にあひ難儀の節は彼船にて相凌き炎天の節は冷水をあたへ病氣の節は藥をあたへ大に力を得候事多く吾等の力に及び兼候鯨魚を捕候而已にて漁獵の妨に少しも不二相成一候を何故に公儀にては異國人を讎敵の如く御扱ひ被レ成候やなどゝ申候者有レ之由新兵衛申聞嘆息仕候

去未六月九日夜明け見候得ば水戸領内大洗山下海上、地方より十四五町程の所え異國船來り居、千里鏡にて那珂の港其外地方の樣子委細に相伺ひ卯の時過南方を指して出帆いたし候こと有レ之其頃相馬の商船有異國船に洋中に於て行逢候由にて申候は八日夜四更頃常州玉澤海上にて異國船三艘那珂の港方角に向ひ走行候由内一艘は未明に大洗山下に至り候由玉澤より大洗迄は二十餘里有レ之所を瞬息の間に走り着候は扨々恐ろしきことゝ噂いたし候由

仙臺の舩子港に志し走行候由夜に入、風にあひ方角を失ひ當惑の内異國船に出會捕押へられ候故方角を失ひ候趣申聞候得ば夷人繪圖面を出し此方角に向ひ走行候はゞ月の沒する頃には港に入るべき樣委敷指教候故指圖の如く走り候得ば時刻も不レ違那珂の港に入津いたし候由右之趣那珂の港の人え相話し何れも其海路の委敷に一同感心いたし候由

右數條は水戸會澤流柴田新兵衛同玄洋其外水戸の藩士會澤恒助等より承及候を書集め奉二電覽一候巳上

甲申霜月

○足利學校は今は寺なれども寺號は無く、たゞ學校とのみ稱し、堂の本尊は佛ならで孔子の像なりと云

ふ。今學校の住持は以前流學の聞天祥寺に納所をして居し人にて今年來訪して咄せしと云ふ。唯恨むらくは僧を儒士に換たきことなり。

○人糞は解毒の妙あり。先年予が領内にて三人寄合河豚を食ひ皆其毒に中り煩悶昏亂す。一人曰糞を食せば生んと二人曰くたとひ死すとも不潔の物食ふべからずとて食ざりし者遂に死す、一人忍て喰ひければ血を下すこと夥くして尋で愈ゆ。去れども餘人指糞喰と呼てこれと交らず因て里に居ること能はず遂に他邦に行けり。

又癩を病し者あり思へらく迚も惡疾世に在るべからず、魚毒を以て死せんと河豚を料理して飽食す。果して毒に中り嘔血すること甚しかりしが、癩これより癒て常に復せりとぞ。

○第四十卷に記せる文政六年飛物の條に、其七八年前予が中の者正しく見たりしは、初夏の暮後か大さ四尺餘り赤黑にして如レ雲鳴動して中天を迅飛す。その聲雷の如く東北より西方に行くと云ひしこと其後日本紀舒明紀を見るに、九年春二月朔、大星從レ東流レ西、便有レ音似レ雷、時人曰、流星之音、亦曰地雷、於レ是僧旻曰、非ニ流星一、是天狗也、其吠聲似レ雷耳、【割註】元亨釋書資治表にはこの次に、曰朝無ニ知者一、沙門僧旻曰、此星曰ニ天狗一、東方恐有レ亂乎、果蝦夷叛、と日本紀にはこの亂のとき形名と云る將軍敗走してその妻武威を示して、則蝦夷を破り且悉虜にせしこと見ゆ」追考るに先年飛物せし後も世の中何事も無し、古今天變は同じけれどもその應ずる所古は有りて今は無し、兎に角に有難き至治の御代にこそありけれ。

○去々年か行智讃州に往て金毘羅に詣でたるに、堂に大なる横匾に行書の三大字を揭ぐ、降神觀、前に乾隆四十三年云々、後に仁和弟子劉雲臺敬立と書せりと。行智因て里人に聞く曰、寛政の頃劉雲臺長崎に來りしに洋中にて惡風に遭ひ、舶已に傾覆せんとす時四方雲覆ひ闇夜の如くにして向ふべき方を辨せず祈ふし神ありて舳に現じて曰洋中火光を見る方に向はば免ることを得べし我は日本金毘羅神なりと告て

消す、即火光を尋ねて行き船の全きことを得たり。因て崎に滯留の間額を造りてかの祠に奉賽せしとぞ。我神靈異國に逮ぶも亦奇なり。

又長崎立山の後山にも金毘羅祠ありこの祠にも唐商の揭たる額多し。又年々渡來の商船より銀子等を賽することも多く祠甚繁昌なりとぞ、これ洋中安穩を祈るためなり。俗云ふ商船唐山を發して其國の見ゆる迄は天后聖母（長崎これをボサと謂ふ）を祈り、日本の地を望む所よりは金毘羅を祈るとぞ。さすれば必ず靈應ありて難風を免ると。因て願成就の額其餘にも各種を寄附すること絕へずと云ふ。

先年費晴湖と云ふ商も金毘羅信仰にて長崎にて金毘羅の全景を畫きしとなり　晴湖は畫を善くするの名あり。

○第一卷に中川氏の紋を「クルス」と云ふことを載す。この「クルス」は蠻語十字のことにて、もと「クロイス」と云ふを「クルス」と云ひ、轉じて「ケレスト」又轉じて「キリスト」又轉じて「キリシタン」これ吾邦に吉利支丹と云ふ者なり。中川氏の先瀨兵衞の頃の南蠻寺は即この宗なり。

○屋代が年々の小冊もよく絕へず乙酉の施行に云ふ。封牛文政四年に舶來せしは駱駝にあらず封牛也といひ、または封牛は俗稱なりとも云ふ說あるは爾雅音圖を見ざる誤なり。犦牛犎牛封牛皆同物なり牛の一種にして駱駝にあらず辨ずる事左のごとし。



山海經廣注云、任臣案、西域傳、大月氏出二封牛一、背上有二一峯一、隆起如二封土一、故俗呼爲二封牛一、亦曰二犦牛一、穆天子傳、謂二之牥牛一、爾雅、謂二之犦牛一、嶺南徐聞縣海康皆出レ之、羅願以爲此即橐駝也、然橐駝、肉鞍陝起有レ二、封牛、領肉朕起惟一、自是二種、此文をよむに西域傳に一封橐駝を封牛とし、羅願もまた師古が說によりて爾雅の犦牛を橐駝なりとするは共に誤なり。吳任臣この二說を辨じて肉鞍兩峯のものを橐駝とし、領肉一封なるを封牛といへるもまた一失なり。弘賢案に漢書西域傳に大月氏出二一封橐駝一とありて、師古注

に俗呼爲二封牛一とあり。然して爾雅犦牛は郭璞注、即封牛也、領上肉鞍胅起、高二一尺許、狀如二橐鞍肉鞍一邊一、健行者日三百餘里、今交州合浦徐聞縣出二此牛一とあれば領上肉胅起、橐駝肉鞍の一邊に似たりと云ふ事にして封牛犦牛は橐駝の類に非ず、是蓋師古爾雅の注を見ざりしにや。

影宋鈔爾雅音圖所レ載犦牛（即封牛）

此書は元人寫本にて影宋鈔繪圖爾雅と題せしを、嘉慶六年に兩淮都轉鹽運使南城曾燠の上木せし也。其序に郭璞音圖を添し事自叙に見へたれどもその圖の存亡をしらず、是は宋元人の繪がく所甚精緻なれば疑らくは原づく所あらんといへり。弘賢案に元人の影宋鈔と記せしによれば宋人の手に成し事は論なし、たとへ宋人の始て繪きしにもせよ確證とすべし。封牛穆天子傳犕牛に作る云以行二流沙一といふ、注に此牛能行二流沙中一如二橐駝一とありてたゞ流沙を行くの似たるのみ橐駝とはおなじからず。吳任臣物牛としるせしは本草綱目に據しなるべし。文政八年正月弘賢識

○前に飯沼弘教寺古駕籠の事を記す。後等潤和尚（永昌寺）に聞くに是は彼寺の靈所に釣りてあり住持の拜するにはあらず、この駕籠を見ることを爲さず、昔より見ればその住持必ず遷化す。因て入院のとき又は年に一度庫裏に下ろして、葦駄天拜禮のときなど傍人これを見せざるやうに爲るとぞ前說と異なり。

又東丸殿と云ふは台廟の姬君秀賴に嫁せられ、大坂城陷の後天樹院殿と申して東の丸に坐しければ世に東丸殿と稱し、弘教寺は即東丸殿の御菩提所とぞ。

柳營婦女傳云、大坂落城の時すみ矢倉の糒藏二間に五間の所を三つに仕切、兩方に秀賴公と淀殿天樹院殿とを分ち置。中の仕切に女中を籠置、この時淀殿は天樹院殿の御振袖を自ら膝の下に敷居、質に取り給ふ心にて少も離さず御坐す處を、刑部卿の局才覺にて、女中の內より只今秀賴御生害の様に秀賴の名を呼らせしかば、淀殿驚き周章て天樹院殿をふと離し秀賴の方へ懸らる、其間に刑部卿御側

女中僅二三人斗にて此場を御立退き成され、岡山の御陣所へ逍入り給ふ。

以貫小傳云、台廟の御臺所は贈中納言藤原長政卿（淺井備前守の事なり）の御女にて御諱は達子と申す、御母は信長公の妹なり。然を長政信長の爲に亡びて後再び柴田修理亮勝家に嫁す、姫君因て勝家の邑に倒れるとき勝家自殺す。この時勝家、姫君三方を輿一つに召させて女房達も殘らず添て城より出し給ひしかば、敵の兵共の中を明て通しけり。其後姉君は太閤秀吉の思ひのものとなり給ひ淀殿と申せしは是也。次は京極の宰相高次の室となりて後に常光院殿と申せしは是也。御末は御臺所にて坐しますを太閤いつきかしづき參らせて、文祿四年の九月御所に配はせ參らす後に大御臺所と申奉る、【割註】崇源院殿なり、增上寺に葬り奉る 大猷院御所を始め奉りて若君姫君あまた設けさせ給へり。然れば天樹院殿はこの姫君の中ならんか。

○前に記せし薩の寶島にて狼藉せし諳厄利亞人の首魁を討取たる事を、去秋長崎にて高木作右衛門より肥州聞くに。公儀屆けは如レ左なれどその實は薩摩にも數人討れたるとぞ、すれば表向は手柄なれど內方は譽がたし。又高木が內密に言しは異國人と對戰の爲方は少しく心得有りとこの心得とは如何なる術策乎。

○羽衣の謠に、其名も月の色人は三五夜中の空にまたと云文句を、田安悠然院殿觀世左近に命じて謠曲の誤を改竄し給ひしとき、色字の草體は宮字に似たれば色は宮の誤りならんとて、後は月の宮人と謠はせられき。然に此頃或人言ふ、倶舍論諸天のことを說くに身色如レ月と云ひ、普賢菩薩修行儀軌には菩薩身色如白月色」とも見ゆ、されば月の色人と云ひしこと佛經より出づ謠曲の作者も據る所ある也。

○蜀山人の狂歌は自から一家を爲せり。たゞ恨む其人適用の才なきことを、因て予が得し所の歌を雜錄して聊予意を寓す。

世に謂ふ富士見西行の繪に

此山ありて此人あり此人にあらざれば此山に向ふことあたはず

ふじのねの表は駿河裏は甲斐前は北面後は西行

猫に小判の繪に

菊桐のこがねを捨て柏才に心ひかるゝ唐猫のつな

鯰に瓢簞の繪に

久方のひさごはあれど關東に鯰のとしは寛保の年

吉野を

風のいるすきまもみへぬ山櫻櫻が山か山が櫻か

藝妓の繪に

酌とりの赤女一枚つり上げていさむ心の若夷講

月

斯ばかり愛たく見ゆる世の中を羨しくや覗く月影

題しらず

照月の鏡をぬいて樽枕雪もこんく花もさけく

竹に雀の讃

雀どのお宿はどこか知らねどもちよつちよとござれ酒のあひてに

偶成か

世の中はさてもせはしき酒のかんちろりの袴きたりぬいだり

阿福女之畫讃

美女不レ知惡女情、莫レ嫌二滿與三二平一、阿龜阿德阿多福、盡是息災延命名、

花火の繪に

面白や鵜つかひよりも舩づかひこの川浪にはつとはな火は

深川倡妓之像

雪肌透二羅綺一、珖璫響如レ林、願作二三重帶一、與レ君結二一心一、

世の中にたえて女のなかりせば男の心のどけからまし　（七十四翁）　蜀　山　人

獅子舞を犬吠る繪に

から國のおそろ獅子もやいかならん淮南王の犬になかはど

大城官妃の像

その國の御殿風にやなびくらん柳の腰の細き下げ帶

魚狗窺レ魚圖（傍に蘆葦あり）

ざれかたのいばしなれば難波江のよしやあしともまゝのかはせみ　七　十　三　翁

藝花の家に掛たる紅白の繪讃

十日づゝと赤とに咲分し花やいづれか色深み草

櫻樹の下に傾城たてるに

中の町植たる花のかたはらにみやま木などは一本もなし

○禮月令に孟夏之月螻蟈鳴蚯蚓出と。或人曰この螻蟈は鄭注には蛙黽とあれど然らず、今けらと云蟲なり。さて蚯蚓は鳴く者と世に云へども鳴く者に非ず。螻蟈の鳴聲を人は蚯蚓と思ひ誤るなり、月令螻蟈は鳴とし蚯蚓は出ずと云は信に孟夏の時の物をよく云盡せり。

甲子夜話　巻六十一

○當年(乙酉)春初の口占に、

　春毎に頭に雪はふれながら君の惠ぞ猶積りける

此後林氏の文通に、御先手頭役を勤る春日八十郎と云人今茲生年八十に滿つ。〔割註〕當年は八十有餘なりとぞ。」この正月元日淩晨に女子を得て、年頭御禮退出の後に參政衆へ屆書を呈す。已れの名八十と云ひ齢も八十なれば、其女子に名づけて八十と云しとなん。いかにも矍鑠たる老人にて珍しきことなりと。因て林子予に謂ふは、老侯にも五十餘より六十餘にかけて多くの椒房福あり、定めて八十に成らるゝ頃までは螽斯揖々たるべし。春日此事を冊首に記されて他年の證とし給へとの言なれば、げにも春の初は芽出度瑞の事なれば、その事を注記して乃筆端とせり。〔割註〕今年も妾も二人娠せり、一は富田某一は森某。

○林子曰、某が内の婢に相州産の者兩人あり。此正月いまだ都下の松餝を見ざればとて一日の暇を乞て所所見物し、歸て江都の松餝はさぞ大造なる物ならんとかねて思ひ計しに、案に違て見所無き事よと云しと人傳に聞しかば、田舍の松餝を委しく尋ねしに、各々力を極て大きく造り餝付る物ゆへと念入りたる仕方なりとぞ。都下佐賀侯(鍋島氏)の松餝などよりは遙に見優りたる物なりと云ふ。これは始て聞し事にて左まで田舍の松餝よかるべしとは今まで知ざりけり。花火と松餝は鄙風の都俗にまさる事心得べきことなりと。(花火のこと第十四卷に見ゆ)。

○當時一閑老權寵の沙汰は世の普く知る所なり。予が隱棲近邊に渠れ新營せる別業へ御成あらん抔去冬專ら言觸らせしが、その事も無て年も暮れ今春聞くに、

そろ〳〵と柳に移る水の影

と何人か言出しけん、柳下に水は柳澤の意なるべし、助字のの は山野の野字と同じかるべき呵。

○豐川勾當は今都下平語の宗匠なり。予がもとにも屢々來るが性快活なる者なり。角田堤の櫻花を賞すとて行きし時の口占、

是かとてだきついて見る櫻かな

いかにも盲人賞花の境地面白く言述けり。かく林子に語りしかば林曰ふ、曩年塙檢校(保己一)に從前よみ歌の中に目に見ずして耳に聞しこと、且は心に思ふこと、風景は想遣ることのみとを四季戀雜の部門を分けて編し、向來の詠出何題にても一々瞽者の境地ばかりにて讀み出し、遂に一集を成さば古來無き一種の家集になるべしと只管勸しが、あの奇才なりし塙さまで心服せざる顏色なりき。とかく盲人は目の見へぬと云ふを嫌ふ者なるが、塙ほどの者さへその風習は免れざりしとて咲へり。

○林子の文通に駿府御城內勤番の人より云ひ來るとて云々を記し、又魚頭のきりたるを示す。俗に三島小女郎と云ふ魚は、形ち河豚に似たる者にて味平く無毒なり。右の中にも如レ左葯の花葉明かなるは未レ見と漁人云へり。又形の大略は、



如レ斯にて滿身紋あり魚中の奇品とぞ。魚店にて半ぺん蒲鉾などにする魚なり。漁名未詳ならず。はぜの大なる形にて河豚の如く皮滑ならず、木くらげなどの如き皮膚と云。甲州の竹には菱の紋あり、もと信玄の領地ゆゑと云。梶原山の篠は葉切れたり昔し馬の喰たるゆゑと云。然ればこの魚は今川の故地ゆゑ、かく葯の紋ありと云傳ふと。

○林曰、御營正十一連歌興行は年久きことなるに、年々其宗匠の發句よくも思ひよりて雷同せぬやうに吟じ出すも所謂濱の眞砂なりけり。就レ中此春の昌逸が句は分てよく出來たりと營中伺候の人々賞しき。予因に御一巡をしるす。

初句

喜氣仰ぐ君は千世ませ松の春　法眼　昌逸

雪まの竹のすなほなる庭　御脇

鶯の聲高殿に移り來て　昌雲

のきばにめぐる光しづけし　昌秀

行月や出るも入るもやまならむ　昌功

礒づたひする船の秋かぜ　共阿

爪木とる袖は冷けき朝明に　信盛

なきあまりぬる岩がねの露　信久

茂りそふ小篠綠に雨はれて　豐喬

とびかふ螢はのかなるくき　通孝

涼しやと押開きたるまどの前　貞起

文よみさして端居をぞする　昌永

遲くともかならず人のとひや來む　昌惇

みせばや花の春のゆくする　昌成

咲みちて色よき藤の黄昏に　昌寅

かすみはれたるいけの中島　壽阿

○金地院は京なるも、東都も正月三朝の式とて元朝に白粥を用ひ、暮に圓餅に芋と蕪とを雜煮として用ゆ。芋蕪共その皮をとらずと。二朝には朝食なく四ツ時に膳を供ふ。飯は小切飯にして唐椀と云ふに盛る。汁は大根の葉（世に謂ふひば汁なり）細末に截り烹てこの一品、皿には同葉の漬たるを小皿に燒鹽

山椒ふきのとうこの三種を置く。右飯の切飯をかへて食せしむるときは、給仕の人立ながら椀の内に擲いるることぞ。

又湯を出すには飲椀に水を一杯いれて出す、この時大根を一本づゝ土のつきたるまゝ添にひゝを例とす。三朝是に同じと。右は神君の御神前へ獻じ院内一統も斯の如し。又當地にては旗下衆の中に、冬頃より預置て翌春この供を戴くこと有とぞ。此事去し卯の春金地院に居て、右の供に與りし僧の印宗和尚へ直話せしと云ふを聞きぬ。

又今西城の閣老酒井若州(忠進)京の所司代たりしとき、金地院にて此饌を出せしに、大を二椀盡され土つきの大根をも喰せられしと聞く。

○世に流行する事は和漢同じ。予が廿歳に過る頃親和「割註」三井孫兵衛と稱す庶士なり、又弓術を能くす深川に住せり、世に深川親和と呼ぶ。」と云て書を能くする者あり、屢々諸侯の邸に召て筵席の興を助く、予も度々招て書を命ぜり、この書追々世に弘まり、親和染と云ふ帛などあいて、その散し書にかきしを緋縮緬などに染出し、或は織物などに織出せしも有りき。夫より東江源鱗「割註」初め東郊平鱗と云、澤田文次郎と稱す。」と云書家出、是も予懇意にせし者なるが晉唐の書法を學て一家を成す。この人門人最多く後は吉原町の名妓花扇と云ひしもこの書法を以て鳴る。又境町の俳優瀬川菊之丞と云ひしも亦同じ。是等より東江の名益々高まり東江織東江染など専ら世に流行せるが是も今は絶て、當時は酒杯の代りに陶器のちよく大に行はれ、夫に畫を燒つけたるに文晁「割註」谷文五郎と稱す、田安殿の家士。」抱一「割註」故の姫路侯の庶子、今爲レ僧等覺院と號す。」共に畫に巧なるに因てその名假ざるはなし。又夏の團扇に書畫を版にせしにも鵬齋天民五山と題せる多し。「割註」鵬齋は儒高陽の徒、天民五山は共に詩人。」是も一時の流行なるべし。又白氏文集を見るに、河南の元稹(字微之)が序に二十年間、禁省寺觀郵候無レ不レ書、王公妾婦牛童馬走之口無レ不レ道、至ニ於繕寫摸勒衒ニ賣於市井一或持レ之、以交ニ酒茗一者

處々皆是、〔割註〕揚越間多作書摸勒、樂天及予雜詩賣於市肆之中也。」其甚者有至於盜竊名姓苟求自售、雜亂間廁無可奈何、予嘗於平水市中(鏡湖傍草市名)見村校諸童競習詩、召而問之、皆對曰、先生教我樂天微之詩、固亦不知予之爲微之也、

かゝれば世の流行は勿論、白壁などにらく書することは唐の頃より尚ありけるを孟子の毀瓦畫墁などは周世のこと愈々古し。

○或人曰年々世俗大小を玩ぶは蔵抄より春初の習なり。今年も例の如く樣々の趣向ありし中に、

大と小打て逢ひにくさめするハックセウ

とあり如何にも滑稽に口才の働きたること也。

乙正大 二小 三大 四小 五大 六小 七大 八小 九小 十大 十一小 十二大
丙

○正月廿日隣家にて仙臺の家士隱居俳名を日人と云に値たり。〔割註〕俗稱は遠藤伊豆之介六百石を領す、今法體なり年六十六と云き。」此人頗る學才ありて武心もある豐饒翁なり。彼是と話す中、彼藩侯の祖政宗朝鮮攻のとき渡海せしが、彼と對陣のとき諸手より物見を出せしに、六騎以上皆々明兵の鳥銃にて打たれし還らず。因て彼陣を察すること能はず、已に敗軍に及ばんとせし夜、暴風にて四方を辨ぜざる許りなりしによりて双方物分れになりしと。是何れの時の軍なりしや此事のみ聞たり、〔割註〕以上仙臺傳說の旨なり。」

又金山浦の事と云ふ。〔割註〕是も上に同く傳說なり。」政宗の手に朝鮮の王子と王女とを捕ふ。王子は六歲王女は七歲なりき。政宗陣中に置くに食せず、政宗困りて如何にせんと爲れども、吾が俗と異なるを以てその食すべき物を知らず。因て宮妃の虜となりしに問はんとするに、竊に清正捕ふる所の宮女の額を披ち歸らしむるとき兵卒の姦を防ぐが爲め、その髻に紙札をつけ加藤清正免之と書て放出す。故に

吾卒見て淫犯する者も無く逃散じければ此輩にも問ふ能はず。因て市坊の婦女を求めてその食物をきゝ、漸く歸帆迄養ひとげ、歸陣の上政宗より太閤（秀吉）に王子王女を獻じたれば、太閤云ふ不用なる者なり政宗勝手にすべしとの事ゆゑ、政宗本國につれ還り妻女の小姓侍從〔割註〕四字は仙臺の稱呼にて世の小姓禿なり。」として使しが〔割註〕これを麗氏と云と麗疑ひらくは李氏か、又その母氏の姓か。」此女敏慧にして稍和語に通じ又貞烈、政宗の妻卒去のとき自殺して殉へりと、今其墓妻女の墓後に在り。因て其後嗣を立て山岡總右衛門と稱し三百石を領せしむ。王子は政宗の藩士とし岡本定右衛門と稱す。今は又十郎と云ふと。さて此子孫寶曆五年の頃迄は官の御許ありて朝鮮と音問を通ず。その書は漢文にして初は羅山後は仁齋等書せりと。後仙臺火災ありしとき彼士の家燒失しその例記を亡せり。是より官その願を取擧られず事竟に止しとぞ。奇事なり。

○又前の曰人の話中に義經高館にて自害せしと東鑑等に記せしが、奥州の所傳は彼處より正法山の山路黑石通りして、けせん相さり（皆地名）南部越へ、六角牛山甲子町大槌濱と云に宿し、是より船に乘じて滿洲に到れりとぞ。〔割註〕義經の自害は文治五年、此時宋の淳熙十六年。」此時秀衡曰ふ、源家は我が主君なり然ば今鎌倉に頼朝坐せば其跡絶ゆと云ふべからず。すれば義經の身安全を冀ふなりとて滿洲に使を遣し、船二百艘に五斗入の米百俵宛を積み、これを資とし義經を彼に託せしとぞ。又義經の安泰を祈るが爲に湯殿山に祈誓して秀衡自ら肉食婬酒を斷しとぞ。此時奥羽一國の山伏も倶に斯の如くなりしが、妻帶酒食の禁は堪へざるを以て後これを弛れども、鳥獸の肉は堅く禁じて食せず。若し食する者あれば必ず神罰ありて即今死すとぞ。又大槌濱の人家には昔義經の宿せし家、又辨慶の宿せし龜井の宿せし片岡の宿せし抔、處々に其往跡を傳ふと。又蝦夷の地にて義經と云言葉をオキグルミと云ふこと皆人の知る所なり。この餘義經の跡處々に有りと云へば、異邦に往きしこと實事ならん。

○曰人は諸國を巡歷せし者にてその話るに、近江の蒲生西宮と云所にて見しは、原野の叢中に六角なる

塔石あり。彫て曰、

朱鳥元年(此下に何とかあらん語れるは斯くのごとし)

鬼室集斯墓

朱鳥は天武帝の年號今に至て千百四十年。鬼室とは何人ぞ。若くは異邦人の來歸せしにや。

○この正月廿一日増上寺に詣る途中堺町の戯場の前を過、夫より御寺に抵り宿坊に入たるに、食器を持せて先に遣りたる家臣の云は、某堺町を通るとき戯場の前にて、士一人と屋鋪の手廻三四人と口論して喧嘩に及ぶ、時に手廻士の兩刀を鞘ながら拔取て逃失せたり。士は跡にありしが人目愧かしくや有けん、是も尋で逃去りたりと。想ふにこれは外見のことなり。世間の人情胸中斯の如き者多からん。又歸途にて此事を探らせしに、喧嘩のうへ搏合しが一人の手廻、士の前より刀の柄をとりて引き、一人は後より鞘を引たるゆゑ、刄と鞘とを二人して取り、一人は士の羽織と脇指を奪はんとせしを、士は羽織と脇指を抱て裏家の小路に逃込たり。手廻あとより腰ぬけ士爰に來れ〳〵と惡口したれども、士は見へずなりたる故、手廻は刀を持て往くを自身番より見咎め取返したるとぞ。定めて自身番より士の奪はれたる刀は返し與へしならんと察せり抔、所謂雙方內濟になりしと。相手の手廻は何れも黑羽織を着るたりしと聞く。當日三川島に御成ありしゆゑ、定て場處詰の人の供の者ならんと。

○近き川邊の新莊に御成あらんと去冬より取沙汰せしが、來る二十五日に決したると聞へて、予が菩提所の天祥寺は御場がゝりの人借に來り、夫より水戸侯の役人も屢々來る。中山備州は先備州より懇思のわけあれば使を遣し、彼寺は祖先開基以來の規律もあれば、何とぞ魚肉酒肴等を門內に入るゝことは禁じ給はれと云たれば、答に尤の事に候得ども、皆官の沙汰にて備州など專にすること能はずとのことゝなりき。これは水戸侯の小梅の別業に御成ありて、夫より彼の新莊に移らせらるゝなれば、御成の間は水藩の、黙許寺院等に退くことゝぞ。予が寺にも限らず外の寺院もこの如しと。然るに二十三日の夜より雪

降いでゝ銀界となりければ、翌四日の御廟所の名主より天祥寺に御延引と告來り、水侯出役の面々皆引取りぬ。又當日は先祖公の忌日なれば廣徳寺に詣けるまゝ、歸途彼莊の前を過見なに門内に幕張べき竹しきり等を設け、小梅村に向へる搦手に御成御門と覺しき所出來、總の左右に高く田町交の幕を張て、門外には二重に松板の假圍ありき。水侯の別業を遠望するに、常は板塀なる所に新しく門の體を設け高葉外の假圍も同じかりき。又新莊新門の右には小き樓の如きものを高く構へたり。如何なる所なるか。又その右は四十五巻に錄せし向井將監屋鋪の瀧の松と接せり。

又廿三日暮前、水侯賄方の由にて兩人羽織袴着たるもの天祥寺に來りて、今晩より諸物持込まし置て直に留り一宿す。夫より六半頃より五半頃まで兩度に持來れる、黑塗に朱の葵御紋の大長棹四、釣臺二荷〔割註〕是には料理道具椀具等積たり。」又炭薪多く持込む〔割註〕是はしの切迄船運し夢遣廿四日迄に持入るゝとて全くは持いれず。」

右を葵御紋つけたる高挑灯うち交へ、挑灯數張にて運び入れ持夫は退きし。

廿四日に五つ過より連々持込しは、前日の如く同き大長棹三つ、釣臺三荷ばかり〔割註〕右の釣臺と打混じ椀具その餘の諸品とぞ。」又唐銅の大鍋中小大子、別に中小の鍋を俵に入れ大率七八十も有りしと。又木具膳五十ばかり、黑塗宗和膳椀朱塗無足膳椀くり盆膳右等二百人分餘も有たらんと。又野菜の類も荷籠に入れ夥しく持來る。〔割註〕此中魚物は見かけずと云。」

右は出入の仕出し屋うけたると覺しく、町人體の者十六七人も朝より追々來り居たり。昨夜より宿せし賄方役人の外に、帶刀以上のもの總べて七八人も今日は來れり。

右人數にて膳椀等其外追々組立手當せしに、明日御成御延引の由水戸より傳へたればこれを承り。又々諸品仕廻ひ連々持出して繋ぎ置船に積戾、八半過迄に殘なく仕廻ひ、賄人も上役人も皆退きぬとぞ。〔割註〕此方出役の者も七つ時頃引取ぬ。」其朝までは寺僧の食物も寺にて執行たるか、晝よりは爲方なき

體いふは本堂賄役の執計ひとて、寺中に居る所の僧俗へ食物を出し畢て役人は引退しに、その食膳の次第は僧中には宗和膳具飯計平椀香の物、僕輩には無足の朱膳具にて飯計香の物と云。總て料理せし食味も麁抹ならぬ物とぞ。然れば新莊の費用も思測られけり。

○先年江島と云ひし大奥の大年寄歌舞伎芝居に往こ、棧敷にて不身持なりしこと世の所㆑云なり。この時今に名人と稱せる市川團十郎（俳名柏莚）世に名高し。折しも景清の狂言をせしに、江島己が棧敷に招て人に寄らんと呼けれども來らず。屢々呼ければ頓て發句を短冊に書て贈る。その句に、

景清は棧敷へ顏を出さぬ者

こゝを以て柏莚彼時の後難を免れたりとぞ。

○梅塢語る、奥州にて秀衡の葬所分明ならざる所、享保年間青木文藏に命ぜられ奥地を游歴せしめ給ひしとき、中尊寺の中光堂に佛像安置の壇石あるを怪しみ、像を取除け石蓋を啓きたるに、内に入道の體更に壞れずして存せり。又その前に跡あり中に油の如きものありて殉死の首二つあり。文藏その油を味ふるに上品の「バルサモペルヤニ」にてありしと。是は蠻藥にして屍に塗れば百年餘を經ても曾て壞損せざるなりと。以㆑越觀れば昔秀衡の頃は彼邊よりは異國通路もし、又其邊に來港せし蠻舶もありて此宗の富饒知るべしと。文藏梅塢が亡父に話せしとぞ。〔割註〕日本史に據に、秀衡文治三年卒と見ゆ、然れば享保元年に及で五百三十年餘、蠻藥の功とせば奇なり。

觀迹聞老志云、

中尊寺、奥州磐井郡在㆓中尊寺村㆒、號㆓關山中尊寺㆒、金色堂、上下四壁内殿皆金色、堂内構㆓三壇㆒、悉螺鈿也、安㆓阿彌陀三尊二天六地藏㆒、定朝作、是乃天仁二年己丑所㆓立㆒、藏㆓三代之尸㆒者是也、按金色堂、如今土人所㆑謂光堂者是也、在㆓經堂東南㆒、堂柱各圖㆓胎藏界大日十二尊㆒、形㆓螺鈿細紋㆒、堂内盡金色、構㆓三壇㆒、各上置㆓佛像㆒、壇下皆三代之屍也、左壇乃甕㆓基衡㆒、右甕㆓秀衡㆒、前壇清衡也、後水尾帝寛永中黄門君時、修補之次、令㆓人

發而點檢焉、淸衡棺長六尺廣三尺、裹之以白綾、漆其上、納雄劍一口并鎭守府將軍印璽、基衡裹之以白絹、朱其上、襯衣表錦袍、秀衡亦同之、藏和泉三郎忠衡函首、高二尺方一尺五寸、黑漆、壇上佛像、中立著彌陀、是乃定朝所作、觀音勢至相並于其前、多門持國兩立、六地藏擁後、共雲慶所造也、又曰有珍藏者、秀衡擊刀、長一尺六寸廣一寸二分、二用太刀(註誤衛府大刀者)長一尺六寸、出秀衡棺中、開老志は仙臺藩の臣某、命を承て所編著實記なり。然るに寬永中旣に發て點檢すと云へば、算するに寬永の末年享保の初年相距七十四年、前話の德廟の時秀衡の墓所分明ならずと云ふべからず。又志に黃門君と稱するは蓋し政宗なり。されば其英氣を以てこれを檢するに違ひなかるべし。又志所云、或は必ず棺中を啓きて屍を見しとも覺しからず、去れども劍一口將軍の印は全く棺中に在たるなり。文末の太刀も正しく秀衡の棺中に出づとあれば啓きしは違ひなし。但々屍の事なきは秘して記さゞるか、前話と參着すべし。又殉死の首と云へることと左證もなかるべし。志の忠衡の函首とあると別物か。日本史云秀衡卒遺言諸子、推義經爲大將、擧國聽命、(愚管抄)國衡泰衡忠衡高衡通衡頼衡、忠衡稱泉冠者、守父遺命、事義經最謹、及泰衡有異圖、獨不與、泰衡殺之、とかゝれば諸子の中獨り忠衡の函首を置く者はかの精忠を以ての故乎。

○詩小雅小宛篇に題彼脊令、載飛載鳴、集傳に脊令飛則鳴、行則搖、又覗□脊令、則且飛而且鳴矣、とあり。又釋解には郭璞云、雀屬、陸機云、大如鷃雀、長脚長尾尖喙、背上靑灰色、腹下白、頸下黑と。かゝれば卽世に謂ふせきれいの文字の如し。集傳の註せしさまも此鳥の樣子なり。予思ふ前書の註等にても其鳥のさまは知らるれどもこれを脊令と云し故は見へず。入らざることなれど脊は說文背呂也、(呂脊骨也)とあれば、脊の形を云ふ、令は告戒なりと見へ書體に發號施令、又命相布德和令などありて人にものを示すことなれば、此鳥の長尾を搖かし脊を動かして飛且行く體を形容して、因て名を脊令とせしならん。

又和名鈔には崔禹錫食經云鶺鴒、積靈二音、字或作鶺鴒、和名爾波久奈布里、日本紀私記曰止豆木乎之

閉止、里貌似燕而高飛作聲者也。

和訓栞には、にはくなぶり神代紀に鶺鴒と訓ぜり、庭來狎觸の義なるべし。昔淸人鶺鴒賦に下ニ集金門之內一頡ニ頏玉階之前一と見へたり經國集に出せり。これ等を見れば和漢共その鳥を形容せしは同じ。但し日本紀の所レ云は其事に由て名を得しなり。良安が三才圖會には諸本草未レ載ニ脊令一と、脊令既に諸書に見ゆ不審なり。又日本紀を引て伊弉諾伊弉冊二神時、有ニ鶺鴒一飛來搖ニ其首尾一神見レ之而學ニ交道一。これにても彼鳥のさま和漢同じきは知らる、最も久しき鳥なり。又古歌を載す。

逢事を石負鳥の教へずば人を戀路に惑はましやは

川柳は更に一層あがれるか、脊令の後に河童が又教へ

○正大 二小 三大 四小 五大 六小 七大 八小 九小 十大 十一小 十二大、前に今年の大小を記せしが頃日林氏曰、佐野肥後守(御作事奉行)に聞きし所は異同あり、此の方前のより勝れりと。

大小を順にかぞへてくさみする

これは肥州十歳の時の大小にて今に記憶する由、六十一年前なりと云ふ。(肥州七十餘の人なり)今年新に作れるには非ずして、昔の事を覺し者外にもありて此春言出しけることなるべしと。又其席に夏目左近將監居て(是は五十前後の人なり)養父なりし人、前の戲言の年の大小の狂歌を咄せしを記憶せりと云ふ。是も丁ど今年の大小の用にたつなり。

大好は雜煮串餅柏餅盆のぼた餅亥の子寒餅

これは我輩酒嫌い者には殊によく覺へられて用立と咲て、一座興に入りしと。

○大阪落城のとき秀頼薩摩に往きしことは前にも云ひたり。然るに頃聞くに、始肥後の隈本に立退たり、從者五人ありしを三人は彼處にて暇出さる。肥後にて關東を憚り薩摩に送り遣せしとぞ。〔割註〕この次第人名等白石紳書に見ゆと云ふ。予が書は戊寅に燒亡すれば人の云ふまゝを記す。」薩州にても關東を畏れ

て內々其實を申上たれば、已に大阪落城して秀頼生害と披露ある上は、生存すとて死に同じ其儘にて置くべし、然ども他國へは出す可からずとの御沙汰にて九十一二迄存命せしとぞ。その子孫今四世許になりて木下谷山村と云ふに住居して次郞兵衞と云ふ百姓なる由。朝川鼎西遊のとき正しく偵て聞たりとぞ。秀頼の墓と云ふを往て見たるが、同村の普門寺と云ふに在りて無銘の石塔なり。〔割註〕この谷山鹿子島より二三里にありと云。」彼の百姓の家に秀頼の鎗太刀今に殘り、其餘の物は一切無し。其故は秀頼終りし後所持の品悉く賣拂ひ田畠を買取り百姓に成りし由、薩摩よりは前後手當等せられざりしと。是も次郞兵衞が鼎に話せしと云ふ。これ關東を憚るに因てなるべし。是等を以て思へば斯時天下の御勢想るべく、又豐氏全盛の成り果憐むべし。

又先年或傳說を聞きしは、落城の中城中火の手揚りたる由言上有ければ、卽御立あらんと仰出さる。時に山岡道阿彌未だ城中の虛實相分らず候と申上たれば、最早火の手揚れば落城すとの上意にて直に御立ありき。又今年專貞と云へる人の〔割註〕此人能く古今の書に通ず、もとは僧なりし者なり」話には、大阪御立ありて直に其夜は二條の御城に到らせられ、翌日御參內なりしとぞ。又先年聞し話の中、落城の日御陣へ眞田夜討をかけたるに、早や空營にて眞田望を失ひたりとぞ。誠に神智の君にこそ。又史記周世家、紂走入登二于鹿臺上一、蒙二衣其珠玉一、燔二于火一而死、武王遂入至二紂死所一、自射レ之三發、而後下レ車以二輕劍一擊レ之、以二黃鉞一斬二紂頭一、縣二大白之旗一と是等は聖賢の所爲なるが、愚見には神君に比ぶれば幾くか劣れるやうにぞ覺ゆる。

○林子話す、頃日營中にて本多豐州に（田中侯寺社奉行）邂逅せしときの言に、某邸の（數寄屋橋內）稻荷祠を當初午の間に合ふやうにとて正一位を勸請し、口宣到來して社壇へ納めし翌朝、壇上に狐の玉ありしとて持參、其日營中に伺候する面々へ示しけるを見しが、形は是まで見し毛玉に替らず、たゞ珍しきは毛色黑白斑なりき。いかさま其時の偶中せしも頗る奇と謂ふべし。其座に大河內肥後守（御普請奉行）

在し話せしは、高井山城守(大阪町奉行)嘗て御目付を勤めしとき肥州同僚なりしが、その節山州の話に、一日椽先に雀の群集するを何意なく見居たりしに、一雀立ながら片翅を少し開き、嘴にて羽蟲をとるかと見しに小玉ばらりと落たり。因て山州座を起てば雀は驚て皆飛ぶ。その跡に毬玉あり。指の腹ほどにして色は雀の腹毛と同じかりしとぞ。是亦未聞の奇事のみ。

○水邊新莊の御成等にて御延引となりしか、二月七日四つ頃水侯の小梅邸より帯刀の人天龍寺に來て九日御成あるべしと告ぐ。

八日五半過四つ頃より連々諸器持こす。〔割註〕屏風箱釣臺にて火鉢等臺子の類。」昼頃より段々間取にとり掛り屏風にて間分けを爲せり。但長押柱等に釘など打つこと一切なく屏風を引廻したるまでなり。夕刻に至り彼方より申すには、便所少くて困れば本堂の後座鋪の便所、并に右通なる便所と共に借しくれ候へとのこと故、五十人に及ぶ人數、便所不足は餘儀なきことゝて聞じきりして借渡しぬ。七つ頃より詰高の人連々來れり。暮過頃詰め候老臣其餘とも名前尋ねたる所是より書記し遣すべしと答へ暮前に書付渡せり、因ふ星ある人は今日より詰めたり其餘は明曉より詰むべしと。

(家老)岡崎半兵衛　(若年寄代)●中村與一右衛門　(用人)●岡本津大夫　(鷹揚通事)大場大二郎　芦澤忠兵衛　(目付)名越十藏　(奥新番組頭)別所左兵衛　(普請奉行)●丹戸大夫　(醫師)●勝浦道益　(藏奉行)●小泉傳兵衛　(勘定吟味役)●永井彌五左衛門　(小徒人目付)●石川彥右衛門　(徒目付)鈴木吉郎　●橋本半三郎　高橋太郎左衛門　深澤八次郎　(屆役)杉山庄兵衛　(藏方勤)櫻井藤四郎　(賄役)●北村八兵衛　●五十嵐彌四郎　●桐原周藏　白石藤兵衛　(藏手代)●伊藤權右衛門　(奥坊主組頭)鈴木石藏　(表同朋坊主)福地歡齋　(長坊主)●戶村立盛　●飛田鷲翮　(普請方元締手代)●黑山庄右衛門　●小口七左衛門　(鷹方勤)細引郡次　(鷹方同心)齋藤庄之助　(目付方同心)●佐々木庄兵衛　●平山團藏　岡本助八　青山半兵衛　(押)青山半七　●佐谷嘉助　●富田四郎次　小川榮三郎(大工)●庄司傳次右

衞門（同）一人　（三十人組）●壹人　（普請方抱之者）　●貳人　（水主之者）●五人　（先手同心）十二人
（小使）十七人　（中間）十人　（黑鍬）十三人

右之者外小者數不ㇾ知。

夜中門外の左右玄關前の左右葵御紋の鼜挑灯を置き、翌日も晝夜この如し。此方よりも井戸脇に番所を置き輕卒兩人を容れ夜は其挑灯を置く。（三星紋付き）番所に幕打たり、多人數なれど夜中も靜なる體にて、時々喘しの聲聞ゆるのみなりし。夜半頃に食事せしが厨の方は終夜多人數寐ずしてありし
九日曉七つ時前家老參着、其餘の人々も子の時小石川出宅とて參着す。
夜明けぬれば面々廳上下を着しその席々に坐しゐたり。日立ても内外寂かなれば時々庭に下り樹木の間を閒歩する者あり、此方よりも裡路次の内に席を鋪き輕卒を置けり。朝五つ過頃たゞ今小梅邸に御成ありしと注進せり。其後小鴨二つとれたりと告來り、話し居りたる人々喜びけると。其後雁などもとれたると風聞す。九つ時頃御船に還らせ御膳と沙汰せり、八つ半過挾箱あくる體なりしが、此時かの新莊に御成ありし故水府の面々は常服にせしゆゑなり、尤告來れり。其後より火鉢などは速々さげ仕まゐたり。是より寺へ申には、盃にても猪口にても貸くれ候へとのことゆゑ、答には酒器に候はゞ當寺は禁酒の場ゆゑこれ無く候と云へば、さらば何にても宜くとて食器の猪口を貸したり。夫より酒たべたる樣子にて有しが暫時にして終れり。七つ半頃か新莊御立も有りたるが夫過より速々人引取りぬ。此時供揃とて面々僕從を呼ぶ聲もせずいつ還り出たるかと覺へたり。暮頃迄には株立たる人は引畢り、其餘は跡をかたづけ暫時に屛風等殘なく取除け持歸れり。此諸物をしまふとき物音もせず持人も靜なりしを我中の人ども賞しき。屛風箱二つ長棹一つ釣臺に諸物を載せたると、利久火鉢二十ばかり其餘賄方の諸器とを引擔ひかねしとて殘し置き、賄方一人下役二人下夫の者留り宿す。因て此方の宰料一人輕卒三人夜廻として附け置きぬ。水府の人の下供は天祥寺向の町家を借りて宿せしとぞ。

前日より富口に至り魚肉等を料理せしとも覺へず、又煮焼する體もなく腥臭なかりしとぞ。辨當と覺しく薪木かけながしの杉箱を多く仕出す體なりしが、是は寺内にて調ひし者とは聞へず、公邊御供の御鷹匠鳥見抔へ遣はすことかと、坊主體十德着居たるは其中の頭立たる者と見へしが、諸物取かたづけし後は徐絹幕とりて自身掃除する體なり。

八日夕より終夜九日も終日數人聚集り居たるが、座鋪上下汚がせしこともなく、疵損又は踏々敷こともなく、世に謂ふ御三家の威光ぶりもなく不行作もなかりしと。鐘樓の廊下は炭俵を置きたりと見へ、炭のくづ少々見へし。諸器取りかたづけたる跡、筆頭體の者又その上役體の者、挑灯を持ち一々廻り視その上引取りたりし。此以前勘定吟味役一人小目付一人、昨日より彼是の心配の事共其外丁寧に手當候こと為とて懇ろに申遣ふゆゑ、和尚小僧を連れて出て挨答し畢んぬ。

九日晩し贈り精物を追々取來り、十日晝過までに皆散ぜり。

八日晝より夕九日朝晝等の食事寺内一統に出したるに、五度共に飯汁平燒申皿香の物にて五度毎に食味別様にてありしと。〔割註〕但し中は煮染もの香の物も、五度とも別様とぞ。」この食味大込になし省ゆゑ、風味は宜しからざれども心なく調へたる者には非ずと。

この當り所大群の外にも近邊の寺院を借て同様のよし、七八百人の手當とか聞ゆ。

前に云下供を置く寺間の町家にも、屏風をたて火鉢等を設て人を置たるとぞ。

寫して前件の饗應案の端に記せり。

○林子曰九日の御使は其冬より齊莊のことばかり云て、大帰のことは等閑の如く人々思ひ、剩え齊莊の設開しきこととども世説宣傳し、既に兩度まで御差引なりしかば嘖々さまへの有らぬことまで云觸らしけり。然るに九日のことを聞けば、兼て世に云所とは雲泥なることにぞ有ける。太郎には朝より夕七時迄入らせ給ひ、夫より齊莊へ渡御、元より御道り近けと云名儀の如く、一向に御手間もとれず事済て御莱前な

り、庭の池にて網を下し鯉をとりたる事斗の由。蹴鞠御覽の設抔有しも更に用立ざりしとなん。夫に就き可レ笑きは供奉の面々外樣の衆は、世上の浮說を誠として、其朝水邸に渡せらるゝや否、今にも御立かと思ひつゝ物も喰はず、その上新莊にては一統華やかなる馳走あればとて、わざと食せぬ者も有しが、待てども／＼御立なくして時移り、やう／＼にして新莊へ至らせるゝと、饅頭を人々に紙に包て出したるばかりにて、夫をも喰はぬ中に早や御立なりければ、還御の時飢に迫りたる者夥しかりしとぞ。時の權と云者は異な者にて。人々巷說に欺かれてかゝる擧動に及びしは笑べきの甚しきならずや。何はともあれ水莊には緩々在らせられ、新莊は頃刻に御通り、貫け世上の人心案に相違し淸に耳語しては聖德を讃し奉り、彼專權の人さぞ失望ならんなどと扼腕して、影辨慶を云ふも亦咲ふべきの至なり。

○前記せし小梅邊御成の日は　初め向嶋邊にて少々御放鷹ありて夫より水邸御立寄、八つ後同所御立可有條其頃申上べしとの御事ゆゑ、其頃に至り新莊より申上られたるに、八半時過水邸御立寄御步行にて新莊御成御門より入御、其時に主人は門前へ平伏直に御先立入御の上御手づから御拳の鴨二つ拜領。又御立の跡に御袒御殘し是亦拜領仰付らる。御通貫けの中御樣子に依り兼て出來の鞠場にて蹴鞠御覽も可レ有は一座あるべしと、主人と林肥州（御用御取次肥後守）と用意有レ之所〔割註〕兩人とも鞠甚だ自負なりとぞ。」其事なくして七つ半前出御とぞ。入御の後は御成門しめきり、本門は御目付方固め莊外は御徒士衆固めたりとぞ。

一右の云々は彼家の老職に內緣の者ありて、是が直話の由傳聞する所なり。

○古き事の憶ひ出すまゝを冊中に書きおく。我若年にて祖君誠嶽公の嗣子となりぬれば其冬叙爵すべきになりけるとき、祖母夫人（久昌院殿）或日淸〻近づけ宣給ふは。我身に患あり汝この冬叙爵せば舊に依て壹州に任ずべし、然るに伯父本覺君壹岐殿として二十六にて卒し給ひ、父公政功君も尋て任じて三十七歲にて卒し給ぬ、女を合せて三人なり。因て他に任ずべけれども家先の例に違ふべからず、唯だ是のみ所

愛ぞと樂々と宣給ひける。淸このときは未だ若年にして深慮もなく、祖母の御患を休めんと思ふ斗にて申には、人は生き死にこそ計難く候へども壹岐守と申候へ、いかでか忌むことの候べきと慰め申ければ祖母君御涙を浮め善ぞ申し給りぬ、我念ひ晴たりこれぞ生涯の大慶とぞ仰せられしが、顧みれば夫より幾く春秋を歷て今已に耳順に踰えたり、思へばかく世に長らへたるは誠に祖母夫人への孝にて、嚮の言も忌諱にあらず、猶更夫人の御志の忝きなぞと念ひ增しける。

歸敬錄と云る增上寺の藏書に、大樹寺の登譽上人神君に申上し言葉に、御祖父淸康公は二十五歲にて卒し御父廣忠公も二十四歲にて逝去なり。去れば君は短命の統類なれば明後日討死と決定し、最前申す如く急度意地を御窮め阿彌陀如來の御本願に任せ、稱名念佛の利劍を以て惡人を退治せんと思召云々と見ゆ。

淸按ずるに、廣忠公卒去の御時は神祖八歲にて坐し、この登譽上人がかく申せしことは永祿三年なれば御年十九にぞ成らせ給ひき。然るに御終年を考へ奉れば、父祖公に踰え給ひて古稀の御齡に餘り給ひけり。されば尊卑こそあれ兒等も同じき御事にぞ。林焦亭曰、此前條を讀過して懷舊に堪へず數點の泪をそへ侍りぬ。

○近邑川越其名の起る所を知らず。因て彼地の人に問へば、上方より奥羽へ下る者中山道を經て、熊谷驛より右に入り松山を過ぎ入間川を渡る也。その川向の地なればかく云とぞ。今川越の城邑は川を距ること一里半也。

○國語に惠王三年子穨飲二大夫酒一、子國爲レ客、樂及二徧儛一〔割註〕徧儛六代之樂也、謂黃帝曰二雲門一、堯曰二咸池一、舜曰二大韶一、禹曰二大夏一、殷曰二大濩一、周曰二大武一〕 この六代の樂と云ふはさぞ太古の風にて雅音なるべし。吾國今傳ふる樂は隋唐の風なれど歌は既に絕たり。又今東都に行はるゝ閭巷小曲の中には聞くに堪えざる淫風あり。その一を擧るに、

會たさ見たさに親の目顔を忍び忍んで、闇ぢや／＼と期うちに、御月様ちよいと出て南無三寶、諸麥屋さん何時じや四ツじや

是等は陋巷の少女を姦惡に導くの歌なり。有司その人あるときは嚴禁すべき也。

○或人の話に、錢湯ゝ聲と云ふ何人の口占にや。雀は藪に入てたけと呼び、鷺は谷を出でうめよと云ふ、あつしとて灼るにも非らず、ぬるしとて凍るにも非らず、とかくむつかしきは湯の中に、あかの他人を入込にして。

○過し何れの年か、檉宇（名煌林子の子）いまだ少年のとき其父申さるゝには、兒は少年長すれば元服のこと行ふべし。因て加冠を請ふとなり。予その頃は巳に退隱して江東に在るの後なれば、これを辭したるに、父云には君在職の中公務に勞あり家政も亦倦むことなし、今終を全して退老せらるゝ發で度きことゝ云べし、況や葭莩の親にもあれば旁々賴むと。予その請に從ふ。是より年々春初には檉宇必ず予が廬棲を訪はる。今茲ふと其時の儀略を篋底に檢出して左に載す。

冠儀略

（前日）

告祠堂（香卓を設け各位の龕を開き奉告す）

戒賓（かねて約し置たる賓のもとへ使者を遣て、明日冠禮によつて枉過あるべきことを請ふ）（使者上下染帷子着）

陳設　長熨斗三方　烏帽子三方　櫛一　剃刀一　三方　字の折紙三方（大高檀紙一ツ折にして某甫と書三つ疊み上は包奉書紙折掛にして紅水引にて結び字を題す）洗手具（湯桶手盥手拭添賓手水の爲なり）

（當日）

陳冠服

侍烏帽子　素袍　中啓　長上下　留袖（熨斗目染帷子）半上下　振袖（熨斗目染帷子）

賓至　主人迎へて入り共に着座、執事者熨斗三方を出す。）

始加

冠者出座（半上下振袖着主人伴ひ出て賓挨拶あり。）贊者髪を櫛し角を入る（是は其仕方を眞似ばかりにして、更衣の時便房にて眞に行ふなり。）　賓手を洗ふ（執事者その具を進むとき賓座を起て洗手する也。）　執事者冠を進む（冠者の側に置く）　賓冠者の前に至り加冠（これも眞似ばかりして畢て三方に置く、執事者持て退く。）　賓冠者へ挨拶（着替の挨拶ある也。）　冠者入て更衣して出座（長上下留袖着．このとき眞に角を入れ出る也〇冠者入らんとして起つときは賓へ會釋あるべし、下同。）

再加

執事者冠を進む（同上）　賓冠者の前に至り加冠（同上）　賓冠者へ挨拶（同上）　冠者入て更衣して出座（素袍着）

三加

執事者冠を進む（同上）賓冠者の前に至り加冠（このときは眞は烏帽子を着するなり、贊者傍より受とりて紐を結ぶべし。）　賓冠者へ挨拶（このときは目出度よしの挨拶なり。）　冠者起て入る

醮

冠者出座　喫物（餚（賓主人冠者と順に出すなり。）　土器三方（土器三）　捨土器　長柄銚子　取肴三方（結熨斗卷鰑）

酒禮

賓より冠者へさす（取肴）　冠者より賓へ盃（同上）　賓より主人へさす（同上）　主人より賓へ返盃

(同上) 主人より冠者へさす(同上) 冠者より主人へ返盃(同上)
(〇かくあるべけれども其煩を厭ふときは賓と冠者の酒禮すみ、主人より賓へ挨拶して別土器にて主人飲み執事者取肴して獻づけ直に納むとも可なるべし。)

命字　執事者字の折紙三方を進む(賓の側におく) 賓座を進て冠者へ渡す冠者謝して入る

禮賓　主人冠者案内して賓を別席へ延く(執事者熨斗三方を出す)。酒饌を饗す(一汁五菜燒物は冠者自ら引くべし、吸物酒肴二種おはりて菓子茶出。)

幣を以て拜謝す(冠者大刀馬代折紙持出て謝する也。)

附札(幣を以て拜謝の箇條、常日模樣にて命字の箇條すみ直に居間にて拜謝するなり。)

見祝堂　主人冠者を伴ひて拜告するなり。

見尊長及卑幼(父母兄弟姉妹列坐して互に賀し、長熨斗吸物酒取肴出。畢て冠者表へ出坐臣の賀謁を受くべし。)

〇詩小雅巷伯の章に驕人好好、勞人草草、蒼天蒼天、視二彼驕人一、矜二此勞人一、彼譖レ人者、誰適與謀、取二彼譖人一、投二畀豺虎一、豺虎不レ食投二畀有北一、有北不レ受、投二畀有昊一、楊園之道、猗二于畝丘一、寺人孟子、作二爲此詩一、凡百君子、敬而聽レ之、
予若年の頃相良執政と云ふ人權一朝を傾けしが、その頃麾下及都人の評判如斯なりしを、今憶出せし儘に茲に擧ぐ。

〇第六十卷に記する常州の海外横磯と云處に來る異國船、大體三四月頃より八月の中下旬を限り還り去ることとなりしが、近年海路の案内を心得しや、去年は冬に至てもかの横磯に二艘ほど滯留したり。思ふに越年せしならんと。又東海は冬になれば地方の磯邊は浪穩にして夏秋の模樣とは殊に違へり。是等をも異船はとくに心得たりと覺しく、皮船(小船なり我國てんまの類)二三艘にて月明になれば夜毎に礒

近く漕ぎ寄せ海岸を乘り廻りたる。これ全く海邊の淺深を測り地勢を見たゞすにもや有らん不レ安こと
なり。又已に銚子浦の近邊人家隔りたる處には、皮船を寄せ上陸して畑にある大根を取りさりしとぞ。
これ去冬十二月初旬のことゝよ。以上の話は水府の立原甚太郎が朝川鼎に云でたるを傳聞す

○禮の月令、仲夏之月鵙始鳴、反舌無レ聲とあるは朝鼎曰、鵙夏小正作レ鴂、鴂子規也、子規一名鶗鴂、離騷與鶗鴂之先鳴也、百草爲レ之不レ芳、是也、顏師古漢書註、以レ鵙爲二子規一、可レ從と吾國鵙の字をもずとす、漢人も一定ならず。鴂に古穴切音玦、正韻或作レ鴂、鴂古闃切昊、與レ鵙同と然れば通用の字也　廣韻に鶗鴂子規也。〔割註〕本草啓蒙ほとゝぎすの一名、楚辭を引て鶗鴂とす恐くは字の誤り　爾雅釋鳥、鵙伯勞也と見へて本草釋名鵙　（豳詩音臭）云（孟子音決）云云と記し一定ならず、終に與二禮記五月鵙鳴、豳風七月鳴鵙之義一不レ合、八說不レ同如レ此と。又啓蒙に云ふ百舌鳥名詳ならず從來もずと訓じ又いふかゞみと訓ず、二鳥倶に諸鳥の聲をなす故なり。然ども穩ならずと。

本草に百舌、釋名反舌又鶷鶡。時珍曰、按易通云、能反二復如百鳥之音一、故名二鶷鶡一、亦象レ聲、是狀に據れば反舌はもずなるべし字典に鶷鶡似二伯勞一而小、又鶷鶡即反舌鳥也と見ゆ。かたかたもずと覺ゆ。愚按には仲夏之月と云ひしは夏の時を以て謂ひたる故、大抵今五月の節は四月の末に在りて丁ど子規の鳴き始むる頃なり、もずも此頃は冬の如く喧囀せず聲無くして居れり。又七月鳴鵙と云ふは鵙は即子規にて周の七月は夏の五月なれば是も丁ど子規の鳴く頃なり。何か諸家の注和漢とも入組て見ゆ。

又爾雅の釋鳥に鵙は伯勞也云、註に似二鶷鶡一而大〔割註〕すれば鶷鶡は小さく伯勞は大きしと見ゆ。」左傳曰伯趙氏、疏に樊光云、春秋傳曰、少皞氏以レ鳥名レ官、伯趙氏司レ至、伯趙鵙也、以二夏至一來、冬至去〔割註〕これらは子規らしき言なり。」陳思王惡鳥論曰、伯勞以二五月一鳴、應二陰氣之動一、陽爲レ仁養、陰爲レ殺二蟷賊一、伯勞蓋賊害之鳥也、其聲鶪鶪、故以二其音一名云〔割註〕應陰以下の數言は全くもずなり。」月令、仲夏之月鵙始鳴、是也〔割註〕又こゝは子規なり。何分にも混亂して合ひがたし。

○若松の謡ひに、秦の始皇の御狩の時天俄にかき曇り大雨頻に降しかば、帝雨を凌がんと小松の蔭に寄り給ふ。此松俄に大木となり枝を垂れ葉を並べ、木間透間を塞ぎて其雨を漏らさゞりしかば、帝大夫と云ふ爵を贈り賜ひしより、松を大夫と申すなりとあり。史記の始皇本紀には乃遂上二泰山一、立レ石封祠祀、下風雨暴至、休二於樹下一、因封二其樹一爲二五大夫一と。是を見れば泰山の下向に俄降に逢ひたるが、樹蔭にてこれを凌ぎたるにて松樹とはなし。鼇頭に光緒曰、按秦始皇封レ松爲二五大夫一、李嶠之詠レ松云、半依二巖岫一倚二雲端一、獨立亭亭耐二歲寒一、一時顛爲二清節累一、秦時曾作大夫官、夫松木無知之物、一爲二嬴秦希寵一所レ染、猶不レ免二萬世之包彈一、矧士大夫其於二進退辭受之間一可レ苟哉と。この松樹とせんこと漢人も何に由りて云出せしにや。

○或日史記秦始皇紀を讀しに、天下大酺と見えて註に天下歡樂大飲酒也とあり。夫より字典を見しに前漢文帝紀酺五日註に、漢律三人以上無レ故群飲酒、罰金四兩、今詔、横賜得レ令二會聚飲酒一五日也、師古曰、酺之爲レ言布也、王德布二於天下一、而合二聚飲食一爲レ酺、唐無二酺禁一、亦賜レ五者、聚二作伎樂一、高年賜二酒麪一之等を見れば古代は天下と云ふも廣からぬことと覺ゆ。今にても大酺は有るか史學不案内故知らず。漢律の三人以上無レ故群飲の罰あるは、今を以て見れば吏局敷金を積むべし、唐無二酺禁一も漫なることか、聚作伎樂と云へば定めし藝妓などなるべければ大造の大騷ぎなるべし。高年賜二酒麪一なら上戸は酒、下戸には蕎麥を下さるゝ類にて、是も大ごとなるべし。吾朝も上古は同じことと聞ゆ。類聚國史に清寧四年閏五月大酺五日、又安閑二年正月詔曰云々可二大酺五日一、爲二天下之歡一、又天武十一年十月大酺、朱鳥元年正月朝廷大酺、聖武神龜六年正月、勅給二京及畿内官人已下酺一一日、又光仁天皇生日、寶龜六年九月、勅二内外百官一賜二酺宴一一日、又十月大酺二群臣一と見ゆ。此後の事は國史をも見ず何れに今はなきこと也。清寧の四年は漢蕭齊の武帝永明元年、又北魏孝文帝太和七年なり。されば秦漢よりは遙に後なれど又隋よりは餘ほど以前なり。吾朝すべて唐の事を學ぶと言へども是等は人情の自然に從ふか、抑後人の史の文を華にするか。

甲子夜話 卷六十一

○大坂落城のとき城内の女於菊が言ひしことを記せしを、於菊物語とて有と聞しが、近頃得てこれを見るに即ち左に錄す。この物語成程その頃の事實と覺し、書末に何人か詞辯を加へたり。これ却て此物語の贅疣なり。

おきく物語

田中意徳（池田家臣なり）祖母は大坂にて淀殿に仕へし人にて名をお菊とぞ云けるが、落城の日（元和元年五月七日）迄局に居申候。なかなかいまだ落城などには思ひもよらず。その時そば粉の有けるを取出て其下女に申付、是をそば燒にして來れと申けるゆゑ、其者は御臺所へ參る跡にて玉造口の方に燒申候と申候。其外所々にやけ申候と申し外さわぎ立ち候故、千疊敷の御椽側へ出申候へば、能く何方も見え候ゆゑ出見候得ば、なる程所々燒立ち候故、局へ參り帷子三つ取出し三つ重て下帶も三つして、秀頼公より拜領の鏡を懷中して天守へ出申候へば、武田榮翁黒き具足を着て居申候。其外に見知らざる士も二人居申候。女中に顏知らざる士、御臺所にて前日の燒を見て給はれ、上帶をもしめて給り候へと申襲をも聞ながら、其女中はいかゞしめされ候や、かまひ不レ申遠き出申候、女中方いでられ不レ申候やふに禁斜申候得ども、夫におかまひ不レ申出申候。其途に金の瓢簞の御馬印いかゞして落し置けん、こはれあるを、手長の若〔割注〕今の中間なといふやうなるもの。」おあちやと申と今一人して見て、拾置ては御恥辱を顯すなりとて取て打さきて捨ける。夫をも捨てやう〳〵城外へ出申候處に、竹束有レ之候へども武者も居不レ申。又城内燒亡等にも見へがゝりには手負等も見え不レ申候。然る時竹束の蔭より單物一つ着たるものゝさび刀を拔持て來り金にてもあらば出せよと云ふにより、懷中に竹流二本持てありしを出し遣す。〔割注〕一本

七兩二分に當ると云ふ。」　偖夫に申すは藤堂どの御陣は何方ぞと問へば松原口と答ける故、其所へ連行候はゞ夫々金とらせる間連行くれとたのむ。いざ此方へと同道いたし參るうちに、要光院殿〔割註〕京極若狹守殿の母儀淀殿の御兄弟なり。」　士に追れたまひ後より御足をおさへて御のき候。其外女中士も付居申候を見付、則そこへかけより夫より御供申し、森口の或る在家へ御立寄候處、薦むしろを敷疊二ぢやう古きを取出て、要光院殿をば其上に置申候。何れも其むしろに居申候。其時何方より來しやらむ、行器にこは飯もり候を皆々紙にのせたべ申候。〔割註〕是は若狹守殿より來りしなるべし。要光院殿城中に御座候て御和睦の御使に御出候て、御逗留にて御座候、其內に落城故なり。」　其御供の女中の中に秀賴公御召使の女中〔山城宮內の娘〕是は唯帷子一ッに下帶も一つして居られ候故、夫にては難儀なるべしとて我帷子一つをぬぎ下帶も一つときて其女中にまいらせける。偖要光院殿には家康公へ御召につき御出候御迎ひに御乘物など參る、其時女中へ被仰候は、若將軍樣仰ありて、何れも女の事なれども城中に居申したる者、いかやうに仰付らるべきも知れず候へば隨分宜可ㇾ申候へども、兎角御下知はそむかれず覺悟したまへと、要光院殿仰せられければ其時皆泣悲しむ事おびたゞし、追付御歸なされ候て御こしより御出もなきうちに事濟候て、何れも皆望次第何方へも送り遣すべきよし上意とあれば皆悅事かぎりなし。其時菊は松丸殿へ參候半と存じ京都へとぞ參りける。さて其宮內娘も何方へ行べき所も無二覺束一候間一緒に京へ參候て、大坂にて知たる町人へたよりて參る所御城にては輕く存候、町人にて候へども殊の外大きなる町人にて候、然れども大坂の落人故一夜も得留不ㇾ申兩人は晒布一疋づゝ引出ものにぞしける。さて兩人織田左門殿の屋敷へ參り候へば中々門內へも入不ㇾ申候。宮內娘は左門殿姪ゆゑ菊申候には、是れは御姪子にて候が夫にても御入れなきやと申すに付早々內へ入られ申候。殊の外饗應にて左門殿娘を一人ひろひたりとて殊の外禮にてありし。さて四五日左門殿に逗留の內あやしげなる二階へあがり二人かくれ居申候。そこにて其儘食など給べ申候。さていとま申て松丸殿へ參候半と申す時、左

門殿殊の外禮にて帷子に銀子五枚給はりける。扨松の丸殿(秀吉の妾)へ御奉公致し居申候て、後に意徳祖父方へ縁付申候、後備前へ参りて居り被レ申候。右そば焼いたしに遣はし候女いかになりけるやらん知不レ申候。人の話に秀頼公淀殿其外大蔵卿おもだちし局中はみな山里へまいられ候て、御本丸には無二御座一候。其節ははや落城一二三日前より然る故、御生死のほどいかゞと申出。

一其落城の前かど鉄炮いづ方やらから参り女中うちぬかれ、其あとの玉御臺子の脇に留りける。玉の通りけん跡のへり切れ候由、其玉三十目ばかりと申候。手の中へ入て見申候になるほど其程の玉と存ぜられ候。夫より其玉の来る方に幕をはられ申候。

一軍評定毎度御内所にてありしゆゑ、聞ける事も有りしとなり。

一毎日々々やはり餅つかれけるとなり。又餅を皆々長局のつぼねごとへ配られける。其仕形其餅を朝はやく其局ごとの前へ一つづゝ置て通る。後々はめづらしからぬものゆゑ、そのまゝ明日まで置くもあり、然る時はその餅を脇にたてかけおいて、又今日の餅を置けるとぞ。

一天樹院御びんそぎをも見けるが、碁盤の上に御たち被レ成候を、秀頼公たかうなかたにて御髪を少し御きりそめなされけるとなり。

一御膳をばおすゑより出す御手長のもの受取、其時御すゑのものども御毒味をいたし、又御側衆へわたす。時々御手長の者毒味をして出しけるなり。

一其落城前京都より月心和尚といふ東福寺の出家兼て参り居申され候。その人に菊申候は、我々はやがて御いとま頂ひ申候て京都へ上り可レ申候間、それまで是を御預り下さるべく候、若其内落城も候はゞなき跡をもとむらひ可レ被レ下候へとて、帷子一つに着物又は器ども少く取入て月心にたのみ遣しけるとなり。

其道具今も少々田中氏に殘りあり。

一此菊淀殿に御奉公申事は菊親を山口茂左衛門と云ひ、其親を山口茂介と云て淺井長政に仕ふ。此淀殿は

長政の娘故幼少より御奉公申候。茂左衛門後に藤堂和泉守高虎へ浪人客分にて三百石被下居申候。然る時大坂御陣の注進を聞て大坂城中へ来り御奉公を願候處、則御具足を被下此時討死しける也。其節付不知也。御具足拝領の時指物竿に金薇の鞘を頂いだしもらふ。即白赤の指をぬひ合てさし物にして遣しける。其時茂左衛門倅で娘にも大きにかゝりけると申。夫も大かた暇ごひにてありしと也。此茂左衛門藤堂家へ出ける子細は、前與左衛門と云て浅井家の足軽にて在し。其小頭は茂助にて有しが殊の外其剛高底にありて、聞に此頭のものいかにも食べざる事ありしに、茂助妻殊の外不便がりて菓子けなど度々ふるまひ、夫故與左衛門茂助夫婦の恩を忘れぬと云し虎候申續よし。此由の故茂左衛門をも呼出し、しかも客分にして何も家中にて唆もしらぬにしたりけるとなり。此茂助も後には千二百石浅井家にて取けるとなり。此茂左衛門倅豹が弟を茂左衛門と云。安藝國にあり、後に醫者になりて意朴と云ける、今に其末あるや知らず。尚落城の時二十歳を備前にて死ける時八十三歳なり。かやうの話しを聞たるとて後意徳物語りしなり。此意徳といふは菊に孫なりと記す。これら騎者の事なるべし。是によつて考るに、浪華城の廣大なる鐘音の微々たるに比すれば、人智をもて量りがたき事なりと云て傳ふれど、かれをもて今に比しなば又亀りがたきことなるべし。抑かの菊などは浅井家よりこのかたつきそひまひらせたるに、軍の評定なども聞く、又樹院殿の御びんそぎをも見たりしほどならんには、いと遠く名遺はれん格式もありしなるべし、さるを長局より一婢に命じそばへ在る時きに御本所へやりしにても其手輕く見なるべし。又用心に預たりしは要用の調度衣服なるべきに、僅に其箱ひとつといへるは外へ持出さん事たやすからぬ時なるべけれど、今には似氣なきやうに思れ千金鎰の御椽側へ出れば、何處も能く見ゆるよし知りて出たるもあさまかな事なるべし。こゝには城内を逃出るとて道さへ案内しりけんいぶかしき事なり。殊に東部御城内出火の時大奥の女中途方にくれて出る處を知らず狼狽したりしを、松平伊豆守殿御さし圖にて、御臺所口まで一通り畳を裏かへして道の目標とせられしによりてやうやう難をまぬがれたり。今は御用きゝの畳

望とて此役業るなどゝいふなり。もとより大坂一城となりては、太閤の御代とはよろづ手ぜまくなりたるべければ、御勝など献るさまも軽々しく畢ぬ。されどこれらは太平日いまだひさしからざる故とも云べし。それよりもいぶかしきは秀頼公の御馬印、冬夏両陣共に津川左近親行が司る所なり。この際に婦女の手をかりて纔に其場をかくせしにや。かゝるさまにてとかくに御和睦の事のかぎりし。時運とはいながらうたてかりし事なり。此時御旗奉行郡主馬良列は預る所の黄纏をおへし奉りて自害し、左近も御馬印を返上して腹切りしよし聞書に載たり。何れか正しきや知らず、我はたゞに剃女が話の實ならんことをはづるなり。

○或人曰、本多忠勝の法號を西岸寺と云。靈廟を燈明寺と云ふに祭り映世大明神と稱す（燈明寺今にあり第二十卷に見ゆ）今同寺住より正五九月には必ず代參ありと。又忠勝甲冑の像を以て祭ると云。因て從兄本多三彌に（越中守今退隱す）此事を聞たれば、燈明寺には像あらず神號を書して祭ると聞く。若參拜せられば家老丹羽中書家に云遣すべし三彌家には未だ參詣せず、その故とぞ。

○因に云、鳥居元忠も神に祭りて壬生の城内に（今鳥居侯の城地）宮居あり。年々八月朔日（慶長庚子元忠伏見討死の日なり）に祭式あり、吉田家より靈神の号を得て神號を林述斎に書せければ、精忠と名づけたりしとぞ、今その地にて精忠靈神と專唱すとぞ。

○時疫に罹にかゝる妙薬として松平奥守の語れるを此川侍語す。其法櫻皮、茄子のへた両種を黒燒にして等分に入白湯にて飲むに功驗ありと聞く。未試となり。

○湯火傷には地白貝からにはるを用ゐ入れ火打石にて屢々貝を摩れば米泔汁の如き白水となる、これを傷所にぬれば即時に癒ゆ。

右は大學の侍女この患ありしときに施して功驗ありしと東語りき。予が醫師謙齋もこの法を知りて頗る効し有しと云。

○行辨が（修驗行智が父）行脚のとき親く見しとて語るは、越後國蒲原郡でよと云ふ處に十二間四面の廣堂あり。その中物なくして中央に大像あり。（長け人の立るが如し）三途河の婆子にして獨坐なり。又此堂のあるあたり古木陰鬱幽邃云ばかりなし。又かの像甚靈應あり時として彼の怒に逢たる者か、一夜の中に人の衣服を剝ぎて堂邊の樹杪に懸あること往々ありとぞ。又彼國でよの地は溫泉の出る所とぞ。然ればでよは出湯の訛ならん。

○乩、正韻堅奚切音雞、說文卜以問レ疑也と、王子禎が古夫亭雜錄に宋景文云、唐蘇廷碩朝覲壇頌、有二乩虞氏字一、翰林侍讐官、輒點二乩字側一云、疑不レ知二乩卽稽字一、愚按今召レ仙決二休咎一曰レ乩、俗諱却近レ古と、然れば此邦の俗間なる口寄せ巫と云ふの類なるべし。唐山には乩仙と云もの專ら有てそれに種々の事ども諸書に見ゆ。

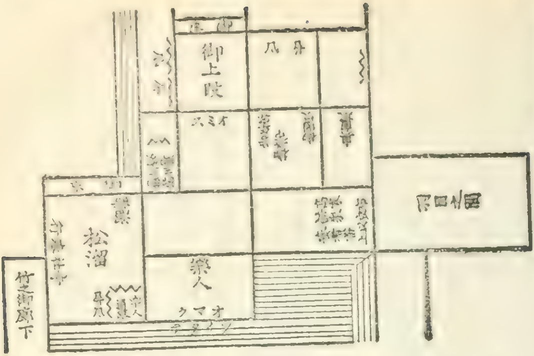
又先頃鈔せし中に箕仙のことあり今本書を忘る。曰箕山之卜、不レ知レ起二於何時一、自二唐宋一以來、卽有二紫姑之說一矣、今以レ箕召レ仙者、里巫俗師卽士人亦能レ之、大率其初皆出レ於二游戲幻惑一以欺二俗人一、而行レ之既久、似三亦有レ物憑二焉、蓋游鬼因而附レ之、吉凶禍福間有二奇中一、卽作者亦不レ知三其所二以然一也、余友人鄭翰卿最工二此戲一、萬曆庚寅辛卯間、吾郡瘟疫大作、家々奉二祀五聖一甚嚴、鄭知二其妄一也、乃詐二箕降言一、陳眞吾奉二上帝勅命一、專管二瘟部諸神令一、卽立二廟於五聖之側一、不時有二文書一、下二城隍及五聖一、愚民翕然崇奉、請卜無二虛日一、適閩獄失レ囚、召レ箕、書曰、天網固難レ漏、人寰安可レ逃、石牛逢二鐵馬一、此地可レ尋レ牢、無レ何果於二石牛驛鐵馬鋪中一得レ之、名遂大譟、遠近祈禳雲集、時有二同レ事數人一、皆余友也、余笑問レ之、諸君亦自詫、不レ知二其何以中一也、洎二數年一諸君倦二於應酬一、術漸不レ靈矣、然里中兒至レ今不レ知二其僞一也、和漢の俗同じことにぞ。

又黃蘗山隱元年（明永曆四年清順治七年）吾慶安三年庚寅師五十九歲春付二木菴瑫一、示二陳道人一法語、復二張起南居士問一レ道書、有二附レ乩仙人一、入レ山謝レ雨、師云、聞仙翁會レ作レ詩、是否、仙云、佛何用詩、師云、天上無二空腹神仙一、今日試與二聯句一首一、亦是勝事、仙云、請和尚起句、師云、仙翁冒レ雨入二山家一、仙停レ乩罔レ措、師

囃子一唱云、云々

○此三月十四日殿中御沙汰書を見しに曰、

今巳下刻御黒書院へ出御、於ニ同所落椽ニ奏樂被ニ仰付ニ、紀伊殿水戸殿御聽聞、溜詰且詰合之高家、詰衆、御奏者番、布衣以上之面々、聽聞被ニ仰付ニ云、



官家には珍しきことなれば林氏へ問訊しけるに、是れは去年四辻家より願の趣ありて聞し召し屆けさせられ、年一度仰付らるべき永例に御定めありしとなり。當家の御政は諸道共一つとして捨させ給はぬ御事なるに、未だ此事のみ常に營中に無かりしを向後の恒例とせらるゝ由。尤詰合の面々のみ出席することなりしが、紀水の兩藩此道を好み給ふまゝ、各願はれて出らるゝことになり、溜詰もそれに就て同く願ひしとなり。紅葉山の樂人七人に泰同の堂上方に陪し來る、京樂人林日向を加へ都合八人なり、御黒書院の落椽に新に張出を構へ、五彩の幔幕を垂れ三鼓を陳列し珍らしき御座舖拵なりしとぞ。其の日の樂

壹越調　嘉祥樂　春鶯囀入破　武德樂　調子　加殿　蘭陵王

又或人に伶工の名を聞く、笙林日向守廣好、音頭多縫殿助忠彬、箏泉東儀將曹元鳳、同越中守季熈、笛(音頭)山井左衛門尉景貞、同左京亮昌信、羯鼓東儀隼人佑季齋、太鼓山井内藏助景富、樂人各狩衣下單紅。

○昔唐山に精衛と云ふ鳥ありて其母難に遭て海に沈みしを怨み、世に海あればこそ母は失ひたれ海なくばかくはあらじと、已も尋で海

に沒しその魂又鳥となり、常に群をなし海上に飛行し沙土を含んで海を湮むと。今その詩を引んと欲すれども忘れたり、是予が常に賞する所なり、總て人は君に仕へ國に報ぜんと爲す志ありても、その事成らざるを知て廢するは彼精衞にも劣るべし。その事成らざるを知れども身を終るまでこれを遂げんとするぞ、志を立つると云ふべき、精衞は沙土を以て大海を湮んことを謀るは、迚も遂げざるは知れたることなれども、母の海に死するを怨むの志は億萬年も止ざる所、予が最も慕ふ所なり。山海經に發鳩之山有レ鳥焉、文首白喙赤足、名曰二精衞一、常銜二西山之木石一以湮二東海一〔割注〕李白が詩にも區々精衞鳥、銜レ木容哀吟とは微意を含む。」

○頃日故紙中を捜て小記を得たり標して曰二彗星考一と。閲るに文化八年〔自レ今十五年前〕帝都天官の所勘文なり、東武には珍しければ爰に擧ぐ。

彗星考　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　土御門陰陽權助

從二七月下旬一、晨昏彗星出二現於翼宿之度一、去二北斗一一丈餘、在二太微垣之屬星常陳星、紫微垣之尚星相距旁之間一、光芒東指、其長七尺餘、戌刻後沒二乾隅一、寅刻後出二艮隅一、是近二北極一、不入レ地之淺、而間大之遠也、初二今月一、夜々陰晴不レ定、委難二測得一、二日之夜、所レ見稍東進、五日之夜、去三翼宿一移二軫宿一、初在二北斗第三星之下一、戌刻已沒、今移二第四星之下一、戌刻猶未レ沒、大是東進、昏遲沒、晨亦遲出而已、更無レ犯二太微紫微之南垣一、天文大成曰、紫微垣者、天子之大内、太微垣者天子之正朝、云々、今雖レ近二南垣一、無三犯入者一、強無二其恐一歟、天經或問云、彗之不レ散者、隨レ天轉、又云、晨見二東方一、芒則西指、夕見二西方一、芒則東指、彗星者火氣熾之也、上升結體、云々、因レ之則今年氣候不順、故上陽之氣、凝結而成レ彗者也、但史籍載二其占一者、或爲二兵革喪亡水火地震洪水等之徵一、然彗星出現之事、和漢無度、而其應徵有無者、蓋因二治亂之時世一、無二定例一者也、又從二去六月一奎宿之上出現之星者、是又氣候不順之所レ爲、殊微星而不レ足二災異一、孛彗星之所レ出、其宿爲之分野者、當二東南之國一、其所レ爲有二水火地動之類一歟、雖レ有二其現一、元來治世君德霜二四方一、何有二變異之事一乎、其

文化四年秋、彗星出現之節、無二指儀一無レ程消散畢、然者於二今度一亦漸芒氣減少、尤可レ無二異消散一歟、仍達所レ御申一也。

文化辛未年八月十日　　　　　　　　　　晴　親

土御門家は安部姓、この晴親は世に名高き晴明の後なり。晴明寛弘二年の卒より文化八年までを數ふるに八百八年を經たり。晴親は晴明の幾世の孫なるや。御譜補記は寶曆に止るゆゑ猶京人に問ふべし。

○林史曰、古記に寛文五年十月廿日付兼松下總守七十七、先手頭小野田右衞門七十六、各精勤すとて下總守は金十枚、田右衞門は金五枚、いづれも紅裏小袖三、羽折一づゝ添て下さるよし見へたり。此頃は御役人に古稀の者少かりしと見ゆ。因てかゝる特恩もありしならん。今は古稀以上の有司夥きとなり、是等は太平の人瑞とも云べし。外の賜は無くとも紅裏は許されたき者なり、既に諸藩の役人には高年のもの少なし。然るに直參衆に高齡多くあれば殊に目出度ことならずや、營中に紅裏の人多くあらば如何許りか見事なるべきや。

○ある宴席にて聞く。美作を領せる一諸侯觀世が弟子にて其宅に往き屢々能を觀る。予も彼宅にて値ふこともありしが、この人、他侯の宴席にて今春喜多の輩雜伎をなすときは必ず座を避て居らず、觀世の所作の時のみ觀るとぞ。嗚呼人の愚にして癖なること如此の甚きに至る者もあり可レ嘆。

○反古紙の中より小冊を得、何よりありしか今は忘れたり。綴に未七月と記す、顧ふに文化八年辛未か寛政十一年己未よりは後ならん。〔例註〕箱館出張長崎會所役人より差越候七月廿六日出之書狀寫、但昆布船九月五日長崎迄着到來。

此度奧蝦夷地クナシリヘヲロシヤ船渡來致二亂妨一候處、南部家此節は十分に手當致二行屆一候樣子にて、既に土地の八人召捕二日當所ヘ送來、揚り屋入被二仰付一候。何も道中腰繩にて南部家より三十人程の警固にて當所着之節は、揚り屋番所武器飾付は不レ及レ申、番所脇ヘ三十間程幕打廻し、弓鐵砲の頭と相見へ物

頭位の侍五人、何れも猩々緋、白魚羅紗抔之陣羽織其の外一體美々敷粧ひなり。次に弓組五人鐵炮組拾人筒五人五匁筒三十人、何れも切火繩にて夫は〳〵嚴重成備立、オロシヤも恐怖の體に相見ハ申候。同四日御役所へ被ニ召出一御調に相成候處、何を中も蝦夷人の通辯にて少し入組み候儀は中々通じ兼、御役所にても餘程御困りの御樣子多く、御目付樣御下向御調に可ニ相成一、通辯は馬場〔割註〕（補）阿蘭陀通詞馬場佐十郎）又は彼幸太夫にても可ニ被ニ指導一哉。右一件御役方にても至て內密に致有レ之候得共、極內々相願實記借請叢增書綴別紙入ニ御覽一候。交易願と申說も御座候得共賊船之類には無レ之哉。扨又八人のもし共召捕に相成本船は直に歸帆致候得共、右之通乘組之內召捕られ其儘拾置候義にては有レ之間鋪、一旦は歸帆致候ても又々不レ遠內渡來之程も無ニ覺束一、右に付てはクナシリ御見廻として先達當所より御吟味役被成ニ御越一蝦夷地場所にては勿論當所邊臺場にて、其外當所船手御番所も此節俄に大筒御仕懸に相成、一體御嚴重の御事に御座候。此外相替儀無ニ御座一候。當年は兎角雨勝にて昆布取揚之時節、土用に入六月朔日以來今日迄漸十日程ならで快晴無レ之、場所により廻り方も相後れ雇船積入日間取甚心痛仕候。天質なれば人力に不レ及。扨々是非なき次第頃日之胸中御遠察可レ被レ下候。以上、

七月廿六日

四度目風聞書取　此度蝦夷地之內箱館より三百里程有レ之、エトロフ二百五十里程有レ之、クナシリ嶋右兩所沖へオロシヤ船渡來之樣子、其外クナシリ島へ上陸いたし召捕候て、箱館表へ送來候趣き荒増左之通り。

一未五月廿日エトロフ島之內アトイヤと申沖へ、オロシア船一艘渡來澗繫いたし人數十人餘端船にて上陸いたし候故、此方より大筒にて打拂候積り用意いたし候中、右上陸いたし候もの共本船へ乘歸、其場所引拂ウルツフ島と申所へ向け走り戻り候よし。

一同廿五日クナシリ島之內ケラムイ沖合に、亦々オロシア船二艘來通り、凡帆形等も相見ハ帆三本小帆

は六七本程も有レ之由、早速南部家物頭玉山六兵衛防戰之手當いたし相備候由。扨右異船同廿七日クナシリ之内トマリと申澗内に相繋り候故、南部家よりも三貫九百目筒五放し打候得共、海岸より凡二十一町餘相隔候間遠く候て屆不レ申。其内端船にて同所會所前へ乘寄せ候故、又々打放し候得共間遠く中り不レ申よし。然る處翌廿八日クナシリ澗内遠近となく艘廻り又々繋り候間、汐合も宜敷大筒にて打拂候積り用意いたし候處、三十町程沖合之濱邊に端舟にて漕來り紅印之小旗二本建置本船へ乘歸候に付、其場所へ蝦夷人差遣し右を取寄せ見候處、粗繪圖一枚外に猩々緋小切一、硝子德利一、銀銭に異國米凡一合程入一曲物に漉つ包ひ致し候もの一つ有レ之、依レ之勘考致候處多分交易致度存念を此方へ知らせ候ため、右品々差置候哉と相察申候。勿論右に構なく鐵炮無二油斷一打放候積りにて嚴重備を立候處、異船よりは一向小筒も打不レ申候故此方よりも先づ打方見合居候由、翌廿九日に至り候ても矢張澗内を小船にて漕廻晝四時頃ケムライと申番屋へ［割註］クナシリ番所より十七八町隔候由。」端船にて多人數上陸致し候體に相見へ候に付、蝦夷人兩三人幷番人相添差遣し樣子見せ候處、人は逃去候跡にて番屋に在レ之滯米幷鍋等紛失有レ之、右代りとして殘置候か又は取落候哉、紅木綿二反皮手袋一つ差置有レ之候に付、蝦夷人へ申付右品々桶に入日印を付沖合に差出し候處、早速端船にて取に參候上蝦夷人共掛合候處、船中粮米薪等遣ひ切候に付米薪貰請度趣頭分之者申候由。右に付調役奈佐瀬左衛門殿承レ之、いづれ松前奉行衆へも相伺差圖の上如何樣にも取計遣可レ申候故、往返日數之間遠澗に繋り相待居候樣申聞候處、言語通かね如何聞取候哉、頓て逃出し候に付追懸ヲロシヤ人七人外に、ラソワ人一人都合八人召捕候處其體を本船より見請、夫より彼方より大筒小筒共御番所を目當て頻に打掛け、此方よりも異船を打拂候積り雙方一時餘も戰候得共、雙方共玉屆き兼其内異船之方にて打止め候故此方も打方見合せ對陣致し居候處、六月五日に至り最前ケラムイにて奪取候船に此方より差返候品入候桶を乘せ、又紅印之旗を建沖合繋ぎ置候得共、船近く危く候故此方よりは一人も不レ遣捨置候處、翌六日又々端船にてケラムイに上陸之樣子

遠く見張居候處、右ケラムイ番所脇草之中へ隠置候米八俵奪取、其跡に箱一つ包物三つ埋置右船へ乘戻り候由、夫より七日右オロシヤ船沖合を乘り出し出船致し候由、追々早飛脚を以て注進有之、尤右跡にて埋置候雜物改め見候處左之通。

一水豹袋　　一ツ　　　一羊角袋　　一ツ
一同錠前付箱　　一ツ　　　一琉球包　　一ツ

有入日記

本三冊　頭巾四ツ　箱入髭剃刀九　淺黄紙二枚　曲もの二ツ　けり一足　羅紗もゝ引一ツ　帽一ツ
沓六　ぱつち二ツ　足掛け二ツ　肌着十六　かゞみ一ツ　羅紗胴着一ツ　小風呂敷七　楊枝二ツ　下もゝ引六　肩掛け七　もゝ引四ツ　胴着四ツ　鋏一　下着十　足下け掛け十一　小切十　油少々　諸書物一〔二〕　古胴掛け一　羅紗大切一　筒袖着もの二　〆貳十九品、八人之者共衣類手道具之由

右召捕候八人之内七人はオロシヤ人、一人は去年ヱトロフにて召捕組の上差返候ヲソソ人、〔割註〕オロシヤ近き島にて矢張蝦夷人之由。」尤右オロシヤ七人の内かぴたん體の者一人、船頭役人體のもの二人、其外三人は僕之由、南部家より人數九人付添警固致し、六月十五日クナシリ差立七月二日箱館着の上揚屋入申付、番人は南部家へ申達有之候由。

但道中泊所にては一人前酒一合宛呑せ、泊所にては臥具等の類を以て腰かけ樣の物取補理與へ候由。尤道中箱館駕籠に乘せ折々は歩行致させ候へば、次第に道中馴れ草鞋がけにても歩行致候由。

未七月

○或客來り云、君が近邊の名莊御通拔けありし砌何者か爲したりけん戲作の連歌一表、頻に世に傳播すとて出示す。かゝること埒も無き樣なれど一世の體を觀るに足ること多し。談海などにて其時世を想像する如く後の今を視るも同事なるべし。

水何

溷濁の中をくゞりて野草
　かきあつめしとしられける庭
立寄れば門に移ろ水の面
　うきゞはだしに遺はれにけり
我とても心を急ぐことあれば
　見遁して行く事の悲しさ
漕付けし其甲斐もなく暮にける
　強て祈りしゆゑとこそ知れ
にざく〳〵は必隣ありといふ
　孔子も時にあはぬ世の中
蔵暗き[illegible]へ少し氣にも成
　道なるものは猶いかんせん
[illegible]されて居るも爲無言なり
　また歸なば何といふべき
目に觸る立て見れども[illegible]限り
　すらえ[illegible]を入るゝ人
中に[illegible]もふやうにいへぬなり
　去々年以來殊に猶さら

○

沼津

諸人

水府

笹山

小田原

高崎

知人

堅田

林大

（隱士）桑名

西尾

長島

相良

峯山

福山

高取

生實

西方は口はきかずと濟ものを　北條
東だとても同じ事なり　土豐
年はより迚もかくても齒は立たず　蜷相
世間の人は何といふらん　小濱
倒されぬやうに時々風を除け　林肥
滯なくくちはてもせず　岩村
仕合に何とも人のいはぬよし　松筑
苗字と紋が氣にかゝりけり　水美
十目も十指もあてに成るやうな　十人
目で度御代に惠るゝかな　各方

右御一巡

後人今を知る可からず因て玆に細註す○沼津は駿州の新城○笹山小田原共に閣老、靑山野州大久保加州○高崎も亦閣老松平右京兆諱で卒○知人無レ註○堅田は參政堀田攝州○林大は昌平祭酒○桑名は前白川老侯○西尾は閣老松平泉州○長島は參政增山河州○相良も同田沼氏○峰山も同京極防州○福山は阿部備中、この時既に以レ病閣老を辭す○高取も參政植村駿州○生實は西の同役森川氏、北條も同く水野壹州○土豐は土岐豐前御用御取次○蜷相は蜷川相模、西の同役年已に八十か○小濱は西の閣老酒井若州○林肥は林肥後、御用御取次○岩村は西の閣老松平能州○松筑は西の御取次松平筑後○水美は水野美濃、御用御取次○十人各方無レ註○第三句前冊（六十一卷）に見へし者と似たり。

○先年漢土の隨筆を鈔書し置たる中に、曲禮記二童子事一曰負劍辟咡詔レ之、鄭氏註云負謂レ置二之於背一劍謂レ挾二之於旁一、詔之謂三傾レ頭與語一口旁曰レ咡、歐陽公、作二其父瀧岡阡表一云、回顧乳者劍レ汝而立二于旁一正

用ニ此義一今廬陵石刻由存、衢州所レ刊六一集、已得ニ其眞ニ或者不レ曉、遂忍レ鈌爲レ抱、可レ歎也　これを見れば漢土にては兒を横たぎにすることなりと覺ゆ。吾國には背に負ふことは一般なれど横だきは怱卒の時ばかり也。

○柔咄と云書を見るに曰、（上略）享保の始迄相撲兩人土俵の中に中腰に立居て行司團扇を引と取組しことなり。然るに其團扇の引かたに依怙も有ることなどありしより、此八角（割註）相撲の名、この八角と云ふは鏡山と云ひし者の後に出で、鏡山は關口流の柔術を學び相撲に工夫練達せし者なり。」氣の練と云ことを工夫し、兩人も下に居て互に心の相逢ふ所にて取結ぶことゝ成りし。去れば綾川七ッ森源氏山の類も八角に學んで一時に名あり。木村庄之介も八角に學びて行司の法を善くしたりと。然れば今の角力は皆鏡山粂瓦八角が流にして古の相撲の取り方には非じと父翁咄し給ひき。余若年の頃見たりしときは、前角力などは皆立かゝりゐて取たりしが近頃はみな下に居て取かゝる也。去ればこの下にゐて取るより角力の心きたなくなり幾度も〳〵まだ〳〵と立合ざるもの多し。殊に近頃小野川抔は谷風との取組いつ〳〵にても隙どりて最見苦しかりし。去ればにやその取組の清きは宮城野丈助なり。向ふよりかゝれば待てと云はず直に立合し、其弟子の錦之助も然したりしが其立合を宮城野流と云ひし。然れば取口損ありて毎度負になりしことも有れど其心は清くこそ有けれ。これを見れば角力の體さへ百年に及ばずしてかく違へり。柔咄は文化九年に輯錄せし者なり。

○此八九年前か謎坊主と呼ぶ盲人あり。淺草寺の奥山に出て都下大に流行せしが後はその事も歇むで人の談るも聽かざりしに頃ろ復聞きたる事あれば左にしるす。

　きせる　たばこ入れとかけて　獨呑の酒と觧く　意はついだりのんだり。火のないこたつ　片輪な娘　手の出してがない。しゆろぼうき　みごばうき　大食傷　立てはく　すわってはく。鈴なしのみこ　つんぼの雨夜　ふる音がない。比丘尼に簪　一人飲の酒　さす所がない。

又先年聞しは

奥方とおはしたの戰ひ　なぞ〳〵何あにと解く　菜切庖丁長刀

○先年正齋の刻行せる小紙を贈りしが篋に存せしをこゝに記す。

第一卷末

上杉右京亮藤原憲忠六字進花押

周易註疏卷第一　（其年二十一日陸子遹ニ山東窓傳標）

第十三卷末

端平二年正月十日鏡陽嗣隱陸子遹遵（割註）「（朱）原本影寫今是れを活字とす。」

先君子手以朱點傳之時大雪初晴謹記

右足利本宋版周易注疏末三行、陸子遹宋人、乃放翁第六子、其月爲二端平元年十二月一、先君指二放翁一也、三山在二山陰鏡湖中一、放翁中年卜居地、東窓詩題中數見、所レ謂東偏得レ山多者是也、上杉憲忠爲二安房守憲實子一、寶德元年襲二父職一爲二管領一、此本舊係二陸氏藏書一、憲忠獲以置二于足利學校一者、不二唯宋槧工整、撫印之朗一、寶筆跡、現存二于此一、古香馣菀、墨痕如レ新、雖レ止レ見二數字一、眞吉光片羽矣、因摹刻以傳二好事家一、余別有二宋本版式三卷一、須レ俟二他日一校刊行レ之、

文化十五年正月　近藤守重識

○林曰、或人の談話に故豆州（松平信明閣老）臨終前の疾、腫氣にて不通になりしとき、一醫ありて小水を通ずる秘術を爲す者ありと聞て、其者を呼で按腹せしむれば果して通利あり。その翌日も醫來りて又按ずるとき豆州云ふ。今與我が疾は迚も不治と覺へたりもはや頻に按ずるに及ぶまじ、併しこの法は平素未だ知らざる所の奇術なり、諸人を救ふべき大切の術なれば秘せずしてその傳を廣くすべしと尊く臨論

せりとぞ。眞に老婆得需の言と謂べし、折に觸れ何かの事も思ひ出でゝ痛惜に堪ざる人なりけり。

○近頃聞く領邑にての事とよ、鰀(男子)海底にて毒魚を踏みたると覺しく足に創を得し即海面に浮みたるが、痛みに堪へず啼と狂亂の如く人皆爲す所を知らず。時に遠方より來居たる醫あり曰、蠶藥にしかノヽとふ油はなきやとまの漁器のことなればあるべきやうもなし、左らば常の油にてもよしと云ふて婦人の陰毛を求めこれ四五枚その油に浸し創口に當て火を以て陰毛を燒けばさしも悶絶せし者忽常に復せりと。如何なる奇効たるものか。

○予が中の者日頃の話なり人切り淺右衛門、牢屋鋪にて人を切るとき十六七ばかりなる小者郎。後ればせに來り淺右衛門へ願ひて切らせ給はれと云ふ。淺右衛門今なれば暇あり早く切れと答ふ。少年彼指居たる刀を抜て切けるに怖りしが皮ちぎれずはつたりといふ音したり。其時少年手早く脇指を拔てその首を眞二つに切落す。淺右衛門これを見て始はいかなる不手際やと云へば、少年云ふさればとよ某出でんとするとき主人この刀を試しくれよと頼むゆゑ、前後の頓着なくそのまゝ指て來りしが、右の仕合なれば傍人に面目なきゆゑ某脇指にて切りたるなりと云ひしと、けなげなる少年にぞ。

○三月の末同出府とて招かれ黄檗に往きたりしとき住持(雨夫和尚)出でて種々の物語せし中、昔照國師(隱元)黄山開創の後、宇治川に近き渡りあるを津處とし屢々こゝより渡られければ今も其處を隱元渡りと云ふとぞ。

又即非禪師は隱元の弟子にて年は餘ほど若かりしが神通を得たる人にて、隱元に從て此渡をわたるとき此は宿の向岸に立てあり。隱元時に云ふにはかく神通を人に見することは爲まじきことと也、人に見へざることは神通なればとて時々こゝ即非がかゝる所行をば止めしとぞ。

又木庵禪師(黄檗の二世)も同師の高弟にして厚篤の人なりしと。或日隱元黄檗山の中妙高亭と云へるに木庵即非と在りしとき。(同註)この亭は淀川を望む所にて、其頃は創寺のとき故林木も長ぜざれば、川を

行く船この亭より能く見へたるが、今は樹杪茂密して來還の船を見ることなしとぞ。」淀川の船帆を揚て來るを見て隱元曰く、あの行舟を駐めよと木庵起て亭の障子を閉ぢんとす、卽非は言下に眼を閉ぢ舟を停め畢んぬと即答せしとぞ。その心機の先後かくの如し。

又羅漢寺御成の時は例として翌日寺社奉行宅にて銀十枚を下さる、時として御成の場にて法問を聽せらるゝこともあり。此時は直に銀三枚を賜はるとぞ。この事德廟の御時にや始るかと。又この堂脊に鶴巣予が幼年の頃より今に連綿する抔語れる。次でさて大風には吹落ず歟と言ひたれば否々一昨年猛風の時にも曾て損することなし。又時として彼巣をば見屆ることあるとき屋脊に登り見るに如何にして銜來るや土を以て木枝の隙をつめつゝ中々搖颺する底のことにあらず巣の廣さたゝみ一帖鋪もありと云ふ又前の廿三卷に云ひし如く年々雛を長ずれば父鳥巣を去る。この事も和尚云ふには雛やゝ長ずれば父鳥翼を張て飛形を敎ゆ雛の翼熟すると覺ゆれば又枝朶を銜み來て堂脊を步して巣なき所に於て巣を構ふるの狀をなし巣を成すの事を習はして亦熟すると覺しきとき是より父鳥遂に來らず、若し雛三羽なれば雌雄二つを留めて餘子は將ゐ去るとぞ。

○この月三田侯(九鬼長州隆國)隱莊を訪はれ物語中に、彼の臣に福島正則除國の後來り仕へし者四五家あり。その家何れも村正の刀を所持せり。その刀皆正則より賜りしと云ふ、如何なる故にやと語りし。又彼家には以前より貝吹と云ふものありて、代々その業を勤とし時々に諸所を吹廻る。四辻に到れば必ず步を止て長く吹くことにて、偶々領主通行に會ふことありても拜伏せず立ながら在て吹くことゝぞ。又同家の旗奉行の人は世職にて、其下の旗指ども皆旗の指やうの修練す。今怠らずとぞ。因て其習法を問ひしにこれを秘して人に知らせざると。其略を云はゞ城のり或は林樹しげみ等ある所に行くとき、又は城内へ乘込みたる時の法などあり、その中塀下につきたるとき旗指の左右の者、指手の兩旁に添て立てば指手は直に兩傍の者の肩を蹈て肩上に立つ。夫より左右の者云々すれば次第に塀へ昇り、して塀を越

るなど語りしが事繁くして忘れたり。又樹下の指やうはかく、城内にては旗をかく揮るなど云ひたりしが是も初に同じ。如何にも昔の事をよく傳存せし家なるべし。

○過し文政二年に歷代の贈りし歲首の小刻を見出したれば左に載す。

王春木德之初候、人日菜羹之佳辰、一段嘉會萬端珍重、抑今日立春也、初子也尤雖レ得、遭逢頗可レ謂二邂逅一仍爲レ轉二三合之災厄一聊呈二進一首之祝語一汗顏不レ少、笑口定多、枉賜二天覽一候之樣、可下令レ洩二披露一給上、

正月七日　　覺惠上

頭中將殿

別紙

これやこの三に合なるとしならん七日のはつね春のたつ空　　覺惠上

御製御返し

をりにあふことばの玉の光にはなにかは三のほしもおよばん

右一條禪閤消息の案は足水軒の珍藏なり。此節氣文明十一年のことなるよしは親長卿の記にみえたり。ことし人日子日にあたれるがめづらしければ摹刻して世にひろめ侍りぬ。文政二年正月源弘賢

○書家東洋(名哲)が亡夫東里(名千之)は其幼齡より予識る。長じて書法を論究し甚書家の實を得たり予或日字體のことを談せしとき分毫字辨と題せし小冊を示す、今舊紙の中より視出せしまゝ爰記せり。

みはかみにおのれはしもにつちのとよ

すでにははねてやむところそしれ

巳（辰巳）シ 止音

己（人己 庚己）キ 紀音

已（已往、終已 而已）イ 以音

巳已古或同義、毛晃増韻曰、陽氣生ニ于子ニ終ニ于巳一、巳者終已也、故又爲ニ終已字一、隷體已巳混用、特別ニ己字一耳、能書家亦因レ之、唐虞世南孔廟碑、猶遣ニ弗レ已、孔教已庭、開闢已來、已字皆作レ巳己、能書家添ニ鉤挑一、與レ巳無レ別、唐歐陽詢醴泉銘、六日己亥、虞書孔廟碑、克己思レ治、已字皆作レ巳巳古無ニ此字一、説文作レ㠯訓用也、隷體並作レ㠯、或加レ人作レ以、或通ニ用於巳字一、唐以來別ニ巳以一、爲ニ二字一、遂以㠯爲ニ古字一、前漢書以皆作レ㠯、周易泰卦不レ戒以孚、史記越世家、以服爲レ臣、前漢張良傳、殷時以畢、晉王羲之草書七帖、婚娶以畢、已皆作レ以、荀子非相篇、人之所ニ以爲ニ人者何已也、帝堯碑、欲已ニ嬉嬉一、敦レ我己德、爾ニ我己レ仁、以皆作レ已、

從レ巳之字　包 音苞[illegible]也　圯 音詒[illegible]也　熙 音僖[illegible]也　[illegible]　[illegible] 説文作[illegible]怡士
頤[illegible]、[illegible]也　[illegible] 音以[illegible]也　祀 音似祭也　汜 音似水名　起 音杞立也　凡九字
從レ己之字　妃 音霏[illegible]也　紀 音己絲別　配 音起[illegible]也　芑 音起白[illegible]　杞
音己[illegible]　記 音[illegible]　[illegible]　改 音[illegible]更也　[illegible]　[illegible]
[illegible]　記 音[illegible]也　配 音沛酒也　凡十三字　△巳 [illegible]
[illegible]
巳 音[illegible]　[illegible]説文音[illegible]　以上七字[illegible]
從レ已之字　异 音[illegible]已也　凡一字　△[illegible]
[illegible]　△台 音怡[illegible]也　[illegible]　以上二字[illegible]
從レ巳之字　[illegible]篆文作[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible] 説文作[illegible]
作[illegible]
從[illegible]　[illegible]

甲子夜話 卷六十三

○蕉亭の文通に小蟲をつゝみ添て、是は駿府の人の贈りたれば見よとて示す。乃圖寫して返す。其圖



附文あり曰、俗に「蚊トンボ」と云ふ蟲當時專ら出る、この蟲慶安の頃より出たる故にや由井正雪が亡魂などと云ふ。水邊必あり黄昏群飛すること百千萬、されども何も害あることなく兒女輩取著あれど毒もなし。曇天の夕景には殊に夥く簇聚す、暑き時は絶て居ず。

この蚊トンボは既に廿九卷に記する江州守山の蚊よりは餘ほど小さし。又慶安の頃より出たると云ふも、同卷に記せし本庄地に四五年前より出し鷺立の蚊もあれば斯くもあるべし。たゞ正雪の亡魂ぞ附會のみ。

○過し文政三年は庚辰の歳にて、その三月は庚辰その廿四日庚辰にして、その辰刻に水を汲み龍水と稱し、これを飲めば難を除け吉を招くとて設几薰香洗米餅菓花燈を陳ねて祭る、都下一般この事を爲しき。予[illegible]と林氏に談話せしかばこれはその始め支配昌平小吏の者申出して喧傳蔓延かくなりしとぞ。因て林氏より其書出り有しと云ふ。その書面を請て見るに。

浦　井　傳　藏

右此間當年之干支に合候月日時刻之事等申唱へ候趣有ㇾ之候よし世上にて猥りに取用候者も不ㇾ少哉に相聞へ候畢竟時日卜筮を假りて衆を疑はしむるものは王制の赦さゞる所に候御場所内より右體の雑説唱へ出し世上へ相響きたるは以の外なる事に候自今屹と相愼雑説等申唱えまじく候

又或人この庚辰三合の歳古來これ有しを記せしを見る曰、白鳳九、天平十二、延暦十九、貞觀二、延喜廿、天元三、長久元、康和二、永暦元、承久二、弘安三、暦應三、應永七、寛正元、永正十七、天正八、寛永十七、元祿十三、寶暦十、文政三、

○一兩年前住吉町を通りしに玉之梅と看板に標せる藥店あり、店主は中村七三郎と云者なり。因て人をして其藥を求めしむるに包紙に軍中息合藥玉之梅と題し且曰、抑ゝ此いきあひ藥は山に上り谷に下るに心氣上衝して歩こと能はず、言語出ず、或は平日胸には能く覺ゆれども席上にて口に云ふことならぬ事あり、其時この藥二粒を用ゆれば忽鬱氣去り心氣鎭まるがゆゑに、能く聲を發し言語自由なり、昔軍中にて多く用ゆ。予が家の祕方息合隨一の藥とす。」さてこの軍中の藥を家の秘方と云ふことは、中村七三郎は俳優にて今中　勘三郎と云ふと同家なり。又勘三郎の先祖を猿若と唱て神祖の御時か御安宅丸の音頭を命ぜられ勤たるが、其時この息合の御方を賜はりてより後彼の猿若が家に傳はるとぞ。則是家の秘方と云ふ者也。然れば其本は官賜に出るなり、軍中の藥と云ふもかたがた思合せらる。〔割註〕件の安宅丸のことは先々本多肥後守の妻は人吉侯（相良）の女にして老年にして卒す、此夫人の傳承して語しとぞ、正く聞たる者語れり。」

又この類のことは萩野長（梅塢）能く覺える者ゆゑ問ひければ、神祖の御方に袖之梅又鎖之袖梅其餘梅を以て稱する御方五六も有りき。定めて玉之梅も此中の一法ならんか諳記する所は、

阿仙藥（三匁）　丁香（一匁）　縮砂（一匁）　麝香（五分）　甘艸（五分）　山慈姑（五分）　龍腦（一匁）

去れども諳記なれば定かならず、又阿片を加へしかとも覺ゆと語れり。

或日梅塢又曰ふ。神祖御方袖之梅、玉之梅は、阿仙藥（大）丁香（小）龍腦（小々）木香（大）甘草（中）と。これ前語と不同畢竟諳記の故か。

○第十三卷に予國の鍛冶眞了がことを云へり。又頃ろ聞く、家政省略にて鍛冶の申付も稀になりたる故

口腹を養ふ資なしとて出奔致したしと云ふ願書を役所に出したり。役所にても渠が事ゆゑと留置たれば果して出奔したり。然るに出奔はしたれども國を立去ること忍び難しとて、領内所々の識る人のもとに留滯して日々酒を飲で笑語し領境を越ざりける。此事役所へ聞へ狂夫のことなればとて召返したりと。

○世に鴻門會樊噲の門破りと云ひ傳へて稗史は論なし狩野家の輩も、皆盾を脇挾て大門を推毀る體を描く。是を見れば噲は誠に大力量なる哉。去れど史記を見れば大門を推し毀りしにはあらず、畫工の文を讀み誤りたるにや。

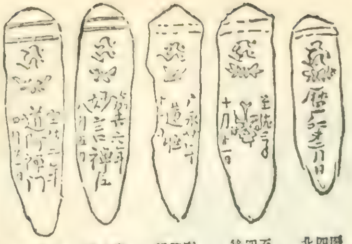
史記項羽本紀　於レ是張良至ニ軍門一見ニ樊噲一、樊噲曰今日之事何如、良曰甚急、今者項莊拔レ劍舞、其意常在ニ沛公一也、噲曰此迫矣、臣請入與レ之同レ命、噲即帶レ劍擁レ盾入ニ軍門一、交戟之衛士欲ニ止不一レ內、樊噲側ニ其盾一以撞ニ衛士一仆レ地、噲遂入披レ帷西嚮立、

樊噲列傳　噲在ニ營外一聞ニ事急一、乃持ニ鐵盾一入到レ營、營衛止レ噲、噲直撞入、項羽目レ之問爲レ誰何れにも門扉の閉たるを推破りしとは聞へず。

又同傳云　高祖嘗病甚惡見レ人、臥ニ禁中一、詔ニ戸者一無レ得レ入ニ群臣一、群臣絳灌等莫ニ敢入一十餘日、噲乃排レ闥直入、大臣隨レ之、上獨枕ニ一宦者一臥、

闥は漢書の註に宮中小門と見へ禮の疏に排推ニ門扇一也とあれば是ぞ門破とも謂ふべし。これ等は畫工還て知らざるにや。又或人云鴻門會の門破は楚漢の演義ものに出たる歟と。

○この三四年前梅塢來りて曰く。淸水御門の傍土居を掘り壞せしとき土中より板碑多く出でたり即ち其の圖とて示す。何れも南北朝のころより足利氏時代なり。



曆應四年より至レ今　四百八十八年　北朝光明帝尊氏の時

至德三年より至レ今　四百四十三年　後小松の朝義滿の時

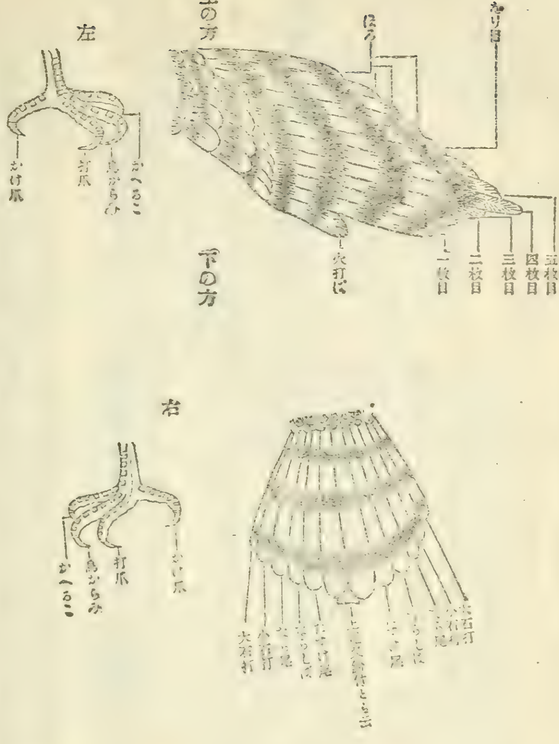
應永三十年より至レ今　四百六年　稱光の朝義量の時

嘉吉元年より至レ今　三百八十八年　後花園の朝此年義教遇レ害

寶德二年より至レ今　三百七十九年　同じ朝義政の時

文政八年酉四月記

○嘗て鈔書し置きし物の中に鷹のことあり、珍らしからぬ事なれど雑劭なれば茲に記す。



尾は先細に長きを上とす。

但鷹の書物には作り尾にすると有れども左にはあらず、尾は五寸に切りたるがよし。目利は長きを上と称れども矢に使ふ時は長きはさまたげあり。

○先年小田原の家中（大久保加賀守）足軽とか聞く、親の仇ありて敵討の暇を請ひ其願書と云ふを見たり。今は世に敵討と云ふこと戯のやうになりて徒らに看過してありしが、今年（甲申）敵を討たりとてその事を聞たり。又届書をも見たり。其文

拙者元足軽浅田鐵蔵同門次郎と申者親浅田只助共外之者共江去る寅年傍輩元足軽成瀬萬助致乱心手

疵爲レ負只助儀深手にて翌日相果萬助儀は於二其場一捕押一件吟味申付候處全亂心に相違無レ之吟味中入牢申付置候處去る辰二月牢拔致し候に付厳敷尋申付候得共行衛相知れ不レ申然る處本心に立戻り候儀と相察領分は勿論御府内幷何國迄も萬助行衛相尋見逢次第親之敵討取申度段願出申候に付承届見逢次第討留候はゞ其所之役人等江相斷可レ申段申渡同年八月二奉行江屆置候處去月廿七日水戸殿領分常州鹿島郡礒濱村にて敵討留候段水戸殿家より申越前書兩人之者共よりも申越候間拙者家來差遣可レ申と存候先此段御屆申達候以上

五月四日　　大久保加賀守

この敵討のこと聞きしは、かの二人の子兄は養子にして弟は實子なり。この討つべき前、願入寺と云ふにて兄敵を見かけしゆゑ得と見留め、且所在の處をも聞て還り弟に告知らせ、兩人立出でかの所に往たるに、敵は町人となり夫婦ぐらしにて居たるが、飯時にて飯を食してゐたり。兄先づ店より入て何年前親打たる仇を報ゆるなりと言ふを聞て走り出るを、一太刀打たるが走るを打たれば淺手にて討留得ず、戸口に逃出る所を弟の門次郎待居て大袈裟に打はなし、爰にて討おほせたりとぞ。實子は言ふにも及ばず養子としてかゝる振まひ誠に孝義と云べし。〔割註〕このとき敵の婦もせまき家内の事ゆゑ、何れか手疵を負しとぞ。」

又水戸侯より水野羽州へ差出されたる書面、また附札の旨。

（水戸殿領分常州鹿島郡礒濱村之内祝町大黒屋庄吉店借）

萬屋九兵衛

右九兵衛と申もの前書之通致二借地一居候所大久保加賀守殿家來元足輕相勤め居候ものゝ由淺田鐵藏（廿六歳）同門次郎（十六歳）と申もの兩人去月廿七日夜九兵衛宅へ罷越親の敵の由相名乘九兵衛討留同村庄屋方江兩人罷越右九兵衛儀は實名城瀨萬助にて親淺田只助と申者を當七ヶ年以前殺害いたし立去

に付右兄弟の者も親の敵萬助行衛相尋打留申度旨當五ヶ年以前主人加賀守殿へ願申立罷出所々相尋候處見當り候に付討留候旨申達候段村方より訴出候に付早速役人共差出遂二吟味一候處前件申立候通に有之殊に加賀守殿より相渡候免狀等も致二所持一居相違も無レ之様子に相見候付兄弟兩人儀は同所江預申付警固人差添置候旨國許より申來候に付加賀守殿江及二掛合一候處右相違無レ之旨申來候に付加賀守殿江引渡候様致度此段被二申達一候

五月五日

出羽守殿御附札

加賀守家來の内見知のもの相越淺田鐵藏兄弟幷成瀧萬助も無二相違一由にて外に子細も無レ之候はゞ鐵藏兄弟は加賀守へ引渡其餘は同人家人江掛合の上取計且右の通に候上は得と身元等不二相糺一右體の者を磯濱村内祝町人別に差加へ候者幷店貸候もの等は水戸殿手限にて吟味詰相當の咎御申付被成候様可二申上一候

右水府の書呈に、加賀守殿より相渡候免狀等も所持居相違も無レ之様子とあるは、左の文書のことなり後これを得たれば追加す。

小田原大久保加州家頼届書

（只助養子）淺田鐵藏（當辰廿一歲）
（同人實子）淺田門次郎（當辰十二歲）

右之者淺田只助其外之者共へ去る寅の七月傍輩成瀧萬助致二亂心一手疵爲レ負只助儀は深手にて翌日相果候萬助儀は於二其場所一捕押一件吟味申付候處全く亂心に相違無レ之猶吟味中入牢申付候處當春二月牢拔致候上は本心に立戻候儀と相察領分は勿論御府内幷何國迄も萬助行衛相尋見逢次第親之敵討取度段書面之者共願出候に付承屆見合次第討取候はゞ所之役人等江相斷可レ申段申渡候御帳江附候様致度此

役以ニ使者ー申上候

(大久保加賀守家來) 志谷彌源治

右之趣文政三庚辰年八月廿一日公儀帳面に留候

八月廿四日

(向井彈右衛門組) 淺田鐵藏

養父只助敵成瀧萬助行衛相尋討果度依レ之御暇願出候に付願之通申付候勝手次第可レ致ニ出立ー候首尾能討果候はゞ其場所の役人に始末相届掟通取計候上歸府可レ被ニ仰付ー候間江戸御屋敷にても小田原表へ成共向寄江早速可ニ相届ー候家内之者方へ御養扶持三人分被ニ下置ー候間致ニ安堵ー可レ遂ニ本望ー候且爲ニ御心附ー金拾兩被ニ下置ー候

一、江戸御曲輪内南山抔は可レ致ニ遠慮ー其外右に准じ候御場所柄憚候事

一、萬助病死之趣急度慥成證據を以立戻可レ申事家内之者共江是迄之通御長屋御入用有レ之候迄は御貸被レ成候尤親類共方へ罷在候儀勝手次第候

右之趣頭江申渡候

(伊田茂左衛門組) 淺田門次郎

申渡右同斷

辰八月廿五日小田原於ニ勘定所ー用人千賀八右衛門被ニ仰渡ー申渡す

淺田鐵藏

淺田門次郎

今般親之敵打相願候に付昨日於レ頭申聞候通父之仇には共に天を不レ戴之理にて左も可レ有レ之義尤至極之心底入ニ御聞ー候處奇特之御沙汰も有レ之公儀於ニ御奉行所ーも畢竟御舊家之御家来は格別之義と御沙汰も宜候付鐵藏儀は養子之身分門次郎儀は實子にて右體之大望願立候心底奇特之義首尾能大望相達た

る上は彌々其方ども孝道も相立其上格別之御沙汰に可ㇾ及候萬一未練之働有ㇾ之においては一己之恥辱而巳に無之御上の御名をも穢候事に付隨分勇氣を勵し堅固に相愼いさぎよく本望相遂目出度歸參候樣此段申付候

○仙臺の某著せし奥羽觀跡聞老志の中に義經事實考と云ふあり。これは義經異邦に往し事を伸ぶ。その中に金史を引て曰。

金史列傳曰（金史別本）範車國大將軍源光録義鎭者、日東陸華仙權冠者義行子也、始入二新蘇韜部一、爲二千戸邦判事一、身長六尺七寸、性溫和而勇猛、才思甲二諳部一、外夷多隨拜、入二學館一辨二禮義一、後遷二岐京録事一、章宗詔轉二光録大夫一、累二任大將軍一、久守二範車城一、狎二北方一、往昔權冠者東小洋藩君、章宗顧厚賞、定總軍曹事官、令ㇾ入二北鑛一、不ㇾ日破二蘇敵一、得二印寄一、翻來屬二麾下一、築二範車一、護焉、頃使二北天一、渡二龍海一、得二一島一、山河麗奇而悉金玉也、民知ㇾ煎二靈草一、少食二五穀一、屠二生肉一甚嫌、故無二邪煩一、老仙、伊畲保、行辰、行本、命法二儀相一、無二異恠一德勝、故人義行歸趣尊敬、得二長壽一、後遊二中華一、隱顯更不ㇾ定、

因て予金史を見るに此文なし、別本の有無を問ふに知る人なし、然るに近頃東海談と云ふ書を見る〔割註〕此書平維章の著、字子文號二東海一、江戸人、林家の門人）曰、

鎌倉實記の編末に金史別本と云書を引て書たるは跡かたもなき空言なり。予金史別本と云ふは僞書なりと知りて中根丈右衞門と論じて僞作せし人を屈服せしめたり中根氏も是に我を折しなり。

かゝれば聞老志の作者もこの穴に陷りしなり。

○頃日宴席にて或人話すは、この四月比房州九十九里の沖にて魚を漕送る舟を諳厄利亞の小舟（本船のてんまなるべし）追來る。追はるゝ舟は臂力を盡し漕逃れんとする中に、彼舟より繩に鉤をつけたるを舟中に抛てたぐり寄せ、舟に載たる鯛を多く奪ひ取て去りしとぞ。彼國の舶近年は時候早く徘徊することゝはなりぬ。

○行智は加賀の支侯に出入する者なり。話より傳へ聞けん加州の世子幼年にて殿上元服の時（割註）この世子と云へば故の加州の嫡子又左衛門と稱し、過し文政五年九月十五日初て御目見、翌十月四日元服被ニ仰付、御一字被ㇾ下齊泰と名のり正四位の少將に叙し若狭守と稱す。）御前にて御盃被ㇾ下御拜領せらる。（備前國利光代金二十枚）例、この拜領の御刀は御前を下り御次にてこれを帶び、再び御前に出て御禮申上る事なるよし。因てこの時拜領の後某（取計ひの人并に役名を忘る）御刀を持ち下り又左衛門へ渡さんとするに、又左衛門何のいらへもなく、兩手を袖と共に上へ揚て待ち居る體ゆゑ、某止む事を得ず御刀を又左衛門へ帶させたれば、廼再び御前へ出て御禮申上畢れりとぞ。皆人大家の優長なるを歎美せりとぞ。

○予が隱莊乾隣の小莊その門外道路の傍に一石像あり、奇形の物なり。今は上に屋を構へせきの姥と人呼ぶ。この像人の立願を聞き頗る靈驗あり。予こゝに其圖を造る又行智が記文あり乃附す。

關の姥神　八月十七日原庭のみやに參りてかへるさに、成井某の門邊なるせきの姥神の石像に、法の施し仰言もやおれんと、成井がもとにしばしたゆたひ居るあひだ、かの姥のこと心にうかみぬるまゝにかへりて筆とり書つく、世にこの石像をせきの祖母樣といふは咳をやむもの、この像に祈りまゐればかならずしるし有て蒸ゆるより名づくるとぞ、おのれ思ふによつて咳てふ言は後にいひそへぬるものにして、もとは關の姥てふ神にはあらずや、たゞ笠森てふ所にある稻荷を、やがて瘡守の如くして瘡やむものゝ願事しぬれば、しるし有ていゆるに同じ、今のは、もと關路にます神なるを、關と咳と言葉の同じきより、思ひよりて咳の願事いくる神とはなせる成べし、そはともあれ、もとは關てふ事にもあれ、貞心もて祈らたまむには咳もなにかは癒ること有ざらむや、抑これをしも關の姥といふよしは、まづ關てふ訓義は遮の意にぞあるべし、さへを約むればせとなる、きりを約むればきとなる、卽せきといふ言と成也、往かふ人をさへぎりて入まじきものを遮りとゞむるよりけなれば、せきとはいへる也。木などをせきとむるてふ言

も同じ意也、扨その遮り止ることの古く見へたるは古事記神代巻に伊佐奈伎大神御黄泉よりにげ歸ります時に、黄泉醜女の追來しを、よもつ平坂にて千引の石を道にひきふたぎて、黄泉軍を禦ぎ遮りませしとありて、即其石に御名賜ひて、さやりますくなどの大神となん仰せけるよし見へて、このさやりますてふことは、やがて遮障の意にて、これなん關てふ事のはじめ成べし、今の石像はその靈神を祭りて關守神と祀へる歟、はた黄泉醜女の像を摸し作れるにて有むか、醜女とは面のしかみて恐ろしげなる女をいふなれば、今の像ももしくはそれにても有べし、蓋さやりますくなどの大神は石の靈に負る名にて、黄泉醜女の追ひ來しを禦がむの設也、醜女追來て取つきぬべきを石して遮りとゞめたるなれば、石と醜女とは敵身方の如く隔れる神なれども、それだに混じて遮る石に直に追來し醜女の形を彫たるは、いかなる心ならむ、火の炎を壓むとて、火の神可倶突知を祭るの類ひにても有ぬべきか、それは人考へよ關路に姥の像を安ことは逢坂の關に百歲堂といへるありて、そは小野小町の事によそへて物せしなれど、こはもとかの關の姥神の像ならむを、後に小町の事には取なせなるべし、又思ふに關のこなたにては、越る人まづ馬より下りて關扉の邊に馬を繫ぎ立す所など有しより、駒立てふ名の有つらむを、訛りてこまちてふ言となり、そのあたりに有つる石姥に思寄りて、やがてこまち老女など云けむが種になりて關の小町の寓言は出來しに非ずや、そはいかにあれ、百歲堂なる姥の像は、關の姥神にて有べく思はるゝ也、小町の物語もやゝふるきことにて中むかしよりいふことなるから、今の百歲堂には短冊と筆とを持てる像の姥をば、いつの程にか安たるべし、扨また其あたりに關明神といふが立給ふ、祭神二座猿田彦大神と蟬丸の靈を祀るとぞ、猿田は土人道祖神とも幸神ともいふ、こは幸ひの神てふ意にて幸の字をば書くなるべけれども、思ふに遮神てふ言にて卽關守姥神にてはましまさずや、かくて江戸にしもその像のほこらあるは、いかにといふに關あるあたりには、いづかたにもならひて祭れるも有べし、はた里村の堺などには疫神また禍事を遮禦ぐ守りとして安置せるにも有べし淺草の所々にあるは姥が池の姥名高し武

藏野に霞が關や、ひとつ屋の石の枕や野寺ありてふといふ御製も、もしくは霞が關の邊にかの遮れる石もありまた姥も有つらむ、なそれをかねて詠せ給へるにも有べし、これらもまた關ある所に石と姥とのある證にても有べき也、鳥越なる松浦殿のみたちの庭にも、古くよりこの像あるよし仰られ侍りし、次には山の宿小出侯の下やしきの御庭に、地藏堂とてあるをよく見れば、これもまた姥の像也、鳥越の閻魔堂なるは、木にて作れるなれど、これ又この姥なるべしそは三途川の姥とぞいふなる、因に云三途川の事は十王經といふ僞經に出で、佛說にはもとなきことなるを、俗にはセウヅカの姥とぞ云、こは例の姥關の川邊などに有しこともや有つらんより、關津川の姥と云けんが、いつしか訛りてセウヅカには成れるにあらずや、姥の川の邊にありといふ例は淺草なるは、みな墨田川近くあり、逢坂の關なるも關の小川近くあり、尾張鳴海さるだん橋のあなたにも、大なる姥の像あり、このほかにも猶あるべし、かゝる事よりぞ三途川の寓言は思ひよれるにはあらずや、上件の說は皆神のうへにかけていふ、人のうへにして考ふるに、凡關には古より老女を置て、女の越るを改めさする職を司らせしにはあらずや、今も荒井の關に老女ありて、少年の男など通るをば、かならずそれがあらたむるてふことありといふ、昔もさこそありつらめ、この事やみて石の姥に成たる事は、例せば隼人に代へて高麗狗を置、御垣守の代りに隨神の像を造りすゆる類とも云はんか、扨また原庭なるは、まことに關の姥にて有むと思ふよしは、今は所もさだかに知ざるなれど、其あたりに關屋の里てふ名所も有ときく、そは昔このあたりに關などのありて後に關屋の里と名におひつるを古き姥のみ石に殘れるにもあるべしもし然らば關屋の里とは原庭の古名にも有べし中の鄕番馬てふ名も昔の驛路の名成べしと松浦老殿の仰られしも思寄せらる關といふは公より立置給へるのみにもあらで、國々などの界には私にも關を設て往かふ人をあかしえらぶこと、むかしはいづかたにも有し成べく原庭中鄕山宿馬道てふ名も昔の驛路の舊名今に殘れる成べければ、姥も必その道すぢの關もる神像なるべきこと疑ひなきもの成らん、鳥越の鄕と今の藏前の閻魔堂なども同じく鳥

越のむかしは境内なるべければ、鳥越てふ名も古き事にはあれども、元は通り越る意もていへるには非ずや、そは大道をさして通といふも古き事なれば也．又鳥と云名の付たる地は江戸の北にあたりて鳥の町てふ社あり橘樹郡の内に鳥山村あり甲斐國の入口に鳥澤村あり鳥越もこれと同じく元はみな通り山通り澤通りの町通り越てふ意にても有べし、さらばこれまたこの像あるに由あり、且幸神とさへいへば關ならぬ所にも道の守りに造て立たるにも有べき也、よそのはおきて原庭なるは、咳のをばさまてふ名あればそはかならず關の姥神なるべし、關屋の里も必其所をいふならんと今こそ考へ知侍れ、いでやかゝる事考へ得つるもかの咳の姥神の祠のあたりにての事なれば、かの姥の靈神などのさとしにても有ぬべく思ほゆればうちおかで筆とりてかいつけ侍るを憶說のつたなきをば、見む人のさこそはと嘲けり給ふらめども深く考へたるものにもあらざればあやまりたらんもいかにせむ、さればかの姥、若くはさやりますくなどの大神か、はた伊佐奈美大神の御像にても有べければ、それに願事せんに病にもあれ、何事にもあれ、驗のなからましやは、ひそかなる所にましますをもて、おろそかにな思ひそよとてなむ、時は文政の三年なる秋のなかば立まち月の影さし出るころ銀杏の樹の下の庵に筆さしぬらしかいつけ侍るものは淺草の里人福井の法師也

禍事をいせきとむてふ神なればたのみはかけようつし諸人

行智

この書とぢかへて、あけの日松井の何がし來り姥の事いひ出たれば、そは稻葉丹後守殿の御やしきにもせきの姥とてあり。馬場の邊りにて神靈いといちじろく、きはやかなる事も今にありとぞ。また藤堂侯のみたちにも有よし物語を侍りつ、直にこゝに書きとめて考證に備ふるのみ。像圖の如し頭上より臂の所迄一尺五寸面の幅三寸六分竪四寸九分腹の濶七寸七歩其體は岩上に踞り兩脚を屈し膝頭に兩手の臂をつき掌を頭上に覆ひたるなり。胸の上は石破斷せり。笠は圖の如く別に頭に冒らせたるなり。總じて銘

字等なし。右石像の事實行はかくいへど正しく其物を見れば然りと思はれず。この像思ふに百年を出し



ほどなるべし、且そのさま至て卑にして疑はしき者にもぞと何物の像なりしや、聞く始はこの側に墓碑ありし事ありて、その邊なる長建寺と云ふに移したり。然るに其年その所の原庭町疫邪流行して甚しかりしかば、此像の故にやとて像ばかりを本所に歸し碑墓は尙かの寺に在りとぞ。墓碑と云ふは踏石もなく今は無緣の墓にて、碑の中央には地藏を彫りその上下に法名を刻す、一は信譽淨蓮信女寬文四年。一は行譽稱西比丘貞享四年、一は圓宅貞玄信女天和二年、一は念譽妙心信女元祿五年也。然らばこの頃のものと爲んか如何にも定かならぬ者也。又石像の體は圖に見ゆる若其下に高さ二尺幅八寸ばかりの竿石ありてその上に置たる者なり。何とか危きさま也。

○行智は梵學に精しき者にして因て自ら竺土の案内にも通ぜり。暇日に記せしとて僕に小冊を携來れり。覗るに西航紀聞と表題せり云く、

天竺海路　本邦より南印に行くには海路よりすることなり。今は其往來も絕つれども寬永のころまではなほ通商のため此國の人も行たることなり。其路程は昆の長崎を發して臺灣島を過ぎ、唐土福州浙江の海上を經て阿瑪港廣南安南の海灣にそひ、占城、暹羅、滿剌加、亞剌敢、琵牛より直に傍葛剌海に達し南印度に入ることなり。其地方の名も此國都大の開記にて覺り難き所あり。然れども大概をば知るべし左に記す。長崎より九十六里未申の方に當て女島男島あり。其より南へ六百五十里にして高砂島これ臺灣のことなり。此島の沖にトルダチンと云ふ二島あり。此處直に琉球國あり。未の方は福州を距ること此よりも六百五十里にして、西の方に廣東の港口あり。此所諸國輻湊の地にして殊の外繁華の地なり。海岸に諸國商船の旅館ありて、館前に各國の記號の旗を立て目印とす。また館舍の前に制札あり諸國の文字を以て

各國の人の讀べき樣に書きたるなり。日本人の讀むためには日本流の書體文言にて書きたる制札あることなり。此港に天川と云ふ所あり嫣港なるべし、海底深さ九百八十尋と云ふ。(舟子の俗說なるべし)長崎より此處迄は北斗星(北辰極星のことなり)を目あてに磁石を立て乘ることなり、北斗星不ㇾ見(南方へ出る故に北極を見ざるなり)次に南の方にて大クルス小クルスと云に星を目あてに船を走らす、右の天川の三里程南にヒロウハナと云ふ所此より西の方へ三百里行てカウチ(交趾國なり)トロンガダケと云ふ山あり、西へつゞきたる大山なり。此所達摩大師誕生の地と云ふ。(但俗說なり)△又四百里行てホルコントウロウと云ふ島を過ぐ、此柬埔寨の地方なり△此よりまた八百里ほど北表の隅へ走るに摩訶陀國の入口流沙河に至る〔割注〕摩訶陀國は中印度なり、流沙は北方にあり共に此所に有るべきにあらず但し舟夫の口傳へに云ひつぎたる俗說なり、然れども舟乘り方にては此の如く覺えざれば舟行便りあしきことなり。) これ迄船路長崎より三千八百里と云ふ。日本の里數にして六百三十里許になる。此流沙河は暹羅國の境にて此處に舟番所あり舟切手を改むるなり。

此流沙河と云ふは唐土と天竺との間に南海へ差出たる所あり、所謂シャムロなり。其南の岬二股に分れたる所より流るゝ大河あり。其れを舟人の語に流沙と云ひならはしたるなり。實には天竺近邦にして眞に天竺には非ざるなりと。

此暹羅國王は吾邦伊勢山田御師の手代に山田仁左衛門と云へるもの、事の子細ありて此國へ渡り此地の戰爭に功ありしを以て、國王の婿となり終に其統を繼で王となる。名をナヤカウホンと呼ぶは、此山田がことなり。居城をハンテイビヤと云ふ。此所より二十七里川上に懸り笹と云ふ城あり。(懸り笹の名考へ難し)これより廿五里川上にダイカイと云ふ都あり此より流沙川へ七十五里あり。暹羅國にビヤタイと云ふ寺あり。須達長者の屋敷あとあり。〔割註〕例の舟人の俗傳なり)山田氏の事この說非なり、山田は駿河の人、其事かの地淺間の社の畫額に顯然たり。

摩訶陀國の内テイビヤタイより七里にして長さ廿里つゞく堂二所あり。但し一字にて日本道二百町づゝあり。本尊何れも釋迦如來を安置し東向なるは立像、南表は坐像、北は涅槃堂にて各土塑の像なり。佛體大さ計り難し山を彫て像に造りたる者なり。佛の手の大さ厚さ三間餘も有べし、堂の柱は十人も手と手を引合て十五廻り餘あるべし）堂の軒の下は八十間餘あり町屋あり、釋迦堂町と云ふ。〔割註〕逗留の日本人の付たる名なるべし）堂の高さ廿里ばかり海上より此堂を目あてに乗り入ることなり。祇園精舍の堂〔割註〕これも例の舟人の云ひ傳へなり）右の三の堂よりは劣れり。大さも京の大佛堂四つ許り合せたる程なり。摩訶陀國の都は四十二里河上靈鷲山あり。〔割註〕これも例の傳說にて決して眞の靈鷲に非ず）山の高さ一里ほどあり大さ八町長さ十六町、此山の岩の上にて釋迦如來說法し給へることあり。〔割註〕此も同前なり、但し釋迦遊化の迹は無と云ふべからず）巖の高き所に釋迦佛の坐像あり御手洗あり、此邊四十二里が間町つゞきにて毎年二月末より四月中比まで市町たちて諸人群集す。靈鷲山より四十二里川上流沙川の中は霞みかゝりて其中に坐禪石と云ふ處もあり、二里河下にカギ川と云ふ河あり、此所よりは中天竺のカボチヤと云ふ所なり。

カボチヤは眞臘のことなり。マラカと境近し暹羅の近邦なり、中天竺にカボチヤと云ふ所なし、靈鷲山も祇園精舍も流沙もみな暹羅國中にて云ふことなり。眞に天竺のには非ざるなり。

二里河下にカギ川と云ふ川口あり長さ千二百里程の河なり。日本道にて二百里も有べし。〔割註〕カギ川もしくは安日(アンゲル)河の下流を云ふにや）流沙の川上に檀特山あり。〔割註〕例の虛名なり。

○右の外舟人の記したる所數條あり、何れもうけられぬこと多し。但里數と風土を云ふことは實見實聞のことなれば疑ふべきに非るなり。右の外天竺の路程のこと予別に考へ置ける者あり事長ければ略記する耳。文政壬午冬十月十八日夜子刻蓬生宿燈下に書るす行智(蓬生宿とは予が隣地の弊舍)

○四月廿七日觀世大夫が宅に能ありと聞き、夜べより往て觀んと志し日出る頃立出たるに、其日は西城

より羅漢寺へ御成ありて川筋支ゆれば卯の半蹄を立出て急ぎ行くに、彌勒寺橋大橋永久橋は障りもなく渡りしが、箱崎町に及ぶ比ひにはや御成と告げ中途に停められ小坊の横路に避れば木戸を閉たり。廼その内に駕籠をするゑて待居たる間に思ふには、都下の廣きもこの人停等所々の嚴なる到所大道は勿論小巷に及ぶ迄に家商屋の法、手のとゞきたることとなり。さすれば上に賢相あれば下の流行する曲直錯枉の言も實に然るべし、待久しかりければ此事を思ひつゝ輿中にて記せり。

其の口の事略を記す。三股の山端通り邸前を行くに橋ある邊の辻番所には足輕體の者并み居り、士分は物頭などゝ見ゆる者詰居たり。是は通御の前後人行の進止を見計る役なるべし、行く所の邸前皆然り。町に入れば所毎の木戸に町役の者四五輩又は二三輩居番屋にも囲み居てはや川を通御あらん。前には綱を横に張て人を停む貴賤皆然かす。

木戸を塞ぎてはその外に床机を設けこれに二三輩腰かけて守りゐる木戸の開閉をば鳶の者爲す、なかなか私事は許さず。かくして通御と覺しきときは皆机を下りて地に伏せり。因て聞くにその邊も正しく御見通しにはあらず。御見通しの所より注進すれば相傳へてかく爲るとぞ。さてその綱を弛めるには出張の御徒士方より指圖ありて人を放つと。

又戸口毎の前に子供一人づゝかゞみ居て斯の如し。子供のことゆゑ度々代りつゝ一人は必ず居ざることなし。後に聞けば家の主の居べきが主は職業も有りて暇なきゆゑ少輩を代りとするとよ、度々うち代りて慰み半分と見へしが寸時も曾て居ざることなし。小事なれど大法のよく行はるゝ觀るに足れり。

○淺草寺雷神門の右方に神明宮あり、その後に物觀あり。此地は日音院の境内なり。廣小路より見ゆる所なり。聞くこの屋は元と柳川侯立花氏の所建にして今尙代々これを修理す。その起りを尋ぬるにその祖宗茂關原の後未だ浪人して此地に在りしときこゝより出身して侯位に列す。夫より今にかの神明宮及び僧舍の類皆彼侯より修造するとぞ。又兼て聞く、此侯年始登城の時は必ずこの院に來り宿し、越年して新

歳の登城ありしと問ふに、正しく然りと。然るに近頃は消りは止み元日に夙く此院に来られ。夫より新年の登營ありしが是も亦止て、この頃は家老名代に來り越年して柳川侯は邸より直に登城すとぞ。

○又淺草寺の寺中今二十三坊あり。往古は皆山伏にして三社の別當常音坊等が配下なりしが、後この山東叡の持になりし頃、その業の僧と殊なるを以て卑められしを常に不快に思ひ、且常音坊が手を離れ宮の御内たらんことを冀ひ、遂にその妻子を退け三社の方を去て東叡の下に屬す。因て今に至て山内の僧徒は東叡の配下にして天台僧なり。されども嘗て妻子を退くるに當て遣るべき方なく、故に身は清僧なれど妻子は山内の別所を請ふて轄し置たりしが例となりて、今も淺草寺の山内なれど他所の女人住居すること構ひなく、當時に至ては藝妓私窩の類もはゞからず棲居することゝは成りぬ。

○聞く紀州東照宮の御祭禮は大造なる御事にて殊に美觀なりとぞ。その中如何なる御事にや神輿の通行に當りて紀侯御輿前に平伏せらる。此時に御輿前に於て二十番とか相撲あり。その間紀侯平伏ゆゑ相撲人もこれを恐れ、雙方より走り向ひ行司團扇を擧ると忽ち勝負し、見るうちに數番の相撲畢りて迺神輿渡御あるとぞ珍しきことなり。

○或人云ふ日向高千穗の峰の南麓道の岸に巨木ありしが、一年大風雨せしときこの樹根拔けて轉び墜しに、その脫根の中に一石門あり開き入て半間餘にして又石門あり、其内皆石砌にして中に一間四方なる石棺の影せし物あり、上に古冑と刀の如く見りし古刀ありしが皆敗の如く埋塞ぎて祟あり置きしと云ふ。右薩摩の榮翁老侯の家臣中にてその侍臣服部某が話なりと。日本紀を見るに瓊々杵尊は筑紫日向可愛之山陵に葬、彦火火出見尊は日向高屋山上陵に葬り、鸕鷀草葺不合尊も日向吾平山上陵に葬るとゝ、あれば太古至尊の陵なりしか。

○予先年參府の節人に逢ひき。その時懇意の者・雨華を誘ひ往きたる中に修驗行習もあり、渠が筆記せし所の紙片簏底に有りしがこの頃見出しぬれば爰に書く。

今年文政五年壬午二月廿四日策て仰せ下さるゝ事有りしかば、原庭の御館に參り老公に陪侍して石町長崎屋荷蘭人の旅舍に到り蠻人に對問す。同じく從ふ人には荻野八百吉山口桓之助荻野董之助行智也。今年參向の蠻人三人加比丹名はヤンゴックブロンホープ年四十三歲、其次筆者ヤンヲーフルネイハンヒッスル廿三歲、醫者ベンテルレンキ三十九歲各椅子によれり。老公席に臨み給へば三人立て迎へ跪て稽首し禮辭を演ぶ。老公遠來の勞を慰し給へば驛長陶長甚左衞門傍に在て旨を傳ふ。蠻人欽で厚誠を謝し奉る曰ふ。肥前の地は往昔蘭人始めて我國に入る時まづ舶を寄るの地なれば、今に至ても今昔の恩義を憶ひ欣慕し奉ると、譯人其事を傳て公に申す。公歡び聞く旨を仰せ給へば蠻人稽首して謝し奉る。蠻人の服外衣の下に莫大小を着て所々金具を以て固めたれば起居に便無らん事を察し給ひ、倚子に着べき由を仰せ給へば蠻人謝して椅子に着く。公まづ行智に問ふこと有らん由を仰せ給ふ。因て譯司に就て、

一行智問、西客我國に來る時海路印帝亞地方を經過し來ると聞及べり。其過る所インヂン、ベンガラ、コロマンデル、スモタラ等の事聞くことを得べきや△ブロンホーフ答云、我輩本國を出てジャガタラに到り其より直に日本に來るインヂンの地方曾て經來らず故に見聞する所無し。

一又問、たとひ親視せずとも其說は粗ゝ聞く所あらん△答云委しきは知ることを不レ得。

一又問インヂン、スモタラ、ヂヤガタラ文字言語各國異りや又は似同するなりや△答云各異り言語も同じからざる也。

一又問ジャガタラの文字は何なるものぞ字數如何△云ふ瓜哇土人文字を書くこと有り是梵字也。然れども此答を秘重すること甚しく常に猥りに此を不レ書又書て人に與ふること無し、人に與へて得たる人共字を輕んじ疎略に心得ること有れば、書たる者授りたる者共に罰を蒙ると云へり。如レ是貴重するが故に其字法は知ること不レ能字數も亦知ること難し。

一又問多羅葉椰子葉の類に文字を書くこと有や、又バビールなども用ゆるにや、墨はインキトをも用るに

やゝ答云然り樹葉バピール共に用ひインキトをも用る也

此の問答の間に僮僕酒盤菓子等を持出して公の前に列す。行智試みにまづ一盞を飲む甘くして蜜の如しこれ茴香酒なり、其の味曾て酒に不ㇾ似蜜に豆淋酒を和せし者の如し。次で公も飲み給ふ、侍座更に飲む。覆盆酒は彌〻甘し。公蠻人に盃を賜ふ蠻人拜謝して呑み紙を以て盃を拭ふて返上す。ホルコを以て油菓を刺しとりて紙に載せて肴に上ることわが國の人のごとし暫時巡盃す。

一老公問、本國に武を講じ兵を習はすこと有りや△答云有り。本國七年前大戰ありフランスと戰て是に克つ、今その圖を持ち來れり御覽に入れ奉んとて、即ヒッスルに命じて出さしむ。ヒッスル奥にり大幅の彩圖一枚を捧げて呈覽す。ブロンホーフ前んで其來由を說く、公戰爭に勝たるを賀し給へば蠻人欽で謝し奉る。公又曰暫く借寫して其邦の美譽を傳へんと、ホーフ歡て諾し奉り且曰廿九日發足す、その以前に返し給はらん聊他見のことある故なりと。

一、公又問、本國に劍技ありや△答云、有ㇾ之。

一、公又問、其術を記したる書ありや書名何とか云ふ△答云、劍枝の書有れども持來らず書名も忘れたり。

一公曰、再舶の時其の書を齎來るべしと加比丹領諾し奉る。

此とき東一も從ひ往く乃側に於て筆記す云く、蠻人曰劍術の書も有れども甚少し多分軍隊の書耳と。又云、總べて軍隊は一騎立の働を禁ず去ながら一騎前の働を學たる書も有ると。

一荻野問、曾て西洋連發炮を用ふることを聞く我家先祖以來其炮術を傳ふ。嘗て思へらく此術船中に用ゆべく陸戰に用ふべからず、本國船上に用ふることも有や△答云、有り然れども只船上に用るのみ陸軍には曾て不ㇾ用、用を爲すに足ざるが故也。

一又問、イタリヤ國マルスの前にて武を講ずる事有りと聞其事有や△此問、蠻人聞違へて自國の事と心

得答云ふ、其事今は無し六七十年前迄は有と聞けり、但しマールスをば尊むことを知るのみ。(マールスは七曜中の火曜の名也)

一山口問、本國に柔術ありや△答云、無し。

一又問、角力は如何△答云、無し本國に於て武事を習はす人數を指揮して戰はしむることを覺ゆ。騎馬歩卒一人打の術をば專らと爲さず、故に其業も傳ふること少し。

一荻野董之助、醫に對し其身目疾の治法を問ふ。醫(ベンデルレンキ)視察して云ふ、急に治すべからず只靑絹を目上に覆ひ日光を遮りて長く養はゞ自ら治すべしと云ふ。

一行智譯人に對して曰、チツプルメーステル醫チンデルメーステル醫△譯人答、上醫也。

一公曰、先年ヘンデレキドーフに遇ふ別後年久し今尙思ふ安穩なりや歸國の後ドーフに逢ふこと有らば我言を以て傳へよ△ブロンホーフ謹て旨を領する由を申す。且公の遠人を撫るの誠意を感じ申と云。公も亦喜ばる。

一行智彼國の曆數を問ふ、此は七年前の戰爭其國何年の時に當ると云ふを知らんと思ひて也。然るに蠻人は開闢以來の年數を聞と心得ベンテルレンキに命ず、レンキ立て奥に入て紀冊を閲し來て云五千七百七十年。

一行智曰、其はヘブレウス以後の紀數に非や△答云然り、又曰シユンドフルードの後四千百十四年。行智按ずるに此數のこと彼れ心得違ひにしてヘブレウスの年數を云るにかと思ひしが、亦思ふに其國子細有て世界剏造の紀數を以て答るにやあらん剏立より洪水災迄の世を云ふシユンドフルードと云ふはヘブレウス第一千六百五十七年に當て洪水出で世界を淩せし時を云ふ。○又案、西洋中興改元より今壬午に至て凡そ一千八百廿二年也。然らば七年前の戰爭と云ふは、其國一千八百十六年我朝の文化十三年丙子に當る。

す、公歸り給ふ時に三人共立て送り出別を惜み奉る言の葉さへ通ぜず、異域蠻戎の人と云へども人情誠意の及ぶ所我に信あれば彼も亦實情を見はすなど路すがら語り合へり。御館に還り入らせ給ひ、其より我等は荻野が宅に到り亥刻過る程家に歸りぬ。今日は兼て願ひ思し西人に對問のこと皆公の鴻澤を被る所、日頃の宿思ここに足れり。因て夜も寢られずつとめて昨夜の有らましを書つけ侍る。廿五日行智

東一が側記云、

本國七年以前勝軍の圖二枚、國王の子廿二歳最軍略に達しこの指揮に由て大戰に勝と云。其大戰の月日は六月十六十七十八の三日なり。彿郎察の旗を分捕するの圖あり、此圖中棒の如き物を持たるは一隊毎の印しなり。又鐵炮に劍を付たる器は名をバンヨネツトと云ふ。都て陸戰には周發等臺仕掛の筒を不レ用、小筒の類數多く並べ備るを利用多しとす。臺仕かけは專船軍に用ゆ。今西洋の諸國軍陣に甲冑を着せずと。夫故この圖の人物皆常の服也。又此中の人物背に負たるもの有るは雨具と云ふ。此戰の時は今の加比丹は、本國に在て兵粮出しを掌りたれば戰場へは不レ出と。右の銅版畫人をヲヽストルホン、版畫はホヲコカアムルと云者造ると。

ジヤカタラ文字是は一切知らず、長崎へ連來る黑坊等は一向認得ず。

通詞茂左衛門云ふ、先年渡海の黑坊文字を書くを見たるが矢張梵字に違ひ無く見請候。總て黑坊は文

字を書き候得ば罰を蒙るとて一向に認めず。



國王より賜ひし者とて加比丹の首にかけたるあり名をニツドルと云、都て國家に功ある人に與へることの由。此品を持つ者は國王と同席することも出來るとぞ。近來にてはドウフ并に當カピタンのみ也。

○既に四十六卷に領内志自岐の海中に得たる如意珠のことを云へり。然るに今其の眞寫を得て茲に出す、記文あり左に附す。

如意寶珠形石緣起　昔文化十四丁丑歲四月十八日、起首限期七月廿七日、爲奉報謝國家之鴻恩深發願而潔齋、以供五大虛空藏菩薩、及阿嚕那天精勤而逮七十日比日爲藷蕷所犯、在于臥床數十日而已、明年春三月上旬、再發願期誓三百箇日供大隨求菩薩及阿嚕那天、文政元戊寅歲六月上旬、果而結祈願一日（補）一日は六月十一日なり）爲崇神威、詣由外於六社鎭守、詣尻居宮（補）尻居宮は宮浦沖宮）保多伊殿中途東去社地一町餘怪灘邊、拾得一奇石、四面均調而有文色、如圖、堅固似金剛、古語曰、玉緣琢磨成照車器、人待切磋致穿犀才、予頭愚何關此論耶。復有法祖之傳、繪木法然云々、謂課巧匠之功、繪像木佛、猶有法爾自然利、以謂汲流末資、具寶部三摩耶形、靈石何忽卒焉、於爰則還在于高堂、祈國家豐榮、汲汲而恒無休而已、文化八乙酉歲春正月志自岐山盛脩誌

〇或人曰上州多胡郡の碑にある羊（人名）は蓋し遣唐の人なり。後其墓中より〔割註〕墓中とは碑下を云や又羊の墓と云もの別にあるや。）十字架を出だす、是をイナアカテッチンギ（先年舶來の紅毛人）に長崎屋の旅舍にして上州の御代官より示せしに、テッチンギ是を鑑定せよとは甚不審なりと言しと。〔割註〕この意は此物は天主教の所用、吾邦制禁のものなる故なり。）唐に景教と云ふありこれは金石粹編に出で又打碑をも舶來す。〔割註〕或人こゝに唐代の事を引きたるは多胡碑に和銅四年の號あるを以てなり、此年唐睿宗の景雲二年）大秦寺の事景教傳法碑にも出、舊唐書にも見ゆ。〔割註〕佛祖統紀云、末尼火祆者、初波斯國有蘇魯支、行火祆教、弟子來化中國、唐貞觀五年、其徒穆護何祿詣闕進祆教、敕京師建大秦寺、天寶四年、敕兩京諸郡有波斯寺者、並改名大秦、會昌三年、敕天下末尼寺並廢京城女末尼七十二人皆死、在回紇者、流之諸道、五年敕大秦穆護火祆等二千人並勒還俗）　舊唐書武宗紀に云く、會昌五年云々又秦僧尼不合隸祠部、請隸鴻臚寺、其大秦穆護等祠、釋教既已釐革、邪法不可獨存、其人並勒還俗、（又云）隸僧尼屬主客、顯明外國之教、勒大秦穆祆三千餘人、還俗不雜中華之風と、景教傳法碑にあるは太宗の代大秦國を征せしとき景教を傳ふ郭子儀大に信心すと。〔割註〕舊唐書新唐書ともに子儀の傳此事なし。

蓋傳法碑の說予未この碑文を見ず。」然れば遣唐使も專此後の頃なれば或はこの教を傳來りしなるべし。西洋紀聞にも齋食には魚鳥を用ひて獸肉を禁ずなど云へば、今宍の禁は若くは景教に起る歟と。又云景教の號は唐の時天主教を名づけて稱せり。かの景教傳法碑は明初に掘出せし者なりと、泰西水法の序に見ゆと或人云き。〔割註〕泰西水法を他に借て見るに序文このことを見ず。若くは書中に散見するか但序末に萬曆壬子仞夏泰西耶蘇會士熊三拔謹撰とあり。〕又此碑の打本吾邦にも渡り有るが、（是亦未見ず）これ唐代の遺物に違ひなしとぞ。〔割註〕因に云舊唐書云、拂蘇國一名大秦、在ニ西海之上ニ、東南與ニ波斯ニ接レ地方萬餘里、新唐書云、拂蘇古大秦也、居ニ西海上ニ、一日ニ海西國ニ、去レ京四萬里。〕或人又云ふ凡天主教の徒は牛を尙ぶ、天竺にも婆羅門種はこれも牛を尊敬すと。夫につき竊に思ふに京師に大秦廣隆寺と云ふあり、この寺推古の朝十二年の所建聖德太子の創立とぞ。此時隋の末唐の初の事なれば若くはかの大秦の教も吾邦に傳へたりしか。此寺今に牛祭と云ふことありて、異體の假面を蒙れる者牛に乘りて進退することあるよし、都名所圖會に見ゆ。〔割註〕大秦と稱ふるゆゑ、又廣隆と云ふことと其書の註に見ゆ、指信ぜられず。〇山城志云、廣隆寺厩戶皇子、命ニ秦河勝ニ所レ建、推古三十一年七月、新羅任那二國遣レ使來聘貢ニ佛像ニ置レ之、又云其摩□羅神祠、每秋九月十二日修ニ祭祀ニ謂之牛祭。〕

多胡碑のこと盍簪錄（東涯著）に所レ云は、土人呼爲ニ羊大夫之社ニ、不レ知ニ何故ニ、或以爲ニ穗積親王之墓ニ、不レ知ニ前世置縣之碑これ其碑文に據て云ふならんか。成給羊の三字漢文に非ずして讀みがたし人以レ茲羊大夫と云ふなり。又其碑圖を出せるを見るに附石蓋石ありていかにも墓の如し。然れば置縣の碑に非らずして墓標と爲んも然らんか。又東江書話には盍簪錄のことを論じて別に彼地土俗の云ひ傳へし羊大夫の事蹟を載す。その略はこの人後不還のことありて官軍の爲めに討たれ自ら刎と見ゆ。されば斯人ありしも計りがたし、何分にも十字架のかの碑下に出たりしと云ふは訝しきこと也。〔割註〕多胡碑碑面八十字〇辨官符上野國片岡郡綠野郡甘良郡、幷三郡內三百戶村成給羊成。多胡郡和銅四年三月九日甲寅宣左中

辨正五位下多治比眞人太政官二品穗積親王左大臣正二位石上尊右大臣正二位藤原尊。）

好古小錄云、按續日本紀云、和銅四年三月辛亥、割二上野國甘良郡織裳韓級矢田大家、綠野郡武美、片岡郡山等六郷一別置二多胡郡一此碑始て多胡郡を置れし時建たる碑也　土人誤て羊大夫なる者の碑とす牽強附會の說なり。村民故事を諳ずるの憑據なき者論ずるに足らず、又曰羊は半の誤ならん幷二三郡內三百戸一郡成給ひ半成二多胡郡一と讀で其義通すべしと。又一說かたへ、十字架のこと疑はし。

甲子夜話　卷六十四

○尾張齊朝卿の御養子直七郎君（將軍家第四十七の御子）今年宮參あり。先日九鬼長州の邸を訪ひしとき長州云ふ、この御宮參に犬を牽かせらるゝことなるが、是には甚だむつかしき事ある由。途中にて他犬の吠え咬むことあるは忌むことにて、又或は鬪ひ叫ぶことなど猶更ゆゑ、犬に牽者の心得あること抔語りしまゝ如何なるにやと、其時の鹵簿を求めて視るに、なる程犬の名目あり、如何なる御用にて然るや、其餘これに就て尾藩の大體を見たり。

文政八年酉三月十六日直七郎様山王御宮参御行列

御徒目付
御小人目付
御徒之者
御徒目付
御小人目付
御使之者
同
同
御目付　熨斗目麻上下
御徒目付　熨斗目麻上下

御先拂
御使之者　黒絹羽織袴
御小人目付　役羽織袴
御馬
御口之者組頭　服紗麻上下
御口之者組頭　黒絹羽織襠

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

御小人目付　役羽織袴
御小人目付　役羽織袴
馬柄杓
御口之者二人　黒絹羽織襠

同
同

御徒目付
熨斗目麥上下

御小人目付
役羽織袴

沓
箱
御馬飼二人
泥除黒木綿羽織

御馬頭
熨斗目麻上下

御道具支配
新御番

御挟箱
御小道具之者三人
黒絹羽織襠

同
御挟箱
御小道具之者三人
黒絹羽織襠

御筒守
天兒
犬張子

御召替
御駕
御駕之者八人

御徒組
熨斗目麻上下

同 同
同 同
同 同
同 同
同 同
同 同
同 同
同 同
同 同

御徒組與頭
同

御徒組
熨斗目麻上下

同 同
同 同
同 同
同 同
同 同
同 同
同 同
同 同
同 同

御徒組與頭
同

立場不定
上方
言
小十人組
熨斗目麻上下

御使之者
黒絹羽織襠

御胡簶
御立弓
御道具之者二人
黒絹羽織襠

見廻御槍
同
同

御徒頭
熨斗目麻上下

立場不定
上方
言
小十人組
熨斗目麻上下

御使之者
黒絹羽織襠

十文字御槍
同
同

押
鳥毛御槍
同二人
黒絹羽織襠

押
鳥毛御槍
同二人
黒絹羽織襠

御日傘
同
同

御臺笠
同
同

御小人組頭
服紗麻上下

御使之者
黒絹羽織襠

御使之者
黒絹羽織襠

御長刀
御長刀之者二人
服紗麻上下

小十人組
同
同
同
同
黒絹羽織襠
同
同
同
同

言上方
御使之者
黒絹羽織襠

小十人組與頭
熨斗目麻上下

小十人組
同
同
同
同
黒絹羽織襠
同
同
同
同

言上方
御使之者
黒絹羽織襠

小十人組與頭
熨斗目麻上下

新御番
同

小十人頭
熨斗目麻上下

御犬牽引
御鷹匠

御弓役
熨斗目麻上下

御犬
御鷹場見廻りの者三人
黒絹羽織襠

新御番組頭
熨斗目麻上下

新御番頭
同

御弓役
熨斗目麻上下

新御番
同

御書院番
熨斗目麻上下
同　同
同　同
同　同
同　同

御書院番
熨斗目麻上下
同　同
同　同
同　同
同　同

新御番
同

新御番
同

御書院番組頭
熨斗目麻上下

御書院番頭
熨斗目半襠

御同朋
熨斗目麻上下

御使番
熨斗目麻上下

御用人
熨斗目麻上下

中奥勤
熨斗目麻上下

御使番
熨斗目麻上下

中奥勤
熨斗目麻上下

御用人
熨斗目半襠

御駕
中奥
同勤
中奥
同勤

御駕之者十二人
御伽三人

御小姓頭取
御小姓
御小納戸

御廣鋪懸り
御小納戸
熨斗目麻上下
御附之輩二人

御詰
熨斗目麻上下

新御番
同

御使番
同

新御番組頭代心得
小十人組頭代
新御番
同

御廣鋪御用人
熨斗目麻上下

奥詰
熨斗目麻上下

御奥醫師
熨斗目十德

新御番
同

御使番
同

御道具支配代役
新御番
同

御小人頭 熨斗目麻上下

同　同
同　同

同　同
同　同

御茶辨當 御數寄屋坊主 御小人五人

同　同
同　同

御替傘 同一人 同

御笠袋 同一人 同

御廣鋪番 同

御廣鋪番 同

御勝手口番 服紗麻上下

御勝手口番 服紗麻上下

御草履持

御草履持

御跡 御使之者 黑絹羽織襠

御跡 御使之者 黑絹羽織襠

御徒目付組頭 熨斗目麻上下

御徒目付 同

御小人目付 役羽織襠

御持筒 御小道具之者二人 黑絹羽織襠

御徒目付組頭 熨斗目麻上下

御徒目付 同

御小人目付 役羽織襠

御雨傘 同一人 同

御鑓箱 同一人 同

御挾箱 同二人 同

御駕臺 同一人 同

御草履箱 同一人 同

手明 御駕之者 同

御笠取扱 御使之者五人 黑絹羽織襠

御小人組頭 服紗麻上下

御挾箱 同二人 同

御駕臺 同一人 同

御沓箱 同二人 同

御馬方
熨斗目麻上下

御馬
御口之者組頭
服紗麻上下
御口之者組頭
黒絹羽織襠

馬柄杓
御口之者一人
黒絹羽織襠

沓
御箱
御馬飼二人
泥除黒絹羽織

御馬乘
熨斗目麻上下

御馬
御口之者組頭
服紗麻上下
御口之者三人
同

御馬杓
御口之者一人
同

傘枠
同四人
同

大小枠
新組並四人
木綿小紋羽織

新組並目付役
木綿茶通小紋羽織

御徒押
熨斗目麻上下

御小人目付
役羽織襠

御小人目付
役羽織襠

御小人目付
役羽織襠

沓
御箱
御馬飼二人
同

菅笠枠
同四人
同

御年寄
乘輿

御傅
同

御意御頼之
奥御醫師
御醫師之次江
御用人明駕籠等

御徒押
熨斗目麻上下

御小人押
役羽織襠

雨具押
新組並四人
木綿小紋羽織

御小人押
役羽織襠

雨具押
新組並四人
木綿小紋羽織

同　同五人　　御小人押 役羽織襠　　御徒押 熨斗目麻上下　　御小人押 役羽織襠　　物頭以上 侍同勢 麻上下　草履取

同　同

此間一町程

同　同五人　　御小人押 役羽織襠　　御徒押 熨斗目麻上下　　御小人押 役羽織襠　物頭以上　　侍同勢 麻上下　草履取

鎗　挾箱　長柄　　御小人押 役羽織襠　　御徒押 熨斗目麻上下　　御小人押 役羽織襠

馬　合羽籠

此間三十間程

鎗　挾箱　長柄　　御小人押 役羽織襠　　御徒押 熨斗目麻上下　　御小人押 役羽織襠

物頭以上 侍同勢 麻上下　草履取　鎗挾箱　御小人押 役羽織襠

物頭以上 侍同勢 麻上下　草履取　鎗挾箱　御小人押 役羽織襠

以上

○兩三年前田安殿の家士山口某に邂逅して物語の中、世に謂、ぐわんにん坊主と云ふ者のことに及ぶ。〔割註〕この坊主と云ふは、世上街衢の間を裸體長髪にて輪袈裟をかけ、走り歩く僧形のものを云ふ。）山口乃その所持の小記を示す、奇らしきことなれば則記載す。

願人坊主由來并掟目

願人名目之儀は源義經公奧州下向之節、拙者坊人之内兵法虎之卷傳授仕候者共、本尊多聞天江心願あり御供仕候砌、武運被レ爲レ開候故源公願人と被レ稱候に付、拙寺にて坊人を願人と申候古實に御座候、所レ謂坊人と申もの諸國徘徊仕加持祈禱等を仕、札守秘符を勸め候俗法師にて御座候、只今に至り一山にても餘境にても多く有レ之候、則願人も許狀は一般にて御座候、但圓光院方願人も古來は拙寺より勝泉院と申江分け置候所、元祿三年より圓光院支配に相成、共砌御奉行所江以二代僧一御訴申上候、往古者拙者許狀を取、組頭等國々多有レ之候一國切之支配に申付候儀にて候所、元龜年中以來貧寺に罷成候に付、本寺より改も不レ致猥になり修驗方江隨候樣に成行候、御當地多く支配下有レ之儀は、慶長年中以來之儀にて組之内、仁禮を選觸頭役に申付置、關八州之願人等年々組頭共相廻り改置、從二御公儀一御尋等被二仰付一候節は關八州江は廻狀にて申付、餘國江は御當地より人數を差出數度御用をも相勤來候、此度吟味仕候得ば近來は關八州も猥に相成候、

一大坂表[illegible]組頭之者有レ之只今に百許居住候、彼地にて開帳勸化等之改被二仰付一候儀にて御座候、

一駿河府中にても圓光院拙者支配の願人少居住仕候、其外諸國にも本寺之願人等多く有レ之候旨相聞え候、右之趣にて不二似寄一候ものは、何方にても願人と申候樣に成行候

右從二御尋一覺悟仕候趣、書付奉二差上一候以上、

延享元甲子年十月　（鞍馬寺）大　藏　院

圓光院下知狀

鞍馬寺圓光院門末之徒、如二先規一專守二公儀之御掟式一、不レ可レ違二背法儀及本山之命令一勿論、可レ停二止俗儀一、檀家巡行諸勸化等、質素可レ相勸レ者也、若於二違犯輩一者、如二古法一門中速可レ令二擯罰一之條、下知如レ件、

年號月日　（圓光院）書　印

(寶泉坊) 組中 江

同許狀

一鞍馬寺檀那廻之事任二先住一申付候條其働可レ爲二肝要一事
一御公儀御法度之趣並て相守可レ申事
一法中之行儀等堅固相務可レ申事
右之條々於二違犯之輩一は可レ爲二越度一者也

年號月日

(圓光院) 寶印 書印
(誰下) 誰 江

大藏院判物

一鞍馬寺檀那廻之事任二先規一申付之條其勤可レ爲二神妙一事
一公儀御法度之趣並て可二相守一事
一推書を以申付置候通、法中之作法等急度可二相守一事
右之條々於二違背一は可レ爲二越度一者也

年號月日

(大藏院書判) 寶名判
持主 誰

年々恐以二十付一奉二申上一候
寺院御祈禱に遣候配下隨人修行勤進右に申上候
一天台宗新願加持札守秘符相勤候事
一毘沙門天江曾結明所代參之事
一日踊法樂之事

一御圖八卦卜筮之事

一諸經修行之事
一水行之事
一閻王差出候事
一施餓鬼差出候事
一荒神釜〆勸請之事
一灌佛會指出候事
一淡島法樂勸進之事
一大山不動江梵天相勤候事
一毘沙門天八體佛御影配勸進之事
右は先々御奉行所より御尋に付書上置候以上
寛政二戌年九月松平紀伊守樣より御尋に付御答申上候（割註）補松平紀州は寺社奉行。」
一願人組人幷死失等之節取許之事
此儀弟子取仕候義は僧侶共願人弟子に相成度段申來願人は遠近共元方相糺則一札取置弟子仕候趣拙僧共支配下より書付を以願出候得ば觸下役僧當人糺之上配下人別差加鑑札袈裟相渡申候是は願人職分仕候尤修行勸進致馴不ㇾ申候內日々雜用賄致し時物一衣着せ古參之者江申付同道にて爲ニ引廻ニ職分馴候迄世話爲ㇾ仕候事
本寺許狀取候者相煩候節は書付を以屆出候若病死仕候得ば當番組頭より目付當番行事見分之上菩提所江葬申付候尤重立候役人より本寺許狀取候者迄香奠相渡申候平願人師匠賄に御座候見分同樣之事
一配下之者不埒之筋有ㇾ之節取計之事
此儀觸下宗法相背不埒成者は其筋書付を以拙僧共江願出候得ば於ニ觸頭宅ニ仲間總會合之上吟味致當人不埒之筋相極り候得ば古來より擯出申付候幷山伏行人職分差構御府內徘徊不ㇾ仕候樣申渡一札取ㇾ之當人願により品川千住板橋江送出し差拂申候此段寺社御奉行所御月番え御屆申上候古格に御座候
一愛宕多賀等も願人と唱候者有ㇾ之由是又御當地に罷出居候也
此儀愛宕多賀等坊人と唱候て願不人と唱不ㇾ申候由承り申候所源義經公鞍馬入山之砌坊人之內虎之卷

傳授仕候者御供仕候て御運被レ爲レ開候に付源公願人と被レ稱是より鞍馬坊人を願人と申候愛宕多賀坊人御當地に罷在居候哉存不レ申候

一願人組人又は本寺觸頭等江附属之事

此儀古來より本寺禮錢差出候事觸頭江役料差出候事組人に出錢等無レ之事

右就二御尋一奉二書上一候

雨觸頭名前

○享保辛酉の夏、鎌倉圓覺寺の誠拙和尚京都南禪寺の招に依て上京淹留す。この時寓居の院は南禪の山中險峰の下に在り、然るに和尚淹留中晴天月夜などには時時深更に及で、峰頂にて數人笛を吹き太鼓を鳴らし歌舞遊樂の聲頻なること數刻、この峰頂は尋常人の至る所にあらず、因て初は從徒もあやしみ驚たるか山中の古老云ふには、この山中古代より奇事あるときは必ず峰頂に於て歌舞音曲の聲あり、これ守護神の歡喜するなりと。守護神は天狗なりと言傳ふ。（和宗和尚話）

高僧傳云、正應間龜山上皇在二龍山離宮一、妖怪著作、妃嬪媵嬙屢遭二魅惑一、上皇大惡レ之、乃集二群臣一議二其事一、僉曰此地妖怪聞レ之久矣、非二佛法力一決不レ可レ治、於レ是命二南北高德一、百計無レ効、時西大寺睿尊律師、有二戒行聲一、勅棲二宮闈一、尊率二沙門二十員一、晝夜振鈴誦咒、至二三閲月一、而妖魅猶騷、投二飛礫於護摩壇一、尊不レ辭而退、群臣奏二門德望一、制詔レ釋普門號二無關一、東福開山聖一國師之弟子也、逝年八十、嘉元間、敕謚二佛心禪師一、元亨三年加二賜大明國師一、乃召二下宮一、且宣曰、卿能居乎、門奏曰、妖不レ勝レ德、世書猶有レ之、況釋氏乎、釋子居レ之何怪之有、上皇壯二其言一、勅二有司一俾三門入二宮一、門但與レ衆安居禪坐、更無二他事一、自爾宮怪永息、上皇大喜、乃傾二心宗門一、執二弟子禮一習二坐一受二衣鉢一、因革レ宮爲レ寺、賜二梵制宗之儲一、特勅門爲二開山始祖一、後來伽藍具體號二太平興國南禪禪寺一、然れば怪此時より有したり。今は還て穩なるは太平の號由る所あり。

○前に玉之梅と云へる藥のことを云へり。此頃多紀安元に問たれば答には袖之梅玉之梅のこと承りおよ袖之梅の方は兼て記し置たれども玉之梅は未だ知らず因て一方のみ申なり、但し神祖の御方と申すこと

は聞知らず。又日本橋駿河町に古松軒と云ふ藥鋪に玉之梅と云ふを賣る。是は富山侯にて製せる百花香と同方ならん、百花香は予が知るらんと云ひこしたれど、侯は余も懇意にして毎度この藥も得たるが同方なるやは知らず。又若くは古松軒と云へるは彼の中村七三郎が所か。住吉町と駿河町とは所も近ければ、

袖之梅の方　藿香五分、陳皮一匁、桂枝一匁、縮沙五分、葛根一匁、黃連三匁、大黃五分、木香二分、甘草一分、

右九味剉細し水煎又は湯泡用レ之、

主治　治二停食宿酒脾胃不和一

○高柳草庵は年來東叡山に立ち入る者にてかの王府の藏書を見し中、天海僧正手自ら書入れ有る左氏傳あり。これは僧正常に好んで此書を見られしとぞ。其書入の旨は譬へばこの陣は如レ是なる故に敗れたり、云々せば勝なんなど評せしとぞ。常人の所見とは殊にして、實地より見し故かゝることならんと前人語る。

○予が隱莊の北隣は東盛寺なり、その後に小篁あり、この處嘗て俳人芭蕉の棲みし跡と云、曰人（仙臺侯の中の人、前に其人の事を出せり）の俳道に一傳聞せしは芭蕉盤珪禪師に參禪して專ら禪理を問ひしと云ふ。是に由て予思ふ、此頃正眼國師（盤珪の勅號）は天祥公の爲めに天祥庵に往來ありしかば、芭蕉も隣を卜して棲みしなるべし、天祥庵は即今不動堂の處にしてかの小篁と相去ること纔に二十餘步、又今東盛寺の中に芭蕉の像をおく小堂あり、是篁中の舊庵を移せし所と云ふ。又桃青（芭蕉の名世人多所レ知）の號を後に東盛に改めしとも云へり。（桃青東盛方音通ずればなり）

○五六年前か平戸より珍しければとて呈せし小冊あり。これ長崎に於て鬼狩とて人數押を行ひたりし事なり。この前蠻賊の港內にて騷し事ありしより不虞の備を修る爲とぞ聞へし。此行列書の中に崎尹兩人共見ゆ。これは交代の頃なりしと覺ゆれど、是又今誰なりしや忘れたり。

標題
兎狩行列

獵師同同同同　　獵師同同同　備打懸り　陣笠半てん羽織なし股引　門人同同同　鐵砲銘々持之

人數六十人　三ケ村庄屋　羽織半てん股引　小者三人　十人　都合十二人

獵師同同同同　　獵師同同同　備打懸り　門人同同同

箱　門人　同上同断　　箱

持筒侍　　持筒侍

高木道之介　草履取　床机　　高木內藏丞　草履取　壹貫目筒

右同断　　侍

鎗　門人　同　　鎗

大筒持同同同同同同同同　　持筒侍　　持筒侍

紋附小袖踏込脚半　高島四郎兵衛　右同断　　上同断　高島四郎太夫　右同断

都合十八人　小簱　　草履取

大筒持同同同同同同同

大筒同同

持筒侍

持筒侍

草履取　小簇

上同断 藥師寺久左衛門

右同断

草履取

上同断 藥師寺宇右衛門

右同断

草履取

大筒同同

侍

侍

羽織なし

小簇

上同断 高木清右衛門

草履取

高木豪之助

草履取

陣笠半てん股引 炮術世話役

弓二人 半てん股引 羽織なし

弓二人 上同断

一人同同同同

上同断 散使頭取

散使同同

見習

羽織なし

陣笠半てん股引 唐人番同同同同

陣笠羽織半てん股引 唐人番羽織

一人

一人同同同同

上同断 散使頭取

散使同同

見習

右同断 唐人番同同同同

陣笠羽織半てん股引
遠見番觸頭一人

陣笠半てん股引 羽織なし
遠見番同同同同

上同斷
船番筆頭一人

上同斷
船番同同同同同同同

右同斷
遠見番同同同同

上同斷
町使定乘一人

上同斷
町使同同同同同同

兩組十八人

船印
法被持人帶刀
絹法被足輕一人代添

陣笠陣羽織
踏込脚半
給人一人

股引羽織
若黨一人
表小使
草履取
鎗持

船印
法被持人帶刀
絹法被足輕一人

上同斷
給人一人

同斷
若黨
表小使
草履取
鎗持

陣笠羽織
半てん股引
御役所附觸頭一人

右同斷
御役所附觸頭一人

御役所附同同同同同同同
御役所附同同同同同同同
十八人

纒
法被持人
羽織足輕
中間小願

纒
法被持人
羽織足輕
中間小頭

陣笠野羽織
半てん股引
徒士

陣笠羽織
踏込脚半

股引羽織
若黨一人

持筒

陣笠半てん股引 羽織なし
足輕同同

上同斷
同

上同斷
若黨一人

法被

右同斷 徒上

給人一人

表小使 草履取 鎗持

持筒

右同斷 足輕

同 同

給人一人

表小使 草履取 鎗持

鑓持人

陣笠陣羽織 踏込脚半 納戸

同近習

陣笠野服 中小姓

同

上同斷 納戸

同近習

長崎奉行也 奉行

（補）長崎奉行 原本朱書

法被 鎗持人

長崎奉行也 奉行

右同斷 納戸

同近習

右同斷 中小姓

同

上同斷 納戸

同近習

同中小姓

同同

野服年行司一人

羽織半てん 股引 太鼓役一人

表小使

表小使

右同斷 貝役一人

對挾箱

同

同中小姓

同同

野服年行司一人

茶辨當二荷

坊主四人

表小使

表小使

床几 草履取

沓籠

飼桶

近習中小姓 草履取二人

押同

陣笠陣羽織 踏込脚半 小人

野服年行司 股引羽織 若黨 同 一人

表小使 草履取 鎗持

右同断 草履取
沓籠
飼桶
右同断 草履取二人
押同
右同断 用人
右同断 若黨 同
表小使 草履取 鎗持

上同断 用人
上同断 若黨 同
表小使 草履取 鎗持
陣羽織踏込脚半侍 町年寄二人
草履取
獵師同
宰領 村年寄
遞足輕一人

上同断 用人
上同断 若黨 同
表小使 草履取 鎗持
右同断 久松碩次郎
持筒侍 同
草履取
獵師同

野服 年行司一人
年行司筆者
持筒侍 同
箱
持筒侍 同
箱

羽織半てん股引 御武具蔵預五人
高木作右衛門
侍同
草履取
鎗
高木榮太郎
侍
草履取
鎗

飼桶
箱
足輕二人
持筒侍
足輕一人
高木運之助
草履取
羽織半てん股引 手代二人

侍　　鎗　　小者二人
沓籠

追加　或人曰、この事の始てありしは文政元年九十月の頃なりし。其時の崎尹は筒井泉州にて間宮筑州初交代の時と云ふ。爾後毎年二月中旬九月下旬とにこれをなす。場は田上火箭場と云ふ所なるよし。

甲子夜話　卷六十五

の今上帝文化十四年に御即位ありて翌年改元文政と號し、その十一月に大嘗會あり。其時京師より來れる記文ありしを頃日篋中に得たれば爰に掲ぐ。

抑ゝ大嘗會と申奉るは、かけまくもかしこき代々の皇御位しろしめして行はせたまふ御事とかや、しかはあれど中にも後土御門院より二百年餘り中絶侍りしに、貞享のころほひ東山院の御宇に絶たるをつぎすたれたるを起しおはしまして、今はた元文みつの霜降年に執行はせたまふ、いともかしこき御恵也。いでや秋のなかばのころト定とて大内にして、はゝかの木を焼て龜の甲を炮り抜穗の所を定む。神祇官ト部朝臣是を勤む古歌に

　香久山の若葉がもとにうらとけてかたぬく鹿の妻戀なせそ

などよめり、實にや治る時に近江の國志賀郡丹波の國桑田郡を悠紀主基の國と定て抜穗の使あり夫より荒見川の御祓ありて、都の西紙屋川にて行はせ給ふ。久禊とは天子關白御身を清め給ふ事とかや。扨又内の奉幣は伊勢石清水加茂下上の神社へ奉幣使あり。さて紫宸殿の御前に皮付の柱にかやふきわたしたる神殿二所宮作ります、是なむ天津紀の宮をば悠紀殿と崇め國津神の宮をば主基殿と申奉るとかや。内侍所の御前に廻立殿立、天子御湯をめさせ給ふ所也、宜陽殿月花門の腋に柏屋をかまへ是は神供の膳家也。ト部忌部の官人は幣帛を捧て祝詞申、兵庫寮は御戟を立、主水司は水を設け、主殿助は齋火を設け、内膳の官人は神饌を調、その外さまざまにつかふまつる御神事は中の卯の日也。天子出御ならせたまへば前行大臣中臣忌部の官人御巫猿女御先にすゝみ、近衛の次將は劍璽をさゝげ、車持の朝臣は菅蓋をかざし、宮内輔は葉薦をもて筵道をしき奉る。次に關白供奉したまふ、小忌の公卿は冠に心葉をさし日影のかつら

をかけ庭上に參向し、月卿雲客列をたゞし天子渡御あり悠紀主基の殿へ入らせたまひて天子自神饌を獻奉られしとかや。亥の時始より寅の時終迄に御神事はじめ給ふとぞ。さて其後悠紀主基の節會、壽詞奏清暑堂の御神樂、豊明殿の節會南面に高御座を設け、いろ〳〵の御遊あり、群臣に御酒をたまふ、田舞風俗吉志舞を奏し樂人は樂器を調べ、伶人は袖を返し舞ふとかや、寔に上なき御神事なり、むべなるかな御裳濯川の流たえず、正木のかづら永き代かけてめでたき御こと也。

○平戸に觀世九郎が弟にて服部總三郎と云ふ者肥州に仕え居たるが、一年江戸に上り頓て又下るとて暇乞に予が隱莊に來る。且曰今年歸路仙洞御所御能ありて叡覽に入る、某も道成寺の鼓を擱候と云ふ。予因て云ふ卑業として天聽に達する冥加なり。我輩は御垣を衛るだに能はずとて、緬當日着用の素袍を華やかに染て餞にとて與へける。後京着のうへ御能の番組を送る末に記せり、夫雲上の事は優にして寛なることとこの番組にても知らる。又文通に云ひこしたるは綿に賜りたりし素袍當日殊に目立て御所の評判大によかりしとぞ。是ぞ昔を思ふに我身其場にこそ出でざれ、意には八幡殿頼政卿などが武夫にして昇殿を許されし心地ぞする。

五月二日於二仙洞御所一（文政五壬午年）

御能組

翁　・三番叟　泉　三宅藤九郎　清次郎弟子　鳥目長右衛門

高砂　金春流　竹田權兵衛　春藤流　春藤萬右衛門　葛平嶋流　平嶋善太郎　惣右衛門流　福井四郎兵衛　平岩弟子　三村惣八

清經
金剛流 川勝圓之助
春藤流 東清左衛門
三太郎流 村上勇次郎　清五郎弟子 清水半三郎
平岩弟子 平岩作十郎

松風
權兵衛
福王流 中村彌三郎
葛 北勝流 又藏　大倉流 小松原傳右衛門
平岩弟子 平岩嘉兵衛

道成寺
觀世流 片山九郎右衛門
福王流 中村太郎
三太郎流 村上新藏　觀世流 服部惣三郎
左吉流 鈴木佐一郎　森田流 清水彦兵衛

三輪
觀世流 延明左五郎
高安流 中村勘助
勇次郎　清五郎弟子 清水庄九郎
左吉流 小寺五左衛門　平岩家本 平山十三郎

大江山
金剛流 木村久右衛門
彌三郎
岩井弟子 山田榮助　半三郎

通小町
權兵衛
勘助
葛流 橋本平次　傳右衛門
惣八

七騎落
觀世流 木下庄三郎
葛右衛門
善太郎　清次郎流 北本安之助
十三郎

御好入　仕舞

花筐　金剛流 野村八郎兵衛
鵜之段　正三郎
鵺　左五郎

脇仕舞

羅生門　萬右衛門
女郎花　九郎右衛門 惣三郎
松山流　九郎右衛門 五左衛門
八嶋　九郎右衛門 新藏
夜討曾我　九郎右衛門 傳右衛門
融　野村八郎兵衛 太郎
祝言　觀世流 木下量太郎 清左衛門
竹生島
張蛸　泉 野村又三郎

阿漕　九郎右衛門
熊坂　權兵衛 羅
檀風　彌三郎
土車　正三郎 平次
松虫　正三郎 四郎兵衛
氷室　正三郎 長兵衛
春日龍神　正三郎 左一郎
又郎兵衛 四藏　五左衛門 作十郎
榮吉兵衛 林助　惣右衛門流 小原廣輔 九郎三郎
庖丁聟　鷺流 板富要藏

竹の子　藤九郎　長刀應答　泉　北尾清助

二人大名　大藏流 茂山忠三郎　横座　八右衛門弟子 八木長三郎

太子手鉾　清助　川原太郎　同 原 勘五郎

鷺流

道成寺聞　荒木清九郎

○目白若侯江都名勝の題にて詩を需るとて諸方に募る、予に太平榎と云ふを頒つ。予その樹の所在と由来を知らず、因て人をして其事を問はせしに反て曰、この榎以前龜井戸の社内脇に在と云ふを聞て尋たれば、昔は網干榎と呼び又は神明榎と云ひ或は太平榎とも云へりと、故にその邊に習書師の居しに就て問たれば、これは梅屋鋪の其知ることと答るに因て梅莊に往て尋ぬれば某答ふ、その樹正しくこの境内に在りしが今はなし。されども其枯木尚残りて有りしも殆二十年に及ぶり、太平榎と稱する故は嘗て天下太平四字の形自ら隆起すればなり。然るに二十年前大風雨せしときその樹拔て倒る因て今は殘形だに無し。今その在跡を云はんには梅干漬を納るゝ屋の隅柱の下即その跡なり。又往古はその邊に巨榎數本ありしが、此内なる樹にかの四字現れしを水戸光圀卿視出し給ひ、遂に上聞に達し嘉瑞なりとて或日御成ありて上覧に入ると。是言は梅莊の婦(割註この婦はその家の女にして幼少よりこゝに住すと云ふ。)の所傳にして、婦十歳ばかりの頃は古體存して上方に字形も少しく顯れたりとて手を以て示すを考れば、樹木の高さも一間に餘れりと覺しく、文字は四隅にして下方のみ遺れり、字方一尺に餘れりとぞ。然れば樹の巨大なる想量すべし。この婦その頃年三十餘と覺しければ彼樹の跡絶えし頃も因て思ふべし。

又江戸砂子補には龜井戸天満宮の條に附して云ふ。大榎あり天下太平の文字を虫喰、太平榎ともいふべ

きにやと見ゆ。是もその處說詳とせず。

又過し頃龜戶町に刻版せし葛飾名所案內と題せし者もその事を出さず。圖を案ずるに龜井戶天滿宮の北角を梅莊とし東を榎木神明と記す。こゝを以て別に神明榎の名ありしや、去れども圖に據れば神明の境と梅莊は別所なり。但境を接するを以てその稱を負しや若くは又梅莊その頃は神明宮の社地に屬せしか、姑く梅莊の傳說に從ふべき耳。

○駿河淸見寺に神祖御成ありしときの御囃子番組あり御手筆を今尙傳襲す。肥州東上のとき什物掛幅を親く見て寫す如ㇾ左。

あらし山　かね平　うねめ　大ゑ　かんたん　うたう(下のう字長書烏頭若しくは歌占かと)　春ちか

(觀世豐綿曰、ふこの能今は爲ずと)　たうる

○領邑平戶城の西北一里餘、神崎と云ふ山の北海に向ゐたる所人里を離れたるにあほと云ふ所あり、蓋人名にして(今文字詳ならず徒其唱に仍るこ)今その廢宅あり。宅邊古垣猶存す、其溪間小竹叢饒し人の竄ふべき隙なし。然るに近頃聞く、この地は氏家內膳正關原の戰に利なく後西國に下り、この地に潛居し名を變じ棲みしが、又大坂陣起るとき此地を去て蹤なし。定て大坂に赴き與せしなるべし、此後廢宅とはなれりと。

接に武事紀戰略考に、九月十五日の曉長束大藏大輔正家關ヶ原を落て大嶋に在けるを聞、道阿彌手勢三百ばかりにて大嶋に押寄せ大に戰ふ、長束敗軍逐電す。(大島は長島より二十餘町南北)十六日山岡、又桑名に押寄す、氏家內膳正行廣和を乞ひて城をわたす。(桑名は長島より二十四五町南)夫より山岡又神戶城に赴く。同書にいふ氏家常陸介入道卜全(濃州大垣城主)美濃齋藤家三人衆の一人なり、後に信長に從て度々戰功あり。

○石卯餘史卷十云ふ、偖桑名の城主氏家內膳正兄弟は彼方此方に忍び御佗仕ると云ふ其御惡み深く內膳

正は池田輝政に預け、志摩守は福島正則に預けらる。後慶長十九年大坂陣の時内膳正も籠城す。其時は荻野信濃守と號せり。

武功雜記云。元龜三年信玄遠江へ出張の條信長公より權現樣へ加勢として、一番手平手中書二番佐久間右衛門尉三番大垣の氏家常陸入道卜全と、卜全は蓋し行廣の父なるべし。

○先年領國に怪しき版摺のものを持來す。後思ひ出て是を尋索るに有處を審かにせざりしが、この頃乙酉ふと故紙よりその故紙を獲たり、此圖に小記を添ふ其鄙文なれど其旨を述ぶ。



訓蒙圖彙に云ふ、川太郎水中に有る時は小兒の如くにして長け金尺八寸より一尺二寸あり、本草綱目に云ふ水虎河伯出雲國に川子大明神といふ豐後國には川太郎、山國（山の下城の字を脱するか）には山太郎、筑後國には水天宮、九州には川童子

これ迄寫しに圖を授く、因て福太郎と謂ふ。抑其由來は相州金澤村の漁者重右衛門の家に持傳たる箱に、水難疱瘡にも此しと記し有てその儘家内に祭り置くに、享和元年五月十五日夜重右の姉夢中に童子來り、我この家に年久しく祭らるれ共未だ能く知る者なし、願くは我爲に一社を建て給ふべし、然らば水難疱瘡除の守神として擁護あらんと見へ忽夢覺たり。姉訝しく思ひ親類に告げて相集り共に箱を啓き見るに異形のものあり、面は猿の如く四肢に水かきありて、頭には凹かなる所あり、因て前書の説にきわめ夢告の趣を以て福太郎と稱す。後又某侯の需にてその邸に出すに、某侯にも同物ありて同夢告により水神と勸請し江戸その領國に於ても屢々靈驗ありとぞ。又云ふ今その社を建立に因て水神と唱ふ。信心の輩はこの摺版を受て賽十二孔か寄せんことを請ふ。

南八丁堀二丁目自身番向　丸屋久七

又この後に圖を附す、是は他人の添る者なりこれも亦こゝに載す。

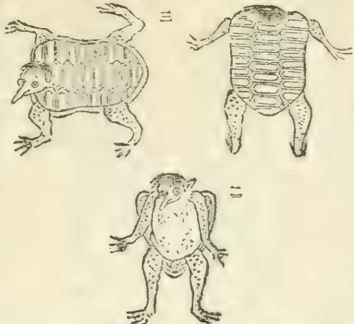
總じて川童の靈あることは領邑などには往々のことなり、予も先年領邑の境村にてこの手と云ふ物を見たり、甚だ猿の掌に似て指の節四つありしと覺ゆ。又この物は龜の類にして猿を合せたるものなり、或は立て歩することありと云ふ。又鴨を捕るを業とする者の言を聞くに、水澤の邊に竊居て見るに水邊を步して魚貝を取り食ふと。又時として水汀を見るに足跡あり小兒の如しと。又漁者の言には稀に網に入ることあり、漁人はこの物網に入れば漁獵なしとて殊に嫌ふことにて入れば輙ち放捨つ、網に入て擧ぐるときは其形一圓石の如し是は藏六の體なればなり。因て廼ち水に投ずれば四足頭尾を出し水中を行去ると。然れば全く龜類なり。

長さ三尺重さ拾六貫目

一

二

三



重さ圖の所、絕信じ難しされども第十卷に記する室賀氏の從者厩組にして岡へ引上げんとせしに其力磐石の如くにして少しも動かずと云へば前の如き此も疑ふ可らず又この圖を以て見れば第三十二卷に所ゝ出の河童の圖は頗る寫にして全く一物のみ此圖は甚だ拙し

〇立花(柳川侯)の臣の錄せし立齋舊聞記と云ふあり爰に鈔出す

立花系　鑑連(道雪)　宗茂(立齋)　忠茂(好雪)　鑑虎(英山)

立齋舊聞記

一宗茂公は肥後に至て高瀨と云ふ所に御座ありける。淸正の馳走は中々言葉にも述べ難く、家中の諸侍肥後に移れば百騎許り兼々先知無ニ相違ニ宛行れて棲付ける。其外は他國に行てあり、又は民間に落ちて隱逸の士と成もあり思ひ〳〵にかた付けり。斯くて宗茂公は翌年の夲迄肥後に暮し給ひけるが淸正に宣ひけるは、先日より御芳志に依て心靜に休息し滿足此上も候はず、然は某暇ある遊人に候へば都の方へ立越名所舊跡見物せんと存ずるは如何と有ければ、淸正尤の仰なり御心に任せ候も淸正の馳走の一なるべしとて、旅行の事共念頃に取賄ひ發せ給ひけり。宗茂公京都又は

和泉の堺を心閑に遊覽ありて三年は春を送りたまひしが江戸の方床敷思召れ、慶長八年の秋江戸へ赴き給ひ高山の寶祥寺に忍て御座ありける處に舊識大名小名聞付々々訪尋あり、後には忍び給ふ體もなく諸大名の馳走に逢ひて彼方此方と行る所に、土井大炊頭（本多佐渡守正信朝臣か）是を取持たまひて大御所の上聞に達したまひけり。其時上意には、立花は先年關原軍の刻石田に與し候こと心より出たるに非ず、毛利秀包と共に輝元にいろ〳〵の意見を加るといへども、輝元同意なければ力不㆑及大津の寄手に加りたる事は立花に於て其爲云なき仕合也。其砌より此由を聞に依て、重て身體の事可㆑令㆓相談㆒と申聞せ記、今更異議に不㆑及とありて則被㆓召出㆒奥州棚倉に於て堪忍分として一萬石被㆓仰付㆒けり。宗茂公といへども、先年輝元へ諫言申たる意趣上聞に達したる事何よりの本懷不㆑過㆑之と悦び給ふ事限なし。其後秀忠公御前極て宜敷御伽衆に被㆓召加㆒て御譜代の人々に不㆑異。是を如何にと云に宗茂公生得の氣風正直を宗として、時めく人に諂ひ給ふ事もなく武家の古風を失ひ給はざれば、大樹も器量ある人と被㆓思召㆒けり、殊更佳昔も度々高名を稱美不㆑淺思召故如㆑此也と世以て申觸しけり。此故に慶長十九年元和元年大坂兩度の御陣に、大樹の御旗元に伺公し毎日御側に召て軍事を被㆓仰出㆒に、軍利の樞要を申上給へば毎度御氣色快然たり。大坂落去し御歸陣の後、宗茂は小身にて召仕もの不足たるべし人を召抱へよと仰ありて一萬石を加增し給ひけり。其後元和七年柳川の本知十一萬石を返し被㆑下、去る慶長九年に宗茂公柳川城を避け給て田中兵部少輔吉政關ヶ原御味方にて武勇拔群なれば其勸賞として宛行はれ、久留米の城と相加へて其領地三十二萬石也。子息筑後守忠政相續し給ひしが、元和七年早世ありて其世繼なく家斷絕に及ければ城地を被㆓召上㆒。宗茂本知なればとて返付し給ひて歸國し給ふ。又棚倉の上り地をば丹羽五郎左衞門長重、關ヶ原の時石田に方人して流浪せられたるを召返され、五萬石を宛行れて此地に入部ありて新に城を築て城地と被㆑成けり。此年宗茂公五十四歲になり給ふ。

○印宗和尚久く鎌倉に居しとき目擊せしとの話なり。毎年七月廿四日には建長寺に開山忌の法會あり、

この時宗徒大集して誦經す。その前に必ず相撲數番あり、まづ本堂の庭正面に四本柱を構へ土俵を圓置し近郷の人聚來してこれを興行す。いつもこの相撲畢らざれば法式始らず。因て晝前より相撲始り誦經は夕方に及で爲るとぞ。如何なることの起りか。

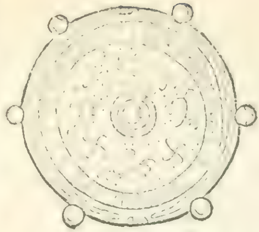
又圓覺寺も毎年九月三日開山忌の時同前にして違ふことなしと。兩寺の開山、建長は大覺禪師名道隆冉氏、圓覺は佛光國師名祖元許氏、共に宋人なりかたがた如何なる所以なるか。

〇又等潤和尚目擊せしとて語れるは、備前國に西大寺と云ふ古義眞言の院あり。岡山より東二里餘にして本尊は觀世音、本堂の廣さ十間餘もあらん、此寺に毎年正月十四日の夜ゑいようと云ふことあり。その事は相撲の形屋の如く方三間ばかりに四本柱を建て、その中にして衆人東西より出合ひ角力の如く衣服を脫ぎ立かゝりて互に聲を發し、えいようなう押しそうなうと言て聲を揚し押合ふ。又寺の門前に川あり。かの押合ふ者ども押合ふうちに度々その川に往て水をあび復還ては押合とぞ。これ高下の差別なくして幾回もかくする中丑刻に及べば釣鐘を撞く、これを聞てその事止む。この時本堂の中高處に人登りゐて御福と稱する守護を擲出す、これを豫め待ゐたる群衆爭ひ取らんとして混亂夥し。この守護の大さ木綿一反を包たるほどなり、この守護を獲れば家必富むと云ふ因て衆人爭取る。〔割註〕この守を取らんと爲る人數千人皆爭取らんとして肩を軋て透間なし。故に或は長柄に取りつき又は鴨居に釣下り抔してこれを待つ、乃かの守を投るときは斯の如き人は衆人の櫛比せし頭上を蹈て走り取るとぞ群衆の狀察すべし。〕かくして守護を獲る者あれば、群中を脫し出てこれを高處の人に告ぐ。其時卽鐘を撞て衆に示す、人これを聞て待つことを止む。又此混亂の際每歲曾て喧嘩口論のことなしとぞ。さしこの守護を得しものは寺に謝禮として米拾俵金五兩餘を施す。獲者或は不如意の人なればこれを賣るに、買者其の貧人へ米金若干を與へて喜て受く、必ず福報のことなればこの財費に吝嗇なしと。〔割註〕此中賣者に與る米金の外に十俵五兩の謝禮は如レ定買手より寺に納るとぞ。」

又此寺その月十日の頃より市立ありて晦日に終ると云ふ。故にその里村は勿論近邑隣國來聚して群湊をなす、因て寺前の屋舍に來人の宿を設て賑ふこと限なしと。〔割註〕又この人過半は彼のえいよう見物の者にして、このえいようの勝敗にてその歲の豊饒を知るとぞ。〕 又この御福の守護と云ふは此寺の住持山に入り木を截り、それに阿字を書し上を紙にて數重封じその際に樒葉に呪文を記し外に駒牽錢をも入れ置く、因て彼の守護を爭奪ふうち紙包破るれは樒葉駒錢も露出す、然るにこれを得る者も亦福徵にして必驗ありとてこれをも大に喜ぶとぞ。 如何なる所以か遠國には奇事もあるなり。

原圖共ニ徑三寸六分





○一日菊庵小版紙を出す標して云ふ、駿府奈古屋神社古鏡圖と。記文に曰く、此鏡蓋出ニ於奈古屋神社之後山一、初丘上有ニ古松三株一、天和辛酉歲雷燒ニ其樹一而枯、越廿餘年地陷、窺レ之如ニ空洞一而虛、縋而下燭レ之、則四方皆甃、石上覆以ニ巨石一、閒然方丈許、中安ニ石函一、長七尺許、其南樹ニ石門一、門扉彫下如ニ花草一者上、獲ニ此鏡及如ニ刀環一者上、蓋古之所レ謂與瑞也、太古之鏡、或有ニ鈴形者一、明和年閒、武藏國秩父郡、鑿レ地得レ鏡、亦與レ之相似、皆神世之制也、駿城勤番衞山田氏、請ニ諸神主新宮氏一摸ニ其形狀一、因彫レ板傳レ之、憲曰、宋宣和有ニ博古圖一、圖ニ閣中所レ藏古鼎彝尊一、以貽ニ後世一至レ今得レ覩ニ古昔舊物一、今山田氏圖ニ斯鏡一、亦博古之意哉、 駿河稻川居士玄度識、

別に一小版紙を添ふ云く、 昔者天石凝姥鑄ニ神鏡一、以象ニ日神一、神德煥炳、亘レ古亘レ今尊崇祇奉、中古致レ敬、必掛ニ鏡劍一以爲レ幣、蓋神世之遺風也、元祿年閒、駿府奈古屋神社後丘地陷、 得ニ古鏡一塵土块蝕僅存ニ其半一、其廓傳以ニ鈴六一、今存者三、蓋古製也、 駿府勤番衞山田中務有ニ巧思一、補ニ其缺一爲レ完鑄ニ全鏡一面一以奉ニ其神社一、蓋存ニ古製一也、嗚呼古鏡雖レ缺、新鏡維圓、猶ニ之月魄既盡、及レ望而後滿一也、則神光所レ照、未ニ始有ニ盈虧一也、山田君名貞實、 此歲

文政壬午也、駿府稻川居士玄度識、　駿河國志（榊原香山著）に云、奈古屋本社は大歳御祖神社、延喜式々内廿二社の内也。往古は官幣等有レ之社なり。〔割註〕延喜式神名帳駿河國廿二座、安部郡七座丼小、大歳御祖神社は是なり、」又云ふ、同社中山宮の山上に風雨の折から大木倒れたる事ありしに、其根のあたりに大なる穴明たるが、内の闊二間四方許の間石にてたゝみ中央に石櫃あり、幅三尺餘竪八尺餘り、蓋は屋根の如くに造り蓋の四所の端に五六寸程づゝ角の如く出たる所あり、蓋の重さ凡百人持許も有ぬべし、中ほどに四寸四方位の穴あきたる所より小き竿やうの物を入て内を搜しぬるに、中は金にて張たる樣に響く音あり。如何なる事にてかゝる物の有りといふことを知らず申傳ふる事もなし。南のかたに石門一つ在り、其あたりより太刀の身朽損たる者出たり、其の外鞘のせめ金物、緣頭やうの物、又八角の鏡のかたちしたるに、八所の稜に鈴の付たるものが出たる事も有よし。社家の物語によつて記し置く、今は此穴埋まりはてぬ。

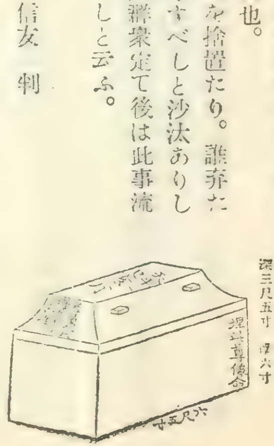
以上の言に據れば即この事なり。鏡の注文は違へどもこれは物語ゆゑなるべし。彼の式社の邊と云へば古に由ある處なるべし。上古の事知るべからざること多し每に遺憾なり。

○一圖を寄る者あり題して云、上野國山田郡吉澤村、掘レ地所レ得石函並唐銅不動尊一體、（火燄とも二寸四分）銅環一劒一有りしと。

行智が考に云ふ、右は近頃地を掘て得る由松井宗師寫し置るを轉寫す。按ずるに石函の模樣は奇古なれども銘文の訛俗なる決して天平の物に非ず。

「埋此尊像命」命字は銘の誤ならん「尊像人民依二倚意一忘レ耕故埋」倚意は歸依を誤れる也。野州の方言エとイを混呼して聞分け難し。エと云ふべきを土人はイと呼べり江澤をいざは蝦をイビと云ふ。然れば歸依と云ふべきをキイと呼びし故に文字の音に依り誤れる成るべし。天平三年は己亥に非ず、されば年號の非なること知るべし。思ふに天平は天正の誤にて己亥は乙亥を寫誤れるか、天正三年は乙亥なれば也。

且年號の書法も曾て天平時の體に非ず天正頃の野俗の文なること知るべし、是古物に非ずと雖ども然れども亦僞造の者にも非ずと。この考「忘碑」の說なし、人民の尊像歸依に出て耕を忘れたるなとか、是も狂背なる言分なるべし。鄙野解し難き文也。



○或人曰、此五月十八日白銀町白旗稻荷の河岸に圖の如き石碑を掘出たり。誰弃たりとも知れず。因て町方より月番奉行所に屆けゝれば、三日曝すべしと沙汰ありしが主も分らざりしや、此程は日々神酒など所々より持來り參詣群衆定て後は此事流行して都下の風聞に及ぶべしと、白旗社の別當來て行智に話せしと云ふ。

附書に云　此度就右何用の願にても成就有也

鎌倉住人　信友　判



長一尺二寸

白旗稻荷社　奉納

○豊太閤自筆軍令と題せし小冊を善庵藏む。その本は摸本筑紫佐渡守家傳と本傳彰考館にて寫し藏す所なり。予が家にも此時の文書殊に多し。今悉く記憶せざれば見しまゝに追錄す。定て家傳と重複たらん。

豊太閤御朱印寫

覺

一今度船こしらへさせ候に付、九鬼大隅かたよりも相越候就ては九鬼一分としてははか不レ可レ行候間樋取奉行衆ニ相付、早速出來候樣に可レ被レ入レ精候事

一右之船在々浦中相材木用以下候かね候はゞ八木（割註）（補）八木は米總て此文に讀みかぬる所まゝあり）五百石も千石もひきかへ可レ遣、由申聞夫五百石計も可レ被ニ相渡一事

一但時も自當家の外にても船の木有之所見たて次第きらせ船につくらせ可レ申候但むざときり候

ては不ㇾ可ㇾ然候船に入候程相渡し其外はかたくあいとゞめべく候事

一九鬼一分としてさへ如此の船可ㇾ造由申越候此繪圖程之船十艘先つくらせるべく候就て三左衛門中村堀尾山內松下德永原吉田一柳田中此者共に被二申付一分限々々に隨ひ一艘二艘づゝうけとり來年三月以前に造立其奉行之名字を船之額に打可二相越一事

一十そうの船材木伊勢と熊野の間ゑんまた杉と申所に可ㇾ有ㇾ之候由九鬼留守居共可ㇾ爲二案內者一候間相尋大鋸杣を入船うけとり／＼の奉行をつけ船板にひかせ可ㇾ申事

一富士山にても船板同かこひの板以下杉檜見合手まはしよき所にて船につくらせ可ㇾ申候事

一船のしきの板は熊野にても富士にても可ㇾ取ㇾ之事

一餘の所の材木たらず候はゞ木曾より川端へ出置材木共右の船板は可ㇾ成木候はゞ是をも可ㇾ遣之事

一伏見大坂の御作事幷大佛に立てられ候わきの寺々普請作事何も可二相止一候但大坂にて飾法印に被二仰付一候御作事は無二油斷一可ㇾ仕事

一右十艘船入用事國々に御藏所入被ㇾ成相渡候儀はかやうの爲に候條船造候手より／＼にて大工かぢ大鋸杣の飯米作料として下行可ㇾ有候事

一國々に相殘行ㇾ之御藏米の儀も此度之事に候間可二召遣一事

一船大工かぢおがそまの事九鬼大隅船に召遣候外伊勢の國の分幷美濃尾張三河遠江悉付立可二召遣一右之船大工大鋸杣にとりかへとして國々にて先三石成共五石成共見合可ㇾ遣事

一船のつなかゞすのをの事甲斐信濃にて日余の賣かいを相止其所の藏米にて成共金にて成共たちね次第に可二買調一事

一鐵餘多入候間くぎのかすがひ仕候間かぢ共かまくわの外別のしごと一切あいとめ可ㇾ申事

一大佛にあつめ置候刀かりの鐵共右之船に可二召遣一候中國にても可二召置一候間注文早々可二差越一事

一今度奈良借に付て出し候金銀これらなも有之輩々用に入事候はゞ可ニ相渡一事

一船出來次第に下づみにかこひの材共をもつむべく候其外にもかろく候はゞ兵粮つみ可レ被レ下事

一伊勢・河尾與遣江駿河和泉攝津國播磨近江浦々のかこ共殘候間、相改有次第有之輩共のかこに可レ被ニ申付一候處ては御かし米之儀可レ遣事

一堺衆佐久間甚九郎こしらへ候大鐵炮河内きさいへ邊に可レ有レ之由候瀧川大鐵炮美濃國津屋に有之由筒井順慶所持之大鐵炮有所并江戸大納言かたへも大鐵炮共之義申遣有次第早々可ニ差越一候事

一大佛普請は先々被ニ相止一候間柱共もおほひを仕可レ被レ置候今迄大佛へ寄候木共の有次第は五六千人か・け置候て可レ被ニ申付一候事

一賄在候者有共其國々々のものは其所にて仕儀に候間不レ及ニ是非一候伊勢へ相越候者は手代人兵粮以下其所々蔵米を可ニ借遣一候事

一蔵米にても金子にても手よりくにて相渡し学鐵可ニ召置一候加賀越中御蔵所にても可ニ買調一の由孫四郎に可レ被ニ申付一候事

一江州之米共其方分も大津へ相付可レ被レ置候惣別八木有遣事可レ被ニ相持一候事

一江戸大納言にも大船造べきの由其方可レ被レ遣ニ朱印一候於ニ手名護屋一家康に可レ被ニ仰聞一候間猶可ニ申越一候事

右條々委曲羽柴下總に被ニ仰含一候以上

十月十日　　御朱印秀吉

關白殿(秀次)

覺

一殿下陣用意不レ可レ有ニ油斷一候來年正二月頃可ニ進發一事

一高麗都は二日落去候然間彌急度被レ成二御渡海一此度大明國迄も不レ殘被二仰付一大唐之關白職可レ被レ成二御渡一候事（割註）（原註）大唐の關白可レ奏秀吉は漢の戰國の大夫に勝る事遙下ぞ其愚には漢の歴史の姦臣逆夫も及ふ可らず爰ぞ漢の天子とならざる秦始皇に劣れる事幾層

一人數三萬可二召連一候兵庫より船にて可レ被二相越一候馬斗陸地可レ被二指越一事

一三國中御敵對可レ申者雖レ無レ之外聞實義候間武具の嗜專一候下々迄も其通可レ被二申聞一候事

一召具候者共人持之内へ三萬石馬廻之内へ貳萬石可二借遣一候金子も似合しく可二借遣一候事

一京都爲二御留守一被二裏置一候八木は不レ可レ有二手付一候其外卅萬石最前被レ進レ之候八木陣用意に被レ遣不足候は太閤御藏米八木次第可レ被二召仕一事

一のし付刀脇指千腰可レ有二用意一候餘り大に候へばさし候者遠路令二迷惑一候間刀七兩脇指三兩あまりにて可二申付一事

一のし付の長刀並ゑた熨斗付の鑓廿本此外は無用之事

一長柄の鑓は柄を金に可レ仕候毛のなげざやは無用に候大坂に樫柄の枯して置候可レ有レ之候間用所候はゞ可二召寄一候事

一金子手前在レ之分其底にて事欠候はゞ聚樂に有レ之銀子壹萬枚大坂へ遣し大坂之金子千枚可二召寄一候但五百枚用所候はゞ銀子五千枚に替可レ遣レ之候いか程にても可レ爲二十分一一候事

一緞子金襴唐織物類用所候はゞ以二注文一可レ被レ申候いかほども可レ被レ遣レ之事

一具足のおひ五六丁令レ持レ之候餘多は無用之事

一御馬ども只今高麗へ半分被レ曳候名護屋に鞍道具共に被二殘置一候間自二其方一數多曳候儀無用に候廣島にも十疋被二置候條從二彼所一可レ被二引替一候能々可二餘置一之旨可二申遣一由西尾被二申遣一候事

一名護屋高麗所々御兵粮澤山に有レ之事候間不レ及二用意一候路次中之覺悟斗可レ被レ仕事

一小者若黨以下下々迄も可二召置一候此方へ小者共被レ爲レ雇候間俄には不レ可レ有レ之候條前廉其用意肝要候事

一丹波中納言此方へ可二召寄一候條令二用意一左右可二相待一候八月以前たるべく候借米等之義山口方へ被二仰遣一候八月以前に被二召寄一高麗か名護屋の御留守可レ被二仰付一候事

一高麗爲二御留守居一宮部中務法印可レ被 召寄一令二用意一可二相待一旨被二仰出一候事

一大唐都へ叡慮うつし可レ申候可レ有二其御用意一候明後年可レ爲二行幸一候然ば都廻之國十ヶ國可二進上一之候其内にて諸公家衆何も知行可レ被二仰付一候下の衆可レ爲二十增倍一候其上之衆に可レ依二仁體一事

一大唐關白如レ右被レ仰候秀次へ可レ被レ爲レ讓候然ば都之廻百ヶ國可レ被レ成二御渡一候日本關白は大和中納言備前宰相兩人之内覺悟次第可レ被二仰出一事

一日本帝位之儀若宮八條殿何にても可レ被二相究一事

一高麗之儀は岐阜宰相か不レ然は備前宰相か可レ被レ置候然ば丹羽中納言は九州に可レ被レ置候事

一震旦國へ叡慮被レ爲レ成候路次例式行幸之可レ爲二儀式一候御泊々今度御出陣道筋御座所可レ然候人足傳馬は國限に可二申遣一事

一高麗國大明までも御手間不レ入被二仰付一候上下迷惑之義少も無レ之候間下々逃走事も有まじく候條諸國へ遣候奉行共召返陣用意可二仰出一事

一平安城并聚樂御留守之義追て可レ被二仰出一事

一民部卿法印小出播磨守石川伊賀守以下令二用意一御左右次第可レ致二參陣一旨可レ被二申聞一事

右條々被レ仰二含西尾豐後守一候之條可レ被レ得二其意一候也

天正二十五月十八日　秀吉(御朱印)

右原本水府彰考館所藏、其藩儒臣會澤氏寫二一本一贈レ余、此本卽是也、

關白殿

赤城德識

條々

一先手働之儀加藤主計頭小西攝津守くじ取之上を以二日替たるべし但非番二番目に可二相備一事
一三番目、黑田甲斐守毛利壹岐守島津又七郞高橋九郞秋月三郞伊藤民部大輔相良宮内大輔可二相備一事
一四番、鍋島加賀守、同信濃守
一五番、羽柴薩摩侍從
一六番、羽柴土佐侍從、藤堂佐渡守、池田伊豫守、加藤左馬助、來島出雲守、中川修理太夫、菅平右衛門
一七番、蜂須賀阿波守、生駒讃岐守、脇坂中務少輔
一八番、安藝宰相、備前中納言
此兩人どうぜいかはりくたるべき事
一釜山浦城、筑前中納言御目附吉田小源吾在番仕先手之注進無二油斷一可レ仕事
一あんごうらいの城、羽柴柳川侍從在番
一かとくの城、高橋主膳筑紫上野介在番
一竹島の城、羽柴久留米侍從在番
一せつかひの城、淺野左京太夫在番
一先手之衆爲二御目付一毛利豐後守竹中源介垣見和泉守毛利民部大輔早川主馬首熊谷内藏丞この六人被二仰付一候條任二誓紙之旨一惣樣働等之儀日記を相付候て善悪共に見かくし聞かくさず日々に可レ令二注進一

事
一諸事高麗にての様體七人より御注進申上候正意にさせらるべき旨被二仰聞一候之條存二其旨一縦へ緣者親類知音たりといふともひいき偏頗なく有様に可二注進一事
一先手働等之儀各以二相談之上一多分に付可二隨申一候ぬけがけに一人二人として申やぶり候はゞくせ事たるべき事
一於二何方一も野陣たるべき事
一赤國不レ殘悉一篇に成敗申付青國其外之儀は可レ成程可二相働一事（割註）（補）赤國青國未詳
一舟手之働入候時は藤堂佐渡守加藤左馬助脇坂中務少輔兩三人申次第四國衆菅平右衛門并諸手警固舟共可二相働一事
一右働相濟上を以て仕置之城々取柄之儀各見及多分に付て城主を定則普請等之儀爲二歸朝之衆一令二割符一丈夫に可二申付一事
一右七人之者共に七枚起請をかゝせられ諸事有様の體可二申上一旨被二仰付一候條忠功之者には可レ被レ加二御褒美一候自然背二御法度一族有レ之は右七人申次第に不レ寄二誰々一八幡大菩薩可レ被レ加二御成敗一候之條得二其意一不レ可レ有二油斷一事
一自然大明國之者共朝鮮都より五日路も六日路も大軍にて罷出於二陣取一は各令二談合一無二用捨一可レ令二注進一御馬廻迄にて一騎懸に被レ成二相渡海一即時被二討果一大明國迄可レ被二仰付一候事案內候之條於二油斷一は可レ爲二越度一候事

以上

慶長二年二月廿一日　朱印

筑紫上野介どのへ

慶長二年二月廿一日　朱印

(三そなへ)一萬人　加藤主計頭　七千人　小西攝津守　此兩人先手二日替ニ鬮取番は二番目に可レ備也
千人　羽柴對馬侍從　三千人　松浦刑部卿法印　二千人　有馬修理大夫　一千人　大村新八郎
七百人　五島大和守
(四そなへ)合一萬四千四百人

三　番

五千人　黑田甲斐守　二千人　毛利壹岐守　同　豐前守　八百人　島津又七郎　六百人　高橋　九郎
三百人　秋月　三郎　五百人　伊藤民部大輔　八百人　相良宮内大輔
(三そなへ)合壹萬人

四　番

(四そなへ)壹萬二千人　鍋島加賀守　同　信濃守

五　番

(三そなへ)一萬人　羽柴薩摩侍從

六　番

三千人　羽柴土佐侍從　二千八百人　藤堂佐渡守　二千八百人　池田伊豫守　二千四百人　加藤左馬
助　六百人　來島出雲守　千五百人　中川修理大夫　二百人　菅平右衛門
(四そなへ)合一萬三千三百人

七　番

七千二百人　蜂須賀阿波守　二千七百人　生駒讃岐守　千二百人　脇坂中務少輔
(三そなへ)合一萬千百人

八番

(五そなへ)三萬人　どうぜい　安藝宰相

(三そなへ)壹萬人　どうせい　備前中納言

此兩人先陣がはりなり　壹萬人　筑前中納言

ふさんかいの城　(此内三ヶ所城々へ見計可ニ加勢也)

御目付　三百九十人　太田飛彈守

あんごうらいの城　五千人　羽柴柳川侍從

かこくいの城　五百人　高橋主膳　五百人　筑紫上野介

竹島の城　千人　羽柴久留米侍從

せつかいの城　三千人　淺野左京大夫

(城々在番衆)合二萬三百九十人

總都合十四萬千五百人

ふさんかい　寺澤志摩守

いき　つしま　なごや

右四ヶ所に次舟を置き毎日先手より注進無ニ油斷一可ニ申上一候也

右二篇、本書寄合衆筑紫主水家藏

○又一小冊を善庵より借、南大門合戰記と標せり。南大門とは朝鮮王城の門なり。此記は立花宗茂の内なりし天野源右衛門と云ひしが目撃の事實を錄せし也。こゝに明の軍容戰法を視つゞく、立化の勇敢又見つべし。其餘小西の奔浮田の怯も亦察すべし。讀者尤愉快の想ある冊子なり。

南大門合戰

一豐臣秀吉公朝鮮征伐の時西海南海の諸大臣浮田秀家毛利輝元嶋津義久加藤清正黒田長政小西行長、是等を先として宗徒の大名數十人其勢十三萬餘騎、文祿元年正月に筑紫迄進發し、同三月秀吉公東國北國すべて日本一州の人數十萬騎を帥ひて肥前國名護屋に着陣し給ふ。高麗へ向ふ人數の大將は浮田秀家毛利輝元兩將たり。先陣は加藤主計頭清正小西攝津守行長なり。各秀吉公の下知を得てすでに渡海して朝鮮にいたり、先手合に釜山浦登萊の城を攻落せり。其後諸將士進發の評議をなす、秀家何も諸將に向て先此處迄着陣すと太閤へ一左右と啓し其命に隨て可レ働や、又此儘に都表へ迄進發せんや各いかにとありければ、諸將議まちまちにして一決し難し。其時福島左衞門大夫進出て申されしは、凡今度日本の地をはなれ高麗の地に赴くより、せめて命をば太閤に奉りかばねを朝鮮の地にさらさんとこそ思ひ定めて候へ。申もおこがましく候へども三千の兵一致して命を輕んずる時は萬軍も敗るにやすしといへり。いはんや是は十萬餘の人數なれば進で戰を決せんに何の不足のあらん。各いかにと申されし時。加藤主計頭進出抑武具を肩にかくる者戰に望で誰か命をおしむべき、ましてや上古にも其例をきかざる朝鮮征伐のために、何も指向らるゝに其先陣を承りたる某に候得ば、猶以今度の働大事にこそ覺へ候へ、我身命を捨つることは扨おき、進むまじきに進み留るまじきに留り事を仕損じたらんには、上の御爲又は末代日本の瑕瑾にあらずや。評議といつぱ何れも其方便を一致せん爲なり、福嶋殿の詞近頃傍若無人に候と申されしかば、夫より互にいろんに及び既に事出來らんとすれども、列坐の諸將おんびんの沙汰にしかじと制して和順させしむ。其時小早川隆景立花左近將監に向て申されけるは、御邊は既に秀吉公も西國一の武勇と仰られし人に候得ば、若手たりといへども其所存伏藏なく申されたまへと有し時、左近將監も再三辭退に及びしかども、諸將各しきりに申されよと有しかば、宗茂も辭退におよばず所詮若輩の某が申たること少も事の用に立べきにても候はねども、申さねば却て貴命を輕んずるに似て候へば愚意を申べきにて候。某手の者に是より都までの道の程たづね候へば、まだはるばる遠きよしにて候。多人數は不

日に集られぬものにて候。若評議調らず都へ進發遅うせば大軍都へ馳集り、是より向ふ道すがら難所にて防ぎ候はゞのゝ數難儀なるべし、一刻も速く都へ打入都にて合戰をも遂げ、又敵退かば王城を守りいかやうにも評議然べう存候と申ければ何れも至極に候、乍レ去朝鮮へ人數いまだ集まじき勘や候と各申されければ其事にて候、都へ大軍集りたらんには釜山浦登萊をはじめ城々に小人數を籠べき理なく候、大勢ならんには一定大軍を指向て防べきとこそ存候と申されければ、各此儀尤と同じて滯なく都へ進發す。行長清正挨拶好からずして數度同士軍せんとす、されども清正此軍終て歸朝の後行長事いか樣にも重罪に行るべしとて、家臣の憤をもやすめて終に軍をば仕出さゞりけり。諸軍勢各進て都へ入るに案の如く朝鮮王李昖無勢にして防ぐに便なく、清正行長兩道に分れさきんじて攻來るに恐れて、李昖は義州といふ所へ落ち、其夫人王子は兀良哈といふ所に落られしを、清正これを追ふこと數十日、終に兀良哈に至り夫人王子を虜り、兀良哈より都への道咸鏡道を平げんとするに、敵兵前後を遮るといへども一度も不覺をとらず。行長は清正にさきんじて都へ入りしかども殊なる功もなし。大明より朝鮮へ加勢の爲勇兵三千騎を遣す。秀吉公これを聞給ひて又六萬餘騎を渡海させしむ。大明の援兵既に平壤の安定館といふ所まで競ひ來る。行長四千餘騎を率ゐて馳向ひこれをうち敗る。大明の帝王これを聞給ひ安からずや思はれけん、李如松といふ者に二十萬騎相添て朝鮮加勢の爲め指向らる、諸道人數馳加りて其勢五十萬に及べり。行長の籠れる平壤の城を攻圍む、行長勢をつんで防といへども猛勢退治する事叶はずして郎黨多く討せ、其身は王城へ退く。李如松利を得て開城といふ所までおし來て、王城に陣する日本の人數を攻んとす。日本の諸將各評議して王城の門々に勢を分つて守らしむ。李如松大軍たりといへども日本の兵機健なるに恐れてさうなく攻ず、王城の諸將は又彼が猛勢に氣をのまれてかゝらず、物見のせり合ばかりなり。先例の先手は加藤遠江守前野但馬守たり、兩人相謀りて物見を出し敵の樣を見るに、日本の軍勢は多き時十萬にこす事稀也。近年秀吉の御人數こそ上古にも例すくなき大軍といへども、夫にも猶ま

さりて四十萬にあまる大軍なれば目にも及びがたき程なり。夫によつて遠江守も但馬守も大に氣をのまれし所に、敵勢の中より與見を出す樣にして六七千堅固に備居りければ、但馬守遠江守一とこらへもせず敗軍す。是によつて諸將相謀り誰か先手を仕てしからんと評議まちまちなり。隆景申されけるは小勢にては候へども立花左近將監こそ先を仕つてあやまりまじきにと存候、其故は元就の代に大友と合戰すること度々におよび、勝負互に候ひしに、或とき元就因島勢を九州へ指越せしに、大友修理大夫義鎮三萬餘騎を帥ひて筑前多々良濱にて軍を八つに分て戰ひしに大友の軍七日敗候處、左近親父伯耆守僅に二三百騎にて六七千の敵を切崩し、大友が勝利となること九州中國に其かくれなく候。されば左近將監は其子といひ身に取て稀代の譽あるうへ家來にはさこそ覺への者もあらんずれ、立花が三千は餘人の一萬にもおとるまじければ、たゞ左近將監然べう候。其上太閤へ聞しめされてもよろしからんと存候、と申されければ諸將此議に同ず。左近申されけるは若輩の某がやうの大事の先を仕ること覺束なく候。併各御評議の上にて仰付らるゝ上は、某罷向つて善惡につけ然るべき事にてこそ候はんずれば辭退をば仕まじく候。さあらんには但馬守遠近守が如くにたやすく引取こと罷成まじく候へば時宜により一戰仕べく候。各無用と思召候はゞ家來斗指出候はんと申されければ、諸將御邊出られずしては叶がたし、去ながら一戰をはじめらるゝ事は堅く無用に候、と再三申されければ左近畏り候併敵取掛らば是非なく一戰仕べく候と申さる。各尤に候。自然軍をはじめらるれば早速一左右をつけらるべしとて、衆議一決して各陣所へかへらる。その後左近將監も陣屋へ歸り一家の輩をあつめて、宗茂が一命こそ今宵限りになりつれ、舊好のよしみなれは各宗茂と一所に兎も角もとこそ思はんずれば、能々したゝめて夜の明るを待べし。明朝大明朝鮮の大軍に向ひ一戰を決し十死一生の働みをなし、當家の興亡をきはめんとこそ思ひ定てあれ。何といかにと申されければ、小野和泉池邊龍右衛門內田忠兵衛十時但馬など云者共進出で、あつぱれ一期の思ひ出にてこそ候へ。日本の地をはなれ高麗の地にかばねをさらさんことこそ何より以て本望に候

と何れもいさみあへる中に、小野和泉申けるは明日の軍こそ一定味方の勝利になるべく候。其故は昨日披官を指出し敵味方のやうを見せ候に、但馬殿遠江殿の人數働くまでもなく、只敵の大勢なるを見て敵對する者なく崩れ立て引たると慥に見屆て參て候。されば明日此方より物見を出し敵のやうを窺はゞ昨日の如く敵も物見の樣にひそかに備を出し一戰をなすべきに候。左あらんには某か一手に誰にても一頭相添られ候へ、旗本までもなく某一手にて一戰を手いたふ仕候はゞ、たやすく敵をば追くづし候はん、敵備を崩せば大軍たりとも必定討勝べく候。若又仕損じたらんには敵備を亂して追來るべし、其時中備御旗本にて押返し一戰をとげられなば、追かゝる敵をばたやすく追はらはれんべきにて候。兎角某先をば仕べきにて候と申ければ、宗茂は一老なるうへ既に太閤も日本の內七本鎗柱と稱らるゝほどの和泉なればば誰有て異議に及ばず、宗茂も和泉が申處實にもとや思はれけん立花三左衞門を和泉と相備に定めらる。池邊龍右衞門進出て申けるは、此小人數を日本の軍のごとく備をあまたに分けて敵に對せば、こゝかしこと隔られあしかるべく候、たゞ前中後三備にして然るべく存候と申ければ、宗茂もさおもふぞとて先備は小野和泉立花三左衞門、中備は十時傳右衞門內田壹岐守、後備は宗茂兄弟なり。如此相定らるゝ所に黑田長政其日南大門の守護にて日暮て隆景の陣所に來り、宗茂をよび明日一戰を決せられんとのよし大に宜しからず候と申されければ、宗茂申されけるは、所詮敵の色を見ずして合戰仕べきとは仕間敷とも申がたく候。明日罷出敵を見きり時宜によりてこそともかく仕らんと申されければ、隆景も長政もさに候、左候はゞ自然合戰をはじめられんには早速告知らさるべしとて長政宗茂陣所にかへりぬ。其夜丑の刻ばかりに宗茂、十時但馬森下備中といふ者に足輕二三十人相添物見の爲に指出さるゝに、敵は前の日勝利を得て宵より勢ひ出し都近く押よせ人數をこゝかしこに伏置たり。備中但馬流石武邊巧者なるによりはや其色をさとり、少し高き所に上り鐵砲五六丁擊放させしかば、敵の伏勢大にさわぐ、高き所に少し森ある陰に敵二三百も伏てあらんと見へたるにわざと鐵砲をばうたせず、但馬備中四五十騎一度にかけこみければ

敵たつ足もなく敗北す、其儘六七丁引取スッパ〔割註〕（補）スッパは間諜の事）を以て敵勢一萬餘宵より押出人數を伏て相待候、東白みに成候はゞあと勢大軍にて續き申べきと存候。早々御馬を出され敵の先勢追拂はるべうもや候と申越ければ、其儘宗茂人數を押出し都を三里許も出たらんと覺へしかば日出にけり。敵あひ間近くなり先勢既に槍を合すると見へし處に、中備の十時傳右衛門先備に只一人駈込和泉守に向ひて、各は中備にくり替られ先を某にせさせて給候へと申ければ、和泉守大に腹を立御邊軍法を破るのみならず、何の覺有て此和泉を越て先をせんとは申さるゝや思ひも寄ずと申ければ、傳右衛門泪を流し各を不覺と存てにては無レ之諸神も照覽あらん、敵は目に餘る程の大軍にて候へばいかに各勇を勵れ候とも人の根機も左樣につがぬ者なれば、貴邊兩人の內一人も缺けられば宗茂公の備大に弱るべきにて候。某先を仕り善惡に付敵の備みだるゝ時各一戰を遂られば一定味方の利運と存候、此軍をはじめ今日大かた日本高麗わけの軍と存ずれば、日本の爲且は宗茂公のために候へば个樣に申すにて候、八幡大菩薩私の軍功を立ん爲にはあらずと申しければ、和泉守を始め各感涙を流し備をくりかへ傳右衛門に先をさせたり。先手の敵にあふと一時に都へ合戰初りたるよし申遣さる、是によつて毛利輝元備前宰相小早川隆景を先として各人數を押出さる。去程に宗茂は備を三つにわけ、我身は前に川をあて後に森をたよりて備たり先手と間を隔つること二十町ばかりなり、敵勢二三千鋒矢に備て靜にかゝる先手八百餘一面に丸く備あいがゝりにしづかにかゝる。敵近づくとひとしく某三十騎許かけ寄見候得共、尺寸の間もなく堅く備たる敵なれば馬を入べきやうなく既に引返さんとする所に、十時傳右衛門內田忠兵衛と名乘て馬をかけ寄せ、鎗を以て眞先に控たる敵をなげつきにして其儘馬を乘込五六騎切て落す、某も一所に乘込其外皆つゞいて馬を入七八十騎切落せば、敵勢吐と崩て引退く處に左の方より敵二三千しづかに備て切てかゝる、何も此敵に馬の鼻を引むくる處に右の陰より敵二三千出來て靜にかゝる、味方も是を見て左右に分て備をたつる處に、はじめくづれたる敵の跡より又六七千騎急に攻かゝるによつて、三方の敵防

がたく見ゆる所に、傳右衛門總勢を一所に集め敵近づかば間近に引受一方に向て戰はゞ、三方の敵味方を小勢と見て取つゝむべし、其時粉骨を盡し切ぬけ中備まで引取らば、敵はおのれと三備一つに亂れて追かかるべし、其時中備入替て戰はゞ此敵はやすく拂はんずるぞとて一所に備へて待かけたり。間近く成しかば敵大筒を打かけ黑けむりを立て喚てかゝる。味方も氣を屈せず左右の敵には目もかけず、前よりかゝる敵六七千に一文字にかけ合ひしばし戰へば、左右よりかゝる敵一つになつて跡を遮り攻よる時一度に取てかへし一文字に切ぬけ中備まで引取たり。此時傳右衛門深手を負て終に死す。其手負死人百餘人なり。小野立花入替て戰へども敵は大軍といひ氣に乘たる勢故さうなく崩れず、既に危く見えければ宗茂これを聞て、和泉討すなと下知しければ高橋主膳戸次中務を先として、二千餘騎なる小川をさつと渡し、四五町かけ出見れば敵黑煙をたてゝ戰ふたり。味方は負色に見へしが宗茂後につゞくと見て力を得かけ入〳〵攻戰ふ、宗茂二千餘騎其あひ三町ばかり隔てゝ、鬨をどつとあげ左の方より橫槍にかゝるを見て敵陣一度にくづれて引退く。宗茂八百餘騎堅固に備て殘る勢には追討にうたせらる、敵を打事二千餘人、此時池邊龍右衛門を始として究竟のもの十餘人戰死す。其手負死人二百餘人に及べり。此戰卯の刻に始り巳のなかば程に終り、宗茂も暫人馬の息をやすめて控らる。其時某申せしは何も働前に候是に篠飯を持て候、まいるまじきやと云へば何も功者の衆望なしと云。宗茂之を聞是へ持來れとある、時に和泉守試して進らるべしとて指出せしを、和泉守丸飯一つ取て漸食たり、宗茂は丸飯を三つ取てさはいなく其まゝくはる、某も一つ取てくはんとするにくはれずして終に捨たり。此時宗茂の器量よのつねならざる事を知れり。かゝる處に黑田甲斐守長政大谷刑部少輔吉隆兩人來られ、貴邊小人數一手をもつていぜんも申せしごとく數萬の敵にむかつて合戰を決せらるゝこと不覺に候。しかも跡勢も續かざるに只今の勝利驚入てこそ候へ、いか樣敵は先勢をうたせいかつて大勢押來らんなれど、小勢といひ手負死人多ければとくとく引取あるべし、一戰の功誰か是にまさるべき。御邊直に勝負を決せらるを見なが

ら跡に控したるとこそ思召さるべけれども、八幡大菩薩左にはあらず、御存のごとく我等は南大門の守護なれ共したしく申談ずる故、自然卒爾の働もあらば相とゞめ申さんため人數をも殘置き、僅に三十騎にて參て候。元より此期に及びては一所にともかくとは存ずれ共、流石に一國を領する長政の旗につかんこと口惜く存てこそ控へつれ、貴邊利なくば無勢たりとも某も一戰を決し、一所に骸をさらさんと思定めしに、只今の働感ずるにあまり有ることなり。と申さるゝとき吉隆申されけるは、餘り無勢なるうへ跡より來る勢一人も見へず埋をまけて引取べしと再三申されければ、宗茂某人數あまりきほひすぎ程遠く敵を追行つればいまだ一人も引きたらず。某行向て下知を加へ引取べし。各はとく／＼御引あるべしと申さるれば、吉隆さらば長政も御引有つて人數を召具し來らるべし。と申さるゝ時に長政いぜんも申せし如く、宗茂以前敵合ありし時是非なく控罷在さへ無念なるに、今又引かんには末代長政が瑕瑾と存ずる間得こそ引まじけれと申さるを、宗茂それはあまりの事なりとく／＼御引あれと頻に申さるゝ時、さらば我等參るまで合戰はじめらるべからずと兩人は歸られたり。扨都より打出たる軍勢共日午の時ばかりに隆景を先として押來る、日本總勢の先陣は立花宗茂、二陣は小早川隆景、三陣は浮田秀家夫より段々に備たり。敵のやうを見るに、共あひ遠ければ分明には見へざれども先三十萬餘もあらんかと見へたり。宗茂陣場のむかひ二里許隔てゝ山のごとくに小高き所あり、敵勢こゝを押越時は黑みわたつてひとへに只山のしげりたるを見るがごとし。三陣秀家其勢八千ばかり敵近づかば宗茂にさきんじて一戰をなさんと進み出て見へしが、敵の大勢を見て引ともなくすゝむともなくためらうと見へしが四五町許引退く。此時毛利家の先手三備より軍使を以て申けるは、秀家の勢押出たるは定て先をせんとの爲なるべし、宗茂公は今朝もいさぎよき一戰を遂げられつればこなたへ先をせさせ給り候へ、其上秀家と毛利は雌雄を爭ふことなれば、是非とも先を仕度候御免あれかしと申越ければ、宗茂手の者共今日の合戰には幾度も當家こそ先をすべけれ。誰にかさきをさすべき思ひもよらぬことゝ申あひし時、宗茂何れ

も愚なることをいふものかな、私の功をおもへばこそ前後の爭もあれ、勝利にさへなれば誰に先をさせても上への忠ぞかし、其上彼若共さきをして利を得んことと思ひもよらずとて、先をすべきよし返事せられければ。隆景の先手粟屋四郎兵衛手島一鷗井上五郎兵衛其勢三千餘騎、宗茂が備の脇を押通り足場を改め備を立て敵を待程なく敵も近づけり。其勢三萬ばかり先立て五つに備たり、人數色くろみ備しづかにしていきほひ殊の外見事なり。間近になるを拍子を揃へ太皷をならし大筒を打、黑煙を立て押よせしかば毛利家の先手一支もせず敗軍す。宗茂の先手十時傳右衛門小野和泉守などが働には似ぬ事共なり、其時小野和泉守宗茂に向て時分能く候と申せども、宗茂とかくの返事なく脉几にかゝり敵を見て居られたり暫ありて某時分然べうもやと申時、宗茂きつと睨みて何をか知るとて立もあがられず。次しばし有て和泉守時分おそなはんやうもやと申すとき、宗茂敵あひ少し遠し其上毛利家のものどもも足まとひにならんずれば摠引とらせて高名不覺も紛れぬ如く一手を以て鎗をせんずるぞと申されければ、和泉をはじめ何も感じて控り居たり。やゝしばしあつて時分よきぞと立上り、今度は前後の備もなく三千餘騎の勢を一所に備、さきを望み一騎かけずな下知なきに矢をはなつなと、かたく下知して足なみを備へてすゝんだり。宗茂陣に入りしより今朝の合戰まで四度敵に手並を見せければ、立花が笠驗と見て敵少ししらけて見へたり。其あひ間近く成しかば鐵砲二百餘丁入替々々三度うたせ、敵勢色めくやうに見ゆるとひとしく、三千餘騎ひきつれてかけ入四五百騎枕をならべて切落す。なにかは倦べき敵二萬ばかり立足もなく敗北す。宗茂急に下知して追せらる、跡よりつゞく數萬の敵同士崩にくづれ立て一支もせず、敵踏とまらんとするに入りたてゝ切崩す事六ヶ度なり、敵を追ふこと五里許なるに大なる川あり、寒國故氷あつくはつて常に往來の者共上を渡る大勢追れて一度にかけこみければ氷はたまらずぬけて、人馬水に溺れて死するもの幾千萬人といふ數をしらず。はじめ渡りたる敵の總勢二三十萬騎もあらんと見へしが、僅二三萬騎に打なされ、川向ひに四五萬騎にて控たる味方の中へかけ込這這の體にて引退く、かゝる處に浮

田毛利家の人數も一二萬おし來りいよ〳〵敵敗北してけり。是日本高麗雌雄の合戰たり。文祿二年正月廿六日の晩景に宗茂一手を以て日本の勝利となれり。抑日本に於て源平兩家の爭、元弘建武の亂より以來勇剛の名將多しといへども、未レ聞四千にたらぬ兵を以て三十萬の敵を破るといふことを。倭人あつて宗茂の戰を毙すといへども、天明を得て尖に上聞に達し其感を得たり。凡朝鮮において軍忠の諸將多しといへども他家は多人數を以てせり。宗茂は小勢を以て諸將に抑て大功を成せり。朝鮮一の働は加藤主計頭清正、一の戰功は立花左近將監宗茂、一の倭人は小西攝津守行長なり。朝鮮渡海の輩偏執の族は知らず誰が是を知らざるべき。其後は宗茂もさせる敵にあはざれば異なる合戰もせざりき。此頃朝鮮軍の事共區々に沙汰すといへども虛多く實少し皆賄賂によるが故なり。其時は某も宗茂の手に付渡海して諸家のこと共粗聞き見しに、其頃の沙汰と大に違たり。然るに今寺澤志摩守所望に因て、他家の事はしらず立花の軍の仕樣を書記す、後世いかなる沙汰もあれ、八幡薩薩私の增減無レ之者也。

天野源右衛門始の名は安田作兵衛

甲子夜話卷六十六

○李氏が唐詩選の中に、張繼が楓橋夜泊の七絶を載せたり。

月落烏啼霜滿レ天　江楓漁火對ニ愁眠一

姑蘇城外寒山寺　夜半鐘聲到ニ客船一

この註に說ありて月落烏啼霜滿レ天とは曉色を言ふなどあれども、是は非にして承句の實景にて起句は幷ひたること、見ゆ。且轉合の二句にて增す〳〵曉色にはあらで夜半なりしを、鐘聲に知りたること能く分れり。後、錦繡段を見しに又張繼が再到楓橋の詩あり。曰、

白髮重來一夢中　青山不レ改舊時容

烏啼月落寒山寺　欹レ枕猶聽半夜鐘

これを見れば白髮重來にて年寄りて復こゝに來れりと云ふこと見ゆ。青山不レ改と云て、人は白髮となれど青山は舊容に違はずと一夢の世と歎ぜしなり。また下の二句この時復た烏啼月落以前の景望なるに、猶やはり寒山寺の鐘も違はざりしと言ひしにて前詩愈ゝ昭然たり。

又同書に楓橋夜泊の詩、作者は孫元實と見ゆ。云く、

畫船夜泊寒山寺　不レ信江楓有ニ客愁一

二八蛾眉雙鳳吹　滿天明月按ニ凉州一

これを見ても前詩の眞景料り知るべし。元實が夜泊のときは夜中も愁閑どころには無く折ふし月色滿天なりしが、此度は蛾眉管樂にて終夜も賑やかなりし體なり。詩も一首にては能く解を得ず。

○乙酉の初夏肥州東覲のとき一小石を携て予に示す。色潤頼にして微白を帶ぶ、人これを崇奉すれば稍白

色を増すとぞ。神異の事なり。其圖如レ下、この石長崎諏訪祠の宮司が得たるにて其記文を附す。又萬葉集の鈔書を添ふ。

(萬葉集第五)筑前國怡土郡深江村子負野、臨レ海丘上有二二石一、大者長一尺二寸六分、圍一尺八寸六分、重十八斤五兩、小者長一尺一寸、圍一尺八寸、重十六斤十兩、並皆橢圓、狀如二雞子一、其美好者不レ可二勝論一、所レ謂徑尺璧是也、註或云、此二石者、肥前國彼杵郡平敷之石、當レ占而取レ之、去二深江驛家一二十近里、近在二路頭一、公私往來、莫レ不二下レ馬跪拜一、古老相傳曰、往昔息長足日女命、征二討新羅國一之時、用二茲兩石一、插二著御袖之中一、以爲二鎭懷一、(實是御裳中矣)所二以行人敬二拜此石一、(以上萬葉の文なり)

追二慕鎭懷一而詠二平敷石一歌、大宮司從五位上行丹波守藤原朝臣永章

掛卷も綾にかしこき、たらし姫神の命は、皇神のをしへのまにまに、御軍をあともひ給ひ、大御船ともへならべて、まかゞやく寶の國を、事むけにいでますはしに、はらませる皇子の命を、ことをはり歸りくまでは、なあれそといはひ給ひて、玉くしげふたつの石を、賤機の御帶にまかし、大御裳にいはひ給ひて、海原をこぎわたらせば、栲衾新羅國の、こきしらはおおかしこみて、ありなれの河の水はも、還りながれむ時も、其河の石のごとく〳〵、大空の星となるまで、年のはに船腹ほさず、とこしへに船檝ほさず、みつぎすと誓言たてゝ、のみ申しつかへまつれば、御馬かひとさだめ給ひて、馬の爪筑紫にかへり、わたの底沖津深江に、奇御たまおはし給ひて、みゝづからしづめ給ひて、御笠なる蚊田のところに、日の皇子をあらましけり、其石は今のをつゝに、怡土の縣子負原にし、眞玉なすふたつの玉と、神ながら神さびませり、いにしへゆかたりけらくは、ふとまにの御占によりて、肥の國の彼杵の里の、平敷の石ととらせりと、かたりつぎいひつぎにけり、其さとは此ながさきの、から衣浦上村の、平野ちふわたりときて、うむかしみゆきてしみれば、うるはしきいしぞおほかる、それをしもひろへるはしに、さと人の


原圖竪三寸五分
幅三寸五分
代赭色

我にいへらく、此さとのはらめる女、いましはもいつきまつれば、さきのごとまが事なしと、かたれるを聞きよろこほひ、客蟬の人にもしめし、萬代にいひつぐがねと、ひろひこしこれの石はも、かけまくもあやにたふとき、たらし姫神の御たまの、世の中にちはひ給へる、しるしかいまも

これに據れば神后征韓の御時、彼杵平敷の石を取給ひて、歸國の御時怡土の深江に置給ひしなり。固より萬葉もかく見ゆ。すれば千蔭が略解の註に、平敷とあるは地名か又地に敷て有りしを云ふにやと云しは未だ詳にせざる也。又宮司が文を見れば、平敷の地は今長崎の近邊浦上村の平野と云ふ所なりと。又文に見ゆる如く彼國には今も此石あれども稀にして得がたし。宮司が到りしときも索ること良久く、地を掘ること深くして後これを獲たりとぞ。定めて怡土郡に在る者はこの石の大なるにて、萬葉に美好とあれば赤色もこの石の如く成りしならん。

○漢高帝の寛仁大度は人も普く云へり。勇剛の資質なりとは人多く云はず。史記の高祖紀に云、項羽大怒伏弩射中二漢王一、漢王傷レ胷、乃捫レ足曰、虜中二吾指一。〔割註〕索隱曰、中二胸而捫一レ足者、蓋以二矢初中一痛悶不レ知二所在一、故爾、或云胸而捫レ足、權以安二士卒之心一也、」漢王病レ創臥、張良彊請二漢王一、起行勞レ軍、以安二士卒一、毋レ令三楚乘二勝於漢一、漢王出行レ軍、病甚、因馳入二成皐一。〔割註〕三輔故事云、楚漢相二拒於京索間一六年、身被二大創一十二、矢石通レ中過者有レ四、言漢王病創也、」又十二年高祖擊レ布時、爲二流矢所一レ中、行道病、病甚、呂后迎二良醫一、醫入見、高祖問レ醫、醫曰、病可レ治、於レ是高祖嫚二罵之一曰、吾以二布衣一、持二三尺劍一取二天下一、此非二天命一乎、命乃在レ天、雖二扁鵲一何益、遂不レ使レ治レ病、賜二金五千斤一罷レ之、四月崩二長樂宮一。〔割註〕皇甫謐曰、高祖以二秦昭王五十一年一生、至二漢十二年一六十二、是等の文を見て知るべし。又高祖の齡も六十歳不レ越に崩ず。吾朝の頼朝尊氏二卿の如きも皆知命の餘にして終れり。大業を成就する人は年齡意外に短き者也。

○酒家の下男を世に樽拾と呼ぶ、少年は皆赤黑き衣を着て同色の前垂を爲せり。字書に赭衣、罪人服、

漢刑法志、赭衣塞レ路、又荀子註、以ニ赤土一染レ衣、故曰ニ赭衣一、とあれば、樽拾の服色は漢の罪人の服色ならずや。

○醍醐の三寶院門主の大峰入の行列とて或人示す、廼左に錄す。

前拂　手碑傳（テヒヂ）　小荷駄　先乘役山伏騎馬　若黨　長柄　草履取　挾箱　鎗　笠籠　竹馬　具足櫃　旗竿　臺弓　侍等　對先箱　對鎗　大毛鎗　大保呂　臺笠　立傘　足輕數人　大斧　大法螺　笈　金剛杖　大錫杖　山伏　數十人二行　徒士　薙刀　野大刀　法螺　乘輿　侍等　護摩刀　檜杖　檜笠　長柄　草履取　床几　鎗　對後箱　牽馬　沓籠　茶辨當　茶道衆　醫者　藥箱　笠箱　合羽籠　押

總押

薩摩　般若院（此行列此中に記せず）

般若院供山伏の分（行列各）

具足櫃　若黨　長柄　草履取　鎗　挾箱　笠籠　竹馬

供山伏總人數百五十人二行　後押

（右の般若院總同勢は全く皆その手人なりと云ふ）

又國先達とて所々の觸頭の山伏あり皆從行す。共面々、

如意輪寺　寶輪寺　海　寺　般若院　蓮華院　叶　寺　大光院　明星院　明王院　本覺院　南光院　千量院　聽松院　快行院

定學坊（割註）是は多分肥前國中の山伏を云海寺以下三寺は領國の寺院此時海寺の行列とて又或人云を左に錄す予は還て知らず。」

對狹箱　對鎗　臺笠　立傘　法螺　斧　金剛杖　笈　步行山伏二行　法螺　徒士　薙刀　護摩刀　侍　乘物（或）騎馬

長柄　草履取　對後箱　鎗　茶辨當　沓籠　笠籠　合羽籠

○花に鳴く鶯、水に棲む蛙、生ける者は皆歌よむてふことも宜なり。この八九年前予がもとに田面と呼で仕ひし小女十歳なるが、婢妾の居所窓前の小池に、朝暮群蛙の鳴くこと喧しかりしかば、小女口占してけり。

　これ蛙よそへもいつて啼けよかしこの池ばかり住かではなし

或人聞てこれをこよと直しけるが、この小女元來歌よむ者ならず、事に觸れ天性に出で三十一字の調をなせるなり。

○能の仕手狂言師等の腰を掛け或は持廻る鬘桶と云ふは、古代は申樂の皷を納るゝ物とぞ。其故實の今に遺れるは八島の能に別に弓流とて爲ることあり。仕手義經弓を取落し云々と云ふ所にて、後見寄りて仕手の立たるとき、腰かけゐたりし鬘桶を取り小皷の脇に置き、皷者のかゝり居りし床几を取り、其時熊手を切拂ひ終に弓を取返し、本の渚に打あがればと云ふ處にて、鬘桶に替て仕手にかゝらす皷者の鬘桶に腰かくるの遺れること、こゝに存す習ひ事とぞ。（觀世新九郎話）

○皷者新九郎が末の子の錠之助は加州に仕へて、齊廣中將の隱退して下國せられしとき隨往きたり。然るにいく程なく中將卒せられて歸府せり。其後久して隱莊を訪來たれば加州の物語を聞し其條々。

一金澤城の外郭の瓦は總て鉛を以て造れり。〔割註〕按るに、寒國ゆゑ尋常の土瓦は寒に堪ず因て然りと云へとも、又傍には非常のとき銃彈と爲べき設とぞ。」

一この侯の從行の僕輩世に加賀奴と呼ぶ者人の所ゝ知なり。然るに彼國中の僕、從行の者に非るもこの奴なるか多しと。

一中將隱退の居所を彼國に家造り爲せしが、殊に壯麗なる巨屋なりしと聞及べり。このことを問ふに如何にもその如くにて奥向は妾婢も多かれば左もあるべし。表向の間席殊に廣大にして、稍江都大城の

營構にも劣るまじとぞ。然るにいくほどなくして卒せられしは天とや云ふべき。

一能舞臺。外堂に一つ、奥に一つ、今一つ何れにか在りしと語れり。

一園中には地を刳て犀河の流を引入れ是に橋を架す、長十五間に及べり。是にて川水の廣きこと知べし。且其橋朱塗にしたれば殊に目立て、餘所の高地より望見るに知れざること無しとぞ。〔割註〕三才圖會云、金澤工里南有二佐伊川一、北有二淺野川一。」又かの領國の豪商中より大船を獻ぜしが、これも美麗の造にてかの河水に泛べて遊觀ありとぞ。これも亦川の廣きを知るべし。」

一かの城本丸は空地にて二丸に主侯の居所ありとぞ。

一城中天守ありしが燒亡して今はなく、三重の櫓のみありとぞ。

一小松の城は今は金澤より城代を遣し置く、昔は小松中納言の居所なり。高岡の城は今は頽破に及び外郭のみ存せり。

一風俗はさして異るなし。婦女子の髮の結ひざまは西都の風なりと。

一遊女町も劇場もあり江都の體にも劣らじと云ふ。色里一は石坂と云ふ遊女居れり、一は茶屋町と云ふこゝは藝妓居れりと。江戸深川京の祇園町の類ならん。劇場は野町にあり、その體は大造なれど狂言の樣子は都下にはやゝ劣れりと云ふ。色里兩所とも大門ありて一郭をなせり。京の如く出口の柳もあり郭中尤も至盛なりとぞ。〔割註〕追記す、石坂の倡名は揚卷，茶屋町の妓名は八十皆高名なりと、いよ〳〵前說の如し。

一方言は何にも異る事もなけれど粗ほ擧るに、〇手桶(てうけ、)〇羽蟲を大小によらず一羽と二羽と云(蝶一羽蚊一羽の類なり、)〇あやにくなるを(ゐんばと云ふ、)燕波と書とぞ。〇さッぱり何々と云ふを(かいにと云ふ、)〇妻は(おかた、)〇下女は(おかる、)〇妾は(かんぼう、)娘は(ごりよんさま、)(さまは蓋尊稱ならん、)〇是はしたりと云ふを(おらも

つたいや、）○置たまへと云ふを（おくまッせへ、）

一東照宮は金澤城中にあり。〔割註〕利家の末にしてかく崇奉するは御盛德とや云ふべき。」

一本願寺の掛け所東西ともあり壯麗を爲す。

一開山忌御講と云ふあり。その時生け花をなす、大なるは一圍に及び、又はそれに餘れる松などをもいくることとなり。

一春は花見と云ふことなし、櫻少きゆゑなり。

一菅神の宮あり城内に在り、別當某寺と云ふ。二月廿五日神事能あり御殿にてあることゝぞ。〔割註〕殿とは神宮の殿か、或は主侯の殿なるか。」

一城下の町二里四方もあるべし。海へは三里程もあり、京へ往く里程六日路、大聖寺へは城下より一里程もあり、寺とは侯の菩提寺なり。

一嘗て洪園先生曰、古へ人を止めし安宅關は今は海中一里餘の所に在りと。是を問ふに正しく其言の如しと。

一菅神自畫の像あるとぞ。この像神酒を供ふれは畫像の顏せ赤むとなり、奇異なり。

一食品は江都に勝れり。人物も優り古風を存し淳朴にして輕薄の俗少しとぞ。

○石田治部少輔三成は世にみつなりと唱へたるが、伊勢の一身田高田派の一向宗〔割註〕この寺の名忘る、」今の上人は先帝の御弟にて奧方は津侯の娘也と。の寺は嘗て三成の懇ろなりし所にて三成自筆の假名文數通ありて皆かずしげと書きたり。三をかずと訓じ成をしげと訓じたるを、今は知る人もなし。〔割註〕右津侯の臣藤堂主計及舊臣石川貞一郎の話。」又津侯の家に傳へし石田の假名文一通にもかずしげと書きたると云ふ。（朝川鼎話）津侯の祖は三成同時にして文通有りしもさぞなれば彌〻世の誤りを知るべし。

又長曾我部元親も其時は長曾かめと唱へたると聞へ、長曾我部を假名にはかめと書き、又はその四字に假名つけたる書に我部にかめの傍書あり。又も據るべきは我部を其頃の書に龜と書たる者ありと。（亦前人の話）林子因に云ふ、今人の苗字も近頃唱へ違多し、增山はましやまなり、建部はたけべなり、然るを人々ますやま、たてべと云ふ。此類いかほどあるべし。松浦はまつらなるを世にてはまつうらと云ふ。

〇洛東大佛殿方廣寺寛政十午年七月二日朝雷火にて炎上の事、印宗和尙目擊の話を卽記す。堂南面と覺ゆ。二十七間に四十五間簷下柱より雨垂れ迄の間五間許も有ると見うく、此間柱なし二重家根の垂木にて持ばなし、仍て堂の本間四十五間なれども雨垂より雨垂までは五十五間もこれ有り、總圓柱にて梁行は三間ま桁行は四間ま間毎に一本づゝ柱立居たり。尤佛の正面左右の柱の間ばかりは五間これ有ると覺ゆ。前通り總唐戶、寄せ棟造り瓦葺二重家根、簷下より堂の內殘らず三尺四方程づゝ御影石の總鋪石。右堂の一方凡三十間程づゝも離れ、堂の前後左右をとり廻し凡百二三十間四面の大廻廊有り。正面には仁王門凡十二間ばかりも有るやうに見うく。東隣に當り三十三間堂在り、この方への通用門東方廻廊の中程にあり、堂より仁王門廻廊まで殘らず赤塗にてあり。

右廻廊外通りの地形石垣の石は、凡高さ二間餘も有る大石を一つ宛並べたる而已にて重ねたるは無し。但し橫はゞには大小の石も有り。

右佛殿、午年七朔の夜半過より雷聲起り八つ頃に至る殊に烈しき所、雷殿の西北の屋隅二重家根の間に墜て、雷火簷下の垂木組物の處に燃つき、火の手揚りたるにつき火消の人馳せつけたれ共、巨殿の高屋なれば階子も龍吐水も一切とゞかず。〔割註〕蒲生亮が曰、此時最初は望み見るに火僅にして蠟燭の火の如し。去れども火の事なれば人々驚て馳廻れども消火の手だて無かりし故に、後は漸々火勢增りしとぞ。亮は京師西六條の人。」又殿の內、破風口へ昇り出らるゝ爲に常々段階子を設け有たれど、簷下より家根裡に火移りたれば、聳たる高處の事自由に消火の手だて無く空しく周旋するうちに雨降出し夜七つ半頃よ

り、朝六つ半頃までの際は大雨車軸を流すごとくなりしに、この大雨中に彼大殿の家根裡一面に火滿て、强雨の中に屋外に火吹出し、火氣盛にして大雨にも滅せず、大佛殿一時に燃え擧がれり。此時に印宗は洛東の東福寺に居たり。東福は十町許も隔たる所を雨裏にも能く火狀見えたり、かくして朝六つ半頃屋上の瓦一時に隕て、火勢益々盛んに成りたれども、二重家根の組物垂木に至る迄少しも落ちず、そのまま焚たり。その際に時々一本づゝ屋材焚落たると覺しく、その時々に火氣沸騰せり。佛の大像もあの猛炎の中に共に燃ゐたり。さて朝の五つ頃よりも雨も小降となり四つ頃には歇みたるが、遂に二重屋根は四つ半の程に燒落ち、九つ半過には大殿も同く焚崩れたり。仁王門廻廊へも火移り是も追々燒亡せり。不思議なるは仁王門も廻廊も皆內の方に焚倒たるゆゑ火塵外に及ばず、因て其邊類燒せしはなく唯大佛殿のみ焚たり。人皆此像滅盡の時と云へり。又一つの奇は大殿と門との間に手水鉢（定めし大石盤なるべし）在りしが、其上家は燒けずしてそのまゝ殘れりとぞ。又云ふ。仁王門に火及びしとき責めてはこの像はたすけたし迚、仁王に大綱をかけ數十人かゝり力を極めて引倒さんと爲せしが、還て大綱きれて引たふし數輩轉倒して怪我人は有りしが、王像は少しも動かずそのまゝ焚失たり。後にそのゆゑを知るにかの像の僵れざるを慮て鐵の大柱を以て固め有たるなり。夫に人は心つかざりしとぞ。

又大佛殿夜の八ツ頃より日中過まで燒て少しも頽壞せざりしは、かの屋柱一本每に鐵輪を貫き固めたること五つ六つ、その餘家根裏縱横に組構たる大材木も盡く組みては、鐵具或は五六尺なる大鎹に離れざるの設を爲しゆゑ、容易に燒墜ずしてかく長き時を經しとぞ。印宗又曰、某その時は東福寺に勤行中なれば、其日朝六つ頃雨中始て本坊庫裡の簷下よりこの火光を見つけ、それより五つ頃かの山門に登り見たるに、今少し前に堂瓦燒落ちたりと云ふ者ありき。其頃は雨は止みたるゆゑ佛殿の屋上に登望たるに、十町許の間手に取る如く分明にして、大佛像より二重家根其餘の四隅の簷形組物等鮮かに知れて燃ゐたるが、四つ頃迄は見ゐたれども未だ屋根落ざりし故廼屋上を下れりとぞ。

又大佛の燒たるは二日の朝よりなるを、四日に東福の僧徒洛中往來に見たるに未だ消火せず、山の如くに燒累りたる材木に火燃へて鎭火に至らずと。夫より九日にも往來に見たるに、その時は煙り昇て見え、火は燼底にのみ有りと覺ゆ。これは印宗正しく見たり。

又同月十六日往き見たれば、凡二間に十二三間許の假家二棟を建て、其中に大佛殿の柱の金具その餘種種の巨金物數多の人夫相聚り彼假屋に運びこみたり。積むこと丘陵の如なりし。又大佛の在りし處蓮座の下と覺しきに、縱横十間ばかりと見ゆる圓形なる石垣の高さ二間ほどづゝなるを三段に築たり。堂跡の灰塵を除きたれば平坦と覺しきに是は如何にと問ひたれば、答ふるにこは佛座の下蓮臺の中の地形と云へり。その巨構察すべし。

史記の項羽紀に云。項羽引レ兵西屠二咸陽一、燒二秦宮室一、火三月不レ滅、とこれも文勢と思ひしに、如何さま巨屋の建て連りたるならば三月消火せざりしも然からん。大佛の火もその間の雨中に曾て浸滅せざりしとぞ。咸陽阿房は名にたてる巨廣の大宮、鎭火の遲かりしかくも有りなん。

又聞く。如來滅度の後十六大國王及阿闍世王等の諸檀越相集て議するに、如來は三界の法王なり。然かのみならず、其祖は轉輪聖王なればこの輪王の禮に從つて〔割註〕出家に葬式なし、因て姑く輪王法に準ず。」金棺を制し遺骸をば白氈を以て纒ひ、栴檀香木を供養して焚化せんとするに敢て火點せず。時に上座の弟子云ふ、如來それ待つこと有て然るか。夫よりして後、如來自證三昧の性火を發して屍自焚盡すと。〔涅槃經後分の說〕斯の如くなればこの度の災は天火にして、且その境域を限て他に及ばざるは亦自證の性火とも云はんか。或は身膚を碎き錢幣と爲し人を濟ふ等、是人事にあらずして佛力なるべし。抑又大像亡て故に復せざるは豐國氏の運數已に盡たるか、咄。

補

圓覺の開山佛光禪師〔割註〕北條時宗の請に因て來朝す、宋人。」の詩に〔江湖集に出づ。〕

尸羅城裏學ニ金棺一　駿馬驕多不レ在レ鞭
三昧火從ニ何處一起　二千二百有餘年
(註略)世尊入滅、諸弟子以ニ香薪一闍維、(火浴の梵語なり。)薪盡如レ故、諸弟子以レ偈讃曰、凡俗諸猛熾、何能致ニ火爇一、願以ニ三昧火一、闍ニ維金色身一、爾時金棺從レ坐起、而三達ニ拘尸那城一、舉ニ高七多羅樹一、化火三昧自闍ニ維其身一、言金棺自舉遶ニ尸羅城一、如ニ駿馬奔不レ待レ加レ鞭、而生ニ三昧火一、闍ニ維金身一、
内に云ふ。東福寺佛殿も五百年前九條家の建立にてそのまゝ尚在り。殿は十七間餘もあり。因て本尊の像も大佛の外は、この本尊より大なるは京中には無しと云ひ傳ふ。
又此佛殿も巨屋なれば屋根まで昇る段梯子ありて、常々昇るに破風口まで三四廻も折曲てこれを設く。破風口に唐戸を構へ、人こゝより屋脊に出づべし。又此唐戸の邊の柱材に人の姓名を鐫り付たる所々に見ゆ。又は利刄などを以て斫り付たると覺き痕も往々あり。又山門の材木にも所々に有り。因て寺に問たれば言ふ、大阪御陣の時この寺關東の御陣所となり、諸軍卒こゝに屯しゐたるとき、其佩刀を以て鐫創せし者とぞ。
又東福の僧房は本間八間に二十一間、四方九尺づゝの庇あり、二重の丸家根にして總檜木の圓柱、内は皆鋪瓦なり。然るにその瓦すべて破れ碎けたるまゝにて修覆せずあれば、是も問ふにかの御陣のとき馬舍としたれば、馬の踏損せしものとぞ。其後傳聞すれば、近來はこの瓦を修覆して新しくなりしと云ふ。
〇廿六卷に文化の末、攝州能勢郡の農夫勘兵衛が屋棟より古文書の出しことを云ひき。然にこの頃攝州能勢若宮八幡紀事と題せし零冊を見たり。茲に彼の古文書の全きを得て即下に出す。この文を觀れば、壽永帝は西海の戰場を脱かれ出給ひて攝州の山家に隱れ坐したるにぞ、且つ文のさま後人の僞造せしとも思はれぬなり。
其文末に建保第五丑年九月二日從四位上行左少辨藤原經房(花押)左古曆へとあり、其下に小書して、

元仁元年壬申八月七日逝行年五十八歲、葬ニ來見山邊辻ニ、在レ社と記す。これ固より經房が自記せし文ならざるは論なし、定めし左古暦等が記せしならん。又壬申は元仁元年甲申なれば、これは傳寫の誤なること明なり。然に不審なるは日本史の所レ載藤原經房養和壽永間任ニ參議一、建久中遷ニ民部卿一、至ニ正二位權大納言一、正治二年薨年五十八、と。然るに彼の古文書の文には其の後年として從四位上左少辨とあるも如何。

又かの古文の中に、壽永四年乙巳三月廿四日二位殿ひそかに某々我經房を召され、何國の浦何國の山奧にも御幸成りしと仰せて是より落ちたりしこと見ゆ。壽永は建久に先つこと六七年、かゝれば官位の矛盾せる亦信なし。且正治二年薨と云へども古文書には元仁元年逝すとあり。元仁元は正治に後ること廿五年亦訝し。然れども日本史古文書歿年を云ふ、共に五十八歲亦疑はし。日本史は固より正史古文書も又事實。然れば經房は別人か。古代のこと後世を以て測り難し。〔割註〕又曰、下にこの古文書年古りて讀み難かりつることを某が附註せり。然れば經房の二字も定かならざりしを、寫誤せしか又下の子孫の名經の字を繼ぐ者有て間房の字有る無ければ、二字の下房字を誤れるか。」

攝州能勢郡若宮八幡宮記事

攝州能勢郡出野村能勢帶刀殿領分

（百姓）辻　勘兵衞

同所

若宮八幡宮事先達乙より風聞有レ之候に付忰金吾古鄕隣村之事故其趣書取尋遣し候返書之寫

御剪紙致ニ拜見一候然ば此度出野村百姓辻勘兵衞舊家之樣子尙又同村若宮八幡宮由來之儀御別紙御書取之次第委細承知仕候右一件は實說にて有レ之候得共御書取之趣少々づゝ相違も御座候に付申上候　右出野村八幡宮は往古安德帝を祭り候趣は兼て申傳も有レ之候得共　安德帝は壇之浦御入水之事に付如何の譯を以

出野村に祭る事に候哉委敷譯合も相分不レ申候所右勘兵衛居宅萱葺之儀故是迄度々屋根葺替致候得共目に懸り不レ申候處當丑三月中旬屋根葺替候處右屋根の棟木に何か眞黑なる竹筒一つ針金を以て縊付有レ之屋根葺人共風と目に掛け取卸し勘兵衛見受候處一尺五六寸許の竹節をこめ木のつめを致し其內にハラヤ〔割註〕（補）ハラヤは白粉の事。」の粉を詰其內に古書之卷物有レ之候に付見請候得ども殊之外細字假字交りにて中々容易く讀め不レ申候に付拙者宅えも致ニ持參一候得共中々讀兼候に付兩三人も立合色々仕多分讀取候處大體相分り申候得共右古書眞僞之處も難レ計大坂表古筆見所へも見せ候處六百年も以前に書し筆跡に相違無レ之旨申聞候に付右出野村是迄仕來等幷地面之場所鄰村に申傳之趣共相考見候て右書物にて多分相知れ申候事に御座候左之通

攝州能勢郡野間鄕

出野村（百姓）辻　勘兵衛

右之者由緒建保年中より天正年間迄の歷代は委敷書記し有レ之候右卷物は當時關東へ差下し帶刀一覽之上無レ據若年寄京極周防守樣當時間柄故御披見之儀御賴に付右京極家へ遣候處又候白川之御隱居樂翁樣御聞に付何れ御一覽被レ成度由にて右白川家へ當時參居申候右卷物の內餘程之長文にて御座候得共有增左之通

二位殿依レ命

安德帝を奉ニ守護一候從者

源典侍

從四位上侍從行左少辨藤原經房

武士二人

原田大輔判官種長

因幡郡司景家
右主從五人
建禮門院
右大將基方卿
大納言典侍
勾當內侍
阿波內侍

都合拾人文治元年三月廿四日壇浦合戰之中小舟二艘に取乘密に御迯け長州より伯耆國へ御幸成夫より但馬國迄同道と見へ但馬國府中より安德帝并守護之從者共攝津國天王村と申所へ御幸夫より能勢郡野間郷出野村に御幸同村にて折から御惱被ㇾ爲ㇾ在別段黑木之御所と申をしつらひ其御所より近村へ御幸の御樣子も有ㇾ之終に文治三年五月廿七日朝崩御御遺體并供御の殘其外御取持之品迄出野岩崎山と申すへ奉ㇾ葬社を建て若宮八幡宮と奉ㇾ勸ㇾ請之趣相見へ申候其外建禮門院從者衆は但馬國より京都北山大原里寂光院入御之趣に相見へ申候

一右古書は經房朝臣自筆之書に有ㇾ之候勘兵衛儀は經房子孫と相見候右書物も勘兵衛家古來より持傳へ候て天正年中より右竹の筒へ入れ棟木へ釣候事と相見へ申候子孫へ聢と申傳も無ㇾ之故子孫には一向不ㇾ存候處當春初て顯れ候共後遂に相分り候事に御座候

一出野村田植夜中松明にて植候儀は村方一統にて無ㇾ之八幡宮御供田と唱候田地一反有ㇾ之候右の田植夜の明ぬ先に松明にて田植申候是は往古より仕來に御座候

一　經房朝臣子孫

辻　勘兵衛　當時分家四軒御座候

此者の家より今以八幡宮之祭仕候へども八幡社地は村支配に御座候

原田大輔判官種長子孫

隣村大原村百姓

原田様と唱へ當時四軒有レ之候

因幡郡司景家子孫

大原村百姓因幡様と唱へ當時五軒御座候

先は右之趣荒増御座候委敷儀は逸々書面に難二書取一也又別書巻物古書之内文治元年三月廿四日壇浦合戰平氏及二敗軍一其節安徳帝建禮門院并従者共二位尼君依レ命小舟に取乗せ置二位殿は新中納言知盛卿の乙の御子を安徳帝と稱し奉レ抱御入水に付敵味方共右騒之内に右小舟にて御逃被レ成磯へ上り主上を種家脊負奉り石見國ゟ伯耆國へ御越しの趣相見へ申候

一經房朝臣墓所も是迄相分り不レ申候處右書面を以相糺候處早速相分り出野村來見山と申に經房墓所歴然と有レ之候

一經房の子左吉膳より天正年中勘兵衛迄十二代に相成その勘兵衛より當時迄又九代許に相成候

一經房朝臣詠歌

搔曇る雪げの空を吹かへて月に成ゆくすまの浦風

一出野村は往古より百姓子供男女とも頭の辻にけしをおき候事は八幡宮御嫌ひと申傳へ今以壹人も頭上にけしを置候儀不レ仕候

右荒増書記し入二御覽一候以上

十二月十四日　　大南玖太郎

岡金吾様

右大南は攝州能勢郡地黄村の郷士に御座候荒増書は兼て本文とは所々相違申候事

文化十四年丑三月中旬出現古文書

ことし建保五年うしふつき五日に源のすけ身まかり給へり、御年は五十あまり五とせに南有ける、いまだをしかるべきにこそ、およそ人の世の定なきぞはかなし、種長は十とせあまり九とせまへに身まかり、景家は十とせあまり三とせまへにをはりぬ、種長のわすれがたみ刑部太郎二十八歳、景家の子小次郎平三□はたちにあまれり、我子左古麿二十六歳なるが能田かへし畑うちしてわなみに世をそいとなみすぐしぬ、これらはことのもとさだかにもしらず、われもいまはたいそぢになりぬ、けふにも身まからば、すゑのよの子孫につたふるものたえてなからんかし、これまでは口づからもかたらずいましめぬ、世にもれにけりとて首をうしなふ程にはあらんともしらぬ島々へさすらへ、むかし壇浦へくちにし名より、うき名を後の世にとゞめしるされ南とは思ひしめぬ、すぎしむかしは思ひ出るさへ涙のみはふり落て、いまに思ひいでずあとや先なるすさみなりけり、壽永四年乙巳三月廿四日の日、二位どのひそかに典侍大納言局勾當内侍阿波内侍右少將基道われ經房、大輔判官種長郡司景家をめされ、我家の運命もけふにつくめり、されど家の弓矢つきたりとて、主上門院を同じ道に御幸なし奉んこと空おそろし、何國の浦何國の山の奥にも御幸なし、後の世の手だてをもなさせよと砂金いくらども取出させ、又のたまふには、たとへ源氏より奉るとも、いかで玉體を惱ませ奉らん、一つには一門のやからはとらはれなば命あるべうもおぼえず、扨は異氏ものばかり供奉さするなれと女院へわかちつけ給ひける、このものらはひみづの中にても供奉すべしとおぼしはかり給へるなり、こゝろづよく供奉し奉れとねもごろにおほせあれどもみな泪のみ落て、きと御いらへも申さであるを、あやしの小舟に人々身をやつしてその心がまへしておりぬ、主上典侍經房種長うちのりて磯へ漕、またの小舟に女院大納言局勾當内侍阿波内侍基道景家乘てこなたへ漕ぐ、或は廿段ばかりも有ぬらん、磯にて源氏いくらともなく舟にも陸にもゐるあまりて、の

がれはつべくもなし、一門の人々あるはうたれ海にも沈み給ひしに、二位殿は知盛卿の乙の御子にみそ(補、御衣、)つけて、須磨之内裏にてほろびさせ給ひしと聞えし、御劍めきたるものをもたせ玉ひ海に入玉ふ、見るに心もきえやみよりやみにたどる心地して、かたきもみかたも涙の聲をのみて、佛の御名をのみとなへつゝかつき奉らんとさはぐ、このひまにありそにつけ種長おひたてまつり、あしばやにはしりてかへりみれば、女院の御舟はありそに着たるを、源家の武士とりかこみ奉り、典侍は玉ぎり給ふ主上に知らせ奉らじといさめまぎれてゆくほどに、いかにしてのがれきにけん、景家はやく參りたる、なげきのなかに力をそへ、三里ばかり山ぶみしてあやしき木の下庵につきぬ、主上は二位はいまだ來まさぬかとのみ仰ありつるに、たれ／＼も互におもぶせして涙とゞめかねて、こしかた行末おもひつゞけさだかに御答申かたもあらざれば、主上は御涙にくれさせ給ふぞかしこし、三日とゞまりて景家は身をやつし、一門こなたさまのなりはて玉ふさま／＼を聞さだめ、三月廿八日といふに、石見の國をさして菅家の公達筑紫まうでしてかへらせ玉ふといつはり、往還は人目つゝましとて山より山里をへて、所々いとわづらはしきことゞも多けれど、さすが一天の君にて天照おほん神の御末にて渡らせたまへば、あやしの賤までもなびき奉り、御幸なし奉る、きのふとくれけふとあけ、五月十日あまり一日の日伯耆の國はにの山里につかせ玉ふよりは、さま／＼と身をつくしこゝろをひとつにしてつかうまつれる□わびしさたとふるにものなし、五月つもごりたじまの國府につく、都もちかづけども門院の御事はさらにきこえず、水無月十三日津の國天王といふ山里にいらせたまひ、山より山をわけつゝ十五日能勢の長尻といふ所より、此のまの郷へ渡らせたまふ、主上はおと夕より供御をつや／＼めさず、いかさまにも此春より此かた朝霧夕露に御衣もすぼちつゝまいて、この頃のあつさ、わなみらさへ心もくらき折なれば、惱ませ玉ふも御ことわりにこそ、けふは御惱しきりに渡らせ玉ふに、くすしも力なくて道のかたへに御しとねまうけ、御藥など取いで和氣賴職が奉れる御藥を上るに、二位どのゝ心つくさせたまひしを思いで奉りて

いと／＼かなし、御藥をも絶へ／＼なればとて種長景家たがひに左右へわかれてはしりぬ、景家は程なく御藥とゝのひたりとて、例の如く奉るに、忝もいましいさゝか御心よくならせ玉ふなど心に祈るかひなし、種長ははるかにして行つゝ里はなければとてむなしくかへりぬ、さてしもこよひのまうけせめとて雨皮などとり出、假の四阿などまうけしはいとはかなくて見るにだに涙のおさへかねらる、景家は又夕餉のまうけせんとてもとにまかりぬ、しかあれど大岩山てふ中にも四つにわかれて行かふ人もやと、心のほどやるかたなきぞかし、たゞに日をかさねて御惱すぐやかにならせ玉ふ御けしき、おはしたまはぬぞいからなし。其むかし木のまろどのゝ事なんどおもひいでゝ、埴生の庵をしめて御ましとなし奉る、ふつき二日にはやゝ日頃とは御心ばへもすぐやかにいさましうおぼしめしたりとて、朝餉もしか／＼めさせ給ふぞ、みなつ／＼うれしなんどいふばかりなし、此山里の者とては與三丁太とて家ふたつあり、このふたりはまめ／＼しくつかうまつれり、此夕月のほのかにさしいでければ、おかしくおぼしめして小峰の御幸なし奉り、山の尾つたひて行つる川原へ下りぬ、此邊にさし出たる大なるいはほあり、其ほとりは水にたゝへて青みだちたるはいとおそろしかりき、里人はこゝを岩先といふ、此邊はことにおもしろしとてめでさせ玉ひつゝしば／＼みゆきならせ玉ふ、主上古院に似させ給ひて御心いとうるはしく渡らせたまふにより、里人らもいみじう心にうれしみ仕へ奉る、里人は辻の宮あるは八つの宮と申奉りける、主上日にそひ御惱も常に復し給ひければ、皆人よろこびにあまれり、種長申やう山ふかけれども都へ二日路、神崎大物の浦へも一日にこへぬ路なり、何所をさして御幸ともなし、里人らも思ひ出で此山里にしばし世の有さまをも御覽ぜばやなど申、いづれもはる／＼の羈旅にうみて申やう、此黑木の御所をそのむかしの金樓玉階ともうれしきばかりに思ひける、されば里のものゝいふなる、くるとしのまうけせさせなどおほす、このわたり田しろたづねてさだかになんみゆ、里人のいふ、こはかはらのみひろらかに、田はたはそふの山根に有てわなみうかゞゐてつくれる外にはあらず、河原を田代にせんは今の事にあら

ず、ひんがしの中の嶋に家居十、はたふたつみつ其かみにたひらかなる原あり、人たらねばうゐず、それによりたまはゞ來る年のかてはゆうに有なんといふ、さはとてふたりは原に行て里人にならひ、さゝやかなる庵つくりてたつきをはかりける、げにも二位どのゝ御心にたがはず、種長景家ならはぬ賤がやつことなりて、まめやかに口ませにかはる〴〵内へまゐる、秋ぐさくだものとり〴〵奉れり、心ざし今しも思へば感涙おさへあへず、長月廿日あまり木々のもみぢ御覽ぜめとて川合へ御幸なし奉る、まづこの地のひらけたるさま横さまたてさまにして、水はひがしより西へながれ、又北より南へ落あひぬ、廻りは山々外山の稍茂り、うちは川原のみひろくたちひらけ、川合にいとおほきなる澤ありて水よどめり、澤の中嶋に市目の笠てふものに似たる、いとうるはしき木の紅葉せしあり、西の山里に家ふたつみつ見へたり、川原を北へのぼりて東のさとに家十ばかりありて色こき木ども見へわたり、いざこゆべしとて川原を見渡すに、水もあらねばやすけくむかうにいたる、社ありてそはあけのみづがき神さびたり、丁太ははた姫の宮となんあがめ祭るよしまうす、しばし御覽じて、冬ちかく木々のこのはも色よきに戀しき君いつかきまさぬ、と經房泪せきあへず、色なかく染る紅葉の中にもぞまつは時雨のかひなかりけり、典侍きようの面もちして、はた姫は秋のにしきをおりなして君がみそにはきりはたちぬる、ことのはのをかしきに君もきようじさせ玉ふ、はるかの山のそかひに家あり、丁太いふ僧ひとりをれりと、日もかたぶけば還幸なし奉らんと、もとのみちにかへるひだりに、夕霧の絶間より家五つむつも見ゆ、あれはいかにといへば例の丁太さゐのさとゝ答ふ、日のいらせ給ふ頃還幸あり、けふは日うらゝかにて主上ことにうるはしければ、うれしくもまかでぬ、十月廿四日初雪ふりて常に目なれし山々のいとめづらしく、いつものみねに御幸ありて、初雪をめでつゝこゝにくる、見れば峯はきのふに似ずもあり、この峯を里人は來見山あるはくるがみねともいふ、霜ふり月よりは山々に雪つもり心のあともつけかねたるは、種長景家らはしのび〳〵に都大物へ、主上の供御の料の調度などしろなしかへてかへるさまいたま

し、都に君を安德天皇とまをしたてまつりぬ、女院は北山大原に入御あるよし景家かへりて申す、主上なか／＼にしらせ玉はゞ君のおだやかならじとたれも心にしめぬ、此としもくれて壽永五年みやこは文治三ねんとなれり、春はことにさへかへり、あさな／＼水はこほりて川の瀧瀬もつらゝゐてうるはしく、玉の枝に玉の花をめできようじさせ給ひ、日ごとに岩崎に御幸ありて御覽あり、やよひの中すぐるよりその梢とも見へざりし山櫻、きゞす山里ものどかに春の心地に移りける、卯月はじめかたよりふと御惱しきりなればさわぎつゝこや（昆陽）によきくすしあるをからうじて迎へ、御藥調進せさせ申つゝ上れば、五日ありてほとぼりさめさせ給ひたれども、色なほしつゝ冬の寒にあたらせたまふと知りていとかしこし、さればれいにかはらせ玉ひ、いと衰へさせ給ひ、さつきにうつりて日に／＼賴みすくなう見えさせ給ふ、わなみらはいのらぬ神もなく、かはる／＼いだき奉りかなしむ、同じき十七日朝玉くだけ香ちりて登遐し玉ふ、よたりは海にも山にも氣うとく、涙もいでずものえいはず、守りをる里は神の里なかのしまゝでも、つどひきつゝ母におくれしみどり子のやうにくち／＼になげきをしみ奉れば、たれもすこし心やりなりし、こはわさ田うゑたりし日なり、日暮御そ御調度のこりなくつねに御心にめでさせ給ふを、岩崎にいはひしづめ奉る、都の沙汰たゞに世をはゞかり八つ宮とぞ申せしを、若宮八幡とあはせいやまひまつれりければ、里人もともによろこびをなしていやまひまつれり、典侍も我もさまかへて都の太原にまゐらんとまうしあへて、種長景家しひてとゞめさまかへば、後たえん、典侍をめとりて遠ながにつかへまつるこそ臣たるまことなれといひしらすにぞ、御社はなれんも心うく、里のものになりて小家しつらひ田がへしのわざをえて、田しろをひらきするゑのとし御國忌もすぎはてゝ、典侍にかたらひ御社につかへまつり奉り、種長は君のくるみの御つくりうたをはらにもて、くるみ權現とあがめ奉れり、あなかしここのふみひとに見するとなかれ、

從四位上侍從行左少辨藤原經房花押

建保第五丑年九月二日(元仁元年壬申八月七日逝行年五十八歲葬ニ來見山邊ノ辻在レ社)

左古麿へ

經實(左近行年八十三歲文永八年未三月二日)　經久(勘解由行年七十七歲延慶元年申十一月十八日)

經冬(勘太五十七歲延慶二酉年十月十三日)　恒助(中太九十一歲永和四午年)

助實(介三行年七十一歲應永六年己卯八月十二日)經成(常七永享九巳年三月廿九日)

成實(右衞門四十三歲長祿二寅年五月)　經吉(吉右衞門六十九歲永正十五寅年五月)

經彌(彌左衞門七十四歲永祿五戌年三月)　經春(勘兵衞六十三歲文祿二亥年四月十九日)

經忠(忠左衞門彌左衞門弟六十八歲永祿元午年十二月三日彌一)

經一(市郎兵衞)　經久(久左衞門五十二歲天正十五亥年四月十八日)

この系譜は本文の末に書つゞけ有りけるを、はじめ出たる時左古麿へとあるより、かみは別にきりておきけらし。山川正宣が見ける時に、又つぎあはせたるとぞいへる。

經房(仁安三年戊子生建保五年五十歲爾に元仁元年六十歲五十七)

經實(經房廿五歲時建久三年子年生)　經久(經實四十歲時貞永元辰年生)

經冬(經久廿歲時建長五丑年生)　恒助(經冬廿五歲時正應元子年生)

助實(恒助四十一歲時元德元己巳年生)　經成

成實(助實歿後十七年應永廿三申年)　經吉(成實三十五歲時寶德二午年生)

經彌(經吉四十歲時延德元酉年生)　經春(經彌三十歲時享祿四卯年生)

經忠(延德二亥年生經彌二年後て生弟也)　經久(天文五申年生經春五年後て生)

從ニ建保五年ノ到ニ天正十五年ノ凡三百七十年

從ニ天正十六年ノ到ニ文化十四年ノ凡二百三十年

こは服部敏夏の考へ記たる也。

左少辨藤原經房

かきくもるゆきげのそらをふきかへてつきになりゆくすまのうらかぜ

從四位下侍從左少辨藤原經房朝臣墨痕、經房壽永四年三月、密供二奉先帝一遁二西海一、潜二居于攝津國能勢郡出野村一、至二文治三年一帝崩、（五月十七日）而後三十八年、元仁元年八月七日卒、齡五十八云、

文化戊寅春　　池田源正宣謹摹併識

この書數百年を經たれば蠧損磨滅、このためによみ得がたき所々すくなからず。しかるをしひてよまず、たゞ有のまゝにしるす。またかんなのみだりなるてにはのとゝのほらざるも、いさゝかわたくしごゝろをくはへず、あるは基道を基通ともかき晦日をつごもりと書たるも、みな本書のまゝに記して後考の一物に備ふ。見る人怪しむ事なかれ。また舊地の地理里老の口碑も其大概を探り得たりといへども未だ全きに至らず、そは他日稿を脱して後世に弘むべきなりかし。

文政元年冬十一月　　池田山川正宣謹誌

醍醐雜事記云、（此書其時代に記錄せる書也）

一去三月廿四日於二長門國一、平家與二源氏一合戰、平家被レ打了

源氏大將軍九郎判官義經

內大臣宗盛　　右衞門督清宗

大納言時忠　　讃岐中將時實

內藏頭　　二位僧都全眞

法性寺執行能國　　阿波民部大輔盛良

藤內左衞門信康　　女院

若宮

降人　源大夫判官重定　攝津盛清

自害　中納言教盛　中納言知盛

殺人　左馬頭行盛　小松少將有盛

吉備津神主權藤內宣綱

同舍弟　菊地次郎

劒頭者八百五十人

不レ知二行方一人

先帝　修理大夫經盛

內侍所御座　進旨同

寶劍不レ見　女院

三宮

此ひと卷はことし文政てふ年の三とせの春、大人と共に京師にあそびける時、服部敏夏がもたるをうつしたる也。其原本は大南とかいへるがうつして岡金吾におくりたるなるべし。いと〳〵誤字脱語おほくありしよみがたかりしかば、山川正宣がみづから其眞跡をもてきたるを校合せしなり。されど猶よめがたきふし〴〵のあるは古書なればなり。これに山川が奥書のそはりたるはこたびくはへたるにはあらで、敏夏が本にありけるまゝなり。又人々の生年を考へ末に醍醐雜事記などくはへたるも敏夏がせしなるべし。

矢嶋吉從しるす

甲子夜話 卷六十七

○前五十九卷に佛骨表の事を云し條、後光明帝の御事をも擧たり。然るに承應遺事の全きを得て玆に錄す。

承應遺事

後光明帝御諱紹仁後水尾帝第四皇子なり。寛永癸酉三月十四日降誕したまふ。同壬午十一月十五日太子に立たまひ、同癸未九月廿七日御元服、同年十月三日御受禪、同十一月廿一日帝位に卽たまふ。翌年元を正保と改らる御年十二なり。御幼稚より御學問を好せ給ひ、御年十五にこえたまひては學術の正邪のわいだめをしろしめし純一に聖學を勤させたまへり。聖經を解說するに漢唐の說は粗淺なり、宋の程朱の說こそ理義精明にて至公至正を盡し萬世の模範ならめ。自今以後君臣皆必程朱の說に從ひ學問を勵むべき旨みことのりありけり。

和歌は吾邦の風なれば其風の正しきを貴ぶべし。聖人の道を知て身の行ひ正しからば、よめる和歌の風も正しくて人道のたすけとなるべし。必聖人の道を本とすべしと仰ありけり。此御言を上皇きこしめされ御稱美ありしとなん。

源氏物語の婬媟なるをもてはやせるを人道に害あり、都て人道に害ある書見るべからずとてしりぞけ給へり。ある日上皇へ朝覲したまひ詩の御製和歌の御製ありけり。

上皇は和歌に長じさせたまひ御賞翫も深かりければ、其後百首の和歌を上皇へ進らせられけり。上皇御覽ぜられ天才のすぐれさせ給ふを御感ありてよろこばせたまひけるとなん。謝上蔡の語に克レ己須下從二性偏難レ克處一克將去上とあるを稱し給ひ、常に御工夫を用させたまひけり。御生質雷をおそれたまふに、こ

れも性偏なる處よりかくはあるとて、雷烈しかりける時、御簾のもとに出させ給ひ、御靜坐ましましけるに御神色かはらせられず、雷やみていらせたまひけり。其後雷の御おそれなかりしとなん。

内侍所の御韓櫃を久しくきよむる事なかりしかば、ひらかせられ御覽ありしに、いつよりか其かたはらに入置たる佛舍利あり。すなはち取捨させられきよくきよめ給ひ、御尊敬を盡させたまひけり。

御酒を好ませ給ひ時々御量に過させ給ふを、諸臣ひそかにおそれけれども諫奉る人もなかりけり。或時御宴の興も盛にて天機うるはしきに德大寺公信御前に出て、度々御酒過させ給ふは玉體の御ため其おそれすくなからず、聖人の教、程朱の教にも背かせたまひなんと諫奉られければ、天機忽かはらせ給ひ、御劒をとらせられ逆鱗甚しかりしに、從容として又申上られけるは、古昔より聖君の御手づから臣をきらせたまふをきかざれども、公信が諫をきこしめしいれさせたまはゞ、身命はをしむにたらずとてたちもさらずぞさぶらはれける。陪從の人々しりぞかしめらる。上も御劒をもたせ給ひながら入御なりにけり。人々德大寺殿にむかひ、御忠諫のほどは感じさふらへども、折あしくて逆鱗甚しく御宴の興もさめさせ給へば、皆々おそれさふらふと申されけるに、猶從容として某はさはおもひさうらはず、今夜も御酒過させたまはんをおそれみさぶらうに、御宴のとくやみぬるこそせめてのさひはひなれと、おもひさうらふとて退出されぬ。あくるあしたはやく出御ましまし〳〵近習の人に、さてもよべの御ふるまひいたく悔させたまひ御寢もならせ給はず。此後公信が參らんもおぼつかなくおぼしめすと仰ありしに、又公信は天機を伺ひ奉らんとてとくより參内しさむらふと申上げられければ、悅ばせたまひ座を賜ひてめされけり。公信はよべ天機に忤ひ奉られしを、おそれみつゝしみ御前へ出られけるに、龍顏殊にうるはしく、さてもよべの忠諫叡感淺からずおぼしめせり。此後は御酒をいましめてたゝせ給ふべし。よべの御ありさまかへす〳〵御耻かはしくおぼしめすなり。今よりいよ〳〵忠諫をいれ不德を正し嘉德をたすくべしとて、よべとらせ給ふ御劒を御手づから賜はりけり。公信は何と申上られん旨もなくたゞ涙を抑へて御前をま

かり出られけり。君君たり臣臣たりありがたきためしなるべし。

中古以來家々私言を立て朝廷の典禮をみだるのおほきと、年中行事に浮屠に溺るゝのおほきと、有職の說に瑣鄙に泥めるのおほきとを、いたましくおほしめしけるとなん。典禮は天秩に因るべしと書しめられ、殿宇にかけさせられけり。

文武天皇の御時始めて釋奠を行はれたれば、聖學を信じ誠敬を盡し今も行ふべしと仰ありけり。

高倉院の御侍讀に淸原賴業をめされけれども、殿上はゆるされず砌に立て授奉れり。然るに其時賴業寵賜を得て禮記の中より大學中庸を抽出し敎へ奉るといふは近きころの造言なり。一己の私にて世を欺くは禁ずべしと仰ありけり。

程朱の學を厚く尊信したまひ、程朱の學のひらけたるは藤肅の功なりとて、辛卯九月十二日惺窩文集に御製の序を賜はりけり。且惺窩の子爲景を擧て下冷泉家の絕たるを繼しめ給へり。易經の講說をきこしめさんとおほしめしけるに、朝山素心といふものの易傳義を講ずときこえて承應癸巳正月めされけり。無位無官なれば烏紗巾涂衣を服せり、聖人の道を尊びたまへば殿上にて講ぜしめらるとなん。素心年六十五といふ承應癸巳六月禁闕祝融の災あり、日あらず造營新に成けり。御調度の奢麗美侈なるは損抑したまへり。衣服の制度をも正しくさせられまくおほしめしけるとなん。

承應甲午五月某夜、御夢に天より神龍降り南殿の階にふす、これにのりて天にいたりたまふと見させ給ひ、黃帝龍に騎りて天にのぼるといへれば、德は及ぶべきにあらねども、其兆は同じからんと御命數をしろしけるとなん。其九月十七日宸庭に鶴の來て立るを臣下よろこび奉れども、鶴は天に翶翔すれば登遐の徵とのたまひけり。

御痘瘡にて御惱重く衆醫の診療しるしなければ、猶醫某に拜診させられんと、所司代牧野佐渡守申けれども、御命數をしろしめしけんめされざりけり。佐渡守ひたすらねがひて醫某に拜診をゆるさる。御藥

に及ばず九月廿日崩御し給へり御。年二十二。尊卑老少なべて月日の光をうしなひしこゝちにうれひ奉りけり。

大行の御時火化せらるゝと聞へければ、御□なの御用を承れる納屋の八兵衛といふもの深く歎き、聖人の道に御志厚くおはしませしに其道に戻りて玉體を火化し奉らんは、いかで叡慮にかなはん。これ非禮非忠の至なり。我骨を粉にし身を碎ても此事やめばやとて、仙洞御所院御所を初め宮攝家幷に朝議にあづかり給ふ家々に參りて、今至尊の玉體を火化せらるゝと聞ゆるは、御存生の叡慮に違ひ御神靈の幽旨に背けり。きはめて火化はやめさせ給へと號泣して申けり。仙洞の御聞に達し火化の議をやめさせたまひけり。寔に八兵衛が忠誠天に通じけん、天に口なく八兵衛をしていはしむと人皆いひあへり。上聖人の道を尊ませ給へば、下も聖人の道を尊めるなるべし。

恒の御德容温恭にして威嚴の風度あらせ給ひ、龍顏を拜し奉る人ごとに欽仰し奉りけり。聖賢の道を尊びたまひ異端邪說を退ぞけ給ひ、諸事樸實簡易を本とし舊弊を除かせらるゝを、舊弊に染てあやしみおもふもありけるに、道理明らけき仰を承りては、かねておもふ疑惑も氷釋し感服しさむらひけり。誠に天縱の聖德寬仁明睿の天稟にてまし〳〵けり。天これに御壽をかし奉らば、聖德いよ〳〵めでたかるべきをと人皆申けり。

文政四年辛巳秋八月初旬寫二於洛東僑居一　豹山澤信子順甫

○過ぎし頃鈔寫せし者と覺しく、冊子の葉間に在りしを又錄す。

一蝸牛をすりて糊に換へ帋を幾枚もいためて重ね、的と爲れば銃丸透らずと云。こは小札を製せば牛皮に增るべきにや未試みず。

一橙皮を板に張り革を乾す如く釘もて四方を打つけ、穴を透すべき所々へ錐もみし線香の太きをこめて

乾せば、革よりも堅緻にして水にも堪ゆるとぞ。鐙札に頗る佳といふ。

○近頃は奥の地へも異國船の來ること屢あり。盛岡侯(南部氏)の屆の文とて視る乃錄す。

去月廿六日申刻南部左衞門尉領分九戸郡中野村二里程沖合に異國船壹艘相見得狼煙揚の煙相立候處右船に見増候大船一艘卽時に走來沖合に懸居候段浦手詰家來共より注進申出候に付早速浦々固人數差出猶又臨時人數繰出候處折々南北江致ニ往來一翌廿七日申刻過より同所南の方沖江颿候て帆影も相見得不レ申趣其外怪敷義も無之段左衞門尉在府中英之助旅中之義に候間家來之者より爲レ知申來候併私領分は勿論松前邊迄も右船相廻候義も難レ計浦々固人數等夫々手配申付嚴重に爲ニ備置一申候　右異國船領内浦浦江相見得候はゞ其節々御屆可レ仕此段一先御屆仕候以上

六月五日

私領分閉伊郡重茂村重茂崎沖合東之方に去十二日巳の刻異國船一艘相見得候に付兼て備置候人數出張爲レ致候處同日午の刻過に北之方沖合江颿通帆影も相見得不レ申候段城下表江申出仕候猶又浦々固人數等手賦申付尤海岸通右體之船相見得候はゞ早速可ニ申出一旨其筋無ニ油斷一見守申付置候得共其後一圓相見得不レ申由申出候此段御屆仕候以上

六月十九日

或人曰。屆の文にはかくあれど、南部支侯の邑には蠻奴上陸して野菜を多く奪掠して去りしと。

○當三月廿二日のことゝぞ、紀州熊野本宮に川除堤を築かんため、川上なる大黑島と云巖山より大石曳出すとて、石匠傭夫等日々山を穿ち巖を割る。或日暫く憩たる間に山巖自ら崩おちて止まず、石匠等工作に及べば巖崩るゝことゝなし。斯の如きこと數日。三月廿日より〔割註〕上に數日と云を以て見れば、最初に三月廿二日と云し者は、當に二日に作るべきか。」この所に烏來て群をなし、人をも畏れず飛鳴けるが、この日より明日に至て白銀にて作りたる器の底ぬけ、或は缺損のもの數多を掘出せり。翌廿一日にも鳥

集前日に同じく、廿二日に及では鳥雀饒く翔飛雲の如く翅をたゝき嘴をならし、殆ど人頭に觸るゝ勢なれば、弱輩は逃去て進むこと能はず。中に剛夫ありてこれを怪み土石を掘たるに午時に及ぶ頃、地より一つの瓷器現れたり、取得るに今世に見馴れざる形なり、人集り能く見れは文字を彫たり。

熊野山如法經銘文　白瓷箱十二合
大般若一部六百巻　箱別五十巻
保安二年歳次辛丑十月日
願主沙門良勝
檀越散位秦親任

此文疑ふらくは全文にあらざるか、恐くは見る者その趣を諳記せし者ならん。義を成さず。

へこの瓷中を見るに純金を以て造れる圓龕一個あり、形圖の如し。



蓋より下高さ一尺天女の如き形を彫ものにす口の徑り五寸

この蓋を啓き見るに内に閻浮檀金の阿彌陀佛一軀を納む。長七寸端嚴殊勝の像にして甚精容妙相なりしと。前に得たる銀器は皆壞毀して全からざれば、取聚め其量をはかるに八百目ばかりも有りしと。因て堤修理の奉行石井傳左衛門これを得て藩侯に上らんとて、廿四日本宮を發し府に還れり。所の者は海に流し捨んと云しを、奉行所に出してかくなりしとなん。

以上の事は京都華嚴寺の住持秀胤當六月の文通に印宗に云遣すと。又相國寺中光源院の弟子南堂坐元は熊野の産にて、當春歸郷のとき目撃してかの秀胤に傳話すと。

右龕中に置し彌陀の像は閻浮檀金と云へば竺來の物なり。〔割註〕閻浮檀金の事翻譯名義集に見ゆ。」

印宗曰。先年熊野へ詣でたるに本宮より新宮へは川舟にて八九里も下りたり。熊野三社の中本宮は唯

一、新宮那智は兩部、尤も古代は本宮も兩部の所、中古唯一に成りたりと承傳ふと。彼古瓷出現に拘はらざることなれど思よるまゝに爰に附載せり。

○六月の末箕輪里なる大關括齋の隱莊を訪ひたるとき、四方山の話せし中主人曰しは、某が領邑古代那須野にて狐を狩りたる〔割註〕領邑は下野、狐を狩るとは世に云傳ふ玉藻前の化身のことにぞ。」古蹟今に歷然たり。今にてはかの三浦介上總介に射殺されし大狐の靈を祭りて小祠を建てあり、里人稻荷祠と呼ぶ。その二三里わきに堀の內村と云あり。この里人は古代狐狩ありしとき勢子に出たる者の末なりとぞ。其故にやかの稻荷に詣ることあれば必禍ありて、或は大風雨に遭ひ又は怪我又口論大喧嘩など每に無きことなしとぞ。かく百餘星霜を歷ても舊魂の所レ祟と云。又かの勢子の子孫に非ずとも、堀の內村に住める者到れば亦祟ありと。一年この村の給人かの祭のとき如何で然ることあらんとて代參を勤めたるに、忽衄血はしりて止まず詣ること叶はざりしと。成程世に玉藻前など云傳るも理りなる惡狐にぞ有りける。主人又吾義經に從て蝦夷に渡りたりと云ふ。常陸坊は仙術を得たるか、古老の語るは年頃領內の寺に住侶となり居、名も定かならぬ者なりとて在しに、人請望めば八島壇浦の合戰の有樣を其時見るが如くに人に見せけり。乃曰必ず人に語るべからずと戒めけるが、然れども寄らしければ人に語ることあれば卽こゝを去て行方を知らず。又聞くに他日某の所にゐて賤しき勤をなしけるとぞ。〔割註〕この事上州茂林寺の古貉和尚守鶴のことゝ同じ。」

義經記二卷、賴朝むほんに依り義經奧州より出給ふ條に曰く、御曹司の郎黨には西塔の武藏坊、又園城寺の法師の尋て參りたる常陸坊伊勢三郎佐藤三郎次信同四郎忠信、是等を先として三百餘騎云々。又八卷、衣川合戰の條に曰、十郎權頭喜三太二人家の上に登てやり戶格子をこだてにして散々に射る、大手には武藏坊片岡鈴木兄弟鷲尾ましほ伊勢三郎備前平四郎以上八人々八騎也。常陸坊を始めとして殘り十一人の者共、今朝より近きあたりの山寺を拜みに出でけるが、其まゝ歸らずして失にけりと。さ

れば常陸坊は存在してあれば仙術と云はんも然らん。

又話、那須の湯前權現に與一宗高が扇的射たりし頗ほどきに奉納せし琵琶あり。今は損じて表の版のみあり。其形は至て小さきものにて今の平家琵琶と云ふよりも又小し。その裡に記したる文ありとのことゆゑこれを問へば、先年摸搨して有りしが皆人に與へて無しと答へぬ。

又話、那須與一の家は今も寄合衆にてあり。この家にてはかの扇的のことを云ふことは、謹忌にて固く云はざることなり。そのゆゑを察するに祖先の死生を誓て射たりし精心のこと申し貽して、子孫に誡めたるの傳はれるならんとぞ。近頃の與一（予も識人なり。）縉も心得たる人ゆゑ、或日堀田攝州（參政括齋老翁なり。）會業の席上にて祖先高名のこと、且その裔孫のことなれば其體を圖し給はれと請ひたるに、與一色を變じて固辭しけるゆゑ、始てその事を聞て攝州も默止たりとぞ。

○文政の始頃吾が中の井戸小文治と云ふ者犬追物の射法を學ぶとて、肥後熊本に往き關根俊藏と云ふ者に就て習ひたり。（侍組五十人を兩人して預る頭とぞ、高二百石。）この人に肥後の五家と云へる處のことを聞きたりと云ゆゑ。予乃之を問ふに、この地は熊本より東南の方に當り、八代より踏込往く道程六七日路を經べく、思ふに日向の境にやあらん、殊に深山の中にありて且通路甚嶮難なりとぞ。この村ただ山中に一村のみありて、古は僅に五家ありければ因て其名を呼ぶ。今は人增て百軒もあらんか。その始めは平氏敗のとき彼黨隱棲の末と云ふ。又米良と云る一境ありと聞く、是は別地なりとぞ。この五家の人も皆一類にして其中頭分者二三家あり、今は熊本侯に屬附して此中より年首の拜禮として一年一度城下に出るとなり。〔割註〕米良は武鑑に米良主膳無高、肥後米良相良近江守一所と記す、然ば今の人吉侯に屬するか。」總て鳥獸を射て生業とす、俊藏かしこに抵りたるとき其射を見るに丸木弓にして今制と異り、その制は深山のことゆゑ立たる檀の木を伐て、三年ほど乾枯してこれを用ゆと。弓尺はその人の指尺（タカバカリ）にて七尺五寸に制す。〔割註〕この指尺にて七尺五寸にすることは射法の古制にして今は知る人稀な

り。徒らに弓匠の手に任せてこれを用ゆ、曾て古法に非ず。去れば五家の弓は全く舊時の存せるなり。」

其制方は今弓外竹の方を檀皮として內竹の方を肉としてこれを削る、一握は大抵一本を二つ割にして弓二張を得べき量なりとぞ。又その木皮の方は曾て磨琢をなさず皮のまゝにしてふし粗きを善とす。琢けば挖折るの患あるゆゑつとめて皮性のまゝにすとぞ。又弓の削りは圓るからで工作甚拙し。本弭を右乳に當て左手を伸し指頭の當る所を握とす、少し古弓よりは高からん、別に握革を用ひず又古法ならん。又弦の制は問はざりし、箭も常制と違はざるが制作を問かざりしと。但し鏃は竹皮の所を以て造るとか、射法は定りたる規もあらぬが、大凡は的を已が後に視て押もぢりに射る。右手は肩に寄せず頬並に彎出して放つ、然ども的にあたること違はず一切志す者みな同じと。終日射るには二三張を以て更て獵用とす。若し明日一張を以て終射せんと欲するときは、前夜より弓を流水に浸し置て用ゆ。然るときは、うは弦たるまずして弓力を隕さずと古法か。又俊藏か見たるもの五六人なりし中勁弓を控く者ありしが、俊藏その弓を控くに弦口もあかざりじ。斯人は矢束も長くして中りも人に踰たりしが、餘人見て羨みるしと。又的と稱するものは四五寸ほどの常體の者にて、見量十間餘にして射るとぞ。

この五家の人の言語は薩州の人に似て詞の中多く何に申すと云へり。食物は米一向なく、俊藏の抵りたるときは小豆ばかりを食させて大に困飢せしと。この餘栗をも食用とす。

熊本へこの人年始の賀儀に出れば鹽一俵宛を與ふと。又この五家米良の外に那須と云へる人境もあるよし。何れも平氏の殘黨とぞ。

予嘗て聞く、かの五家以前は深山の中なれば人曾て知ることなし。然るに或時溪水より器物の流れ來るを視る人あり、乃これを認めて奥邃に入り遂にこの人居を求め得たると、果して然るか。

○治れる御代なれど都下の廣きには末々殘忍なることもあり。一婦人語れるは妾或日船行して深川に往くとて三叉のあたりを行きたるとき、船傍にやゝ大なる船に病者と覺しき婦を臥したるまゝ載せたり。

この婦苦しげなる聲してせつなや〳〵と云ふ。その側を五六人とり圍みゐたるもの、云ふには、程なく醫者につれ往くなりと云ふを聞きつゝ、妾が船十餘間もこぎ離るゝとき、何やらん大に水に投ずる音したれば、妾如何にと問ふに、同船の人言ふ、あれは今病人を水中に投じたりと。是を聞て覺へず戰慄して流涕したりとなり。かの病婦は世によたかと云ふ最賤き賣婦にて、年老ぬる迄かゝ置てそれを以て己の活計とし、其末衰病に至るを其まゝ長く置けば失費多く又他へ遣るべき由もなき身なるに因り、欺て船に乘せゆき川水に投殺せるなりとぞ。これ等固より小人輩なれど、天を畏れざるの甚しき、遂には刑戮を免るべき者ならんや。

○この頃箕輪の里に往還することありて、吉原町の前を行くとて見及びたるに、彼の門外堤の下に古來の御制札二つあり。（このこと前冊四十一卷に載す。）近頃この邊燒亡したれば、この御札場も焚たりと覺しく、今は新に御札の上屋を造り、下は藩籬を設け木石を以て結構して殊に壯麗なり。又かの守番の屋と覺しき大なる家その傍にあり。然るに晝間はかの御札立たるが夜分は取隱して柱ばかりを立て置く。思ふに酒醉狡童の輩狼籍せんを恐るゝが故か。去れば御制札の詮は無きが如し、況やその爲の守番ならずや。かゝる大なる家に居て油斷なるも訝かし。日本橋の畔にある御制札は人普く知る所なり。是は先年名主共願て若や人狼籍の程はかり難し、冀くは御本札は彼輩方に預り置き、平常は寫を以て建て置きたしと上請して免を得て、今ある御制札は寫なるとぞ。然らば吉原町は如何にして之を學ばざる。

○予が左右の小臣に畫を爲す者あり。或日問ふ唐人の畫に背に劍を負ふ者あり、これは如何なることにやと。予答ふ、唐法は知らねどもその用あることは知るべきなり。その用と云は劍頭を負者の右肩の上に出し劍尾を脊の左下にして、垂緒を組交へ一端は右肩よりし、一端は左腋よりしてその身に纏ふ。然るときは馬上の主に隨ひ行くに必ず馬の左側にあるべし。若その用に臨んで卽右足を蹈出し左足を蹈開き、腰を屈して腹力を張て右肩を前に進むれば、主の馬上より拔に便あり、又歩して自ら拔くには其時に

當て身を構ること前の如く、左手を以て劍鞘を押上げ右を肩邊に揚げ劍頭を握り、左手は下へ引き右手は卽拔擊にす。然るときは腰間の刀を拔くに異ならず。これ丹青のことにあらず武夫常に熟知すべし。問者大に喜ぶ。又一人の曰傳聞く、朝鮮陣のとき彼國の人慮るには、我邦人腰間の刀は先づ拔て而して振揚げ擊ことゝ心得、敵に逢へば負たる劍を拔んとして手を頭邊の劍首にかく、吾人輙ち腰間より拔擊に共揚たる臂を斷ち、數敵を連擊して勝を得たりとなり。

○前の五十三卷に平戸誓願寺に藏たる淨土三部經のことを云ひき。雄香寺殿は性至孝におはしけるが、この三部經は公の御祖母なる永昌院夫人の爲に書せられし所なり。〔割註〕夫人諱充牧野右馬允康成の女正宗寺殿の妻天祥寺殿の母永昌寺の開基」その奧書の御文ば

謹寫淨土經三部經

無量壽經者用二金泥一、觀無量壽經者以二金銀一隔行、阿彌陀經者用二銀泥一書レ之、正當二重營永昌院一周忌辰一、而奉レ供二尊靈一、聊表二追善之寸心一、伏惟感格、

延寶已未歲臘月望　壹岐守任敬誌

〔割註〕右は三部の內阿彌陀經の軸末にあり、今黄色を以てする者は本紙金泥なり、淡墨は銀泥、標題の銘左の如し。金銀前に同じ。〔補〕本書黄黑間行に書きあれども今共に墨書とす。」

佛說無量壽經卷上

佛說無量壽經卷下

佛說觀無量壽經

佛說阿彌陀經

この年を推すに、已未は延寶七年にして雄香公三十四歲にぞおはしける。然るに星霜を經ること旣に百二十餘年卷軸半敗損せり。予これを悲む。因て致仕の後追想して平戸より江都に致さしめ、修裝舊に復せ

んとし姑く祖先の傳器と一所に置く、予が懶惰なる思はず期年を經しが一日忽思ふ、これ人子孝繼の道に非ずと。急に裱匠に命じ旬日にして修裝故の如し。因てこれを鳥越邸に携行き、老臣の歸郷に託して平戸に護送せしめ、且肥州に寄語して誓願寺に於て後來祟奉のことを嚴示せしむ。肥州乃これを傳ふ。未歳餘ならず戊寅の冬本庄の隱邸火災に罹り、彼の三部經を假藏せし邊の傳器悉く燒亡す。然るにこの御手澤物の厄を免れたるは全く孝感の天祐とや云ふべき。是より又年月ありて平戸に於て誓願寺火を失す、事江都に聞ゆ。〔割註〕この時本堂より火發し本尊は云ふに及ばず、祠堂に坐す先靈の位牌且傳來の古文書等皆燒亡せり。」予忽三部經を思ひ人を鳥越に遣り先其存否を問ふ、肥州答ふ(この時肥州江都にあり)御經恙なしと云ふ。予尚斯災の中獨その經の厄を脫れたるを不審して他日肥州に語れば、肥州曰ふ、御疑ひは理りなり是は總に物の手入春秋怠る事勿んことを嚴示せしゆゑ、寶藏に置けば出入に手間いるとて庫司の僧竊に納所の部屋に出し置たり。然に火災は本堂より書院に及び、納所の部屋は防留て火至らざりき。玆を以て御經は獨不思議の難を免れぬと。以上兩度の事亦誠に雄公孝格の神助とこそ思はるれ。

○廿五日括齋の隱莊を訪ひしときの話に、某が實家の兄遠江守(加藤泰侯)その兄は喜連川氏の養子となり惠氏と名のり左兵衛督たり。その養父を氏連と云ふ。右兵衛督致仕に及ばずして卒す。其父を茂氏と云ふ。又左兵衛督隱退して禿翁と號す、此人勁弓を控くと人に越えたり。括齋も實家に居しとき目の當り其鏃を視しにこみの長さは三尺にも及べり、鏃は柳葉長け七寸もありけん、箆際も厚さ方五歩にこへ鏃の輻も一寸にこゆべく厚もこれに協へり、箆の太さは大指の如くにして羽も尋常の如くならで、鷹羽ならば、羽尺のまゝにして本末を割りたるにて用ゆ。弓は一寸を用ひ弦は小指の太さなりしと、兄惠氏は常に見し所と語れり。この人大力量にして馬の四足を抱き揚げ、故にのせずまひする馬には斯の如くせしゆゑ、馬も其威力に服し慄々たりしと。是も惠氏目擊の傳話なり。この人長命にして惠氏養子の後も尚存在なりしが、德廟の御時勁弓ひくこと上聞に入り召て上覽あるべしとて、先づ大目付に命ぜられ

見分に往かしめられしに、茂氏一寸の弓を以て一發せしに、的に中りたる箭堋を貫て後へ通りたり。茂氏驚きこれは不敬なりとて、乙矢は八歩の弓を以て射たるに、又的に中り羽を沒し筈際一寸許を露はせり。因て箭を抜くこと能はず鍬を以て掘り取りたりとぞ。大目付も駭入て直にその弓と箭の貫きたるまゝを携て登城し、その狀を具に言上せしかば、古の爲朝にも劣るべからず壯士なる哉と賞歎まし〳〵けるとぞ。茂氏遺命すらく我が射具を曾て後來に貽す可らずとて、悉く燒却して今に殘すことなし、括齋が見たりしものは鎭守祠に奉納せし者にて因て今に存せりとぞ、又かゝる强弓の射手なりしが常に弓を張るを人に秘して見することなし、張るときは必ず樓上に於て爲したりとぞ。如何なる故か。又弓尺は尋常の弓より延べて八尺に及べり、然に殊に小兵なる人なりしとぞ。〔割註〕惠氏今退老して愬山と號し、年七十餘と云ふ」。

○七月廿六日に佃の海にて揚火（世に謂のろし）あるを觀るとて往く。舟中にて佃町の前川の隅に碑の立てるを見て人を陸に登せ諦視せしむるに、高六尺七寸幅四尺九寸九歩弱其文前面に刻せり〔割註〕（補此碑二本あり共に前面には葛飾郡永代浦築地の八文字にて記文は他三面に分刻す。又原書に碑石の圖あり今略。」

葛飾郡永代浦築地

此所寛政三年波あれの時家流れ人死するもの少からず。此後高なみの變はかりがたく流死の難なしといふべからず。是によりて西は入船町を限り東は吉祥寺前に至るまで凡長貳百八十五間餘の所、家居とり拂ひあき地になしおくもの也。

寛政六年甲寅十二月　日

夫より上陸して洲崎に休ふに此碑二つ、一は辨天祠の邊に立つと聞く。仍て人を遣して見せしむるに祠門の向ふ通りて隔て在り。文は前碑に同じ。とこの碑を見るに就ても、この頃の大政慕はしき事は多々な

り。追憶すれば日月如レ流はや三十年を過ぎぬ。

○乙酉の夏行智が富嶽に登りしとき、途中のことゝて甲州都留郡(小佛峠の麓)與世と云ふ小驛あり。極めて邊鄙の僻邑にして木曾路の風土に似たる處なり。(六月九日)此所の茶店に暫く休ひたるに、老樵と覺しきが榾笯肩に掛て來り前なる牀几に腰うち掛て休みたり。茶店の主老夫を指しあの老人は近頃死して蘇りたるものなり。珍しきことも聞けりと云へば、冥府のこと聞たくこれに向ひその始末を問ふに、老人云ふ某はこの當りに住む農にて名は善藏と申す。我が家は代々長生續で祖父は幾歳父は何十その前は何々と皆長生を語り、某は漸く六十九歳に成りたるが、前日はげんに入りたる頃〔割註〕はげんは半夏生なり蓋かの處の訛言。」俄に氣持惡しく死すべく覺へたるに、いづくとも知らぬ大山の側を過る如き所に到り、思ふにははや死したるにや有ん、我が親々の命に比べてはまだ死すべき齢ならずと訝るうち、人大勢烏帽子の如きを帽りたるが引も切らず往還して、常に見る此の世の人とも見へず、その人皆言語することなく何にか諸用ありげに行通ひて賑はしき體なり。某殊に面白く覺へてかゝる所に居らば現世に居らんよりも樂みあらんと思つゝ踟蹰みある程に、俄に日の昏るゝ如く覺へて空色も暗くなると見る中息出て蘇れり。既に一晝夜を歷たる事なれば、親屬集り葬の仕度整ひたる所にて、人々驚くことは更にして且は悅び且疑ふ中、我は見果ぬ夢の覺めたる思ひして、冥土のこと名殘り惜かりしと語れり、白頭にはあれど強健なるものと見へたり。事奇なれば記して歸れりと云ふ。

富士の鳴音

六月十日甲州吉田御師小澤信濃の家に宿る。曉がたに至りて富士の頂上の方にて、譬へば海近く浪の打寄する如き音して轟き鳴る。傍なる者にあれは何音ぞと問へば、御山の鳴るなり頂の御息の立つ朝は(御息とは風を云ふ)いつもかくの若しと答ふ。行智考ふるに伊勢物語に「なりは鹽尻のやうにて」とあるを山の形の鹽尻といふ者に似たるがこの物語の秘傳なりとて、鹽尻の說種々の論あるなるを、加茂眞淵

獨り此段を釋して、具平親王の眞字伊勢物語に鳴者如二鹽尻一とあるを證として、富士鳴澤の鳴る音汐の差し引く音の如く聞ゆれば、これも夫を云へるにて山形に據れるには非じと云ひしぞ。千古卓出の言にて今正しく山鳴りの音聞きたるにぞ、益舊說の差たること知らる。

富士の人穴

富嶽に上る甲州よりするを北口と云ふ。東海道よりするを表口と云ふ。この表口の裾野少し上方によりて人穴村と云ふあり、爰に富士の人穴あり。入口は僅に三間許もやあらん、入り下るほど內の方高く廣く下に水あり、冷洌なること足を斷つが如し。穴中の圖左の如し。

此穴の中にて富士行者書行藤佛苦行を修し入定せし所となり。又行者身祿と云ふが行場も尙存せり。

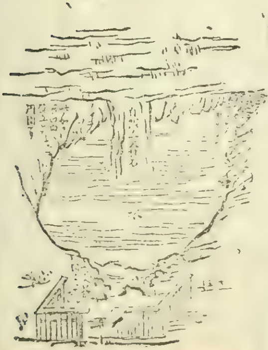
將軍家譜云、建仁二年七月賴家（賴朝の子母は平政子）遊二獵伊豆一、三年六月、使三和田平太胤長入二伊豆伊東崎洞一、使三仁田四郎忠常入二富士人穴一、

和漢三才圖會云、富士人穴、在二富士麓一、將軍賴家公、建仁三年六月狩二伊豆駿河一、到二富士麓一、有二巖穴一、未下嘗有中知二其深限一者上、俗呼曰二人穴一、使三仁田四郎忠常探二入之一、忠常從者五人入二洞中一、經二一晝夜一、後出レ穴曰、穴中甚狹、而暗難レ回レ踵、各取二松明一、匍匐入數十里、始終流水足浸、蝙蝠遮二飛於頭面一也幾千萬、有二一大河一、無二舟橋一、輾徘二徊河邊一時、向岸忽

穴入口の圖　此所一大石山にて、樣岸に穴の入口あり



穴中の圖　大石裡より仰見る所總て穴の中に襞にて屋內の如し、



現ニ異光一、從者皆驚死、忠常幸全レ命歸來、聞者冷レ膽、（註）伊豆伊東崎亦有ニ洞穴一、賴家公使ニ和田胤長入ニ穴、不ニ見極ニ而出、

又曰、伊豆伊東崎山中有レ洞、賴家使ニ和田平太胤長入レ之、自レ巳至レ酉、出云、大蛇蟠盤而殺レ之、然不レ得ニ其奥ニ而歸、

富士山有レ穴、俗號ニ人穴一、使ニ仁田四郎忠常入レ之、翌日出云、穴中狹闇、蝙蝠群飛、白蝙蝠亦有、徐至ニ穴濶一、有ニ鐘乳一、有ニ大河一、有ニ神人一姿貌甚奇異、從者四人見レ之倒死、（註）古老云、淺間大菩薩安座也、（割註）以上出所拠ニ於東鑑一にか。」

〇印宗話す、釋尊涅槃忌に每年二月十五日京嵯峨の清凉寺釋迦堂の前庭にて、近里の小童（未だ前髮ある者）十一二歲より十三四五迄の者十餘人も、前年の寒中より寒聲を發し調み大鼓と笛とを合せ踊念佛の修行をなす。其年の當日は皆一齊の衣服を着し、首に太鼓を掛け華やかなる手綱して左右の手に撥を持ち、（割註）撥は朱塗或は種々に飾り、撥尾に深紅の流蘇をつく。」共に高聲に音節して名號を唱へ、掛たる鼓節を以て歌ふ。この餘に壯年の男子笛を吹き鉦を鳴らし童子の鼓聲に合す（割註）この童子の居る所は釋迦堂の前面に向て高く棚を設け、一列に陳りて稱名し、壯男は地に立てこれを助く、童子の棚上に居るは群湊の中に混沒せざるが爲なり。」この執行は釋尊に法樂を上る也とぞ。又その唱歌は彌陀の名號にはあらで南無釋迦牟尼佛と稱名す、時刻は晝前より始まり晩景に至て終ふ。この日近鄕の農商及京都の參詣群湊してこれを觀る。夜に及べば踊念佛の後釋迦堂と山門の間の庭頭に、高さ三丈餘にして圍二三尺許なる松の枝あるまゝを截て地に立て、梢の所は曲て傘をさかしまに爲たる如く組みなし、其中に松の枯葉を積納れ、時刻ありて細炬に火をつけかの樹上に擲げ揚ぐ。去れども丈餘なる所に揚ぐれば容易に中に入らず、屢々之を投げて時を移す、群衆の見物夥しければ押合ひ揉合ふこと限り無し。この時その制止のため、且火防の固めか鞘を脫せる白刃の槍を執たる者、多く釋迦堂より山門の屋上にありて

警衞し。又刀を白刄になして持廻り群衆の非常を戒む。その體甚嚴重なり。又前に云ふ立たる松の丈餘なる蓋中に擲上たる炬火、入れば枯乾せし松葉に忽火移り紅燄四方に滿つ、夜陰ゆゑ其勢ひ殊に怖ろし。火盛に成て木梢燒燼し遂に立木を焚倒す。是を視て群衆皆分散すと。この立木倒れたる方の里村其年必ず豐登なりとて、人皆これを以て占ふ事なり。

この踊念佛のことも古きことにこそ。百萬の能に、

ワキ 此頃は嵯峨の大念佛にて候程に同道申し大念佛を拜せ申さばやと思ひ候

シテ あらわるの大念佛の節やさすがに此大念佛をさやうに筋なげに申か童音頭を取候べし

と云ふ。能の作る大抵三百餘年を下らず以て知るべし。又その始のこと都名所圖會には、清凉寺の大念佛毎年三月五日より十五日迄なり、圓覺上人これを創むと、而して年代を云はず。〔割註〕圓覺高僧傳に載せず。月日印宗の話と違ふ。」又山城志云ふ。清凉寺每春三月修二念佛會一、自二弘安二年一始焉、これに據れば人と時と知るべし。

○幕府旗下の人々は何れもその起る所以あり。普く聞かばさぞ名家多らん。林子近頃女子の結婚仰付ありしを山下金之助と云ふ。その家を林子に問ふに云、其家の紋は三頭の左巴、又井桁を用ゆ。井桁の紋は神祖より拜領する所とて殊に重ずるとぞ。その故は神祖駿府に御座ありける時、御狩の御供せしに大猪出あれて諸卒猖披の體なりしが、山下刀を以て對ひ井桁に押つけて仕留たりしを、間近く御覽ありて御感賞の餘、召されたる紫縮緬御紋付の御陣羽織を脫せられ御手づから下され、且此後井桁を家紋とすべしとの上意ありしより是を用ゆるとぞ。其御陣羽織今に家に秘藏すと云ふ。元祖は綱義稱二彌藏又文十郎一廣忠公に奉仕、安城に於て討死。二代は義勝稱二彌藏又庄太夫一神祖に奉仕、關原大阪兩御陣供奉。三代は周勝稱二彌藏一父と共に兩御陣供奉其後駿府の御狩に供奉せし人なりとぞ。斯人より金之助は七世の孫と云ふ。

○世には求めざるの譽あり天運の盡たる者あり。我隱莊の裏長舍に住める士一兩輩弓術を心掛けて修行しけり。或夜隣舍より弦音せし故、隣の者出合ひ何事と問ふに曰、茲に白犬來る射て中らずと。隣人白犬の走過るに覺ふ曰、中らずんば遺矢あらん、迺索るに夜闇して所在を辨せず。二人尙尋るに墻下に赤色の犬臥す、燭を照して視るに一矢眉間に在て斃たり。某曰是我矢なり。隣人曰爾に射る所は白犬に非ずや、曰然り。然る時は其所レ射の者は白犬に中らず不レ射者却て闇中に在て虛矢の爲に射られ、且矢急所に中て卽死する者は命邪。又曾て平戶にて視しは鮪魚を漁する所には、浦口或は岸邊魚道の所にがわ竹と稱し、大なる竹を束ね潮上に連浮し網の筌として泳鮪を遮り得。この竹束の浮みたる上に鷗鷺群集す、蓋魚を覘ふなり。或日鳥銃を以て彈す、鉛一鷗に中り并居し二鷗を聯貫し、其末竹に觸て激飛し二三十間餘の濱に獨り孤立せしに中て斃る。これも亦奇なり。神器と雖ども人力を以て爲すべきことにあらず。

○或日肥州曰、公吉史通と云ふを見給ふや。予答不レ知。且何人の撰か、曰桑名老侯の著なり。予廼肥州に借てこれを讀むにその終に云ふ。

余嘗謂、諸侯以進二擧人主之常病一、以自戒焉、予又思雖下自戒レ之之切上有レ時必衰焉、不レ如三桑八之警二戒之於其子以二此書一示二三子一曰、是人主之常病、而予所二自戒一者也、汝輩日誦レ之、以庶幾勿レ使三予至二于此一焉、且下二日常所レ望二于三子一也、

安永八己亥冬十二月　　白河世子源定信

按にこの年老侯二十二歲當代御繼續八年前とす。これに就て憶出せしは何年のことなりしや、辰日某閣老邸の中障子(座鋪の名)に龍野侯(脇坂中務大輔安董)丸岡侯(有馬左兵衞佐譽純)いまだ帝鑑席にてありし時、予も同じく相逢しに、老侯は常話の列にて、侯の著書と云へば藏するものを以て貴び又相誇るに足る。兩侯其に曰く、白川の所著求記鸚鵡詞(一書皆零册)これを求むれども得ず。予曰已に藏む、兩侯請ひて日覽くは借らん予卽與ふ、兩侯喜ぶこと甚し。自レ是後龍野は選を得て奏者に進み尋で鴻臚を兼

ぬ。丸岡も亦謁者より進で後參政に昇る。予を以て見れば參商なり、而且兩侯世に時めきたるが、然に今終を全ふせず。舊班に左降し有れども無きが如し。予偶ゝ古史逸を得て慨然として舊時を回想す。故に餘事に及ぶ。

○世に富士講と稱ふる一種の者あるを聞たれど、その委しきことを知らざりしが、此頃修驗行智が筆記せし小册を見たり。成程來者の豫めすべき種類にぞ。

富士講起原由來

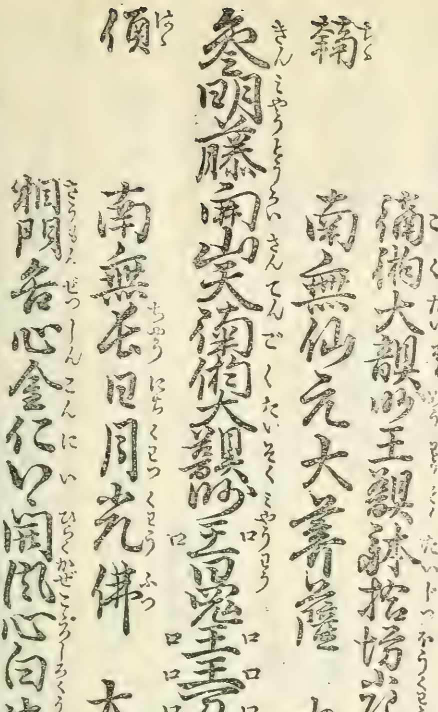
近年江戸御城下及び近在諸國にて一類の黨徒あり、是を富士講と云ふ。其始を尋ぬるに書行藤佛（カクギヤウトウブツ）と云者より始まれり。この書行といへるは肥前長崎の產にて、其父は長谷川氏部大輔某と云ふて浪士なりしが、同國平戶より來て長崎に住し、時の騷亂を憂ること有て夫婦天に祈て一子を生む、是を竹松丸と云ふ。實に天文十一年正月廿五日なり。是時天より告あり曰く、汝夫婦の願は世の英傑を生じて天下の亂を定め萬民を安んずべき宿志なれども、己に治世安民の主は此子と同年にして東國に生るべし、汝が一子は世外の者と成て普く萬民の疾苦を救ひ、又世を治め國を平ぐる教を施して天下の蒼生を濟度する者と成ん。成長の後に至らば自知ること有んと。因て父母深く鍾愛して惠養怠らず。竹松丸八歲の頃より殊に世を厭ひ出遊の望みあり、成長の後遂に父母に暇を乞ふて東國に到り、始めて奥州某山に入て修行し、夢想の告を得て初めて富士の人穴に入て苦行すること日あり、三七日の斷食して穴中に四方の杭を樹て其上に靈立ち。角杖をつきて二十一日の間立行を爲す。時に仙元菩薩の告ありて富士行の一派を開く。其敎は佛道に似て佛道に非ず、神道に似て神道に非ず、富士山峰を巡禮し歌を唱へて懺禮するのみ。曰夫人間の生ずることは天一眞水より始まり穀と桑帛とに憑り身命を保つ。この三恩をば報ぜずんば有らず。この富士山と云へるは一名穀聚山とも云ふて其形も穀を盛るに似たり。南に田子あり三穗あり皆穀に屬たる名なり。又士を米に合すれば桑となる、日本扶桑の名も是より出たり。内八海外八海の水あり、皆これ人間出生

の本源なり。又御胎内と云ふ處あり、仙元大菩薩一切衆生を生じ給ふか故なり。然ば富士と云ふは世界始め人間の本也。因て富士を信仰する者は子に臥し寅に起き自分々々の職業を克く勤め、御山の御恩を報じ奉るべき也など、種々の教ありて一種の宗門なり。又この宗に一種の文字ありて仙元菩薩より書行に傳へ給ふ所なりと云へり。又其派の系左に記す、

●元祖書行藤佛（於二人穴一入定）——大法濱旺（ハマグワン）（後改二日旺一 白糸瀧水定）
——旺心——月旺——星旺　以上五代正統也
——妙法日旺佛——月心——村上光清——月行劊仲
——日行藤仲——月行開眼日生——食行身祿

この食行と云ふは伊勢國川上の產にて十八歲にて江都に來り、本町二丁目に住て商賣を業とし、一代の間に巨萬の富商となる。名は富山清兵衛年來富士行を信じ苦行を勤ること度々なり。老後に貯る財貨を殘なく親屬窮民に施盡して赤貧の身となり、小石川春日町に裏店を借りて居り油を鬻て漸く妻子を養ふ。享保某年仙元の告ありて富士山七合目の室に入て三十一日の斷食し、日々說法して人間常行の道を教へ終にその處に餓死す。この身祿构の一派當時國々に滿て黨を結び衆を集て數十萬に及ぶ。其爲す所は仙元大菩薩靈告の御身拔と稱する者を身に掛け其前にて火を焚く、是を御焚上と謂ふ。水を呪して病者に與へて飲しめ又符字を書て與ふ。これを御禦と云ふ。病癒ることあれば勸めて黨に入らしむ故に年々そ

の數倍增す、その中に先達と云ふものあり。黨衆の魁首なり。此人は死しても人穴の傍に葬り墓を建つ、法名も釋氏の名付るを用ひず自ら一派の稱號あり、文字も一派の字あり。餇仲月旺等の如き是なり。又人穴の邊に寺あり明藤開山光侎寺と云ふ。侎は穀と同く門派の造り字なり。僧も住す何宗なりや審にせず、專ら富士敎を演て仙元祠に事ふ。其徒の身祿佝を尊重すること一向宗の親鸞を敬ふが如く、仙元を崇ぶこと彌陀に歸するが如し。身命をも惜まざれば法の爲に定死するも多かりしと。



この書體は專ら身祿杓の筆法を摸して改めざるを善とし先達老輩の者書て授くるなり。訓は何とも解

し聞く、その門派口授ありて他に漏すことを許さず、唯その徒の隱字にして宗外の者知らざる所なり。是を本尊として又旅行にも身を離さず防護して日々に禮拜す。又報恩法會を修すと云ふ。其式を御法會と稱す。皆隱語にして他人知ること能はず。

食行入定の圖とて江都某の所に板刻の者あり、磨滅して分明ならざれども行智の搨する者あり茲に再摸す。



これ富士人穴にて入定の圖なり

この一類殊の外に盛延なる故にや、官より度々禁斷の旨下ると雖ども暫時忍び居て又起り、倍々増蔓して今に及んでは如何とも爲すべからざるに至れり。漢の張角黄巾の賊も始めはかゝる者にや有ん。今の時に治めずんば後患大害ならん　是を治むるに策あり片言盡し難し、且我事に非ず遂に閣筆す嗚呼。

智が策もこれ奈何ん、是たゞ民間卑賤の所爲なり、釋徒上堂の異端と孰れ。

甲子夜話 巻六十八 丙丁燼餘一

○武都の繁榮、追レ日隨レ月昌んにして郊外田野に及ぶも皆其餘澤を蒙れり、然れども亦火災の屢々なるも雖二郊外一又遂に及べり、是都下の一大患也、予自レ少遭レ之事四回、一は明和五年戊子二月十一日の曉、新館の後宮婢局失レ火、堂宇房舍悉く燒く、第内臣下の舍無レ恙、予年九歲久昌夫人に扶憑して、火塵を出て脱レ之、一は中間五年にして、安永元年壬辰二月廿九日晝火目黑行人阪に發り里程を經、延て下谷に及び夜半に淺草の第燒亡す、時に亦久昌夫人に從て、本庄の別業に避け僑す居る事歲餘、此時先大人は旣に世を辭し給ひ、祖公は封國に坐しける、予年十三歲、一は三十五年にして、文化三年丙寅予在レ職、三月四日風殊に烈し、早朝芝の海邊牛町出火すと聞く、乃望レ之に黑煙走レ空こと迅速其色下谷の天に覆ふ、予意不レ穩潜に諸人に示して防禦の事に及ぶ、及二午後一火漸近く、入レ夜て火光環二三鄰一、火燼の飛來ること無レ算、予與二從輩一在二屋上一防レ之とも不レ能、火遂に邸の外邊に及ぶ、因て騎レ馬率レ人、備二行伍一具二武器一、由二正門一出づ茲時猛炎波浪の如にして、流て入二馬足の間一、又隣邸の自二屋脊一して降れる火は、其狀恰も瀧水に似たり、熈時に尙少なり、火道隔レ之隨ひ出でんとすれども不レ能、與二其從臣一俱に裏門より出で、別路を經て先後して皆本庄の別業に避く、此年予四十七歲、先レ是予有二宿疾一、因て至レ此乞二骸骨一蒙レ允致仕して居レ之こと十三年、今茲文政元年戊寅十月七日風猛なり、午後に至て望火樓版を鳴し、沙利場出火すと號ぶ、人を登て見せしむるに報じ告ること不レ一、或言風道直に指レ第、或言角田川の上流に指と、予乃出て望レ之に煙氣第上に來れども其色淡黑、因言不レ足レ畏と、而入つて喫レ飯俄に告に後屋婢局の樓上に飛火あり忽ち發焚と、卽見るに火已に屋脊に遍し、乃左右を呼んで器械を運び出す、人皆倉皇不レ知レ所レ爲、然ども亦男女各竭二其力一相助く、竟に火滿二屋室一予又其中に在て運出をなせども、火塵飛散して頭

上に冒すこと無二算一、因て屋中を退き出づ、如二臣等一も倶に火中に在て雖レ爲レ事、又爲レ火被レ逐、以レ茲其燒亡の物已に十が九にして、脱出の品纔に一二に止る、予以爲此事は是天災、誰か克免レ之、然ども非レ文則武、或は父祖先手澤の物、又我が心血を盡すの册、至二後孫一則其物の有無に知ること莫けん、因て竊に其燒亡の目を擧げ、且其來歷由緣を記して後來に貽る、冀くは子孫この烏有の物を知り、亦予が志を繼ぐ事あらん者歟、時に年五十有九。

明年文政二己卯早春淺草學館の僑居に識す

これはおもしろき御趣向に御坐候御文章も亦一風に御坐候間わざと此一枚は加筆不レ仕候これは此一枚を卷首にして其一卷ことごとく數年數度之燒亡品を御集め被レ成候はゞ如何にも後世にて忍ぶべき品も少かるまじくとも存候存付申さぬおもしろき御趣向に御坐候頓首拜

衡　白

七の廿七

一資始の甲冑　一領　右は天祥院殿の制作せられし御着料なり、用法は簡便を旨として造られしと覺し、蓋し杢行子と相議せられて成る所歟、抑公の御志は働を專とせられし者ぞ、その制の略を云ふにほとけ胴にて袖も無く、肩を輪籠手にして下に造りつけ、脊にはがつたり受筒ありし、是れ指物の爲ならん、さすれば自身の働きあらん爲とぞ覺ゆ、威毛は茶糸を縫延にしたる也、總體黑塗の御具足なりしが、胸板に金を以て資始の二字を嵌られたり。

資始

これ大哉と稱する具足と二領を幷べ備へられしを、大哉は政功院殿卒去の後予に傳はりたる故、予退隱のとき肥州に讓る、この資始は誠嶽院殿に傳へて公退老までの御着料なりしを、又予に傳はりたれば予亦退老の後まで身に隨へたり、故に倚んで常座の側なる茶室の棚上に置たりしに、災時倉皇、左右還て邇きを忘れて火災に罹れり、歎ずべし、又兜は別所に於て祝融を脫れたり、制は張かけ鉢、目庇もなく、上の飾に獸耳を造り額に犀角ありて、後立には白旗を

さしたり、仕立總じて胴の威毛と同じ、」又この甲冑先世の讓狀に註文を審にせられし故、これを搜索するに亦燒亡せしと覺しく竟に得ず、然れば知る者無きを以て、その狀を愚筆に貽せるなり。

一本庄莊の庫に先代より傳へし甲冑七十九領あり、蓋し別業に置くゆゑは世子或は退老の主こゝに居ること有るとき其從臣に借頒つべき料なり。〔割註〕但七十九の數は、歷年の間その中を他用に出入せし故なるべし、」人是を知らず、仍て予が退隱のときより隨從する輩には、高下壯少と無く皆各借料を人々の預りとし、已が身具足の物と爲さしむ。然に戊寅の火事急に出て衆皆狼狽、且他適の者ありて持退くに及ばず、又公物の運移を專として私に及ばず、故に燒亡する甲冑小大二十六領、（災を免る者五十三領）其品　一は佛胴張掛兜（皆具略此下皆同）一は大札張掛兜　一は桶がは張掛兜　一は桶がは張掛兜　一は佛胴張掛兜　一は桶がは張掛兜　一は佛胴張掛兜　一は桶がは張掛兜　一は佛胴張掛兜　一は佛胴張掛兜　一は佛胴張掛兜　一は佛胴張掛兜　一は佛胴張掛兜　一は佛胴張掛兜　一は桶がは張掛兜　一は塗綴張掛兜　一は大札張掛兜　一は佛胴張掛兜　一は胴忘鉢同　一は同上　一は同上　一は同上　一は同上　一は兒具足桶がは桃形兜　一は同上　一は同上　一は足輕具足胴鉢忘　一は同上

予思ふ、祖公不虞に設け給ふを、予が時に當て灰燼とす殊に遺憾なり、乃其預り置し者に云ふ、汝等急遽の時と雖ども、其身の堅めを忘るは戒むべし、我財を以て購くべし、汝輩精力を以て購復せよと、因て人々奔走して函工或は坊店を搜索し、月を歷ずして善甲冑故に回れり、

一數筒　十挺　　五匁彈身筒長二尺三寸（臺はこの餘とす）

一同　廿九挺　　三匁五分彈身筒長二尺八寸（臺前に同じ）

是も亦先代の別業に置かるゝ所なり、予退隱の後庫より出し玄關に置き、當時輕卒に命じ磨拭せしめ且專ら發試を爲す、然に火時數弓〔割註〕亦先手弓卒の所レ執、總地黑塗栗色籐廿一挺なり」を運び出して數筒に及ばず、皆焚燒に遭ひぬ、予速に舊に復せん事を思ふに、幸ひ官工宮下嘉兵衞近所割溝の邊に宅す

れば、即これに悪て鐵を鑄し櫓木を彫り、新に皆具を成し輙て故の如し　且又別に新筒六挺を造加して、三匁五分彈二十九挺を三十五挺とし軍陣一隊の用に盈つ。微事なれども寸志に於ては人も察せよ。〔割註〕弓は災を脱れ悉しと雖ども、この時又新に四張を造加して二十五に盈つ、以て一隊銃弓の用同く備る。」

先づ少々被レ遣候所にて一見仕候所甚おもしろき事に御座候、是は如何にも後に殘りてよろしき事の第一に御座候、成丈け數多く瑣細のもの迄も御記憶丈けは、御加入被レ成候樣奉レ存候、以上、

一寒葉齋勝指之記　二軸　　これ寒葉は勝指の名にして、二軸を添て〔割註〕一軸は外裝安樂庵され、一は紅地の竹屋町共に紫紺牙軸。」先世より傳へしを、予在職中平戸城中に遺し置きぬ。東武退隱の後思出して此軸を取寄せ座右に置きしが、寅災に焚たり。一は僧翠巖の所レ記、翠巖は前大德平戸の正宗寺に住す、元祿間の人一軸は源永常と有りしと覺ゆ、〔割註〕漢文にて劍の精彩のことを論ぜり、紀事には有らざりし。」何人なりしや未レ詳。一軸その文は今これを審かにし難けれど、幸に嚮に別に記載せし者あり、因てこれを左に擧け斯刄の靈異を傳ふ。一軸は既に鼠氏に奪はれたれど、本質は現に今恙なきも亦靈異の一耳。〔割註〕茲に焚餘の物を記するは一例と見るべし、據レ之爲有の者を知ながら爲なり、下同じ。」

翠巖の事蹟、詳記せざればこれを廣德寺に質すに、諱宗珉、泉南人、嗣二江月一、大德百九十五世、明曆三年三月出世、五十歲、寛文四年七月寂、平戸春江庵開山由是興寺爲二開基一と。翠巖は元祿以前已寂。因て寒葉の記の成る明三寛四の間なるべし、元祿に先つこと二十餘年前、春江庵は正宗寺中にあり。

本庄武器簿曰、黑太刀、刄長二尺九歩、反五歩、正則作、鞶に寒葉の二字金象眼。〔割註〕正則は平戸の產、元和寛永頃の人、宗陽公の時とす。又武器簿は臣花房正義池內光風等の所レ錄。」此御刀は、老公曰、其始族臣松浦信純の物なり。自から挺て妖魅を斬りし事有るを以て天祥院殿の御物となる。是より後常悼公に傳り常に御座右にありて或時靈異を顯はせり。公卒て後予に傳はる、鞶に寒葉の金字を嵌るゝは信純の時已に爲せし者と覺ゆ。この刀神氣屢々現はるゝを以て其名を挺丸と稱む。先君の時は勝指にして鞘

には白き鮫皮をかけられたり、今は太刀造にして挺丸の太刀と呼ぶ。

又先師書牘に曰、（是は予が修錄なり。」挺丸の太刀は先大人常に帶させひ給けるを、隱れさせ給ひて淸に傳はりたり。往年旅行せし頃帶て有りしを、先生に示して時に語れること有しに、頓て其言を記として贈らる、其文

觀二平戸侯佩劍一記

己酉冬十月念一日、余謁二平戸侯于浪華邸一次、公語、其先世一執政松浦某家嘗二一劍一、夜常置二之枕側一一夜睡中覺二其劍室掛帶數觸二其頭一、然心未三以爲二レ異、其晨有二同族大夫某來一將レ入レ門、見下血跡如二獸跡一若二小兒足痕一者滿上レ地、心大異レ之、急入二其寢室一視レ之、主人尚未レ醒、亦有下血痕如二門前一者上、因搖醒以問レ之、主人亦不レ知二其何故一、視二其劍一夜中自出レ室一尺矣、因知劍有レ靈、夜爲二主人一斬上レ魅也、劍後歸二公家一、公祖諱某甚寶愛、嘗遇レ災、急遁免、憶レ遺二其劍一、意頗悵恨、而其劍俄帶在二腰間一云、其劍今尚傳、予佩レ之、其明日命レ余同レ舟泝二澱水一、舟中出二其劍一以示レ余、劍光精瑩大有二神彩一、余乃知二公前日所レ語之非レ誣也、平安皆川愿識

武器簿に松浦信純と云ひしは將監と稱す、今の主殿信孝の祖なり。天祥公の時執政の第一なり。佩劍記に同族大夫と記せしは長嶺某なり、名は忘れたり、大夫には非ず者頭なりし。

又公祖某以下三十字これは先大人の御事也。災とは明和五年の事にて、大人は寢所に夫人と臥し給ひしに、寒暈の刀は袋棚の上別に刀架を置き挂られたり。予も幼少の時なれど能くこれを記憶す。又大人の枕頭には常に佩ひ給ふ雙刀を置き給しが、永巷はこの御寢所と板塀を境ていと近く、且其の樓上より火發して御寢所に吹覆けるゆゑ、夜中といひ大人取敢へず枕邊の兩刀を帶し、夫人を扶けて遁れ出で給ひ、外庭の池邊に退き立つ。事不意に出でたれば棚上なる寒暈の刀は取出られず、已に燒亡せりと嗟嘆せられて、腰間を見給へば如何にしてか佩び給ひしや、枕頭の御刀にはあらず寒暈の御刀御腰にぞ有ける。これ

武器簿に或時靈異ありと云ひしは此事なり。

一伽羅廚櫃　一合　この器濶一尺五寸高これに應ず、此中沈香奇南各色數片を納る。

右は祖父誠巖院殿逝去の後久昌夫人の御傍にありしを、予に傳へられしなり。誠嶽公香を愛し給ひ、予が幼時にも屢々見及しに、宴中など若し臭氣あるに當ては、必ず侍婢に命じ香木を側爐に薫じて其室を淨めらる、室中毎に馥馨たりき。所レ貯の木片大なるは三四寸、或は一二寸、百を以て有りし。又世に名香と稱する蘭奢待赤栴檀芝舟等の類、其餘亦僅片なる者も皆小包にして納められたり。予の性聞香に疎くただ重寶して常に開かず、先君の傳器と同じく坐側の淨處に置きしが、この異香を毒炎に投ぜしこと最も可レ惜。

一備前少將光政朝臣筆　一軸　世に稱す新太郎少將なり。蓋し先世より傳へし所にして自詠か古歌か數首を書きつらね、書體は溫柔細線にして腕力ある者なりし。上筆とす。予固より其人を嘉尙し又その書を賞翫す。何ぞ計らん祝融に遭はんとは

烈公遺事に曰、公或時孝經を讀せられし時、爭臣章に及で云云。中川謙叔進み出て申上けるは、只今の御一言誠に國家永久を保たせ給ふべき兆なり。然其公は威嚴ありて殊に聰明に坐します。又痘瘡の跡にて御容貌甚見苦しく眸子輝きて恐し。適々怒らせ給ふときは一日も拜すること能はずと人々申候。其御容子にては如何でか諫を上る人のあるべき。公先づ容色を柔和にして諫る者を賞し給はゞ、言路開て益あるべしと申上ければ、公其直言を稱せらるゝことと大方ならずと。然れば朝臣は嚴面にして厲猛の君なりけり。手蹟とは甚だ似ず愈かの書軸を追惜す。又曰公甚書法を好ませ給ひ、弱冠の頃青蓮院尊純親王に學び給ふ。後に中華の古法帖を摸し給ふに、王新建が客坐の私說、石刻の中三字缺けるを補書し給ひしが、今泮宮に有り。何れが公の補書なりと辨識する人なしと。然ば獨に藏せし者は尊圓流の書なりし、又上筆と云ひしゆゑは前文に據るべし。

一寅火前に泉德と呼びし書肆ありしが、斯漢所々の寫本を摸すること饒く成れば必ず予に購を請ふ。予も亦泉德を得て藏籍を益す。德が力に因て所レ貯の者四五十種凡四百餘卷、校正して庫藏の書に增加せんとせし間、災に罹りてその目を失忘す。その中一二を追憶せしは、

一信康卿之記　寫本　三四卷　〔割註〕知譜拙記を按るに、信康は高倉之流、樋口家の元祖信孝の子なり。權中納言從二位、元祿四年六月薨六十九。又禮儀類典引用書目云、心記、樋口大納言定能卿、但卷數を記せず、定能樋口系見る所なし。」

松浦氏會席獻立（寫本）一卷　數十丁の合冊なり。思ふに天祥院殿のとき茶客の會席に設けられし膳品の記なるを、何者か輯て四季を分ち部類せしなり。却て予が家には傳らず、今に至て追想止まず。

又是と異にして惜むべきは

一宮本武藏印可狀　一軸　同　劒術目錄　同

右は予が中の花房太兵衛（正義）が祖先の武藏に授りし者なり。予若年より劒技を好むの餘、其古雅にして且達藝の文を愛し、太兵衛より懇需せり。その狀紺地金銀泥書にして、書は武藏の自筆と覺しく光悅流にして殊に見ごと也し。經畫の回り同く金銀泥の花草紋ありて、姓名を記せし所には日本一流神明宮本武藏守某〔割註〕花押上政名と記せしと憶す。」花押を書したりしと覺ゆ。印可狀は漢文目錄の刀名は風藻なる名目なりし。今皆記憶せず、愛重して常に側に置き、標裝を改め掛幅と爲んと欲したるを、食膳中に炎及ければ防火に赴くの急なる後始て燒亡を知る。最も遺憾なり。〔割註〕武藝小傳云、宮本武藏政名、凡自二十三歲一爲二勝負一六十餘度、自號二日下開山神明宮本武藏政名流一、慶長中關原役及浪速役有二勇名一、寬永年中肥前島原一揆屬二細川家一赴レ之、正保二乙酉五月於二肥後熊本城下一死。

一探幽齋畫帖　一摺　右は狩野守信自ら畫て粉本とせし者にして、原其家の有ない。然るを後孫窮乏して質物たりしを同氏洞璘獲て藏めたり。璘も亦息銀の計に困て密に予に轉ぜんことを謀る。予熟視す

るに畫片の聚合する百を以て數ふべし、其所出みな諸侯諸士豪商の所藏、守信就て手摹せし者なり。畫傍に藏家の姓名、摸寫の年月、且原畫の筆者名印、或は讃題ある者悉く寫さゞるなし。その臨移の精妙神巧なる耳ならず和漢の畫狀茲に見るべし。たゞ其摸本縮圖にして、縱僅に六寸餘（横これに倣ふ以下同）縱三四寸、然れども據てその全體を知るべき者也。予乃璘に財を與へて畫帖を預り本銀滿つるに及んで璘の藏とせんと約し、姑く架上に在りしが、倉皇の際烏有に付し、璘も亦尋て歿す。時なる哉。

この中に摩里支天變相の圖五六ありて世の所レ無なり、予實は多くの圖中殊にその爲に求めしが、神女の力も祐る所なく、竟に灰塵に委す。可レ嘆。

一古書蹟　一箱　箱の大さ一尺五寸餘高も又一尺餘なりし、松英院殿の御藏の傳はりし所なるべし。其中に納る所は、公家武家或は釋氏連歌師等の筆蹟若干許皆古昔の者にして、詠草消息讃偈或は片紙斷葉、混淆して分ち難し。予閑隙に當て一二を披閲するに採るべき者多し。因て半は古筆了意をして鑒定せしめ、或は僧家に就て筆蹟と人品とを考述せし者多かりき。然れども事務の繁なる、未だ一二も修裝に及ばずして丙丁に屬せり。但その中の一紙、その文の觀るべく又當時の風知るべきが爲に、拔出して表裝せるあり、其文に曰、

昨日大追物近來見物驚レ目候於ニ散敷一傾ニ數盃一沈醉前後不覺之體令ニ迷惑一候就レ中（斷片なり）

了意が極札に云、飛鳥井中納言雅康卿筆、法名二樂軒宋世。藤原系圖及知譜拙記に據るに、權大納言雅世の子雅親大納言、弟雅康正二位權中納言。雅世は永享十三年出家、法名祐雅于レ時五十二、雅親は文明五年出家、法名榮雅、然ば雅康の時世茲に據て知べし。燒亡の數紙も皆この前後代の物にして實に痛惜に堪へず、

一五禮通考　一部　（卷數を忘る四庫全書に據るに二百六十二卷）

一讀禮通考　一部　（同上前書に據るに一百二十卷）

この餘和漢古今の籍丙亡する者不ㇾ少。然れども梓板の者は年を追て購復せん、已に舊に回るも亦多し。今全く故の如くならざるも、遂には原の如かれば一々其目を擧げず。新書の如きも日ならずして得べし、憂るに足らず。

一孟子釋解　五十部　一部十四卷合七百卷

これ先師淇園先生の著書、予先年病に因て請て出府せしとき携へ來りて江都に貯ふ。府邸の學館に置て子弟の會講に當んが爲めなり、然るに志を遂げずして亡ぶ。去れども世に開刻の物あれば再び貯へも容易し、奚ぞ意に措くに足らん。

一戲畫　一軸　大幅なり。此畫は十餘年前浴恩園の筵中、その夫人（加藤氏）予が先年の舊時ども尋ねられて、君嬲に豐雛と云へる歌妓を召したる事有りと聞く、悉く其狀を語り給へ。予笑て如何にも言の如し、過し年江都在勤の御允を蒙りし頃なりし、今の侍從津輕越州柳班にて有りしとき、備前支侯池田信州（退老して號二清閑齋一）と屢々相會して、席の事御番所のことなど談論し、談畢れる時として、其少婦を呼て宴興を助けたりと答へぬ。然るに他日又園の集會に夫人一幀を携（風流畫工歌川豐國の所ㇾ描）予に示て曰く、是れ先年侯家の圖なりと。予展て視るに上に予が青年の肖圖し、妾婢數員左右にあり、下に豐雛が姿を描けり。予默て拜す、時に莱閣老座にあり、戲言ふ、此圖珍重せられんことを推察す、速に裱裝を加へられよと。予時に既に隱退、固より憚る所なし。乃諾して退き遂に表裝し、他日前客の會集ある時を竢て往て宴中にこれを披呈す、坐席皆嬉觀笑樂す。その前予外函を造り、銘に張九齡か詩を題す。曰

宿昔青雲志、蹉跎白髮年、誰知明鏡裏、形影自相憐（河三亥に命じて書せしむ）蓋し竊に諷意を寓せり。主侯視て肅然たり。思ふに予が在職の頃は、侯も亦春秋鼎盛なりしが、舊事に感ぜられしや。是一時の戲と雖ども灰失するは憾なきに非ず。

一斗姥之像（この名は推て稱せし也その實は詳ならず。）一幀

山本信有二北辰考一曰、道家誤稱二摩利支天一爲二天極北辰之母一、或爲二南極天皇之母一、不レ知摩利支天女者北斗北辰之母、故其稱曰二斗母一曰二斗姥一。

この像上に老女の天像と覺しきありて、下の左右天女形なる童女立てり。姥の背後の屛障居床の飾り、童女の衣帶風容天部の類なり。これを骨董に得たるとき、秋田侯の畫工洞齋に鑒せしむるに、西土の畫にして元明の頃かと云ひき。或人曰、道家摩利支天女のことゝす、斗姥心經と云ふあり若くは斯像かと。〔割註〕鎌倉建長寺に所有、大鑑禪師宋國將來の支天の像にも前に二童女あり○又不空の所譯摩利支經云、摩利支菩薩云々、其形像何者如二天女形一有二二天女一、各執二白拂一侍二立左右一○宋刊墨本の天像にも、左右に童女形を畫がく。」予考索せんがため、裱裝を謀り、坐右に置て燼滅せり。

中山傳信錄云圓覺寺、在二王宮之北久慶門外一、寺門西向、門前方沼數畝、沼中種レ蓮、中有二一亭一、供二辨財天女一、名二天女堂一、辨財天女云二即中國斗姥一也、

一中殿御會之圖　一軸　　こゝに一軸と記せし者は、屛風は坐後に在るの物、以て不敬なれは遂に改めて卷軸と爲せし故也。

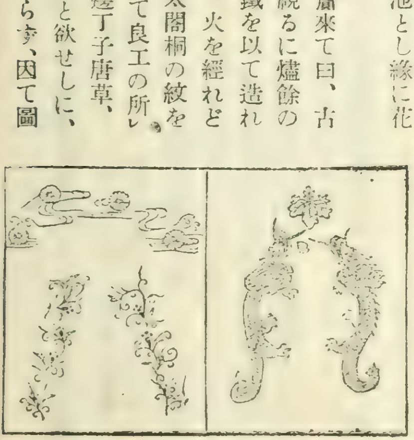
嘗てこれを大阪の旅次に得たり。もと二枚折の腰屛風にして縱二尺有餘横これに協へり、畫末に土佐左近將監光起と書し印記あり。〔割註〕土佐系圖に云、光起は後水尾院の頃、又光起の此圖あるは、蓋し祖先の舊圖に據りし者なり、殊に證すべき繪なりき。」其の筆愛賞すべし。聞く順德院御會の圖と、殿舍のさまは云ふに及ばず、玉體を始め關白以下公卿殿上人の容狀皆圖畫せり。傳へ言ふ總てその肖なりと果して然るか。主上は靑色の下緋袴を着御ありて御琵琶を彈ぜらる、聖容いと若く見へ奉る。その餘笙箏篥御遊のさまを畫がく。記憶せしは定家卿は次なる間に獨り着坐したり、和歌の披講か。又家隆卿と云ひしも群立の中にありて、爲家は最少年緋色を着し、其餘綠袍なるも一人ありき。又中殿御會の記と題して此

繪に添たる一軸ありし。先この次第を錄して和歌御遊の月卿雲客その姓名を舉、各その年齢を傍書したりし。焚亡實に悲むべし。

塙が群書類從の中、中殿御會部類記を閲するに是と覺しき者なし、然れば此圖の惜むべきこと亦一層を增せり。日本史を按ずるに、順德帝建保六年戊寅八月十三日清涼殿歌合、天皇親彈二琵琶一、又帝建久八年丁巳降誕と云へば、建保六年に至て御年廿二、斯圖正に符す。その肖照たること疑を容れず。後又公卿補任を閲するに、建保六年戊寅定家卿五十七參議三位伊豫權守治部卿、七月九日遷二民部卿一、家隆卿六十一從三位宮內卿、爲家朝臣二十一從四位上中將美作介、據レ之ば又不審なり。

一端溪硯　二面　一は出所忘る。圓にして大さ七寸ばかり、池上連房翡翠を雕り、左右荷葉に蛙を刻せり。石色深紫ならざれども鴝眼四五あり尤華制なりき。一は妾加山の藏器なりしを、平戶より東都に出たとき。携來て予に上る。縱五寸有半橫四寸許、瓜實を池とし緣に花葉を雕れり、色灰靑皆共に煙に委せり。

一太閤秀吉鞍焚餘　二片　　これ戊寅三四年前馬具匠半六齋來て曰、古物傳來正し、然ども焚餘の物なり購求を待つ所に非ずと。予視るに燼餘の物なれど星霜を歷るの體殊勝なる所あり、因て購藏す。もと鐵を以て造れる前輪後輪なり。鞍木の上に覆て堅固にする爲めなるべし。火を經れども鐵質の存せる弃つべきに非ず。其狀、上山形の前後所謂太閤桐の紋を置き、海の左右より雙龍の擎げ昇れるあり、古色愛すべくして良工の所レ造なり、思ふに後藤の徒彫つらん。其回り菊水紋、爪先の邊丁子唐草、鞍面悉く滅金を以て飾れり、故に再び木を合せて鞍と成さんと欲せしに、再び火に入て亡ぶ可い恨。今尙存するも再度にして用ゆべからず、因て圖



して後に貽す。

一偶筒　二挺　偶銃筒は所謂種子ヶ島にて長さ一尺有餘もあり、臺にいをりなく直にして引金をひとり間に造りたる者なり。玉目は三匁ぞありし。嘗て聞く天祥院殿勤職のとき、外行せらるゝにはこの短砲を常に乘輿の棒に仕込て隨へられしとぞ。〔割註〕この頃は戰場を距ること未ㇾ遠して武備この如し〕又聞く公の時は先箱を持せられて中には疊具足を容られしとぞ。其箱今現に天祥寺に藏む。御具足は傳はらず。又今先箱を持せざるは雄香寺殿御譜代衆の勤せられしときより止められしとぞ。予たゞ口碑に傳へるを聞しこと久しかりしが、別莊に退老の後武庫を捜て二箱を獲たり。煤汚して塵積せり、熟觀るに蓋面に御偶筒と書せり。予思ふ果して前語と符せり。即洗磨を加へ復舊を謀りしに、月日を經る間厄に遭へり。火後燼中に一筒を獲て一は有ること無し。今その燼餘を修復して袖筒と稱し、一挺を傳ふ。

又云。この筒臺の直なる者は正しく輿棒の中に容るゝを以て也。引金の獨り開なるは片手にしてこれを打放せん爲なり。古時の御用法今に至て察すべし。

一久昌夫人一宮不動御納兩陀羅尼箱背搨版　二箱

箱各横一尺四寸縱七寸餘高九寸許。舊は不動堂に納めたり。予嘗て夫人の納め給ひしは知れども其中何物あるは未ㇾ知。後この莊に隱退するに及で、老婦の語に因て初て聞く、適これを崇敬せんとして却て厄に遭ふ事は碑文に詳なり。

一陀羅尼碑叙　　江東隱者靜山叟謹撰

故久昌夫人之鍾ニ愛余一也摯矣、余時多病、無ㇾ志ニ於學一、無ㇾ狀ニ於行一、安永四年始賜ㇾ暇、就ニ藩於平戸一、夫人殊以ニ余之病患一、爲ニ行狀一、爲ニ王念一、因刻ニ尊勝壽命兩陀羅尼一、每ニ余之郵書至一、輙印ニ陀羅尼於箱背一、以祈ニ願之一、余未ニ嘗知一ㇾ之也、時夫人從ニ安靖公一老ニ於此莊一、箱背陀羅尼積若干通、以ニ二篋一盛ㇾ之、藏ニ諸園内不動堂一、更禱ニ祠之一、云余今亦屛ニ居於此一、有ニ一老婢一、能通ニ遺事一、話及ㇾ之、余乃檢ニ此篋一、果然、於ㇾ是感激之餘、不ㇾ

覺潸然涙下也、遂欲下造二石函一以藏中二筐上焉、暫出レ之眞二諸坐右一、既而莊羅二舞馬之災一、急遽不レ暇二携出一、燬二之一炬一矣、噫嘻余之罪也、雖レ然物之存沒亦有レ數焉、其可二如何一哉、抑余顧二念曩昔一、路至レ壯無二病患一、既逾二耳順一、文武之業未二嘗一日懈廢一、豈非レ以二夫人之深愛至誠使一レ然也哉、物既歸二烏有一矣數也、事則其可レ使二磨滅一焉乎、因記レ之、以諗二將來一、且新寫二兩陀羅尼一、欲レ使三人亦普受二其誓願一也、并以贖二余之罪一云、文政七年甲申四月下澣〔割註〕碑面、この次尊勝壽命兩陀羅尼と題して全文を出す、こゝに略す。

この碑の成る[illegible]本を平戸に贈る、肥州答ふ碑文の旨感ずる所多々なり。然るに幸に夫人御手澤の遺版尚樂歲堂に藏む、恐らくは大人遺忘ある歟。因てかの四版の文を搨して我に贈る、予視るに舊時の莊依然たれば、涙復潸然たり茲に其眞を移寫して看讀の者に示す。

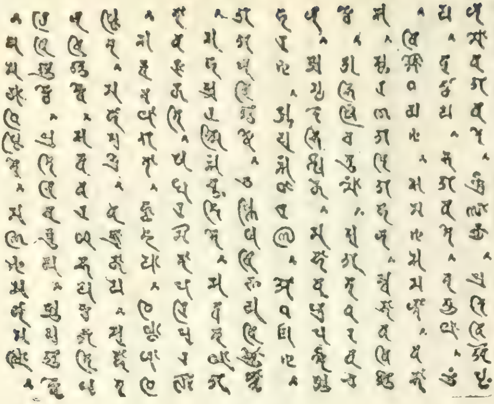
○第一版　摸本

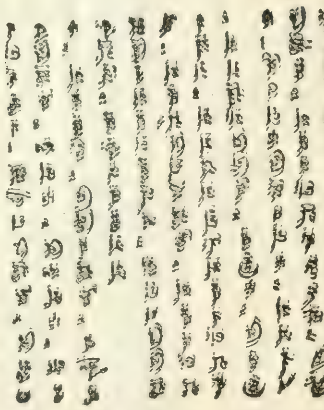
○第二版　摸本

〔割註〕　原書この陀羅尼第一第二の兩版を載す、上に題目を存せる者これなり。然れども今その兩版を検するに全く同文にて、其異とする所は疊句の書法に詳略あるのみ。そは某句を疊ぬるに一本は同文字を正しく重書し、一本は略符を用ゐしに過ぎず、故にこの刊本には第一版を揭げて第二版はこれを省きぬ。

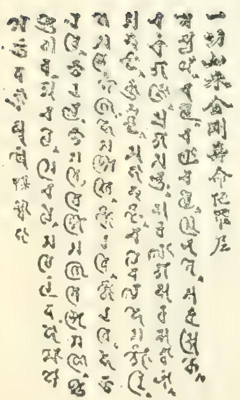
又第三版壽命陀羅尼の次に延命及び毘沙門、毘樓勒叉、提頭賴吒、毘樓博叉、四天王說陀羅尼あり。倶に十字許の小呪なれば是も同じく省きぬ。

校訂者敬白





○第三版



○第四版（摸本）

敬十方諸佛菩薩幷日本諸大善神奉㆓祈請㆒、願此陀羅尼印施以㆓功力㆒、當家武運長久子孫繁榮、別五歲男子衆病悉除息災延壽、乃至家中安全君臣和合、領內安穩五穀豐饒、諸願成就令㆑得、

前に碑文には記したれど、この御願文を看て思ふことあり。御文中五歲の男子とあるは予庶長子名は章、主水と稱せし（幼名太郎吉）者なり、廿歲にして歿す。予が齡は已に碑文に記するが如く、妻には子なけれども妾腹の子三十六人（十六男十三女）短折する者五人、幼歿三人、幻生七人、現榮する者二十一人、肥州の子も亦壯年にして六人（五男一女）武運長久子孫繁榮の御驗に非ずや。亦予が在職の間は家中安全にして、君臣も餘所目は知らず頗る盛業も成しき。領內もさせること無かりし故、安穩の御驗もありて、歲も登熟ならざりしこと無かりし。是れ五穀豐饒等の御禱の所㆑然に非ずや、申すも恭きにこそ。

附言すらく、聞くこの尊勝陀羅尼に二通ある者は、第三版なる陀羅尼の中某甲の字あるは、こゝに其人の姓名を記して受持するのしるし也。其方は通途の尊勝陀羅尼なり。唐の末年に人ありてこの陀羅尼を誦せしに靈應少し。時に觀音に祈るに菩薩夢中に告給ふは、汝現流の陀羅尼を誦するに因て功驗少し。若し寶思惟三藏所㆑譯、〔割註〕、（補）寶思惟の譯を加誦すとは壽命陀羅尼の事なり。」の尊勝呪を加へ誦しなば功効速疾ならんと。廼別に三藏所㆑譯の陀羅尼を加誦するに、應驗速疾にして百廿歲の壽齡を保ちしと云ふ。是れ尊勝功驗傳に出づと。（此書唐代の眞言宗僧著述なり）此所㆑譯の者卽第二版の陀羅尼也。斯る事迄に夫人の御心及びしを、今に至て恐み賢み念はざらんや。孫子の爲めに此來由を書き遺せり。

一二臣之肖像　二幀　　この圖は、故臣城喜左衞門恭寬（百石）古川甚左衞門恭重（百石）の像なり。この圖ある所以は、予嚮に一年在勤を上請せんと企てしとき、人皆この議に從はざる者多し。予は天祥雄香二代の旨を繼て先規に復せんと爲るなり。時に長村鑑、心を盡して謀り、二恭これを輔く、此を以て吾志を達することを得たり。其功誠に大なり。予業成り世を讓て後、別墅に退隱するに及んで二臣既に歿す。

鑑は封邑に在り、一恭は再び遇ふ可からず、因て追想して、遙に寛が弟某、重が子某に命じて其肖像を圖せしめこれを江都に致さしむ。圖到て展視るに信に二臣に逢ふが如し。予廼鑑が生肖と共に二臣の像を掛幅とし時を待て天祥の祠堂に置き、余家麟閣の臣たるを後に傳へんとす。思はざりき坐右の器と倶に焚亡せんとは、悲むべき哉。(是後長村も亦平戸に歿せり哀哉。)

一漢魏六朝一百三家　渡本　全部　購藏して看讀の半に焚く。但總目一冊坐右書篋に存せり、楊面鮮麗愛すべし。首葉に印を押す、縦一寸餘橢形にして孝經樓三字の楷書なり。これ山本信有(北山)の藏書なりしが、渠歿して後售本と爲りしなるべし。今卷數忘る。近渡の彙刻書目所ㇾ載を見れば百十七卷たり。燒書は合冊多かりき。是等は再獲に易けれど、姑く茲に目を擧ぐ。

一刀脇指　十一腰　井上和泉守國貞刀●備州長船住祐定刀●無銘(正則脇指)この脇指は小臣某の家傳なりしが、前に出せし挻丸の刀と同作にして稍〻靈異あるを聞きて、彼の太刀と同じく添指に爲んとて望たりしなり。●土肥眞了(脇指初代)これは市店に質物として有りと云ふを聞て買置しなり。●宇津脇指これは先世より傳へし物なり。●無銘(小脇指)●備中守藤原清宜(脇指)これは罪を得し臣の物なりしを、故ありて取置しなり。●祐定太刀(樋有)これは市店にありし儀劍なり。蒔繪の金鞘にして其裝尤も好し、殊も亦見つべければ購藏せしなり。●長船祐定刀●筑前住源信國吉次刀●無銘古刀(樋有)この三刀は聊か好む所ありて求めしなり。

一心猿意馬杉戸　一枚　事は下の一齋序文に委し。この杉戸は狩野洞璘(由信)に繪かせしなり。璘烏羽僧正所ㇾ圖の躍馬を摸し、猿も亦古圖に據て描きしなり。馬の骨相殊に精神ありき。

題二心猿意馬圖一

静山老侯本所邸宅落成、坦趨拜賀、時老侯謂ㇾ坦曰、吾十八九時在二平戸一、久昌夫人賜ㇾ書之次、見ㇾ寄二心猿意馬圖一、使ㇾ吾有ㇾ所二觀省一也、吾拜賜額二坐間一、後多在二江戸一之日、亦常揭二諸楣一至二文化丙寅三月一邸罹二

祝融一額亦烏有、其冬致仕居ニ於本所邸一再製ニ其圖一欲レ顧ニ恩深誠一也、去歲戊寅十月淺草失レ火、此邸亦罹レ災、至ニ今土木竣一レ功、以ニ閏四月六日一入居、因復三製ニ其圖一、蓋欲ニ夫人之遺誡、永失弗一レ諼焉耳矣、請記ニ其由一坦曰善矣、老侯之用レ心也、夫人遺誡、且服膺弗レ失如レ此、則其於ニ祖先貽謀大訓一、不ニ敢失墜一亦可レ推也、詩云靡レ不レ有レ初、鮮ニ克有一レ終、老侯則有レ終矣、乃謹記レ之、

文政二年己卯閏月下浣　佐藤坦拜題

一春雨後三弦　一張　春雨後は名なり。弦工古近江作、俗樂器と雖ども先君の御物にして、久昌夫人の予に與へられし所なり。先年於松幼齡(十三歲)のとき、其人と爲り閑雅なるを鍾愛してこれを與ふ。然るに寅火の急、女子の手に在て遂に亡ぶ。今幸に其記の寫、予が稿に存せり。

春雨後三弦於松に授る添書

右は最初何の時よりと申す事は不レ知古近江作に候処は政功院樣御持にて政功院樣には此わざをもよくなされて折にふれ候ては御歌詠の御助にも御自身被レ遊候其後久昌院樣御方へ有レ之候哉我等年若き時被レ下候て持居候尤我等にも年若きときは此わざをも心がけたく已に長歌など一二曲は覺居候ひしが其後修學の方に志厚くなり年を經候まゝに其事も忘れはて候其中惠川この屋敷に參り候頃より右之者は此わざをも其所作もよく致候ゆゑ此三弦をあづけ置候て常々取扱せ客來にもこれを興じ候しかるに先年過去候ては打捨置候上外々の歌詠に用候所存も無レ之過候去ども此品の朽はて候半ことの歎敷殊に先君の御手にふれ候物かたがた如何と去年の中に修復いたし置かせ候其うちに今年は惠川三年にもなり候て明日はその日にも候ゆゑ存出候其元には三弦は好み候まゝかたがた遣し候女は糸竹の道は心得可レ申事に候故永くひそふ被レ致其次第をも覺居可レ被レ申候依ては無ニ失念一ため譯書付しんじ候尤縱竿の所最初は上下古近江作に候處中頃損候て半は當時の作に候ばちの袋は亮鏡院物好にて其時のものに候其元母の作候ものと可レ被レ存候外に歌の本一冊添置申候是は惠川筆にて候未熟の筆には候得共後々存出候爲に添置候何

も目出度讓遺候已上

文化六年巳四月廿六日　　　靜山

〔割註〕惠川は於松の生母沒して厚善院と云。松も今亦已に逝す、法號靈松院。

一摸造朝鮮太皷　　一面　　此器縱横一尺寸餘胴厚四寸許、もと江戸の武庫に納むる所にして三面あり傳記なし。思にこれ法印公彼國陣中に獲られし物なるべし、胴は曇靑色、回緣は赤、皷面に花鳥蛟雲を繪がく(彩色)其中一は聲廢して用ゆべからず、二皷は撾擊すべし。因て一は出火のとき行從の用とし、一は坐側に置て時刻を報ずるの器とす。然ども舊物なればこれを摸造して、又一を行從に備へ、一は坐右に置き、眞はこれを平戸に送遣し武庫の永傳とす。然に寅火坐傍の摸皷を焚く、されども眞物は平戸に存して遺憾なし。但その摸を想ふのみ。

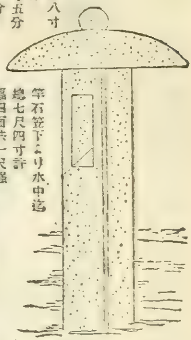
一鳥盡しの重筐　　一組　　方五寸有半、五層にして四隅を圓にす。模樣は山雀鴛翡翠等の群禽を五彩にて蒔出し、隆起にはあらで漆畫したり。所謂磨出し蒔繪にして甚精巧とす。久昌夫人より傳へ給りしが、先代よりの遺器なり。

一松英公御好石燈籠　　一基　　この石燈始め本庄莊の池中に立たり。嘗て久昌夫人予に示し曰く、松英公の御好なりと。然るを予在職中これを遷し鳥越邸の池畔詠歸亭の側に置く、丙寅の火に邸延燒して亭も亦焚亡す。この時石燈壞損して今は人も知るなし。此頃その毀缺せし者の棄てゝ林藪中に在るを覩る。

此燈今全體を失すと雖ども、予が胸中尙昔想を遺す。因て今その全影を圖せり。後人この圖に仍て認識れ。

一印籠篳筒　　三匱　　此品は、予が勤務中ふと佩物を好み出して、後は所謂株と云ふ者となりぬ。又其頃は柳班にても上席と云ひ年長なれば、不肖ながら人も倚賴して所々の侯第にも招かれ抔しけり。其折

から坊主衆など、予が玄關より入り書院へ通る道すがら附添て。今日の御下げ物は如何に候など云て、後へより隨ひ來りて視る者多く、阿諛にも云ふ如くなりき。或は同班の人人も亦今日は如何なる物かなど口實にして、登營の時も又同じく人も視ければ、自然と同物を何遍も佩るも如何かなるやうに成行き、數品を引替々々佩出せしゆゑ、頗る珍奇の名を得たりき。退隱の後は無用の者となりし故、肥州の譲り給らんと望み請ひたりしが、とり調べて贈りなんとて、



舊時本庄莊に在りし處は、今池邊の高燈籠の在る水際、木陰の水中に立つ處即其處なり

懶惰日を送る中悉皆烏有に屬せり。其品殆百餘にも踰えけん、今その中にて記憶せし者を左に擧ぐ。

玉取の附合　根付　象牙彫物、蛋女游泳の形、●緒〆　蛸河豚木彫、舟月作●印籠　波に寶塔の箔蒔繪、地栗色、●巾着　茶地蝦夷錦、龍の大模やう、裡唐物、波の縫出され、●紐　何れも黄がら茶、縄打

文福茶釜の胴卵　根付　四分一茶釜●緒〆　樂燒白四角、四方に文福の字染つけ、これ今の閣老水野羽州、營帝鑑席にて部屋住のとき、請て自作せし者。●胴卵　毛印度革

三猿一疋の印籠　根付　木彫猿、右手雙眼を覆ひ、左手口を掩ひ、二足を擧て兩耳を塞ぐ、世に謂ふ、視猿聽か猿言は猿の貌也、●緒〆　忘れたり、●印籠　黒塗、戒愼恐懼の四字、行草金銀高蒔繪、執政松平越州定信朝臣筆

子丑寅の附合　根付　象牙彫物、鼠の立て乾栗を食ふ形。●緒〆　鳳冠石ぐみ形●印籠　黒塗、牛車川を渉る蒔繪、●巾着　虎の毛皮、下ぶくら

古寺の印籠　印籠　黒塗、蘇鐵の模様、葉幹綠石藉漆の眞寫、●根付　黒檀丸瓦の形、●緒〆　墜瓦巴の小口

茶挽小僧の印籠　根付　黒角、兒坊主の茶臼に倚り睡むる形、●緒〆　烏石、●印籠　黒古手、朝顔の花蔓

水車の印籠　根付　木彫鯉、●緒〆　水晶珠、●印籠　長手黒塗、たつ波水車、兩面に銀の水玉多く、車は世に謂ふ土井車。

古錢盡の印籠　印籠　黒塗、種々の錢形、漢土上古の錢、五珠半面より開元錢、永樂錢、吾朝の古錢、及寛永文錢、駒牽錢等、中にきせる雁首のつぶし物等は殊に眞に逼れり、●緒〆　眞の豆銀、中を貫きて、●根付　黒檀の鏡根付、表の鏡甲州圓金、裡は小十直一と云ふ。古小錢、その孔より緒を通す。

鬼の印籠　印籠　丸形黒塗岩穴に鬼の匿るゝ體、箔葉あり、高蒔繪、●緒〆　金縷の透たま●紫檀鏡根付　四分一、宗與刻、鍾馗劍を磨く體。

水僊の印籠　印籠　長手、水仙の蒔繪、葉綠漆、花銀、兩方一面に金のまぜ竹あり。●緒〆　白貝、●根付　木彫竹の皮笠

障泥の胴卵　根付　鐙、銀象眼、かこ頭に緒つくる　●緒〆　銀の轡、紐をかゞみの組骨に通す。●胴卵　障泥の形、二枚を合せ、上に口あり、障泥の緒を紐とす、表、土龍の毛皮なり。

三蹋の大胴卵　胴卵　金唐草横五寸許り、向付け金具銅の蛇、●緒〆　蝦夷産虫巢玉、蛞蝓の蒔繪、●根付　木彫蝦蟆、

白魚の印籠　印籠　小形横物うるみ色、厚貝にて白魚數疋　●緒〆　黒檀木彫蜆、●根付　吸物椀黒塗金蒔繪。

千羽鶴の印籠　印籠　平形黒塗千羽鶴、とぎだし蒔繪、●根付　象牙彫物龜、子二疋上にのる。●緒〆　牙彫昇り龜。

珊瑚の胴卵　根付　枝珊瑚の根、●緒〆　珊瑚のくだ、●胴卵　赤ハルシヤを珊瑚枝の如くたち分け、地革印度

立女の印籠　根付　象牙彫物、田婦の立たる體、兩足裾を少しく褰け、手に洗たくの衣を持つ、この人形、足下より窺ひ見れば、股の間幽に陰戶見ゆ。●緒〆　牙彫木盥、●印籠　うるみ色横長、水流に鮎、大もやう。

瓢簞に駒附合　根付　紫檀、鏡四分一、宗與の彫放れ駒、●下げ物　小瓢簞二つ、丸葉入れ、口銀、●緒〆二　將棋の駒、●巾着　横竪縞、盤面のこゝろ。

手長足長の附合　根付　木彫、足長人手長人を負ふ形。●印籠　黒塗、鉛蒔繪蟹、●巾着　黄ハルシヤ、蛸形、下丸く蛸の頭の如く、口の處より手兩方に八本下がる。●緒〆　忘る

穩婆の印籠　根付　象牙彫物穩婆、雙六盤に腰かけ、前に盥ありて産子を脚に寄せて浴する體。●緒〆　子安貝、●印籠　黒塗、紙雛の蒔繪。

這子の胴卵　根付　木彫這子の形、●胴卵　半形織紋、はり子の狗に風車、向づけ金具忘る。●緒〆　緋色、起あがり達磨、面金、

金銀牡丹の印籠　根付　たがやさん鏡根付、四分一、宗珉彫雪舟の獅子、●印籠　半形長、沈みきん、大梨子地、花金銀、きりかね、葉金高蒔繪、●緒〆　金の籠珠

牡丹に獅子の附合　根付　木彫狂獅二疋、●緒〆二　銀の太鼓形小　宗珉彫の一つ獅子見事なりし。●印籠　平長手、黒塗、立木の牡丹、金蒔繪一面に、●巾着　印度紋革か忘る。

松竹梅の附合　根付　青松かさ、舟月木彫、●印籠　燒杉の木地、松茸の金高蒔繪、●巾着　古代茶地つむぎ手、梅花金織紋、●緒〆　大同竹小口截り。

牛若辨慶の胴卵　鏡根付　紫檀、宗與彫、遮那王辨慶と兵書を看る體、半身、●胴卵　白練紋金にて

笹龍膽一面に、向付金具黑胴の輪法、●緒〆　忘れたり。
一富士二鷹の印籠　印籠　平手、花野のさま、草種々、銀粉富士の蒔繪、●緒〆　鷹の鈴、銀、●根付　茄子紫木、形貫に通る。
能の印籠　印籠　平手大、梨子地、表に面筘、鈴、金銀きりかね入、裡に中啓、翁の面、●根付　黑柿能筒、●緒〆　牙彫太鼓、●紐　紅、調べうち。
鼠盡の附合　印籠　黑塗、鼠のとぎ出し蒔繪、●根付　象牙彫鼠、寫貫、●胴卯　長手、銀鼠毛皮、金具鼠の纓檜、四分一彫あげ、緣り銀の纏口、●緒〆　かち栗、榧の實、
壺々の印籠　印籠　平手うるみ色、金粉置あげの壺々、●緒〆　銀の輪〆匙、●根付　水牛にして棗の形、此の口を啓けば中に角細工の物あり、掌に置けばふりふりとして芋蟲の如し、又掌に投ずれば、伸延して蛇の如し。奇巧にして視る人駭き騒がざるは無し、ことに婦女輩に示すの笑具とせり。
蜻蜓の附合　印籠　黑塗、群とんぼ、赤とんぼ、蜒から等種々。●緒〆　釣の笠、ぐみ、上ひらき、赤黃黑ぬり分け。●根付　何品忘れたり。●巾着　紺じゆす、紋から色絲を以て縫ふ、圖の如し。



この如く五色の糸にて縫ひ、譯してあ毛きれと呼ぶ、諺の發毛蜻蜓なりるに取ち、

心猿意馬の胴卯　胴卯　巾着平形薄色青皮、向付金具鐵の錠まへ、土佐繪にして左右に馬と猿、極彩色、椎拊垂、●緒〆　紐にてくちで結び。●根付　挽もの圓形、心の字厚貝にて。
天狗の卵胴卯　根付　木彫、甲を破て卵内より天狗の雛半身を露はす、背翅黃口小翼突ふべし。●緒〆　杉の木、胴卯　角長四半印度革、向付金具左右に蠅虎に蠅頁に通る絕作。
茶器の印籠　印籠　棗形平手、宗哲塗、●根付　竹の釣舟、不白作、●緒〆　竹根彫もの、茶筅堅にして、

大津繪の胴卵　根付　象牙彫瓢に瓢簞、●胴卵　平手長し、裡折反し、小倉辨慶縞、向付金具鬼念佛、色繪、前の面、白ぎれ、藤娘の繪、大津の畫かき筆。●緒〆　算盤玉、木津製、問屋の名を書く。

木賊兎の印籠　印籠　長手黒塗、木賊緑色漆、枯葉金、一面に。●根付　白兎、眼紅玉、居まらざる體、形伸やかにして面白し。●緒〆　忘る。

仁王の胴卵　根付木彫　仁王の腕推。●胴卵　平手長、向付金具銀の草鞋、●胴卵　蒲黄と紅ハルシヤ交ばり、竪にして仁王門下の非がきの形。●緒〆　桃燈、淺草寺雷神門の下なる新場の大桃燈の形、赤塗り、文字上下の曲もの黑、眞鍮かなぐ等、寫眞なり、大村故玉山造、

月兎の印籠　印籠　平横もの、兎大形二疋、白貝かや毛塗あげ置あげ。●根付　桂の木、手杵、●緒〆　水晶月輪、平手

獅子に牡丹の巾着　巾着　蜀紅、牡丹の大紋、花葉一面に、●根付　唐角、彫ものゝ印、鈕獅子、古物最愛すべし。●緒〆　金の透珠、

蘭亭の附合　印籠　角長手、唐墨の形、四緣雲紋あり、表に鵝群の二字、羲之法帖の體、裡雙鵞の形、くわんにうありて古墨の體。●根付　黑柿彫、寧樂古墨の體、磨りかけて小口斜なり。●緒〆　筆の管か、忘る。●巾着　紋印度か、忘る。

竹虎の印籠　附合せか、不レ詳。●根付　象牙彫虎足をなむる體。●印籠　角長手、地さび竹、金高蒔繪草畫の竹一面に、●緒〆　虎眼石か、忘る。

螢の印籠　印籠　平手、黑塗むら梨子地、飛螢のもやう、光靑貝、寫、●根付　牙彫團扇、●緒〆　螢塗ぐみ形、上朱、中黑塗、下靑貝、光あり。

取合せ忘失の品々　●菊壽の印籠　平形黑塗、壽字朱蒔繪、菊花金にて、これは世に憲廟の御かたと稱す、甚蓄御楓の物より流傳せし也。●百合の印籠　朱塗、百合花の金蒔繪、花葉一面に。●薄の印

籠　黒塗長手、一面に花蒔繪、其間に和歌を題せしと覺ゆ、銀まきゑ。●栗蟲の根付　木彫紫檀なるべし、栗の實の三つ連りたる體、その中一つ、栗蟲のあな有るより蟲首を出す、白色その眞の如し、人指を寄すれば又穴中に入る、奇巧なりし。●鶴の舞の根付　木彫、これは人の戯に羽折を首に冒り、一手を延ばし扇子を持て嘴とし、衣を高く褰げ兩脚を露し、總じて鶴の歩する體をせしなり。

この餘、記さざる者多し、憶出すも詮なきことなればこゝに擱筆す。

○又先考の佩び給ひし物の予に傳へしも六七ありき。先考の御好は古雅の物を愛し給ひしゆゑ、皆其品を選ばれし也。常々徹して取扱ひしが却て忘る。たまたま記念せし品々は、

胴卯は、古渡ホスコウベキ小形、向付金獅子、後藤家彫、代忘る。●同　小形長手、綾廣東、横縦、向付貝摺し色繪、●印籠　中形琉球はけめ、蝶の蒔繪、莊子の意か。●同　小形鉛蒔繪、紋忘る、●同　小形扇の蒔繪、螺鈿入、共に時代物。●緒〆　小形珊瑚のくだ。●同、小形、蟲の巣丸。●根付　象牙挽物香合、輪菊金高蒔繪。●同　鍾馗、袋の中より鬼の面を出す、木彫三輪作。

是等覺えたり、餘は皆失忘しぬ。

○因に云ふ。壽字の印籠あり〔割註〕小形、黒塗きごみかた、表に行書の壽の字金高蒔繪、裡に梅花篆の福の字金銀同上。この印籠のことを尋ぬるに、松英公、本莊に退老ありし後、當世に名人と呼ばれし俳優市川栢筵、屢々御側に出けり。或時公の問はせられしは、今何をか狂言すると。筵答申すは、曾我の狂言の中、やつしにて助六と申すこと仕ると云ひけり。又問はせらるるには如何なる裝束やと。筵申すには、黒繻子小袖杏葉牡丹の紋、紫鉢卷して鮫鞘の一小刀を帯候と。公曰く、左らば印籠を與ふべし佩よとの御言にて下さる。筵賜て歸り、夫より此狂言の歌の中に、一つ印籠一つまへと云ふ文句を添えたりとぞ。〔割註〕この歌は、元祖江戸太夫河東唄ひたり、其俳優もその舊例を引て、今にこの助六の狂言には、必ず此裝束にして印籠をも佩ると云ふ。又是今に至て栢筵が流派に非ればなさずとぞ。是卽その印

籠の一つなりとぞ、」〔割註〕この印籠舊物なれば、災前に肥州に授けて厄を免れたり。」

○又一は、予先年防州德山侯より傳へ得たる印籠あり、長形にして小ならず、淺赭色に塗て、一兎一猴と首引を爲す體なり。（金蒔繪、半は剝落す）猴兎に負んとして危立して綱を控く、兎は泰居して動かざる模樣なり。〔割註〕根付は木彫の蓮房、最精巧なり。緒〆は虫巢珠。予その古質なるを以て甚だ愛し用ゆ、然るに靈感時々あり、故に退隱の後悉く肥州に授く、因て寅火を脫れたり。靈異のことは小事今云ふに足らず。

追　加

道成寺の胴卯　根付　ほり物、つり鐘龍の纏ひたる形、色繪。●胴卯　鱗形ぎれ、向つけ打杖、●緒〆　木にして制札、女人禁制とかく。

甲子夜話　巻六十九

○或日述齋と昔語をしたる中に、台廟攬英の御氣象を話しける二條を左に記す。

台廟大御所になり給ひし後、毛利宰相秀元は右馬頭元就の第五男にて、故中納言輝元養子とし其の家を續く、豊臣太閤朝鮮を伐しとき、纔に十四歳にて大將承り、異域へ押渡り武勇を振ひたるよし兼て聞し召され、秀元たゞ人に非ず文武の名譽世にも人にも許されたり。門地と云ひ官品と云ひ、家光が益友この右に出る者ある可らずと常に仰ありて、日々の如く献廟の御前に召され、今昔の物語ども聞し召すを飽かぬ御樂となされければ、人皆秀元を目して御咄衆と呼ぶ、名を云ふ者は無かりしとぞ。

寛永中、細川三齋入道忠興歸國の辭見にして御馬を賜ひ、夫より西城に登り台廟の御前に召され、旅中服用の御藥を給ひ、御手づから清水藤四郎の御脇指を下されて、その時仰ありしは、我曩時汝等と共に太閤の前に在て談話せし折から、汝この脇指を見て、われは此清水の作の脇指を帶し、利休が尻膨の茶入ある茶事を催しなば、生涯の至樂足れりと申しける、その言葉今も耳底に殘れるを以て、汝にこの脇指を授くる由仰ありければ、忠興感謝して退きぬと。〔割註〕この頃尻ふくれの茶入既に細川家の物となりしなるべし。」

○諸客集會せし雜話の中にて一人云けるは、今は故人なるが葺屋町河岸に荒物商賣する田村屋貝四郎と云ふ者あり。異人にて諸蟲何と云ふこともなく取り喰ふ。蛇蛙蚯蚓を始め皆生ながら食ふ。大小の諸蟲かく爲ざるは無し。常に人に戒て曰蚰蜒蠼螋(ゲジゲジハサミムシ)は食すること勿れ必ず毒ありと、年六十を過て終れり。我問ふ酒を飲みしや、答ふ下戸には非ざれど高陽の徒にもあらずと。今なほ識る者多し。

○去々年(癸未)の秋頃、水戸殿笙の大曲傳授を得給ひ蘇合香一具を催されしが、箏の大曲濟たる人稀な

るを以て林氏(蕉軒)を其日招かれんとて、預じめ或人をして林氏に其ことを申入れられ、且その日は裝束の心得ゆゑ用意あるべしと内々告來る。水邸は林氏從來御懇意なれば兎口なく承諾の御請申て、又申すには、御遊宴のことなれば冠袍を具することゝも存ぜられず、その餘の裝束とては大紋なるべけれど是も如何が敷き者なり。相公は何を着せられ候やと問たれば。人云ふ、直衣のよし其餘の人々は狩衣なりと云ふ。因て林又云やう、武家の五位は禁裏附仙洞など京にては狩衣を着すると聞けど、關東にては此服は四品人體の服となれば、それを用ゆるは僭越に近かるべし。且着用の者もなし。去らば有合たる鎧直垂着て、揉烏帽子を抹額にて結あげ、白太刀はきて御席にこそ侍し候はめとぞ申たり。某其後再來り、鎧直垂は無用に成し給はるべし。たゞ常服にてこそと云へば、偕の日は其如く赴きしに、勝手の間へ通され、近侍の人をして此日は枉て狩衣着し給はるべし、既に用意せりとて。藻かつみ紋(割註)かつみは古紋なれど林氏、殊にこの紋を好み、諸器にこれを出せしに因り態とかく爲られしと見へたり、)織出せる香色の狩衣に淺黄平絹の指貫ども新調せるを持出ければ、表向のことにも非ればともかくもとて狩衣着て彈箏せしとぞ、宰相殿は直衣にて指貫の外括を解き引れたり。其餘相手の輩伶人等皆狩衣なりしと。斯公雅尚深く古風を好み給ひ、動もすれば搢紳家めきたること多しとぞ。故に公鑑殊更に鎧直垂と云ひしは、激敖ばかりにも無く頗る諷意ありてなるべし。面白きことにや。

〇林子曰、濱松侯(水野左近將監大阪御城代)に邂逅せし折から近頃水戸殿の庭見に往たる時、茶屋にて出されたる品の噺ありき。茶を設けず湯に菓肴の取合せなり、濱松侯その雅趣を賞して品目を請ひしかば尋て贈られしとぞ、林子又これを予に示す。

湯 (同粉)

菓子(四季) 外居(襲)上盛 薄櫻、花びし 下盛 宮城野、しの原 盛坏居十六夜臺 蒲の穗、椎たけ(裏白)山葵蓮根

皆具色目七種　惣締様萩　外居甲立等芒花
大坏皆敷（生薬）　葛　外居花楊枝撫子　坏龜東女郎花　帖紙藤袴　粉包朝顔
時は八月の初旬なれば、秋草にて思ひ寄られしなるべし。

○或人語る某の別業に茶亭を造り、結構を盡せしの餘に小便所の受筒を黒漆にして内金にてだみたり。一客を招きたる時、其客起て便所に行きしが、立止り附添たる主家の家來に別に便所あるべし、案内せよと云て、何知らぬ體にて別所へ往き用たして復坐せしかば、主家頗る恥入しとぞ。

○この三月の事とぞ、閣老松平泉州の宅へ久保田侯の留守居より書付を呈す。曰

私儀登城之節前々より挾箱持壹人宛中之御門迄召連候て同所に相殘置候家格に御座候然處當二月十五日登城之節先規之通中之御門に挾箱持一人殘置候處何方之者に候哉手廻り體之者大勢罷越多分の金子ゆすり等申聞け品々雜言申候得共右挾箱持之者一切不㆓取合㆒相默罷在候處益相募挾箱持を土足にて蹴踏及㆓亂妨㆒候に付主人恥辱にも相成候儀家來之者難㆑得㆓止事㆒場合に相臨候得共供方之儀に付以前御觸も御座候故別て御場所柄嚴重に申渡置候に付十分恥辱を相忍其場は無㆓事故㆒罷歸り右亂妨に及候者名前等追々取調候處北紺屋町德右衛門店三番組人宿小松屋由右衛門寄子定吉、木挽町七丁目松川屋勘右衛門寄子表兩替町三丁目傳藏店與市、櫻田伏見町喜右衛門店三番組人宿尾張屋文七寄子久藏と申者共重立外に同類も有㆑之候樣相聞其後迚も登城之節に惡口不㆓相止㆒家來之者難㆑忍次第に御座候追々相募候ては重き御場所柄如何不宜之義に相成候程も難㆑計奉㆑存候間於㆓町奉行所㆒吟味有㆑之樣仕度奉㆑願候

三月十六日　　佐竹右京大夫

此事よりい事か、八月十五日諸氏登營の折から閣老青山野州帝鑑間雁之間衆に申渡されけるには、

御譜代衆江

供立之儀作法宜樣にと前々より度々御觸候處兎角がさつ不法之風俗不㆓相止㆒候御譜代衆風儀之義は表

向之手本にも相成候事に候段寛政八辰年御沙汰有レ之其趣申達置候依ては供立之儀も作法宜様同席中得と被ニ申合ニ觸之趣彌違失無レ之樣厚相心得可レ然義と存候事

詰衆御奏者番江

供立之儀作法宜様にと前々より度々相觸候處兎角がさつ不法之風俗不ニ相止ニ候詰衆御奏者番之儀は表向之面々より一際質素に可レ被レ致事に候依ては供立之儀猶更作法宜樣同席中得と被ニ申合ニ觸之趣彌違失無レ之樣厚く心得可レ然義と存候事

此時柳之間の衆へは何の沙汰も無かりしとぞ。外班の面目とこそ覺ゆれ。又上の御政治も斯ぞと仰ぎける。又此前同月二日御仕置濟みたること、後に聞たれば書次ぐ、因て前の御沙汰は有ける。

遠島（櫻田伏見町喜右衛門店三番組人宿友七寄子）　久藏
（皆川町二丁目岸右衛門店二番組人宿林藏寄子）
（西紺屋町總兵衛店富藏方に居候）
（重追放之上人足寄場江遣す）　勇吉
（木挽町七丁目長兵衛店五番組人宿勘左衛門寄子）
手鎖（新兩替町三丁目傳藏店）　與市
（櫻田伏見町喜右衛門店三番組人宿友七煩に付）　龜之助
過料五百文宛（北紺屋町幸右衛門店二番組人宿）　由左衛門
勝五郎
（皆川町二丁目岸藏店）　林藏
（木挽町七丁目長兵衛店五番組人足宿勘右衛門煩に付）　庄兵衛
（土岐山城守家來供頭）　阿部登

（松平右近將監家來　同）　蓮見藏治
（小笠原大膳大夫家來　同）　西村園右衛門
（酒井左衛門尉家來　同）　野村與吉

阿部登蓮見藏治ヘ村園右衛門野村與吉は急渡叱り置右は松平和泉守殿御差圖によつて申渡船山孫左衛門園部團藏は無レ構旨申渡候間共旨銘々主人江可ニ申聞一候

（佐竹右京大夫箱持小人）　船山孫左衛門
園部金藏

共方儀右一件に相拘候處不埒之筋も無レ之候間無レ構

（土岐山城守家來）　加川助五郎
（松平右近將監家來）　伊藤安次郎
（小笠原大膳大夫家來）　長尾仁右衛門
（酒井左衛門尉家來）　今泉唯輔
（佐竹右京大夫家來）　木内平藏

共方共儀供方之者共法外之儀無レ之候樣度々御觸有レ之主人にも嚴敷申渡共方共も精々申付置候由申立候得共當二月七日同十五日銘々主人登城之節共方共は御玄關前中之口下馬等に供待致居候處雇手廻久藏外三人共中之御門外にて佐竹右京大夫箱持小人江及ニ法外一候儀は右場所に不ニ罷在一候故構不申候得共畢竟兼て申付方不行屆故之儀不念に付一同急度叱り置

一北紺屋町由右衛門寄子定吉は吟味中病死并神田久右衛門町二丁目代地戸右衛門寄子久次郎は欠落致し今以行衛不ニ相知一候間一同共旨可レ存

○閣老水野羽州は當時の寵眷並び無き人なり。この七月初旬御座間にて命ぜられしと傳聞するは、

御勝手向年來出精金銀吹替御勝手取直しにも相成候間何ぞ被レ下候思召之處幸此度上京に付御鐙并御紋附御鞍覆被レ下上京中旅中斗にも無レ之格別の家柄にも有レ之候に付平常も相用候樣可レ致候

上京とは松平防州(石州濱田)新所司代の引渡として上らるゝ也。又格別の家柄とは傳通院殿御由緒の家なればなり。又聞く七月廿八日より恩賜の鞍覆を牽馬にかけて用ひらると。又七夕の日より乘物も腰黑に替りしと聞く。

又羽州上京の發途は八月十八日、木曾路より入洛、所司代引渡のこと畢りて堺奈良伏見伊勢等、奉行持の所々殘らず巡見して東海道を還り居城沼津へ三日滯留、日程五十日ばかり、歸府十月に及ばんとぞ取沙汰す。信州松本も家の舊領なれば先隴を拜するとて是も立寄らるゝと云ふ。沼津は廢城の再興にして、安永の始め故羽州忠友閣老のとき、台命ありて新築せし故、今の羽州は家督直に御役に入りければ、此度が初入部なるべし。予が旅行せし頃その大手の前を經けるが、營作は未盡のさまに見たり、定て今は全備に至りぬべし。昔は城下町も多からず淋しき所なりしが、此程は繁昌にもなりしや。

○或人語る、羽州今度の恩賜は格外のことなり。謙遜せば命の辱きは拜すれども府内にては用ひず、何ぞ御大禮等の式正に係りて、布衣白丁着など召具する節ばかりに御紋鞍覆を用ひば、如何にも敬上の意も厚く見へ世人も奥ゆかしく思ふらん。

又この新命金銀吹替と云ふことの入りしを、有司の過ちなりと評する者あり。たゞ御勝手の事に骨折りしを勞せらるゝ迄にて然らんとぞ。茲等は唐土翰林制誥の筆の論ある所なるべし。

又家柄と云は、鎌倉足利頃の舊家か。さも無きは御當家御血續の人をさす詞にて、外戚女緣を家柄と稱せられしは珍しき一と云ふ。是も制誥筆者の誤なるべし。且又これまで遠きにもせよ近きにもせよ、御血續なくて御紋の武具を恩許ありしは例なしと云ふことなり。此類今は世離れたる草庵の中なれば時のさまの委きは知らず、たゞ人の來話する儘を錄するのみ。

○世に箒し嗤と云は假作なり。然るに實事なるあり。この近邊に嘗て吉原町の娼なりし者ありて云ひしとぞ。妾前に廓中の倡家に棲みしとき召仕ふ禿童あり、又客某より妾に贈りし盞物あり妾殊に愛藏す。然るに一日失ひて見へず禿をして索むれども獲ず、妾心に禿の借忘を疑ふ。因て責て曰く斯器汝か身にかゝれりと、禿幼なりと雖ども意に安からず、妾或日樓上より下し覘ふに、禿樓下にして卑僧の賣卜する者に對して占を請ふ。僧曰く何の占か待人か病者か其由を得ざれば吉凶を知り難し。禿曰ふ何んぞその當を曰ふに及ばん、僧又曰然らざれば實に占ふに由なし、若くは失せ物かと云ふを聞きて、禿曰好々失せ物には非ざれど盞物なり、妾聞て捧腹せしと。

○又近來市中に一種の藥賣ありて、道を行きながら十八五文と呼び、又しばしゝて奇妙と呼ぶ。是は丸藥の數十八を錢五文に換へ、其効驗あるを自賞して奇妙と云ふなり。卑賤の輩多くこれを求めて服用するに果して功あり。故に今都下盛に流行す。又近頃七月九日沼津侯特賜ありて退出し、その老臣の隱居土方祐因(俗の名は縫殿助今薙髮)を召て、今日格別の拜領物したり、如何なる物や當てゝ見るべしと問ふ。祐因頭を傾け良ゝ久く思案し答ふるには定めし下に八は御紋ならんと。侯手を拍て曰、奇妙。

○林子曰、成島か(東岳)話に、此頃ふと續撰吟集を看て傳說の誤を知りたり。飛鳥井雅親卿の東山殿へ召されて、罷る路にて捨子の啼止を聞てとか詞書ありて、

　哀也夜半の捨子の啼止は母の添寐の夢や見るらん

この事の世に傳ふるは、後水尾院の御製にて、是より板倉防州新令を下し、京中の捨子養育の政を出したりと。一二の[illegible]筆にありしを眞と思ひしに、右の古歌にて有れば、後水尾帝は歌聖と稱し奉りし御事ゆゑ、かゝる附會の說をも申し傳へたりし歟。

○一橋穆翁この度の御昇進は、武家の榮事なるべし。近頃その次第書を視て左にしるす。

　准槐之次第　　八月七日

一橋一位殿准大臣　宣下宣旨頂戴の次第

一玄關江徒十人列居（染帷子麻上下）

一小十人素袍着、書院番所に列居、後座に目見以上の役人各素袍伺公（西上南面）

一書院番素袍着、書院三の間に列居、後座に鶴の間以上役人各素袍伺公（北上西面）

一番頭用人布衣其外は役々の面々假布衣書院二の間に並居

一書院疊緣左右に家老壹人づゝ罷在田安清水家老右の方に列居（各衣冠）

一書院三の間まで翠簾掛レ之

一山口少外記告使山科長門守副使三宅長門介表門玄關通り罷出遠侍まで目付出向少外記は上使者の間、長門守長門介は桐の間扣所江相通し家老兩人出席及ニ挨拶一少外記宣旨持參の旨申述家老承レ之

一座間上段一橋一位殿（裘袋）徳川兵部卿殿（直衣）着座、家老兩人罷出少外記宣旨持參の旨申述べて退去

〔割註〕補）裘袋の袋は代衣の合字法服なり、勅許ありて着ることを得るもの。」

一書院え一位殿兵部卿殿被ニ出席一

先立　　土岐信濃守（衣冠家老）

一位殿

太刀　　小姓（假布衣）　　刀　　同斷

兵部卿殿

太刀　　小姓（假布衣）　　刀　　同斷

一位殿上段中央兵部卿殿には左之方被ニ着坐一

一田安中納言殿清水式部卿殿田安御息右衛門督殿一同（直衣）書院江被ニ出席一上段右之方に御着座

一告使山科長門守書院庭上御昇進と二聲呼て退去次副使三宅長門介宣旨覽箱に入れ三の間疊緣まで持來、

山口少外記江相渡少外記緣通持出る時本多大和守（衣冠家老）緣江出向一位殿目通にて請ニ取之一（沙金袋入て返す）一位殿江差ニ出之一頂戴の内大和守は下段江退罷在少外記は二の間緣江退罷在頂戴相濟て其後帳臺江溝口筑前守（衣冠、側用人格番頭用人）納レ之、大和守出座覽箱取レ之北の方疊緣より河原近江守（衣冠、番頭格用人）江相渡、近江守請ニ取之一砂金（一袋）覽箱に入向の疊緣江持出時、少外記出向覽箱請取拜戴退去

一右相濟て中納言殿式部卿殿右衞門督殿帳臺江退坐見合被レ在レ之、一位殿兵部卿殿には其儘着坐

山口少外記

右太刀目錄持參下段疊緣江罷出、掛り用人披露詞被レ在レ之家老及ニ取合一退去（但太刀目錄書院番頭列レ之）

山科長門守

右次第同前

三宅長門介

右下段疊緣江罷出掛り用人披露詞被レ在レ之家老及ニ取合一退去

一三使扣所江退（但此節は少外記長門守長門介一同桐之間江退去）

一右相濟て中納言殿式部卿殿右衞門督殿帳臺より元の場所江被ニ出坐一于レ時家老幷田安清水家老兩度に罷出今日の祝儀申ニ述之一直に家老兩人の下段柱際に着坐田安清水家老は疊緣右の方に着坐側用人格番頭番頭格用人同格同見習迄順々罷出何れも今日の祝儀申述旨家老及ニ取合一退去過て一同下段に被レ立次の間伺公の面々目見今日の祝儀申述候旨家老申ニ進之一畢て此の疊緣通被ニ退去一

一規式相濟、少外記長門守長門介於ニ牡丹之間一料理（三汁八菜木地足打）出レ之）（給仕表小姓、長袴）家老罷出及ニ挨拶一

一右畢て書院二之間　山口少外記
（銀十枚卷物二）　山科長門守
同
（銀七枚卷物二）　三宅長門介
右順に出座淮槐に付被レ賜候旨家老列座信濃守達レ之拜戴退坐
一右相濟三使扣所江退去掛用人及ニ挨拶一退散の節書院番所前迄送レ之目付玄關遠侍迄送レ之
一御年寄衆一人（水野出羽守）被ニ相越一勝手に扣被レ在レ之并高家一人（中條河内守）御目付一人（羽太左京）奥御祐筆組頭一人（青木忠三右衛門）奥御祐筆一人（田中龍之助）相越勝手に扣罷在
一御年寄衆表門通江相越玄關より土圭の間迄目付案内土圭之間江掛用人出向扣所波之間江被ニ相通一退散の節家老は玄關式臺、掛用人は敷薄縁迄罷出
一御年寄衆料理（二汁九菜）於ニ座之間二之間一出レ之（給仕近習番）爲ニ挨拶一家老罷出此節一位殿兵部卿殿にも被レ出挨拶有レ之被ニ退去一（割註）但し控所にて料理出候者一位殿兵部卿殿出坐無レ之給仕御用部屋坊主）
一高家扣所鶴之間於ニ同所一料理（二汁九菜）出レ之（給仕書院番）爲ニ挨拶一家老罷出
一御先手御目付扣所檜垣之間於ニ同所一料理（二汁七菜）出レ之（給仕書院番）爲ニ挨拶一掛用人罷出
一奥御右筆組頭奥御右筆扣所藤之間料理（二汁七菜）於ニ銀杏之間一出レ之（給仕土圭之間坊主）
一表門御先手一組警衛裏門其外は一橋物頭并組同心勤レ之
同月十五日殿中沙汰書には
御白書院御次疊縁
御目見　小口少外記

山科長門守
三宅長門介

右畢て入御

(銀二十枚時服貳)　山口少外記
同　山科長門守
(銀十枚時服貳)　三宅長門介

右御暇に付被レ下旨於ニ御之間ニ下野守申ニ渡之ー
これは今度一橋家の事に付參向せしを以て、序に御目見へありし由、或人云ふ。

○文政八年七月十八日

入道一位御方准大臣　宣下陣儀

日時勘進　土御門陰陽頭安部晴親卿(正三位)三十九
上卿　庭田大納言源重能卿(正二位)(院別當四十四)
辨　柳原右中辨藤原隆光(藏人正五位上)(皇太后大進右衛門權佐檢非違使院判官代年預三十三)
奉行　葉室右大辨藤原顯孝朝臣(藏人頭正四位上)(造興福寺別當院別當三十)
外記局　押小路大外記中原師德(掃部頭造酒正助教二十四)
宣旨使　大外記病氣に付　正五位下
山口少外記中原爲昌(中務丞少内記四十七)
副使　青木内豎允病氣に付
三宅中務大錄宗岡郭行(長門介二十七)

同月二十二日京都發足

告使　　山科長門守紀生直（二十四）

八月三日江戸着　同七日（於二一橋御屋形一御式）

（宣旨使）　　山口少外記

冠（普通）　袍（朱入）　襴（平着）　下襲（標裾着）　表袴（白平絹ちめり無し）

赤大口（普通）　單（紅）

（副使）　　三宅長門介

冠（同上）　袍（緑）　襴（如常平着）　下襲（同上裾同上）　表袴（同上）

赤大口（同上）　單（同上）

（告使）　　山科長門守

冠（同上）　袍（緋）　下襲（二藍）　表袴（普通）　赤大口（同上）　單（同上）

文政八年七月十八日宣

入道治濟卿

准大臣

入道從一位源朝臣

春秋已高又征夷大將軍

源朝臣實有天性之親

之間被

宣下

職事顯孝

入道從一位源治濟

正二位行權大納言源朝臣重能
宣奉　勅件人春已高又
征夷大將軍源朝臣實有
天性之親宜准大臣預
　朝參者
　〔割註〕文政八年七月十八日少外記兼中務少丞内記中原朝臣禹昌奉

或は曰
正二位行權大納言源朝臣重能
宣奉　勅入道從一位源朝臣
春秋已高又征夷大將軍源朝臣
實有天性之親宜准大臣者
　〔割註〕文政八年七月十八日大外記兼掃部頭造酒正助教中原朝臣師徳奉

○此の度下りし少外記の名を禹昌と云ふ。何にも立派なる名と思しが、或人其人に逢て之を尋ねしとき申けるは、拙輩は攝家淸華現在の人々は申す迄もなく、近代の人さへも其諱を避けて用ひざることなり。因て餘儀なく遠き字を擇で名と爲し候と答へしと。左あるべきことながら、今まで聞かざりしことゝ林蕉云ひき。

○弓匠某と物語せし中、慶安の頃由井正雪が逆心のとき、訴人弓師藤四郎が云ひ出でたるに、去ればとよその藤四郎の後本鄕の某町に住み今に其業なるが、代々の中に間々亂心する者出來ること斷へず。或云ふ、正雪數輩逆心とは雖ども約を變じ訴人して、多くの人命を亡せしの報祟とぞ語りき。

由井根元記訴人の事を擧る條に、八月十四日訴人の者共召出され、各國の騷動を止るのみか厚く恩賞

を蒙り、一二度人口の譽れとご成りける。町人弓師藤四郎には銀百枚米五百俵被下置、剩五百俵は永代の家督とご成りける。

○前冊六十二に、曲禮の負劍辟咡のことを云き。夫より又人と論ぜしことあり、因て圖を作る。棄つるも惜しければこゝに貼す。

曲禮、負劍辟咡詔之、則掩口而對。



劉氏曰、長者或從童子背後、而俯首與之語、則童子如負長者然、長者以手挾童子於脇下、則如帶劍然、



蓋長者俯與童子語、而負劍之狀、非眞負劍也、

○此頃(九月の初)林叟に用ありて文通せし次手に、此秋ほど月光の稀なる年はあらじ。如何なることにてかく陰雨がちなるにやと云ひ遣はしければ、叟の返書に、去歳の秋も同じ天氣なりき。其時或人かくぞ咏じける。

ふみ月よりうるふ葉月まで清光まれなりければいさゝか思ふことありて

人目には秋のよな〳〵曇れども雲の上にや月は住むらん

この紙片の反故堆中にありしを、この秋ふと見出して、又一人その返しと云ふには有らねど、

雲の上に月はすむとも世の中の人目にうときことのわびしさ

かく書きて、去秋も今秋も同じ天氣なりと云ひ越したり。何者の詠にや。この叟しれ者なれば若くは自詠を人に托するも知るべからず、一哄。

○蕉林氏は如何にも好事なる人なり。年來樂箏を好み四辻家へ入門し年を逐ひ輪說下一越を始め、蘇合萬秋樂の兩大曲まで順々傳授すみ、又和琴小曲傳授も濟みしが、今秋遂に中曲の傳授すみしとなり。予

この度の許狀を見るに、大高檀紙に大納言公說卿自筆にて書かれたり。其文に

和琴　中曲

右積年執心以レ應レ堪ニ斯道一許レ授レ之者也

文政八年八月廿四日　　權大納言藤原（花押）

林大學頭殿

とあり。關東の武門にてこの傳授までに深入したるは稀なる由。又京伶豐隱岐守（文秋）が山井藤九郎〔割註〕景時、今姬路の臣なり。もと京伶にて故ありて落籍せしを林氏にて養置きしが、姬路侯所望にて彼藩へ抱へられし者なり。」への文通に

四辻家和琴道御相傳の儀に付ては、院の御所へ其度々誰人へ小曲相傳候と御内窺被ニ申上一候儀に御座候、是は閑院故一品宮御遺言にて和琴道は殊の外大切可レ致御沙汰在レ之、其以來每度逐一に御氣色を伺候し相濟候儀に御座候、是は誠に內々の儀、四辻家に於て家の儀を伺候事恥られ候得ども、何分右の次第に付、極秘いつもゝ被ニ相伺一候儀に御座候、今度も格別祭酒樣御執心、且又御丹練等の儀逐一院被ニ聞召一誠に御感賞の趣等、此程内々外の堂上の噂にて承レ之申候、大納言殿は却て御噂無レ之候得共成程左樣の筋合と察候儀折々在レ之思合せ感伏仕候義に御座候、極密貴所樣まで御內話迄に申入候儀に御座候

珍しきことなれば、乃識し訖る。

○林氏の物語に凡そ都下剞劂多しと雖ども、その精工は根岸に住る江川八左衞門と云ふ者に過るはなし。且人と爲り質朴正直なる者なり。因て昌平黌の官版みな其手に成れり。又林氏私用の雕梓も渠に命ずとぞ。水府にて日本史開刻の舉の時、彼の有司より林氏に問合せて是も其者に命ぜらるゝに至りしと。今茲（乙酉）行年八十五、夏の頃篤疾にて已に殞んとす　林氏の臣に請て曰、某が業の師を關根某と云ふ精

工なりき。某その指授を得て當業を勵み、飢寒を免るのみならず、今は家累數口を養ひ餘貲あるに至る、師恩甚大なり。恨むらくは關根後なくして家絕えたり、某死せば劣子に遺囑して別に關根の家を興し、其祭を絕やさずせん。冀くは以來關根江川の兩家をして、永代學板の官用を命じ給へ。是歿前の至願なりと。林氏聞て其志を感じ、必ず情願の如くなさんと諾せしむ。又八左衞門辭世の歌を作りしとて一覽を請ふ。林氏視て立志の着實を褒詞す。然りし後はや世に思ひ殘すこと無しとて靜に終焉を待つこと數日、計らずも漸々に病怠りて仲秋に及んで全く癒えたり。此上は己が業の事なればとて、彼の辭世の歌を自刻して墨本とし、病起の後始て出行して林氏に呈せりと。如何にも矍鑠たる老人なりと同氏又語る。歌云

　人となる人になる身はなにがなるこゝろの花がさいてみになる　八十五歲江川美啓

○近頃鎧を製せんとて、貯へ置きし天平革を出して函工に示し、其料に當んと謀り云々のを言し。次に函工曰、革紋の中不動尊二童子を出せる所は其紋の中に裁刀を容るゝと能はず。誤て刀及べば、必ず怪我をすとて、工も懼て弦走の外他用に當てること無しと奇聞也。

○林子云ひき。頃日豚兒悦寄合阿部大學〔割註〕もと忍を領し、近頃白川に轉封せる家の支流にて五千石の家なり。」「宅の文字集に赴きし席上にて、その家の舊事共の話ありて、池田勝入が笹の雪の刀を見たりとて歸て咄しけり。此刀の其宗に傳はれる來由は永井右近太夫〔割註〕永井傳八郎直勝長久手の戰勝入を討取しこと世の普く知る所なり、笹雪は其時ぶん取物なり、直勝後封侯せられ右近太夫と云へり。」女子の中醜女ありて年長くるまで緣談する人なし。大學が祖これを聞て、人をして永井の家に緣組を申込み聟引出に笹の雪を所望す。右近太夫承諾して緣を結び、約束の如く引出物せし故に、今に其家に傳はれりと云ふ。此頃武邊の盛なること、百載の後に聞て懦夫も志を立つべき許りのことなるや、愛妾換馬よりは如何ばかりか愉快なる故事にて、武夫の鑑たるべきことなりと。堂弟德宣（市橋下總守）適家公鑒（林大學頭）と屢ゝ相會して談論するのと

き、昌平聖堂御再建の擧あるを聞て御善政の美意を仰感し、助役の事を密に執政豆州（信明）に願請しき。

其書に云ふ、

私儀去る子年先規之通一年在府被ニ仰付一候に付翌丑年其後巳年内分奉ニ願上一候筋御座候處每度神田橋御門番被ニ仰付一其門川々御普請御手傳被ニ仰付一難レ有仕合奉レ存候乍レ然此上御用に可ニ相立一筋も御座候はゞ相勤申度奉レ存候に付兼々覺悟仕儀も御座候處此度御盛大之以ニ思召一昌平坂聖堂御再建被ニ仰出一恐悅之儀奉レ存候右に就ては此度の御用にも相立候儀御座候て被ニ仰付一被レ下候はゞ本望之至奉レ存候私體外樣の向にては常々御用立候筋も無ニ御座一候間箇樣の御奉公にても相勤申度奉レ存候依て此段御内々奉ニ申上一候以上

五月廿二日　　松浦壹岐守

〔割註〕此書案側なる文筒に納め置きしが戊寅に燒亡す。因て鳥越邸の局記を索るに有ること無し。吉田侯の老臣水野小一右衛門に憑て故豆州の遺錄の中に求るに、果てありとて水野贈る。茲を以て再び視ることを得て此に寫留む。

等で七月にかくぞ申出たり。

申達儀候間明廿七日九時爲ニ其方名代一一類中一人私宅江可レ被ニ指越一候以上

七月廿六日　　松平伊豆守

松浦壹岐守殿

この四月既に在所の御暇を賜しが、疾ありて未だ江都に留滯せし故この達あり。乃名代として織田織部（柏原侯の子）を豆州の宅に出しければ、豆州退朝のうへ書院に出て書面を以てかくぞ命を蒙りぬ。

松浦壹岐守

今般聖堂御普請被ニ仰出一候付御用相勤度趣被ニ相願一候一體今度御造營の儀御用途も不レ少儀に候處段

段中立之趣達ニ御聽ニ奇特の事に思召候依レ之御手傳をも可レ被ニ仰付ニ候得共先頃も御用被ニ相勤ニ候未間も無之儀に候處御手傳御用方急速に出金等仕候儀折角存寄候て中立難儀の筋にも相成候ては如何に候相願候段は尤の儀に候間上納金被ニ仰付ニ御造營御用途に相加候樣被ニ仰出ニ候上納金之儀は四五年にも速々上納候樣可レ被レ致候（割註）又ロ上にて此餘御勘定奉行承合すべしと有りし。

疾も稍癒ぬれば八月上旬西行を促し、その朔日に屆書を呈し、六日に始て上納をぞ遂げたりける。

聖堂御造營に付被ニ仰付ニ候上納金惣高貳萬兩從ニ當午年ニ來戌年迄五ヶ年の中年々八月上納仕候此段御屆申上候以上

八月朔日　　松浦壹岐守

此書豆州の宅に呈し、同日に掛り勘定奉行石川左近將監へ出せし書は、

聖堂御造營に付願申上候仰付上納金

（總高）金貳萬兩

內四千兩　當午年初納　同四千兩　未年上納　同四千兩　申年上納　同四千兩　酉年上納

同四千兩　戌年上納

右の通年々八月上納可レ仕候此段申上候以上

八月朔日　　松浦壹岐守家來　菅沼量平

六日に其年（戊午）の分として、四千金に留守量平を添へ役人持て蓮池御金庫に納め、御金奉行堀內小膳出席あり。同心立合改ありて受取畢れり。

同十一年（己未）にも、八月六日に四千金留守泥谷三平次を添て同所に納め前人出席。

同十二年（庚申）八月六日四千金御庫へ前人持せ往く、御金奉行鵜飼次兵衞出席。

享和元年（辛酉）八月六日四千金量平持せ行き、堀內小膳出席ありて納む。

同二年（壬戌）八月六日四千金同人同所へ持せ往き、御金奉行富安九八郎出席ありて納め、午年に申し述べし如く皆納にぞ濟たる。閣老豆州に呈書の文には

聖堂御造營に付願の上被レ仰付レ候上納金去午年より當戌年迄五ヶ年の間年々八月相納今六日都合貳萬兩皆納仕候此段御屆申上候以上

八月六日　　松浦壹岐守

又掛り勘定奉行石川氏に屆る文には

金高貳萬兩之內

金四千兩

右者聖堂御造營に付願の上被レ仰付レ候上納金今六日蓮池御金藏江相納都合貳萬兩皆納仕候此段御屆申上候以上

八月六日　　（松浦壹岐守家來）　菅沼量平

又忝く覺へしは、是れより先き寛政十一年の十月十日本多伯耆守（田中城主四萬石、名代大久保佐渡守）堀又七郎（飯田城主二萬石名代堀近江守）松平近江守（廣島支侯、三萬石）堀左京亮（村松領主、三萬石）小出信濃守（園部領主、二萬六千餘石）右の五氏を召して聖堂御再建普請御手傳を命ぜられ、（柳間に於て閣老列坐豆州申達せりとぞ）又同日に在邑の面々には閣老の宅にて其命を傳ふ。其人々には、黑田甲斐守（秋月城主五萬石）松平駿河守（杵築城主、三萬二千石）稻垣信濃守（鳥羽城主、三萬石）秋月山城守（高鍋城主二萬七千石）本多伊豫守（神戸城主、一萬五千石）鍋島和泉守（鹿島城主、二萬石）合て十一人皆孔廟の助役とぞ聞へし。（以上高合て十二萬餘石）夫より翌十二年三月望、予召を蒙て登營せしに、御白書院に出御御前に於て聖堂御再建上金せしの台旨ありて延壽國吉（代金十五枚）の御刀ぞ賜はりたる。同日松平江州、堀京兆、小出信州も、助役のを勞せられて各時服十を賜はりぬ。又在邑病幼の人々は皆名代を召

てぞ時服(十宛)賜はりける。〔割註〕黒田甲州、本多伯州、松平駿州、稻垣信州、秋月山州、堀又七、本多豫州、鍋島泉州なり、御白書院緣側にて閣老太田備州申行ふ。」これを以て思へば、彼の十一人に予を上等に爲させられしとぞ。御深旨は知らねども、時の面目世の聞え感涙をぞ催しける。又竊に或人の言を聞くにも、かゝる御趣意にや前年の命令も有りしなど沙汰せりと。彼是の事々も後の人は知らず成ぬべしと。上金の起りより賜物の末迄を錄し置。

又御刀賜はりしことは、我家の榮、今を始と云ふべく、菲德の某が受くべき物ならずと殊に喜びて、其廿一日に家老よりして馬廻以上拜見を許し、畢て酒肴を與へて賀をなす。廿三日には分家末家の人々を呼て同く拜視せしむ。其人には松浦豐後守(一萬石)松浦越前守(大目付)松浦市太郎、松浦忠右衛門、松浦銀次郎(忠右衛門次子)野津定之丞(越前守の末子)故ありて與らざる者は越前守子與次郎(當番)忠右衛門子金彌(當番)松浦大膳(今福)父子差合を以て至らず。至る者皆饗應す。又廿八日には親屬の方々を迎へて拜見を請ふ。其人々には市橋下總守(大番頭、水巖夫人の子)松平兵庫頭、(參政、能州の子徽信夫人の孫)本多越中守(瑤池夫人の夫、閣老水翁の子)林大學頭(亦松平能州の子、出て林氏を嗣ぐ)なり。饗待して互に歡賀し退く。その翌月に歸國の御暇賜はりければ、閏四月二日邸を發す。この行や錦衣還鄕の思ひして、御刀は外函を造り〔割註〕靑漆の革皮を以て包み家紋を金にて出せり。」從卒に擔がせ乘駕の先に持たして晝夜隨身してぞ下りける。又拜領せし時の御刀の外箱大なれば〔割註〕素桐の御刀箱大なる紫緖を以て結び臺に載せたり。」是は雙格子構たる長櫃に容れて、松浦壹岐守拜領の御刀箱と書きたる札建て先、行の武器と同じく率へ下れり。旅途驛次の衆人皆眼をぞ屬けにける。入城の後、是よりして今に迨んで春秋月々御刀の拂拭懈らず。尙後昆にも傳ふべし。

○近頃淸國にて彙刻書目と云ふが成て渡來せしを官版に飜行あり。その中に林子が輯めし佚存叢書の目を載せ、日本國編刻と註して著者なし。先年林子この叢書を作りし時、序跋に姓名を記さず天瀑山人と

記せり。これ世人とかく虚名を好むの弊を厭て何物とも知れぬやうに爲たるなりき。果して彼れ編者を辨ぜざるを以て唯皇國の號を擧ぐ。又叢書の中樂書要錄三卷の下に作者を記して曰。唐吉備眞備（日本人）淸人眞備を唐臣とせしは如何なることにや、たゞ唐朝の人と云ふ意にや。此冊の後題にも眞備、靈龜二年爲二唐留學生一入レ唐、所二覃經史一、該二涉衆藝一、天平七年歸、獻二唐禮一百三十卷一、云云樂書要錄十卷、又云樂書要錄之傳二於皇國一、此時爲レ始、淸人これを讀まざる歟。

○近村の氏神牛御前の祭禮のとき、市坊の戶外に掛連ねたる燈籠に種々の狂畫奇句を書くこと例歲なり。今年出行のとき見るに、畫に一僧（眞言宗の衣體なり）東埔寨（瓜柴の實）の下にあるを俯し視る體の上に、

　このかぼちや黃色だのう負けるだらう

○林曰、辛未年西行のとき下關に抵りて、もし此間の地續てあらば、さぞ海運不便利なるべき者をと。倩々思ふに今一ヶ所東西に通ずる運輸あらば、本邦の富庶幾倍なるべきやと考ふるより、琵琶湖の西方越前若狹の地尻にて其高低を計り運河を鑿し、其間の高みは舟の通ふべきならねど、其間は山越に荷馬を通じ、湖邊にて荷物を積替湖中を水運し、鹿飛にて再荷物を陸送し、淀の河船に移し、大阪川口より又海船に轉ぜば、運輸の自在なること是に過ぐべからず。中々新田畑よりは百倍の國利を起すべしと思案しき。拙公事訖りて歸路に京兆に逗留せし折しも、小濱侯（酒井若狹守忠進）所司代たれば其事を密に面議しき。幾程も無く小濱侯召されて臺閣に入る。其老臣歸鄕の序に其事を謀り土地の詮索ありて、兼てより若州の小湊を川上へ餘程掘り上げしかば、夫を聞て大阪の豪富共爭て出金し其費に當てんと云ふ者ありしとぞ。然るに其川上より江州に赴く場所、他領の入合多くして色々の指支を云ひ、竟に其事成らずして止む。諄々も惜むべきことなり。若し時を得て官命もあらば此事成るべし。彌々成就に於ては百世の利足なるべしとなり。小臣評す、桑田の變圖り難し。況や時運の移る天道なり、人力の施す蓋し日あらん。然る時は林子出言の功、前上進とせんか。或又伍胥の眼を假て東門の上に懸け視んか。

○林氏又曰、寛政の比信州の御代官河尻甚五郎〔割註〕後に肥後守と稱し、松前奉行となりて頗る功績ありし人なり。」千曲川に船路を通じ信州一國に運送の便を得んことを謀りき。其事建白ありて後別に人をして探らしむ。其人潜かに河尻が功を忌み、土功官費の多き建白する所に倍蓰する由を云ふ。且又傍近の侯封みなこれを便なりとせずして、其の議停廢して行はれず。余その建白せし圖を見しに、河功なりなば後世の利たること明白なり。是等も惜しきことなり。夫につきては小事なれども、武州足立郡南部領に瓦葺村と云ふあり、都下より行程九里許り、家祖の弟彌一郎信澄薙髮後永喜と稱し、兄弟同く仕へしが、慶長十七年瓦葺村五百五十石の地を賜ふと見ゆるは則當村の事なり。（此家後に斷絶す）この處に綾瀬川と云ふあり。この邊もとは用水不便にして、近きあたり池沼、或は溜井より水を引て田畝に灌ぎしを、享保十三年井澤彌總兵衞命を奉じて池沼溜井を埋て新田とし、下蓮田村より三沼代用水を引入れ此村に至り東西の二派に分ち、埼玉足立兩郡の內三百四十六村の用水とす。掛樋の長二十八間高六尺横四間、冬春の間は舟を通じて運漕に便にす。米百俵積の舟二艘行違て障らずとなり。頗る奇想にして末代迄の永用たりとぞ。大小はともあれ、時を得ればかゝる功も成就する者也と語れり。又圖を示す。（圖略）

○林子語る、鎗長刀大小刀の鞘の小口を金にてだびたるを、莊嚴のやうに思ふ人多きは大なる誤なり。昔は皆打物の鞘は割て其內を金だびにすることなり、因て自小口に及ぶなり。その譯は刄の銹ぬ爲めなり。然るにいつか本を失ひて鞘の內を金だびにすることを止み、小口ばかりになりたり。古人は何事も實用を考へてすることなるを、後人は心もなく略するぞ淺まし。金屛風も昔は殘らず箔を押て、その上に畫をかきたることなり。さすれば緑青など年を經ても色變らず。今は繪の所は箔を省て押すゆゑに、緑青など程經れば皆變るなり。

○先年領國壹岐新城村に、諸平と云ふ農夫六十歳許なるが、年十七のとき同國國分新城の村界なる小流

三田の川と云ふを夜渉り川水を飲たるに、頻に腹痛して嘔吐すること數度なりしが、その後頭髮は云ふに及ばず總身の毛悉く脫け去り、頂上は俗稱の藥鑵頭と謂ふに成れりと。不思議のことゝて妻子占かたをせしに曰、龍神の浴水を吞みしゆゑ其罰なりと。又里老の言には蟒の噴たる沫を飲み其毒に中りしなりと、此事諸書には徵せざれど、さもあることなり。龍神の浴水は云に足らず。

○或人話す、江都の町々品川より大通りを北行して千住の宿口までに至るに、横町裏町は云はず件の大通の中に一つも無き店あり。其餘は諸器飮食文籍武用の品何あらざる無し。一人曰く一つも無き店とは何ぞ。答ふ、こし屋なり。(葬具を造る店なり)皆云なるほど然りと。

甲子夜話 卷七十

○神祖は常に御面を俛し給ひて人と應對し給ひしを、天海僧正申上げ奉るは、君は天下の主にましませば下に臨ませ給ふに、か丶る御容は御威望なきに候はん、冀くは御心ありたしと申ける。御答にさればとよ、前太閤の御前に在りしを忘れず、是が習と成りしよと仰ありしと。か丶る恭敬の御有様なりしことは後は知らずやなりなんと。輪王寺宮安樂心院（公延法親王）御物語ありしと。其の近習勤めたりし者の話を聞きぬ。又この宮の此のはなしは慈眼大師より世々相傳の言とぞ。

○或曰眞田豆州、新田大光院より當來の柹とて肥州に贈る。曰ふ嘗て神君賜ふ所の種、生茂せる者とぞ、因て肥州予に轉示す。

十八檀林志云、上野國新田郡太田義重山新田寺大光院、御朱印三百石、五所柹、小方丈南面の中庭にあり、枝葉高く茂り軒端を覆へり、これ接穗の古木なり。開祖武城にて東照宮より拜受、歸來手自所レ接の古樹なり矣。多少あり顆形風味殆ど賞するに耐へたり。台德院殿御代より毎年九月東都兩御所へ內獻上あり、或は常憲院殿の御代よりとも云ふ。

○耶蘇天誅記（三十卷）を讀む中に、心に當りたる條二三を輙ち鈔寫す。

一云、按ずるに天文弘治永祿元龜天正文祿慶長の年間凡七十有餘年の曆數、西國より畿內に至るの諸國、押不別（オシナベ）て耶蘇宗流行せりと云ふ。就中天正の末年より慶長の初年に及て甚繁昌すと思はる。其比西國にて諸家の大身、かの宗門に拘泥する面々、逐一算るに遑あらず。畿內に於ては三好修理大夫長慶、松永彈正少弼久秀、長岡越中守藤孝、高山飛彈守友照、同右近將監友祥、小西攝津守行長、宇喜多宰相秀家、津田長門守國定、其外歷々の面々、此宗門を尊信せられけると見へたり。

某云、藤孝は細川幽齋なり。世多く松永小西等の耶宗なりしは知れども玄旨法印の事を知らず。如何にして後に改宗せしや。小西が法を守て自ら縛を受けしは笑ふべし。

一云、寛永七庚午年肥前島原の城主松倉豐後守重政、關東へ言上ありけるは、累年吉利支丹宗門稠く御制禁たりと雖、今以て一統に斷絶仕らざる儀は、偏に呂宋國より年々商船の便を求て、邪宗の導師渡來仕る故にて御座候、呂宋國をだに征伐仕候はゞ、自ら日本國の邪宗門は斷絶仕べく候、あはれ出陣の御免を蒙り奉らば手勢を以て彼國征伐仕りたき由なり。然ども兎角の御沙汰なく暫く程過ぎける中に、同年十一月十六日重政病を發して卒去す、依て其事相止みぬ。是より先、私として呂宋國見參の爲に松倉の家士吉岡九左衛門天野千右衛門と云ひし二人を呂宋國へ渡らしめ、彼地の樣子審に伺ひ程經て歸國すといへども、重政歿しける間、その詮はなかりけり。

某云、是は島津氏の琉國を討隨へし類なり。但其事を遂げざるは遺憾なり。暫く御免の沙汰なかりしは有レ故か。

一云、寛永年中吉利支丹の男女を國々より搦め取りて江戸へ引來り、品川表鈴か森の浪打際に、活ながら逆さまに釣り置て、潮の滿來る時は自ら頭を波に浸して暫時息絶へ、又汐の干去る時は自ら蘇るか如くす。是れ佛經に所レ謂救倒懸に均し。〔割註〕〔補〕救倒懸とはいかゞ。」

一云、寛永年中江戸に於て乞丐百人餘り、吉利支丹宗門たるに依て、淺草鳥越の邊に虎落(もがり)を結びて其中に追込み置き、食事を與へずして飢殺しにして、直に其土地を掘りて埋まれしと也。

某云、この二條は聞かぬ珍說なり。邪法の徒を如レ斯慘酷の刑に處せられしは、人々の懲るためなるべし。

○或人林氏に問て云ふ、今武家の服、麻上下服紗小袖にて事足るべし、入らざる繼上下の縞小紋の服など云ふ、雜色ども出來りて事多くなりしなり。時ありて改革せられれば善政の一つなるべしと。林氏答て云

ふ、言はるゝ所至當の論なり、然れどもいつの世に成ても此事は出來まじ。既に京紳位袍の外に直衣と云ものを始めしより、人情自然の雜袍を好むことになれり、狩衣の色目尙更に品多し、武家とても同じ事なり、人情を計らずしては如何に論は當るとも、其事は行はれざることなるべしと。

○公鑑と古き軍物語共互にしける次でに、長曾我部潜匿してありしが、大阪の役に俄に人數を具して出立たることを鑑かたりし故、それは何書に出たるやと問へば、槐記にありとて其後寫して贈る。

相國寺門前に宅あり。同町の藪の中に寺子を取りて渡世したる浪人あり。大阪籠城の刻、不圖一朝かの男二三人甲冑を帶して發足したり。是れ長曾我部なる由後日に知れたり。此時も同町にては異しき出立の男哉と目に當て見たりと語る。後に聞けば寺町今出川の辻にては二三十騎許になりて、弓槍等を持せたり。寺町三條にては二三百騎になり、伏見にては大凡千騎にもならんかと人々云ひあへり。珍事なれば町所より訴出しに、板倉某大に怒りて、夫と知らば討て捨べかりける者と云ひしとなり。

この槐記は、山科道安と云ふ醫の、近衞豫樂院殿の談話を記したる者とぞ。長曾我部が話は近衞殿内に無禪と云て、其頃百十九歲になりし者の實見にて咄したりと記せりと。鑑云ふ。

小白曰、關原軍記云、長曾我部は此度の敗軍したる節、幸ひ井伊直政と入魂となり、早く降參して直政を賴み領國を指上げ、法體して名を祐夢と更め、降參仕候段直政に賴みける。直政この段申上ける所に降人の事は御免あり洛中に住居しけりと。是れを以て觀れば藪の中に渡世せしと云ふも、俗諺の豺狼著二僧衣一の類にて果して惡心發起せし也。板倉の忿怒尤なることゝぞ。又曰。難波戰記云、長曾我部祐夢入道は、小倉堤に隱れ忍べり、譜代家老中内彌五左衞門深く隱くして葭原の中に忍ばせ、中内は大佛前にて餅を求め居るを蜂須賀の者共是を生捕る。中内は武勇にして大勢の人を損せり。斯くて阿波守直に相尋候に長曾我部の家人なりと云へり。則ち主人は小倉堤に隱れ忍べりと居所まで委細に敎へけり。蜂須賀が家人共大に笑ひ、其身は兎も角も主人の在所を申すは卑怯千萬なりと云ふ。中内淚を

流し、さこそ思召らめ忠節は色々あり、主人祈夢ことは、我一人を便として朝夕の命を繼く。我身今生捕となり歸らざるときは、定めて飢に臨みて居られなん。某不器量なれば乞食非人とも成りて、最期は宜しからずして永く耻をさらすべし。今申す時は軍兵を遣し、刑罪すとも一方の大將なり。此儀を以て申すなりと云ふ。聞人も涙を流しける。去程に蜂須賀人數を遣して小倉堤にて生捕り、二條の駒寄に三日さらして刑罰しけるとかやと。長曾我部復降参の心を飜へし、蚤く宥免の御恩を忘る。天誅論なし。

○放蜀山人の狂歌は天性に出づる者なり。或時田安殿の御邸に召され、園中の九段の高臺に抵て、狂歌を御好みありしかば、即吟に

　雪月花乾度受合申候仍てくだんの上の絶景

田安殿感悦せられ、唐機留と八丈縞とを賜はりければ、又即

寢惚には過ぎたる者が二つあり唐の袴にほんの八丈　（蜀山人一號寢惚先生）

又此時か御座鋪に伊川院の畫の柱聯ありしに、讃をと申し給ふ。その畫は柳樹の蔭に又一樹あり、下に猿の兒を作ひたる體なれば、

　見渡せば御に何かかき交ぜて親子ぞ猿の二疋也ける　是は別事の事とぞ。六歌仙の題歌に

　六歌仙坊さまふたり（遍照喜撰）さしひいて娘（小町）一人に聟が三人（業平康秀黒主）

因に云ふ、或屋鋪の中間、在所より初て江都に出て、口占しけるとて

　諸共に哀れと思へお月様國のなじみはおまへ獨よ　實情を能く詠み賜へり。

○我國、國づゝに安國寺を創建せしは、足利尊氏の願立也と聞きしが、近頃大日本史傳を讀むに、天龍寺を興せしことは見ゆれど、此寺の事は載せず。又本朝高僧傳夢窻國師の傳にも見えず。されども今諸國に安國寺あるを以て觀れば、正しく尊氏の創造ならんと。此寺の事は諸書に出るを觀るに隨て採錄す。

和漢三才圖會に、上野國安國寺、在二高崎一、淨土宗その由緒を載せず。」同書云、相模國妙法山安國寺、在二名越村之東一（法華宗妙本寺の下）門內右有二岩窟一、日蓮自二房州小湊一來、居二此窟一著二安國論一卷一、正嘉元年始歟、文應元年畢〔割註〕然れば此寺は尊氏將軍たるに先だつこと已に八十年に及ぶ。」山城志曰、安國寺在二四條大宮一、見二園太曆一」此書平戶に藏して、江都邸に貯へず、因て今見るに由なし。故に茲に時世を辨ぜず。萩長曰、園太曆は園大納言某卿の記にて、弘元建武の頃かと。然れば時代不審なり、されども日本史尊氏傳に此記を引くに、尊氏の薨に至る、然れば據るべき者か。〔割註〕（補）中園太政大臣公賢公の記錄なり。北朝貞和四年任、延文四年出家明年薨年七十。

近江地志略云、栗太郡蘆浦村に安國寺あり。釋迦佛阿彌陀佛地藏菩薩倶に安阿彌の作なり。古昔每國、國分寺國分尼寺安國寺安國尼寺を置せ給ふ。たまく名は同ふして異なる寺なるべし。」此文解し難し。古昔と云ふは日本史聖武紀に、詔二天下一、每國置二金光明四天王護國之寺、法華滅罪之寺一、又毀二恭仁京大極殿一、施二國分寺一など見ゆれば是等を引くか。然れども安國寺及び尼寺は所レ據ありしや。

丹波國安國寺は谷侯の邑山家の近鄉にあり、印宗和尙行脚の時これを開く。又所緣ありて其寺の住持に逢ふて寺の什寶とて視る。一は尊氏卿の產毛〔割註〕小さき香合に納れて赤色の毛少許あり、一は產衣とて越後縮の如きを袈裟に作り、裏に夢窻國師の筆にて、卿の產毛を卿の爲に母君より寄進すと記せり。又寺傳に此寺は夢窻の開山にして尊氏の建立と。」印宗曰、今は東福寺の末なり。夢窻の法孫ならば天龍寺の末ならんに、兵亂を歴るに因て如レ斯か。

播磨國東條郡にも安國寺あり、こゝは印宗親しく往詣す、亦東福寺の末なり。〔割註〕（補）播磨に東條郡なし美作の誤記にや。

伊豫國川上と云ふにも安國寺あり。また東福の末。（印宗の話）

壹岐國安國寺は頗る大寺なり。壹岐國續風土記云く、（家撰又已に古し）壹岐郡深江邑安國寺は佛殿本尊

地藏願王菩薩生像長三尺餘、當寺は光明院曆應二年(己卯)前征夷大將軍源朝臣御建立、壹岐梵刹帳に云、老松山安國海印禪寺、前將軍源尊氏公御建立、開山法雲普濟禪師無隱、貞和六(庚寅)年三月御鬢髮到來、今猶有レ之、」按に此年尙尊氏の治世、南朝の正平五年、北朝觀應と改元、○風土記に云、尊氏將軍左右御鬢髮、享保十七年壬子、大寧納寶塔、寶塔高三寸橫二寸一分、是れ近江丹波の安國寺と見合すべし。

夢窗國師語錄拾遺に載す、阿波州安國補陀寺佛殿の梁牌

皇基久綏、持二天葆命一民物康阜、樂二世淸平一

奉菩薩戒正二位行權大納言源尊氏謹立(上間)

佛運無レ窮、溥播二玄航一檀門有レ裕、永贊二正宗一

時曆應二祀己卯仲秋開山桑門夢窗疎石敬書(下間)

又國師語錄陞座記云、玆者征夷大將軍源朝臣、右武衞將軍源朝臣、眞智內熏、靈機外發、自懷二慚愧一欲謝二德尤一具陳二丹悃一上二達叡聞一所レ伸懇志、深協二叡襟一乃奉二聖旨一於二扶桑國中一每州建二立一寺一塔一普爲二元弘以來戰死傷亡一切魂儀一資二薦覺路一

これ等に據れば尊氏の創立疑ひなし。因て又言ふ、中山傳信錄〔割註〕此書は淸康熙五十八年琉球冊封副使徐葆光の所レ纂なり、我享保四年にて德廟の時。」寺院を舉げし中に、天王寺の條に云、一鐘爲二景泰七年丙子鑄一上刻二天龍寺鐘一〔割註〕景泰は明の年號七年は我康正二年足利義政の時。」其次天界寺の條に云く、有レ鐘成化〔割註〕又明の年號吾文明元年亦義政の時。」己丑鑄、考二銘文一本相國寺鐘也。同條に云く、寺西又有二安國寺一國中案牘皆儲二此寺中一と記せり。尊氏の頃は琉球までは手及ばず、二寺の名よく相協ひたるとぞ。

○第六十五卷に上野國山田郡石函の事を記せり。此地は予が聟久留里侯の領分なれば、其後この品々の江都に出でしを見しやと云ふ者あり。因て人をして見せしめ、又かの石函の文字を摸寫したり。文字は

別に榻本あれども、爰に一二字を出す。〔割註〕（補）太平の二字影寫あり略レ之、」

不動像は（圖は略す）數百年間函中にありし者にあらじ、鑄像にて紫銅なり、斑點の所は金色存して布目象嵌の古びあるが如しと。外に銅環古劍あり環は銅と覺しく綠色を生じたり。裏の方に金色のゝし付けやうなる所あり、古劍は中古の作を追々研へらし、用たゝざる程に成し鋒刃を入れ置し者と覺ゆ。鐵質少く鏽間に見ゆる所を考ふるに、函中に二百年も在りし者とは思はれずと。

其時かの侯の用人神山某に、予が臣石函のやうを問たれば、函中はたゞ三品ばかり有て、其餘は一物もあるなし。又銘も見しに三處に有る字同筆と思はれず。思ふにかく大函の中に小物三品のみありしも訝かし。銅環鐵刀抔の體僅に八九十年前間の物と覺しければ、其頃再び古函に入れて埋めたる者と云ふべし。因て若くは古冢をあばき棺を掘出し、中の物を盜取てかの三品を入れ、復埋めたる者ならん。石函は至て古く見ゆると。又侯より官へ申達せし書面は左の如し。是を見ても其由は計り知らる。

上州山田村吉澤村學音寺持地庚申塚江、百姓所左衛門倅菊太郎、心願者之石坂拵度、當三月七日庚申塚東の方、石多く有レ之候に付、不レ計四尺程も掘込候處、大石横立怪敷樣子故、若者共段々相集、大石片付候處、石櫃の樣子にて聢と不二相分一、尤隣村見物多集候に付、翌日組頭立會相改候處、石櫃の内に左の通り三品有レ之申候

一唐銅不動一體〔割註〕丈一寸五分臺座より火燄先まで二寸四分先少々缺有し

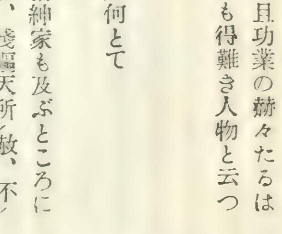
右總體黑鑄にて中程に金箔の光相見へ、臺座に鑄留相附有レ之、但不動の體には相見候へ共、小像故聢と不二相分一候

一銅輪壹組（指度一寸一分太さ一寸周り）

右靑鏽相懸り二分四方程、金きせ有レ之、輪合せめ離れ有レ之

一脇指身斗一刀（但長一尺二寸六分幅八分無名目釘穴一つ有レ之）

一石槨縮圖之通。（長さ六尺五寸深さ三尺五寸厚み六寸）



○友人語る、黄門伊達政宗の人となり、英烈にして武道の達人、且功業の赫々たるは云ふまでもなし。文學もありて和歌も堪能なり、當年群雄の中にも得難き人物と云つべし。一日古歌に

武藏野は月の入るべき山もなし草より出でゝ草にこそ入れ

とあるを武藏野を大きく取りなしたるは聞ゆれども、月の爲に如何とて

出るより入る山の端はいづくぞと月に問はまし武藏野のはら

と詠みて陽明家へ示されしに、彼方にてもかぎりなく褒めて、搢紳家も及ぶところにあらずと云はれしとぞ。また其詩の中に馬上少年過、世平白髮多、殘軀天所レ赦、不レ樂亦如何（此詩已に十一卷に出す）この二十字中、多少慷慨、百歳之後猶有二生色一云云。友人は林子なり。

○小學校立敎篇に、列女傳を引て曰く。古者婦人妊レ子云々、不レ食二邪味一、割不レ正不レ食、目不レ視二邪色一、耳不レ聽二淫聲一、如レ此則生子形容端正、才過レ人矣、列女傳にはこれを胎敎と云へり。一日妾婢の物語るを聞くに、某元來癪持なりしが、ふと蟲を下す藥を飮み覺え、蟲多く下り、是より積なほれり。因て頃日は少し腹はるやうに覺ゆれば、輙服藥する毎に忽ち下る。時としては酒を賜はり飮て後下る蟲を見るに紅色なり、皆醉たるなり。又一婢も曰ふ、某も蟲を下せしが酒後はその如しと。予歎ず、腹中のこと斯く有るべきなれば、前の敎言は胎敎とも云ふべきなり。

○予が妾婢に白拍子の舞をなさしむるに因て、裝束師の關岡と云ふが出入す。又同じく髢師の吉川と云ふも來れり。（關岡は公儀能御用の職人なり、本職は官服師にして諸家の官用皆辨ず、吉川も能御用の職人なり、これは内々世の雜劇踊狂言の髢をも辨ず。）其手代共の云ひしことあり、或日關岡の手代來り云ふ、去年は程なく日光御參詣ありとて、諸方一統に能囃子甚稀にして職人の業得も少かりしが、當年は

打替りて所々に能あること多く職業の爲めに奔走して暇なし。日光は倘近くなりしに如何にしてか、去年に違へりやと。其後又吉川來り云ふ、去年は間もなく日光御參詣ありとて、世上の御方々にて踊狂言なかりしが、當年は殊に所々にて多くありて髭の業用も繁しと。一方は能裝束、一方は踊狂言、別業異事にして同調の話も世態の一變なり。

○いなば小僧と呼びし盜のことは第九卷に云へり。或月奥の宴席にて妾婢寄合て話すを聞くに、彼いなば小僧捕はれ入牢の間に云ひしに、我れ松浦樣の鳥越の屋舗に夜中盜に入りたり、折しも殿樣は國元の時なり。屋根の上より家の內を窺見るに、奥樣獨り在りて見臺に書を置て見て居られたり。其體いかさま歷々の奥樣と見え、殿樣の留守にかゝる體は、是迄所々の奥に盜に入りて見しに不埒なるが多し。流石伊豆樣の娘御なりと心に思ひながら、奥の間に忍び入りて三味線數々あるを夫是と探りみるに、善きと覺しきも無く、する中に不圖側なる三味線の糸に指さわりて鳴りたり、是に我も驚きたるに人も目覺めたり。かの體ゆえ即忍び出去りぬと。これ其時より誰か聞傳へたるなり。亮鏡院の志操人品、暗室の中にも人知るは、予も是まで聞かざりしが、今始て喜びぬ。其糸の鳴りし三絃は春雨後と名づけて、先世より傳へし物なり、其事は丙丁燼餘に詳錄す。此盜の事は予が二十歲の頃に當れば、亮鏡院は年十七の頃なり憶ひ出すも哀れにこそあれ。

　公鑑曰、この一條眞に銘心せり、走も少時拜顏せしこと、今更感愴に堪へざる次第なり。

○甲子の日(十月十一日)林子、園中の紅楓を見んとて訪來りしかば、園內を連步して水月軒に入り、談往の中、長村が事を云ひ出しける次手に、予云ふ。此者は如何なる故か、人の能く懷ふ所ありて、左右妾婢の類まで皆然り。近來長村出府して、此莊に來りしはたゞ兩三度のみなりしに、其時應接したる者共、發府より歿後に至て、倘其事を云ひ出し追想すと話したれば、林子答ふるに、其內の者は左あるべし、拙家に至りても奥へ通し綬語すれば、婢女共その人を知りてか、何の了見も無き婦女もやはり其人

を崇信の意あり。尋常ならぬ者は別なる者と云へり。又林子、世の家老をも多く見しか、會津の田中三郎兵衛、姫路の川合隼之助、其藩の長村、この三人は傑出のものと云へば、予乃其人の容貌を聞くに、田中の人品偉大にして威望あり、長村も莊容頗る同じ、川合は其人瘦小見るべきの儀容なし。然ども人下に屈從すべき者とは見へず。田中長村は既に逝けり。惜むべしと。

（蕉軒曰、台徳の感應寺は大地なり、境内總坪四萬餘に及ぶとぞ。此兩三年前花の頃、その邊の林が別業より散歩して抵り、折節僧海侃も居合て物語しながら、遠眺して夕陽の花を賞せしが、其寺地の村民に預け置きし所々に、今少し花木あらば尚更よかるべき者をと云ひしかば、左らば指點せられよとつことゆえ、其所々を云て必花を栽らるべしと勸め、其後は忘れたるに、近頃霜紅を賞せんとて、予樫宇その詩友と彼寺に至りしかば、海侃出でもてなし、種々の話の中、さきに蕉軒が花木を栽させしことを言出して、其敎示の如くせし後、未一度も來らずとて不滿意の容子なりきと、樫宇歸りて云たり。此僧質朴幸野にて風韻の心もあり、今の世には稀なる面白き出家なり。又樫宇への話に、去春か樂翁の尋られしときも、主僧不在なりしに、歌を殘し置かれたり。

　春秋の花や紅葉をあるじにて音聞かはす山の古寺と　聞こえしとぞ。これも主僧不滿意にて主は有るも無きも構はぬ心得と聞えて、面白からぬことなればかく返しをしたりとて。

　　とはれたる花や紅葉の外にまた山時鳥雪の古寺

然るに此作も赤花を訪ふて樂翁臨まれしとき、在寺したりしが、如何にも面白からぬことに思へば、其儘他行と云はせて遇はざりきと語る。其洒落なる所賞すべし。又先年林子が歌稿を見んと云ひしことありしを、贈り出し、平生得意の歌十五首ばかり自撰して、短册に書きかゝりしが、半にて退屈せしかば、其儘にて今日に及びしと云ふ。近詠の稿本に人々付紙などとして、さまざまに批評改竄などのあるまゝの横帳を示して、持歸り家翁に見せ給はるべしと致聲せり。稿中可なりの詠はあれども、鈔する程には至

らず、只その人となりを賞するのみと。

○徒然草に、去ば女の髪筋にてよれる綱には、大象も能く繋がるとあり、宜なり。既に第九卷に記せし横綱を免されし大力の大關谷風が、十七になる妾に牽れたる如く。其後雷電と云ひし長七尺にして大剛力の大關、予も嘗て識れり。面は馬の如く長は鴨居を越したり、信に多力者なりき。或時歌妓のために頰を撲れ、あいた〻と云ふて目を瞑りたり。傍人笑はざるは無かりしと。又或時少婦に戲れたるに、この婦雷電の胸を衝たれば、即後へ倒れたりと玉垣勘三郎語りき。尤なる事なり。徒然草に云へる所、自ら警むべく愼むべきはこの惑ひなりと思ひ合せぬ。

○鐵牛禪師語錄に云ふ、(十一卷)淨住寺、佛涅槃忌香語、啄レ露鶯啼叫二寺前一、籠レ烟柳眼綻二庭邊一、天機綉出涅槃會、誰道如今去レ聖懸、その下に細註して、松浦壹岐守大夫人、織二藕絲一、采二繡涅槃像一、以奉二置淨住一、と見ゆ。

按に淨住寺は、山城志に云、葛野郡葉室邑、太平記曰、淨住寺者戒法流布之地、律宗作業之砌也、感身學正記曰、文永六年八月掛二錫於西山葉室淨住寺一、卽此荒廢年久、近世釋鐵牛重修、

或日、印宗和尙この文を予に示して、云々の時、南道老和尙側に在て云ふ。某嘗て師雄峰に侍せし時、此事を他人に度々語れるを傍聽せしが、小僧の時ゆゑ何心なく聞たりと云ふ。予その事を言はれよと云へば、南道曰、この藕絲の繡像は、貞壽夫人(天祥公の側室)松林夫人(雄香公の側室、語錄に大夫人と稱する者)と信心多年の丹精にして畫幅成就あり。然るに鐵牛弘福在寺のときにて、珍稀の製ゆゑ拜視せんことを請申せしかば、これを出し示されしに、鐵牛その至誠を嘆美し、暫く借覩を願ひ持歸て竟に返さず。還て云ふ、天祥禪寺には再び製造して供養あらんことを冀ふと。鐵牛は天祥公の懇意せられしこと語錄中に屢〻記す、蓋これが故なり。某今思ふ、宜なり檀家の遠く淨住寺に因緣あるべきなし。卽玆に來者のために其始終を錄す。(南道時に年六十八)

清又曰。然れば語錄の細註は、侍者の輩の記せしものなり、以奉二道淨住一の五字は、鐵牛の云ふ所にあらず。

○行智の話に、淑愼齋名は貴、雪下園と號す。阿波國の人、梅を畫かき、又書を能くす、書則一篇を著す。畫梅特に名あり、逸品とす。一時京師に寓居せし頃、大佛宮(妙法院)より召され、席畫を命ぜらるゝなり。期日に殿に詣でたりしに、御前には簾を垂れたれば、これ宮の坐す所と知る。又殿の體は殊に廣らかにして、優美いはん方なし、簾の前に毛氈を敷たり、近習と覺しき者肩衣着たるが出で、筆硯を陳ね進て畫を仕るべしと云ふ。依て坐に就て畫く、書畫交々命ありて、二時ばかり筆も休めず。其際ただ聞ゆる所は、近侍の周旋して肩衣袴の音するのみにて、一席物音だに無し。簾内には賓客あるよしにて、孟勝も出たる體なれど、物語も靜かにして、優なる聲の時々仄かに聞ゆるのみ。愼齋このとき尊貴の殿席、常人の及ばざるを歎感せしとぞ。

○淺草御門外、平右衞門町に篠塚稻荷と云へる小祠あり、別當を玉藏院と云ふ。これを篠塚稻荷と云ふは、新田義貞の臣に篠塚伊賀守廣重、世に武勇の聞えある人にて、兩國の軍破れて流浪し、東國に來り淺草に住す。又角田川の邊に稻荷の小社あるに、日々詣でて主家の開運を祈りけり。或夜靈夢の告ありて、新田の家、今の世にしては再興せんこと難かるべし、されども時ありて世に出る運もあらん。これを待つべしとあれば、廣重さては我が世に在らん中に、主家の世に出で給はんこと覺束なしと思ひぬ。帶し國光の刀を牌前に納め、一首をの歌を詠みて

　惜から身を東路に廻り來て神に誓を申しける也

かくよみて奉り、其身は入道して祠傍に庵を結び住ひけり。是より里人其稻荷をも篠塚と呼び、篠塚入道の子孫相續で祠を護りて今に至る、これ玉藏院の始なりとぞ。(行智話)

太平記、大館左馬助討死篠塚勇力の條に、篠塚伊賀守一人、大手の一二の木戸無レ殘押開て只一人ぞ立

ちたりける云々。大音あげて申しけるは、畠山庄司次郎重忠に六代の孫、武藏國に生長し新田殿三人當千と憑れたりし篠塚伊賀守爰に在り、討て勳功に預れと呼ぶと見ゆ。されば素より東國の產なれば、復び本國に還れるならん。廣重と云ふ名も、重忠の後なればさあらん。又西國の軍破れと云ふは、同書に夜半許りに今張浦（伊豫國）にぞ着きたりける。自ら此舟に乘て隱岐島へ落ばやと志し云々。水主梶取順風に帆を掛け、隱岐島へ送て、後暇を請てぞ歸りけるとあり。又大全には、篠塚が行跡强勇の者にはあれど、氏明同前に死したらんには劣りたるべし。是も備後國にして終に被ㇾ討けりと記す。是れ何に據てかく云ひけん、行智が話は異聞なり。

○先年北村宗匠の物語に世に千鹽楓（モミヂ）と云ふて春の芽出の紅色なるあり、此樹のこと春のもみぢと、源語の中に見えし者なるべしと云ひしを、或日思出ければ問ひ遣しゝに、源語は覺違にて勢語なり。

昔、男大和にある女を見て、よばひて逢にけり。さて程經て宮仕する人なりければ、歸り來る道に、彌生(三月なり)ばかりに、かへでのもみぢのいと面白きを折て、女のもとに途より言ひやる

君がためたをれる枝は春ながらかくこそ秋のもみぢしにけれ

とてやりたりければ、返事は京につきてなん、持て來りける

いつのまにうつらふ色のつきぬらん君がさとには春なかるらし

北村曰ふ、これは先達の說にもあらず、口外しては憚りと思ふと。されど此說は古來未發にして、千鹽楓の考證とすべし。

○御轉任御任槐之圖とて、梱に某より予に贈る。これ過ぎし文政五年三月の事なり。此時の御次第は別に輯錄せし者も世にあれど、是を得て捨置くも本意ならずと。姑くこゝに收む。(圖略)

○中山傳信錄(上に出づ)に琉球語を擧げし所の器用の中に、刀を和着（ワトウ）と對音せり。其末に倭扇を扭其（ワヽキ）と晉す。これは球國の扇は本吾國の制なれば、文字も語も同じ。されば刀は片刃にして、吾國鍛錬の萬國に

勝れたる者を倭刀と云ひしを、聞くかまゝに音訓せしと見ゆ。

○今年の秋の頃か、箒星見ゆると沙汰せしゆえ、予も或宵見出して、其後兩三度も見たるに程もなく見えずなりぬ。又人々も同じく云ひ止みけり。夫より冬になりて、司天館に知る人あれば、聞ひやることの次に聞けり、かくぞ答へぬ。

文政八年乙酉八月十日の晨、昴宿の南二十度許に當りて彗星を初見す。後陰雨す。同十六日晨、窺象右の如し。(圖略)爾後漸く西南に運行し、胃婁奎壁室危を過ぎ、九月廿八日昏に至て左の如し。(圖略)爾後陰雨或は地平際朦氣ありて其所在を知らず、十月中旬快晴にて窺ふに、地下に沒して其象を見ず。

○溜池のれいなん坂は、今品川東禪寺の在りし處なり。其寺の開山を嶺南和尚と云ふ。明暦の大火に遷されて、品川に寺地を下されたれば、其名遺りて坂を嶺南と呼ぶ。又嶺南和尚災後寺地を移すとき、此寺の開基の檀那伊東侯(日向飫肥五萬餘石)と倶に海濱を連行せしに、一狐ありて嶺南の衣を啣へ牽く、嶺南卽その地を以て寺を創む、今の東禪寺是なり。外門の額に海上禪林と題せり。又云。此寺の住持遷化せんとするときは、必ず狐ありて出づと。吉凶如何なる兆か(割註)(補)東禪寺は高輪にて品川にあらず又嶺南も靈南を正しとすべし。」

林氏云。火後に寺地を換られしは、昔の定制にて夥しきことなり、皆官家の命に出で、私に地を換ることなり、皆官家の命に出で、私に地を換ることに非ず。

○乙酉の十一月十四日申下刻、雲氣ありて西天より東方に亙る、西の下は白氣ありて、雲氣は淡黑色、東方に至て黃色あり、氣の上は薄紅色、これ出月に映ぜしなり、圖の如しと。人の所ㇾ見なり、予は見ざりき。(圖略)翌十五日申下刻も同く現はる。予も親しく見たり、如ㇾ圖(圖略)西は淡黑、東に至て黑色、東方の兩端は白色、總じて氣の兩端は薄紅色。

○林子曰、先年樂翁の話にて聞く、彼藩に平松氏の人あり、金次郎が後胤なりとぞ。藩にても世々番頭等の役は云付れども、輕き役は云付けずと。其者家傳の品に横笛一管あり。言傳ふ、長久手一番鎗の時、當坐の御賞として神祖御手自ら賜はる所なりと、管も丁度其頃の新製ならんと察せらるゝ年代の品とぞ。林子考ふるに神祖は洪業の餘、瑣義末事小技曲藝までも御手の屆かせ給はざることなし、是にて音樂さへ遊ばされたることを知れり。さ無くして急遽の御陣中に携へさせ給ふことある可らず、不思議なるばかりに、天地の事小大となく包羅せしめ給ふことよと、仰感し奉つれり。又猷廟には篳篥を遊ばされたりと見え、御紋付の筐に入たる管の、其頃奥勤せし御旗本衆の家に持傳へたりしを、近頃執政沼津侯いかがしてか其器を取入られて、多くの樂器陳列の中に並べて見せられしを、或人の物語にて聞けりと。

○或人語る。先年越後總持寺の僧、謙信自筆の自像と云ふ一幅を携出たり、これは上杉侯(米澤)に願請することあるに由ると。此像は謙信歿せんとする二三日前自ら圖を繪き人に示囑して曰。これ我が遺像なり、これを以て我を身後に見るが如くせよと。幅上に黑雲あり、中に金色の五鈷立ち、四方に黄耀の靈光を放てり、雲下に一つの大朱杯ありて、酒みてり。又辭世の語とて添ふ曰、四十餘年一夢裏、一生事業一杯酒、この句は謙信卒後に病褥の下より出でし者と云ふ。謙信は不犯の人にて嗣子なく、一生の間素食せしとぞ。去れども此語を見れば一酒徒には有けん。

白石が藩翰譜に云には、此年二月の半より何となく違例して、同き三月十三日年四十九歳にして卒しけり。註に夏目が記に、葬送の事執行とて枕の下を見れば、辭世の詞と見えて、我一期榮一盃酒、四十九年一醉間、生不レ知死亦不レ知、歳月只是如二夢中一と云ふことを自ら書て押入れて置かれしとなり。

〔割註〕(補)一醉間は一醉風とすべし。

○嘗て何の書にてか見たりき。諒闇の八月良夜に、京師市中の小女が口ずさみしと云ふ句に

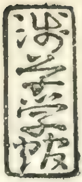
普天の下そつと月見る今宵かな

自然の句と云ふべし。

○過去しことも折々に胸中に往來する者なり。予在職中江都の邸中に學館を設け、子弟を教育せしめ、武技を習練す。又生徒の爲に藏書若干を貯へ置きたりしが、丙寅の災に燔盡せり、又就封の始め、在所にも學校を興せしが、年代り月移て光輝を增すにも非ざれど、又廢弛にも至らず、是等尚子孫の繼述を冀ふ也。今幸に江都學館の印は灰を脱れて猶存し、封地學校の印も永傳するを茲に次列す。予が志印文に據て觀るべし。

平戸侯江都學館之印〔割註〕（補）白文方一寸九分、原書印影あり、今略之

松浦壹岐守江都淺草之邸學館藏書之記〔割註〕（補）朱文寸法同上、亦略。」





〔割註〕（補）別に賞の字の印あり。竪三寸一分、横二寸四分にて外輪なし。其傍註に子弟誦讀の者、月日を積て皆業成る輩は、書に押して與へ、褒美のしるしとす。賞印と稱しき。江都の學館に始まり、封邑今尚これを行ふとあり。」

○頃者舊篋の中を捜て、過ぎし寛政七年に執政大垣侯〔戸田釆女正〕の大目附に達せられし回狀の文を得たり。その時世を追想すれば左に錄す。

上總國下總國村々百姓共日蓮宗不受不施之傳法を習受し、其身は勿論人にもすゝめ重き御仕置に相成候者も有レ之、近來に及び候ても不受不施之僧侶重科に行はるゝ所、右之內には新門徒又は內信心など名目を付け、前々御仕置に相成候不受不施之僧を日蓮同樣に尊敬いたし候もの、或は何の辨へもなく右に加り候ものまでも夫々咎めを受け候は、畢竟其所之支配人村役人等心附方不行屆故之義に候、農業を專一にいとなみ分限に應じ先祖之法事追善等執行ひ候は勿論之義、いとまある者は佛道を信じ候は勝手次第之事に候へ共、日蓮宗之內受不受之譯等は百姓共の論ずべき事にあらず、公儀より被取立

箇候宗門之外歸依致すべき筋に無之とのみ相心得候へば事足る儀に候間、是等之趣も能々相辨へ紛敷宗法之持ち方等致し申間敷、右之通申渡す上は重て不受不施之宗門相持ち候者有之候はゞ、常人は不ㇾ申及ㇾ其所之者迄も嚴科可ㇾ被ㇾ行候、且右兩國之外にても不受不施は勿論之儀都て何宗に依ず異風なる執行致間敷候、萬一申勸め候者於ㇾ有ㇾ之は其所之奉行所幷御代官又は領主地頭へ早々可ㇾ申出ㇾ候、

右之通御料は御代官、私領は領主地頭より不ㇾ洩樣可ㇾ申渡ㇾ候、

右之趣可ㇾ被ㇾ相觸ㇾ候、　八　月

〇邸内の僕に越中國の少年ありて話せしを、小臣の物語れるは〔割註〕言語鄙陋多したゞ聞く儘に錄せり。」同國に白かい銀山駒ヶ嶽幷におすもん山と云あり。この兩山は大谷ありて溪谷多し。其麓に大白川また平瀨といふ里あり。其里人は皆獵人にして、日々山中に入て猪鹿を獲て生產とす。然るに時として山中に鹿猿の無きことありて生產に乏し。此時獵夫曰ふには居中蟒來れりと。乃谷間溪水の邊岸石を窺見るに、果して巖穴の内に蟒の居るべき處あり。〔割註〕この猿鹿の居らざると云ふは蟒來ればこれを捕喰て無きか、又はこれを懼れて逃去て居ざるかとぞ。」これを覩れば來往きし犬の食物を穴中に投ずるに、犬卽入て喰ふ。若し蟒の居る事あれば犬敢て入らず、就中牝犬は頻に吠て入らず。獵夫こゝを以て知り、巖前に集り棚を構る事高く、上に數人登り、穴口に亂杭を樹て防とし。夫より炬火を多く設け、蕃椒を炬火に加へて穴中に擲入る。この烟を數人して扇き籠めば、蟒その毒烟に咽びて穴底より出でんとす、蟒動く時は其音風聲の如し。然るとき棚上の獵夫預め設たる槍或は薙刀を執て待つ。蟒時に亂杭を破らんとするを、群槍蟒頭を刺す。蟒倚ひるまず首已に杭を出でんとするとき、薙刀を持たるもの斬て頭を絕つ。若しこの如く爲さずして、其全身を露はすに及べば、蟒尾人を拂ひ倒して勢震電の如く、人皆これが爲に害せらる。因て此備へをなすと云ふ。

又曰。この山に棲むこと一年に一度、或は二年にして一度、または之を獲る一年に兩度なることあり。

彼僕も一たび目擊すと。其狀頭は平大にして蛇と似ず、耳を生ず纔小なり、其長一丈餘にして圍三尺なるべし。かくの如きは其小なる者とぞ。又曰蟒の肉は食ふべし。僕もこれを食せしに美味云ふばかりなしと。但し味噌に漬て三年を歷たる者食すべし。一年を經たる如きは毒ありて逆上を患ふと。

良安が三才圖會に本綱を引て曰、盯蟒生₂安南雲南諸處₁、蚺蛇之類而有₂四足₁者也、有₂黃鱗黑鱗二色₁、能食₂麋鹿₁、春冬居レ山、夏秋居レ水、能傷レ人、土人殺而食レ之、又按、蚺蟒、本朝深山中有レ之、其頭大圓扁、眼大而光、背灰黑色、腹黃白、舌深紅也、其耳小僅二寸許、形如₂鼠耳₁、然蚺蟒不レ謂₂耳有無₁者、未レ審、又說文に蚺ハ大蛇可レ食とあり、是等見合すべし。

○既に十八卷に記せし事の、再び林子に聞けること委しければ、また擧ぐ。近頃間宮肥前守と云ふて、長崎奉行より御作事奉行にて終りし人の養父筑前守は、年若き時聟養子として間宮の家に來りしに(顏面なる最不男なりければ、配偶とすべき家の娘甚厭て合巹を背んぜず。父尤も憂ふと雖ども、娘中々聞入れざれば、止む事を得ずして其儘に日を經しに、筑州が日日養父母に孝を盡すこと、一家擧て感稱せざる者なく、又その娘をば妹を見る如くにして、聊も滿意のけしきなし。家内和睦すること凡三年を經て一日の如くなりしかば、流石に其娘も眞實に筑州の人となりに服し、人をして己の前非を父母に訴へて、其妻たらんことを乞ふ。父母大に悅び日を擇んで婚儀を調へしめ、生涯むつまじく相共に父母に孝養を竭せしとなり。如レ此實德の人材を擧用られしかば、寬政の賢者多かりしは怪むに足らざる事ならずや。筑州は御目付より直に御勝手方勘定奉行に遷て其官に終れりと。

○蝦夷草紙と云へる書に、(最上德内著)彼地の產物を擧げし中に、黑花の百合アツケシ(地名)邊より奧處々にありと。是深紫の色なるべし珍し。林子曰今は珍しからずと。然れば他に移栽の者あるか予は未レ見。又海物魚類の條に曰、カチユルベ(物名)形は未詳、角一本にて水面に振立て見ゆれども其形は見えず、因て人知らず。近寄る時は香氣に醉て煩ふ也と。(病を得るを云ふ)何物なるか奇異也。

○林曰。當地諸祝儀に貴賤共に用ゆる昆布鯣、猥りに大なるを好み、その品を載せる素木臺も、目立ばかり大なるを人々立派なることに思ひ、昆布は繼たてゝ白き粉を塗り、鯣も足などを繼合せ作るが常なり。いつの頃よりかく成りけるか、兩種共觀美ばかりにて、喫することはならぬ惡品なり。今年京師御再入內の祝品の鯣昆布を或人より贈りしを見て、如何にも殊勝なることゝ染々思はれけり。流俗に拘らざる者はかくの如き法こそ學ぶ可きことよと。其形容を寫せしとて示す、〔割註〕(補)圖略之但し圖傍に鯣の方は總たけ八寸幅三寸程とあり、昆布の方は長さ一尺七寸五分ほど幅七寸、生のまゝ粉をひかずと記せり。

甲子夜話　巻七十一

○前に云し沼津閣老上京として發途の日、予が中の者見來てその行列を語る。（但過眼の略とぞ）

八月十八日沼津侯行列

足輕二人　先乘一騎

具足　臺弓　徒士二人　若黨三人　鋏箱　長柄　草履　沓籠　竹馬

鼻馬（鞍置）　具足二　鐵砲五　玉箱一　弓五　土俵一

（約り投鞘 槍左 長柄ならん）持筒二　玉箱　臺弓一　先箱二　對之槍（白熊）　徒士八人　槍一（赤熊之三間柄）　大小筒

打物　羽州馬上にて

野袴の士八人

股引の士八人

傴　持槍二　長柄傘一　挾箱二（葵御紋付鞍覆）　引馬

葵御紋付の箱一　馬沓　胴亂籠一
馬
沓籠一
乘替駕
山駕
茶辨當一
中押　杉山東　騎馬
具足　臺弓　若黨二人　鎗　挾箱　長柄　草履　沓籠　竹馬　駕　雨掛

五十川左治馬　騎馬
供廻同上
又者
供槍六本
率供
但合羽籠十五荷
押
供駕數挺
雨掛等

金澤八郎　騎馬
具足　臺弓　徒士三人　若黨四人　此內刀筒持　鎗　挾箱　長柄　草履
沓籠　竹馬　駕　雨掛

土方縫殿助　騎馬
黒鳥毛　對道具　指具足　臺弓　外に徒士五人　小大筒　若黨六人　持鎗　持替
挾箱　長柄　草履　馬胴亂　沓籠　竹馬三荷許　乘替馬　駕
山駕　押　打上　供駕五挺許　雨掛等

この侯の老臣土方氏は其父より權門の餘波を蒙りたる者にて、此行も旅裝甚華奢なる由。從へたる山駕には外を天鵞絨にて包み內に曲彔の體なる者を設け精巧を極めしとぞ。又乘馬も飾を專とし美觀を盡し押懸

も厚房の如く見にしと。喜ゟも同じく盛飾し上繞は緋縮緬にて武用とは見えず、祭禮の飾物など云ふべしと人嘲りしと。又此人より自餘の人まで何れも馬の尾袋は縮緬を用ひ、紫色松葉色其外種々ありしと、又從行の駕籠の日覆は何れも羅紗脊板の類と見ゆと。是亦見物せし者の語りき。

○又今秋女御入内の御使として、九月五日に會津侯（松平肥後守容和）上洛す。又その行列を我が者視て書示す。是も亦一時過眼を記す。

足輕五人　三引印黒羽織 徒士三人　相馬卯之助 騎馬

具足箱　鎗箱　挾箱　長柄　若黨二人　草履　沓籠

葵御紋用札印 長持　同　同　同　同　乘掛け三

猩々緋袋 鐵砲二十挺　玉箱二　長井左兵衞 騎馬　供廻同前　三引印 黒羽織　弓十張　矢箱二

山崎傳太夫 騎馬　供廻同前　三引印 黒羽織二人　長柄二十本　小松十太夫 騎馬　供廻同前

騎馬　具足箱 鎗 若黨一人　同　同　三引印 黒羽織二人　萠黄羅紗駄覆 鼻馬五　沓籠 馬柄杓 何れも付　竹馬九　三間柄黒羅紗中結紫 對

大白熊鎗一 黒羅紗臺笠 同立傘 旗竿二 長持二 旗竿一 甲立 具足入長持三 挾箱四

萠黄羅紗對槍 黒大鳥毛槍 黒羅紗持筒三 すゝ竹羽織着玉箱一 臺弓一 熊毛籠弩俵一 半弓一 徒士十七人

大小筒 薙刀 會津侯馬上 股引士數不知 側槍一 床几 挾箱二 持槍二

長柄傘 馬柄杓 沓籠一 蓑箱二 駕 茶辨當 牽馬二 騎馬同

切棒駕六 河瀬重次郎騎馬 切棒駕八 一柳新三郎騎馬 鎗臺具足挾長若黨三草履駕篭沓籠 弓箱箱柄人 相澤平左衛門騎馬 若徒四人外供廻同 黒皮鞍覆馬五 醫師本棒駕三 騎馬同

乘掛け九 槍一本宛 黒羽織徒士體三十人 騎馬同 乘掛け一 騎馬八

乘掛け三　騎馬同

倉澤次右衛門　騎馬

臺弓
具足箱
槍
挾箱
長柄
若黨四人
草履
駕
沓　騎

乘掛け七

黑羽織二人

田中士佐　騎馬

先拂二人
具足箱一
旗竿一
鐵砲二
玉箱一
臺弓一
先挾箱二
黑鳥毛投鞘
對槍
黑大鳥毛
槍
徒士七人
大小筒
士六人

持槍
持替槍
挾箱
長柄傘
草履
駕
供槍三
合羽籠三
竹馬三
乘掛け四

騎馬

同

丹羽織之允　駕

先拂二人
鼻馬一
具足箱一
鐵砲三
玉箱一
臺弓一
旗竿一
先挾箱二
白熊
對槍
黑鳥毛下白槍
槍
徒士九人
大小筒

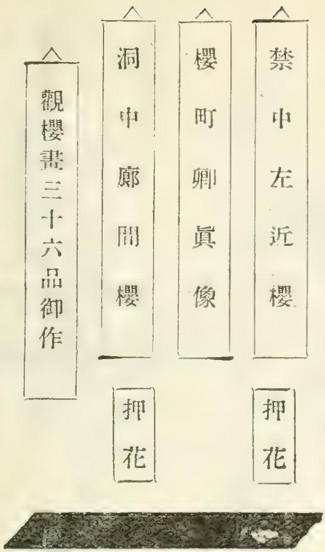
薙刀
士十二人
挾箱二
牽馬二
沓籠二
供槍三
合羽籠
竹馬四
長持二
乘掛け二
駕三挺

乘掛け八疋

此侯代々大上使を勤めらるゝことなるが、夥しき人數なりとぞ。此度は格外に節約ありて前の如くなりと云ふ。又侯は先代より長沼澹齋の軍學を習はしめ、其法を用ひらるゝとぞ。至レ今兵練大に整ふと聞く。此行裝も定めし其則に據られしか。

○此春北村師の方より櫻花の繪一帖を示して曰ふ。此畫は京人名和花隱と云ふ者なり。〔割註〕此人は名和長年の裔孫なりとぞ。」櫻花を愛すること年あり、且この花の眞寫に妙なり、因て花の數品を圖し各家の歌を募り、廼その花筵の圖を併せ贈る。予も亦その選に與れば蜂腰一首を詠ず。

花筵幷詠歌の圖



櫻花三十六品寫生各軸展觀傍附

(補)以下卅六品陳列の圖あれど上圖と同様なれば略す。但其品名を掲ぐ、原圖は掛物に書てあり。

元日櫻　小櫻・手枕櫻　枝垂櫻　山櫻　艶櫻　三吉野櫻　衣笠櫻　虎尾櫻　芝山櫻　香櫻　御園櫻

路頭櫻　廊間櫻　曙櫻　八重單櫻　地主櫻　夕榮櫻　爪紅櫻　樺櫻　鹽釜櫻　玉緒櫻　筑波根櫻　伊勢櫻　八重櫻　曉櫻　連櫻　入相櫻　玉櫻　法輪寺櫻　小綠櫻　淺黄櫻　普賢像櫻　薄墨櫻　有明櫻　常盤櫻

（補）此傍に諸儒家聯書、官筆短冊、諸國詩歌連俳短冊などゝ記あれど、詩歌共に記せず。左の一首幷に附言を記載す。

さくらさくころは空さへ心して風しづかなる花の夕榮　　靜山

夕榮の二字は原より其圖に題せるなり。

（補）原書は何首のさくらは櫻花の畫にて、下より上へ散し書きしたり。

○何人か語りけん、何人か聞ける。此頃京より來し人の言には、名高き當路專權の人、今般上京は殊の外不評判なりとぞ。院參のときいかなる擧動ありしにや、御不興にて、某は關東にて威權を振ふと云ふ沙汰を聞き及びしが、如何にもあの體にては左あるべしとの仰なりとぞ。また特旨にて修學院の御山莊拜見仰付られしに、其人より向々へ達せる書付には、見分に罷越と書き載せける。此事後に聞へて、是も院の叡慮にかなはず、御山莊經營のことは某取扱たること故にこそ。上使にも示されざるを拜見仰付られたれ、されば拜見とこそ申すべきを見分とは奈何なることよ、御幸前はさもいふべし。去年既に一度御幸のありし上は、見分とは申すまじき者よとの內々御沙汰なりしとぞ。且此度上洛禁中院中共筋々への贈物微薄なることにて有りし由。夫に就ての沙汰は當時賄賂公行して財貨も乏しからぬ者の、あまり烈しき吝嗇の仕方とて、月卿雲客皆謗れりとぞ。さて又上洛の道は木曾行にて、信州松本は某家の舊領ゆゑ先祖の廟所を詣拜しぬ。是も歸路にこそある可きことよ、公務にての上京なれば兼てより參內は知れたる事なるを、上りがけに墓參は不敬なりとの內御沙汰もありしとなり。其上新所司臥病にて參內延引せし中に、女御再御入內の賀使にさゝれし會津侯上りしが、これは兼て土佐侍從の第は其旅宿に當てた

りしを、强て專權の人より日切をして會津上着の前を旅宿とせり。然るに所司の疾に由り出立の延引は據なきことながら、はや上使大津驛まで到れども旅宿の都合違たれば、上使大津に五六日逗留してやうやうに入洛なり。是も一統の人望よからず、皆云ふ一時の權はともかくも、上使とあらば如何やうにしても旅宿を明けて上使に渡すべし。上使を驛舍に長逗留させたるは敬上の心薄きが致す所なり抔、さまざまの巷說かまびすしかりしとぞ。凡そ人は位高く權重きほど、謙卑抑遜を勤めざれば人心悅服せざる者なるに、是等の事に貪着なく我か德義の敗るゝをも顧みざるは、心無き人也と爪彈せぬ者は無かりとよ。

又云ふ、新所司始て參內し天顏を拜するとき、冠脫落せりとぞ。如何さま不吉のことよと京中の取沙汰なりき。近事は種々珍らしき沙汰をも聞くことよと話せり。

又我人より聞く、彼侯歸途封邑に初て寄られけるに、〔割註〕此侯襲封、直に謁者にて寺社訟理の事を兼ね、それより追々に登庸。因てこれまで就封せしことなし。」其折から江戶にある老臣の隱居祐因が俄に疾ありて危篤と告げ來りければ、供にてありし共子縫殿助に暇を與へて歸府せしむ。因て道を急ぎて馳せ下るとて御用と唱へたり。始は宿驛の者共も實に官事と心得て夜を日に馳せたりしが、後に其故を聞て皆惡み嘲りしとぞ。成ほど親の篤疾に由て主人の命にて奔るならば、矢張權家の急用として可ならん。同じ詐事とても其筋あるべきことなるに、官事に取成せしは罪を大に獲るとぞ云ふべき。又一說には發露すべき陰事ありしを、この老翁主君の非を己が蒙りて双死せしとも云ふ。是は全く人心の憎み甚しきより云ひ出せる虛說なり。然れども時の人心を見るべし。其實は此老翁生平好色癖ありて老ても自若たり。近頃名妓を圍ひ置て其宅に常々通ひしが、一日ふと臥床にて昏迷して死に及べり。世上へは卒中と披露せりとぞ。又この七日に觀世大夫が宅に能を見に往たり、文仲と云へる隱居に每々逢て交語す。

又予が棧敷の鄰は兼て彼老翁の棧敷なり。文仲も翁と殊に親しかりければ、さて此頃かの翁も氣の毒なることとなり、如何なることにやと問へば、去れば、何月何日より氣宇常ならずとて起たり臥たりして在

りたるか、何日の頃より平臥せり、何日には起あがり食餌して便所にゆき、出て人と交語し、褥の上に正坐して頭を低て睡りゐしが、其まゝ瞑目して息絶たり。親戚も褥邊に居りしが、呼でも應ぜざるに心づき皆皆驚き騒ぎたれど、老死の事ゆゑ木づかで氣絶たり、年七十三とぞ。この翁平生氣丈なる老人にて、病つきてより迚も限りとや知りけん、何か書きものを封呈し、藥とては飲まざりしと。人その豪傑の質を稱せしとぞ。死せし日侯歸府の前々日ゆゑ、喪を秘し歸府の後三日にして發し、はや今は七七日もや過ぎぬと云けり。この文仲は彼翁の懇意者ゆゑ、定めて正しく病狀をも見しか、又は親類にぞ聞つらん。所謂惡而知二其美一とかや。因て此翁の遺事を記せり。

〇世に芭蕉の句とて俳人賞歎すれども、予が意にはとかく連歌の句作りが勝れり。その上蕉翁の句を俳人は解し違ひたるやと覺ゆ。予試みに其解を伸ぶべし。

山里は萬歳おそし梅の花

この句如何に解するや、予一年東上するとて、三月の初め遠州の山越へ氣賀に到り投宿す。時に日未だ高かりければ獨坐して居るに、向の家に萬歳來りて謠ふ聲す。予思ふ、時已に暮春なり萬歳は初春の者なり如何にやと宿所に問ければ、さん候このあたりはいつも此頃來り候、正月の頃は來らずと云き。さては萬歳も梅花も共に春初の物なれど、片山里は寒氣深くして梅も晩春の頃に開けば、萬歳と比して口占せし也。俳人はたゞ言句のまゝに聞くかとぞ思はる。又

くたびれて宿かる頃や藤の花

この句も予が說は藤は、春深く咲て長日の頃なり。又旅行も短晷には途を急ぐに、藤花の頃は日永ければ、里程を行き盡さずして足くたびれて投宿す。藤花も又その棚底に降れる狀、長うして見ごとなるを賞してかく言ひ協へたるにぞ。俳人の意聞はま欲し。又曰、芭蕉は北村氏の元祖季吟の門人にして憲廟の時に當れり。近き世の人にぞ、世人は殊の外古き人と思ふ輩多し。

○行智語る。日本堤の下に官の御馬を葬る場あり。嚴廟愛せられて荒波と名附けられしが、日光山御詣の後斃れけるを埋めてしとぞ。爾後御馬を皆此所に埋むること成れりと。近頃其處の馬頭觀音堂住持の語れるは、昔より數頭の馬を此處に埋みつらし、その骨一年が程には殘らず化して土となる。赤馬は赤土となり黑馬は黑土となる。其所を掘り見るに骨は一つも無く皆土のみなり、他所にかゝること有を聞かず、但その土中に多くある物は僻石蘚苔なり、少しく土を掘ればいくつも掘出せり、去れども人の取ることを禁ずれば、亦埋み置なり、これは化さぬ者にやと云ふ。いかにも奇聞なり、〔割註〕僻石は行智が言のまゝを記す、予未その物を詳にせず。」

○吉原町遊女の言葉は、自ら一種をなして都下尋常の言葉と異り此の言葉はもと駿河の方言なり、御入國の後駿國の遊女を此都に遷されしより、此言葉傳はるとぞ。されば今も駿の遊女町にゆきし者の話を聞くに、此都花街の言葉に違はずとぞ。夫につき近頃或遊女の口占にせし歌とて聞く。人の擬作か、古今集東歌の比ならん。呵

お富士さん霞の衣ぬぎなんし雪のはだへを見とふおざんす

初子にはお出なんしと鶯も約束通今日は來にけり

○世に薯蕷鰻となると云ひ傳ふは、如何にも其言の如し。先年のことゝよ、西鄙の領内にて岸の上に自然生の薯蕷ありしが、其根岸下に出て澗流に浸りたる所、半は鰻に化しゐたりと。

寺島が三才圖會云。薯蕷溪邊出ㇾ耑、時々感ニ風水ニ則變ㇾ鰻、見ニ半變ニ者人往々有、と合せ見るべし。然るに最奇なるは近年の事とよ。某なる者薯蕷を食せんとて切斷けるに其中より釣針出たり、菜の根にあるべき理なし。かゝれば鰻魚も時として薯蕷に變ずること有りやと。又一事可ㇾ咲は或寺に不如法の事ありとて地頭より穿鑿あり。寺よりは曾て無しと云ふゆゑ後は家搜しをなすとき厨下を視れば一籠を覆せり。開て見れば中に鰻魚あり、檢使しに破戒の物ありと云へば、主僧騒き應て曰くこの物は今迄は

山芋にて有りしかと。人皆拍掌せりとぞ。

○林子は默山と號し予ば流水と號す。往復の翰墨屢々これを用ゆ。或曰つら〳〵思ふに、林子の默は戯名ながら寓意あり、そのこと前冊に云へり。默は靜なり、説命に恭默思道と、山は泰なり、是もつて時世の態を觀るべし。又予が流は字書に水行なり又下るなりと實にその如し。隱倫日月に隨て逝く常行あつて爲す所なし、たゞ動樂するのみ。

○林蕉曰、御普請奉行大河内肥前守が話せしと。實父なりし織田肥後守、御小姓組與頭を勤めし時、田沼主殿頭〔割註〕名意次、老中、後不調法にて御役御免一與より御小姓組番頭を兼て肥後守と相組たり。田沼是まで奥勤のことゆゑ表の事は不案内なれば、諸事肥後守より廻して勤向を調はせけるを、田沼殊に忝く思ひ、やがて肥後守を推轂し小普請支配に命ぜられけり。因て肥州或日田沼の許に至り今度の出身を厚く謝しける。其言葉に此上もなく難レ有奉レ存の旨を云けるを、田沼面色を改めてさても不良見なることぞ、拙者はか樣に勤居候ても老職までになる心なり。其許は高は高なり〔割註〕肥州は持高三千石、田沼此時は三千石以下なり。」いか程も昇進あるべき事なるを此度にて事足るやうに心得らるゝは、さても見さげたることよと苦々しく云けるが、果して遂に大用せられて其言の如く、老中迄になりけり。田沼は最初より大志ありたる男よと云しと。

○某曰。當時專權大職の家賴某、寺院の願事にて賄賂を取り、其事成らざるより訴出られ引合など入組たる事共ありて、其中自殺せし者も有しとかや。遂に寺社奉行松平伯州の手にて吟味になり、この十二月落着し死罪に處す。從前權家の臣罪ありし者、遠嶋までの先例はあれども死刑は此度始てにて例なし。因て評議にて其主人御目通遠慮仰付られ、　三日にして御免あり珍數事也。又其罪人吟味の時に同家中の某は彼事に由賄賂を受け、誰は此事にて贈遺を納めたり、然るに某一人何故を以て罪せらるゝやと高聲に云て、如何樣にしても甘服せず、奉行も調役も大に困りたると。いかさま其主家名高き賄賂家なれ

ば家中さぞ其如く有らん。彼の罪に服せざりしは尤なることとて笑へり。

○過去しことの、折にふれては憶ひ出すに就き筆に任す。往年故安長（多紀）予が詩を需む、適賦して與ふ。（題及詩後に見ゆ）。林子に雌黄を乞ひけるときの書牘に云。大雪頻降、梅花盛開者爲之壓消、可惜甚矣、未審貴志如何、顧當漸愈、尙有東郭履穿之興否、僕以畏風之羸、値春寒再烈、彌增閉護、蟄在爐邊、曩趨訪時餘醺未盡、道途之長頗有衝寒之勢、然思僕從之傴痛、轎中終不得穩睡、還家則復依然一畏風之人、呵々、僕前月念八日、遇廉夫于朝、言爲薩老侯賦一律、蓋碑之也、僕以不肆文辭固辭、尋又贈書頻請者再矣、取以冒瀆、意盡其中、因不復贅、僕雖拗執、勢竟不可辭、則構作一篇、然夫碑不朽之物、以醜傳、則是爲老侯損風雅、其罪豈鮮々哉、今特寫呈以質正、願賜斧削、敢乞々々、餘尙容面陳、不一々、仲春初三、源靖頓首上、祭酒林先生侍使、再白、廉夫之書、覽畢見返、敢告、（願ふに享和の末年か）月日を經て薩老侯搨本數枚を贈り、且謝辭あり、搨本如左。

（額題漢隸）鶴岡十勝詩碑

蓬山老松　　源　治寶

朱門別業鎖長松、山似蓬萊第一峯、日暖溪邊馴白鶴、雲深林下蟄蒼龍、流膏耐助仙家壽、避雨還輕秦代封、偃蓋況含滄海色、十州霞客此從容、

龜岡晴花　　源　治保

亭子春光特地闌、千里花影覆欄干、鶯聲迎霽呼紅樹、海氣送陰歸翠巒、豐草垂楊將併馥、淡煙輕雪坐疑寒、料知閑適多幽趣、情景何翅圖畫看、

鶴崖暮靄　　源　忠道

形勝幽深似回窮、奇巖怪石盡天工、鶴崖削立寒林外、鴈字淡懸暮靄中、興想乘桴泛瀛海、望疑縮地到崆峒、名園元賴君王賜、豈不裁詩賀主翁、

北溪霜葉　阿部正精

林轡北折一溪斜、滿目丹楓映ニ晩霞一、氣霽微風裁ニ蜀錦一、雲蒸麗日浣ニ吳紗一、何須ニ管寫ニ宮人怨一、應ニ是慶
停ニ君子車一、千載猶思昔鶴句、賞心不ニ啻勝ニ春花一、

環江朝暾　源清

水背青山水面橋、一攀ニ高閣一望ニ蒼茫、鷄鳴驛路行人度、日出扶桑宿鴈翔、五彩射レ潮披ニ錦繡一、九光映レ
浪占ニ禎祥一、是州元賞ニ郊原月一、不レ及ニ海天觀ニ太陽一、

蔬園薰風　紀正毅

蒲萄引レ蔓拂ニ蒼穹一、架製新移ニ大宛工一、畝上牽花香集レ蝶、塢邊秋實更成レ叢、多栽ニ璧種一名全異、熟置ニ琉盆一
味不レ同、鋤罷蔬園數茶局、衆香吹散海天風、

幽原澹霧　藤原長照

霜林成々起ニ寒飇一、秋景無邊正寂寥、羽獵舊聞同ニ衆樂一、田車今見選ニ徒囂一、豹緣ニ霧淺一身難レ隱、鷹爲ニ草枯一
氣欲レ驕、可レ見候園非ニ畜牢一、不レ容ニ雉兎與ニ芻蕘一、

清池游魚　源正剛

名苑清池風色幽、金鱗銀尾併ニ群游一、喰喝時遊ニ漪瀾一躍、活潑或間ニ蘋藻一浮、吹レ沫聯レ珠依ニ怪石一、竭レ鬐濯
錦泳ニ深流一、誰知臺上觀レ魚興、即擬逍遙濠濮遊、

西林神祠　源定常

八幡祠老樹蒼々、廟貌何年擬ニ鶴岡一、溪澗蘋蘩堪レ可レ薦、林深禽鳥自相忘、虹橋斜渡紅欄路、水石遙通玉女
房、怪底昏レ神歸去晩、不レ知身在ニ地仙鄉一、

閑庭芳卉　林衡

幾道栽レ花運巧成、雨乾園苗白敷レ榮、嬌紅艷紫多相映、異草奇葩正互爭、故搭ニ護鈴一鎔ニ鏐鐐一、又裝移レ檻鏤ニ

瑤瓊、此中不レ許人褻見、怕レ使ニ螻蟻穴ノ外驚一、

文化紀元歲次甲子春三月五日立石

源治寶は從二位紀伊大納言、源治保は從三位水戶中納言、源忠道は從四位酒井雅樂頭姬路侍從、源□□正精は福山世子主計頭後爲ニ閣老一備中守、紀正敦は堀田豐前守寺社奉行、藤原長昭は市橋下總守、源正剛は高木主水正謂者、源定常は鳥取支侯松平縫殿頭、林衡は昌平學祭酒林大學頭乘衡、

○史記の河渠書に云ふ。「民願ニ穿レ洛以漑ニ重泉一（註曰、洛漆沮水也括地志云、重泉故城在ニ同州蒲城縣東南四十五里一）以東萬餘頃一、故ニ鹵地一誠得レ水、可レ令レ畝十石一、於レ是發ニ卒萬餘人一穿レ渠、自ニ徵一引ニ洛水一至ニ商顏山下一、岸善崩、（註曰、徵在ニ馮翊一、按商顏山名也、又曰、徵是縣名也、岸洛水岸、又曰、商原之崖峯、土性疏、故善崩毀一）乃鑿レ井深者四十餘丈、往々爲レ井、井下相通行レ水、水穎（註曰、下流曰レ穎）以絕ニ商顏東一至ニ山嶺一十餘里間、井渠之生自レ此始」、これ今都下上水の權輿とすべし。

○今の川越侯の臣、故ありて予が中に寄寓する者あり、この者語せしは、某川越に居りし中、[illegible]ゆゑ播州姬路に親類ありて抵りしに、彼城の瓦には數代城主の紋交りて今に存せり。其次第は、第一秀吉公の紋、次に池田の紋、本多、榊原、松平和州の紋なり、皆改めざる者か。

武鑑に、姬路城、天正八秀吉公、慶長五池田三左衞門輝政、元和三本多美濃守忠政、慶安元松平大和守直基、同二榊原刑部大輔政房、寬文七松平大和守直矩、天和二本多中務大輔政武、寶永元榊原式部大輔政邦、寬保元松平大和守明矩、寬延二酒井雅樂頭忠恭

又語せしは、寬保に榊原氏より姬路城を松平和州に引渡しの時、如何なる故にや熊鷹を引渡せり。此の鳥の餌とするもの生獸に非ざれば食せず。和州の役人も困り、假令舊主より引渡すと雖ども、官物にも非れば死すとも申達にも及ばじ。されども城附にして舊主の讓りし者なれば、今更放去も如何なりとて一間四方に籠をしつらへ、車を施して市陌を曳廻るやうにし、此處彼處と牽行き、其所々にて狗或は雞

などを、人々かの籠中に投じて熊鷹の餌としけり。然るに一夜彼城の北條口と云ふを曳通る音せり、番人訝しく出見れば、一獸ありて車を曳くゆゑ、驚きて其儘にせしに、後に聞けば狼來りて籠中の獸臭を聞き、それを喰はんとて首を入れたるを熊鷹足を以つて狼の眼を摑む、狼うしろざりして逃んとて、城外一里餘なる孝巖寺山と云ふ處まで行きたり。翌日人往て視れば熊鷹も狼も共に勢竭きたりと覺しくて斃れてありとぞ。

又聞く、彼城天守の下段中央には巨鐘を懸てあり、大さ此地增上寺の鐘ほどあり。池田三左衛門尉輝政云云と銘を刻せりと。是も前人目擊の話なり。

又天守の脇別郭の内に大なる堂の如き屋あり、千疊鋪にして其中央に柱一本を建たる造りなり。因て傘の間と稱す、其處軍評定する間とぞ。これも前人咄せり、定めて秀吉在城の時の創立ならん。

又予旅行して姫路城下を通りしに、彼の高聳なる櫓通行の處よりは見へず、一里餘も隔りてよく覩ゆ。里人の櫓上に棲める妖怪の所爲と云ふは俗說にて、地勢の然らしむるなり。

甲子夜話　巻七十二　丙丁燼餘二

一六歌仙畫讃小屛風　一雙　是始は安藝國廿日市驛の旅舍某の家に有し者なり。其家海邊に在て嚴島を眺むる景勝の所なり。此屛風は予東上西下必こゝに休宿するを以て屢賞觀す。後その主に請ひて家藏と爲す。京人立圃の所ㇾ畫、六歌仙新歌仙の像を描きて上に其詠歌と自讃の發句を題す。畫の狂態風逸、自句も亦奇趣翫尙すべし。予隱退の後修繕を加へんと欲し還て祝拜に遺へり。今其記憶せるを云ふ。

新歌仙定家卿の畫像の讃に

駒留て袖打拂ふかげもなしさのゝ渡りの雪の夕暮

何とか詞書ありて

とめて見る駒やじや〳〵踏む雪のくれ　立圃

又西行法師畫像の讃には

天の原同じ岩戸を出れども光ことなる秋のよの月

また詞書ありて

太皷ほどに今宵てれ〳〵天の月

名畫拾彙云、野々口立圃、名親重號₂松翁₁、京師人、世稱₂雛屋₁、學₂於貞室₁、盛唱₂俳諧連歌₁、畫亦有₂逸趣₁、寬文九年歿歲七十五、と珍しき物なれば惜むべき也。

一小笠原丹齋入道印可狀　一軸　雄香公は弓馬の道に御志深く坐まし、故實を小笠原氏〔割註〕丹齋入道名常信、今の平兵衛常方の家先なり。〕に問ひ給ひ、蚤く其奥義を究めらる。因て丹齋の免狀、公の遺篋に䋈めたりしを、書錄して其御厚德を顯し、人にも示さんがため出して机邊に置きたるに災時狼狽

思ひこれに及ばず、遺して乃亡せり。(この一軸は、紺地の絹を表子として、紐は紫の平組、紙中は上下に金泥の界ありて、水晶軸、外匣は縦六寸横二寸ばかり桐の素木、眞鍮環をうちて萠黄の平組を紐とせり。)予これを憂て、五六年前、公の遺篋の内若くは其副本あらんと、左右に捜索を命ぜしに無しと云ふ。予ますく憂ふ。因てこの一二月前再捜らしむるに又無し、予尚思止ず。或時思ふ今小笠原氏に舊時の副有らん、これを求めんと決せしが、この十一日に又三たび家藏の記を嚴索せしむるに一包の書を獲たり。題して云ふ、若殿様小笠原御竪と、披き見るに果して燒亡せし者の副本なり。茲に於て予が喜び知る可し。其文に云く

松浦壹岐守從四位下源朝臣任公者、心意貞直而形壯、亦爲二質朴一偏重二孝悌之禮一、頗宗二武勇之道一、誠可レ仰之仁也、加レ之弓馬之兩道、蒙レ予傳レ之、公之御志依レ令レ感レ之、書傳口授心底不レ殘、詳審令二相傳一候訖、自今以後、執心之族於レ有レ之者、彼以二誓約之旨趣一、尤可レ有二御傳授一者也、仍證文之狀如レ件

清和天皇十一代之後胤

小笠原二郎阿波前司長清

于レ時長淸寺入道榮曾十九世之孫

小笠原貞經入道丹齋

常　信　花　押

延寶四年九月廿三日

これを以て思へば、この物の再び得るは、予が誠意、祖考に感格せしにやと。難レ有こと思へれ。又この年號を以て算すれば、此時公未だ世子にて坐まして、御年三十一にてぞ有ける。又この丹齋の文に由て觀るに、唯弓馬兩道の證文のみならず、公の爲レ人を善く識るに堪えたり仰ぎ貴むべし。

一護嶽陸殿軍配扇　一柄　これは公の御甲冑櫃の中に置き給ひし物なるを、面に日取時取方角の事あるを以て、習學のため坐右に置き平常熟視せしに、火時倉皇持出るに遑あらず、然れどもその一兩年

前、肥州下國のとき御物に因て更に製して餞とす、舊物の亡ぶるは歎ずべしと雖ども、今新製の摸ある
を以て深く憂とせず即その略圖を出す。全圖の如きは別に藏書簿に收む。〔割註〕（補）原書に軍扇表裏兩
面の圖あれど略。

一寒暈刀記寫　一本　卷初に寒暈膓指之記の事を云へり。其後思ふに、主殿は信純の後なれば若し
此家に鞘の附木や有べしと、平戸に言遣したれば、答に舊物を索めたるに臣が家には有らず、幸に修史
齋に有りとて寫し贈れり。追念するに予が壯年かしこに一本を留めしことを命ぜしならん、廼又こゝに
載す、據て全く其舊を觀るべし。然る時は既に初卷に識せる者は其違多し雖ども、今善惡丼ひ存すると
きは是非分明すれば、尙こゝに改めず。觀る者察せよ。

今茲寛文第三龍集癸卯來二平戸一、住二春江禪院一之日、予望レ見二一刀一、便出レ之示レ之、重求レ名、名曰二寒暈一、

寒　暈

爰有二藤原正則冶工之製造刀子一、長貳尺又一寸、松浦信純佳士、不レ放二身在二腰間一、先レ是寛永己卯年八月日、
一夜雨下、置二刀子於寢席之間一而困臥、夢中粗覺三刀柄打二而上一、困窮熟睡之際、恍惚把二刀子一、少許推二退身
邊一、少間依然打レ而及二三回一、時惺々把二刀子一、推レ之退レ之、而後就レ睡訖、明日蚤起、時有二長嵜長右衛門來訪一、
忽見二刀子四五寸許拔出一、而下緒纏二刀柄一、乃援二刀子一視レ之、則八九寸間白黃色血糢糊狼藉也、以レ紙去二糢
糊一、則斬二硬骨一之跡分明也、又床間枕頭邊方三尺、赤泥散亂也、認二其跡一而見レ之、則亭下梯上有二蹤跡一、或如二
長人之足一、或如二孩兒之足一、或如二小獸猫兒之足一、亭梯用二墨塗板一而營二造之一、故其足跡分二三等一、顯著者又分
明也、是皆同姓八右衛門、左内、諸友諸侍之親見也分明也、今茲慶安壬辰春、令二人傳語一、求下予記二述此一之來
由上、且告レ予云、恁麼事怪也、還懸レ似二虛誕一也、雖レ然同姓同友數人之見歷々也、只要如レ此奇事、遺二諸紙墨一
以至二不朽一、予謂何以爲二奇怪一耶、古有下登レ山則戮二虎豹一、入レ水則剸二蛟龍一之劍上也、剸二戮龍虎一之劍、尚在二
世間一、何況斬二似レ人如レ猫者一、若以二夢中事一爲レ怪、是不レ常也、刀子何爲斬レ物、佳士夢魂不レ散、武勇不レ忘、

故能爲斬物、雖然刀子不利、則惺々時尚不能容易斬堅硬物、則復夢中如此快活、須知刀子與武勇其快利相導、而後不覺不知、夢中致使然而已、不見佛祖、窮無怛古今猫子、戸々唱去、是猫兒陰雨來欲害佳士、斷々明也、昔南泉和尚、覿面提起猫兒、雙手斬却、佳士夢中不見斬之而免害、是知南泉斬殘底之猫兒、驗佳士來而已、呵呵呵勿疑々々、若箇無一遍得如、則非唯如此事、於一切事須無狐疑、若佳作夢會、則予且問、佳士惺惺時、作夢生不曾物與、同不得作夢會、須知是眞[illegible]、佳士勿作怪々々々、勿過疑々々々、

慶安壬辰四月廿六日　　翠巖宗眠書

夫物之生也、五行相得以各成其形矣、況刀劍之製、不可闕其一也、鐵以爲體、火以爲鍛、木以爲[illegible]、土以爲砥、水以爲淬、劉屏山所謂非若百鍊無知朽腐、不遠々以無聞耳、日根方棟、其所用、有智、利鈍之用、良工猶可推而察焉、至其精靈妙則千將亦有不可得知者也、其靈異之句、在匣成靈風吟、豐城之氣埋獄、耀斗牛之間、古今之書傳、不可誣矣、前太守之宗臣信清、有寶劍獻之太信君、相傳在當太守之腰間、其自拔斬妖怪、實奇哉、翠巖之記、今何昔耶、今歳已亥、太守請予書其事、不敢固辭、漫揮禿毫以塞其需云爾、

源　永　常　題

前二記の文に據て考ふに、始め此刀の奇異に妖を斬しは寛永十六年のことにして宗陽公卒後三年なり。然れば天祥公御內年の頃なり。夫より十四年を經て慶安五年の四月に翠巖この記を作る〔割注、この年九月に改號ありて承應元年とす。〕翠巖この年は京師に在れども未だ大德には住せず。〔割注、此こちも大德に住することは記せず。〕然るを信純澤庵に此記を求る者は、翠巖は江月〔割注、(補)江月は嘗て平戸にあり、宗陽公と深交あり、平戸正宗寺の開基。〕に嗣く、由なればこの因緣を以て需めたる者ぞ。是より又十一年を經て寛文三年宗陽平戸に來て在江庭に在り。この時始て此刀を觀て重て塞量の號を名ぜしなり。（此[illegible]て中に

詳なり。）その翌四年七月巖寂す、蓋し京に還れる後ならん。（是より前七年明暦三年巖出世大徳寺に住す。）この後四十七年にして永常又記を作る。考ふるに寶永六年なり。されば雄香公の御時にして天祥公は其前の元祿の末卒去ましくけり。然れば此記は正しく雄香公の命ぜられて書する所なり。記に前太守とある者は宗陽公を云ふ、鎭信君は天祥公の御諱、當太守とは雄香公を申すなり。記中相傳て腰間に在りと有れば、天雄の二世御佩とせられしこと明也。

一老葉集　二卷　連歌の書也。甲戌の春骨董集に買ふ。姉小路大納言公景卿の所レ書にして珍重せしを烏有に屬す、宗祇の所レ撰なり。公景は知譜記に、閑院支流藤公宣卿六世之孫權大納言從二位、慶安四年薨年五十、然れば距レ今こと一百七十五年。

連歌師阪昌成曰、右集者宗祇之句集、而可レ爲二連歌之龜鑑一者也。（割註）宗祇は後柏原朝文龜二歿年八十二。

一馬前對槍　二柄　これは先年予細有て製造せるなり。其前石川兵庫來て世に謂ふ本多忠勝蜻蜓切槍及のことを語る、予請て其摸を視る。廼圖して平戸の工に命じこれを鍛せしめ、二間柄栫檀谷として軍旅馬前の用に備ふ。鞘は二尺有半幅一尺もあらん、金箔版に彌陀六字の名號を增上寺の典海上人（五十五世在禪大僧正）に請て書せしめ、黒漆を以て面背に出したり、聊か思ふ所ありし也。是も焚亡せしが、今又製して再舊に復せり。

藩翰譜云忠勝今年廿五歳、黒糸の鎧に鹿角打たる兜を着、蜻蜓切と云ふ槍を馬手の脇にかひかふて、二反許に押寄たる敵み方の眞中に馬を靜に歩ませ入れと見ゆ、即この刀なり、今現に岡崎侯に傳ふ、聞く眞物は殊の外及こぼれて見苦しと、忠勝の武功を以てせば然るべきことなり。

燼後の物あり就て見るに、及長一尺四寸餘幅一寸二歩莖一尺六寸五歩、表は稜脊ありて左右に連漕を刻る長一尺一寸、裡は平一面、中を凹にして其中劒の竪形を雕る長五寸五歩餘、上に梵字三つを刻す不動（カンマン）

八幡摩利支天なり。又劍の下にも梵字を刻す不動と金輪佛頂の字。

一法印公鎭の尾御馬印　一本　是は平戸城中に納め有りしを、予退隱の後なつかしくて、岡平兵衞(忠徳)に命じて圖寫せしめ摸造せし所なり。公當年朝鮮の役に馬前に建て給ひ、韓奴の眼に耀かせし者なればこれを倚に置きしが、燒亡せしかばこゝに擧ぐ。眞物は平戸に在り、且摸も今再制せり患とせず。〔割註〕(補)原書あり今略す、倚に天衡長五尺五寸柄總長太刀打より石突まで八尺四寸三分の文字あり。

一旗　一旒　これも退隱すれども武備は思ひに絶へず、自然御用に立つ時あらば隱居に從ふ輩を引率し、一旗擧げんなど思ひしが予が狂態なり。其制は手長の白旗の上に八幡大菩薩の五字を出す，白川老侯某翁書れたり。竿頭の招旗には赤く日丸を畫く、其頃染匠數人を呼で、邸内不動祠前にして文字を染いださせけり。亦燒亡なれば擧ぐ、然れども今舊に仍て新制す。又嚮に旗竿は云ふに及ばず旗箱をも製造して、前て茅堂の中に置きしが倶に燔燼す。(又今復故)

一[illegible]轡　二口　予在職の間、白川老侯も退老の前にて、故ありて贈とせられし所なり。使者日ふ白川の所製なりとし、音白き彼の雨蟲の鳴聲の如きを以て云爾。寅燒の後燼中より獲たれども當年のに似ず、因て再老侯に改作を請ひたれど、今は其工の亡きとかありて遂に望を達せず。

一[illegible]弘前侯轡　二口　大廣間席弘前前侍從老侯、(越中守信寧)始め御班に在て四萬石なりし頃予に公勤ある故、深切の旨を謝するとて贈らるゝ所なり。因ふ彼の封邑にて新に命じて製せしむと。一口は鐙の十文字の中に予が家紋梶葉を彫出し、一口は三星を彫出せり。今その燼餘を傳ふ。〔割註〕(補)津輕は奧州にて出羽にあらず。

一八丈島之記　一卷　これ御普請方役人佐藤源六の所し記、嚮に寛政八年四月官命ありて伊豆諸島を巡検ある時、源六御代官某に屬して目撃實記する所のものなるが焚亡す。他に求めば復もあらん、然れども刊布の者に非ざるのみならず、寫本にても罕覯なれば惜むに足れり。

一近江升　一口　此物は方五寸がかり深四寸もありしが、古升にして烙印も有りしと覺ゆ。堂弟故市橋侯（江州仁正寺の領主）嘗て予に與ふ。曰く某が領邑の舊主淺井氏とか、其地の所知を大に爲さんとて私に製するものと。その委きことは皆忘る。予時に其邑の舊物受くべからずと辭す、侯強て與ふ、因て藏せしが火に遭ふ。頃ろ屋代が編せる古今要覽の內を見るに云ふ、武佐升は京升の八合をいる、元德の沙汰文に八合升といふものあり、其の大さ今の京升の八合をうくるものと見ゆれば、武佐升もこの類といへども、其起る所を詳にせず。或ひは云ふ、佐々木家の私制にして、近江國八十萬石を百萬石にせんためなりと。いまだ其據る所をしらず。今現存する武佐升、方四寸八分、深さ二寸三分、分積五萬二千九百九十二坪あり。この升實は今の八合一勺餘にあたる、然れば侯の與へし古升はこれなるべし。

一對江錄　二冊　緇に對州の江口市右衞門と云ふ處士、流寓して平戶の城下に寄寓す。予仄にこれを聞くとありて、閣老豆州（故松平信明）書通の序にその事を言送れり。尋で予病に因て願請して江都に出府す。旅次にして豆州の書到り江口を江都に出すべきの達あり。予廼密に豆州に內意してこれを臣とせり。顧みるに寛政の末年なり。夫より翌享和元年に及で、官事に因て武州德丸原に於て彼が傳へし火術見分の事あり。〔割註〕江口名は爲督、火術を朝鮮の將樺信明に學び頗その秘奧を究む、事は夜話廿四卷に見ゆ。〕この前後、豆州幷に參政立花雲州〔割註〕もと同班の人にて名種周、予素より知己の友なり〕御目付松平田宮の掛りにて、諸事往復の私記、大段より瑣細に至り、地理畫圖迄も悉く編述せし冊子也。因て姑く對江錄と標題す。固より類本無き者なれば褫奪せられては再得べからず、遺憾尤深し。又その頃官政の盛なりしは人普く所レ知、この記あらば後人も思量るべし。予も亦壯強の年にて所行も少しは採るべきと有んか。又此時官庫の大炮を拜借するの事、又德丸原に予見分として赴き竊に陣列を張りしこと、官使見閱の云々など、一時雲烟過眼となれり。但だ烏越邸の書局に、其時用人なりし今木兵橘（元忠）が筆錄せし僅々小冊子一本ある耳。

一二處舊文　二篇　先年在職中淺草の邸に居しとき、池西に亭を置く、詠歸と曰ふ。池北に樓を構ふ、金不換樓と扁す。昔丙寅の災に亡す、至レ今二十年一處所レ貯の諸器も亦同じ。然るに頃ろ一齋老儒の宅に於て遺章を覩るあり。是彼處の文、予は還て忘れたり、因て玆に擧ぐ、一は樓中に掛る所の扁、一は池亭に掲て諸友に示すもの、倶に見て懷舊に堪ず。

金不換樓會約十二則

園池鳥獸、畜養而後樂レ之、雖レ然吾豈賢乎、即辱二臨於此一者、亦豈盡賢乎、但其以二切磋一爲レ急、而遊觀爲レ次、庶二乎其優二遊於賢一也歟、吾人須レ體二斯意一、相共勉レ之、乃可三以永享二此樂一耳、

風流韻事、此高人之致也、故其談二山水一、話二風月一、評二古帖名畫一、鑒二琴硏鼎彝諸古器物一、孰謂レ不可一、獨至レ如下以二貿易一爲レ務、計二價値一爲レ能、則此市井間貪夫狡商之所レ爲、戒レ之々々、

搆二韻戰一詩、最爲二雅道一、必須レ成レ篇、不三拘以二體製一、或賦二同什一、亦可、

詩不レ成者有レ罰、罰以レ酒、若頗欲レ多々益辨、則罰以二奉侍一爲レ罰、飲食之人則人賤レ之、雖レ然人各有レ分、

濁酒枯魚、此御貧者之事、若豐侈レ之、匪レ矯則驕、故不レ得レ不二稍豐一、幸勿二奢侈視一レ之、

花晨月夕之會、會亦不レ過レ知己兩三輩、若五六輩、使二賓朋孔多一、但覺二熱鬧一、不レ能レ孤二負光景一、

乳卿小臣、拘以二禮法一、卿匪二風月場之所一レ宜、故今以二小童一代レ之、雖レ使二使令一、何干二脂粉一、

來不レ迎去不レ送、主既忘レ賓、賓請忘レ主、

尤悔菴會約、不レ許レ談者三、曰不レ談二官長一、曰不レ談二阿諸一、曰不レ談二帷薄一、今亦取レ之、更增二一事一、曰不レ談二梨園一、曰不レ談二傳奇一、

酒後耳熱、說二王霸一、論二古今一、固痛快事也、或至二狂呼罵詈一則甚矣、

昔唐有二手勢令一、固屬二韻事一、今之拳戲、蓋其遺也、但在レ今當レ歸二於狹斜間一、遊冶妓女往々爲レ之、故不レ得レ不レ戒、

知己讌叙、期ニ於盡レ歡、不レ辭不レ勸、適而後已、至ニ於嘔吐狼藉醜態畢呈一不レ雅殊甚、

莫春邀ニ諸友一條約

人生至樂、莫レ若下得ニ良友一而賞レ花翫上レ月焉、予獲レ借ニ厠於搢紳大家之間一而今又幸及ニ月之時一、其可ニ以虚度曠過一乎、因請期以ニ三月中浣一、邀ニ諸君於詠歸之亭一、以得ニ把レ臂歡唔一、繼レ晷以レ夜、詩酒應酬、吟レ花酹レ月、豈不ニ人生一大娯樂一乎、予方ニ是日一請約ニ法三章一、倘所ニ不可一、伏祈ニ斧删一、

一諸君之辱ニ臨於此一、今日之事我爲レ政也、請以ニ辰牌一會、而戌牌去焉、或有ニ會後レ期者、與ニ已會而遑促レ歸者一、皆以ニ大爵一浮レ之、是予家觴政也、

一凡朋友之會、必資ニ共切瑳一者、是平昔之道、不レ得レ不レ然也、若夫今日之宴、既以ニ適意莫逆一爲レ事、則醉失レ儀者、言渉レ謔者、不ニ必醉責痛咎一、倘有下言渉ニ議論一、妨ニ風流一者上、罰準ニ前條一、然予此言、恐亦渉ニ議論一、不レ能レ不ニ先自擧ニ一太白一也、

一意適思暢、必發ニ之於聲歌一者、人之常情也、則此會也、必不レ可レ無レ詩也、而詩必以ニ七言截句一首一爲レ限、何者人之才力、雖レ有ニ千言立下者一、而長篇累章必移ニ其刻一、一坐爲レ之沈寂不レ樂、故以ニ其易レ成者一爲レ限、若有下犯レ律而作及ニ大篇一者上、予將下亦擧ニ大爵一待上レ之也、

林子聞て曰、この次に其頃會集せる諸友の姓名を列書し、或は病、或は歿、或は絶して來らざるの由を記し、終りに僅々何十年の中、かくまで人世の轉變することを叙せば、百載の後大に人をして忍ばしめん。かくは有れど相顧るに諸友皆已に逝き、僅に存する者も前閣老阿氏は病廢し、前防火石總明は隱退して後參商たり。獨唯林祭酒と交誼愈密なり。是れ佛教前世の宿縁なる者歟。

一抗義匾　　一金綺樓額

抗義の匾は、淺草邸小書院に挂けたり。予在職中瞽者山田檢校に縁り、故の一橋宰相民部卿齊敦卿に請申染毫して給ばりし所なり。前寅の大火、邸延燒のときは、人をして携へ逃れ、江東の莊を修繕し隱居

するに及で、再び坐上に搭て朝夕舊事を想ひしが、復後寅の災に罹れり。匾縱一尺餘横二尺餘なり。抗義の二字は草行體、諱は記されず、印三ありき。一は民部卿の字、その二に忘れたり。

又金綺樓は淺草邸の池北に在り。樓南向して本屋と相對す、其間殆ど二町餘なるべし、池上の月を觀るに好きを以て、友人林祭酒、杜老が句を取て名づけしなり。この樓營造の時、又友人前閣老福山侯〈阿部正精〉いまだ世子にてありしに、乞て書せしめしなり。匾横二間に及ぶべく竪り幅三尺に至るべし。亦前火に樓と倶に焚けしを、災後兩日を經て抵り見るに、餘燼未滅せざるに池水に浮めるものあり。視れば金綺の額背なり。厚木匾なれば、背は悉く燔て煙消えざるに、表は水に浸して燒るに及ばず。予即命じてこれを探らしめ江東に持還れり。後隱棲を構るに至て書堂茅軒の下に搭け置きしが再び後火に燔燼ず。匾文に行草、金不綺逾之樓の六大字なりし。〔割註〕前後に、文化甲子秋七月中浣棕軒書と書せり。

又中字にして大なりし。

一約皮茵　これは對州に知る者ありて韓國産を求めたるが、縱二尺に餘るべく横に一尺有半にもこゆべし。文彩愛すべく普通に踰えし皮なりしが、亦後寅に焚す。

一渡邊幸庵對話記　幸庵始の名は久三郎茂、後下總守と號す。仕て東照神宮の御時より猷廟の時に至る、諸戰に於て戰功あり、後島原一揆の軍にも出たり。又明國に渡り數歲を歷て歸り、憲廟の御時歿す、享壽百三十、此書文化の始め得て藏めたるを、後寅に焚す、然るを文政九年復林氏の藏に就き、寫して亡を補ふ。

一大三輪の錺　徑二寸七步、厚一步半、地鐵、表に蘂孔をまたぎ大きく鳥居あり、裡は杉の立木二つ、表裡とも以金象嵌、災に遭て形は存すれども今用ゆべからず。

一天帝圖　幀中に帝者の如き人椅子に倚り左右官者の如きもの立ち、其外に侍妃或は天女形の人あり。帝後には諸天の如きも立て下には五方の神、溫元帥、關元帥、馬元帥、趙玄壇の像をも圖し、纛旄旗旛

を建て雲形屏の如かりし。定めてもと唐畫にして道家の祭れる所ならん、因て姑く天帝と稱しき。一日嘗て蜷和州の藏を寫したりしが又他より得しか今忘る。蜷川も其宅失火自燒して多の品灰燼し此圖も亦亡せりと聞く、然るときは今何れにか此圖あらん。

一盛長私記五十一卷　十五册　安達藤九郎盛長は賴朝卿の時の人、然れども僞作の書なること安齋隨筆に辨ぜり。惜むに足らざる者なれども燔燼の一なれば其名を存す。

一天祥院殿畫影　一幀　この御影は平戶城外樹光寺にある大猷公の御靈屋中左右の扉内に、寺の開山宥岳僧都の壽像と同く掛て置かれし所なり。御形容は、御後に甲冑を置き前に坐せられ、揉烏帽子鉢卷鎧直垂脚半着し腰刀を帶び給ひ、右手に麾を握り左に卷軸を持たる、御太刀は前の席上に横ふ。樹光寺の創建は年譜に承應元年と記すれば、大猷公後なれば永く御靈屋守護の御志なるべし。先年肥州一幅を摸し江戶邸の鎭護とす。此時予も亦一幅を寫さしめ本庄莊に置きしが災に遭へり。然れども平戶に置きし舊摸の一本を以て復故す。畫者は樹光寺記に據るに、天祥院殿畫臣片山尙景に命ありて描きし所。又同記に開山宥岳平戶に來れるは萬治中とすれば。院殿この頃御年三十餘歲にぞ坐しける。

一折居大皷胴　一は黑塗香包金蒔繪古色あり、一は素木胴銀粉群鷺蒔繪　予若年の頃猿樂大皷の技を好み木屋某に學ぶ。〔割註〕木屋名は五郎左衛門、官の御研師、この技を善す、金春流。〕又某に就てこの胴二つを得たり。折居とは作者の稱、名氏は詳ならずと云ふ、世に多武峰折居と稱すと。然れば大和の人にして奈良猿樂の時の工匠ならん。又小皷胴にも折居と云ふ物あれど是とは時代違ひて別種とぞ。又相傳ふ作者文龜二年歿すと。されば至今て三百二十五年殊に古し。（文政九年六月）此物世に賞寶すれども見當ること稀なり最も上作とすと○又此胴筒中に銘記なし、鑒識人云ふ小さき鑿痕横に連りて十餘ありと。予が藏めし二筒共斯の如なりし。○以上大鼓打寶生勝次郎に問て記せり。又曰この胴他流には用ゆれども我が流には必ずとせず、左れども調子能き者は之を用ゆと。

この胴變重して藏し置きしが戊寅の火に烏有に屬す。至今て追情多し。

一樂堂　一宇　右は六疊も鋪きけん一宇の茅堂なりき。嚮に丙寅災に遭て俄に江東に假居せしとき輕卒の隊長に菊池郁藏と云者あり。天性雅樂を好み頗るその事を能くす、火後艱難の間蝸屋に在ながら時辰月宵必ず笛を吹き或は唱歌す。予その志を嘉し家居を營むの次で一小堂を建て彼に與へ、會友爲樂の所とす。大なる斷木片を以て匾とし爲用牛刀の四字を額す。人之を樂堂と呼ぶ。予が貯ふる所の三皷を貸與して堂中に置き來人合奏の用に充つ。又時として淸雅の聲音、思はず耳に觸れ心を悅ばしける。然るに戊寅に堂燹し樂器は悉なかりしが、尋で三年ならざるに郁藏歿す。因て堂も亦舊に復することなし。

一古武庫　一軒　縱五間横二間半、高これに協ふ、二階造り、莊の南端に在り。

予年少の時先大人この莊に坐ませし頃より在り。思ふに松英公隱棲のときの創置なるべし。然るときは旣に百年に踰ゆべし。予が退老の前より武器を藏めし庫なりしが、破懷甚しふて殆ど肉墜骨露るに及ぶ。故に修繕を加へんとせしが、有司時務に礙へられ延緩する中風雨のために侵さる。因て兵具は姑く他庫に移して時を待つ。然るに後寅の火施び老椅の庫固より堪えず。去れども兵器は他に移すを以て免れ、たゞ弊物廢器の類庫と共に焚盡す。其略

一土俵空穗一　矢箙(五組)廿四五筒　一輕卒指物竿五六本　一ボウブラ纒竿二本　一小幟竿三本　一鐵炮(小筒五挺入平箱空にて)二箇　一樫割木(平戸材なり槍用)二本　一空長櫃一箇　一同荷棒二本　一駕籠外箱(乗物の外いへ)一　一太鼓箱(三鼓の一物空にて)一　一木馬一具　一雨戸二枚　一竹笠二戴　一墨漆蒸籠外箱(緒つき空にて)一對　一車一輛

一文々山全集(二十卷)十六冊

右渡本にして書林張起鵬繡梓、昔天祥公文山の爲し人を慕ひ給ひ、天祥の號も即これに由る。予も亦斯人を懷ふ、故に嘗て此書を求め得て常に坐右を置く。然るに戊災に遭ふ。後九年にして丙戌の春高槻侯

の儒臣三崎某に憑て京師に復一部を獲たり。亦起鵬の所レ梓と雖ども書中異同ありて別本とす。詳なるは藏書簿に辨ず。

一石火矢小形　三挺　これもと平戸武庫の所藏。予若年の頃竊に從へて東行す。盖蠻制ならん。天祥公前に紅毛人に此術を學ばしむ。時に紅毛携來て打法を授るの用とせし者なり。もと行臺あり又蠻造なり。予屢放てその用を試む。退老の後隱莊の坐右緣屋の邊に置きしに戊寅に燒たり。然れども共二挺は燼底に得て恙なし、一挺は銷滅せしが獲ることなし。一挺は筒一尺四寸七步（七匁彈）重一貫三百十匁、一挺は筒一尺三寸五步（六匁五分彈）重一貫二百四十目、二挺とも筒脊に龍形二あり、縄索を受る所とす。大の方は筒もとに蠻船の紋あり。燒燼の者はこれより稍小なりき。

一藤島友重短刀　故の水戸中納言治保卿は予か在職のとき殊に懇遇を蒙れり。これ中山備州（割註）名信敬、卿の弟、予若年よりこれと好し。（補）信敬は二萬五千石常州松岡城主水藩御附家老の家なり。）の媒妁に因れり。屢藏書のことを以て問質を受く。卿薨じ給ひ源文と謚す。嗣君宰相昭紀卿より故卿の遺物として此刀を賜はる、時に文化三年の秋也。予因て愛重し退隱に及でも身に隨へしが、文政の災倉皇の際刀具半は焚す、共日

中身（長八寸四步、藤島友重と銘す）時出て恙なし。三所物　柚の色繪　目貫は柄に在て火を脫れ、小刀の柄と笄とは、箱に韞めて燒亡す。この作何人なりしや今忘る。追思するに後藤氏には非ざりき。緒と下緒とも俱に箱に韞て燒亡せしが、小刀は（壽命）鏽を患へ常に出して坐側に在て反て脫れたり。又此刀の極札本阿彌氏の折紙を添えられて刀箱と共に二箱を下されしが、同く出すに違あらず內丁に屬せり。今復その文を憶せず。古刀大全云、友重は加賀の產正應建武の頃とす。

一砲術備川　五券　此の書は廿年前、家の舊臣今長崎の譯人本木庄左衞門（正榮）竊に寫して贈る所なり。是れ和蘭砲術の書を本木が家に收めしを、文化の始出府の蘭人に附て來れるとき、官命あつて和解

して呈上せし所なり。四卷序錄を併せて五卷とす。〔割註〕時に正榮曰、此書官秘にして人に示すべからずと命あり、因に普く他人の覽ることを許さず。然れども家は舊主の故を以て密に寫して呈上す。冀くは外觀を憚り給へと。因て書して爰に附す。實に當今蘭國の砲術を集て吾邦の備用と成すべき者なりき。隱莊にし寅火に焚す、可惜。然れども。文政九年に至て庄左衛門の子茂吉郎長崎に在るに需めて其家の副本に就て復贈す。頓るに九年を歷たり。

一流鏑馬裝束　七品　流鏑馬は古より傳ふる所の射法なれども、今は小笠原平兵衛專門師家となりて官にて行ふの外、其許しを得ざる者は大名と雖ども興行すること能はず。予家督の間久く彼門人なる許を得て淺草邸にこれを興行す。然るに前寅の火後退隱を乞ひ本庄莊に在り。往事を思ふて復この射を起さんとす、廻射裝の淺草庫中に藏めし者を本庄に移し其擧を計る。然るに後寅の火災に亡びたり。去れども尙その志行て、諸具半は再興すれども全く遂るに及ばず。既に燒失の品目如ㇾ左、

水干(これ德廟の御時改修を加へらるゝの製)六具　素袍十二具　古素袍一具　根箭（これは革籠に盛る所の鏑箭なり）六組三十六筋　弓袋六枚　沓六足十二雙　烏帽子一頭

一感恩齋額　一片　圓形。螺鈿を以て感恩齋の字を置き、緣は雷紋を書く。故閣老松平豆州の未だ雁班に在りしとき需めて書せしむ。鈿工は堆朱龜昌と稱せし名工なりし。この龜昌は松英公の時御伽の靑滿見石上と云ひし畫者の孫なり。

一犬追物屛風　半立　四尺半ばかり。これは予が新製せしものなり。繪は小笠原氏の藏古畫犬追物の體なるが、中に走犬に矢所を圖したるを鈔寫して犬と矢との狀を畫きしなり。兒輩の觀て故實を知らんがためにせし也。

一木造の狗　二形　こは小狗の程なる木形なり。もと大丸屋と云ひし吳服店の稻荷祠の中に在りし狐形を故ありて買ひ求め、やがて形を變じて狗と化せしめき。一は黑斑毛一は赤毛共に精好なり。以て

屏風押への用と爲せしが、皆燒ぬ。

一三國志屏風　半摺　もと一雙にて故同族典膳道が上りし者なり。始め長崎に得たり。畫も亦其土人の所畫、演義の圖狀なり。半摺は前寅の災に金綺樓上に置て焚く。半摺災を免れて今存せり。

一古畫帖　一摺　一今畫帖　一摺

右は大本にして頗丹靑の美觀をなせり。古とは小野妹子隋朝將來畫の小片を始として東照宮御畫傳の中、三州にて御産屋の蟇目射る體の如きものに至るまで鈔寫して聚貼し後昆に傳へんとす。今とは世に流布の禪史小册、或は錦繪の類まで、其人物鳥獸の如きも筆巧の可レ觀者あれば輙拔取りて集寫せし也。實に愛賞に堪へたる品なりき。寅燒の後再復に遑あらず。

一石淸水臨時祭圖　一幅　大幅なり。文化十年の三月午の日宮中御園に於て行はる。是よりして公卿殿上人地下の輩同日八幡に參向し神前にて行はれし所なり。遠く天曆五年將門追討報賽のためよりして天祿二年より年毎に行はれしが、應仁元年の後は絕て行はれざりし寫繪なり。舞人は六條少將、正親町三條少將、淸閑寺侍從、今城侍從、北小路極﨟、藤島差次陪從、綾小路少將、東久世治部權大輔、齋藤宮內少輔、朝山刑部權大輔、管弦、多大和守、山井上總介、安倍加賀守、歌人、多左馬助なり。戊寅初冬十七日床柱に挂置て焚す。

一狸火爐　高さ九寸許横これに協ふ。尾張窯歟。綠色にして鼓腹の狀なり。侍婢輩呼で靑狸と云ふ。その形容奇怪なるを以て、幼兒の予が傍に嬉遊する者、皆怖啼するに至れり。

一予茶事を好まず。されども德廟公以來の遺訓もあれば其器に於ける少く貯ふる所あり。但し曾て名物の類あらず、皆凡庸の下品なり。後寅の焚日

一茶入　瀨戶肩付(筒立)　袋(靑茶地純子模樣綱手に鶴裡紫のハ□紐かゞり茶)

一茶入　朝鮮(手瓶)　袋(赤手さらさ、紐かゞり茶)

一茶入　黄瀨戸肩付（文琳肩付　回りしま有り）　袋（白地龜甲織物紐紫）
一茶盌　繪高麗（筒立口開）　堅手地土多し繪鶴二羽　芦　和歌浦の三字朝鮮の書也　袋（茶地寶つくし純子裏萌黄海き紐茶色）
一樂茶盌（筒）　左入作　　東
一赤樂（銘大黒）　一黒樂（銘惠比須）　箱書付（不白）
一平茶盌（吳洲）　染付（燕の繪）　一棗（赤塗）
一茶杓（木樋）　釣玄作　筒樋竹（細し）釣玄と銘す
一茶杓（逆樋）　德玄作　筒さび竹　茶杓德玄と銘す
一丸釜　共蓋環つき　蓋つまみ切子
一乙御前釜（庄兵衛作）　倶箱
一水翻（帽先沙張）　一水溜（南京瑠璃、腰白藥）
一蓋置　一隱家（唐銅）　一三疋猿（唐銅）
一香合（伊部）　狸腹鼓　一菜籠（八丈糸籠）
一環（片輪　樋あり）
一掛花生（一重切）　釣玄作（しみあり、かすがい打）
外箱の裏（淸水道閑極書あり）
一釣花生（沙張）　藥研（小形）　一掛花生（鍬眞物）
一五德（山城作）　蓬萊形　一大灰ほうろく（赤樂）
一水つぎ（宣德藥鑵腰じま）
一喚鐘（長手）　紋眞面（すそ檜垣釣手龍頭）

○

一鐵藥鑵（共蓋茄子の鈕）　名越彌五郎作

一同風爐（乳足）　同作　一煎茶盌（新渡錦手長春繪内白）十

一銅茶鑵（かほちや取手さらけ廣島）二　一茶盆（黄唐銅、紋圓花形彫あけ地綠の葉彫入れ）

一同（黒塗　ふぢ朱　稻穗の蒔繪）　一小板（黒塗、方）

一花水次（銅、口長し）　一菊燈臺（表木、下臺樂燒）

○

一土香爐（木兎、織部）

○以下飾物（茶器にあらず）

一加茂の葵（糸造）　京師風光軒花林常春造

右卯月の掛け物

一茱萸嚢（袋緋精巧裏緋あや紐眞紅唐糸作花菊紅白黄枝ぐみ）　同人造

右九月の掛け物

一藥玉　正月の掛け物　（紅白梅花、中に藥玉あり）

一同　四月の掛け物　（紫白の藤花　紅白桃色の牡丹、中に藥玉あり）

以上二品後水尾院の勅作といふ十二月の中

○下等客來用

一茶瓶（新渡菊竹岩）　取手とう　一茶盌（同染付なち紋）十

一茶盤（沙張）

以上皆下等のもの、言ふに足らずと雖ども、渾べて愛翫せし所なり。

甲子夜話　卷七十二

（蕉林先生より、故仙臺侯在世に詠ぜられし詩歌を今の侯裝潢して帖とし、五月雨と名つけて跋を請はれしが、歌詩の中に某が詠もあればとて見よとて示されしを寫して又示すと。予も亦即謄錄す。

先公之在レ世、聽政之暇游二心于藝一、且其平素待レ物、泛愛博容不レ見二涯涘一、嘗以二半百題一徴二詩若歌一自二列侯一及二官寮百司一、諸藻已具、而不幸捐レ館、太夫人追慕之餘、抽二其詞牋於僚笥中一裝潢爲レ帖、顧以見レ示、齊美一則悲三先公不二及レ睹斯帖之成一、一則喜二太夫人終能遂二其事一矣、嗚呼人亡物在、斯足三以觀二其雅量與二好尙一也、則單曰二小品一豈可三以不二寶重一乎耶、

文政八年夏五月　　齊義敬識（割註）此序文は仙臺侯の濃にて林氏代撰すと云ふ）

故少將齊宗朝臣よはいまそかりし程、やまと歌を殊に好ませたまひ、時にふれてから歌をも賦し給ひしかば、花に紅葉に月雪のをり／＼、正敎かたぐひをも召し加へられて、こしぼそのすがるなす言の葉など聞えしこともおほかりしが、そもはやむかし語となりにける、其頃かの朝臣いのたまふやう、いでや寶暦の頃、去然入道のよみ給へる五十首の題をわかち、五位よりかみつかたのかた／＼に歌よませ、から歌のかたは布衣をゆるされしひと／＼より、はかせだつ輩をもくはへ、からのやまとの共口つきをも見ばやとおもふに、わがしたしきどちは、みづからこひまうすべけれど、たづきなき人々には正敎とりて申してよとなり、やがてうけ引まゐらせつゝ、まづふみやのかみ衡をかたらひ、あづまのみやこに聞えあるかぎり、あまねくたづねひろくもとめて、すでに事とゝのふべかりしに、おもはずも五月雨の雲にかくれ給ひき、月のなごりをいかゞはせん、げにうつせみの世のならひとはいひながら、いとわかく何事もいたりふかくおはせしかば、あたらしうちかなしうも、なべてをしみまゐらせしさまは、今さら思

ひいづるにもむねふたがりぬ、かゝりにし後はたゞそのまゝになりてもてゆきしを、北方なりける信子の君のなき影をしたひ給ふあまり、世におはせし程、かゝるあらましきことをほの聞きしが、今はいかにぞやなりぬらむ、まさあつらがたぐひ、かゝつらひしこともあらば、よきにはからふべしとて、そのかみおんかたはら近くつかへし濱田康次に仰ありて、ひめ置き給ひしみづしの戸ひらきてもとめ出たるをみせさせ給ふ。くりかへし見るに大かたは數とゝのひたれど、から歌のうち梅と楓とのたむざく二ひらをのこせり、ひとつは殿の料とおぼゆれば書おかせ給ひしものゝ中よりこの題ににげなからぬをゑらび出つゝ、今ひとつは神戸のぬしにあつらへて其たらざるを補ひ、また〳〵一帖となしてまゐらせぬ、のち又そのゆゑよしをも、かきてまゐらせよとのたまふるに、夏の夜のみじかき筆にしるさんもつゝましけれど、春の日のながくのこさまほしうおぼさるゝ、御心にそむかんも、はたほいなきものから、かの花紅葉の折に、のたまひしやうをかいつけぬれば、袖のうら浪たちかへり、汀のあしのよとゝもに昔を思ふさまなりけり、文政八つのとしさみだれの月をふるころ、津のかみ紀の正敦しるす

雲霞出海　　治寶（紀伊大納言）

曙光初動重溟東、一點金烏宿ニ霧中一、無レ限雲霞天際盡、乾坤判處早潮紅、

山雪漲谷　　齊脩（水戸宰相）

亂山白雪凝ニ三冬一幾處春光猶自封、膏雨洗融千疊凍、暖風劉出一青松、嶺頭清淑和ニ啼鳥一洞口氤氳起ニ蟄龍一、始看東君來駐レ駕、谷間流水日溶々、

倚郁覩梅　　齊宗（仙臺少將）

偶尋ニ春信一訪ニ田家一、墻外一枝梅有レ花、特地香風傳レ暖處、更留ニ吟杖一立ニ青霞一、

柳塘煙起　　忠成（水　野）

望來堤上垂楊樹、半掩ニ畫樓一半拂レ橋、唯有ニ春風最相昵一、早煙漠々裊ニ長條一、

細草煙起

逍遙郊外草青々、青草如ㇾ烟烟有ㇾ馨、尙爲ニ東風吹不ㇾ盡、晩來彌使ニ酒無ㇾ醒、

源　家長（植　村）

毀垣春雨

荒庭草卉亂如ㇾ麻、風拂ニ欄干ㇾ楊柳斜、寂寞敗垣烟雨裡、春來尙發舊時花、

源　貞溫（小　笠　原）

空屋燕巢

雙々飛燕漢離宮、秋去春來幾歲同、宮裏美人今不ㇾ見、呢喃猶在ニ故巢中ー

藤　學純（有　馬）

春流飮馬

趁ㇾ春鳴ㇾ轡驟ニ綠塘ー、花陰濃處優遊轡、牽來好飮前川水、落片繽紛滿ㇾ轡香、

阿　正精（阿　部）

園蝶戲花

暖園雨晴樹色新、趁ㇾ香蛺蝶滿枝頭、只應爲ㇾ畏ニ狂風至ー、抱ニ着花房ー愁護ㇾ春。

賴　潤（土　岐）

鳥啼花落

家僮捲ㇾ簾落花餘、山客揭ㇾ籠啼鳥初、高臥不ㇾ知朝市事、風流恰似ニ輞川居ー、

倉　尙（板　倉）

綠樹重陰

綠樹重陰清蘸ㇾ池、可ㇾ人天氣日長時、書牘睡覺淡無ㇾ事、最愛風光似ニ白詩ー、

茲　（岡　了　充）

杜宇呼名

杜宇原來望帝魂、年々夏夜吐ニ清怨ー、聲々起ㇾ睡呼ㇾ名去、哀叫却優春鳥喧、

源　清（松　浦）

梅天風雨

漠々陰雲鎖不ㇾ開、冷風吹ㇾ雨灑ニ樓臺ー、階前幾日無ニ人訪ー、多少標梅點ニ綠苔ー、

藤　信敦（內　藤）

迸笋佳志

此君蕃息細繃兒、縹節黃苞逐ㇾ日滋、階下疑看蟄龍起、一窓月影寫ニ蹲跜ー、

冠　峯（松　平）

小扇撲螢　（本　野）

誰放一川萬斛螢、來明往暗暫無ㇾ停、小扇隨揮復隨散、紛々颺作二半空星一、

白蓮滿池　利　和（細　川）

池上白蓮迎二曙光一、皎如三殘月照二淸霜一、舊知仙府多二君子一、簇々瓊英自吐ㇾ香、

玉階夜凉　隆　國（九　鬼）

玉階凉氣足、燭影焰將ㇾ消、山月得ㇾ時出、淸風接二鳳簫一、

中天星河　忠　眞（大久保）

秋雲收盡夜淸姸、白露珠光共一天、何處鵲橋是牛渚、轉看銀漢更高懸

結茅遮露　教　孝（大久保）

秋深茅屋月華新、素影閑寂滿二四隣一、半夜興來席移處、不ㇾ知白露濕二布巾一、

野色籠霧　基　之（大　澤）

溪流十里曙光賒、多少蒼松帶ㇾ霧斜、平野濛々行不ㇾ盡、疎鐘響處有二人家一、

秋風旅鴈　正　民（堀　田）

秋風八月不ㇾ違ㇾ時、鳥鴈南天飛一涯、羣侶聲々何所ㇾ語、旅途應三是慰二相思一、

陰蛩切々　坂上宗顯（田　村）

秋草花開襄錦成、良人在ㇾ戍奈二閨淸一、寒宵不ㇾ倦裁兼補、如ㇾ促潜蛩切々聲、

月入斜窓　方　叟　穀（堀　田）

一吼鐘聲一枕危、晨鶏報ㇾ曉未ㇾ離ㇾ塒、鈎ㇾ帷起對西窓月、夕慮來悲及二此時一、

長橋夜月　樗　園　良（杉本中温）

長江岸遠水烟籠、潮去潮來夏夜中、橋上霜鋪天畔月、波間金湧碧蘆風、

山郭聞砧　　古賀　樸（古賀彌助）

葉落千家霜露清、一行秋雁排二山城一、蟾輪影轉無二纖雲一、幾處丁東碪作レ聲、

菊開冒雨　　越智正發（稻葉）

一片秋雲閟二夕陽一、須臾疎雨白凄涼、不レ妨黄菊東籬色、裛露涓々分外香、

停車愛楓　　藤　忠升（本多）

江内天青楓葉紅、兩岸清爽水西東、停レ車愛見斜陽暮、遮覺將身着二景中一、

寒林葉聲　　忠　道（酒井）

千秋嚶葉葉聲々、慣聽幽人夢不レ驚、春景寧如二冬景好一、隨レ風紅蝶作二奇鳴一、

寒湖落汀　　乘　尹（松平）

暮鴨歸盡靜二枯林一、四顧只聞波浪音、水落沙汀人不レ見、一痕寒月照二湖心一、

寒月照霜　　劉　煜（古賀小太郎）

長空冷々素娥光、滿池皓々青女粧、眼底三千銀世界、何層一點俗塵揚、

江水帶氷　　藤　長祥（伊藤）

蘆汀一面看二玲瓏一、幾日嚴寒不レ敢融、知是馮夷新卜レ宅、瑠璃世界水晶宮、

雨灑寒梅　　雪齋小隱（增山）

神女元來妬二美人一、通宵點滴碎二芳塵一、寒香漠々無レ由レ覓、只恨明朝不レ作レ春、

晚雲和雪　　成　美（半井大和守）

晚來山色自高低、雲擁二峯文一望却迷、黯淡忽如將二薄暮一、滿天風雪失二東西一、

疎簾看雪　　源　政雍（白須甲斐守）

風拽二西窓一漏刻深、凄然頻覺曉寒侵、天明驚見簷前白、雪透二疎簾一着二布衾一、

高岫殘照

一望高山雲霧晴、天邊秀色碧崢嶸、黄昏峰頂猶斜照、千峯風光畫不成、　源　定能（松　平）

遙天浸波

百尺高樓壓二海頭一、水天一色望悠々、滿是[illegible]斜陽裏、小[illegible]衡烟[illegible]、　牧　成著（牧　野）

人烟隔水

人烟隔レ水大江秋、蘆荻花間垂レ釣舟、吟句閑看[illegible]遠、江頭[illegible]立意悠々、　義　行（佐野肥前守）

松偃舊廬

廬邊唯種一株松、虎踞龍蟠翠且重、偃蓋更知堪レ避レ雨、他時或受大夫封、　中川忠英（中川飛騨守）

柴門流水

戸外朝々待二早鶯一、氷消溪上穀紋生、離風不レ管紅塵隔、一任柴門流水清、　景　晋（遠山左衛門尉）

斷橋薜合

斷橋百尺跨二西湖一、荒薜合邊插二荻蘆一、正是春晴氷解時、雨餘水暖浴二雙鳧一、　牧　成傑（牧野大和守）

鴉噪暮雲

一抹黄雲日沒レ西、寒枕黯淡暮雲迷、亂鴉何[illegible]、風[illegible]枝頭未レ定レ棲、　筒井　憲（筒井和泉守）

魚依岸草

無數金鱗躍二綠池一、忽依二岸草一伏多時、非レ驚レ影或恒二釣餌一、潜待龍門三月期、　井上正清（井上左太夫）

萍滿敗船

水滿二陂塘一雨涉レ旬、敗船漂泊不レ關レ人、辰舖一面青萍錦、付二與蛙兒一好作レ茵、　雲園曾寧（増　山）

河洲釣家

蒹葭渚畔三間屋、鷗鷺汀邊一葉舟、知是獲魚同棹夫、[illegible]聲寒笛月如鉤、　瀧川利雍（瀧川安藝守）

古渡棹歌　　管齋　喆（石坂宗哲）

古渡尋レ花小艇輕、滄波滿地是平生、春宵穩棹吟二風月一、不レ羨青雲竹帛名、

鐘到客船　　山　維祺（秋山内記）

江天夜泊屬二殘秋一、秋響搖々攪二客愁一、隔レ岸不レ知二山寺近一、曉鐘驚レ夢落二扁舟一、

遠勞書信　　菅　燊（堀大和守）

同心相許舊金蘭、離索經レ年盟不レ寒、江北江南路千里、常教二雙鯉問二平安一、

鄕生枕上　　廉　（土屋紀伊守）

蕉窓夜雨正濺々、果是通宵難レ作レ眠、蜀鳥呼レ歸聲切切、誰知羈涙在二吾邊一、

窓下展書　　林　皝（林又三郎）

掃レ几焚レ香書捲レ帷、唔咿鎭日此繙披、明窓獨注書邊眼、門外華軒過不レ知、

天樂上樓　　林　衡（林大學頭）

費盡華紳半百詩、倚レ樓諷詠可二娛嬉一、卽是鏗鏘天上曲、何須鐘鼓與二塤篪一、

雲霞出海　　治　紀（水戸宰相）

雲の色も沖の霞に匂ふなり浪の花ちる春の海づら

山雪漲谷　　齊　宣（薩摩中將）

岩ばしる音は聞えて水深みふりつむ雪の山川の水

倚村覩梅　　賴　恕（松　平）

春風の其木の許としるべして匂を送る村の梅がえ

柳塘煙起　　忠　精（牧　野）

けぶれる水際の柳いと永き春の日影に煙る長閑さ

細草春香
朝日影さすが綠の小草迄春の惠をつみてかぐはし　利厚（土井）

毀垣春雨
通路と人の見る迄荒にけり春のながめのふりし垣ねは　忠眞（大久保）

空居燕巢
人すまで荒し軒ばも春毎になれて燕の古巢戀らし　輝延（松平）

春流飲馬
枝たれし野邊の柳の下水に引れてなるゝ春の若駒　家長（植村）

園蝶護花
散迄はあるじのみかは枝占て花もる園の蝶も珍し　高備（京極）

鳥啼花落
さきにさく梢をつたふ鶯の聲にもちるか花の白雪　譽純（有馬）

綠樹重陰
間近くはこき薄きをも分てみん一つ綠に繁る山々　氏倚（戸田）

杜宇呼名
都にはけさこそきつれ時鳥などか歸に不如とは鳴　貞征（横瀬駿河守）

梅天風雨
橘の霧ふく風のかほる夜は雨も昔を忍ぶつまなる　賴庸（土岐大膳大夫）

逆筍侵窗
雪おもる林は遠き窓にいつ妻木を閉ちておふる筍　正甫（井上）

小扇撲螢

とぶ螢かけ留めよとうてば猶扇の風に亂てぞゆく　正精（阿部）

白蓮滿池

白露も花の光もひとつ色に盛りあまねき池の蓮葉　貞喜（牧野）

玉階夜涼

夏の夜の月に葉毎の露照て御階涼しき櫻たちばな　正剛（高木）

中天星河

七夕の逢瀬かはらで天の河いく初秋の名に流るらん　忠粛（諏訪）

結茅遷露

ともすれば我袖かけて置にけり淺茅が庭の秋の夕露　信徳（中條大和守）

野色籠霧

霧こめて猶に遠き武藏野はこぞ色そはむ千草百草　資施（日野伊豫守）

秋風旅雁

ふるさとも都も遠き中空に秋風さむみ渡る雁がね　信順（松平）

陰蛩切々

夜を寒み衣雁がね啼なべにきせてふ蟲も聲恨む也　正衡（堀田）

月入斜窓

ふけゆけば差入る影も傾きて窓に淋き月ぞ殘れる　宗正（伊達）

長橋夜月

照月の影さす方はたどらねど行先暗し瀬田の長橋　正敦（堀田）

山郭聞砧
山深み松の戸ぼその宵々に誰まつとてか衣打らん
政懿（米津）

菊開宵雨
秋に尙淋さ添る雨の中に花さく菊の色香ゐならぬ
立之（細川）

停車愛楓
染盡す秋の山べを歸る手の紅葉にめでゝ車留めつる
利和（巨勢日向守）

空林葉聲
踏分くる林の紅葉散添ひて枝にすくなき木枯の音
義行（佐野肥前守）

寒潮落汀
差潮の朝な〳〵に音かへていつか渚も凍そめにき
忠英（中川飛彈守）

寒月照霜
さやけしな夏さへ共と見し月の眞の霜に磨く光は
齊宗（仙臺少將）

江水帶氷
浮草の流れ入江に立波の花も氷てけさは見江けり
忠通（水野）

雨灑寒梅
年深き軒端にさける梅の花けさ降雨に色增りけり
鎭衞（根岸肥前守）

晩雪和雪
嶺高み夕ゐる雲のはたてより僅に雪の色ぞ分るゝ
賴常（肥田豐後守）

疎籬看雪
褰げねど古き軒端の埋れて外山の雪も顯にぞみる
昌始（朝比奈河內守）

高岫殘照

夕づく日殘る高ねの白雪に光りを磨く富士の芝山　忠房(石川右近將監)

遙天淺波

なかめやる限もしらず浦遠き空に浪立沖つしほ風　近義(小野安藝守)

人煙隔水

あづさ弓やはたの里の夕暮に煙たなびく淀の川風　賴德(相良志摩守)

松偃蒼廬

千歳ふる松の常磐の枝繁き篭る軒端や共に榮えん　信憑(織田出雲守)

柴門流水

柴の門内ぞ床しき逝水の清き流は汲むもしらねど　正甫(小島安藝守)

斷橋蘚苔

訪れじと思絶えたる程見えて苔のみ渡す谷の板橋　重卿(鈴木石見守)

鴉噪暮雲

雲迷ふ山のは遠みむら烏ねぐらをいそぐ夕暮の聲　隆恕(岩城伊豫守)

魚依岸草

夏草の映る岸根の水清み波ま涼しく遊ぶいろくづ　增業(大關土佐守)

深滿敗船

ゆく水も見えぬ許に浮草の漂ふ波にかゝるすて舟　靜山(松　浦)

河洲釣家

釣垂るゝ營しるく河のすに續くや蜑の宿を並べて　利德(木下[illegible]守)

古渡棹歌　　忠敬（森越中守）

霧罩てそこ共わかぬ河の瀬に棹差下す宇治の柴船

鐘到客船　　隆國（九鬼）

月は入る小船の帆影稍消えて浮寝の夢も驚す鐘の音

遠勞書信　　堯山（松平保光朝臣）

有し世は遠さかりつゝ水莖をよすべき方のつてだにもなき

鄕生枕上　　玄剛（松平大隅入道）

旅枕日をふるさとも遠からず通ふ道ある夢の浮橋

窓下展書　　胤統（遠藤但馬）

かき籠る蓬が窓のふる書を學てあさの心ともがな

天樂上樓　　樂翁（松平定信朝臣）

軒近く吹きかふ風も絲竹の調そへたる高殿のうへ

故少將奥侯素嗜ニ詞章一、嘗博徵ニ五十題詩歌一、而余亦與焉、大參堅田侯、以ニ其親戚一、爲レ之拮据徵求、數已盈而奥侯即世、頃日堅田侯、取ニ其帖一、囑レ余曰、奥侯未亡人裝レ帖、以成ニ先志一、如レ是、請爲題ニ一言於紙尾一、余受而覩レ之、其所レ哀、自ニ紀常一藩一始、而及ニ列侯幷大廷官員一、皆在焉、余謂、奥亦雄藩、詩歌之撰、采ニ之藩中一足矣、何必他求、抑又思レ之、偃武以降至運之開、未レ有レ盛ニ於今日一也、然則奥侯之意、蓋在下與ニ天下一共樂中其昇平上、豈求ニ擧名於世一者之比哉、姑書レ此還レ此、

歳次旃蒙作噩夏五　　林衡識

○大坂中の島の予が屋鋪の川岸、石垣に目印と覺しき者を刻つけたる石三四あり。過ぎし文化六年石垣修覆のとき、水底より掘出せしを復築入れしと云ふ。因て、今年彼地に問はせたるに、今も水中より上

或は塀下の石等に存する者ありとて、圖しておくる。此石昔年大阪御城築立の時、諸家より一同獻上の物ありしときの殘物と彼地に召使ふ小吏の古老云ひ傳へたり。故に我方の者の目印なりと。諸家もさぞ然らん。未聞、（割註）（補）目印とは松浦家の三星紋なり、圖略す。末に石質何れも御影石に類する堅石也の文を附す。」

○蕉軒日、今冬の寒氣は近年に無く烈し。一日古稀以上の御役人衆、殿中にて物語の次手に云やう。明和安永の頃とかや、川に氷碎の御用を小吏に命ぜられて、通船の止りし川々の氷を打碎かれしことありと云ふ。その時深川油堀通りに住める一小吏、便利の爲め朝々舟にて出勤しける者ありしが、一朝例の如く乘船して出けるに、大川氷滿ちて船通はず、さらばもとへ還て陸行すべしと舟を返せし中に、油堀氷りて進退度を失ひ、やう／＼にして陸に上りし事あるとぞ。是等は又今冬よりも尚更の寒威なりしと云へり。

予檜月末大和守邸へ往きしとき、かの家頼の語りしとて從士の云ひしは、この冬邸前の大川、兩岸の方より已に川中まで氷し、中流纔に水行を覩しこと度々ありしと。然れば前語も符せり。

○薩州の支侯佐土原侯（島津筑後守）の臣某の持傳へし、寛永中耶蘇一揆のとき原の城中より寄手に射遣たる矢文とて、傳寫のものを見たり。本書今尚かの臣の家にあり其文憎むべし。賊徒たる所以ん。

矢文

一當城之土民、爲二宗門一捨レ山、名欲レ留二後代一、加レ之忝上使板倉内膳正奉レ討、生前死後之本望、不レ可レ過レ之候、實近日逢二一戰一不レ顧二萬死一、盡相果矣、且又依レ有二餘慢一綴二狂歌一拋二軍中一者乎、一笑、

一戰功成鎭二古城一　三軍望レ死貴難レ成、
九州大勢十餘萬、　一冬立盡待二花盛一、

島原や有馬の城を責かねて心盡しに見ゆる上使衆

肥後守いかに心は細川や長々し日をあかし暮して、
物數奇は越中流と聞ければ敵に遇ては成ぬ物數奇
有吉や頼にかいなき先手にて敵をば討で味方をぞ討
信濃路や敵に心を懸橋のかいくく敷もあぐる井樓
立花や袖の香ふれし昔より猶かふばしき武士の道
有馬山すそのゝ櫻さき亂れ軍ははなを散らす古城
寛永十五年寅三月日

○過し文政巳年のことなりし。武州府中六社明神にて流鏑馬あると聞き、弓馬道相傳の家なれば小笠原孫七郎へ此事を問たるに、未だ見聞せずとて其十二月廿六日に弟の兵次郎を六社に往しめ、社司の猿渡近江に聞て翌廿七日に來て傳語す。〔割註〕六社の地小笠原氏の宅、維橋より七里餘と云。〕其事は彼の流鏑馬あるは六社の祭禮年々五月三日より五日迄なり。流鏑馬は五日の深更に行ふとぞ。是よりして神輿出行あり、流鏑馬の乘手は社人一人なり、馬は障泥を着けず〔割註〕是は尋常のことにてこの社式には限らず。〕乘手は射服にあらず其位服にて弓は桑の木なり、的は式の如く三つ立たるに始の的は馬足を停め一箭を放ち、夫れより少しく馬を進まするのみにして、毎年見物の人群囂沸騒の中なれば、其式の意ばかりして止むとぞ。

又社地神殿の前に五尺四方高さ三尺もあらん木垣を構へ、其中に矢竹生す簇叢すれども古來より一も垣外に出ること無しと。社司も曾て截ることを爲さず。かの流鏑馬の箭幹にも用ゆることなくして、其箭は以前よりの故矢を傳へ用ゆと。相傳ふ此竹の始は頼義朝臣奥州征討凱陣の時、持所の矢を地上にたてたるより蕃生してこの如しと。〔割註〕思ふに箭幹は生育すべからず。たゞ頼義の時のものなるは違ふ所なし。〕

又駒競と云ふ式あり。祭禮の初日三日の夜に行ふて四日に渉らず。本式は十月中(日不定)に宮の御厩博勞頭の中一人御馬を牽來り、社前井に東照宮の御神前を牽き、夫より神祖寄附の馬場へ牽往きて、其後此御馬は博勞頭へ賜はること今馬市のあるは其古例なりしとぞ。享保十二年より馬市は江都兩所。〔割註一(補)江都兩所は淺草藪内に麻布十番か。〕に移り十月に官厩より牽來る御馬も近頃はかの式後博勞へは銀子を賜はり御馬は御厩に戻り入るとぞ。關ヶ原大坂御陣の時神祖乘り給ひし御馬もこの馬市より引入れられし者にして、此馬市には何か神祖の尊慮あられし場と云ふ。又この駒くらべと云ふは、乘手は社司十二人定まり居て、十二疋の馬に乘連れて市中を廻行す。昔は遍數十二度とか定式なりしが今は略式に從ふとぞ。社司の服は烏帽子素袍なりと。これ思ふに始は武士の爲せしが後社家に更りしならん。

○我邸中の僕に、東上總泉郡(泉郡は夷隅郡の誤)の農夫中崎村源左衛門內の在十二歳なるがあり。此男嘗て天狗に連往かれたりと云ふ。その話せる大略は七歳の時の祝に馬の模樣染めたる着物にて氏神八幡宮に詣でたるに、其社の邊より山伏出で誘ひ去りき。行方知れざる故、八年を經て佛事せしに往きさきにて前の山伏汝の身は不淨になりたれば返すと云ふて、相州大山にさし置たり。夫より里人見つけたるに腰に札あり。能く見れば國郡其名まで書しるせり。因て宿送りにて歸家せり。然るに七歳のとき着たりし馬を染めたる着物少しも損ぜざりしと。是より三ヶ年の間は其家に在りしが、十八歳のとき獨の山伏又來りぬ。迎ひに來れり伴ひ行べしとて、背に負ひ目瞑り居よとて帶の如きものにて肩にかゝると覺えしが、風聲の如く聞えて行きつゝ越中の立山に到れり。この處に大なる洞ありて加賀の白山に通ず。其中途に二十疊も鋪きたらん居所あり。こゝに僧山伏十一人連坐す。誘往し山伏名を權現と云ふ。又この男を長福房と呼び十一人の天狗權現を上坐に置き、長福も其傍に坐せしむ。此時初て乾菓子を食せりと。又十一人各口中に呪文を誦する體なりしが、頓て笙篳篥の聲して皆々立更りて雅樂せり。かの權現の體は白髮にして鬚長きこと膝に及ぶ、溫和慈愛天狗にてはなく僊人なりと。かの男諸國を廻

る中、奥の國は昔の大將の僊人となりし者多しと。又伴はれて鞍馬貴船に往きしとき千疊鋪に僧達多く坐し居たるに、參詣の諸人の志願を申すを心中口内にあることを能く彼の場には聞ゆ。因て天狗議す某の願は事當れり協へつかはすべし、某は笑ふべし或は癡愚なりとて天狗大笑するもあり。又甚非願なり協ふべからずとて何にか口呪を誦することも有るもありと。又諸山に伴はれたるに、何方にても天狗出來し劍術を習ひ兵法を學ぶ、かの男も授習せしとぞ。又申樂宴歌酒客の席にも伴なはれ往きしと。師天狗權現は毎朝天下安全の禱とて勤行せしと。又或時昔一谷の合戰の狀を見せんと云ふこと有しときは、山頭に旌旗返翻し、人馬の群走鯨波の聲その場の體今如何にも譬へん方なしと。妖術なるべし。

又世に木葉天狗と云ふ者もあり。彼境にてはハクラウと呼ぶ此者は狼の年歷たるがこれに成るとぞ。定めし白毛生ぜし老物なるべければ、ハクラウは白狼なるべし。

又十九歲の年、人界へ還すとて天狗の部類を去る證據狀と兵法の卷軸二つを與へ、腋指を帶させ袈裟を掛けて歸せしとぞ。始め魔界に入りしとき着るたりし馬の着服、幷に兵法の卷軸と前の證狀と三品は、上總の氏神に奉納し。授けられし腋指と袈裟は今に所持せりと。予求ㇾ見、又或日奉納せし卷物を社司竊に披き見しに、眼くらみ視ること協はず。因て其まゝ納め置しと。卷物は梵字にて書せりと。

又天狗何品にても買調る錢は、ハクラウ共薪など採り賣代なし。或は人に肩をかし抔して、其賃を取聚め此錢を以て辨ずるとぞ。天狗は酒を嗜むと云ふ。

又南部におそれ山と云ふ高山あり。この奥十八里にして天狗の祠あり、ぐひん堂と稱す。〔割註〕ぐひん合類集曰狗賓、俚俗所言天狗一稱〕此所に毎月下旬信州より善光寺の如來を招じ、此利益を頼でハクラウの輩の三熱の苦を免れんことを祈る、其時は師天狗權現其餘皆出迎ふ、如來來向のとき炬火白晝の如しと。また源左この魔界にありし中、菓子を一度食して常に食ふことなし。因て兩便の通じもなしと。

以上の說彼僕の所ㇾ云と雖も虛僞疑ひなきに非ず。然れども所ㇾ話曾て妄ならず、如何にも天地間この如

き妖魔の一界あると覺ゆ。

○西國の或商人物語れるは、琉球に商に往く船は薩州より切手を請受て發す。彼國に着ても渡口の浦には清國の番所あり。上陸協はず。又その渡口の別方にも浦あり。此處には薩侯の番所有てこの處に乘入り切手を出せば乃上陸を免す。この邊の住家總て遊女の如き婦にして、我が商到れば每に配偶をなし、夫より婦に憑んで彼國と貿易す。彼の國禁にして我と商賣せず、思ふに清國に憚るならん、因てこの如き事に逮ぶか。球俗誠に質實、この婦女の如きも不信のこと曾て有らずと

中山傳信錄を閲みするに以上のことと見えず。但曰久米は在那覇、亦名大門村、洪武中賜閩人三十六姓居之、不他徙、故名唐營、亦稱營中、後改唐榮。この文に據れば是等清國の番所と云ひし者か。那覇は清國の渡口なり。

○予が中の海船、船ぜりとて兩船相對すれば自他共にこれを爲すこと有り。又予が中の某、先日歸邑の暇乞にとて來り、彼是の話せし中に曰ふ。某この廿年前出府のとき、熊澤某と隼丸と云ふ御船に乘り、又稻積某と立石某は予長丸と云ふに乘り、豊前の田の浦を發し赤灘〔割註〕(補、赤灘は周灘のことか。)足遲を渉らんとするとき、二艘相並かの船ぜりに及ぶ。このとき隼丸は船形も大にして且古船なれば、船くして殆ど負色に見ゆ。その時この船の表役と梶取と二人、衣を脫ぎ赤裸になり船飾の鐵炮を持て、打露中を廻り加子共を勵したり。其體梶取は陰具の半ばを藁にて結び、表役は陰嚢大なる男なるを態とはしたり。某驚き興がりてこの體は如何なることや不圖の思つきかと問ひたれば、曰く、さはこれなし十餘里の海を過行せんとするには人疲れ氣衰ふ。このとき勢力を引立るには笑譁に非れば精神伸ることなし。既に昔年法印公朝鮮御渡海のときも如斯き體たること諸手の傳る所なりと。某聞きて愕然且敬伏せりと。この因日なる答なれども考るに當時の事實ならん。

甲子夜話 卷七十四

○爲ニ人君ニ止ニ於仁ニ、と云ふは殊に享保の大君にぞ坐ましける。大政の宇內生靈の幸となりし數々は云ふもおろかなり。今百年を經て家々に稱し戶每に語ることと幾ばくなる可きや、其尤小事に就て云はんに、鷹坊の中世廢せしを興させ給ひしは、太平の世高貴の寒暑を犯し險難を馳步すること、狩場を除ては爲すべきなし。是れ武家の止む可からざるに起し給ひしか、固より農民の妨げたるべき節々を始より厚く謀らせ給ひ、茲に其法を定められ、又鷹は生禽にあらざれば餌畜成らざるを以て、其用に充るの役は是非なし。假令小雀一羽たりとも不道に殺すべきに非ずとて御自ら畜ひ試み給ふこと久しく、一鷹一日の餌に雀幾羽、もし鴿を換るときは鴿雀の分、當り幾くと云ふ迄、細に其量を經驗せられ、員數を定めて鷹坊の長官に命を下され、永制と爲られて、至レ今その制を違ることなしとぞ。活物は小禽さへも猥りならぬ御思慮を廻らさせ給ふ。好生の御大德は實に天に代り給ふ人君の御所爲とぞ感仰し奉る。左れば其御一心の御餘慶にや、御子孫の繁榮、今に至ては大統より御連枝御家門は云ふ迄もなし、この外の諸大名さへも御血胤となれる數々、枚記しがたき許りなり。今程目出度き御世は有らじと、冬年に林叟の物語れるが猶耳底に留れば、月日に筆し積る草紙の、當新春の嘉瑞と丙戌開卷の劈頭第一條とは爲しけり。

○又林子語る、德廟は好古の御事にて、世に普く知る如く弓馬の故實を御自ら御考索ありて、是を實事に御試み御斟酌させられ、成就の上御旗本の兩小笠原の家に授け給ひしは云ふ迄もなし。又延喜式にて古昔の染法を御試ありて、用立つべきもの三十餘品に定め給ひ、吳服師後藤縫殿助に敎へさせ給ひ、今ち御秘事染とて家傳とせり。又漬物も延喜の制を命ぜられて御上りと爲られしとぞ。因て今に年々其筋にて漬込み置き、乃延喜漬と稱すると。予その法を聞かんと乞ふ。林子諾して果さず、遷延して舊臘除

日に至り其寫鈔を送れり。

亥十二月廿三日元御仕入

延喜式漬大根五十本

奈良粕　一斗四升一合六勺五才　上鹽　六升三勺四才

當五月御漬替

奈良粕　三升九合七勺五才　上鹽　一升一合四勺　御春屋

右之通に御座候以上

子十二月

右は、林子先年内々御賄頭に賴み、寫し得たる者と。

○又濱松侯（水野將監左近將監忠邦）の家に「きりだんす」と云ふ菓子製を傳ふ、切團子と書く由。昔傳通院殿常に好ませられしを以て傳ふると也。林子と侯は師弟なれば一日侯製して林子に供せしを、林子其古色と故事とを賞して予に語れり。この製彼家にも久しく製せずして知る者も無りしを、當侯厨下の古書留に搜し獲て復び當に回れりとぞ。亦同く除夕に送れり。

切團子製法

一小豆一升四合　一糯之粉一升二合　一粳之粉八合　一砂糖二斤半

右之割合を以て湯にて煉り合せ仕候樣取計小形にして小口切六歩位に切り煮立候湯に入れ浮候て宜き時分に砂糖をまぶしそれを又小豆の粉にまぶし直に器に入れ奉二差上一候小豆はかねて越餡に仕置きかわかし能くほぐし篩にかけ置候又は青黄粉など小豆代に仕候儀も御座候。切だんすの儀は一體温かなるを賞翫仕候ことに只今と御座候節隨分手廻よく念に仕立差上候事に御座候以上

右は、林子水野氏に所望し、彼の料理方より書出たる書付なり。

○毎春初に林家元旦の詩を兩城に獻ずる舊例なり。予も約して歳々これを得し、今春の詩は

丙戌元日　　大學頭　林衡

光陰鼎々歳星移、　兩鬢又添銀幾絲、
唯爲ニ鶯花ー喜ニ春至ー　此情不レ異ニ少年時ー

戌元旦　　林煌

條風一夜入ニ江城ー、　未レ見春光若處生、
唯有ニ千秋西嶺雪ー、　又添ニ瑞靄ー表ニ新正ー、

書式斯の如し、傍ら假名を加ふるも亦同じ。さて詩は性情を云ふものなるが父子老若の趣向、風調も似合ひたることぞ。又獻詩の起原を尋ぬるに古書亡滅して今詳を得がたしとぞ。蓋し慶長の頃は彼祖格別の御眷注なりしかば、其程よりも始りやしけん、如何にも久しきことにて、中古などのことにはあらずと。又獻上畢りて、老若方御側衆杯は一封づゝ贈る故事なりと云ふ。

○蕉軒曰ひ越すには、此三日は持病の疝氣にて夕刻の登城もせず、謠始の御式にも逢はざりしが、其後成島(邦之丞司直)より文通の事ありしに、其夜城門の篝火を見しときの口號とて

庭火たくあたりは雪も叢消て煙に霞む春の三日月

と紙尾に書て遣しけり。如何にも優美によみ出でけることよ。關東春初の景物を敷島の内に採入たる手柄、京人に見せばやと思ふばかりにぞ。

○同く曰ひこす。坊主衆に吉田長覺と云ふ者、白峩軒の門人にて歌は能くよめり。林氏に往來するが、此程家賴の舍まで年禮とて來り其者に示せるを、家賴持出て某に見す。云ふ、去冬の大晦日長覺大城の泊番なりしかば

正月朔日の曉がたによめる

とのゐする柝遙かに聞ゆなり御垣のよその雞の聲

元日御座の事つかふまつりて

初春の筵の錦しきなべし長閑に出る日影をぞまつ

三日の夜松の間の御中畳出御の御座まうけ侍りて御上段の事つかふまつりて

畏しな前ゆるされし臣だにもかくまぢかくは仕へぬものを

これはこの者等、出御前に御待をなし、御火燵の設けなどして附添、出御に臨み退くことなるを、賤しき躬には過ぎたる事と銘心して、思ふ餘りを述べたりとぞ。身分には殊勝なることゝ記憶せりとこ

〇正月四日、信州小諸の城主牧野周防守邸（永道橋の邊）失火して一家燒たり。其事の話の次に林子語れるは、信州は山國なれば土俗朴實の所多しと覺ゆ。辛未に韓聘のとき、西行の還途木曾路を下りしに、望月驛保なりしか驛の入口前より麻上下着ける者夥しく見ゆ。是れ何れの驛にても其所々の役人等出るは尋常の事なれど、たとは替り如何にも多人にて道邊るに由り、始より不審に思ゐたる中に後は家頼ども聞ひ聞たれば、皆小諸領の村々の長又は里民輩なり。某が彼地に到ると聞て今曉より寄り集りたりとぞ。これより到着の時は、驛家の軒先に各々平伏して最謹めり。某休所に入れば、此多人銘々に進物を持來る其品を見れば、乾肴種々の物、箱に入れ或は袋に入れたるも有り、家頼に就て長路無恙の賀を伸て、何れも喜色頗然たり。因て假に彼の輩に應ふべき謝儀を調へさせ、輕重等差して金銀など賦りたるに、人數多く際に指揮わたることなれば、家頼の執扱手間どりて、やうやうに休所を立出けるに、多人悉く驛外に送て、かく隙れも無ければ駕籠を停め目をかけ其者共に詞をかけ、家頼は左右に分れて送れる輩に其厚意を嬉しき旨を念頃に申述て、やうやうに押出しけり。抑も小諸は某が實家の曾祖兵庫頭乘紀まで領せし地なり。其代に御咎ありて割出に前有者は所得地替して命ぜられ、今領濃州岩村に遷り既に百年

な踰たり。然るに其昔を慕ひてかく迄の事に及ぶ、情誼の至り感ずべし。況んや某實家の苗字にても有らば來由も解すべけれど、今は他家冒姓せしことなるを如何にして能く知りたるや、返すがへすも其地の人情かく篤きは驚くばかり也と林子の書なり。

〇去歳屋代が手に得たりとて行智一紙を示す。地震の占なり。曰く

日風疾雨日風疾雨日風疾雨
卯辰巳午未申酉戌亥子丑寅



光信職人歌合之繪　延文年中之繪　應永年中之繪　此繪には白きも見ゆ　文永年中之繪

卯以下は日夜の刻也、日は日和也、風は吹く也、疾は濕なるべく、天氣くもる也、雨は字の如しと。據レ之は世俗に九はやまひ五七の雨に四つ日でり六つ八つなれば風と知るべし、と謂ふも爰に出るなるべし。

〇第六卷に、古書に圖せる婦女の戴く所のいちめ笠の事を記せり。住吉內記が鈔寫せし者を出す。安齋隨筆に市女笠は斯の如くなる物なり。大和芳野にあり。八幡の安居堂祭、極月十二日なり、此時用ゆる也と見ゆ。されども是は今を云ふにて、古は世俗一般の者也。



上の圖は皆婦人の體なり。內記曰、いちめ笠、時代により形替りあり。一體は檜木のへぎ板にて造る由云ひ傳ふ。やはり當時の檜笠の造りと同じと云ふ。圖に白く彩色せしは、檜木の上を薄き絹にて貼り、又は新らしき笠の色を彩色せしにやと。予因て考ることあり、以上の圖は繪なればたゞ其形容を畫きしゆゑ其の實狀には及ばず、所謂繪そらごともある也。さて書圖の笠の上隆く出たる所何の用か、無くとも笠には事足るべきに、かく隆く爲せしは如何にと思ふに、

古は今の婦女の髪の如くにて、髻抔と謂ふこともなく、頭上に束ねと謂ふこともなし、髪は左右へ掻下げ一るなり。夫ゆゑ上の高き所の裏に頭を冒り入るゝ爲めなるべし、男子の兜の受張に思ひ比ぶべし。受張も古は今の如くには非ずして、兜を其まゝ冒り、烏帽子或は鉢卷が直に受張の用をなす也。されば婦女もその如く、頭をすつぽりと高き所の内に入れて結びしむれば、殊更に工合よきなり。古の物は總て實用にして後世の如く裝飾はなきなり。予いかにして知ると云へば、白拍子の舞の爲にこの笠を製して自ら冒て乃知れり。讀者も圖は補ふやうと思ふべし。

○林話る。この頃高年の有司等と營中閑あれば往昔の事共噺合しが、總て近代ほど物事にこせつきたることは無く、享保の遺老生存せし迄は何事も快活にて、大まかに延びとしたる人氣なりしとぞ。寛政の初まで八十前後にして存在せし尾遠州ぞ、種々噺ぜらるゝ別なりし。夫に就き享保の頃の上の御樣子さへも想像しやらる。當時徳廟の御前へ、前翁有馬の兩人出で、大聲にて御用の事御問答ありしか上も御聲高く兩人も聲は高き程良、御そばに居し御小姓等申合せし、せめて一席遠くてきければ御前遠い、と思ふ心のほどなるよ。又に極々御噺もしたる中に其時の茶坊主の噺に成り、其に入りて思はず高音になりけり。其中にいつか有馬加納兩人に迫りして、ただ聲をは御聞の御耳もの遊ばされしにより、御座もの背にて御小姓衆の噺もよく聞こえければや、遠こいよと召さければ、遠州（此頃は御小姓勤の時なり）御前へ加はり出しと、扨いまは芝居を見るかと御意なり。遠州答へ、いや芝居は見申さずと申上たれば、芝居は見るなよとの上意なりしとぞ。其時僅か百疋の金にて思ひ見るべし。この遠州年とつて段段御役進み、遂に田安家老御役にて卒れり。種々の功績もあれども、小身の人の栄大なるは小身の人とも思はれず。一生同列にて御行状御噺も有りし人なり。孫男の御噺近なるとて、實頭どもその處を見けるに小屋敷の樣なる家は宗堀と云ひ申す。御下に家いて申すなとき、遠州にて處よさそと尋ねば、家賴云ひし中間部屋の邊よく候へども、この風の御噺其向あれば延ひ出しと、遠州、それは其部屋を打こはして

そこに幟を建よと指圖しければ、家頼、この事濟み候て後又部屋は如何が爲すべくやと云へば、其時は復建たが善いはと答へしとぞ。又或年の暮に臺所をふと見たるに例年に無く餅の數多し。因て用人を呼んで今年は如何がして餅多きやと尋ぬ、用人答には是迄、餅舂ごとに小役人始め中間に至るまで、皆々密に餅を分取して夫ゆゑ其の數少く候ひしが、當年は同役云ひ合せ、嚴しく扱ひたるゆゑ此の事なくしてかく候也と。手柄顏に申したれば、遠州何も其挨拶なくして、明日又前日の如く、餅つかせて前々の通夫々に取らせよと指圖せしと。又老後越中殿(樂翁老侯在職のとき)。御補佐にて、威權一時を傾け新政ども頻に行はるゝ中に、遠州の心に應ぜぬことを令せらるゝときは、嚬頞して我はかくは育てなん、だが如何にしてかくは爲さらるゝやと、人をも憚らず殿中にても高聲に云たりとぞ。〔割註〕越中殿田安の庶子にてありしとき、遠州は家老なりし。因て此言に及びしとぞ。〕

○又松下隱州も面白き人物なりしとぞ。〔割註〕予が年少の頃は、御先手頭にて用頼の人なりしが、長け高く頭丸く、この頃はや老年にて、はけ頭なるをつけ髩して勤るたり。〕常には方正持重の人なるが、中川へ釣に行き船改番所を踰んとせしに、船切手なしとて番人出で水手にとやかく云ふを聞き、隱州白衣に脇指ばかり帶び船より出て、我は松下隱岐守なり、釣をする斗りにて怪しきことも何も無し。こゝを踰て往きやがてこゝを還るなり。左思ふべしと云へば、番人聞て平伏す。松下そりや船を出せと云て通り過たりとぞ。

又或日微行して淺草へ行くとて笠を被り門を出けるが、暫して途中にて笠を脫ぐ。同行の人これは餘り目立候はんと云へば、隱州云ふ、非番につき淺草觀音へ參詣するなり。何條苦しかるべきと答て構はず。又或時本郷の大根畠を通りかゝりたるに、新しき家作の常の町屋と殊なるがあり、是は何の商賣屋かと問ふ、家頼云ふ、近頃隱賣女を始め候にてかくと答れば、隱州云ふ、さても隱賣女の家居は見たこと無しよき折なれと云つゝ其内に入り、二階までも登り所々ゆるゆると見歩きて出行ける。

又衆意の會集の時など、興に乘ずれば義太夫節をかたるに、素より下手にして諸の如く義太夫節とも聞こえず。座客これを笑へば、隱州言ふ。おれが義太夫は德廟の御前にてかたりたる義太夫なり。好く聽かれよと云けると。其直率朴實かくの如し。

中嶋某も、若き時同時に奥勤して、後は皆表御役人にも成りし輩なるが、集會すると松下などは中嶋を嘲弄して、あれは年少の時に一番役にたゝぬ男にて有し抔云ひしが、その中嶋も浴室の壁に刀掛を仕つけ銅造の刀を置付にして生涯湯にいるとき湯の中まで褌を脱がず、湯を出るときとりて乾きたると更へし男なりしと。昔年の人品想ひやるべし。又德廟の御褌も二重廻りにて有りし故、夏は御熱く候はんと御側より申上しかば、否かく爲ずしては裸體のとき刀の帶れぬぞと仰せありしと。武邊の盛なりし世風上下共かゝる有樣にぞ有ける。

○又聞(林話)大屋松下の輩、德廟御上仙の後に會集すること有るとき、坐中一人ふと共御代の事を噺し出だすと、酒を飲るしは盃を棄て飯を食るしは椀を抛ち、皆一所に押寄り。何の時はかゝる事ありし、何の節はいかゞなりし抔、互に咄合て酒も飯も冷きりしこと常なりしとぞ。即德化に人の感慕し奉ると如レ此。

又其輩の紀藩より附從し奉りし者等奥勤の節は、何事によらず意に可とせぬことは幾度も押返し言上せしとぞ。其志は銘々は御供して來れる者なり、自餘の御旗本衆とは同じからずとの心なりしとなり。誠に有り難き君臣の御際、聞くも感涙をぞ催しける。

○高顯廿八九日(十一月)大の事とよ、麻上下着たる男一人御玄關に來り、高聲に案内を請ふ。勤番の人出見るに肩衣には水野羽州の紋つきたるにて、着服には九曜の紋なり。何者何用なるやと番人問へば、君上に拜謁を願ふ者なりと答ふ。又何れに居る者ぞと問へば、以前は辻番に居しが今は某の所に住すと云て、とかく前事を願ふとて立去らず。因て番人取押へて向々へ屆けぬれば、頓て町同心來り役所へ絏

き行きしとぞ。如何なる者かいづれ亂心の沙汰なりと流言す。

○前に記せし、正月午時牧野防州の邸出火の時、水道橋邸外の廣道に町火消の者共集りて、鬪爭起り鬪亂に及べり。其の初は五番組赤坂の火消一番組神田の火消と通し違たるに、何組の火消か一人横たへ置たる梯子を踰へたるを、さきの火消、梯子を踰へたるは慮外なりと咎めたれば、梯子は是にて踏むもの也踰ればとて何かあらんと返言せしより喧嘩となれり。此日予が中の者乘馬して他行せしが行きがゝり見たるに、牧野侯の邸前、宗侯の中邸濶長屋前の廣地なりし。百人餘と見へしが、兩町組合の火消鳶口を以て打合ひ戰ふこと甚しく、後は三四寸にも及ぶ石礫を投げ合ひ石の飛交ふること雹の如し、其勢ひ古昔の血戰を想ふに異ならず。時に一騎黄羅紗の羽織を着し人、かの稠鬪の中に馳せ入り縱横に驅廻りその戰を制止せしが、中々鬪ひ止まざりしを鐵鞭を振揚げ指揮して乘回りければ、遂に百餘人の兩勢物分れになりて事止みしとぞ。黄羽織の人群中に乘入し跡より苛色羽織一騎馳入り同く制止せしが、此はあるか間もなく乘出たり。見たる者の語を聞くに、黄羽織の士は白鞍を着たりと云へば火事場出役の御使番にぞ有るべし。誰なるや甲斐々々しき働きとぞ。又この爭鬪、赤坂組はまづ勝色とも云ふべし。神田組は都前とも云ふべし。然るに神田の方總敗北との人評なり。又この時手負死人も少なからずと聞く、見たりし者云ふには戸坂に載せて早退きしも一二人ならずと。

後に聞けば黄羽織の御使番は戸塚豊後守〔割註この人は千二百石、御小姓組より出たる人なり、如何なる家か。〕なりと云ふ。方々にても其勇氣を感賞するとぞ。又この時一人の御目附出役してありしが、豊後守その人に餘りの喧嘩なれば制せずしては置れまじと云ふを聞き、されば某等も趣くべしと云ひながら、從僕を引具し牧野邸の燒殘りたる處に奔り居て事濟を待て知らぬふりにて、そこらを乘歩きしとて知る者嫺笑せり。戸塚はいかにも其職に堪たる人にてぞ有ける。

○當春初の小札として、讃州〔高松侯〕の臣沼田進平次なる者左の文を贈る。〔割註沼田は乘馬の士なり

傍好古を以て鳴る。）

馬買善悪日之事　一日四日（吉）、三日廿五日（小吉）、八日九日十日（悦）、十三日十四日十八日廿一日廿二日廿四日廿七日廿八日廿九日（大吉）、五日論をす、二日六日七日十一日十二日十五日十六日十七日十九日廿日晦日（凶）、廿三日死す、廿六日（大凶）、右吉凶日は、龍霞集（大坪廣秀）手綱秘書（小笠原稱元）等の書に見へたる古傳なり。今の世用る人少なし。然れども其驗無きにしもあらざれば、世人の爲に上木すと云ふ。

文政九年正月　　沼田美備識

○鍋島眞丸へ公主御入輿の後、彼末家紀伊守が話せしとて聞しは、彼の方御守殿の樓を營作せしとき、その出來方を大奥に伺ひしに、指圖に梯子を黒塗にすべしとなり。夫より成就のうへ御通路のことゆゑ羅紗を鋪くべしとのことにて、彼の黒塗の梯子の上には總て羅紗にて覆ひしとぞ。紀州云ふには、かく羅紗を鋪くならば下の黒塗には及ぶまじきに、大造なることよと語りしとぞ。其餘の事も皆かくの如しと。鍋島氏の入費察すべし。

○林又曰、正月中旬上直の折ふし、有合たる菓子を状筥に容れて談所に持出ければ、〔割註〕これは營中にて、御勝手方の諸有司は折々菓子を携へて懇意の人に饗舞ふなりとぞ。談所とは芙蓉間の人々の休息所なり。）滿堂の人茶を飲み菓子を喫しけるとき、御作事奉行佐野肥後守をり／＼滑稽を云ふ人なるが、硯引寄せて

　文箱を開き初けり編代詩菓子

と書て出しければ、坐中一哄して春初には日出度とて人々夫より種々の咄出ける中に、大河内肥前守語りけるは、先朝の御時奥醫にて橘宗仙院狂歌を善するの名あり。或日御前に奉侍の折から郭公鳴渡りければ浚廟宗仙院の方を御覽ぜられ、あれ一首と上意ありけるに、御言葉の下より

　てつぺんの御聞に入し郭公夏の景色は御目にかけたか

と吟じければ、浚庿にも莞爾と笑はせられけるとぞ。又御醫者部屋の陸尺に預け置きたるちろり紛失せしことと有しとき。同僚衆こゝは一首と望みければ

醫者部屋へかよふちろりのなくなるは幾夜ねざめのすまぬ酒盛

と言下に云て人々入興せしが、狂歌の類は又別才ある者也とぞ。

○予この春普門律師京より歸府して増上寺に在院なるを訪ひたる話中に、知恩院中頃の住持は神祖御俗縁の人なり、故に彼寺の造營は美を盡せり。且神祖の御内慮は萬一の時には忽ち城廓と爲し給はんにや。寺廻りの石垣も高く門の設け方桝形等の地取り、寺院の構へとは見へず、僭ながらもこれぞ城廓にせばいと易からんと思はるゝと律師云へり。これまで未聞の事にぞ。

按に淨土傳燈譜云、洛知恩院第廿五世超譽存牛、姓源氏、松平左京亮親忠之子、初住參州信光明寺一天文十八年十二月寂と。律師の中頃の住持と云ひしは斯人か、此年は神君八歳の御時に當れり。

又聞大樹寺御合戰は激しきことなりと覺へて、今に境内の大木には矢鏃の射込てあるもの數多しと。又第五卷に云ひし、この御戰の時この寺の僧祖洞が門を塞ぎて開かざりしは、祖洞が心に敵を門外に近寄せて人多く集りたるとき、門を推倒して敵を壓にせんため開かずして待たりと云ひ傳ると ぞ。夫れば登譽上人傳に、祖洞勇悍多力、能敵二八十夫一と記せしも、全く誣妄ならず。

○師淇園先生京師の家塾を弘道館と稱しき。營造して幾くも無くして先生永逝す。塾も亦數年にして衰ふ悲むべし。後或年京地某のもとより贈れる一冊あり、今茲舊稿の中に得たれば、數餘のまゝ乃移謄す。

弘道館集詩文

詠弘道館芍藥　　　　資愛（日野相公）

弘道館前紅藥春、淸妍不レ染市塵塵、叢連ニ苔砌一風香煖、花映ニ芸窓一霞彩新、非ニ是舊來培灌至一、何數ニ今日蝶蜂親一、廣陵先哲休レ誇レ美、此處嘉祥亦有レ人、

同　　　　　　　　豊　孝（小倉相公）

先師何歳植、茂得講堂前、香含二遠煙一淨、色侵二書帙一鮮、入レ詩湊清句、弘レ道鄭風篇、自起甘棠思、對レ花意悵然、

同　　　　　　　　資　善（勘解由小路相公）

紅藥一叢依レ舊菲、花爛二道德一色輝々、館中弟子多二英物一、已出幾枝金帶圍、

同　　　　　　　　源　行　通（綾溪相公）

紅藥花開舊講堂、移栽相映送二春光一、千風薰德人如レ醉、似得先師惟德香、

同贈二題識氏一　　　　　　同

不レ嫌開拆後、詳芳二寄留白蹄一作二玉堂一、寄レ言黄鳥愍長養、佳名遂載亞天香、

同　　　　　　　　橘　豹（山脇法眼）

弘道館庭芍藥開、臙紅濃赤映二青苔一、年々莫レ忘灌園事、曾見移栽在二糞培一、

同　　　　　　　　源　龍（北小路大學助）

弘道館前芍藥花、一叢風信見二繁華一、蝶裳舐盡球開レ顆、蝶翅穿餘錦疊レ葩、憶昔把レ經陪二燕坐一、幾回抱レ酒對二晴沙一、先生遺愛今猶在、莫レ説天々紅軟斜、

同　　　　　　　　百々俊德（内　藏　太）

藥圃在レ家承二芬芳一、歳年應輸豹含、莫レ愧不レ並二時秀一發上、莫委原自亞二花王一、

同　　　　　　　　橘　寅（和氣田要人）

紅藥花見値レ曾二高宙時偶觴詠、何會重陵風土在、論看弘道館前妹、

同代二香川直一答二山脇法眼一　　同

仍舊堂前芍藥開、青瓷更白映二蒼苔一、移除更看君取、姿色芬芳是負培、

同　　　　　　　　　　　　　　　　　小石　龍（元瑞）

廣陵舊種壓二群芳一、何學尋常時世粧、休レ謂春風久無レ主、當レ階有二個亞花王一、

同　　　　　　　　　　　　　　　　　橘　玄　致（山脇道作男）

紅藥亂開照二講堂一、今年芳勝二去年芳一、灌培晨夕君無レ怠、花品由來是亞王、

關雎講義　　　　　　　　　　　　　　資　善

蓋人之性者、即天之姓也、率二其性一之方、謂二之君子之道一、致二君子之道一者、以レ詩爲レ先、詩之爲レ教、配二性與一レ命、是人之心術也、以レ身率レ性必依二禮義一、是人之行實也、既有二天地之性一、又有二血氣之性一、而非レ有レ二也、順二禮義一之心者、即善也、爲二血氣所一レ擾之心者、即不善也、善也者卽所レ受レ天也、不善也者、人之所レ爲也、乃雖レ爲二不善者一、血氣和平則復歸レ善、然而爲二血氣所一レ擾之心者、千轉萬變、皆是從二五官之欲一、感二聲音好美、芳馨甘旨安逸一、妄馳二外叢一而不二內省一、或越レ等殺而求レ之、或含二有在一而喪レ之、遂有二何所一レ得焉、嗟乎於二其身一、躬離二處分一而屬二異類一、不レ得レ不レ爲二緜々然一、故曰關々雎鳩、在二河之洲一、性與レ命相待而行、命之行二人心一也、幽々冥々然、其自知二善惡一判二是非一也、紛々沸々、每當二其可一而發、方二其事一而應、若二仇々焉執一レ我者一也、夫親二迎之一則來、不レ迎則不レ來者淑女也、命之於二人心一亦然、抑道之爲レ象、一陰一陽相繼之謂也、繼レ之々々、以成二其性一、則其善發二乎事業一、而爲レ仁爲レ義、以成二君子之德一、是命與レ性、性與レ道、道與レ教、相待而行、內外相應、求レ之不レ已者君子也、故曰、窈窕淑女、君子好逑、夫君子之道、本二於人心一、人心生二於天地之中和一、中和由二於夫婦之間一、所レ謂君子之道、造二端乎夫婦一、卽詩之以二淑女一爲レ始之旨也、參差荇菜者、喩二捉レ命定一レ性之難一也、參差之物難レ捉、雖レ然就レ之則有レ得焉、窈窕之中難レ定雖レ然省レ之則可レ察焉、神思之所レ在、血氣擾レ之、則志氣降塞、倦二於思一懈二於求一、愈難レ捉愈難レ定、唯覺二悠久一耳、是心將二與レ道畔離一、故曰、悠哉々々、轉輾反側、且其將レ振二倦懈一、方在レ治二血氣一、將レ治二血氣一、莫レ善二於鼓二動之一、鼓二動之一者、莫レ善二於樂一、樂者使二人心趣二其節一、即是師摯之所二以始一レ亂也、故

日琴瑟友レ之、鐘鼓樂レ之、夫詩貴二歌詠一、其歌レ詠之也、取二聲調於琴瑟一、鐘鼓節レ之、衆樂以張、應和相保、而細大不レ踰、血氣因以得二和平一、則儀貌爲レ之正、志氣爲レ之立、形氣相感應而得二其性情之常一矣、大哉樂之爲レ物、移レ風易レ俗、令三人内正二心外從一レ禮、感二動人之氣一也、所レ謂納二民於軌物一者也、其化二育民一也、小大相成、君子豹變、小人革レ面、乃可三以奉二祖宗一矣、是故聖人之制二禮樂一也、亦將レ奉二配命之方一也、

紀二孝子清助事一　　橘　寅

農夫清助、備前國邑久郡上寺村民也、以二善事一レ母聞、初清助年八歳喪レ父、其家以二素貧一、故出養二外祖父某家一、爲二牧牛一、居一年、爲二北地村某家傭一、年甫十五、主人爲賜二米一苞一、遂レ是稍増、後爲二其家奴一、而年々所レ賜之傭米、悉供二母養一、母用レ則歸來存問、其孝愛之情、出二於天性一、人莫レ不二感賞一者上、是以所二歴仕一之主、亦莫レ不二悅者一也、年二十六、當二里正書村一、以爲二農傭之長一久矣、未レ足下以供二母養一也、願入レ國爲二卒伍一則養裕、里正可レ之、乃入レ國爲二士騎里見氏之卒伍一、國距二母里一二十餘里、每歲レ尽來、饋レ母以二錢米魚肉菜果一、夏月未宿、雖二之歎一懷其不レ可レ省、里正曰余家來宿、清助辭曰、不二來宿一、不レ欲二須臾離二母側一、乃通夕在二廐外一、不レ敢二寢宿一也、居四年、母病、即乞レ暇來視レ之、稍少差、則召二妹嫁在二他鄕一者上、繫囑以二視病之事一、又託二里正及隣家一、以二有レ急即疾來告一、而歸二還國一、其爲レ母慮、莫レ所レ不レ至、或謂二清助一曰、汝事レ母過レ厚、夫卒伍之事、非二老之可一レ能也、今汝年且四十、而未レ娶、其如二繼嗣一何、盍下早辭二卒伍一、以圖二老後事一、且娶レ妻以求中繼嗣上、清助曰、母已老矣、予當二供養之日不一レ多是懼、不レ知二其他一、況於二後嗣一乎、鄕吏聞レ之、告二源公一、公乃賞賜以二米若干一、時母年七十二、清助年四十、備前曾源公之世、賞貢孝元年春三月矣、

寅入四月曰、夫孝者、聖人之志、所二以施一者也、清助養レ母以行、至二窮極一也、年四十而未レ娶、其於繼嗣何、且夫由民之務、當二盡善盡美一、而苟爲レ妻子計、其則此道幾希矣、然而清助獨不レ能レ翁二妻子一者何哉、其行實二於不一レ覚、天道有レ所二國然一、孔子曰、至二於犬馬一皆能有レ養、孟子曰、不孝有レ三

無レ後爲レ大、惜夫不レ使三清助學二君子之道一、

紀二孝子事一　　皆川直（禮藏）

筑前國博多士居街有下二子共事二父母一者上、長曰二虎吉一次曰二與吉一、家貧、以レ造レ韈爲レ業、幼而至孝、兄弟和睦、嘗其父母同寐レ疾、二子甚憂レ之、日夜侍二其側一供二藥食一、有レ間迭詣二神祠一禱焉、久之疾愈、未三嘗見二倦怠之色一、二子之長也、不レ從二耳目之慾一、唯敬二順父母一、而能務二其業一、是以家漸饒給、都下翕然稱レ孝、公聞レ之感賞乃賜二黃金若干一以旌二其孝一、虎吉早死、與吉以レ壽終、子孫繼レ業至二于今一云、詩曰、孝子不レ匱、此之謂歟、

同　　山脇玄致

承應中備中淺口郡柴木邨有二兄弟一、兄失二其名一、弟曰二甚介一、父早死、甚介外居、事レ母至孝、母不レ欲レ居二兄家一、常在二甚介家一、甚介竭レ力極レ慮、飲食溫凊、無レ不レ中二其意一、寢食必後、深夜闌更侍レ側問慰、疾痛疴癢、敬抑二搔之一、毎朝必先煮レ茗、掃レ席而待、家貧常藉レ藁、而母堂獨有レ莚、出則必買二鮮肉珍果一歸而進レ之、母年八十、顏色如二耳順之人一、或問曰、嫗何不レ老也、母曰、吾兒養レ我厚、無三纖介不二レ如レ意、夫保攝之道、莫レ善二於虛靜一、所三以不二老也、初甚介與レ兄均分二父田一、而兄穡常少甚穡常多、兄乃謂二甚介一曰、汝田肥我田磽、是所二以吾穡常少而漸貧一也、我欲レ易レ田、甚介不レ拒、遂易二兄田一、至レ秋而所レ獲抵多二於兄一、兄嘗負レ租得レ罪、欲下借二諸人一以償上、不レ人レ許レ之、甚介乃盡出二其所レ貯、而借二其不足於里人一、里人爭給レ之、遂得二所レ償以免レ兄、甚介嘗種二胡麻一過レ早、里人笑レ之、至二收之日一、而里人之胡麻尚不レ熟、爲レ雨腐敗、甚介獨得レ稔所一、一歲大旱、烈風蝨災荐至、而田禾不レ登、甚介禾獨無レ恙、里人嘆異以爲二天報施一、凡如レ斯類不レ可二勝數一、公聞レ之、召見厚賞レ之、且永除二其租一以旌二其孝悌一、里人以爲二子弟鑑一云、

右詩文文政三庚辰年四月廿三日宿題

○後又故紙の中に一書を獲たり前時の者也乃次ぐ

別紙を以申上候當春長村大夫上京之節皆川禮藏學業弘道館相續の儀彼是御趣意を以て御談被レ下私

江被二仰置一候旨を以則三月廿三日於二私宅一洪園舊門人衆幷親族共集會相催候上何卒於二弘道館一洪園學相續禮藏儀取立の儀評定仕候處舊門人衆師恩の厚を以て衆議一決仕候に付其旨日野殿小倉殿勘解由小路殿梅溪殿江參上仕衆評之旨申上候處御同慶被二成下一四月三日弘道館え搢紳家幷舊門人中會二講禮藏論語講一尚又毎月講定日左之通

毎月八つ時揃

朔日　十一日　廿一日　大學　田中大藏　　三日　十三日　廿三日　論語　皆川禮藏

但名曉會

五日　十五日　廿五日　詩經　山脇道作　　六日　十六日　廿六日　中庸　和久田要人

八日　十八日　廿八日　孟子　北小路大學助

毎月廿三日　詩文章會

右無二相違一講釋相勤罷在候

一四月廿三日詩文章錄入二御覽一候　五月二十三日詩文近日差上可ㇾ申候此段宜御披露被二成下一候樣奉ㇾ願候

一石川丈山翁明年五月百五十年に付詩仙堂修復勸進の儀是又長村大夫より林家へ厚く勸進の義願込程能相叶此節專ら勸進御世話被ㇾ下候旨相聞え同志の輩忝奉ㇾ存罷在候於二京都一先月より四方へ帳面差出し彼是申談罷在候義も宜被二仰上一可ㇾ被ㇾ下候樣奉ㇾ存候以上

六月十三日　　濱岡道泉

この詩僊堂年回の事に就ては、我輩も關係したることあり。其主宰となりし京尹の與力石川嘉一郎と云ふ者、官事頗繁として彼是稽延すれば文書未だ備らざるあり、悉く集るを竢て其一宗を後冊に擧ぐべきにぞ。道泉は洪園の姪。

○林話に去々年の事なりし、岡侯（中川修理大夫久道）在邑の留守邸出火し、折ふし風雨して且俄の事なれば周章大方ならず。立所に闔邸烏有となり延燒して市井にも及びけり。この時家臣兩人は己が小屋の事を問はず主人の館に入て大に働き遂に火中に死す。後日に至り兩人とも跡目申付るとき倍高の祿にせしと。太平の世にては如何さま討死にも比すべければ、賞格當りたることなり。外の家には聞かぬ珍らしきことなり。

○前人曰。雪の降し日或人の宅に往きしに、主人は不在なり、因て要事は家翁に言ひつゝ暫し休らひて喫烟しける間に、庭樹交りたるに雪積たるが面白く覺へける折から、傍の柱に一首の狂歌を題せる聯を挂たり。

すなほなる柳もすねた松がえもひとつ世界の雨しよけほの

時に取ての戲語ながら、能く實景にも人情にも叶ひたりと心に思はれける。況んや眞の詩歌をや。

○先年寛政中の事なりし。日本橋箔屋町に住める鼓の調師靜取某上杉侯へ出入する者、侯の方に持傳らるゝとて故の赤穗淺野侯の義士の書札を寫來る。予又其文を再寫す。

淺野内匠頭家來口上書

去年三月内匠儀傳奏御馳走之儀付吉良上野介江含ニ意趣ニ罷有候處於ニ殿中ニ當座難レ遁儀御座候歟及ニ刃傷ニ候不レ辨ニ時節場所ニ不調法至極付切腹被ニ仰付ニ領地赤穗城被ニ召上ニ候儀家來共迄畏入奉レ存候上使御下知城地差上家中早速離散仕候右喧嘩之節御同席御留之御方有レ之上野殿討留不レ申内匠末期殘念之心底家來共難レ忍仕合御座候對ニ高家御歴々ニ家來共申ニ含候儀憚奉レ存候得共君父之讐共不レ可レ戴レ天之儀難ニ默止ニ今日上野殿御宅江推參仕候偏ニ亡主之志ニ意趣迄御座候私共死後若御見分之御方御座候はゞ御披見奉レ願度如レ是御座候以上

十二月十四日

間十次郎
大石内藏助

元祿十五壬午年十二月十四日（此小書は後人追書せし所なり）

右は夜討の場に遺し有し者と云ふ。思ふに上杉侯に傳る故は、上野介の養子左兵衞佐はこの家より來れる人なり、因て其徒輩の拾ひ置しものならん。

○或人語る。この春初に唐船駿海に漂着す。寧波の船にて船主を楊啓堂と云ひ、百十六人乘にて長崎に到るべきところ、難風にて漂蕩せるなり。又此頃駿府の人の書通に申越たることあり。其文を見るべし

上略右漂着船大井川尻より海邊中島と申所三穗之邊江入り、三穗邊に被二差置一候儀に御座候右通行之節東風にて舟足甚遲々仕漸く久能御山下迄汗水流して漕來り候所久能御山邊江參り候得ば忽ち西風に替り候て船如レ飛御山下を通候得ば又東風に相成三穗邊え入候儀 遲く相成翌日入津御届と申事御座候久能山大壽院と申僧參り右之噺仕候右之僧も船とく／＼と見申度と奉レ存候所御山下如レ飛にて矇と見屆け難き由申候右之船神慮に相叶不レ申候哉又は異之臭氣等にて其儀も神慮に背候哉に相咄申候實氣〔割註〕（補、實氣は身の毛なり）立仕候儀に奉レ存候右大壽院其外百姓等も一見仕候て相違も無レ之段相咄申候御山下過候少の間西風にて走り候事如レ矢と人々驚駭仕相咄申候

土人かく御山の靈異を云ふは、聞くも有難きことなれば爰に書とむ。

○或人曰。去年の頃川柳の句世に流傳せしには、

白河の卷の書拔き八代須河岸

或人この程帶中にて人より聞くと、其句記し置かば、當時を後人の知ることも有んと云ふ人あり。予答ふ。此句其意心得ず。人の曰、總じて俳諧點者に判を請ふて、其人點者を指し、菜の卷と云ふは俳人の通言なり。こゝは今の桑名老侯（もと白河を領すればなり）大政を執られし時、推轂にて擢られし諸有司の、

功成て死せしもあり、志あれど今老衰して用立ぬもあり、世に從て頭面を換たるもあり、名ばかりにて實用なきもあり、奇激にして棄りたるもあり、碌々として凡庸に終るもあるを、點者の、一點二點三點五點七點十點などゝ品題てし、さて寛治の治も、今を距ること業已に三十年餘、所謂三十年を一世とするにて、治世悉皆一變せしに、今も始終替らぬ者は、八代須河岸（林子の居邸を云ふ）なりとて、書拔とは云たるなり。八代須河岸の人望この如し。

○昔は江都の御外郭も今の如くには非ざりしか、明暦の大火に淺草御門を閉たりければ通路塞りて諸人御門内にて叫踩悶亂す。其中に傘賣ありしを一人見つけて、傘を買てさしながら石垣より御堀へ飛下れば、餘人これを見て我も〳〵とこの如くして逃れ出でゝ、傘は皆賣盡して諸人難を脱れし者多かりしとぞ。時に云、傘は雨具なるを火事のとき用立しは取捨違へりとて、聞者笑へりとぞ。〔割註〕北條流軍學心得書に見ゆと或人語れり。）

○予が庶長子章、幼名太郎吉、母は本妻亮鏡院の侍女某なり。妻には子なく、又封邑に在りし妾鎌與氏〔割註〕父の名は了圓、初式部少輔光時と稱す今の外山家の人なり。）二子を生む。名は武、源三郎と稱す、蚤く卒す。其次は今の肥州なり。長子章は性虛弱、武は其器に堪えたれば、これを嗣子に願乞ひしに、其頃は盛政の御時にて、白川侯（今の桑名老侯）御輔佐たり。舅家豆州閣老たり。婚家本多侯（彈正大弼）も亦閣老、其下參政内官に婚族通家多し。然るに讒訴の事ありて志上に達せず、殊に不審を蒙りしことありて、大目付松浦越前（予が大叔父）御醫橘宗仙院等と、屢々内談して質問陳啓せしこともありき。されども天色は固より蒼晴、藹雲は竟に流散し、衷思外顯を得て、二男を以て嫡子と爲るの允を蒙れり。然るに天道常無く、これも又遂に泉下に歸す。近頃その時寛政五年癸丑に閣老豆州に呈せし書を舊物の中に獲たり。因て來者の爲めに既往を說けり。

因に後人の爲に言ふ。此頃は白川侯いまだ婚家たらざる前ゆゑ予を以て他とせられし也。豆州は舅壻

の際困よりの内實を知れども、主事席圖内て此内間あり。今省るに豆州の心底想ふべし。又此時密訴蠱言を行ふ、今其人を云ふべからず。一は上野の護國院に願書を納て、由て官の疑を呈し。一は近藤正齋小吏の時間諜を為せしを、正しく其の人に聞く、是等皆人を姦惡せしなり。顧みるに正齋晩節を全ふせず、願書を納めし者の子孫、事に坐して今已に絶ゆるに至れり。然る時は釋氏の因果報應、異端の言と雖ども又攻むべからず。孔聖の名言宜なるかな。

源三郎(法號靈仙院)嫡子可ㇾ願以前内々伊豆守殿御尋に就申上る御答扣

私悴太郎吉病身に就其弟源三郎嫡子に仕度御内伺仕候趣意左に申述候太郎吉出生砌の儀は御手前様にも御存の通に御座候先年私在邑仕罷在候中祖母久昌院方より女中之内懷妊の由男女の儀は未ㇾ不二相分一候へ共初めし出生も有ㇾ之候事御家相續の儀は不二一方一事にて喜候旨申越候　然共此元出立前妊娠の儀一向存じ不申殊に妻に對候ても　心底不ㇾ宜且妾腹と申にても無二御座一候得ば面目も不ㇾ清候得共久昌院混と尋申候て世話仕候由承ㇾ之其後男子出生の由申越候故　其儘罷在候尤病身成長の程如何可ㇾ有ㇾ之哉の旨時々申越候追々致二參府一候節男子の儀に候得ば中心御樂有ㇾ之初て對面仕候處沙汰承候　より存外に虛弱の容體驚入申候　其刻承候處出生砌より胎瘡相煩定に十死一生に有ㇾ之候處久昌院事晝夜付添介抱養育仕候て胎瘡等の變は快方に相成候由候得共一體病身にて一向言語も相成不ㇾ申手足共に不ㇾ相叶候故對面仕候ても甚不平之仕合御座候其節容體の儀は山添熙春院も存可ㇾ有ㇾ之候其後又參勤仕候て對面仕候節も兎角病身にて　混と灸藥相用候其節迄言語も不二相分一歩行も仕得不ㇾ申故甚心痛仕歎かは敷存罷在候て發足仕候其後少しは力付少々の言は申候様に相成候得共行歩は不ㇾ叶有ㇾ之候其中に久昌院儀は不幸仕候右に付養育仕候者も無　御座一に付夫より妻方え差置段々介抱仕候尤私儀は在邑勝に御座候て得と存不　申參府の間對面仕候に兎角虛弱に有ㇾ之病身故か精心不二行屆一相續の程無二覺束一存罷在候尤此時分之儀　は御手前様にも折々被ㇾ掛二御覽一候御事御座候右之通御座候得共畢竟久昌院にも私初生

之男子の儀に候得ば相續の儀を存世話仕候儀に御座候故妻儀も右久昌院所存之所を承け孝心且私え對候志にて格別深切に養育仕候事に候得ば兩御歿後に至候共右之心底共素より私儀忘却可㆑仕樣無㆑之殊に久昌院は祖母之儀所存に相背候ては不孝に候得ば此處不㆑辨儀には無㆓御座㆒候共儀は末に申上候　共後に至候ても兎角精心不㆓行屆㆒右に就き稽古事等致習せ候はゞ丈夫付可㆑申と存爲㆑致候得共年來不都合意外に不束之儀に御座候此儀は事長相成候事故認不㆑申候若御不審御座候はゞ猶亦可㆓申上㆒候　右之通御座候得ば私儀も何れ相續相成間敷存極候得共　兎角久昌院養育之處失忘難㆑仕心底取直見合罷在候共中重家來共にも相續の程難㆑計旨度々申聞候得共先今暫見合候樣申聞置候　然處去冬內願之通復光規一年在府仕候樣蒙㆑仰候に付翌春早々在所發足仕候に治定仕候共節重立候家來共申聞候は　享保以後之儀とは乍㆑申年來在所勝に有㆑之候得ば政務之儀も篤と指圖仕候間　心强有㆑之候處此儀も違ひ留守も長相成候に付ては家來共一統の處も亦心弱き樣相成候半哉其上三人の男子有㆑之候處未嫡子も無㆑之安氣不㆑仕太郎吉儀は是迄の容體にては虛弱不束にて何分御目見等不㆑仕候儀出來不㆑仕　弟源三郎儀は生立も宜敷才藝等相應に候得ば先に御奉公可㆑仕依て源三郎嫡子可㆑仕哉の旨申聞無㆓餘儀㆒存候畢竟久昌院儀も相續の儀大切に存候所より介抱も仕候事と存候　不肖の子押て相續爲㆑仕候と申心底可㆑有㆑之樣も無㆓御座㆒縱遺命にても奉㆑對㆑上且は先祖へ對候ても身不肖にて　御奉公不㆑勤政治も不㆓相屆㆒候ては不㆓相濟㆒儀に候得ば此儀は曾て有㆑之間敷事に就き旁存寄相極申候家格嫡子相定候節は惣家來中え及㆓相談㆒何れも一統所存承候上相極相儀に御座候故此節も同苗の家來在家中島々在々え差置候者共　迄申聞一統同意の上御手前樣始彈正大弼殿共外親類共及㆓相談㆒候處何も御存寄無㆓御座㆒候に付已に御屆も仕候に相極申候然處私着府の上迄相待候樣にとの之も有㆑之且着の上にては　違却の間も可㆑有㆑之哉と心付候儀も御座候て彼是心外に遲滯仕居候儀御座義此節の儀は兄弟偏愛等の心底にては聊無㆓御座㆒候右の通不㆑得㆓止事㆒御屆申上候覺悟に付先達も私心底認指出候樣被㆓仰聞㆒候に付書付仕候以上

八月

別紙申上候趣先達て御咄申上候通太郎吉儀先に御奉公の儀は勿論政事裁斷等可レ仕容體無ニ御座一且遠國の領地旅行も無ニ覺束一存候。其中政事の儀は家來共も有レ之儀候得は暫相任置候共御奉公旅行等の儀は何分自身の儀に御座候ニ付て此節他家より相續爲レ仕候か、又は妻出生の嫡子を廢候かに候はゞ斟酌も可レ有レ之候得共是迄も不肖の生付に候得ば御願可ニ申上一筋に奉レ存候。殊に此度の儀は何も同樣妾腹の子にて幸二男相續可レ仕體の者も御座座に付何分前に申上候通先々御奉公政務等相勤り不レ申者相續爲レ仕候儀は奉レ對レ上不忠の儀と奉レ存。其次先祖共江對候ても不孝の儀に存候間右體相決御屆申上候含に御座候以上

八月

○この春、或人屠蘇考とて一小册を贈る。この書中專ら屠蘇の毒あることを說く。予因て或人に云ふ。屠蘇は今一般に世に行はれ、是れ醫生の調ふ所にして、若し毒ならば飲者皆中らん、醫も亦固よりこれを知らん。或人答ふ、然らず、近頃近畿の醫實に屠蘇の本方を調へて飲し者大に其毒に中りしと。然ればこの書も徵する所あるなれ、故にこゝに移謄す。

屠蘇考

屠蘇名義諸說多し、予に考あり、今其梗槪を左に記す。屠蘇はもと草の名にて、正字通に闊葉草を屠蘇と名づく、通雅に大葉薔に似たる者頭蘇となす。頭屠の音近し、まさに其大葉にして蔭あるに因て屋の名とすと云ふ。因て考ふれば魏の張揖廣雅に廜廯は庵なりと云ふも草の覆奄する形を借て釋したるものにして、草にて庵をつくることにてあらず。大冠も屠蘇と云ふ。丹鉛總錄にみゆ。或は帽の名とす、知新錄にいづ。又羽帳の名と壽世保元にみゆ、是みな草の形より出て、すべて覆ふ者には遂に屠蘇と名づけ、此となし彼となす、深く考るに足らざるなり。然るに屠は鬼氣を屠滅し、蘇は人魂を蘇醒するの義と四時纂要にいへり。又蘇は魁鬼の名、此藥鬼祟を屠割するゆゑに名づくと本草綱目にいづ、

みな妄說信じがたし。屠蘇を藥名となすこと、唐の韓鄂歲華紀麗に、俗說屠蘇、乃草菴之名、昔有ㇾ人居二草菴中一、每歲除夜遺二閭里一藥貼一、令三囊浸二井中一、至二元日一取ㇾ水置二於酒樽一、合家飲ㇾ之、不ㇾ病二瘟疫一、今人得二其方一、而不ㇾ知二其姓名一、但曰二屠蘇一而已、とあれば、藥を贈る人名も藥名も知れぬゆゑに。其草菴を藥名の代りに屠蘇と稱するまでなり。屠蘇はすなはち菴のこと、菴を屠蘇と云ふは草の蔭ある形を借り用ゆなり。是にて名義餘蘊なし。

屠蘇方は、晉の陳延之小品方に出で華佗の方と云ふ。藥味中烏頭の毒物あり、酒に浸せば凶毒愈甚し、常の人飲むべき者にあらず。我邦草澤の醫者、既に此屠蘇を製し本方と稱し鄉閭に贈る。用る人々罔絕に至る、親く予が知る所にして恐るべきの甚しきにあらずや。然るを古の人これを用ることいぶかし。ひそかに考ふるに屠蘇の法其傳を得るものは唐の韓鄂一人のみと思はる。紀麗の文を熟視するに、除夜藥囊を井中に浸し、元日に至り其井水を汲て酒に入れ、家內の者みなこれを用ゆと云ふを以て知るに、屠蘇の眞法は醫者の手に傳はらずして、却て俗人に傳りたる者と見えたり。其功能はもと井中の惡氣を避るための主法にして其惡氣を避けたる水を元日汲て酒に和し用ゆることなり。決して井中に浸たる藥囊を取出し酒に浸し用ゆることに非ず。されば長幼みなこれを飲むも、水と酒と何の害かあらん、畢竟呪法同樣也。葛洪孫思邈王燾の輩みな藥囊を酒に浸すことゝす、恐くは是に非ず。今用る所の者は各家方ありて、毒物を除き一種の屠蘇を製し酒に製することゝなれるは、古傳の明かならざるによれり。古傳の眞屠蘇と云ふものは、全く井中の惡氣をさくるためなるを變じて藥を酒に浸すことゝなると知べし。さて井中の惡氣をさくることは屠蘇のみにあらず。泊宅編に蒼朮數斤を井中に入れて瘟氣をさくと云ひ、又續博物志に瘟疫ある年は新に井戶を掘り其水を飲めば恙なしと云へば、有り來る井中には瘟氣の生ずるものと思はる。さて論ずるまでもなく人の生けるは水なり、水なければ飲食することあたはず。人命はもと大切の寶ものなれば、一歲の始め其の端をあらため、瘟をさけたる水を酒に入れ、皆これを飲む

も理に於て尤なることなり。邦俗若水と云ふこと、又松前の土俗元日水を銚子に入れ屠蘇の如く飲むなど、是等の儀に本づける者ならん。韓鄂引所の俗說强信すべし。

年少の者より飲み始むることは、荊楚歲時記に出づ。進椒柏酒、飲桃湯、進屠蘇酒、飲酒次第從小起と。注に後漢の董勛の言を引て、俗有歲首用椒酒、飲酒先小者、以小者得歲、先酒賀之、老者失歲、故後與酒と。左れど此事相傳ると久けれども、想ふに其頃俗間の傳る所にして的實の說となし難し。盧柳南小簡に、屠蘇卑幼より始むること不遜なり、元日は一歲の始め長幼の分を正し長者より始むべしと。至極もなる理に聞ゆ。予より見れば考の足らざるに似たり。其わけは屠蘇もと邪氣を避る藥方にして、卑幼より始むるは全く藥を用ゆる法を借たることゝ思はる。禮記に君の藥を飲む臣先づ嘗む、親の藥を飲む子先づ嘗むと云ふ。說苑に殷の湯王の言を載せて、藥食は卑に嘗て貴に至ると云ふ。これにて考るに、家内の人々悉く屠蘇を飲むに、かりそめにも藥の名あれば、先づ試るものは誰を先にし誰を後にせん、故に卑幼を始とすること至極の事なり。是全く卑人數を用ゆる禮數を假りもちゆること知るべし。或人の說に、小の字はすこしと云ふことにて、屠蘇方中に烏頭大黃の毒物あり多く飲むべからず。本草毒藥を用ゆるに黍粟粒ほどのすこしより飲み始むるの意にして、肘後屠蘇方後に、從小至大、少從所堪、千金外臺亦先從小起、多少自在とあり。小の字年少の義にはあらずと知るべしと云ふ。此說一理あり。然し病ある人毒藥を飲むにさへ黍粟粒ほどのすこしより始むると云へば、常の人なか／＼烏頭入りの屠蘇酒少しにても飲むべからず。まして小より大に至り多少自在なることを得んや。且椒柏酒の毒物なき酒も飲み始むる次第は同じく小者より起ると。歲時記の文粹に董勛の言を見ては、予はいよ／＼信ぜず。是說にかくより起るといふ者は藥を卑に試ましむるの儀となす。

小川波菴述

右屠蘇考、吾波菴先生人の乞ひに從ひ筆する所、其說一々新奇にして前人いまだ發せざる所なり。吾輩請ふてこれを梓にのほせ世に施すものは、かの本方屠蘇を製して人を誤らんことを恐るればなり。亦一

片の老婆心のみ。

六政八年乙酉杪冬汶上

中島文長

甲子夜話　巻七十五

○林祭酒曰、癸未年伶人豐時元七百年忌統秋三百年忌に當れるを以て、裔孫隱岐守文秋追福として同僚を招き萬秋樂を奏せしよし、其翌年文秋東都に來りて兩祖追遠詩歌の事を托し且曰、堂上方にては統秋は逍遙院殿の歌を給はればとていづれも詠出あり、時元は其詞なければとて斷りなりし、因て關東の方々へは兩祖とも詩歌を需むとなり、某答ふ統秋は堂上衆の詠あれば其上を武家にて續貂するは面白からず、時元は新羅三郎の因縁もあり、又堂上樂の意なければ是こそ武門の面々にて引受け然る可しとて、統秋は省きて時元をのみ承諾せり、是より後文秋其にて統秋忌勸進の摺物を示す。

正四位上雅樂頭豐原朝臣統秋樂道、修行の餘暇に體源抄二十卷を撰み、又歌道をも嗜み學び侍りき。永正元年三月五日(二水記載之)忝くも後柏原院の御笙御師範の仰を蒙りし時、深くかしこまりて歌道の御師逍遙院(實隆公)へ御吹聽申あぐるとて、

かゝる世もありけるものを中絶えて身を宇治橋と思ひこしかな

とよみて奉りしかば御返歌

中絶ゆる程こそあらめ宇治橋のかゝるうれしき瀬をのみぞ見む

と詠じ賜はりけること體源抄にくはしく記せり。又ある時三十首の御題を賜はり中に山家といふあり、折ふし前栽をしつらひければ、やがてその新造の山家のこゝろを

山にてもうからむ時の隱家や都のうちの松の下庵

とよみて伺ひければ殊の外に賞させ給ひける事、これも同抄にしるし侍りき。大永四年八月二十日七十五歳にして卒す。同年九月二日同公より追悼の御歌十首、法華經の題號を其句の頭によみすゑ給ひて贈

岐守豐原守秋へ賜はりけり。其御歌（雪玉集第六卷載レ之）

　めの前に消ぬ面影物いはゞたえず昔の事や交さむ
　空蟬の世の浮ふしや糸竹の聲を知てふ人もたえ行
　法華經に契結べるかひありて必長き闇を出づらむ
　聲に花を催すしらべをも手に任せてし鼓とも聞く
　伶人の中に出立ち折も折物に紛れぬ姿なりしを
　睦しと隔てぬものを水莖の久く馴し名殘をぞ思ふ
　けふとせかれあすはと頼む此世だに名殘は人に悲からずや
　君に仕へ臣に敎へて笛竹の道の極めは只獨りのみ
　やよやまてと斗旋のまかせばや老はおくるゝ程あらし身に
　現あるものとは何を思川見よや消ゆく水のうた形

又過し安永二年翁の二百五十回忌に當りければ、亡父順秋其追福のため、西園寺故右府（實季公）をはじめ、樂事御執心の御かた〴〵へ勸進申し奉りしかば、倭歌あるひは唐うたを給はり中にも、冷泉故亞相（爲村卿）殊さらにみこゝろざしありて懷舊の御詠を給はりけり。さて每月二十日には靈前に手向て樂曲をも奏し侍りける事なるに、ことし又翁の三百回忌に當りければ、先例にまかせて此度も當道にみこゝろざし篤き、尊上の御かた〴〵の高調をはじめ、諸君の詠をも勸進してなほ靈前にたむけ、かたの如く永久に傳へむ事をこひねがふもの也。

隱岐守豐原文秋　筑後介豐原陽秋謹白

堂上衆の出詠如レ左。

文政六年八月二十日雅樂頭豐原統秋三百遠忌のせつ、資福作善のため下し賜はる處の倭歌幷から歌等、

秋の懐舊の心を

(補)院御點　　(一條)前關白忠良公

問ひ見ばや月はしるらむ管竹の節遠きよゝの秋の調も

(補)院御點　　(伏見宮)兵部卿宮貞敬親王

家の風吹傳へにし物の音にいとゞ昔の秋をしぞ思ふ

(補)院御點　　(伏見宮)上野宮邦家親王

月影を見るにつけてもふりにける遠き昔の秋をしぞ思ふ

(補)院御點　　(聖護院宮)長吏宮盈仁親王

桐に住む鳥の鳴音の調をもよゝに傳ふる宿ぞ久しき

(花山院)前右大臣愛德公

文永距レ今五百年、淸音妙曲子孫傳、遙知我祖班ニ仙籍一、與在ニ鳳臺月下筵一、

(補)院御點

古への音をも忍べと管竹のしらべにかよふ松の秋風　　(轉法輪)前内府公修公

わけ絶えし道に慕ふもえにしあり百三反の秋の夕露　　(山科)前大納言忠言卿

ありし世を月に問はゞや糸竹の澄ぬる空の昔思ひて　　(鷲尾)大納言隆純卿

(四辻)前大納言公萬卿

佳名不レ朽倫官賢、已歴星霜五百年、實是古今稱ニ卓犖一、流芳奕世業相傳、

(平松)前大納言時章卿

業繼ニ箕裘一辱ニ帝師一、遺編長駐覺ニ才奇一、三遷百歳秋梧月、鳳去珂空感ニ舊時一、

廻りこし跡は五百とせ秋ふりて慕ふや月の古への影　　(冷泉)前大納言爲則卿

遠き秋のしらべを笛の聲に忍ぶと月は空につげなん　（庭田）中納言重能卿

（四辻）中納言公說卿

這翁不ㇾ死著書傳、賚吹彈人三百年、又被ニ秋風催ニ感舊一、疎吟也復祭ニ飛仙一、

その昔月に澄みにし笛竹の調べはさぞと思ふ秋の夜　（廣幡）中納言基重卿

（補）勅點

吳竹のよゝ吹傳ふ風の音にふりし昔の秋をこそ思へ　（轉法輪）中納言實萬卿

（綾小路）按察使俊資卿

鳳鳴明月昔時秋、飛去星霜三百周、追慕應ㇾ知與ニ明月一、千秋無ㇾ限遺音優

（補）院御點

笛竹に竹はむ鳥のよゝの聲を傳てきくもふるごとの秋　（石井）前大納言行宣卿

（補）院御點

百歲を重ねてめぐる古へのけふをぞ更に跡忍ぶなり　（三條西）宰相中將實勲卿

すむ月の秋の光もよゝふりぬ昔忍ぶの露にやどして　（山科）內藏頭言知卿

聞えあげし笛竹のよの秋の空月のしるべを慕ひてやすむ　（綾小路）三位有長卿

（大原）三位重成卿

累葉伶倫孜業餘、吟哦無ニ句不ニ名譽一、星霜屈ㇾ指已三百、猶有ニ體源一帙書一、

みもゝとせ昔の秋の月かげにすみしを慕ふ笛竹の聲　（庭田）中將重基朝臣

廻り來て跡を慕へば三百年の昔となりし秋の古ごと　（櫛笥）中將隆起朝臣

百年を三たびね重ねて慕ふ世の光隔てぬ秋のよの月　（油小路）中將隆道朝臣

（五條）少納言爲定朝臣

金天玉露素商清、故事追思不レ耐レ情、人去秋風三百度、餘音猶レ繼二鳳笙聲一、

（清　岡）大學頭長材朝臣

幾葭不レ歸雲路遙、秋庭松籟似二笙簫一、久將二清韻一傳二孫子一、三百家聲曲譜調、

（四　辻）大　夫　公　績

昭代修二家典一、宜和二鳳音一、雲仍我師範、有下謝二乃翁一心上、

藏人右近將監　大　江　俊　矩

古へにかはらぬ秋の月みつゝ遠き光を猶慕ふらし

右題の秋懷舊と云ふは、統秋卒は八月なるを以て、今の冷泉家かく出題せしと。又時元の卒は六月と聞けば、武家には夏と替へたり。時元の事古今著聞集に時秋とするを人々不審あり。文秋の言に著聞集は談話を記したる者にて聽誤なりと。乃その往復書面の中に參考に當つべきを左に擧ぐ。〔割註〕林子曰、この系譜の明細書は水戸殿へ呈覽して返されず、されば略譜とぞ。」

天武天皇六代後胤

元祖有秋賜二豐原姓一村上天皇御笙御師範

二代目　豐原公元　　三代目　豐原時延

四代目　豐原時光――公里（時光一男）
　　　　　　　　　　時忠（時光次男）

將軍伊豫守頼義　將軍左馬權頭義家　刑部丞義光（號二新羅三郎一此三人時光御笙申上る也

五代目　時元（寛徳二年誕生　康平元年叙二正六位下一）

此人兩兄に勝りて堀川院御笙御師範と相成、上北面に候す、乍レ併末男にて時光より秘曲直傳無レ之兩人調（案調大食）此秘曲は兄より授レ之、陵王荒序は足柄山にて新羅三郎義光より復傳、于

レ時十八歳之時なり是れ本道之實錄に候、乍レ然古來より物語古書或は著聞集等にも新羅三郞より大食入調復傳を受るは時秋なりと世俗に申レ之全く誤なり、年月甚き相違に有レ之右誤の出所は全く時光の子と時元の子と光と云ふ字と元と云ふ字と似たるより起れり、時元は笙を以て世上に獨歩す、體源抄に載レ之名高き人物ゆゑ新羅三郞の師なるべしと世上に思ひしは全く相違、時元則ち足柄山にて陵王荒序を習しこと本說なり、其後嫡子時秋へは時元より授レ之

六代目 ──時秋

文秋林家へ遣す書に 時元七百回之義に付試歌等段々御取集被レ爲ニ成下一候趣誠に御厚意之段冥加至極難レ有奉レ畏候別帋明細申上候通新羅公と時秋とは年限相違彼寛治五年（後三年之合戰）其時節には時秋はいまだ誕生無レ之候時元於ニ足柄山一荒序復傳を得候義明白に御座候古書樂所補任と申抄に誕生以後官位昇進之年月を以て引合校合仕候處彌明白に相分申候間別帋に乍ニ不調法一荒々相認奉レ入ニ尊覽一候勿論塙檢校群書類從にも右樂所補任之寫の撰載候第四十七卷に御座候御一覽之上御引合之程奉ニ庶幾一候葬地之義御尋ね是は其時代は天台宗にて叡山南尾光林菴と申す寺院に御座候彼三千院有レ之候古來之事に御座候統秋之祖父幸秋（鳳管抄撰者也）之時代に當りて後醍醐帝之御孫日應僧正と申奉る御方京地西北妙蓮寺を開基此日應僧正は伏見宮元祖と御兄弟に候也此僧正に歸依して日蓮宗と相成候趣舊記に有レ之候其以來于レ今右妙蓮精舍當氏之菩提所に御座候時元時代之墓所は叡山之南尾と承傳候へ共彼寺院も遺跡無レ之候依レ之近來更に妙蓮寺に碑を建立仕候て年々修法等供養候義に御座候此段御尋之御方々樣々可レ然御演舌之程乍レ恐奉レ希候元來洛中洛外墓所は一統に足利家時代迄は法度に御座候夫故いづれの宗にも古墳は頓と相分不レ申候皆々古來は鳥邊山にて火葬京北に蓮臺野十二坊と申所是も古代火葬之地に御座候此二ケ所にて洛中洛外共に墓所は法度有レ之候漸二百年來京地諸方に墓所被レ免候事に御座候此段廉々

難ニ相分ニ荒々申述度如レ此御座候何分時元七百回之義始て尊師御威光を以て勸進之義成就仕候旨此程聖護院宮其外日野殿にも御咄申述候處御趣向之段いづれも深御感伏之事に御座候何分々々宜敷御取計之程偏奉ニ願上一候謹言

文中尊師と謂ふは、文秋先年文學の志を以て林門に入ればなり。所々勸進の事初發の見込凡三百人餘の積にて聚めたるが、怠慢の人多く、乙酉の冬迄に漸百何十人集りたり。かくては何時までも期限無きことなれぱとて、先づ此聚りたる分を文秋の方へ送れりと。其寫したる册子を林丈示す。

夏懷舊

世々遠くかけて忍べは夏の夜の月も朧の足柄の山　（桑名老侯）致仕少將越中守松平定信
笛の音の昔をとへば足柄の峯の松風猶かよふ也　（小田原侯）侍從加賀守大久保忠眞
足柄の山路の跡はふりにけり七百年の五月雨の空　（福山侯）侍從備中守阿部正精
夏衣ひとへに忍ぶ笛竹のよは久くもなりまさる哉　（姫路侯）四品河內守酒井忠學
明やすき夜ともいはじ月に吹笛も昔の音を傳へきて　（平戸老侯）致仕壹岐守松浦清
立花の昔忘れずふく風もなほ笛竹のよゝに殘れり　（平戸侯）肥前守松浦熈
松風の調べに遠き秋の音を先身にしめて昔をぞ思ふ　（大洲侯）遠江守加藤泰濟
足柄の山まつが枝ぞ今も猶笛の音殘る夏のゆふ暮　（三田侯）長門守九鬼隆國
なつ引の絲繰返し足柄の關とゞめにし昔をぞ思ふ　（一關侯）右京大夫田村宗顯
なれも又ふりにし跡や尋ぬらむ足柄山のやま時鳥　（沼田侯）山城守土岐賴潤
今も猶聞くなる峯に時鳥遠きそのよの音をしぞ思ふ　（蓮池侯）攝津守鍋島直與
立花の昔覺ゆる笛竹にながきよ傳ふ音や殘るらん　（堅田侯）攝津守堀田正敦

物の音に猶澄登る夏の夜の月に其夜の事や問はまし　(前人世子)左京亮　堀田正衡

世の爲と傳へし人も夏の夜の月に昔の影慕ふらん　(生實侯)内膳正　森川俊知

哀なり笛の音なして松にふく足柄山のなつの夕風　(清末侯)讃岐守　毛利元世

今更に遠き昔の慕はれて涙にくもる夏のよの月　(仁正寺侯)主殿頭　市橋長富

夏草の道の末葉の露分てふりし跡とふ袖ぞしほるゝ　(三上侯)但馬守　遠藤胤統

笛竹のよに忍ばしき昔哉木末の蟬の鳴につけても　(林田侯)内匠頭　建部政醇

忍べとや世々に傳へし笛竹の聲の匂をそふる立花　(小倉支侯)備後守　小笠原貞哲

足柄の山路はるけき時鳥聲のしらべも昔ゆかしき　(黑羽老侯)致仕土佐守　大關增業

夏木立深く慕ひし笛の音のよをへて高き足柄の山　(平戸支侯)大和守　松浦皓

こし方を思ひ出てや笛竹のねに泣あかす夏のよの空　(淀侯故丹後守後室)瑤光尼

思ひ出し昔を忍ぶ夕暮にふる五月雨の音さへぞ添ふ　(淀侯丹後守庶兄)稻葉正剛

時鳥足柄山にをちかへりすぎし昔や思ひ出て啼く　(横須賀侯西尾隱岐守息山城守室)琴子

涼しやと聞につけても笛竹の世々の昔を忍ぶ此頃　(交代寄合兵庫助嗣子)朽木大綱

古も香はしき名は立花の道の榮えやしるべなる覽　(高家)少將備後守　戸田氏倚

遠き世を忍ぶ手向の笛竹に調べあはする蟬の諸聲　(同)侍從駿河守　横瀬貞征

時鳥過し雲井に笛のねを聞え揚げゝる名こそ高けれ　(御側衆)日向守　巨勢利和

笛竹のよをへて忍ぶ足柄の山の空蟬音にや立らん　(同)肥前守　佐野義行

夏深く忍ぶにつけて足柄の山の名高き笛竹の聲　(同)伊豫守　牧野成著

足柄の山路や猶も忍ぶらん七百年の夏は來にけり　(伊豫守嗣子)牧野成美

笛竹の調べ凉しき手向して昔の夏をさぞ忍ぶらむ　(伊豫守室)貞子

足柄や杉の下風涼しくも吹き傳へたる昔をぞ思ふ
香をとめて昔をとへば今も名はよに橘の風や告らん
足柄や涼しき月に夜もすがら笛のね澄し昔をぞ思ふ
心いかに涼しかりけん笛の音も足柄山の月に澄し夜
夏山の木深く籠し笛の音をよゝにとゞむる足柄の關
袖のかに忍ぶ昔の風も今吹かよふらし軒の立花
涼しくや今も吹らん足柄や高きしらべに殘る山風
笛の音のたえて久しき古へを思ふ涙の夏草の花
足柄のやま時鳥心あらば昔の笛の音にかよへかし
笛の音に今ひきかへて蜩の聲哀なる足柄の山
傳へ聞く足柄山の笛の音を戀れば夏も袖ぞ露けき
古への涼しき蔭ぞ忍ばるゝ足がら山の夏の夜の月
夏のよの夢と消えても古への光を殘す東路の月
涼しさは七百とせの夏までも吹傳へたる笛竹の聲
笛の音の譽れも高く夏ふりて猶慕はるゝ足柄の山
思ひねのよゝふるごとに袖沾て昔を忍ぶ五月雨の頃
笛竹のよゝに涼しく高き名をとゞめて忍ぶ足柄の山
ふりし世の人を忍べはいとゞ猶袂も乾ぬ五月雨の空
立花に遠き昔は忍べども慕ふばかりの音の葉もなし
よそまでも七百歳の古を鳴て過ゆく山ほとゝぎす

(御小姓組番頭)大和守　小笠原長保
(大目付)河内守　朝比奈昌始
(佐渡奉行)　泉本忠篤
(佐渡奉行)　泉本忠篤
(火消役)　内藤正廸
(中奥御小姓)甲斐守　渡邊輝綱
(同)長門守　笠原長坦
(御小姓)彈正少弼　中川忠宜
(同)豐後守　川口信成
(同)伊賀守　吉松雅晴
(御小姓納戸)大隅守　戸川安惠
(同)右京亮　磯野政信
(同)安房守　内藤忠明
(同)　菅沼定敬
(西丸御小姓)左兵衛佐　土岐朝豪
(土岐豐前守室)　とめ子
(御目付)伊賀守　新見正路
(御使番)　花房榮親
(同)　永井直常
(同)　伊丹直榮

夏山の露と消えにし昔より今も涼しき名こそ朽せぬ　(小十人頭)備後守　岡村直恒
夢とのみふけ行月の夏の夜は猶も昔を忍ぶよるごと　(寄合)山城守　酒井忠懿
人もいざ足柄山の時鳥ふりし昔を忍びねになく　(同)筑前守　西郷員豐
傳へこし常にその名は立花の昔のあとを忍ぶ頃哉　(寄合)　淺野長秀
夏衣七百歳をへだてゝも立名は朽ぬ人のいにしへ　(同)　久永勝明
時しもあれ秋には程もなき跡の七百歳を今年とぞ問ふ　(同)　阿部正信
足柄の山時鳥いまも猶昔を忍ぶねにやなくらん　(同)　土岐頼旨
哀れなり足柄山の時鳥昔の聲をまだし聞かねば　(同)　中坊廣風
古へを忍ぶか軒のしげれどもなど時鳥一聲もがな　(前人姉)　春子
笛の音を今も忍ぶか足柄の山時鳥すぎがてになく　(寄合)　米津昌侃
青葉そふ足柄やまの時鳥昔忍ぶの音にのみぞ鳴く　(前人室)　八重子
夏引の手引の糸の節々もよゝにたえせぬ昔をぞ思ふ　(典藥頭)中務大輔　今大路正方
足柄の山時鳥音にぞ啼く七百とせの五月雨の空　(奥儒者)　成島司直
足柄の山時鳥音に鳴て慕ひしあとをまた慕ふ哉　(歌學者)　北村季文
遷りゆく昔をかたれ鏡山ふもとのやどになく時鳥　(大御番組頭)　三輪久和
家の風かき傳へたる笛竹のよをへて忍ぶ五月雨の空　(中奥御番)　加藤正行
夏虫のきえていく世か笛竹の調べに殘る光をぞみる　(御小姓組頭)　堀利邦
傳へてし昔語りも笛竹のよゝに散ゆく五月雨のやど　(御書院番)　松平忠寶
世々をへてしらぬ昔も立花の殘る薫になほや忍ばん　(同)　神忠賢
笛の音の名だゝるあとの昔さへ慕ひてやなく山時鳥　(同)　松平定以

立花の花の薫はにたれども人は昔になりにける哉　（同）　平岩親隆

糸竹のよゝに傳へて高き名のふりしを忍ぶ五月雨の空　（御書院番）諏訪頼篤

笛竹の聲の昔は殘りけり倣うつす夏のよの月　（御先手頭平兵衛養兄）小笠原逸阿

いと早き七百歳のふりし世を忍ぶの軒に匂ふ立花　（御使番鷲巣伊左衛門女）花子

笛竹の調べもあひに奏草かけてぞ忍ぶよゝの來し方　（奥詰故津田山城守後室）鳳壽尼

物の音は昔になりて足柄の山時鳥ひとり鳴なり　悦子（補）悦子は原書肩書を脱す

（田安殿物頭孫左衛門養子）小倉正喜林（大學頭五男）

哀いかに雲間もがもな五月雨の降にしことを月にとはまし

足柄の山のたかねの時鳥なれも昔の跡を慕ふか　（御使番赤松左衛門室）經子同長女

今も猶聲なつかしき時鳥七百とせの昔かたらへ　（同堀小四郎室）緒子同次女

足柄の八重山遠き古への空なつかしき夏のよの月　（中奥御番設樂市左衛門室）純子同三女

足柄の山の高根の時鳥なれも昔を忍び音に啼　（同諏訪七左衛門室）纏子同四女

過ぬるか哀れ昔の時鳥雲ゐに聲をいまも殘して　（寄合中坊長兵衛室）絳子同五女

時鳥今も雲ゐに響くらん七百とせのよゝのふる聲　（林大學六女）纖子

笛竹のよゝのしるべに五月雨のふりにしことを聞斗也　（林又三郎母）八穗子

豐原時元七百年忌辰其遠孫文秋乞二余詩一賦以贈レ之　參議德川齊修卿

豐家絕技世操々、瑤管金簧妙入レ神、七百餘年傳二此道一、鳳鳴猶憶柄山春、

賦得夏懷舊　（松山侯）侍從隱岐守　松平定通

忽逐二東征一辭二鳳輦一、瑤笙猶帶鐵衣間、可レ知秘曲鬼神泣、朗月清風滿二萬山一、

足柄山頭秘曲新、上笙吹徹涙沾レ巾、若無ニ名將知ニ其志一、白分微軀歿ニ戰塵一、
（濱松侯）四品左近將監　水野忠邦

鳳儀鸞舞感ニ人天一、東道遺談振古傳、今日相山何所在、半輪烟月一聲鵑、
（鯖江侯）下總守　間部詮勝

遺跡高風不レ可レ攀、追思回レ首夏雲間、一從ニ鳴鳳翔ニ凉月一、餘響千秋足柄山、
（烏山侯）佐渡守　大久保直成

追慕王喬千載名、毎レ聞ニ遺響一總關レ情、薫風著レ意吹ニ脩竹一、亮々時爲ニ鸞鳳鳴一、
（飯田侯）大和守　堀親寶

月下曾傳ニ秘曲一還、鳳聲長奏殿廷間、遙思七百年前事、松韻和レ笙起ニ暮山一、
（神戸侯）伊豫守　本多忠升

絶世伶倫魂未レ消、長令ニ秘曲住ニ靑霄一、遙知懷舊齋壇夕、歌頌紛々擬レ招、
（柳本侯）大和守　織田信陽

象鳳聲傳七百春、一家妙訣寫ニ天眞一、薫風吹度林園外、萬籟無レ非ニ弔レ古人一、
（烏取支侯致仕）縫殿頭　松平定常

憶昔山中傳ニ秘曲一、淸風明月不レ勝レ情、郎今泉下應レ無レ恨、贏得昇平鸞鳳聲、
（岡田侯嗣子）伊東長祥

足柄關西山月淸、停レ鞍班盾對吹レ笙、英雄還付疇家子、餘韻迢々千古明、
（熊本支侯弟）細川利和

星霜七百正當辰、長想夏天孤月輪、短夜淸光無ニ問處一、古之人也古之人
（勘定奉行）左衛門尉　遠山景晋

(交代寄合)越中守嗣子　神原砥

相山千載仰二高風一、維昔傳心一曲中、雙鳳孤鸞今不レ見、杜鵑啼處月朦朧、

(御使番)花房榮親

征馬驕嘶夜月天、玉笙吹徹古關煙、當時誰不レ感二精絶一、餘韻猶傳七百年、

(御使番)堀利堅

追隨遠趁二玉鞭一行、行向二相山一轡暫停、從三自乃翁傳二秘訣一、家名奕々到レ今馨、

(寄合)瀧川利教

東關千里路悠哉、月下吹レ笙擬二鳳臺一、今日遺蹤何所レ在、滿山風雨杜鵑哀、

(寄合)淺野長孝

曾傳二妙曲一倚二孱顏一、正是倉皇鞍馬間、遺響無レ端入二幽夢一、子規啼破白雲山、

(御儒者)古賀煜

夜涼松籟奏二笙簧一、鏡驛芳蹤入レ夢長、不三獨一家傳二妙曲一、千秋編簡有二輝光一、

(御儒者)野村溫

七百春秋夢渺然、緱山遺曲世相傳、綠陰蟬奏汶陽管、想像東征駐レ馬年、

(奥儒見習)成島讓

駕レ鶴冲レ天杳沒期、妙音千古有二誰知一、杜鵑啼斷相山月、恍想當年案レ曲時

(御書院番善十郎子)平岩章

鸞音妙訣欲二長傳一、遠逐二鳴騶一授受還、弔レ古卽今何所レ見、夏雲依レ舊相山巓、

(御側衆豐前守次男)土岐朝茂

林蟬悲咽雜二松風一、宛是相山受授中、一曲千秋遺二秘訣一、使二人追慕意無一レ窮、

從下同二子晋一去登上天、鳴鳳聲空七百年、五月京城風雨夜、吹レ笙樓上聽二啼鵑一、
（大番頭丹波守弟）八木章

鳳曲修途乞レ教情、鶴令雖レ急爲停レ行、秘腔七百年來業、傳得空山月下聲、
（兩番）泉本明善

風雲萬里遠從レ征、綠樹山中駐レ馬情、一自二三郎傳二妙曲一、人間長記鳳鸞聲、
（學問所勤番組頭）勝田獻

關樹老蒼蟬韻悲、凄淸宛似奏參差、空留二妙曲一人何去、緬想當年坐レ盾時、
（同上）猪飼傑

斯將斯人良且賢、長天長夏逐二征鞭一、誠衷不レ說心中事、的識深情曲裡傳、
（御代官）古山禮

東征途遠轉堪レ嗟、綠樹陰中情更加、誰識相山閑坐レ栖、長傳二妙曲一在二豊家一、
（前人子）古山恒

將軍陣迹已荒涼、往事空歸夢一場、爲二是當年傳レ曲地一、至レ今蟬韻奏二笙簧一、
（小普請組弦次郎子）石川濟

樹鎖二關門一嫩綠濃、路人空此訪二遺蹤一、玉笙傳レ曲東征日、坐レ盾相山第一峰、
（前人弟）石川澄

想得吹レ笙向二碧岑一、風蟬尙似レ奏二淸音一、舊蹤今日無二尋處一、老樹森々夕照深、
（御金奉行八兵衞子）鈴木洋

坐レ盾遺蹤不レ可レ尋、空傳二妙曲一到二于今一、嫩篁交戛淸風夕、尙似二當年鳳吹音一、
（前人弟）鈴木潜

（御膳所頭）毛受武

會聞古曲正精純、節奏調和自感レ神、夏月凄涼風度處、遺音傳得太平人、

（小普請組醫師）村上樵

吹レ笙乘レ風想二當年一、妙曲空傳人已仙、一夢淸音聽不レ了、醒來高樹有二風蟬一、

（大學頭）林衡

箕業不レ忘繼述心、相山授受古猶レ今、蟬嘶松籟聲相和、彷彿當年鳳管音、

（前人子）林皝

鳳管遺韻入二天風一、秘訣當年傳不レ空、今日相山無レ處レ弔、亂蟬聲咽夕陽中、

（中奥御番）鳥居忠耀（大學頭次男）

靑袍烏帽蹤山邊、千里追隨執二玉鞭一、倘使二伊人無二繼纘一、豊家世守總雲烟、

（小普請組）坂井政爔（同三男）

追欽箕業昔雖レ忘、纓葉遺芳今尙長、想見當年傳レ秘處、滿山松籟起二笙簧一、

（御書物奉行）林煒（同四男）

我馬追隨尙帶レ笙、卽將二秘訣一一時傾、何如叔夜廣陵散、恨殺三千大學生、

（小普請組一學養子）依田守焜（同六男）

一宴秘調于レ今傳、往事空過七百年、凄斷鳳鸞餘韻遠、只聞雲樹響二啼鵑一、

○前に記せる駿州に漂着の唐船一艘、始めは遠州下吉田浦（一橋殿領知）に漂着す。因て最寄の御代官竹垣庄藏取扱の所、その邊港場なきにより駿州淸水湊へ入津繋舟に致し、追々江戸へ伺にて例の手續になりたる由。その船より以前本邦の漂流人を送り來れりとて時にこの唐船より出せる名册とて或人の手に得。

其文

……

護送貴國人名册

貴國漂流民人長吉等十二人、于二庚辰年十二月初九日一在二岙州島一、船載二魚油等物一、出口往二本國一貨賣、遇二東北大風一損二傷大桅一、隨レ風漂流、于二次年正月二十日一到二暹羅沿海地一、方搭救上二岸上一、年六月初三日附二搭金福全船一、至二七月十八日到一厦門口一、二十九日起身、至二八月初九日一到二福州一、九月十四日起身、十月十五日到二乍浦一、原船出口共計十二人、在二暹羅一、亡二過五人一、現存七人、兩局得泰全勝二艘、護送到レ崎、人名開二列於後一

得泰船送護三人

計開

一 長吉　一 鶴松　一 喜太

全勝船護送四人

計開

一 蒼松　一 清祐　一 未祉　一 榮祐

文政九年正月

寧波船主　楊啓堂□

又駿遠の御代官立合ひ問糺けるときの口書も亦前人に得

南部大膳大夫領分　奥州閉伊郡

山田村百姓　長　吉(戌卅六歳)

そけい村百姓萬之助弟　喜太郎(戌廿五歳)

同村百姓　鶴　松(戌廿八歳)

右申口

私共儀唐船え乘組遠州え漂着之上當湊え御引入に相成此度元船において始末御糺に御座候

此段私共儀大づち領船越浦黒澤屋六之助船頭平之丞水主倉松清助龜之助久兵衛伊勢松久助米次私共ニ人並炊榮助共都合拾貳人乘組右六之助商荷物粕油大豆鹽肴並大づち領村々より御領主え納候干肴類の由樽詰莚菰包とも江戸御屋鋪え差出候分書面荷物共江戸問屋え相屆候分一同積入七ヶ年以前去る辰年十一月廿六日大づち領出帆順風にて十二月七日仙臺領とうなん湊へ入津滯船同九日同所出帆同十二日雨雪にて地方を見失ひ房州沖に漂同夜戌亥の風強く洋中へ被ニ吹流一同十三日晝あかの道付候間無レ據打荷いたし同十四日大時化にて帆柱も切捨候處方角を取失ひいづ方より吹候風とも不ニ相辨一被ニ押流一同十五日風少し靜りあかの道を塞同十六日桁を帆柱にいたし陸の方を心差走參候處又候同十九日戌亥の風強く被ニ吹流一同廿一日雨雪にて時化に相成同廿二日大荒にて又候打荷をいたし同夜楫を折船中のもの共力を落し一同神佛を祈綱を楫にいたし流次第に相成翌巳年正月六日丑寅風にて被ニ押流一候處洋中至て暖氣に相成奥州邊六七月頃の時候同樣にて然る處追々船中呑水無レ之難儀いたし候處同十九日雨降漸呑水を取尙又廿日大時化に相成同夜俄に波音聞付候間地方へ着候儀と心付碇を入候得共保兼磯へ艫を當候間一同上陸之支度いたし船頭平之丞は浦賀御番所御切手海上通手形持參てんま船を卸し乘移一同乘込候處磯惡敷元船破船粮米其外共打捨てんま船も水船に相成乘組拾貳人のもの共の內平之丞龜之助は溺死いたし殘拾人のもの共漸一命を助り上陸いたし候處兩人死骸成共見付度海邊種々相尋候得共何分見當兼候內間もなく夜明廿一日も同樣相尋候得共不ニ見當一人家も不レ見候間其夜は無ニ是非一草木有レ之山に打臥廿二日山に登り見候處遠方に小屋相見へ候に付尋參候處木葉にて厚三寸位に家根を葺四壁共同品にて圍置丸竹を敷並候小屋にて男は丸裸女は木の皮樣のもの腰に卷男は手首より指先迄腰より下兩足くろ節迄入墨いたし女は腕より爪先迄竪筋に入墨いたし腰より下兩足くろ節迄竪筋に入墨いたし男女共顏へ赤土樣のものを塗り鬼形の如く怖敷姿にて大勢駈集何角私證(補)私證不審」奔走いたし候處間もなく役人體のものにも可レ有レ之哉壹人罷越差圖いたし食用として私共に芋樣のも

のを爲レ給壹軒に壹人宛引取被レ養臥候節は小屋壹軒兼て請取置き拾人一處に臥夫食は前書之品朝夕壹つ貳つゝ宛行候に付當座は給足り不レ申候得ども追々腹中も馴飢にもおよび不レ申衣類も追々着破れ候得ども寒暑之差別もなく凡四ケ年程も右場所に罷在尤何事をも不レ仕扶助のみ請け罷在候內久兵衞久助は相果候間木の葉にて編候蓙に包み土中に埋置申候且言語の儀一向不ニ相分一候得共バラヲとか申樣にも相聞候島にて夫より未年七月中頃にも可レ有レ之哉不ニ見馴一大船罷越滯船翌申年八月始頃にも可レ有レ之右船出帆之體に付手眞似等いたし相賴右船へ乘せ貰出帆ノ節右島形海中より及レ見候處凡豎貳拾四五里程も可レ有レ之島に相見申候夫より八日程も西の方へ走りメレランと申候處の港へ着船上陸いたし間もなく唐人體のもの罷越候間乘組の內より日本人の由書付遣候處人家へ引入れ大切にいたはり呉申候右場所の儀家居の樣子瓦葺にて四壁共石にて疊上相應に人家有レ之去酉六月三日唐船參候間爲レ乘貰ひ共節八人のものへ丸金四拾枚貰請夫より出帆同月十七日船中にて伊勢松病死いたし候處船には難ニ差置一旨に付無レ據海中へ捨、七月十八日厦門と申所へ着船いたし同所取扱を請候處右場所の儀は家居瓦葺四壁漆にて人家も相應に有レ之同廿九日竹にて編候かご樣のものに被レ乘役人差添繼送其節も丸金壹人貳枚づゝ貰受八月九日福州と申所へ着同所取扱を請古衣類等貰請罷在九月十四日同所出立同所にても役人付添或は陸路を歩行或は川船にて下り道中いたし十月十五日乍浦着同所取扱を受け衣類羽織等迄も日本風にいたし貰請候儀にて同所に罷在候內長崎商船出候間倉松淸助米次榮助右四人は十一月十九日別船に乘出帆いたし私共三人は當船へ乘船いたし參候內洋中にて難風に逢此度漂着仕候儀に御座候尤丸金貰請候分彼地にて兩替いたし追々遣拂當時の着用衣類幷遣殘り錢等のみ所持罷在候義に御座候且私共三人の內長吉鶴松は女房有レ之喜太郎は獨身に御座候

右御糺に付相違不ニ申上一候以上

戌正月廿一日　　　右

長吉　左大指爪印
喜太郎　同　印
鶴松　同　印

羽倉外記様
稲垣庄藏様

此中異國人物等の事もあれば茲に寫す。又此唐船長崎にて受置たる信牌を證として出せしとぞ。此圖も又寫す。此信牌のこと下に詳に云はん。

信牌

長崎通商照票

長崎譯司（熊劉鄭陳　平樊　熊周陳劉）特奉ニ
鎭臺憲命ヲ爲ニ擇レ商給レ牌貿易肅ニ清法紀一事ノ、照得爾等唐船通ニ商
本國一者、歷有ニ年所ヲ絡繹不レ絕、但其來人混雜無稽、以致ヨ奸商故違ニ禁例ヲ今特限ニ定各港
船額ヲ癸未年來販船隻內、該ニ寧波港門壹艘所レ帶貨物ハ限ニ定估價約玖千五百兩ヲ以通ニ生
理ヲ所レ命條款、取ニ具船主沈福齡ヲ親供甘結在レ案、今合レ行ニ給照ヲ即與ニ信牌壹張ヲ以爲ニ
憑據ヲ進港之日驗ニ明牌票ヲ繳訖、即收ニ船隻ヲ其無レ凭者即刻遣回、爾等唐商、務必愈加ニ
謹飭ヲ儻有ト違ニ犯條款一者ノ、再不レ給ニ牌票ヲ按レ例究治、決不ニ輕貸ヲ各宜レ愼レ之、須レ至ニ牌
者ヲ

右票給ニ寧波船主沈福齡一

文政伍年三月二十八日給

譯司□限到　日繳

或人曰。この信牌は彼國にて新造出來、乘渡りを願候へば通詞十人に申付ありて信牌を認め船主に授く、所押の二印共長崎御役所にある所の印と云ふ。又船主替る事あれば船を沽（估カ）渡して（補沽俗作添と字書にあれど不審。）信牌も書き更めて願ふと。其時書改め渡れば新船主より砂糖一萬五百斤ばかり長崎御役所へ上る、是をば直に通詞へ下さると云ふ。又阿蘭陀船にも信牌あり、これは横文字に認め船主に授くとぞ。

又この三印の文讀難きにより今の崎尹高橋越州は久しき識人ゆゑ文字如何にと尋遣したれば、其答に、

唐國通商信牌の印の由右印文何々と申候哉御尋に御座候處右者唐人共出帆當日右印入候箱其筋のもの持出鍵は私方に預り置候て信牌文面其筋の者持出私一覽の上家來より其筋の者へ相渡右鍵も家來より其筋の者へ相渡諸立合の者一同箱を明け印取出し私へ爲二相見一直に其筋のもの夫々調印立合一同披見家來の者受受私へ差出申候事にて如何にも嚴重に取計申候例格にて右文字寫並眞文字に直し候分も右箱に入置候迄にて外寫し候儀も無レ之尤初在勤の節文字に直し候も一覽候迄にて御座候間得と相覺不レ申候然共眞文字に解し候は初在勤之節空覺に寫し申候間昨日終日書物取調相尋候へども于レ今相見不レ申候間尊答に否申上兼候信牌文字には相違無レ之樣相覺申候右寫し尋出候はゞ早々申上候樣依レ之御別紙返却仕此段御受申上候以上

二月十七日　　高橋越前守

（補）三印は右上に割印あり方一寸一分、文中玖千の上に一印あり方六分半印文共に朱字篆體なれど解す可らず、末に譯司の下に押す所の一印は方一寸二分其文は譯司員一同之印の七字なり。

甲子夜話 巻七十六

○往年何れの時にか有し。蝦夷の陝に事あらんとして、参政堅田侯（堀田攝州）臨時の命を蒙り總使として赴き、仙臺（松平陸奥守）會津（松平肥後守）兩侯の軍勢をも向けられる。然に近頃奥州の人より故册をおくる者あり、又予が手に轉ず。廼載

東夷手當備立一件

一行列一日に三度づゝ立る事　行列中服左之通

番頭以上（陣羽織立付曳馬尤采幣所持）但陣將は駕籠も有　物頭以下諸士之分野羽織半衣股引　足輕半衣股引半被

右何も蒲脛巾と、もつこかぶり諸士は陣笠の外へも用

一弓は荷作鐵砲組の者預り持參先の應變に依て用

一戰卒斗と申事にて物頭以下持鎗斗也

一大筒類

五百目（打手）新田八郎右衛門　三百目（同）坂中傳内　二百目（同）小平伊左衛門　亂火打二人

其外二百目以下は數多（但藥は桶詰にて運玉は箱に入荷造り）

一御人數千五六百人醫師五人

一隊之諸士三拾五六人（但子弟介添之者も備の中へ加る故五十人位）

一五隊外に一隊軍師備隊

會津表出立

正月元日立（軍師）片峯保助　同二日立（道中奉行）横山數馬　同九日立（物頭）日向三郎右衛門　物頭三組（カラツト固め）（軍奉行）丹羽織之丞　同十日立（カラフト固）（番頭）梶原平馬　物頭三組　外に普請奉行　同十一日立（カラフト固）（陣將）北原采女　組頭二組　同十一日立（ソウヤ固め）（陣將）内藤源助　組頭二組　同十三日立（武者奉行）遠山甚大夫　二月五日立（松前固め）（番頭）三宅半之丞　物頭三組

大方右之通に御座候米は公儀より七千八百俵御引替味噌醬油酢鹽之類

坂田　本間久四郎請合

（補）以下仙臺勢

舊冬十二月初旬從二江戸表一奉御書到來中村日向殿被レ致二出府一候所公儀之被二仰渡一御請相濟首尾好御時服頂戴同月廿二日歸國被レ致候（此子細家中にても相分り不レ申候）

一蝦夷嶋之防ぎ御加勢として三千人尤十五歲より五十歲迄選人にて出勢可レ致旨片倉殿列座にて被二仰渡一候（右者はこだてヱトロフクナジリ三ケ所への手分にて出張之由に御座候）

夫より於二躑躅ケ岡一毎日陣立備有レ之稽古御座候に付、年越も正月も當城下にてはむちやくちやにて仕濟申候當正月十六日迄は毎日之稽古御座候若年寄衆一頭も見分に被レ出候大筒石火矢は井戸ケ濱にて試申候

ヱトロフ持口人數

惣大將（三千石）日野英馬　副將（千三百石）平丹下　大目附（八百石）齋藤孫三郎
番頭（五百石）星甚兵衛　番頭（五百石）永嶋東吾　物頭（三百石）矢野周助
物頭（三百石）太田次郎兵衛　同（三百石）白津又次　鐵炮頭（二百五十石）白石源兵衛
下目付（二百石）矢附又右衛門　徒士目付（百五十石）大宮吉次左衛門　醫師（三百石）岡部養順

外科（百　石）鎌田甫三

右番頭物頭四人へ一人に付小人廿人足輕廿人宛

右人數へ伊達安藝殿人數百五十人餘

クナジリ持口人數

惣大將（三千石）高野雅樂　副將（二千石）眞山刑部　大目付（千　石）猪狩市郎右衛門

番頭（四百石）森田勇記　同（三百石）石母田平馬　物頭（同）千坂榮藏

同　（二百石）山崎源五右衛門　同（同）大音彌學　同（同）米山德右衛門

鐵炮頭（同）木村矢柄　下目付（百五十石）玉星文次　徒士目付（同）橋川仁十郎

醫師（三百石）小野寺覺安　外科（百　石）淸水傳庵

右番頭二人物頭四人へ一人に付小人二十人でゝ

右人數へ石川大和殿人數百五十人差添へ松前迄被遣候

物頭以下詰所以上之者

（千　石）早川山路　（同）鹿又五郎　（七百石）伊庭野市左衛門　（五百石）渡邊寛次

（同）木村直之助　（三百石）砂金忠太左衛門　（同）中村八太夫　（同）氏家要人

（同）今村常次　（二百石）杉原十太夫

右惣人數鹽竈ヶ岡におゐて備立稽古正月廿日迄有レ之見分相濟正月廿二日杉山臺におゐて大備有レ之正月廿三日於二御城中一饗應詰所以上之者松之御廣間にて一汁五菜御酒御料理被レ下大番組御之間にて一汁三菜組方士へは御椽側廻にて同斷小人組足輕の分は御玄關前にて御酒御吸物被二下置一候尤御奉行衆は若年寄衆御玄關へ出座御饗應被二成下一候

正月廿六日出陣被二仰渡一則廿七日杉山臺に惣人數陪臣共五千餘人相集尤行列出勢相立申候箱館固め人數

は二月初旬出立之積に被ニ仰渡一相揃申候

箱館人數

物　頭（千五百石）齋　藤　德　藏　目　付（七百石）茂　庭　三　之　助　物　頭（五百石）瀨　戶　昇　之　助
同　（同）　武　藏　今朝之助　勘定奉行（百五十石）矢野彥兵衞　吟味役（同）　望　月　多　膳
同　（百　石）金　津　淸　吉　下目付（同）　平　井　林　大　夫　徒士目付（七十石）伊　藤　源　之　助
醫　師（二百石）那　波　春　朔

右へ小人三十人足輕三十人差添是は來月出立の人數に御座候

一昨廿六日エトロフ、クナジリ兩持口惣人數出立の處誠花やかなる事御座候旗共はかつがせ候得共物具は不レ致候陣羽織陣笠に御座候

一會津樣御加勢正月十六日より廿日迄五日の間當城下通行御座候所人數惣勢三千程に御座候五備に分れ罷通候は道中人數差支候故右之次第之由に御座候別て陸斗りの事故會津樣御物入莫大の儀に御座候當城下は兵具大筒等不レ殘鹽竈浦より元船三艘にて津輕迄廻船の事故格別手都合宜敷御座候

大筒兵具等廻船之人數

船奉行（千　石）天　野　典　膳　鐵炮頭（二百石）眞　野　半左衞門　同　（百五十石）石　狩　玄　蕃
目　付（百　石）佐　藤　由右衞門

右へ足輕百人三艘へ引分差添正月十六日鹽釜出船にて御座候

去冬十二月廿八日右之人數御勘定所へ御呼出今度蝦夷出勢之輩金子頂戴被ニ仰付一惣大將相勤候者並副將右之人數口壹人に金百兩づゝ大目付番頭金五十兩或卅兩と夫々分限に應じ被ニ下置一平士へ拾五兩づつ被ニ下置一小人幷足輕へ金五兩宛頂戴被ニ仰付一候

一備立古稽の内は躑躅ケ岡杉山臺共に見物停止に御座候當正月廿六日惣勢出立之節は諸見物御免に付誠

に大群集にて怪我等有レ之候程之儀に御座候

七北田口迄　片倉小十郎殿　中村日向殿

右二頭首途見送りに被レ出候誠に花やかなる事に御座候私抔小十人組頭相勤候故箱館人數江加り二月初旬出立仕候當年四十八歳に相成候故五十以下に付無レ據罷越候若討死等仕候に御座候はゞ一遍之御回向可レ被二成下一候存生にて歸國仕候はゞ出府之節旅中之事共具に御咄可二申上一候委細申上度事共御座候得共大取込故荒增申上候他見御無用奉レ願候早々以上

正月廿八日　千　席

○松前江被レ遣候人數割

日野英馬(目付)　齋藤孫三郎　茂庭三郎助　平丹下

長柄組組下四十人宛(先手長柄鐵炮組)清水仲兵衛　氏家要人　中井八郎右衛門　多田次兵衛　矢野周助　組下四十人宛　鐵炮頭　三宅十郎左衛門　加藤大七郎　右兩人組下五十人百目筒　使番　望月多膳　富田勇記　平井林大夫　(小荷駄奉行)森記市　手配役　富松庄右衛門　山口六之允　都合惣人數六百人

外に扣之分　(九番大番頭)石貫筑前　組下大番士三百五十人(十番同)瓦理内膳　組下大番士三百五十人

浦々之方固め

(名取郡浦々片倉小十郎家老)片倉主馬助　橋富　玄蕃　大内　要人

(宮城郡浦々伊達安房)和田　内記　村田　筑後

(桃生郡浦々伊達式部)大晉　下野　瀨上　筑後　大童　右近助　武田　悅之助

(牡鹿郡浦々)茂庭周防家老共　片倉小十郎家老共　伊達　下總

（氣仙郡浦々伊達式部家老共）中村　主計　大内　縫殿　沼部　兵庫　鮎貝　志摩
越後國（江戸より入國片倉小十郎嫡子）片　倉　豐　後
最上　境　固　伊　達　肥　前　後　藤　孫兵衞
南　部　境　固　伊　達　將　監　大　竹　主　計　黑　澤　石　見
扣之分惣人數三千百七十三人
追而被二仰渡一扣之分
茂庭周防（自分手勢斗）　馬上役七十五騎　鐵炮大筒百挺　弓百張　長柄百本　惣人數千四百三十一人
卯十月

〇藤堂侯（津城主和泉守）の家にて、近頃太祖創業志と云ふ書を作る太祖とは高虎を云ふ、彼家の書なればなり。その書中に吾祖法印公のことを出せり。予請て鈔寫す。
二年丁酉五月、公三入朝鮮一、略二忠淸道一、七月十五日夜襲二閑山一拔レ之、時百濟統制使元均、大聚二戰艦于此一、以絕二我糧道一、公遣レ人覘二其巢窟一、夜參半號砲三響、公急赴レ之、則良勝及笕浦忠秀、各獲二敵船一而同、餘悉焚棄去、時已黎明、元均率二數百艘一、移據二海門一、我兵進競擊、高刑等各有レ獲、高刑公甥、時年十六、松山侯加藤嘉明、買二我餘勇一、親獲二一艘一、敵有二巨艦如レ山者一、連發二矢砲一、不レ可二嚮邇一、佐伯惟定部兵單舸獨進、以二長鉤一搭レ之、就レ勢騰而上、直斬二其將一、餘兵皆匿二艙底一、盡屠レ之、松山侯及平戸侯松浦鎭信、淡路侯脇阪安治、乘レ勝競集、各欲レ建二其旗一焉、長田惟氏大聲呼曰、此藤堂侯兵所レ取、那得レ奪レ功、斫二松山侯所レ投旗竿一、建二我旗一以表レ之、獲二敵船一凡一百六十隻、元均以レ身遁、閑山在二朝鮮西海口一、右障二南原一、爲二全羅外藩一、此地失レ守、則沿海無レ備、於レ是舟路始開、我軍往來無レ虞、實公之力也、諸侯凱安論レ功、松山侯自稱二先登一、且以二親獲一誇、公弗レ許、平戸侯判曰、宇和島將士、夜間奪二敵船一最先、又獲二大艦一斬二其將帥一、諸侯雖二各有一レ功、孰出二於其右一哉、且士卒之力卽大將之功、何必在二其親獲一乎、諸侯皆首

肯、松山侯荷綮爭、監軍福原長堯、熊谷直盛等、遣二七名連署證券一保二公之爲一レ最、附以二書牘一讃二其忍一レ氣不レ較、太閤賞軍帖、東照太神君及淺野長政增田長盛三ノ書、亦皆賞二其爲二頭功一、秘府具存二事狀一炳焉、野史失レ考、功二於松山侯一、且爲二文祿元年事一謬矣、

始に二年丁酉とあるは慶長二年なり。又これに就き林子曰けるは、津侯此書成て水府黄門殿に序を乞ひ、我に跋を需けり。この時黄門殿の言に書名いかにも天子の事を記せし者の如くなりとて、名を換て今は士傳錄と云ふ。水府の序いまだ脱稿せざるを以て、林子の跋文も草に及ばずとぞ。

○先年職原鈔註解と云ふ書を讀で、有用の事を鈔寫し置たる者あり。武家の邊國に在る輩には、位官のことに就ても口宣物詔等の辨別あらん爲なり。仍て舊物を後示のために再謄す。

依二器量一任レ之　公事を勤め物をも書き少外記の可レ勤器量也。凡て文武の官共に官を下さるゝ書付を宣旨と號す、大外記の書所なり。社人出家等の官は宮務の書所なり。位記と云て位を下さるゝ書付は大外記の書付なり。官は表向の勤の職ゆゑ太政官よりゑらむにより外記或は史是をかき、位は知行の事故天子の思召にありて御所より直に仰出さるゝを以、大内記是をかく。天皇御璽の印あり。後世武家にて知行宛行者也の一通は將軍家の御朱印御黑印にて下され、役を仰付らるゝは御老中若御老中の支配にて其役所より仰付らる。たとへ將軍家の御心より仰付らるゝにても、表向は老中若老中の下知なり。宣旨と位記との差別は是にて可レ參、惣て宣旨と云へば詔物の惣名なれども、中古以後誰れを何の守に可レ任と云書付をのみ押出し宣旨と號するやうに成たり。

外記　外記も史も太政官の祐筆也。史は辨官の下知に依りて物を書、外記は少納言の下知を受け物を書、總て御用の書物を公文と云。是を讀上る事も外記は少納言へ向てよみ史は辨へ向てよむ、其外記の中にても大外記二人なり。今は一人に成て若し子あれば權大外記とす。大外記は天下の惣政務に預る祐筆なれば職掌も廣く勤方も重けれども、少納言の下知を受け太政官にてのみ勤め昇殿せざる故却て大内記

よりは輕く、今は數世他家を不レ任押小路大外記相傳して、近頃は公家衆の子を養て相續する事あれ共一向地下の官人の頭也。大内記は勤方はせまけれども柱下起居郎とて天子の御座に近き物を書き昇殿して御内書を掌る、宣命詔勅書位記等を草案する時其文をも撰て書く。大内記の認る所を詔書とも云て眞の天子の御書なるゆへ人柄重く、譬は大膳内膳抔云者にて大膳は下臺所奉行大勢の料理を支配する故大の字を置く。内膳は上臺所奉行天子の御膳のみを掌る、總じて小に對する大はいつにても重く内に對する大は輕しと可レ見。大舍人内舍人抔にても可レ考。内舍人は御輿先につく大舍人は御前を拂ふ。大膳大外記等の大何れも内に對するゆゑ輕し。大納言大將などの大は少納言中納言に對し中將少將に對するにて重し。内に對すると小に對するとの差別を能く合點すべし。夫れにて早く合點すべし夫れにて早く呑こまるゝなり。大外記は延喜式彈正の篇にも太政官外記拜ニ少納言一とありて支配にあづかるとの義なり。

印法も二色あり。天子の璽と太政官の印と共に少納言の掌る所なり。天子の璽を神璽と號す、神璽の始る事いつ始る事不レ見、是も唐を摸して始られたる者なるべし。内印方三寸、五位以上の位記におされ、諸國へ下さるゝ公文におさるゝ外印は方二寸半、六位以下の位記におさるゝを御請印と號す。別に寶として傳る神璽あり。是踐祚の日天子へ奉りて神璽の箱とて傳ふ。是印にあらず玉也、三種の神器の一つとす。扨太政官の印は方二寸半にして太政官印の四字あり官符におす所也。又天子の印は天皇御璽の四字なり。常は主鈴の官人是を預り、押さるゝ時は少納言是をおす。(中略)日本應仁前後の亂世より御請印紛失し、後水尾院の御時ある大工一人是を市に買て材木におす燒印とす。勸修寺大納言殿是を見られて天皇御璽の文字に驚き、其御印を官に納め、大工を主鈴に位し御正印預とし、十六七年前迄高屋丹後守と號せしが不行跡ゆゑ其家亡。今は渡邊粟津兩氏の者主鈴に任じ是を預る、元來主鈴は二人のものなるゆゑなり。是を押るゝは今も少納言の職也。

卿一人　卿は明也伯也と令集解に注して、其一役所の上に立て政務を明白にするの義也。八省にては長官を卿と號す。異國にて或六府九卿と云と同じ。中務の上に云通り唐の中書省を引おろして六卿の列に加へ八省としたるもの也。元來重職ゆゑ常の六卿の如くにしては手ぼる故、其中書省の重き事を中務に屬し、輕き事を宮内に屬し、一官を二つに割、中務宮内と置。是を六卿に加へて八省と稱す。侍從して輔佐し詔勅を掌どり事を受て復奏し、凡て宣旨の事悉く中務より出、臣下の上表も中務へさゝげ國史を修する事を監察し、すべて中宮后宮等の役所の事を下知し、女王内外の命婦宮人の名帳を掌り、位階を叙する事を吟味し位記を下さるゝ事を記し、諸國の戸數年貢の帳などは民部の掌どる處なれども共惣勘定を知り、天下僧尼の名數是も治部の掌る處なれどもつゞまる所は中務に知領し、甚重職にて天子御側の事は不レ及レ言、御殿へかゝる程の義は悉此省に支配す。爾に弘仁已後其職薄くなりて有名無實なること多し。但今以中務卿は七省の卿より萬事重く親王の内にても別て貴重の人是に任ずと可レ知、當時有栖川宮職仁親王此官たり。是は靈元院の皇子にて中の御門院の御伯父たるを以なり。末代兵部卿式部卿彈正尹等の親王の官には勝手の義なし、只中務卿大輔少輔共に位記を下さるゝとき宣奉行の職に預るゆゑ、武家社家等の極たる官物と云て幣禮あり。古來に合せては僣の事なれども、今親王家及公家業家領すくなき人なれば、其家にては益ある事とする也。

大少錄　物書の役也。大は正七位上、少は正八位上、の相當にて是は中務省より此人を任じたしと頤判任す、但文才書記の職に不レ應難レ任ゆゑ諸道の學に依て任ずる官也、と官職秘抄の旨也。

内記　大内記は御側祐筆の頭とみるべし。少内記抔は御側並祐筆也。惣て中務省は天下の政務に預ることは不レ掌、只禁中に掛る御用而已を掌るゆゑ、御祐筆も中務の支配になりて同事にても官を下さるゝは太政官より命じ、其書を太政官の大外記に書すれども、位記は中務省より出て大内記の書處也。官と云は俗に云役義にて是は表向へかゝること故、太政官より支配し、位は知行の名にて天子より下さるゝ

物なれば中務より支配す。後世にても諸大名の役替は老中より申渡、新地を下さるゝも加増を下さるゝにもせよ御判物は奥より出る、是にて合點すべし。内記の勤方菅家の古書に柱史鈔柱礎鈔とて二册づゝ有、一切書認るものゝ文體をあらましのせ、詔書勅書宣命位記抔の次第も委く、時に臨て其文體を全體のかたにして少づゝ轉改て書ることゝ也。大内記は天子の御側を勤る祕筆ゆゑ昇殿するによりて公家衆の職となり、大外記は昇殿するに不ㇾ及太政官迄出るが職ゆゑ地下の職となりたり。但内記抔は被接の官と云ふものにて、中務へ付られたる官にて別に内記局とて別に役所あり。

堪ニ文筆ㇾ者任ㇾ之　文は學問博識の義也、筆は文字に達し文をよく書き、筆法にうとからぬを云也。文と筆とを兼ざる人は難ㇾ任職なり。夫は何故なれば詔書宣命を草すると云ても、文をも作り清書をもする故ぞ。詔勅は同義にて重きことに用を詔書と云ひ、尋常のことに用を勅書と云ふ。共に漢文を以てす。詔書勅書かき樣には少違あり公式令にみえたり。宣命は和文にて中臣祓のやうに手仁葉を入れて書きたるを云ふ。是は庭上抔にて讀上げ、百官萬民早く合點のゆくやうに柔かなる詞で書くなり。祝詞も祓も共に宣命の内なり。天子の仰出さるゝは通じて綸旨宣命と云ふとも、日本にては流例となり有の通に分れたり。春宮親王中宮抔の書出には令旨と云ふ。元來は天子の仰をも通じて命とも制とも令とも云ひたれども、秦の始皇天下を一統して令を改めて詔と云ふ。其内古來命と令とを別てみれば、命は大事に用ひ令は小事に用ひたる由文體明辨に載せたり。然れば夫を受て大事を詔とし小事を勅とすと見ゆ。猶官位令職員令抔と後世迄通規は令の字を用ひ、自然と后宮親王中宮のを令旨と號け來るゆゑ、今にても日光御門主抔の御出さるゝを、一品大王の令旨によりて何々と書く也。

上下諸人位記　五位以上の位にあらざれば位記は下されず、六位より下は位田なきゆゑなり。上下とは五位已上の堂上地下の諸人の位記とみるべし。位記を賜はるは文武天皇(四十二代)より始る。

○今春參向公卿の中女御使として來れる冷泉左衞門督、未だ年若なれど家のことゆゑ、定めて旅中の新詠

も有るべし、御覽に入るべしとの仰ありしかば、御本丸へ差上げる懷紙三首（補）三位爲全卿上冷泉なり京羽二重に換れば今年二十四。

故里を立ち出でしより東路の半はこえしさよの中山

蔦楓綠の春にわけ入れば霞おくあるうつの山道

豊けしと霞の空に仰ぎ見る影彌高き春のふじのね

西丸へ奉れる三首

かち人の賑ふ聲も大井河わたる瀨ひろき水の白波

ふじの雪晴るゝ光の豊けさを一つに寫せ田子の浦波

のどけしな衣の綠も春の色に霞む光の浮島の原

因て御本丸より紅白縮緬七卷、西丸より同五卷下されしとなり。享保にかゝること有しが、又此春かくありしは冷泉家にもさぞ忝く思ひけん、我輩までも難レ有きことに有けると。林氏云ひし。

○三月十日、當に予が莊に來る蘿花人の、當日町御奉行本庄地御見分ありと言ひければ、予不審して何事にや其通行の所を聞き來れと云ひければ、頓て云けるは

始め本町通り、横山町、淺草御門出、御倉前通り、並木町、淺草寺境內通ぬけ、夫より田町通り、吉原町見分あり。

是時かの廓中大小の妓家、其遊女ども殘らず見世を張るべしと申付けありて、廓中にては先徒士は退け、支配の町同心ども先に立て巡見せしとぞ。

是より前の土手通り、今戸町にかゝり、橋場の錢座屋鋪にて晝飼あり。それより還り花川戸へ出て、大川橋を渡り、堤を北に三圍稻荷に到り暫時憩ひ、返つて川端を下り、兩國橋を渡り、米澤町通り　久松町富澤町人形町より堺町通り。

この歌舞伎の前にては、表なる木戸を開かせ置て通行せりと。これは近頃この場燒亡して新建なれば見分せしにやと。

奉行は榊原主計頭とぞ。是まで聞き及ばざること歟、或は云ふ十八九年前にも斯事ありしと。

○予壯歳の頃、先規に復し一年の在府を望み、權家を奔走して願請せしことありしに、時を得て寛政壬子冬在國の間、名代を召て遂に命を蒙り、其明年始て仲春を以て東向しけり。發前隣藩の諸侯にこの事を告るとき、故拾遺佐賀侯の答翰あり。この侯は始め彼支侯にて予が先大人と同く柳班に勤事せしが、後本宗を繼ぎ文業志操を以て時に聞えし人なり。然るにその頃牘書の文を視て胸襟を披き、大に快よく覺えたること有し。今に逮んで人目には何と心著くべきならねど、舊懷は猶消し難く玆にこれを錄す。返す／＼も他人は察しかねんぞ恥かし。（附言す予嘗て彼侯と常に志を話し、長崎に於ても彼役邸に會し談論して願望を言しことありしに、拾遺も亦志旨ありしが、今に至ては皆雲烟過眼なり、噫）

一筆致二啓達一候

公方樣若君樣益御機嫌能被レ成二御座一奉二恐悦一候然ば舊冬貴樣御名代市橋下總守殿登城之處御參勤時節之儀是迄は阿蘭陀船歸帆以後御參府候得共先年右に不レ被二相拘一御參府候儀も有レ之候間以來阿蘭陀人歸帆以後迄不レ及二御在邑一候依て當年四月中御參府候樣尤長崎最寄之儀幷前々異國船漂流等之御手當備向は場所付相心得被レ來候通彌無二御油斷一可レ被二御申付一旨被二仰出一候由承レ之珍重存候依レ之爲二御怡一如レ是御座候就レ右最前は預レ示被レ入二御念一儀存候恐惶謹言

正月廿三日

松平肥前守

治茂（花押）

松浦壹岐守樣

人々御中

再陣御東覲之義被ㇾ遂ニ御素願一欣羨之至御座候寒煥不ㇾ節脩途千萬御自重不ㇾ克ニ申演一候酬報遅滯御
海涵希候已上
三陽開始萬福所ㇾ齊候辱ニ琅函一薰沐肅讀彌御戩穀御踰歲奉ニ嘉壽一候爲ニ曆甫御慶辭一御綢繆之御楮表
不ㇾ堪ニ感佩一候縷懷期ニ永晷一可ニ申承一候不罄

松平肥前守
治茂（花押）

仲春十三日

松浦壹岐守様 回復

〇過し前の事なるが玆に識。予が叔母夫人の市橋氏に嫁せられし葬所彼菩提所南泉寺にあり。その寺は谷中村の末にて幽邃なる所なり。予墓參として時々往くに、路邊廢寺の傍を過ぐ。これは延命院と云て中に七面の堂あり。今は荒れて見ゆるが嘗てこの院の繁昌なりしを聞たることありし。その頃の住持、始劇場の俳優なりし者の、身を匿すことありて僧となりここに住院し、法談の間人を勾引し、密に酒筵を設け或は肉饌を陳ね、やんごとなき所の婢嬪を誘入れ遂には姦淫に逮ぶ。且つその屋室を構ること奇巧を極め、囘轉し曲入その深奥を知らず。因て淫行を恣にせしが、事遂に露はれ官聽に達し彼僧召捕へられたり。或日肥州と對晤の時ふとこの舊談に及べば、肥州答ふ。さればとよ嘗て蓮乘夫人（肥州の生母）の自書せらて某に示し給し者ありとて、懷中より一紙を出し示す。當時裁許の文なり。此頃は龍野侯殊に時めきたる折からなれば、稀なる異聞ゆゑにこそ蓮乘も筆したるなるべし。不思議に云ひ出して奇合しけるまゝ、これも亦後來の鑒戒と乃錄入す。

谷中日蓮宗延命院 日 道（四 十）

右之者儀一寺住職たる身分をも不ㇾ顧淫欲を恣にし源太郎妹きん又は大奥部屋方下女ころと密通に及び其外屋形向相勤候女兩三人へ艶書を贈り右の女參詣之節密會をとげ或は通夜抔と申出し寺内に止宿致さ

せ殊に此ころ懐姙の由承り墮胎の薬も遣し惣て破戒無慙の所行に候其上寺内作事の儀奉行所へ申達候義と引違勝手の儘に建直候事共重々不届に付死罪申付る

谷中延命院納所　柳　全（六十六）

此者儀延命院所化にて女犯相成不レ申身分にて乍レ罷在一新吉原五十軒道源太郎母りせと密通いたし及二女犯一候段不届に付さらしの上觸頭へ相渡寺法の通取計可レ申段申渡す

永押込　（尾張殿奥若年寄相勤候立花左近將監家來牛田久太郎母初瀬事）　なを

同　斷　（一橋殿奥相勤候紀伊殿家來書院番石川五左衞門妻）　ゆゐ

同　斷　（一橋用人井上藤十郎娘）　はな

武士方奉公構百日押込　（西丸大奥梅村下女靈巖島長崎町和助店喜平治娘）　ころ

三十日押込　（下谷善光寺坂源太郎妹）　きん

急度叱り　（池の端仲町長右衞門店金三郎母）　もよ

三十日押込　（新吉原五十軒道次郎左衞門店武右衞門方に居候）　（源太郎母）りせ

同　斷　谷中觸頭　瑞林寺

急度叱り　（武州豐島郡新堀村名主）　權四郎

（組　頭）　長右衞門

若年寄衆より封物にて親へ御達の趣　（中奥御番水野右近娘）　あい

（西丸奥醫師山添熙春院娘）　せい

亥七月廿九日（享和三年）

右者寺社奉行脇坂淡路守殿被二申渡一此外七八人若年寄衆より封物にて親々へ相達御暇の上被二仰付一方有

レ之由に御座候

〇又先年町奉行與力同氏安右衛門と云へる者、虚無僧御定と云ふ一紙の寫を示せしが、神祖の御諚と見ゆればその時寫し置しを、今視出したれば玆に收む、

家康公御定

一日本國虚無僧、勇士浪人一時之隱家として不レ入二守護之宗門一に依て天下之家臣諸士の席に可レ定之條可レ得二其意一事

一本寺宗門之法出置候其後無二油斷一爲二相守一可二申付一候若相背候者有レ之においては本寺より虚無僧は急度宗罸可レ行事

一虚無僧之外尺八を吹き申もの於レ有レ之は急度差留可レ申候尤懇望之輩は本寺より尺八之免を出し爲レ吹可レ申勿論諸士之外下賤之者一切尺八を爲レ吹申間敷候尤虚無僧のすがた爲レ致間鋪事

一虚無僧多勢集、逆意を申合もの有レ之においては急度吟味遂、本寺并番僧に至迄重罸たるべき事

一虚無僧渡世之儀は諸國所々巡行事と仕候由其段差免申候一遍修行之內諸國においこ國法抔と申、虚無僧麁末慮外之體又は托鉢等障六ケ敷儀出來候はゞ子細本寺江可二申達一於二本寺一不レ濟儀は早速江戶奉行所へ可二告來一事

一虚無僧托鉢に罷出或は道中宿往來所々何方にても天蓋を取諸人へ面を合申間敷事

一虚無僧托鉢之節刀脇差并武道具類一切爲レ致申間敷惣じていかつケ間敷なりかたち致間敷尤一尺以下之外物懐劍として差免し申候

一虚無僧儀は勇士之道敵抔尋ね廻國抔之儀も有レ之によつて芝居渡舟等に至迄往來自由差免申事

一假虚無僧於レ有レ之は急度宗法可レ行若又賄賂を以見遁抔仕候はゞ番僧に至迄可レ爲二重罸一惣じて猥無レ之樣可二申付一事

一托鉢に罷出下賤之者之痛をかへり見ず不レ可レ致ニ托鉢一、勿論辯舌を以て遊興賄賂預ニ饗應一事堅停止惣じて正道一己之愼無レ之者本則取上可レ申事
一虛無僧自然互敵に候はゞ吟味をとげ還俗申付寺內におゐて勝負可レ爲レ致候勿論諸士之外一切不ニ差免候最負を以て片落なる取扱かたく停止之事
一諸士人を切、血刀を提、寺內へ駈込候とも留置子細を改め不レ寄ニ何事一武士道候はゞ宗法に可レ仕候たとへ武士たりとも科ある人は一切隱置申間敷候若隱置候もの罪後日に顯難レ遁儀候はゞ早速繩を掛出可レ申事
一虛無僧に罷出敵討申もの於レ有レ者其後子細を改め差免、併多勢集申間敷候同斷壹人者免申候、諸士之外一切差免さず候事
一往來之節馬駕籠一切無用所々關所番所にて不沙汰無レ之樣に本寺より本則幷往來を出、相改させ通可レ申事
一住居を離、他國所々城下幷町托鉢修行逗留一日之外堅無用、若し鳴もの停止等告來候はゞ宗門傳學之外虛戯之事吹申間敷事
一虛無僧之儀は天下之家臣諸士之席に相定候上は常々武門之正道を不レ失何時にても還俗申付候間表には僧形を學、內心にては武者修業の宗法可ニ心得一者也爲其レ日本國中之往來自由差免置候樣決着如レ件
右上意之趣相渡申候間奉ニ拜見一會合之節能々爲ニ申聞一可レ被ニ相守一もの也

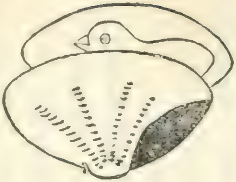
慶長十九年(戊寅)正月

本多上野介　(在判)
板倉伊賀守　(在判)
本多佐渡守　(在判)

虚無僧本寺へ

林子この文を見て云ふ。往年府内の觸頭鈴法寺紹興と云ふもの、手筋を以て中入り林門に入んとなり。其趣意は、虚無僧は自餘の出家と殊にして武士の晦身を匿す業にして、歸俗することを元より許さるゝ御定なりとて、御制條の寫を出す。且其黨類無頼の者多ければ、向後學文をさせ聖賢の道理を會得せしめて、黨輩を善道に誘んとなり。然るときは觸頭身を以て先んぜずんば有べからずとの見込の由にて篤く申請により、剏例なれど其志を賞して入門を許せり。其時見たる御制條の寫これとは異なるやうに覺へたり。今諳記せざれば聢と云ひがたし、追て再び視て異同を參校すべき也と。

○禮月令季秋之月の條に、爵入ニ大水一爲レ蛤と見へて、集註には爵爲レ蛤、飛物化爲ニ潛物一也とあり。爵は雀と同じ、大水とは海なりと古註にあれば、雀海水に沒して沙土なる蛤と化するなり。近頃領内の人



の目擊せしとて聞きしは食物にせんとて取たる蛤の大なるが中、その肉鳥雛の卵を破て出たる後の如く、眼ありて未だ羽毛生せず屈りてありしと。さすれば蛤より雀と化するやうに見ゆるが、月令の如く雀の蛤と爲りたるの後か、茲にかの目擊の語に據て圖を作らしむ。

國語に、趙簡子歎曰、雀入ニ于海一爲レ蛤、雉入ニ于淮一爲レ蜃、黿鼉魚鼈莫レ不ニ能化一唯人不レ能、哀夫とあれば、何れ雀の蛤と爲るは天地間の定りことにて珍らしきに非らず。又本草集解云、逸周書云、季秋雀入ニ大水一爲レ蛤、雀不レ入レ水、國多ニ淫佚一又臨海異物志云、南海有ニ黄雀魚一常以ニ六月一化爲ニ黄雀十一月入レ海爲レ魚、則所レ謂雀化レ蛤者蓋此類、若ニ家雀一則未ニ嘗變化一也、この文を見れば、爲レ蛤者一種にして愈々奇ならざれど、領内にて見たりし者は何等の物か怪し、若くは雀魚化爲レ雀の比ひか。

○又翻刻の康熙字典、爵字の條を閱せしに、其註の讀めず解しかねたるヿあり、則傍に朱圈を付す。爵〔說

文〕禮器也、象二爵の形一、中有二鬯酒一、又持レ之也、所三以飲器象二レ爵者、取二其鳴節一、以二足足一也、〔字彙〕取二其能飛而不一レ溺二於酒一、以示レ儆焉〔埤雅〕一升曰レ爵、亦取二其鳴節一、以戒二荒淫一、畢竟文字校正の届かざることゝ思ひしが、行智云ふには、鬯酒は誤なり。說本本註に鬯酒とあるが宜しと、此二字は是にて穩なり。又持レ之也は、蒲生亮云ふには又持レ之也と云ふにてはなし、又持レ之也にて有べし、因て字典又の字の註を見るに、說文、手也、象形、三指者、手之列多、略不レ過レ三也と。是は手の指  如レ此すれば前註の如し。又の篆文は  にして此象形と知るべし  この文を楷體にして（又）如レ此くなりたり、幹枝紛々むづかしきことなれども說文の義は能く辨ぜり。すれば說文の註は、爵この器は禮のとき用ゆる器じや、形は雀の象にして中には鬯酒を容れ、手に持つものなり。又この飲器を雀にかたどる者は雀の鳴聲節々足々と云ふに取ると云ふ旨なり。皆その字形の註なり尙下に云ふべし。字彙の註は、蒲亮が云ふには取二其能飛而不一レ溺二於酒一、以示レ儆焉と讀むべしと。成ほど是にて義通ぜり

前人の爵字說　爵許愼曰禮器也、象二爵之形一、中有二鬯酒一、又持レ之也、所三以飲器象二レ爵者、取二其鳴節々足足一也、梅膺祚曰、將入聲、取二其能飛而不一レ溺二於酒一、以寓レ儆焉、按禮器之形象二爵鳥一以作也、於二六書一爲二會意一（爫）覆レ手取レ物也、（四）蓋酉之略字、卽酒之古文、（艮）則鬯之略字、鬱或作レ爵、見二其左邊一可三以知二一也、故（艮）（四）卽鬯酒也、（寸）手也、持レ物也（又）義同、今既持レ之、覆レ手取二鬯酒一、其器則非レ爵而何也、節節足々爵聲、古音如レ此、義取下旣節二限之一、又以自爲二完足一不上レ願二其外一也、將入聲則爵字音也、亦是爵聲、取二此聲一以音二其字一耳、〇羽類沒二淹水一必溺、爵之爲レ物、乃入二于水一、或能致二變化一、卽謝肇淛所レ稱、每至二季秋一千百爲レ群、飛噪至二水濱一、簸蕩旋舞數回、而後入者能游者之不レ溺、則固其所也、今能飛而不レ溺、則不レ溺之至也、庶幾可三以爲二酒戒一哉、〇又按、爵古有レ名未レ有レ字、旣而作二禮器一、象レ乎二其形一、呼レ乎二其名一、制二之字一、而後通二用之彼一耳、別作レ雀、則疑後世又作レ之以相別者、〇行智云へらく、按ずるに爵は雀と同くもと小鳥すゞめと同語なり、雀は鳴く聲しやく／＼とも、しよく／＼と

も聞ゆる故に、鳴聲に依て或は雀とも爵とも云ふ。何れも鳴聲より來る字音なり。然に爵と云ふ酒器の形は、もと雀鳥の形に似せて作れる者故に、直に鳥の名を借りて爵と呼るもの成べし。

此邦に白鳥といふ酒壺、鳶口鶴觜と謂ふ器械あるが如し。形の似たるより取て呼るなり。唐土も昔は然ぞありけむ。

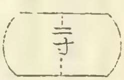
其鳴節々足々とは爵の字音に係るは次なり。まづ雀鳥の鳴く聲が節々と聞ゆる故に、其鳴く聲に依て此小鳥の名をしやくと呼び、直に其鳴聲を以て爵の字音に成せるなり。爵の字は酒器名なれども器の形を爵に形とる故に、鳴聲の鳥名を以て爵字の音と爲し、又器名にも命ぜるなり。節々足々も、しやく(雀爵)も、みな鳥の鳴聲の然聞ゆる故に形容し云へるにて、節足が直に爵と同音なるにはあらず。

同音には非れども、又近似の音なる故に假て釋せるなり。但し古昔は近似の音は皆通じたることもあり。詩に若レ天若レ帝と云へるも、天と帝と褅(さしくし)と音近き故に取て同音と爲るものなり、後世の如く少々の音韻呼法を以て區別することには非りしと見ゆ。右の足々節々も同音の義には非ず、小鳥の鳴く聲の近似なるを以て借て音を釋せる者也。其鳴くとは雀の鳴く聲を云へるなり。爵雀ともに卽略切とあるはもと同音より來ればなり。

又曰節々(セツ入)足々(ソツ入)と呼ぶ聲の鳥鳴に似たるを以て借て註釋す。節のツ韻と足のク韻とには意無く、呼勢の近似なるを借るのみ、但し節(セフ、セツ)足(ソク、ショク)字音は如レ是にて、韻は假りて隠微なるものとす。

○埤雅の一升曰レ爵と云ふに就て、徂徠の量考周量を見るに、一升今八勺九撮八一二三一八九一四六一六一七不盡、據二小爾雅一升卽掬、小爾雅掬一升也、今俗謂二兩手所一レ奉爲二一掬一

予これに據て思ふに、兩手所レ奉と云へば古人今人とこ人掌は違はざれば何れとも(今の曲尺)長さ四寸餘横二寸餘深さ一寸もあらん。さすれば古爵の大さも知るべしと考こ、予が内の算術者に周量一升容り器物は其形大さ知るべきやと命じたれば、其考に云く、今升八勺零九撮八二三八九四六六七不盡入の盃あり、其形鷄卵を竪に割りたる如し、口の横濶二寸なり、竪の長さ幷深さを問ふ、術に云、八勺零九撮八二三八九四六六七を置、(今升の法)六四八二七を掛、是倍して、(分積)一萬零四百九十九坪六分九厘零六不盡となるを、右に置、別



答　竪の長さ　四寸令三厘一毛五四七六不盡、深さ一寸、

に口の廣さ二寸を置、二度掛合せ、(玉法)五一を掛け、四千零八十を右より引き、殘六千四百十九坪六六九零不盡となる、又外に二寸を掛合、(圓法)七九を掛、是法にして右を割、二寸零三厘一毛五四七六不盡となる、是に横幅二寸を入れ竪長となる、横二寸を二つに割、深さを知る、各問に合ふ。

始め如レ斯く圖形を設けて



此圓界に綫て量を定め

夫よりこの圓形を左右に開けば



その圓方形を生ず由てこの方界を以て又量を定むれば器の縦横を知り自らその深も生ず妙なり

如レ右なれば、爵と謂ふものも雀鳥の形よりは餘ほど大にして、今の世の分量にしても小盃には非ず、成程其鳴節に取り以て荒淫を戒むとて、無禮やら長飲を止めよと定めしも、聖者の教へ尤千萬なり。

是は爵の說ならねど、算術の趣段に感じたれば因に擧ぐ。(補)算圖は上にあり。

○蛇の蛸に變ずるは領内の者往々見ることあり。蛇海濱に到り尾を以て石に觸れば皮分裂しその皮乃脚となる〔割註〕(或は云ふ、蛸の脚は皆八つあり、蛇の化せし者は必ず七つなりと。未執れが是なるを知らず。○又世人總て鮹の頭と思ふ者は腹にして、頂と云ふは臀なり、因て足と呼ぶ者は手なり、鮹は烏賊の屬ひなり。烏賊魚を以て見れば彼の頭足の非は知るべし。世俗鮹の入道など稱る者はその臀を誤て頭とするより起る、下文玆を以て讀むべし。)又蛇首より中

身にまたりは、皮翻り鱗ある所腹內となり、皮裡却て身外となる。總じて蛸は紅白色なるに蛇化の者は身純白、腹長ふして脚短くその形尋常と殊なり、又游泳せずしてたゞ漂ふのみ。且その變ぜしあたり血色段々海水を染て方五六尺に及ぶと、人々所レ云小異あれども大率　の如し。

和漢三才圖會本綱を引て云、石距(俗云手長鮹)亦章魚之類、身小而足長、入レ鹽燒食、極美也、又曰、按蛇入二江海一變二石距一、人有レ見二其半變一者、故多食則食傷、只是等に據れば領內の見る者とは不レ同。多食食傷すと見ゆるが、蛇化の者は是も見分にて食ふ可からざる體なりと。又本草啓蒙云く。くちなはだこ、(雲州の言)形章魚に同じくして足最長し。食へば必醉ひ又斑を發す、是石距なり。一名石拒、(寧府府志)八帶魚、(東醫寳鑑、漳州府志)八則魚、(山東通志)雲州及讃州にては石距は蛇の化すところと云ふ、蛇化のこと若州に多し。筑前にてはいゝだこの九足なる者は蛇化と云ふ。八足の正中に一足あるを云ふこれらも領內の所レ云と合はず。同書に曰。蛇婆一名海蛇、(琉球國使略)時珍は水蛇とす、藏器の說は海中の蛇とす、うみくちなは數品あり、蛇形にして色黑く、尾端寸許分れて流蘇(フサ)の如くして、赤色なる者又白色なる者あり。これを見れば蛇の化せんと自ら其尾を打て分裂することは、其理の然ることあると覺ゆ。

因に云ふ。領海にアラカブと呼ぶ魚あり。頭口ともに大にして黑鱗なり、此地にある藻魚メバルの類にて多く海邊の石間にゐる蟾蜍(ヒキガヘル)變じてこの魚となる、既に見し者往々あり。其言に曰く、蟾蜍の前二足魚の前鰭となり後足合寄りて魚尾となると。成ほど蟾蜍は頭大にして巨口黑色なる者なり、彼魚と化するも由なきに非ず。一人又曰、蟾蜍の化するはアラカブに似て一種なり。皮滑にして黃色黑斑あり、兩鰭自ら蟾蜍の手臂の如しと。又一說なり。和漢三才圖會云。蟾蜍入レ海成二眼張魚一、多見二半變一と、然れば餘所にも有ることなり。

甲子夜話　巻七十七

○武藏野合戰考、此僅册は先年の事にて家譜修撰の中に武藏國の地名に難レ知處々あるを、享和改元の年江戸に於て關東御郡代中川飛州（忠英）の許に訊問し、其地圖と里老の傳とを聞見して長村鑑に命じて江戸の邸舍に記せし所なり。翌る二年壬戌に撰せしを此頃舊稿の中に得たれば爰に錄す。

武藏野合戰考　太平記文和元年〔割註〕觀應三年元を文和に改む南朝の正平七年なり。〕閏二月、石堂義房小俣義弘など云ふ人鎌倉にありて新田の一族上野國より鎌倉へ押寄せ尊氏を伐んとすと聞て內應をなせし事を記して云ふ、義興の方より憑み思ふよしを申たりければ則與力してけり、此人々密に扇ケ谷に寄合て評定しけるが、新田の人々旗を上げ上野國に起り武藏國へ打越ると聞へば將軍は定て鎌倉にてはよも待ち給はじ、關戶入間川の邊に出合てぞ防ぎ給んずらむと云ふ。」此關戶と云ふは何郡何村にあるにや。入間川と云ふもいづくならん、今入間郡といふ所に大河抔のある事にや地圖によりてたゞさまほしきものなり○其次に尊氏鎌倉を打出で敵を道に待ち戰をけつせんにはしかじとて、十六日早旦僅か五百餘騎を率ひ打合むずる所までと、武藏國へ下り久米川に一日逗留すと云。新井君美の考に久米川は北野と云ふて物部天神社の在る所よりわづかに半里ばかりにあり。昔の鎌倉道の府中國分の方より久米川へかゝるよし、古老の圖に見ゆ。太平記になか道といへるは此所をいふにや、今は田無町より往來するなり。田無より久米川に至て二里、久米川の水を隔て久米村と云ふあり其間の橋を中橋と云ふ、川をば今は久米の曼陀羅川と云ふ。何か由來のあるなどいへり。此北野と云ふは所謂北武藏野の事を云ふと聞こゆと記せり、北野物部天神久米川久米村抔云ふは何郡の內に屬して何れの方に有にや○又武藏野合戰の條に新田義宗閏二月二十日の辰刻に武藏野小手差原へ打懸と云。」新井の考に小手差原と云ふは北野といふ

處、今は七百石餘の地となれり其所に物部天神社あり。是は延喜神名式にも見えて當國神社百餘社の管領の由。其末社に小手差社と云ふあり、此物部天神社より西北の方六七里四方を號けて小手差原と云ふ、今はみな開墾の地となりぬ。其原をかく名づけしは此末社の事に係りたる事にやといへり。きはめて其言の通りたるかはざるにや詳かならず。この小手差原も今何郡に屬せるにや○其次に敵小手差原にありと聞へければ、將軍拾萬餘騎を五手に分ち中道よりぞ寄られけるといひ。又其次に尊氏敗北して新田義宗追撃の事を記し、新田武藏守旗より先に進み自餘の敵共の南北に分れて引をば少も目にかけず、只二つ引兩の大旗の引くに附て何くまでもと追懸け、小手差原より石濱まで阪東四十六里を片時が間にぞ追付たる。按ずるに此石濱は新井の說によるに卽今の淺草の石濱なり　新井云。石濱は小手差原合戰の場よりは十四五里もあるべし、合戰の場は今の河越の西の方二三里を隔つると見ゆれば、阪東道にしては八十里內外の事なり、その道を義宗人馬の息をも休めず是を追ひ其の夜の短き頃に夜の間に、又小手差原へ引返し往來三十里に及ぶ道をうたれしことと人力とは見えず。記文の心えがたき事大略如レ此と云へり、此論もつともなる事とこそきこえけれ。太平記に此時小手差原にて戰と云へるは大なるあやまりなるべし其わけは下に出せり、但小手差原より石濱までの里數新井の記せし通りや、天正本には石濱を隅田川に作れり○將軍石濱を打渡り腹を切らんとせし時、近習の侍ども二十餘騎返合て追かくる。敵の河中まで渡り懸りたると引組々々討死しける、其間に將軍急を遁て向の岸にかけ上り給ふ、落行く敵は三萬餘騎追懸る敵は五百餘騎、河の向の岩高くして屛風を立たる如くなるに、數萬騎の敵と返合せて此を先途と支たり、日已に西の下りに成て河の淵瀨の見えざれば、武藏守義宗續て渡に及ばず本陣へと引返さると云ふ。又其次に將軍をば討漏しぬ、今日は日已に暮ぬれば勢を集て明日石濱へ寄せんとて小手差原へ打歸ると記せり。此後に新田義興脇屋義治鎌倉を攻めし事を記して云ふ。義興義治夜半過る程に關戶を過ぎ神奈川に着て鎌倉の樣を問給へば、鎌倉へは將軍の御子息左馬頭基氏を警固と云々。此記によ

つて考ふるに小手差原より鎌倉への道は今の江戸よりは餘程西北方へよりてあると見ゆ。いかなれば今の淺草の石濱に尊氏のゐられるにもかまはで鎌倉へ攻めいりしをもて見れば、石濱と行軍の所は遙かにかけ隔たる事になむ。しかれば石濱と行軍の道筋東西にあひさる事凡いかほどなるべきか。又尊氏敗北の時鎌倉の方へこそ走るべきにさはなくて、よその國なる東をさしておもむかれしはいと戻れる事ならずや。されば太平記に石濱といへるは今の淺草の石濱にあらじと云ふ人もあれど、是は心得ちがひなるべし。安房上總の方はいまだ新田の人々にくみせずしてあるなれば、彼國に逃れむには殺されん心遣もなくてふたゝび軍勢を催さん爲にもなるべし。又鎌倉には二男の基氏もあれば、こなたへのがれむにはひと方にたゝまりて敵の爲におしつめられなば、勢ちゞまり力屈し自由の働なるべからず。基氏小勢なりともわかれてあればおのづから新田家の心遣ひにもなりぬ、かつ敵の勢を分て後の勝を取んには、かく引離てこそ活機を失ふ事もなかるべければ、かた〴〵石濱に逃しは長策にて、つひには軍に打勝れし事になんありけるものを。但うらむらくは其地理を詳にする事を得ざる事を、是迄が太平記に武藏野の軍の事を記せし始終の大略を擧てしめすものなり。

此次に園太曆に記せし所の異同を擧て、太平記に武藏野の戰を小手差原と記せるはきはめて其あやまりなる事を辨ずべし。

園太曆正平七年（北朝の文和元年にあたれり）閏二月十九日新田義宗南帝への注進狀を載せていふ。今月十五日於二上野一揚二義兵一、同十六日。對二治國中凶徒一、同日打二越武藏一、打二隨當國凶徒一、十八日攻二入鎌倉一候之處、尊氏已下凶徒已沒落、按に此沒落と云ふは、尊氏敵を迎て鎌倉を出で神奈川へ赴きし事を、かくきたなきさまにいひなせしものなり〇楯二籠武藏狩野川一候之間、今月十九日發二向彼方一仕候、決二雌雄一候者、重可二注進一候、按に此武藏狩野川とあるは卽ち今の神奈川の事なるべし。然れば太平記に尊氏鎌倉を出て久米川に逗留すと記せしは誤なること明けし。總て此園太曆は當時の實錄にして、新井の考にも

世良田長樂寺に此時の制札の殘れるを見出し寺の寶物とせしが、其趣きも園太曆にいづると符合せるよし記したれば、曆をすて丶記の方を取べきにもあらず。然ば二十日武藏野の戰は最初尊氏十六日に鎌倉を去て武藏神奈川を保守し、十七日より十九日迄留り二十日の曉に神奈川より小手差原へと出でられ、新田の人々は二十日の小手差原を立て神奈川へ發向せられ、矢合せは其間にてありし事と聞ゆ。新田の人々小手差原へ陣取られ後方より打立ち給ふと云ふも其證なきにしもあらず。新葉集宗良親王歌の詞書に、武藏國へ打越て小手差原と云ふ所にをりゐて手分抔しと云ふにても知らる。しかはあれども其矢合のありしはいづれのところなるにやわきまへがたし。新井の考には此戰をば南武藏野の事としていへらく、今の鶴間原また關戸などいへる所のほとりならむか。今も八王子の邊より炭薪など神奈川宿へあきなふものは鶴間野を經て往き通ひぬ。又相模高座郡の知行所へ人を往來させるにも、世田谷原多摩川を渡し鶴間野を經て往けるなり。此のあたりは今も御鷹の外野にてある所東西三四里の所もあり、南には全子の方へかゝり六七里の曠野にて、上樣常に御鷹をつかひ給ふ所となれり。此川の戰に尊氏やぶれて石濱へ走られたらむには、かならず多摩の下流即今の六郷渡の上流の間をわたらずしては外に道とてはなし、此水はいかにも淵瀨をも知られぬ所もあるべし、所によりては向の岸の屛風立たるさまもあるべし、横さまに戰場より水に至る所阪東路四十六里ばかりの所もあるべし、然るに後の記者地理をそらむぜずし　石濱と云ふ名によりて、其所は即此河濱とこゝろへ誤て記せしかとまつぶさに論ぜしもことわりとこそおもはるれ。然はあれどもこれもたゞおしはかりたる事にて、たしかによりどころのあるとも見へねば疑ひなき事を得ず。因て今其たしかなる事をしらむとするにはこゝにいふべきことあり。

吾藩所レ藏古文書の中に、觀應三年(卽文和元年也)。三月廿日足利尊氏松浦太郎に與る狀あり。云去月廿日武藏國金井原合戰時父治部左衛門討死云々尤以神妙也可レ抽レ賞之狀如レ件と。又六月八日尊氏一色入道に與へし狀あり云、松浦治郎左衛門尉秀事武藏國金井原合戰之時討死訖子息幼稚候間不レ及二參洛一云

云恩賞事以二便宜之地一可レ致二計沙汰一也と。」按に此狀にいへる金井原の戰は古き記錄にも見へず、太平記にしるせし武藏野合戰とも同じからぬに似たり。されども今これを詳にするに觀應三年は卽文和元年なれば、其年は太平記に云へるも園太曆にいへるも同じ年なること明けし。又三月廿日の狀に、去月廿日と云ふを見れば閏二月二十日の戰なる事もおのづから知らる。然れば此年閏二月二十日に尊氏新田の人々と武藏に戰ひし事は、かれもこれもよくかなひて疑ひなきものなり。但太平記には戰ひし所を小手差原と云、園太曆と宗良親王の歌の詞書とを併せ考へ見れば小手差原と加奈川の間にて戰ひたらんとおもはれるさまなり。此古文書にはあとさきの事をはぶいて、金井原合戰の時とのみ記したれば、各異なりてこそありけれ。其異なれるは如何なる事にやといはんに、かの太平記は時過て後にしるせしものゆゑたゞ大まかに武藏野と云ふべきを、そのまへ新田義貞の戰より小手差原の名高きをもて、つひあやまり神奈川と云ふべきをも久米川などしるせしならん。又義宗の注進狀は、いまだ戰はぬさきに作りし書なれば其所をしるすべきにあらず、されば二十日に戰ひし所は尊氏の狀によりて金井原にきはむるよりほかはあるまじ。扨其金井原はいづくぞと問ふにいまだ其慥かなる所を知らず、福島幸作と云ふ人のいひけるは、小手差原は入間村より巽方一里半北野村の邊、金井原は府中宿より南二里許り、共にみな古戰場にて新田より鎌倉へゆきかふ道すぢなりとなむ。これもよるべき事になもあるべけれど、地理を知らぬものゆゑ圖籍によらずして、こゝかしことのみ聞きては夢中に夢をとける如くにて心もとなくぞはべる。よて金井原の事記せる書もあらむかと問ひ求むるにさら〳〵見へず、但千載集俊成の歌に　武藏野のほりかねの井もあるものを嬉しく水の近づきにけりと云ふに依て見れば、金井原は掘兼井のあるあたりの原をいふにや。其掘兼井と云ふも數百年を經て陵谷變遷の後なれば、こゝかしこに其あとなど云所の多ければ、いづれもわきまへがたし、豐島郡多摩川にも掘兼井ありといふ、まことなるにや。又太平記第十一卷鎌倉合戰の條にも小手差原入間川掘兼分陪などの名みえたり。此卷は義貞朝臣の自記など

云ひ傳ふれば誤もなかるべし。新井の考にては掘兼は北野より北の方二里にあり、其二三町そばに七回と云て陷井ふたつあり水は涸盡してぞありける。土人の說にはむかしいづれの陣にか野中水に乏くてこれを穿つ殊に深く廣かりければ、水にいたるまでを七盤曲にほり馬にて水をくみたるなど云へるとなり。此掘金と云ふ井俊成の歌によめると同じことにや訝し。又新井の考の中に分陪河原などの事を土人に問ひしに、ぶんばひと云所なしぶばいと云所はありとて圖し來りしを見るに、國分寺の背後にあたれば本は分背河かなどしるせしを、誤りたらむかと云しも然あるべき事にやか丶る所は金井原にはあづからぬ事なれど明らかによく分りたらむには金井原と云ふも其所をこ丶とさし定むる事を得べし。よて此金井原を本にして尋ね求めなば、尊氏やぶれて石濱に逃る丶時、よこさまに渡られし河も淵瀨も考へ知る事を得べし。但憾らくは此國の地理にくらく問ふべきしるべもなければ其事を詳にするのたよりにもなりなんものをと、かくは書しるしぬ。

○又この野の逃(ニゲ)水のことを太田微元が鄙非憶斷に載せしが、先年寫し置たるを今復移書す。

武藏野の逃水は古より名高きことなり、然れ共常にあるにあらず、其地の人も見ること甚稀なり、固より水にあらざるなり。時ありて廣原を遙に望めば波浪の起るに似て色五彩をまじへ、其中に人物舟船の行くが如く彷彿として影の如く畫の如し、漸く其處までいたり視ればあるところなく、又向に見ゆることはじめの如く移レ時乃滅す、水の流る丶に似て定る所なく逸失すれば逃水と名づけしなり。清暑筆談曰、廣野陽炎、望レ之如二波濤奔馬一、及二海中蜃氣一、爲二樓臺人物之狀一、此皆天地之氣、縕縕盪潏回薄變幻、何往不レ有、周處風土記亦同二此說一、唐陸勳志、怪水影と云ふも亦同レ右、二說已載二經史摘語一、この說の如く氣也、蜃氣樓と云に同じ、海上にあるを海市と云、山中にあるを山市と云、原野にあるを地市と云、池北偶談に見えたり、武藏野の逃水は地市也○夫木集水部(にげ水武藏)俊賴朝臣家集

あづまぢにありといふなるにげ水のにげかくれても世をすごす哉、面白き歌趣なり。

又和訓栞ににげみづ武藏の景色也春より夏かけてうら〻かになぎたる空にわかく生しげりたる草の葉に、地氣のたち升るがこなたより見れば、草の葉末をしろ〳〵と水の流る〻が如く見ゆめり。まことの水には非ず。こと處にゆけば又向ふに見ゆるをもて名づけたり。志怪錄に深州東鹿縣中、有二水影一長七八尺、遙望見、人馬往來如レ在二水中一乃至レ前不レ見レ水と見へたり。

○文化丙寅の大火江都南北に亘んで延燒す。〔割註〕（三月四日の朝四つ時頃より、南邊高繩牛町より出火して翌五日の朝五つ頃に、淺草門跡の北邊にて止燒せり。〕商估の利欲はそのはずなるを其明朝草鞋を買ふに錢七十二文に賣りしが漸々高直になし四つ頃に至つては一足三百文に及びしと、この故にや此者忽ち官咎を受けたりとぞ。其前天明丁未の年都外近鄕歲飢へ米價騰て麁百文に米三合を易へたり、因て路店にて飯をうる者皆店を仕まひ或は高價にて賣たる中、上野の山下に龜屋と呼びし奈良茶店はやはり卑價の直を增さずして一椀十二銅づ〻に賣りければ、諸人爭て此店に來歸して食せしとぞ、天意に協ひしや其頃よりこの店漸く蕃昌して今に逮んで家榮るに至ると聞。

○過しとき朝川鼎が周尺を論ぜしもの有るを稿中に見出したれば左に記るす。曰、

周尺のこと今日に在り實は知るべからず、晉書などに周尺と云へるは漢時の尺にして、周尺とは云へども引證する所の物みな漢代の者也。漢周と尺に異はなき樣に申す說もあれど、鄭玄の禮記註に、周尺之數未二詳聞一とあれば漢代に在りて鄭玄の如き算數に名ある者と雖ども詳に知れかぬることにて後世よりいふに臆斷なること知るべし。漢の尺周と異同なくば未二詳聞一と云ふまじければ、周と漢と尺に異同あるべし。されども今日に在りては漢尺を以て周尺を斷ずるより外なし。故に古人も周漢同尺の說多し、周尺を古人のいへる異同を左に擧ぐ。

○徂徠の度量考の說　周尺當二今七寸一分七釐六毫三絲一今尺は曲尺なり○中村惕齋の三器攷略の說　周尺當二今六寸三分二釐半强一○中根元珪の律原發揮の說　周尺當二曲尺六寸五分六釐一毛有奇一、漢尺當二

曲尺九寸一分・釐三毛有奇一○山田圖南の權量撥亂の說　周漢尺當ニ今八寸三分三釐三毛三絲有奇一○東涯の制度通に家禮、丘瓊山の儀節に周尺の圖をあらはして比ニ今寶鈔尺六寸四分弱一といへり。是によりて神主を製するもの今の匠人の曲尺にて六寸四分を一尺とたてゝ積ることとなり。然れども家禮にいはゆる寶鈔尺といふもの今の曲尺と長短同じきや否や識べからず。然れば慥に六寸四分とも云がたし。「善庵案ずるに寶鈔尺は本邦の曲尺とちがふなれば周尺を六今四分とするは杜撰なり○白石の律尺考驗に、古尺と云ふは今考へ出したる周尺なり。大尺と云ふは古尺にて考へ求めたる唐の大尺也、匠尺と云ふは即今の曲尺なり。古尺は歴代諸方の尺を以て合せ考ふるに、唐の大尺の七寸八分三釐二毫强に當るなり。唐の大尺は古尺の一尺二寸七分六釐八毫に比し、古尺は大尺の七寸八分三釐二毫に比す。御府の古尺を漢唐の錢を以てはかり見るに卽唐の準尺に合せたり、此の尺を一尺二分一釐四毫餘にわりて其一尺を以て古周尺と定む。「善庵按ずるに禁裏御文庫に竹の周尺あり、弘法大師入唐の時彼國より傳來すと云傳ふ。竹にて作り裏に周尺と刻す、寛文元年内裏炎上の時燒失す。其摹尺小倉家に存せりと云へり○世に用ゆる工匠の曲尺は此方の營造尺なり。展轉多くして少小の差ひあり、宜しく上宮太子の尺を以て斷定すべきなり。「善庵按ずるに和州法隆寺に傳る聖德太子遺物に周尺と謂ものあり、御府の古尺にてはかれば一尺二寸五分にあたる。これ大和番匠の用ひ行へる所にして工匠曲尺の定本なり。今世に用ふる工匠の曲尺の九寸八分弱半分にあたる由律原發揮に見ゆ。これによりて御府の周尺一寸を考ふるときは曲尺の七寸八分四釐程に當る、今世用ゆる曲尺は太子より出しものなれども輾轉して訛傳するなり。されども徂徠はじめ諸家の曲尺と云ふは皆今の訛長せる曲尺にて眞の曲尺の上にて言ひしにあらず、故に不佞は御府の周尺を以て周尺に充て大概七寸六七分の間に求む、しかし御府の周尺も周のものにはあらず、晉書にいふ所の晉前尺にして梁の表尺なるべし○今此尺を御府の古尺にてはかれば一尺二寸五分、倚衣の古尺には一尺二寸八分二釐に當れり。「善庵案ずるに倚衣は天子の御衣を掌る本邦禁裡の御衣を調進する高倉家の

呉服尺也。今俗間の呉服尺は曲尺の一尺二寸を用〇たゞ此尺の來由分明ならず隋唐以前の物なることはかくれなし。」以上律尺考驗の説

右の如く諸家異同ありと雖ども大概は今の曲尺にて七寸八分を用ひば宜しかる可き歟。不佞も少しく考へありて略ゞ考證も致し置けども未だ脫稿いたさず。故に未定のまゝ申上候。　八月十九日

〇起倒流柔術の師白亭と云へるが貯へし大鏃あり、云ふ近頃富士の裾野の樵夫山中に入て木を伐しに木の肉中より出たりと、木の在る處は常に人跡も稀なる處なれば賴朝卿圍狩の時射込たる遺鏃ならんとて、樵夫の所持せしを三島驛の人傳聞て請得たり。然るを白亭手寄ありて三島の人に所望して藏むと。乃これを圖寫せり、鏃は實に大なる者にて古人の弓力量るべし、こゝに近頃と云ふは五六年前なれば近きことなり。

五種取載寛政八年丙辰三月の記
（補）原圖〇總たけ七寸八分

〇林子曰、辛未年西役の歸程しばし京兆に淹留せし折節、或者旅舍へ佛典十六卷を持來りて售んことを求むと。披觀れば後京極良經公を始とし、雅經卿其外當年に名の聞へたる人々七八人、其餘は譜記せざる其頃の月卿雲客凡十六人にて法華經を分寫せる小卷なり。表紙は古裂すれども水晶軸の每卷古色云計り無かりき。如何にも收買したく思しが價百金を超たり、此役は用度意外に多く費て其頃ほひ槖中乏しかりしかば手に入れずして空しく返せり。今其時を距ること已に十六年、その間折に觸れては收買せざりしを惜念す。かく揃たる珍き古筆は多く見ずと。

〇又曰、西征の往路は公用前のこと故に行程を急ぎ路に迎る者ありても、皆公用前のことなれば暫時も遲々し難しと云斷りて通りぬ。歸路は公事も既に訖ればとて日々路を遮て掩留する者絕ず、社中門下は勿論懇意由緒の者等まで止むこと無きには頗る窘れり。木曾路にて或一門生の書休に出張て饗應せしが、海鱗十餘品を陳列せり、遼遠運致の勞思遣れき。斯の若きことなれば厚悃に酬ふに由なく、客中の

行李携貯る衣裝を一つ二つ與て立つゝ、上州路に入る頃には葵章の賜衣の外自服とては無りき。因て便して留守の家頼に歸都前に自紋服を染置くべしと言遣したりし、今にて回顧すれば彼も亦一時とや言はん。

○又曰、播磨高砂尾上の鐘を本朝の古物と世に思へるは非なり、是は三韓の物をこゝに取傳へたるなり。攝州の鶴林寺對州府中の八幡にある鐘皆同物なり。宋人の著せる高麗圖經に（知不足齋叢書に載す。）鐘のことを云てその模樣を悉く述べしが能く形狀を云盡せり。流水曰。領內城下の觀音院の鐘も同物なり宋代のものなる由を傳ふ。

○又曰、福山阿部侯の家紋に黑丸あり、世にはこれを石餅（コクモチ）と云。彼家にては墨消と稱す。その故は昔葵御紋を賜りしこと有しに憚りて墨にて塗用しの傳ゑなりと。

○又曰、此頃營中にて諸有司と群談しける中に、御普請奉行初鹿野河內守云ふ、四谷新宿の先なる常圓寺はその檀緣の寺の由、境內に石を建て太田南畝が狂歌を彫付てあり、

　三度たく飯さへこはしやはらかし心のまゝにならぬ世の中

參詣の折から見る度每に感吟するとの咄なりき。如何さま譬喩は鄙淺なれども人情を能く言協へたり。狂歌すら人を感ず、眞の詩歌の鬼神を感動せしむるは其管の事ならずや。

○又曰、京の豪商三井が家藏の一軸を元文中內々獻上して賜金ありしこと、其家の記錄を故ありて寫させ置けり。是亦一小事なれども享保の御代の御雅尙、その一斑をも窺奉べきなり。記の文左の如し。

（一軸獻上御金拜領）寫錄拔寫

楠正成消息（私家）代々持傳候處八郎右衛門高美江戶在府中元文三年午年加納遠江守樣及ニ御聞一被レ爲レ在候哉御目懸候樣被ニ仰下一候に付則御覽に入候處其節被ニ仰下一候は此品奉レ入ニ御上覽一候ても差支無レ之哉御內々にて御尋被レ下候に付則御答奉ニ申上一候は決て差支無ニ御座一萬々一御意に相叶若御留

置に被レ爲レ遊候はゞ誠に冥加至極難レ有奉レ存候乍レ併料物奉レ望候所存は毛頭無ニ御座一如何樣被レ爲ニ御付一候ても唯御差留に相成候はゞ家の面目不レ過レ之存念に御座候旨則遠江守樣え奉ニ申上一置候に付右一軸同年十二月二十二日遠江守樣御役人中より申來候は先達ての一軸致ニ持參一候樣被ニ仰下一候に付早速持參吉川源太夫殿と申御方へ相渡候處遠江守樣御覽之上御上覽被レ爲レ入候處御意に相叶御差留被レ爲レ在候御趣御内意奉レ承誠に難レ有奉レ存候翌元文四未年三月十一日八郎右衞門高美え吉川源太夫殿より明十二日罷出候樣被ニ申付一候間無ニ相違一可ニ罷出一旨被ニ仰下一候に付參上仕候處則遠江守御逢之上被ニ仰下一候は此度其方珍敷品奉レ入ニ御上覽一候處思召に相成候依レ之金三枚被レ下の旨御座候て遠江守樣御手自御渡被レ下候付冥加至極難レ有頂戴仕退候處御用人金子文次郞殿を以て被ニ仰出一候は御内々にて被ニ下置一候事に候間表向御禮に廻り候には及不レ申旨被ニ仰渡一候

右件爲ニ子孫の者後見一記置候事

三井八郎右衞門（高美）

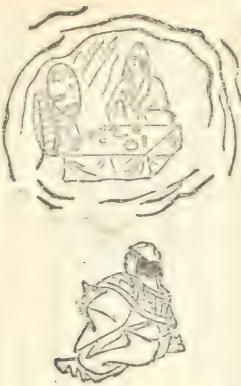
元文四己未四月

（京油小路二條）三井八郎右衞門　當時利兵衞（高祐印）

〇成瀨隼人正の家に長篠御合戰の古圖ありと年來聞及ながら打過しが、或日不斗幸便ありて借覽を請ふに、渠も部屋住のときより相識なればなどて心よく借與す。因て摸寫せしむる側にて視るに、長篠城の體より勝賴敗軍して、武田の部將數輩突戰討死の體、兵馬旌皷の狀、實にその場の眞を察するに足れり。料るに當時目擊人の畫けるなるべし。その中信長の先兵神祖の御兵と輛を並べて鳥銃を發するさまを畫し所を精く見るに信長の兵は十に一二なれども、神祖の御兵は總て皆片眼打なり、玆を以て思へば予が藩士の鳥銃をうつには皆片目なり、予始め思ひしは田付武衞等の流雙眼を開てうてば領内のは田舍の舊風ならんと、今は總て田付武士の流に從がはせたり。然るに神祖の御時專ら片眼の銃法有りしこととこれにて知られたり。萩野長曰ふ。先年系譜修撰の御用を勤めしとき、稻富氏の系譜の中に隻眼鳥銃の術を

神祖に申ける由を書載けり。且其時稲富氏に神祖の下し賜ひし御誓書今正しく其孫に傳ふとぞ。この稲富流あるは世も普く知ることなり。昔年稲富の法を御當家御採用なりしことは此古書を以て知るべし。又予が中に傳へし隻眼の術は眞御流と云ふ、今は其傳は絶て名のみ殘れり。

○今の山伏の容體古代と違へるよし、行知の云ふまゝ畫圖やあると云へば頓て寫しておくれり。且曰この圖は鎌倉花柄天神縁起の繪なり。この卷實は北野の縁起なりと。因て畫家内記に質す答に花柄縁起北野縁起とも兩ながら展閲するに右の圖無しとて彼藏の花柄縁起三卷を借す。又曰行智の圖は全く近年世上流布せる北野縁起と稱する者ならんと。又内記が借す所の圖に題して云ふ、鎌倉花柄天神縁起三卷土佐左近衞將監行長筆と。土佐系譜に行長の弟光長時代建久正治の頃と云へば後鳥羽土御門の御宇とす。又此卷物に出す時平大臣の神祟にて異病を受たるを淨藏貴所祈り給ふ所とある繪。(補)淨藏は下圖の方也



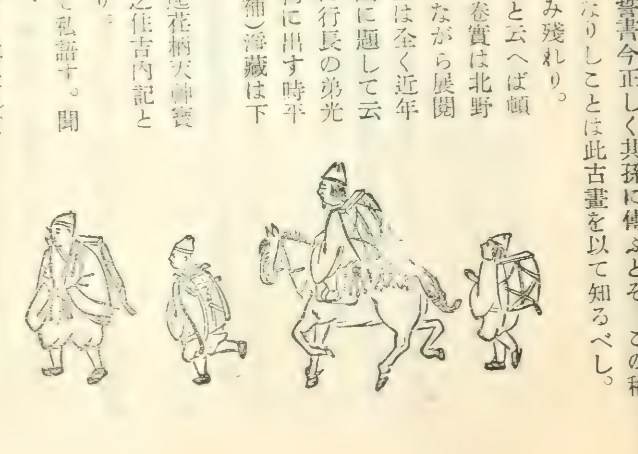
少壯の[illegible]奈之何。

内記粉本の奥書に此縁起花柄天神貴物也元祿六酉三月寫之住吉内記とこれ亦既に百年以上なり。

○一官僧或日予を揖して私語す。聞くに川柳の句なり曰く、

目は眼鏡歯は入歯でも事たれど

餘は悟道なりと云。是れ老境に入る者に非ざれば知ること難し、



○過し何年の事なりしや、在職の間御臺所より奉書を賜はる(世に女奉書と稱するもの。)その文箱を包みたる御ふくさは御臺所の御里近衛公の家紋と。(御臺所はもと薩州の姫にて坐しゝを大城に移らせられしとき、陽明家の御猶子とならせ給ひし。)公方様の御紋を縫出せるなり。尋常に我々家紋と里の紋とをつくることとなるは高貴の上も同じことゝ思へば、卑下にして知ぬ者の爲にと書寫し置たるを、舊紙の中に見出したれば今こゝに載す。

(補)圖略、但し紋は葵三つ牡丹二つかげひなたに紫絲金絲にて縫へるなり、地は萌黄純子鶴桃唐松織出し紋と傍記あり。

○御城坊主吉田長覺が歌の事は既に前册に載たり。然るにこの二月林子曰、谷中村荘を長覺見たしと請ければ、兼て知れる家賴と共に往かしめしに、園中を歩行しながら墨斗にて半切紙に書ける者左の如し。一々歌の整ひたるには非れども如何にも達者なるには感入りたりと。又左の歌共は時に行書せしまゝを家賴その夜持歸て、林子に呈せるを又移寫せり。

守宜

御下屋かたを忍に見たてまつらんと御山もりをとふに君早くより我とふ事をしり給ひてねもごろにこと傳へ給ふよし例の老人いと細やかに申しぬ、いかでしりたまひけんといぶかし、しかはあれどひとあしの事にてあひ奉らぬがうらめしくて

門の橋の下行水の速く來て君諸共に眺めましかば

人やりの道にてなんいそぎ給ふときゝて

人遣の道とし聞けば聞乍ら待ぬつらさも怨み兼つゝ

御門を入てまづ黄梅の橋をみて人々も驚く

神代にも是こそ聞かね相生のこ金の梅の花の懸橋

さて此度新に造營ありし黒木殿に老人あないす立入てみれば誠に聖武帝の御製に　旗薄尾花かりふき黒木もて造れる宿は居れどあかぬかも、と遊ばせし所のさまに彿かよひて感涙袖を沾ほすまゝに

斯るこの殿造りにもしるき哉道を昔に返す君とは

さて此御庭に去年むぐらよもぎふのけがしき門を逃れて高家の花と時めける梅櫻をみて花をし見ればや物思ひもなしといへる人の心もしられ子の榮えを親のみて喜べるやうに嬉しさいはんかたなし、さて例の述懐がちにて花の思はむことも恥かしくて

元の身の元の主人を春に逢ふ花ぞ却りて哀とやみる

又古き御屋形に入立て見めぐるに六間堂の掟どもことぐ〜に常の戒めにして只花月のなさけのみにあらずと人も我も難レ有よむうちにから日本の言の葉をこゝに來と來るはとゝめ置べきよしのくだりをみて友どちの歌かくべきよし勸めければ

然り迚去年の紅葉の朽葉より我言の葉は色なき物を

皆人の御庭に下り立ち山に登り池に望みおのがじゝ年の内の春はけふばかりとよろつ物忘れしてめであへり池のほとりの梅を

唐土の西のあふみは知らね共梅がかながら漣ぞたつ

池のあなたにめぐれば山路さかしくかなたこなたに自らなるつづらおりあり怖る〳〵攀登れば誠に人間の工とも覺えぬばかり高き所に木曾のかけはし覺ゆる竹の臺あり、よもを見渡せば此ほとりはみな此御庭のものにて共眺めたとふるにものなし、かつらぎの久米の岩橋もかうやうにこそと遙なる國々まで思ひやらる、向に見ゆるは根岸の里と聞くに、げに此竹臺の根岸なる故にやと

根岸てふ向の里は此峰の懸路より見る名に社有けれ

をりふしつゞらをりのかたに鶯鳴く

つゞらをり折節來なく鶯も竹のうてなの哀をぞそふ
古き屋形のみぎりの大きなるいてう木の中うつろとなりて燒たろあとあり人にとへば雷の落ちたる
あとなりといへば
いかづちも我ごと侮ず空にみて此山里に天降りけん
などいひて飽ぬ餘りそこら立まふまゝに池の鴨驚きて夕の空に一聲なきて立行く哀限り無し
鳴立し澤邊もさぞと春の池の鴨の羽音に思ひしる哉
此御庭には石なむなきは何故と人のとひければされぱこそ此御庭はおもしろけれとて
玆の外の名に負ふ庭は浦ならぬ野邊に巖の過やなき
誰もけふは限りある命も延び、うき事を忘れはてぬることよと思ひて
何處ぞと老せぬ門を人間はゞ此山里をさして敎へむ
新しき殿のおばしまに立てつらく眺め入て心なき目にさへかゝりまして樂なんど月なんど花なん
どを哀しる人の見つゝおはしなばと思ひて
咲ぬより月に澄らぬものゝ音の花の圓居の俤ぞ立つ
梅の花よりも所からの面白さを初めて知りて
花をのみ哀れとみしは又斯る庭をみぬまの心也けり
いかで廣き所におのづからなる月花をもてあそびてこそと常にはかなき筆すさびに繪圖など引置し
にたがひめなき御庭をみて
住めはやの我年月のあらましの其山里に露も違はず
此御庭守のうばの昔より知る人なれば尋行て物語る程に幼き頃近きわたりの民の家に一夜ねしこと
ありしが其時友どちにてありし其子今は杣になりて木などまろばしながらこゝに來あひて昔の友は

猶睦しければかたみにしめやかに物語るにつけても同じ賤き身ながらに予は柳營に仕へ奉ること今

更身に餘り常に物なげかしきも恐れあることゝ思ひて

山賤の昔の友もあるものを身を木の端と思ひける哉

やゝ暮ゆくほど新しき殿の前より北の方を遙に望めば霞みたりていふばかりなし

俯下見る心ぞはてもなかかける庭の限は霞なれども

池にのぞみて十八日の月もさぞと思ふものから友のかへさを守ゝむれば

思ひおくこよひの月の光まで心にうつる庭の池水

北の方に井ありて其次野澤の小川に流れ行く樣も飽ずまして堰に心細く立たるいふ限りなし

見渡の野澤のゐせき水よりも飽ぬ心ぞ先とまりける

漸く友どちに引たてられて心ならず御庭守に暇申てかへさに坂を登る、寺あり額を見れば長久山と

云ふ、さて思ふ餘りにかへり見されて

花に逢で歸せるけふは山の名の長く久く思やはせし

かへりなば、なにと、このみたるかぎりを視にもつけ人にも聞せむと

みぬ人に如何語らむ言の葉の及ぶ計の眺ならねば

と申て戌の過ほど宿にかへる

この中花木のことは長覺が植し木共を、林子に贈りし　ことのあるを云ふなり。其心もて解すべしと

林子曰ふ。

○往年何方より得たるや白龜寫眞の圖とて舊紙の中に有りしを見出しぬれば再寫して來者に示す、(補)

圖書　日本史清和帝貞觀十七年(丙申)七月大宰府言、肥後獲二白龜一、和漢三才圖會この事を載て云、清和帝

貞觀十七年白二肥後國一獻二白龜一、在原行平及群臣賀レ之、帝曰、禎符之降、必應二盛德一、方今遙非二光華一國

多ニ災異一、水府使執爲來哉、疑是青蓮之遊、無レ心而出、何偸ニ天祉一以爲ニ己榮一、辭遂不レ受、と有難き勅諚なり。こゝに白龜と云ものは斯物が、本草水龜の條集解に神龜、版當ニ心前一ニ處、四方透明如ニ琥珀色一者最佳、其頭方、脚短、殼圓、版白者陽龜也、頭尖、脚長、殼長、版黄者陰龜也、若くはこの類か、又蘭山が啓蒙、蟕龜の條に、白甲にして黑斑なる者あり稀なりと。是は白なれども斑ある者なり。同書蠵の條に琵琶湖には徑二尺許なるあり、竹生島邊には至て大なる者ありと云。又白蠵あり稀なりと。是は白けれども龜に非ず。

○文化二三年の頃京都嵯峨のあたりに雀の如き小鳥（この鳥何鳥なるや見る者その名を辨ぜずと。）數萬群をなし來り、晝間は處々を飛回り夜は篁中に宿するに竹偃て地につきたりと。斯る故に林叢もこの鳥のために枯荒せり、去れども其歳飢餓のことなかりしかば里人豐年鳥と呼しと（右京師相國寺中光源院の當住十六七年前鎌倉にて印宗和尚に語。）

○予が隱莊江東の武庫に先世より傳へし兵器の中、銜形と銘せる鎗刄あり其圖



此銜形と稱せる名義未だ詳ならず。予因て朝川鼎に示してこれ何物とすと曰ひければ、鼎が考へらく千鳥の如く三鋒山の字をなすもの、蓋し戟の一種にして古に於て其名考ふべからず。

林希逸が考工記解に戟圖を出す。此圖に據れば今の銜形は全く古の戟なれども、周禮の鄭注賈疏にて考



ふれば林希逸の圖する所は杜撰にして古の戟に非す、戟は三禮義疏に載する圖考工記鄭注賈疏に合て其正を得るに似たり。其圖これを戟の本圖となす。銜形とは大に異同せり。又紀效新書武備志等に出す鎲鈀の圖、正鋒の左右に横股ありて山の字の形をなせり。全く銜形なれ共其形の名を云はず。鼎竊に意ふに古へ戟の屬に戣あり、瞿

あり、倶に書の顧命に出づ。鏌鋤あり說文に出づ、瞿戟あり史記に出づ、雄戟あり方言に出づ、手戟あ



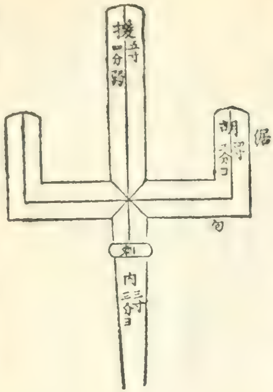
り釋名に出づ、其種類頗多くして其形製に至ては後世詳にす可らず、定めし衝形も右等の如き戟の一種なるべければ古に此形製なしと云難し。予又行智に佛經此名ありやと問たれば曰、戟、集韻、有レ枝兵也、增韻、雙枝爲レ戟、單枝爲レ戈、釋名、戟、格也、傍有二枝格一也と見へ、金光明最勝王經辨財天女品に、或執二三戟一と云ひ、降三世明王像法には、左第二手執二三戟一と見へて、畫像の所レ執如レ此



此圖貴藏の物と似たれば正しく戟にてぞ有らんと

この衝形鎗刄山鹿素行子の持鎗なりしも同物にして今其孫に傳ふ、然れば素行の時若くは漢土の者を得て其珍しきを以て持鎗とは爲しか、又は所傳ありて家器と爲しか、何れにも衝形の名詳ならず。かくはあれど素行の頃既にこの物あれば我が庫中に傳るも同時同物なるべし。

周禮の考工記に出せる文に因て吾邦にて周尺とする者を以て左の圖を作る。



周禮の文、戟廣寸有半寸、內三レ之、胡四レ之、援五レ之、倨句中矩、與レ刺重三鋝、〔註〕今三鋒戟也、內長四寸半、胡長六寸、援長七寸半、三鋒者胡直中矩、言二正方一也、鄭司農云、刺謂レ援也、玄謂、刺者著二秘直前一如レ鐏者也、戟胡橫貫レ之、胡中矩則援之外句磬折與、鋝、說文十銖二十五分之十三、或曰二十兩爲レ鋝、秘、廣韻戟柄、考工記、戈秘六

尺有六寸、この如くなれば三鋒と謂ふは上に三つ鋒さきの向たる者故前圖の如く、又衛形の如きも同じければ戟にて可なるべし。天竺の者は圖寫誤れるかと覺ゆ、今の十文字は文字の如くにして戟胡横貫レ之と謂し而已にして三戟にてはなし。何れにも右の周禮の圖も拙考なれど萃殊に短く、中鋒横子なども不恰好なる者なり。聖代の者ならんが今製や漸漸勝れる乎。

（先年淺草寺中三社に雉子の舞とて例年興行すと聞ければ、一年人をして見せしめるに番付を持還る。

番付

山廻（二人舞）　國堅（同）　祝祠（同）　二箇翁（二人舞）　神劍御鑓（四人舞）　岩戸開（二人舞）　醜女八人（二人舞）

中入

湯起證（四人舞）　雉子舞（二人舞）　山神（一人舞）

この雉子舞の體は二人雌雄雉の形を頭に戴き、雄の方は翁面に萌黄狩衣白袴幣二本持つ、雌の方は尉の面に赤狩衣白地金入袴扇二本持ち、二人一同に舞ひ囃子は太鼓笛なり。さてこの舞の基本と云は、往昔三所權現に淺草の氏子共を集て觀音の佛前にてこの本尊を河より牽上げし時、雉の出來りて佛體に翼を蔽ひしさまを倣ひ、本尊幷に三社の垂跡をなぐさめしと云こと、本寺六卷の古縁起に有る由、三社の孫常音坊が家に傳へたりしを、この十二年前荻野長常音とこれを再興せんと謀り、田村八太夫は〔割註〕淺草寺に古來より屬せる者なり、此事下に云ふ）神事舞太夫の頭なればこれを方人にして、九月十七日神樂と云へることを企て、常音が家と專當坊が（是も亦三社の孫なり三家今に相續す）家に持傳へし雉子の面と唱へ來たる古假面を取出して、舞の手は八太夫が配下の者につけさせ一舞を作り出せしなり。今は縁起の時より遺りしさまに云成せども、實は十二年前の作なりとぞ、予も其後かの神樂のとき往て見たるが面白からぬ舞にて、今世に謂ふ十二座の神樂と云ふ者の比なり。いかさま八太夫が配下の作と云

も其由あり、田村八太夫は淺草寺にて神事舞太夫と稱して居所は田原町一丁目にあり、關東の梓巫女を支配す。又この八太夫が家は成島道筑流の神道者にて、八太夫今は右馬助と稱すと。

○左に載るは浴恩老侯より肥州借寫せる神祖御物の圖なり。上包に記して曰。

田子御領知甲州山梨郡小原村東分長百姓五兵衞先祖早川豐後守拜領品繪圖　田子代官　大塚市五郎

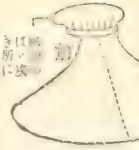
寛政八辰　市五郎一通　大塚市五郎

甲州小原村之者先祖より持傳候品之儀申上候書付

（甲州山梨郡小原村東分長）百姓五兵衞

持高拾七石餘

右五兵衞儀御頭巾拜領仕候譯御尋に付相糺候處同人先祖早川豐後守と申す者天正十一年神祖御入國之節御召出に付同年十一月二十五日八代郡上曾根村龍華院へ罷出御[illegible]錦[illegible]井伊兵部少輔取次を以て獻上仕候處御目見被仰付御手自御扇子拜領御土器頂戴仕同郡右左口村七覺山圓樂寺御案内之儀蒙レ仰翌二十六日罷出候處寒風烈に付豐後守儀老衰頭巾着用可レ仕旨蒙仰[illegible]御乘物内より御手自拜領被仰付候由先祖より申傳之遺書有レ之右御品共今以所持罷在候旨前書五兵衞申立候同人より差出候繪圖相添此段申上候以上　酉二月



（註）扇子二本一本は金砂子に松に鶴の蒔繪、一本は銀砂子に竹に[illegible]（圖共略す）

甲子夜話　巻七十八

○予在勤中日光山の參行を願ひ、允を蒙りて乃詣拜す。この時は志望せしことも有し躬なれば、思ひ中に在て旅間の記を筆したりしを、今そのまゝに棄捨んも本意なしと、頓て取出して知己の人絲川林君に呈す。

日光道之記　　凡天下に君に事へ奉る人の、神祖の兵革を改め民を安じ給て、けふ太平の久きに樂み、衣食の釜を保つこと、何者か其武功の大なるにてましますを感仰せざらんや。されば清神祖の高德を慕ひ奉ること年久く、また日光山の神宮は神祖の心を留め迹を降たまひし靈場にして、吾が德廟宗英二公の登山し給ひし其御意をも繼まく思しかど、先の年江都の大城に近く勤事すべきの命ありしより、このかた年每に外郭の御門衞るべき命ありて、或水防の助役など勤しかば、たまたま勤事の暇ある年は、路次の費用足ずして其事を果ざりしと數年、おもはず去年の秋、昌平坂の聖廟再建の時に逢て志のほど告陳しに、五年が間に二萬の金を獻て其用を助奉るべきの命ありて、即其年の金四千を上り且あらず國にかへれり。今年の夏の初、また此地にのぼり到りけるに、金納る年の間にや常に警衞すべき事なども命蒙らず。されば今年こそ己が事に務むべきの時なり、且明年は猷廟の百とせ五十の遠忌に丁たまひたれば、日光の廟下にも同く詣拜すべしと、かたがた此年に意決て執政太田侯（備中守資愛）に緣て申請しかば、やがて其事の允蒙て寬政十一年己未の秋八月十三日にかしこに赴く。寅の刻といふに第を出づ、臣士皆門に送るまた白川少將より（松平越中守定信）使者給はりたれば、玄關にて答申て立出るに、夜深ければ我に從へる外路行人もなし。それより御倉の前町を北へ行くに、まだ夜暗きに花川戸今戸の橋を過ぎぬ。爰は游里に趣く嫖客の行きかふ衢にて、夜をこめ曉に至りて橋を南に還り行くに、我はかく夜闇うち渡るぞ、志ざす方のいとゞかしこくぞ覺えぬ、こゝよりしばし行きて長隄を北に行くほどに曉なほくらし。かの吉原の娼樓

の燈火遠く左に見なし、暫しの程田のほとりを行きて小塚原といへるに到る。曙近く見ゆれど家居の人も起ず、行く程に千住の大橋といへるを渡る。爰にて夜明くゝ四方の景色も見江て川風凄冷として寒かりし。千住の驛行過路の傍なる安養院といへる荒れたる寺の門にしばし輿を停む。朝ゆえか路行人もなければ、これより徒行し稻の浪うつ田のほとりを行ほどに、右の方遠く連たる若樹の間より紅日さし昇り光淸らけく心爽にぞ覺ゆ。爰を行くに左右田の間に樹木多きが其樹のあなたこなた、こゝかしこに聲あるを傍なる人蛙にやと云ふに、過ぎ行くほどに賤が家を視るに楷の木擣にてぞありし。これより路のほど同さまにて辰の時ばかり竹の塚といふにいたり茶店に憩ふ。（龜屋喜右衛門）これより輿を命じ打立て辰の刻過ぎなるに草加の驛に到る。爰にて又家に休む。（龜屋七兵衛）此屋農家にて糞など貯置て惡臭多かりしが、爰にて晝餉すべしと豫め人いひ遣しに、こゝ求め置きたればそこかしこ飯したゝめて立出る。草加竹の塚より此間はすべて廣圃長膽草樹路傍に生ひ繁り、田海の稻浪風搖し外にさせる景色もなし。草加を打立てより流に添ふて行く途にて、佐竹侯（右京大夫義和）の臣守屋茂左衛門なる者に遇ひぬ式禮して過ぐ。それより皆うち濶けたる田圃のみを經て二里許りして越谷の驛に到る。爰は家居も建續きたれど視るさまもなく貧しく見えし、其宿のはづれなる茅屋に又休む。（大黑屋一左衛門）時に巳の刻過なり。また立出るに爰も亦田圃打開け名にあふ筑波山を右に遙に見なし、一里程行てまくりといふ所に至り路左の茅軒に輿を停む。（秋田屋市郎右衛門）庭に藤架又蓮池あり、架は傾き葉は破たれど少くやさしき眺したり。爰も打立て行くに田圃の景色異るなことなし。暫し行きて仙臺侯（松平政千代）の臣遠藤美濃の下士の一禮するに輿の戸あけて過ぎ行く。それより秩火の山々を遙に左に看て行く程に、一里餘にして午の半過なるに粕壁の驛に着、いまだ日高けれど期したる路の程なれば此處なる見川安左衛門といふが家に宿りぬ。此の道はいまだ見ぬところにて、路のほどにぎはしく家居も淨らかなるべしと意ひの外に、家古び塵積て欝悒く日昏を待たり。夜になれば燈の下に打寄て文字の講解などしたりしが、意ひがけぬ

旅したれば昔の疲に睡を催しいまだ戌の刻ならざるに臥ぬ。十四日丑の刻許に起て嗽盥し飯したゝめ寅の刻と思しきに宿を出る。起たりし頃は雨の音聞えたるが、外をも見ず出しに出ぬるほどは霽たりと覺し。從者みな雨衣せざれば心やすく思て行に、空曇り日光も朧に四方のけしき見え分けざれば輿戸とざし眠り行くに、一里餘も行きぬと覺えて目寤め看るに東雲たちわたりぬ。いかなる處と聞くにはや杉戸に近しといふ。これまでの路のほども昨日にかはらで、道平けく田圃もうちひらけたりけるが、夢の裏なれば知らず。卯の半ばかりに杉戸の驛に到る。眞言寺の寶性院といへる門の前に輿を止めしばし休む。また打出てこれよりは歩み行くに路平かにして直く、行先遠く見えたるに正しく向たる方に、遙に高き山見えたれば、馬牽来る男に其名を聞くに日光山と答ふ。即敬拜し遙望貴くぞ覺し。時に晨の風靜にして稻の波らきいふにかはり穏に、緑の色深く露の珠葉末に滿てり。樹々の梢は靄をこめて田面遙にいくへも立連たるに、金輪雲端に出で丹霞碧空を彩る。此淨境眺觀殊に快し。行くこと遠くして家居ある處に到る、名を上高野といふ。小橋を渡り岐路あり、これよりぞ將軍家の登山せらるゝの御道と聞く。橋より右の方へ行て家居の前しばし行く、又板橋の大なるを渡れば幸手の驛なり。こゝは家居も多く間々商家の大なるもあり。驛のはづれ正福寺といふ眞言寺の門の前にしばし休みぬ。此寺は境内も廣く門の前堂の灑掃して樹木蒼々淨らけかりし。それより輿に乘行にしばしして高須賀村と云ふに至る、では川といふ廣き流の板橋かけたるを渡り行ば、間もなく路の左に民部卿殿領分と書きたる榜示たてたり。しかればこゝぞ一橋殿の(德川三位中將齊敦卿)しろしめす所と知りぬ。また板橋渡行く、また道直くして路傍の樹遠く連り、それより竹木しけりたる藪間を行くに、またこゝに榜示立たれば一橋殿の御領はこれまでとしりぬ。これより左右に竹木しけり合たる隈のところ〳〵民家ある處を、頃刻ほど行きて、右に大なる川ある瀬に出でぬ。こゝは右左うちひらけて田圃遙に看はらしぬ。川の名を聞くに利根川といふ。名は久く聞きぬれど見ることはけふ初なりと心喜て思へり。此川はゞ二町にも近からん流靜にし

て汀沙白を敷けり。江都の淺草川に見昵みし高瀬船の此川に行かふさま、いかにも隅田の川上なりやと聞くに、さにはあらず此川は行德のかたへ流れ落て同からずといふ。それよりまたはじめの如く茂りたる藪間を暫行きて、路の邊なる稻荷の祠のかたへに少憩ふ。時は巳の刻ばかりと覺えき。又うち立て川を右に見て行に、まもなく家居連りたる驛に到る。ここは栗橋といふなる。家居の間しばし行きて少高く上りたれば、爰に關を設け御家人等これを守り〔割註〕關東御郡代中川飛驒守が配下の者共なり。〕此下利根川なれば船より渡る。〔割註〕この渡の人は坂東太郎といひて利根とはいはず、去ど利根川の渡なればこゝにかく記せり。〕古河の領主土井大炊頭（利和）のもとより饒したる大なる船出し給ひたれど、大なる船は心地あしく覺えたれば厚く其意を謝し固辭して小舟もて渡りぬ。渡れば中田といへる驛なり。又驛の傍なる寺院の內に（本願寺）輿を停め少くして打立ち行くに、こゝよりはまた路廣直にして喬松道を夾み垂枝綠を交ゆ。此のごとくにて行くこと遠かりしかば輿より下りて歩行に一里とも覺しき頃、左の方樹梢を出て城櫓見えたり。古河の城ならんと看つゝ行くに、程なくして柵しつらへたる塚の路の左右にあれば、こゝぞ城下の入口ならめと輿に乘て入るに、農家連りてまた旅舍商屋も多く見えき。すべて家居はよからず。又此驛の中ほどに領主土井氏より郡奉行平尾市十郎なる者出だされ、式禮して過ぐ。それより驛のはづれなる小門設けたる家に入りて晝餉す。（扇屋久兵衞）こゝもよべさき立て人遣したればば入りたるか、きのふにかはらず狹陋いぶせくてありき。またそこを出で行く。こゝより松の並木ある路頃行きて家居の處に到る。野木といふ。こゝは驛なるが、六月に燒亡したりとて家居多く焦土となれり。それよりこゝを出で行くに筑波山あしを山〔割註〕あしを山いまだ聞及ばず人のいふまゝこゝにしるす。〕右に見えて、又行程に民家僅かばかりなる村を過ぐ。友沼村といふ。こゝを出でまた松たてる道を行くこと半里ばかりと覺えて、石の神表建たる八幡の神祠のまへにしばし輿を止む。こゝもまた友沼村といふ。それよりまた並松藪林村落ある處を一里許り行きて間々田の驛に到る。入口の左なる寺の門前に（龍

昌寺）又輿を停めしはしして立ち出づ。此驛は家居も古くあせたれど旅舍など多く見えたり。これより並木樹林村落の間などうち過ぎて半里が程行くに、後はうちひらけたる圃の見はらしたるに筑波山近く見えにける。きのふよりははや志すかた近くなりけると心うれし。それよりしばし行きて小山の驛の入口見ゆ。人行くに農家のみありてしばし行きて驛舍どもありてにぎはひて見ゆ、遊女など多く見えたり。此處にやどり求め置きたれば入て宿しぬ。處は驛の中程にて領主戸田氏の（能登守忠翰宇都宮の城主）客舍なり。聞くに時中の刻にもあらんと云へり。くるればけふは待宵なれば月を賞せんと思ひしかど、茅の檐さし蔽ひ、前なる竹の林眼に遮って月の光も見えず。殊に神詣の途なれば酒肴も携へず、かたがたよしなし明日の宿にてぞ中秋の月見てんと思ひ舍て臥しぬ。明くれば十五日けふも丑の刻ほどに起きて嗽盥し飯したゝめ寅の刻と覺しきに立ち出でぬ。時ふし空濛月の光もなかりしかば輿戸さし行くに、後は月明く天漂く晴れたれど北に向き行くなれば月をあとになしつゝ落ち傾くをも惜まれず。途は圃並松農家などありしかたゞ木影のみにて見えわかず、夜は風寒くまた輿の戸とざしつゝ行くに、しばしゝて夜明けぬと覺えしかば戸あけて問ふに、こゝは大松新田と云ふなりと聞く。それより行くに卯の刻ばかりに芋から新田といふ驛に至る。こゝは家居もよからず早旦の事なれば人も稀なり。出行けば左右は野なりとおぼしく草深く朝氣立わたりたり。こゝは並木の松も疎にて山々もよく見えわたれり、時に日いまだ出でず錦霞天にたなびきなかめ昨日にまされり。けふは筑波山も後に見なし、あしを山かば山などいふ山も背の下に連りて蒼翠の色畫のごとし。また村林の松の木立も所々に見えて、うち看つゝゆくほどに小金井といふに到て、爰に樓門に二王を置たる所の前に輿を止む。聞くに内なる堂は千手觀音を安じ、寺あり慈眼と號す。こゝも荒れたる處にて少く居たり。〔割註〕此門前に御臺所と書たる牌をたてたり。其よしを聞に將軍家日光へ登山ましますに、途この寺にやすらひたまふとなり、かゝるゆゑにかく牌を立たるといへり。此荒たる處其時はいかに修理して入せたまふぞや。）それより出行く此驛は旅舍などもあ

れどあせたる處なり。驛を出れば左右赤松杉檜の古木交たち、標杪雜低陰々として路に蔽へり、鼬鼠の木末に遷るなど見つゝ半里餘も行くに、後は木立も少し間疎になりて右左尾花立ちたる野などうち見つつ行くに、それよりは右左赤松のみ立ち繁れり。ここをしばし行くに復木立間疎に、それよりまた繁合ひたる處などゆきて下石橋といふ在家に到る。こゝは家わづかに居散して寥しきさとなれど、賤が家の籬の牽牛花花さくなどしほらしく見えて行き過ぐる。また赤松のなみ立てる路に到る。こゝは年古りたる檜の巨きなるなど處々立雜り、松は枝低く垂れて路に會ひ蓋り、此下をしばしが程行きて石橋の驛に到る。驛の入口路の傍に木板を懸く。問ふに夜擊て時を告るとかや。此驛は旅舍客館などあれどあせたる貧しき處なり。驛のはづれ竹籬構えたる所の小門の内藤棚の下に少く休ふ。こゝはむくげすゝきなどにやはしく裁えなしてあはれに見なし。それより輿に乘り出行く時は辰の刻にも過ぎなん、これよりも赤松杉檜など並び立てる處しばし行きて、また在家あり、古山新田といふ。それより赤松檜小大立連其外家居野圃打續きたる處餘程が間行きて在家あり鞘堂新田といふ。こゝは家居荒たれど密林果木など多かり。鞘堂のことは日光行程記に見えたり、今はなし。それより赤松檜立ち連なり或は疎に或は繁りたる路餘程行きて、巳の刻にもあらんと思ふ頃に雀宮の驛に到る。こゝも荒れてまづしき處なり。驛舍の小倉平次右衛門といふが家に休ひ晝飯したゝめたり。此家もよからぬ家なれどきのふをとつひには少しまさりたれば可と思ひなして暫し居て出で行く。驛を出で右の方路の傍に杉の群立たる林の中ぞ雀の宮なる。小さき宮居なれど祠拜殿いがきひき繞らし昔の形も想はれたり。神門の扁には正一位雀宮大明神と書せり。これもて念へば今の世にさへかゝるまづしく荒れはてたる邊鄙なるに、實方朝臣の歌枕視にとて陸奥に至りし時は、げにも苦みて身失せたりしも理りぞかし。此雀の宮のいはれは知らん人に託しこゝにしるさず。こゝよりまた傍には檜赤松なみ立て其そとは小栗叢生たる處もあり、右は原なるに尾花穗に出で、秋萩の色深く女郎花もうちまじり、時は午の刻に至りなん、日晴れたれど野風膚寒くて過ぎ

行くに行く程ありて在家あり。たゞ新田といふ。これよりは夾道杉檜立列び赤松もまじり、こゝも行くこと程ありて後は松多くなれり。しばし行くに左には遠近の山々眺めひろく相連り、濃淡の色日に映じて鮮かなり。名を問へど知る人なくて過ぎ行くに、程なくして農家の建列びたる處に至る。問ふに宇都宮の新町と云ふ。されば宇都宮も程近かりと思ひ行くに其さきに木門を構ふ。これよりぞ城下の入口と聞けど、いまだあせたる家のみありて行くほどに、これより商匠の屋もあれど共によくは見えざりき。行けば家居も稍よきもあれどみな荒れたる家居にて思ひしにも似ず、町の中に領主戸田能州より町奉行松井次郎右衛門なる者出さる。式禮して過ぐ、町の右なる旅舍のせまきに少輿を止め、出行にまた能州より使者出して音問せらる。(櫻井宮右衛門)式禮して過ぎ行くにほどなく町を出でぬ。これよりは大路なるが其中高低二道あり。右の方は低く左の方は高くしてはゞも狭からず、故あるにや。頃行きてまた一となる、こゝもまた赤松並び立てり。行く程ありて村里に到る、上戸祭村といふ。竹樹畔に立剛れり。こゝを出これは赤松並び立ちて左には山々近く見え來れり、こゝを行程ありて右にも山いと近く見ゆ。但ひくゝ連れり、名はしれず。またしばし行て村ざとに到る。野澤村といふ僅かなる家居にて寥しき處なり。其はづれ竹林の寺院の門前に(光明寺眞言宗)輿をとゞむ。輿を出で入てみるに荒れはてたる寺なり。また乘てこゝを立ち出づ、これより路傍は同く赤松杉など並び立ちたるが、こゝよりは夾道樹林陰翳前路幽遠見えて行く程に、はや一里にも過ぎなんと思ふに、左の方に高き山々連りて間近く見えぬ。聞くに、こがし、くらかけ、おほやなどいへり。右にもまた高き山近く見えたり。此名は知れずしばし行きて在家に旅舍など打ち雜りたる處に到る。こゝ下徳次郎といふあせたる驛なり。それより村園をわづかに隔てまた在家旅舍などわづかばかりあり、こゝは中徳次郎といへり。こゝを過ぎては右左なみ樹もなく左右の山々近く相連りてゆくさきに環り、こゝは圃多くありて稻植し田もあり、しばし行てまた赤松杉檜など並び植し路を行くに、また田圃に出で徳次郎の驛に着く。驛の入口に戸田能州の代官松本

伴太夫廣田佐七など出迎ふ、一禮して旅舍に宿を投ず。時は未の半なるべし。こゝも領主能州の客舍なり。此驛もあせたる處と見ゆれど此家はこれまでには似ず、古びたれど朽傾きもせず、狹けれどしほらしく掃除抔したれば、はじめて心安らけき念ひしけり。それより沐浴し髮梳てあるは思ふ方に行けばとくるゝを待ちたり。又今宵は中秋なれば月をも見てんと昨日より思しかど、此宿も檐さし蔽ひ壁圍て月はいづくにありや見るべくもあらざれば、只心に今宵の月の皎潔を見ん人ぞ樂かるべきと思ひつゝ、我は明日の事ぞ樂しきと今夜は臥ぬ。明れば十六日子の刻の過にやあらん。次の室の囂びしきに目寤めて念へば、けふは登山の日なりと起きたるに從者の行裝して噪ぐにてありし。それより嗽盥し飯したため寅の刻許りに立出る、雲色陰翳たるがうへに氣候殊更に寒く、時の衣のうへ一つ二つ襲着つゝ出でたれば、四方の景色も暗くかたぐ〜夜明て見るべしと輿戸さし睡り行くに、行く程ありて輿に從ふ人の夜明ぬ提燈滅すべしと云ふに、目さめ戸あけたり開くに山口村といへり。時いまだ昧く路は赤松並び立ちたり。それよりしては狹道杉のみ並び立ちたり、聞くに此處よりは日光の宮の(一品公澄法親王)知しめす御領なりと云ふ。右は山林近く見えたれど左は山遠く連なり田廣濶なり。しばし行きて少し昇れば大澤といへる驛也。こゝにも旅客多く見えたれど朝なれば戸開きたる家は少し。驛ひろく屋の大なるもあれどみなく〜古く荒れけり。此驛のはじ荒れたる寺と覺しきが前に輿を停む。小き庵室なり、中に爐に火たき居たる僧に問ふに、小庵にて龍藏寺といへる寺の末院と答へき。こゝ出づればまた松はなく杉のみ枝さし交え並立てり、左右は山林處々に見えて路傍に木立しげり圃など其間に見ゆ。しばし行くに日光中禪寺の山相連て左に見ゆ。また路傍に肩衣着刀さしたる人二人相伏す、名を問ふに大澤の御殿のまもり安西八郎右衛門同傳兵衛と答ふ。これは將軍家日光に登山の御時大澤に休みたまふ其御殿を設けたるに、常の守をなす御家人といふ卑者なり。しばし行きて小村あり、水無村といふ。こゝを出づればまた並杉の道なり、行くほどにてこゝよりは列杉爭ひ聳えて梢高く枝相接ひ路も日暝くして朦々たり。こゝを行くこ

と半里にもこえなん、また村ざとに到る。森友村といふ。家邊に園多く林も茂れり、日光山正面に近く見えぬ。こゝを出て行くほどに杉樹冥々路に入て行けば、鐡柵より日光の御山の近くなりたるも心うれし。こゝを行くもまた半里許りにして柵たて木門構えたる所に到る。聞くに今市の驛といふ。此驛は家居はふり、陋く見ゆれど驛の中路廣く家居も旅舍大小多く見えて、諸侯の休宿せし名牌掛けおきたるもあり、深山の下の爲冬は寒かりと覺えて家居のさまも木曾の山家に異ならず。驛の右なる旅舍大橋善兵衛の家に入りてしばし休ひ、此處に日光の宿坊教城院より使僧遣て(妙力坊)書おくり菓箱一重を贈らる。これを辭して立出づ。大澤よりこゝまでは歩み行たればこれよりは輿に乘り行く、きのふよりけふまでの路たゞ平地のみにてありしが、いつとなう登り行くこと覺しく、こゝより山々を見ればきのふ高かりし山も低うこそ見えたれ、また膚殊に冷かに覺ゆるこそいかにも深山に近きしるしなれ。暫し行て小村に到る瀬川村といふ。これよりまた杉の中行くこと程ありて人家少しある野口といふ。それよりまた杉の中行くに、右に道祖とおぼしくて、いと小やかなる神龕構えて、其中に大きく小さく造りたる男根の形三つ四つたて置けり。大なるは三尺もあり。此あたりは樹のあひに家ところ〴〵に建てならで、また山中近きしるしに茅屋の古きが屋上に種々の雜木おひ出でゝ高きは四五尺にも過ぎたり。それより杉樹蓊々たる中僅かに行きて、また人家寺酒店などあり。七里村といふ寂しく淒し。また杉の中わづかに行きて人家あり、こゝも七里村のうちなり。それより雲樹の間人家處々にあり。その中に鐘樓門、設けたる家も見えたり。また家居右左つゞきたる所もあり、また蒼鬱たる杉の中に入ゆくに左は高き山々まぢかく連なり。それよりしばし行きて少く人家あり、右左軒比べて每戶にいろどりたる草鞋の鼻緒に紫の毛深くう爲たるを掛けたり賣ものなり。聞に穢多村なり。また杉の中行くに左右の山いと近くなりぬ。僅かに行て石垣築き木門構えたる處あり、こゝ鉢石驛の入口なり。第より行前のため余に先だつて此地へ遣したりし留守居(菅沼莘平)こゝに出で邀ふ。驛に入れば左右比舍たゞ略修直行歩漸升にて四五歩每に石砌

あり、商屋食物賣家も多く賑ひて見ゆ。前には日光の御山巍然秀で、中には鑿澗通じ、産物の木器あきなふ家處々にありて、御宮の近しとてこれまでの賑はしき所なり。行きつゝ問ふに始なるは松原町次は石屋町次は御幸町といふ。それより行けば旅舍と見えて檐を連ねたり、これより鉢石の町といふ。少し行て辰の半と覺しき頃求め置きし驛舍の宿所に着きぬ。主は高野源藏といふ。こゝは宗英公の將軍家の御名代として、登山ありし時宿り給まひし家なりとて、此たび登山の事まへつかたに此地にいひやりし時、此主江戸の第に來り故事引て願ひ請たりしに因て今日の宿とはなしぬ。されば昔の事も念ひ出てたゞたゞ此たびのこと辱ぞ覺えぬ。玄關に輿おしよせたれば教城院より院代の僧圓行坊出でて敷臺に迎ふ、これを謝して入るに此僧昆布一箱を携へ來れり。またけふは明日參詣の習禮のため御宮にいたるべしと、教城院のもとより云こしたれば、飯したゝめ沐浴し髮結なほしたり。それより教城院も來ぬれば、肩衣着、客舍の表に出で接しぬ。入ば又日光の宮の御使とて淨土院來ると聞えければ復衣服を更肩衣袴）舍の表に出迎〔割註〕淨土院は兩執當とて重職なり、日光の宮の此地の御殿に御留守の事司る人なりとぞ。）淨土院入來て對坐し宮の辭令を陳ふ。〔割註〕この人入來れる前に宮より賜御菓子とて、殊に大なる黑き漆器の重たるに、白き餅に胡豆の紫粉しき滿て、下には淨饌肴種々をいれたるをさきだちて彼もとより我士へわたす。これを彼入來るまへに舍の上床の正面にする置しなり。）これを承て入ば從士酒肴をいだして御使を饗す。これは先參の諸氏の例に因るなり。御使食し終れば余出て御使の辱きを答云て、賜菓の惠をも謝し申せば御使退出。余は玄關の敷臺に送りそれより習禮のため御宮へとて衣服を整へ輿よせ人率へ宿所を出づ。此驛に着ぬる程より雨降りいでたるがさのみもふらず、今出るころに數增して降り來れど雨衣とゝのへさせ出で行けり。此町一二町か程稍上り行くと覺しきに溪流の響あり。これ御山の入口なる音に聞し大谷川なり。いたれば壑澗うして谷深く底には石群り出て水其間を遶る、臨めば瀑瀑と聲あり急流白を曳てながめ雪を欺けり、左は北谷に朱の御橋を架せり、此梁柱なうして飛欄高く兩

岸の遠きに渡る不ㇾ霽何虹ぞと詠めるも今日の當り見けり。余輩は此御橋は渡ることを得ず、其右なる假橋といへる通用の橋より渡り爰より登山せり。御山へ入て石の御神門の前石砌のもとより下乘し教城院と共に御宮へいたり習禮し、次でなればとて彼が勸めにしたがひ、教城院と圓行坊とかしこ行導して御宮の内遍く觀めぐりぬ。此御宮の結構壯麗重威こゝにくはしく記すべきも、余の拙筆には書きのぶること能はず。これ書きのぶること能はざるにもあらず、筆つたなしとも其意識ならんものは文章の巧拙こそあれ、目に視しほど口に云はれざるぞなき。されば口にいふべきほどなれば筆に記すも易かれど、此靈場の山川宮殿實に志ふかゝらん者は詣で來てぞ覽るべし、然れば我筆に依て視るに優ること云ふにも及ばず。若閨窰の婦妻のたぐひ來覽ること得ざる者は人の筆こそ頼め、されど拙筆になか〳〵似もせぬこと書きたらば、視ざるに劣るべければいづれも書のぶべからず。總て此靈場山川の形勢宮殿の經營は、猥にいふべからざるぞ謹みの深きにもあらん。唯前言のごとく信じみん事を願ふ人あらば、こゝにこを詣でなん人の書き記せしを視て言葉にわたらんこと最おそれ多きことにこそ。それより御宮を退き出て宿坊なれば教城院の許にたちよりぬ。門より輿を出で入るに主ははや歸居て敷臺に迎へ、入れば家居思ひたるに倍してひろくあれ、古びたることもなくまかずありて、おもてなる廣堂の庭には山水を造り木石さはやかに置植て、四尺ばかりなる瀑布も巖間に白をかけたり。をりふし雨降て庭の沙も碧の色まし、其邊にたち囲みたる樹の梢高く緑翠を交ゆ。これを賞しつゝ主人の行前に從て奥なる書院に至れば、こゝは庭の觀はなけれど其室も廣う淨らかに掃除したり。主こたび登山のこと慶賀するよし云て、慇懃にもてなし雜煮三獻などをはり飯をすゝむ。これも二三の膳四の膳までを具して饗せり。すでに食し終頃に强飯すゝめ奉らんといふ、辭すべきにもあらねばかたじけなしといふに、次の室のもの隱よりあやしく可咲げなる鐘の貝(寶螺)二しきり吹きたてたるに、やがて持ち出でたり。これは聞及びたる日光責といへる事なり。其さまは山伏の山裝束に頭巾結袈裟螺の緒長くたれ、脚半着ていかめしく裝ひ强飯を

擧たり。〔割註〕すゞかけ袴は柿色に腰板に白く三鱗の紋をつく〕来て余が前に置。此強飯といふは尋常の足うちたる木具膳に、上に徑七八寸も有るべき唐金の深き鉢に白き飯を杉形に盛り、其の高きこと一尺にはこえたり。其むかふに常の盤の盞とおぼしき黒き器をのせ素木の箸を添ふ。山伏此箸をとり其飯の峯をわづかにはさみ此器の中に置余に與ふ。余これをとれば山伏は入て此度は長さ一尺有半もあらん、棒のごとくふとく削れる古びたる木二つを兩手に持ち、其腰のところに挾みたるやうにして立出で余が前に進み、かの木を己が前に左右に一文字におき、片膝つき左右の手を右の肩の上に笛吹なりのやうに高くあげて聲高らかに曰く。汝此の山に參詣のこと奇特の至りなり、そも〳〵此山はとて〔割註〕此時云たる言の識たるは其云のまゝ記ぬるが忘れたればたゞ其趣をあげて記せり。下同じ〕何とか日光山の由來を云て、これによつて東照宮より御膳をくださる定めて滿足ならん。此御膳を一たび頂戴する輩は武運長久にして何事も念願成就せざることなし、一杯二杯の事にてはなし、七十五杯難レ有頂戴すべしと罵るやうに云ひすてゝ入る。入り更て別なる山伏同じやうなる木具に何やらん黒き木の皮とおぼしきを半かなる鉢に積み捧げ出で余が膳の向に置く。手に二つとりて膳の左にのせ退き入る。また此度は木具に白き物と青き物と鉢に積み出で、始の如く手にて白きを二つ膳の右にのせ、次に青きをとりて中ほどにのせ退く。又立出るに此たびは鉢の中に大なる蕃椒の紅なるを多く盛れるを載せ、擧げ出でて又手にて二つとりてはじめの青きものゝ上にのせ退く。此時よく視れば白きは生なる蘿蔔をはす截にしたるなり。黒きは山椒の木の皮を剝ぎたるなり。青きは蓼の葉を疊ながらにつみて水に漬け引きあげたるなり。山伏また出で來りはじめのごとく手あけ膝つきて前にも云ふ如く、此たび參向に就て此地の產物中禪寺のからかは何れの生だいこん、何れのたで御花畑のたうがらし、權現樣よりくださる所なり、かりそめにおもはず頂戴すべし。なか〳〵ひととほりの事にはあらず七十五杯食ふべしと、また罵るやうに云ふて入る。又出で來る此度は三方膳に藁もて注連繩のやうに太く糾て圓かに結びたる物を載せ擧げ出づ。前

により彼又飯等を食ふべきとをいふ、其物のわけをも云ふて頭に冒しむ。此時教城院余が側にありて三方膳を出す、山伏彼物を頭に冒しむるけはひにして此三方に還て退き入るに、このたびは三人走り出で何やらん人を逐うやうなる勢にて、壹人は木の瘤ともおぼしき曲げたる首のふとき木持、二人ははじめに持ち出でし棒のごとき木を一つづゝ持て、何とか大音に云ふて席をはたと打ちまた走り入りぬ。其時始のごとく貝吹たてこれまでにて强飯の事は畢りぬ。奇しき事見たり。

此强飯のこと久しく聞き及びたれば、前の日より留守居を教城院のもとに遣て議り置きぬ。教城院もこれまで諸氏の先蹤を引て、余が名代壹人を出ださんことを定む。これは强飯の間に失儀なる事共あれば貴客の前にいかゞなり。然れども其式のかゆべからざれば名代の人ならば容貌其式にかはらず行ふべしと約したれば、用人濱野彌六郎を余が名代とはなしたり。されど余も與らざるにはあらず。其時の次第は前にしるせり。名代の差へる所は飯强ゆる間飯盛たる器を手に持べし、七十五杯食ふべし手に持つべし、精出して食すべし頭の高ふ見ゆる愼んで食ふべしなど云ひたり。またかの繩冒せし時名代には直に其頭に戴かせたり。これはしばしして圓行坊が出でとりたり。餘は余にせしと異ることなし。

此後酒肴菓子など品々出して、主も出でもてなしたればはや歸宿せんことを告ぐ。主も留めず乃下山し鉢石に還れり。それより教城院の許より圓行坊を使として、けふ來り訪ひしことの辱を謝するとて我宿に來れり。けふは思はず登山し且御宮の內をも盡く觀めぐり、從ひたる者までも拜觀ゆるされて、これ等もみな宮殿の美を賞ひ見たれば其事話あひ、また書つけおくべきものもありて、亥の刻に過ぎて臥したり。此夜は雨頻りにふりて樓の溜樹々の滴其音絶えなかりしかば、明日はいかゞと思ひめぐらせり。明れば十七日寅の刻といふに起きて嗽盥飯したゝめ身ぎよめし髮ゆひ、此日は風折の烏帽子に布直垂き腰刀を帶し蝙蝠の扇を執る。

余この日の裝束は、靑き直垂に三星の紋を白くつけて、腰刀は燈臺切といへる法印公より相傳せし、正則がうちたるに金にて三星の紋おきたる三所物に、白鮫に黑き柄絲かけ朱漆の鞘におさむ、刀緒は啄木をつけたり。打刀は三原の正近が鍛えたる二尺餘なるが反たるを、鞘は同く朱にぬり太刀作に金具して茶褐絲もて柄まき、刀緒には同色の腕貫の紐をつく。これは法印公の帶びたまひし御太刀を摸して造りたるなり。これ等のこと神祖の駿河に坐しゝ時、法印公の彼地に到て拜謁したまひし故事を思ふてなり。

昨日より敎城院を以て山中より云ひ來るは、明日卯の上刻に登山すべしとなり。因てとく治裝して明るを待つ。時に雨しめやかに降り、樹々の聲も寂にて心澄體靜に衣冠を整へ端坐し待居たるに唯尊く喜くぞ思へり。夜明けぬれど告げ來らで待つ程に、鐘撞聲の聞えければやがて登山を告げ來れり即出て登山す、時に晨の景色淸らかなるに夜べの雨に大谷川の流も眺をまし、木々の梢は霧を帶び路邊の草露淨く、朱の神橋の右なる假橋を渡り昇りゆき、宮の御殿を右に行て石の御神門の前にて下乘す。敎城院も迎へゐて共に二王門の石礎を陟れば爰にて御目代金子助三郎に遇ひ互に姓名を通ず。これ余が事に因て爰に出でたるなり。我初て相見しといへば彼も此度登山の事を賀し、それより御門を入り亭下の石盤の許にて嗽盥して唐金の御神門をとほり石礎をのぼり御中門を入れば敎城院がいふ、けふは十七日御忌日にて御本殿には御事あれば、其間かれにて待つべしと御本地堂に路引ぬ。之に隨て階を昇ればけふの御つとめと見えて、八十坊の僧衆兩方に並居藥師經を誦讀す。余をみち引くに從て御堂の左の方誦經の僧衆の後、奉行にても着坐すべきとおぼしき所に居たり。ほど待つ間なれば肅然と正坐し細々御堂の壯麗を視、密に諷誦の聲を聽くに、林には雨の白絲長くかゝり軒には玉の滴り絕えまなきに、御本殿には樂ありとおぼしく鼓笛の音ほのかなり。其靜閑淸韻感仰のおもひ深かりし。また思ふにわが祖先肥州より駿府に到り。神祖に拜謁し奉り優禮を賜ひしも遠き代の事と思ひたりしが、今もはる〴〵と此御山に抵りかかる御事

に近ひぬることぞ辱きと、そゞろに涙催して懲居たり。それより御本殿に至るべしと告げ來りければ、こゝを出で陽明門とかや御隨身の像ある御門の石磴に登る。從士をこゝに止め刀は持せ置き長傘もこゝまでにて、これよりは留守居一人を率へ奉獻の太刀打紙を持たせ、自手傘を執て教城院と偕に入行く。御唐門といへる御門の石磴の下にて留守居はこゝに止め、教城院と同く磴を陟り御門の下にて袴の括とき白太刀折紙を擧げ、御門の內廊下を前で御本殿の階を升り御板緣に坐せば、神官御疊の上より刀紙を取り御本殿の奧御神殿の階を升り、殿扉の內に入瞻て乃拜し前で御疊の上に升る。神官鐵扉の內より金幣を捧げ來て〔割註〕この幣ことに大にして金色なり。）余がまへに跪く余拜す。神官持ち退て殿扉に入瞻てまた拜し、前で御本殿の左邊を經て御神殿の階の下、石間といへる處の右邊の下隅に坐す。時に神官殿扉の內より素木の三方に土器を載せ擧げ來て余が前に置く。又一人長柄を持ち來て其側に就く。余敬て御土器を受く、神官神酒を注ぐ、（一斟なり）余拜飮し畢れば教城院これを取り回廊に持ち行き櫃に納め隨ひたりし留守居に與ふ。余乃殿扉に向て敬禮す。御太刀を獻りしより神酒を賜ふのあひだ、その尊く威く仰ぎ奉りし心は、實に百歲の今神祖に拜謁し奉るかと、日頃年頃願ひ思ひし志の今こゝに深からざりしを思はれて、只恭敬のほか他なかりし。それより退出御本殿の閾を過ぎし時、御神殿に正中なれば跪き御疊を降る。御板緣の右に別當坐す、（僧名をわする。）左に奉行坐す、（日光御奉行なり森川越前守俊尹）其後に御目代坐す、（大原大藏）左右に式禮し奉行には今日の辱を申す。奉行も亦これを賀す。それより御唐門を出で陽明門の磴を降る、此度はかねてより大猷公の御靈屋へも參詣のこと申請て允かうむりたれば、爰より詣づべしと昨日約しおきたれば御靈屋のつて待るべしと、教城院がいひて復はじめの御本地堂に入て、僧衆のて傍なるはじめの所に着座し居たるに、ほどなくいたるべしと云ひ來て出つゝ御中門を出で、唐金の御神門をとほりて二王門を下り、右の神門の前に殘し置きし輿にのりて御山を右に見て行くに、頭ゆきて三佛堂とかや巨なる御堂の前を過ぎ欄の並樹など雨間にみなし、左の方にも常行堂

法華堂などもありしを、こゝろ遑くままにそこ／＼に看やりて、御靈屋の二王門の前遠く輿を止め、出でゝ高傘さし蔽ひし御門を入れば古びたる御庭に種種の樹木をうゑ、枝さし會たるに雨の珠梢に重く、葉を垂れ苔鮮のいろ濃かにして甃道に駁る。右なる樹下の亭下に石盤あり。巖根の筧水を引き石盤に落て湧出る。こゝにて盥嗽し石磴を高く陟り二天の立ちたる御門を入る。又石磴を陟り行て其上なる夜叉門といへるに至て從士はここに止め、留守居一人を率へ白手傘を拔き御唐門といへるの磴下に住て、爰にて獻じ奉る白銀等は先だちて教城院の僧をして御別當へ納めやり、留守居も爰に留め磴を昇る。御唐門下にて袴の括とき御門を陟る、正面の廊下を進んで御殿の階を昇り御板縁にて拜し奉る。別當奉行左右に坐す、〔割註〕別當の名をわする、奉行は森川越前守、こは御宮より御靈屋まで行かまへの内に道ありて其路より先てこゝに來るなり。拜しをはり式禮し、奉行には今日の辱を申し、人日此は始め大城の御目附たりし時より知人なりしかば、けふたち還りぬることといひ別れを告げて退出、御唐門をくだり夜叉門にいたる。留守居隨ひ來ず、磴下にて御靈屋の僧と私語さまなれば、余拜禮にもし恭敬や失ひしと待ち居て其事を問ふに、參拜のついでなれば御殿の內寓目すべきやと別當の云ふよしなれは、余卽答今日こゝに詣拜することを望すでに達せり、且これまで退出し再び御門を入らんことと神明の憚あり。又衣服沾濕て殿上を汚さんことも恐ありかた〴〵辭し申さんと云ひたればこれを傳ふ、然らばとて僧は入りぬ。爰まで遠く來り詣でたれば眞に何處までも觀めぐりたくぞ思ひしが、我輩も位によりて其限あるを人知らぬまゝに、濫りに等を踰え入るなんぞ非禮もこれ甚だし、且爰に來りしは寓目の爲にあらず御廟に詣拜の爲のみぞかし、節義しらぬは人にあらじと御殿に向け手傘を投じ地上に拜伏し、心中の別辭啓し奉り退て御門を出で長傘かざし人率て磴をくだる。

此事につきて云はん。前日習禮とていまだ御宮へ詣拜せざる前にいたりし事も、はじめ江都にて諸氏の先例を聞きたるに斯のごとくなりしかば、余臣等と議せしは、夫詣拜せざるまへ神前にいたるは、

明日の事詐僞ならずや。これ諸氏は觀覽の爲に名を習禮に託したりしにあらずや。余は前日のことあるまじ、若其日審かならざるは毎事問ふべしといひて先て遣ぬる。留守居に此こと敎城院と謀りおくべしといひやりたれば、鉢石に着きたる時いかにと問ひたるに、諸氏の參詣のこともとより其地を觀覽したまふといへども、全く此事より起るにあらず。參詣したまふ時、其禮の進退も多し。神在すが如くなればもし其禮に違ひたまはゞ不敬とや申べき。しかれば習禮したまふことは其時の失なきがためなり、失あらば神を敬ひたまはざるに似たり。大城にても習禮のこと有るを聞く。されば此地も習禮の時には神扉を闔され御前へ出でたまふこと再びありて、明日のこと虛僞に諂らるゝにあらず。されに愼みの厚くましますにぞ候はんと申たりし。余其理に伏し前日習禮には出し、明日これを思ひぬればこれによつて其日失事なかりし。この御靈屋のこと聞きては前日の事と合はざるやうに思ふべければ其時のさまを斐に註しぬ。

總てこの御靈屋の結構も美盡せりといへども、山樹林行の古色重幽深穆神秀言に盡されず。是を以て大猷公の御德いよ／＼想ひやられて彌〻貴く思ひ奉れり。それより二王門を出でたるにかねてより此邊りに德廟公の獻りし石燈ありと聞けば、これは祖先の遺物なれば立ちより視たしと俑に云ふて、磴を下り樹下の道を徒ぎ行きて石燈におよび、視るに苔蝕たる石燈に大猷公の廟前肥前守某と鑴されけり。余は大猷公の御事感じ奉るが上、德廟公の御心も念ひやりて淚催し暫し去りやらず躊躇たるが、雨頻に降りぬれば從者の勞もいかゞと、御庭の樹間を二王門の方に出で行きてのこりをしく御門を出で輿に乘てもとの路を還る。これより宮の御殿にいたりこのたびの事謝し申すべしと贈太刀備え置きしかば先だちて留守居に持せ遣し彼御門の前にて輿を出たるに、彼仕官坊官等出邀るたれば入て鋪臺にて、詣拜を允れしより神酒賜はり御靈屋にも參詣せるかゞ／＼の辱を申し、且宮の御安否をも問ひ奉れりと云ひ置て出つつ、生のうちに此所へはこれを涯なるべしと思へば、たゞ／＼此地の去難く今宵も御宮の邊に徘徊し、

斯好景をも見たくて殘る念ひの長阪を下につけて、足曳の山菅の朱の神橋も右に見なゝ、鉢石の町に出で旅寓にご歸れる。教城院圓行坊も共に來り詣拜の事礙なかりしを賀し且辭乞ぬ、厚謝しまた告別、それより江都の友のこし置きし人にも携え行きなんと此地の產物種々求取り、遽しく行裝して歸路に赴くことのうれしく、亦のこり愛くて巳の半とも覺えしかば宿を立出で、あと回看つゝ昨日來し路を過る。路は平なれど前下りと覺えてけふは途もはかゆき、又雨も歇み空も稍晴れべく見ゆれば、かたがた慰ひもなう午の刻ほどに今市の驛に到りきのふ休みたりし家に暫し輿を停むまた立出る行程ありて大澤近くなれば大澤御殿のまもり安西八郞右衞門同傳兵衞路傍に出づ復亦雨催したれば輿の戶明て過ぎぬ(割註に大澤の御殿は日光の宮登山の時も寄給ふといふ、道の右二町おくにありといふ。程なくして大澤に到る。またきのふ休みたりし小庵の前に輿を停む時に雨また降りいでぬ。それより立出で行くこと一里に過ぎなんと覺えて小村に到る石那田村といふ。こゝを出れば左に山まぢかく見えて、高きあり低きあり前なると後なると相連り、名は聞かざれど日光行程記に寅巳毘沙門高知篠井など記したる山ぞこれなるべき、間に峙ち高きも見えき。こゝはきのふ曉の昧に過ぎたれば今こゝにしるす。行くこと程ありて未の半ばかりに德二郞の驛に着、また能州より代官出さる一禮して過ぎ。きのふの客舍に宿りぬ。けふは年ごろ志ぬる神詣でも事故なくして心いとゞ安らかに悅び思ふ途の疲をも忘れ浴みし書など讀みて、夜にいれば御山の貴かりしこと語りあひ、たゞ偸に喜で明日も亦夙しと臥ぬ。十八日丑の半に過ぎたるに鐘の響も聞えず。それより行裝して寅の刻と覺しく出でたりしが、折ふし雨もふらで月しろあかく路の眺めも髣髴にありて行程に、はや下德次郞にて夜明けたり。しかればけさは時差へりと思ひて行きつゝ眠などせしかば、卯の刻の半まへに野澤に到る此程休みたりし竹林ある寺院の門前にまた輿をとゞめ少らくして立行にけふは雨もやゝ霽れて殘暑も秋冷なるにより。代り下向の途といひ、いづれも心易く路の程の苦わすれて、四方のけしきながめ行くに、はや宇都宮に到る。能州町奉行中村宗太夫いだざる式禮して

過ぎ旅舍に入て(米屋安兵衞)休ふ。此家に能州より使者遣し(弓利金之丞)日光の拜參滯なく下向のこと賀するとて鮎一籠を贈る。厚くこれを謝して出で行く貝原の日光の記に宇都宮より日光へ九里其間漸あがる、故に其地甚高しと書せしと聞きしがいかにも然るにや。此たびは途いつとなく速く來れり、眼にぞ見えねこれは坂を降り行くしるしなりけり。ここを行く程に並松の景望み好かりしかば暫のうち步行す。此間に津輕氏の(越中守寧親)領邑にかへる士の驛馬に乘りたるに遇ひぬ。東海道には見かけぬものにて珍らしき旅しけりと。しばしして復輿にのり行くに雀の宮を左に見て巳の刻のほどに驛に着く、此度は小倉半右衞門といふ旅舍に入て晝餉す。この家は奧州へ下る諸侯の名牌など多く壁に掛て、家居も廣けれど年ふり荒れはててもの悽く覺えし。飯したゝめて立ち出づるに、けふは日も朦り秋風肌に砭て、路の邊なる男花が穗のなびくをも我を招かと獨思ひし。輿の中にて新井が記せし折焚柴の物語よみつゝ行くに思はず石橋の驛に到る。路の右なる家(勝田屋文四郎)側小門設けたるに庭樹など植おきたる處に輿を入れ休てまた出で行くに、しばしして右左に萩薄いろ／＼の草生ひたる處あり。此ほどは知らざりしが、けふ聞けば左なるは遙に常陸上總のかたへつゞき、將軍家の御狩せられし彼の小金原も此すゑとかや。右はまた其濶さ二十里もありなんと人の語りき。路よりはかくまでは思はれざるに渺茫たる曠原にありけると、わづかに路の傍なる萩の花發るを愛し行くほどに、笹原新田といふ小村などうち過ぎて未の刻許りに小金の驛に到る。爰は堀田大藏大輔の領邑にて(正順佐倉城主)武藤圓次といふ者出さる。けふもまた二王を置きたる寺の門に輿を停め少ゐて立出る。このまへ唐銅もて造るいと大なる華表の横術階柱などとり離れて役夫が運び行くに遇へり。こゝにて聞くに官より中禪寺の御山に建てらるゝところなりといふ。復新井が書見つゝ行くに程近くして芋がら新田の幽篁裏に輿をとゞむ。ここは堂の前なれど堂ははるかに奧に在り。(藥師の堂といふ)荒れはてたる寥しき處なり。爰を出でまた書讀み次松の中過ゆくほどに木澤村に到る。農家間疎にありて食物など賣る家は纔に二軒のみあり。また松の並びたて

ろ中行きたるに程なく、小山の驛に着、けふも此ほど宿りし熊州の客舍に止る。時は申の刻にも及びなんといへり、それより浴して旅の疲を息め、髮ゆひなどし晩ぬれば飯したゝめ書の講解などしばしして臥ぬ。明くれば十九日丑の刻といふに起きたり、嗽盥飯したゝめ寅の刻にやと云ふに宿を出づ。空くもりて風寒ければ輿戸ざし行くに壹里餘り間々田の龍昌寺の門前に輿をとゞむ。輿を出で視るに夜いまだ深し。しばし休て又一里ばかり行きて、友沼の八幡祠の前に輿をとゞむ。こゝまでも夜明けず。しかればけさも時差えて出でつらんと云ふて爰を出で行くに、出でぬればはや夜色曙たり。それより行くほどに空曇松吹風凄く日さし出る方はいづれなりやと思ひつゝ行くに、はや野木の驛をもうち過ぎて松の中路林圃などながめ行きて、辰の刻前に古河に到りぬ。此ほどたち寄て晝餉したる家にしばし休みまた立出る。町中に領主土井氏より町奉行出さる、(岡村五郎左衛門)式禮して過く。古河の驛をも出はづれて行くに、松の聲高く風吹出て秋の氣いと慄冽たり。輿の戸閉ぢまた開けなどし、昨日の書觀つゝ行くほどに心倦みたれば並松の下より輿を出で歩行す。途はや中田に到れり。此驛の中に光了寺といふあり、其寺の門前に靜御前の舊跡と書たる碑をたてたり。いかなる迹にやたちよりて覽ばやと思ひしが、余舟に懼るると人に絕えて今朝よりの風の音心苦しく思ひたれば少しも速く川を渡らんと、この舊跡は人を留めて尋ねさせ、余は急ぎ行きて利根川の濟に到るに、けふは此ほど辭したりしにより、小舟よせたれば。うち乘て濟るに、降りつゞきし雨に水まして向なる方にいたれば、川上より漲りくだる勢猛かりし。水底も深ければ艫こぎて渡れり。げにも栗橋の關此滸にすゑられたりと、こなたの岸に上り心を安んじ、こゝより輿に乘り關にて輿の戸あけ打ち過ぎて巳の刻ばかりにや、栗橋の驛舍池田由右衛門の家に休むこゝにて晝餉す(割註)此家は古くせまくもあらず、庭もうちひらけすべて掃除などしたれば、これまでになくやすきおもひしたり。」此時光了寺に遺したりし人還り來りければ、いかにと聽くにに、靜が帝より賜ひし舞衣とてあり。年古りてたゞ一片の帛のみあり。羅にいろ／＼の糸もて紋繡たりしが、今は皆

おち去て山の象雲鶴など殘り。又義經の與へたる者とて、長九寸もあるべき理縷にて平一面なる短刀あり。柄も鞘もなくて素鞘にこめたり、身には金の脛巾をかく、これは昔の遺りものにて鞘は後のものと見ゆ。又聞く靜御前を葬りし所とてあり。粟餅うる家の邊りより岐れて僅かに入る、墳の墓石とてはなくたゞ杉一樹立ちたり、大さ七圍ばかりもありなんと僧の語りたると云ふなど聞きてのこり惜しく思ひたるが近き邊の國なれば再つてもこそ行めとこゝを立出るに雨ふり出たり。よき程にこそ川は渡りけれとけふは川を左に見て行くにこゝにて聞けば靜女のしるしの杉は中田にはあらで此ほとりに在りといひたり。亦行き過ぎたれば却り行くべくもあらで再のこり惜しく思ひ行くに堤の右に大なる淵のあるを問ひたれば、こは十四年前江都に洪水の横流のとき、此川水此所の堤を衝潰て溢れ入りかくはなれり。堤は再築ありしが此所の田は永く淵となりたりといふをきゝ、うち看つゝ行くに雨も歇みたり。それより飯間の路行くほどに路の傍なる雷電宮といへる小祠の神門のまへに輿を停む。雨復降りいでたれば出で行くに、此所より緒毛の犬、輿のあたりに從ひ行くを見れば首に紐を纏ひ小さき木牌をつけ參宮と書きたり。又此紐に多くの錢を貫けり、人に問ふにこれは奧州の白川より伊勢へとて行くなりといふ。木牌も錢も己は知らず人のつけたらんが、伊勢へと志と聞けば畜類にぞあれ、我下野國迄行きたりしにまされる心かな、人にはこれに如かざるも有んと獨打笑ひ行く程に、はや幸手の驛に到る。雨ゆゑ行路も泥となり滑にしてはかどらず、此驛の板橋のこなたの家の門内に輿をしばし停む。(名主中村平左衞門)また立ち出で岩槻の道を右に看て土橋渡り左の方へ入り行けば江戸近しと思ふに田面の稻の雨の色豐なるに樂み、途の滑にて行くことの遲きを忍て下の刻過ぎばかりに杉戸の驛に着けり。驛舍長瀨淸兵衞の許にやどり求め置きぬれば入て宿せり。此家は年ふり宅も狹けれどいぶせからで、席も塵つかざれば心を安んじ、又明日は江都へ還ればと喜び思ひて晩を待つほどに、申の刻許りより雨つよく降りいでゝ風も烈しく聞ゆ。晩ぬれば飯したゝめ燈の下に獨書讀こと久ふして臥ぬ。明くれば廿日丑の刻ばかりに起

きたり。夜のほどは風殊に喧しく戸外林鳴り雨拂ふ音に終夜今日のこと思はれて睡りもせでありしが、起きたる頃は雨風ともに柔ぎたれば先に發すべき人など打たゝせ飯したゝめてけふは歸着ぬる路なりと寅の刻の過ぎに宿を出でたり。此時は天は霽れけれど月晴れざれば雨衣とゝのへ行きたるに、後は月しろさし四方のけしきも分明なれど、途の泥殊に深く跬歩を煩はし行くことはかどらで本郷村といへるにて夜明けたり。行程に天蒼く氣淸らかに朝霞紅を流せり。されども夜來の泥は赤きを舖て彌深く心を苦めたれば、思へらく神祖に隨ひ奉りし兵の難に赴き敵に接する時、これほどの事ものの數にやあらん。今は泰らかに平けき御代の安に居るまゝ、已が慾に飽かざる心なりと自愧て光景の明朗なるをながめつつ行くに、卯の半といふに粕壁の驛に到る。路の右なる家(松屋四郎兵衞)にしばし輿を休めまた行て出く程に、日はや高くたち昇れど途はなほ滑にして歩み前まず、辰の刻の過ぎにまくりに到る。此ほど休みし藤架の家に輿をとゞむ。しばしゝて出づるにこゝは鰻燒く家にて其腥人を追へり。行程ありて日いよ〳〵晴れて照りいでたれば、此ほどの山下に在りしときの冷かなるは復た暑さにや返ると云ふほどなり。既にまくりにて襲たりし衣を單に更えたれば此患は免れたり。又途泥も前路漸く乾けり。然れば心易しと思ひたるにはや越谷に到り、驛の入口の右なる家の庭に(和泉屋宗兵衞)輿を停めたれば輿を出て少し家に休みまた乘行にあら川といへるに渡したる板橋をもうち過ぎたり。怪亂は語にせずとかや、されど筆の次にしるせり。昨日の緖犬今日もまた朝のほどより余が輿に左右し從ひ行けり。凡犬の性は他犬に遇ふときは必ず吠或は咬鬪す。しかるに此犬を視るに路次に相遇ふところの者敢て吠え遮らず、偶々これを逐ふものあれども忽ち默然たり。しかれば獸といへども敬信のこゝろ中に存れば外敵する者犯抗する能はざるにや。行程に途ますく〳〵乾て泥路道の半ばなり、書讀み田圃を眺めなどし行けば綾瀨の川邊も打過ぎ大橋もあとに見て草加の驛舍に休ぬ。〔割註〕淸川利兵衞この家も奥羽の諸侯の休宿の處と聞く、家も廣けれど壁かたむきゆか動て荒れたるさまなり、椽の天井は編葦以て覆へり。」時午の刻といへば此家に

て囊餉し立ち出で行くに、此ほとりは田面廣く見渡したるが中に稻刈所々あり、これより書とめて行き
たれば覺えず竹の塚の此程休みし家に輿を止む。時に日まさに上所に在り。爰より江都へは程近し、然
れば歸り着きなんこと晩にいたるまじければ、再び出て閣老のもとにいたり歸府を告げ申さんと、人一人
このよし我等へ云ひやり立ち出で行くほどに、書も見終てはや千住の驛に到りし時未の半ばといふ驛舍
に暫し輿を停む。〔割註〕問屋李左衛門、爰も亦奥羽の諸侯の次舍なり、江都近きには似ず殊に荒れたり。」
こゝを發ち驛を過ぎ此程の日早く渡りたる大橋を南に打過ぐるに、蒼波日映じて錦の如し。是なん昔富
貴にして故鄕に歸ると云ひしも思ひいでゝ、今は日高く家に歸ればこれも身の榮えかなと眺め行くに、
小塚原もけふは家々賑はしく、また刑場の草の色は此ほどに增して悽愴に見なし、吉原なる遊女が屋も
田面を遠く見つゝ山谷の里に着きたり。此よりは坊列江都に續きたれば書に遑あらず、申の半ばに門に
至れば臣族喜び迎へ子女室に俟てり、入つてまづ此の行旅を語り且共に其安否を慶び歡語殊に多し。け
ふは日早ければ歸府せし由を閣老へ告げばやと浴し衣を更へ（肩衣袴）立出で月番安藤侯を始め（對馬守
信成）同席の執政（水野出羽守忠友）併て五ヶ所を回勤し、（松平伊豆守信明戸田采女正氏敎太田備中守資
愛）酉の半ばに過ぎて第に歸り、明曉は安藤侯水野侯對客せらるゝと聞ゆれば對面して登山の辱きを深謝
し奉らばやと沐浴し、髮結ひなほして旦を待てり。

日光行記一見仕り如何にも御至誠の御記文感心仕候中々書生輩などの不ㇾ行眞文にて書綴りし記行よ
りは遙かにまさりたる事と存候くれ〴〵も此御記行は格別なる事と奉存候以上

五月十四　　衡

〔割註〕（補）林述齋先生名は衡

甲子夜話　巻七十九

○この三月廿二日も開山忌とて彌天和尚の招きにて羅漢寺に往きたるに床上に、大幅の蠻畫一聯を置く。竪一丈に及び横四尺餘なり。圖は花鳥にして予が少年の頃屢々見し程は美觀なりしが、今は剝落して繪容も鮮かならず。納所僧に此大幅何れよりか得たると問へば、曰ふこの堂宇新建の後德廟御成ありし時、住持に仰せあるは、畫幅ありかやうの處には相應ならん、取らすべしとの上意にて賜はりたりと。又剝落せしは四五年前か大風のとき夜中に座鋪の戸を吹放し、雨風屋中に吹入りしが僧侶も怠りて其儘にありしかばかくなりしとぞ惜むべし。〔割註〕（補）蓋し上意の旨は、かゝる蠻畫はかくの如き唐風の寺院には相應して然らんとの御事か。

又此寺中興の象先と云ひしより、遍く都下を托鉢しその施財を以てこの大堂を興すに逮ぶ。その巡行の路筋は品川驛に至り北は千住宿に及ぶ。其頃德廟の仰せには老僧の遠路艱苦なるべし、舟行せば然るべしと有りければ、御側なる佐藤美濃守さらば某が持ちたる舟を貸すべしとて與へしを、今は寺の舟として品川は海岸まで舟行し、千住は大橋の所に到ると。因て乘舟の四半〔割註〕（補）四半は旗の事なり。」には今に佐藤の車輪の紋を著るとぞ。この外に茶船一艘、是も始は佐藤が貸したるを、今亦寺の川船になりて從へ行くと。この船は行先にて施し受けたる米を積み還るためにして、以前は一艘にては足らず二艘に載せたりしが、今は一艘をのみ從ふとぞ。

○鳥取侯松平因州世子民部大輔この春疱瘡を患で卒去す。因州の寺は予が隱莊近き弘福寺にして三月廿三日に葬送あり。予昧爽に寺島に往きし歸途に行き遇ふ、俄に避けて三圍の社頭に抵り、田を隔てゝ遠く堤上を北行するを望み見るに、前に長柄十本張弓十挺對槍四本先馬二疋臺笠立傘等の諸具持卒其皆白

有なかりて後ち、但馬を興しけれ、少し身を[illegible]る總勢畢りて、終には末家の松平壹州（三萬石）松平長州（一萬石）も儀從したり。この民部大輔は將軍家第三十二の公子にして、幼名は乙五郎君とぞ稱し申ける。文化九年に誕生まし〳〵同十四年に少將齊朝臣の許へ智養子として移られ、今に至て十歳年十五にぞなられける。予計らず彼の行に値ひ、上の御愁悼を察し奉り世の無常を歎じ不覺に涙を催しけり。

〇前册に御形鎗刄のことを云へり。後に槍匠に聞くに匠輩の稱呼に御形と云ひ或は毘沙門形と云ふと、この天寶を以てする者は多門天畫像所執の槍刄の形に似るに因て稱せり。この槍刄の說前の戟の條に云へり。又山鹿素行鎗刄のとも、其孫に問遣たれば即その圖を送れるに、形予が藏と異ならざれど稍小形なるやうに見へ、莖に平安城作吉道作と刻せり。されば漢土の物には非るなり。この石道と云ふは鑒刀家（本阿彌）に質すに、平安城吉道は慶長の頃と答ふ、かゝれば古物にもあらされど〔割註〕吉は慶長以來新刀辨疑に出驗の條平安城と載たれば近世の鍛冶なり、此頃は未だ朝鮮陣の頃ゆゑ、若くは彼の戟の形を摸造して世に行なはれし者か。

又新刀辨疑に所レ載津田越前助廣の刄圖あり。亦この形なり、全く素行の鎗と同くして形稍大なり。莖に延寶元年と刻せり。されば是は石道の作より又尙近代なり。又槍匠吉兵衞なる者云ふ、參政林殿持鎗の刄も此形と聞くと果して然るや、これを問ふに由なく、又その用法等奈んを聞がたし。〔割註〕林氏肥後守もと御前御用取次衆、文政中擢進して參政となる小笠原氏の黨と云ふ、世に御當家三河以來の家なるを傳ふ。」又山鹿の所レ云も素行子傳物なれど用法等は今に傳へずと、かた〳〵其槍法槍傳未詳。



〇川柳には何にその敏捷の才氣を知らる此頃人より所レ聞。

詠花倭謌(黄)

萬代の春もへぬらめ庭櫻花にこゝろを慰めてこそ　忠　良(前關白)

名所花(赤)

花の名の高まの櫻咲頃はたちもまがへぬ葛城の雲　祐　臭(庭田入道一位)

花(白)

節はへて盛をけふの花櫻春の言葉の種とさきつゝ　雅　光(飛鳥井中納言)

同(紫)

宮人は都の花を愛る也吉野初瀬はさもあらばあれ　□　□〔割註〕高松三位　(補)原書失名

右を熟覽して考るに、宮方攝家は舊詠を錄すること常にして、わざと新に讀出すは容易にせぬこと也。然るに庭櫻とよみて、春は盡じ萬世の春と祝せらるるは格別のことなり。又飛鳥井の春の詞の種とよめるも、文藻のことに思を寄せたるにて泛常には無く心深きこと也。然れども是等に拘りては能歌は迚も出來ぬことなる故に、庭田は舊詠の中の尤秀逸なるを撰出して寫せるなり。又高松は地步を占め高く獨立し都の花の外は吉野も初瀬もと云へば、まして關東の花などはと蹴落したる意を含蓄せり。さて亞相の自詠は謙して除かれ此五人いづれも二條家相傳の家ばかりにて採集められたる所、卽亞相の家學なり。假初のことなれどもかく精細に心を用ひたるは感心なることなり。因て有栖川一條の新に讀出されしを謝せしかば、彼方にても年來の交誼あれば其事を申して新詠を需めしとの挨拶にて、飛鳥井もわざと新詠の由話せり。庭田と高松とは發途さしかゝりて其間無りしかば、使もて云遣はしけるまゝ舊詠との旨なり。是等の手振一々深味あることゞもとぞ云はるれ、況んや宮方攝家の貴き所は屈せられて却て、卑き高松豪邁に傲然たる釣合など甚面白き取合せなり。仍てこれよりも其情を了したる所を示さんと庭田の秀逸感吟と賞し、又高松は氣豪ある人と見へたり。堂上の貴きは心の高き所にこそ有るなれ、村莊は

春秋の識をなして霜葉も備れば此秋までに紅樹の詠を必ず贈られ給はるべしと傳言し、且亞相は相識の人なれば今度色紙中に加へ給はざりしぞ中々の幸なる。米陽の花時迄に詳にその由を詞書せられて、詠花の懐紙賜はるべしと云ひ遺しけるが、彼方にては如何が思ひけんかし。

○故観世新九郎の話に、彼家に神祖より拜領の羊皮の小鼓あり。その鼓靈ありて時として鳴らず。或る御能のとき持出たるに鳴らず、その日雨天にあらず、又何も調子に障るべきことも無ければ種々手を盡したれども鳴らず。仍て代鼓を以て御用勤め畢り歸宅せしが、餘り不審に思ひ箱より取出して打みたるに其音常の如く好し。如何なることにや度々斯のごときこと有とぞ。

○往年聞けることを不圖思ひ出せるまゝに記るす。防州山口の事とよ、或家の娘年十七八ばかりなるが俄に言ひいでゝ小鼓を與へよ撃つべしと云ふ。この女弦歌はすれども常に弦歌たることは無し家人も不審に思ひながら鼓を與ふれば何をか撃んと云。因て傍人あれこれと望みたるに曲舞一提望の儘に撃たり、皆々も思の外なればいかなること哉と狂女に問ふに、我は幸某の魂の寄たるなりと答へしと。防州山口は大内氏の邑せしより以後衰廢に及ひたれば、今に頗る繁昌して鼓者の輩も時には往來せり。因て幸氏〔割註〕官の鼓者小左衛門清次郎清五郎の輩皆幸と稱する者なり、若くはこの類か。この輩若くは嘗てこゝに遊れる者の有りしか。何にも不審晴ざることゝ某話りき。

○この四月天華寺に詣で兩和尚と對晤せしとき印宗曰ふ。昔德廟御成の時淺草御門御乘物にて通御あるに、何方なるや銃炮を放たり人々騷噪たれば馬をと上意ありて即召されて、御成先へ行かせ給ひしと、後先も審かならねど傳ふる事ある話なるべし。德廟の御英氣かくぞおはしましけん。此鐵炮の音は何事にてやありし。同日の話に同事の御事か江戸の御城外郭の御塀御修復の費多しとて、外郭の塀皆取拂ひ仰付けられその跡に松を植られたり。今有る所是なり。其頃何者か落首に

此ごろはさてもおくわしな公方様あるへいとりて松風にする

おくわしは御菓子可咲と通じあるへいは有塀と糖製の名と通ずる故なり、松風も亦菓子の名、後に或人云、外郭の塀を除かれしは嚴廟の時の御政なりと。

〇平戸城下に在る樹光寺と云ふは台宗にして天祥院殿の創建、時は承應元年大猷公の御爲に奉祠せられし所なり（割註）本年錄に云、承應元年壬辰公三十一歲、前年大猷公薨、創ニ營寺於勝尾嶽之半腹一而崇ニ祀大猷公之尊靈一號ニ巖淵山樹光寺一靈位之下納ニ妙典六十六部一附ニ領地一。」尋で叡山の僧宥岳を招て開基とし住職せしめ、毎月猷廟の御忌日には詣拜怠り給はず〔割註〕本年錄に云、招ニ艮岳の僧佛乘坊一圓法印住レ之、毎月廿日詣拜之禮無ニ遺缺一。」又樹光寺の號は東叡の門主に請ひ給ひて宮の命ぜられし所なり。〔割註〕諸宗本來帳云、樹光寺者開山宥岳、慶安五壬辰年卯月鎭信公建立、稱號者毘沙門堂公海墨付有レ之、鎭信公當寺建立之節東叡山江稱號之儀被レ願候所、自ニ准后一右之號被レ名レ。」之又、御靈屋前扉の内に院殿の壽像鎧直垂にて甲背の側に軍坐せられたると、開山宥岳僧都の肖像兩幅を左右に掛く。これ院殿の所レ命なり。蓋廟下に奉仕し且守護の御志ならん。〔割註〕樹光開山世代云、天祥院殿片山尙景に仰て開山の壽像を畫かせられ、御自影も倶に書かせ二幅とも大猷廟の御正當月盆正月等には御靈屋の內に掛くべしと命ぜられ、于レ今至てこれを奉ず。」御靈屋の山下右邊に一切經藏あり漢土の版なり〔割註〕年譜云、慶安四年辛卯四月廿日大猷院幕下薨、明年壬辰創ニ營一寺於平戶一而奉ニ祠之一號ニ巖淵山樹光寺一後奉ニ納大藏經一。」開山宥岳は後此寺を讓て叡岳に歸る。住院の中天祥院殿雍音院殿慶ミ過せられしとぞ。

護心院第四世大僧都一圓、名宥岳、字一圓、俗姓兒原、大隅國產地、蒙ニ國司招一自ニ幼時一住ニ薩州鹿兒島一二十二歲而剃染、十八歲而尸ニ日向國霧島山神德院一明曆元乙未移ニ當院一改ニ造寺院一萬治中蒙ニ輪王寺本照院宮守澄法親王嚴命一往ニ肥前平戶一爲ニ樹光寺開基一寬文年中辭ニ樹光一歸山、補ニ滋賀院監司一八年任ニ大僧都一貞享元年退休ニ台麓別坊一自號ニ叁白院一元祿十二年乙卯六月廿二日寂、壽八十二、埋ニ骨本山尸羅崎嶽西北隅一又云、一圓始山門東塔西谷佛乘坊之住持、三十年以前改ニ佛乘院一後又更ニ護心院一

和漢三才圖會にも所載あり曰、肥前國樹光寺在二平戸領一、天台宗寺領百石、然れば名聞へたる處なり。

○予少壯の頃看書のとき感讀の言あれば輙ち鈔出せり。今茲故紙の中に獲たれば乃擧ぐ。

蓋眞小人、其名不レ美、其肆レ惡有レ限、僞君子、則旣竊二美名一、而其流惡無レ窮矣、（丹鉛總錄）○不下因レ喜以賞上、不下因レ怒以誅上、○弩不レ及レ遠與二短兵一同、射不レ能レ中、與レ無レ矢同、中不レ能レ入、與レ無レ鏃同、（諸葛兵法）○聲無二細而不一レ聞、行無二隱而不一レ明、○敗軍之將、不レ可レ言レ勇、亡國之臣、不レ可レ言レ智、○禍福非下從二地中一出上、非下從二天上一來上、已自生レ之、○輕諾者寡レ信、○知レ命者不レ怨レ天、知レ己者不レ怨レ人、○鳳凰生而有二仁義之意一、虎狼生而有二貪戾之心一、兩者不レ等、各以二其母一、嗚呼戒レ之哉、（賈誼新書）○一圍之木、持二千鈞之屋一、五寸之鍵、而制二開闔一、豈材足レ任哉、蓋所レ居要也、○蠋欲レ類レ蠶、鱓欲レ類レ蛇、人見二蛇蠋一、莫レ不二身灑然一、女工修レ蠶、漁者持レ鱓、不レ惡何也、欲レ得レ錢也、逐レ魚者濡、逐レ獸者趨、非レ樂レ之也、事之權也、○知者始二於悟一終二於譽一、愚者始二於樂一終二於哀一○好レ稱二人惡一人亦道二其惡一、好レ憎レ人者、亦爲レ人所レ憎、○毒レ智者莫レ甚二於酒一、留レ事者莫レ甚二於樂一○鏡以二精明一美惡自服、衡平無レ私、輕重自得、蓬生二麻中一不レ扶自直、白沙入レ泥、與レ之皆黑、○師曠曰、少而好レ學、如二日出之陽一、壯而好レ學、如二日中之光一、老而好レ學、如二炳燭之明一、炳燭之明、孰二與昧行一乎、○先憂レ事者後樂、先樂レ事者後憂、○善不レ可三以僞來一、惡不レ可二以辭去一、聖人以レ心導二耳目一、小人以二耳目一導レ心、○以レ財事レ人者、財盡而交疏、以レ色事レ人者、華落而愛衰、○愼レ終如レ始、乃能長久、○徼幸者伐レ性之斧也、嗜欲者逐レ禍之馬也、謾誕者窮辱之舍也、○怨不レ在レ大、亦不レ在レ小、夫君子能勤二小物一、故無二大患一（周書）○積德修行、不レ知二其善一、有レ時而用、行レ惡爲レ非、棄レ義背レ理、不レ知二其惡一、有レ時而已、○人情安則樂レ生、痛則思レ死、○聞レ謗而怒者讒之階也、見レ譽而喜者佞之媒也、絕レ階去レ媒、讒佞遠矣、○嗜二異味一者、必得二異病一、挾二怪性一者、必得二怪詐一、習二陰誕一者、必得二陰禍一、作二奇態一者、必得二奇窮一、此格言也、故曰君子依二乎中庸一○夫大臣重レ祿而不レ極レ諫、近臣畏レ罪不レ敢レ言、左右顧二寵於小官一而君不レ知、此誠患之大者也、○夫權謀有レ正有レ邪、君子

之權謀正、小人之權謀邪、○不レ知二其士衆一不智也、知而不レ言、不忠也、欲レ言レ之而レ不敢、無レ勇也、言レ之而不レ聽、不レ賢也、○富必念レ貧、壯必念レ老、年雖二幼少一慮レ之不レ早、○祭不レ欲レ數、數則煩、煩則不レ敬、祭不レ欲レ疏、疏則怠、怠則忘(禮祭義)○士不三以レ利移二不レ爲レ患改、○德出而福反○國有レ患、君死二社稷一謂二之義一○一仞之牆、民不レ能レ踰、百仞之山、童子升而遊焉、陵遲故也、○孔子曰從レ上依レ世則廢レ道、違レ上離レ俗則危レ身、○飢渴得レ食、誰能不レ喜、賑レ窮救レ急、何患無レ有、○言猶レ射也、括既離レ弦、雖レ有レ所レ悔焉、不レ可三從而追二○治レ國、譬若レ張レ琴、大弦急則小弦絕矣、故曰、急二轡銜一者、非二千里御一也、有聲之聲、不レ過二百里一無聲之聲、延及二四海一○孔子曰、不二先慮一事、臨レ難乃謀、不二亦晚一乎、○子曰、三軍可レ奪レ師也、匹夫不レ可レ奪レ志也、(論語)○子囊曰、夫事レ君者先二其善一不レ從二其過一(楚語)○焚レ林而田、得レ獸雖レ多、而明年無レ復也、乾レ澤而漁、得レ魚雖レ多、明年無レ復也、詐猶可二以偸レ利、而後無レ報、○怨生レ不レ報、禍生レ於福一○孔子曰、聖人轉レ禍爲レ福、報レ怨以レ德、○謁問折辭勿レ應、怪言虛說勿レ稱、○無二思慮之心一則不レ達、無二談說之辭一則不レ樂、○順レ風而呼、聲不レ加レ疾、而聞者衆、登レ丘而招、臂不レ加レ長、而見者遠、○孟子曰、古之爲レ關也、將二以禦一レ暴、今之爲レ關也、將二以爲一レ暴○書曰、天降二下民一、作二之君一作二之師一、(孟子)○士之仕也、猶農夫之耕一、(孟子)○君不レ能レ賞二無功之臣一、臣不レ能レ死二無德之君一、○問二善御一者莫レ如レ馬、問二善治一者莫レ如レ民、○義士不レ欺レ心、廉士不二妄取一、以レ財爲レ草、以レ身爲レ寶、○籠城之大將、心定之事、城に籠り降參せんと思はゞ、莫レ爲二籠城一、前方旗下と成べし、致二籠城一上は負れば必切腹と可二思定一事(武教全書)○鷙鳥將レ擊、卑飛斂レ翼、猛獸將レ搏、弭レ耳俯伏、聖人將レ動、必有二愚色一、(六韜)○學問不レ倦、所二以治一レ己也、敎誨不レ厭、所レ以治二人也、○一心可以事二百君一、百心不レ可二以事二一君一、○天地無レ親、常與二善人一、天道有レ常、不三爲レ堯存一、不二爲レ桀亡一、○見二君之過失一而不レ諫、是輕二君之危亡一也、○存亡禍福、其要在レ身、○兵法曰、上下同レ欲者勝、(孫子)○忘之甚者、忘二其身一、○天處甚高、其聽甚下○君子交絕、不レ出二惡聲一、忠臣去レ國、不レ潔二其名一、○只慶

食レ黃則其身黃、食レ蒼則其身蒼、〇天子之元子、士也、天下無二生而貴者一、繼レ世以立、諸侯象レ賢也、（禮記）〇道前定則不レ窮、（中庸）〇人藏二其心一、不レ可二測度一也、美惡皆在二其心一、不レ見二其色一也、（禮記）〇所レ求二乎子一、以レ事レ父、未レ能也、所レ求二乎臣一、以レ事レ君、未レ能也、（中庸）〇父母愛レ之、嘉而弗レ忘、父母惡レ之、懼而無レ怨、父母有レ過、諫而不レ逆、〇上下無レ禮、亂虐並生、由レ爭レ善也、謂二之昏德一、（左傳）〇猛虎在二深山一、百獸震恐、及レ在二檻穽之中一、搖レ尾而求レ食、積威約之漸也、（司馬遷報二任安一書）〇人主之患、常立レ於二二難之間一、在レ上而國家不レ治、難也、治二國家一則必勤レ身苦レ思、矯レ情以從レ道、難也、有レ難之難、闇主取レ之、無レ難之難、明主居レ之、（中鑒）〇修レ正倘未レ蒙レ福、爲レ邪欲二以何望一、（蒙求班女辭養）〇養レ兵千日、其用在二一朝一、〇送レ君千里遂一別、〇良田萬頃、日食不レ過二三餐一、大廈千間、夜眠止レ于二八尺一、（六諭衍義）〇智者千慮必有二一失一、愚者千慮必有二一得一、〇近歲士大夫、以レ言爲レ諱、閭閻愁二苦於下一而上不二之知一、明主憂二勤於上一而下無レ所レ訴、其罪在二群臣一而愚民無レ知。歸二怨先帝一（言行錄溫公傳）〇跬步無レ已至レ于二千里一、覆レ簣而進及二于萬仞一、（北史魏收傳）〇行無レ越レ思、如二農之有一レ畔（左傳）〇畔田界也）〇黃門光圀卿、喩二諸士子弟一曰、汝曹年少、一旦緩急、皆當レ思三奮レ勇而隕二首馬前一、然臨レ危致レ死、士之當分、血氣之勇、盜賊猶能レ之、非レ所三以望二汝曹一也、士之所三以爲二士者、非二死之難一、處レ死爲レ難、不レ可レ生而生、不レ可レ死而死、皆非レ道也、然則何以處之レ、在レ學二聖賢之道一而已、平日講學明二五倫一務要二篤實謹愨一、此汝曹所レ當二孜々厲志一也、僥二倖邦家有一レ事、欲レ謀二功利一者、思レ亂樂レ禍之徒、而治平袞賊也、可レ不レ戒哉、（義公行實）〇正士入レ朝、小人忌レ之、美色入レ室、少婦妬レ之、（壽世保元）〇儀既成兮、終日射レ侯、不レ出レ正兮、（猗嗟）〇戰不レ勝、而報レ之以レ賊、不武、（晉語）〇本佐州曰、侍者替二君之一命一者也、日本は自レ失レ唱レ道以來、廿年卅年內外、一度は有二大亂一、大將敗軍之時は、諸侍一人不二心變一、同枕爲二打死一樣に以レ情可レ仕、以二威勢一如二仇敵一使ふ時は、其恨徹二骨髓一以レ折捨二一類一起二謀反一況て敗軍之時は、背レ主捕出、怕二於敵一者味方也、乘レ勝時は、女有レ爲二武邊一例も、侍をば自然之落めの時、一心爲二

忠節ニ様以レ情可レ仕、捨二一類一爲二謀反一も、亦捨二一命一爲二忠節一も、有二 君一人之心一、家來さへ無二二心一思ひ屬けなば、不ニ奚勝ニレ寅哉、(本佐錄)○以レ我讀レ書所々得レ益、以レ書博レ我釋レ卷茫然(黃山谷語)○宋呂大臨曰、國無二游民一、則生者多矣、朝無二幸寵一則食者寡矣、(大學釋解註)○聖人不レ治二已病一、治二未病一、不レ治二已亂一治二未亂一、病已成而後藥レ之、亂已成而後治レ之、譬猶二渴而穿レ井、鬪而鑄レ兵、不二亦晩一乎、(素問四氣調神大論)○荀卿子曰、君舟也、人水也、水所二以載一レ船、亦所二以覆一レ舟、故孔子曰、魚失レ水則死、水失レ魚猶レ爲レ水也、(貞觀政要)○俗諺所レ謂一盲引二衆盲一、終亦載胥及レ溺耳、不二亦可一レ笑乎、(一本堂藥選)○目見二百步之外一、而不レ能レ見二其背一、(胡非子○背目摩也)○過愼而無レ節、則亦歸二於畏縮怯退一矣、夫子因示二其當一、以レ禮爲レ節、曰愼而無レ禮則葸、(名疇○葸即畏縮怯退之名也)○灸刺慘痛、而不レ可レ止者、以瘥レ病也、(抱朴子)○第方匪レ對レ症、藥或誤レ人、諺曰、疾不レ治得二中醫一、非二虛言一也、(經籍志)○人不レ學則老而衰、(黃山谷)○吾嘗終日而思矣、不レ如二須臾之所一レ學也、(荀子)○彊自取レ柱柔自取レ束、(同上)○家人嗃々、悔厲吉、婦人嘻々、終吝、(割註)易家人九三○正義曰、嗃々、嚴酷之意也、嘻嘻、喜笑之貌也、○君子無二入而不一レ自得一焉、○不レ粉二飾其心一、而施二其面一、猶二姝々之子一、過レ雨則視レ無レ好也、(太玄經註)○與二不善人一居、如レ入二鮑魚之肆一、久而不レ聞二其臭一、(家語)○溺二於淵一尙可レ游也、溺二於人一不レ可レ救也、(武王盤銘)○韓愈曰、蓋レ棺事始定、○面貌可レ憎、語言無レ味、(陳同甫訕道學先生語)○向レ天唾、汚二自面一○當レ局者失、傍觀者得、○鳥高飛以避二矰弋之害一、鼷鼠深穴二乎神丘之下一以避二薰鑿之患一、(莊子應帝王)○書不レ可レ不レ成レ誦、或在二馬上一、或中夜不レ寢時、詠二其文一思二其義一所レ得多矣、(言行錄温公)

○我が領邑の事も古さは知ずして過るあり。一兩年前小臣一短刀を携來て示す。長八寸九分三厘莖三寸四分五厘幅八分八厘、反五厘、莖に平戶住盛吉と銘す。卽購求し鑒刀家の書を閱るに古刀銘盡肥前の部に、平戶住廣盛と銘せし刀を載せ、次に(表に)平戶佐衞門四郎(裏)に盛吉、或は(表裡)盛吉平戶住ト銘せるを擧ぐ、次に表に平戶住宗重(裡に)應永廿九(壬寅)八月日と銘せるあり。然れば盛吉は時世應永の

頃或はその前後なるか。

又同書諸國鍛冶の系を擧し中に國房、正中頃平戸左衛門尉)盛廣(建武頃平戸左文字と云)貞秀(應安頃平戸左貞吉弟子孫、治吉(平戸住應永頃彫物の上手)盛吉(平戸住)宗重(平戸住應永)と見ゆ。是等に據ればこの時は吾家鬼肥州殿の前より國司殿と稱せし祖の時にこそ。

又鍛冶考と云るに肥前國鍛冶系の所レ載、家重(後鳥羽御宇建久行平門人後は當國平戸住)守次(後圓融御宇應安平戸住)貞秀 後光嚴御宇文和筑前左貞吉門人平戸左と號す)この中家重の年代は前の二殿の世より上れば吾氏の始祖峰殿の頃なり。

前に記する盛吉の短刀を得たりし後、尋で又一刀を進る者あり、精彩見つべし。莖に平戸住國吉と銘す。因て亦購藏す。(長一尺三寸五分幅一寸反六分莖五寸九分)此鍛者銘盡鍛考の二書見る所なし。仍て秋山侯(佐竹)の礪工小川四郎太郎にその家傳の說を聞くに云。建武の頃肥前諫早住則末弟子を國吉と云。初め同所に住し後平戸に住す。然れどもこの代は銘に平戸と刻せず。其子も亦國吉と稱す。此刀は平戸住と銘すれば應永の頃とす。茲に得る所は二代の國吉なり。然れば是も亦鬼肥州國司二殿の頃の人の父子若くは孫か。前刀に附せし鑑刀家の紙札を茲へ附出す。聊雞肋のみ。

(表)平戸國吉刀金貳拾五兩　(裏)丙申　印

(別札)享保元(丙申)年　本阿彌光忠札極

上書　肥前國吉付札　本阿彌市十郎

平戸國吉正眞と相見申候金五拾枚代付可レ申候

添狀　肥前國平戸住國吉副帖裏長貳尺參寸五分有レ之猶以極札丙申は享保元年に御座候以上

肥前國平戸住國吉在銘御刀被レ遣致二一覽一候處金貳拾五兩古極之通正眞と相見候金五拾枚代付可レ申候及文美出來可レ然御佩刀に御座候可レ被レ成二御鍾愛一候恐惶謹言

本阿彌喜三二(花押)

二月八日

以上書錄に及ばざれど、世の封邑の刀を襲傳するの一證に備ふ。

○金地院の僧錄公帖頂戴と云ふことあり。予これを審にせざれば或日印宗和尚に問ひたるに云ふ。

五山の上と稱して京都太平興國南禪寺(住持綸旨頂戴紫衣着用)南禪住職前鎌倉建長寺住職の公帖頂戴紫衣着用

京五山　第一天龍資聖禪寺(住持綸旨頂戴紫衣着用)天龍寺住職前鎌倉圓覺寺住職の公帖頂戴黃衣着用

第二相國承天禪寺　第三建仁寺　第四東福寺　第五萬壽寺　住持皆公帖頂戴黃衣着用

鎌倉五山　第一建長興國禪寺　第二圓覺興聖禪寺　第三壽福寺　第四淨智寺　第五淨妙寺

住持皆公帖頂戴黃衣着用是を東堂大和尚と稱す

十刹　京臨川寺(天龍寺持)等持院(同上)鎌倉禪興寺(建長寺持)瑞泉寺(圓覺寺持)伊豆國照寺(同上)水戶正宗寺(同上)野州世良田長樂寺(今は天台宗東叡山末となる)江戶市ケ谷月桂寺(圓覺寺末憲廟のとき御創立十刹に準ず)此外の寺は印宗忘れたりと。去れどもこの住持皆公帖頂戴す。黑衣に色衣の袈裟を着用、是を西堂の和尚と申す。

諸山(と云は澤山有之と)鎌倉第一長壽寺(此外席順又寺名も印宗覺へずと)

(第二)報園建忠福寺　住持皆公帖頂戴。黑衣に黑き袈裟に環と紐ばかり色のかはりたるを着用、是を緒環の西堂と申す。

五山より妙心寺大德寺なども皆諸山の部に接し、五山を列嶽と唱へ其外を皆諸山と呼ぶと

右五山へ住職昇進には最初に諸山の公帖頂戴し、夫より十刹の公帖頂戴す。これより五山の公帖頂戴、夫より南禪寺の綸旨頂戴なり。

一、諸山公帖の御文

長壽寺住職之事任二先例一可レ執務一之條如レ件　　御官位

年號月日○（今にては此所に御諱御朱印）（三代將軍樣迄は御官の下に御諱御押）

某首座

（諱の一字）

一、刹公帖の御文

禪興寺住持職之事任二先例一可レ令レ執務一之條如レ件　　御官位

年號月日○（今は此所御朱印）

某首座

臨川寺瑞泉寺など同樣なり

一、五山公帖の御文

建長寺住持職之事任二先例一可レ被レ爲二執務一之條如レ件　　御官位

年號月日○（此所如レ前）

某西堂

圓覺寺相國寺など同じ

何れも大鷹檀紙四つ折、三行に御文有り。

德廟の御時までは、右の諸山十刹五山へ入院公帖頂戴のときは、公儀へ御禮に官米と稱し米十石とか十五石とか献上し、其餘寺社奉行老中方へも種々進上す。仍て入用も今にして貧寺の僧侶は昇進色衣着

用成かねたるを上聽せられ、向後官米入用相省き下され候ゆゑ、成たけ昇進色衣着用候樣仰出され。又公帖頂戴後御禮として登城いたし候も京師などは遠方の事故、京幷に鎌倉とも公帖頂戴の僧侶三年ほども集め置き、公帖は夫々芝金地院僧錄に一同御渡あるを、鎌倉の僧侶は金地院迄來て頂戴し、京の分は僧錄三年目には上京し彼地に於て頂戴あり。これ德廟の命令とぞ。さて京鎌倉より公帖の御禮には、兩所の中より總代として一人づゝ出府登城拜禮す。但しこの入貲は公帖頂戴の僧中より割合を以て出し、一人々々の物入は省き候ことになされたり。昔古河公方の頃は武威も衰へ、且貧くして五山十刹などへ公帖を出し、その官米を以て公方の取續を爲られしと云傳ふ。

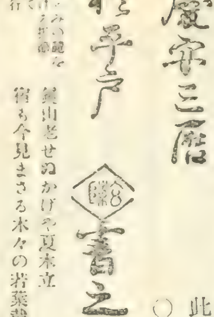
○行智曰、隱身法、大摩里支菩薩經卷三云、復有㆓成就法㆒、用㆓墨梟眼、獼狐眼、黑俱什羅鳥眼、佛舍利少許㆒、取㆓縛日哩木內汁㆒、就㆓鬼宿直日㆒、同合爲㆑丸云云、即含㆓口中㆒、而得㆑隱㆑身、人不㆑能㆑見、不㆑能㆓擒捉㆒、不㆑能㆓禁制㆒、不㆑能㆓劫盜㆒、火不㆑能㆑燒、寃家不㆑得㆓其便㆒、若志心持㆓誦眞言㆒加㆓持此藥㆒、得㆓隱身㆒最妙、隱身の藥法、印度にも如㆑此品を用て人眼を眩惑するとも有にや。俱什羅鳥は好聲鳥と譯す、如何なる鳥にや有ん。本邦これに似たることあり。信州松本藩なる芥川某の家傳に隱形の法とて傳る由。その藥方は右の經なると稍類々せり、曰蟾酥〔割註〕生たるひき蟇を取刀にて頭脊の邊を切りへぎてその膜中にある脂液をとると云へり。」老狐眼睛〔割註〕生たる狐の眼を取なり。」騈馬眼睛黑猫眼睛、と右四品を取て陰乾にし、蛇の膽汁に和し乾かして細末し貯置く。さて形を隱さんと思ふ時は座中人前にても、右の藥少許を撮み密に座上に吹散すに、撒する時座中の人悉く眩惑して神心朦朧となる。これ藥氣に逼侵せらるゝ故なり。その時に前に有りあふ器或は小物にても、その陰に潛る如くしこ狭く次の間に走り來るに、坐中の人は唯その人消失ると覺て次席に退出たるを知らず、又當人は豫め衣袂に鹽を貯へ持つ、これは次席に退きたるとき早く鹽を出して我が面に擦塗る。此の如くせざれば法を行ひたる人、ともに神心眩迷して暫時も物を辨ぜず。これ藥氣に中るが故なりとぞ。行智又曰、この隱形の法は法力には非ず藥力にて

人目を遮る者なり。

○天祥院殿の能筆にて坐しけるは世の所レ識にして、所謂定家様なる也。此事に就て嘗て思へるは、連歌師の玄陳と云へる古人よく殿の筆跡に似たりしゆゑ、これを記憶してゐたるが、後或日連歌阪昌成に問たるに答に、玄陳は里村紹巴の嫡男玄仍の子にして法橋に叙し一翁と號す。寛文六年正月五日歿七十五
紫野大徳寺黄梅院に葬る
昌成又曰。鎭信君連歌は里村玄陳に相談あられし由申傳へ、書法も玄陳と同風を書せられしと傳ふと云しが、吾家に藏めし其書を見るに、

〔割註〕吾中に傳はる殿は書を玄陳に學び給ふと、然れば昌成が所傳正しかるべし。殿の初年の書跡はかく定家様にはあらず、先年古筆了意に此事問ひたれば、古筆家にも殿の前書と云者一種あるとの言なり。予も兩度か見たりし。」

此書に據れば玄陳は西邊にも游歷せしなり。按ずるに此年五十九、殿は御年廿九にて坐しける〔割註〕（補）



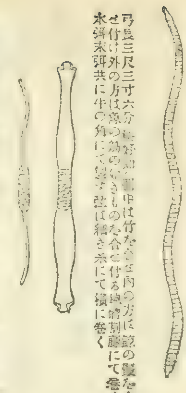
此書とは次の俳句なり、原書影寫なれどこれを略し其末文のみを掲く。」

○僧家に華鬘と云佛具あり。このこと或釋氏に尋たる答を玆に錄す。

摩梨支菩薩經卷七云、以二二手一作二金剛拳一、金剛指少屈、安二心上頂上一後心上復胸上額上、如レ繫二華鬘一以爲二擁護一云云

右の文を以て考るに、華鬘を繋るとは此方の冠に日蔭を着る如く絲にて華形を結び垂て長く造れるを、額頂前胸の邊に垂下して身體の嚴飾と爲すことゝ見ゆ。華鬘の様を想像するに足るべし。和訓はなかづらと謂ふ者なるべし。華鬘梵名摩利（末利とも書り）と云、摩利支を華鬘天女とも云ふ。翻釋名義集（卷三）曰、摩利支云レ奈、又云二鬘華一堪レ作レ鬘、善見律云、廣州有二其華一藤生と、名義集（卷七）云、末利此翻二黄色一華一華如二黄金色一と見

ゆ。又摩利夫人と云ふ人あり末利夫人とも云り。祇陀太子の妃なり。この末利も此に云レ鬘と名義集に見ゆ。右末利、摩梨、摩里支天、何れも華鬘の事にて鬘に作る華の名なり、かくて本は花を貫て鬘に掛たるが、後には鬘を結びて飾にするをも華鬘と云ふにも有べし。〔割註〕末梨花とて植て清翫に供する花は南の摩梨地花なるにや、末梨は梵語のまゝを傳へつるなり。」



朝鮮弓寫圖

弓長三尺三寸六分格好如レ圖中は竹なり内の方は鯨の鬚を合せ付け外の方は鹿の筋のごときものを合せ付る也握割籐にて巻く本弭末弭共に牛の角にて製す弦は細き糸にて横に巻く

右の弓二張共に籐製にて製す大は長二尺五寸二分小は一尺八寸格好如レ圖握りの所内外より糸にて挾み糸にて巻く總體共に赤漆にて塗る

○平戸の武庫に嘗て朝鮮陣の時ぶんどりの物とて怪き籐巻弓と半弓とあり。言傳る所前の如し。予退隱の後ふと思ひ出したれば領邑に問遣たるに答に籐巻弓は五張あり明製ならん。半弓は四張朝鮮の物ならんと正しく然らん。籐巻の弓は彼の援兵の持し所ならん、以上のこと明會典、鮮書の經國大典等に照看せば其徴を得ん。然らば尚左證とせんことあらん耳。

甲子夜話　巻八十

○吾領壹州の賤夫久く對州に居し者此隱莊に住む、某の僕たり。其僕が話したるは對州南方の海邊に峻山あり高一里廻三里と云。山の土砂皆金色なりと、定めて金を出せる山なるべし。國人牛頭天王の山と云ふ。然れども山中にその祠もなく稱呼のみなるが、時として忽然と宮祠現出することあり。これを見る人必ず禍ありと。又この山内は貴者と雖ども騎乘することなし、しかすれば忽害あり。先年巡見上使のとき、其人騎して通行せしに落馬したりと、これ山神の惡む所と云。又この山下に觀音院と云ふ寺あり。この藏物に夫婦貝と稱する一大寶螺あり。毎歲蟲干しの時來人皆見ることを得、この貝男螺にして女螺は海底にありとぞ。因て男螺を吹くことを嚴禁す、若し吹くことあれば海波忽起り大船を覆すに至ると。故に是までこの螺を吹く者なし。國人云ふ、或は異賊來寇のとき即吹かば怒濤巨浪起らん、さすれば蒙古襲來の樂をなすべしと。果して然るや否。

○或る奧向を勤し人の物語に西城の大奧へ大君成らせ給ひける折節若宮樣を御自から抱かせ給ひて御寵愛なりしかば、御抱守の婦手あけるまゝ、御本丸御末子樣方一二御側に在られしに向ひ奉り、何やかやと御相そうなど申上るしが、頓て若宮樣を御抱守に返し給はんとて召されけるに、其者なにか御末子樣へ申上けることの半なればとて其言を終んとせしに、某等に構ふことは無きぞ、早く若君を抱奉れとの仰にて渡させ給ひき。これより其者抱奉り立てその邊を歩行せしかば、御末子樣方の御抱守も同じやうに各々抱き奉り、若君樣に打連れ歩行せんとしければ、其方共は居り候へとの仰なりしとぞ。御嫡庶の御辨別をかくまで御次立てあらせらるゝ盛慮やと。其場に有合たる輩感じ奉りぬ。又常々御末子樣など御自から抱かせ給ふことは有らせられざるに若宮樣をばいつもかく抱かせ給ふとよ。御襁褓の時より御

威光を添させ給ふ深き御旨なるべしと、人々ひそかに申合しとぞ。（林話）

○又聞。一日大君御活花遊ばされたる時に、侍りたる御側衆御小姓衆等に有合たる御花生を各々賜はりしに、老木竹根など凡そ天然の面白き材にて製造せし上中を其品階に應じて賜りぬ。その時御小納戸衆一人候したるが、御目に漏れければ、誰某にも賜りてんと御側衆言上せしかば、その床にある花生とらせよとの仰にて直に頂戴しけり。その花生は白金製造なりしとぞ。天然雅製の物を貴び給ひ、銀製の物などは賤く其取扱ありしこと、誠に大君の盛旨有難きことゝて、其の所に在し輩退て後互に感伏し奉りしと。（同上）

○林子云。頃日（丙戌五月）沼田領（土岐山州）に奇植あり。乃其藩士より我が社中に示せる紙片にとて轉示す。

上州山田郡梅田之里佐羽清右衛門と申者之庭に、野篠よりは長高く朱色にて少々節あり、花は石榴の如くして白く、一本に五りん程あり、此物二根生じ申候、又同處粟田清藏と申者の椽下に、女の髪毛の如きもの二間許りの内に生じ申候、右は女の髪毛を植たる如く、本末も無く細く長一尺五寸許りあり

右之二物如何なる物を知らず、吉凶悔吝如何博物君子に問んことを希ふ、

（同所奉行）　相馬武助

（同町方支配）　藤居久八

愚考には前の朱色なるは天麻なるべし。先年この隱邸の外園にもふと一根を生じたり。翌年には生ぜず。後のものは先年三河の人の隨筆に、彼邊の寺に藏めたる七難のそゝ毛と稱せしもの。又往昔靈婦の陰毛と云ふもの此類ならん、其書今これを失ふ。

○公鑑又曰。頃日或人の話にて聞く、宇治の黄檗山へ詣て隱元眞跡の傳はりしを見しに、今掲げたる第

一義と云ふ額を造りしとき、同じことを書たること九十六枚にて、其中一枚出來よきを擇み出して額としその餘は存たりしを弟子輩取聚めて傳へ置くとぞ。嗟乎古人の事を愼んで苟くもせざること、この一事を聞ても感賞すべし。如何なることにて今人は自ら足れりとし、獨り誇り顏にて輕率容易にするや自警すべき也。

○寛政の初今の内裡御新營成し時、叡感の餘御製一篇宸翰を染られ大君へ進ぜられしことありと、昌平祭酒の語なれば何とぞ聖藻を拜視したしと强請せしに、寫し藏めぬとて密に示さる。

新宮成後、手書賜二征夷大將軍一

造意周文囿、不レ美漢武臺、舊章一是率、新築本非レ催、百工忽告レ竣、鑾レ駕自レ東回、拭レ目九重裏、九重賞美哉、兩殿應二規矩一四門總崔嵬、燕雀繞レ簷集、櫻橘挾レ階栽、豈其爲二逸豫一講レ禮共徘徊、委レ佩群僚會、將レ幣九州來、素心旣已足、起臥感二鹽梅一欣然歌思動、乙夜藻言裁、

右の御製を進ぜられしとき御造營の掛りとて、大君御手自から宸翰を臨書して越中守定信に賜しと。これ亦林語なり。傳へ聞くも賢こく下位我輩の如きも唯難レ有きことにて感涙のみ催すなり。

○人の傳話も時々に違ふなり。予若年の頃能役者笛吹の清甚兵衛が話しは、某等は全體奈良春日の神職の中なり。大夫脇師の如きも同じと聞しが、この五月觀世が宅に能見物に往しとき、其弟四郎に同職今春大夫は奈良の神職かと問ければ然らずと云ふ。予されば年々奈良の神事に赴くは如何にと問たれば、某が家の如きも以前は彼の神事に往しは同じかりしが、某が家は神祖の仰にて、觀世は行くに及ばずと有りしより今に赴かずと。

又云。大阪茶臼山の御陣所にも觀世御供す。其時つねは暇なるゆゑ紙捻を多く爲て持てゐたり。因て戰士甲冑毛ぎれ或は損じたる時この小捻にて綴ぎやりたれば、人ちやうほうして觀世よりとて請ひ求しとぞ。予が嘗て聞しは、道成寺の能の鐘の内にて面の紐なかりしとき、俄に紙をよりて面につけたると云

より起ると。是とは異説なり。去れど正しく子孫の傳なれば用ゆべし。

予又問。かの御陣中には何の御用をせしと答に、謡は度々命ぜられ折には御囃子も有りと書傳ふと。されば御陣中とても今の治世にて想けるとは違たること耳。

又大夫(左衛門)云。神祖の頃御出陣に謡ふには必ず弓矢の立合なり」〔割註〕今正三の夜、御謡初に御前に於て所レ謡のもの。」又御出船のときには船の立合を謡ふと。この謡ひは今の亂曲の中に見ゆ。人多く知らず。

因に云。嘗て或人の言に、太閤名護屋在陣のとき慰に狂言をせられしに、折ふし止頭方角の狂言ありしが神祖に太閤何にぞと望まれしを、神祖の御答に、某は何も知らず強てと有らば馬にならんと仰て馬となり給ひしに、鷺仁右衛門の祖太郎冠者にて恐多くも神祖に乘奉りたりしより、今に鷺の家にはこの狂言は憚りて爲ずと聞たり。然るに近頃今の仁右衛門がこの止頭の狂言をせしゆへ、或技者に憑て鷺に前語のゆゑを問たれば答に、曾て右の事は傳へ申さずと。然れば前説は誤傳歟。

○五月廿三日觀世が宅の能を見物に往たるとき、鷺仁右衛門が比丘貞の狂言せしに、

この比丘貞の狂言は金法師と云る少年を、其父のつれ出て比丘尼某の許に來り元服させ、その名を請ふ。比丘尼始め身女子たるを以て辭せども止むことを得ず、遂に稱をあん太郎と呼び、名を比丘貞と授く。貞はその家の通名。比丘は己が稱呼に據るなり。因てかの父携へ來し酒樽を比丘尼へ與へ、比丘尼も亦かの子に米五十石錢百貫を祝儀として與へ、且かの子の舞を請ければ少年起て舞ふ。彼父も亦比丘尼に舞を請ひけるを、尼始めは固辭せしが乘醉して遂に禁口を約して起舞ふ。舞中時として臀をふること家鷺の如し、尤笑觀なり。

比丘尼は花の帽子に鼻ひくき婦人の假面をかけたるが、其着たる小袖紫色にして、今俗の如く裡に白く小き家紋と覺しきあり。予不審して傍人に云には、古代この如き服ある可からず。如何にも心得がたし定

て由緣あるべし。誰ぞ知る者あらんと云たれば、文仲と云ふ隱居聞て內に入り廻出て曰く、果して由あり。鷲の祖共嘗て此狂言して神祖の命に因て姬君の御小袖を賜はりし者の、今に其時のまゝに是を着するとよ。予數賞して能く視るに地は白き練らざる絹の如きを、上を紫に染め菱の段にして其下は地色なるに、ゆうぜん染の如く青く大なる竹葉を染出し、其間に竪に雪の輪を萠黃に縹纈したるなり。小袖の裡は赤淺色にみえしが昔は深紅なりしと、その古色見つべし。又紫色の盛なる今及ぶべからず。御紋は三葵の古風なるを淺青にいだせり、奇と云ひ古と云ふ珍しきこと也。

○或夕澤田哲に値て話せし中に哲云ふ。當年東上せし蘭人は酒を好み醉中しばしば拳戯をなす、然るに鵝舌迅言にして傍人聞わかず、計るにその一二の符丁にやあらんと聞しと云。又宋人拳戯の七種類考に見えしと云ふ。面白きことなれば左に記す。その趣は文字に據て知識すべし。

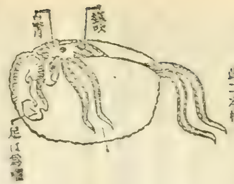
日庚（一つなり）　斷工（二つなり）　横川　側目　蟊丑　散大　毛根　入間　未丸
田心

○身延山久遠寺のことは前冊にも追々云ひ、第六十卷にその壯麗大觀の模樣は佐渡水が談話を述る如し、これに就き可ㇾ咲き事あり。永昌寺（淨土宗）の當住（端的）去年上京して和尙になり、歸路甲州を經しゆゑ[illegible]して身延の靈場を拜せんとて參行せしに、先づ山下の在家に休ひしに食物を與へず、又宿を求むれども肯んぜず、端的心づきさては我が法衣を視て然るやと思ひ、俄に衣體を更へたゞ俗形にして行しに、とかく人々疑ひ彼是難澁して已に飢に及ばんとす。されども隱れ忍てありしに、その中に困りたるは宿屋の主が御坊看經せられよといひしには端的當惑せしとぞ。是農夫なれば何宗たるを驗せんためなり、斯くまで法華宗の他を惡み嫉むの甚しきには驚斗なり。去ども艱苦して彼山に入り舊跡を周覽して出たり。歸府の後これを同宗に話せしが、善くぞ參詣して日徒の遺跡をも拜せしと言ひ、或はいらざる狼籍を採り罹業して益なしと言ひ、賞否相半せしとぞ。

○蛸船とて薄き貝の如くなるを世に翫ぶ。尤大小あるは人の知る所也。本綱抔の類に見へず良安が三才圖會に載たり、按貝蛸俗輕處々北海有レ之、不時多出、或全不レ出、其螺大者七八寸、小者二三寸、黄白或純白、形似二鸚鵡螺之輩一略如二秋海棠之葉一有二文理一可レ愛、中有二一小章魚一出二兩手於殼肩一出二兩足於殼後一爲二櫂竿之象一游行、故名二章魚船一、一歲津輕海濱、數百成レ群寄來焉、人多捕レ之、而怪無二食レ之者一試

煮レ之食レ犬、其犬爲二煩悶一因知二有毒物一棄二章魚一取レ殼以爲二珍器一然其殼薄脆不レ堪レ用、」近頃聞に桑名侯先達て海防御用中房州に領知ありしとき、老侯命じて領海の中よりかの船に蛸の乗たるを、其儘取よせ圖を作くられしを肥州請て寫す、今又茲に再寫す。

されはこの貝ありて蛸の寄乗するに非ず、造化の一物にて蛸と倶に生成する者なり、蛸の貝に就て用をなすは圖に於て知るべく、又この蛸に毒あるとは三才圖會の文を見て戒むべし、畢竟尋常の蛸とは別種のみ。



○五月九日の殿中沙汰に

(御先手) 松平安房守

此節町々にて夜中往來の者江疵付物取致候類の者も有レ之哉に相聞候其方組江戸中晝夜相廻少も怪敷もの見請候はゞ召捕可レ申候其方儀も相廻可レ申候尤士屋鋪等江入候共附込候て召捕月番町奉行江可レ被二相渡一候

右於二桔梗之間一若年寄中出座堀田攝津守申二渡之一

四月廿五六日の夜か、四つ頃鳥越明神の前裏屋に住む紙屑買、古綿抔風呂敷に包み背負て三味線堀より歸る途、柳澤信州邸の表門前にて何者とも知れず無言にて脇指をぬきかけたり。紙屑買あわてゝ拔刀を持たる手に力を極て抱きつき、賊人よ盗人よと頻に叫たれば、信州の辻番もとより老夫なるが、この聲を

聞つけ起たる儘にてごそ〳〵とするを、賊人は聞つけ卽脇指を打捨逃去りたり。辻番も曾て出合はざれば紙屑買せん方なく辻番へ上り、怖しければ住家まで送りくれよと云ゆゑ、番人家まで送りとゞけたるが、又賊の捨たる脇指も持來りたれば能く見たるに血刀なり。何れ人に創つけたる樣子ゆゑ其儘には置かれず、町奉行所へ申達せしに辻番は其處に指留置番所より申達すべきを商人と一同連れ返へれりとて甚むづかしく、辻番は一向知らざる由にて公邊す。よすかの血つきたる脇指は奉行所取揚になりしを、信州の留守居内濟を計らひ事すみしとぞ。是一事。」桑名老侯の中の人目の當り見しとは朝四つ過のこととよ。霞ヶ關三田侯（九鬼氏）邸に往かんとする坂下のことにて士一人小紋の羽織着たるが如く、その後より一人長き刀さし黑き羽織着たるが後先きになり行く。又桑名の家賴はその後四五間下りて行たるが、忽ち黑羽織の男刀を拔き小紋の上の背より腹に刺通し、刀を引ぬき鞘におさめて先になり虎の御門の方へ行きける。刺れたる士はそのまゝ倒れ伏したり。正しく視て話したるとぞ是一事。又小日向龍興寺の邊にて、寺に出入る町人洗湯に往て湯あみしまひ、裸身にて着物を手に持ち戶口を出る。其所を拔て切たり。町人は卽倒れたるが、切りたる者は其まゝ行方知れずと。是も龍興寺目擊の話とぞ。是一事すれば盜にもあらず、其餘人々の傳說擧るに遑あらず、思ふに天魔の所爲なる者か。今一般の風說なり。

鳥越邸の邊の者見來て云しは、白山の浴屋に或夫午湯に往かんと爲して、如何にしてか其婦が止めしに聞かずして獨り往しが、その還りを出口にて切られたりと、鳶が見たりしときは首を打落されたる屍に、妻と子が取つきて泣きゐたりと。前事と一つが此度のこと總てかゝる次第なり。默山氏「割注」（朝）默山は卽ち林述齋先生。」聞て曰。此餘此類夥たゞし。總州上州常州邊には長刀と稱する溢れ者共嘯聚め、村里の惡少などを黨中に引入れ數十人一團を成して、鳥銃白刃を振ひ民舍を劫掠し、婦女を姦淫し、種々の惡行を働く間、土浦佐倉へ命下りて人數を出し飛器を以て打拂ふ。又この頃

は古河領にも山林に聚れる賊ありて、領主より者頭組ども出して取圍む抔さまぐの雜說少からず。都下も市中日暮よりかな棒を曳あるき、戌刻より冬春火警の時の如く木戶を閉ぢ往來を戒むること尤嚴なり實にこれ迄なきありさま、何故かく殺氣の行はるゝことなるや、人妖とも名づくべし。尋で某の示せる者あり、定めし町奉行所より出たる鈔書なるべし。

戌五月十五日

一南八丁堀五丁目與兵衞店佐吉所持之屋根船家前川岸に繫置候處右船之中に年頃二十歲位に相見へ候女咽喉四ヶ所疵受相果居候を朝五時頃見出檢使願出候

五月十六日

一神田松枝町往還にて小御町三丁目代地八郎兵衞店大工市右衞門十六日暮時過髮先疵受候由檢使願出候

五月十九日

一高輪南町往還にて左肩先き一尺三寸程其外所々疵受倒居候者有ㇾ之候住所承り候處尾張國郡不存吉野村百姓萬吉悴吉五郎と申者にて昨夜四半時何者に候哉後より飛越し疵付候旨にて檢使願出候

五月十七日

一小日向茗荷谷斧吉店金五郎と申し四十七歲に相成候者昨夜六時頃小石川御簞笥町湯屋半右衞門方へ素肌にて入湯に罷越歸り候途中町內往還にて何者に候哉子細知らず金五郎左腮より咽喉へ掛け切殺し右之者は逃去候由檢使願出候

右に記せる龍興寺幷に鳶が見たりと云ふは是ならん、鳶が首落たると云しはいかゞ。

五月十九日

一澁谷廣尾町甚兵衞店勘五郎儀昨夜六半時頃往還より助呉候樣申逃込候者有ㇾ之候に付見候處疵受罷在候に付尋候處兼房町五人組持店藤助と申者之由用事有ㇾ之武州三田村迄參り歸候途中にて何者とも知

らざる物不ㇾ見留ㇾ被ㇾ切掛ㇾ左鬢より耳へ掛け疵受罷在候由検使願出後又町奉行南方の與力佐野某は久く相識の者なれば此頃の事いかゞんと問たるに頓て言上書拔と標したる冊を示す予復抄寫す。

四月廿七日

一淺草元鳥越町平三郎店清吉申上候私儀一昨廿五日夜四時頃古綿を風呂鋪に包脊負下谷三味線堀柳澤包三郎殿屋敷前通候處面體不ㇾ知者一人罷越聲立聞番皆申ㇾ之拔及にて切掛候様子に付揉合右拔及捥取候得は何方へ歟逃去申候尤暗夜之儀にて面體恰好等見留不ㇾ申候則右刀持參爲ㇾ御訴ㇾ申上候由 右之清吉町役人一同申來候

但包三郎は前文信州の當主事前に見ゆ奉行所の達は斯の如きか。

五月十五日

一南八丁堀五丁目與兵衛申上候私店舟持佐吉家前河岸に繋置候同人所持之日除船内に年來二十位に相成候女咽喉四ヶ所突疵有ㇾ之相果罷在候を今朝五時頃見出し申候検使奉ㇾ願候由右之與兵衛五人組吉左衛門名主清左衛門同意に申來候爲ㇾ検使ㇾ北方より平野勝五郎主計頭方より服部嘉太夫參り候

右一件昼十六日召出し右死骸深川森下町文藏店金四郎下女かね事いまにて親同所蛤町與右衛門店鐵五郎へ假片付申ニ付之、

前條の同事

五月十九日

一小日向若者谷町名主吉申上候私店金五郎儀昨十八日暮六時頃小石川御簞笥町湯屋半右衛門方江入湯に罷越立歸候節右町內往還にて何者共哉子細不ㇾ知金五郎左脇下咽喉江掛け及ㇾ殺害ㇾ相手は逃去申候御検使奉ㇾ願候由右之名主吉左五人組兵藏名主三四郎若年に付後見牛込改代町名主三九郎煩に付右三四郎同意に申ㇾ來候検使ㇾ北方より中山八五郎主計頭方より立羽平藏參り候

前載再見する者

五月廿一日

一小石川傳通院前陸尺町善右衛門店惣兵衛申上候當月十八日朝五半時頃私召仕龜吉儀用事有レ之本郷邊へ罷越候途中同所春日町續富坂上御武家方屋鋪前にて侍體之者兩人罷越右之内一人龜吉を目掛け理不盡に可レ切付樣子にて刀江手を掛候間驚き逃出候得ば跡より追參候得共追付不レ申候何方へ參候哉行衛相知不レ申候尤右之者一人は年來恰好等見留不レ申右追參候者は年來四十位面體黑き方にて羽織を着罷在候其節紛失物等無二御座一候爲二御訴一申上候右之惣兵衛町役人一同申來候

五月廿二日

一馬喰町二丁目家主旅人宿勘四郎申上候私方へ止宿仕候赤井主計殿御知行所上總國山邊郡四天木村百姓權平儀一昨廿日晝四時頃用事有レ之赤坂邊へ罷越相歸候途中同日暮六半時頃一橋御門外御堀端相通り候處同所明地垣根之内より何者とも不レ知二人罷出權平冠り居候菅笠之上より理不盡に刄物不二見留一切付二人共逃去候に付追駈候得共行衛相知不レ申候に付其節笠取落候間拾ひ取宿へ立戻り見候へば額へ一寸程疵受右持歸候笠は竹笠にて權平所持は菅笠に有レ之右切付候もの所持にも可レ有レ之哉と奉レ存候尤其節面體等見留不レ申候依レ之右品持參爲二御訴一申上候由右之勘四郎町役人一同申來候

五月廿四日

一市谷長延寺谷町忠兵衛店藤右衛門申上候私懇意合の好身を以同居爲レ致置候平兵衛儀用事有レ之當月廿一日夜四半時頃牛込末寺町續横町武家屋鋪脇相通り候處手拭にて面體を包み侍體之者兩人罷在口論仕掛鞘之儘刀にて打擲致候に付逃去候節持居候錢一貫五百十二文取落候處被レ盗申候爲二御訴一申上候由右之藤右衛門右平兵衛召連町役人一同申來候

同月廿五日

一八官町七右衛門申上候今曉八半時頃私宅二階物干入口締を固辭あけ侍體之者一人拔刄を以中間體之者一人怪敷挑灯を持這入候處同所に召仕長吉幷權次と申幼年の者兩人臥り居候處右之內侍體之男長吉を下帶を以て縛り聲立申間敷旨申金銀有所可ニ申聞ニ旨申兩人共二階を下り長吉義縛り候下帶を解き有合候木切にて中間體之男背を打候處帶居候木刀にて長吉の腕を打ち物干へ逃出し一人は拔刄にて打掛候間右木切にて打合候內權次目覺聲立候間右之者も同所へ出逃去申候何にても紛失之品は無ニ御座ー候尤其節面體見留不ㇾ申候爲ニ御訴ー申上候由右之七右衛門町役人一同申來候

近頃予が門前の近所荒井町と云ふに、未だ年若き僧なる由、信州の產とか。長崎を游歷して唐商に學びたりとて唐音を善くし、月琴と云へる見馴れざる樂器を弄びける。朝川鼎などは識る人にて或日予にも鼎がこの月琴を携へ來りて示しける。この韻事に仍て所々の雅會にも赴くとか、聞江しが近所なれども由なくして予は未だ面染にあらず。然るに其後風聞くにこの僧業平橋の畔にて賊に遭ひたりと云ひしが、定めし後件は其事なるべし。

同月廿五日

一北本所荒井町瀨平申上候私店道心者泰全儀一昨廿三日晝四時頃托鉢に罷出小梅業平橋續百姓地にて笠を深く冠り面體を隱し脇差帶候町人體之男理不盡に泰全を捕へ咽を強くしめ候に付氣絕致し暫過正氣付見候得ば右之者は不ㇾ罷在ニ紛失物等も無ニ御座ー候爲ニ御訴ー申上候由右之瀨平町役人一同申來候

同月廿六日

一南本所出村町庄左郞店助次郞淺草聖天横町家主傳四郞申上候右助次郞姪にて同人方に差置候ゆきと申者年者當月十六日夕八時頃近所へ調物に罷越候途中年來四十位同三十四五位に相成侍體之男兩人にてゆきを捕押不盡に封を包候切樣之物を口中へ入手拭にて兩手を縛り袂之內江入候樣申聞聲立候得ば可ニ切殺ー旨申本所龜澤町邊所々連步行大川端にて口中へ入候品は取出し兩手共解猶又右聖天横町邊に

連參り同日夕七時頃にも相成候處一人は先に立一人は小用致候樣子に付右傳四郎見世へ駈込聲立候へば右之者共何方へ歟參候行衛相知不レ申候旨ゆき申出候間助次郎方江爲二相知一同人江引渡申候爲二御訴一申上候由右之助次郎傳四郎町役人一同申來候

右一條殘害の盜にあらず其さま姦淫せしなり、婦女の羞ある官訴の言然る可きこと也。

五月廿七日七時

一下谷坂本町四丁目月行事彌七申上候今曉八半時頃年來四十位に相見候坊主相通候處同町一丁目同町二丁目自身番屋に相詰居候町役人共見受怪敷體に付跡より附參り候處同町三丁目往還にて所持之脇差を拔候に付同所自身番屋に相詰居候町役人共可二捕押一と出會候處右坊主共町內自身番屋江駈入り拔刄を振廻し候處御先手松平安房守殿御廻り掛にて被レ捕申候尤怪我人等も無二御座一名前之儀は住所不レ知勇碩と申者に御座候此段爲二御訴一申上候由右之彌七町役人一同申來候

六月六日

一深川六間堀町家持市兵衞同所海邊大工町藤吉店藤兵衞申上候昨五日暮六時頃藤兵衞方に居候鐵五郎儀市兵衞方江罷越入湯可レ致と裸に成候處脊に切疵有レ之血流れ居候を市兵衞召仕喜助見受候間樣子承候處鐵五郎儀右刻前同所常盤町にて酒給相歸候處同所森下町往還にて何者とも不レ知被二追駈一候儀有レ之逃去候處強く醉出始末相辨不レ申全右體被二追駈一候砌疵受候儀にも可レ有レ之哉之旨申レ之候尤疵所も聊之義に付御檢使等は不レ奉レ願候爲二後日一御訴申上候由右之市兵衞五人組平左衞門右藤兵衞家主五人組宇右衞門名主八左衞門外御用に付代忠兵衞右鐵五郎召連同意申來候

右者以來手掛りも有レ之候はゞ可二訴出一旨主計頭方にて申二付之一

○予が領邑も此郡も人の事を好く思ひ何やうにされても陰にて訕られて知らぬ者を善人と云ふ。宋名臣言行錄に、盧多遜與レ昉〔割註〕李氏字明遠、相二太宗一謚二文正公一。相善、昉待レ之不レ疑、多遜知レ數多毀レ

昉、人或告昉、昉不信之、後太宗語及多遜事、昉頗爲解釋、太宗曰、多遜毀卿一錢不直、昉始信之、太宗由是目昉爲善人。この善人と云し言葉今俗の語とかなふ。

○印宗和尚行脚の時のことゞもを聞し中に、豐前國に五百羅漢と云ふ所あり。中津の城下より四里程もあり、鎮後への路にしてその間多く山路なり。羅漢より一里ほど前に縱横三町許もあらん、一巖山あり、この下は舟をも通ずべき川なり。山は川に臨みて往來するに嶮路なりしを、未だ年久しきことにもあらず、闇直より來れる六部僧發願して往來の人に錢施を乞ひ、これを積みて工夫に與へ、彼の巖壁の川に添たる石中三町許の間を山肉を割穿ち通路とし、其平坦高濶馬牛に至ても往還自由なりとぞ、されども穴中なれば暗黑物を辨じがたく、巖下の川の方へ窓の如く鑿ぬき所々より明を引く。故に人その光に因て行路を易うすと。此石窟五百羅漢へ往く道なれば如何にも羅漢の來降あるべき所なり。彼羅漢と云ふは寺にて曹洞宗なりと。この寺の山中巖石崎嶇その形勢天然にして實に絶世の勝地なり。唐の天台山もかくもあらんと思はるゝとぞ。羅漢は石像にて大さ人の如く、石橋も自ら山間に在りと。又寺の堂も小ならず然るに屋台半は外に在て常の如く、半は巖を鑿て窟中に在り。餘は茲を以て計り知るべしと。

○同時の話に、伊豆國に小ゆるぎの橋とて往昔賴朝卿のかけられし橋、今にそのまゝ板朽ずしてあり。此由海に出る川口にて川幅三間もあるべく、其由川に渡したるにて橋材は楠の一枚板なり。此地へは駿州沼津城下より海上十里許もあるべく、陸路は三十里程にも及ぶか。左れども至嶮路難牛馬の往來通ぜず。又小ゆるぎの橋より僅に一町許もありて海中一小島あり、名は印宗忘れたりと。此島總て岩石にして大さ二町縱横なるべし、殊に奇とするは島の山頂は平坦にして樹木生じ、農圃もありて、又島腹は三方へ通じ洞穴あり。舟の往來自由也又山頂へ通ずる穴ありて仰窓（セキマド）の如し。因て明を引て洞中暗黑ならず、故に土人舟に乘じて洞中に通り。常に海苔を探て生產とす。世に伊豆海苔と云ふはこの所に產する物とぞ。印宗も舟にてこの洞中をぬけかの小ゆるぎの橋に到れり。然るに舟洞中に行くとき洞上に人語の聲

せしゆゑ不審に思ひ、舟子に尋れば前記せし農圃の聲なりと。印宗こゝに抵れるときは道陸よりし還路舟にて沼津に到れり。時正月の末なりしに始て富嶽を正北に觀て、。南海よりして沼津に達せりと。

この小ゆるぎの橋和漢三才圖會見る所なし。歌枕寐覺にも載せず。然れば名所にもあらざるか。又三才圖會伊豫國に由流伎橋あり、歌枕にもこの名所を出し懷中抄の歌を引く。然らば若くは賴朝卿の祖豫州の故事に因てかく名づけられしか。

○或人云ふ。隈本侯（細川氏）旅行の駕籠は延鐵包みなり。不虞の用心なるへしと。但し實否は定かならねど、吾が肥州の行旅に從ふ備輿夫、彼侯の駕籠を舁たるとき他の駕籠よりは殊に重く覺へしと云。然れば前説に符ふ樣なり。又一説に先年殿中にて狂せし板倉の子孫、仇とすれば是が爲にかくあるとぞ。此説笑ふべし。肉猜以來意ありてかくせらしことなるべし。

又故觀世新九郎が語りしは、小倉侯（小笠原氏）の旅行の駕籠左右の戸は皆綟張なり。新九迎送して親しく見ると。其故を尋れば彼祖先大阪の役に神祖に從ひ奉り、戰場に於て數ヶ所の創を被むる、創癒し後身熱して堪難ければ、信州の寒國より往來するにもかくせられしを、遂に家風となりて今もその制を用ひらるゝとぞ。

因て藩翰譜を閲るに、侯の祖源忠眞は秀政の二男大御所の御外曾孫なり。生年十八歳いまだ大學助と云し時、父と同じく大阪に向ひ五月七日の合戰に大勢の敵と戰て、あまた重手負ひ首數多く斬て双なき高名ときはむ。又父信濃守が領せし信州松本の城より、寛永九年に豐州小倉の城に移り、後復島原に於て戰功あり。寛文七年冬卒。年七十二とすれば新九が語りしは此ことにして、小倉侯の祖侍從右近將監忠眞よりの故事なりし。

○五雜組云、雀入二大水一爲レ蛤北方人常習見レ之、每レ至二季秋一千百爲レ群、飛噪至二水濱一簸蕩旋舞數回、而後入、其爲レ蛤與レ否、不レ可二得而知一也、然冬月何嘗無レ雀、或所レ變者又是一種耶、この頃聞く、予が城

下の邊部には「劄註」平戸島もとより邊邑、然れども城下は人集會す、因てかく稱せり。」海雀と呼ぶ鳥あり。其形鳩よりは小に鶉よりは稍々大なり、羽毛淡黑にして翼下より腹に至て白し、長翼短尾、晩秋より春後に至るまで數百連行、海波の上を飛旋ること幾回にして其中潮に沒する者多々然らずして飛行する者は僅に百の三四なり、沒する者良久して復海面に出で類れ飛回すること始の如し。これ謝氏の所レ云と異ならず、正に此鳥ならん。我邑海雀と呼ぶ者は群飛の如くにして海上に翔るを以て謂へもど、亦漢土の所レ稱も義同き故なり。

又この鳥春後より夏に及んでは海島巖穴の間に集くひ卵を生ず、故に山に居て海に在ることとなし。

〇蟾蜍は氣を以て物を惹く。予が蓄の文石は越前の產なり。嘗て鄉里に居し時其村中に蠶を畜ふを見るしに、箔中に在る者自から躍り出ること屢々なり。文石怪で主婦に告ぐ婦の云。これ蟾蜍なり。その邊の草中を棲るに果して大なる者を得たり。蠶は跳躍の物に非ず、蟾蜍の氣を以て引がゆゑに自ら跳り出たるなり。

有又云。田舍にて或寺の住持にこの事を話したれば住持曰。我寺の堂檐に蜂巢あり。或日蜂子の房にある者自から出て下る、住不審に思ひ下を見るに床下に蟾あり。これも蜂子を呑んとて氣を以て引きしなり。又傍人曰。すづま何の蠟燭を空中にて點ずれば上に蟾油を塗り置けば蠟燭これがために引かれて地に墜ることと無しとよ。然れば蟾蜍の性は氣を以て惹く功ある者なり。

又外科正宗疔瘡主治方ニ「蟾酥丸」治ニ疔瘡發背、腦疽亂癰、附骨臂腿等疽一切惡症ニ或不レ痛、或麻木或嘔吐、病重者必多昏憒、此藥服レ之、不レ起發ノ者即發、不レ痛者即痛、痛甚者即止、昏憒者即甦、嘔吐者即解、未成者即消、已成者即潰、眞有ニ回生之功ニ乃惡症中至寶丹也、蟾酥（二錢酒化）輕粉（五分）、枯礬、寒水石煅、銅綠、乳香、沒藥、膽礬、麝香（各一錢）雄黃（二錢）蝸牛（二十一個）朱砂（三錢）以上各爲レ末稱準、於ニ端午日午時ニ在ニ淨室中ニ先將ニ蝸牛ノ研爛、再同ニ蟾酥ニ和研稠粘、方入ニ各藥ニ共搗極勻、丸

如二緑豆大一毎服三丸、用二葱白五寸一患者自嚼爛、吐二於男左、女右手心一包レ薬在レ内、用二無灰熱酒一茶鍾一送下、被蓋如二人行五六里一出レ汗爲レ効、甚者再進二一服一修合時、婦人雞犬等忌レ見、

〔割註〕字典云、酥酪也、酪屬、牛羊乳爲レ之、牛酥差勝、造法、以レ乳入レ釜煎二二三沸、傾入盆内一冷定待レ面結二皮取一、再煎油出、去レ滓入二鍋内一即成二酥油一

○去五月廿八日尾張殿の世子直七郎君〔割註〕當上樣第四十六の公子中納言齊朝御養子。」殿上元服あり、御一字賜はり從三位中將に叙任ありて齋溫と名のらる。此日同氏勢州(大目附)に肥州より書簡することありしが、其答遲々して晡時に及て無し。予このとき鳥越邸にゐしゆゑ肥州にそのゆゑを尋ねれば、退きやゝおそくて出て曰ふ。只今勢州歸宅して内示せしは、今日の元服御儀式の頃に至て直七君大奥に居られしが、何事か心に應ぜざりけん。だゞを言出だされて御表へ出でずと云はれし故、已に御式のみにして其日の御禮は行はれんと有りしが、又機嫌なほり出らるべしとて御式例の如く濟しとぞ。直七君今年八歲にて坐す。予聞きて尊卑こそあれ幼兒は同じことゝ咲歎せり。

又予が知る右近將監養子の德之佐も(又第四十七の公子)年々一度大奥に登城あり。一兩年登城のとき拜禮後ねむけつきたりとて、大奥に晝寢をさせしが良久して起あがり、はや歸宅すべしとて忘れしを、上聽ありて流石よと御感あられしと聞く。蔭ながら尊慮を察し奉りて涙催しける。

又當織田雲州(四品年旣に八十か)の父は山城守(柳間衆)と云ふを、予が部屋住の頃同列にて已に老年の人なりし。その話に章廟の御世には式日御禮の退出時として歸家七つに過ぎたりとぞ。その故は諸氏登城御禮受けらるべき時、御晝寢ありて御目覺の上表出御ゆゑかく遲かりしことゝぞ、御幼齡の上樣なればかくも有けん。〔割註〕章廟寶永六年御誕生正德三年御五歲將軍宣下享保元年薨御年八歲。

○當六月八日御倉前天皇祭のとき、小揚町の所にて茅町の人と富坂代地の者と口論したるを、小揚町の者物執拗に入り雙方をなだめゐる折から、常廻り廊同心某中暑にて頓倒せるが、自身番所に上り保養し

てありける者聞つけ、その場にいたり鎮まるべしと制止したるが、聞容れず騒しき中ゆゑ執拗の者を喧嘩人と思ひ理非なく十手にて撃たれば、執拗の者怒て我は口論本人にあらず、然るにかゝること心得ずと云て同心某を返り撃しけるが、其運や拙かりけん撃倒されてひるみたるを、傍人扶退き御倉前の松尾と云ふ茶店に連れ来るに、同心は遂に死したりとぞ。人の非違を検する者にしてかかる體なるは命か。

○詩集傳蝃蝀の章蝃蝀在レ東の註に、蝃蝀虹也、日與レ雨交倏然成レ質、似下有二血氣一之類上、乃陰陽之氣不レ當レ交而交者、蓋天地之淫氣也、在レ東者暮虹也、虹隨レ日所レ映、故朝西而暮東也と見ゆ。然るにこの六月廿日の夜亥刻納涼して端居せしに、斷月東方に皎らかなるに、西天に白虹姿を亙る。予左右をして其狀を審にせしむ。報じて曰く白虹の中青虹相交ると。然らば夜の虹は月に映じて形を爲すこと晝の日に映ずると同じ。左右數人皆未だ曾て夜虹を見ることなし、一人は嘗て見ることありと云、詩註は晝虹を云たるなり。

○篠條に載す。領内御厨と云る所の海濱に鳴石と呼ぶ石あり、擊てば好音あり。所謂磬石なり寛政三年辛亥の秋その狀を彼處に質す。其答

松浦郡御厨星鹿の郷
(小名)牟田村内　ほその下
海濱牟田崎膓平岩濱限鳴石有り
金石にて白苔付色白き方
磬石有り同く金石白苔付此石不レ鳴
右石並いて海と野とい境に在り
(補)石の圖略す圖上に左の書入あり

鳴石上面四尺一寸程指渡前三尺程後四尺二寸程厚さ前二尺一寸程後六寸五分程臺石高さ二尺二寸八分

程。

田平郡代ゑ御厨代官の添書（割註）（補）田平は地名肥前地城下の渡口。」

口上覺

星鹿村之内濱限に有レ之候鳴石寸尺見分仕繪圖仕鳴之儀も申上候様右鳴石類數御座候はゞ差上候様右一に御座候はゞ打闘抔は不レ仕候様□の儀ほんと鳴候哉ぼんと鳴候哉くわんと鳴候哉かんと鳴候哉是亦申上候様委細被二仰下一承知仕候濱石にて打見申候處かんにして和くくわんにして堅く聞へ申候員數も改申上候様被二仰下一大方相改候處昔より申傳候石は壹にて候處小役之者共も數御座候は是迄不レ奉レ存由此節相改見申候處昔より申傳候鳴石之左右下手潮干之處迄數大小にて十四五も御座候尤常之石交り見分は同様に御座候鳴は少々宛石毎に違申候右石之内至極小二つ見出候付差上申候右鳴石繪圖仕差上候様被二仰下一則差上申候不レ委儀共宜被二仰上一被レ下候様奉レ存候以上

三月十一日　　多喜一郎助

佐志彌太夫様

文政丙戌追記す。前書に云る小石平戸の樂歳堂に藏む、楕形なる石なり。一人持餘も有るべし。色質尋常にして景狀なし、敲くに音ありて好し。成るほど磬と謂はんも宜なり。説文云、磬、樂石也、」書註、洪園磬者、其石中レ叩レ之、音清越、可二以作一レ磬者也、」論語註（前人）磬以二玉或石一爲レ之」磬、蓋於二樂聲節奏將レ終之間一作レ之器也、」禮記云、石聲磬々以立レ辨、書傳泗水中見レ石、可二以爲一レ石、玉磬、天子樂器、諸侯當レ擊石磬、」雲根志に云攝津能勢郡大丸村に磬石あり方二間ばかり形鉦鼓のごとく是をたゝけば磬の響あり又土佐幡多郡嵯陀の岬に鉦鼓石と名る大石あり扣けば聲數町に響て鉦鼓を打に異る事なし又安藝より磬石を出す板の如くへぎ裂たる物なり大さ一尺許り其聲磬に異る事なし又讃岐國白峰より同物をいだす色青く黑し又山城國鞍馬山僧正谷に稀にあり。安藝讃岐

は上品なり山城は下品也。

○眞淵が古今集打聽に人丸の歌

　ほの／＼とあかしの浦の朝霧に島がくれゆく舟をしぞ思ふ

と云ふを、異本の今昔物語を引て小野篁の歌とし、又引證多し。然れば代々の尊尚或は御詞等何のことなるや。吾輩の淺學を以て咎むるも亦嗚呼がまし。人々打聽を見て知るべし。

○先年予が中の人劒術を伊庭軍兵衛に習ふ。同門に林田長次郎と云ふありて屢々交語す。その父は御勘定役にて、嘗て佐州在勤の間奇異の物を獲たりと話す。或時死鯨海汀に漂寄り潮ひきて留れるを、農漁群聚して其肉を割取る、脊中に鎗刃の如くまた劒の如く長二尺計なるものあり。莖に土肥組の三字を刻る。思ふに異域の劒なる歟。その事を審にせず。父數金に換へ求て佐渡の官庫に納む、今猶在りと云。予が士聞て喚ひこれ吾主の領せる壹岐鯨の漂着せし者なり、土肥組とは壹州の漁酋土肥市兵衛と云ふ者の目印なり、この如きもの數柄を以てこれを突く、漁器にして名をもりと云ふと。林田大に驚服せしとぞ。我邦の中僅に三百里を隔つれば其事を辨知せず、況や異域千百里外の器を好で賞玩する輩は、溺器を以て茗壺とするの類多からんのみ。（餘錄）

○先年早形糊の方とて何かの書を寫し置たり。未だ試みざれど再抄す。

飛白麪、葛粉、明礬燒反、右等分水にてねり用。又きぬに畫くには葛粉を糊にねり白麪明礬を入れすり合せ用るもよし。

○或日屋代弘賢のもとに畫軸を借りたるとき其中に一紙を卷込あり、即摸取す。刻版のものなり。

（補）此版木は百萬塔の圖にして塔中納むる所の相輪陀羅尼も同じく附す。今共に省き共考文のみを左に載する事とす。

右小塔及經本、今見在㆓大和國法隆寺東圓堂㆒丹碧剝落殆盡、其材露盤以上用㆑櫻、以下用㆑檜、九輪與㆓

塔身ニ牝牡合レ之、虛ニ其中心一納レ經、其經則印刻、獨未題ニ甲字一爲ニ肉書一其紙類ニ土佐紙一質不ニ精好一也以ニ一幅帋一搨、以ニ小片一爲レ標、而卷不レ施レ軸、今所レ摹、大皆如レ圖矣、按稱德天皇紀、寶龜元年四月戊午、初天皇八年亂平、乃發ニ弘願一令レ造ニ三重小塔一百萬基一高各四寸五分、基徑三寸五分、露盤之下、各置ニ根本慈心相輪六度等陀羅尼一至レ是功畢、分ニ置諸寺一云、然特法隆存焉、他所未レ聞レ有レ之也、梧木香氣如レ新、經則紙已爛然、始不レ勝ニ卷舒一而文字鮮明、點畫不レ壞、如ニ有レ神護レ之者一其筆跡似ニ唐人書帶ニ分法一者上、結構巧妙、不レ可レ言、神韻大類ニ西大寺所レ藏御書一則或同ニ一宸翰、亦未レ可レ識也、藤貞幹曰、銅板也又曰、由レ此觀レ之、我邦印刻之行也尙矣、此物也奇甚、好古之士、不レ可レ不ニ摸刻以傳一也、於レ是乎有ニ此擧一焉、

寬政十年八月十二日　　眞末謹識、藤原茂利書

寶龜元年より寬政十年に至て千二十九年、今文政九年に至て千五十七年、眞に上古の物最珍寶とすべし。

○餘錄に云。寬政四年壬子冬封內松浦郡大島の漁家棚下に一獸を捕ふ。其圖幷記

獸狗の如にして身長く細毛短滑にして光あり、背は鼠色にして腹は茶褐色、齒あり狗の如にして牙なし。耳至て小く頭の左右にあり、前足魚鰭に似て肉あり、表は毛ありて裡掌あり、爪とおぼしき者五、後足も魚尾に似て肉掌あり、五指に三爪を生ず爪間水かきあり、此兩足の間に尾あり、小にして兒狗の如し、其下に陰戶あり牝なり、人其名を知らず。小野氏の本草講說を考るに海獺なり。後邑人の言を聞く其名をあしかと云。津吉の濱に見ることあり、小近五島の（割註）（補）津吉、小近、五島皆領內の地名。」兩地も亦有りて海中を群行す。或は石上に上り臥す、其中の一獸睡らず人來ることあれば忽海に入る、其他も從ひ沒し跡を見ることとなし。此獸濱汀に上るといへども步むこと能はず、故に石上より倒轉して形を沈む。しかれども海中に在ては水面を走る鹿の原野に於るが如し。又商舶玄海の洋中に見ることありと、たゞ全身を見たる者なし。又或人曰膃肭獸に牝牡あり、牡はその齒重生し牝はひとへなり、すれば海獺

は膃肭獸の牝なり。今年所得のもの齒ひとへにして陰戸あり、且つ松前に產する膃肭獸の江都に賣るものと比るに其形尤似たり。しかれば封内にも膃肭獸あるべし、海獺も得ると難きがゆゑに未だその有無を知る者なし。是れ顧るに三十五年前の文なり、去れども往時を記憶しあれば尙追擧す、この獸を獲しとき大島の漁家にして忽ち幼兒を失ふ、婦その在らざるを呼り戸外の棚下を搜るに獸在て兒を側らに置く、婦怒て木を以てこれを搏殺す、兒も亦既に死せり。然ればこの獸の取去し者と人云し。その後死骸を取寄せ見たるに腹の大さ五寸にもこゆべく圍一尺五寸餘なるべし、首尾はこれに應ず、時に繩を以て頭をくゝり有しが提て搖しみるに體の柔痿骨なきが如くにして動振するに波狀を生ず。且其臭き腥難堪がたし、人鼻を掩はざれば近づき視ると能はず。〔割註、(補)圖中に左の和歌あり。」



仲正家集　わが戀はあしかをねらふゑぞ船のよりみよらずみ波間をぞ待つ

甲子夜話　巻八十一

○予が舊なる園宰相中將基茂今年日光山例幣使として參向。因て雙方より禁廷及公儀へ申出允を得てその歸路に予が隱莊を訪ふ。珍しきことなれば豫め途中まで人を出し、云々のこと問尋させたるに、其時途の次第を見て還りし者の書留來れるは、四月十一日上州高崎にて見たる所

菊　金御紋付簞入

乘掛　二疋　　莚包長持一棹　　黑革覆長持一棹

乘人無之

割羽織着之者一人

葵金御紋付簞入

莚包長持二棹　　駕一挺　　乘掛一疋　　駕二挺　　駕一挺　黑革覆長持

木綿割羽織帶刀之人乘之　　同　　一人　　立て札東照宮と有之

割羽織士一人　　　金自紋付簞入

駕一挺　　鎗　　雨掛　　合羽籠　　栗色革覆櫃一

同一人　　立て札勅使園宰相中將と有之　裡に御歌書櫃と有之

金自紋付簑入　　割羽織着一人　　金紋

先挾箱

栗色革覆櫃一

立て札　　同　　一人　　同

園宰相中將と有レ之　　先挾箱

裡に御裝束櫃と有レ之

袋黑もんば　袋黑京羅紗　羽織野袴着一人

袋入紐黑　白紋付

長柄傘　長刀　乘駕　茶辨當　駕四挺　鎗二本　兩掛　合羽籠

青貝柄

同　一人

これより又日光山への日程を計り、江都に入るべき前の宿千住驛に人を遣はす、それに持しめたる書通略、【割註】川人より雜掌沼尾吉兵衛へ云遣す」

別段（本書の文ここに省く）

一淺草御小休より本所御屋敷迄十二町位有レ之候事

保爲二御案内一歩卒兩人指出置申候事

一千住宿より淺草寺迄御道筋には寄候得共一里餘有レ之候

一本所御屋敷より品川宿迄同樣御道筋には寄候得共三里有レ之候事

但品川驛より加奈川驛迄五里にて御座候

四月、【割註】此文は始め千住より神奈川に抵て投宿の由聞へたればかく云しなり夫より品川に宿を更へられき」

千住へは八半時頃着ありて、口上に彌々明日は立寄るべし。朝六時過發足にて淺草寺中に暫時小休し、直に其莊へ赴べければ、五半時頃には必ず來着せんとの答也。是より前直月の閣老松平泉州に呈する書に

當四月日光山爲ニ幣使一園宰相中將下向之由御座候右者私妹聟に御座候間御當地通行之砌私方え立寄候ても不レ苦儀可レ有ニ御座一哉此段奉レ伺候以上

二月廿一日　松浦肥前守

明日附札を以て下る日、可レ爲ニ勝手次第一候

尋で四月に先書を引て又泉州に書問せしは

右之通二月御用番之節奉レ伺候處以ニ御附札一御差圖相濟申候然處鳥越居屋敷之儀は故障の筋有レ之候付本所中之郷下屋敷え立寄御座候樣仕候含御座候就レ右者猶又別段表立奉レ伺候儀可レ有ニ御座一候哉此段各樣迄御内意奉レ伺候以上

四月十二日　松浦肥前守家來某

書後十四日に某を招て申下さるゝは

本所中之郷下屋敷に肥前守父靜山住居致し居候はゞ其趣書面え認入表立月番え相伺可レ申事

因て明日書啓せるは

當四月日光山爲ニ幣使一園宰相中將下向御當地通行之砌私方え立寄候ても不レ苦儀可レ有ニ御座一哉二月御用番松平和泉守殿え相伺候處以ニ御附札一御指圖相濟申候然處鳥越居屋敷之儀者故障之筋有レ之候付下

屋敷父靜山住居之方ぇ立寄候ても不ㇾ苦儀可ㇾ有ニ御座ー哉此段奉ㇾ伺候以上

四月十五日　　　　　　　　　　　　松浦肥前守

其夕大久保加州（閣老）よりの附札を以て可ㇾ爲ニ勝手次第ー候の指圖あり。宰相來訪の程は肥州歸國御暇の期なれば、その日もし登城不在を慮り、且は宰相行道の便利をも計て、かくは改め請しなり。果して肥州は十八日御暇、宰相の來られしは翌十九日にぞ有ける。

其當日爽旦、肥州も莊に來り藤屋鋪より大和守も來り同氏源五郎も來り會て待ゐたるに、五つ半なるに宰相來れり。その前家臣共の議せしは、例歲幣使の行は嚴重にして行路二人を避る體なれば、計るに外門を入り玄關の下に輿を寄らるべし、出迎の者其心得すべきかと申せしゆゑ、予答ふ。然る事もあらんなれども凡そ常と違ふべからず、何事も恒の如くせよと命じたり。宰相來りたれば左右に何れよりか下乘せんと尋ぬるに、外門の下にて輿を出で淺沓はき、玄關まで歩行し給へりと言き。

宰相其日の裝束は立烏帽子（紐紫組懸）狩衣、【割註】表白紋紗文菱中山吹裏萠黄生平絹袖くゝり紫緂」當帶（夏下襲也）指貫（薄紫紋八つ藤）蝙蝠（蘇芳骨）狩衣の重ねは卯花にやあらん、我輩は鎧の威毛にてぞ知なる時の物なればとぞ思はる。又當帶の色は可順が（御數寄屋坊主）取持として來ゐたるが、珍しき御色（紅ゆゑなり）と問たれば三位以上ばかりと答へき。公家のことはみやびなることのみ。

追記す。持せたる太刀を對話の中請見しに野劍なり、鞘には金具の間鶺鴒一双づゝを蒔繪にしたり。

懷劍は帶して居られしが、鞘は黑して大梅檀に塗たり、柄も黑かりし、華美ならぬ造りなりし。

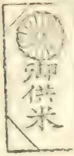
豫め卿の行裝よく見置べしと左右に命じたれば、その者等の見置たる趣は、【割註】嚮に高崎にて見たると違もあれば、わざと複出す」先に七島包長棹一、騶人二人、小頭二人、この長棹取次所の前に持來り臺を借すべしと足輕小頭に云たれど、用意無き旨を答ければ、薪にては宜しと云ゆゑ大材を與へしに、長棹を地へ置かず薪を鋪たる上に居しとぞ。

紋この如し



歌書櫃一、黒塗わく入、栗色革金紋つき覆、宰料一人、持夫三人、臺持一人、裝束櫃
一、黒塗わく入栗色革金紋つき覆、宰料一人、持夫三人、臺持一人、先箱二台、黒塗金
紋、持人四人、傘一、長柄青貝、袋入紐黒、持人一人、薙刀一、柄青貝、袋入紐黒、
持人二人、駕の先、青士と稱する者五人、乘輿（駕籠なり）栗色網代、棒黒塗、舁人
六人、草履持一人、從士六人、野袴着る、沓持一人、小頭一人、茶辨當一荷（黒塗）、持人二人、雜掌、長棒の駕籠、若黨二人、僕一人、用人、同上、醫師きり棒駕籠、僕一人、供鎗二本、草履持とも五人（雜掌用人醫師三人は予も面接せしが、雜掌は十八九ばかりの男なれば宰相に向て未だ年少の人なりと云へば、答にかれは某がのがれぬ者なれば若輩者なれど從へ候と云き。用人は年倍にて人體たる漢なり、辨口よし。醫師は五十有餘とも見へ有髮の野郎頭なり）雨掛持七荷、台羽籠五荷、竹馬四荷、殿小頭一人供駕籠五挺、以上は門内に入りて在り。門外に屯し居たるは驛駕籠十一挺、臥[illegible]包札持二人、驛夫宰料二人、此餘にも有しなるべし。

卿入りて後從士を夫々の處に置たる間に、御供物と稱する小包を諸人に與ふ。因て莊内の男女老少云に及ばず、外家の商賈門外に待ゐたるに供屋の樓上よりその物を投下す、これを受んとして群聚雜糅湧が如し、散出する小包數百と云。又卿の還るときも路人駕籠を遮て受けざれば通さゞる勢なりしと。予後に書を以て家司に贈てその故を尋問しに曰、これは御供米と云て禁裏樣へ正月三ケ日御備の御膳飯を洗干たるにて、毎歳參向の方々例禁中より申出し有りて、凡六萬包ほども持下らるゝとぞ、





觸に卿問訪のこと定りし時臣等の議せしは、遠賓且邂逅にましませば何を以て饗せらるべきや。予云ふ。彼は月卿我輩は武人何ぞ雲上の事に逮ばん、只その分に應じてこそ饗すべけれとて、某づかの雜掌の許に用人よりして問合ふ。その文

（上略）一初而御入之儀故態と御吸物御酒被ㇾ進御盃事可ㇾ被ㇾ遊候事

答　御承知之事

一右畢而御馬見所え被ㇾ爲ㇾ入候はゞ笠懸騎射可ㇾ被ㇾ懸ニ御目ー候尤御家來共騎乘仕候事但庭乘御覽も被ㇾ遊候はゞ此節可ㇾ被ㇾ懸ニ御目ー候事

答　御承知之事

（中略）一御刻限等も宜候はゞ又々御庭へ御案内御庭馬場にて挾物騎射可ㇾ被ㇾ懸ニ御目ー候事但大和守樣源五郎殿以下御家頼共仕候

答　御承知之事

（中略）一夫より御住居之方え被ㇾ爲ㇾ入候て及ㇾ暮共御入も被ㇾ爲ㇾ在候はゞ御慰には相成間敷候得共御女中白拍子小舞被ㇾ懸ニ御目ー候樣にも可ㇾ有ニ御座ー哉之事

答　此儀被ㇾ及ニ御斷にー候事

一御樣子次第御夜食此節後御都合宜敷節可ㇾ被ㇾ進候事

答　同斷

最初肥州殿中にて高家宮原氏も當時予が縁家なれば卿の來るべき事を云て當日相客かたぐ來會せられよと話したれば答に成程勤がら其事は聞及たりされど公家の輩は節會勤職のことにて夜は更て晝の如し先年も薩州の縁家外山とか如ㇾ斯とき遲刻に來着して夜闌に退きたり左すれば此度は辭し申すべしと答へたる旨なれど翌晨の際たとへ東白に及ぶとも厭ふべきならねば云云申遣たるに參着も蚤く還退も遲からざれば宴會の中あら〳〵この事談たるに先々も諸家有縁の人々随分遲々とも居られたる趣なるが官事の旅行は道路の人夫皆公義の入用なれば夜陰に及んでは失費多かるべし近頃水野羽州よりの沙汰もありし由なれば早く辭し申すとのことなりし

笠類の射手三騎、家老今木忠義近侍池田光行吉川孝正なり。畢て庭乘大窪九郎太、夏の庭をのる【割註】何れも折烏帽子素袍弓小手行縢庭乘は烏帽子素袍」この時宰相に從來る侍ども席を輔て皆見物せり。夫より外の馬場にて挾物射し者は五騎、最は和州次は今木忠義次は肥州附用人熊澤正男次は孫源三郎が守頭松田景福、落は御先手同氏忠右衞門の總領源五郎、皆裝束は闕笠胴着小袴行縢なり、此の時も中の從上青侍等まで皆馬場の傍に來り觀る。

此日談話の中予問ふ。神前への御幣物は何をか供せらると答に、唐櫃二合、一は五色の帛、一は（予忘れたり）を納む、例歳この如し。又云ふ。一兩年前高倉家幣使のとき 予門人なれば品川驛に往て相見しに、途中にして赤袍の人を見る。如何なる者ぞと云たれば、定めし例に相從ふ者ならん史生と衞士とにして御幣櫃に從ひ行くなり。內藏寮大藏省にて格年に御奉納物調進命ぜらるゝにより、道中守護勅使に隨ひ下向す、此度の史生は篠田上總大掾正七位下、衞士は岡本縫殿と云者にて無位なりとぞ。又予が坐右の物を視られしが、皆武器なれば珍しとて彼是問しゆゑ、予一箱を開き、先年坊間に見當りたれば我家不用の品ながら修裝を加へ貯置候とて、平胡籙を見せければ成ほど某等が負て行幸に隨ふもこれなりとて語られし、一二を茲に擧ぐ、隨從のとき遠きは負ひ近所には負はず。又まふだき、【割註】矢がらみの上を覆ふ料紙なり」此色も老壯に因りて違ふ。又箭羽も左右（左右近衞なり）に因て別なりと云はれしが、その差ひは聞かざりし。

又この前に肥州に宮原が心づけして、公家には常に膳具に陶器を用ひて、他は無ければ定めし此方の漆器はいぶせく思ふべし。夫とも封內の名磁を用ひられば又感賞して所望すべし、是も無益のことなりと肥州に傳語したる由なれば、當日には彼卿に饗せし盌具は皆磁器を用ひ、亭主の膳はやはり漆器を常の如くせしが、卿も忝しと挨拶ありし。

又饗膳を出すとき予肥州と言ふには、はや儀式は畢りぬ。我輩はこの時肩衣とり袴をぬぐ、杯の挨拶もあ

れど、卿達の冠服には如何が御會釋すべきや、武家甚不案内なりと申伸ければ、卿笑て立れけるが、頓て烏帽子狩衣をとり指貫は指袴（サシコ）（色紋指貫と同じ）に着更へ、懐劍は持出て側に置れける、【割註】爰はもとより總髮なるを、元どりて上に結びあげ紫紐にて緒を出してまきたり」前に予左右に命ぜしは牢中冠借して来らるべければ、尋常の廣蓋にては小さかるべし、大なるを誂くべしと新調させて置たりしが、果して當日に其用をなしたり。然るに烏帽子を脱がれしには置所なく、可順も困りて素木の金子臺を出してこれに載せ置り。後に松岡辰方に是は何をか用ゆべきと問たれば、二階棚打亂などならんと云けるゆゑ、類聚雑要抄を見しにその圖見ゆ、二階棚は普通は冠臺と謂ふもの、打亂は闘香の時用ゆる亂箱のことなり。

夫より晡時過辭し申さるとて衣冠を整へ立出られたり、【割註】この時申付けて駕を玄關に寄たれば、從士固辭せしを可順等出て、此方諸氏のことを云述たれば、夫より駕を庇の下に入れて乘出られたり」豫め言付たれば徒歩目付出て、此所は狹り路なれば官道迄導き申さんため、先立致すべしとて出たれば、其跡より先拂の者二人兩方に立て路人を拂避たり。道筋は莊の前町より濱屋敷に出、川端に添ひ兩國橋を渡る、先拂の者云。爰より官道なれば某共先敺すべしとて、徒士目付はその後に從ひ行くに町役人一人増し、先拂も二人増て四人にて行人を避たり。こゝより横山町大丸店の前より日本橋通りを通り、芝神明宮に到り幕頭小休せられたり。徒歩目付はこゝより引とるべしとあれば、因て立還れり。歸莊の後に人に語しは、この途中の顯勢恨むらくは老侯に見せ奉らまほししと屢ゝ云ひしと。

又此日に各處時候の更はれることなど唱し合て、卿當地は郭公多しと聞く我等はいまだ聞ずと云しが、既に記せし武技見物すみて本家に還り、未だ日高ければ酒肴を陳ね、この際の興にとて侍婢に白拍子舞はせける。この歌に

[illegible]、一聲こより先の郭公と唱へて

鄭女下に居ながら上に指すとき、雲井路に郭公一聲おとづれたり。卿を始め諸人掌を拍て興じける。不思議の機會にこそ有けれ。

又庭中徘徊三心亭に入て暫憩のとき、次の間の壁に園基任卿自詠の短冊を掛け置きたるを宰相出ながら見て、是れは某の七代前にて大臣迄に及びたりし人なりと云けるが、後知譜記を閲るに園基村の父基衡祖基香は勝基の基は基任なり、參議從三位慶長十八年正月薨年四十一、贈左大臣後光明院外祖と。基村は京羽二重を按るに當宰相の父にして、大納言基理卿の始名か、然るときは七代の祖なり。

當日宰相の携へ來りし品々は肥州へ儀刀一腰、馬代銀十兩、(折紙に記して)外に花臺一箱、染筆一箱、(繪書き、字幅一斤なりし)煎茶一箱、予には、繪畫一箱、【割註】二幅曲水宴之巧奠の圖畫花山院大納言家厚卿畫一幅(關白忠實公筆自詠)花昆布一箱、源三郎には(此日は疾に因て來らざりし)紙入一箱、(懷紙なり)菓子一箱、和州へ三夕和歌、扇子一箱、三津姫へ薰物一箱、茶一箱、明姫へ蒔繪箱一箱、この餘に姉小路中將(赤鐸)より予に贈る品々、宰相の内季姫より贈る品、宰相に託して予が中の老女及び曾て相知る者への品々、貴からざる商鋪なるがそのさま庭籠旅百とも謂ふべかりし。

我より贈りしは宰相へ座打の短刀(白鞘に入れ)一腰、鮫(白)下緒(紅)一筋、座打の鍔(はみ出し)小刀笄(小柄とも)一揃、當家梶葉紋の鼻紙(五帖)一包、干鯛(五尾)一折、妻季姫へ小袖表(縮緬)江戸紫家紋染出浪に兎(絹もよう縫入)帶(白茶しゆす)金銀白(三巳縫)三星紋散し、肥州より宰相へ縛(一間)一箱、錫一箱、源三郎より八丈島織一反、鰹節一袋、肥州より別段に平戸磁の花瓶一箱、同磁器(小盞十口)一箱、右宰相及源の爲主上著に勅せらるゝ所、豫め季姫より告しらせに依てなり。

和州より飼雛(白鳥尾)一羽、鹿皮一貫包、宰相歸出の後肥州より近侍の士を使とし、品川の宿所に遣す杉折二重を贈る。(干菓子形蒸菓子)

聞く宰相晦日を以て歸洛すと。

○予勤職の間同班の故を以て隈本の支侯細川能州（名利庸）と屢〻懇會す。或日招かれて往しとき諸客を離れて獨り高樓に上る、樓上南海を眺臨して佳景なり。侯竊に予に言ふ。我頃年邸中に學所を設くと、予曰甚だ善すべし、冀は他日觀ることを許せ。侯諾し一日別に往てこれを見る。その屋溝に傍ひ亘ならずして堂舍みつべし、時に亦その學規を示す、請得て還りその盛擧に感じき。頃日舊篋を啓て廻棗出す、讀むに寬政三年辛亥の文なり、予がこゝに過りしは五年癸丑と記せり、今を距る三十四年、顧るに能州既に歿し三世を歷たり、思ふにこの學は嘗て西國に於て賢君と稱せし諱は重賢、左近少將越中守（法號靈感院）の餘波に緣るか、今の支侯その法を廢せずして保つか。倘時を待て問べし。

成章館教規　　今茲寬政辛亥、我東肥推恩侯、憂二邸中子弟不一レ習二於學一也、令三外臣高、議二定贊金之制一、傳曰、教誨不レ倦曰レ長、又曰、教不レ倦仁也、君子體レ仁、足二以長一レ人、君侯之仁可レ謂二大矣、謹按、古之教者、家有レ塾、黨有レ序、術有レ序、國有レ學、所下以弘二教化一育中人材上也、今之所レ營、乃家塾之制也、當今之制、士之子恒爲レ士、以得三世襲二共寵祿一、若夫煖衣飽食、而不レ施二之教一、則或淫佚怠敖、其究至三於墜二父祖之世業一而止、明德之所レ被遠矣哉、故今與二諸大夫一議、擇二邸中空地一、越命二作部一興レ功、使下子弟日就二閒燕一以肆上レ業、而公亦必月一再躬親臨視焉、詩不レ言乎、凱悌君子、民之父母、其諸子弟、朝誦夕習、以成二其業一、修レ德達レ材、各供二國用一、上以對二揚君侯無疆之休命一、下以勿レ墜二父祖累世之嘉績一、謹條二功令一如レ左、

一、文武之教、無二總管者一、則師儒之簡擇、子弟之勤惰、典籍之購求、牆屋之修繕、弓矢筆硯之雜費、無レ所二辨治一、而功過莫レ致焉、立二總教提學各一人一、

一、子弟之學、日就月將、童牛之牿、豬豕之牙、禁二於未一レ發、不レ陵レ節而施、授二之經業一、考二之課程一、以時試レ之、置二教授一人一、

一、會講獨看、各齋盍簪、質訪無レ人、則聚訟無レ辨、教二導學生一、辨二斷疑義一、訶二正著作一、置二討導二人一、

一、所受之書、徒積諷誦之功、而不通其義、則倦怠之心生、而廢弛之漸萌矣、故師量其力所及、諄々講解以導之、致於聱牙難入之語、則不必煩也、置蒙養師一人、

一、童蒙之業、莫先於句讀、但授受之間、或生怠倦、須反復熟讀無謬聽妄記也、而師亦當從容告諭、教誨不倦爲任、置句讀師四人、

一、蓄吏以來、其體屢變、鼎篆隸、楷法草體、每各異趣、大寶之令、書設博士、後之掌管者、莫不分派于鍾王、合源實難、置書師二人、

一、古人十歲、始學計、周立司會、以均節國用、文武之朝、儒分四道、算居其一、曰成月要、姓吏之急務、量入爲出、治國之大經、是以收斂納要、豐耗制用、若夫量地制邑、度地置營、亦莫不藉算之用、置算師一人、

一、有威可畏、謂之威、有儀可象、謂之儀、斯二者德之偶也、古之將興者、必由此始、若夫應對進退之節、俯仰恭敬之容、可以觀言行察禍福矣、約身履道、於是乎得焉、置動儀師一人、

一、樂也者聖人之所樂也、而可以善民心、古之人、十三舞勺、成童舞象、中和祗庸孝友、所以成德興道、諷誦言語、所以用詩也、君子以成德、小人以成俗、爲上愛人、爲下易使、移風易俗莫善焉、置樂師一人、

一、有文事者、必有武備、古人成童乃學射御、弧矢之威、寓諸禮樂、干戈羽籥、文武互舞、是以戰陣攻守之法、弓馬槍劍之技、不可不豫講也、置講武場一區、各立其師、

一、日且就業、則去講習、孜々不怠、謂之篤業、若或受業不敬、取友不端、優游終日、謂之荒業、黜陟之所由設也、立學監一人、

一、句讀師四人、更番、直日辰牌升堂、授學童句讀、其書孝經論語、配以千文蒙求唐詩選等、必先令復讀前日所授之書、音聲爽朗、所記不誤、然後順序授之、若或遺忘[illegible]字、唔咿不明了者、必使

通二熟之一、待二其能記一、而後授二其次一、愼勿二貪レ多忽略一、

一、擇下一經卒レ業、粗有二心解一者上、蒙養師采二千文蒙求若唐詩中易レ解者一、爲レ之反覆講說、以諭レ之、則好學之心油然生矣、

一、孝經論語、句讀既畢、更授以二毛詩尙書三禮周易春秋一、亦必爲レ之、講二授孝經論語內則弟子職等書一、以論二大義一、千文蒙求如レ初、其法先學二前日講授處一、以發レ問、所レ對如レ所レ授、乃及二其他一、若或落漠謬認、遺漏居レ半者、以二荒業一論レ之、

一、七經卒レ業、乃始授二蕭氏文選一、可二以讀二蒙求史略等書一、請肄二賦レ詩記レ事、使下講二爾雅一以辨中名物上、過レ此以往、可下以讀二紀傳一作二文章一、旁及中兵刑之書上、

一、學童句讀卒レ業、粗通二孝經論語一者稱二萌生一、嫺二文藻一通二紀傳一者皆稱二秀生一、究二一經一及熟二兵刑一者稱二賁生一、學通二二經一者、辭藻宏麗者、博學高才者、並加二特生之稱一、

一、學雖レ等、古人所レ戒也、今定設二六科一、句讀卒レ業爲二一科一、通二孝經論語一爲二一科一、【割註】如二千文蒙求內則弟子職一不二別設レ科一、詩書、爲二一科一、周官儀禮爲二一科一、禮記周易爲二一科一、春秋三傳爲二一科一、秦漢而後道術瓜裂、百家九流各道レ所レ見、其最卓然者、儒有二孟子一、道有二老莊一、法有二管韓一、術既殊レ塗、理亦未レ圓、學士本業之餘力、須下博二涉諸子一、使中之業理圓通、不レ滯二乎一方一、則六藝之瀛、庶乎可レ窺也、不必拘二々於一經一也、

一、說レ經每月六次、會二學士一說レ經、公及大夫諸執事、咸臨焉、古者釋奠必有二合語一、後世因設二講論之儀一、立二執讀執經執講之人一、其法執讀讀レ文訖、執經釋レ之、執講送レ難、執經爲剖二析之一、貞觀延賓之盛、其禮備存焉、今子弟有二力能咨疑者一、則明鏡何嘗疲二於屢照一、其勿レ難二詰問一、

一、會講以二歷史諸子一爲レ主、有二疑義一則必就二都講一而質焉、禁二匆々讀過、及含疑不レ問、好レ勝聚訟一、又時時輪講數番、設二客主一以問答、戒二戲謾失禮一、

一、獨看在讀書粗通之後、經史子集、唯其所欲讀、務要恭默靜思字々分曉、所看之書、必當抄雋摘腴、弗得漫讀也、若或淫視閒聽、物交於物則攪矣、奕秋且猶不可學、況大道乎、

一、復讀每月幾日、旬讀溫之、傳曰、溫故而知新、又曰、月無忘其所能、夫學殖也、不溫將落、故凡所受之業、必要爛熟通、若當日升席、遺忘者有責、

一、背誦使強記者爲之、不過孝經論語毛詩尙書四部、其他如三禮周易左氏春秋、從力所及、不必強也、如千文蒙求、附孝經論語而記誦焉、

一、嘗作詩若文、各量其力以授體、始於唐律、而終於古風、文則書牘雜文紀事稽試、各以上中下三等定其品、

一考試每旬、故一日休暇、假前一日試讀與講、其試讀者、就所授之書千言內、試一帖、凡三帖、帖過者爲第、講者亦就嘗讀授處千言內、問大義一條、總試三條、通二爲第、通一及全不通者、有責、

一、每年終、學業優長者試之、其法通計一年所受之業、問大義八條、得六以上爲上、得四以上爲中、得三以下爲下、武場校試之法、別有其式、

一、始入學者、必宿齋、謁于先聖、行束脩之禮於其師、以親師敬業、樂群論學爲事、除疾病事故之外、不許遊燕廢業也、其在學也、長幼貴賤各順其序、親師長如父兄、古者師氏敎三行、一曰孝行、以親父母、二曰友行、以尊賢良、三曰順行、以事師長、若長幼相凌、貴賤由踰、或作輟無常、或言行悖理、或點汚典籍、或塗抹屛障、或退息便舍、談婦女淫褻者有責、

一、一齋之書、一人掌其出入、欲讀者必請諸其人、及其卒業全冊還納、若或轉借他人、或卷帙有闕者有責、

一、齋中置五簿、一曰年庚簿、記學生年庚及入學之先後月日、二曰勘合簿、上列學生之姓名、下點坐

堂之日數一以考二其勤惰一、三曰積課簿、記二會講獨看之人所レ讀之書、及其業之始卒一、四日典籍簿、記二藏書之出入增減一、五曰奬匡簿、有レ善則墨書以勸レ之、有二不善一則丹書以懲レ之、四時季月、納二簿書于有司一、及二歲終一行二其黜陟一、

寬政辛亥十月既望　肥藩古屋爵謹識

○蒲生亮が京に住し中雲伯兩州に往しと云。故兩州の話あればと問しが、伯州の大山は上り七里山勢陵遲にして上り易し。四里を上ればそれよりいまだ三里を餘せども、盛夏に非ざれば登ることを許さず、亮彼所へ往しとき四里程を上りて此處に宿せしが、その邊は總て牧地にて馬を產んこと最多し。又山林も深と覺へて夜陰に狼聲よく聞ゆ、されば狼も多きなるべし、其鳴聲何にと問へば牛の吼る如しとぞ。

又彼地にて狼子を捕へしが形は猫よりやゝ大にして愛すべし。因て雲州松江城下に携行る者ありて見せ物にしたり、その時見物の中里犬を牽來りて狼子を見せんと爲しに、大なる犬なりしが中ほど三間もあらんほどより管て進まず、鞭うてども何分にも先に出でず立還れりとぞ。狼子は小にして意なかりしがその威風の自から存するにやとて人々驚けり。

又松江は都會繁昌の地なり。家數も千を以てすべし。松江の名を得しは湖の縱六里餘橫二三里湖中鱸魚を產す。大にして味美なり、官の獻上に充つ。これよりして何人か地名と爲しならん。

又狼は晝臥して溫柔なり、夜に及べば奮起して鳴走る。その毛天を衝くと、尤陰獸とすべし。

○鋒餘に載す、寬政四年壬子冬領內壹州の海邊に唐舶漂着して書を呈す曰。

上

南京船主費晴湖、領二夥順一遂二牌照一前往二長崎島一貿易、因二風不順一漂二在貴處一寄碇不レ諳二長崎路程一、欲二祈

大頭目一則雇二小船五十艘一牽往二長崎島一以遂二生理一并船上缺二少

食米魚菜等物ハ祈下即照ニ後所ヲ開送下、上爲レ感、

計開

一小船五十艘

一食米五十包

一魚菜豊等物隨使

寛政四年十一月

通船共七十七人

南京船主晴湖

財副程公著

同　王亨志

鄕に同じ二年か、又領内小値島に朝鮮船漂寄せしが其狀を島司より呈せしあり。因みに書す。異邦も國と人と自から卑高ありてその品殊なるを觀るに由あり　故に列す。

昨廿二日巳未中刻朝鮮船壹艘拾人乘當所より西方大鳴と申す島前に漂着碇を入候段注進仕候付早速彦之丞并浦役之者共罷出海上も靜に御座候間筒吹浦え申刻滑取申候數日食事不レ仕候哉指を折り腹を叩き仕形仕候樣子四五日食事不レ仕相聞え候付即刻食事拵爲レ仕候處殊之外悅氣力付候樣子に罷成別條無二御座一候擔中相改候處外に扶持方樣之物何色も無二御座一魚計給居申候哉魚之骨餘計相見え申候惣て筆口通じ不レ申少計書付候得共分り不レ申若輩之者一人右書付仕候斗にて外は書不レ申色々書付も見せ看板を見せ候得共合點不レ仕樣子にて筆を遣し書候樣仕形仕候にも顏を振り一向分り不レ申候

一船長さ六尋半橫七尺五寸乘人十人

一船中諸道具御奉行中え別紙指越申候

非らず。前の如く楕形の木の中央に金の小方版を以て容れ、これに耶蘇の佛像を鑄物にせし者なり。硯匣に硯を置し如し。但し皆崎尹の自ら扱ふにあらず、家老の司どる所と答へき。因て今件の圖等を畫列せんか、不祥の物にして且國家嚴禁の所なれば茲に載せず。

〇田蟲は稼を害すること甚し。予が領内にして田の蟲つきたるときは、これを逐に芻を束て人形を造り、逐者これを捧げて田畔を巡行す。從ふ者は金皷を鳴し衆音に念佛を唱へ鳥銃を放て勢を助く。この偶人を實盛と呼ぶ。曰昔實盛田の邊に戰死す。その屍田中に朽て皆蟲となると、その說笑ふべし。此如くして終は人形を田畦に居置き、銃を以てこれを打ち遂に海に投ず。斯すれば蟲悉く群聚隊を作して散じ去る。實盛古書に戰歿のことは見ゆるも、田蟲と爲りたるは載せず。左れども由なきことに非ず。鶴林玉露に云、蝗纔飛下、即交合數日産子、如麥門冬之狀、日以長大、又數日其中出如小黑蟻者八十枚、即鑽入地中、詩註、謂螽斯一産八十一子者、即蝗之類也、其子入地、至來年禾秀時乃出、旋生翅羽、若臘雪凝凍、則入地愈深、或不能出、俗傳雪深一尺、則蝗入地一丈、東坡雪詩云、遺蝗入地應千尺是也、蝗災每見於大兵之後、或言、乃戰死之士寃魂所化、雖未必然、但余曩在湖北見捕蝗者、雖群呼聚喊蝗不爲動、至鳴金擊鼓、則聳然而聽、若成行列、則謂爲殺傷沴氣之所化、理或然也、

〇平戸の城西に薄香浦と云あり。漁家多し。その婦鱗貝を市に估に桶或は籠に盛て頭上に置て往來す、山坂を上下すれども墮すことなし。淸の徐葆光が中山傳信錄にも曰入市貨物、無肩擔者、大小累重、皆戴於首、即大甕束薪皆然、登坡下嶺、矯首曳袖而行、無偏墮者と、彼國の狀も同じきこと知るべし。（餘錄）

追記す、京鄙の俗八瀨大原もこれと同じと、林叟曰某先年滯京の時目擊せしが、彼婦は桶籠束薪などの外に作事に用ゆべき材柱を首に戴く、いかにもその均合を能く覺へたる者なりと。

又薄香と云名はこの浦の邊に梅崎と云あり。此地に松浦鐵馬が別莊あり、祖先分屢々この所に遊ぶ今に至てその茶亭の跡存す、【割註】鐵馬の家はもと松浦の族志佐氏なり、天祥公の側室は彼が祖の女なり、然れば祖先公とは天祥公なるべし」又梅崎と云名は何れの代にか有けん、西土の江南の梅を取寄せられて植給ひしより此名ありと。是より又薄香の名も出しと云傳ふ。定めて兩地の古名有しならん、今左右に尋れども識る者なし、尙他日詢訪せん。

甲子夜話 卷八十二

○前卷第七十四に、詩仙堂年回の云々悉く集るを竢て後册に擧ぐべきを云き。然るにこの三月中日、林氏の家臣內田間多と云へるがその一を齎來てこれを示す。因て姑その全きを竢に移謄す。

石川の來書

一筆啓上仕候寒難レ去御座候之處祭酒君益御機嫌克被レ成ニ御座一乍レ憚目出度御儀奉レ存候次に貴所樣愈御安泰被レ成ニ御勤仕一奉レ賀候然ば詩仙堂一件去酉三月中委曲被ニ仰越一候節早速小堀方爲ニ取替一等取扱可レ申處折惡敷所勞引籠罷在其後快方押て出勤候處引續御用多何角差湊終日出勤圓之丞殿調印之義可ニ申談一之處兼て御達得ニ貴意一候通歩行難ニ相成一夜分之外寸暇も無ニ御座一候付勞心外等閑漸去冬より次第快方赴つ可レ成に勤續候に付當早春圓之丞殿え御面談去月十一日御調印申請先達て小堀方より預り置候假手形も私より差返し則兼々伺濟之通夫々雙方券書爲ニ取替一無レ滯相濟候に付別紙券書寫え與書加私調印之上差上申候此段宜御沙汰可レ被ニ成下一候尤右之通惣落着之上は祭酒君より小堀主税方え御直書を以て御挨拶も可レ被ニ成下一趣呉々も等閑罷成候段恐不レ少奉レ存候併主税方には昨年夏以來御修復御用掛中日々面會兼て私所勞押て出勤罷在候義は熟知之事故全く私取扱等閑延引罷成候義と心得假手形返却等も濟此頃相濟候迄別段催促等も無レ之次第是等は甚隨意が間敷申分と背ニ本意一候得ども猶御賢察品能く御取繕御沙汰被レ下候樣奉レ願候此節は例年頭勅使并別勅使女御使等發駕に付其御地御馳走被レ請候御定帳等私定役之取扱にて甚御用多其上來月下旬仙洞修學院え御幸被ニ仰出一是又御入用諸向假家取建等取調御用差湊漸入レ夜引取候て燈下に書面相認候程之義萬事後便可ニ申上一候草々用事計等閑之御斷迄如レ斯御座候恐惶謹言

二月十三日

内田開多様

尙々本文惣落着同志之者共よりも猶御禮呈書可レ仕候得共不ニ取敢一私よりも宜敷申上候様辻刑部丞辻出
羽守濱岡道泉共厚申上度旨申聞候義に御座候以上

詩仙堂永續助成金之事

一金貳拾五兩也

内

金百兩

是者松浦肥前守様御隱居靜山様より永續爲ニ手當一御寄附之分

金貳拾五兩

是者辛巳年百五十年忌に付江戸表諸家方並諸家中其外共寄附取集候分惣計金貳百五兩三分銀壹匁壹分四厘大學頭様方にて御預りの内金百六拾六兩貳朱銀五匁六分六厘者堂棟修復祭奠入料土藏取建諸雜費として追々御渡遣拂に相成候殘金也

但京都表にて寄附取集候之分者此惣數之外

右者詩仙堂永續爲ニ助成一前書之金子當御役所え大學頭様より永久御預り相成候に付此度請取申處實正也尤利合之儀者壹ヶ年金百兩に付六朱之割合にて毎年五月詩仙堂住居え金七兩貳分宛相渡可レ申御約定に御座候右を以毎祭祀相續之助成に成候事若後年に至入用之次第有レ之元金之内御預け戻しに相成候儀も有レ之候はゞ其節者大學頭様より可レ被レ成ニ御掛合一候他人寄附諸住居様之義申出候共聊差構不レ申候此末助成寄附等致候者有レ之元金增益候はゞ格別左も無レ之候はゞ永久此一紙書面に不レ及後年迄取用ひに相成候御約定に候爲レ其爲ニ御取替一證書拙者共連印差出申處仍如レ件

文政七甲申年五月

小堀主税內

一柳　政右衛門(印)

湯口　新左衛門(印)

中村太郎右衛門(印)

佐藤　丹右衛門(印)

室　猪　惣　治(印)

(丈山翁御同姓)　石川嘉一郎殿

(林大學頭樣御內)　松ヶ圓之丞殿

(同)　內田鬪多殿

(裏書)表書之通相違無レ之候以上

小堀主税印【割註】補小堀主税は京都御郡代】

右之通爲ニ取替ニ券書本紙者私預り家秘仕置候間御入用之節者何時にても差上可レ申爲レ念寫え奥書印形仕

此段申上置候以上

文政七甲申年五月

石川嘉一郎(印)

(文政四辛巳年)詩仙堂修復諸家御寄附口々金銀惣御名前帳

大久保加賀守土井大炊頭以下寄附者九百六名之を略す其寄附高は末に合計を載す左の如し(補)

金六拾九兩壹歩

白銀百三拾二枚　當金九拾四兩六匁

銀貳朱七拾片　當金八兩三步

銀九兩　當金貳步八匁七分

銀三百九拾七包

甲子夜話 巻八十三

○詩仙堂奉金姓名錄(姓名四十略)(補)
金總計壹兩二朱
銀總計百三拾四文目五分
此兩品にて金三兩壹分二朱
右之通勸金取集些少恐入候得共獻ニ呈之一仕候宜賴上候以上
于時文政第五壬午歲閏正月
丹後日間浦　小西與右衛門
(攝州神戸)橋本亦三郎様

詩仙堂修復寄附銀
一白銀貳枚　紀州藩中　野際繩右衛門
但紀伊樣御寄附被ㇾ爲ㇾ在候得共御内分にて御畫師野際氏名前を以て詩仙堂直納相成申候依ㇾ之惣計減申候
以下數口寄附者あり左に揭ぐ(姓名略)(補)
金壹歩二朱　白銀壹兩三匁壹分　南鐐四片
右御門人高倉源八郎以下八名
金貳拾四兩二歩　銀八拾五匁四分
右長崎町年寄高島四郎兵衛以下五十八名
金貳拾七兩二歩　銀七匁三厘

右但馬出石藩君臣二十名、中に仙石左京の名あり

詩仙堂修理勸進集財高

桂宮有栖川宮閑院宮輪王寺宮仁和寺宮及び近衛家鷹司兩本願寺より士庶合計六百九十六名其寄附高は左の如し

金四拾七兩三歩　　銀四拾壹枚三兩

白銀貳百五包　　青銅拾九包

【割註】第八十二八十三の兩卷は上に記したるが如く詩仙堂寄附金者の姓名簿なり原書は兩卷通計紙數九十枚（十行）あり然れども其連名は今日に必用なしとも思はれず因て其大要を掲け姓名は悉く除きぬ故に此冊の紙數痛く減少せり覽者この意を諒察せられよ」

校正者　大槻如電敬白

甲子夜話　巻八十四

（文政四辛巳年）詩仙堂修復諸家御寄附金銀集高惣勘定仕上帳

詩仙堂修復諸家御寄附集金高

小林筑後守様御取扱分

一金五拾四両壹分銀四匁六分六厘

岡村備後守様泉本正助御取扱分

一金貳拾五両三歩銀六匁六分四厘

大學頭取扱分

一金八拾三両壹歩二朱銀三匁貳分九厘

別宗尼直書取持越候分

一金拾三両三歩二朱銀八分貳厘

合金百七拾七両貳歩銀四分壹厘

（内）金七拾両

是者去辰暮篤レ春金拾本圓之旅より當三月四月両度に御渡申候分

金三拾両

是者當五月七日右同斷同人より御渡申候分

金拾両

是者當五月廿三日右同斷同人より御渡申候分

金拾三両三歩二朱銀八分二厘

是者別宗尼直に請取持越候分
但此譯書之儀取扱仕分帳に添有ㇾ之故爰に略す
金七兩貳步
是者小林筑前守樣より別宗尼ぇ直に御渡相成候二口分
金三步
是者御寄附(本多豐後守樣大藏源藏)二口分別宗尼遣拂候由にて右御同所樣より御取集惣高之內にて引去り相成候分
但此分幷前條金七兩貳步之譯共小林筑前守樣御取扱集金受取渡し差引別紙書付に委細記有ㇾ之
金四兩壹分
是者岡村備後守樣泉本正助樣御兩所にて御取扱短冊諸入用分
但譯書別紙一通有ㇾ之
金五兩
是者別宗歸京之節路用として相渡候分
但先達て書狀を以御掛合之上相渡す
金拾四兩三步銀四匁八分四厘
是者摺物諸入用分但諸譯別帳一冊有ㇾ之
金貳拾壹兩壹步銀貳匁貳分五厘
是者此方ぇ預置申候分
右者詩仙堂修復諸家御寄附集金之分出入勘定書面之通にて致ニ皆濟一候以上
巳十月
(林大學頭內)內田開多(印)

石川嘉一郎殿

前書之通詩仙堂修復諸家御寄附集金銀之分出入勘定仕上差出候付諸家御寄附口々金銀員數別帳別紙類逐一相ニ改之ニ具外銀兩替諸職人商人夫々取遣之證書付に至迄引合算入逐ニ吟味一候處相違無レ之候爲レ其與書如レ件

（林大學頭内）島村兵助（印）

前書之通諸家御寄附集金銀之分御勘定熟得ニ算當一相違無レ之儀に請取申候爲レ念與書如レ件

石川嘉一郎（印）

（詩仙堂當住）別　宗（印）

詩仙堂嘉集詩

庚辰冬、祭酒林先生有レ書云、明年辛巳、遭ニ乎石丈山翁百五十諱辰一矣、然翁隱遯之地、今見在ニ京北一乘寺村一、堂樓巋然、遺物猶存、而經レ年之久、不レ能レ無ニ破壞一、監守者欲下博募ニ四方一、以葺ニ修之一、盍ニ勠レ力以助上レ之焉、予以謂丈山翁者、古所謂逸民者也、慶元之際在ニ覇府一、方ニ乎豪傑之士輩出一也、如ニ翁之與ニ北岡夫子一、則實其嚆矢也、而翁出ニ於武弁一、文武才備、出處道合、其靖節高風爾乎レ比矣、乃聊述ニ所レ聞、且賦ニ長律一篇一以贈レ之云、

九　隆　國（九鬼和泉守）

東方詩□一時賢、風雅知君既着レ鞭、白傳之篇徵レ寄古、蟬河有レ詠典レ波鮮、琴歌絃上都遺世、劍氣坐間欲レ指レ天、才操可レ欽也可レ仰、好比六々兩堂仙、

源輝實（右京太夫世子松平豊前守）

不レ渉ニ鬼川一四十年、風嘉韶下攝レ朝レ天、風花雪月琴爲レ友、錦藻瑶篇與レ後、誰信蛇矛曾奮識　七欽鸞嘗共周旋、豈意百歲已踰蛇、六々仙中添ニ一仙一、

源　信　寶（御書院番頭松平美作守）

舊是軍功時不レ錄、當年勇退號二山人一、嘉遯自樂辭二帝命一、不朽文名長入レ神、

片桐　貞彰（御使番片桐新之丞）

昔憶諸々哲、如何忘二子推一、從下諫二叡慮一去上、不レ渡二鴨河一來上、風月山莊祀、人琴夫意真、茅亭將二改作一、總爲レ之二高才一、

戸田　光新（御使番戸田莊次郎）

舊聞揮レ筆起二文風一、尙憶抽レ鞘競二武功一、六々堂前秋色古、并在二三十七仙翁、

東　長照（御徒頭東條源右衛門）

一架淸琴一架書、生涯謝レ客老二樵漁一、爲レ思二丘壑一偏辭レ祿、因レ避二紛紛一此卜レ居、堂上親題帖二圖畫一、門前曾見雖二變異一、風流蹤跡堪二追想一、絕代詩名原不レ虛、

江　直之（御小納戸澁江鐵十郎）

草堂蕭寂隔二京城一、詞賦唯耽隱逸情、閑裏梅花池上月、于レ今陳跡託二文明一、

酒井　忠蕃（火事場見廻酒井主殿）

二百星霜何邈遠、詩堂尙作二舊時看一、至レ今並影淸流句、遺操長餘二白木一寒、

一柳　貞敬（寄合一柳賴之助）

單騎先登壯、逸令却有レ聲、避レ塵甘二淡泊一、詩筆至レ今淸、

藤　□（寄合加藤平內）

傳慕壯心六々翁、鴨河高詠古今通、神乎人與何可レ譬、下筆思□□智弱（補）人典不存原本脫字

長谷川勝永（寄合長谷川利十郞）

東山嘉遯士、誰昔結二柴荊一、名與二梅花一馥、操彙二晴水一淸、

大河內　芳（寄合大河內彥四郞）

一ニ轉ス レ堅推レ銘氣ハ詩仙堂裏養ニ吟心ハ後人存得甘棠意、二百年前尋至レ今、
大　教　文（寄合大久保鐵之助）
零露瑤珠代色深、庭園皓潔爽ニ靈音ハ愴悽想得詩仙室、威德於レ今人尊欽、
島津　久房（寄合島津又吉郎）
昔時詩レ使已升仙、屈レ指一百五十年、躡レ舊詩堂存ニ不朽ハ翁今何處白雲邊、
阿部　正藏（寄合阿部兵庫）
四明山色鬱崔嵬、傳結ニ小堂一遺ニ世埃ハ少壯叨從韜略術、老心深愧濟川才、仰レ詩仙容分レ霞口、染レ翰雲烟映レ日開、莫レ謂千秋人不レ見、芳香長駐一枝梅【割註】（補）霞下原有烟字蓋誤」
春山景長（寄合中坊長兵衛叔父小笠原大内藏）
嗜レ武戦ハ今弄ニ四時ハ詩仙堂上託ニ生涯ハ于レ今如レ在英雄魄、不朽千年綠鴨詞、
玉　河（寄合朝倉織部）
曾日高傑流ニ詠ハ近代詩名猶自存、猶看遺堂剩ニ舊跡ハ閑留ニ風月一西ニ人魂ハ
山郷　良由（山村伊勢守）
喧戦日立作ニ詩仙ハ翰墨優游四十年、天子呼來終不レ至、芳名長駐鴨河篇、
抱　節　居（越中守板倉織部正）
浮利浮名元不レ知、風流任レ意臥ニ茅茨ハ于レ今世上稱ニ名譽ハ行狀看來一々奇、
源　養賢（溝口伯耆守厄介）
孤郎宦當街遍堂、手澤猶存金玉章、哀訴彷徨懷ニ往事ハ凄然松籟斷ニ人腸ハ
中川　瑞照（典醫中川常春院法印）
詩仙舊蹟古調自大、文藻武功千歲傳、鴨水清吟神若レ在、長留ニ勝跡ニ赤山邊、【割註】（補）間天不審

坂城曾是斬ニ勁敵ヲ、長劍欺レ霜血尚腥、何憶山村人少處、芭蕉夜雨讀レ書聽、

杉本　良（奥醫杉本仲溫法眼）

讀書不レ出遠ニ都城ヲ、本爲レ逃レ名却得レ名、百戰工夫拋擲了、猶敷ニ筆陣ヲ弄ニ詩兵ヲ、

岡　兹（西丸奥醫岡了允法眼）

脫却腰間三尺劍、琴書弄レ世厭ニ宮榮ヲ、詩僊堂裏人空去、海內長傳文武名、

趣智　隆（奥詰御醫師曲直瀨正隆）

天書豈料下ニ山阿ヲ、夙擲ニ功名ヲ付ニ獨哦ニ、欲レ涉還懸潭底影、霜華油鬢映ニ清波ヲ、

多紀　元胤（寄合醫多紀安長）

拂レ衣嘉遁老ニ山阿ニ、天子呼來不レ渡レ河、唯有ニ孤琴遺ニ舊響ヲ、豈堪一弄爲レ君歌、

鑑齊　輯（寄合醫千賀道榮）

單身衝レ敵心何壯、一世耽レ詩意亦眞、清直如レ君難ニ復得ヲ、干戈叢裏幾多人、

度會　常定（寄合醫久志本左京）

節氣毅然鐵石心、唯娛ニ風月ヲ遯ニ山林ニ、星霜百有五十歲、蹤跡猶存鴨水吟、

田之　道（御番醫　田中俊哲）

阪城先登功不レ錄、長鋏歌成任ニ自然ニ、誰度當時高尚意、今人唯識一詩仙、

數原　尙絅（御番醫　數原尙絅）

風流六々號ニ詩仙ヲ、名節長存叡嶽邊、四十年間高士志、請看奇絕鴨河篇、

垢齋　親民（進物番大林彌左衞門）

不レ須遺像上ニ凌烟ニ、長劍歸來換ニ一絃ヲ、却畫四明山下壁、堂々三十六詩仙、

秦　廣業（御書院番水野伯耆守組川勝新藏）

綺閣當ニ煙氣ハ、傳方過ニ古墳ハ、由來名不レ朽、齊籙萬山雲、

深津正保（御書院番深津彌左衛門）

深鎖ニ草堂ニ鴨水東、詩篇遠慕古人風、名琴奇搨今猶見、轉覺高情元不レ空、

源　溫直（西丸御書院番土屋帶刀）

東軍雖レ乘ニ利運ニ兵ハ、敗ニ却紅塵ニ不レ見レ榮、潔白鴨江三寸水、如何千古隱名清、

澤　堅（御書院番澤兵助）

年擲ニ兜鍪ニ向ニ簡編ハ、風塵豈再受ニ勞牽ハ、詩才曾駭韓三使、行跡何追晉七賢、節操清ニ於鴨川水ハ、名聲高レ自ニ叡山巓ハ、古來文武誰兼備、應レ識斯翁獨兩全、

川澄幸充（大御番酒井但馬守組川澄主水）

百五十年傳到レ今、詩仙六々作ニ山人ハ、先登破レ敵難波役、閑詠自照鬼來吟、月夕撫レ琴清ニ客耳ハ、花晨染レ筆慰ニ吾心ハ、英雄芳魂雖ニ已矣ハ、聲譽不レ朽滿ニ詞林ハ、

晁　眞知（大御番朝比奈昌之助）

京洛昔日才子名、卜居曾此絕ニ塵纓ハ、豐殘千歳文章美、琴識一時手澤清、幽徑幾回花自發、方池從レ舊月容明、樓禪永繼風流跡、大業併傳不朽榮、

田　資久（大御番太田庄十郎）

詩書翩々掌上仙、幽居卜得一乘淨、吟成不レ渡鯛川水、花月芳名永世傳

太田善世（大御番太田八十八）

幽居昔日友ニ詩僊ハ、當世風流遂不レ遷、三五十年追遠會、草堂依レ舊百花鮮、

鈴木　恭（御書物奉行鈴木岩次郎）

鐵衣抛著去、高隱混ニ郵翁ハ、衰老誇ニ清操ハ、少年爭ニ首功ハ、韻懸レ分ニ競病ハ、詞已達ニ西東ハ、白扇當時詠、長傳詩

語工、

古山　禮（御代官古山善吉）

一條由下一林叢、百有五旬幽趣同、何啻詩仙名不レ朽、月花文武仰二高風一、

源　孝善（御同朋江田耆阿彌）

一抛二戈戟一作二詩僊一、風月暢レ情耽二筆研一、昔日上皐臨幸跡、遺榮尚詠鴨河篇、

石黒　章（御右筆石黒蓮之助）

斬レ將搴レ旗忙一場、高懷却隱北山傍、誰レ識絳灌無二文字一、百歳猶傳鬼求章、

高橋　善道（御右筆高橋□之助）

君去今年百五旬、清流依レ舊鴨河濱、高名何必戰場事、風詠聞レ天感二幾人一、

人見　燭（表御右筆人見彌右衛門）

先生高節獨稱レ雄、樂在二琴書花月中一、寂寞蒼々鴨水淨、扶桑亦見子陵風、

鈴木　文（御徒目付鈴木分左衛門）

何啻軍營獨占レ先、詩壇所レ向更無レ前、此翁高節清二於水一、不レ渡二鬼川一四十年、

山本　鄰（御徒目付山本庄右衛門）

高標壯氣有レ誰同、文武幷兼一世雄、憶昔先登建レ勳後、吟情寄在二鴨川東一、

田　敦民（御□與力押田新藏）

憶昔山人辭二戰場一、探二閑台麓一築二詩堂一、柴門故辱二明皇駕一、蘿壁猶存□客章、纖月蒲盈御沼一、湧泉飛激下二銀墻一、高才不二獨雄詞賦一、惟德成レ隣遍二洛陽一、

鑑里　章（御留守居與力鑑里權左衛門）

一自二山中戴二鵜冠一、都門跡遠鴨河干、海闊曉高花香淡、竹里秋煙月色寒、詩入二行聲一聯二珠玉一、永傳二

遺韻一混鳴笙二、昔巣今日依然在、猶作二生涯至樂者一　山内　正誼（御先手與力山内正助）

先登奮レ勇[illegible]波彼、退隱占レ閑臺嶺頭、一自二國風陰就一後、斷然不レ渡鴨河流、　矢部　保惠（御持與力矢部爲八郎）

功成名下士、勇退善レ身、獨與詩仙友、長留六々人、高風因三至上二、鴨水絕二紅塵一、花鳥常侶レ我、山林自入レ眞　櫻井　當幹（御徒櫻井庄五郎）

寂寞草堂甚叔遺、一川清冷憶二當年一、風流高尙隱君子、芳名琴書千載傳、　石原　庸（御徒石原藤兵衛）

流風餘韻草堂留、于レ武于レ文得二有實一、要レ識二先生志高邁一、詩名不レ渡二鴨河一喜、　小田　當道（御徒小田五郎作）

單騎高原[illegible]、勇義正挺[illegible]、[illegible]功難レ不レ錄、異開已無レ前、剛操持二梭堅一、明清潔二鴨川一、風流迎二六々一、高臥白雲邊一　黑澤　將[illegible]（御徒黑澤新八）

隱居[illegible]、志四十年、秋月春花詩幾篇、鬼水雖レ淸流不レ返、此翁高致到レ今傳、　毛　武（御賄[illegible]役毛受貫助）

名雖二文[illegible]跡一、功兼二國士雄一、琴書君所レ愛、長此欽二英風一、　白　敎貞（御賄方白井彦太郎）

詩仙堂上一徵君、台[illegible]遊風月濱、不朽名聲生二遠[illegible]一、遙臨詞鏈古今心、　松　皐　[illegible]（御賄方松澤金三郎）

棄レ劍排レ毫獨樂レ天、剪レ茅容レ蹟因二詩仙一、遺レ功在レ野將劍後、犯レ法□□不レ錄レ先、畫壁論レ心欽二尙友一、

書窓擁レ背接ニ時賢一、鳴琴尤惜肩公物、擒藻長使ニ壯志傳一、

石　三英（西丸奥坊主石橋三英）

曾作ニ先鋒一破ニ虜巢一、翻爲ニ渭水釣魚人一、丈夫出處元天定、名利如何誤ニ此身一、

杉島　朋非（小普請杉島楳三郎）

攝軍虎闘才驚レ世、叡麓鶴鳴聲聞レ天、功名韜晦煙霞隱、百五十年人已傳、

蕙堂　燁（清水小普請堀江太仲）

一構ニ山堂一不レ近レ名、楣間圖像如レ生、綠紗朝注平湖水、紅艷雲昇千嶂樓、琴帶ニ松聲一彈指巧、詩欺ニ雪魄一滿腔清、浪華疇昔同ニ兒戲一、角公輸贏徒戰爭、

竹　韵（紀藩竹内三左衛門）

干戈一擲隱ニ郵莊一、秋月春風吟咏香、百五十年東逝水、只餘六々詩山堂、

岡田　世忠（紀藩岡田忠左衛門）

古墳宿草幾星霜、欲レ弔ニ山人一空斷腸、想像當年含翠操、猶存六々舊時章、

奈良　維勤（紀藩奈良丈五郎）

六々山人九十翁、鴨河歌就想ニ高風一、當時誰知安ニ肥遯一、翰墨于レ今一代雄、

南陔　田圭（長府小田圭藏）

功名廉節兩無レ瑕、浪速煙塵鴨河霞、要レ識ニ英雄屈伸跡一、劍花消作ニ筆鋒花一、

武藤　文貞（長府武藤伸藏）

蟬ニ脫人間榮辱事一、百年身世屬ニ雲岑一、千秋長有ニ斯文在一、不下向ニ鴨河一問中淺深上、

越　好一（長府越智好一）

野戰攻城知幾年、逃レ蹤一旦慕ニ詩仙一、老來不レ渡鴨河水、竟作ニ昇平文士先一、

松　士　藏（長府醫員松岡道遠）

先登曾拂攝城烟、白髮無レ迷綠鴨川、不朽千年肥遯跡、仙堂添得一詩仙、

駒　澤　廉（丹陽篠藩（補）原本失名以下同）

將家苗種甘ニ深淪ハ台嶽之陽烏角巾、當レ敵曾魁有進士、選レ詩尙所不帆臣、石川羞影潔ニ於水ハ齋壁寫眞仰ニ其人ハ倍百居諸時世遠、含藏川行口碑新、

山　本　章（丹陽篠藩山本禎助）

壯節豈唯感ニ至尊ハ琴書晦レ跡白雲郵、人間空作詩仙業、伏臘永兼ニ歲月一存、

河　通　恭（忍藩佐阪武右衞門）

眞逸山居臨ニ鴨河ハ清流支レ枕和ニ吟哦ニ百年誰識逢ニ知己ハ嘯レ月餘風揚ニ水波ハ

前　田　脩（紀藩前田萬吉）

軍門投レ戟入ニ圖書ハ千載芳蹤寂寞居、藻翰新成辭ニ鳳詔ハ烟扉雲鎖枉ニ鑾輿ハ詩仙飄散丹青古、風月依然堂宇餘、追ニ古高標一人不レ見、寥々松籟夜窗虛、

秦　英（忍　藩）

躋倫戀賞鴨江濱、明月清流形影親、世上浮名如ニ朽木一祗茲東海一奇人、

適　齋　任（忍　藩）

盤旋不レ厭鴨河邊、皓潔風流百世傳、六々擬來雖ニ伴隱ハ高名却更壓ニ詩仙一

林　堯　臣（土屋相摸守醫師）

早逃ニ軍事一號ニ詩仙ハ高隱結レ廬叡嶽邊、裔德當今誰不レ仰、彩毫爭遺鴨河篇、

島　次　方（阿部駿河守家臣中島七郎兵衞）

感慨幾秋月、空照古堂閑、中有ニ孤琴在ハ興闌水與レ山、

風流遙慕謝公賢、禁錮終身叙麓邊、猶有琴書堂上在、洋々餘韻至今傳、　高　寛（阿部駿河守家臣高橋左膳）

石川翁最高風士、不レ競ニ世榮一甘ニ雅遊一、構レ屋栽レ詩叙山麓、掛レ冠辭レ春鴨河流、孤堂空古蒼苔滑、老樹深圍白日幽、一百今年經ニ五十一、造營追レ舊好拍修、【割註】（補）拍修不審」　三谷　正脩（阿部大學侍醫三谷淵琳）

從來千古祠廟新、鵰在□中松下塵、才子揮レ毫弔ニ大翁一、草堂淡月寂無レ人、　高　繁　融（青山主殿家臣高松秀輔）

賓客三十六、共主丈山翁、翁逝百五十、風□駐ニ此中一、　土岐　正泰（山村甚兵衛家臣土岐新吾）

秋光欲レ盡鴈聲悲、一夜飛霜殘菊枝、感慨尤深千古地、山吟壑咽淚沾レ衣、　代　信　好（寄合大久保鎌之丞家臣代守次郎）

星霜一百有、遙愛三韓樹、五十年囘來、花開似レ奉レ榮、（補）此詩不レ可レ解　長　喜　德（青木新兵衛家臣長谷川市右衛門）

俊傑東溪子、名譽秀ニ古今一、既能持ニ苦節一、勿□少ニ知音一、稍仰他年計、初開萬里心、賦レ詩辭ニ聖帝一、身遁叡山陰、　津　政　濟（中條氏大津傚四郎）

東山歸臥舊詞曹、丘壑幽情百世豪、月下彈レ琴彭澤曲、花陰題レ句少陵毫、鴨川波駐氷心濕、台岳雲餘風骨高、故宅長存眞隱德、書帷空有ニ水聲號一、　長谷川　造　堀廣吉家臣長谷川良藏）

長谷川　弘（鈴木相摸守家臣長谷川運平）

英傑超群七步才、柴門深閉氣雄哉、彫戈並犯金城壁、彩筆晚揮蒼澗苔、月閣清光長不レ改、詩園春色爲レ誰催、台峰雲影蟬川水、欹仰新詩照二九垓一、

源　忠實（長府水野茂兵衛）

山色依然凸凹窠　柴門跡古掛二青蘿一、要レ知二當日清廉意一、千載長澄鴨水歌、

喧丘　杜多（小日向善仁寺）

莫レ謂年光百五十、春山秋水一煙風、要レ知二昔日人心潔一、當下向二間雲野鶴一探上、

釋　玄道（淺草寺中）

天下誰違レ敕、此翁獨得レ之、應レ因二國風德一、不朽小川詞、

僧　圓隆（金龍山會下）

荒階苔壁幾經年、牀上瑤琴已斷レ絃、唯有二丹青長不一レ改、堂口三十六詩仙、

釋　清巖（唯阿寺二男徹莊院）

高翁避レ世獨□吟、曾卜二幽居一傍二叡岑一、舊跡今爲二女僧院一、猶藏遺愛七絃琴、

慈溪　陳人

百戰功成范蠡情、西山高臥笑二虛名一、山水文書堪レ娛レ老、詠辭不レ渡鴨河清、

大坪　和廣（浪人儒者）

義膽忠情一世賢、棄レ官閑退樂二詩篇一、星霜百五雖二愈遠一、才德日新海內傳、

片山　直（浪人儒者片山高節）

嘗値投二戈戟一、華堂卜且營、詩僊斯尙友、俗跡絕二逢迎一、誓レ渡波無レ影、掩レ關梅有レ名、芳芬流愈遠、欽慕奈二餘情一、

平田　宗愷（浪人儒者平田新助）

報國剛腸義與レ忠、士林往々慕ニ英風一、功名兼又閑遊事、百世長傳四海中、

森　孝　止（浪人儒者森孝太郎）

人情無レ意ニ先登爭一、一戰功成變ニ姓名一、近來北狄侵レ疆日、可レ恨先生不ニ再生一、

藤　　清（町醫隆民息佐藤良眞）

嘗擲ニ纓簪一出ニ俗塵一、甘爲ニ洛邑一詩人一、偶然開レ口感瓊錦、百歲于レ今希ニ比倫一、

島　直　裕（御柄卷師小島甚吉）

乍憶國初文墨中、飄然獨立丈山翁、出群曾見英雄志、避レ世深甘君子風、遺愛琴邊遊覽賞、辭微歌歷ニ奏開ニ工、偶遭百五十年忌、騷客弔レ魂情意同、

松　陰　木　章

畫堂三十六詩人、遁跡依然經ニ幾春一、卜地栖遲北山麓、生涯不レ過鴨河濱、傳書曾拜天王賜、講學常延文士賓、一自ニ鳴琴斷絃後一、年々流水尙知音、【割註】（補）音字韻不レ協一

一　谷　山　謙

金城獻レ減辭ニ朝班一、歸臥東山丘壑間、簷外松和ニ琴奏ニ亮、台峰雲伴ニ素心一閑、淸操長潔鴨川浪、唫韻與高不ニ一山、今日空堂何所レ見、無情流水能潺々、

春　日　久　啓

風猷高跡遠相詩、凹凸窠中松柏林、一擬ニ虎溪一違ニ薄俗一、終留ニ鳴什一遂ニ初心一、古人遺像連ニ靑壁一、來客題レ詩寫ニ玉琴一、此地殷勤欽ニ往事一、但聞山水有ニ清音一、

田　溪　源　昌　栩

詩仙堂上畫ニ詩仙一、手澤猶存經ニ世年一、遯世獨娛金石響、餘聲更使レ慕ニ高賢一、

尙　　明

脱ニ却鐵衣一叩ニ夢醒一、坐レ花評レ月送ニ餘生一、風塵不レ汚名千載、孰ニ與四明山色清一、

高岡 成

慕ニ古詩仙一命ニ草堂一、已經百五十星霜、風流轉去武人氣、隱逸名傳ニ後世一芳、

諸葛 晃

干戈一罷忽逃レ詩、高節爭レ清鴨水涯、韓客何曾費ニ臨獎一、日東李杜舍レ翁誰、

玄 泰

豹隱鎖レ門台麓邊、鴨川一葦不レ浮レ船、高情今日知何處、楣上空殘六々僊、

泰 順

忽辭ニ世事一早抽レ簪、却掃養眞鍾水涛、六々詩僊永留レ跡、天台山下晩霞深、

惟 清

鐵石心腸錦綉胃、詞場本是占ニ先鋒一、德風豈但令ニ入慕一、既有ニ仙輿臨ニ舊蹤一、

源 巖

嘗結天台山下廬、終身遁レ俗樂ニ琴書一、風流百歲難ニ磨滅一、文苑至レ今稱ニ令譽一、

元 隆

戎馬當年戰鬪身、鴨川渡去隔ニ塵寰一、一堂尙友詩仙筆、風月相推舊主人、

高 明(小野富三郎)

屈指ニ過五十年、高堂本是號ニ詩仙一、吟翁不レ見今何去、只有ニ佳名世々傳一、

僧 忠 洲

柴門卜築小川濱、地ニ卽英名輕ニ世塵一、生不レ同レ時尤可レ恨、如レ翁輓近更無レ人

琴 水 女 史

春秋祭祀百餘年、留得山邨舊堂宇、好尙棲遲凹凸窠、風流亦自冠二千古一、

先生文武擅二雄才一、遍跡幽棲隔二世埃一、依レ舊山堂松月在、幾秋曾照二隱心一來、

源　正路（御使番新見伊賀守）

一投二矛戟一入二山阿一、構二得詩僊一樂事多、豪氣化爲二風月質一、高情且唱鴨河歌、

詩仙堂といふ事を句のかみにおきて

正路

静なる北山陰に庵しめて住し跡こそ世々にふりせね

せめて今ひきて忍ばむ雲ゐ迄聞えあげたる琴の調べを

昔こそ誰も慕はめわたらじのかもの川水淸き心は

高き名を世々に殘して唐大和言葉の花ぞ今も薫れる

寫繪の俤にさへ大山の高きみさをは見えてかしこし

源　榮親（御使番花房長左衛門）

一自レ摧二蘭蕙一、星霜經二幾年一、魂埋台嶽下、節潔鴨河邊、寶劍潛二龍室一、璞瑜藏二玉淵一、遺芳長在レ世、誰不レ弔二詩仙一、

榮親

名は世々に傳へて照す玉櫛笥再となき人をしぞ思ふ

大伴　景氏（御作事下奉行大原吉左衛門）

這翁誰比李杜賢、賦出覆醬若干篇、唫詠一從レ違二花洛一、生涯不レ復渡二鳧川一、

景氏

老の波立名流て今も世に蟬の小川のたえぬかしこさ

郡尾　正靖（郡尾源右衛門）

四明峰下有二孤邱一、四凸山人此掩レ門、嘗奏二魁功一背二軍令一、好呈二首級一答二君恩一、七條遺訓看二忠烈一、一曲和歌契二至尊一、天覽古琴今尙在、玉徽誰□激二英魂一、

大橋　直安（板倉越中守家臣大橋作左衛門）

鴨川剸斷世人疏、豪氣元稱老來レ除、高臥丘中玩二詩賦一、優遊塵外謝二名譽一、三千藏貯金渾散、九十生涯食有レ餘、豈止覆醬傳二不朽一、愛レ親爲著國文書、

直　安

前驅先生賞復疎、唫詩絕謁頒白餘、乾坤入レ眼千古昔、耕盡生來萬卷書、

神嶺山中　卓　倫

百とせにいそお積れる苔の下ありし翁に花手向ばや

卓　倫

絕頭橫臨日、孤峯半向レ天、徘徊拜二眞老一、萬里見二風煙一、

岡　本　保　孝

冬木成春去來者、不喧有之鳥毛來鳴奴、不開有之花毛佐家禮杼、山乎茂入而毛不取、草深執手毛不見、秋山乃木葉乎見而者、黃葉乎婆取而會思奴布、靑乎者置而會歎久、曾許之怜之秋山吾者、【割註】（補）靑上下恐有脫字

保　孝

當時義氣竦二人民一、年久威名猶日新、多少學生思二古昔一、四明山下薦二蘋蘩一、

いく度か昔のことを調ぶれば軒の松風哀れにぞ吹く

○詩仙堂募集俳句

影はおちず加茂川に名の殘る月　仙皂　御先手　堀三左衛門

色かへぬ名やいくとせの松の露　狐扇　中奥御小姓丹波守養父　高力扇斗

常夏に咲や石まの苔のには　良屋　御先手　佐原勘右衛門

加茂越てとはむ野花のむかし道　共聯　御留守番　本多圖書

田の鳰か詩案の膝を抱せしに　覗山（錦林齋）　御使番　戸塚豊後守

常夏のそもなつかしき古根哉　器玉　同　戸川右京

感ずればいよ〳〵高し三日の月　墨江　御使番　松平圖書

手向ばやせみの小川の澤桔梗　領樓舍　柘植淸左衛門

小車や道ある御代を幾めくり　鄙山（向松舍）　淸水番頭　戸田三左衛門

月いく夜晴てかげなし京の水　五船　同用人　朝比奈內藏助

人や昔其名をてらす月の秋　素翠　寄合　秋元隼人正

其月の名もしたはゞや芋畠　酒井大內記

ちりし跡も色は殘せし山楓　得丸　安藤治右衛門

鹿につけて昔しのばん筆の跡　九烏（二枚舍）　寄合　高力右近

唐詩の吟をきゝぬわたり鳥　雛古　同　秋田左近季穀

燈火は峰越す月に取られけり　貴水　同　本多大膳

幾秋や手向に薫る名なるべし　而行　同　西尾兵庫助

蟬の聲むかしをしたふ小川哉　謝堂（栢樹棲）　同　遠山左京

いつの間に降りけり葛の花の露　蘭堂　同　永井左門

行秋や名こその關の雨ぐもり
幾度も紙魚さへ入らぬ史の德
五七五の手向や秋の花七種
ふる事も月に浮むや加茂の水
筆とりて書し泪や手向ぐさ
誘ひたる秋やむかしの薰り草
清き名の紀念や代々の秋の月
峰の松を慥かに見たり秋の水
石川の水そこてらせ月の雪
ふりし代も名による山の錦哉
仰ぎみる三五の月のむかし哉
詩百篇鳴くか霜夜のきり〲す
したはしき水の流れや夏の月
跡といへば菊かふばしき庵りかな
かも川に心のすめり秋の水
川せみやせみの小川に秋を啼
世々までも匂ひは同じ菊の花
植し日の昔ゆかしや竹の春
わたらじの小川も清し鴈の聲
そのふみを道尋ねばや夏の月

雞關（世德堂）　同　秋山修理
厚國（寶壽館）　寄合遠山左京二男　遠山越之進
霞旛　水野熊之助
既醉　大御番與頭　梶川庄兵衛正盈
五調（雪月樓）　同　波多野松之助
桃雨（蹊花亭）　西丸御小姓　稻葉政五郎
長祿　同御小姓組　古郡莊十郎
圖龍　御小姓組　大岡忠四郎
白鳬（三原亭）　西丸小姓組　堀源次郎
菊峯　同　本目權右衛門
左調　同　石丸貞五郎
浦夕　西丸御書院番　平岩善十郎
立敎（貫齋）　新御番　久保平三郎
梅舍　同彥左衛門父隱居　美濃部來賀
永利　朝比奈金平
東窻　朝比奈左近
笛鳧（一拔亭）　遠山新左衛門
如桂　大草三市
龍子　佐分利萬復
二龍（七十五翁）　佐分利進藏

散てさへ其名は高し烏かぶと　墨水　小普請　久留平八郎
二川の水たきよし法の秋　永闘　同　鈴木頼母
名を聞や昔のことの秋の聲　昌功　連歌師昌成悴　阪昌功
世々ふるや山人の名を菊の露　昌成　同　阪昌成
瀬や我汗の香のわれながら　素芳　松前吟味役　三浦義十郎
雑魚すまぬ水ぞ清けれ夏の川　舒嘯　柳權十郎
たち花の香ほりて清き月夜哉　堤蘋　村上分平
盃のうちも浪うつひかりかな　鶴鳴　中根良之助
加茂川をこえぬ薫や日枝の梅　漁沽　二ノ丸火之番　關口次郎兵衛
加茂川や月のかつらの花供養　文義　與力
わたらじなよし淺とも水の月　絣字　同
加茂川の行浪はやし五月雨　桐雨　御徒　堀本一郎
とふ人の袖ぬらしけり梅の雨　吐雲（含谿舎）　同　鈴木藤兵
糸竹をはなれて凉し神樂唄　子庸　關甚右衛門
聞たびに初音賞しひ時鳥　大素　寺田忠右衛門
古へをおもひ出し日や五月雨　並木八十郎
石川やその影くまん秋の月　蘇狂（情淡林）　秋田藩　佐藤又兵衛
三尺の劍と手向ばや花菖蒲　呂雪　阿部欽丸家來　松林紀兵衛
その代々を吟ずる蟲の詩仙堂　義郎（七十六歳）　同　岡孫右衛門父
石川を秋にくみよる流れかな　純也　稲葉伊豫守家臣　加納外記

いし川のその名涼しき流れ哉　治行　同　岡部忠太夫

年へてもくちぬ其名や若楓　五礫　郡山藩　椿　畢三

松が根にむすぶ清水や清手水　梅古　同　加納磯治

蟬の聲聞ても昔したはるゝ　五得　勢州薦野藩　金山八百八

わたらじの其名や今に五月雨　素轟　板倉越中守家來　高畑作兵衛

月雪にしのぶ昔の光かな　元昭　寄合阿部大學家來　中山儀右衛門

其むかししのぶ名高し時鳥　芦舟　同　增田平左衛門

ちりし世の言の葉慕ふ木陰哉　實治　伊東彦松内　青木正左衛門

過し世の言葉や筆に翁ぐさ　良全　同　井上門平

名に聞し思ひを袖のしぐれ哉　祐令　同　伊藤傳之助

苔の下に埋もれぬ名や岩つゝじ　能弘　同　高山平左衛門

もゝたびや五十度廻る時雨月　蔵其　同　大田原文記

名はくちず枯野にのこる落葉哉　昌賢　同　石川廣次

川音と聞もよにふる時雨かな　祐順　同

朽ぬ名や苔の花さく石の雨　可笑　御使番戸川左京臣　齊藤六彌太

古の事思ひだすついり哉　一笑　夏目左近將監家來　渡渡東太夫

幾むかし其さみだれを袖の雷　路秀

幾秋も其名なきくのさかり哉　正邦

集まれる星うつりけり五月霽　魚藻　木阿彌又三郎

伽羅の香の消るゝ船あり夏の月　歡路　田中金六

ゆふだちや千年たちし松の蔭　連馬　田中源藏

戻らんとすれば虫なく花野哉　一波(二世)　凍々庵

詩仙堂の執事尼丈山先生の遠囘を弔奉るに諸君子の一章を八月十五日迄にあつめ給ふとありけるに

望の日の月や鏡の天下一　以半保(別號徘徊堂)　柏倉岩甫

西方の月に丈あり秋の山　□山(二世)

渡らじなとは詠れしか尾越鴨　美堂(鶴歩庵)

おもかげやちかひ濁らぬ水の月　風瓢

涼しさや心もしめる五月雨　雲南(晋堂)

くるにさへ驚く秋をわかれかな　朝臣(七十五翁)　花洛一無庵社中　彌生堂

月に今むかし思ふや詩に歌に　□□　市谷　伊藤春孝

名はくちず花五十とせを菊の秋　斧仙(梅櫓庵)　赤井主計

何となくむかし床しや秋の空　素風

幾秋のむかしをしたふ夕べ哉　桃醉

桐の葉に窓をうたれて朝寒し　靜湖(玉花堂)　遠山松四郎

斑鳩にむかし問ひたし夏木立　力端

甲子夜話　卷八十五

○詩仙堂募集和歌上

苔の波立そふ影のかたみさへ流れて遠き世々の河水

古の瀬見の小河の清き名は流れて今も世に傳へけり

曇なき心の月やうつりけむせみの小川の清き流れに

見る内に此方は晴て行雲の山のあなたや今しぐるゝ覽

ことの緒の末永き世に殘けり蟬の小川の潔よき名は

名斗りはきゝたに朽ず百歳や今も五十路の世々に傳へて

慕ひても歸らぬ昔懷かしきこの五月雨の露を手向に

音羽河おとに聞えし水ぐきの跡に其名は今も流れり

世をよそに都の北の庵の月昔すみけむ秋をしぞ思ふ

とひて見ぬ庵ながらも朽殘る名にや手向る大和言の葉

朽はつる軒端に遺し古へを思ひやられて慕ふ言の葉

住捨し庵は老がおもかげにその人がらの昔をぞ思ふ

唐大和文をいゝふの道に遊べらがらぬ老の昔床しき

秋いくまでた唯とてや世畫にかれぬ昔の水ぐきの跡

言の葉に昔を殘す人やいつまでもつきせぬ水ぐきの跡

今も猶澄こそ忍べ人ことにせみの小川のたえぬ流を

武夫の術を心は遊ばての世にも濁らぬ加茂の川水

樂翁（松平樂翁）

忠成（水野出羽守）

正敦（堀田攝津守）

忠韶（水野壹岐守）

寧親（津輕越中守）

勝資（板倉越中守）

忠徹（水野對馬守）

利和（巨勢日向守）

義行（佐野肥後守）

氏崎（高家戸田備後守）

氏敏（同戸田中務大輔）

乘羨（大御番頭松平縫殿頭）

玄圃（松平大隅入道蓬瀧齋）

補矩（御書院番八十丹波守）

信顯（西丸御書院番頭佐野美濃守）

忠鎔（御書院番頭酒井和泉守）

一知（小姓組番頭堀田伊勢守）

朽ぬ名の跡こそ慕へ石川の清き流れの末の世までも　乘讓（西丸御小姓組番頭松平内匠頭）
潔よき其名に立し石川の流れや世にも汲てしるらし　田朝（西丸御小姓組番頭米津内藏頭）
思ひ出る其名の跡も百草にいくとせふりし露の白玉　政德（式部卿殿御傅白須甲斐守）
年月は流れて早き鴨川の水にも人の名にぞ朽せぬ　忠英（大目付中川飛驒守）
老木こそ朽はてにけれ今も猶心の花の匂ひ盡せず　忠通（同　水野主殿頭）
よゝふ共比なき名や大夫の弓束に替し筆のすさびは　信平（松前奉行夏目左近將監）
雲井にも聞えあげつる琴のをの長き世迄に音や慕ふらん　長保（小普請組支配小笠原彈正）
流れての世にも哀れと思ふ哉せみの小川の淸き心を　種賀（同　秋月大學）
かき殘す筆のすさびを主とて今も言問ふひえの山里　爲規（西丸新御番頭筧越前守）
遠き世の人の心も汲てしるせみの小川の波の月かげ　政曉（同　駒木根肥後守）
今ははや法の筵に跡とはむ古へ人のよもぎふの宿　俊朝（中奥御小姓森川織部）
名も高く世々に傳て石川やせみの小河の人の言の葉　貞哲（同　小笠原長門守）
世々遠き庭の敎は今も猶惠みの露のふりやそふらん　貞長（御先手設樂甚三郎）
誓ひてぞせみの小川を渡らじと傳へ聞にし昔事とて　政和（同　仙石監物）
今更にその古へや忍ばれむ涙にくもる軒の月かげ　安章（御使番戸川大次郎）
名も高く山の奥かに早蕨をつみて住にし石川のあと　梁津（同　能勢惣右衛門）
思へ人百歳餘りいそこえて殘る名のみや猶忍ぶらむ　正興（同稻生七郎右衛門）
百歳はうつろふとても今ぞ其光は同じ名こそ殘れる　敦見（同　稻垣兵庫）
名は世々に傳へて照す玉櫛笥再となき人をしぞ思ふ　榮親（同　花房長左衛門）
渡らじと誓ひし人の言の葉にかけてぞ忍ぶ鴨の河波　直常（同　永井大之丞）

世々ふとも流れ絶せぬ石川や淸き心を水上にして

唐大和學べる道の歌人も住家尋ねて跡やとふらむ

ふりせめや年を重ねて百かへり五十の後も世に仰ぐ名は

ふることのよどまぬ水も石河や淸き流に澄める月影

年へても其名は世々に殘りけりせみの小川の淸き言の葉

行水のせみの小川の末かけて世に慕はるゝ人ぞ尊き

益荒男の淸き其名は石川やせみの小川の底も濁らず

山里の軒端にたえぬ訪れもふりし跡とふ五月雨の頃

武夫の其名は朽ず久方の雲のうへにも聞えあげゝる

流れての末のもくずも月こよひ俤やどす百五十の朝

唐大和言葉の道を學びえて世々に名高き跡慕ふ哉

高き名を代々に殘せし稀人の百五十歳をとふぞかしこき

古の高き操を思ふにぞおひみしよりも忍ばれにける

言の葉の露かけ添て百五十年ふりし世慕ふ水莖の跡

朽ぬ名かいく春秋か重ぬらむ都のふじに近き軒端は

武夫のありし昔の跡とへは名高く殘る世々のふる言

忍ふぞよせみの小河は淺くとも賢き道の深き心を

唐倭よみおく歌に末の世も蟬の小河の名ぞ流れぬる

其事は今に移りて古へのおもかげ殘すかげぞの題

百あまり五十年ふりし月花も淸言の葉に色香殘れる

正數（御書院番組頭向井六左衛門）

忠利（西丸御小姓組與頭萩原主水）

國雄（西丸御裏御門番々頭福島傳兵衛）

貞三（御徒頭小笠原重左衛門）

正定（同　羽太庄左衛門）

正愷（西丸同　窪田主水）

正邦（同　永田與左衛門）

正邦（同小十人頭山本原八郎）

直熙（御小姓小田切內藏頭）

正通（同　山本美作守）

淸茂（御小納戶頭取中野播磨守）

正方（同　土屋伊賀守）

長曄（同格　竹本佐渡守）

忠明（御小納戶內藤守房守）

信一（同　高尾惣十郎）

俊光（同　朝倉勘四郎）

淸延（同　上野監物）

正矩（伊賀守惣領同土屋勝四郎）

信明（同　夏目次郎左衛門）

わたらじのせみの小河の古言を忍べは袖に歸る波哉　桂滿（西丸同　水野舍人）

古を思ひわたれる涙にやせみの小河の水まさるらむ　安惠（同　戸川大隅守）

渡らじと誓ひしことも石川や百いそ年の淸き言の葉　良興（二丸御留守居德力金十郎）

かぜ速み露ときえにし古を忍ぶ袂ぞひぢてかはかぬ　正勝（淸水殿用人土井助太夫）

渡らじと思ひ立にし老の波深き心ぞくみてしらるゝ　勝明（寄合肝煎柴田三左衛門）

かき殘す筆のすさみに今も猶昔を忍ぶ人の世渡り　長道（火事場見廻逸見左近）

跡ふりし彼人がらを唐歌の聖たつ名に慕ひてぞとふ　正信（寄合阿部大學）

朽やらず百五十歲の秋をへて名を石河の瀨に留らむ　賴旨（同　土岐帶刀）

百五十ぢせみの小河の淸き名も猶ふり增る跡や尋む　信富（同　津田彈正）

流ゆく月日ぞ早き石川やせみの小河にかげも留らて　助信（同　本多六郎）

世々へても契は離き石川やせみの小河の絕ぬ言の葉　員豐（同　西鄕筑前守）

秋の夜も言葉殘りて明にける心に餘る世を歎けとて　氏有（同　戸田十三郎）

百あまりいそ年ふりし石川に月の桂の香は殘りけり

さし向ふ月の鏡に移り來し昔を忍ぶあきのおもかげ　忠學（同大久保四郎左衛門）

百五十ぢ過ぬる跡を思ひいでゝ涙ながらに昔語りを　康貴（同　柴田七九郎）

渡らじと誓ひし人も百年に五十ふりぬる鴨の川水　正以（同　長谷川圖書）

とにかくに昔を慕ふ心哉世にたぐひなき人を忍びて　政和（同　菅沼兵庫）

今も世に汲て知らるゝみやび哉蟬の小河に殘す言葉　定徹（同　菅沼大膳）

山のへの麓にすみし古への高き其名を世々に忍ばむ　範德（同　赤松左衛門）

手を折て數ふれば早百あまり五十とし過し昔床しき　補翁（同兵庫父菅谷補翁）

跡とふもげに久方の雲井までひゞく名高き山時鳥

玉くしげ二百年にならの葉のむら雨すぐる夏の夕風

五十歳をみたび重ねて薫はしき花橘に五月雨ぞふる

ふりし名の流て浮むみつせ川水の心に任せてしみは

石川の昔を今もするすみや清き流れの筆の跡もしは

麓にはすめりと聞ど大ひえの高き心は世々に隠れす

水清きふかき心は年へてもせみの小川に匂ふ言の葉

石川のせみの白波立かへり昔をさらにしのぶ頃かも

石川や今も濁らぬ流れ哉渡らでやみし昔おもへば

跡とめし名こそ朽せぬ梓弓引かへていゐるひえの山蔭

澄月も昔こふらし石川やせみの小河の清き流れに

なき人の名殘を慕ふ袖の上に掛て思ひの雫ぞ數そふ

月花に其名殘して行く秋の面影しのぶ袖の露けき

忍ふぞよ百五十年をふりてしもせみの小川水莖の跡

仰ぐらむ弓筆の名は足曳の山とし高く代々に傳へて

月花に面影しのぶ其人を昔のはぐさに掛る露けさ

誓ひつる鴨の河水流ての世々に傳へし名こそ清けれ

底清き心は今も石川やせみの小河の名にながれつゝ

としふれど朽ぬ其名は石川やせみの小川に澄る月影

世々遠く東路かけて響くなり峯のね殘るひえの山松

匡　聘（同　小倉右京）
庸　郡（同　皆川森之丞）
廣　孝（同　久世安藝守）
忠　敎（同　牧野半右衛門）
斐　雄（同　菅沼　頼母）
頼　常（同　肥田豊後守）
眞　事（同俗名源兵衛久永染古）
廣　鳳（同　中坊長兵衛）
成　允（御膳奉行夏目勇次郎）
喜　清（大御番組頭竹村太郎右衛門）
基　頭（小普請支配服部伊賀守 組與頭長坂三郎右衛門）
允　隆（新御組頭深尾小源太）
佐々兵之丞（西丸同（補）原本失名）
忠　庸（御臺樣御廣鋪番頭金子助三郎）
貴　翁（御臺御門御切手番頭眞崎半左衛門）
信　節（御藏奉行篠木勝左衛門）
允　績（御金奉行馬場藤五郎）
惟　清（奧御右筆有馬彦太郎）
忠　禮（同　西田五郎右衛門）

底清きせみの小川の言の葉は流ての世に忍ばざらめか　景通（西丸同山岡八十之丞）
しめ置し草のいほりの夕霧も玉の光と世に殘るらむ　壽茂（大澤彌三郎）
渡らじと聞にも猶ぞ忍ばるゝせみの小河の淸き流を　矩勝（御勘定組頭村田幾三郎）
から人の連ねし歌を集め置て小倉の山の昔をぞ思ふ　利顯（淸水貞章院殿用人齋藤權八）
古言を雲井に今も忍ぶらしせみの小川の五月雨の頃　直温（同介石坂勇右衛門）
汲てしる蟬の小河をへだてにて住にし人の淸き心も　淸昌（御勘定留役行方角左衛門）
石川やせみの小河の絶やらで澄行く水に名こそ流るれ　景之（御勘定加藤彌平治）
其よしも慕ひてやなく跡とふはふりし軒ばの山時鳥　茂道（同　武島藤右衛門）
年へても世に流れけり石川やせみの小河の淸き心は　介壽（同　苔竹權藏）
世の中の知るも知ぬも跡問ひて忍ぶ昔の人の言の葉　貞一（淸水御目付池田小左衛門）
武士の文の名さへもいや高き雲の上迄聞えあげなむ　顯忠（田安御近習番頭取岡田多門）
代々へても朽ぬ形見の石川やせみの小河の水莖の跡　保徳（同　御近習番小氏）
石川や淸き流れの末くめば昔の人の影ぞみえける　正典（同　糟屋忠左衛門）
古事の其面影やしたはるゝせみの小川の五月雨の頃　長忠（淸水藩白石八藏）
ひえの山麓に世をば避しかど嶺より高き名ぞ殘りける　常椽（一橋小普請畠山鄕八）
石川やせみの小河の淸ければ流の末も汲て手むけむ　信興（御賄頭小榑助八郎）
世々へても其名絶せぬ石川やせみの小河の淸き流に　泊菴（篠崎泊庵）
加茂川の淸き流にいさぎよき心をくみて慕ふ諸人　信任（西丸奥御醫師人見友雪）
五月雨のふりし跡とふ言の葉の盡ぬ操や世々に曇らん　春璋（御番醫師坂立節）
傳へこし言葉の花の殘ればや月の桂の光そふらん　廣（同　大八木傳庵）

遠つ親の有し世迄も思出でゝしたしき筆の跡仰ぐ也　在信(竹洞之曾孫人見又玄)

ひえの山麓の庵の明暮もながめかおきし東路の月　季文(北村季文)

翁の十二景の唐歌の韻を和して大和歌を手向侍りぬ　弘賢(屋代太郎)

滿蹊櫻花　名　今も猶慕ひてぞ見るたにもせに咲きそふ花のかぐはしき名を

前村犂雨　苦辛　こむ秋の田實はあれど春の田をかへす〲も賤や苦しき

巖曉瀑泉　煩　たきつせに耳洗ふこそ羨まし聞につけたる世の煩を

砌池望月　舟　この池の心に浮ぶ月清みさしぞわづらふ夜半の釣船

溪邊紅葉　奇　露にそめしぐれに染て薄く濃き秋の錦の色に怪しき

四山高雪　信　四方山も雪降積る庵の内は寒厭ひてもやすほたぐる

台嶠閑雲　期　比叡の山に叢々掛る雲を見て誰しもあすの雨や契らん

鴨河長流　洲　何人か船さし捨て諳ふらん世をしら鷺の立る河のす

洛陽晩煙　貸　みやこ邊は民の竈のにぎはひし烟をこむる夕霞哉

難波城樓　君　事にいる山城のかけを仰ぎ見て萬づの人の慕ふ我君

門外松聲　氣　みせばやな松の嵐に愛ことは拂ひてすめる庵の景色を

隣曲叢祠　財　千早振神の社の酒ほがひおほん寶のかたみにぞくむ　正行(中奥御番加藤勘右衛門)

渡らじの婦の小川の潔き名も流て□□ぞ世々をふりぬる　昌宅(御小姓組朝比奈次右衛門)

過し世の秋をかくやと百草の花にぞ忍ぶ露のふる言　定謙(同　矢部彥五郎)

塵の世に又再びは出じとて住すてし身の心清さよ　賴篤(同　諏訪庄右衛門)

傳來しせみの小河の清き名の流れ盡せぬ世々の舊跡

みる文に昔の容を思ふ哉そのよの人は更にしらねど　高朝(同　京極織之助)

其名をも聞ずはいかで斯許りしらぬ昔を忍しせもん　武愼（同伊與田三左衛門）
武夫のいそぢの上をとゝせまで心動かぬ人ぞ稀なる　盛卿（同　柘植長三郎）
今も猶光くもらぬ秋の夜のせみの小河の月ぞ名高き　重約（西丸同鳥居　主水）
かきつけし橋もある世に渡らじの誓は清き鴨の河水　長榮（同　伊東忠右衛門）
鳴しつる世々の昔を思ひ出我も小琴のねに流れけり　房輝（御書院番臼井才三郎）
世を避て隱れし苔の下迄も其名は高きひえの山もと　川明（同　近藤英之助）
石川やせみの小川のいさぎよき其名を忍ぶ敷嶋の道　稠昌（同　藤本　主計）
石川の清き流れは絶ずして千年の末も名をや傳へむ　基幸（同　後藤半之丞）
傳へ聞く昔の人の袖の香も花橘にかほるゆふかぜ　維良（同　秋山金之丞）
年よりし跡忍べやと窓の雪集めし夜半の文は殘りて　成美（同　宮崎平四郎）
淺からぬ心の程ぞ忍ばるゝみせの小川の水ぐきの跡　白敏（同　木原專三郎）
流れての末の世までも忍ばまし其石川の水ぐきの跡　正忠（同　向井諒之丞）
思ひきやふりにし世々の唐歌を集めし人の跡とはむとは　忠滿（同　伊藤彌平太）
木隱てひえの麓に住しかど雲井に高き名をば殘しつ　忠賢（同　神長　十郎）
世に殘る其名は高し比叡の山麓の庵に身を隱せども　總盛（同　齋藤善之丞）
梓弓ひきはなちたる武夫のちかひもきよき鴨の川水　矩愛（西丸同三間　市藏）
古へをたれ白川のことゝへば松の嵐ぞこたへ顏なる　親隆（同　平岡善十郎）
盡せじな鴨の河波千代かけて清きに殘る人の言葉は　矩忠（同　三間誠一郎）
慕ふぞよ幾世ながれの末かけて其名濁らぬ鴨の川水　雅粲（同　伊丹喜八郎）
言の葉は世々に殘りて曇りなき昔をいまに照す月影　貞章（同　小笠原內膳）

人毎に慕ふも同じ石川の水の流れの世々たえずして

石川やせみの小川の清き名を世に流したる程も慕はし

今を歎きみぬ古へを思ひ出てこふる涙ぞ袖に餘れる

音ぞきく昔の夢の秋のかげ今年も露を亂してぞふれ

思ひ出でゝたゞ一筋に繰返し昔忍ばむ践のをだまき

繰返し忍ぶ心に數そへて猶移りゆく月日なるらむ

知らぬ世の昔を慕ふ夕まぐれ秋しる袖に月を宿して

また更に袖にかげをも忍ぶ哉せみの小河の水の白浪

武士の心をぞ汲む石川やせみの小河は末を慕ひて

慕ふ其の百五十年に末廣く手むけとかざす花の秋萩

見ぬ人の昔をとへば今更に遺慕はるゝ百五十の秋

しらざりし昔を忍ぶ言の葉の露の手向も契なるらん

大日枝の麓の田こに逃れゐてみぬもそはし友をつとへり

吹傳ふ風もかをりて古へを忍しの名にも立花の宿

朽せじな逃れ住にし庵さへ其名を共に世には殘りて

慕はなゝ古への人を秋萩の色づく頃をあまた數へて

都なるふじの流に今も猶ふみ見し跡の名を留めけり

清かりし君が心を石川や流れての世も誰か忍ばぬ

百ち餘りいそぢの夢と過ぎし世を今の現に猶忍ぶ哉

比叡の山麓の庵に世を捨て名をば雲井に擧にける哉

一長（同　堀田彦三郎）

中　（今井　中）

佳楷（新御番永井勘九郎）

清音（御納戸窪田助太郎）

資久（大御番太田庄十郎）

直好（同　飯田大三郎）

昌久（同小田切新右衛門）

直寮（同　和久七郎兵衛）

利順（同　長井忠兵衛）

忠恕（同　松平又三郎）

廣淵（同　石野甚一郎）

忠固（同　水野健次郎）

清晉（同　多門忠左衛門）

利貞（小十人兒玉　豊藏）

宗勝（同　村田鐘之助）

定候（小普請荒川新右衛門）

申之（同　小川留三郎）

幸典（同（補）原書失姓氏）

忠興（籠山侯舍弟青山兵庫）

朝茂（豊州次男土岐鉢十郎）

住捨てゝ百年餘り五十年とふりし跡とふ庵の月影
汲てしれせみの小川は淺けれど渡らぬ人も心深さを
ふりにける百いそ年の後の世も名に流れたる水莖の跡
入と見し西より月の影晴てせみの小川の末や汲なむ
いそとせも三度ふりぬる面影を忍ぶ涙の五月雨の空
傳へ聞く事につけても忍ばるゝ百五十とせの人の俤
昔今稀なる筆の跡遠く殘るもゆかしひえの山もと
守れなほ正しき人のかき殘す七つの數六つの戒
渡らじと誓ひし人は過し世の名のみ留むる鴨の川水
哀れ其の牛の月の硯にもむなしき影の宿りてやすむ
かき殘す唐歌人を友とせし人もなき世の昔なりけり
武士の淸き心ぞ石川やせみの小河に留めこそすれ
五月雨に水こえ增る石川や舊にし名こそ猶聞えけれ
代々をへて名こそ留まれ今も猶蟬の小川の淸き流に
朽やらぬ其名は高きなよ竹の世の末永く殘る此君
絶えせじな其名も高く山奥に隱住みにし石川の跡
いどゝ又年はふれども今に猶其名は高き石川の跡
殘し置く言の葉草のあるからに露ふりし世をかけて社思へ
今も猶有し世めでし寫し繪に殘るや三そぢ六の唐人
跡とめて昔慕はむひえの山すみし儘なる草の庵に

長　義（佐野肥前守次男植村銈藏）
蘭　齋（御小姓組番頭久貝遠江守父久貝蘭齋）
忠　順（御小納戸大久保筑前守惣領大久保兵九郎）
貞　吉（御先手設樂甚三郎悴設樂長藏）
好　之（御使番今井帶刀悴今井左衛門）
敬　方（御小姓組與頭向井六左衛門次男向井傳三郎）
盈　觀（柘植淸左衛門次男柘植三之助）
盈　知（同三男柘植金六郎）
盈　器（同四男柘植源太郎）
柘植駒吉（同息）
柘植鐵吉（同息）
柘植金藏（同息（補）三人原本缺名）
憲　補（御徒頭宅間與左衛門悴宅間金八郎）
雅　朝（寄合秋元隼人正悴秋元一學）
大　綱（朽木兵庫悴朽木縫殿助）
武　綱（同三男朽木作內）
美　綱（同四男朽木與松）
量　休（御小姓組朽井九郎次郎父（補）原本缺二通稱一）
無　染（元西丸御小姓組石丸無染）
氏　德（御書院番戸田主膳悴戸田卓太郎）

渡らじと誓ひし昔忍ぶ哉せみの小川の流れての世に
みな人の忍ばざらめや古への賢き名こそ今も朽せぬ
思ふどち幾その人の忍ぶてふ昔にかへせ賤のをだ卷
世々掛てせみの小川の浪ならぬ心言葉に名を殘す覽
渡らじの其言葉の清ければせみの小川に名は流れ兒
今も猶其名は朽ぬいさをしの面影殘す苔の古塚
掛て遺す唐歌みても慕ふぞとせみの小川の清き流を
石川やせみの小川の淺からぬ流れもしるき百五十の秋
百五十のさ月待えし立花に昔の人の忍ばれぞする
物變り星移りても月花の契りしるけき名や殘るらむ
石川の流れの末ぞ名に高き渡らぬ鴨の水淸くして
今も猶仰げば高く澄月のその名を照す昔をぞ思ふ
渡らじの言の葉草は川水の淺き心と誰かみるべき
すてしこそ身の幸ならめ梓弓眞弓月弓いや忍ばるゝ
百年にいそ年ふれど石川の清き流れぞ汲てこそしれ
馨はしき其名は世々に鴨川の清き流れと共に盡せじ
馨はしき詞の花ぞ汲てしるせみの小川の流ての世も
百年に過て餘れる年へても言葉の花は世に薫りけり
はかなくて煙と消えし俤を今もみするや比叡の白雲
年波は世に流ても加茂川の誓ひしことぞ猶殘りける

朝和（同飯塚半左衛門忰飯塚孫一郎）
行與（田代織部次男田代求馬）
勝茂（火御番阿部新右衛門次男阿部鐵吉）
信定（御藏奉行篠木勝右衛門忰篠木大次郎）
忠直（御勘定留役行方覺衛門忰行方庄五郎）
保度（御天守番服部鐵三郎）
昌純（同　大場富之助）
充清（御徒押川上源之助）
成多（濱吟味役鈴木榮助）
前友（御留守居番與力早川十郎左衛門）
重德（支配勘定出役御持與力小野泰吉）
政直（西丸御持與力淺井五兵衛）
忠恕（同　櫻井宗左衛門）
政安（同　松尾源右衛門）
勝平（御先手與力小島大助）
俊命（同　宣本氏）
政與（同　島田作右衛門）
正士（同　横山氏）
正與（御書院番與力（補）原本失レ姓）
盛正（西丸同　生島平太）

百年に五十の夏の廻りきて露けさそふる五月の空
百五十路せみの小川の跡ふりて淸き流に慕ふ言の葉
ふりにける百五十年の淸き世を今更慕ふ老の言の葉
恥しと影見ぬせみの小川にも朽ぬ其名は世々流れ兒
弓筆の跡も朽せぬ石川や淸き流を水上にして
鴨川の淸き流の其をだに渡らぬ名こそ世々に澄けれ
なみならぬ心もしるし石川やせみの小河の澄る名殘は
雲井には立ちも昇らで中々に音には高し鴨の川波
荒ぬべき庵も住にし人からに幾代か傳ふひみの山陰
在し世にせみの小川を渡る其流て淸き名譽留めてし
岩間もる流れも絕ぬ山水に昔を殘す音のあはれさ
空蟬の世にかたりつぎいひつぎて遠き昔を猶歎く哉
中々にいひも汚さじ石川や渡らぬ水に現れし名を
植おきし花橘の匂ふ夜は昔の人のおもかげぞたつ
よぞぢ餘り操たゝせる武士の雲井遙に名ぞ聞えける
武夫が難波の道に取弓の引たがへても世をや厭ひし
殘しぬは只大方の夢の世に朽ず年ふる名こそ聞ゆれ
勇しき名は流てし今も世にせみの小川の音ぞ絕せぬ
忍ぶぞよ其儘なりし水ぐきの跡も遙の世に殘しけむ
其人のたてし柱は年ふれどなと諸共に朽せざりけり

政　周（大御番與力村田作次郎）
政　（同村田誠太郎（補）原本缺二字）
政　敎（同　村田九八郎）
吉　映（同　小島伊三郎）
景　行（同　笠原仁右衛門）
延　諳（與力三田村藤五郎）
美　淸（同　猪田孫兵衛）
淸　川（同　三輪　爲藏）
勝　美（同　中島千之助）
袋　翁（同（補）原本缺姓名）
直　溫（同　栗林平兵衛）
敬　義（同　勝屋　角平）
正　武（同　岡　金平）
直　貞（御小人目付小島東一郎）
博　古（御徒　中村健三郎）
俊　秀（同　米田市次郎）
常　春（御普請役市川丈助）
貞　卿（同　星野　瀨助）
久　良（御小人目付牧川彌太郎）
秀　長（同代官池田柚九郎手付（補）原本缺姓名）

いそ年を三度ふりきて水莖の跡かき絶ず薫ふ言の葉　由晴（御數寄屋坊主高畑道作）
まれ／＼にみる水莖の跡も今其名と共に匂ひ深しな　信忠（御廣敷添番部屋住佐久間甚太郎）
世々かけて誰も仰がむ庵古し都のふじのもとの心を　祐德（富士見御寶藏番中村彌三郎悴中村傳之助）
在し世を聞てぞ仰ぐ武夫の文の道にも賢かりしと　是雲（與力隱居若泉是雲）
聞えあげし其名や代々に殘るらむ百に五十の年はふりても　蘆水（同　喜多澤蘆水）
朝な夕な唐人を寫し繪に文みし跡のやまぞ名高き　景福（大御番與力笠原仁右衛門悴笠原政吉）
數ならぬ我身ながらも忍ばれて及ばぬたむ、露の言の葉　季經（小普請厄介今井解勘由）
石川やいは間の浪の音にきくもゐこし人の昔忍ばむ　明晄（山王別當觀理院權僧正）
渡らじとよみし翁はとく越てせみの小川に過る年波　義觀（江戶麻布　安祥院）
しらぬ世の名を聞だにも移りこし百いそ年の昔床しき　亮算（同　觀明院）
唐錦をりにしあへば言の葉の花の手向も積添にけり　道隆（江戶牛込津久戶無量寺）
石川や昔は遠く流れても山にし高き名こそ朽せね　眞融（同淺草眞乳山本龍院先住）
梓弓いそぢを三度引かへし跡とふ今日も袖は濡けり　斐成（武藏國造士師連神胤）
片身とて殘る小琴の音にかけて猶きのこるの餘波をぞ思ふ　宣胤（武州葛飾郡小淵村明王院）
秋深くなるきの野邊を見る月に向へば忍ぶ古への空　信滿（東本願寺中）
古を思ひあへむる言の葉に涙の露も置きそはりつゝ　勸順（同）
唐うたを書おく墨の色黑くそのやまと人の跡ぞ正しき　昌成（連歌師坂昌成）
雲井迄名をや擧けゝむ住庵は都の不二の麓ながらも
比叡の山麓の里に跡かくし入りけむ月の影ぞ戀しき　昌功（同人男）
友とせし唐土人の賢さに劣らぬ名をぞ世に傳へける　信久（三崎稻荷神主和田勘解由）

老の浪かけて久き百年のいそべにめぐる加茂の川水　順風（神田明神神主芝崎土佐）

千代ふ共などか濁らむ誓ひてしせみの小川の底清き名は　守道（狩野　探信）

傳聞く共名は清き石川やせみの小川の流れたえせで　永保（呉服師横田平之進）

留まらぬ水にも名をぞ留めけるせみの小川の清き流に　三輪彦輔（同）

天地のなしの儘なるおしまづき朽ぬ名殘ぞ印なるらし　三輪勘兵衛（同）（補）二人原書缺名）

渡らじと云し言葉は盡せじなせみの小川の水はたゆ共　了意（七十翁古筆見利所）

朽せじの名を馨はしみ日枝の山麓の庵の昔をぞ思ふ　貫一（中島　勾當）

甲子夜話 巻八十六

○詩仙堂募集和歌下

なき風の立世也とや怨みはて文の林に身を隠しけむ

音羽河昔の秋の跡とひて面影うかぶ波の月かげ

渡らじと誓ひし加茂の川浪に今はた清き名や流る覧

大日枝や麓の庵に住し身の山とし高く名は聞えけり

絶せじな代々に朽せぬ石川やせみの小川に殘る言葉

跡遠く誰かは今も忍ばまし賢き文の道なかりせば

清き名は世々に流れて石川や住にし跡の庵の静さ

二つ文字牛の角もじ書く子らもうろこ数々名きや知るらん

潔よき名は朽せじな石川やせみの小川のすまん限は

渡らじの言葉の花を雲ゐまで聞えあげつる跡ぞ賢き

比叡の山麓の庵の木隠れに花さへ實さへ猶殘りけり

流れての世にも慕はん石川やせみの小川の清き調べを

年をへて其名も朽ず殘りけりひえの麓の古への庵

年月の流れて早き石川やせみの小川の清き人をも

石川や蟬の小川の清き世に昔を汲めば袖ぞぬれける

水鳥の鴨の河原を再びとわたらぬ人の心きよさよ

時鳥なくねを琴の緒にそへて昔の人をひき忍ぶ哉

夏蔭（神保修理組前田雄藏兄前田健助）
仲善（成島邦之助弟子上山喜兵衛）
重友（同　酒井忠左衛門）
宣風（七十八翁高井八穗父）
常夏（久志本）
桂谿（下谷白蓉軒）
菁住（關東陰陽家觸頭籔兵庫）
堅城（東都八陣亭）
雲杼（東武闕門）
信行（長隱信行）
清廉（隱士林清廉）
松月、東都淮用堂）
逸阿（隱士小笠原逸河）
幸雄（常州浪人小野民吉）
山貫（武藏國春日部商人金子七藏）
遜（同郷民關根雄藏）
千足（同葛飾郡幸手領小關村佐藤團次郎）

てる月の影も涼しき石川や面影忍ぶ瀬々の白浪　仲道（同　菱沼　仙藏）

年へても雨風よどよなき人の玉のを琴をとめし住家は　菅根（同　折原　主膳）

おひえ山麓の里の五月雨に晴ずもものを思ふ今日哉　貞則（同　佐藤　竹松）

かき絶て世はふりぬれど今も猶玉のを琴の音に流れ竜　持平（同春日部驛鄕民關根次郎兵衛）

我慕ふ昔は遠く成にけり今日にあふちの花は咲け共　眞淸（同幸手領小淵村酒井傳三郎）

唐大和とかく貫きし武士のすぐなる矢竹末の代迄も　性淸（町醫　佐藤　隆民）

ふりはつる昔も同じ秋ぞとは思ひしらるゝ袖の夕露　庸行（坂倉　屋惣右衛門）

今もなほ光ぞ殘る雲の上によせてし老の波の玉藻は　征房（紀藩　水上長次郎）

古の人の世語り聞くからに遙けき道を思ひこそやれ　政章（同　上井代三郎）

言の葉も手慣の琴も雲井迄聞え渡れる調べともしも　勝榮（東讃藩瀧川助次郎）

在し世のすさびを今も引出て手慣の琴のねぞ流れじる　大海（同　山室太一兵衛）

世々ふれど流絕せず澄增るせみの小川の淸き言の葉　直樹（野邑左馬丞）

忍ぶぞよ雲井に響く玉琴の調べかひある人の昔を　保定（津山藩數見市左衛門）

世の中はゆづるのたえし思川思はね浪に名をは立てつゝ　良敬（姬路藩　莊野勳八）

春秋の眺め絕せぬいほとへば昔の人も思ひしられつ　則朗（長府藩　原田金彌）

誓ひてし言の葉草は世々ふれど今に絕せで慕ふ舊跡　是輔（同　淺野新五郎）

傳へきく老の昔の影をみぬせみの小河の水の哀れさ　久敬（秋田藩　角田執巳）

言の葉もせみの小川の水淸き老の心を慕ふこしかた　通明（同　小野崎七太夫）

傳聞くせみの小川の言の葉を忍ぶも遠きこし方の空　末永（同　小林安太郎）

言の葉のせみの小河の淸ければ流の末を今や汲む覽　忠眞（同　草川長右衛門）

大ひえの麓の里に住はてゝ山より高く名は聞えけり
武士の猛きのみかは賢さを傳へて今に跡慕ふなり
仰け猶おひえの山に影とめて月も昔の跡や訪ふらむ
渡らじと誓てしみの言のはも思ひぞ浮む鴨の川浪
いや高きひえのお山の麓まで尋て誰に昔とふらむ
流てのせにくむ袖も濡にけりせみの小川の水莖の跡
石川やせみの小川の水だにも渡らで清き名に流れ鬼
山元に庵こそ結べひえよりも彌高き名は仰がれに鬼
昔思ふ都のふじに影とめて跡とふ月も夜半に曇らじ
世々をへて猶光そふ月影の宿るも清きかもの川浪
月雪をめでし昔の跡とへば殘る光ぞ世々に添ひぬる
いつ迄か朽ぬ其名を忍ぶとや吹く音高きひえの山風
住し庵は比叡の麓に朽ずして其名も高く世に仰ぐらむ
亀井迄類ひなき名は百五十年ふりぬる唐の歌の仙人
賢しなせみの小河を渡らじの清き心を殘す言の葉
渡らじと誓ひし君が言の葉にみぬ世の昔忍ばるゝ哉
今も世に仰ぎこそすれ大ひえのおひえの山の高心を
石川やいく年なみはかきぬとも清き心をなほ慕ふ哉
い殘せる翁の鏑とりそへて捨し憂世や安けかりけん
葦荻のさやぎし世には住ながら猶石川の清きを思ふ

種義（柳川藩井手三十郎）
公和（同　西原新左衛門）
重偕（阿部鐵丸家來平田治郎右衛門）
季長（同　鈴木源右衛門）
盛久（同　齋藤庄三郎）
清猶（同　門叶市右衛門）
重樹（同　酒井雲平）

信順（同　今村官右衛門）
重姑（同　神田太郎助）
重遠（同　矢野貞右衛門）
包教（同　青木清右衛門）
重房（同　加藤鶴之進）
尚賢（津輕越中守家來星野六藏）
古風（松平下總守家來加藤十左衛門）
前岡（戸田家來松原一太夫）
詞雄（加藤遠江守家來戸田氏）
種喬（同　白井氏）
道妙（同　安藤氏）
清蔭（同　今井氏）

武夫の道の外にも思ふかな月雪花にめでしこゝろを
猛純（板倉越中守家來川村半兵衛）

くちぬ名のさてもや花の翁草忍ぶが岡の昔語りに
寬二（同　高塚三郎兵衛）

流ての世にもみえけり鴨川のうつさぬ影の深き操は
諸根（內藤備後守家來川崎氏）

なみならぬせみの小川の清き名は千歳の末も猶流る覧
貞親（松浦靜山家來岩佐岡之助）

石川やせみの小川を渡らじの言葉の色は深くも有哉
信尋（木下淡路守家來（補）原本缺姓名）

のぼるべき心を捨てゝひえの山麓にみすし人ぞ賢き
利忠（稻葉伊豫守家來武藤太左衛門）

石川やせみの小河の清き名を渡らぬ水に流しけるかも
在由（同　飛田　三平）

昔思ふ袖こそぬるれなき人の形見の雲の五月雨の空
忠雅（松平伊豆守家來內田彌七）

石川や蟬の小川の言の葉のもぬけし人の跡ぞ戀しき
與成（佐野豐前守家來松山貞藏）

百年に五十過にし後の世も朽せぬ末の名こそ床しき
啓吉（堀田伊豫守家來坂井三太夫）

今も猶花橘の香をとめて知らぬ昔を思ひこそやれ
眞行（夏目左近將監家來後藤又左衛門）

山陰に結ぶ庵のあれにしときくも昔の忍ばれにけり
友直（同　木村太左衛門）

住し世の昔やしのぶ月花のながめゆかしき山陰の庵
規清（同　梅辻市兵衛）

五月雨に朽ぬ軒端の雫さへ忍ぶにつたふ人ぞ戀しき
有俊（水野對馬守家來松田安太夫）

昔思ふ人の其名もいや高きひえの御山に殘す月影
眞致（阿部大學家來岡部敬輔）

年經ても殘す誓の言の葉を今かほらするひえの山風
正房（同　上野太兵衛）

其かみの都の花は散てしも馨しき名は世々に朽めや
正義（同　八木友右衛門）

今も猶せみの小川に淀みなく昔の人の名こそ流るれ
千春（曾我兵庫家來三宅隆八）

今も名の雲井に殘る石川や清き流を汲てこそしれ
包明（寄合土岐欣之丞家來（補）原本缺姓名）

石川やせみの小川の水清み流をくまぬ人はあらじな
有脩（戸田七內家來高橋和多理）

流れこしせみの小河の末の世も聞てぞ忍ぶ人の昔を　親種（同　飯室清次郎）

百年に餘る五十逸の松ならで誰か其世の友は殘らん　保教（菅沼大膳家來石川源五右衞門）

空蟬の世は定めなし玉の緒のみだれぬ程に庵結ばむ　正房（戸田十三郎家來闘屋問之進）

眞柴たく夕べの煙立そひていとゞさびしき山の下庵　利啓（同　岸田傳之丞）

忘ずよせみの小川のうたかたもあはれ昔の人の面影　直博（本多八郎家來淺井淺次郎）

流ての世に聞えけりかも川の淺瀨わたらぬ深き心は　重憙（水野半左衞門家來飯塚良右衞門）

月ひとり住にし秋の山ならで光を殘す跡ぞかしこき　一重（田代織部家來西田又衞門）

老の影へだてし跡も百五十ぢせみの小川に越る年波　溫聰（御書院番木原專三郎家來九里伊左衞門）

今も猶美しき名は老もせずせみの小川に影を留めて　玉芝（木曾福島醫員秋元一庵）

山陰に住つゝ世をば背きしも名は雲る迄聞えける哉　吉從（小濱藩（補）原本缺二姓名一以下同）

世々たえぬ其名のみかは白河の庵も昔の秋の月の夜　貞顯（同）

今も猶住し庵は殘りつゝ手なれし琴は聞よしもなき　勝從（同）

庵しめし人は昔になりぬれど殘れる跡は朽せざり鳬　光貞（同）

呉竹の世はふりぬれど今も猶殘る硯の海の月かげ　維立（同）

月花をめでにし人は昔にて殘る光ぞ世ににほひぬる　不緩

濁りなき心は今も鴨川の淸き流にくみしられけり　利謙（御使番兼吉弟堀鐵三郎）

一向にぬれこそまされ忘る間もなき影戀る袖の淚は　正好

流ての世はくだるとも石川や淸き昔の名をば濁さじ　利邦（御小姓組堀尙三郎）

澄らじの言の葉にだに知られけり蟬の小川の淸き心は　照雄

數ふれば百歲餘りいそとせの昔の秋を忍ぶ言の葉　正敬

年月は流ても猶殘る名のせみの小川の浪にこそたて　正方
五月雨のひゑの山路の時鳥啼音もふりし世を忍つゝ　春江
見ぬ世をもけぬが如くに忍ぶ哉賢人の筆のすさびに　勝明
濁りなき心の底も加茂川の流て末も名こそかぐはし　清義
渡らぬにあやなく袖は濡しけり蟬の小川の昔忍べば　浪秀
寫し繪に彩どるばかり薄くこく染る岡べの露の紅葉　好澄
古のためしと成て亡人の譽は盡きじ代々をふるとも　公幅
渡らじと君が誓ひし言の葉に露は手向の涙也けり　大江昌素（（補）以下原本多逸二姓名一）
渡らじと誓ひし人の古へを慕ふも深き加茂の川水　武辰
かきこもる比叡の麓の山風に猶吹あげて殘る言の葉　貞丈（中奥御番設樂市左衛門）
渡らじの心ぞ深き石川やせみの小川のよし淺くとも　輔
しのぶかな月と花との折ふしも遠き昔の跡を守りて　爲輔
高く仰ぎ遠くは忍ぶますかゞみみぬ古を面影にして　義隆
石川やせみの小川の淺くとも深き心の殘る言の葉　赤城
石川やせみの小川を渡らじとさだめし宿ぞ今も變らぬ　常盤
渡らじと讀し川にも月と日の足は止らず百五十の年　根分
幾秋もふりにし人を忍ばれて問ずば露にぬれまじものを　政平
いそのかみふりにし人の俤は蟬の小川の流にぞみる　國紀
百年の春秋こえて五十年もめぐり盡きせぬ清き川水　灌之
六をむつ數のから歌撰び置て昔を慕ふ人のかしこき　昌臧

古へを思ひ出れば五月雨のふる事ながら袖ぞ濡ける
唐宋の六々仙の數にめでて三萬餘年追福せやむ
唐歌を寫し置ぬる水莖もせみの小川の流れ清けり
加茂川のみなかみ遠て慕へど老の浪そふ面影もなし
石川や泡と消ても苔の下に埋れぬ名ぞ猶流れける
石川やせみの小川の清き名を流ての世に聞も床しき
年ふれど賢き影を石川やせみの小川にせき留めけむ
渡らじと蟬の小川に誓てし人を忍べば袖ぞしぐるゝ
年經りし跡をたよりて松蔭の月の光を仰ぎてぞ見る
世の中にひゑの杣山染ずしてこり波し名ぞ朽せざら隱
踏迷ふ道の枝折に遺しめてますら男の名を殘す月花
大比叡の山より高き功の其名ふりせぬ人は忍ばし
弓も矢もせみの小川に流しつゝ文にかへたる跡忍ぶ也
ふりし世の形見と見えて哀なるせみの小川の水莖の跡
百歳の五十の後も言の葉の散失せずして猶殘るらし
渡らじの清き名をさへ留めけり蟬の小川の流ての世に
絶せじな其名は今も石川やせみの小川の清き流に
流てのよゝに朽せじ渡らじの蟬の小川に殘す言の葉
思ひやれせみの小川の淺けれど渡らで止し心深さを
百歳に五十歳ふりし世をいかに忍ぶやひゑの山郭公

保章
數石
泰順
降承
宣廣
野洲良
清孝
邦眞
永貞
八穗
參世子
賴平（中奥御番設樂七左衛門）
若水（同七十三翁設樂七左衛門隱居）
正脩
定邦
寛親
盛致
芳昌
元恭
清脩

今も猶高き心を忍ぶ哉ひえのふもとに家居せし君　朝　史

武士の光を今に忍ぶ哉ひえのふもとの淺ぢふの露　政　風

渡らじと誓ひし君が言の葉も思へば浮ぶ加茂の川水　武　正

今も世に名は流れけり古への心さやけき石川の水　政　良

石川やせみの小川は渡らねど其名は遠く流れぬる哉　孝　和

言の葉は今も殘りて空蟬の小川に高き名を調ぶらし　常　芳

繰かへしせみの小川の言の葉を慕ふ浪華の越方の空　常　倫

住みすてし軒端の山の時鳥啼々慕ふ音こそふりせね　久　成

こし方はしらぬ昔のめぐり來て形見に殘る庵の面影　宗　阿

山と共に哀高くも仰ぐ哉仰ぎとめてし富士の言の葉　長　義

石川やせみの小川も此君のありてぞ清き名に流れけむ　猶　興

汲てしる流れぞ清し石川や百いそとせの遠き昔を　保　福

年月は隔たりゆけど忍ぶには近き教への道の山人　元　眞

石川や清き流を心にてわたらぬ人の昔をぞおもふ　勝　明

世ばなれて名にさへ淸き石川やせみの小川の昔を思ふ　三崎魯庵

流れての世にも濁らじ石川やせみの小川の清き心は　忠　義

遙々と思ひやる哉世を安く逃住みにしひえの山もと　忠　鎭

香ぐはしき其名は今も朽ずして古き跡とふ軒の立花　福　子（細川中務少輔母）

偶々にみれば昔の忍ばるゝ五十年を三度ふる人の章　芳壽院（松平丹後守母）

白五十過にし人の跡とへばせみの小川に殘る言のは　政　子（水野左近將監妹）

唐人も及はぬ名にし跡とめて朽ぬ形見の庵の春秋
慕ふぞと過し昔の露深く結びし庵のあきの名殘ゐ
名に高き鴨の川水今も猶くみてみぬ世を忍ぶ面影
世々ふりし昔を今になして猶しめり勝なる袖の夕露
唐土の手ぶりにあらで跡とふも手向る歌の道草の露
今こゝにたつへし鳥の跡みれば昔の人に逢ふ心する
年をへし袖にも秋の露けきは煙の跡の名殘なるらし
聞にさへ猶忍ばるゝ古への四方に名高き人の言の葉
時鳥いそぢも三度ふりし世を慕ひてや啼く五月雨の空
昔思ふ袖の涙もふりそへて猶かきくらす五月雨の空
石川やせみの小川の末清き水の趾れは汲て手むけん
月ならで誰かは問はん音羽河音を殘せし水莖の跡
忍びつゝ其古へのあらましを空行月に問へど答へず
百五十年めぐる月日の言の葉も露かけ添る秋の古言
遁れ住む都の富士の袖庵さすがあづまの夢や結びし
唐大和代々に其名や殘るらんせみの小川の水莖の跡
慕なくも其の五月雨とふる人の跡とふ袖に傳ふ玉水
今も猶高き調べの琴の音をふき傳ふらし峰の松風
雲井まで聞えあげゝん大比枝の山の麓に高き其名は
渡らじと誓ひにたてし武士の名も潔よき石川の水

政　子（松平縫殿頭妻）
萬壽女（御書院番頭八木丹波頭守室）
愛　子（同　酒井和泉守妻）
錦　子（播磨守長寛嫡子伊藤内膳長詳嫡女）
泰壽院（正權之母（補）正權脫レ姓）
惠了院（松平丹後守祖父妾）
伊豫子（御先手設樂甚三郎妻）
新　女（御使番鷲巢伊左衛門妻）
花　女（同人女）
與喜女（同今井帶刀女）
志計女（同松平八十郎女）
喜伊子（御小納戶頭取土屋伊賀守室）
與禰女（同人女）
猪野女（御小納戶大久保豐前守妻）
貞操院（成島邦之助母）
伊登女（同人妻）
水野對馬守忠啓母（（補）原本缺名）
松　子（柘植清左衛門女）
八穗子（林又三郎生母）
品　子（阿部大學内）

幾年かふりし言葉の花の香を消せぬ跡と留めて忍ぶつ　八重子（三宅家女房）

言の葉の流れ絶せぬ石川やせみの小川の名を忍ぶ覽　鳳壽院（元御書院番頭津田山城守室）

ふりし世の言葉の露の末迄も流れて清き加茂の川浪　靜　女（寄合津田彈正室）

石川や同じ流れは汲まねどもくみて昔は忍ばるゝ哉　毛都女（同中坊長兵衛姉）

仰け猶雲井の高き大比叡の山の麓に名を留めしを　東　子（同赤松左衛門妻）

空蟬のも抜し人の言の葉は今も小川の瀬に流るらん　麗臺院（關龜之助母）

朽ぬ名を代々に留めて忍ぶ哉此石川の清き流れに　實幾子（同渡邊釆女妻）

聞けば猶みぬ古への慕はれて涙に曇る秋のよの月　貞伯院（本多玄甫女）

代々ふれど有し譽を汲みぞしるせみの小川の清き流に　古能尼（高山氏）

年へても君が名代の跡とめて猶諸人のしのぶ古塚　信貴子（大御番實濃部茂重妻）

石川や打寄する浪の音に聞く百いそ年を忍ぶ言の葉　心月院（同木室庄七郎母）

石川の音にも聞しむめ（頭）むめ不審に猶百五十とせの昔忍ばん

立花の花さく頃は思ひ出ん世に言の葉の殘る唐歌

つく〴〵と昔を慕ふ秋の夜の袖にも露や置餘るらむ　婦地女（小田切新右衛門）

清き名の世々に流れて石川やせみの小川に影留めけん　快　子（板倉氏）

昔今に蟬の小川の古事もたぐひはなみの例にぞ聞く　儀　子（（補）以下失二家名一）

傳聞くせみの小川の淺からぬ昔思ふも袖ぞ濡れける　寛　子

歸る共波の昔や忍ぶらんせみの小川の流れよどまで　順　子

昔今にくむ袖かけて浪よするせみの小川の深き心を　考　子

くみてしる袖こそしほれ石川の古き流の水の行末　季　子

渡らじの心深さよ昔今もせみの小川の浪に留めて
朽もせず流れもはてず高名は末の世にしも立昇る哉
渡らじの昔を今に汲む袖もせみの小川の波やかく覧
くみてしるせみの小川の水清く心の底のふかき昔を
汲て世に思ふ心もすみのぼるせみの小川の月の昔を
傳聞く世々の昔を忍ればば只なにとなく袖ぞ露けき
忘られず過し昔を思ひ出る涙のなはしる人もなし
軒端もる月に問はゞや世々遠く過ぎにし跡の昔語を
耻しな永き夜すがら徒づらに文みる窓を照す月影
百いそぢ重ぬる苔の下にしも埋れぬ名の殘る賢さ
散失ぬ言葉の花に跡とめて世に埋れぬ名をや戀ふし
かき[illegible]す其水莖の跡とめて幾その人か袖ぬらすらむ
世々へても猶すめる名の石川や忍ぶは袖のひち增り鳧
擬ひても心は世々の末までも流れて清き加茂の川水
百五十年月日斗はめぐりきて影だにあらぬ人ぞ悲き
昔に聞く名のみ殘てなき跡も慕ひかゝれる磯の白波
名こそけに流れて絶えぬ石川や言葉の花の匂ふ水上
在し代にせみの小川は渡らねど其面影や猶慕ふらむ
聞傳ふ身にも昔の夜がたりに猶袖ぬらす言の葉の道
慕へ猶幾年浪はこゆれどもせみの小川に朽ぬ其名を

貞子
多女子
婦知子
花子
水戸奥（（補）原書不ノ記ノ名）
熊子（延岡奥）
雪子（同）
園子（津山藩佐野宗右衛門妻）
智音（松平丹後守侍女）
伊登女（寄合阿部大學家來上崎大助妻）
春子（同八木友右衛門妻）
（内藤家女房 補）原書失名）
智融（磯村氏）
知春尼
盈子（西野氏）
信祥院（（補）不書氏以下同）

古への光かはらでひえの山麓さやかにすめる月影　ぬい子

雲井まで音を響かせし玉琴の主とふ數に入ぞ嬉しき　不動院母（（補）原書缺レ名）

ねにかけて昔を忍ぶ爪琴にせめても通へ峰の松風　同人妻

久方の日枝の麓に庵しめて昔の人の跡をこそとへ　もむ子（喜多十太夫母）

今も猶忍ばざらめやなみならぬせみの小川の清き底ひを　三保子

世に高き名を百とせの今も猶慕ふ形見と匂ふ立花　りと女

瀬を淺みせみの小川は渡らでも清き其名は世に流れ鳧　伊登子（中奥御番設樂市左衛門妻）

傳聞くせみの小川の言の葉は年の浪添ふ末も朽せず　みつ子

百とせに五十の昔を隔てゝも猶しのばるゝ水莖の跡　紀子

流ての世にも其名は絶ずして蟬の小川に殘る言の葉　鈿子

百年にいそぢの今も聞傳ふせみの小川に殘す言の葉　仙子

老の波袂にかけて忍べるも百いそ年の加茂の川づら　鶴子

世々へても汲みてしらるゝ石川や流て清き人の心は　久子

古への見ぬ世の事も慕はれて月には忍ぶ此頃の空　尙子

石川の流の水の清き瀬に今もむかしの月宿りけり　悅子

文みなば問もせましを音にのみ聞てぞ忍ぶひえの山本　富貴女

加茂川を渡らぬ老の影をしも淸き流に忍ぶ言の葉　津屋女

岩走る小川のまさご今もかも清きを見れば昔忍ばゆ　えむ女

言の葉に殘る薫を慕ふとてみのりの花を訪ふも賢し　よし子

古をとふも賢し武士の朽せぬ名のみ世々に聞えて　とり子

いにしへの心をぞくむ今も猶せみの小川の清き流に
底清きせみの小川に名をとめし其水上を忍ぶ頃哉
何となく其人柄ぞ忍ばるゝ昔を今に思ひかへして
遙々と思ひやる哉世を安く遁住みにしひえの山もと
流れての世にも渡らじ石川やせみの小川の清き心は
大空の色にまがふる浮雲を眺み捨たる日枝の山もと
なき影の移る心は鴨川の水と共にぞ世に流れける
末くまぬ人さへ袖を濡しけり蟬の小川の跡を尋ねて
（仙字不審）仙かしといとひし影ぞ幾千代も替ぬ操の松の言の葉
跡訪へば蟬の小川の言の葉に渡らぬ袖も浪ぞ懸れる
夢にだに君が手慣の琴ならばみぬ昔をもかき返す覧
鴨川にかき流して（けカ）ん言の葉の心清きは世に殘りけり
しらるゝや賢き文のまに〳〵に（はカ）みぬ古への人の心も
朽ぬ名を聞てぞ慕ふ石川やせみの小川の流こし世に
濱ちどり跡をぞ慕ふ古への賢き人をきゝも傳へて
音に聞く名にし流れて在し世も今も絶さず響く瀧浪
汲てしる袖をも濡す昔哉せみの小川のふかき心を
世々へても其名は今に馨はしきなど忍ばるゝひえの山風
葉が散る難波の夢もひえの山麓の草に結びかへつゝ
言の葉も世々に流るゝ石川や清き心を水上にして

美津子
そめ子
忠壽（廣幡殿次男多潔丸）
忠鎭
忠義
好之
正直（室賀右京）
政灼（小林七三郎）
重道（羽太七郎右衛門）
昌豊（石川東右衛門）
正時（内山謙太郎）
義雄（栗原幸右衛門）
久富（黒田龍太郎）
明時（外山正太郎）
雅種（飯室清次郎）
景福（長屋房之助）
政居（青木小左衛門）
美福（山下忠右衛門）
守枝（中神太仲）
政立（表火之番松下顯次郎）

この宿に馴て久しく住はてし軒端の月よ昔かたらへ　保全(山中權平)
和歌の浦に心をよせて友千鳥昔の跡をしたふ諸聲　豊尙(小坂政之助)
昔消し人を思へば常ならぬ哀れをさそふ秋の夕風　則伍(牧原傳三郎)
宿は其昔ながらの山風に住し世かたれ軒の松がえ　道武(永田市助)
誓てしせみの小川の言の葉に心濁らぬ人ぞしらるゝ　編載(高倉重次郎)
おしなべて其水上を慕ふ哉せみの小川の末の流れに　直養(原傳之助)
渡らじと誓ひし人の名も今に流れて淸き鴨の川水　通香(武田藤兵衛)
亡人のふりし跡とふ手向とも思ふ許に送る言の葉　良房(杉山良左衛門)
年ふりて荒にし庭の哀さになみだ數そふ秋の夜の月　鶴林(片山淸十郎)
底淸き流を今ぞ汲てしるせみの小川の淺き身にして　長義(小島氏)
石川やせみの小川の淸ければ百五十とせも盡ぬ川波　信壽(小栗氏)
弓矢をも捨て誠の山の端に入にし月の影もはるけし　攝門(釋氏)
名は朽ず宿は昔の其ながら住にし人はなくて幾世も　葛根

甲子夜話 巻八十七

○家の封邑は鄙邊なれど、里俗の言葉に古を觀るべきも有り。然るを餘所人は聞馴れぬまゝに、己の常に訛れるも知らで笑ふめり。予因て嘗て見聞く所を餘錄の中に書しるし置けるを、後覩出したれば玆に復謄す但殘漏多して未成の者なり。

ふりあをのく　頭を擧て上を見るをいふ。△長門本平家物語高綱宇治河渡の條、武藏國の住人大櫛次郎の面を見下して、あら石の河の早さよと云々。ながれて既にあぶなかりけるを、下手を急度見れば弓長け許下に甲の鉢こそ見へたれ、大櫛畠山と見てければ、是を目に掛てするりと寄て、甲の鉢にぞ取付たる、畠山は是をもしらず渡し行く程に、何となくいじふ甲の重きは水の勝るか、身の弱るかと思てふりあをのひて後ろを見たれば、褐衣の直垂洗革の鎧着て、黑川羽の矢負ひたる武者なり。

あへる　物の落るをいふ、落馬を馬よりあへる、菓の墜るを梨あへる柿あへるなど。△枕草子に、今の關白殿の三位の中將と聞へける時、しほのみついつものからのいつも〳〵君をばふかくおもふはやわが、（三位中將の書給ひし古歌也）といふ歌のするを、たのむはやわがとかき給へりけるをなん、いみじくめでさせ給ひけるとおほせらるゝも、すゞろあせあゆる心ちぞしける（圓融院の御感と中宮の御物がたりなり）旁書は春曙抄なり。

ゑんほう　又へんぼう又ゑんぼ又へんぼ、蜻蛉をいふ皆轉語なり。△順和名鈔云、阿加惠無婆、蜻蛉之小而赤也、漢名赤卒、

しび　魚の名、順和名鈔云、鮪一名黃頰魚、和名之比、しかれば海内の通言なれど京師の俗にはつと謂ふ、江都にまぐろと云、大都みな之比と云、こと有るを聞かず。△日本紀、之褒世能儺鳴理鳴彌黎塵阿蘇寐倶廛、思寐我簸多泥儞都摩陀氏理彌喩、【割註】思寐は人名、鳥獸の名を名とするの類」

はかり　狩場の言葉に、射中てたる獸の走過たるあとに、血のしたゝりて蹤をひきたるをいふ、常にも血のこぼれて行跡に引たるは皆いふ。△川社鈔　とめゆかむつぶさに跡は見えずともしかのはかりはしるといふなり。

はこ　大便をするをいふ、專ら小兒などのことにいふ、都下にては聞及ばず。△今物語に、或說經師の請用して殊にめでたくたふとく說法せんとしけるにはこのしたかりければ、ことといそがしくなりてよろづいそぎて布施もとらずかへりて物ぬぎちらして急ぎひどのへ行たりけるに、へばかりひりて又ものもなかりけり、かゝるべしと知たらば高座の上にてもしばしこらへて說經をすべかりけるものをと悔しく思ひてける程に其次の日又人に呼れて說經しける程に又はこのしたかりけるをすかしてんとおもひて少し居なほるやうにしければ、まことの物多く出にけり。此僧すべきかたなくてきのふはここにすかされてへをつかまつる、けふはへにすかされてはこをつかまつるといひて走りおりてにげ出にければ、うへのはかまよりたりおちて堂の中きたなく成にけり、聽聞の人鼻を抑へて興さめてけりいとおかしかりけり。

まぶし　狩場にて猪鹿を其通路に待てこれを打、或は石の陰または小柴など折さして陰とする所をいふ。△花鳥餘情の序に、筆の海に漁りて網をもれたる魚をしり詞の林にまぶししてくいせを守る兎にあへり。△曾我物語河津三郎うたれし事の條、されば此歸りあしをねらひて見ん、しかるべしとて道をかへて先にたち、奥野の口赤澤山の麓、八幡山のさかひにある箇所をたづねて、椎の木三本こだてにとり、一のまぶしには近江の小藤太、二のまぶしにはやはたの三郎、てだれなればあまさじ物をとてたつたりけり。

よか　事の宜しきをもいひ、好きをも善きをもいふ。△東雅總論に云、太古の語には、吉をばひといけひり、ひといふ言葉轉じてつといひ又轉じてよといひけり其よといふことは詞助を得てよしといひし

に其詞亦轉じて今の如きは中土東西南北の方言によりてよしといひ、よきといひ、よかといひ、よくといひ又よふなどゝいふ。

うれ　梢竿のさきなど木のうれ竿のうれなどいふ。△萬葉集、後將見君之結有幣代乃、子松之宇禮乎又將見香聞　妹之名者千代爾將流姫島之、子松之末爾蘿生萬代爾」

たまがる　ものに驚くをいふ、按ずるに魂消るなるべし。△盛衰記に、後白川院第一の御子をば二條院とぞ申ける。去ぬる久壽二年九月二十三日御年十三にて春宮に立せ坐しまし、保元三年八月十一日御年十六にて御即位ありけるが、平治二年の夏の初めより御不豫の御事ましましけり、五月上旬の頃は御惱牀の外に取頻らせ給ひて、夜更け人靜まる程には俄に必ずおびえたまぎらせ給ひけり」又曰、東三條の森より黒雲一簇起り南殿の上に引覆ひ、ぬえと云鳥の音を鳴く時に必ず振ひたまぎらせ給ひけり」

こつてひ　男牛をいふ。△順和名抄、辨色立成云特牛（俗語曰古度比）△說文特、牛父也。

まる　大小便をするを、小便まる、くそまりちらすなどいふ。△舊事記、伊弉冊尊欲レ生二火之産靈遇具突智一之時、因生二此子一、美蕃登見レ炙而病臥矣、且神避之時悶熱懊惱、因爲レ吐、此化爲神名、曰二金山彥神一、次金山姫神一、次小便（亦尿）化爲神名、曰二罔象女神一、次大便（亦屎）化爲神名、曰二埴安彥、埴安姫一、

しほさや　潮のひきみちに起騷ぐところをいふ。△萬葉集、潮左爲二、五十等兒乃島邊榜荷、妹乘良六、荒島回乎一之保非奈波麻多母和禮許牟、伊射遊賀武於伎都志保佐爲、多可久多知伎奴」牛窓之浪乃鹽左猪、島響所依之君爾、不相鴨將有」

あらぬさかさま　其言ひしことまたは爲せしことなど、人の違へ聞き違へなす事をいふ。

西行法師

歲暮述懷といふ心を

年暮し其營は忘られてあらぬさまなる急をぞする

いん　邑俗犬を言てかくいふ赤いん黑いんの類なり。△太平記土岐頼遠參ニ合御幸ニ段に、夜はさしも深ざるに御車東洞院を登りに五條邊を過させ給ふ、應る處に土岐彈正少弼頼遠二階堂下野判官行春、今比叡の馬場にて笠懸射て芝居の大酒に時刻を移し、是も夜深て歸けるが、はしたなく東洞院の辻にて御幸にぞ參合ける。召次御前に走散て何者ぞ狼藉也。下り候へとぞ罵ける。下野判官行春は是を聞て御幸なりけりと心得て、馬より飛下傍に畏る。土岐彈正少弼頼遠は御幸も知ざりけるにや、此比時を得て世をも恐れず心の儘に振舞ければ、馬を懸居て此比洛中にて頼遠など下すべき者は覺ぬ者を云は、如何なる馬鹿者ぞ、一々奴原蟇目負せてくれよと罵りければ、前驅御隨身馳散て聲々に如何なる田舍人なれば加樣に狼藉をば振舞ぞ、院の御幸にて有ぞと呼りければ、頼遠醉狂の氣や萌しけん、是を聞てから／＼と打笑ひ何院と云か犬と云か、犬ならば射て落さんと云儘に、御車を眞中に取籠て馬を懸寄追物射にこそ射たりけれ」

因にいふ、古にものゝ名づけしは、烏はから／＼と鳴き雁はかり／＼と鳴ゆゑからす（烏）といひかり（雁）といふと見えしが、領邑の俗は犬の啼くを似するとて、びよく／＼といふなり。江都などの兒女の似するには、わん／＼といひてびよく／＼とはいはず。予靜夜に閑坐して狗吠を聽くに、なるほどびよく／＼とぞ聞ゆるなり、因て側らのものに語るに同じくさ聞ゆとぞいふなる。林子が曰。唐にては犬聲を狺々といふと。然れば國々にして聞く所に依て其聲を似するなり。

追記す。吾邦の犬はきんとは鳴かぬやう也。左れども犬に違ひあるべからず、行智は音學に通ず。因て聞ことあり對へに、

狺　輕音鼻入呼、反切の父字語魚疑、三字ともに韻鏡疑母に屬し淸濁音の字とす。牙音の淸濁音と申すは其音鼻に入る如く輕く然ども濁る音なれば、譬へば參議とつゞく時の議、御吟味とつゞく時の吟の

字、感吟仕ると云ふ時の吟（シャム）の音の如く音初を鼻に入て呼ぶ音なり。儀同三司、義士、吟詠など云ふ時の如くつよく呼ぶギ音と稍異り、然るを唐音家に近來インの音に呼ぶは眞の唐音と違ふ。インよりは強くギンよりは輕く鼻に入てンギンと呼ぶぞ正音にて、筆に記し難き音のみ。△考るに、狺は廣韻語斤切、集韻正韻魚斤切、韻會疑巾切、並音銀、本作レ犾、說文犬吠聲、犾玉篇牛佳切、集韻宜佳切、並音崖、然ればカイとも云音あり。去ればカイ／＼吠ゆることなり。又集韻に擬引切、音齗、本作レ齗、齗は正韻齒根肉とあり、又齒見貌ともあり、劉向傳には忿疾意と見ゆ。されば犬の嚙闘ふに齒をむき出せしときの聲なるべし、楚辭には猛犬狺々以迎吠とあれば何れにも狺は嚙合ふときの聲なるべし。

△第廿三卷に領內安満居雙鴉の事を記せり。後寛政東行筆記（予作）を見れば小異あり。洒擧ぐ

この雙鴉生來を知る者なし。山の住持憲明曰、反哺の頃に及べは必ず神祠の前石華表の邊に集り相啼。其聲別を惜むが如し、餌を與るに神佛供の餕若くは鬼に薦めし者を雜れば喰はずして去る、登山の人之を呼ぶに小石を取て叩けば必ず飛來て樹間に鳴く。又市井雜談集を見るに、紀州高野奥院に御供の餘を與る一雙の鴉あり。もし一山に凶事あれば來らず。寛永元年この鴉來らざることあり。其とき來岸院の良昌法印

蔭深き梢にかへれ山鴉聲をしるべの朝な夕ばみ

この詠に依て鴉飛歸て餌を喰しより今も鴉來らざる時は、この詠を誦すれば須臾にして來る。

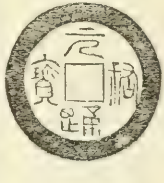
追記す、此歌少く解し難し何にして感能ありしや。

○此頃吉漢官（吉田坦藏）と云し人の著作、近聞寓筆と云るを梓行す。其中に天明八年冬（清の乾隆五十三年）南部松前の人四十に漂着し、後廣東より送り返せしがその話を記す。其中に云ふ。

廣東地方饒レ松多二桃李一、又有二櫻樹一、行時四月之末、雖レ在二花謝後一、樹身及葉實歷々不レ爽、又有二矮桃一著實肥美、嘗携二核數枚一來、爲二長崎人一乞去、不レ知能生也否、他藥卉異植、一無レ所レ記、蓋有而不レ識也、

余深訝、櫻樹、中土之人未ﾆ嘗言ﾋ有ﾚ此、屈大均著ﾆ廣東新語ｰ、叙ﾆ花木ｰ極詳、亦所ﾚ不ﾚ載、朱彝尊潘耒、相次遊ﾆ廣東ｰ、二氏集中無ﾆ一言之及ｰ、恐誤ﾆ認他樹ｰ耳、然櫻至近之物、未ﾚ足ﾚ誤、姑存ﾚ疑、


高さ一尺六七寸



○丙戌六月廿五日小石川三百坂にて蛇多く集り重累して桶の如し。往來の人歩を留て皆見る、其の邊なる田安殿の小十人高横百助の子千吉十四歳なるが云ふには、この如く蛇の重りたる中には必ず寶ありと聞く、いざ取らんとて袖をかゝげ右手を累蛇の中にさし入れたるに、肱を沒せしがやゝ探て果て錢一文を獲たり、見るに篆文の元祐通寶錢なり是より蛇は散して行方知れずと、奇異と云ふべし。予因て泉貨鑑に載るものを附す。

追記す。田舍にてはこれを蛇塚と云て往々あることゝぞ。

○一日嫖客あり途に幇間に値ふ。客問て曰く何宗の寺も何々寺と稱す、如何なる故ぞ。幇間即答ふ。寺にも限らず、客の曰く聞かん。折ふし御倉前を行く幇間左を顧み、見給へ梅花山（散）ふさ楊寺（枝）客笑て黑船町に到りこゝはと問ふ。又顧曰。大家山月行寺（事）客又急に路人を指し問ふ。即云ふ。おんば（乳母）山（さんは呼ぶ辭）子をだい寺（大事）、客喜び曰。さらば行々問ふべし幇間答の種つき逃去らんとして曰く。いちもく山ずゐとく寺、【割註】いちもくさんは俗に倏急を謂ふ、ちずゐとくじは即去るを謂ふ」僕後へより云く。旦那さん（山）よいあん寺、【割註】よいあんじは能き了見なり」

○武家事紀續集織田信長譜に云、夏四月三日信長賞罰の政畢て諏訪に信忠を留め給ひ、甲府に入て新府古府を一覽す。惠林寺の快川國師命を背て甲州に至り、武田の執奏を以て國師號を得、且佐々木承禎の子次郎並に若狹の武田五郎皆此寺に匿る。信長乃是を自殺せしめ、此罪に由て津田九郎次郎長谷川丹波

守閽小十郎赤座七郎右衛門を奉行として僧徒を悉燒殺さしむ。凡八十四人。
武田三代軍記云、天正十年三月武田勝頼父子天目山に於て生害あり。信長父子は勝頼の分國殘らず伐從
へ、種々の狼藉を擧動しける中にも、甲州の惠林寺を燒亡し、快川國師を始め博識多才悟道徹底の沙門
數十人山門に追上燒殺し、有ると在らゆる無道放逸の逆意を振はれける。行末の程こそ恐ろしけれ。
太閤記云、織田信長公は年來の強敵武田家の征伐あり。領國駿上甲信の四ヶ國平均せられしかば御悅限
りなく、爰に於て信長公甲州信州の御仕置御渡され、東海道筋御歸國あるべしとて、四月二日信州を發
足あり。翌三日富士の根御覽あり。甲州新府中勝頼の舊館を御巡見にて、翌四日古府中へ御參陣の所、
中將信忠卿かねて御酒屋を華々しく構置、信長公此所に御座をすへ給ふ。爰に甲府の惠林寺といふ禪宗
故信玄在世に尊敬有し大寺なり。住職は快川和尚とて當代無双の智識ゆゑ國師號を拜任あり。然るに此
度諸浪人を彼寺に隱し置に依て搦出すべしと命ぜらるゝと雖も、一旦かくまひし者なればと斷申されし
に就き、寺中を捜し搦捕べしと仰付られ、津田九郎次郎長谷川與次郎閽小十郎赤座七郎右衛門等士卒を
引具し惠林寺へ到り、理不盡に押入て尋ねしかども、はや先達て落されし故其人も搦得ず。衆僧等皆山
門の樓に引籠しゆゑ、四人の奉行樓門を圍み、浪人等の行衞を尋たりといへども存ぜざる由申により、
此通り言上せし處、信長公甚御立腹あり。出家共我が仕置に背く條免しがたし。寺僧ともに燒拂ふべし
と御下知有しゆゑ、明智光秀進み出、惠林寺は當國名高き伽藍殊更快川和尚は名僧の聞へあり。尤も浪
人等を隱置こと其罪無きに非といへ共、人を助るは出家の業に候得ば、遁來りし者を搦出さんことを歎
申す段深切の至り、武士も僧徒も所レ守の信義に差別なし。窮鳥懷に入ては狩人もこれを殺さず。況忍
辱慈悲の出家の身に候へば、伽藍といひ僧徒等迄燒拂はん事不便也。彼等か罪に任せられ浪人等の死を
救免ありて御追放を仰付られなば、僧徒の悅び諸人も亦君の御仁德を稱美仕るべし。然にかく手荒き御
下知あらんこと、情なき御計らひと恨み思ふ族も候はん。又彼等聊か罪有とも俗人にも非ず、佛に事ふ

る僧徒の身ひとしほ御宥めの御沙汰あらま欲く候也。増てや今度新ためて御手に入たる國にして、始ての御仕置暴政なる時は國民も先主を慕ひ、一揆等申合せ騷動も引出す者に候。能々御思慮を運らさるべしとぞ諫ける。信長甚憤りたまひ、我一言を出て違はざるを武將の仕置とも云べし。既に僧徒等再三に及び下知を背き、剩へ隱置たる浪人共を私に落せし事、下知を恐れず不屆の所爲言語道斷也。一旦命を出て今更何ぞ宥免の沙汰に至るべき、燒殺さるゝは彼等が自得の天誅と謂つべし。聊も我情なきにあらず、始ての仕置なれば彌々法令の違はざるを知せずんば國人心伏せまじ出家也とて罪あるもの助くべき謂はなし。片時も早く燒拂ふべしと下知あれば、光秀重ねて曰。上意御尤に候得共、僧徒は格別寺院は自ら古在來る國の伽藍に候得ば、燒捨給はんこと佛法を滅せらるゝに似たり。先年叡山を焚たまひし事諸人の歎き少からず。他國の輩は樣々の批判仕り不仁の君也と申よし。然れば今更惠林寺を燒滅し給はんこと民の望みを失ふ道理、四海未治らざるに無慙のありさま外分いかゞに候へば、幾重にも御賢察を廻らされ、諸人歸伏仕るの御計らひ有難候と詞を放つて申にぞ。元來短慮の信長公以の外に怒たまひ、おのれ光秀所存無慙なりとは嘲る所ならずや、諫を入るは臣下の分とはいへども、今言しは悉く予恥辱をあたふるなりと憤怒にたえがたく、光秀が頭を打擲給ひ近習に命じて座敷を追立給へば、有合者嚴威に怖れて一言を發することなし。信長は彌々四人の奉行に命て惠林寺を燒拂ふべしと下知あれば、津田長谷川關赤座が輩畏り惠林寺に到り、堂塔の四方に燒草を積て一度に火を掛ければ、黑烟天を貫き物の色目も見へざるに、只僧徒の泣叫聲のみしばしが程は止ざりしが、火も鎭しかば燒死たる屍或は聚合抱合、又は烟に咽て死するもあり、目も當られぬ有樣なり。然に快川和尚は法衣を正し座をくみ寂然と遷化ありしが、烟の中に光明かゞやき共姿生るが如く見へけるぞ不思議なると、見聞の諸人奇異の思をなしけり。

本朝高僧傳云、釋紹喜快川、生二于濃之土岐氏一、承二法仁岫壽禪師一、宗機偉淵氣宇高尚、出世妙心、住二本

淵崇福寺、太守藤原龍興皆惑不徹、喜拂レ衣如レ甲、太守源晴信素聞二其名一、迎請住二慧林寺一、禮遇甚膩、挈包之徒爲レ之千指、正親町帝聞二其偉望一、特賜二大通智勝國師之號一、國國益靡レ風、與二希庵密公一齊二其價名一矣、天正壬午春、平信長父子、與二府守源勝頼一有レ隙、攻抜二城壘一、全家潰滅、府内緇衲會二慧林寺一相議曰、國已所レ奪、外護復亡、有二何面目一出見二佗人一乎、平氏請レ見、喜背不レ出、偶江州太守佐々木義弼、作二敗軍將一竄在レ府、喜竟依レ喜、轉逃二北国一、平氏大怒遣二武夫數百人一、驅二山中衆一逼二上三門一、下積レ薪四面放レ火、士卒持レ戟、露及四立、森如二竹塢一、寶泉寺雪叟存、東光寺藍田青、長禪寺高山壽等、及學者一百餘人、皆整二威儀一在二烟焰中一、依レ位而坐、喜携二座垂語曰、諸人即今向二火焰裏一、如何轉二大法輪一去、各著二一轉語一、爲二末後句一、衆皆下語、喜代曰、安禪不二必須一山水一、滅二卻心頭一火自凉、猛火著レ衣恬然不レ動、與レ衆定化、實天正十年四月三日也、贊曰、先正或雖レ有下逢二無道之主一、爲二横賊之害一而隕レ命者上、未レ聞レ如二平氏之惨毒一、亦未レ有下若二快川國師一、坐二火刀堆一、撥二轉法輪一、千餘指佛子俱入二火光三昧一者上、夫業有二現順順後三一、而出必不レ忒哉、平氏僭踰二兩月一、罪二寄洛寺一、爲二家臣行一篡逆、所レ圍而死、雙小臣焚二蕩佛廬一、以伏二其辜一矣、胡居二毎業一之甚速耶、喜公能死千載、平氏遺二惡後代一、雖二夢幻塵世一、業感二其舍一譜、

豐閣の事は姑く論ぜず。これ等を觀て彌々東照君の御續を感仰し奉れり。神武仁文の良將にて坐すかな。

○此頃平戸葉山氏のもとより豐臣公の書とて贈れり。但し傳寫のものなり。見るに公未だ羽柴筑州たりし時の書なり。其文當時を思ふに足れり。聊愚考を附書す。

(イ)去六月廿六日之御狀披見、本望之至候、如二來書一未レ申二通一候之處、遠路示預御懇意之段不レ淺候

(ロ)去年六月二日明智企二謀叛一夜討同前に於二京都一信長御父子召二作御腹一候不慮之次第無二是非一題目候

其剋我等因國へ相働於二備中國一城々責崩并高松と申城取卷候處三方沼を抱り攻に不レ成候筑前守見及

水責に可レ仕と存堤を築其國川之事は不レ申及一備前之国々之川迄切掛城内及二難儀一□□馬二後卷一毛利

小早川吉川五萬計にて罷出六七町に令二對(陣か)改一可二後卷一雖二申定候一不レ能二承引一に付て彌城中令二迷惑一

刻同四日巳之刻於二京都一信長御父子御腹召候由注進候間右之高松六日に責崩城主御事は不レ及レ申速刎レ首候則七日に毛利小早川陣所へ
これ間合離れ去り中間散失せるなり
追懸惣構乗敗則城中之廻拾間拾五間に陣取候事

(ハ)柴田息をつがせ候ては手間も可レ入と存日本之治此節候間兵共を討死させ候ても筑前守不覺有間敷とふつと思切二十四日寅刻に本城へ乗入候て刎首候事

(ニ)城中に石藏を高くつき天守を九重に揚柴田貳百騎許にて取籠候城中せばく候條諸勢入こみ候へば互之友道具にて手負死人依レ有レ之總人數之中にて兵をえり出し天守之内へうち物斗にて切入せ候得ば七度迄切出候といへども依レ不レ叶天守九重目に取登諸卒詞を縣修理が腹之切やう見候て手本にいたすべきよし申付候て東西ひつそとしづまり候へば妻子をさし殺同名之者七八十人其外一類身に不レ替者八十餘人腹を切廿四日に相果候事

(ホ)廿五日加州へ出馬候處諸城雖二相抱候一筑前守太刀風に驚草木迄もなびきしたがふ體に候加州能州越州迄平均に相果候依レ之越州境目有レ之金澤と申城に立レ馬國々置目等申付候內越後長尾人質被レ出筑前守次第と被レ申候條請取令レ赦二免之一候事
赦免より就中の間つゞかず恐くは別事連合か
就レ中信長御時より前に被二仰談一之旨淵底令二存知一候條是以後何にても御用之儀可レ被二仰越一候聊不レ可レ存二如在一候恐惶謹言

七月廿九日　　秀吉

三樂齋御報

【割註】(イ)此書終に七月廿九日とあり、玆に去六月と稱する者は天正十一年の書なり。考各所に述ぶ。

(補)本文は原書影寫なれど、今これを普通文字とせり。

【割註】（ロ）去年六月と云者は天正十年を云ふ。信長譜に云ふ。天正十年六月二日、黎明光秀入洛急襲本能寺、信長放火自燼年四十九、光秀來圍二條、信忠遂自殺年二十八、」秀吉譜云、天正十年三月、秀吉帥師到備中、攻冠城、城陷、又攻河屋城、下之、進攻高松城、城主淸水長左衞門拒之、毛利輝元使難波近松率兵二千來救、秀吉察城形謂、不如水攻、即於城邊三里之間築堤、堤旣成矣、以河水谷水灌沃之、逾日堤水漫々滔々、秀吉構敷砦于堤邊、使兵士守之、日夜之警衞不敢怠、五月小早川吉川率五萬人陣于釋迦峯不動嵩、其後輝元率三萬兵與之同營、城中見之而喜、然堤水浩汗不得相通、秀吉馳翰言于信長曰、高松城之亡滅其在近、然輝元率數萬兵來救、若賜援兵則使圍高松、秀吉擊破輝元之兵則功在漏刻耳、輝元雖欲救高松、而依秀吉之謀策、故不得、既而堤水日滔、水漸及城、於是六月淸水裁書告自殺之事于秀吉、秀吉諾之、餽飲食以舟迎之、淸水出城門乘秀吉之舟、於水上皆死、秀吉取其城使杉原守之、

【割註】（ハ）秀吉譜、天正十一年正月秀吉謂、殘雪未消之間、先擊破瀧川一益則勝家亦失氣矣、乃檄于諸士云云、」四月、秀吉歸長濱、三七信孝變秀吉之約盟、復擧兵應于勝家、秀吉聞之帥師發長濱、到大垣急攻之、

【割註】（ニ）北莊城中、聞權六盛政之被執而愈失勢力、成滂鯉轍鮒之思、勝家聚族從而大宴、指酒盃曰、我爲彼藤吉猿面郞取敗亡、烈怒有餘深怨多々、吾明日欲爲黃泉之客、故今飮酒以終人間之事、既而獻酬交錯事畢、勝家等男女三十餘人皆自盡、城亦燒矣、北國平、

【割註】（ホ）又云、秀吉到加賀尾山、使前田利家守之、以越前加賀二郡授丹羽長秀爲越前守、

【割註】◎原本は手紙の冒頭に考を掲げたれども、今印刷の都合上イロハ字を附してこゝに掲ぐ。

三樂齋何人未詳、藩翰譜細川傳に曰、藤孝は丹後にあり、忠興此時山陽に向はんとて本國にぞ歸りたる、明智は忠興の舅なりければ頓て丹後に使たて、光秀年頃の本意とげて織田殿父子失ひぬ、折ふし攝

津の國闕國に侍れば忠興に參らする所なり、急ぎ馳來て力をあはせ給ふべしと云しかば、忠興父子大きに怒て返答にも及ばず、信長の御爲に髮おしきり二心なき由を心の中に盟ひ、又忠興己れが妻に子供つけて山深き所におし籠め、急ぎ秀吉のもとに使たてゝ、共に心を合せて光秀を誅すべきよし牒状して軍を催すと、此時髮きりたるゆえ若くは三樂齋と云けるか、譜には藤孝は光秀誅せられて都に上り、織田殿父子の御跡を弔ひ是より入道して玄旨と稱し、幽齋とは號しけりと見へ、又忠興は秀吉關白に任ぜられし時、從四位下越中守を兼と見へたれば穴勝剃髮更名とも聞へず、又忠興三齋と稱せしことは、元和五年冬忠興致仕入道し宗立と號し三齋と稱しけると有れば、始は三樂齋後は三齋と稱せしにや、又昔は髮きることは必ず入道せしにも非ざるか、秀吉譜に云、織田信澄光秀之壻也、時在二大坂一、將下上京與二光秀一幷セレ力、信長三男三七信孝丹羽長秀相議攻二大坂一、信澄敗死、秀吉發二姫路一到二尼崎一、斷レ髮遣二使於信孝長秀池田信輝等一曰、吾爲レ討二光秀一既到二於此一、使至、於レ是皆會二尼崎一、信輝落髮號二勝入一而談二軍事一、是等に據れば三樂は忠興とも定め難し。左れども豊公の文意を觀れば忠興に非ざるとも云がたし、尙この頃の時世を委しくせし人に質さんにぞ、後考を待者也。

○林曰、頃者或人吾邦唐土歷代口數の事を問ければ、書て遣したる寫なりとて示されけるまゝ茲に錄す。

口數の事

漢平帝時口五千九百五十九萬四千九百七十八」唐天寶十三年口五千二百八十餘萬」明洪武十四年口五千九百八十七萬有奇」明一統賦口數六千五十四萬五千八百二十四

右三代極盛の口數斯の如し。其餘歷代異同あれども是より多きことなし。唐代宗廣德二年口一千六百九十餘萬なるを最少の極とす。

我が寬政十午年口二千五百四十七萬一千三百十三

右を七年前の子年人別改と突合せて、各國增減差引五十七萬九千五百九十二の增なり。是を以て凡に推

ときは此節は久餘程の増程の増數なるべし、其上に私人別は公家丼に寺社等を省きたる者なり、是等を加るときは三四千萬以上はあるべし。昔寶徳二年より遙に多く又宋眞宗大中祥符七年口三千一百九十七萬有奇と見へたるよりも勝るなる當し。

）年々七月には佃島の邊にて揚火あるに、今年（丙戌）七月の初水野羽州の沙汰ありて、目附より達しあり云。

淺姫君樣御住居近邊町家最寄近之儀に付火之元嚴重に可レ仕旨去る卯年申付置候處此度御懷姙被レ遊來月は御臨月に候得ば別て火之元可ニ入念一候若出火候はゞ早速申付讓め可レ申候火ひろがり候はゞ咎申付にて可レ有レ之候此段最寄町方え急度可レ被ニ申付置一候

七　月

右之通町方え申渡候間右之者に有レ之屋敷々々にても右之趣に相心得候樣寄々可レ被ニ申合一候

淺姫君は公方家第二十の姫君にて、文化十四年福井侯松平越州の嫡子仁之助に御緣組、文政二年靈岸島の邸へ御移りなり。其より仁之助は四位侍從伊豫守に叙任あり、其後越州卒去して豫州世を繼たれど、淺姫君にも豫州にもまだ常盤橋內の上邸にはなほらずして、尙此邸に在り。

かゝることなれば當年の揚火は物音高ければ如何がならんと云者あり、因て御小人目付の許に如何にやと問ふに、

當年の揚火は右の御臨月に就き沖佃島にて揚候こと成らず、場所見立可レ申旨御沙汰あり、未場所相知れずと答書す、

尋で又御小人目付荒川某より云遣すには、

於ニ佃島沖一海上大業可レ有ニ之處淺姫君樣御懷姙に付此度濱海手沖に於て來廿七日西丸御先手中山五郎左衞門組與力淺羽善之助弟子共火術打揚有レ之候積り取極申候

是より予鳥越邸に此度の場處は何れの所なりやときかせければ、鳥越より人を品川に遣し問ひたるに彼の答に、

品川高輪沖元船と云處にて揚る、見物すべき場は高輪丹州屋と云商樓の前最上の所と予思ふ。さらば品川の驛外なる釜屋某の家ぞ望観宜かるべしと、廿七日の早朝に打出て南に向ひ行ほどに、何たることありとも覺へず。芝町の邊を行過て海邊にかゝり高輪のあたり迄行々問ふに、成程かゝる沙汰は聞たるが何れにて揚るやと云もあり。又はかゝることは知らずと云もあり。區々にして且海上を見るに彼の火術の船と覺しきも見へず。又更に筒音も聞へず、輿中不審に思ひつゝ釜屋に到り聞くに、こゝにても沙汰も所も能く辨ぜざる體なり。夫より晝餉し待ゐる程に、佃嶋の方に當りて筒音遙に聞こへ、煙も見へず場所も隔たり、是は横打の筒なればかくも有べしと思ひゐたるに、餘りに時もたちて又空は曇り、小雨降り或は霽などせしかば、然れば見へぬことにや、夫とても揚火は相圖のためなれば見へぬことやあると、欠伸のあまり召連れし者どもと酒肴など取出し獻酬の際、やゝありて筒音聞へたれば瞻望するに、遙天に小煙ぞ見へたる。正しく相圖の火なるべしと携へたりし番付と引合せたるに、成ほど是なるべしとは覺ゆれど黄赤も定かならず、柳が鵄か連龍か一龍かも分たず、日も已に暮て夜陰になりぬれば、又筒音して是よりは火光も晝には優りたれど、是とても品によりて見へ分かぬがちなり。因て其處は如何にと從輩に聞質し其圖を作る。(圖略)

かゝることなれば既に前卷にも云し如く、この火術は全く虚技にして軍用狼煙の類と云のみなり。纔に一里餘にして赤黄辨ぜず龍鵄定めがたし。實に咲ふべし。左れども遠方の行には、靜夜の群譟潮聲を聽き漁火を觀るも亦求めざるの興なり。尋で後日鳥越にて肥州に値ふ、曰。品川の行觀望の樂いかんと咨ふ、不レ然たゞ遠駕の疲をなすのみと云々を語しに、肥州曰ふ。某が左右これを見んことを請者あり、因て馬を借て往かしむ。即乘て品川に到るに土人揚火はこゝに非ず佃邊と云ふ。又馳て鐵炮州に抵るに

例年の場にしてこれを行ふ。因て土人に問へば、今年始は遠處に移せしが又舊場にて爲すべしとて俄に處を易へたりと云しと。是れ何れよりか云し。御姫身の慮は止て還て觀覽の御爲にかく近寄せし者か、かゝる時事を記し置くも顧みれば無用の勞筆なり。

○世に虛技に誇るは歎ずべし。頃予か許に出入する弓匠人に介して曰。今年鎌倉鶴岡（八幡）の神殿に大弓奉納し近日儁て發足す、翼は一矚し給るべしと云。予乃取寄せ視るに成程その大を極めたり。弓長一丈二尺厚四寸、竹幅外三寸六步內八寸八步、重七貫三百目、弦の大廻三寸、矢を具す筥の廻り五寸五步共に縮圖を作る。（圖略但し矢は鏑雁股一手なり）

この弓起りを尋ぬるに未遠からぬ時とかや、弓町の弓匠ども寄合て奉納し其後復この弓匠の輩時々修繕せしが、近年鶴岡災燒して社壇皆焦土となる。因てこの度都下の弓匠箭工五十餘人相謀て再興せしと云ふ。始め弓町より奉納のときは、弓匠の外にも弓術の志ある士は円分にて施財せしが、此度は兩工の中にも業は門徒宗或は法華宗なれば此擧には與し難し抔云て同謀せざる者ありと。如何なる心にや、條理なきことと咲ふに堪たり。又物の大なるを尙むも何の爲や。斯弓も人力を以て射ること能はず又控くことはもとより成らぬ造方にして、聞くも弦も本末の弰よりしかけて弦中把の處にて繼ぎたる者とぞ、【割註】箭羽もさしも巨矢なれば鳥羽にはたゞ鵰の外あるまじければ版に彩色して用ひ、雁股は鍛錬もすべきを是は木を以て作り銀箔を上飾せしとぞ、何か矛盾の次第なり」すれば全く見分を旨として實用ならずかゝる物を奉納すること何の故なるや。斯弓の握の上に四海浪と云ふ銘を大字に金書せしと云へば、成程かゝる節儉の御代には八幡の神慮もだに納受あるべし。喩へ大己貴の神、鎭西御曹司が再生あるとも畫くことは偽はぬ者なり、然るを製造せしこと徒らに巨大を好むゆゑなり。されば富士山を講くにも彼の山よりもたゞに講くべし、彼嶽も尺幅の中に書きて叡覽には賞するに足れり。佛法は知らざれど佛の大像を造るは定めし方便濟度功德もあるべし。武器に於はかゝる射もされぬ者を、かく造りて心足れりと

爲るぞ。淺草寺の歳の市に金羅（男陰の形なる者）として二尺餘りなる者あると同じ、迚も人事に當らざるものを、逞剛き仕合せ善きなと云ひて喜ぶことは商估は然り。士としては虚技に誇ると均し。この弓を視て感賞する者は予は興せざるなり。

○大磯の虎女が事蹟は都下の女兒も知らざるなし。今年大磯の某寺より其木像を奉じ來り、虎が遺物をも齎し來るとて或人予に示す、【割註】本紙摸版なり。諸人に與る故なり、原書は眞蹟ならん。（原本影寫なれど略之）

大日本史云、祐成有レ妾、名虎、大磯倡也、祐成屢造二大磯一、見レ虎而悅レ之、虎亦相愛、諸豪競欲レ通二殷勤一、皆不レ顧焉、曾和田義盛來飲二其家一、召レ虎佐レ酒、不レ出、義盛怒欲レ罪レ之、其母捉促レ之、虎不レ肯曰、曾我寒士也、和田豪貴也、妾豈忍下以二貧富一易中其心上乎、時祐成在二虎許一、義盛請二祐成一與レ虎同出飲、及二酒行一終不二與一義盛一相酬酢、引レ盃屬二祐成一、及二祐成報讎鬪死一、賴朝召レ虎問レ狀、既而免歸哀慕悲泣、登二箱根山一請二僧行實一修二祐成冥福一、作二諷誦文一悼レ之、以二祐成所レ騎馬一爲レ嚫、遂爲レ尼如二信濃善光寺一、時年十九、後歸二大磯一、住二高麗寺一云、虎の書五月十八日とある者は、賴朝富士野に獵り祐父の仇を討は建久四年にして、曾我物語の文に據れば、祐成が虎と別て富士野の場に赴しは五月の頭と見へ、同書に報讎鬪死の時の事を記せし文に、五月廿八日の夜なりければ晴さはくらし降雨は車軸の如くなりと見へたれば、十八日は建久四年の五月にして、前後熟覽すれば虎が心悲むに堪たり。

○予が城邊一里許の所に鐵炮玉石と云を出す。平戶名物集曰。南鐐崎鐵炮玉石其の形無患子程にて大小あり、鐵色にしてよく鐵炮玉に似たり、小石に交りて拾ひ得こと稀なり、予これに由て始て其産することを知れり。因て人を南卜崎に遣て之を索るに三十餘を採歸る。雲根志曰。美濃國加茂郡太田川の濱場より五町許下川岸の大石に孕む者あり。大なるは無患子の如く、小なる者豆粒の如し、色青黑く堅く圓滿なり。里人鐵炮玉石と云、これを紙に包み貯ふに其紙忽腐破る、甚鹽氣あり。又一種常陸國高原の產と

て、補讃れどいよ者を高山福島田より悪敷候、相類相似たり。全く一類なれども是は鹽氣曾てなし。別物なるや否を知らず、石卵孕石などゝ同類にして少し異り。

南上崎に產するは高岸の下海磯にあり。潮盈るときは採り得ず潮去れば沙中の小石間は取る、小石には交らず別に沙中にあり。餘は名物集の如し。南上崎の產は海中に有れど、鹽氣なく紙も腐敗すること無し。然れども月日を歷れば甲折て實露る、色黃白沙土のかたまりにて太田川の產と異なり。

甲子夜話 巻八十八

○この中秋林子予が隱莊を訪ひ賞月の後文通のときに云遣はす、成島東岳の書に昨宵は臥病なりしまゝ三十一首の詠をなすと、廼又予に轉ず。披き見るに東岳は歌仙なる哉、故は其歌を見て知るべし。

八月十五日京極黄門あけばまたの歌を歌毎の冠に置て、【割註】(補)定家卿　あけばまた秋のなかばもすぎぬべしかたぶく月のをしきのみかは」

四阿のま屋のあまりに影添てさやかになりぬ秋のよの月
げにけふは秋の最中と家々に月もてあそぶ糸竹の聲
はしゐして向ふ心も深きよの月に身にしむ袖の秋風
まき向の檜原の嵐音すみて山のは高く月ぞふけゆく
たれ今宵吉野の嶽に假寐してすゝ吹風を月に聞らむ
あしびたくほ影も見えて難波潟浦まの波に月ぞ輝く
きの海や浦の南は山もなし波路くもらずはるゝ月影
のり連て月見にゆけば武藏野の尾花足毛の駒勇む聲
なみならぬみるめを添て竹芝の浦より遠に晴るよの月
かつしかや眞間の繼橋月も猶昔をかけて濟渡るらん
はれ渡る角太河原の月影に向ふ筑波の山もまがはず
もる賤が袖いかならん小田の庵露散床に月も映りて
すみ染のかへる夕の露寒み野寺の門は月になるころ

ぬるゝ共露分いらんはる[illegible]

へだてなき友もとひきて寂さを月に慰む蓬生の宿

しかの鳴く尾上の嵐小夜ふけて月影寒き秋の山窓

雁が音もさやかになりぬ山鳥の尾上の月や澄増ん覧

たび人も哀ときくや澄みまさる月の驛の鈴むしの聲

ふけて猶月も澄ゆく蟲のねに蓬が本の夜寒をぞしる

くづ花も尾花眞荻も咲みちて月に興ある庭の八千種

つかへ來て我も四十の秋ふりぬ哀と思へ山のはの月

君が代はこさ吹く蝦夷が千島迄洩ぬ光の滿るよの月

のちのよも踏は違へじ小倉山代々の光を月に仰ぎて

おこたりの身ぞ歎るゝ徒らに學の窓の月をみつゝも

しき島の道の教も明らけき月にぞ仰ぐ大和ことのは

きゝつたふ唐土人の遊びつる月の都も行てとはまし

遁れ得ぬみにも殊更思ひやる須磨も明石の月の浦波

みにしめて忍ぶも悲したらちねの庭の訓の露の月影

からやまと昔の人の心まで思ひ殘さぬ月のくまなさ

はるかにも行來てらせ我が君の榮えを祈る月讀の神

月下病客　司　直

○普門律師の話に、義經韃靼に往しは實事なるべし。先年蝦夷草紙を見るに、義經以下部將彼地へ押渡りたるに、折ふし彼國も戰爭の時にてあれば、各白衣を着し長白山と云に登り天兵降れりと唱へ、彼國

人の加勢を爲し、軍に打勝遂に彼國人の婿となり、子孫蕃昌せしより國號を淸と稱せり。淸和源氏の裔と云ふより取れりと。然るを今淸國にては天女の孕む所より、其先祖は起ると記せしが、是れはその始を神にする故ならんと。予因て淸の三朝實錄を見るに、太祖諱弩爾哈齊、先世發ニ祥于長白山一、山高二百里、綿亙千里、山之上有レ潭、曰ニ闥門一、周八十里、鴨綠混同愛滹三江出焉、三江多産ニ珠寶一、其山風勁氣寒、毎夏日環レ山之獸、畢棲ニ息其中一、山之東有ニ布庫里山一、山下有レ池、曰ニ布爾里湖一、相傳有ニ天女三一、曰ニ恩古倫一、次正古倫、次佛古倫、浴ニ于池一、浴畢、有ニ神鵲一、銜ニ朱果一置ニ季女衣一、季女愛レ之含ニ口中一、忽已入レ腹、遂有レ身、尋生ニ一男一、生而能言、俄而成長、母詳告レ子以下吞ニ朱果一有レ身之故上、因命レ之曰、天生レ汝以レ定ニ亂國一、汝往治レ之、順レ流而往、即其地也、與ニ小舫一、母遂凌レ空去、子乘レ舫順レ流下、至ニ河步一登レ岸、是時其地有ニ三姓一、爭レ爲ニ雄長一、日構レ兵相仇殺、有下取ニ水河步一者上、見而異レ之、歸語レ衆曰、汝等勿レ爭、吾取ニ水河步一、見ニ一男子一、貌甚異、非ニ常人一也、想天不ニ虛生ニ此人一、衆往觀レ之、因詰レ所ニ由來一、答曰、吾天女佛庫倫所レ生也、姓愛親覺羅氏、名布庫里雍順、天生レ我以定ニ汝等之亂一者、衆驚曰、此天生ニ聖人一也、不レ可レ使ニ之徒行一、遂兩人交レ手、俾レ坐ニ其上一、舁至レ家、三姓者議曰、我等息レ爭、當下推ニ此人一爲中國主上、以ニ百洛格一妻レ之、遂定議、妻以ニ百里一、奉爲ニ貝勒一、其亂乃定、于レ是布庫里雍順、居ニ長白山東俄漠惠之野俄朶里城、國號曰ニ滿洲一、是爲ニ滿洲開基之始一也、

これ云傳る所なるべし鄕の普門の所レ話は世人往々云ふことなり、今實否を究るも益なし然ども琉球國の始祖は舜天と云人にて中山傳信錄中山世系云、舜天、日本人皇後裔大里按司朝公男子也、宋淳熙七年庚子年十五、屢有ニ奇徵一、長爲ニ浦添按司一、人奉ニ其政一、斷獄不レ違、天孫二十五世政衰、逆臣利勇恃レ寵執レ權、鴆ニ其君一而自立、舜天討レ之、利勇死、諸按司推奉即レ位、賞レ功罰レ罪、民安國豐、在位五十一年、壽七十二、嘉熈元年丁酉薨、【割註】（補）嘉熈は宋理宋の時吾四條帝の嘉禎三年」かく人皇後裔とあれば、是も吾が帝王の末なること明なり。又琉球國は鎭西八郞爲朝推渡りて討隨へし

と云は人皆く所レ云なり。傳信錄に大里按司朝公男子と云も、朝公は爲朝にして舜天は其子ならんか。淳熙七年歲十五とあるも、此年は吾が高倉帝の治承四年に當れば、保元を距ること二十五年にして爲朝の子と爲んも由なきに非ず。又滿洲の號を大淸と改めたるは、太宗の天聰十年にして吾が寬永十三年なり。三朝實錄にも何ゆゑ淸と號せしは載せざれども、かゝることなれば今の唐國も球國も皆吾が皇裔にして征夷大將軍と同く淸和源氏歟。

○前の良夜の筵は甲子なればと、林子兼て約して予か茅堂を訪ひ、月下に對坐して晴光を愛せし。次に此會、甲子夜話の肇は甲子の日なればとて屢々甲子に訪問あり。又當年の中秋は幸ひ甲子に値へば必ず訪ふべしと、首夏の頃より約ありしに、其頃に至り予獨言すらく、林子は子の年の生れなり。甲子も奇遇なりと云たれば、姿婢側より世上は甲子の夜を以て大黑天を祭り福を求む。君は甲子にして大學殿を邀て興を添と、口占みければ予拍手して喜び、迺其日の饗膳には世上大黑天を祭る神饌に擬して飲食を設け、實を告けて林子に供せしかば、子も俱に笑味して折髀の興を催しけり。さま〴〵の物語ども有りし中、曰。大城歲首の御門松は葉なき竹を立つ。是は御遠祖三遠に御座ありしとき、城内に常々貯る軍用竹束の竹を、歲首に其まゝ用ひられたるより起りたりとぞ。又御門々の橋側に擬寶珠の有も無きもあり、有は不虞の時も引かぬ橋なり、無は引橋なり。御治世の上にてさへ馬場先御門は橋なく埋門にて、和田倉御門より外櫻田御門へ通る計りなるを、後不便ゆゑに馬場先を開かれ御橋も作られし者なり。御作事方にて造作の心得もあるべきことなるが、今はかゝる分別も知る人少きやうに成れり。是も亦昇平日久きの所レ致にて目出度の一つなるべけれど、有司は其本を辨へ有るやうには有たき者なりと。林叟は典故に貫穿せし男なり。

又同夜叟のもてなしに白拍子させて歡宴を助しが、豫め此叟のために月宮殿と桂と云ふ新曲を作りたるを舞せたれば、叟も時と云て興ありと稱しき。又少女等が舞に就て叟の話には、十六年前對州歸に京師

を過しとき聞し、その頃彼地白人と唱る妓の年少きを人々好みて、十一二歳なる少女流行してこれを愛幸する風なりしとぞ。かゝる好もまた人事の一變なり。又この少女の衽席に接するは、豫め手入れなくば出來まじとて同笑しき。

○林叟曰、仙臺の瑞鳳寺古梁は今の詩僧なり、其賦する所の撰體を觀るに中々人の及ばぬ所あり。往年京兆賜紫の歸路府下にて邂逅せしが、飮酒數石豪宕不羈の才僧なりき。頃者與人その時云る次に聞くは一日古梁詩宴の席にて川柳點の俳句を誦ずる者頻吟せるを、一座頗興じて飄逸の才及がたしと人々云けるに、古梁聞てさらば漢故事にて川柳點を吟ずべしとて衝口に唱出せしには、人々驚歎し、滿座その敏捷に感ぜしとぞ。

　李太白茘支の馬に蹴つまづき
郝隆がへらず口より暑に中り

流水按、唐書楊貴妃傳云、妃嗜二茘支一、必欲レ生二致之一、及置レ騎傳送走二數千里一、味未レ變已至二京師一、○東坡詩集、妃子煙塵動二四溟一、（注）杜牧之過二華清宮一詩、一騎紅塵妃子笑、誰人知是茘支來、○舊唐書文苑傳、李白字太白、少有二逸才一、與二魯中諸生一隱二於徂徠山一、酣歌縱酒、時號二竹溪六逸一、天寶初、日與二飮徒一醉二於酒肆一、玄宗度レ曲、欲レ造二樂府新詞一、亟召レ白、白已臥二於酒肆一矣、召入以レ水灑レ面、即令レ秉レ筆、頃之成二十餘章一、帝頗嘉レ之、嘗沈二醉殿上一、引レ足令下高力士一脱上レ靴、由レ是斥去、乃浪二迹江湖一、終日沈飮、○唐詩訓解注、白嘗侍レ帝、醉使二高力士脱一レ靴、力士素貴、恥レ之、摘二其詩一以激二楊貴妃一、帝欲レ官レ白、妃輒止、白自知レ不レ爲二親近一所上レ容、懇求レ還レ山、帝賜レ金放還、○又云、天寶中、白供二奉翰林一、禁中初重二木芍藥一、植二興慶池東沈香亭一、會二花開一、上乘二照夜車一、太眞妃以二步輦一從、選二梨園中弟子一、得二樂十六色一、李龜年手捧二檀板一、押二衆樂前一、上曰賞二名花一對二妃子一、焉用二舊詞一、命二龜年金花牋一、宣賜、李白立進二清平調三章一、龜年歌レ之、太眞妃持二玻瓈七寶杯一、酌二西京葡萄酒一、笑領二歌意一、上調二玉笛一

以倚二和寧曲一、徧将レ換則遲二其聲一以媚レ之、自レ是顧二李翰林一異二諸學士一、會二高力士終恥下説レ靴上、妃重吟二前調一、力士曰、以二飛燕一指二妃子一、賤甚矣、妃頗然レ之、上嘗三欲レ命二白官一、卒爲二宮中一所レ捍而止、

○蒙求郝隆曬レ書、注、世說、郝隆（字佐治至二征參軍一）七月七日、出二日中一仰臥、人問二其故一、曰、我曬二腹中書一也。

○前載せし良夜の宴のこと謝するとて、林子一篇を贈る。曰、

　柔兆閹茂中秋感齋老侯招讌席上卒賦

幽莊近在二墨河東一、來往田隣臭味同、對レ楊仰觀三五月、停レ杯共笑六十（音謚）翁、（老侯齡已踰二六十一予亦屈指五十九）少時盟社多凋落、今日侯門特藹隆、家伎佐レ歡彈且舞、主人況復製二新腔一、（古轉、此夜皆曲、塡詞曰二月宮一曰二桂花一、並係二近日新製一）眷弟林衡拜稿、【割註】（補）腔字正字通俗謂レ歌、曲調曰レ腔」

予因て玉章七律の惠を謝すなど（九月三日）言酬ければ、その答書に。

恐入存候併白氏文集抔には伎樂常々詩に入り申候本邦には更に無レ之候間加入候至て風流なることに御座候以上

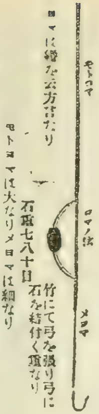
予が多年の念も稍々古にかへるやと喜び思へり。

○或人の語りしは信州のことゝか、穴熊を取るに穴深ければ獲難し。因て穴口に人往て薪を折りて穴に投ず。熊怒てこれを後ろに投ぐ、かくすること屢々なれば穴中薪の爲に埋り、熊ます／＼穴口に近づく。そのとき槍を以て突取るとぞ。

○藩士鮎川某年若きとき、領海生月島と云る沖に釣せしに、旭日の頃その乘舟の向六十間の程に大龜浮み出たり。見る中に沈み又屢々出沒す。其大さ甲の徑り四五疊鋪とも云ふべく、背甲の文鮮明にして畫の如く尾毛ありて赤色なり、日光を受け海水に映じていよ／＼其色美しかりしが、龜首の所は見へ分ざ

りしと人に語れりと。本草啓蒙に云、蠵龜は海中に産する大龜なり。小者は二三尺大者丈餘、甲は水龜と同く六角の文十三あり。是を甲の径り四五帖鋪背文鮮明と云しに符ふ。又尾毛のことは同書綠毛龜の條に、本邦にも三五寸許の大さなるは池澤流水中常龜と倶に群遊す。形は水龜に異ならず、只甲の黄斑ありて三寸許の長さの細綠毛多く生じ、水中を行く時は甲後に靡きて尾の如し。今島臺に飾る多毛の尾ある龜は此狀を像るなり。實に尾に多毛ある龜あるに非ず、海中にも亦綠毛龜ありと見ゆ。然れば前聞は海中の綠毛龜か。但赤毛と云へば綠色に非ず。今畫者の描て彩色を爲すに、龜の尾毛ある者は皆赭毛にして金線を加ふ。さればこの着色も據ることある者か。俗間蓬萊山を龜負ふ所を畫く者皆是なり。唐土の綠毛龜は小き者と見ゆ。前四十二卷に出せる織田雲州の語りて、予目擊せし龜は、甲背皆綠毛ありて餘は唐蒙に云ふ如し。但し赭色金線あることなし。本綱の所載は綠毛龜今惟蘄州以二方物一養蓄者、取二白溪澗一、畜二水缸中一、飼以二魚鰕一、冬則除レ水、久生レ毛、長四五寸、毛中有二金線一、其大如二五銖錢一、他龜久養亦生レ毛、但大而無二金線一、和漢三才圖會、按大抵畫工所レ圖龜、皆有二長毛一、如二綠毛龜一、而本朝希有之者也、蓋久畜生レ毛者非也、尋常水龜、冬藏二泥中一、春出時甲上被二藻苔一、青綠色如レ毛、捕レ之數撫而不レ脫、經レ月則毛落如レ常、然ども予が目擊の者は中々毛脫すべき體ならず。又以上の諸說を參へ考るに海中赤色の亘介無しと云可からず。思ふに畫家に傳る蓬山を負の龜は、蓋し赤毛の海龜に出たるならん。

釣繩の圖



○城の東方四里にして川原邊田浦と云あり。此處の漁夫八月下旬より十月上旬の間エソと云魚を釣る。其處は馬渡島と云ふならび大島と云の前なり。この海深きこと七八十尋、漁夫一手に約絲二筋を用ゆ。この作業の始りは安永の始め淡路の人この所に來り居て教たるとぞ。後やゝ其事に馴れ今は甚利益を得。（餘錄寬政三年）

○孔雀樓筆記に、南宋亡る時、東莞の農民熊飛と云者義兵を起し元兵と數十戰す。忠勇の鋒き剛かりし

かく終に戰死す、事は宋元通鑑綱目續編にも出づ。熊飛の婿翁は儒者にして家財に豊なりしが、田宅と共に塔の軍用の資とし其身は吾國に渡り、平戸に居住し國人に教授す。國人甚敬愛し遂に吾國に病死す。[illegible]を博士へ返葬り、吾國の人數十人送行き彼地にて吾國の葬式を用ひ祭をなす、冠服鼓樂唱曲令に傳て吾國の式を用とあり。右二條は廣東新語に出と見ゆ。

綱目續編云、德祐二年九月元軍分レ道寇レ閩、廣東莞民熊飛、起レ兵會ニ趙溍一、復ニ韶廣州一、冬十月、元呂師夔等將レ兵度ニ梅嶺一遣ニ人于韶州一、熊飛死レ之、

廣東新語云、東莞李竹隱先生、當ニ宋末一使ニ其壻熊飛起レ兵勤王一、而身浮レ海至ニ日本一、以ニ詩書一教授、日本人多被ニ其化一、稱曰ニ夫子一、比レ死以ニ鼓吹一部一送レ喪還レ里、至レ今莞人送レ喪、皆用ニ日本鼓吹一號ニ過洋樂一、樂人皆倭衣以象レ之、

平戸に住せしと云ことは以上の二書見る所なし。我邑專ら明の李氏は云へども未だ此事は聞かず、筆記何に據てこれを記せしや。

○右の七十卷に雄香公の側室松林院夫人髮絲繡像のことを記せしが、其後是と同き髮絲の曼陀羅播州龍門寺に有りと聞たれば、即宗和尚に憑て質したるに龍門寺(住持名孜勤)答書、【割註】(補)龍門寺は盤珪禪師[illegible]の地なり」

靜山樣より御尋之御儀御寄附に相違無ニ御座一候哉に當寺第一之寶物に御座候て隔年に涅槃忌に掛け申候群集仕丘七里四方參詣仕候浪華天王寺の中將姫と同樣像御座候由乍レ併夫よりも微細に鮮など申評判仕候此度御尋に就て記錄吟味仕候處松林院殿榮林壽貞と被レ稱ニ御法號一候御方御手づから髮絲を御繰り總地を御織被レ成候て御繡ひ被レ成候御事に御座候誠に古今珍敷信心之御方に御座候と申傳へにも右樣に御座候て野地にて道俗能く存居申候趣宜敷靜山樣え被ニ仰通一可レ被レ下候其外種々結構之御寄附物御座候

以上鐵牛錄に所載、山州淨住寺の繡幅と云ものと全く同じ。此に由て惟へば夫人の淸閑貞靜自らこの婦功の中に知るべし、雄香公閨門の化は所ㇾ聞尙別に云べし。

○或夜の集宴に所ㇾ聞のものを左に聚寫す（凡七條）

宿かると雪の梢を踏ながら二階をたゝく越の旅人

この歌は狂歌人の宿屋飯盛が口占しといふ。或人曰、竹枝詞の風韻ある者か。

一、昔は專ら車長持と云ふ物ありて途中を輓あるきたる者なり。後停止の令ありて今は無し。

覺

一、車長持向後彌々停止之事

附火事之節地車に諸道具を積のせ巾間敷事

一、火事之節立退候者ぬき身の諸道具爲ㇾ持候儀無用候事

天和三年正月

憲廟の御時至ㇾ今百四十四年（文政九年）

一、寬政三年八月六日に永代の海邊津浪荒せしとき井筒屋成美と云るが句

浮海松を梢にかけて秋悲し

秋盡ぬ魚の餌となるきりぎりす

家に人なく人に家なし秋のこゑ

一、文化十二年御改之寫

江戶武家町總人數幷町數

一町數千六百七十八町幷家持町人家數拾八萬八千軒

一町人五拾三萬二千七百十八人

一出家二萬六千九十人
一山伏三千八拾一人
一新吉原八千四百八拾人
　都て五十七萬四千二百六拾一人
一武家方人數二億三千六百五拾八萬三百九十人
此米百億八萬五千七百三十九石五升五合
俵數二百九十六萬四千三百四十七俵二斗五升五合
代金百十八萬五千七百三十九兩三匁五分
右は江戸中一日之入用高積被二御付一候に付町奉行根岸肥前守於二御役宅一宗門帳改有レ之候書留なり
右之外無宿非人不レ知レ數

一、紀伊殿屋鋪坪數
上屋鋪二萬四千四十八坪、中屋鋪二萬四千八百十七坪、八丁堀八千三百十四坪、內三十九坪御預地、千駄ヶ谷一萬五千六百十七坪、內三千九百坪御代官地、權太原六千三百五十坪、【割註】(補)權太原以上、所レ云の坪數七萬九千云々也、廿一萬と云ること不審なり。今說者の所レ云のまゝを記す」總坪數
廿一萬九千百四十六坪

一、今駒込西敎寺(門徒宗)の住持湖音は博達の人にして予も面染の僧なり。嘗て夢中に記し得たる詩に、
壯年留レ錫住二天臺一、　山水只知離二世埃一、
勝景全レ今多入レ夢、　松間高秀古樓臺、

一、親鸞上人下野國柳島と云へる處に坐はしける時、天人天降りて舞ける歌に

　白鷺（ビャクロ）の池の砌には　一夜の柳枝青し
　般舟（ハンジウ）の磐の南には　佛生國の種生ず
天人の今樣珍らしきこと也。又上人同國室の八島にて詠じ給へる歌
　立昇る煙も雲と成にけり室の八島の五月雨の頃
　右高田正統傳に見ゆと。

○予が豫め設る法號を豐功院靜山流水居士と云。夫れ僧家には上を院號、中を道號、下を法諱と云。この靜山と云は過し文化三年冬十一月十三日退隱のことを、其時の閣老松平豆州に内請しが、【頭註】（細）林評、一篇陳情之文、誠意藹然」四日を經て十八日に肥州と予が名代（秋月山州）とを召て允を蒙れり。かねて志を決したれば其夕に剃髮して名を靜山と更ることを請申せしに、翌十九日允蒙れり。予が退隱此年に思りしに非ず五六年前より思與りたるなれど、臣等の志を異にして家政を謀れる輩の片時に止めしかば忍難くして延せしが、斯年に及で意中慨歎のことありて決然と乞骸せしを、豆州は予が妻の兄なれば素より我が志は知りぬ。林子も通家のことなればとて林子に託して願を留められける。又林子も堅く止めたりしが我は固より思究めたる上とて背んぜざれば林子も爲ん方なしとて不興して歸る。爾後書を林子に贈て、退隱の願も允れなば即官職は脫去るべし、而て壹州の稱あるべからず、假合たる稱を撰み給れと云遣たり。答に靜山の號を撰め越て、君の願はさることなれど運よく遂り給はずば再び仕を爲らるべし。其時は別號とせられ又素願遂げられなば乃致仕後の名とせらるべしと、縷々と書き遣られしを後の形身と思ひつゝ坐右の篋に藏め置きしが、寅災に燒亡しぬ。靜山の稱の由緒はかくの如し。
又流水の稱は生母修禪尼老後は淨門に歸依し給ひて念佛の業止む時なし。或日予に語られしは德本とて尊き行者あり、新堀の西福寺に來て人に十念を授け給ふ。君も結緣の爲め往て授り給へと。予此時はや退隱の後なれば即往んと思しが、如何に致仕の身なればとてもとの位官は終身離るべからず、行者等し

と雖も奚ぞ稠人の中に於て下坐合掌して身を汚んや、【割註】(補)林評頗得ニ體段ニ」しかし西福は檀家のことなればとて、其頃阿部備州閣老なりしかば此事を語りしに、備州答に如何さま無用に爲らるべし。昔より金石交なれば憚りなく申すと聞へしかば、是を尼君に告んと思しが、いや〳〵己が見解を以て母情に戻るべからず。尼君の故舊なる典海師は今三縁の僧正なれば、こゝに諮り十念を受けんと決し、此事と備州の答とを併せて尼君に申伸ければ、尼君殊に歡喜ありて善くぞ志し給ひし、はや〳〵往き給へとあれば、即使して増上寺に申入れ文化十二年五月廿日三縁山の方丈にて、法式をとゝのへ受戒せしなり。其文に曰、淨土布薩頓教一乘戒者、宗門一大事因縁也、(中略)依レ之大唐光明院、日本建暦元年正月廿一日、來ニ太谷禪室ニ授ニ與沙門圓光大師ニ自レ爾以來如レ斯相傳予レ今不レ絶、於ニ南閻浮州大日本國武陽豊島郡江戸三縁山増上寺佛像前ニ令レ傳ニ授弟子靜山流水居士ニ畢、文化十二乙亥年五月、増上寺五十六主傳燈佛子大僧正典海。此證狀を持歸て明日尼君に示ける。此時尼君は病に染て殊に勞り深かりしが、臥床を出て合掌落涙し給ひ予が志を感賞せられき。是や末期の喜にて有けん、其月廿五日安心往生を遂け給ふ。かく生前の悦を見しは予に於ても亦哀の中の喜とは是をぞ謂ふべき、【割註】(補)林評悽惋之極使ニ人酸鼻ニ」流水の稱これに因れり、時に予五十六歳。是より後思ふに我佛越に歸依せずと雖も、遠祖より代々の御志皆三寶信仰の旨あり。且又天祥寺の南道和尚は予が少年の頃より久昌夫人の御側に相馴て今猶伯仲す。法號は斯人に請ふべしと思ひ、前件のことどもを告て是を需ければ南道不德を以て謙退す。予切に久昌夫人以來舊知の故を述ぶ、南道固辭すること能はずして若や豊功と稱せらるべき歟と云、予即法號と定む。因て豊功院靜山流水居士とぞ云なる。又先考の御法號を眞功蓬山と申奉れば旁々喜ばしくぞ覺へし、豊功の字は蓋し周語單襄公の言に取るか、(畜レ義豊レ功謂ニ之仁ニ)孔子の仁者を語て靜と云山と云しに思ひ出てか。予には當らざる美稱と恥べけれど、自然に都學の儒宗、淨門の僧正、禪檀の和尚より授與せしも奇遇なりと云べき。

此等のこと思出るに任せ又更に往事を記すべし。嚮に退隱の願せし前近親の方々にはその可否を問しに、何方も今暫し待つべしとの答なりしが、予が決志を云伸たれば强てとも言はず。其中林氏は兩度迄この莊に來り國家のことまでを論じて止めたるが、予頭を振て肯んぜず。又豆州に問し答には、未だ老年ならず且病に因て止ことを得ず領邑に赴かざるは御法度に背くとも言べからず、かゝる輩も有れば一人のことに非ず、且子息の代りて下國するとも何んぞ公邊の禁に違ふとせん。隱退の所存は止らべしと聞へしが。尚も宿志を陳ければ豆州再び某一人の意に非ず。同列一統の存寄なりとまでありしを、予答ふるには病を以て願ふ者奚ぞ自ら忽愈の理あらん、且御法度の旨に遵ひ閣老の言に從ふ義と謂べきやと云て隨はず。又このとき樂翁老侯は越中守溜詰にて在國せられたれば書を以て問しに、侯も堅く止められしを再び退志を申ければ、其答にかく迄の衷情逆も翻かはあるまじく、此上は老職のことゆゑ豆州の意を以て定むべしと言越れたれば、遖く豆州とも議したりとて前次の旨を答けるに、然らば言ふべき議なし此上は是非もなし自謀に任せられよと有たれば、竟に上請したり。

これに就て獨言すらく、世の退老を願ふ者は前日願書を呈すれば一日を經て允さるゝこと恒なるに、予は仲冬十三日に願請せしを四日を隔てゝ十八日に至り台許を蒙れり。後に朝政に與る人の密語を聞に、この時何か内閣の議ありて日を經しと歟、予が不肖を以て當路の人に愛惜せられし乎、竊に謂ふ、林子再仕の號とせよと云しも豆州老職一統の存寄と云しも後に思ひ合せぬ、【割註】（補）林評讀而至ㇾ此不ㇾ堪二慷慨一　予一己の義を立てゝ國家の永計せざりしは因果の報か、終には河田兩侯林子の誨に違ひたるを悔ることゝは成りぬ。

退隱の即日總髮更名のことを免されし後十七年を經て、（文政五年十月）閣老阿部備州に又頭髮のことを請ふ。嚮のまゝに爲べしとて、霜鬢三分白きも今雪を戴く翁とはなりける。是も由なく請ひたるに非ず[illegible]白日なりしの昔影もな

この如し。されば其の御姿を追慕してかくは顯しなり。尸後の世に殘さんと請文を舉ぐ。

菅沼縫之丞

靜山樣御儀文化三寅年御隱居御願濟之節御惣髮御伺成レ被候處御伺之通相濟申候然處追々御髮薄被レ成候間御剃髮も可レ被レ成之處兼て御頭冷御障被レ成候間其御儀不レ被レ成ニ御座一、以來御髮御結不レ被レ成御惣髮御播下被レ成候儘被レ爲レ在度思召候御樣子も違外見も御座候儀故御內慮御伺被レ成度旨被ニ仰付一候間此段各樣迄申上候以上　十月

答書東　屆等に不レ及候事

又其隱願請せし前、改稱は豫め定め置ぬ。總髮は素より長病にて引籠るたれば月代のび、わざと髮を長するに及はず、隱者服の十德も製し、鞘卷は嘗て水戶源文殿（中納言治保卿）賜れる藤島友重の短刀を用ける。允告を受るには肩衣を着して承り遙拜して謝し奉れる上、即官服を脫去て隱居の衣をぞ着たりける。その時は我も人も流涕する者多かりき。予時年四十七官年は五十、【割註】窃比す宋忠臣文丞相の終るも亦四十七」肥州年十三。

○先年在城の間納戶品物の中に故記あり、題して平戶領名物集と云。又壹岐の冊を添ふ。何者の記を詳にせず、卷尾に享保十七年子三月と書す。頃に至レ今九十有五年所レ採部野見るに足らずと雖も、兩地の產物は居ながら知るべし。予其國を領して寤にせざる所あり。呵々。【割註】地名の如きは他人辨じ難し因て南抹をその側に加へて識とす㋥青抹、排印の都合により今刪る」

平戶領名物集　大島の昔求・鰒、鰹、多久島の鰤、高麗雉、毛色故見事也、鶯は、御先代從レ京取寄被レ爲ニ放置一由、生嘴（イケヅキ）の蕪、芹、甘苔、放駒、昔賴朝卿の代、生嘴といふ名馬は從ニ此所一出たりと云傳、中野橋、河內鰯、紺指白魚、獅子村の紫根、又獅子椿といふは此所より出たり、紅花に白き斑あり、同所館濱島の磯物、根獅子貝、防風、古田楊枝木、中津浦青苔、妻鹿磯の硯石、津吉燧石、浦志自岐の大

蛤、黒島石、小値賀島の蕁菜、海素麪、海栗、鯛、牡丹苔、【割註】此所海草種々有、重而可レ記レ之」同所平島巾海蘿、并海髮、【割註】平島髮は最名物也、大阪の商人久平と呼ぶ、荷印に久字を書たるに依」五島三葉躑躅、針尾駒、早岐白荒生、燒酎、權成寺蓮、同浦白和布、三河內陶器、日宇眞綿、佐世保葛粉、相神浦上米、知見寺の鶉、賤津浦伊勢海老、同浦惠美須島釣針松、白魚川白魚、鮎、阿翁竹野子島小刀砥、(御領分一とす)今福葛苧、蜷石、善福寺、御所柿、宛陵寺熟柿、福島鳥頭、蕨、調川砥、志佐蛤、鯰、世知原大鱶、椎茸、夏肯鳥、吉田柿、煎茶、狸、佐々白魚、鮎、江迎早稲米、白藻、蛾、御厨松浦鰯、細藺疊、田平牛房、煙草、釜田白瓜、鳴川浦鮪、平戸むきう香箸、釣香數、(人奇巧と稱す)眞了小刀、黒久島邊のめはる、赤鼻魚、赤鼻鯛、白濱浦鮑、ひ魚、廣瀨猪貝、南鍊崎鐵砲丸石、【割註】其形むくろじ程、尤大小あり、錆色にして恰如レ丸、小石に交りてひろひ得る事稀也、此品先年戸川杢之助殿爲ニ廻國下使一御下向、平戸止宿之節被ニ聞及一候由御所望有レ之老人申傳ふ」薄香浦白干鰯、此外名物數種可レ有レ之、尋而記レ之者也、

壹岐國名物集　武生水蕎麥、瓜、牛房、御館大栗(朝鮮栗と云)鄉之浦茶切の瀬貝、馬刀貝、本井鯛、鱸、鯱、鱶等、渡良浦大鰯、潮煮鮑、同鄉大小麥、辛子、大小豆、胡麻、沖三島緋百合、甘苔、半城大浦海雲、藻鰻、物部金谷寺の銀杏、柳田鯰、鯨、伏村檜、椎、竹細工、長嶺煙草、本會大根、黒崎夏大根、阿保崎榮螺、立石石路崎葉鹿藻、湯本燒物土、湯浦杉苔、手長島海栗、布氣村藥師堂、兩山笋、本宮觀音寺梨子、鐵崎雁木石、黒瀨猪貝、勝本鼻毛沖の背美鯨、伊勢海老、灘海の烏賊、堂の鮑【割註】八月十四日、聖母宮祭禮の節、代參の衆神酒の肴に出す、其殼を盃にして神酒頂戴、此所の鮑は常に取る事不レ成、靈地故なり」可須村椿川の清水、夏袴島細布、新城餅米、鄉中上米、川魚、蟹、神岳生姜、箱崎谷江川鱸、鰯、雑喉、諸津海鮪、鱓、惠美須浦初鯨、瀨戸浦口玉餘魚、新田頭の車海老、蘆邊白酒、氷魚大石海の砥(三月の朝干取レ之)清石濱の大蛤、牡丹苔、鷄頭苔、鮫苔、八幡浦藻燒の鮑、鰒

牛蒡、屏風岩、番吉蕪、大根、茄子、野菜權穀、條鄉に勝たり、川北正一位兵主の神社の榊、杉、下る青の小脊、鵜賀郡臥牛、阿彌陀寺の大小霧島躑躅、國分當山海の小海蘿、潮吹貝、淺里貝、湯岳の簡編笠、船橋川の鱒、鯉、鮒、深江鼉、安國寺の槇、蘇鐵、芙蓉、紅梅、糸櫻、河内尻の白魚、筒城濱防風蘇枋貝（公家方の歌仙貝の中なり）石田栗、稗、黍、志自岐濱の石花蜷、青砂、印通寺浦秋立の旱鯖、鯽、妻島生海鼠、池田芹、金柑、柚、橙、久年母、蜜柑、志原鍛冶鐵、鋤、斧、山刀、鎌、庖丁、各上作也、初山の波瀬樫現山の樫、椎、椿、榎、柊、其邊の鯵、鯖、蛸、

享保七年壬三月日

〇予妓舞のことに因て歴代所藏江島緣起を借る、第五軸の詞書に建永元年慈悲上人開基と云ことあり、この上人の事を尋るに本朝高僧傳等にも見る所なし、隣地の荻野は古昔を記憶せし者ゆゑ問たるに、古書に所見なき人と答ふ。然れば何人にして何國の生を知らず、されども和漢三才圖會云、下宮本尊辨財天（弘法作）建永元年源實朝建立、慈悲上人開基、諱良眞、又云有ニ碑石一高五尺許、相傳、慈悲上人入ㇾ宋、見ニ慶仁禪師一、傳ニ此碑石一歸朝、と然ればこの上人も入宋せし程の人なれば、圖書に遺跡なきも訝かし。

水府の鎌倉志には下宮は建永元年に慈悲上人、諱良眞の開基にて、本尊辨財天如意輪觀音慈悲上人の像【荊註】此人且上人の像は俗像にて如意を持つ、慶仁禪師の像、實朝の像を安置すとあり。又碑石の條には相傳此碑石は土御門帝の御宇、慈悲上人宋國に至り慶仁禪師に見て此碑石を傳へて歸朝す、篆額は小篆文にて、大日本國江島靈迹建寺之記と三行にありと。三才圖會は此志に由るか、夫と云も本役地の所傳より出るなれば曾て虛誕ならじ。又宋の慶仁禪師と云も佛祖統記等には所見なし。荻野に問ふに、古書に見ざる人と云ふ。されば此等の事却て僞て古賢の名を託せしより書に所見なきは、正しく後世に名の傳はらざる和漢の逸人なるべし。

○御數寄屋坊主は年々御茶御用にて宇治に赴く。今年善佐と云るが歸後予が莊を訪ひ語るは、宇治橋は朽損して掛替へあれば官の御入用なり。その次でに橋姬の祠と通圓の茶店、いつも官より修繕せらるゝ例なり。橋姬は小祠にして易し。然るを宇治住上林久兵衛の分家茶師味卜と云へるが持なれど小身のこと又年時に水害有て宇治橋修造までの間、とかく破壞に及ぶこと多しと。又同邊に惠心院といふ小院あり。古德惠心僧都の舊場と云。此寺年々御祈禱の守札を官に上る、御數寄屋頭の所レ承也。或時御祈禱の旨は何をか爲ると尋たれば宇治の御茶園御收納の全きを禱ると云しと。一話小事なれど珍らしきことと也。

山城志云、宇治橋、宇治郡宇治鄕、跨二宇治川一、長二五十餘丈一、續日本後紀曰、山城國宇治橋、道昭和尙之所二創造一也、日本靈異記云、大化二年當二宇治橋一、延曆十七年五月、遣二彈正弼文室眞人多麻呂一、造二宇治橋一、橋頭有二茶店一、世稱二通圓一」和漢三才圖會云、橋姬社在二宇治川橋本一、祭神未レ詳、俗傳曰、住吉大明神、夜通二于當社一、於レ今不時激浪有レ驚レ耳云、古今集、さむしろに衣かたしきこよひもや我を待らん宇治の橋姬」山城志云、慧心院宇治郡在二常光寺南一、常光寺在二宇治橋東一」三才圖會云、朝日山惠志院（天台）本名龍泉寺、弘法大師摸二唐靑龍寺一創二建當寺一、號二龍泉寺一、眞言靈場也、後古德惠心僧都來住二於此一說法、竟改稱二惠心院一、

追加　都名所圖會云、通圓が茶屋橋の東づめに在り、古より往來の人に茶を立てゝ茶葉を商ふ茶店に通圓の像あり、昔より宇治橋掛替のときは此家も公務の沙汰として造り替あるとなり、同書に橋姬の社は宇治橋の西づめに在り、始めは二社なり一社は洪水のとき漂流す、今礎存せり、古今さむしろの歌の評說を以て祭る神を知るなり。袖中抄に住吉大明神橋姬の神に通ひ詠じ給ふ歌なりとぞ。一條禪閤の御說には離宮の神夜每に通ひ給ふとぞ、曉每におびたゞしく浪のたつ音するとなん。佐保姬龍田姬橋姬これを三姬と云ふ。深き口授あるよし」又曰惠心院は離宮の南に在り、眞言宗にして開基は惠心僧都なり。本

尊大日如來弘法大師の作國史忠義傳、上林政重丹波上林人也、元龜中仕參有二戰功一、同二渡邊守綱一爲二駿府令一、神祖遷二江府一、居二政重宇治樹茶間一、制二知京洛之變一、追レ伐二會津一、屬以二騎十三一、卒什レ之、筑前侯攻二伏見一、知二政事一、【割註】○重カ（補）知政事不審」在二城中一、欲レ出レ之、伏見守元忠曰、子今無二君臣之義一、可レ行、政重慷慨曰、遺レ恩不忠也、逃レ難不義也、與二其不忠不義一、毋寧鬪死、以二其屬一登レ陴、走レ敵死、子政信爲二宇治代官一、

○一日鼓打の古き番附を携來て予に示す。古き原本を摸寫せし者と覺へて誤謬半に過ぐ、迺既に第三卷に載せし者なり。然れども又異同あれば其全文を再擧ぐ。但し誤寫と覺しきは各これを標書せり。

於二禁中一關白秀吉公御能、【割註】○シテを書せず脱せる也」

太閤樣　芭蕉　ワキ　如犬（○如犬前卷に作二如丈一下同）　大　大藏道知　小　安藝宰相　笛　安仲

皇帝　ワキ　甲田帶刀（○甲田前卷作二中田一）　大　大藏平三　太　津田右兵衛

貴妃　岐阜中納言（○松浦伊は伊勢守か、始稱二安大夫一、和泉大隅守、予が祖先に非ず）

惡鬼　松浦伊　小　幸五郎次郎　笛　竹友

羽柴筑前守殿（○筑前守は肥前守の誤前卷に見ゆ、宮田木家弟）　源氏供養　ワキ　如犬　大　岡田新八　笛　竹友

奈良禰祇二人（○奈良禰宜前卷作レ笛非也、）　小　江戸中納言

岐阜中納言殿 千寿　重衡　中納言殿小性

ワキ　春藤六右衛門

大　樋口甚六　　笛　竹友

小　彌石與次郎 〇彌恐伊與ノ誤、不レ誤

江戸大納言殿 野々宮

ワキ　港野彈正 〇彈正は前巻少弼長政と書す

大　富田修理大夫　　笛　竹友

大　同信濃守

ツレ　今春宗巴

織田常眞公 山姥

ワキ　矢田半右衛門

大　岡田新八　　太　小崎彦次郎

小　幸五郎次郎　　笛　竹友

太閤様 三輪

ワキ　下村宗巴 〇今春下村名同じ疑くは誤あらん

大　樋口石見　　太　細川玄旨

小　觀世又次郎　　笛　八幡助左衛門

二日目

式三番

翁　暮松新九郎 〇暮疑は葛の誤

千歳　長谷川右兵衛

三番　長命彌右衛門

大　大藏平三　觀世又次郎

小　幸五郎次郎　　笛　助左衛門

彌石與次兵衛〇彌石注于前ニ

ツレ今春　太閤樣　老松　ワキ　甲田帶刀
寅菊次右衛門
岩本雅樂

比丘貞

太閤樣　定家　ワキ　春藤六右衛門
寅菊次右衛門
岩本雅樂

會津侍從〇鵜羽疑くは鵜飼の誤（補）不レ誤　鵜羽　ワキ　下村宗巴
奈良の禰祇

耳ひき

大　大藏平三　太　津田右衛門
小　五郎次郎　笛　助左衛門
民部卿法印
彌右衛門
龜藏

大　樋口石見　笛　安仲
小　大藏道知

大　石井彌市　太　淺野七二郎
小　幸五郎次郎　笛　本春小四郎

太閤樣
羽柴筑前守〇筑前は肥前の誤、前に辨ず
家康〇諱祖御諱前後江戸中納言家康公と書す中恐くは大の誤

丹後侍從殿　遊行柳　ワキ　長井兵部　[illegible]　大　七大夫　小　觀世又次郎　太　細川玄旨　笛　一噌

鞍馬參　彌九郎　長命甚六

太閤樣　帝釋　樋口石見　大會　ワキ　下村宗巴　大　大藏平三　小　觀世又次郎　太　津田右衛門　笛　助左衛門

備前宰相殿　楊貴妃　ワキ　春藤　大　大藏平三　小　大藏道知　笛　安[illegible]

東岸居士　ワキ　甲田帶刀　大　樋口長六　小　彌石與次郎　笛　助左衛門

三日目

式三番

翁　今春
千歳　長命彌右衛門
三番　木下與右衛門

大　樋口石見守
小　觀世又六郎　幸五郎次郎　彌石與次兵衛
笛　助左衛門

太閤　吳服　ツレ　今春

ワキ　春藤六右衛門
寅菊次右衛門
岩本雅樂
藤　馬
奈良之二人

大　樋口石見守
小　觀世又次郎
太　津田右兵衛
笛　助左衛門

御年貢

大藏彌右衛門
甚六

太閤　田村

ワキ　甲田帶刀
寅菊次右衛門
岩本雅樂

大　大藏平三
小　幸五郎次郎
笛　一噌

祐せん　民部卿法印　新庄駿河守

太閤様 松風　ツレ 今春　ワキ 如犬
大 樋口石見守　小 大藏道意　笛 安仲

羽柴筑前守 江口　ツレ 羽柴小性　ワキ けや次兵衛　藤馬彦一郎
大 三倉三郎四郎　小 大藏道意　笛 安仲

家康 雲林院　ワキ 長井右近
大 高安與右衛門　小 觀世又次郎　太 淺野左京大夫　笛 春日市右衛門

太閤様 杜若　ワキ 下村宗巴
大 樋口石見守　小 大藏道意　太 津田右兵衛　笛 安仲

ツレ　羽柴筑前守殿小性二人
　　　今春宗波
　　　長井右近

常眞公　紅葉狩　ワキ　春藤
　　　　　　　　太刀持　岩本
　　　　　　　　奈良禰祇四人
大　樋口石見　　太　小崎彦次郎
小　大藏道意　　笛　安仲

ツレ　中納言小性
岐阜中納言殿　通小町　ワキ　淺野彈正殿
大　鈴北傳右衛門
小　幸五郎次郎　　笛　淺野長次郎

太閤樣　金札　ワキ　春藤六右衛門
　　　　　　　　　　岩本雅樂
　　　　　　　　　　藤馬
大　大藏平三　　太　津田右兵衛
小　幸五郎次郎　　笛　八幡助左衛門

此記豐臣太閤を始め諸氏を崇んで樣と稱し、殿と書す。獨り神祖は御諱を書して尊稱を加へず、不審なり。此番付を書し者の何か所レ思ありてのこと歟。當時も豐臣氏の黨にては兎角疎外にし奉る風習おのづから顯るゝにや。

甲子夜話卷八十九

○第一卷新太郎少將と偽りて正雪の徒多く挑灯を造りたることを記せし條に丸橋久彌と記し、第十二卷この奸黨久彌を捕しは吉原町の事にして、正しく見番勘四郎が申傳と記したるが、夫は俳言にて實事は異なり、名の久彌も誤傳にてやはり世上に云ふ忠彌なりし。右は近頃故ありて町奉行の書留を見たるに左の文を錄せり、【割註】されば吉原町の云傳へは忠彌にはあらで、其頃の黨類の中別人なるを忠彌名高きまゝに是と云混ぜしか。」

(石谷將監殿御代)慶安四年卯七月廿四日夜

一丸橋忠彌　御褒美(銀八枚と刀一)　(此方同心)疋地六左衛門
　　　　　　　　(同六枚と脇差一)　(同)　堀江喜左衛門

右は御茶の水の上御中間町に罷在候牢人徒黨一卷のもの弓打藤四郎案内にて兩方より同心廿四人前後二手に分れ參り先手にて召捕則此方於二御番所一御寄合其上久世大和守殿牧野佐渡守殿御用座にて一二のもの被二召出一御前にて御褒美銀被レ下其上將監殿より一の手え時服貳つ二の手え時服壹つ被レ下レ之候

先手　檢使　辻　小兵衛
　　　　　　原　兵左衛門
　　　　　　神谷　令大夫
　　　　　　羽田　長右衛門
後詰　檢使　名前帳面に記無レ之

一河原十郎兵衛　御褒美(銀八枚)　一(此方同心)　吉野六大夫
　　　　　　　　　　(同六枚)　二(備前守殿同心)高田安大夫

（此方同心）　成瀬彌五左衛門
（銀八枚）
御褒美　（備前守殿同心）矢野彌次兵衛
（同六枚）
（十郎兵衛組）
一同苗勘右衛門

右は丸橋忠彌徒黨一卷のもの忠彌召捕候夜に御鹽硝藏にて召捕申候付御褒美銀被ﾚ下共上將監殿より此方同心に時服被ﾚ下候

檢使　增田四郎兵衛
原　半左衛門
藤本權左衛門
岡部長左衛門

遺老口語と云に、このことを載せたる中に、扨又丸橋方へ其夜石谷將監殿向はれたる、大切の囚人なりければ組下の者共の中へ打交りてぞ急がれける。密に相借屋の者を語らひ忍び／＼四方を堅め、火事と云事を相圖に踏込べきよし云ひ合せ、將監殿は草鞋をはき鉢卷を堅くしめて、忠彌が左隣の家にぞ控へられける。時分こそよしと相借を騷動させ、火事よ水よとのゝしり騷がせければ、忠彌が寢耳に入て女房を起し、ひとへ帶をしめ刀を取合さず走り出けるぞ、忠彌が運の極なる。次に臥たる八藏も急ぎ驚き連て飛び起き、戸をさらりと明るやいなや一番手馬込彌左衛門忠彌にむづと組む忠彌はつと思ひながら丸橋に手向ふ、きやつはけなげ者かなと彌左衛門をかひつかみ二三間投出し取て返すを、二番手三番手落合／＼終に繩目のはぢにぞ及びける。哀れ忠彌程の者やみ／＼と生捕られぬる天命の程こそ鏡なれ。此等も書き綴たる者なるが、何か據る所ありしと見ゆ。いかさま時態はかく有たるなるべし。されど捕手一番手の名氏は前記と異なり、いかゞ又物語の後段、駿府の安部川にて黨類獄門の中に、佐原十郎兵衛あり。前記の河原十郎兵衛と同人か御鹽硝藏にて召捕とあれば、是も野心のときの計慮の中にやと思はる。

○又同所留の控の中に近き寛政十年午八月の事とぞ左の事あり。

（尾張殿御代官所水野權平支配所尾張國愛智郡米□村百姓）

（喜右衛門娘その事）　久　七　郎　（午廿七歳）

右そのと申女當午四月上旬頃より陰門頻に痛み日増に腫れ出て膏藥抔ひそかに買用候得共利めなく彌々痛強く成候處女の事故隱置然處五月上旬頃に至て陰囊陰莖共出來五音共に男ごゑに相成兩親え髮を切出し男に成候間元服可レ致旨申聞候得共致ニ亂心一候抔と申醫師など呼寄候得ども誠に女子の體少も無レ之變生男子に相違無レ之御代官え訴役人見屆相濟早々市谷御館え水野權平より注進申上候

魏襄王三年、有ニ女子一、自レ首化爲ニ丈夫一、與レ妻生レ子、」晉惠帝元康中、有ニ女子一、名周世寧、年八歲漸化爲レ男、至ニ十七八一而氣性成、女體化而不レ盡、男體成而不レ徹、畜レ妻而無レ子、（和漢三才圖會所載）五雜俎云、晉惠帝時、京洛有レ人、兼ニ男女體一、亦能兩用ニ人道一者、今人謂ニ之半男女一也、又有ニ一種石女一、一云ニ實女一、無ニ女體一而亦無ニ男體一、近聞、毘陵一搢紳夫人、從レ子至レ午則男、從レ未至レ亥則女、其夫亦爲置ニ妾媵數輩一侍レ之、有レ伎親承ニ枕席一、出以語レ人云、與ニ男子一殊無レ異、但陽道少弱耳、

○近藤重藏號ニ正齋一、始め與力の子にて白山に義學を興し善行を以て世に聞へき。寛政の盛時勘定局に入り屢遠役を勤む、予嘗て當職の際、松平信州市橋總州福山侯林子等と風月に相會せし筵にも、文雅を以て下風に陪せし者にして、著述は有用の書も多かり。然るに何の年か復び蝦夷地の役に赴し歸後、予その宅を訪しに見違しばかりに人品下りしゆゑ、其事を密に林子に通ぜしことも有りぬ。是より予も自から久く音問疎かりしが、やがて書物奉行となり局中編撰の書あり、舊交の故とて予にも之を贈り今に藏せり。自レ是又大阪の職に遷されて往きたりしが、何か正しからぬ行ありて御咎をうけ江府に還る。是も程ありて御免蒙り郊外に宅を構へ住めりと聞く。然るに此處に高陵を築き新富士と稱し、【割註】これは此邊の寺院に高所ありて形の富士に似たるゆゑ、人々富士と呼ぶ、因て新富士と稱せしか」山頂に正

齋白日昇天之所と云ふ碑を立て、又山に窟を穿ち己が甲冑の像を置たるなど傳聞せしが、其地の農夫素より姦黠の者なりしを、正齋これと謀りて此事をなし、後は正齋と隙を生じ竟に正齋が子某の爲に妻子と共に刄殺に遭へり。正齋もこれに坐して揚屋に入り御吟味あると聞及しが、世人より種々の風說を聽て彼が成行は己の心より爲しなれば、兎角せん讀書人と聞えしものゝ、かゝる事あるは道を害することよと憂思ゐたるに、或日某氏に邂逅し如何かと問へば、世に傳ふる如き飛脚を害し金を奪しなど云類は全の虛說、又罪狀を白せざれば數端の拷問を經て、石川五右衛門この方のことなり抔云も誕妄、斯人の罪斬罪を免れまじなど云も、皆附會にて其實は彼の農に怒ることありしを、子某が此末は正齋子を下すべしと見て、父を罪に陷し入れじとて己れ引受け刄殺せしなりとぞ。是より吟味のとき其子明かに白狀せば宜きに同意に答へしの條、正齋も知りたる事なるを、これも明白せず、子某所レ云の如しと云たる故、申口慥ならずとて詰に遣りとぞ。以上のこと記するも無益ことなれど、一旦友交せし者の罪世上に相違の聞へあれば、如何にも不便の至と思へば兹に所思を著はせり。好而知二其惡一、惡而知二其善一と云ふも是ならん。子貢が君子惡レ居二下流一、天下之惡皆歸レ焉、と云しも正齋の謂なるべし。その後父子裁許の文を見て爰に附す。

申渡之覺　　　　近　藤　富　藏

其方儀武州三田村父重藏抱屋敷地續に住居候百姓半之助と地境之儀に付先達て重藏より吟味相願候處半之助心得違之趣相詫候に付願下致し其砌より境え竹矢來を補理候處其後も同人儀毎度境え出及二惡口一村役人よりも異見爲二差加一候得共不レ二相用一、剩狼藉にも可レ及取沙汰有レ之重藏引移候上にては何樣之儀可レ仕二出一も難レ計心痛之餘り彌及二不法一候はゞ可二討捨一抔重藏え噺し候處成丈堪忍致し苦難捨置二不法に及び候はゞ搦捕可レ申萬一手に餘り討捨候時宜に及び候はゞ悴共意恨を含可レ申間三人共討果候方に可レ有レ之由申聞候に付何れ和熟之取計可レ致と存じ以來不法之儀無レ之樣證文差出候はゞ竹矢來可レ爲二取拂一旨半

之助次男忠兵衛え書面差遣再應申談候得共承知不致當五月十八日忠兵衛儀矢來取拂度段申聞候に付迚も和熟は致間敷矢來爲ニ取拂一候上手詰之談可レ及と存勝手次第可レ致旨及ニ挨拶一追々取崩懸候に付半之助父子三人呼寄只今證文差出候樣申聞候處矢來不レ殘取崩候上ならでは難ニ差出一旨申候間是迄之不法猶我意之申條難ニ捨置一旨乍レ申拔打に半之助え切付直に林太郎え切懸忠兵衛逃出候に付家來高井庄五郎に爲ニ討留一林太郎を追駈候途中闇夜誰共難ニ見極一文藏藤助え爲ニ手負一半之助宅え踏込林太郎夫婦幷半之助妻をも切殺候上重藏えは半之助親子屋鋪深く亂入狼藉惡口致棒を以て手向ひ候に付無ニ餘儀一右始末に及び候段取繕申聞候由縱令父之爲を存候共如何樣にも取計方可レ有レ之處事を設け罪なき女子共まで多人數令ニ殺害一候段殘忍之所行其上見分之節有合之棒を死骸脇え差置半之助持參候趣家來に爲ニ申立一候段彼是取拵候仕形御旗本之悴に有レ之間敷不屆之至に候依レ之遠島被ニ仰付一者也

申渡之覺　　近藤重藏

共方儀武州三田村抱屋敷地續に住居候百姓半之助と地境之儀に付先達て吟味相願候半之助心得違之趣相詫候に付願下渡し其砌より境え竹矢來を補理候處其後も同人儀毎度境え出惡口剩狼藉にも可レ及取沙汰有レ之其方引移候上にては何樣之儀可ニ仕出一も難レ計と悴富藏心痛之餘り彌不法に及び候はゞ可ニ討捨一抔申聞候付成丈堪忍致し苦難ニ捨置一不法に及び候はゞ搦捕可レ申萬一手に餘り討捨候時宜に及候はゞ悴共意恨を含可レ申間三人共討果候方に可レ有レ之旨申聞候故富藏儀心得違手向も不レ致半之助親子を始罪もなき女子共迄令ニ殺害一其方えは竹矢來等取崩亂入狼藉手向致し候に付右及ニ始末一候段取繕相違之儀申聞候を不都合之次第全申僞候儀と乍レ存悴之儀無事に相濟み候樣致度存其儘相違之屆差出候段、後闇き致し方不屆之至に候依レ之分部左京亮え御預被ニ仰付一者也

分部左京亮家頼より十月七日付達之文

御老中樣方御連名之封御奉書を以て近藤重藏儀不埓之儀有レ之候に付御預被レ成候旨被ニ仰渡一候依レ之即

夕御評定所え御家來之者被ニ差出一無レ滯御居屋敷え御引取被レ成候

○寛政七年の事なりし。予在勤して江都にありしとき、攝州より多田院の僧出府して源氏の號に堂宇修繕の募緣をなす。その時彼寺の什寶目錄とて持出たり。近頃舊物の中より覩出しぬれば茲に擧ぐ。

神寶目錄　多田權現御神影寫　滿仲公御指旗　同住吉明神より感得御矢　同御守御劍　同御印　同御自筆住吉明神御託宣記　同御誓文御記文（濟[illegible]親王御筆）東山院宣命并贈位記（正一位并權現號之宣命）佛舍利（廢帝天皇御持念其後滿仲公御相傳）貞明親王御指旗（清和天皇第一之皇子陽成天皇是也）貞純親王御指旗　源賴光公御指旗　同御所持鬼切丸太刀　同御守本尊文殊菩薩（天竺佛）　目明阿彌陀如來　佛牙御舍利御寄附綸旨　幸壽丸繪讚（書後奈良帝御眞筆）將軍義尚公御自筆五十首和歌　太刀神馬奉納狀　多田院證文十二卷（伏見院宣旨、後土御門院宣命位記、源義家公御下知狀、尊氏公寺領御教書、將軍家代々寺領御教書、將軍家寺領補判、祈禱御教書、鳴動御教書、將軍家代々御遺骨送狀、義政公御判、殺生禁斷定、中興開山忍性狀）同證文十一卷（下知狀二卷、色々證文二卷、本寺領證文二卷、殺生禁斷定、鳴動祈禱狀、中島善源寺知行狀、修理造營狀、寄進狀）

已上　　　攝州多田院

右の中後人の僞託せしと覺しきも有るが、されど古軍器古文書の如きは流石相傳の者なること知るべし。偶に出まく欲すれど、今由なければ姑く來者を俟つ。

攝津志云、多田院河邊郡多田院村、源滿仲廟、廟前有ニ正堂、中堂、本地堂、護摩堂一、廟後靠ニ鷹尾山一、門對ニ多田川一、南臨ニ與野村落一、路斜又一佳境、是レ愜ニ閑情一、寺藏ニ長治二年二月國宣、文明四年八月贈從二位宣命并位記、建武以降奕代將家喜捨文、細川勝元高國願文、赤松佐々木書簡等一、大日本史云、源滿仲、鎭守府將軍經基長子也、延喜十二年生ニ於攝津多田館一、仕ニ村上冷泉圓融三朝一、爲レ人有ニ勇略一、後就ニ惠心院僧都源信一受戒、剃髮更ニ名滿慶一、號ニ多田新發意一、天祿元年創ニ多田院一、長德三年卒、年八十六、文明四年勅

敍ニ從二位一、（後土御門の御宇、足利義尙の初年）初滿仲以爲、護衞之職非レ有ニ利劍一不レ足ニ以示ニ威、數鳩ニ冶工一多作ニ刀劍一、皆不レ如レ意、筑前有ニ良工一、滿仲召レ之使レ作、亦無ニ如レ意者一、工憂レ之祈レ神七日、精鍊六十餘日、乃得ニ二刀一、滿仲大悅、試斬ニ死囚一、其餘勢一截ニ其鬚一、一斷ニ其膝一、名曰ニ鬚切膝丸一、源氏世傳寶レ之、天祿元年より至レ今八百五十七年、（文政九年）右國史の所レ言、滿仲卿二劍の事は劍卷を所レ引なり。因て劍卷を閱するに甲刀鬚切は長子賴光朝臣に傳て名を鬼丸と更め、是より六條判官爲義に傳はり獅子の子と稱し又友切と呼ぶ。義朝これを得て不吉なりとして名を鬚切に復す。夫より賴朝の持しを流人の時尾張熱田に納め、平家追討に至て再取て舊に復す。乙刀膝丸は賴光のとき蜘切と更め、爲義のとき吼丸と稱せしを、是より熊野へ傳はり又義經得て薄綠と改む。後義經鎌倉を去て歸京のとき箱根に納めしを、曾我祐成これを獲て父讎を打て討死し、遂に賴朝に歸す。如レ此なれば今多田院の什物なる鬼丸太刀は賴朝卿後の寄進か。又今最上の家に、【割註】今最上圖書助義便五千石本所石原に邸す」鬼切丸の太刀とて相傳し、年々二月初卯の日、八幡祭禮のとき、併祭て人多く崇詣せり。然れば多田院に傳る者と鬼切は兩刀とす、不審なり。されども最上氏は淸和源氏義家朝臣より出たりと。藩翰譜にも見へたれば、若くは相傳する所か。深く考へざれば證するに由なし。

和漢三才圖會云、滿仲剃髮居ニ攝州多田院一、【割註】多田庄今有ニ七十二村一內六箇村屬ニ多田院一」長德三年卒、遺言曰、以ニ全身一可レ葬ニ於當院一、永奉レ守ニ護皇基一、且宜レ擁ニ護武門一也、于レ今如將レ有ニ異事一、則廟鳴動不レ可レ疑、

右神寶目錄の所レ載は鬼切丸とあり。劍卷の所レ言は鬼丸とす。されば鬼切鬼丸と云は二刀にして別稱なるか、太平記（十七）被レ立ニ儲君一の條に、義貞日吉の社に祈誓して、當家累代の重寶に鬼切と云太刀を社壇にぞ被レ籠けると見へ。同書（二十）義貞藤嶋にて戰死の條に、尾張守二振の太刀をば取寄て見給に金銀を延て作りたるに、一振には銀を以て鬼切と云字を沈めたり。一振には金を以て鬼丸と云字を

入らる。是は共に源氏重代の重寶にて義貞の方に傳りたりと聞ゆればとあれば、彌々鬼切鬼丸は二劍なり。又同書（三十）の末直冬上洛の條に、この鬼切鬼丸の事を云て、この鬼丸は北條時政の太刀にて時政のとき鬼を斬たりしより起り。平氏代々傳て高時入道の死後義貞に傳ると見ゆ。されば鬼丸は源平兩名の太刀二つ有ん也。又同條に鬼切の太刀のことを擧て賴光朝臣の事を述ぶ、然れば鬼切は劍卷に謂ふ鬼丸なり。是等に據れば義貞が帶刀の一つ最上に傳へたる者乎、されば多田院なるは源家累代のの鬼丸ならん。讀者の日暇を竢たん者歟。

最上氏の居城は予が隱莊の近所にして、且家臣に彼臣の所縁の者あれば、【割註】高橋重之丞、留守居を勤む此人祖先を高橋遠江守と稱して最上氏以前より身の時三萬餘石を領せし人の末とぞ彼家の舊臣なり」是にかの家の鬼切丸相傳の故を問はせしに曰ふ。某も委くは辨じかねたれば、歸て能く問質し申べしとて、他日來りて曰には、記錄も有しが以前家亂のとき半は失し、又火災に遭て燒亡せし抔今は據るべき無し。因て密に主君に問ば此太刀相傳の由上聽ありて、享保中德廟上覽し給ひ、子孫大切に所持すべしとの御有しとなり、今に至て、旅途は箱に納め駕前に從ふ。但し刀箱の前に鬼切丸太刀と書せし牌を立て標とす。然るを今は代劍を制して此の如くし、眞劍は領邑の八幡社に納め寶重とすと。又主の曰、この太刀古物にして神靈あるやいつの世備たるか知らざるに今に至て一點の鏽なし。人以て名刀とす。されども銘もあり、國綱の字顯見す、刀長さ二尺四五寸もあるべく、刄は直理にて蕨の形圖の如しと。



予見聞れ聞かざる所なり。又この國綱の事蹟を按るに、古刀大全粟田口の系に載す。國綱は國家の子稱二藤六一左近將監、隱岐國番鍛冶、長寛元年生建長七年死九十三歲と、長寛元年は保元平治に後るゝこと八年にして國綱この年生れたり。又滿仲の卒は長德三年にして長寛に生たつこと一百六十七年、然ればこの鬼切丸の太刀は滿仲の造りし二刀の鬼丸には非る

こと斷然として知るべし。又太平記に所レ云の時政靈感の太刀の鬼丸は同記の文に、北條時政天下を執て四海を鎭めし後と見ゆれば建仁の頃とすべし。(賴朝正治二年薨建仁二年賴家關) 又同書に、この冶工の名をば奥州宮城郡の府に三の眞國と云鍛冶、三年精進潔齋してきたうたる劍なりと見ゆ。然れば作者は殊なれど最上氏の藏は正しく國綱とぞ銘せり。

又記の前文に、高經朝敵の大將新田左中將義貞を討て、源平累代の重寶鬼丸鬼切と云二振の太刀を取給ひたりしをとあれば、鬼切と云しは平家の太刀、鬼丸ぞ源氏の累代なると見つべし。義貞が日吉に納めしも鬼切とぞ見ゆれば、鬼丸よりも卑められしにぞ。

又姑く時政この劍を鍛せしを建仁元年として國綱の時代を考るに、是年國綱三十九歲實に壯强の良工、精靈を造出すべき秋なり。されば最上氏の名劍は北條より相傳へし平家の鬼切に決すべきに似たり。又源氏重代鬼丸の太刀は劍卷に自から餘劍を斬たることを載て、夫ゆゑ名を友切と改め後又舊名に復せしこと見へ。又最上氏の鬼切も以前彼家にて虫干の時出置たるに、夜中に自ら拔て他劍と打合しが、他劍は疵つきたるに鬼丸は故の如くにて有しと彼家に云ふなれ。然れば源平兩氏の傳寳倶に靈劍の用は古今一なりと覺ゆ。

又古刀大全云。國綱相州に下る山内作四十二歲、時藤六左近入道と云西明寺殿鬼丸作人と、國綱四十二の年は元久元年とす。時政專レ權の時也、【割註】(補)大全又云國綱粟田口後鎌倉に下る一若くは此年に鬼切を鍛せしか、又西明寺殿の鬼丸と云しは不審也。國綱死せるは西明寺殿の時にして以前鬼丸の作人と云けるを誤傳せし者か、此頃は西明寺(時賴)執政の時なり〇三才圖會多田廟鳴動のことを記す、何に據て所レ云か、然ども神寳日錄諸文十二卷の中に鳴動御教書あり、又十一卷の中鳴動祈禱状あり。左ればば此事古に有たるなり。日本史を閲するに大織冠墓鳴將軍塚鳴動屢々見へて多田墓鳴所レ載なし。攝津志祥異の條に、長錄三年多田廟震動と記す。亦何に由てこれを引く乎。

○第一卷に大盜濱島庄兵衞（日本左衞門）の京町奉行所へ自訴せしことを記せり。然るに頃ろ異說を聞く曰。

日本左衞門其頃嚴く御尋有けるとき、或夕暮に町奉行所へ自ら名乘り出たり。その時に奉行某かく言へとて申出されしは、今日は既に御役所ひきたり。明日出づべしとなり。日本左衞門承りて其夜は還り、明日違へず奉行所へ出て自ら囚に就たりしとぞ。

其後故ありて町奉行所の書留を見たるが、正しく實記なり。曰、

德山五兵衞掛

無宿十右衞門事異名日本左衞門

濱島庄兵衞（廿九歲）

延享四卯正月廿八日入

堀田相模守殿御差圖

右之者儀身持不埒に付親之勘當を請無宿に成所々徘徊致し大勢申合美濃尾張遠江其外六七ケ國押込强盜金銀押取候段白狀候處重々不屆至極に付町中引廻之於二牢屋敷一刎首於二遠州見付宿一獄門

延享四卯年三月十一日

右人相書を以御尋有レ之候處此度京都町奉行永井丹波守方ゑ名乘出候に付召捕則永井丹波守三井下總守方より江戶町奉行能勢肥後守方ゑ引渡に成

是に據れば、享保の御世より延享の御代に及びしことなりし。是ぞ實錄なり。

○世俗に傳ふ白井權八とて美少年の手利者あり。人を害し且濃紫と云遊女眷戀の狀、又權八刑せられし後その妓貞節のこと都下普く識らざるなし。所謂豐後謠の謠辭に妄作せしより起れり。亦町奉行記錄の文を視て始て其實を知る、又世の妄說流布せしをも觀つべし。

延寶七未年十一月三日　白井權八

此もの儀武州大宮原におゐて小刀賣を切殺金銀奪取其上追ニ剝之ニ本人幷宿次之證文たばかり取剩手鎖を外し缺落致候段重々不屆至極に付於ニ品川ニ磔申ニ付之ニ

寶延七年は嚴廟の御世にて、今に逮て百四十八年。(文政丙戌)

○予淺草の邸に往く途次に花鳥屋と云店あり。看板を掛け四足雞を圖す。予思ふ錢を募る爲に作る物と一日人を遣して視せしむ、返て曰く、實に四足を生ず信濃國の所產と云ふ。雞二脚は尋常の如し、二脚は前足の後臀の左右尾毛の下にあり、但脚後に斜にして指屈して開かず、又地を踏こと能はず、その視し者の所レ圖を後に載す。(圖略)

類聚國史に、天武天皇五年四月倭國添下郡貢ニ瑞雞一、其冠似ニ海石榴華一と、これも異形なり。時としては樣々にも變じて產することも有るか。本草啓蒙の所載筑前にてキクチヤウと呼ぶ雞脚は六指なりと見ゆ。是も一種なり、不具にはあらで天然の物也。

○同じ國史祥瑞部に載す。元明天皇和銅八年正月甲申朔、丹波國獻ニ白鴿一とは今謂ふ家鳩のことなるべし。國史此鳥の前に鳩の瑞を出したれば疑なきか。又和名鈔に云、鴿は、本草云古沓反、和名以倍八止頸短灰色者也、畢竟之が白色なれば祥瑞とはせし乎。然に今は白き鴿は各處最饒し。和銅八年より至レ今一千百十二年なれば、昔珍しき物も今は尋常となれり。本草啓蒙廣東新語を引て曰、鴿之大者曰ニ地白一、廣州人稱レ鴿、皆曰ニ白鴿一、不レ曰ニ鵓鴿一、地白惟行レ地不レ能ニ天飛一、故曰ニ地白一、然れば西邦も多しと聞ゆ、本草に鴿、釋名鵓鴿、鴿性淫而易レ合、故名、鵓者其聲也、集解鴿之毛色、於ニ禽中一品第最多、惟白鴿入レ藥とあれば其比既にありし者なり。上古に祥瑞とせしは世の開けぬ世のことにぞ、何事も開けぬ世の事を、既に開けたる後より見れば大に違こと啻にこれ而已ならず。

○昔年赤穗の舊臣復讎の年月日は元祿十五、十二、十四夜の事也。近頃町奉行所書上帳書拔の文を見たるに云く、【割註】書上帳の文赤城義臣傳と相照して違合の者には各所に低書して附注を加ふ。

元祿十五午年十二月十五日

一本所德右衞門町一丁目長十郎申上候私店浪人杉本九一右衞門と申歳三拾七八罷成候もの書置致し昨日欠落致し候爲ニ後日一申上候由右之長十郎五人組市右衞門八左衞門並店受人相生町三丁目伊右衞門店作兵衞同意に申來候

右之者諸道具改置候樣備前伊豆守方にて申付候

書置之寫

拙者共義亡主内匠頭憤心散じ可レ申ため今晩可レ遂ニ本意一存立候先頃より緩々と致ニ借宅一過分之至に御座候以ニ参謁一右之御禮申入度存候得共此節之儀態と差扣無ニ其儀一候別紙に書付申趣宜敷賴入存候以上

十二月十四日　杉本九一右衞門

（大家）長十郎殿

義臣傳に本莊三丁目横町紀伊國屋店

杉野九郎右衞門（十平次）　勝田新左衞門　渡邊七郎右衞門（武林唯七）

以上同宿三人と見ゆ。同書に杉野十平次年二十八と記す。名年不レ合、然ども全く同なり。疑ふらくは書上帳傳寫の誤ならん。

又思ふに九一は十なり。されば九一右衞門と云しは義士の變名のみ、渡邊七郎右衞門の七も唯七の七なればなり、俱に同じ。

書上帳同前

一本所相生町二丁目清右衞門申上候私店五兵衞と申歳四拾罷成候もの昨日致ニ欠落一候爲ニ後日一申上候由右之清右衞門五人組庄左衞門同意に申來候

右之者諸道具改置候樣伊豆守方にて申ニ付之一

欠落右五兵衛書置文言

口上之覺

私事內々存寄有レ之候得共只今迄隨分忍び罷在候得者近所之衆家來等迄其色を見せ不レ申候今日存念之場に罷出候久々御借宅に罷在大慶存候然上は跡々諸道具は貴樣御了簡次第如何樣共可レ被レ成候若御詮議等御座候共御自分は不レ及レ申店肝煎十兵衛共に少しも御存知無レ之事に候爲レ其如レ斯候以上

午十二月十五日　　五兵衛（宗房書判）

山田屋清右衛門殿

十兵衛殿

義臣傳に云。本庄二ッ目相生町三丁目米屋某店米屋五郎兵衛（前原伊介賣ニ綿布一）又云。前原伊介宗房（年四十）書上帳と小異ありと雖も正に斯人なり、たゞ十五日と書せしは書寫の誤にして原十四日なること明なり。

同前同月十七日

一深川黑江町之內并舟改屋敷平兵衛申上候私店浪人西村清右衛門と申歲五十四五同人世悴、【割註】（補）世悴は當時の書例にや」同苗友右衛門と申歲廿二三罷成候もの妻并娘壹人殘置去る十四日父子共致ニ欠落一候右清右衛門義は淺野內匠頭殿家來奧田孫太夫と申友右衛門義は同苗定右衛門と申候由承候爲ニ後日一申上候由右之平兵衛五人組與市同意に申來候

右のもの諸道具改置候樣伊豆守方にて申ニ付之一

右之妻子之親類秋元但馬守殿內寺田九兵衛請取申度旨申に付今朝伊豆守殿え申上候得者相渡可レ申旨被ニ仰付一候由右のもの共同月廿二日申來候

義臣傳云深川黑江町撞米屋某店

店借主西村丹下（奥田貞右衛門）西村清右衛門（奥田孫太夫）丹下は醫師になり療治被レ致候但午の霜月初頃妻幷清右衛門娘を内藤伊織殿長屋え被レ呼候又云奥田孫太夫（年五十七）奥田貞右衛門（年二十五）

同前同月十九日

一米澤町市兵衛申上候私店浪人堀部彌兵衛と申歳七十三同人世悴同苗安兵衛と申歳三十二罷成候もの當月十四日より不ニ相見一跡彌兵衛妻安兵衛妻幷下男壹人下女壹人罷在候に付樣子相尋候處淺野内匠頭殿浪人之由申候爲ニ御屆一申上候由右之市兵衛五人組藤太同意に申來候

右のもの諸道具改置候樣伊豆守方にて申ニ付之一

翌未年三月十二日

右彌兵衛妻幷安兵衛妻共兄本多孫太郎家來只見好右衛門と申者方え引取度旨申候由にて前書家主市兵衛訴來に付勝手に申渡候條申付る

義臣傳の所レ云は、安兵衛六月十六日、米澤町の借宅を假初に立出て芝に住けるが、十八日新橋を發し廿九日に京師に着しと見へ。又云。斯て堀部潮田は八月十日江府に下着し、潮田は江戸のありさまを委敷問屆、十七日京都に立歸る。堀部は夫より本所三ッ目江戸崎屋が表店を借り、兵法指南と稱して吉良のありさまを窺ひける、又云。十四日（極月なり）を過さば十九日と決定せり。爰に横川勘平は本庄林町五丁目堀部武庸（安兵衛なり）と同宿しけるがと記し、又云。諸士泉岳寺より棲に立歸り黄昏より本所二ッ目堀部安兵衛が宅、本庄三ッ目杉野十平次が宅、同所相生町前原が家、此三ヶ所を以裝束場と定。亥刻迄に集りけるに、今董泉岳寺に會せし四十七人、一人も其刻限を違へず馳集りけることこそ勇々敷けれとあり。されば堀部が宅一定ならず書上帳を是とすべし。

同書云堀部彌兵衛金丸（七十八）同安兵衛武庸（三十四）

又同書書抜の文を擧ぐ

牧野一學方より斷、我等屋敷前に當月十五日之朝拔身之十文字鎗壹筋山鳥羽無根矢一本鎗之鞘五つ並淺野內匠頭家來村松三太夫と記有ㇾ之竹札貳枚捨有ㇾ之候に付御支配方え相伺候處御當番御目付鈴木次郎左衞門御指圖に付右品々松前伊豆守殿御番所え相納候一學使者茂木勝太夫申來候

此の時欠落訴數多有ㇾ之候得共𪜈と不ㇾ致事に付除ㇾ之

義士傳に、吉良の屋鋪內捨有ㇾ之品々と云中に、

一鎗の折一本　　一山鳥の羽矢根なし一筋

一淺野內匠頭家來村松三太夫と有札二枚とあり。恐くは臣傳混書せしならん。同書又云。乾方隣土屋主税口上と云を記し、又云。西向側牧野一學家來茂木藤太夫口上、一學今年駿河番とあり。然れば同書の抄亦是とすべし。

○書上𪜈元祿十六年二月四日の條

九時評定所俄御用にて罷出候處吉良左兵衞（歲十八）荒川丹波守猪子左太夫同道にて被ㇾ出候父上野介儀淺野內匠頭家來共に被ㇾ討候に付左兵衞儀領知被ㇾ召上ㇾ候諏訪安藝守え御預被ㇾ成候由被ㇾ仰渡ㇾ安藝守家來澤市左衞門茅野忠右衞門加藤平四郎に渡被ㇾ遣候尤左兵衞大小鼻紙袋共に安藝守家來三人え御徒目付案相渡申候

右御列座大目付仙石伯耆守殿町奉行丹羽遠江守殿御目付長田喜左衞門殿御徒目附六人御小人目付七人幷保田越前守組與力稻澤彌一兵衞松前伊豆守殿方柴田市郎左衞門月番右遠江守殿方辻九兵衞町田十右衞門同心一組より二人宛三組にて六人罷出候

義臣傳云。斯て二月四日義士伏誅の同日、猪子左太夫荒川丹後守（上杉家輿肝入）を御評定所へ召され、仙石伯耆守（大御目付）丹羽遠江守（御町奉行）長田喜左衞門（御目付）列座にて仰渡さるゝ台命

の趣に、曰。

舊臘淺野内匠頭家來共上野介を討取候節吉良左兵衛佐儀仕形不屆に付領地被ニ召上ー諏訪安藝守え御預被レ成候者也

即刻諏訪安藝守は左兵衛佐を請取申され吉良之家人左右田孫兵衛山好新八郎を扶持して之を從しめ警儀にして信州高島へぞ送れける

○同年二月同日の條

同日淺野内匠頭家來共去年十二月十五日之朝七時本所二ツ目吉良上野介屋敷え押込上野介を討取則日芝仙拮寺え立退候に付彼者共共四ケ所え御預之處不レ殘切腹被ニ仰付一候由細川越中守え御預ケ十六人之檢使御目付荒木十左衛門御使番久永内記、毛利甲斐守え御預拾人之檢使御目付久留十左衛門御使番齋藤次左衛門、松平隱岐守方え御預拾人之檢使御目付杉田五左衛門御使番駒木根長三郎、水野監物方え御預拾人之檢使御目付鈴木次郎左衛門御使番赤井平右衛門右之通承候間爲レ覺書記申候

一右同日内匠頭家來共切腹被ニ仰付一候もの共之儀は十五以上者遠島被ニ仰付一船出來迄之内より座敷入幼年のものは十五歳迄親類に御預其外僧て出家に成候もの有レ之由右悴共一巻此方（保田越前守）御番所にて被ニ仰付一候牢帳并十五歳迄之内預り證文帳面に有レ之

右者元祿十六未年御用覺帳より書抜候

元祿十六未年二月四日

一村松喜右衛門（歳廿三）　是は小笠原長門守家來

此もの儀は喜兵衛儀主人淺野内匠頭仇を報候旨申立古傍輩共徒黨致し吉良上野介宅え押込飛道具抔持參上野討候始末公儀を不レ恐候段不屆に付切腹被ニ仰付一候依レ之此もの義遠島被ニ仰付一候旨秋元但馬守殿稲葉丹後守殿御差圖に付長門守家來武田半右衛門召連來に付船出來之内揚座敷に入

右のもの秋元但馬守殿御差圖にて豆州大島え令ニ流罪一候に付御船手小笠原彦太夫方え相渡候間可ニ出
牢一もの也
　未四月廿七日御印出る
同年四月廿七日
一淺野内匠頭家來
　村松喜兵衛二男　　村松政右衛門廿三　　吉田忠左衛門同　　吉田傳内廿五
　間瀬久太夫同　　間瀬定治二十　　中村勘助悴　　中村忠三郎十五
右四人共大島え
義臣傳云。報讐四十六人が妻子東西の諸國に分散して在けるを、二月六日御執事稲葉丹後守秋元但馬守列座にて、町奉行保田越前守を召れ、四十六人が男子十五歳以上は遠流に處せられ、十五歳未滿之者は母丼に親族に預させられ、十五歳に滿て島へ遷さるべし。偖と放に於ては遠流に及ぶべからずと仰渡さる。東武に住し妻子は即日奉行所へ召出さる。京都大阪に住る者は其所之奉行亦て申渡さる。國々は城下に住しは國主城主を承り、江戸に召て遠流せらると。婦女の遠流奉行所の記見る所無し、臣傳の文疑ふべし。
○又御用覺候書抜に
元祿十四年巳三月十五日
一此方御頭被ニ仰渡一候は淺野内匠頭殿上屋敷門前え町人共大勢致ニ群集一往來難レ成由戸田采女正殿より御斷有レ之候間右町人追拂ひ門前に立廻り不レ申樣に可ニ申渡一旨被ニ仰渡一當番之與力壹人宛同心門人つゝ
彼地え罷越候處大勢立廻り候に付右之通申付何も立退候に付戸田殿家來え屆致し罷歸り候以上
　樋口次郎左衛門

福岡藤助
同心 奴方八人

淺野氏吉良を刄傷に及しは此年三月十四日たり、然る時は翌日とす。又義臣傳に所レ載長矩切腹は十四日即日とす、長矩屋鋪引拂も早速と聞ゆ、されば此町人は以て今思へば見物の群集ならん。

同書云。時又長矩切腹の前刻に土屋相摸守の宅へ戶田釆女正氏定（長矩從兄弟）淺野美濃守（長矩叔父）を召され、內匠頭鐵砲洲の屋鋪召上らるゝにより、鈞命の旨を家臣の輩に申聞せ、釆女正則屋敷を請取申べき旨被二仰付一。

○印宗和尚に聞たるを茲にしるす。肥後熊本の城下に禪宗の□道寺と云るあり、城下より少し山手によりて在り。この寺の開基に熊本侯由緒ある古き大身名職の家來と云人、殊に佛法歸依にて其時の住持に申けるは、人生一度は野送りに逢ふなり。我を存生の中葬禮して給はり候へと請て、棺蓋は云に及ばず旛燈香花類まで一切葬行の如くに儀を整へ、已死後の衣を着棺中に入て寺に赴き、和尚の引導を受け棺前の諷經を悉く畢り、壙穴に及ばんとするとき出て還り。夫より常に云へらく、我既に死せり。後眞に死せば佛法に依るべからずと。是より老後終に臨て遺命し、葬送のとき一切出陣の如くすべし迎從者皆戎服し、旗鎗弓砲を行列し、己も甲冑を服して葬られしとぞ。眞に奇人と謂べし。姓氏名字年月等印宗も知らずと云き。

○第三卷に細川家の曾我伊州滑稽のことを記せり。今茲高家今川刑部大輔が噺せしは、伊州は間柄にて若年の頃親しく逢き。その一事にかの近習を勸めし者皆に妻を迎しとき伊州問ふ、其方が妻氣に入りたるや又容色は美きやと、近習はっと云て答へず。伊州曰、妻の容儀は目前のことなり、氣に入る不レ入は己が心中のこと、奚ぞ即座に云はれざること有らんや、近習遁羞て云はず。伊州又されば我その容子を云はん。色白く小長けにして鼻の傍に黑子あり、愛敬ある女ならん。近習驚き平伏し如何にして御存

あるやと云ふ。伊州曰汝餘りに秘して云はざる故、天眼を以て知ると云ゆゑ、近習不審に思ひ歸て妻に殿樣に何れにてか拜顏せしやと問ふ。妻曾て知り申さずと云。彌不審晴ざりしが後聞に、伊州或日側に仕ふ小童に路次の者の合羽笠を取出させ、それを自ら着し潜に路次口より獨行し、近習の小屋に往き案內を請ふ、妻應て出たれば手に持てる文箱を出しこれを御主人に屆け給りたしと云。妻只今は不在なりと答ふ。僕さらば口上もあるにより別日來るべしとて出去たり。それには心も付ず居しに伊州曰、汝か家にかやうかやうなる者來りしことあらん、妻に問べしと。近習歸て妻に聞くに、果て其如しと答ふ。近習出て其由を云へば伊州聞て是我なりとて大笑せりとぞ。その滑稽凡此類なり。

其一事、御側職は諸家定例の音物あるにより手綱も多く來る。伊州曰、これ諸氏の音信等閑にすべからず、世人の如く賣拂ふは不本意なり。又自家の馬數少ければ多も入用なし、さらば已れ服するにはしかじ逆、綴りたてゝ夏月中のかたびらとしてけり。因ては橫じま竪じま或は紺或は柿色、又は褐返染分など種々なるをつぎ集めて着用す。刑部親しく覩ての噺なり。

○一日篋を捜て小集を得たり、長村鑒が遺錄なり。今に於て詩中の人皆旣に泉下に歸す、悲悼追憐即註冊に編列す。

遊二浪速魯陽樓一　　藤鑒【割註】(補)鑒稱二長村內藏助一文化三年五月歿

浪速豪華壓二上游一、城煙盡處魯陽樓、夕陰曳レ杖來回レ望、野竹斂レ光影自悠、

魯陽樓小飮、賦示二平戶藤鑒一、　　洪園【割註】(補)先生文化四年五月逝

映レ松樓閣不レ知レ層、西日初沈月未レ升、且喜幽情暢二酬飮一、三年況復遇二良朋一、

甲寅冬赴二東都一、與二洪園先生一同レ舟泝二淀河一　　藤鑒

江天烟晴雨還晴、小艇篝燈傾二古觥一、一夜清談篷牖白、日華已映淀河城

與二藤鑒一同泝二淀河一、舟中作、　　洪園

西海三年別、茲同二泛水舟一、挑レ燈談二舊事一、把レ酒慰二離憂一、汀樹暗鴉散、洲蘆初日浮、伏陽知二已近一、惆悵向二寒流一、

和二前韻一　藤　馨

京洛三冬葉、澱川一夜舟、琴書仍舊態、詩酒解二新憂一、氣與二星文一曉、日從二水際一浮、別離君莫レ恨、萬事屬二長流一、

遊二梅莊一（在二東都一）

曳レ杖東郊散歩遲、都門碧瓦雪融時、冷蘂纔綻香光動、誰識此中無レ恨思、

池君敬邀レ余、飲畢喫レ茶、賦レ此奉謝【割註】（補）池内光忠字君敬稱二丹左衛門一、用人既歿

松檜陰成古竹椽、雪庭歩石接二芳筵一、濃茶一碗饒二幽興一、能撥二客愁一破二醉眠一、

述懷【割註】甲寅冬、以二藩政改革之事一到二于東都一、聞下諸僚有中欲レ留二余於藩邸之事一之議上、有二此作一

植二李西園裏一、枝葉稍繁敷、培養不レ失レ時、果實自可レ圖、既見二英華着一、便將レ移二東隅一、東隅誠雖レ宜、柔幹未レ成レ株、攀屈數轉遷、容色豈不レ渝、根柯卒生レ蘊、枯折孰得レ扶、發花兼二結實一、天功難二力殊一、安置能護持、花實或綴レ珠、饒熟未レ可レ必、收嘗何須レ誣、花木不レ能レ言、中心獨自怍、唯願主人明、惠恤使レ無レ痛、長爲二園中美一、千歳使二君娛一、

甲寅晩冬赴二東都一、城子裕岡伯達先レ余在焉、除夜宴二客舍一同賦、分レ韻得二一東一【割註】（補）城恭寬字子裕稱二喜左衛門一、岡忠德字伯達稱二平兵衛一、共勘定奉行、既歿」

三年離索思無レ窮、各地風光感慨中、心抱二臭蘭一天不レ負、劍從二寒水一氣相同、論レ文縹帙挑レ燈讀、助レ興笙歌因レ酒雄、明日況逢二鳳曆改一、短節屢去醉二江東一、

又得二八庚一

西海結レ廬寄二此生一、東關歳暮切二鄕情一、未レ期蹤跡齊二弘景一、寧厭才敖薄二禰衡一、取レ醉何緣傷二往事一、論レ心偏喜

會二同盟一百年聚散原難レ定、休レ問隣鷄報二曉明一、

甲寅除夜、宴二集于瀞海藤公客舍一同賦、分レ韻得二春字一

岡口立【割註】（補）岡口立號□也侍醫□有二才能一未二壯年一而歿人惜レ之

陪二趨除夜宴一、同是官遊人、金屈濃二旨酒一、銀盤堆二美鱗一、詩篇情並遠、綺席歲將レ新、俱喜歸期近、家園各及レ春、

乙卯元旦　藤鑒

昨夜琴樽惜二此筵一、朝來物色入二新年一、氣蒸二陽和一催二黃鳥一、柳帶二春陰一罩二翠烟一、族々衣冠趨二殿上一、喧々車騎遶二城邊一、微軀徒在二昇平世一、吟稿復添頌椒篇、

乙卯孟春西歸、諸君設レ筵置酒同賦、贈二城子裕一得二八庚一

開レ筵風雪裏、動レ杯舊故情、雙龍分二此夜一、匹馬上二前程一、落日鄉山遠、春烟客路生、艸堂歸去後、征鴻寄二數聲一、

同前贈二菅羽卿一得二十一眞一【割註】（補）菅沼名彥儀字羽卿稱二量平一留守居既歿

相逢如二昨日一已早別筵新、取レ醉憐二同調一、求レ言惜二轉倫一、聲聞原在レ德、節義重二於身一、黽勉猶無レ得、詩書思二古人一、

同前贈二岡伯達一得二四支一

結レ交三二五歲、動靜各參差、東下將レ談レ舊、西歸既逼レ期、青煙行レ酒夕、玉笛弄レ梅時、天末思二同侶一爲投唱和詩

和二前韻一　岡口立

百年同契侶、取舍喜レ無レ差、尊酒暫言レ故、烟霞忽負レ期、即今開レ宴處、方是送レ歸時、不レ作二慇懃語一、離情一托レ詩、

乙卯孟春、瀞海藤公將ニ西歸一ハ、聊賦ニ二律一奉ニ送別一
邂逅相逢慰ニ凋然一ハ、歡娛未レ極接ニ離筵一ハ、綈袍贈日天飛レ雪、劒□還時柳帶レ烟、忽聽陽關歌一曲、坐悲西海路三千、何當下歸對ニ鄉園月一ハ、共挹ニ淸光一話中昔年上、

其二

日計ニ前途一倭ニ曉寒一ハ、春光隨レ處伴ニ歸鞍一ハ、函關氷解衝レ煙出、岳雪天晴立レ馬看、呼レ筆吟レ詩題ニ驛路一ハ、訪レ師問レ友入ニ長安一ハ、圓山別有ニ三層閣一ハ、定識留連共倚レ欄、

芙蓉峯　　藤　　鑒

造化鍾ニ神秀一ハ、三峰畫不如、白爲ニ東海鎭一ハ、突兀揷ニ淸虛一ハ、

其二

維嶽聳ニ中天一ハ、千秋晴雪麗、名山萬國多、莫レ若ニ茲峰勢一ハ、

大德寺詮叟和尙、才識卓絕、當時稱ニ緇流篙師一ハ、余嘗遊ニ學于京師一ハ、以レ有ニ藩緣一ハ、故屢趨謁、和尙憐ニ余少年立レ志銳進弗レ息、當ニ雨窓月軒旅況無聊之時一ハ、必贈以ニ菓肴一ハ、余又有レ時貪讀淫肴、精神恍々、遣悶散步、或詣レ寺、和尙則爲レ余折レ節、遇以ニ優禮一ハ、供以ニ盛饌一ハ、無幾余遇ニ父喪一ハ、將ニ奔歸一ハ、其事出ニ遽卒一ハ、行李不レ辨。則饋以ニ黃金一ハ、仁恤之厚無レ所レ不レ至也、未レ及レ報ニ其恩一ハ、和尙欻然永逝矣、今茲乙卯春、從ニ東都一還、過ニ京師一ハ、聊齋ニ香燈之資一ハ、詣ニ其松庵一ハ、謹弔謝、慨然有レ感、因賦

十二年前問レ道初、禪房屢訪討究餘、鶴歸ニ遼海一亡ニ消息一ハ、雲遶ニ松庵一自卷舒、塵世無レ常生似レ寄、人情有レ感恨難レ除、拈レ香泣向ニ靈幃案一ハ、手澤猶存古佛書、

煮レ茗歌、贈ニ芸香堂主人一

平安書肆號ニ芸香一ハ、胸襟快曠肝膽强、一朝結レ交金可レ斷、萬里使ミ人想ニ淸揚一ハ、時登祇園祠畔閣、閣中舞妓多麗光、陶然乘レ醉縱ニ驕態一ハ、終宵放歌氣如レ狂、頭垂ニ半白一漸省覺、遣ニ却紛華一坐ニ空堂一ハ、朝汲ニ淸泉一瀉ニ

古鼎一、竹爐排レ火作二沸湯一、纎雲忽起暫搖曳、松風檜雨和二笙簧一、凄凉對レ此忘二人世一、笑攪幾啜興初長、吾亦鎭西歸二茅舍一、閑煮二佳茗一挹二流芳一、

乙卯春、平戸藤鑒、自二東府一歸、過レ京訪二余廬一、且將下公命詩二余六十一之儀物上、連日話レ舊、臨レ別賦レ此以贈

洪園

去歲嘗同二淀水舟一、春來闕左望二歸輈一、幽居朝賁丘園帛、宴語夜堆漏鼓籌、風信偏難レ迎二賞會一、官程不三肯管二離愁一、今宵醉別祇林月、明日東山花滿レ樓、

乙卯春、自二東都一還、過レ京、趨候二洪園先生一、臨レ別、先生爲設レ宴賦レ詩見レ贈、謹次二其韻一奉謝

藤　鑒

歸馬西登二絕海舟一、平安訪レ舊駐二行輈一、爲レ知三騷客耽二鯨飲一、却使二傍人數二酒籌一、烟月暫忘羇旅恨、絃歌偏作別離愁、春風明日京南路、回二首東山一想二畫樓一、

甲子夜話卷九十

○德廟の御時御次に在りし奥の衆何か雜談せし中、尾張殿紀伊殿水戸殿などゝ云合ひたるを、如何にしてか其後に出させられて聞召し。御意には樣と云ひても濟む可きにとありしと。小話なれど德廟の御事想像し奉るべし、右加藤豫州入道文麗が話し。（豫州は此御代御小姓を勤し人なり）

○丙戌の晩秋某氏より糝糂を贈る、信州より出す所と。淡綠色にして育鳳鸞と銘せり、云ふ竹實を以て製すと。記文を添ふ曰、

君が代は萬民ゆたかに過るといへども、風雨和順ならざる時は、耕作かならずみのりみのらざる事侍るしかるにある時忽然と童子一人あらはれ、我はいにしへ天の岩戸を開き給へる神のつかはしめなり、去年の秋たなつものみのらず、世なみいとしづかならず、神もなげかはしく思し給へるのあまり、此やまに食物を得さすべしとの神勅なり、かならず是を食さばもろ〳〵のやまひをさり、身心安穩なるべしと告げ給ふと覺て、夢はさめにけり社僧奇異の思ひをなし、いにしへの世には木かやに糯子、【割註】（補）糯子もちごめなり」のなりしこと侍るとかや、今はたかゝる御告を蒙ること、まさしく豐年のしるしならむかと、此事人々に告しらすにやがて夏のころより山谷のみすゞ、【割註】（補）すゞは篠也みすゞかる信濃はみすゞかる篠とつけたる枕詞也、都て信濃には大なる竹なくして篠の類、矢竹のみあるといふ」實をむすぶ事おびたゞしく、みな人打つどひ是をひろひあつむるに、日々に兩三俵を得たり、あらかじめ是を數へたらむに、凡五六萬に過し、是まつたく戶隱の神の惠ならんこと尊ぶべし。

邦守

戶隱のみ篠の竹になれる實はふりにし神の惠成覽

右竹實をもて製し侍る御菓子なり則戶隱山の御供を御戴被ㇾ成候にひとしく御座候間宜御披露可ㇾ被ㇾ下

候以上

みすゞかる信濃國いもゐの里白雪齋製

信州善光寺西町御菓子所　　府野屋清吉

○或人一冊を携示す、標題して松平越中守殿御心得の寫と書し、終に天明八申年六月と記す。然れば當大君將軍宣下の明年とす。且其文桑名老侯の語氣あり、定て當時のものならん故に收錄す。

松平越中守殿御心得之寫

某身不肖に候得ども當御代御選に預り天下之政道を司り御幼稚に御坐ます將軍家を補佐し奉る誠に其位不レ當中々天下之御爲に可ニ相成一共存不レ寄各申談として事を取捌津々浦々迄も安國に治りなびき從ふ御政道尚更大切に存候依レ之某存候處を無ニ覆藏一申聞候國主城主都て萬石以上と申輩は譜代恩顧之家臣數多召仕就中家長たる者其主人に非道有レ之時は諫を入れ家の仕置正し申候尤其家治國民も安く候御旗本萬石以下之輩は譜代の家臣と申も稀に新規召抱たる家頼に候得ば自身家を治る事にて候其身正しからざれば忽家不レ整候能々考可レ被レ見候銘々先祖たる者多は東照宮に仕奉り數度戰場に身を碎き骨を粉にして相働もの勳功に依て知行を被ニ宛行一到レ今其身安樂に妻子を養ひ家人等を扶持し諸人に御旗本と敬れ候是皆先祖の勤功による處也然るに其先祖の恩を忘れ被ニ宛行一知行を自身の物と心得百姓を苦め聊撫恵の心なく動々もすれば課役を申付抔いたす輩是皆心不レ正不行跡より事起り其不行跡といふは若年より無學にて何事も不レ辨育ち候よりの事に候父母に孝を盡し兄弟仲睦く夫婦の別ある事を存傍輩に信を以て附合君臣之義理を重んじ此五の道とりはづさず相守る時は其身恥る事なく御奉公を勤るに力ありて御用に相立候也人倫之元は夫婦に始る所本妻之外妾といふ者を寵愛し是が爲に心迷ひ本妻を隔て或は離緣の沙汰に至り又は妾腹に出生したる長子を愛し本妻に出生したる長子を廢し庶子を立る程の事に至るも間々多く是妾に溺るゝにて候其身闇きより事起り候其妻といふ者は元傍輩の娘を迎取候事假初事にては

無レ之上え申上候ニ御免許ーたる上の事にて候得ば如何様之事ありとも容易に離縁の沙汰に及べき事には有レ之間敷候唐に七去の本文有レ之候得共我朝におゐて夫婦之和道を第一に致せば是等におゐては唐の風に可レ習にても無レ之候離縁不レ致とも、夫の心次第に候如何様にも事の不レ靜事不レ可レ有既に離縁致せば傍輩の娘に瑕を附るにて其親兄弟之間に隙出來於ニ殿中ー面會等いたすといへども、相互言語を交ず憤を含む事其御奉公の妨にも相成候得ば不忠之筋にては無レ之哉是等之處を相考可レ申事にて候又一旦妻をもち妻死去いたさば幾度も再縁可レ致事に候多は召仕女にて事を濟し候處其人柄自損じ候て輕々しく下様之眞似をなし假令ば樂をいたすこと古來よりの翫和歌を詠じ蹴鞠の會茶道或は連歌俳諧碁將棊等の遊びの業有レ之今にては御旗本に似合ざる專ら三味線をひき淨瑠璃をかたり、又は河原者の眞似をいたす族も間々有之由是皆本妻といふものなく召仕にて家内を治るゆゑ物事輕々敷相成不相應成者を與深く出入を許し不取締にて其身に恥を思はず我儘なる行跡に成行爰に於て自ら勝手も不如意に相成可レ嗜武具等も不レ嗜益もなき事に金銀を費し是をつくのはん爲に多くは筋目なき者の子を金銀持參にめで貰ひ輕き者の子を縁金に依て養子とし娘といたす事起り自然家風取亂候天和の法制有レ之養子は相應の者を致若無きに於ては異性より致とも筋目を糺べきとの法制にて某存るには後養子致とも娘取いたすとも縁金と申事停止せしめ由緒を糺婚姻すべき時節を延さず相互にて取結事にて候不勝手なる族娘を片附候に金銀之用意無レ之候に付自然と其時節に後れ候時は男女の道自不正之事に至候此處深く可ニ相嗜ー事に候頭たる者は能く心を用最初縁邊願出る時可レ遂ニ吟味ー事に候婚姻之時節延候に付ヰ若き面々遊所え入込不應之遊を事といたし風俗亂衣服に付候紋を略し夜行の時挑灯の印をかへ衣服の紋は元定りたる事にて既に惣領家にては何々庶流にては何々と差別ある事にて幕の紋より衣服に到る迄聊人に不レ紛樣に致事にて候夫を心得違其時に至り紋を改附候はゞ末代に至候ては家の定紋紛敷相成候挑灯之印には尚更夜行の時人と見違ざる爲に候得ば急度其印を顯す事に候　衣服之事我朝從ニ往古ー其制度有レ之官位之高下により

て定れる法有レ之候地下に至ても上中下の差別有レ之候處享保之頃従レ上御儉約と申事を被二仰出一候付諸國にて衣服上中下の差別なく萬に布木綿を相用候得ば儉約に相成と心得違士も町人も百姓も同じ成形に成候事我朝の風を取失ひたるにて候同じ士といふ内にも格式有レ之候て衣類着する事にて候上に立者も下に居る者も同じ衣類體にては何を以て出立候容體違可レ有レ之哉高地を取者小知を取者又重役勤者又輕き奉公を致す者面々相應の衣類を可レ着事に候依レ之此度被二仰出一候も節儉を相用候樣との事に候儉約を衣類の事とのみ心得違分限不相應之體たらくに成行候身を正しく致事衣類を以て致事に候質素の二字麁服を致事と斗心得候ては違ひ候我朝上古の風に習ひ冠婚喪祭の禮式取失はず其身相應に取計候事に候質素の二字物知人に尋候て能々可二心得一候

御政道を司る者近來の御記錄を龜鑑と致先役の申を先格に心得本朝政事の律令格式有レ之を知らず去に依て享保之頃神尾若狹守細井丹波守如き者妄りに御政道に預り御儉約と申事を表に致し天領え繩を入て民を困窮せしめ御領をせたけ下々の痛を不レ顧是を御爲と心得候は不調法之至りに候治平久敷候得ば世の亂るゝといふ處より遠き思計無レ之目前之利用を以御爲と存る事古を考ざるより事起り候有德院樣御代しろしめす時専御儉約之事被二仰出一たるは常憲院樣文昭院樣御代共天下華美にして御寳庫も空しく不慮の御備に有餘無レ之故儉約と申事を被二仰出一たるにて候且諸家の風公家らしく成行候に付弓馬之道御勵被レ成候故諸家とも武邊だに心懸候得ば事濟候樣に是又心得違ひ孝悌忠信之道を學び心を正くし家を齊ふ事を脇にいたし候故自然と風儀も亂候猶殿中月並之講釋被二仰付一猶聖堂も日々講釋有レ之候間年若き面々無二懈怠一日參いたし志を正しくして可二相勵一事に存候節儉質素を心得違に至れば我朝の古法は不レ及レ申東照宮の神慮にも不レ奉レ叶候

外國通信の事重事に候年々入津の唐物於二我朝一價と交易致候事にて候得ば儉約の事のみ拘候時は唐の織物共外毛物等士以上之者着用不レ致に至り自入津なく或其物を商賣いたす天下の町人等に至りても自衰

儀致すに至り候然ば天下の御爲には不ニ相成一士は諸侯以下に至るまで勤を致すを以夫々に知行を取其收納にて自分を賄候に是はなるあればならぬと身を詰候時は物成を積置より外は無レ之事也貯を致候有餘有レ之程は外用に致金銀天下に融通致候樣可レ致事にて候唐物を用る事に心得有レ之無益之費不レ致候て相用候は共に天下の御爲に可ニ相成一已々一分勝手づくを存候は天下の衰微と相成候處深く心を附べく候天下は一人の天下にあらず天下の天下と存る事にて候某短才不學にして事を分別致さず申出候得ば一々其理に不レ當候半歟其處一々助言せられ天下の御爲に可ニ相成一事無ニ遠慮一被ニ評議一べき事に候寺社奉行御勘定奉行町奉行三職は尙更重き事候平日の寄合にも只古を考へ非道を取扱ざる儀に支配下御代官支配勘定人を選び聊私欲の心ある人を不ニ召抱一候樣下々痛に不レ成樣溫潤之人柄を選可レ申事に候御目附たる人は見ず聞ずして人々の自身恥を存じ嗜の心出來候樣可レ致事に候裁許に預る事は御旗本以下御家人迄之恥辱に候御家人の恥は取も直さず天下の恥諸國主之面々え對し候ても各恥辱に候諸國主城主は能き家來多く國も治り只風俗正しからざるは御旗本以下の御家人にて候可レ歎事に候是皆諸役人番頭等心得違より事起り候と存候猶追々可ニ申談一候事長候得ば却て弊多候故申殘候銘々存寄共承度候

天明八申年六月

〇享保中町奉行の留書とて人の示したるが、さしたることも有ざれど、盛代顯名市尹の跡なれば茲に寫載す。

(享保十二未年二月廿五日落着、大岡越前守掛)

き　く(歲十七)是は新材木町庄三郎下女

此もの義主人庄三郎昨廿日訴出候は當月十七日曉同人聟養子又四郎二階に臥居候處え此もの參り右又四郎頭壹ケ所其外四ケ所え疵付候由訴來に付檢使遣し今日一件召出し令ニ吟味一候處此もの申候は曾て右又四郎寐間えは參り不レ申此もの寐間え何もの共不レ知參り候に付盗人と存木切れにて敲候得ば何方

えか迯候旨申レ之申口不分明に付吟味之内又四郎は手疵養生之内預遣し此者は揚屋に入

右之もの前書庄三郎妻つね何分に申付候とも主人之事に候得ば致方も可レ有レ之處右又四郎に疵付候段不屆至極に付松平左近將監殿依二御指圖一死罪申二付之一

（右庄三郎下女）ひ　さ（三十二）

此もの義主人庄三郎聟養子又四郎え疵付き候程蔵き候樣に傍輩女右きくえ申勸め其上又四郎妻くまえ手代忠八密通之取持致し密書の取次致し候段旁不屆に付御同人依二御差圖一町中引廻しの上死罪申二付之一

（右庄三郎下女）つ　ね（四十八）

此もの義聟養子又四郎と下女右きく密通致し候由にてきくを折檻致しきく義密通不レ致由申候得ば然者密通不レ仕證據に刄物にて成共又四郎に疵付爲レ見候樣に申付候に付きく義又四郎夜中臥居候處え參り庖丁にて頭え疵付候仕儀に相成候段法外の至不屆に付御同人依二御差圖一遠島申二付之一

（右庄三郎下人）忠　八（三十七）

此もの義主人庄三郎聟養子又四郎妻くまと密通致し罷在候段不屆至極に付御同人依二御差圖一町中引廻しの上於二淺草一獄門申二付之一

（右庄三郎忰又四郎妻）く　ま（二十三）

此もの義夫有レ之身分にて召仕右忠八と密通致し罷在候段不屆に付御同人依二御差圖一町中引廻しの上死罪申二付之一

○太平記大全の文中に、靜白拍子也義經妾淡路國礒前司娘なりと記す、前卷四十三に阿波の慧門と云へるが語中、淡州志筑濱村の寺内に靜の墓あることを載す。然るときは同國の産にして遂に其處に葬しなり。予先年日光山に詣せし途中野州に靜の墓あることを聞けり。又慧門が話中、淡州今に美女を生じ時

としては神憑て舞ふと云へば、靜女の靈魂その邦に存在するが若し。

○予が緣家なる佐竹侯義敦と云し人のとき、奢侈興宴に長ぜしや殊更に費用に窮し世上には種々の風說共ありき。折しも借財の事にて度々町人共公訴せしに、彼留守居を町奉行に呼出すこと屢々なりしが、遂に返濟の沙汰もなく後は呼ても出ざるゆゑ、町奉行も爲ん方なく彼家老を呼出せしに、家老の答に、奉行所へ御呼出しに候はゞ御先手衆同道仕るべしと聞へければ、奉行も困り、夫共に爲方なく能き程に都合して、同道にて呼出し云々のこと申開けたれば、家老答に、何分恐入たりいづれ主人え申達、とかく御受け申上べし。今何事にも及ばず還出たり。夫より程ありて御用番老中の勝手へ家老共出て內意窺ひし趣は、先日町奉行所にて仰渡さるゝ旨、先以主人は申に及ばず我々ども一統恐入奉れり。右ゆゑ如何やうにも仕り相辨じたく候へども、此節の困窮いかにも手屆き申さず候、就而は重き仰渡の上は爲ん方無く候、因てこの度主人是迄被置候、御朱印の高知行殘らず二十ケ年の中公邊え指上申すべし。夫を以て程々借財公儀より御片づけ被レ下給り度候、其間は主人身分の義は無勤に仰付られ、且又主人撫育の所は家頼共一統申合せ何分とも、はごくみ取續き申べく候條、偏に願通り仰付られ候はゞ難レ有候と內意をぞ伸たりける、老中方承り道理は顯然たれど狂骨なる筋取擧ぐべくもなければ、先づ暫し預り置く、家老は引取べしとて夫より竟に沙汰止みに及べりとぞ。

右は彼家の臣に緣りある坊主衆某正しく見聞せしことを、予に面話せし所也。

○或筵中に某曰、猷廟の御時申樂觀世大夫堪能なりしを猷廟柳生但馬守に仰あるは、觀世の所作を見よ、若し彼が心に透間ありてこゝを斬るべき所と思はゞ申すべしと。但州畏て所作を見畢りければ、上意に如何が有るやと問給へば、但州答奉るは、始より心をつける候に少しも斬るべき際だになく候。しかし舞の中大臣柱の方にて隅をとり候とき、少しく透間の候。あの所にて斬り候はゞ斬りおほすべく候半と言上す。又觀世は樂屋に入りて云には、今日見物の中に一人我が所作を見ゐたる男あり、何者かと

云ふ傍より、あれこそ名高き柳生殿よ、劍術の達人なりと云を聞て、觀世云、さればこそ我が所作を目もはなさず觀ゐられしが、舞の中に隅をとりし所にて少し氣をぬきてあるとき莞爾と咲はれつるが、心得ざることよと思ゐしに、果して劍術の達人にぞ坐しけると云ける。後に猷廟これを聞し召て御感悅ありしとぞ。

○吾が遠祖にて坐します渡邊公の鬼手を斬しことは信疑は知らず、世傳へて人の口碑に存す。其本何れに出たるや、劍卷の所載は世の所レ云と同じ。思ふに茲に起るか。太平記直冬上洛付鬼丸鬼切のことゝ云條に、所レ書は又異聞なり世の傳へざる所とす、今兩書の文を左に錄す。

劍卷　滿仲鬚切膝丸二の劍を持て天下を守護し給ひけるに、靡かぬ木草も無りけり。斯嫡子攝津守賴光の代と成て不思議樣々多かりけり。中にも一の不思議には天下に人多く失る事あり、死ても不レ失、座敷に連て集り居たる中に立とも不レ見、出とも不レ見、搔消樣にぞ失にける。行末も不レ知、有所も不レ聞ありければ怖しといふ許なし。上一人より下萬民に至るまで騷恐る事申に及ばず、是を委しく尋れば嵯峨天皇の御宇に、或公卿の娘餘に嫉妬深しに貴船の社に詣つゝ七日籠て申樣、歸命頂禮貴船大明神願は七日籠たる驗を生ながら鬼神に成てたび給へ、妬しと思つる女取殺さんとぞ祈りける。明神哀とや覺しけん、誠に所レ申不便也、實に鬼に成たくば姿を改て宇治の河瀨に行て三七日漬れと示現あり。女房悅て都に歸り人なき處に立籠て、長なる髮をば五つに分け五の角にぞ造りける、顏には朱を指し身には丹を塗り、鐵輪を戴て三の足には松を燃し續松（タイマツ）をこしらへ、兩方に火を付て口にくはへつゝ、夜更人定て後大和大路へ走り出南を指て行けれ。鬼頭より五つの火燃上り、眉太く鐵漿にて面赤く、身も赤ければさながら鬼形に異ならず。是を見る人肝魂も失ひ倒臥し不レ死と云こと無りけり。如レ斯して宇治の河瀨に行て三七日漬ければ、貴船社の計にて生ながら鬼と成りぬ。宇治の橋姫とは是なるべし。さて妬しと思ふ女其ゆかり、我をすさむ男の親類、境界上下をも不レ選男女をも不レ嫌、思ふ樣にぞ取失ふ。男を

取んとては女に變じ、女を取んとては男に變じて人を取、京中の貴賤申の時より下りに成ぬれば人をも不レ入出る事もなし、門を閉てぞ侍りける。其頃攝津守賴光の內に、綱公時貞道末武とて四天王を被レ召けり。中にも綱は四天王の隨一也、武藏國の美田と云所にて生れたりければ、美田源次とぞ申ける。一條大宮なる所に賴光聊有二用事一ければ綱を使者に遣ける。夜陰に及びければ髭切を帶せ馬に乘てぞ遣しける。彼に行て尋ね問答して歸りけるに、一條の堀川の戾橋を渡りける時、東のつめに齡廿餘と見へたる女の、膚は如レ雪にて誠に姿幽なりけるが、紅梅の打着に守懸け佩帶の袖に經持て人も不レ具只獨、南へ向てぞ行ける。綱は橋の西のつめを過けるを、はた／＼と叩つゝ良何地へおはする人ぞ、我らは五條五に侍り頻夜深て恐ろし送て給なんやと馴々しげに申ければ、綱は急馬より飛下り御馬に召れ候へと云ければ、悅しくこそと云間に、綱は近く步み依て女房をかき抱て馬に打乘せて堀川の東のづめを東の方へ行けるに、正親町へ今一二段が程打も出ぬ所にて、此女房後ろへ見むきて言けるは、誠には五條五には指たる用も候はず、我住所は都の外にて候なり、其れまで送て給なんやと申ければ、承り候ぬ、何くまでも御座所へ送り進せ候べしと云を聞て、頓て嚴かりし姿を替て、恐ろしげなる鬼に成て、いざ我行處は愛宕山ぞと云儘に、綱が髻りを摑んで提げて乾の方へぞ飛行ける、綱は少しも周章てず、件の髭切さつと拔空樣に鬼が手をふつと切る、綱は北野の社の廻廊の屋の上にどうと落つ、鬼は手を切れながら愛宕へぞ光行、さて綱は廻廊より跳り下て髻に付きたる鬼が手を取て見れば、雪の貌は引替て黑きこと限りなし。白毛隙なく生ひ繁り銀の針を立たるが如なり。是を持て參りたりければ賴光大に驚き給ひ、不思議の事なりと思給ひ晴明を召せとて、播摩守安倍晴明を召て何如が可レ有と問ければ、綱は七日の暇を給て愼むべし。鬼が手をば能々封じ置給ふべし。祈禱には仁王經を可レ被二講讀一と申ければ、其儘にぞ被レ行ける。既に六日と申ける、誰枯時に綱が宿所の門を叩く、何よりと尋ぬれば、綱が養母渡邊に有けるが上りたりとぞ答ける。彼養母と申は綱が爲には伯母なり。人して云ば惡き樣に心得給ふ事もや

とて、門の際まで立出て適々の御上にて候へ、共七日の物忌にて候が今日は六日に成ぬ、明日計は如何なる事候共叶まじ、宿を召れ候べし、明後日に成なば入參せ候べしと申ければ、母は是を聞て醒々と打泣力及ばぬ事共なり、去ながら和殿を母が生落しつゝより、詞取て養そだてし志如何許とか思ふらん。夜とて安く寢もせず濡たる所に我は臥し、乾ける所に和殿を置、四や五に成までは荒き風にも當まじとして、いつか我子の成長して、人に勝て吉らんことを見ばや、聞ばやと思つゝ、夜晝願し甲斐ありて、攝津守殿の御內には美田源次と云つれば、肩を雙ぶる者もなし。上にも下にも譽られぬれば悅とのみこそ思つれ。都鄙遼遠の路なれば常に上る事もなし、見へばやと戀しと思ふこそ、親子中の歎なれ。此程打續き夢見も惡く侍れば覺束なく思はれて、渡邊より上たれ共門の內へも入られず、親共思はれぬ我身の子と戀きこそ墓なけれ。綱は道理に責られて門を開て入にけり。母は悅びて來方行末の物語し、さても七日の齋と云つるは何事にて有けると問ければ、隱すべき事ならねば有の儘にぞ語りける。母聞レ之、さては重き愼にて有けるぞや。左程の事とも不レ知恨けるこそ悔けれ。去ながら親は守にて有ければ、別の事はよも非じ。鬼の手と云なるは如何なる物にて有やらん。見ばやとこそ申されけれ。綱答云、安事にて候へども固く封じて侍れば、七日過では叶まじ、明日暮て候はゞ見參に入候べし。母の云、よし〳〵さては見ずとても事の闕べき事ならず、我は又此曉は夜を籠て下るべしと情顏に見へければ、封じたりつる鬼の手を取出し養母の前にぞ置たりける。母打返〳〵見レ之、穴怖や鬼の手と云物は、懸る物にて有けるやと云て、さし置く樣にて立ざまに是は吾手なれば取ぞよと云儘に、恐ろしげなる鬼に成て空に上て破風の下を蹴破て空に光て失にけり。其よりして渡部黨の尾造には、破風を不レ立東屋作にするとかや。綱は鬼に手を取返されて七日の齋み破と云共、仁王經の力に依て別の子細無りけり。此髭切をば鬼の手切て後鬼丸と改名す。

太平記　鬼切と申は元は淸和源氏の先祖、攝津守賴光の太刀にてありける。其昔大和國宇多郡に大森

あり、此陰に夜な〳〵妖者有て、往來の人を採食ひ牛馬六畜を摑裂く。賴光是を聞て郎等に、渡邊源五綱と云ける者に彼の妖者討て參れとて、秘藏の太刀をぞたびたりける。綱則宇多郡に行き甲冑を帶し夜な〳〵件の森の陰にぞ待たりける。此妖者綱が勢にや恐たりけん、敢て眼に遮ることなし。さらば形を替て謀らんと思て、髪を解亂して掩ひ鬘をかけ、かね黑に太眉を作り、薄衣を打かつぎて女の如くに出立て、朧月夜の明ぼのに森の下をぞ通りける。俄に空掻曇て、森の上に物の立翔る樣に見けるが、虛空より綱が髪を摑て中に提てぞ擧たりける。綱賴光の許より給りたる太刀を拔て、虛空を拂斬にぞ切たりける。雲の上に唖と云聲して血の滴と顏に掛りけるが、毛の黑く生たる手の指三ありて、爪の鉤(カヾマリ)たるを二の腕よりかけず切てぞ落しける。綱此手を取て賴光に奉る。賴光是を秘して朱の唐櫃に收て置れける。後夜々をそろしき夢を見給ける間、占夢の博士に夢を問給ければ、七日が間の重き御愼とぞ占ひ申ける。依レ之堅く門戶を閉て七重に七五三を引き、四門に十二人の番衆を居て、每夜宿直蟇目をぞ射させける。齋み已に七日に滿じける夜、河內國高安の里より賴光の母義おはして門をぞ敲せける。齋の最中なれ共正しき老母の對面の爲とて、遙々と來り給たれば力なく、門を開て內へいざない入奉て終夜の酒宴にぞ及ける。賴光醉に和して此事を語り出されたるに、老母持たる盃を前に閣き、穴をそろしや我傍の人も此妖物に取れて子は親に先立、婦は夫に別れたる者多候ぞや、さても如何なる者にて候ぞ、哀其手を見ばやと被二所望一ければ、賴光安き程の事にて候とて、櫃の中より件の手を取出して老母の前にぞ閣ける。母是を取て暫く見る由しけるが、我右の手の臂より切たるを差出して、是は我手にて候けると云て差合せ、忽に長二丈許なる牛鬼と成て酌に立たりける。綱を左の手に乍レ提賴光に走懸りける。賴光件の太刀を拔て牛鬼の頭をかけず切て落す。其頭中に飛揚り太刀の鋒を五寸喰切て口に乍レ含、半時許跳上跳上吠怒りけるが、遂には地に落て死にけり。其形は尙破風より飛出て遙の天に上りけり。今に至るまで渡邊黨の家作に破風をせざるは此故なり。其頃修驗淸淨の橫川の僧都覺蓮を請じ奉て、壇上

に此太刀を立七五三を引、七日加持し給ければ鋒五寸折たりける。劒に天井よりくりかり、【割註】(補)倶利迦羅龍なり」下懸て鋒を口にふくみければ、忽に如レ元生出にけり。

○前八十九卷鬼丸太刀のこと云し條、古刀大全に國綱西明寺殿鬼丸作人とせしを、不審なりと記せしが其後或人曰、この二十餘年前水府にて改撰系圖の輯ありて官に呈進せり。隣宅の狄野生は正しく斯書の官寫を司どりし者と。廼問ふに生曰く、北條系圖に時政の法號西明寺殿とあり。この法號のことは鎌倉圓覺寺の藏る北條系圖を引くと。されば時政の法號なれば、大全の文は時政の事なる明かにして、國綱鬼丸の作人に所レ違なし。然は愈々最上氏の所レ傳は平家の重寶なる也。○又嚮に西明寺を時賴の法號とせしは深く考へざる也。時賴は最明寺字聲相合を以て誤てり。日本史云、時政建保三年卒、【割註】鎌倉將軍譜云建保三年四月遠江守時政入道於二北條一卒」法名明盛、號二願成就院一、【割註】東鑑系圖曰、淨福院、按二東鑑一賴朝伐二藤原泰衡一祈、事平則建二精舍一報二賽之一、泰衡既平、命二時政一建二一宇放北條一、及レ治レ地得二古榜一枚一、刻曰願成就院、點畫不レ滅、時政爲二嘉瑞一修飾揭レ之。據レ之則願成就之號有二由來一矣、」右に據れば時政の法號は明盛院、號は淨福、【割註】東鑑の文に據ば、願成就院と云はしは必院號とせしとも見へず、一本の文從ふべし」時賴の法號は道崇にして西明寺最明寺は共に寺殿の號なり。將軍譜云、康元元年十一月時賴於二最明寺一落飾、號二覺了房道崇一、新編鎌倉志云、禪興寺は福源山と號す、淨智寺の向明月院の門入て左なり、關東十刹の第一也。平時賴の建立即ち最明寺の舊跡なり。東鑑に建長八年七月十七日宗尊將軍山內の最明寺に御參り此精舍建立の後、始て御禮佛也。同年十一月廿三日相州時賴最明寺にて落飾、法名覺了房道崇是等證とすべし。故に一々辨ぜず。

○天祥院殿この莊に退老し坐ませしときは、相撲の力士共多かりき。その後松英院殿老居おはせしときは力士の沙汰聞及ばず。又祖公御隱居の御時はこの者共はあらざりし、予が退老せし後天祥院殿の御蹤の慕はしく思ひしかど、迚も諸家の上に出づべき力士も有まじ、たゞ小わらはの相撲を畜て慰まんとて

三部に名高かりし緋威と呼ぶ相撲にこのこと語りたれば、某が許に幼少より養たる小童あり、（絹島幸太郎）是を參らせん迚、年十五なる小わらはをぞ進みたる。適召て邸中に置き、年々と彼場にも出したるが、未だ十年を經ざるにいつしか取揚げて今は幕の內となり、大關とも席を竝ぶる男と成りて三都に贔負の人も多かることに及べり。因て昔天祥院殿の相撲の名を思出て錦と呼しが、遂にその先達の名を讓られて、今は緋威と更めつゝ東都に時めきけり。錦もと京師の產にして一人の妹あり、（名は伊和）因より相見は爲ざれども、彼地の舞兒にて今は人に嫁して妓舞は止めぬとぞ。一年錦が彼地へ上るとき江戸紫に染たる帛に、白絲紋縫はせたる衣を贈りしに其こと忝なし迚、文もて謝しけるがその辭の優く覺へたれば、卑しき業の身にしてかくも申綴りぬと竝に書のす。

上（人々御ひろう）　　いわ子

おもひきや、かく隔りまいらせぬる身を、よくもおぼしも捨たまふらで、いともかしこきおゝせごとのかたじけなきにおそれ、みをも不レ顧、せめてつたなきふでして心ゆくばかりをまふしのぶるにこそ、さるは手になれし扇もいつしか秋の風たちて、たへかねしあつしさもこの頃はすこしわするゝばかりに候、まつとよ君の御あたり、いと御たいらかにわたらせ給ふるとや、つばらに承りさもらへばこよなふ嬉しうなん、はたこたびはからざりき、あさ露の玉の御こと葉にそへて、むらさきのゆかりゆかしきまでにそめなし給ふ衣惠み給ふる、うれしさたとふるものなし、うからやからうちこぞりつゝめでくつがへり忝うなん侍りぬ、もしみあたりの御さた候はゞよきに取なしおゝせ上てよ、つばらにいやきこへあげたうさも候へども、元よりつたなきふでの跡、ひとしほわかりがたふこそと思はれぬを、よきにおしはかりたまへかしは、たあになる男もかはらぬめぐみ候み厚を幾重にも申盡しがたふ忝うなん、こもよきにおゝせ上てよとぬかづきおがみす、あなかしこや

○夜話に行智が云けるは、八陣は奇偶の數に始り萬字に終ふ、天地風雲鳥蛇龍虎の如きも其理ありと。予その説を聞けるが、折ふし傍語喧々記憶し難ければ他日書ておくれと約せしに、やがて錄して示す。其文

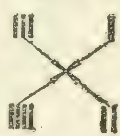
八陣起本

第一圖



傳曰、自レ一生レ二、自レ二生レ三、自レ三生レ四、四加レ一、故ニ||與レ|||合爲レ五、|與レ||||合爲レ五、

第二圖



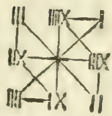
傳曰、||與レ|||合爲レ五、|與レ||||合爲レ五、中位安レ〤、〤者五也、古文〤字出ニ于此一、

第三圖



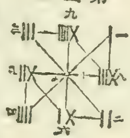
傳曰、〤加レ|六也、〤加レ||則七生、〤加レ|||又生レ八、〤加レ||||而爲レ九、

第四圖



傳曰、六加レ四則爲レ十、七加レ三亦十、八加レ二亦十、九加レ一亦十、故中位安レ十、十字出ニ于此一、

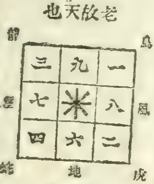
第五圖



至ニ于此一而數成焉、因生ニ乾坤巽震四卦一

第六圖

九老陽、故爲天乾也



八少陰、除ニ九分數三一得レ五、而爲レ西、爲レ風

六老陰、故爲ニ坤地一也

七少陽、除ニ九分數三一除爲レ四、即震之數也、爲レ雷、爲レ雲

天而飛者鳥、故置二于此一、
嘯而風從者虎、故置二獸於此一、

第七圖

龍	天	鳥
雲	十	風
蚊	地	虎

龍隨レ雲而起、故置二于此一、
就レ地行者蟲也、故置二蛇於此一、

朱鳥在二南方一、爲レ離
白虎在レ山、爲レ艮

第八圖

兌	乾	離
震		巽
坎	坤	艮

青龍在レ澤、爲レ兌
玄蛇在二北方一、爲レ坎

第九圖

☱澤	☰天	☲火
☳雷		☴風
☵水	☷地	☶山

易曰天地定レ位、山澤通レ氣、雷風相薄、水火相射、

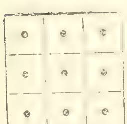
傳曰 ☰天 ☷地 定レ位　☰一 ☷八 合得レ九
☶山 ☱澤 通レ氣　☶七 ☱二 合得レ九
☳雷 ☴風 相得　☳四 ☴五 合得レ九
☵水 ☲火 相射　☵六 ☲三 合得レ九

第十圖

九疇之數、出二于此一

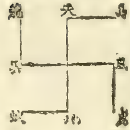
傳曰、九疇者井田也。此圖象二田畝一。古文⁙米字、楷書米米字。實出二于此一、田字亦本二於茲一。

第十一圖

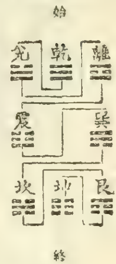


天降レ粟

第十二圖



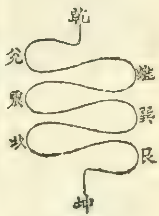
第十三圖



傳曰

卍左旋萬字　卍即八陣之成形

乾兌離震巽坎艮坤之次序出ニ于此一



是神妙之極理、及レ作ニ斯圖一乃悟ニ聖人與レ易之幽賾ニ矣于レ時文政丙戌十一月五日夜第三更、書ニ于劫梵書窓一

右は成ほど不思議なること也。乾兌の透行卍の字の旋體等所謂常山の蛇勢なる者歟。

行智がこの記の奥に書つけし言葉に

さ夜はふけ人しづまりて思ひ入るこゝろをうつす筆ぞあやしき

風まぜの窓うつ雨におもふかな栗やふりこし鬼やなくめる

かく申て侍りしかば、そゞろに物怖しく思ひなりて候ひし程に直に寢に就ぬ。然るを餘りに心澄て明る迄寐もやらず。

闇の戸を押明がたの雨だりのつぶさに物を思ひぬるかな

○蕉堂云、十一月朔日若君業卿髮置の甲祝式あり、其五日卿祝の申樂を催さし者行司に書を呈る凡六、

日奉謝として老臣の邸を人々廻拜す、某もその中にあれば同く廻勤するに、大番頭の中一人、書院番頭の中一人、途中にて行合互に乘輿の戸を引て會釋す。見るに手爐に蒲團掛たるに手を入れしを俄に出して會釋す、兩人やうやう中年の人なり、此冬は節季おくれ今に暖氣にて寒を覺へず、殊に其時は未下り薄晏して風もなく、春陰の光景なる日なりき。然るにかゝる形容はいかなることにや。况や武役專一の人達かゝる振廻は餘りとは輿の醜たることゝあきれ果たり。近頃は如何なることにて人々かく柔弱に成極しことよと歎しく思へり。某今年殆六十なれど、未だ衣を煖て着ることをせず、火燵に當ることなし、湯にて手洗ふことなく、駕籠の簾を下したることなし。又駕中に火器を入れたることなく、家に在つて障子を閉ることとなし。某固より寒を好むには非ず、常にかく爲されば者の用に立たずと思ふ故にこそ。さても世には不甲斐性なる人もあると染々獨歎せりと。蕉堂は儒官予は武家、且つ予が齡既に蕉に陪すること七八、然るに今隱老の身となりても蕉氏の爲に劣れりとせず、然れば蕉氏の歎尤も千萬せり。

○この頃京都にて古人の詩歌俳句等の短冊を聚めたる小冊を梓行せり。その中に北村再昌院法印の發句の短冊あり。

福島にて　さゝにそへてお中ぞ脹ら雀鮨　季吟

今の季文の元祖なり俳句珍しとす。

又關ヶ原の後石田等と共に斬られたる安國寺の短冊を載す。

遙入二朝鮮一浮二船釜山浦一賦レ之　惠瓊

船泛二朝鮮一夜未レ終、清波不レ起興尤濃、
舉レ盃莫レ道忘レ憂去、月落二西山一思二日東一、

安國寺朝鮮の大役に赴き彼地の賦も亦奇とす

又斯冊の輯撰は浦井某と云へる人なるが、この人を世に短冊天狗と呼て、不思議に古筆の短冊を取り獲

て既數十餘を越たり。其中先年夢窓國師の短冊を僅なる所より買得て藏たるに、是國師の返歌なりしが、近頃又其かけ歌の花宦尼寺の短冊を得て前後備れりとぞ。如レ此五百年間分離せし者の再び合るは、其所求の至れるよりして天助あるならんと、人以て歎賞せりと或人云。

花宦尼寺長老

我見解によそへてよみて奉つる

(白短冊)　遠近の海と雲とは隔つれど同じ空なる月をこそみれ

花宦返納

(白短冊)　所がらかはる景色のある物を同じ空なる日とみるなよ　疎石

○霜月十八日林子の消息に、夜話冊子も遠からず百に滿つべし、其時は祝宴を開かれよ、今より期しぬ如如何何と。予因て云ふ、此事かねて思ひ設けたれど、今九十卷に及で未だ十卷を缺く、來陽の滿備疑なし。其時は祝筵を爲し、林子を賓饗すべしと慮しを思はずも、林子亦かく相和の音を發し暗合せしは不思議なり。仍て思ふ、この事假初に林子と契り今顧れば既に三年を過せり、これ林子予を知るの明か抑々我約を守るの果せるか、冀ふ所は祝宴前新書の跋言を撰し給はるべし、斯せばまづ一百を以て成編し、尋で續編に覃ぶべしなど答牘に云返せり。此時自歎ずらく、吾師なりし人の言けるは內德外行に配してこれを君子と云。關雎の淑女は內德なり、又君子は外行なり、女とは內を治る者の謂、子には男外を勤る者、因て內外相合して家齊しと。こゝを以て思へば、予が志は壯強の前より今に逮で嘗て違はざれども、外行を觀る者を以て爲ば彼是に殊なること有らん。先年家の舊に復し一年在勤を願成せしより。忠誠の情は一も盛衰なけれども、世に事無く時に俗態に交るに於ては、視る者その中心は知る可からず。又嘗て友交の際歌妓を召て宴を助け、或は會同のとき客席酒を行ふ等のこと無爲無慮の者より視ば予が所爲は不善なるべし。この時舅なりし豆州閣老たり、同聟遠州內官長たり、其餘親族權要に在る者

多し、此輩皆外行を視る者にして內志は知ることなき宜なり。是れ命なり矣ぞ恨まん。
又今顯官の轉變を觀るに就ても人は志こそ大切なれ。或人語れるは、當時赫々たる沼津侯御側御用なりし間は、多年屈伏して無きが如くなりしに、豆州歿して加判に登ると、權勢人目に輝く許りなりき。かく多年の間ぞ忍び難かる。予が如く內奉上の志甚して死して尙變ずべからずと云と雖も、已が所思を遂げざるを見ては翻然と奮退する志と爲すべからず。是奉上の心薄ふして自取るの義に出れり。予が如き不肖も過年所レ立の志、外內至レ今て變ぜずんば、竊に先公雄香院殿の跡を躡くべきに、白川吉田林子の諫に從はず、今日謙隱倫の境に沈在する誰をか怨まん。只躬を咎むべし。されども憂悶して顏色憔悴する等は、大丈夫の可レ恥ところ、然れば何をか爲さん、死生有レ命唯四季の樂意を事とし、愛花對水賞月咏雪園日涉成レ趣の道に遊ふも、これ君恩の忝きを念はゞ矣ぞ必ず內仕を冀はん。かゝる昇平の御世に浮生の嘆み免かれ、琴酒と歡遊して疆りなからんぞ、實に天我を祐け給ふなりける。これに因れば嚮に林子文筆の勸ある、循々善く誘て我を博むる者なり。滿晨雨日靜夜の業いかで是に如かん。又良朋に逢ひ亦樂いかで是に如かん、然らば十々滿成の日を告げば必ず來り給ふべし、伏乞々々と書て林子に言遺けり。

甲子夜話 卷九十一

○林子曰、義者或人彼我口數の小記を示せしは、一時の應急未だ詳備とせず（第八十七卷に載す）その後子弟をして抄錄せしむ、是を以て其全を觀るべしとて重て示す云。

文獻通考　禹平㆓水土㆒爲㆓九州㆒、人口千三百五十五萬三千九百二十三、周公相㆓成王㆒致理刑措、人口千三百七十萬四千九百二十三、平王東遷三十餘年、莊王十三年、齊桓公二年、五千里外非㆓天子之御㆒、自㆓太子公侯㆒以下至㆓于庶人㆒、凡千一百九十四萬一千九百二十三人、漢自㆓高祖㆒訖㆓於孝平㆒、民戶千二百二十三萬三千六十二、口五千九百五十九萬四千九百七十八、光武中元二年戶四百二十七萬九千六百三十四、口二千一百萬七千八百二十、明帝永年十八年戶五百八十六萬百七十三、口三千四百一十二萬五千二十、章帝章和二年戶七百四十五萬六千七百八十四、口四千三百三十五萬六千三百六十七、和帝永興元年戶九百二十三萬七千一百一十二、口五千三百二十五萬六千二百二十九、安帝延光四年戶九百六十四萬七千八百三十八、口四千八百六十九萬七百八十九、順帝建康元年戶九百九十四萬六千九百一十九、口四千九百三十三萬五百五十、沖帝永嘉元年戶九百九十三萬七千六百八十、口四千九百五十二萬四千一百八十三、質帝本初元年戶九百三十四萬八千二百二十七、口四千七百五十六萬六千七百七十二、桓帝永壽二年戶千六百七萬九百六、口五千六萬六千八百五十六、（此係㆓後漢書郡國志所㆒㆑載、如㆓通典㆒則以爲㆓戶千六十七萬七千九百六十、口五千六百四十九萬六千八百五十六㆒、戶少㆓於漢書㆒五百三十八萬有奇、口多㆓於漢書㆒六百四十二萬有奇、未㆑知㆓孰是㆒）魏武據㆓中原㆒、劉備割㆓巴蜀㆒、孫權盡有㆓江東之地㆒、三國鼎立戰爭不㆑息、魏氏戶六十六萬三千四百二十三、口四百四十三萬二千八百八十一、漢昭烈章武元年有㆓戶二十萬、男女口九十萬㆒、蜀亡時戶二十八萬、口九十四萬、帶甲將士十萬二千、吏四萬、吳赤烏三年戶五十二萬、男女口二百

三十萬、吳亡時戸五十三萬、吏三萬二千、兵二十三萬、男女口二百三十萬、後宮五千餘人、晉武帝大康
元年、平レ吳之後九州倣レ同、大抵編戸二百四十五萬九千八百四、口千六百一十六萬三千八百六十三、宋
孝武大明八年戸九十萬六千八百七十、口四百六十八萬五千五百一、陳後主亡時、隋家所レ收戸五十萬、口
二百萬、隋煬帝大業二年戸八百九十萬七千五百三十六、口四千六百一萬九千九百五十六、〔割註〕後周靜帝
時、有二戸三百九十九萬九千百四一、至開皇九年平陳、得戸五十萬及至纔二十六七年、增四百八十萬七千九百
二十二。」唐天寶十三載戸九百六萬九千一百五十四、通典、天寶十四載管戸總八百九十一萬九千三百九、應
不課戸三百五十六萬五千五百、應課戸五百二十四萬九千二百八、管口總五千二百九十一萬九千三百九、
不課口四千四百七十萬九百八十八、課口八百二十萬八千三百二十一
　通典、乾元三年、見到帳百六十九州、應管戸總百九十三萬三千一百三十四、不課戸總百一十七萬四千
　五百九十二、課戸七十五萬八千五百八十二、管口總千六百九十九萬三百八十、不課口千四百六十一萬
　九千四百八十七、課口二百三十七萬七百九十九、自二天寶十四年一至二乾元三年一、損戸總五百九十八萬二
　千五百八十四、損口總三千五百九十二萬八千七百十三
續文獻通考　　宋寧宗嘉定十一年十二月、戸部獻二今年境内民數一、戸一千一百六十六萬九千六百八十四、
口二千八百三十七萬七千四百四十、遼民戸之數甚不レ可レ考、據二地里志所レ載、上京道戸八萬七千一百、
中京道戸一萬九千、外不レ可レ計者尚多、南京道戸二十五萬七千、西京道戸十五萬九千
金大定初、擧國戸纔三百餘萬、至二二十七年一、戸六百七十八萬九千四百四十九、口四千四百七十萬五千八
十六、章宗明昌元年正月奏、擧國戸六百九十三萬九千、口四千五百四十四萬七千九百、太和七年十二月
奏、擧國内戸七百六十八萬四千四百三十八、口四千五百八十一萬六千七十九、戸增二於大定二十七年一
百六十二萬三千七百一十五、口增八百八十二萬七千六千五、元世祖時總戸口數、戸一千一百六十三萬三
千二百八十一、口五千三百六十五萬四千三百三十七、初太宗六年甲午、滅レ金得二中原州郡一、七年乙未詔

籍レ民、自二燕京順天等三十六路一、戸八十七萬三千七百八十一、口四百七十五萬四千九百七十五、憲宗二年壬子又籍レ之、増戸三十餘萬、世祖至元七年又籍レ之、又増三十餘萬、十三年平レ宋全有二版圖一、二十七年又籍レ之、得二戸一千一百八十四萬八百有奇一、於レ是南北之戸總書二於策一者、一千三百一十九萬六千二百有六、口五千八百八十三萬四千七百一十有一、而山澤溪洞之民不レ與焉、文宗至順元年戸部錢糧、戸數一千三百四十萬六百九十九、視レ前又増二二十萬有奇一、皇明十三布政司并直隸府州、戸總計一千六十五萬二千八百七十戸、口總計六千五十四萬五千八百二十一口、世宗嘉靖中、總計戸九百九十七萬二千二百二十二、口六千二百五十三萬一百九十五、今上萬暦六年戸口總數、戸總計一千六十二萬一千四百三十六戸、口總計六千六十九萬二千八百五十六口

大清會典卷之二十三、戸口總數、順治十八年總計、直省人丁共二千一百六萬八千六百九丁

直隷　順天府人丁一十萬四千三百九十二丁、永平府人丁九萬三千五百九十一丁、保定府人丁四十一萬七千八百二丁、河間府人丁二十一萬九千七百五丁、眞定府人丁一百八萬六千二百九十九丁、順德府人丁一十七萬九千四百三十七丁、廣平府人丁二十七萬六千一十丁、大名府人丁四十六萬七千二百四十二丁、延慶州人丁七千七百九丁、保安州人丁五千五百五丁、奉天府人丁三千九百五十二丁、錦州府人丁一千六百五丁

各省　江南布政司人丁三百四十五萬三千五百二十四丁、浙江布政司人丁二百七十二萬九十一丁、江西布政司人丁一百九十四萬五千五百八十六丁、湖廣布政司人丁七十四萬九千六百四丁、福建布政司人丁一百四十五萬五千八百八丁、山東布政司人丁一百七十七萬九千七百三十七丁、山西布政司人丁一百五十二萬七千六百三十二丁、河南布政司人丁九十一萬八千六十丁、陝西布政司人丁二百四十萬一千三百六十四丁、四川布政司人丁一萬六千九百九十六丁、廣東布政司人丁一百萬七百一十五丁、廣西布政司人丁一十一萬五千七百二十二丁、雲南布政司人丁一十一萬七千五百八十二丁、貴州布政司人丁一萬三千八百三十九

丁

康熙二十四年總計、直省人丁共二千三百四十一萬七千四百四十八丁口

直隸　順天府人丁一十三萬五千一百三十一丁、永平府人丁九萬六千四百九十丁、保定府人丁四十五萬四千三百八十二丁、河間府人丁二十三萬七千一百六十三丁、眞定府人丁一百一十七萬一千七百九十丁、順德府人丁一十八萬八千八十丁、廣平府人丁三十一萬二千二百七十丁、大名府人五十八萬八千六百五十八丁、延慶州人丁七千四百一十八丁、保安州人丁五千四百八十四丁、奉天府人丁一萬三千一百七十一丁、錦州府人丁一萬三千五十六丁

各省　江南江蘇布政司人丁二百六十五萬七千七百五十丁口、安徽布政司人丁一百三十一萬四千四百三十一丁口、浙江布政司人丁二百七十五萬一百七十五丁口、江西布政司人丁二百一十二萬六千四百七丁口、湖北布政司人丁四十四萬三千四十丁口、湖南布政司人丁三十萬九千八百一十二丁口、福建布政司人丁一百三十九萬五千一百二丁口、山東布政司人丁二百一十一萬九百七十三口丁、山西布政司人丁一百六十四萬九千六百六十六丁口、河南布政司人丁一百四十三萬二千三百七十六丁口、陝西西安布政司人丁二百二十四萬一千七百一十四丁口、鞏昌布政司人丁二十七萬三千二百九十二丁口、四川布政司人丁一萬八千五百九丁口、廣東布政司人丁一百一十一萬九千四百丁口、廣西布政司人丁一十七萬九千四百五十四丁口、雲南布政司人丁一十五萬八千五百五十七丁口、貴州布政司人丁一萬三千六百九十七丁口、淸乾隆中所レ脩會典、戶三千八百八十四萬五千三百五十有四、口萬有三百又五萬

近來淸國版圖の廣大なること前古未だ有らざる所、玆に於て見る可し。然れども富强の力を恃で、無益の邊裔を拓きたる迄にして實用のことに非ず。妄りに其多に誇れども中華の實力とするに足らず、凡唐山諸夏の傚往々此類あることを知るべし。

○性善性惡とかや言しも宜なり。一日御達し有て曰く、

當二月五日夜常州行方郡行戸村百姓淸右衞門に疵爲レ負逃去候同人悴淸吉人相書

一年齡貳拾五歲にて若き方
一丈並より低く中肉にて面體頰高く色白き方
一眼柔和にて鼻筋通り候方
一眉毛厚く短き方
一鼻並揃ひ言舌ひくき方
一月代厚く白髮少し交り鬢厚き方
一其節之衣類木綿白島單物幷木綿茶色小紋にて脊に丸之内に鹿之角形を染拔候半天を着し紺がすり三尺帶をしめ罷在候

右之通のもの於レ有レ之は其所に留置御料は御代官私領は領主地頭へ申出夫より於二江戸一石川主水正方へ可二申出一若及二見聞一候はゞ其段も可二申出一候尤家來又もの等を入念可レ遂二吟味一候隱置脇より相知候はば可レ爲二曲事一候

戌十月

後、日あらずして又達ありて曰

十一月十日加賀守殿御渡

大目付へ

去月二十七日人相書を以て相達候當二月五日夜親淸右衞門へ疵爲レ負逃去候常州行方郡行戸村百姓淸右衞門悴淸吉儀取捕候間不レ及二相尋一候其段向々へ可レ被二觸一候

戌十一月

因て町與力某に如何にして捕たりやと尋たれば左の書付に

石川主水正殿掛

（新庄勝三郎知行常州行方郡行戸村百姓淸右衛門忰）

淸　吉（戌二十五歲）

（戌十一月十六日入牢同月十七日溜預）

右のもの國元欠落いたし江戸表に罷出酒井雅樂頭方に中間奉公仕いたし候處人相書御觸出候に付人宿主某其方にては無レ之哉と相尋候間其趣相名乘候處直に石川主水正殿に召連被レ訴出レ旨當人申し候由

後或人に聞くに、酒井氏の留守居某の若黨なりしが、彼人相書廻りたるゆゑ、某かの若黨に見せたれば陳じもせず、自分なりと云て驚く色もなかりしと。それ故かの主も劫惡の者なれど、流石に召使ひし者と思へば不便に思ひしと、留守居の直咄なりと、その愚いかにぞや。俱に惡人ながら日本左衛門と雲泥。

林曰、右は事跡大に違へり。委くは來春訪問のとき談ぜんと。

○世に劫惡の者もあり、官の御仕置もよく行屆きたる御事と、ふと感歎せしまゝ茲に云ふ。其故は或日芝の御寺に詣拜するとて日本橋邊を行しに、人立して堵の如く打圍みたる中、假屋とり建鎗立繩張したる處なれば、何事やと尋ねたれば主殺と云ふゆゑ、歸路捨札の書面を寫させしを書綴く。

病　死　（遠州無宿）　淸右衛門（戌四十五）

此者儀奉公先欠落いたし其後非人甚藏馴合元主人武州埼玉郡平戸村百姓卯八祖母ほの隱宅建寄有レ之戸を明這入金子等相尋候砌りほの儀目覺し候に付此もの被レ見知居レ候間可レ締殺レ旨甚藏に申聞候處同意致し着居候蒲團を同人引退け胸より腹へ掛强く蹈み此もの咽締候得ばほの口より血を出し相果候に付息不レ吹返レ候樣手元に有レ之紙を口へ突込置、締り無レ之押入之内に錠おろし有レ之長持を、寢床脇に有レ之鍵にて甚藏明け、衣類反物金銀等奪取、右之内衣類金子配分取着いたし候着類切損候に付取捨金子不レ殘遣捨候段不屆至極に付死骸鹽詰晒之上淺草におゐて磔に行ふもの也

戌十一月

○この冬、予が中の婢女に京師の親縁より云贈れることあり曰、後醍醐帝の宸翰馬術秘書の巻軸あり。奇珍にして又この馬書世に有ることを聞かず、岡山侯に唯一本を藏むと。又巻軸の外に委曲を記せしもの有て、別に古筆了意が鑒記を絹幅に書せり。希世の者に非れば絹書せずと。又彼の馬書の鈔寫を添ふ、栖下に再摸す。

巻軸丈二間許　所ㇾ寫はその巻首の文なり。〔割註〕（補）「原書に影寫これを常の文字とす、但草體にして共字を得べからざる所一二あり、窄の字本書穴に從ひ呂に從ふ、今傍訓に因り形似を探りて此字を塡む。」

股潤更要長行時無ㇾ歩蹶ー

如ㇾ文ならぶべし、腰長といふは尻ぐきなり、こしのつぎめにはあらず。

口窄不ㇾ能ㇾ食ー

くちのあさりもせばく、食糟もすわりたる物、くいゐろしといへり。

眼深多咬人

まなこみたずして所々にいりたるは、ひとをくうことたがはず、又とくつかるゝ相なり。

猶膝任ㇾ重　（寫據致遅行、此の一句は原書ふりがな返點なし）

ゐのひざといへるは、世の人うしひざといへるものなり、すぐにくだらずしてひざのうへいりたるなり。

好是如ㇾ羊目ー馴良壽亦長

如文雜忌の中にいわく、

面北朝々　（朝字原書食に從ひ畏に從ふ字書に見えず亦形似を以て此字を塡む）形軀漸々衰

馬は火畜也、北は水の方なり、火剋火のゆゑに常に相剋の方にむかへば、をとろふべしといへり。

遠來亦忌レ飽
出去不レ妨レ飢

とをくよりのり、くるしめてやがては見物にあかせざるべし、やう〳〵やすめて飼あぐべきなり。のりていづるもあきたるをいましむるなり、とをくはせものをおはん事かねてしるべからざれば、あけるにはせう〳〵つかずば、不調法の隨一なればかくいへるなり。

又別記を附して曰宸翰

安臚要完（これ標題なるべし）

本文二百六十三行　御奥書三行

弘安三年十月二十五日書レ之了とあり

卷總長の紙十二枚御墨つき也

表裝、袖古金襴、袖裏總金銀切ちらし

總裏紙銀の切ちらし、卷重さ七十二匁九分、軸象牙

考るに、この書文古雅尋常のものならず。然ども御奥書の年代を以てすれば、後醍醐帝誕八年の前なり然れば此の帝に非ずして若くは先帝の宸翰を誤り傳へたる歟。

○又京なる大原内舍人と云ふの女予が中に仕へしが、或日古き薙刀の圖迚出示す。添書に曰、波平安行の作七八百年に及べる物と。因て古刀大全を閲るに薩摩波平系に元正國、其子行安、孫も亦行安、曾孫安行、玄孫も亦行安と見ゆ。而その莖を寫すに薩州住人波平安行正和二年三月と、正昭二年より今文政九年まで五百十四年なり。然れば安行二人の中としても二百年の違有べからず、全く誤記の失なり。其圖を下に出す。又曰、正昭は花園帝の御時、さればこの薙刀の如き古制の想像すべき者か。

（圖略）刀長一尺九寸三分莖長二尺七寸五分

銘　薩摩國住人波平安行　裏銘　年九月造レ之の五字ありて年號分り兼候と註せり。

○船橋明神（下總國在船橋）の祠内に古昔海中より得たりとて古鏡二面あり。神代の物と云傳ふ。一は徑り八尺餘、裡に緣ありて厚二寸なるべし。



一は徑四尺許り。この鏡は地が以前品に劣れり。因てつよく叩けば其響よからず、二面倶に車に乗て移さゞれば動かすべからざるの大器なりと。又黒金の御社と稱し（黒金は鐵ならん）長け九尺餘、圍三尺ほどなるあり。是を中央に置、大鏡は左右にあり。共に三神と崇む。昔よりこれを神體として世の人には見せず、因て遷宮のときには幕を設け屛をなし、夜陰に神體を遷すと云。此話は橋本町稻荷の祝某彼の遷座のときに觀てこれを知ると（蔦庵話）

○世に面瘡と云病は和漢同じと聞ゆ。明の陳實功が（萬曆中）纂せる外科正宗の所レ出は人面瘡、古言レ有ニ生者ニ、近世之罕レ聞矣、其生奇異而受レ之必異、驚象全似ニ人面ニ、眼鼻俱全、多生ニ膝上ニ、亦有ニ生ニ臂患者ニ、擬ニ古書ニ皆云、積寃所レ致、先須ニ清レ心懺悔、改レ過自新ニ、然後方服ニ十六味流氣飲ニ、外用ニ貝母ニ爲レ末敷レ之、乃爲レ結痂而愈、又用ニ生肌敷口藥ニ、亦可レ得レ痊矣、この圖は唐風の畫にして、眞寫と云ふべからず。文政二年に仙臺の人この病を患て桂川氏に治療を乞ふ。このとき眞寫を爲す。又記事を添ふ日、今茲己卯中、元仙臺一商賈、介ニ門人田喜卿ニ、遂來請レ治、年三十加五、治在ニ十四歲時ニ左脛上生レ瘡、潰後流膿不レ竭、終出ニ朽骨二三枚ニ、經ニ四年ニ瘡口痛腫、只全腫不レ消、歩履頗

難、故浴二温泉一、或刺二委中之絡一瀉血、總不レ應、轉二換醫一者亦數人、荏苒遷歲月、其腫却自□、圍レ膝襲レ腿、終再生二膿管數處一、彼收此發、比レ前甚不レ同、只絕無二疼苦一、至レ今成レ痼、口止處、即先出レ骨ノ孔旁也、瘡口脹起、哆開恰如二開レ口之狀一、周圍殷紅如レ唇、微觸二其口一則噴レ血、亦無レ疼、口上有二一凹瘡痕一相對、凹內各有二皺紋一、宛如二閉レ目含レ笑之狀一、眼下有二二小孔一、如二鼻孔一向レ下、兩傍亦各有レ痕、痕之一邊各堆起、如二耳朶一、其面楕圓、根二基膝蓋一、而爲二頭顱之狀一、且患處側有レ動如二呼吸一、有二揭レ衣一見一、則似二欲レ言者一、非下復約二略其一二人面一、强以二人面一名上レ之類也、而脛之內廉連二腿股一、腫大如レ斗、青筋縱橫遶絡、按レ之不レ緊不レ寬、其脉數有レ力、飲食不レ減、二便自可、斯症固得二之多骨疽一、多出二遺毒一、而其瘡勢有二至レ如レ斯者一、只口內汚腐、充塡無レ餘、餌レ糖即具持不レ能レ養二聚眉閉口之功一、

桂川甫賢國寧記

○天祥院殿の時召抱へられし田中伊織その子傳左衞門と稱せし者は、子孫代々に仕へたりしが、予が代となり故ありて暇遣したり。彼先は關原御陣の後、落人三成を生捕たる者にして世皆よく姓名を識る所、暇遣はせし者も亦傳左衞門と稱しき。家を出去るとき遺し置し一つの刀あり、今流轉して川崎某と云ふ者所持す。即その圖と所傳のゆゑを集錄す(圖略)

刀　鋒より双まで長二尺一寸七分、幅本九分中八分末六分九厘、重鋒一分六厘、鎬際二分、莖長五寸七分

銘　田中伊織佐吉忠、上五字銀象嵌下二字金象嵌

裏銘　さゝのつゆ、上三字金象嵌下二字銀象嵌

この刀を田中が家に傳へしは、始め神祖より賜はりし物と云。其賜はりし故は三成敗北して後見州鄕戸川の川邊蘆中に隱れ居しを田中兵部大輔生捕て上る、因てその御賞として田中に賜りし物と。又この刀の故は、三成捕はゝる時從士二人隨ひたりしが、これを見て手剛く働しに竟にかなはずして三成擒れた

り。このとき三成帶ゐたりし刀を形身として、彼從士に與へたるを取傳へたりと、暇遣たる傳左衛門が語れり。

又中傳書と記せし一通あり云

さゝのつゆ刀傳　石田三成生捕之爲レ賞從二神君一田中兵部少輔被レ下候刀之由右子孫田中傳左衛門と申者之所持也

この書面文正しく傳左衛門が家傳とも聞ず其上この家傳の書付は暇遣たるとき取失ひたるを後に寫して刀に添たりと。されば何者が何に據て書せしや、失たる文を寫さば誥記ならん。書面の趣とゝのはざるも然り。

此刀をさゝのつゆと銘せしこと詳ならず、華の銘を見れば田中伊織佐吉忠と云しが所持なり。又この伊織佐と云しは、藩翰譜に兵部大輔長政は本國近江人伯耆介家繼が男、始め久兵衛尉吉政と云つて豐臣家に仕ふと見へ、御當家に忠勤せしの條を記せる中、伊織佐吉忠なる者有らず。兵部が父伯耆介にて兵部名を吉政と云ければ佐と云ひ忠と云ふ若くは兵部が弟の輩か。又家中先祖書に、天祥院殿のとき召抱られしを田中伊織と稱し、生國近江、大阪御陣のとき手首尾ありと見へ、其子傳左衛門と稱すとあれば、正しく關原のとき傳左衛門と稱せし者後伊織佐と云しなるべし。されば此刀は兵部大輔が勳賞の物なるを、かの生捕の手柄に傳左衛門へ傳へたるならん。

又この刀の鍛治を田中が傳へしは京信國なるよし。然るを當所持の者本阿彌氏へ鑒せしめたるに曰、備後國貝正眞と見へて、金拾枚の代付くべしと爲れば作者も違へるか。「割註」古刀大全備後刀の條、古三原正家の系に正眞貝三原と云、本梨正近の子と見ゆ此人なり

又今主の言に、刀直燒にてにへ少くにほひ勝の出來なり。地鐵至て細かにして。金強に見ゆと。大全に貝三原は同國貝の作人なれに少し亂れたるものも有り、淵なく卑しと見へたれば、彼の刀の出來は殊なる

か。〔割註〕此刀のこしらへは、先主より今主の取たるときは腰巾金のみにて、拵具はなく鞘は盡つきて用に立ざれば捨て、今新鞘に納むとぞ、

關原記大全云、係りければ兵部大輔家人野村傳左衞門澤田少左衞門等、與次郎[illegible]が家に推入、傳左衞門先立て石田を組伏て繩を掛け、乘物に載て井口村へ皈る。兵部大輔甚喜悅す。（下略）又同書一本を引て曰、淺井郡脇坂村の叢原の中にて田中が家來野村傳左衞門石田を搦捕たり。（下略）石坪餘史云、折節兵部大輔が臣田中傳左衞門と士與次郎と常に出合しが、用事ありて人を遣はしけるに、此使三成を見あやしみ問。（中略）傳左衞門はおはたゞしく士卒を引連走り行を、傍輩澤田庄左衞門園城寺甚九郎見て、いかさま事有と思ひ慕ひ行に、案の如く傳左衞門與次郎が宅に一文字にかけ入て尋ね搜す。痛はしや三成は樵夫の姿と成て破れたる襤褸にて身を隱し小田笊を頭に當てさあらぬ體にふし居たり。傳左衞門馳寄理不盡に取て押へたり。三成苦げなる息をつき、是れは唯病人也と小聲になりて云けるを、笠引取て見れば三成也。澤田園城寺も走り來て我々能く見知てあり、三成ぞと云程こそあれ頓ていましめて引立り。
（下略）

田中が家傳は以上の事とは異にして、大全一本のことと似たり。家傳は正しく其當人なれば誤るべくも有らず、

又田中が傳へし話に、彼が前代その若黨不埒のことありて見逃し難ければ、主は不在なれば其妻この刀を以て手討せしにこたへず、若黨は急ぎ戸を開て逃去りければ妻は心ならずしてゐたりしが、門外門五聞して堺に行當り袈裟がけに離れて斃れたりとぞ。是を後の露と云ふ起りか。又この田中氏當家に仕て伊織よりして後代々のことを見るに浮沈一ならず、終に予が代となり家を出て零落せり。石田が怨なきにあらず。

石坪餘史云、三成云ふ、今此愧に及べり傳は互ぞや、願くは腹切せて給はれと有ければども、聞も不入

高手小手にいましめ籃輿にのせたり。三成色を替へ汝等は士の道を知らず、主三成を捕へ其恩賞あり迚人倫の法を背きて掛るあしらひ、何ぞ冥罰に當らで行るべきぞと、獅子齒嚙を成せども詮ぞなき。傳左衛門は早々主人方へ申し遣し頓て三成を召連其へ參候と案内を云はせければ、兵部大輔は大に悅び御使の者に引出し、傳左衛門には感狀を遣はす。

○予が中の老女を故ありて京都に上せたりしが、公家の中より與へられしとて、禁中亥猪の御手餅を持歸れり。優美なる者なれば圖してとゞむ。

（補）圖略、徑七分半の黑白の圓形に楓葉と葱とを畫き、傍に生葉と註す。

又一圖あり。是は別種なりと記して、上圖の楓葉に代ふるに銀杏葉を以てせり。次に上包紙表裏とへ上書とを圖せり共に略す。

右の圖は閑院宰相中將の御神事に賜はりしものとて、老女が賜はりしと云。何の御神事かは知らず。

○官吏の話に、大城大廣間に掛かる翠簾は寶曆中の製を今に用られて、御用の時々少々づゝ損じたるを修補する斗りにて、一も新改せられしことは無しとなり。今春は格別の御大禮とて（太政大臣宣下）例よりも修補念入よと此節（正月）取かゝりの由。夫もやはり新製へは無く修繕而已のことなるに、其費千八百金なりとぞ。如何にも公邊の事は大なる物なりけり。

○遠碧軒記に宴曲集と云もの一册あり、今の謠以前のもの也。太夫の謠のと云ふはなく章もさしてあり、今の章とは違ひ古の白拍子の歌ふたる仕是かと云ふことなり。亂曲のやうなる者なり何番もあり。中古の白拍子などこれを謠たりと見ゆ。未だ斷書を見たることなし。公には白拍子の廢れたるを興したまへば、斷書のこと定て知しめされん。垂示せられよと林子云こしけり。されども予も未だこの書を見たることなし。遠碧記の作者は黑川道祐にして寫本にて傳ふと。

甲子夜話　卷九十二

○先年一向宗の宗號の事にて公事に及びしこと、都人の口碑に存す。予當時その時その證文を或人より密示せしが、旅間に讀しを思出せば幾年前のことにかありけん。後古行李の中より視出したるに。表紙に第字を題す、視るに二七の兩册なし。されば原八册なりしを、至レ今卷數も貸せし者も年月も與に忘れけり。

○標題密書三通（合一册）　一

寬政元酉年二月十八日板倉左近將監殿（寺社奉行）へ東本願寺役僧差出候書付寫左之通

書上覺

當山宗名願之儀は是迄毎度申上候御事に御座候得共、祖師親鸞聖人流派之內當本山之儀は東照神君樣御取建之御厚恩暫時も忘却不レ致候得ば、其取建被レ進候當山淨土眞宗稱號、無レ謂他山之拒障より彼是相もつれ、且公儀御政事たる宗門御改帳にも國々におゐて本號異稱異入交り有レ之候ては第一神君樣尊慮へ對し被レ奉二恐入一候儀は勿論宗名被二定置一候祖師并世代へ對せられ候ても當職難二相立一候に付諸國末寺門徒之願を御門主一身に被二引受一御願被二申上一候御事に御座候尤當時別而御潔白之御時節故安而從來御願被二申上一候通御沙汰可レ被二成下一儀と奉二恐察一候得共前件之證合にて誠に當本山之興廢相懸候一大事故不レ得二止事一御歎申上候然處差越候申上方に御座候得共萬々一此節に至り最初[illegible]三十年被二願上一候以前之在來通に相心得候樣抔被レ爲レ有レ之候ては甚難澁至極奉レ存候尤他山より彼是不二申出一以前之御事に候はゞ其時宜に寄人々御門主存寄も可レ被レ有レ之候得共右故障申出候上は諸國において種々宗名に託付申候上の義て候得ば[illegible]恐御請之儀は幾重にても御斷可二申上一覺悟に御座候尤右差支等之儀は去冬荒增相認上

[illegible]一向浄土眞宗之本號ニ名を以御取扱相定候樣是非共御願可ㇾ申上一心致に御座候然處若哉前件之通御沙汰御座候上にて右之存心申上候ては不敬に相成奉ㇾ恐入ㇾ候儀故頃日使僧并[illegible]寺共書付を以前件之趣意御歎訴申上候御事に御座候併右御歎は九牛之一毛を申上候分際にて御座候[illegible]御門主心中を[illegible]在候儀故使僧輪番共身分は如何樣に相成候共飽迄御歎申上候心底に相決候事に候得共更諸國門末共は曾て御請申上間敷[illegible]剰へ愚昧之心底より如何樣之不穩義も相發候儀も可ㇾ有ㇾ之出來ㇾ候も難ㇾ計甚痛心仕候付追て御請之儀は御斷申上候就ㇾ中先年御役家樣方御内外より再三在來り通に相成候て可ㇾ然旨被ㇾ仰聞ㇾ候節も前件之趣を御斷申上候御事に御座候全體他山無ㇾ之筋に差障に付宗由正道之申上相立不ㇾ申候樣に相成候ては諸國之門末遠方に暮れ志を失ひ候時は御門主申育も不ㇾ相用ㇾ候樣成行候はゝ數萬之門徒心に違ニ取ㇾ迷ニ一味更神君樣より御寄附被ㇾ成下ㇾ候門主之儀神慮へ被ㇾ對旁以御門主心痛相募不ㇾ申進退無ㇾ之御儀に可ㇾ被ㇾ爲ㇾ成下ㇾ候儀に付上を計候姿に相當り奉ㇾ恐入ㇾ候得共何共不安心に存ㇾ在候付不ㇾ得ㇾ止事ㇾ具御沙汰無ㇾ之内前條之次第御内々申上候何分去冬日上書并八冊覺書を以申上候通當本山申立之筋理非明白之御沙汰被ㇾ成下ㇾ候樣深重奉ㇾ願上ㇾ候是等之趣表向へは相憚り候故各樣迄申上候間何分宜被ㇾ仰上ㇾ可ㇾ下ㇾ候奉ㇾ希候以上

二月十八日

最勝寺

唯乘坊

泉徳寺

西本願寺役者より宗名之儀に付[illegible]宗名之儀に付其安永年中御門主御志願之趣被ㇾ申[illegible]御沙汰も御座候[illegible]之者共上京仕候[illegible]此度淺草[illegible]達て願

之節兩本山一體に被ニ相願一候儀に御座候間宗名之儀に付ては兩本山同樣被ニ仰渡一可レ被レ下候若兩本山甲乙御座候ては諸國末寺難ニ相治一被レ對ニ公義一恐入被レ存候此度宗名之儀願面被ニ聞届一候譯にては無ニ御座一候得共前文之趣被て申上置候樣京都本山より被ニ申越一候付此段申上候

二月　(築地本願寺輪番)　廣泉寺
　　　　　　　　　　　　金光寺

東本願寺宗號之儀に付以ニ使僧一被ニ差出一候書付寫左之通

當山宗號之儀去午十一月四日口上書并覺書等を以申上候處今以何之御沙汰も無ニ御座一御門主は勿論諸國御門末に至迄不安心に罷在候尤右一件に付當時他山より無レ謂筋申上儀も可レ之候得共當山願之儀は每々申上置候通一宗多名にて混雜仕候に付俗稱を相省祖師被ニ定置一候通淨土眞宗と本名一號に相定候樣御取扱被レ下度願意而已にて御座候元來此度他山無レ筋之故障より事起り御沙汰之儀も自然と年數相重り計必至と被レ致ニ難澁一候依レ之此之時節を得正道之儀被ニ相願一候に候得ば無レ程願之通御沙汰被ニ成下一御儀とも奉ニ恐察一日々御下知一同奉レ待罷在候併差掛候申上方も御座候得共若今般願相立兼候樣相成候ては最早行末理非相分候儀も有レ之間敷と諸國之門末迄々騷々敷申立候儀は眼前に御座候旨に是迄精誠被ニ定置一候得共所詮此上被ニ申聞一方も無レ之遠國愚昧之者共一途之存込如何樣制被レ申候ても承引仕間敷騷敷申立候時は公儀より御眺如何可レ有レ之哉誠に御門主此末之儀被ニ相考一候て猶亦寢食も不レ安被レ致ニ悲痛一候呉々被ニ恐入一候得共再應此旨申上候樣京都より被ニ申越一候何分宜御沙汰被ニ成下一候樣深重御願申上候以上

二月　淺草東本願寺門跡使僧　最勝寺

○標題增上寺觸狀并故障書　二

安永四年十一月增上寺より配下へ觸狀之寫

去年京都南本願寺より諸國の門徒一統淨土眞宗と稱し度旨寺社奉行松平伊賀守殿へ差出候に付於二淨土宗一相障儀無レ之哉之旨御尋に付別紙之通淨土宗におゐて指障候趣當正月書付差出候處當月十九日太田備後守殿におゐて別紙御書付之通被二御渡一候間可レ得二其意一銘々寫置向後宗門改等之節無二心得違一取計可レ有レ之候尤其旨支配下へも委可レ被二相觸一候以上

十一月二十八日

一、此度一向宗門京都東本願寺より申出候は諸國の門徒一統に淨土眞宗と相唱度段申出候に付於二淨土宗一相障候儀無レ之哉之旨御尋に御座候處相障候旨申達候得ば其趣書付差出候樣被二仰渡一候に付相障候儀左之通に御座候

此段淨土眞宗と申名目は、唐土善導大師觀經御疏之中に出候て圓光大師最初建立之淨土宗を則淨土眞宗と稱し候事御座候依レ之御先祖樣始別て御當家御宗門に被レ爲二御定置一則京都四ケ總本山並關東十八檀林其末末に至迄一體淨土眞宗にて御座候然るに今般一向宗を淨土眞宗と稱し候時は宗名混雜仕甚相障申候殊に公儀御代々樣宗門に御座候處淨土眞宗と申す宗名兩宗に相唱へ候時は御先祖樣別而東照宮樣御宗門に被レ爲二御定置一候尊慮にも相障り申二恐入一候

一、淨土宗は圓光大師開宗已來淨土眞宗に候故圓光大師も當度々勅諡被二成下一殊更元祿已來大師年回御忌之度每淨土宗本山たるにより京都知恩院へ勅使賜諡被二成下一殊更相傳陰正親町院兩帝眞宗總本山御綸旨を賜り且黑谷金戒光明寺へ後小松院宸翰にて淨土眞宗最頂門と云七字の勅額を被二成下一候事に御座候我淨土眞宗之外他にて此宗名を可レ稱謂無て無二御座一候若一向宗を淨土眞宗と改候時は勅令に相障申候

綸旨御文

一、御當山へ賜り候所顯所

武藏國增上寺眞明眞宗玄門

奉祈寶祚無疆丹棘者

綸命如此仍執達如件

慶長十三年一月十一日　　　　左少辨（花押）

増上寺源譽上人御坊

如レ此眞宗弘通之旨綸旨御座候得ば淨土眞宗の稱號に無レ紛候得ば從ニ他門一押て競望可レ仕儀には無ニ御座一候若強て致ニ改號一候時は綸旨に相障申候

一、神君樣御當山觀智國師へ被ニ下置一候御條目第三ケ條目に嚴重之儀を以碩學衆圓頓戒相承可レ仕旨御定書被ニ成下一此後は宗祖圓光大師三朝帝王之戒師と成攝家權門尊貴之方へ圓頓戒を被レ授淨土眞宗之弘通有レ之傳々相承致來候依レ之神君樣台德院樣大猷院樣にも圓光大師相承被レ爲レ在于レ今六十餘州淨土眞宗僧徒は世壽十五歳以上關東十八檀林に掛錫致し御條目第五ケ條目之通學寓十五年滿に宗脈並圓頓戒相傳二十年滿に布薩戒相承仕則御條目之規則無ニ異亂一淨土眞宗之行儀相守候上作重々之譯を以て宗祖圓光大師開宗以來淨土眞宗と稱し來り候然るに淨土眞宗名號他門にて相稱し候時は御條目之表に相障奉ニ恐入一候

一、他門より淨土眞宗と唱候時は宗名相混兩宗名を稱候事古今決て無レ之儀と奉レ存候且前書に申上候通綸命に相障勿論東照宮樣台德院樣御條目に相障候段重々奉ニ恐入一候殊に法然上人御傳四十八卷は伏見院後伏見院後二條院三帝之宸翰にて眞宗爲ニ弘通一知恩院へ被レ爲ニ納置一候此勅修御傳に淨土眞宗之儀明にて則依ニ勅命一致ニ弘通一來候諸宗一統共許之宗名にて御座候若強て他門にて淨土眞宗と稱し候時は眞僞之諍論自讃他毀之基とも相成候ては公儀御制禁にも相障可レ申哉其段奉ニ恐入一候

右依ニ御尋一申上候以上

増上寺役者

西本願寺より被二相伺一候淨土眞宗之宗號相唱候儀に於ては淨土宗ニ差障候趣兼て達て松平伊賀守方へ書付被二
差出一則右差障候趣を以西本願寺輪番へ申渡候奉行所にては、一向宗と取扱候

未十一月

標文に擬るに此間闕く恐くは失脱ならん（三）

○東本願寺より故障書に付存寄書　四

覺

當山宗名之儀是迄於二公儀一淨土眞宗或は一向宗と唱へ來御座候に付去る子年淨土眞宗と一准に御取
扱被レ下度旨西本山より御願申上候處増上寺より故障申立候に付此度増上寺御呼下へ、御出候不道理成儀
を以差障申上候由を聞合せ之通に御座候

一増上寺申立に淨土眞宗と申名は元祖法然上人[illegible]之中に出候圓光大師之御述作淨土宗を則淨土眞
宗と稱し候事に御座候と申上候

此儀は不分明之申分に御座候哉[illegible]に[illegible]とて淨土眞宗と四字
連續の字有之候得共、中[illegible]元祖法然之淨土宗之意は[illegible]一宗ては爲ニ聖
人ゟ名目に至りて淨土宗と稱せられ候儀[illegible]其宗名を以て公儀に淨土宗と稱し來候儀に
て圓光大師[illegible]入[illegible]淨土眞宗と稱レ御[illegible]御座候是當山之祖師五百五
十年以前[illegible]淨土眞宗と唱へ宗名を[illegible]古より[illegible]之宗名の儀に申立[illegible]レ得ニ其意一儀に御
座候

一其上今般當山宗名[illegible]淨土眞宗と稱し候[illegible]
此儀は當山[illegible]宗と[illegible]は今[illegible]百五十餘年[illegible]製作
之書に[illegible]淨土眞宗と稱せられ[illegible]淨土眞宗之[illegible]淨土宗[illegible]御裁許

之節毎度御請に淨土宗誰淨土眞宗誰と一紙之上に相認印形差上來り分明に兩宗相分れ候處宗名混雜仕候と申上候は猶公儀御役所に印形致し置ながら今更淨土宗を則淨土眞宗と申立兩宗之名混雜致し候樣に申上候儀にて曾以當山より宗名混雜仕候樣致申儀にては無二御座一候此段御賢察可レ被レ下候且又當山之儀を專ら一向宗と申立候は何れの書に出何れの祖師被レ立候宗名にて候哉御尋奉レ願候宗名之儀は圓光大師淨土宗の名を被レ定候て淨土宗と相立當山之祖師淨土眞宗と被二定置一候宗名を公私共に稱し候より外に他宗より一向宗と宗名相定呼候道理は有レ之間敷儀と奉レ存候又公義御代々樣御宗門淨土眞宗にて御座候趣書顯候得共乍レ恐是迄公義御宗門淨土宗にて御座候と諸國一統奉レ存罷在一候儀に御座候

(增上寺申立)淨土宗は圓光大師開宗以來淨土眞宗に御座候故圓光大師數度之勅號被二成下一殊更元祿以來大師年回御忌每度淨土宗本山たるに依り 智恩院 へ 勅使諡號被二成下一後柏原院正親町兩帝眞宗惣本山之綸旨を賜り候旨申上候

此儀は圓光大師遂に淨土眞宗と被レ稱候事曾以無二御座一處開宗以來淨土眞宗に御座候と書顯候は難レ得二其意一儀に御座候法然上人へ勅號追謚被二成下一京都知恩院へ勅使被二成下一候は勿論顯然之儀に御座候得共後柏原院正親町兩帝淨土宗本山之綸旨を賜り候儀を眞宗惣本山之綸旨を賜り候と書立候儀は是又淨土宗則淨土眞宗と申紛かし候書立に御座候

(增上寺申立)且黑谷金戒光明寺へは後小松院御宸翰にて淨土眞宗最初門と申す七字額を被二成下一候事は御座候依レ之我淨土宗之外に此宗名を可レ稱譯決て無二御座一候と申上候

此儀黑谷に淨土眞宗最初門と勅額御座候と書顯有レ之候得共淨土宗門最初處と有レ之候て淨土眞宗とは無二御座一由承傳候假令右後小松院御宸筆之額御座候迚も當山之祖師元仁年中淨土眞宗と宗名被二相立一候より百六拾年後之儀に御座候法然上人開宗之節淨土眞宗と申宗名被レ立候儀も無レ之聖光上人良忠上人被レ稱候儀も無レ之事に候得共右年代遙に相おくれ候黑谷之額申立淨土眞宗之宗名彼宗に屬し申立無レ之

事に御座候

（增上寺申立）且又我淨土宗之外に此宗名を稱すべき謂決して無二御座一候と申上候

此段も甚難レ得二其意一申立に御座候其子細は當山之祖師五百五十餘年以前に淨土眞宗と宗名被二立置一候昔猶古今流行仕候に御座候且諸國共に淨土眞宗と申は親鸞聖人之一流之儀と存罷在候儀は今更申上るに及不レ申事に御座候依て上にも申上候通御奉行所出入御裁許之節淨土宗誰淨土眞宗誰と一紙に印形仕淨土宗之外に當山を淨土眞宗と是迄申上候之儀を且又我淨土宗之外に淨土眞宗と稱すべき謂決て無二御座一候と申上候は是迄於二公儀御役所一印形仕差上置候者違變に相成不レ申候事と心得候儀に御座候哉覺束なき儀に奉レ存候

（增上寺申立）若一向宗と改候時は勅命に相障候と申上候

是又曾以勅命に相障不レ申儀と奉レ存候當山之宗名は本宗之祖師親鸞立置一候宗號にて古今相改候儀は無二御座一候右增上寺より申立候後小松院七字額より六拾餘年以前後醍醐帝當山之宗名を傳文之中に淨土眞宗と被レ遊候得ば宗名は祖師被二立置一全く朝旨を以て淨土眞宗と稱し候儀にて勅命に相障申儀曾以無二御座一儀と奉レ存候

（增上寺申立）慶長拾三年十一月十一日增上寺勅願所之綸旨に武藏國に增上寺頂レ聞二眞宗玄門一と有レ之候得ば淨土眞宗之號は淨土宗之稱號に無レ紛他門より押て競望可レ仕儀にては無二御座一候若强て改號致候之時は綸旨に相障候と申上候

此儀は眞宗之言有レ之候得共一向に淨土眞宗之事に限り候樣に存候は他之書籍致二拜見一不レ申故と相見へ申候すでに唐中宗皇帝三藏聖教序賢首心經略疏宗密盂蘭盆經疏何れも通じて佛教を眞宗と被レ稱候其外側證數多御座候右綸旨之御文言出候にも只眞宗と斗り有レ之淨土眞宗之宗名を賜レ顯候綸旨とも難レ申候當山淨土眞宗と稱し候儀は祖師被レ立之宗名にて曾以此節改定仕度之申譯にては無二御座一候被家之儀

は是迄公私共淨土宗と斗稱し來候處此節右體に申立候は却て彼家より當派之宗名を押て競望致し申儀顯然之事に奉レ存候後醍醐帝當山祖師之傳文を宸筆を以被レ遊候中淨土眞宗證道今盛と有レ之且又當山之儀に相限り候傳文にはひとへに祖宗繁昌之奇瑞念佛弘興之表示也と顯はされ候當山淨土眞宗と申す稱號は如レ斯宸翰明白之處增上寺より此度故障申出候は全以宸翰に相障恐多儀に奉レ存候

（增上寺申立）神君樣增上寺觀智國師へ被二下置一候御條目第三ヶ條目に嚴重之儀式を以て碩學衆圓頓戒相承可レ仕旨御條書被二成下一且亦宗祖圓光大師三朝帝王之戒師と被レ爲レ成神君樣台德院樣大猷院樣にも圓頓戒御相承被レ爲レ在候御事故十八檀林掛錫之輩夏蠟により圓頓戒布薩戒相承無二異亂一淨土眞宗之行儀相守候旨書顯申上候

此儀は觀智國師へ被二下置一候御條目之御文面拜見仕不レ申儀には御座候得共御條目に彼家を淨土眞宗と被二仰出一候御儀とは相聞へ不レ申事に御座候其外圓光大師之御德儀拾八檀林之規則書顯候斗にて曾以淨土眞宗と申宗名に掛り候儀にては無二御座一候且亦圓頓戒之儀は法然上人叡山におゐて慈眼房叡空より天台宗戒を相承被レ成候一に尤殊勝之一乘圓頓戒にては御座候得共善導所レ立之淨土門之宗儀にては無二御座一候然處拾八檀林掛錫之輩圓頓戒相承致申に付彼家淨土眞宗たる儀を申立候は明眼之人の共許仕間敷儀に奉レ存候

（增上寺申立）將又圓光大師開宗以來淨土眞宗と稱し來候得は淨土眞宗の號他門にて相稱し候時は御條目之表に相障奉二恐入一候旨申上候

此段は上にも申上候通圓光大師開宗以來淨土眞宗と稱し來候と申儀は難レ得二其意一候法然上人以來淨土宗と被レ稱候事無レ紛顯然之事に御座候開宗以來淨土眞宗と稱し來候と申儀は何れの所にて稱し來候哉是迄宗門帳にも淨土宗と書出し於二公儀御役所一も彼家は淨土宗當山は淨土眞宗と書認差上候處圓光大師開宗以來淨土眞宗と稱し來候と申上候ては公儀御役所にては淨土宗と稱し內々にて淨土眞宗と稱し候儀に

て可レ有二御座一事哉と奉レ存候當山之儀は公儀御觸書御尋書等にも淨土眞宗と被二仰出一是迄淨土眞宗と顯然に書上相濟來候得ば定て御條目相障不レ申儀にて有レ之と奉レ存候

（增上寺申立）他門より淨土眞宗と稱し候時は宗名混雜し兩宗同名を稱し候事古今決て無レ之儀と奉レ存候と申上候

此儀は當山は五百年來淨土眞宗と稱し彼宗は淨土宗と稱し來兩宗之宗名判然と相分於二公儀御役所一書付等差上來候處只今に至り當山之宗名を彼家之宗名と事新敷申立候付宗名相混じ候事に御座候彼家も當山も一同に淨土門にて彼家は總名を以て宗名を稱し來り當山は其名を以て淨土眞宗と公私共稱來是迄宗名混雜之儀無二御座一候就レ中兩宗同名を稱し候事古今決て無レ之儀と書上候段不學千萬之事に御座候其一宗之内分派御座候儀は既に圓光大師之直弟善惠上人之流を致二建立一候一派を西山派と名付候て猶亦西谷義東山義嵯峨義深草義と四派に相分候則山州粟生野光明寺東山永觀堂禪林寺一條寺町誓願寺圓福寺いづれも西山派之本山にて知恩院增上寺等之鎭西派とは門派も各別にて安心も規則も相違仕候得共宗名は日々淨土宗と唱來候依レ之粟生野光明寺には淨土宗元祖本廟の石碑を建レ立候此等は間近く增上寺等迄兩宗同名にては無二御座一候哉其外曹洞宗臨濟宗黃檗宗と分れ御座候得共通じて禪宗と稱し古義と新義と本山も違ひ候得共均しく眞言宗と申候得ば兩宗同名古今決て無レ之儀と申立は如何之趣意御座候哉又兩宗同名にて無レ之彼家は淨土宗當山は淨土眞宗と稱し來候儀は委曲に達て例證書に相認候通古今明白なる儀にて殊更元祿三年於二御領内一當山之末流之寺院に御制條被二成下一候御文言に淨土眞宗之儀は他宗と法式格別之處近年猥が間鋪相成候間以後淨土眞宗之法式可二相成一候若此上にも猥而間鋪候はゞ淨土眞宗を御取上げ淨土宗に被レ遊候と有レ之分明に淨土宗淨土眞宗相分れ申候得ば增上寺兩宗等と混雜之儀は曾以無二御座一候

（增上寺申立）法然上人之御傳四拾八卷は伏見後伏見後二條三帝之御宸翰にて眞宗弘通の爲知恩院へ被レ爲二納置一勅作御傳に淨土眞宗之義明にて則勅命に依て被二弘通一來諸家一同共許レ之宗名にて御座候と

申上候

此儀は三帝勅筆之御傳知恩院え被ㇾ爲ㇾ納置ㇾ候儀は顯然之事にて御座候但右勅作御傳に淨土宗之義明白に有ㇾ之樣に書上候得共彼四拾八巻傳之中に一所も淨土眞宗と申す宗名は相見不ㇾ申候然處淨土眞宗之義明に御傳文に有ㇾ之樣に書認候は淨土宗を則淨土眞宗と稱し候と申紛かし候儀と奉ㇾ存候且又彼家を淨土眞宗と稱し候儀諸宗一同共許之宗名たる段申上候得共淨土宗と申は共許勿論に御座候彼宗を淨土眞宗と稱し候儀は古今他宗不ㇾ共許ㇾ之儀に御座候當山を淨土眞宗と稱し候儀は此諸宗一同共許之宗名にて猶公儀御役所も淨土眞宗と稱來り 天台眞言宗之諸御門跡當山祖師之傳文御眞筆被ㇾ成淨土眞宗と申は親鸞聖人一流之事と申儀明白に御座候共上諸國一同に當山淨土眞宗と存居候儀を彼家事新鋪淨土眞宗と宗名被ㇾ申立ㇾ候は猶亦世間之相違と亦顯然に御座候

(增上寺申立)強て他門にて淨土眞宗と稱し候時は眞僞之諍論自讃毀他之基共相成候ては公儀御制禁にも相障可ㇾ申共段奉ㇾ恐入ㇾ候と申上候

此儀當山之宗名は五百年來公私共に淨土眞宗と稱し來候曾以眞僞に拘り申儀にて無ㇾ御座ㇾ候然處彼家より自讃毀他之基にも可ㇾ相成ㇾ樣に申上候は難ㇾ得ㇾ其意ㇾ事に御座候彼宗より當山を專ら一向宗と稱し此度淨土眞宗之宗名を彼家の宗名と申募候儀は彼宗へ被ㇾ下置ㇾ三拾三ケ條之御制禁に相背却て自素より自讃毀他之基を拵候樣奉ㇾ存候

右增上寺より故障有之旨理不盡なる書付差上候に付當山之宗名之儀は古今公私共淨土眞宗と稱し來候譯合上來申上候通御座候當山より他之宗派儀宗名之儀を貪着仕候儀にては無ㇾ御座ㇾ候當山宗名之儀今更新に申立候にて無ㇾ之祖師以來稱し來候宗名に御座候彼家之儀は是迄惣名を以て 公儀御役所へも淨土宗と書上げ來當山之儀は其名を以て淨土眞宗と稱し來候儀公私共顯然明白にて兩宗混雜仕候儀曾以無ㇾ御座ㇾ候當山祖師所ㇾ立之宗名に御座候故宸翰を以淨土眞宗と被ㇾ遊公儀御觸書御尋書御名狀にも數

度淨土眞宗と御書出し御座候日於二御役所一御請書差上候節も是迄淨土宗誰淨土眞宗誰と相認增上寺役者當山輪番印形仕差上來候儀明白之事に御座候然處彼宗より當山を一向宗と號し其上淨土眞宗之稱號は彼宗之宗名にて當山之宗名にて無レ之樣に書顯候は寛裕幷公儀御役所より御書出之趣に相背恐多御儀に存レ存候當山之儀祖師所レ立之宗名淨土眞宗たる儀顯然に御座候得ば別に宗派之稱號改て稱し可レ申譯曾て無二御座一儀に奉レ存候以上

未閏十二月

○(標題)增上寺より指出候返破に付譯書　五

增上寺より御奉行所へ書出候故障書に不道理成儀共有レ之候付西本願寺より故障書之返答書幷例證書等相認差出候處增上寺より返答書等を再せ返破致し候書付之由所々流布仕候に付內々一見仕候得共表立一見不レ仕儀故左之通評合申上候も右返答に相當り諍ふもか間鋪甚恐入奉レ存候得共右返破表立申出候萬一御取用も御座候ては甚當惑之儀御座候故右返破之內肝要之處斗書拔評合申上候趣左之通に御座候

一、淨土宗より流布之書付に淨土眞宗と申候者元祖圓光大師所レ立之宗に御座候處親鸞聖人開宗之砌淨土眞宗と被二相定置一候と申儀甚不埒之申分に御座候彼宗高僧和讃之中に智慧光のちからより本師源空あらはれて淨土眞宗を開きつゝ選擇本願のべ給ふ文云善導源信すゝむとも本師源空ひろめずば片州濁世のともがらはいかでか眞宗をさとらまし此文體にてまさしく我師光大師所レ立之宗名なる事あらはれ申候此和讃印刻現行仕彼宗在家の者迄存知候へば淨土眞宗之號は圓光大師所レ立之宗名なる事しるべき儀と奉レ存候然るに御奉行所へ書き出し候節は淨土眞宗に上の句の智慧光のちからより本師源空あらはれてと申句をかくし選下之句の淨土眞宗をひらきつゝ選擇本願のべ給ふと申語のひらかれたる樣に書載候二二如何之存念に御座候哉他門一宗之宗旨を不レ致二承見一と存書出し候事に御座候哉不レ得二其意一事に御座候右和讃之文體も明白にて開き候淨土眞宗と申義理に成候處諸々御眞宗可レ被二成下一

候扨々理を非にまげ候申分御奉行所をも不レ恐事に奉レ存候

一、此段申上候は淨土眞宗と申は圓光大師所レ立之宗名と書出し被レ申候得共圓光大師述作内いづれの書に淨土眞宗と御唱被レ成候哉難レ得二其意一儀に御座候彼宗に右之證據無レ之候に付當流開山親鸞和讃を證據に引用候儀能々無二證據一之儀に奉レ存候乍レ去彼宗におゐて不本意之儀に可レ無レ之候先づ例證書に智惠光のちからより本師源空あらはれてと申二句を略したるは祖師親鸞一代撰述之書之中に數ケ所淨土眞宗と被二稱置一候箇所をかぞへあげ淨土眞宗と被レ唱候證據斗を出していづれも全文は書載不レ申省略仕候儀に御座候和讃は開板現行にて當流在家之者共迄存知居候得ば初二句を何之爲に隱し置可レ申哉克々御賢察可レ被二成下一候若又親鸞の開かれたる樣に申なし候心底に御座候はゞ下の選擇本願のべ給ふと申句を載せ可レ申樣無二御座一候此のべ給ふと申て尊敬の言葉を用ひ候下之句を續で書載例證と仕候儀親鸞の開かれたる樣に見まがひ可レ申哉親鸞のみづからひかれたる事を自作之和讃にのべ給ふと申す言葉可レ有レ之樣無二御座一候此たまふと申す言葉にて相分居申候依レ之證書中に一宗之祖師被二書顯一候證文レ無之候ては宗名難二相立一候に付其證文如レ左に御座候と斷書仕猶又淨土眞宗之儀は圓光大師に起り淨土眞宗之稱號は親鸞に始り候と書認候は此等之向省略仕候故之儀御座候曾て御奉行所へ胡亂なる儀は不二申上一又理を非にまげざる事能々御鑑察可レ被レ下候增上寺より親鸞聖人被レ立候淨土眞宗之稱號を抑て圓光大師所レ立之宗名にて御座候旨申上候得共淨土宗に於て淨土眞宗と申す宗號を被レ稱候證據は元祖にも開基にも無二御座一候尤親鸞聖人より見れば淨土宗一門は皆淨土眞宗にて御座候故師匠を尊敬して淨土眞宗をひらきつゝと讃嘆被レ致候事に御座候然ば圓光大師は淨土宗と被レ稱候處開山親鸞は淨土眞宗と申す宗號を被レ立候故自立之宗號を用て淨土眞宗を開らきつゝと被レ申候大師におゐて淨土眞宗と被レ稱候事無二御座一候故淨土眞宗と名づけつゝとは不レ被レ申ひらきつゝと御座候然ども宗名は其開基之被二定置一候を相用候こと諸宗之通例にて御座候得ば增上寺は圓光大師聖光上人淨土宗と斗被レ唱候に依て淨土宗と相名乘候

依勿論に御座候殊に東照宮樣御條目には淨土宗と被レ爲二仰出一候儀顯然之事に御座候當流は開山親鸞淨土眞宗と始て被二相唱一候に付是亦祖師之立名を用ひて淨土眞宗と數百年來唱來候事に御座候增上寺方には元祖にも開基にも淨土眞宗と被レ申事無レ之に付當流之開山親鸞始て唱レ候淨土眞宗と申す宗名を理をまげて彼の宗之名之樣に申なされ候得共全く無二由緒一之儀に御座候何れの宗門にも他流之祖師之付候宗名をかりて自宗之稱號に致候儀は有レ之間敷事に御座候往昔栂尾之明惠上人は圓光大師所レ立之淨土宗のことを評して淨土宗といふは虛言なり一向專修宗と名付べしと被レ申候得淨土宗一門におゐて一向專修宗と名乘候儀は無二御座一候然ば彼宗之祖師并開基被二定置一候宗名之上に親鸞稱し被レ始候宗名迄彼之宗の宗名にも御座候旨故二申立一候儀は有レ之間敷候と奉レ存候

同流有之書付に(以下本願寺より申上候文面)他より不案內にて一向宗又は本願寺宗又は門徒又門徒宗杯と當宗におゐて曾て唱不レ申異名を申習はし候より諸國之內左樣に種々之異名を以て宗旨證文被二取扱一候所も有レ之候に付宗徒之內心得違之輩出來仕候(是より增上寺申立)等之儀申上候彼宗におゐて曾て唱不レ申儀に御座候はゞ一向何寺と有レ之下へ印形致す間敷事に御座候尤宗徒之內心得違之者有レ之候とも相記候得共我宗名を不レ知文盲之徒諸國に充滿致し可レ申候樣無二御座一候他より申候は俗唱とも可レ申候得共彼宗徒一向宗何寺と有レ之下に致二印形一候得ば彼宗之宗名に紛無レ之候

一、此段申上候當宗門之宗法子孫相續之儀に御座候得ば一寺へ住職たる者に幼年のものも有レ之無智文盲之輩も有レ之候然處此度御糺申上候主意のごとく公儀并地頭御領主方にて種々の名目に御取扱被二下一候故門徒之內幼年者は無智文盲之もの心得違意味之儀に御座候て一向宗何寺と申下に印形いたし候事不レ得二止事一候儀も有レ之候得共此度御糺被二成下一候儀は門徒一分之儀を以て違背可レ仕樣無二御座一候ても公儀より一名に御取扱被二成下一候樣に御願被二申上一候處に御座候右御願之主意何と心得被二申上一候哉難二心得一儀に御座候

一、同流布之書付に近年我宗名を競望致し自然と書改度奉レ存候得共親鸞開宗以來一向宗之宗名故諸國淨土眞宗と唱へ不レ申候事に御座候

一、此段之申分都て難レ得二其意一事に御座候淨土眞宗之名は當流開山被二唱始一候に付開山之被二定置一候淨土眞宗稱號を一統御取扱被二成下一度段願上候儀にて宗名を相改度願にては無二御座一候他流之宗名を聊競望致し不レ申儀に御座候增上寺より親鸞開宗以來一向宗之名故諸國一統淨土眞宗と唱不レ申事に御座候と申立候は難二心得一申分に御座候開宗以來一向宗と名付候慥成證據曾て無レ之候御奉行所よりも度々淨土眞宗と御書出被レ成候儀有レ之諸國にても淨土眞宗御取扱之所數多有レ之候然るに諸國一統淨土眞宗と唱不レ申候と書認候は甚難レ得二其意一に御座候

一、同流布之書付に（以下本願寺より申上候文面）一向宗と唱候事祖師を始め一宗古今之書籍に相見不レ申候一切依用無レ之但他より申習し候俗唱に御座候然處當宗之本名之樣に申立候儀當宗之書籍之中に何にても何等之證據を見改候て書出し候事哉本據をも相糺不レ申押て一向宗門本願寺と書出し候（是より增上寺申立）等之段此段申上候此方より押て一向宗と申樣書出候儀痛心仕候先彼宗之證據を出候は親鸞著述之一向行儀抄印判現行仕候中に往々一向宗と書載申候他門より一向宗と稱し候明證は乃至叡山より專修寺へ被レ遣候證文に一向專修念佛道場之本寺或は一向衆と御座候且又王代一覽に弘長二年十一月二十八日一向開山範宴寂歲九十一親鸞是也又云天正二年七月信長信忠尾州發向一向宗之一揆諸國に蜂起と其外にも一向宗と御座候此外之書にも御座候得共略レ之仕候然ば押て一向宗と申には無二御座一候元來一向宗は本名なる事親鸞之書に顯れ申候事

一、此段は先達て宗名例證書に申上候通祖師親鸞淨土眞宗建立之本書は敎行信證六卷唯信抄文意和讃等數部之撰述之書籍に淨土眞宗と被二相定一候事明白なる儀に御座候右一宗行儀抄と申書は正保年中開板流行仕候得共祖師親鸞之述作にては無二御座一候僞作之書に紛無二御座一候に付本願寺世代之內は勿論末學之

内にも文義を見定候程之者は一切披見不レ仕候程之偽書にて開山親鸞述作に似寄り似所さへも無二御座一候右行儀抄偽と申證書数多御座候其の證左之通に御座候

親鸞一代撰述之書には宗名浄土真宗と被レ備候處行儀抄にかぎりて一向宗と書載候事偽作たる第一之證據に御座候又彼書に選述之年月を記し承元四年庚午八月常陸國笠間郡稲田郷於二西念寺一親鸞三拾八歳書レ之と御座候親鸞は承元元年丁卯南都北嶺之大衆より念佛停止之強訴に依て圓光大師は土佐國幡多親鸞は越後國々府に左遷有レ之五ヶ年を経る建暦元未年十一月蒙二勅免一夫より四十歳之時始て常國に越て被レ致二化道一候彼行儀抄奥書に記し候承元四午年は親鸞御流罪之身分にて越後之配所に被レ致二在留一候處常陸國西念寺に在て行儀抄を書可レ被レ申道理決て無レ之候是偽作之書たる二之證據に御座候

又圓光大師は親鸞四十歳之春建暦二年壬申正月御入滅に御座候然るに行儀抄に空上人は一期之間毎日六萬遍之御所作おこたり給はず御臨終近づけば加念佛つひに懈怠なしと記有レ之親鸞四十歳之春御入滅被レ成候圓光大師之御臨終を十二年以前二十八歳之年に述置可レ被レ申道理は決て無レ之儀に御座候彼書偽作たる三之證據に御座候

又彼之書中に寺を建立せば三尊之如来幷熊野權現を勸請申べし本地彌陀之古跡にてましますゆゑなりと空上人仰ありと有レ之候此書若親鸞之作に御座候ば往古より當宗之寺院に彌陀觀音勢至之三尊を安置候熊野權現を勸請致し可レ申事に御座候得共本山より末寺に至る迄本尊は彌陀之立像一體を安置して三尊之如來を安置致し候法式曾て無レ之尋常寺院に熊野權現を勸請致し候儀決て無二御座一候是行儀抄は親鸞之作にて無レ之僞作たる四之證據に御座候

又本願寺第八世蓮如之法語に我流を一向宗となのることは別して祖師も定められず又云一向宗といふ名いふはさらに本宗より申さぬなりとしるべしまた云當流之行者みづから一向宗となのらん輩はながく當流の門下たるべからざるものなりと被二載置一候、行儀抄若開山親鸞作にて候得者彼書の中に開山宗名を

一向宗と被ニ稱置一候處蓮如上人之法語に右之通一向宗と申名は當流之宗名にて無レ之旨しば〳〵戒て被レ申道理無ニ御座一候是行儀は抄僞作に紛無レ之五之證據に御座候右行儀抄に限らず自宗他宗共に僞作之書數多有レ之事に御座候經論にさへ僞經僞論印刻現行致し候況祖師方之名を借て僞作致候書數多有レ之儀にて和語燈錄にも金剛寶戒章大師之御作と御名を記し候得共僞作なる故圓光大師與ニ鎭西一書に曰金剛寶戒章是僞書也予不レ製ニ如レ是書一釋迦彌陀を以て爲ニ證明一其外にも善導之彌陀經義など申す書紛もなき僞作にて御座候得共世の中には誤用ものも御座候宗旨黨目致候ては祖師方の名を借り利を貪る類有レ之僞作之書を板行致し人を爲惑候事是非なき次第に御座候右行儀抄に所々一向宗と申名有レ之候得共祖師之眞作にて無レ之僞書に紛無ニ御座一候得ば證據には相成不レ申候增上寺學匠達も行儀抄は僞作と心附可レ被レ申候得共當宗を一向宗と稱し候證據無レ之候に付右之書を被ニ書出一候儀と奉レ存候同流布之書付に叡山より專修寺へ被レ遣候證文一向專修念佛道場之本寺或は一向宗と御座候を一向宗と申證據引用申候得共一向專修念佛道場之本寺と有レ之も一向衆と申す儀も宗名にては無ニ御座一候是を宗名と被ニ心得一候は難レ得ニ其意一事に御座候其外王代一覽書籍一向宗と申す證據に引用申候得共何れも證據には難ニ相成一書に御座候開山親鸞五百五十餘年以前に淨土眞宗と被ニ稱置一候儀を不レ存者不案內にて書認候後世之書籍は宗名之證據には依用難レ仕候一向宗と申宗名は親鸞幷本願寺世代之內にも曾て稱不レ申儀にて他より申習し候俗稱に紛無ニ御座一候右申上候通一向宗と申すは俗稱には有レ之候得共法然上人流派之一統は一向專修之流儀に御座候間一向宗と申唱候儀はいはれなき儀にても無レ之候得共開山被ニ申唱一候宗名には決て無レ之候其上第八世蓮如上人之法語に一向衆といふは時衆方之名なり其源は江州番場の道場是則一向宗なり自今以後當流の行者みづから一向宗と名乘ん輩は永く當流の門下たるべからざるもの也と被ニ成置一候此一ケ條此度御願被ニ申上一候大根元に御座候夫より以來當時に至り候迄段々被ニ成置一候事も有レ之候故一向宗と相唱候ては決て難ニ相濟一事に相成居候依レ之右を以て御願被ニ申上一淨土眞宗一名に御取扱被ニ成下

一候様仕度心願之儀先代より被レ存合一候儀に御座候得共時節を見合如レ此只今迄延引被レ成候儀に御座候
此段偏に御賢察可レ被ニ成下一候

一、同流布之付書に浄土寺より申立し浄土宗浄土眞宗は其略之異にして全一なり然れども古來より浄土宗と相唱浄土眞宗とは不レ唱事其意あり浄土宗といふ時即浄土眞宗なりいかなれば浄土とは名なり眞宗とは法體なり名體不レ離之故に浄土宗といふ時即眞宗之義自然と具す若名體並擧せば浄土眞宗といふ也故に其略之異といふなり今浄土宗といふて浄土眞宗と名體並擧せざる事は諸餘之宗名みな三字に準例するなり倶舍宗成實宗成律宗法相宗三論宗華嚴宗天台宗眞言宗佛心宗等の如く是故浄土宗と稱し來り候

一、其段亦不レ得ニ其意一書立に御座候浄土宗浄土眞宗は其略の異にして同一なりと書立候得ども彼方は元祖以來浄土宗と唱來て聖光上人良忠上人も浄土眞宗とは終に唱候事曾て無レ之候得ば浄土眞宗は當流の宗名成事明白に御座候諸餘之宗名三字に準例ことより浄土宗と唱て浄土眞宗と唱へずと被ニ申立一候得共諸餘之宗名みな三字に準例と申事其意を不レ得申分に御座候佛心宗天台宗などいづれも四字宗名に御座候又天台宗を法華宗とも云又台圓宗とも申候儀數多有レ之顯戒論を申に天台法華宗と五字宗名に御唱被レ成事も有レ之佛心宗を略しては禪宗と二字に唱へ禪宗とばかりいふて二字宗名にて御座候宗名は二字にかぎると申儀も以て不レ得ニ其意一儀に御座候さて流布之書付圓光に浄土宗を眞宗との給ふ證據なりとて大原問答に浄土宗眞實義也或は浄土眞宗或は往生眞實といふ文を引きたる識知齋と引ども浄土とあり或は眞宗ともあればかりにていづれも浄土眞宗と成用したる宗名は曾て無レ之候眞宗にあらで當方開山親鸞に先達て浄土眞宗と被レ唱候證據は無レ之候彼宗より最初として開山親鸞聖人に御座候

一、同流布之書付へ其下に頃寺より申上候文面に開山上人御製作之選擇集と申開宗根本之書を親鸞聖人へ

傳授有レ之當宗弘通之儀は勿論に御座候と云是より增上寺より申立ニ申上候選擇集傳授之事何を證據に書載申上候哉圓光大師一代行狀記は勅修御傳を以て致ニ依據一候然るに我二祖聖人へ選擇集御傳授其外之仁御傳授之儀御座候得共親鸞へ御傳授と申事曾て無レ之候事

一、此申分他之書籍に不ニ心附一故之儀に御座候親鸞聖人選擇集傳授之儀は諸餘之弟子達之傳授とは格別之儀にて撰擇集之內題之字幷南無阿彌陀佛往生之業念佛爲本綽空と申す二十四文字を大師眞筆を染て書與へ書寫御傳授有レ之候こと親鸞自作之教行信證化身土之卷に記し置れ候當宗第三世覺如上人は親鸞・代之傳詞を作りて此化身土卷之文を引て選擇集ニ傳授幷大師ノ眞影御附屬のこと等を被レ載候右の傳詞を忝も後醍醐帝勅筆を以御書寫被ニ成下一候此宸翰ノ傳詞佛光寺に現存仕候圓光大師より親鸞聖人へ御傳授之の選擇集も我一家之內に秘藏仕候猶又三河國(淨土宗)法藏寺圓光大師第六曰建仁三年之春(二十九歲)吉水禪房に參り上人の御弟子となりて綽空と改レ名卽親鸞是也元久二年に選擇集を許され同年四月十四日上人の眞影を申預り奉レ圖淨土の法門を興す上人配流の時同北國に被ニ遣流一如レ斯淨土宗之傳記にさへ、大師より開山親鸞へ選擇集御傳授之事明白書載有レ之猶又法義相承紛なき證據として圓光大師ノ眞影を申預り圖畫被レ致候右眞影の銘文は大師眞筆を以六字之名號と善導禮文とは申記被レ成親鸞へ御授與有レ之候右之眞影今に當宗之內に傳來仕候依レ之鎭西流第八世西譽の三國佛祖傳集に善信親鸞は宗師寫瓶之御弟子傳ニ宗奧義一智德聞ニ天聽一と讚嘆被レ致候開山親鸞は大師上足之弟子に紛無ニ御座一候故京都本山黑谷光明寺に有レ之候圓光大師御在世元久二乙丑閏七月善心房へ御影并讚御書有レ之候右の書にも淨土宗之意機は十方衆生と有レ之又淨土宗を建立し候とも有レ之淨土眞宗を建立し候とは無レ之候、又云予が門人にも聖光坊勢觀房禪勝房善心坊熊谷入道はいつも誤りせぬ人々にて候と有レ之候右聖光坊と有レ之候鎭西流之開基にて增上寺は此流義にて御座候又善心房と有レ之候は親鸞聖人之事に御座候右寶物每年六月二十五日一枚起請初其外之寶物右御書も諸人拜見仕候處近年圓光大師御眞筆御書如何之譯に御座候哉爲

レ拜無レ之候併祖師親鸞影像は圓光大師尊像と相並トレ今安置有レ之候右御書世傳に具トの御書と稱し申候其外粟生野光明寺讃州高松法然寺等各當流開山親鸞之像を安置し年來諸人に拜禮せしめ候事隱れなき義に御座候如レ斯淨土宗之本山に當流親鸞之像を安置有レ之候儀大師上足の御弟子故崇ニ被レ致候事と相見申候物作御傳之中には親鸞へ選擇集御傳授之儀は無レ之候得共彼御傳之中に大師上足御門弟八十八人連署御座候其七十九番目に善信と御座候は當流開山親鸞之事に御座候上足之御弟子に御座候故選擇集御傳授幷眞影之御附屬他に勝れたる事共に御座候處親鸞へ御傳授と申事曾て無レ之儀と書記候は全く此等の書籍を不レ致ニ披見一故に御座候

一、同流之書に付(増上寺より申立)淨土宗淨土眞宗之兩名具略之異に御座候得は全く淨土宗と宗號御座候然るに淨土宗一向宗と法義法式相違仕猶彼宗淨土眞宗と唱候時は決て此眞之字相對に相成候事世之常に御座候得は眞僞相對眞假相對之文字必然に御座候然るに猶彼宗淨土眞宗と相唱候時は猶我門甚差支且神君樣御宗門被レ爲ニ御定置一候宗旨僞宗假宗に相成候ては今日神君樣台德院樣へも恐多奉レ存候事

一、此段申上候此度甚相違之儀に御座候彼宗より前段に選擇集御傳授無レ之段被ニ申立一當宗は圓光大師之流派にては無レ之樣に申成し候上法義法式相違仕候付別段之他宗之樣に取成置猶彼宗淨土眞宗と申候時はと只今始て唱候め申候樣に申成候間格別之他宗にて古來より無レ之宗名を此度始て申唱候時は淨土宗におゐて甚差支且神君樣御宗門に被レ爲ニ御定置一候御宗旨今般相改り僞宗假宗に相成候樣に申なし上之御威光に引障故障被レ申立候當宗第一之難澁念入候儀に御座候たとひ彼宗にて心得違にても間違にても少にても上之御宗名に相障候儀は恐入候儀に御座候間此段初て唱初申候儀に御座候はゞたとひ開山被ニ申置一候儀に御座候共急度相慎別之宗名に可ニ改可レ申筈之儀に御座候得共五百有餘年來唱來候宗旨正名之儀に御座候間如何樣之儀有レ之候ともとかくあらんかぎり變改難レ仕候猶て當宗之儀別宗にても無レ之同じ圓光大師之流派にて開山親鸞一代之知見を以淨土眞宗と申す宗名を建立被レ致候事に既に五百有

餘年以前之儀にて淨土宗を以御宗門に被レ爲レ定候迄以前之儀に御座候其後神君樣御治世に淨土宗淨土眞宗と兩宗相分れ有レ之候處淨土宗を以御宗門に被レ爲二御定置一候に付御條目にも淨土宗と被レ爲二御定置一候上猶亦別段當本山を御取建被二成下一候は當宗を淨土眞宗と申儀御宗門に不二相障一儀と被レ爲二思召一候神慮かと乍レ恐奉レ存候右申上候通格外格別之他宗にて淨土眞宗と此度始て唱初め申候儀に御座候はゞ彼宗より被二申上一候通是迄之淨土宗は僞宗假宗とも相聞可レ申候得共親鸞聖人は圓光大師之高弟御眞傳之宗派之儀に御座候又法義法式相違と被二申立一候得ども法式は寺々により候ても相違仕候こと有レ之儀增て別段之開山に御座候故相違可レ有レ之儀にて御座候法義之儀は圓光大師之選擇集一枚起請等之教示に少しも相違無レ之候同じ淨土門に御座候得ども他宗とも違ひ取分け淨土宗におゐて僞宗に紛れ申筋は曾て無二御座一候事

一、同流布之書付に（增上寺より申立）五百年來淨土眞宗と唱來候はゞ何故今諸國一統相唱度と御願申上候哉去故公儀にも御不審に被二思召一此方へ御尋御座候然は他門不二共許一故御願申上候事明白に御座候

一、當方宗名を他門不二共許一之故御願申上候儀と被二申立一候事難レ得二其意一候先達て例證に申上候通後醍醐帝之宸翰を始として天台眞言之御門主方にも各當方宗名を淨土眞宗と爲レ書候例證書數多有レ之候猶又水戶黃門光圀卿元祿十三年に水戶磐船願入寺へ本願寺如信上人之木像御寄附之御添翰にも淨土眞宗第二如信上人之尊像と御染筆等二成下一候紀伊宰相宗將卿寬延三年御府內林光寺へ開山之眞影御寄附狀にも淨土眞宗開祖親鸞大聖人尊像と被二成下一御名御印迄御座候如レ斯當方宗名を淨土眞宗と御唱被レ成候然る處他門不二共許一之宗名とは難レ被二申上一儀に御座候別て此處御奉行所へ淨土宗と御取扱被レ成度旨被二相願一候に付御奉行所より上野執當中へ御尋被レ成候處彼御方におゐて御故障不レ被レ爲レ有レ之趣御答御座候段承及候上野におゐて御故障無レ之は他門許之證據に御座候當方にては五百年來淨土眞宗と唱來候得共

諸國に於て種々に異名を相唱候に付御奉行所を始め諸國一統淨土眞宗と御取扱被レ成下レ度旨被レ願上レ候
儀にて宗名を新に申請度願にては無二御座一候事
有之候ては御尋之時に不分明なること共も御座候得共其中肝要なる所ばかり譯合分明に書認差上申候以
上

未十二月　（淺草本願寺）輪番

○（標題）宗名譯合略書　六

一宗名を立候事はいづれの宗旨にても其祖師其開基之定置るゝ所にして他門より宗名を付候儀は無レ之事に御座候是によりて元祖法然上人開宗之時自ら淨土宗を宗名と定て佛法を弘通し給ひて一代淨土眞宗と被レ唱候事は無レ之既に元祖之門人派義あまた相分れ候得共餘は皆淨土宗と名乘て淨土眞宗とは唱へ申されず候當山祖師親鸞聖人元祖之門人にて御座候故淨土宗にて御座候得共末世之時機をかんがみ在家無智之衆生をあはれみ給はんとて別に一派を立て佛法を弘通せらるゝに付てみづから淨土眞宗と宗名を被レ相定レ候事に御座候凡眞宗と申名は外教に對して一切之佛教を眞宗と名づけ佛教の中においては諸宗に對して淨土門を眞宗と名づけ淨土門の中においては諸行に對して念佛を眞宗と名づける事文證道理明白なる儀に御座候然は淨土宗淨土眞宗二名とも通じて念佛門之總名にて御座候得共他派は皆淨土宗と唱來りて淨土眞宗とは唱へ不レ申候當派は淨土眞宗と唱來りて淨土宗とは唱へ不レ申候是則惣即別名と申ものにて宗名之儀無二御座一候中古以來當派を世間にて一向宗と唱へ申候事は他宗より申懸候儀にて開山之被レ立候宗名にては無レ之本願寺代々之御門主も曾て使用無レ之事に御座候是によりて第八代蓮如上人之被二申置一候法語に一向宗といふは時衆方の名なり其源は江州番場之道場是則一向宗也自今以後當派の行者みづから一向宗と名乘候は當流においては永く當流の門下たるべからざるもの也と被二申置一候然るに當時に至り候ても猶諸國におゐて一向宗と取扱有レ之候地頭方も有レ之候付宗旨之本名を差置本山にお

ゐて制せられ候宗名一向宗と相唱候事不本意之旨諸門末迄々本山へ相歎申候ことより公儀へ對せられ候ても一宗兩名之樣に相成紛敷相聞候段も如何敷義に御座候故一准に淨土眞宗之本名御取扱被レ下度旨被二相願一候處增上寺より相障候て淨土眞宗と申は圓光大師最初建立之宗名にて京都四ケ之本山並關東十八檀林其末々に至迄一統淨土眞宗にて御座候一向宗を淨土眞宗と改號仕候時は兩宗同名に相成宗名混雜仕候旨書付差出故障仕候段不道理之儀に御座候圓光大師開宗之時淨土眞宗と宗名被レ立候儀曾て無レ之事に候選擇集一枚起請其外漢語燈錄和語燈錄の中にも淨土宗と計有レ之候て淨土眞宗と唱給事一所も無レ之候鎭西六派之開基も皆淨土宗と斗稱して終に淨土眞宗と稱せられたる事を見及不レ申候鎭西派第八世酉譽上人に至りて三國佛祖傳集と申書之中に始て淨土眞宗之名を用ひられ候得共應永年中之作文なれば遙に後代之事にて共いにしへには無レ之事に候然ば圓光大師最初建立之宗名は淨土宗にて淨土眞宗にては無二御座一候依レ之增上寺へ被二下置一候御條目にも淨土宗と宗名御書載被レ遊候て淨土眞宗とは無二御座一候御奉行所御觸書にも淨土宗淨土眞宗と御呼分け被レ成候て宗名混雜之儀は曾以無二御座一候得ば兩本願寺におゐて淨土眞宗と別名乘候儀公義御宗門に相障不レ申儀と奉レ存候勿論五百年來相定候淨土眞宗之本名斗御取扱被レ下度被二相願一候儀にて今更改號仕度と申譯にては無二御座一候有之通淨土眞宗は當山之本山に紛無二御座一候處却て夫れを彼宗之本名之樣に申成し同號他に有レ之候ては甚相成一抔申上候段理不盡之儀に御座候尤開山親鸞上人は元祖直授之門人にて鎭西西山之淨土宗より出候淨土眞宗には無二御座一候此等の趣篤と御聞糺被レ下當山之宗名願之通被二仰付一可レ被レ下候猶亦黑谷金戒光明寺後小松院勅額に淨土眞宗最初門と七字之額を被レ成下一候得ば右宸翰に相障り申候樣に申立候得共此儀は彼寺より書出し候ものに淨土宗門最初之處と有レ之候いづれか正文に御座候哉たとひ淨土眞宗と有レ之候ても是亦惣名にて淨土眞宗と被レ遊候事と奉レ存候彼派義之別號にては無二御座一候勿論後小松院之年代を考候に當山之祖師淨土眞宗之宗名被二相定一候より百六十年後之宸翰に御座候得ば年代遙に相おくれ候黑谷

之類を中立當山之宗名に相障候儀不道理之至と奉レ存候候久寶齡之一通を申さば後小松院より六十餘年以前後醍醐天皇當山祖師之傳文を被レ爲レ書中に淨土眞宗繁興今在なりとも眞宗繁昌之吉瑞とも有レ之候當山之宗名淨土眞宗と稱し候證據も無レ之と申傳則右之御書に差支申候久増上寺へ被レ下候勅願所之綸旨に須レ開二眞宗之法門一と御座候とも惣名にて眞宗と唱へ遊候事にて増上寺を淨土眞宗と宗名御定被レ成候事には無二御座一候其洞は當山之御流高田專修寺に被レ下候後柏原院之綸旨に淨土宗下野派と御座候得共惣名にて被レ遊候事故高田においては淨土宗とは名乘不レ申候右之通御座候得ば南本願寺においては淨土眞宗と相唱候事全増上寺へ相障候筋無レ之旁以自讃毀他之所爲之事有にては無レ之候此等之趣厚御勘考可レ被二成一下候其外自増上寺故障之箇條に而眞宗稱或は四十八ヶ條之寶物等之儀申上候得共宗旨に拘り候儀無レ之候得ば評論に及不レ申候當山本願寺は東西宗旨儀格別之御由緒を以御取建ニ成下一代々被レ致二相續一候故殊更御厚恩不レ淺儀に被レ存門末之者共へも申聞に付候へ一和睦に奉レ存間敷在とひ不義之輩御座候て如何樣に申候共、一味仕間敷旨御代々樣ことに本寺に而茂ひ被二申付一候故一宗之門末奉レ畏罷在候儀に御座候然處去冬南本願寺之願は淨土宗へ差障候旨を以、御奉行所にては一向宗と御取扱被レ成候旨御書付を以被二仰渡一候儀を増上寺より配下之關流往還に付門末寺相觸愚昧之者に候得共いはれなき増上寺之故障より祖師之樣に定置一候宗旨ニ、相立不レ申候上は宗旨も潰れ候樣に此共追々本山え申出御門主迷惑に被レ存候右に付去冬以來、輪番並役僧之者當山之宗名淨土眞宗之稱號淨土宗へ相障不レ申儀に候得ば平穩之御取扱に被レ成度旨御願書等差出御內意申上置一候處去冬十二月御奉行所より増上寺へ御渡被レ成候御書付京都御奉行所より配下へ讀聞せ寫書付之趣にては當山以來五百餘年稱し來候當山淨土眞宗之稱名を五十年來増上寺之宗名之樣に申掠一本願寺において淨土眞宗と相名乘候ては兩宗同號に相成公儀御宗門に相障候に相濟旨増上寺申立候通り御座候樣に相聞御門主においては甚不安心に被レ存候右之趣門末共承及候相歎候て從二本山一之御願等空閑になる樣に存違追々喧嘩申上候二相鎮一候も宗名之儀は一

宗之興廢に相成候儀に候得ば願意之通御取扱被レ下候樣再應使僧を以右之譯合申入達ニ御願被ニ申上一候事

申五月

○標次に據るに此間闕く、恐くは失脱ならん。（七）

○(標題)要略書　八

再應申上候

從來委細譯合申上候得共當山よりの申立を公儀へ對し輕蔑不敬に相當り候樣に彼方より理を曲げ言葉巧みに申上候儀を萬一正統之樣に御聞請被レ爲レ在御取用ゐも御座候ては被ニ押入一候故猶亦譯合申上候

一、增上寺より最初故障書付に若强て他門にて淨土眞宗と稱し候時は眞僞之諍論白晝毀他之基にも相成可レ申旨書出し候

猶追て差上候書付流行致し候中にも彼宗におゐて淨土眞宗と唱候時は決て此眞之字相對に相成候事世之常に御座候得ば眞僞相對眞假相對之文字必然に御座候然に於ニ他宗一淨土眞宗と相唱候時は於ニ我門一甚差支且神君樣御宗門被レ爲ニ御定置一候宗旨僞宗假宗に相成候ては今日神君樣尊靈樣へも恐多奉レ存候旨書出候

此儀眞僞相對之意より當方之淨土眞宗を眺め候故眞之字專ら相對之樣に相聞へ候乍レ然眞僞相對眞假相對等之儀は皆法義之上廢立と申ものにて今般之儀は曾て其の所へ相拘はらず宗名一通りの儀御座候右宗名之儀は諸國一同各宗祖之被ニ定置一候稱號を相守夫々之宗號と仕候儀にて曾て他より名附候譯にて無レ之候仍て開山若淨土宗と被ニ定置一候はゞ他事に拘はらず其通を相用可レ申儀勿論之儀に御座候開山若淨土眞宗と被ニ定置一候はば別義を不レ論其通を可レ用儀に御座候然處他流は開山より急度淨土宗と被ニ定置一當方は開山より急度淨土眞宗と被ニ定置一候得ば雙方各々其定りの宗名を相用ひ彼方には淨土

宗と稱し此方には淨土眞宗と稱し候に子細は有レ之間敷事に御座候尤此度之儀は眞字之有無にかゝり候義にては無二御座一候得共眞僞之諍論も御宗門差障候譯も曾て無レ之儀かと奉レ存候唯開宗以來之本號を唱へ紛敷異名を相除申度と被二願上一之儀に御座候得ば道理顯然之儀にておほやけに眺め候得ば何のことも無レ之事に御座候然處前來之意味を申立故障被二申出一候は誠に不二存寄一瑣細之儀に御座候御宗門之淨土宗へ差障り申す道理無レ之故か既に東照宮樣御時代淨土宗と淨土眞宗と兩流相分有レ之淨土宗を御宗門と御定被レ爲レ在其上淨土眞宗たる當本山別て厚く御取建被レ爲レ在被レ下候御事に御座候且又水戸黄門光圀卿樣[illegible]願入寺へ如信之本像御寄附之御添翰にも　淨土眞宗第二祖如信上人尊像　と御染筆被二成下一紀伊宰相宗將卿樣御府内鮫ケ橋林光寺へ開山御眞影御寄附狀にも淨土眞宗開祖親鸞大聖人と被二成下一御名御印迄御座候當山淨土眞宗と申候處御宗門之淨土宗へ差障僞宗假宗之樣にも相成候儀に御座候得ば淨土眞宗之宗號は御許容被レ爲レ在間敷かと奉レ存候且又當山より眞之淨土宗と申立候樣に增上寺より被二書顯一候得共文字之置所上下にて其意差別御座候眞宗淨土と唱候時は此眞之字は疑僞假之三字に相對して假淨土宗僞淨土宗とも申事に可二相成一候得共淨土眞宗と眞之字淨土之下に置候時は此眞之字上之淨土之文字にかゝり不レ申候得ば眞僞眞假之相對には相成間敷候況眞僞眞假之差別之爲ばかりに淨土宗と致二連續一候文字之中へ甚々眞之字を入可申樣無二御座一候事

一、增上寺は大師最初御建立之宗號を以是迄淨土宗と被レ稱宸翰にも綸旨にも淨土眞宗と申す宗號無二御座一公儀より淨土眞宗と御書出被レ成候儀も彼宗より淨土眞宗と申す宗號被レ書候儀も有レ之間敷勿論諸國にて眞宗より淨土眞宗と申候證を[illegible]濟用一候[illegible]有レ之[illegible]奉レ存候當山之儀は開山親鸞元仁元年製作之書以來淨土眞宗之[illegible]宸翰にも綸旨にも明白に淨土眞宗と有レ之[illegible]御奉行所より[illegible]淨土眞宗と[illegible]當山之儀は往古より御奉行所に於て眞宗と斗り書上來候儀に無レ之且又他山末寺と出入御裁許之節淨土宗增上寺役者

浄土眞宗本願寺輪番と一紙に御請之奥印差上候儀も御座候猶又御府内並尾州紀州水戶御三家之御領内其外諸國におゐて浄土眞宗之宗號を以宗門帳差上來候儀に御座候然處增上寺故障之書付にて若強て改號致し候時は綸旨に相障り候と新規に宗號被二願上一候樣に書上げ候ニ付右樣申上候通往古より浄土眞宗と稱來候儀に御座候處諸國に於ては當山に曾て無レ之宗號を以強々に宗判差出申所も有レ之御大切之宗門御改に紛はしき儀は奉レ對二公儀一甚不敬之至に被レ存候に付往古より御奉行所へ書上げ來候浄土眞宗と本號を以て諸國一統相定候樣に御取扱被二成下一候樣に被二書上一候儀に御座候付以今更新規に浄土眞宗と改號御願被二申上一候儀にては無二御座一候乍レ恐此等之趣宜敷御賢察被レ爲レ在可レ被レ下候

別紙之通最初被二願上一候より是迄經二拾五ケ年一候儀輪番共を以度々書付差出御奉行所へ御歎被二申上一候得共今以何等之御沙汰も無二御座一候夫に付御門主に於ては閉口被二定置一候是迄私共稱し來候當宗門之本號不二存寄一他山よりいはれなき拒障申出はからず公儀御苦勞に相成此段恐入被レ存候得共門末教導之本意も難二相立一被レ對二祖師一不本意は勿論之儀第一當本山之儀は東照宮樣御深重之神慮を以御取建被レ爲レ在被レ下御神恩之程常に不レ淺被レ存本山相續被レ致候然處閉山の定置候宗號勿論御奉行所へも往古より書上來猶於二諸國一も浄土眞宗と相認宗判仕差上候宗門之本號にて新に宗名被二願上一候譯にても無レ之呉々も御門主私ならざる願之儀厚く御歎被二申上一度被レ存候且先年太田備後守殿より增上寺へ御渡被レ成候奉行所にては一向宗と取扱候と有レ之候御書付增上寺より配下へ差出候事等承及候末之宗名は永く相唱へ申候事不二相成一樣に相心得達て本山へ諸國之門末共追々罷出相歎候節甚難澁被レ致何分本山より深重に可レ被二願上一旨申宥め被レ置候處是迄餘程年數も相立候得共今以御沙汰も無二御座一候に付此上門末共へ被二申聞一方も無二御座一迷惑至極被レ致候何卒御門跡願意之通早速被二仰付一被レ下候樣幾重にも御歎申上度被レ存候事に御座候以上

申九月

此册八月十日十一日自二相州大磯一至二小田原一看畢

甲子夜話　卷九十三

○第四卷に享保中小金原にて鹿狩し給ひし御時、松平左近乘邑同能州乘賢の馬術のことを記したりしが、近頃往年に圖寫し置きし、彼十一年丙午御狩全圖を覩出せり。右は寛政の頃、同氏忠右衛門信義が手より得しものなり。

小金中野牧御鹿狩之一件並繪圖

一享保十一丙午年三月二十六日將軍家吉宗公下總國小金中野牧御遊獵之節御定書御用掛り供奉之面々並御場所繪圖左之通

御用掛

御老中　松平左近將監
若年寄　大久保佐渡守
大目付　北條安房守
御目付　稻葉多宮
　　　　松波甚兵衛
御使番　保科甚四郎
　　　　稻葉式部

一御番衆組騎馬相勤候外に兩番新番小十人共に駈騎馬之通印之羽織可レ致二支度一候事
一御徒同心惣て請取置候役羽織可二着用一事
一與力は同く印に成候紅印之羽織支度爲レ致可レ申事

一歩行立之御番衆並御徒與力同心等之頭組頭馬上にて可ㇾ致二差引一事
　有之趣向々へ可ㇾ被二相達一候
一番頭は印西之木戸にて致二御目見一直に屯所へ罷越組頭は其組中召連御成前屯所へ相詰歩行立にて可二罷在一候何も竹柄之鑓持二參之一御差圖次第御網之際に一並に詰寄一行に立置御網之內より追出之鹿突可ㇾ申候其後御差圖次第御書院方と入替り屯所へ引取可ㇾ申事
一番頭組頭は馬上にて乘込可ㇾ致二差引一事
一頭組頭は勝手次第羽織着致し頭は指麾可ㇾ申候組中一組切に色を替へ羽織着可ㇾ申尤羽織色書付可ㇾ被二差出一事
一與力同心も先達御網之外屯所へ遣置頭之後に立置可ㇾ申候尤御網際へ御相圖次第詰寄候節も右之通可二相心得一事
　但與力は有合之羽織着させ可ㇾ申候同心は頭より渡候役羽織着させ尤股引等有來之通用ひさせ可ㇾ申候
一大御番御書院小姓組替り〳〵幾度も指圖次第入替り相勤可ㇾ申事
一御目付以上之面々印西之木戸にて御目見可ㇾ致候事
一小金御鹿狩に付罷出候面々被二仰出一候趣無二相違一申合精出可二相勤一候事
一御先へ相越候節且又御狩相濟罷歸候道筋刻限は相達候通不二込合一候樣可ㇾ被二申合一候舟渡別て混亂無ㇾ之樣可ㇾ致候事
一御狩場に於ては不ㇾ及ㇾ申往還にて何樣之申分有ㇾ之候共喧嘩口論可ㇾ被二相愼一候下々に至迄此旨堅く可ㇾ被二申付一候若無ㇾ據子細等有ㇾ之候はゞ當地へ罷歸候以後可ㇾ被二申立一候吟味之上理非によつて可ㇾ有二御沙汰一候間萬一騷ケ敷事有ㇾ之ば一組切可ㇾ爲二取計一事

一下々に至迄不作法成儀無レ之作物等荒し不レ申候樣勢子人足其外百姓等に對し非儀無レ之樣可レ被二申付一候事

午三月

松戸通　御書院一組　御小姓組一組　翌日非番之御書院一組　御小姓組一組　此所え二組入可レ申候
新御番一組　百人組一組　御徒三組　小十人一組

右片桐帶刀可レ被二差添一事

右之分御立場へ被レ爲レ入候はゞ小屋場へ引取早速可二罷歸一候事

御書院一組　御小姓組三組

右稻垣求馬松平民部可レ被二差添一候事

百人組一組　御持一組　御鐵炮方二組　西丸御書院番衆

右阿部大學伏見織部可レ被二差添一候

右御狩相濟小屋場へ引取ば還御之御沙汰承レ之可二罷歸一事

市川通　大御番一組　御持一組　御先手一組

右長谷川與左衞門可レ被二差添一事

右翌日當番之分御狩相濟小屋場へ引取早速可二罷歸一事

御先手七組　小川新九郎高力平八郎可レ被二差添一事

新御番一組　御徒三組　小十人二組

右本多彌八郎服部仲可レ被二相添一事

大御番五組　松平大學　大久保刑部可レ被二相添一事

右者翌日非番之分に候得共御狩相濟小屋場へ引取還御之御左右相待可二罷歸一事

右之通往來共に可二相心得一候事

一番頭各一組之纏立可レ申候
　但火事之節寄場へ爲レ持候まとひ爲レ持可レ申事
一召連候人數大勢には無レ之去年兩番頭など召連候に準じ人少に召連候事
一組頭組中與力同心其外手明等人多に無レ之小勢に召連候樣可レ被レ致事
一何も勝手次第御先へ可ニ相趣一候事
一上御番一組五人宛二十人駈騎馬可ニ相勤一候右一番之追留迄駈騎馬相勤其後頭之手に附可レ申候人數之儀頭々にて吟味有レ之可レ被ニ書出一事
一兩御番御書院番一組三人宛罷出駈騎馬相勤候間被レ得ニ其意一可レ被レ談候且又右騎馬之世話五人之御使番いたし候間可レ被レ得ニ其意一候
一御場之遠盡有レ之桶に水入置候御馬之御洗水にて候間御番衆並下々に至迄手を附不レ申候樣致度旨小宮山杢之進被レ申候各々其心得組中へ可レ被ニ申談一候
一馬上之者は目付之者に笠爲レ持候筈に候
一松戸にて駄賃馬繼候事不ニ相成一候
一御成之節印西之木戸にて御目見之節騎馬之面々自身之跡へ馬牽付竹柄之鑓目付之百姓に爲レ持候て御目見之事
一騎馬勢子之面々目付前小宮山杢之進方より相渡候間一組切に目付被ニ請取一候仁之名御書可レ被レ成候
一纏鑓持は此方より小屋場へ御徒士目付相添遣し爲ニ引渡一可レ申候間是又請取候與力又は家來之姓名御書付可レ被レ遣候
一小金鹿狩に罷越候面々被ニ仰出一候趣彌々無ニ相違一申合精出し可レ被ニ相勤一候事
一西丸御書院番四組（貳拾人）　大御番四組（貳拾人）

右都合六拾五人御使番小川新九郎高力平八郎阿部大學大久保刑部伏見織部西丸御書院一組（五人宛）駈騎馬被ニ相勤ー候組頭は不ニ罷在ー候組斗可レ被ニ罷出ー候右四組之世話役西丸御書院與頭桑山猪兵衛右一番之追留迄之駈騎馬相勤其後御立場に泊り罷在指圖次第に可ニ相勤ー候人數之義頭々より吟味有レ之可レ被ニ書出ー事

御使番高力平八郎伏見織部西丸御書院二十人駈騎馬仕舞御立場迄に罷在候て駈騎馬相濟候以後大番衆え兩人差添候筈に候可レ得ニ其意ー候前行被ニ仰出ー候得共御院組頭桑山猪兵衛罷出候筈に成候

勢子之面々出立刻限割

松戸通り

四時出立（御書院番　三組　新御番　一組　御小姓組　三組　西丸御書院番）

九時出立（百人組　一組　小十人　一組　御徒組　三組）

八時出立（御書院番　二組　百人組　一組　御持　一組　御小姓組　二組　御鐵炮方　一組）

市川通り

四時出立（御持　一組　御徒　三組　御先手　五組）

九時出立（新御番二組　大御番三組　御先手　四組）

八時出立（御先手　三組　小十人　二組）

以上三月

一御狩りに當り候勢子之番頭組中共同勢は面々請取之小屋場に始終差置小屋より外へ不ニ罷出ー候様其組組末々迄急度可レ被ニ仰渡ー候尤小屋場前後御徒目付並御小人目付等附置制させ可レ申候左様御心得可レ被レ成候

一御先え被ニ罷越ー候面々刀持は此方よりは出不レ申候間小屋場にて面々家來に爲ニ御持ー小屋に可レ被ニ差

置㆒候

一松戸市川共往來武具諸道具人數共夜に入候共相通し申候儀御斷書付員數書付御出可㆑被㆑成候尤昨日被㆓仰渡㆒候御書付を以て御斷出し當番御書出可㆑被㆑成候但鐵炮五挺づゝの分は不㆑及㆓御斷㆒候

一御先へ罷越候面々松戸町にて往來共に宿取候儀不㆑成候左樣御心得御組々へも可㆑被㆓仰合㆒候尤御徒目付罷出御斷申候筈に候

一千住松戸に百姓人足差出不㆑申筈に候間左樣御心得可㆑被㆑成候

　右之通寛相濟候

一惣初之相圖（割註）玉なし五十目筒二放打其後五放つるべ打但此節惣勢子玉なし鐵炮はなし勢子聲の筈と留メ寄こ）

一惣仕舞之相圖（割註）惣初之通玉なし五十目二放其後五放つるべ打但此時何も小屋場引取可申候。）

一（百人組御持御先手）持所前く相圖（白吹貫答鐵炮つるべ打勢子聲）

　右何遍も同斷

一步行立始之相圖白麾組貝吹候以後此麾振候筈答太鼓（割註）初靜に打立場へ詰一文字に立早く打候節は網際へ詰寄て鹿突可㆑申候。）

　右何遍も同斷

一御場揃夜明時灯燈を消候て小屋場可㆓罷出㆒候

一忌中產穢之者御場所へ不㆓罷出㆒候筈に候

一爲㆓御鹿狩㆒被㆑爲㆑成候前日一組不㆑殘御先へ罷越假役相勤候仁進物番迄可㆑有㆓其心得㆒候老人病氣等にて難㆓罷出㆒面々御目見仕候悴御鹿狩可㆓相勤㆒候年齡之分は名代に可㆓差出㆒候縱病氣にても可㆑成だけは罷出於㆓御場所に㆒可㆓申斷㆒候

一組羽織着用可レ申事

一竹柄之鎗持參候事

一松戸之止宿不ニ相成一候事

一供廻り人少に被ニ召連一途中御場所がさつに無レ之様下々へ堅く可レ被ニ申合一事

御番衆初形之次第

一屯所に有レ之間御成前御番順に並置御指圖次第何も歩行立にて御網之外大番方より與力同心之後に詰寄可レ申候此節番頭之纏に付御番順に一行に立置大番方働相濟候て屯所へ引取候節最前大番方並居候所へ入替り御網之內より追出し候鹿突留可レ申候一組切崩し不レ申候様可レ被レ致候突留候鹿札付に不レ及候

一番番中指圖次第御番順に一行に是又纏に付屯所へ引取可レ申候

右御番方御書院方御小姓組方入替り何遍も如レ此可レ被ニ相勤一事

一還御之節印西之木戸にて御目見有レ之候共節場所可レ致ニ指圖一候

一面々纏爲レ持候之間組之印可レ被ニ相心得一事

一御成前日御立之刻限並御場所之刻限等可ニ相達一候

一御成翌日本御番に相當候組は請取番雖ニ罷出一可レ有レ之候間相殘り候組より助可レ申候　□番斗七時可レ被ニ罷出一候御目付稻葉多宮被ニ申聞一候印西之木戸にて御目見無レ之筈に被成候御組々へ可レ被レ談候

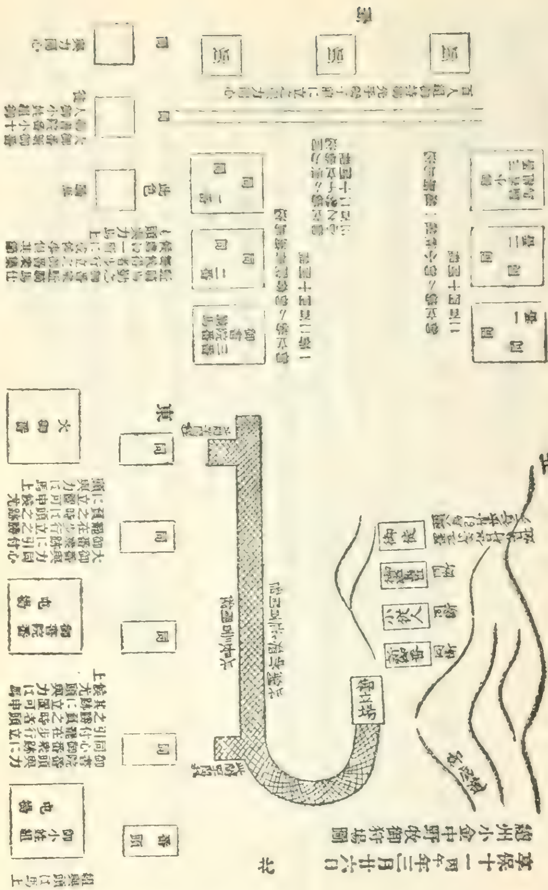
午三月

一御網之外纏立所組之順杭左之通(但杭に頭の名實名書付有之)

大久保彥兵衛　山名因幡守　松平伊勢守　植村土佐守　仁木周防守

阿部出雲守　森川下總守　石川丹後守　金田周防守　三浦肥後守

酒井日向守　水谷出羽守　酒井紀伊守　杉浦出雲守　山口伊豆守
澁谷隱岐守　小堀備中守
巨勢伊豆守　小笠原石見守　岩本內膳正　中野彌右衛門
土岐左兵衛　岡村彌右衛門　中島三左衛門



一年三月二十六日
夜子刻過御風呂
屋口より二丸銅
御門通出御被
ゝ爲ゝ遊兩國橋よ
り御乘船水戸橋
より御上り二十
七日巳刻小金御
狩場へ被ゝ爲ゝ入
候間御狩未ゝ始
以前御場御圍之
外御馬にて御巡
見有ゝ之右之節
御先乘松下專助
騎馬之面々拾貳
騎所謂
浦上彌五左衛門

右御小姓御小納戸
（西丸御書院番酒井豐前守組）酒井市之丞　（御書院番酒井日向守組）駒井宮内
（大御番森川下總守組）織田市十郎
右二行に立小十人弓御用（十七人）
御印之鎗白からの頭貳本御馬之前後に立御跡より奥向之近臣老中若年寄共外一騎宛御供
一未刻御狩相濟直に還御被レ遊夜亥刻御本城へ被レ爲レ遊二入御一
一御物數四百八十三之内（猪十二疋　鹿四百七十疋　狼一疋）
一當日御召天絨之御羽織被レ爲レ脱レ之御懇意之御演を以て御手づから松平左近將監に下二賜之一
一右之節松平左近將監より先達御成先へ進二獻之一
御樽肴（五重物參臺紅白水引にて結）（長貳尺四寸横一尺三寸高一尺五寸）
一重（鯛、さより、ます）　一重（むし貝、大坂かまぼこ、鹽煎だこ、小串のたひ、にしめいりこ）
一重（山椒もち、唾叶、（補）唾叶不審）　一重兩面（燒まんぢう、うづらやき）
御手樽壹升入
一御狩之節罷出候面々御先へ御越
松平左近將監　松平能登守　水野壹岐守　加納遠江守　大久保伊勢守
安藤出羽守
（御供方）大久保佐渡守　（御供方）戸田肥前守
一騎馬相勤候面々
（中奥御小姓）柴田日向守　（同）大屋土佐守　（同）青山丹後守　（同）青
山内記　（同）川口釆女　（同）松平仲　（中奥御番）美濃部一學

(御船手) 向井將監　(御鷹匠頭) 戸田五助　伊奈半左衛門
(御膳奉行) 大草彌五衛門　(酒井日向守組) 駒井宮内
(酒井豐前守組) 酒井市之丞　(森川下總守組) 織田市十郎　(牧野播磨守組)桑山伊兵衛
此三人は御立場にて奥向之面々相交勤
右騎馬之面々差添出る
西丸御書院番より
(曾我周防守組羽織黃色) 五人　(藤堂伊豆守組羽織白地赤き星) 五人　(酒井豐前守組羽織赤地)
五人　(牧野播磨守組羽織白花色幡交) 五人(割註)(補)幡交は竪のだんだら
右四組之騎馬貳拾人一番之追留迄勤レ之其後も御立場迄罷在御差圖次第御網之内へ入終迄騎馬相勤
(一番組番頭) 大久保彥兵衛(但騎馬相勤節孫市代)　(組頭) 小幡孫市
騎馬一の手羽織紫　御番衆十九人(拍子木役壹人歩行勢子十四人)
右騎馬勢子相勤候以後歩行勢子十九人
都合三十五人
(四番組番頭) 阿部出雲守　(組頭) 小菅伊右衛門
二の手羽織白赤段々　御番衆二十一人(内拍子木役貳人)
右騎馬勢子相勤候以後歩行勢子十五人
都合三十六人
(大御番組番頭) 松平伊勢守　(組頭) 小笠原宮内
御番衆羽織黑　二十一人(内拍子木役貳人)
右騎馬相勤候已後歩行勢子四人

都合二十六人
（六番組番頭）金田周防守　（組頭）榊原辰五郎
御番衆羽織白中黑　驅騎馬五人歩行勢子三十六人
都合四十壹人
（七番組番頭）水谷出羽守　（組頭）大久保彌三郎
御番衆羽織白黑片身替　五人御供方歩行勢子二十人（内御供押貳人）
右御供相勤直に歩行勢子同御番衆十五人御先へ罷越歩行勢子都合四十人
（八番組番頭）澁谷隱岐守　（組頭）森川主殿
御番衆白地羽織五色
右驅騎馬相勤候以後歩行勢子三十五人（内弓御用壹人）都合四十四人
一戸田若狹守　遠藤淡路守組
右御留守組故不二罷出一
一御書院組（番頭與頭は馬上組中竹柄之鑓持參與力同心竹杖持レ之番頭纏出レ之麾指之頭與頭羽織模樣心次第）
（番頭）酒井日向守
右騎馬勢子相勤候以後歩行勢子十二人都合三十四人
（番頭）杉浦出雲守（與力同心）召連　（組頭）戸田外記
右騎馬勢子相勤候以後歩行勢子十七人都合三十四人
（番頭）酒井紀伊守（與力同心）召連　（組頭）宮城清左衛門
御番衆騎馬（羽織白黑）幡交　二十三人（内拍子木役貳人）

右騎馬勢子相勤候以後歩行勢子十八人都合四拾一人
（貳番組番頭）仁木周防守（與力同心）召連　（組頭）京極主計
御番衆羽織黒五人駈騎馬一番之追留迄相勤候歩行勢子三十二人都合三十七人
石川丹後守（與力同心）召連　（組頭）石尾七兵衛
御番衆羽織黒
右驅騎馬勢子一番之追留迄相勤候後御歩行勢子供方歩行勢子十八人（御供之節押貳人）右御供相勤直に歩行勢子十三人都合三拾六人
一秋元隼人組高木伊勢守組
右御留守組故不二罷出一
一新御番頭（番頭組頭は馬上組中竹柄之鑓持レ之番頭與頭共に馬引付歩行立にて罷在番頭麾持レ之）
（番頭）土屋頼母　（組頭）武川孫八　御番衆十六人　（同）小野源右衛門
（同）佐々木勝兵衛
（同）三枝左兵衛　（同）小笠原久左衛門　御番衆（羽織白地紋黒）十四人
一榊原安藝守組　渡邊外記組
右御留守組故不二罷出一
一大御組ト（頭組頭は馬上組中竹柄之鑓持レ之與力同心竹杖持レ之番頭締出レ之麾持レ之與頭羽織心次第）
（番頭）山名因幡守（與力同心）召連　組頭（伊豆庄右衛門　飯塚半兵衛　勝尾佐次右衛門　永野吉次郎）
御番衆羽織赤地黒紋五人
右騎馬一番之追留迄相勤候後歩行勢子二十八人之内預り七人都合三十六人

(番頭)植村土佐守(與力同心)召連　組頭(向山七之助　村上左衛門　五味藤四郎　永井勘兵衛)
御番衆羽織紺地朱紋五人
右駈騎馬一番之追留迄相勤候後步行勢子二十七人之內預り一人都合三十六人
(番頭)森川下總守(與力同心)召連　組頭(淺井源右衛門　深尾隼人　萩原孫四郎　本多新五兵衛)
御番衆羽織白地朱紋五人
右駈騎馬一番之追留迄相勤候後步行勢子二十六人之內預り三人都合三十五人
(番頭)三浦肥後守(與力同心)召連　組頭(小見山甚四郎　櫻井七右衛門　土屋治右衛門　內藤彥四郎)
御番衆羽織赤地紋黃(本式金紋也)五人
右驅騎馬一番之追留迄相勤候後步行勢子二十貳人內預り四人都合三十三人
(番頭)山口伊豆守(與力同心)召連　組頭(日比野忠右衛門　逸見源五郎　石原左兵衛　春田七右衛門)
(煩不レ能出)御番衆羽織白地黑紋五人
右駈騎馬一番之追留迄相勤候後步行勢子二十五人之內預り四人都合三十四人
(番頭)小堀備中守(與力同心)召連　組頭(松平市十郎　淺井傳藏　戶田六郎左衛門　內藤惣八郎)
御番衆羽織淺黃朱紋五人
右駈騎馬相勤候後步行勢子二十七人之內預り五人都合三十六人
一板倉下野守組　諏訪若狹守組

右御留守組故不ㇾ罷出ㇾ其外四組京大阪在番
一小徒人　頭麾指ㇾ之馬引付歩行立にて罷在組中竹柄之鑓持ㇾ之
（頭）岡野權次郎　（與頭）吉野伊左衛門（御番衆羽織心次第伊達羽織可ㇾ着ㇾ之）十五人之內（弓御用壹人）都合十七人
（頭）曾成七兵衛　與頭（駒井彌三郎　駒井藤助）組中十三人之內（弓御用貳人）都合十六人
（頭）成瀨傳右衛門　（與頭）遠藤半右衛門組中十七人之內（弓御用三人）都合十八人
（御供頭）池田數馬　（與頭）佐々木半左衛門　石丸五右衛門　（組頭）直村又三郎
　組中十五人之內（弓御用三人）都合十八人
（頭）渡邊左門　（與頭）大久保半七郎　岡野權次郎　（與頭）入江又八郎　組中十六人之內（右御用三人）都合十八人
　但弓御用曾雄權左衛門組より三人石丸五右衛門組より貳人弓射候小十人都合十七人
一御徒方
頭曾雄權左衛門御徒　同向井兵庫御徒　同松前主馬御徒　同石河庄九郎御徒　同藤掛伊織御徒　同小笠原數馬御徒　同川勝主税御徒　同曾我權之丞御徒　同佐々又四郎御徒　同堀求馬御徒　同朝岡靱負御徒　同神保源五衛門御徒
一百人組、割註、頭は馬上麾指ㇾ之與力同心勢子人足之前に御膳所囲竹枝持立並一組より五人づゝ丸不ㇾ込鐵炮打ㇾ之
（頭鑓持ㇾ之）久貝忠左衛門（與力同心）召連　（上に同じ）舟越五郎右衛門（與力同心）召連
一御持右同斷
（頭鑓持ㇾ之）松田善右衛門（與力同心）　（上に同じ）小野治郎右衛門（與力同心）（同）青山

藤　藏（與力同心御立場跡固）

一御手先右同斷

（頭鑓持）　戸川又左衛門（與力同心）　（上に同じ）　仙波七郎左衛門（同同）　（同）　牧野八太夫（與力同心御立場跡固）　（同）　逸見源兵衛（與力同心）　（同）　窪田勘右衛門（與力同心）

（同）　大井新左衛門（同同）　（同）　細井佐治右衛門（同同）　（同）　田村主馬（同同）

（同）　佐々木五郎右衛門（同同）　（同）　梶　四郎兵衛（同同）　（同）　山川安左衛門（同同）

（同）　高田忠左衛門（同同）　（同）　近藤十兵衛（同同）　（同）　鳥居權之助（同同）

一御鐵炮方

田付四郎兵衛　黒澤杢之助

（井上三四郎田付三四郎〇四郎兵衛子）此兩人四郎兵衛杢之助請取場所へ罷出右組御差圖之丸不ㇾ鐵炮打ㇾ之幷御狩之御先々弓組之方には五人宛差扣丸不ㇾ込鐵炮打ㇾ之殘勢子勤ㇾ之

一御簞笥奉行　矢代要人

一御鷹方　（頭）　小栗長右衛門　御鷹匠同心

但、同心は御網之外兩側三十人其手明にて御立場に罷在御鷹匠は竹柄之鑓持ㇾ之同心は竹竿持ㇾ之

一吹上御庭方之者三拾人御網之外兩側に罷在竹杖持ㇾ之

一御鳥見頭　（江口文右衛門内山源五右門）　御鳥見

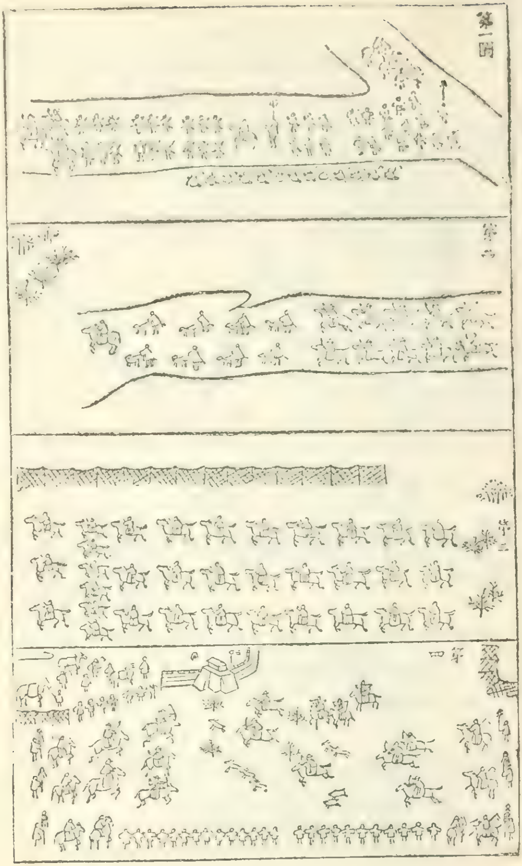
一吹上奉行　村松彦四郎

吹上奉行　（河合半右衛）（割註）（補）下の吹上奉行（牧野惣十郎）は添奉行ならん

一御馬方　諏訪部文右衛門

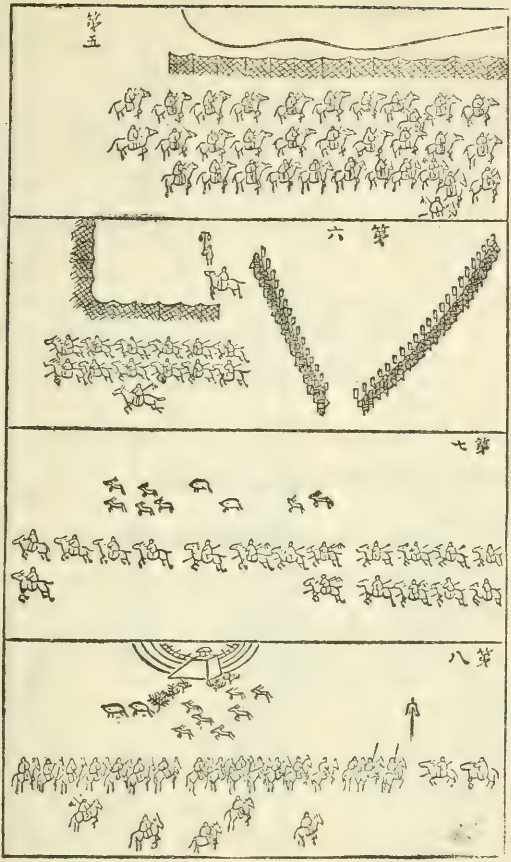
一御用掛　御先へ罷越

（大目付）北條安房守　（御目付）稲葉多宮　（御目付）松波甚兵衛
（同）保科甚四郎　（同）稲葉式部
一御供目付　三宅大學　水野釆女



一大御番屯場付　（御目付）長谷川與左衛門
一御小姓組屯場付　（御目付）片桐帯刀
一御書院番屯場付　（御使番）西尾左吉

一駈騎馬世話役
(御目付)松平一學　(御使番)小川新九郎　(同)高力平八郎
(御使番)阿部大學　(同)大久保刑部　(同)伏見刑部



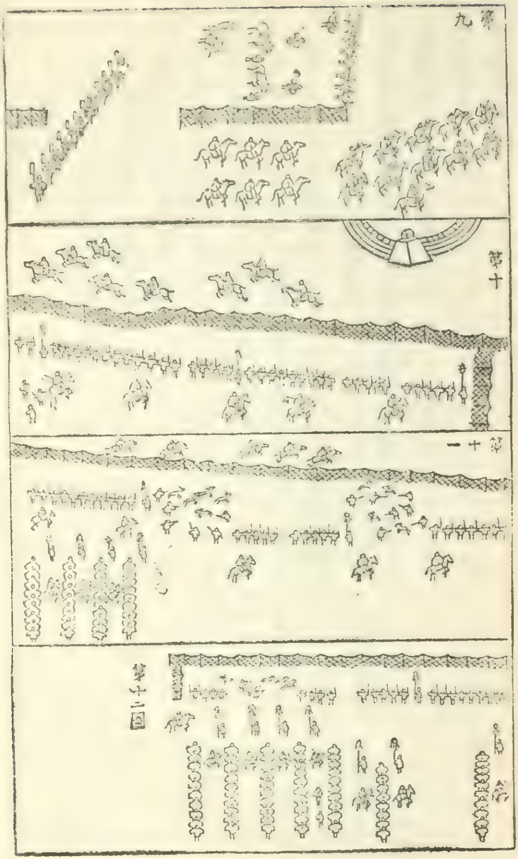
右六人馬上にて百人組御持御先手場所見廻り勤〻之但大學右見廻り斗外之五人は駈騎馬仕廻以後見廻勤〻之

一長谷川與左衛門より以下之十三人之御目付御使番〔割註〕(補)十三人姓名不足」松戸通市川通往來御番

衆其外共に相添但御醫師松戸通市川通共に本道一人外科一人宛惣人數隨ひ之

市川通（本道外科）　（内田玄勝淺井休澤）　松戸通（本道外科）　（林玄伯數野正朔）

一騎馬之員數



御小姓組七拾七人　　御書院番七拾七人

西丸御書院番より二十人　　大御番より三拾人

都合貳百四人

一步行勢子
御小姓組より六組百八十七人　御書院番より五組百二十四人　新御番より三組貳拾五人
大御番より六組百七拾八人　小從人より五組九拾人　御徒より五組百七拾一人
都合七百七拾五人
一與力同心勢子員數
大御番六組（與力六十人同心百二十人）
御書院番五組（與力五十人同心百人）
百人組二組（與力四拾人同心百八十九人）
御持二組（與力二十人同心百人）
御先手十二組（與力七拾三人同心三百二十人）
御鐵炮二組（與力十七人悴共同心四十三人）
都合千三百拾六人内（與力貳百五十四人同心八百八十貳人）
步行立勢子都合千九百三十人
（騎馬步行立）惣高合貳千百三十四人（割註）（補）合計違算
右之外大小之諸役人等奉二扈從一
御駕之雇は此員數に不レ限
小金御狩之一卷　大尾
但御番衆姓名悉雖レ有レ之甚繁多故略レ之歟

甲子夜話 卷九十四

○孟子齊宣王に對ふる言に、挾二泰山一以超二北海一と云しは、北海とは北方の大海にして、超るとは遙岸を當にして渡ることよと思しに、朱註に挾以レ腋持レ物也と云へば、世に謂ふ小脇にかひ込なり。泰山は大なる山なれば迚も小脇にかひ込まれず。又超躍而過也と註すれば、世に謂ふ一足飛なり。大海も亦一足飛にはせられずと思しに、まづこの泰山のことをたゞすに、五鼎曰〔割註〕(補)五鼎は朝川善庵の字)泰山は齊の國の總圖にては東南の角に當り、尤も大山ゆゑ魯の國へも跨り、齊魯二ケ國にての高山なれば齊にても尊り、魯にても國の鎭として祀ることなり、齊の都城當よりは南に當る。孟子には北海と對し云へば、都より云ふ詞にて南の方に在ての高山と謂ふ義なり。北海は本名渤海と謂ふ。齊の國總體にては東北の方向なれども、都よりいへば北に當るゆゑ、渤海の一名を北海と云ことにて、汎然として北の海と謂ふに非ず。齊の國北方のはてゆゑ、遙き所なれば北のはてに往き難き所と云ふ義なり。大意は南のはての大山を挾で北のはての渤海へ一足飛に往くことは、何様の者にても能はずと云義なり、齊王へさとす詞ゆゑ齊の國分中のことにて譬ふ。史記蘇秦傳云、東說二齊宣王一曰、齊南有二泰山一、東有二瑯琊一、西有二清河一、北有二渤海一、此所レ謂四塞之國也、齊地方二千餘里云云。廣輿圖を覽るに、渤海は今唐土朝鮮界より遼東の大海の名にて、即ち齊の國の海、この邊はそこの處も渤海と云なり。左傳僖四年春齊侯以二諸侯之師一侵レ蔡、蔡潰、遂伐レ楚、楚子使二與レ師言一曰、君處二北海一、寡人處二南海一〔割註〕林註、楚成王、使三行人與二師之將一言、日以下皆其辭、言齊居二北海之濱一、楚界近二南海一、因三齊居二北海一而言レ之、遂稱レ所レ述、是等に拠れば、孟子北海と稱せしは渤海の濱ばた齊の國はづれなり、趙岐の注、太山北海皆近レ齊之地故取以為レ喩、この道理は適なり。

○世に荒神とて水火を置く處には棚を構へて祭る。奥向の末の間火を焚く所には必この棚あり、予が若き時正月亡妻と寢にありしに、曉方に小豎泣て枕邊を走り通る。予起て問ふ何をか泣く。兒云ふ、御末火を失す。予卽妻を扶て表へ退かんとするに、曉の事なれば錠口未だ開かず、人を呼ぶに應ぜず。予その戸を蹴放し妻を表に置き、近習を呼ぶ皆應じて集る。卽ち連れて末の間に到るに、荒神の棚より火發して直に屋裏の板葺に及び、火已に屋上に出て炎々たり。時に婢女の輩は皆怖て近づく者なし。予卽近習を指揮し有合ふ所の溜桶及び大瓶の水を以て灌がしむ。人或は屋に登り又は仰て水を激し忽これを鎭む。此日は上野へ御成の日にして、若大火に及ばゞ指扣を申達せんに、隣邸の望樓にも木板を打に至らずして濟たり。運よきとぞ人云ける。さてこの火いかにして發せりと尋るに、釜祓とて呪辭を唱る巫女が幣を立置し、其紙の垂たる端に側なる燈明の火風のために吹かれ、幣に移り燒騰りて屋裏の板にもえつきたるなり。後四十餘年を歷て宴席にて此事を話出たるに、予と同年なる老婦が其席に居て云には、左ればこそ此災が本となり御家の奥御末の間には荒神の棚是より構へざることにぞと云ける。予は年來曾て知らざれば乃ち奥年代の事を尋たるに、今に至て奥には荒神の棚は一所もなく表の臺所にはありける。世に吉例凶例など云ことも、かやうなることよりぞ興れるならん。

○此春林子元旦の獻詩(事既に七十四卷に見ゆ)

丁亥元日　　大學頭　林衡

鈞轉曆新華髮侵、六旬羲馭已駸々、老來剩ニ得閒言語一、擬レ續ニ堯夫首尾吟一

鳳曆開レ端肇ニ令辰一、大朝熙運與レ時新、東君亦颺ニ邦家美一、瑞日祥風獻ニ別春一、　林　皝(又三郎)

○林子の文通に一摺紙を贈り且曰、これ卑劣なるものなれど亦歷代の轉移を觀るに足れりと。乃こゝに

[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]					
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

御張紙直段 一 合印 ●御張紙［illegible］

文政九年丙戌十月改　醉月齋藏

寶暦元年以来御切米并御借米御張紙直段米金割合年代記

摸寫す。(御張紙直段年代記也)

○林曰。我が宅は城溝に接する故に、冬春の間は園池に水禽の來ること日々に百を以て數ふ。夏秋の交東池を穿擴め益々多く來るを謀る。然るに去冬より此頃まで(丁亥二月)日々四五十許、多きも七八十に止りて遂に百を超ること一日もなし、何故にやと不審に思しに、頃日管絃の友なる人來り庭を觀て云。來某の許に玉川の郊より來る老農あり、其者窃に水鳥を捕て鬻ぐ、去冬の初某の許に到て今年は水鳥少し必大雪あるべしと云。これ水鳥のみならず秋渡れる小鳥も甚少し、幾十年前にかゝること有しが久しぶりにて同じさま也と。果して去臘大雪二回、今正月六日は雪深さ二尺を過ぐ。此都には珍しきことなりし。園池に水禽の少きは宜なる哉と云れしにぞ、始て心づきける。禽鳥は氣の先を得る者なれば、雪深かるべきを豫め悟りて、我邦よりは赤道に近き度數の地に渡れるなるべし。是まで一向に心得ざりしこと也。

○又曰。田安黄門殿(齊匡卿)は一橋より養子と成られし方なれども、能くも故悠然院殿(田安)の流風餘韻を受られし資質なり。此頃文墨の用ありて近臣を我が許に越されし折から、茶室の壁書を示さる。如何にも善くできたる面白き事共なりとて、其書を窃に林より示しけるを讀誦して感服の餘、こゝに寫し訖る。

松月齋茶令

一、茶の道は質素を主とし風雅を客とし、まごゝろのもてなしあらば、萬のみやび盡したるにも増りぬべし。

一、おのれ好む所とてわりなく人に勸め、已れがくむ流もてよそ人をそしる、いづれもあさましかるべし。

一、物しる人の自づから風流なる詞いふはめでたし、なまじひにまねびいふは拙し、時めく人をねたみ

一其懇意事のみあげ、富る家をうらやみて其資をかぞへ、あるはへつらへる、あるはほこれる、又價尊きものを賤しく得つといひ、賤しきものを貴くもとめしと語る、いづれもあし。

一、書畫調度ふりたるを募ふとも、いたく耽り翫ばゝ志を喪ふ事に至りなん、飲食瓶花の時ならざるをめづる事なかれ、異さまなるを好む事なかれ、調度もまたしかなり、何事も僞りかざらぬさまこそよけれ。

一、おのづから風流なるこそ眞の風流とすべし、つとめて風雅ならんとするは、なか／＼に山の井の淺き心みらるゝわざなるべし。

こは己れ松の聲をきゝ、軒端の月にうそぶき、壁眼（割註（補）壁眼不審）をこゝろむるとて、何となく心に浮ぶ思ひ出らるゝまゝを、みづからしるし、自ら賛むるになん。

○予が莊の門前に關巷あり、こゝに一圭と云ふ。僧住す年未だ四十に至らずと聞く。この僧もと甲州の人（割註（補）陸奥人とあり）長崎に遊て清商に邂逅し、月琴を習ひ、今專ら彈ず。予も近頃此器とて或人の勧に因てこれを購藏せり。是に就きかの僧の許に人を遣したるとき、僧三才圖會の文を引て武后時、蜀人蒯朗於二古墓中一得二銅器一、似二琵琶一而圓、時人莫レ識レ之、元行沖曰、此阮咸所レ造、命二匠人一以レ木爲レ之、以二其形似一レ月聲似一レ琴、名曰二月琴一、杜佑以二晉竹林七賢圖阮咸所一レ彈與二此同一、謂二之阮咸一、或同成畏睨創二此器一以移二琴聲一、四弦十三絃、倚レ膝搊レ之調二之鬱一、以代二撥レ琴之韻一、今人但呼曰二阮々一、亦見二拾芥一、

さてかの説に、しかれば月琴はもと銅製のものなること知るべし。然るに今南都東大寺に昔より寶器と言傳へる銅器あり、往て見れば正しく此月琴なりき。されば唐代墓中に出しものは、其頃吾國へも傳へしなるべし。東大寺の寶器と稱するはすべて聖武帝の御物なり。帝の御宇唐玄宗の時なれば、武后の世を距ること九十餘年、されば吾國この銅製あること尤證すべきなり。

○梅塢はよく事を語記せる人なり。或時曰ふ、紀侯の祖南龍院殿の仰に士は人の司なり事に偏よるべからず。凡物に片よるは愚人のわざなり。

　武夫の櫻狩して還るには優しく見ゆる花箙かな

この歌の心を持べしと常に教示ありしと、紀君言行錄に見ゆと語りき。予未だこの書を見ず。

○林氏。近頃北季文に逢たるとき曰ふ。ふと反古の如き古書物を得て見る。中に家祖の和歌あり家にも傳ふるやと其歌を聞くに、家に傳へざる所なり。尤兩回の火災に舊笈多く焚て今は古物少し、見しまゝを寫して給はれと云しかば頓て云ひ越ぬ。

子日　此御代をためしに引かむ萬世と子の日の小松野べになくとも　道春法印

霞　たな引かん山しなければ春霞立つぞわづらふむさしの丶原

八重垣と云櫻を　神風や花も咲きけり八重垣のほかにもなびく雲の白ゆふ　林春齋

　右無名氏間書寶永正德頃のものと見へ候

○德之佐君は忝くも予母黨の親を以て祖孫のつゞきと成れり。今年九歲、この二月十五日表向御目見の禮あり。其前に予が女の許より告こしけるは、

(右近將監養子)松平德之佐

右御目見之節大廊下下之休息所に可ニ罷在一候右近將監も德之佐に差添同樣可ニ罷在一候席之儀は可レ爲ニ只今迄之通一旨可レ被レ達候これ大目附より家賴呼出にて老中達の書付を渡されし由

又告こすは、御目見の卽日殿中にて御用番松平泉州達せらるゝは、

松平右近將監

德之佐此度御目見も致し候に付ては用途も相嵩み可レ申と思召候依レ之五千俵相增年々壹萬俵宛被レ下レ之

又其日殿上の有さまを、是も予が外孫なる永井日州が見たるを聞しは、未だやうやく腰のあたり迄なる長けの幼なき人、長上下着て袴の曳五寸許なる體愛らしきさまに見成せりと。定て殿上徘徊の人は目を注て見申しけれ。予は隱居の身なれば殊に蔭ながら辱きことと覺へて玆にしるす。又恐ながらさぞや上様の御心の裡は御憐み思召けんと、そゞろに涙催しける。

又其日行列の體を聞くに、右近將監は恒の如く二合の先箱（徒士八人）二本鎗乘輿（侍九人）三合箱牽馬（葵紋革籠）なるに、德之佐は先箱（金紋にはあらず。徒士九人）打物持たせ、乘輿は腰黒（引戸）（侍十二人）二本鎗（父の如く萠黄らしや）三合箱（如先箱）茶辨當虎皮かけたる牽馬、乘替は葵紋の鞍覆騎馬三士用馬一疋供鎗をも率へたり。父子なれども御餘光の程想ふべし。林曰ふ、今姫路酒井も父の雅樂頭は是迄の供立にて、息の河州は天和以前その家格の供立と云ことにて頗る立派なり。これも御聟よりのことなるべし。

○或夜話に行智曰、抱朴子を讀しに古の僊は身に羽翼を生ぜしと云ことと見ゆ。これ吾邦にて天狗と謂ふ者は蓋し僊の部類なるべしと詳しゆゑ、やがて抱朴子を看るに、抱朴子答曰、聞之先師云、僊或昇天、或住地、要於俱長生、住留各從其所好耳、又服還丹金液之法、若且欲留在世間者、但服半劑而錄其半、若後求昇天、便盡服之、不死之事已定、無復奄忽之慮、正欲但遊地上、或入名山、亦何所復憂乎、彭祖言、天上多尊官大神、新仙者位卑、所奉事者非一、但更勞苦、故不足役役於登天、而止人間八百餘年也、又云、古之得仙者、或身生羽翼、變化飛行、失人之本、更受異形、有似雀之爲蛤、雉之爲蜃、非人道也、人道當食甘旨、服輕暖、通陰陽、處官秩、耳目聰明、骨節堅强、顏色悅懌、老而不衰、延年久視、出處任意、寒溫風濕不能傷、鬼神衆精不能犯、五兵百毒不能中、憂喜毀譽不能累、乃爲貴耳、若委棄妻子、獨處山澤、邈然斷絕人理、塊然與木石爲隣、不足多也、

これ智が說の如く吾邦の天狗は正しく是なり。又朴子の人道を論ずる甚善し。世人これを知る者少し、因て表出す。

○今年は日出たき年にて、去秋のころより大城御昇進の取沙汰せしが、この節參向の公卿多く着府せり。又初春のころ或人の示せし書付を左に載す。

文政九戌年十月十五日上之御部屋老中駿河守列坐紀伊中納言殿水戸中納言殿へ御直に御書被レ成候

御書付

公方樣御治世被レ爲レ及二四十年一御功勞も莫大に付目出度太政大臣御昇進內府樣にも從一位來春可レ有二宣下一旨從二京都一被二仰進一候太政大臣者御重職御近代に御例も無レ之殊に御轉任御間も不レ被レ爲レ在儀に付御辭退被二仰進一候處再應御懇切に被二仰進一厚任叙應難レ被レ爲二默止一可レ被レ遊二御領掌一旨京都へ被二仰進一候此段申達候樣にと御意候

又京都より御內意の御文とて或人示せり、

文政九戌年京都より被二仰進一候御內意大樹公御治世被レ爲レ及二四十年一候儀雖二舊例間有一レ之候一邊境猶不レ穩、於二方今一者誠四海昇平德化無レ所レ不レ及且朝廷之儀每年厚被レ爲レ遂二沙汰一寬政營二造內裡淸紫兩殿以下一被レ復二舊儀一御餘公事等御再興有レ之南北兩祭も連々被レ行レ之就二文武之政整一之御功勞莫大之儀叡感不レ斜被レ爲レ渡二於武備重職一者從來被レ任二大將軍一於二文官長上一者有レ所レ未レ被レ講、因レ茲來春太政大臣並左近衞府以下隨身兵仗宣下可レ被二仰進一思召候、大樹公御昇進御領掌被レ爲レ在候者、內府公にも從一位可レ被二宣下一候右御昇進之儀禁裏仙洞御厚思召被レ爲レ在候間何分にも目出度御領掌被レ爲レ在候樣にと思召候御內應之趣宜レ有二御沙汰一御事

又或某の曰、この文僞贋の者と因て今削去べきか、その御趣意は茲に知るべければ、後の人の爲に姑く存す。

去冬極月二十六日御馳走役被レ命面々

勅使　溝口伯耆守（越後新發田城主五萬石）

院使　秋月筑前守（日向高鍋城主二萬七千石）

大宮使　森　佐渡守（播州三ケ月領主一萬五千石）

女御使　松平長門守（因州鳥取新田三萬石）

鷹司右大將殿　黑田甲斐守（筑前秋月城主拾五萬石）

代り

鍋島攝津守（肥前蓮池領主五萬二千六百石）

岩城伊豫守（出羽龜田領主二萬石）

當春參向の公家方名面

御昇進御位階に付

鷹司右大將殿

年頭之御祝儀

勅使　廣橋一位

甘露寺一位

但年頭之大宮使女御使者勅使兼レ之

院使　冷泉前大納言

御昇進御位階に付

勅使　廣橋一位（胤定）

甘露寺一位（國長）

院使　冷泉前大納言（爲訓）
大宮使　高倉中納言（永雅）
女御使　藤谷右兵衛督（爲脩）
詔書使　堤中務少輔（維長）
御衣紋　高倉大夫（永胤）
御身固　土御門陰陽頭

地下

宣旨使　押小路大外記
告使　粟津因幡守
詔書副使　平田中務少丞
宣旨副使　青木内藏少允

右の攝家公卿鷹司殿には、三月朔日着府にて西窪天德寺を旅館とす。廣橋一位以下五氏は二日着、其餘は着日を知ず。又予は高倉の門人なれば豫め到宿の處を聞くに、中納言には前日品川泊り江戸着、息の大夫は同川崎泊江戸着と云。〔割註〕又或人云、文政十年二月十六日太政大臣　陣　宣下從一位　消息宣下十七日鷹司殿出駕、道中十五日高倉大夫旅館愛宕下青松寺中清岸院、土御門旅舍山王社家小川織部。」かゝる事なるに又如何なる時にや、さきの程より一橋儀同殿不例の由風聞せしが、或る內密の言には二月十七日の曉逝去ありしと聞しに、彼の浮說は疑はしくぞ思ひゐしを、是よりその前後の殿中沙汰書の文を見れば、

二月八日

明九日九時之御供揃にて吹上御庭へ被ㇾ爲ㇾ成夫より卽刻御供揃にて神田橋御屋形へ御立寄之旨被ㇾ仰ㇾ出

之一

九日には御成ありと云しが、その夜六半時過還御なりと傳聞せり。

同十八日　（御使）　五島伊賀守（御側衆）　一橋儀同殿

干鱚一箱

右病氣に付被遣之

同十九日　（御使）　大久保加賀守（中老）　一橋儀同殿

（同）　（同人）　德川兵部卿殿

右儀同殿御病氣御大切に付爲御尋被遣之

一、今四時只今之御供揃にて吹上御庭へ被爲成夫より兵部卿殿神田橋屋鋪へ御立寄被仰出候處兵部卿より御斷被仰進候付追刻御延引被仰出之。翌二十日閣老の御達大目付觸出づ。其文、

一橋儀同殿薨去に付、公方樣今日より定式御忌服被爲請内府樣には定式半減之御忌服被爲請候事

又御觸に因て翌二十一日儀同殿薨去の御機嫌伺として御本丸西丸へ總出仕あり

同く御觸の文

普請は今日より七日鳴物は十四日停止之事

又二十一日兼て歳幕の御内書渡さるべき由なりしが、御朦中（割註）（補）朦中は喪中の訛音塡字。なれば是も渡されず。この程なれば何事も矛盾すること、蔭ながら憂思て高基家に尋たるに、さればとよ公家衆もまづ／＼御當地へ着致し候にと、旅中へ同列より申達たり。此上は如何かに成らん、良久は在府なるべきか抔聞へし。

二十三日に又老中達の觸出て、儀同殿御法號最樹院殿と稱すべき旨仰あり。

林氏曰。二十日最樹院殿薨ぜられ、諸事公邊の御引受にて新葬の地を東叡山中とす。二十一日の朝有司その地を見分し、言上濟幕方より木伐り根を穿去ることに取掛れり。その處は數百年の喬木生茂れるを俄に平地とすべき所、古木一圍半より以上の者百三十本、其以下は皆下くさと唱へて數に入ず。人丁凡三百人七ケ處に徹夜大篝を焚て伐木す。その木は檜樅杉ゆゑ高さ皆二十間を踰へ、伐倒して十八九間程の、末口五六寸なれば長大想ひ遣るべし。其木へ五間階子を掛け、それより上は繩にて傳ひ、伐る中にはや根は掘るほどの手廻しなりしが、翌二十二日有司いづれも朝退して東山に到るに、木を伐盡せる已ならず根も皆掘取り、大材は運送し枝木は灰燼となり、全く平地とせしには人々驚合けり。此事を扱ふは小普請奉行なり。凡小普請方の事を處するの快捷なるは從來のことなれども、今度の一舉は褒ぬ者こそ無りけれ。この昇平の中にさへ人力の用ひ方にてかゝることも成る者なり、況や二百年の前に、一夜の城築などせしこと容易に出來べきことならずや。

是にて思ひ合せしことあり。或人云しはこの夜篝の光を覩て上野の火防佐竹侯の邸にて合圖の版を撃たるゆゑ、侯にも出馬して東山に赴かれしと聞しが、これは附會の說なるべし。其後淺草の邸に往たるゆゑ、邸人に上野へ佐竹侯の出馬せしを聞たるやと問たれば、答にこのことは知らず。二十一日の朝四ツ前侯の邸にて版鐘打交をなして人數をそろへ、一番手より二番手迄上野に馳向ひたり。この音に驚て某等も望櫓に登り見たるに上野の御山內に煙たち騰りて見へたり。侯には出馬は無かりし。其故はその日は總出仕にて登城のうへゆゑ、人數のみ出たりとぞ。是は正しく御城の下馬所に往きし者の供廻りを見しに、平常の供の中に火事服せし者二人ありし。察するに留守の人より山內の煙氣を告に來りし者ならんと。左すれば前言は附會にて此ことぞ實ならん。この煙立しは山內にて其日に有司見分のこと有るを知て、彼場所をその前に掃除燒せしの煙ならん。佐竹勢の馳向しも餘義なきこと也。〔割註〕後に聞く篝を焚くことは有司より其向々へ通ずることの由、すれば彌ゝ前說は妄也。」

後又閣老の觸には、最樹院殿三月五日御出棺、其日未下刻御葬送、御法事は同七日より十三日迄と聞へし。

はや時も立つゝ、音曲停止の日も過なば、やがて御吉服の期至り大城の御慶事追々有らん。去るにても不慮の御觸ぞ出なると蔭ながら思ひ奉りゐしに、三月三日閣老の御達出て云ふ。

當日公方樣御忌被レ爲レ明候付明四日溜詰以下御役人登城

内府樣にも公方樣より被二仰進一御忌解

今日より鳴物停止に不レ及候の旨なり

又上巳登城の上諸氏へ水野羽州席達の旨回狀に

從二京都一格別之以二叡慮一被二仰進一に付公方樣御忌被レ爲レ明候公家衆御對顏御大禮も近々可レ被レ爲レ在旨被二仰出一候

されば世間きことになりぬ。神代に面白やと云しもかかる如き時ならん。

追　加

又近頃或人の手より得し、御目付部屋記中の抄寫に

今度御昇進御位階以後

公方樣御行列之内

御車副　御小納戸　六人　　隨身府生　御先手　二人　　番長　御使番　二人

近衛　御使番　六人

内府樣御行列之内

御車副　（西丸）　御小納戸　四人　　隨身番長　御使番　二人　　近衛　御使番　六人

右之通被二召連一候にて可レ有レ之候府生番長は裝束之色相を被レ替近衛は只今迄之通尤何も御納戸より請

取可レ申候此段爲二心得一御先手御使番へ無二急度一可レ被二達置一候事

二月十九日

○舅なりし閣老豆州の卒せしとき、天より花降りしと聞しが、近頃朝鼎が記せし文を見れば正しく其事を說けり。因て玆に寫す。又文廟薨御の時天花降しこと㮊山麗澤秘策に出づ、倶に續載す。

天花說　文化十四年八月十五日曉、執政吉田侯薨、都下傳言、其薨之夕、天雨二菩提子一、九月五日葬二于野火留一、其日風雨、及レ曉天晴、入レ夜又雨二菩提子一云、其狀類レ豆、而稍小二於豆一、有レ孔通レ中、余審二其形狀一、決非二菩提子一、不三惟非二菩提子一、又非二木子一也、蓋氣凝而成レ形者、不レ可三强名爲二何物一焉、宋元豐三年六月癸未、饒州長山雨二木子一數畝、狀類二山芋子一、味香而辛、土人以爲二桂子一、又曰二菩提子一、卽此類也、其曰二菩提子一、乃神二奇其事一耳、源白石折焚柴記曰、正德四年十月十四日、文昭大君薨、以二同二十日一葬二於增上寺一、此間天花亂墜、無二無日一レ之、其狀類二薊花一、金色而有レ光、惟隨レ風綏々然下也、十一月二日葬二于增上寺後山一、其夕雨レ雹、闔宮上殊多、皆潔白有レ光、經レ日不レ釋、竟成二小白珠一矣、此事若レ於二傳聞一、其誰信レ之、然皆余所二親見一、第未レ知下天地間果亦有二此理一乎否上、當時室鳩巢答レ人書（室書卽麗澤秘策なり）亦云、天花之說非二虛吹一也、余親二見之一、其花皆金色、但落二於地一、及二人以レ手承一卽皆消化、其聚在二於檐角牆頭一者、獨成二花狀一、久レ之凝結成レ珠矣、故信レ佛者、或謂天雨二舍利珠一云、然則今所レ謂菩提子、亦舍利珠之說也、余案天花卽曼陀羅華、法華經曰、佛說二此經一已、結跏趺坐、入二於無量義一、處二三昧一身心不動、是時天雨二曼陀羅華一、是也、梵語、雜色曰二曼陀羅一、見二翻譯名義集一、由レ是言レ之、天花本無二定色一、亦無二常狀一、其狀類レ花而自レ天降、故曰二天花一、蓋雪花之類也、余嘗在二深山一遇レ雪、其雪皆六出成二花狀一、是亦天花耳、但雪白而天花無二定色一、雪常有而天花不二常有一、況當二大喪之時一間或有レ之、則雪與二天花一自有二差別一、果有二差別一乎、雪白雪、天花白天花、何其一レ之、蓋天地間、一氣而已、輕浮爲レ天、重濁爲レ地、而五行之氣、運二乎其間一、人稟二其精一以生焉、乃知人氣卽天地氣、天地氣卽人氣、人與二天地一非

有二二氣一也、故配二義與一レ道、養而無レ害、則塞二乎天地之間一、是其大者也、若以二一端一言レ之、金石雖二至堅一、氣能貫レ之、天地雖二至大一、氣能動レ之、一人之氣尙猶如レ此、何況天下億兆之民乎、夫大君者天下之望也、其正レ位而凝レ命、統二陰陽燮和之職一、操二賞罰威福之柄一、以制二六合一、六合之人一心歸往、其氣自鍾二於一人一矣、若其殂也、所レ鍾之氣忽然而散、其颺者爲レ風、和者爲レ雨、欝者爲レ霧、結者爲レ雲、戰者爲レ雹、凝者爲レ露、肅者爲レ霜、冽者爲レ雪、戰者爲レ雹、擊者爲レ雷、一闔一闢、變化無レ窮、故自レ古賢聖之君、英明之主、及二其死一也、必有二六氣之變一、蓋以レ此也、是皆天氣時候、與レ人相感、而成二變化一、則其爲レ風爲レ雨、爲レ雪爲レ雹、陽然陰合、何常之有、然則雪與二天花一、雹與二舍利珠一、果是同一類也、雖レ然天地氣無レ心、而人氣有レ志、故其精秀靈明者、凝而爲レ雪、則金色有レ光、結而爲レ雹、則經レ日成レ珠、是爲レ異耳、若二吉川侯一、亦爲二執政一前後三十餘年、朝野皆倚重焉、則人望之所レ歸可レ知已、其薨之夕、天雨二菩提子一、其理亦無二乃然一乎、余因謂其夕天花自下、夜間凝結成二木子狀一者歟、不レ然而天直下二木子一、則瓦檐板屋、膈膊有レ聲、都下之人或能知レ之、而人于二明日一、得二諸檐角牆頭一、而後始有下天雨二菩提子一之說上、是可以見其初非二木子狀一矣、又何獨在二於檐角牆頭一、而不下于二地上一見上レ之、蓋氣雖二凝聚成一レ花忽與二地氣一相接、氷解而散、亦當然之理也、然是皆出二於余臆說一、其果然否乎、談レ天之家、當三別有レ所二考究一焉、戊寅正月、

兼山麗澤秘策之文

一、十月二十日申之刻也出棺にて候處天氣晴候て終日長閑に御座候供奉警衞之衆迄聊無レ滯增上寺へ被レ爲レ入候路次萬人愁淚にて御殘多奉レ存體に御座候御出棺前三日より御出棺之日迄殿中夥敷金銀の花降候て手にて受候得共其儘消申候器物に受候得ば小さき珠にかたまり申小珠今に致二現在一候かゝる奇瑞終に不レ承義に御座候佛者信仰之衆は舍利降申す由申候或は雨珠とも申候かく可レ有義に候得共諸人は不レ存候兎角難レ有御明主と奉レ存候

○蕉堂話す。長崎より上方雲州の話に、彼地に一醫某と云あり、年六十の時妻を喪ふ。子弟親戚勸めて妾

を求て老後の扶とせしむ、某肯んぜず妻にあらざれば始終遂げ難しと云ふ。因て又周旋して相應に年取たる婦を媒す、某又肯んぜず市中乙名を勤むる者の娘年十七になれるを迎んとす。子弟親戚一人も其意に同ずる者なし。然るに某の言に。我は必長生すべきなり。今十七八の者ならでは晩暮老病の介抱を得べからずとて、強て其少女を納る。鄰里郷黨皆驚かざるなし。某果て老健健矍鑠遂に壽を保つこと百一六歳にして終れり。其時かの十七歳の娘七十三歳にて看病し、いく程もなく渠も老疾にて歿せしとぞ。如何にも珍らしき事ならず哉。

○前人又曰。去冬北村法眼九思の歌よみしとて示す。

九思和歌

視思明　めぐる日の南の天に雲消て野邊の草木の影も殘らず

聽思聰　淺ぢ原しげみが下に鳴虫の墓なき聲も聞ばもらさじ

色思温　てりもせず曇りも果ぬ月をみて春の光を空にしる哉

貌思恭　顧みる姿の野邊の女郎花わがおきふしを露に亂すな

言思忠　心にもあらぬ詞のゆく末は必たがふものとしらずや

事思敬　千早振三輪の山田に種蒔て心のしめを懸ぬ日もなし

疑思問　櫻さく其山人にこと〻はんくもと花との明ぼの〻空

忿思難　思へたゞ人の心の怒り繩浪のたち居も安からぬ世に

見得思義　通ふべき道にもあらぬ道のべに濡ては折じ露の玉萩

陽月末つ方いたはる所ありて冬籠せる頃家なる童このものよむとて君子有二九思一と云わたりをくりかへし打誦するを聞居てやがて心に任せて云出せるをひじりはいかゞ見そなはすらんといとかしこし

向南亭人　季　文

又頃日浴恩園老侯享和年中の歌草を示されしにも九思の詠あり

視思明　雲霞遠の高ねは掩えりともまがはぬ花の色を見てまし

聽思聰　心留て聽けばはたおり蟋蟀さま〲虫の聲ぞ別るゝ

（補）（此歌缺ぐ追て補ふべし）

色思溫　烈しさの嵐も絶てほの〲と遠山眉の霞むのどけさ

貌思恭　雲を凌ぐ姿もあらず枝たれて操かはらぬ峰の松がえ

言思忠　思へ人詞の花の繁き枝はこの實少なきためし有世を

事思敬　何事も心の駒の綱とりて〔イ叢〕引ずばなどて世を渡るべき

疑思問　暗からばますほの薄一ことの露も心にかけて問べし

忿思難　たとへ其追手たりとも波風の荒くばとまれ沖の船人

見得思義　吹風に花の香深く匂ふとも道なき山に踏みな迷そ

北村氏の詠は流石和歌者流の所もて、優也浴園の歌は天晴其氣象の見る可きあり。何れも見所ありと云云。

○今世に傳る入木道大師樣の書を人に需めしに、紙に墨にじみて筆畫頗る分ち難し。行智も入木相傳せし者ゆゑ、かく墨の漫浸するは古の風かと問ば。其答に、

古代は額字生紙に書くことなく皆熟紙粘紙を用ゆる由、粘紙は唐土にて昔は皂角莢（サイカチ）の煮汁を引たりし由、此方には皆厚紙に粘したるを用ひ、曾て生（フクサ）唐紙に書くことは無りしことゝ承る　唐にて尺以上の大字生紙には書ざりしこと申傳へたり。能書には今も其法を守ることにて、夫故に墨の散り浸むことは無き也。然るに近代唐山の書法流行するに就ては、自然生紙に大字をも書くことには成りしなり。六七十年前に加茂社人に樹木甲斐守敦直と云しが、大師風の額字を始て生紙に書ことを爲出したり　これ彼の

唐様書の草筆にならひて始めたること也。〔割註〕其前松花堂猩々翁などの時、やゝ其きざしは見へて有るにや。」生紙に筆遅くにじりて書く、自ら墨にじみ散てやゝ風流の翫覽にも供する書とはなれり。今の大師様の書を生紙に書くことは皆樹木の創意を稟てすることに侍り。又額の面に名印を記すこと是も能書家には無きことなるを、同時に始れることゝ見ゆ。〔割註〕これ亦松花堂の筆にはたまく見ゆるか。」世尊寺家には裏に年號名をば書かるゝなり、何ごとも時の風に習ふことゝ見ゆれば、古法の如くもあらず成りしなるべし。廣澤と云し唐様書は、持明院基時卿の門人になりて古法を學べる由●廣澤の書る額には表に名を書ざりし。〔割註〕不忍池辨天天龍山の額の類これなり。」殊勝のことにぞ。去れば能書家には右の如く法を守れども、殿閣寺觀の外は表に名を書んも亦難ずべきにも有らぬにや。」額の面に名を記せざることは神佛の號に對して不敬勿論なり。行智が前說尤なること也。

○林氏の消息に、今度官家相國の宣下蒙らせ給へること、元和寛永の外御家にも其例なく目出度き御事なりけり。堤中務少輔詔書使の下向詔書を受けさせらるゝ御事は、昔の二例にも無く此度を權輿とする由。聞て眞贋は知らざれど轉示と、予廼又寫移す。

詔書

詔不レ旌レ德、則勸善之道闕焉、不レ致レ賞、則報功之典廢矣、征夷大將軍左大臣源朝臣、武鎭ニ四方一、文覃ニ萬邦一、久守ニ爪牙之職一、重荷ニ股肱之任一、有ニ黎民鼓腹之樂一、無ニ蠻夷猾夏之患一、朝家益安、海宇彌平、襲新ニ宮室一、規模復レ古、交修ニ政典一、祭祀興レ廢、其德宏大、其功豐盛、已極ニ武備重職一、未レ加ニ文事尊官一、今任ニ太政大臣一、宣照ニ左右近衛府生各一人近衛各四人一、爲ニ隨身兵仗一、式表ニ不績一、普告ニ天下一、俾レ知ニ朕意一、主者施行、

文政十年二月　日

この日字の上十六の二字あり、御畫なりと云ふこと、又林子云ふ。

〇此度の御大禮は近代の御盛事ゆゑ、諸氏の登營もさぞや美々しかるらんと思ひゐしに、頃ろ羽州久保田侯當日の行列を記せしを見たり。左に錄す。
但しこの行列記は彼侯の中、某より予が内の者借寫せし實記なり。

金紋 挾箱 白丁着 負縄 小人

小白鳥毛 鑓 上下 小人 手代

同 同　同 同　同 同

歩行

退紅着 參内傘 小人 手代二人

上下 歩行　同 歩行　同 歩行

同 同 挾箱 同 負縄

同 小白鳥毛 上下 鑓 小人 手代

同 同　同 同　同 同

鞘柄共になし地 紋ちらしに丸切 金金物地七々子

同 同　同 同　同 同

素袍 大小姓

同 小姓　同 大徒姓

布衣 徒供刀番

長刀 上下 小人肩替共 二人

上下 歩行　同 歩行　同 歩行

轅

同 同　同 同　同 同

同 小姓　同 大小姓

布衣 徒供刀番

素袍 大小姓

素袍大小姓　同小姓　同大番
素袍大小姓　同小姓　同大番
素袍大小姓　同小姓　同大番
素袍側小姓　同小姓　同大番

轅舁二十人

上下歩行　組頭
下乘人冠箱介添
上下歩行
下乘人冠箱持　絹黑羽織着

掛素袍
上下歩行目付
指傘持　但指替袋小
上下歩行

小人
上下駕小頭
雨天之節朱立傘　退紅着
小人手代二人
退紅着草履取小頭
白丁着草履取
白丁着轅臺持　小物
白丁着挾箱　金紋　小人

上下駕小頭
十文字鑓
沓
退紅着柳箱持　草履取
上下小人小頭
簑箱　小人

上下足輕　下坐見
紋白朱立傘　退紅着
手代二人
右同右同斷
白丁着草履受
同轅臺持　同
同挾箱　同　小人

白丁 肩替　同臺持 小人　手傘 小之　手明 小人　白丁着 厩者　白丁着 同手代

同 肩替　十徳着 茶道　茶辨當 小人　立傘 小人　紅厚總 乘馬 切付精好 木地鞍 鞍覆無之

同 肩替　同肩替 小人　手傘 小人　手明 小人　白丁着 厩者　白丁着 同手代 柄杓持

白丁着 厩者　口取　上下 馬脇　鎗　草履取

挟箱持 厩者　乘替 厩者　白丁着 挟箱持 厩者　上下 厩小頭　布表 刀番 小林安太郎　挟箱

厩者　口取　上下 馬脇　挟箱　長柄

下坐見足輕

口取　上下馬脇　鎗　草履取　口取　上下馬脇　鎗　草履取

布衣刀番　信太淸兵衞　沓箱　徒供刀番馬　沓箱持

口取　同同　挾箱　長柄　口取　上下馬脇　挾箱　長柄

口取　上下馬脇　鎗　草履取　口取　上下馬脇　鎗　草履取

徒供刀番馬　沓箱持　布衣刀番　沓持箱

口取　上下馬脇　挾箱　長柄　口取　上下馬脇　挾箱　長柄

口取　上下馬脇　鎗　草履取　徒　口取　上下馬脇　同馬脇　挾箱

留守居 田中伊織　沓箱　徒　鎗　傳役 中田興膳

口取　上下馬脇　挾箱　長柄　徒　口取　上下馬脇　同馬脇　挾箱

草履取　上下押足輕　上下押足輕　厩者　厩者　上下供若黨　同同同同同同同　供草履取

沓箱　用馬　用馬　供草履取

草履取　上下押足輕　上下押足輕　厩者　厩者　上下供若黨　同同同同同同同　供草履取

同同同同同同同同　韓桐油挾箱（小者）　挾箱　供挾箱　同同同同同同

草履取　挾箱

同同同同同同同同　右同斷　（右同）　狹箱　供挾箱　同同同同同同

同同　供鎗　押（上下）

供鎗　雨掛狹箱三荷（小者六人）　雨掛沓箱（小者二人）　同（小者二人）　合羽籠（刀番自分）　同同同同同（傳役）

同同　供鎗　（上下）押

上下
押　外小者局頭壹人

同
押　轅脇　傘持　小者一人

同
押

留守居
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

右者文政十年三月十八日公方様御昇進御位階に付、右之行列にて登城、右記中にある薙刀は尋常の如く鞘覆はかけず、古代の如くして持たせたるとぞ。嘗て將軍家兩山御儀式御參詣の御行列にも、かくぞ見奉れり。又佐竹の薙刀の中刄は備前盛光にて、足利拜領の物とぞ。彼臣某が語りしといふ。因に云ふ。當日津輕侯の登營には牽馬は二匹なるが、これも鞍覆はかけず、紅と紫の厚總をぞかけたると。又轅に乘りたりと聞く、四品の人もこれに乘るか。隱倫の身はかゝる雲上の事は、今露ほども辨へず。

○林子曰、この頃人の話を聞くに三月下旬東叡山火事ありしとき、久保田侯當山の御防なれば人數を山內に遣し、尋て出馬せられしが、前髮あるゆゑ振袖の火事裝束なりしとかや。夫より山內に詰居し間に三度迄裝束の着替あり、馬廻りの健士輩は二度着替したり迚、見物の人雲霞の如く群り、火は別事となり、諸人佐竹見物にて事終りしと云ふ。是主人は年少ゆゑ咎るに逮ばず。大家諸役人も多勢のことなる

に、一人も了見ある者無きと覺へて氣の毒千萬のことなり。此末侯の生立いかが有るべきや、世風とは云ふ者の惜しき名家をかくすること淺ましき事ども也。

又曰、火事裝束を着替ゆることは救防に及び、水火の爲めに敗損したる時のことにて人數を集めたる迄にてかく着替ることは未だ聞かざること也。全く婦女の弊風を男子の學ぶにて何の意なるを知らず。

甲子夜話　卷九十五

○林話に、上州沼田侯土岐山城守（實は故福山侯、阿部正精の弟なり。）去年病に罹り、歿に臨み急養子を覓む。此人我が門人にてありしかば、其の老臣等我に就て養子たらん人を藻鑒せしむ。其意たゞ賢明の人を求るに在て絶て世上の資送多寡の論に非ず。我その志を善し且は故山州の家に利なるべきを慮りて、信州飯田侯堀大和の弟を紹介す。既にして官に乞ひ土岐家に迎へ取しに、闔藩の人望に協ひ咸く新侯の賢を稱す。時に何物か某の處（他家）に落首を張たるに

　信濃なる雪の中より堀だしのたけの子なりとこれや中そふ（孟宗）

凡そ落首は多く誹謗によりたる者なり。然るにかく稱譽したるは稀なり。我こゝに於て頗る降心せりと。

○江都の勸進能は、觀世太夫のみにして六十年ばかりに有り。京大阪は時々あるが、去年今春八左衛門（仕手）と同氏總右衛門（太鼓）と浪華に於てこの擧あり。此時彼地知る人の許より其番付を贈る。

　從二八月廿五日一於二難波新地一興行能組

　　初日

翁　千歳　小坂井佐十郎
　　三番叟　杉山伊左衛門

高砂　金春八左衛門
　　春藤萬右衛門
　　能勢與十郎　金春惣右衛門
　　生駒正三郎　高木利兵衛

箙　金春清藏
羽衣　中村半左衛門
自然居士　中村平左衛門
一角仙人　金春八左衛門
鵜飼　中村平左衛門
祝言　山田龜六郎
寶つち
入間川
法師母

春藤六郎助
宮城甚兵衛
東清左衛門
岡佐次郎
有田伊三郎
高井房次郎

谷元四郎
清水半三郎
櫛橋十右衛門
糟谷傳次郎
端山勝兵衛
井上眞十郎
春藤次郎兵衛
關口雄太郎
三木彌三郎
三谷季十郎
谷甚四郎
生駒正三郎

岸本良平
金春惣右衛門
藤田清九郎
岸本良平
金春惣右衛門
庄田衛士之助
橋本熊三郎
市橋俊太郎
中川安之助
井上幸三郎
原勘五郎
森川吾藏
野村又三郎

横坐

弓矢太郎

二日

千歳

三番叟

宮城甚兵衛

有田伊三郎

東清左衛門

岡佐次郎

春藤六郎助

翁

白楽天　中村平左衛門

間　鶯蛙

兼平　松村重蔵

熊野　中村平左衛門

山姥　金春八左衛門

野守　中村平左衛門

留の傳

谷甚四郎

清水半三郎

三木彌三郎

井上眞十郎

能勢與十郎

生駒正三郎

谷元四郎

三谷季十郎

春藤次郎兵衛

生駒正三郎

山川正九郎

柳川宇左衛門

八木榮三郎

山川正九郎

上田庄之助

藤田清九郎

井上幸三郎

庄田衛士之助

壽榮三郎

藤田清九郎

金春惣右衛門

市橋俊太郎

鞍間天狗　白頭　金春八左衛門　春藤萬右衛門

祝言　嵐山　野本新吉　黒田恒三郎

橋十右衛門
清水半三郎
野口新次郎
三谷季十郎

金春惣右衛門
高木利兵衛
高木銀次郎
岸本良平
野村又三郎
西井保左衛門
杉山伊左衛門
三宅藤九郎
杉山宣次郎
北川孫兵衛

末廣
蜘盗人
うつぼさる
木六駄
三人片輪
白樂天間

三日

翁　千歳　奥村茂次郎
三番叟　川島市次郎

源　金春八左衛門
太夫
樂拍子

有田伊三郎
春藤次郎兵衛
生駒正三郎
金春惣右衛門
庄田衛士之助

経 勝間爲七
政
黒田恒三郎

誓 金春八左衛門
願寺
日影頭來迎拍子
宮城甚兵衛

張 松村重藏
良
春藤萬右衛門

歌 中村平左衛門
占
岡佐次郎

船 中村平左衛門
辨慶
春藤萬右衛門

祝 大藏勝次郎
言
金札
今井熊次郎

二人袴
空うで
花子

櫛橋政吉
古春瀬九郎
櫛橋十右衛門
富田次郎平
野口新次郎
清水半三郎
谷元四郎
井上眞十郎
村上新藏
生駒正三郎
三木彌三郎
井上眞十郎

平内太十郎
速水猪左衛門
高木利兵衛
近藤與八郎
庄田衛士之助
岸本良平
金春惣右衛門
藤田淸九郎
橋本熊三郎
市橋俊太郎
三宅藤九郎
土屋猪右衛門
原勘五郎

歌仙
米市
舟辨慶間
四日

石津金十郎
梶貞五郎
正本直二

蟻通 中村平左衛門 眞いろえ
生田 山田龜六郎
西行櫻 中村平左衛門
道成寺 金春八左衛門
三輪 金春八左衛門

東清左衛門
今井熊次郎
東清左衛門
宮城甚兵衛
春藤萬右衛門

谷甚四郎
井上眞十郎
三木彌三郎
糟谷傳次郎
三木長兵衛
清水半三郎
能勢與十郎
關口雄太郎
櫛橋十右衛門
生駒正三郎

堀三十郎
藤田清九郎
井上幸三郎
池田良左衛門
藤田清九郎
金春惣右衛門
庄田衛士之助
金春惣右衛門
高木利兵衛

碇潜　大藏勝次郎　春藤六郎助
海人　中村平左衛門　有田伊三郎
鍋八ばち
い文字
止動方角
ぶあく
宗論
眞奪
道成寺間

五日

佐保山　金春八左衛門　宮城甚兵衛
眞の序

野口新次郎
三谷季十郎
谷元四郎
富田次郎平
能勢與十郎
糟谷傳次郎

佐々木政吉
市橋俊太郎
谷田反吉
市橋俊太郎
森源二
八木榮三郎
橋本新右衛門
正木直二
杉山宣次郎
河野好次郎
高安又太郎
橋本市左衛門
藤田清九郎

實盛　中村平左衛門　高井房次郎
邯鄲　金春八左衛門　春藤六郎助
盤渉
藤永　野本新吉　岡佐次郎
三井寺　中村平左衛門　東清左衛門
小鍛冶　大藏勝次郎　有田伊三郎
融　金春八左衛門　春藤萬右衛門
遊曲
惠比須大黑
今參

野口新次郎
野島雄藏
村上新藏
富田次郎平
谷甚四郎
井上眞十郎
谷元四郎
三谷季十郎
三木長兵衛
關口雄太郎
櫛橋十右衛門
生駒正三郎

吉田半右衛門
岸本良平
鴫日長兵衛
高木利兵衛
金春惣右衛門
井上幸三郎
庄田衛士之助
松井門三
高橋俊太郎
今春惣右衛門
高木利兵衛
石井傳藏
堀東六

釣狐

文になひ

佛師

どん太郎

野村又三郎

植島圓藏

磯上實平

多田梅千造

六日

室君 金春清藏

杜若 松村重藏

藤戸 金春八左衛門 後の出

女郎花 勝田爲七

黒塚 金春八左衛門

東清左衛門

春藤六郎助

春藤萬右衛門

有田伊三郎

岡佐次郎

谷甚四郎

三谷季十郎

谷元四郎

野島雄藏

能勢與十郎

生駒正三郎

端山勝兵衛

長谷川可作

春藤次郎兵衛

井上眞十郎

池田鶴三郎

市橋俊太郎

松井門三

岸本良平

金春惣右衛門

藤田清九郎

近藤與八郎

高木利兵衛

上田庄之助

藤田清九郎

熊阪　山田龜六郎　中村常太郎

亂　中村平左衛門　春藤六郎助

櫛橋政吉　壽榮三郎

生駒正三郎　平内太十郎

櫛橋十右衛門　金春惣右衛門

糟谷傳次郎　庄田衛士之助

萩大名　松井八百介

祐禪　長野秀三郎

花折　藤田彦四郎

ちどり　江村彌五郎

酢はじかみ　高安仁兵衛

福神　植島圓藏

以上





○或日蕉軒一書を示て曰。篋中捜出の蠧册改寫せよと、予廼移騰こゝに列す。表紙に戊辰正月と記す、顧るに文化五年なり。

辰戊正月石橋助左衛門差出

魯西亞漂船幟幷和蘭軍船用法大略

蠻國軍船名

一、リイニイ　此船三本檣にて長さ百七十フート（凡そ二十六間餘一フート凡壹尺）より百九十フート（凡廿九間餘）迄、石火矢大中小六十挺以上を三階に備へ、大なるものは下階、小は上段皆筒先自由に相成候樣、車付の臺に仕掛ケ、玉目大なるは二十四ポンド、（凡三貫目餘一ポンド百二拾八匁）中は十八ポンド、（凡貳貫三百目餘）小は十二ポンド、（凡壹貫五百目餘）此外玉目二ポンド、（凡貳百五拾目餘）より四ポンド、（凡五百目餘）位迄の小き唐銅筒船緣、其外所々に仕掛け置、高低左右は獨力にて自由に相成申候。

但此船御當國えは參渡り申間鋪と申レ之候、

（遠海乘渡り候には格別大船は却て便理も不レ宜候故乘渡り申間敷哉に申レ之候）

一、フレガット　此船三本檣にて長さ百二十五フート（凡十九間餘）より百六十フート（凡二十四間餘）迄、石火矢二十四挺より五十挺迄二階に仕掛け、玉目十二ポンド（凡壹貫五百目餘）より十八ポンド（凡貳貫三百目餘）迄、

一、コルヘット　此船三本檣にて長百フート（凡十五間餘）より百三十フート（凡二十間餘）迄、石火矢十二挺より二十挺迄二階に仕掛、玉目六ポンド（凡七百目餘）より十二ポンド（凡壹貫五百目餘）迄、

一、ブリツキ　此船二本檣にて長さ八十フート（凡十二間餘）より百十フート（凡十六間餘）迄、石火矢十挺より二十挺迄、一階に仕掛け、玉目四ポンド（凡五百目餘）より十二ポンド（凡壹貫五百目餘）迄、

一、スコーネル　一、ロツクル　此兩船貳本檣にて長さ六十フート（凡九間餘）より七十フート（凡十間半餘）迄、石火矢六挺より十二挺迄一階に仕掛け、玉目四ポンド（凡壹貫目餘）より八ポンド（凡五百目餘）迄、

一、コットル　此船壹本檣にて長さ七十フート（凡十間半餘）より百フート（凡十五間餘）迄、石火矢八挺より二十挺迄一階に仕掛け、玉目四ポンド（凡五百目餘）より十二ポンド（凡壹貫五百目餘）まで、

一、ガレイ　此船長さおよび石火矢員數等も定なく、壹本檣或は貳本檣も有レ之、櫓櫂をも相用申候、

右船々、何も船縁其外所々に小き唐銅筒等仕掛け申候、尤其船に應じ員數多少有レ之候、

右は阿蘭陀にて相用ひ候軍船に御座候、魯西亞にても同様に有レ之哉之儀は、阿蘭陀人共承及不レ申候段申レ之候、

魯西亞漂船幟圖　【割註】（補）原本十二圖あり。古代國王旗、官船旗、列侯旗、水戰合圖旗、商船旗、等なり。今左の二旗を存し他は省きぬ」

左に記し候國王幟幷壹號船の外は、都て艫に建候幟を以て目的に仕候、尤相圖の旗は建所定なく所々に相用ひ申候、

一、艫の旗を引下げ候時は降参を乞候しるし、其時は先攻口を弛め小船より役掛の者三四人も□□商船に乗移り、士卒の帯劍悉く請取人質として、船頭幷役掛りのもの連歸り、其外何事によらず此方の下知に随ふものなり。

一、小船に白幟を建て、喇叭或は太皷など打ち漕來る時は、和睦を乞候か、又は使者来ると知るなり。

一、赤幟を引上げ候時は戰を始るの相圖にて、又赤幟を引下げ白幟を引上げ候時は和平の相圖と知るなり。

一、海軍駈引等は壹號船より裁配いたし、相圖の旗を以て諸船に知らせをなし、素より敵陣に悟られざる樣兼て相圖を定め、一統に示し合置なり。

一、大船を曲江に乘り入るには順風の時を考へ、先迫門に繰碇を下し置き、其綱を本船に引き、圖の如く岬々にも又碇を下し置き、其綱も同じく本船に引き湊内に乘入申候、自然敗軍におよび不時に退陣の時は、其碇綱も本船の卷胴に仕掛け逆風たりとも速に沖へ繰出し申候、扨又岬々にも後陣の船も備置き、皆此ごとくにて曲江に乘り入申候。

右件々【割註】(補)けた〳〵は今の件々也」阿蘭陀人共より兼て及ㇾ承候趣書載仕候幷魯西亞にては如何相定候哉之儀、阿蘭陀人におゐて碇と相心得不ㇾ申候由物語仕候、此段以ㇾ書付ㇾ奉ㇾ申上ㇾ候以上、



辰正月

○久留米侯の臣松岡淸助が語りしとて、その門に入る我內の者申せしは、侯の先玄蕃頭と云しが先年官家御大禮束帶登城せしとき、太刀の帶取の金具損じて佩ぶべきやう無りしを、其時德廟いまだ紀藩の庶流に坐て登城し給ひしが、懷より元結を出され、玄蕃頭が太刀の帶取をつなぎ給はりしかば滯なく當日を勤めぬ。この故事に仍り、今も久留米の家にては、太刀を帶取に必ず元結を掛ることゝぞ、有難き故實なりけり。

○この三月丁亥觀世太夫が宅に能を見物に往て、弟の四郎と四方山の物語せし中予云。四座の流を世に上掛り下掛りと稱するは如何なる故ぞと問へば、これは某が祖先も寶生の先も京に住して、時の公方の能舞の事を承る、今春と金剛は奈良に在て申樂を爲す。因て俗に近きを上と云ひ遠きを下と云しより起ると。然らば喜多の家はと問へば、是はもと金剛の弟子なるを、憲廟の御寵遇を得て廼別に一家となる。此時御用の爲とて假面を金剛に乞しに、これは重代の物ゆゑ家を離しがたし、其代りにとて金剛が俸祿の中を分ち與ふ。これ今喜多の有する所なりと。

四郎又曰。今年大城御祝儀御能町入りのときは群集のうへ御舞臺の一の松物見の松を枝葉ともむしり取り、殊に見苦しく成りて御中入のとき官吏これを栽替しとぞ。また御舞臺のまはりには靑竹の埒あるを(九寸廻りも有ん大竹なり)是をも拔取りて、御目ざはりなれば御作事方よりさし替たる、とかく滅法なることとなれども又賑はへるも、還て御祝儀の恐悅とも云べし。このこと制止も爲れどもたゞ叱々と聲をかくるまでにて、中々數百人をば制止がたく遂に玆に至ると。又此度大宮使に參向の高倉中納言(永雅卿)の還途、予は其門人なるを以て品川驛に送りゆきて逢しとき、定めて今年も能御見物のとき町入も有たらんと聞たれば、その言の如しと云ゆゑ如何が群騷なりしやと云に、その如く喧しかりしとて笑はれし、攝家公卿見物の前をも厭はずどよめき騷ぐも關東の一風なるべし。【割註】件の松を亂妨するこ

とは、此枝葉を獲れば守護となりて疫邪を除き、或は仕合よき抔云てかく爭採ること〻よ」

又、この町人の咄を聞くに、先々も同じこと〻云ふが、此度も某氏が見しに、町奉行見物の町人どもへ下され物の中渡として、御板椽に出ると親玉々々と呼で譽ること夥し。【割註】こを劇場にて俳優の長を譽る仕方にて、かく呼ぶことなり」下賤の者場所をも辨へず憚る所も無き擧動、さぞや上聽に入り御哄たるべしと恭察し奉るなり。

○去る文政九年丙戌八月廿一日御臺所【割註】（補）御臺所は島津中將重豪の女此年は五十四歳」濱の御庭御遊覽あり、其日大君にも御舟遊ありし由承り及びしが、此頃或人の其とき御臺所の御自ら記させたまへるものなりとて、一通を示す。題して千世の濱松と云ふ、珍らかに賢き御事なれば、頓みに爰に寫し留む。

千世の濱松　　頃は葉月はつか餘り、濱の御庭へまゐるべきおほせごとありて、いつかとまちへてけふだにうれしきを、まいてたぐひなきこまもろこしのおりものにもまさるべき、ははまべのけしき縫したる、薄衣帶ども賜はれるかしこさは、いかゞいひつゞけ侍らむ、朝ぼらけ立こむる秋霧を分て侍る、誠にあさからぬ君の御惠は計なき、千尋の海よりもふかくあらがねの、地よりも高く言つたへやうもあらでたゞ、

　分て行此武藏野の限なき惠の露のか〻るかしこさ

となむくりかへしあふぎ奉る。

君にも御船催ひありて出た〻せ給ふ、空もいとようはれ渡りて朝日影さしのぼる程、道すがらの家居あまた賤の家ごとになみゐたるなど、所々めづらかにみやりつ〻行程に、やう／＼濱邊の亭に至りぬ、ところがら木立ものふりいとおもしろく見渡さる、中島の亭にしばしやすらひて、よもを見やりたる氣しき、畫にも及ばぬさまかぎりなし、休らふかたはらいとうるはしき箱の有けるをみれば、八雲たついづ

もの神のかず〱、のこるかたあらぬ品々を入こめてなむ給はれる、こや浦しまがえたるはこにあらで嬉しさ御恵のかしこさあふぎ奉る、それより松の御腰掛に行きぬ、爰にも扇さまざま數多のたまものめもあやなり、このかたはらの釣どのにしばらく立とゞまるほど、今なん御先おふ聲聞ゆとつげきたる、そはとていそぎ海手の御茶屋に行ぬ、こゝにもまたいとうるはしき調度に、猶めづらかなる御菓子などあまたたまはる、さむらふ人々たちこみつつめであふぎ奉る、うち向ふ海を眺望すれば、千里の外まで詠めやらるゝあまたの舟、あみおろしてすゝやかなるをのこども、いろ〱のいろくずあまたとりいれ侍るを見るが、うちにさほのうたをうたひつれて、大川の御座となむいへる御船のいときらゝかなるに、錦のとばり白かねこがねの具ひかりあひて、げにもかゝる御代のすがた、まことに天下をなびかし、人の國まで隨へる、御いつくしみをあふぎ奉りぬ、ほどなく御船の行くにつれて、我さきにとはしり行、すだれひきあげつゝ若きも老たるも、かほあからさまにさし出つゝ見奉る、まことによつのうみ波豊なる此君の、御船のあとは千代も盡せじとなむ、まづ賀し奉るなほ行々て御亭山に至りぬ、いと淸らかなる水葵を家づとにとて給はる、むかふ海原の水の色波のよるさま、たゞ繪の如く釣どのに至りていと珍らかに、釣たれてひめもすあそびぬ、いづれとなき中にもふたりみたり、つきそひてつりする棹のさしひきを、をしへ給はるいとうれし。

いをあまた釣えしも只海深き君と臣との惠也けり

とうちわらふ、なほ行々て庚申堂をぬかづきつゝ、こゝかしこ逍遥すれば、こゝなむ蟲の數多有けるところとなむ、

百草の露わけ行けば數々に振捨てがたき鈴蟲の聲

行程に新錢座、こゝはいなかめきたるけしきども、珍らかにおもしろく、やう〱日も入るかたちかくなり行くに、觀世音堂に立ち寄りやがて還御の御舟見奉らむとて、心にもあらずいそがれつゝ見れば、

ひえの山をはたちばかりにかさねあげたらんと、いへるもつゞくべきほどの山の邊に、しばし待うけ奉る、ほどなふ御船出させ給ふ、こたびはさほの歌ならで、いといさましう聲あまたして、御舟をこぎ出したるは、げにも

　繪がく共えやは及ばじ夕日影輝く波に出る御船は

何くれと殘るかたなくあつかひどもの、かしこさいはむかたなくて、

　仰ぐぞよ濱の眞砂の數々に盡せぬ君が深き惠を

ひめもすかへるさも忘れて、今一度海の面をのぞむ、

　立歸る名殘しばしと打向ふ眺は盡ぬ濱のゆふなみ

おほむ惠のかしこさ、心にみつる千々のひとつだに、聞え奉るべきやうあらねば、心に思ふかたはしを、おかしき言の葉にかきつらね侍る斗になむ、

又御臺所に供奉せる奥女中の記なりとて附錄せしをも又寫

葉月末のひと日、臺の御君濱御殿【割註】（補）御殿の上に原本濱の字なし今加ふ」御庭へ渡せ給ふ。御先へ乘もの十六許の中にのりつれて、まだ明はてぬ空に出立、平川より辰の口曉の月明らかにのこるを見て、

　諏訪ならで氷に磨く有明の月ぞゆきゝの人の燈火

大名かうぢ、すきや橋、尾張町を過るほどに、ほの〴〵明るあき人の家居など立なみて、世わたるいとなみ、門ごとにみあかしのかゞやき、所せきにぎはひもめづらし、

　個戸明て神に備る燈火は家の榮を祈るなるべし

いそぐとはあらで濱の御殿にいたりぬ、さとふる雨に誰々もおどろきあへる、ほどなく晴わたり御入ちかき色めきにむかひなるかたに、

朝日影さし出る方の末はれて空も一つに紅の波

けふの御まふけ、波のほの御もやう羽をつらねたる、鳫の御帯濤らを盡し給ふ、

五十年の波を懸ても若緑見るめかひある濱松の影

大殿の君五半時大川筋を、清水の御やしき濱前通、行先一石橋との御注進に、君をはじめみな海手の御茶屋にあつまりて、はてなき波路を望て、

言の葉も中々何を續くべきめにも及ばぬ秋の海原

待奉るほどに、波にうかべる一葉とみえつるもやゝちかく、御先ぶねあまた御打もの御武具と見奉る、一そふ榮壽丸淺草丸といへるに人々のりたり、君は大川御座といへるに召され、さしも廣かりし海も御光におしけたてられて、所せきばかり、御船印いかめしう風にさと打吹れたる、すべていはむかたなし朝夕御かたはらにつかふまつる身の、かしこさ思ふのみなり、老人は涙など落しなどしつゝ見奉る、水主の賑はへるさまも、

波の上に浮ぶ聲々響き合て君が御船の千代も賑ふ

遠近もまがはぬ君が光のみ千尋の海の底迄もてる

御召かへのきりん丸、めもあやにうちかゞやき、御船につゞき清水殿に通御ましましぬ、藤棚の下ふたのみはしわたりつゝ、

咲とみて散にし花もけふは又心にひらく藤の掛橋

釣棹あまた、はりにごかひをさし人々打みだれつりする中に、ごかひはりにさゝれ、いとくるしみたへぬにもうたてもちかひながらも、

こがひさへ手持ぬ身には後の世の闇路もしらで垂る釣の緒

しばし打ゐみ侍りぬ、午の時過ものたうべ、こゝかしこ打ありく、はや還御の御はらひに、また海手に

あつまり見奉る御船、あまた總引の仰ごとにて、初よりはいかめしう入日も歸る御勢ひ、かひある波路をわたらせ給ひぬ。みな御いとまをつけ奉らむとて、君の御ましまでかへり侍るとて、

立歸る名殘の空の涙ぞなき濱の眞砂の數にみる共

君よりいとうるはしき御衣をかづかせたまひけるを、けふの粧ひに着しかしこさをのべ侍るとて、

きて歸る秋の錦の摺衣君がめぐみの露をかさねて

○予が内の山鹿氏今は平戶に住す。其家古る書きもの〻中に、先祖素行子に淺野内匠頭兵學入門の誓紙ありと語る者あり、因て平戶の便りに寫し越さしむ。本書奉書紙文段のみ如レ左、

誓言前有之事

一山本勘助流之兵法幷城築一切之武功他見他言仕間鋪事

一右之趣於二戰場一可レ爲二各別一事【割註】（補）各は格なるべし」

一秘事相傳之儀者雖二相弟子一無二御免一者申談間鋪事

右於二相違一

日本國中大小神祇別而八幡大菩薩摩利支尊天神罰可二罷蒙一者也仍誓言如レ件

貞享元甲子八月廿三日

淺野内匠頭長矩花押

淺野大學長好花押

山鹿甚五左衛門殿

同　藤　助殿

因て云ふ素行子のことは世者く知る所なり。吾が祖天祥院殿津輕氏の祖越中守と云し、兩侯とも素行子を深く信仰にして門人の中隨一とも云べし。又吾家の臣に各山鹿氏を立て〻子孫今に至る、されども兩

候は誰云ふ者もなく、又彼家に古文書家藏の有無を云ふ者もなし。淺野氏は不幸にして高名故に今の世までも云傳る程になるは、かはりたる者也。
○卯月の初連歌師昌成の方に予が詠草を遣しければ、返詞に、此度寺社奉行松平豆州の方に御慶事により、連歌興行ありたき由の願書を出せし所、追々取調べ進達すべしとの由にて、其寫を示す。願の成否は固より予が與ることならざれど、古昔の御有さまを想へば、その願書に添たる例書を爰に載す。

御例書

元和二辰年三月權現樣大相國御轉任之節於二駿府御城一御祝儀御連歌御座候由申傳候得共其節は傳來不レ仕候寬永三亥年九月台德院樣御上洛にて大相國御昇進之節還御之後於二江戶御城一御連歌之儀は寬永三年十一月御城御會

顯れし御代の榮や冬の松　紹之
天照す日の寒からぬ庭　太政大臣殿
氷とく池邊閑かに鶴馴て　左大臣殿
さゞ波よするこち風ぞふく　大納言義直卿
春雨や晴て舟人出ぬらん　大納言賴宣卿
月はかすみに明る山本　大納言忠長卿
返す田の末のむら竹生つゞき　中納言賴房卿

以下百韻之寫全備を傳來不レ仕候得共安房國住連歌師里見紹之御發句獻上仕御脇御第三上樣御始御一門樣方まで御連吟御座候て御連歌師御連衆一同罷出相勤候晴之御會と奉レ存候御連歌之作法眞行草之內例春之御會は行之御式に御座候此度格別之御事柄に付可二相成一は眞之御式を以て晴之御會被二仰付一候はゞ猶更難レ有仕合可レ奉レ存候以上

亥二月

坂昌成

○或人鶚日掌果と題せし小冊本を示す。武州玉川邊の村里を圖せし者なり。古へ府中の所在等觀るべければ一二收錄す。（補）圖略、但し圖中の記事を左に抄す。

△芝崎普濟寺、立川氏故跡六角塔あり、一二王四天の像唐僧禪月の筆と云、延文六年（辛丑）七月六日とあり。△谷保天滿宮、額は建治元年（乙亥）六月廿六日（乙丑）書レ之正三位藤原朝臣經朝とあり。

△府中稱名寺、世良田親氏君の碑掘出す。△同六所境内林に、建長の年號ある石佛あり。△小野神社鎌倉家の陣所。△高安寺、分陪古戰場。△染谷、昔布を染し所と云。△布田調布舊跡、布田天神あり

△深大寺、難波田彈正の城跡。△虎柏社、今は佐須明神と云。△高井戸、北澤すゝき左内家中牡丹多し。△世田谷八幡、豪德寺、吉良氏の城跡。△大宮八幡、鷹の讃馬、由井正雪の筆と云。△小金井、四谷大木戸迄五里、府村へ七里、保谷橋より留橋迄一里餘、花並木元文二年川崎平右衛門所栽、關の橋此邊花多し、此外にも橋數多有。△國分寺、府中より十八町瓦礎殘る。△戀窪八幡府中より廿八町、傾城の松。

以上玉川の北なり、以下は河南。

△高畑金剛寺不動、日野へ十八町徒涉りの川あり。△百草松蓮寺、鎌倉時代の什物品々あり、府中へ一里。△關戸、小山田の關の舊跡、横溝八郎の墓。△谷口、穴澤天神。△登戸廣福寺、稻毛三郎の墓あり、山に櫻多し、日本橋より登戸へ六里、二子へ五里。△馬衣、相州道。野に女郎花多し。

○朱文公の名臣言行錄を講ずるを聽に、宋時の丞相向敏中は如何にも氣味よき人也【割註】向敏中字常之開封人、登二進士第一相二眞宗一謚二文簡公一】太宗飛帛書二張詠及公名一付二中書一曰、二人者名臣、爲レ朕記レ之、公出知二永興軍一、會二邦人大儺一、有下告二禁卒欲三以作レ亂者上、密使二麾下兵被レ甲衣レ袍、伏二廡下幕中一、明日盡召二賓僚兵官一、置酒縱閲、無二一人預知者一、命二儺入一、先令下馳二騁於中門外一、後召至上レ階、公振レ

袂一揮、伏卒齊出盡擒レ之、果各懷二短及一、即席誅レ之、劉乞屛レ尸、丞命灰沙掃レ庭、張レ樂宴飮、賓從股慄、

除二右僕射一、麻下日、翰學李昌武當レ對、眞宗謂レ之曰、朕自二即位一、未三嘗除二左僕射一、【割註】（補）麻は綸旨、左僕射もと右と作る誤」今日以命二敏中一、此殊命也、敏中應二甚喜一、對曰、臣未レ知二宣麻一、亦不レ知二敏中何如一、上曰、敏中今日門下賀客必多、卿往觀レ之、明日却對來、勿レ言二朕意一也、昌武候二丞相歸一、乃往見、門無二一人一、昌武徑入見レ之、徐賀曰、今日聞二降麻一、士庶莫レ不二歡慰一、公但唯々、又曰、自二上即位一、未三嘗除二端揆一、【割註】（補）端揆は宰相」自レ非二德重眷殊一、何以至レ此、公復唯々、又歷下陳前世爲二僕射一、勳勞德業之盛、禮命之重上、公亦唯々、卒無二一言一、既退、使三人至二庖厨中一、問三今日有二無親戚賓客安飮者一、亦寂無二一人一、乃具以レ所レ見對。上笑曰、敏中大耐二官職一、

公在二西京一、有レ僧暮過二村民家一、求二寄止一、主人不レ許、僧求レ寢二於門外車廂中一、許レ之、夜有レ盜入二其家一、自二墻上一扶二一婦人一、幷囊レ衣而出、僧適不レ寐見レ之、自念不下爲二主人一所上レ納レ宿、今主人亡二其婦及財一、明日必執レ我詣二縣官一矣、因夜亡去、走二荒草中一、忽墮二眢井一、則婦人已爲レ盜所レ殺、先在二其中一矣、明日主人搜訪、得二之井中一、執以詣レ縣掠治、僧自誣云、與二子婦一奸、誘與倶亡、恐レ爲二人所一レ得、因殺レ之投二井中一、暮夜不レ覺、失足亦墮二其中一、贓在二井傍一亡失、不レ知何人所レ取、獄成言レ府、府皆不二以爲一レ疑、獨公以二贓不一レ獲疑レ之、引レ僧詰問數四、僧服レ罪、但言、某前生當下負二此人一死上、公因問レ之、乃以レ實對、公密使三吏訪二其賊一、吏食二於村店一、店嫗問下其自二府中一來上、不レ知二其吏一也、問レ之曰、僧之獄何如、吏紿レ之曰、昨日已笞死矣、嫗曰、今獲レ賊何如、吏曰、已誤決二此獄一矣、雖レ獲レ賊、亦不レ問也、嫗曰、言レ之無レ傷矣、婦人者乃此村少年某甲所レ殺也、吏曰其人安在、嫗指二示其舍一、吏就二舍中一、掩捕獲レ之、案問具服、幷得二其贓一、一府咸以爲レ神、

甲子夜話　卷九十六

○はや十餘年をも經にけん長崎見分として赴しとき、唐通詞平野善次右衛門と云しが、唐商に聞し物語を、左右に記させ置しを此頃計らず視出したれば廼錄す。

萬里長城

一、長さ一萬三千里餘、山は山なりに築き川は川の上に築き、その下を水の流るゝやうにす。

一、十里毎に敵樓を設け樓毎に守の人を置く。其の樓は至て巨いに作り大造なる者と云、但山嶮く人の陟ること能はざる處は敵樓を置ずと。

一、守の人は一品の武官を置く。敵樓の制には如ㇾ圖旗竿を建て、その旗に總兵官何某何關を守ると書く。

一、關門は城塀を穿通、其上に樓を建て如ㇾ圖し、其門は穿通たる空中にありて、扉を構へ内外二門とす、常は扉を開き人馬商估の往來有るが、事あれば扉を閉て通行を止む。

一、この關門明の代までは常に閉て開くこと無かりしが、今王は韃人にて關外の國皆親戚なれば、夫ゆゑ常に開て往來ありと。

一、戍樓に來行の人は皆城壁の上を往還す。

一、長城の基は巨石を以て築立、その上を磚の間に白土をつめて築く。以前は鐵のかすがいを以てつなぐと云へども今にてはかすがいは見へずと云。

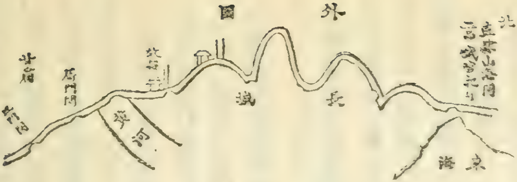
一、山海關の邊は沙土にて壊きが故、度々城崩れたる故瓷器の如くなる物を造り地に埋め、これを礎として築立しより是より城塀堅しと。

一、長城は今に至て年々修理たへず、損じたるところは其邊の守より京城に云遣し、其懸の役人來て修造

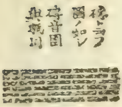
す。磚損ずれば新に燒立を改造すと。

一、圖の樓下に　この如くなるは、吾邦城櫓の腸にて是より敵を見る處なり。

一、磚は厚さ五寸濶八寸長一尺五寸ほどにて瓦の如く燒き瓦よりも堅く石の如くさる者なり。







平野又云。長城長さ一萬數千里、幅六間許高さ三丈餘、磚を用て築立鐵のかすがいをかくる。其上は人馬の往來あり。半里宛に番所有り所々に關を設く、其關は壹人も殘らず覺へ不レ申大體覺候處書付申候。右の書人北京者にて殘之外言葉分りかね申候。

又商客の華語に、萬里長城、西至二嘉玉關一、東至二山海關一、其一萬數千里、因レ山修レ山、因レ水修レ水、高約三丈餘、每二半里一有二敵樓一座一、設レ兵守護、自二山海關一迤レ南即東海、修至二海中一四十里、直隸地、關隘係レ古、北口山海關、紫荊關、

○又在職の間長崎に達しとき其頃の清老慮見茂四郎唐客の話とて其頃の天子は乾隆帝なるが聖主にして慈仁普く國に及べり。且南巡北巡との行幸あり年々違はず、然ども民のいたみよりは還て下の澤ひなりとて老幼皆巡視を俟てりとぞ。又巡視の時は必七十以上の老者には皆恵賜ありと。又此時は帝も馬上にて巡行なり。其時は御服の上に吾俗の坊主合羽と謂ふ雨衣の如くに製したるを着せらる、この服至て薄く疎羅の如きもの也と。左

れどもこの衣矢玉と雖どもかつてこれを穿つこと能はさる者と。如何なる物なるやその製を詳にすることを得ず。右舊篋の中より親て再錄す。

○左の問答はさしたる物ならざれど、屋代太郎松岡清助兩人は當時都下に名ある者なれは看過して棄んも心懷しと茲に存す。問答は去る丙戌のことなり。

僉御安泰可ㇾ被ㇾ成ニ御勤行一奉ㇾ賀候、然ば數年來御懇志之事故内心無ニ覆藏一御賴申候其子細は武家にて公家の眞似いたし候と武備薄く相成候抑皇國は武威を以萬國に勝候國風に御座候處近來風流好事流行にて武備を忘候人も可ㇾ有ㇾ之哉と不安心に存候然處來年にも公儀に御昇進御座候に付諸侯方にても裝束向抔何か新規なる儀も可ㇾ有ニ御座一哉と推量いたし候諸家より問合等も御座候砌は有來にて事濟候樣に御挨拶被ㇾ成可ㇾ被ㇾ下候或は緌【割註】（緌）緌あこめ一支度可ㇾ有哉螺鈿の太刀がなくばなど〻申す說も聞え候に付申遣事に御座候

乍ㇾ有德院樣の四足御門を御改被ㇾ成都鳥を射留に被ニ仰付一箭を貫候儲御進覽被ㇾ遊候思召を相考候へば武家の風を主張いたし候て華美風流なる儀は可ㇾ成丈流行不ㇾ申樣に致し度内存に御座候拙老碌々の身分に候へ共御武運長久を祈候心より如ㇾ此存候間何卒御同意被ㇾ下質素を御守被ㇾ成候樣に被ㇾ成可ㇾ被ㇾ下候是生涯の御願にて御座候御承引可ㇾ被ㇾ下哉貴報奉ㇾ待候頓首

十一月廿六日

尙々一度は苦かるまじきと存じ候へ共夫が萬事ひびき候間一度が大事にて御座候也再拜頓首

東京御到來仕候はゞ御配分奉ㇾ願候

屋代太郎

松岡清助樣

貴年來御素志貫ニ徹下一候に付御内意被ニ仰下一候趣至極御尤の御儀奉ㇾ畏候近來武家にて公家の眞似致

し風流好事流行仕候て武備薄く相成御不安心にも被二思召一候由如二尊命一武家にて詩歌管絃蹴鞠等に日を送り武を忘れ候は以の外の御義と奉レ存候來春御昇進之節官職之故實相糺し袍等着用仕候は武を忘れ候趣意には曾て有二御座一間敷國郡を領し其官位に拜し相當之服相用候義毛頭公家之眞似仕候譯にも無レ之と存候例ば鎧之下に籠手脇當佩楯等を着し兜の下には半首帽子甲拵をかさね候如く束帶の下具は下襲袙單等着用仕候は勿論之儀に御座候布衣白丁等之行列を整候は三軍を將ひ列位を正し候義同樣の儀是等の事手薄に御座候はゞ武の備も全からぬ事と相考申候主人玄蕃頭樣は來春初て官服着用仕候自餘之諸侯も生涯に一兩度之儀何も服色之故實精選仕度心底にて是は則上を重じ候心より起り候儀に御座候側は累代のしな相用申候儀に御座候へば如レ御有合之品相用可レ然候袍は此度再興と申候にも無レ之前々より被二用來一候家も御座候間是は相用候て可レ然と奉レ存候享保明君四足御門被二相廢一候尊慮之程は實に感服仕罷在候故平常公家之眞似いたし管絃上鞠等はいらぬ事と奉レ存候何卒犬笠懸等合戰之調練專一に相心つけ度奉レ存候乍レ然武家にはとかく亂世之遺風多く裝束にも間違ひ候事も候に付何卒古法に相かなひ候樣仕度奉レ存候是等之處御勘辨可レ被レ下候文武兼備り候はゞ乍レ恐昇平之御代の御甲斐もきらせられ候御儀と私共卑賤の限りいらぬ事ながら奉レ存候義に御座候以上

十二月朔日

尙以私共御存被レ遊候通り文官にて政理之損益も不二相辨一候へ共近く今川氏眞の如きは公家の眞似いたし和歌上鞠等に武を忘れ國をうしなひ申候武田四郎勝賴の如きは勇武に失し家をほろぼし候と奉レ存候勝賴も左京大夫抔に任じ主將之德を守り候はゞ可レ然と奉レ存候右大將賴朝卿將軍之宣旨は三浦義澄甲冑を着し受取申候由武を專に仕候共右樣之先蹤は當時之規則にも相成申間敷候乍レ然夫とても上之御詮議にて甲冑を帶し來春之御大禮被レ行候儀に御座候はゞ甲冑之故實相糺し度奉レ存候束帶仕候上は服色之法式精選仕度奉レ存候かく昇平打續候へば文武共に委しく相成候は自然之義に御座候本文に

も中上候通り管絃器物等のなまめかしき事は相止め平常はいかにも質素に仕度奉レ存候尊慮御同樣に可レ有ニ御座ー候尚拜謁萬々可ニ申上ー候以上

松岡清助

屋代太郎樣

再問答

一常の服飾を非常の武服に御比被レ成候ての御辨一應は相聞候得共武服は一かけ候ても生命に拘り候常の服飾はかけ候ても生命にはかゝり不レ申候扨文武左右とは申ながら武家にては武のかち候は强く文のかち候は弱く候然るに武備にかけ道有ながら文のかち候を憚るにて候今時の服飾はおほけなき事ながら古今を通觀候得は上古質素の制には有間敷中古華美風流衰弊の餘波にて有べく候しかしながら今日おこなはれ候事皆やむ事を得ず用られ候にてあるべくやと推察仕候いづれにも文にかけ道あるははゞかりなき武にかけ道あるは容易ならざる事と存候是等いよ〳〵申述候事に御座候

一武家には兎角亂世の遺風にて裝束等相違多く御座候故法式に叶候樣に被レ成度文武全備候はゞ昇平の御代の甲斐も有せられ候御儀と思召候由文武全備候はゞ此上もなき事に候得共今諸家ともに不如意に相成借財而已にて取續家柄により候ては臣下の祿を借揚などいたし士卒十分のあてがひ不ニ相成ー候間に候夫にては武備全と申にては無ニ御座ー候に付文飾而已備り候は如何と存候

一斯く昇平打續候へば文武共委しく相成候は勿論と被ニ仰下ー候得共私目には左樣には見へ不レ申候太平打續候得ば人々武を忘候て文の字而已くはしく相成候樣に被レ存候如何抑々武威を主張いたし候には服飾等の事はぬけたるも不レ苦と被レ存候如何思召候哉今一應御內存承度奉レ存候頓首

十二月廿一日

屋代太郎

松岡清助様

尙々先月の貴報三河町にて延引遲く相達候其上私繁務外孫大病等にて此書延引仕候也

答

一非常の武服のかけ候は生命に拘り常の服飾のかけ候は禮儀にかゝはり候へばいづれもかけざる方可レ然候但し合戰の勝敗は强て甲胄の堅厚にはより申間敷候專ら將士の智勇により可レ申候又禮儀一日も不レ用候はゞ天下速に亂れぬべく候

一當時の服飾は上古質素の制には無レ之中古風流華美の餘波にて尊慮に不レ應候由如レ仰神の廣さも寸を以はかり候頃はいかにも質素に可レ有ニ御座一候得共當時左樣の服着用仕候はゞ本朝の人共見へ申間敷候扨又上古にも金銀珠玉を以てかざり候事は禮冠寶髻等御存知之御義不レ及ニ申上一候左候得ば服飾の美は誠に上代よりの事と奉レ存候然るに禮冠の玉はびいどろになり候得共藝者【割註】町住居いたし三味せんひく者を云」舞子のかんざしには競て珊瑚を貫き候はいかゞ思召候哉とかく當時の風俗儀服は麁に仕平常なにの益なき玩物に華美珍奇を好み候事誠に沙汰の限と奉レ存候

一諸家ともに不如意に相成臣下の祿をもかりあげ候は平常人君の德を守らず隨意におごり候より起り候義にて來春などの御大禮にはたとへ華美に過失に仕候共大名の貧富にかゝはり候程の事は決て有レ之間敷御安心可レ被レ遊候

一太平打續候得ば文のみ隆に相成候は尤不レ宜候間何卒武威さかんに相成候樣可レ被レ遊候小子等かねて此處に微力をはげまし流鏑馬笠懸怠りなく稽古致させ申候

一前條にも申上候如くいやしき婦女の笄に玉を貫き美服をむねと仕候は色を主張仕候ものゝ故暫不レ及ニ沙汰一候木蘭黃墨染など可レ用僧尼學行も未練俗姓もさだかならずして綾羅錦綺をけさ衣にぬひ候はいかゞ思召候哉武を主張に仕候得ばこそ乍レ恐公方樣を奉レ初大國を領し候諸侯もあさの上下などは用候

にて可レ有レ之候凡三公卿相等の裳の上下着し候事は元龜天正以前はかつて有レ之間敷候左候得は方今の服制太質素のかぎりと奉レ存候

一、尊下御見識には武道にかけたる事も御座候得共斯く御近代に御例も無レ之御大禮にも服飾をかき候がよろしくと思召候由私共所存は平常質素節儉を用候もかようの時の爲いかにも服飾相とゝのへ度奉レ存候此處は幾度御異見被ニ成下一候共とても御見識とは相違仕候間不レ及ニ是非一候如ニ尊命一御筆談而已にてはなにか角を生じ候樣にて背ニ本意一候來陽得ニ拜謁一候て僅ニ一笑一伺御諾意なく蒙レ御候はゞ可レ爲ニ快然一候頓首

十二月廿九日

松岡清助

屋代太郎樣

○先年御數寄屋坊主倉付可順御茶壺を護して宇治に抵りたるとき、六月に歸府して土産の品々を贈りし中に彼地板刻の圖あり。古を徴るべく且つ地勢を知るにも便あれば、と爰に收む。

（圖略）但し圖中の記事を左に抄出す。其標題は宇治名所古蹟の圖と題して、肩書ひとりあん内とあり。圖の中央に川流を畫し上流に龜石あり、其次に浮島あり石と島との間に月影さして黄色をなす故此ころを山吹の瀬と云とあり。宇治橋の上に寛永三年四月廿一日此所にて佐々木梶原先陣す。又橋より下に田原又太郎此所先陣す。橋の小島よりは二町余隣にあたる川の西北は朝日山に菟道尊墓朝日觀音堂此山にありと記し、山下より河岸に有り東禪院喜撰亭紅葉山宇治川蛍見茶屋等ありて、夫より興聖寺開山道元和尚、恵心院靈宮、八幡菟道尊、離宮上社、應神天皇、仁徳天皇、又太郎社、正覺院、橋寺大悲閣、千體觀音、惟本寺晋等夫々に圖せり。末に順路を書き右は宇治山喜撰所へ山道一里半、石山へ山道四里、左は黄檗山十八町、志津川へ十八町、三室戸寺へ十一町と記せり。又宇治橋の西詰北

側に御茶屋通圓あり。御普請所通圓の木像内にありと記し。又南側におちの里、橋のけしき見所多き名所かなとは此所なりと註す。其傍に東屋觀音石佛あり。△宇治橋の東は南側に御高札あり直道を宇治町筋大和海道と記し、傍に伏見へ五十町奈良へ七里八幡へ百町と註す。其處にまきの島また川島とも云とあり。△橋東の川添人家をさくら町平等院道と記す。其次に平等院大門跡。△扇芝、釣殿觀音あり。河岸に藤浪の松又駒つなぎの松ともいふと註す。△平等院、天台、淨土兩宗兼帶、永承二年御堂之關白頼通公建立と註す。塔頭八箇寺、頼政の具足軍頭巾等此寺にあり。又頼政の塚この寺内にありなど記。△鳳凰堂を畫き其前に鏡掛松、阿字池を圖す。其岸河は初に記せる浮島と相向ふ。

宇治十帖古跡　川東　あづまや　手ならひ　かげらふ　うきふね　しひが本　川西　さわらび　夢の浮橋　やどり木　はしひめ　あげまき

○前九十四卷、羽州久保田侯行列を記せし次で、弘前侯の轅に乘て登城せしことを云へる結句に、四品の人もこれに乘るか隱倫の身はかゝる雲上の事は今は露ほども辨へすと記せしが、此頃聞けば思もよらぬ大事となりけるとぞ。

申渡之覺四月廿五日

津輕越中守　名代岩城伊豫守

今度御昇進御位階之節登城之砌轅相用候由然る處先達て父越中守より内意申聞候節轅用候儀難㆓相成㆒旨相達置候處其心得も無㆑之此度相用候儀不束之儀と思召候依㆑之逼塞被㆑仰㆓付之㆒

右於㆓下野守宅㆒老中列坐同人申㆓渡之㆒大目付織田信濃守御目付曾根内匠相越

又聞く。或人當日途中にて見たるは、彼侯退朝の時兩國橋より居屋鋪の方へは行かずして川端を上り、予が末族和州の邸前を上へ埋堀の方に越て、割下水の方より歸邸せしとぞ。又或人は御倉前を通行て大川橋を渡りしとも云。登城の時と歸路と道を違へたりとも云ふ。いかにも乘轅の體を人に見せんとて、

わざと路を迂廻して通行ありしならん。然るにこの譴責を蒙れば榮耀を人に示すの心は、翻て恥辱を人前に曝すこと丶成りぬ。去りとは笑止なることゞもなり。

頃ろ又一紙の書付を示す者あり云く。

四月廿八日

大目付　石谷備後守　御目付　羽太　左京

此度御禮之節津輕讃岐守殿相用候處出役之御目付御小人目付不二申立一候段平日申付方不行屆不調法之事に候依レ之御目見差扣被レ仰二付之一

右於二新部屋前溜一下野守申渡、本多遠江守侍坐

御徒目付　速見左太夫　小椨七十郎　野宮市大夫

御小人目付　持田　登平　中島　儀藏　坪山　忠八

此度御大禮之節津輕越中守殿相用候を見請候はゞ相糺大目付え可二申立一儀無二其儀一不束之事に候依レ之押込申二付之一

御徒目付　金子榮五郎　小田又七郎

御小人目付　鈴木甚右衛門　伊奈源太郎　金井新作　加藤此八

津輕越中守殿相用候節出役は不レ致候得共出役之者より不二申立一候共平日供連之儀取扱候上は相互に可二心付一儀無二其儀一不調法之事に候依レ之御目見差扣申付

右於二小田切土佐守宅一金森甚四郎立合土佐守申二渡之一

右川柳點の秀句は鄙野なれども人情には協へる者なり。誰人が言出し何人が傳ふるや。

坊様が二人死んではこまるだろ

今の時に當りて眞に的切に能く言おほせたり。後世に至らば何のことゝも解し難かるべし。因て註すら

く坊樣二人とは沼津執政の老臣故土方縫殿助退隱して萠因と云へるを斥す。一はこの二月雲隱れたまへる御方を斥すなり。ではと云ふ天爾波は出羽なり、その深意は後世と雖ども推て知るべし。

○前に弘前侯の事に及びしがとかく人口止まず、又一通を示す者あり。

亥四月津輕樣御家來御呼出御尋左之通御請書差出候

去月十八日御大禮之節越中守束帶登城之砌轅相用候に付何方え歟伺候之上相用候哉取調申上候樣御達之趣奉レ畏候隱居右京大夫代昇進後近衞家より右品被二相讓一候得共其後束帶登城之儀無二御座一候付右代は一度も相用不レ申候當越中守結構被二仰付一候後此度初ての義且又席並轅相用候間官位に相附候品と奉レ存候故何方樣えも伺幷御屆等不レ仕候尤先席より當席に昇進初て狩衣着用仕候節も御屆等不レ仕候儀に付此度四品之官服幷轅相用候儀も右に準じ候儀と奉レ存候間伺幷御屆等不レ仕相用申候御尋に付此段申上候以上

四月

（津輕越中守家來）　河合作右衞門

去月十八日御大禮之節越中守登城仕候砌轅相用候儀伺等も不レ仕相用候段不束之儀恐入奉レ存候

四月

轅相用候儀に付ての御觸面等も是迄見分不レ仕全官服相附候品と而已心得別紙之通取調申候右は各樣迄入二御聞一候以上

四月

文化八未年正月廿五日松平伊豆守樣え御內意相伺之處御書取にて御挨拶

近衞家之儀は越中守樣御由緒被レ成二御座一候御家にて前以轅御貰被レ進候處是迄御用之儀も無二御座一候然處近來結構被レ蒙レ仰候間此以後重き御規式御法會等之節右御輿幸に御用被レ成度思召に御座候此段

御内意相伺候様越中守様被ニ仰付一候以上

正月　　　　　　　　　　　（津輕越中守様御家来）河野六郎

廿八日御書取笠原八郎兵衛（留守居）請取

覺

一 愼用候儀難ニ相成一候事

又落首とて人示せり

人の口に戸はたてられず大きなるおしりに門をたてた評判

ふんどしに緣あればこそ越中の門をしめるもこしのあたりぞ

わるい名を世にあけこしの津輕殿見えは一日はたは百日

○前の第八卷に濃州養老瀧及養老酒のことを記せり。行智が親く彼地の圖を作りしを見て、その境を想像するに足れは茲に收錄す。幽景奇勝觀るに心飛す。【割注】（補）圖略また圖上に謠曲養老の文句を題す共に略しぬ一

一日此圖を蕉堂に示せは曰、我嘗て其傍近まで到りて見ざりき遺憾今に甚し、これ辛未西行の歸路美濃路を經しとき、路より間近く指す山を土人に問へば瀧山なりと云。是此養老山の背なり。其時道を轉じて一見せまく思ひしか、官程のことなれば往く方嚴重の扱にて、且その邊は大垣の戸田家より使者また案内の者并に警固の卒等絡繹として絶ず。もし定道の外俄に立寄る所あれば衆人の勞土民の擾頗る多きを再思して、徒らに正路を過て彼瀧を見ず。又浪華逗留の間箕尾の瀧も見んと窃に料りしが、時正に闌暑赫々堪ふべからず。且我歳も暑を畏る、因て遂に決意して行に心なし。然れどもこの二瀧の名勝を

見ざりしことは、今に逮んで殘念尙忘れずと。

○此度御大禮の前高倉大夫の旅館にて御納戸頭某に逢て談話せし中、今相國樣の御裝束は如何なる御式目やと問たれば粗々箇やうにと云を聞て書きとめぬ。

冬御裝束　御袍（御紋雲鶴之間に葵御紋取交）　御下襲（大遠紋浮線綾之丸白張御裏大遠紋菱黑染服紗張）　御袙（白御紋小葵御裏平絹）　御單（白遠紋菱綾）　御表袴（同織物大遠紋藤之丸御裏白平絹）　御大口（御表裏白平絹）　御石帶（玉巡方葵御紋之丸）　御平緒（紺地唐組）

夏御裝束　御袍（御紋冬同樣）　御下襲（靑朽葉大遠紋菱）　御引陪木（白紋小葵）　御半臂（黑縠織御紋三重襷）

○予が少年頃までは見覺へざりしが、中年の頃松平阿波守（退後に徽翁と稱す）殿下に鬚を立て登城等す。又其後松平淡州（越中富山侯）も同くして殊に鬚多しと聞く。又表坊主（組頭格）平井善朴も近年殿下に鬚を置くと。さて此程のことゝぞ御先手（蔦の紋つけし）某と云へるが、是も殿下に鬚を置しゆゑ御目付より如何がしてかくやと咎めければ、彼の兩侯の例を引くゆゑ兩侯は寵の上老中聞屆け有しことなり。其元は何方へ伺はれしと云はれて、答に坊主の善朴もこの如しと云たり。是は下賤の者例には成るまじと御目付云て六か鋪なり、先づ引入て有りと聞く。世の中には種々のことも有る者にぞ。

○前に坊樣が二人死んではこまるだろと云御句を載す。又聞

　橋一つ落て水勢よはくなり

○彼の御大禮のとき丹羽侯も（奧州二本松）四品にて轅に乘て出たり。これは侯の先代の中轅を新造して三四年も釜所の塵汚する場に置て殊に煤びさせ、宮家大禮あるに臨て乘出たり。果して役向の人見咎めしに、先祖小松宰相乘用の者をそのまゝ用てかく古びたりと答て事濟しと、夫より引續て例用し當丹羽氏も此度轅なりしとぞ。又藤堂侯は（勢州阿能津）侍從の事ゆゑ家臣等此度は轅乘勿論と議せしに、

老臣曰太祖高虎公幭を用ひられしことなし、然れば子孫の今に到て創用すべきに非ずとて駕籠にて登城ありしと、丹羽氏の祖小松宰相はいかさま轎にも乘りつらん、左なくとも子產放魚の類、欺くに道を以てせば官家の咎も無き理なり。又藤堂の謙遜は論ずるまでもなし、弘前侯に於ては祖先に由緣すべきなく又遜順の義を知らず。招二其尤一悔者宜哉夫。

○駒込勝林寺は田沼侯の寺にて妙心派の禪宗なり。この寺もとは微々たる貧寺なりしが、故田沼侯閣老にて時めきしとき修理結構して大造の體になりたりとぞ。其頃侯參詣のとき住持に申さるゝには、檀緣の深きを以て寺もかく全備しぬ。其許にも滿足なるべしと有しとき住持喜ぶ色なくして答るは、寺は論ずる迄もなく、繁たゞ侯の御成り行を心もとなく存候のみと云しと。果して和尚前識の如くなりぬ。斯僧の名を聞かず、折を以て問知るべし印宗和尚の話。【割註】（補）南道日名□量海長六□

○古人の夢裡に詩歌を得ること典籍に往々見ゆ。近頃官家御慶事の御大禮行はれし、何なるを知らぬも卑きも其の事を一時に喧傳するに、何となく未だ覚寤を營ざりし昔のことなど胸中に往來すればにや、此四月十六日の夜夢中に一首の詩を賦し寤て尙心に存す。常に夢中のことは醒後に忘るゝものなるが何にして記得せるや我ながら不思議なり。

夢登二御殿一

鶴髮白頭白髮喜、登二觀典禮一觀賞中一、營中尙有レ存二知己一、共話當年寬政風。

○下谷廣小路近所の番場に御台所御用達貞吉の別宅あり。町の裏家なるを買て中に能舞臺を建て時々能興行す。人皆これ好ては浪人大夫等を興行ばしの事なり。一體町人は能なることと成らぬこと故、能主ゝ、夫乃連の日吉市十郎が名目を假り日吉舞臺と稱して興行せり。予も往て見物せしが頗る盛なる體なり。又朝川鼎が小泉町の借地を門人景山と云者又借になりゐる地に、東儀左兵衛とて上方樂人の流浪して神田於玉が池に住するもの、出張稽古所と稱して舞臺を設け月に兩度づつ樂人も素人もうち寄ちて舞樂數

曲ありとぞ。實は深川住居の乾魚問屋須原三九郎と云者樂好にて、和泉町の砂糖問屋河內屋孫左衛門日本橋一丁目書林須原屋茂兵衛等組合內證をして表向は左兵衛が分にせるとぞ。是も町人は舞樂ならぬ故とぞ。又或者より聞しは此起りはかの松屋が能を立派にするゆゑ、それに負ては成らぬとて樂舞臺たて舞樂張行せるとよ。其筋々にておつな所に張り合のある者なり。

　是に就て思ふに世の中は皆間違たること多き者なり。某侯等は大名の身分にして舞樂も能も嫌にて卑賤なる歌舞伎狂言を常に事とせられ、松屋は商賈の身として歌舞伎狂言はせず侯伯のもてあそぶ能を忍びてし、須原は打越樂舞臺を造營して舞樂を張行する等、皆各その分に應ぜざることどもなり。これが麺世態なるべし。

○淨瑠璃謠に天神記と云あり。是に菅丞相の童に松王梅王櫻丸とて兄弟の者あるを謂ふ。頃ろ遠碧軒記（黑川道祐）を讀に云。

北野社五百石は松梅院一人して進退す。今より三四代以前までは淸僧なり、中絕して今梅津と梅宮との間の竹の一村ある所の眞言宗より、松梅院をもてる事も有しと見ゆ。此寺に松梅院よりの入用の帳抔殘てありとなり。妙藏院はこれよりふるし。德松院は松梅院一代の隱居なり。さて村上天皇の時に十河吉道と云もの別當になれり、此ものに子四人あり召連て參內す、此者ども三方に笹の葉をしき末廣を被レ下、此四人の末今の宮司にて能瑞常（或紹と有）敬と云て四雉の通字の者、家の紋は笹の葉に末廣を載た物也。扨文子と云もの天神のりうつらせ給て無レ程死す、即天神にいはひて今の文子天神とて、西京の御供所のある西の側町並の所に松木二三本ある內に小社あり。今其所にてはなけれども神樂をすゝむる神子を代々文子と云來るなり。扨西京に主典松王とて菅神の車副の舍人の子孫あり、白裝束に髮をかわに結ふ。今に其末兩人ありて末社の散木散錢をとる事なり、文子社は狩野縫殿助殿の裏町の西側今意山と云醫者の屋敷前なり。宮司は延寳九の頃は八十人餘ありこれに所レ云の松王より淨瑠璃の作者が取

りたるなり。彼の所作の中に時平大臣の車をこの三人の童が轢き爭ふ體あるが、松王は時平方梅櫻二人は菅氏方なり。これは狂言の仕なしなり。又このときの出立三人とも白丁烏帽子着て總角の體なり。かたぐ〵前記の所レ云と符す。

○第廿二卷に浮田秀家の娘に狐つきて離れ去らざるを秀吉公の命にて忽去りたることを云。又同冊の後段に藝州宮島には狐蟲なきことを云き。この頃太閤の令と云ものゝことを行智に聞けり、先年その物を見しの話記なりと云。左れば浮田のことはこれなるべき歟。

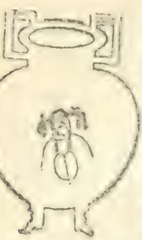
其方支配下之野干秀吉召使之女房に取付爲ニ惱候段有ニ何之意趣一て作ニ其仇一候哉猶無ニ其子細一は早々可レ被ニ引取一候若及ニ延引一はゞ日本國中狐狩可ニ申付一也猶委細吉田神主口狀に申含畢

月　日　　　　　　秀　吉

稻荷大明神殿ゑ

又梅塢云ふ。この本書を先年見ぬ、贋僞の者なりと爲れば浮田の事に因て後人の托作せし者乎、

○この五月(丁亥)廣生光林寺に詣て納棠和尙と談話の中曰。某日先鎌倉建長寺開山大覺禪師（名は道隆姓は冉氏宋人なり前に見ゆ）の五百五十年忌につき招に應じてかしこに赴たる時、禪師將來の鏡を拜す不思議なることにて鏡容鏡中に現在す。右より視れば定かならず左より覘へば分明なり。聞く嘗て水戸黃門卿（光圀卿なり）その僞造を疑ひ給て、鏡工に命じて磨かしめられしに其影尙現ずと。予水府の鎌倉志を閲するに平時宗の事なり、水戸黃と云は誤傳か。今鎌倉志の文を擧ぐ。



寺寶（建長寺）圓鑑靈面摩耶子に入西來菴にあり、開山所持の鏡なり。高さ三寸五分横三寸あり、鏡面に觀音半身像手に團扇を持ち少し俯したる樣に見ゆるなり。頭に天冠をいたゞく、首尾如意のごとくに見ゆる物の端に瓔珞を垂る珠を連ぬる絲はなし。下に巾の如くなる物を著す、眼裏には睛を不レ入、鏡

後に水中を三日月の影迹に鑄付、其高さ半分ばかりあり。上に梅枝を鑄付たり、是を提るやうに環を付たり、鏡形如レ鼎是を圓鑑と號する事は開山在世の時より自圓鑑と額を書、今に昭堂に掛させ給ふを以てなり。其圖如レ上。(裏面略之)

元亨釋書に大覺禪師所持の鏡あり、歿後其徒これを收む。或人夢みらく、其鏡禪師の儀貌を留むと。徒に告て乞見れば髣髴自在の像に似たり、諸徒傳へ看て異レ之。平帥(平時宗)これを聞て請て府に入る。其晻曖を疑て工に命じて磨治せしむ、初め幽隱なり一磨を經て大悲像鮮明嚴好なり。平帥悔謝して作禮す。後に寧山記作るとあり。日件錄に西來菴に大覺禪師の圓鑑あり。眼下これを拜すれば鏡中に觀音半身の像あり、手に芭蕉の扇を持つ正く、視れば朦々として眇かに見れば儼然たりとあり。又宗牧が東國紀行に建長寺御影堂の鏡の面くもりたるに十一面の尊容さだかにをがませられたりとかけり。十一面には非ず圖の如くなる像なり。記は一山のみに非ず佛光禪師、月江印和尚、元僧本無、同梵琦、德雋等なり。記中不思議のことゞも見ゆ。

又和漢三才圖會云。古今醫統曰、畫二寫鏡一法、雌黃一錢粉霜砂礦各一分右細碎以二膠水一調、任レ意於二鏡上一描二畫人物花草故事一、候レ乾火燒片時、以レ磨レ鏡、藥磨去、其畫自見、此の文、鎌倉志に所レ據なり。志に此の論あり見るべし。

○遠碧軒記に云ふ。天野山摩尼院に楠が軍書二十卷ありしを、或人の指圖にて大猷院殿の御時南光坊をたのみ、修理再興を訴訟に寺僧江戶へ下りて此二十冊を寺中の摩尼院へもらひあぐる。しかれども再興もとゝならず、この本も南光坊がとられたか、又は上りたか其段も知れず、江戶へ遣さまに本田飛驒殿一通うつさせて此寺へつけをかる。飛驒殿この所を信仰にて色々の施物もあり、この本もむざと出すなと申されしにより外へ出さず。本多飛驒の子は、作左衛門と云て水戶の刑部殿の婿に成筈なり、今は(延寶五年)十六七歲の人なり。

さすれば是も至レ今百五十一年上の事なり。この楠子の書二十卷はいかなりしものか、大抵眞も寫も所在は知れてあれば尋求めば獲べきにや。

○林子曰。人の應對ぶりと云者は大事なる者なり、卿のことにも其程に協ひ體を得たるは見ごとに聞くこと有るものぞ、近頃米澤侯（上杉彈正大弼齊定）の招に赴たるとき談話の次でに、この四月十三日御大禮登城の時出けるか、侯の昔に家督以來參覲交替の都合にて、是まで一度も當上方を殿廷にて見たること無かりしが、此度始て装束出仕の様子を見るに、その容止閑雅周旋度に中り行儀の整たる所感じ入たり。吾輩の冠帯は野人の沐猴にして冠すと云ふこと、思ひ出られて恥づべきなりと申されしはさても殊勝に聞畢りぬ。米澤の家は三世以前鷹山と號せしが世にすぐれたる人なりしに、其後に代引續てよりその法を守りたる風を纏て實體を墜さず、今も善政美事共多し。我常に列侯の家を往來する中にて實に推服するは此侯の家風なり。事長かれば他日に云はんと。

○又曰。樂翁の歌は今の世に比類あるまじく思はる、秀逸の數多なることは今も皆知る所なり。さて寛政中伊豆相摸邊の浦々巡見に行かれし時、いづ方かの海濱にて富士山殊に高大に見へけるを連行せし官員も家臣も取り〴〵に、いや高しいや大なる抔言ける折ふし、樂翁矢立出し懷の紙に一首を書て示さる

　彌高き君が惠に較ぶれば塵泥なれや雪の富士のね

其時附從へる御目付の森山源五郎孝盛と云るが、年月も經て齡もたけ御先手頭となりて勤めしみぎり、或人をもて翁に富士山扇面の揮毫を乞ければ、

　浦々の波のよせめを立籠てみしは昔の春のふじのね

として贈られしとぞ。如何にも〳〵實情も風韻も備りたる面白きことゝども感ずるも餘有と云々。

○或人の說に雹降る年は必時候とゝのはぬ者とぞ。日光山中禪寺湖水の氷の解方にて雹の有無を卜するに違はずと云傳ふ。湖岸より氷解初る年は雹なし、湖心より解初れば其年雹變ありと云ふ。其事をいつ

の頃よりか江府市店の漬物屋ども聞及びて日光の人を頼み毎春その消息を聞き、雹無き年は醤納豆金山寺の類を鹽甘にして價をよく鬻く計をなす。雹降べき年は鹽を強くするとなり、然らされば氣候不調より漬物の味も變ずるにより、豫め謀りて變ぜぬやうに爲ることゝぞ。鹽辛ければ人も左迄賞せず故に價は減ずるなり、されど變じて無用に棄るよりは利を失はずとなり。商賈は人知らぬ苦心ある者よ珍しき噺にてその年の氣候を考る爲になるべきことなり。【割註】これは此春上州武州邊雹降て麥作頗る傷めり、その前後時氣不調陰晴冷溫みな常を失ひ世上病人甚多し、心得べきことなりと林叟曰」

○この度弘前侯の戸開くも憂るばかり也。彼老侯川端隱居の居室門牆殊に美觀をなせしが、未だ新らしき門扉に何者の所爲にや左右の扉に各陰囊を巨大に畫きしと聞く。小臣一兩日前その門前を通行せる者に問へばいかにも濃墨を以し門扉滿面に畫きしとぞ。彼内の者定て夜陰の事なるべし潜に其畫を消滅せし乎、墨散りてやはり其形現れ、髣髴朦朧には至らず水陸共に望み知らるゝとぞ答へき。又側の出格子素木造なるにも墨を塗り汚せしとぞ。逼塞中の人出難きを見てかく辱めたるか、所謂鼓者の頭を撲つとはこの事にや。予因て近侍と語りしは誰かこれを爲る者ぞ、一人曰此邊の狡兒ならん。一人曰南部の所爲ならんと皆笑ふ。

又一話あり。南部侯（盛岡）の後宮に一婦人奉公に出しが、一日侯と物語せしとき妾は先年津輕様に在て何々と云しを、其夕老女呼寄せて御家は津輕の御主人なり、津輕は家來筋なり、因て御家にては津輕と呼捨ること御家法なるに、不心得なることゝて長局に押込申付しと、予その說の虛妄たるを疑しが、予が中の某の妻は初め南部後宮に小姓勤せし者ゆゑ其事を問へば云ふ、何か知り申さず候が成ほど彼奥にては津輕と呼捨て、樣と稱することは爲ぬことゝ承り候と、すれば妄談にはあらざりけり。又先年津輕侯懇意に出入する御數寄屋坊主益池了意なる者南部侯にも懇意にて立入る。或とき南部より呼に來り其門に入らんとするとき、門番制しとめて入れず。了意我は御召にて參たりと云へば門番什つ御召はさ

ることなれど津輕紋の羽織着さるれば入れ難しと。了意邸門前にして別の羽織を着替て入門せしとぞ。

其惡むの甚きこの類なり。

○かの門に書きしまへ老侯の邸前を兩度か通行せしが始は門を閉したりしが（書きし門には非ず邸の本門なり）頃日は門のくゞりは、明けありて外の合印シ着し者番をし居、其きはの長屋もこれ一軒分は外縁も鎖さずして常の如し。予不審に思ひ彼是と尋たれば、此邸はもと酒井信州の別邸を轉換せしが、二方ばかりにはなく大小所々幾方替とか云ふことになり、其中談の熟せざる有りて未だ官裁を經ざる中に引移の由。因て始は門を閉しが　後は元主の看板着たる足輕などをわざと往來に見ゆるやうにしてありなど取沙汰す。是も時節にて何も乎も好からざることゞも輻輳せることのみ。

○弘前老侯新門の扉にいたづら書きせしことは前に記しつ。又聞く。同時に當侯門ッ目上屋鋪の表門にも同く書がきたるとぞ。老侯の邸は素木の門ゆゑ墨を以てたゝせしが、當侯の表門は從來假門造にて、扉も柱と共に黑澁塗なれば、白色を以て片扉には最大なる陰囊の小便垂る體を畫き片扉には女文の文段を書しとぞ。如何かなる文にてや有し、是も內の者夜間など洗もせしや、暫くありて人目にかゝらぬやうに成しと。

又「領分附賣居」と大きく書たる張札をしたりとぞ。樣々人の嘲弄となることゞも氣の毒なることゝ也けり。

○又頃來都下一般に風邪流行して其患に罹らざる者なし。その中には疫症と變じ死に至るも尠からず、是につき亦世上に俗諺行はる。

此度はやり風の名を津輕風と云ふ。その故何んぞと問へばしそんずると輿に乘る。（輿は俗間死者を葬行するの具）

落噺

津輕侯御用召に付、御用番御役宅へ親類岩城伊豫守名代として出けるに、此度の御咎仰渡され濟、豫州直に津輕の邸に赴き沙汰の旨を傳へ相與に恐入畢。さて刻限にもあれば一飯喫して歸らるべしと、主人豫州へ申けるを、豫州辭して立んとす。主人再三に及べども豫州承引せず。そのとき主人云ふ、今日のことなれど他人はさあるべし。貴方に於ては近親なり、何ぞかく固辭するに及ばんやと有りければ、時に豫州色を正ふして曰轅はおそれあり。【割註】盛久謡正木のかつら長居は恐あり、長居は恐有と罷申仕り退出しける、盛久が心の内ぞゆゝしき」

甲子夜話 卷九十七

○去年大城御休息所の御庭を布衣以上の有司に覧せ給ひしなど云ことを人々申せしが、此頃檉宇（林又三郎）に邂逅して四方山の話中、その時御目付新見伊賀守御使番木原兵三郎が記文ありと云ことを聞きしかば、借りて移錄す。

新見が文

文政九戌年卯月初の八日わかきほどに、寺社の奉行をはじめ、布衣着ることをゆりたるともがらに、常のおましの御庭を見せ給ふべきよしの仰ごとを、笹山侍從河內守正寧朝臣つたへらる。やがて十一日十四日十六日なんどにはわかれ、やつがれらは十六日にまうづべきにさだまりぬ。かくおましの御庭をふたゝび見むことは、玉かづらかけても思ひより侍らず。たゞ花紅葉の折につけつゝ御かたはらに近く仕へたてまつりしことを、思ひつゞけ侍るもはや十とせになむなりにたるに、こたび仰ごとをうけたまはりしかしこさ、せはきたもとに餘りて池水のいひ出だす言の葉もなきまでなり。漸く其日にもなりぬ、夜明くる比より空くもりて雨もしばしそゝぎしが、人々つどふ頃はやみぬるもたとしへなく嬉し。暫しありて御小納戶頭取いで迎へ、あないして黑木書院の方より曲りといふ廊を經て、常の御座を拜し萩の廊より休息の御所をはじめ、御小座鋪殘る隈なく見奉る。おましの貌はもと見しにかはらねども、近きころ修理を加へ給へばすこしきらゝかしく目もあやなるばかりなり。孔明の御杉戶は鶴にかきかへられたりこ梅の間御庭の入雪梅も木立のさまかはりて見ゆ。北の入側はいにし年明り障子にて侍りしが、いつの頃よりか襖障子にかへられて、牡丹に孔雀のゑかゝれ、筆を極てゑがきなせり。谷文晁がかけりとなん。かくやごとなき御あたりにゑかけること、げに筆の幸なるべし。御小座敷の口の衝立は色ことにふりたる竹のはゞ壹寸ばかりなるをならべ押て、虎を生るが如くゑがきたり。裏の方も同じさまにて松に月のか

たえりたり。いかなる工が手を盡せしにや聞かまほし。餝りの金具はすべてしろがねなり。鳥取中將うち／＼獻じたりとぞ。御小座敷の床の砂鉢にふと蘭河骨を御手づから挿せ給へるが、水淸らかに涼しげにて草の勢ひ、根じめのけはい、げにおのづから生ひ出たるかと見るばかり、よの常ならず見奉りて人も吾もかしこみ侍り。御棚に餝られし數々の御珍もの、玉をみがけるなかに竹根をもてさま／＼工なせる文具、其外ひかり異なる珠玉。めづらしき木石のめなれしものも、ふたゝび見はべること、御惠の露かけまくもかたじけなくて、

明らけき君が光に磨きそふ玉のみぎりの玉の數々

御庭におりたつに、かぎりなくきよらかにつくりなされて、山のたゝずまひ水のこゝろばへまで、げに世に似ぬさまなり。

誰もみな同じ心に汲て知る御園の池の深き惠みを

瀧のさまもありしよりはこよなく高く落て、いとめでたし。

山高み水上遠く傳ひ來て千代くりかへす瀧の白糸

折しも池の杜若いまをさかりなり。そのかみ御かたはら近く仕へ奉りて、花のころ宴に侍せしことおもひ出て。

馴みしは十年隔つる杜若ゆかりふりせぬ惠をぞ思ふ

連理といふ御山に登れば亭あり、雲帆といふ額かゝれり。竹芝の浦もたゞこゝもとに見えて、眺望いとたぐひなし、げに此亭の名におひて見ゆ。

波遠く雲に連なる帆の影も軒端を過る心ちこそすれ

廬山櫻山などを見めぐり、橋を經て新築の假山に至る。此邊はいにしへとは、さまことに作かへられていと興あり。見盤山もすこしく作りかへられたれど、見馴し面影殘れるやうに覺ゆ。夫より稻荷の祉の

前のつゞらをりを經て、御小座敷まへ西の方御庭に至る。こゝにはたゞらかねのいと大きなる水盤石の、おなじさまなる水盤二つ居ならべ、その中にへご、【割註】莖夾者、へご漢名杪欏、石菖石斛など付て水盤に置くものなり」といへるものにこまかへの木草植たるを置れたり。そのかたへに大なる水桶を池に埋みて、斑入の水なぎを植えらる。また若苗にて、きたゝぬほどなり。花の頃さぞとゆかし。盆に植つるものゝ境いくつとなく作りならべ、松葉蘭をはじめ、めづらかなる木草斑入のもの、かずかずならべ置る。御手づからつがせ給ひしといふ、五葉の松の御鉢もあり。去年の秋正路等に賜はりしもこのうちをわかち給ひしなるらんとおもひつゞけて、かたじけなさもいやまして涙も落るばかりなり。數々の御鉢紺瑠璃の色にてさまかへの模様を白く出したる、たぐひなく覺え侍りぬ。この外めとまる所々いと多かれど、さのみ世に漏すべきことにしもあらねば、しばらく筆をさし置きぬ。人々拜し終りてやつがれは其跡を管開して、もとの道をしりぞくに、猶跡にのみ心ひかれてあかずかへりみがちなり。御座所の二の間にて御小納戸頭取の人々に、けふのかしこまりをうち〳〵申述て立出ぬ。おもたゞしきかしこまりをば、その職々に隨ひて中の間燒火の間にて、執政小田原侍從へ申てみなまかでぬ。

　繰返しかゝる惠みの賢さをまさきの桂長く傳へん

　　　　　　　　　　　　　　　　伊賀のかみ源の正路

かくつたなき鳥の跡に、書きつゞくるも憚り多きわざなれど、子むま子の末が末までも永く傳へて、淺からぬ御惠のほどをあふぎ奉つるよすがともなれかしと、おもふばかりになむ。

木原が文

畏さく輪王の客も偶ならず、わづらひてかきくらしけるに、卯月ばかりにや人々に御庭見せ給ふよし、うらやましくうちなげかれ侍るに、次の日御序やありけむ出らるまじきやと申こせしに、此程はいたつきも知らずなるなりけり、西湖の間にておもひつゞけらる。

梅がえの花咲く蔭に湖の深き惠みをいつか忘れん

春のはじめに此所にて仰事ありしより、けふぞ人々の中にかずまへられて、參ることゝはなりぬ。御休息ときこえしおまし所は、もやのひさしよりはじめて古代めきたるが、いみじくたふとし。御せうじの繪は、國々の名所所せきかきつらねたるを、こゝかしこと見るほどに、かしこまりもみだれつべしや。

山水の遠き所の靜けさも此映繪を見てぞ知らるゝ

あづさ弓八しまの外も治めましますものから、猶御めに近く忘れ給はぬなるべし。御床には山水乞巧奠六府菖蒲を獻ずるかた三の御軸、五月ぎぬとて折つきなからずとこ宮所、【割註】(補)とこ宮所文意不通」ゆかしうかきたり。一のかみにてましませば、見そなはし給ふも御ことわりにて、御所がらいとめでたしとおもふもよのつねなり。御小書院の御棚に、りんじの御もてあそびもの、數々おかせて見せさせ給ふ。中につきて玉のいとうるはしきが、まばゆきまでてりかゞやきたり。君子になぞらへしをおもふにおもてぶせしつべき人もすくなからましやは、古木のおのづから物のかたちしたるは、朴素をしめし給ふにや。何がし申たるは是は殊にすかせ給ふよし。朽木さへ捨て給はぬみこゝろのほど、おしはかるべし。御床には四尺ばかりなる、からかねの鉢にけふの御もてなしにや、御みづから花を生けさせ給ふ、巖などわざとなく置せ給ひ、ふとるかず〳〵心ゆくばかり高うさしいでし、かうほねの花は水くゞりて咲きかけたるも、まきたる葉もいさゞよくねざしあるかとまで養ひたて玉ふ。この花は花の中にもやしなふこと難しと聞きしが、かくたくみをこらし給ふは、此頃の上手も及びなきことになむ。

折からに結びし水や淺からぬ君の惠に花ぞ咲ける

御軸はから鴨とかいへるを、一つがひかきたるがおかせ給ひし岩がねのさゝせ給ひし花のかげより、うかみ出たる樣に取なし給　るいと珍らしく、御こゝろきゝたること、返々かしこみ見奉る。かくて御庭におりて見るにえもいはず、おもしろしくりかへす瀧のもとにて、

音なくば巨の瀧と思ふらし涼しく落る瀧つ岩がね

仙宮に入るこゝちして木かげの道わけ行くに、釣殿めきたる御すみかあり、夏を宗とすることおもひいでらる。はし近き汀に魚をどりてこゝろよく見えければ、

夏さびし惠の程ぞ賴もしき汀の木草池のいろくづ

魚のたのしみといひしもかゝる所にやありけん。此わたりより山口なりけり。芝艸青やかにつゝみ草といへる花さへ咲き、春の野山に立かへることちぞすなる。さくら木いくらとなく、しげりあひて若みどりなるが、こと木よりまさりて見ゆ。

今さらに花も葉はし夏山の青葉の櫻かけ高くして

道すがら塵一つだになきは、いかにかくぞとあやしきまでなり。田舍びたる柴橋わたりて、登りゆくに山館あり、いとおくまりて、しづかなる窓のうちより見わたすに、袖の浦手にとるばかり帆かげなどおかし。なほ山つゞきさらに高きにのぼる。こゝよりはしもつふさまで見えたり。御營はいづくよりも高しと聞きしが、かくとはおもはざりき。やがてけはしき道を下るに、しらがみを耻ぢず、つかへまつるもののゝ人にたすけられつゝ、いかなるはけはしかりけるとて、いと嬉しげに立いづるにや、すゞろになみだこぼれ侍る。こゝかしこの岩かどあやうしと見ながら、見いらふる所なく、つまづく人一人だになし。暫しは御休息にて、御庭見るべきよしかしこみ奉るに、おくれし人も返りくれば、見れどもあかぬこゝろながら、攝津守清茂へ有がたきよし申侍りてしりぞきぬ。いともかしこき御事は、心にとゞめておきけれども、いまは老しけりのゆゑば、たどたどしく山のかひもあらじ。とつかみじかき筆をとりてしるす事となむ。

〇前の五十八卷より九卷に亙て、文政七年甲申の修學院御幸の御製并に公卿の詠歌を載す頃また又三郎より、同八年より九年迄の同所御幸御製詠歌の一冊を轉示す。即寫して前卷に續ぐ。此一冊は林氏の

末族中務と稱する人大番として二條に戍役し、この四月歸期に持來れる所とぞ。

○文政八年十月廿三日於修學院御當座

冬山

散紅葉落るこのみをかつ拾ひかつ分け登る冬の山道　　院御製

みゆきして君がながむる山々の冬姿も珍しき哉　　一條前關白左大臣忠良公

冬枯の山のは高く常盤木は緑あらはに生しげりぬる　　花山院大納言家厚卿

山路行袖の嵐も寒からで冬をよそめの木々ぞはえある　　高倉中納言永雅卿

みねふもと置く朝霜に冬の色の光おくある山松の陰　　橋本中將實久朝臣

冬野

霜深くおけど言葉の色添て冬枯しらぬ野べの松がえ　　廣橋一位胤定卿

冬も猶春風麗くけふにあひて御幸を仰ぐ野べの民草　　日野前大納言資愛卿

冬枯の野べの氣色を珍しとけふしも君は御覽すらし　　高松三位公祐卿

秋草は露を掛つる花もなき霜に枯ばの野べの見渡し　　櫛笥中將隆起

冬枯し野べの御幸の跡留て分る袖にも千世積るらし　　北小路藏人右將監大江俊矩

冬路

年々の御幸の光みちのべの草葉の霜の花もそひけり　　倉橋刑部卿泰行卿

冬枯の霜の路芝ふみならし御幸につかふ駒ぞ勇める　　大原三位重成

幾度かさそふ嵐に散ぬらん落葉をわくる冬の山みち　　石山少將基逸

君がためしける眞砂の白妙に置ともみえぬ道の朝霜　　柳原右中辨隆光

置く霜を袂にしらで此朝けわけゆく道は駒も勇みて　　高倉大夫永胤

冬瀧

岩がねの落ば色どる瀧波に時雨の糸のけふは懸らず
冷泉民部卿爲則卿

山風に峯の紅葉を吹たてゝにしき流るゝ冬の瀧つせ
今出川中納言公久卿

山風に誘ふ木の葉もおのづから寄合せたる瀧の白糸
堀川三位親實卿

冬かけて殘るもみぢ葉枝ながら氷にとぢよ瀧の白糸
綾小路三位有長卿

時雨ふる音かとぞ思ふ山の瀧雲の隣の軒にきこえて
大原左馬頭重德朝臣

冬池

松の根をいづる泉の池ならば冬も絲に幾世そむらん
一條前關白左大臣忠良公

冬ながら氷もそめぬ藻波のはなの春かとむかふ池水
冷泉前大納言爲訓卿

春の名の日影ゆたけき此池の波さむからず浮ぶ松島
冷泉民部卿爲則卿

みそなはす此山陰の池水も冬の光にさぞ氷るらん
六條中將有言朝臣

見渡すに岸ねの嵐きえくてなみ打よする冬の池水
藤谷爲知

冬田

かり衣思ひたゝずば帰まだき冬田の面の霜は見ましや
院御製

せきわけしあぜの流の水潤て刈田の面に霜さゆる也
鷹司關白前左大臣政道公

豐なる御代ぞとしるやかる跡に落穂繁き霜の荒小田
鷹司入道准三宮樂山

稻雲冬催霜白田、鳥雀驚レ人收レ穂畢、一段荒寒終レ歳後、霜花結似二白花斑一、
四辻大納言公說卿

冬しるきひえの嵐に誘ひくる刈田の笛や木の葉散しく
梅溪侍從通修朝臣

題者奉行等　爲則卿

○文政八年十月廿三日於二修學院一御當座後座、【割註】（補）此御當座の御題は、神無月後の三日比叡近き山に残る紅葉を持遊ぶの二十字なり。」

十月見紅葉

か　かくはかり秋の錦を其儘に千入織なす冬のもみぢ葉　　鷹司關白前左大臣政通公

み　御幸する山路は暫し冬きても殘る紅葉に秋をみせけり　　花山院大納言家厚卿

な　名もしるき雲の隣の軒近み一木に秋を殘すもみぢ葉　　六條中將有言朝臣

つ　露時雨そめにしまゝに此衣殘るもみぢは御幸待けむ　　高倉中納言永雅卿

き　君も臣もみし長月に變らずにそなる千入は冬の山蔭　　大原三位重成

の　後遠くましゝ御幸に神無月散らぬかひある山の紅葉は　　日野前大納言資愛卿

ち　千入こそ今日の御幸の折に遇へ秋殘したる木々の紅葉　　櫛笥中將隆起

の　野べ山邊秋の梢も幾千入けふの御幸を待しもみぢは　　鷹司入道准三宮樂山

み　峯續ひえのねかけて冬枯はしらぬ山ともみゆる紅葉　　院御製

か　神無月君の御幸につかへきて古き惠を紅葉にぞみる　　今出川中納言公久卿

ひ　飛霜著レ樹作多工、十月山顏水面紅、別有二光輝迎一レ鳳輦一、宛如二錦障一似二屏風一、　　四辻大納言公說卿

え　枝交す松に倣ひてもみぢ葉も盛の色を冬に見すらし　　倉橋刑部卿泰行卿

ち　散はてぬ木々の梢の冬に猶色美るしく殘るもみぢば　　高倉大夫永胤

か　斯もけふみ蹕す君をまつの島の冬に（ちらぬ）岸の紅葉ば　　綾小路三位有長卿

き　君がけふ御幸待えて冬迄も千入を殘す山のもみぢば　　橋本中將實久朝臣

や　山陰に嵐もしらず冬かけて見する紅葉や御幸待けむ　　有栖川中務卿宮韶仁

まにのこるもみちをもてあそふ

また類あらじも聞ず神無月御幸に遇る木々の紅葉は　堀川三位親實卿

賑しきけふの御幸に冬きても猶色添る山のもみぢば　大原左馬頭重德朝臣

軒近く染も殘さず冬きてのけふを待えし紅葉とぞみる　一條前關白左大臣忠良公

此冬のけふを御幸と染々て色淺からず殘る紅葉ば　藤谷爲知

るり光の增山かけて秋の色を此面彼面に殘す木々哉　高松三位公祈卿

本よりも御幸を待し紅葉とはしられて冬に殘る山陰　庭田入道一位祐眞

御幸をば今年も待て嵐吹冬も紅葉の散ずや有るらん　梅溪侍從通修朝臣

千重百重なほ山颪は冬かけて霜に紅葉の錦おるらむ　冷泉前大納言爲訓卿

自から錦とぞ見る神無月い[illegible]おもの山の紅葉は　北小路藏人右近將監大江俊矩

百しほは冬までこえて山陰の御幸も秋と向ふ紅葉ば　冷泉民部卿爲則卿

照色を君みそなはせ冬きても錦はえある山の紅葉ば　石山少將基逸

秋の後も心をそめて神無月名にたつ春に向ふ紅葉は　飛鳥井中納言雅光卿

空晴しけふの御幸の天つ日に冬共見えず照す紅葉ば　御原右中辨隆光

冬きても此山陰に幾千々の秋を殘してそむる紅葉ば　廣橋一位胤定卿

題者奉行等　爲則卿

○文政九年三月廿三日於修學院御當座

山霞　動きなき山立かくしに春待の御幸は絶じ立かすみ哉　鷹司入道准三后樂山

閑鶯　聞そめてかぞへむ春も此山の春におくれぬ今日の鶯　飛鳥井中納言雅光卿

柳鶯　散きぬと思ひてや吹く春風に千世の數みる青柳の露　高倉中納言永雅卿

春月　野邊川邊御幸のかへさ影てらす霞ながらの有明の月　外山修理權大夫光施卿

春雁　梓弓彌生の末の春の雁花にひかれておくれけむかも　武者小路三位公隆卿
岡雉　岡のべの小松菫や踏しだきころ遠なげに立雉子かも　大原三位重成卿
雲雀　長閑しな上る雲雀も今はとて御幸の野べに聲ぞ落くる　萬里小路大納言建房卿
翫櫻　騖しても飽ぬ櫻の今日にあひて花の御幸の春は幾春　櫛笥中將隆起
野遊　君にけふ引るゝ野べを行返り小草摘つゝ花に遊ばん　六條中將有言朝臣
遊絲　繰返し幾世の春に絕ず見む君が御幸の空のいとゆふ　綾小路三位有長卿
遲日　花鳥の春の御幸は夢の跡の長々し日も飽れざるべし　高松三位公祐卿
桃花　今よりはあかずや君も三千歲に花咲桃の春を契らむ　鷹司關白前左大臣政通公
梨花　雪の色と盛を人にしられてぞ咲かひもある山梨の花　庭田大納言重能卿
菫菜　春の野にさける菫の色ふかく御幸よそほふ花の朝露　高倉大夫永胤
燕來　君故に引かれ來にけむ燕こゝの御座の軒ばにも鳴く　東久世三位通岑卿
春興　春の色に野山の景色小草迄けふは殊にも見え渡る哉　一條前關白左大〻忠良公
苗代　見つゝ行野田に山田にひく水は賤の苗代種蒔すらし　院御製
田蛙　せき入るゝ苗代水に聲たてゝおのが時とも蛙なく也　大原左馬頭重德朝臣
躑躅　君もさぞ心やそめし岸つゝじさかりを思ふ山陰の春　冷泉民部卿爲則卿
杜若　春の日のめぐむ光に杜若御池に匂ふいろもへだてず　錦織中務權少輔久雄朝臣
春風　山高き松の春風長閑にもけふの御幸の千世よばふ聲　甘露寺一位國長卿
春雲　君が爲花にまがへて大比えや橫川のすぎに懸る白雲　梅溪侍從通修朝臣
春曙　月影も霞に殘るあけぼのに花の香にほふ野邊の春風　池尻前大納言暉房卿
春朝　のる駒の心も共に勇むらし御幸に仕ふ春のあしたは　日野西藏人權右少辨光暉

春夕　けふしもあれ花鶯の色音まで夕べは春とかすむ山陰　日野前大納言資愛卿

春夜　佐保姫の神の月影いく千里霞へだてぬ春の夜のそら　藤谷爲知

春瀧　春深き御幸の山の瀧つせは千世くりかへす水の白波

豐岡大藏卿治資【割註】(補)治資の下原書に卿朝中の稱なし」

春岡　岡のべに匂へる花や早蕨もをりから君の御幸待けむ　北小路極﨟藏人大江俊常

春野　みそなはす君が爲とや春の野の小草の花も盛成ならん　高野少將保右朝臣

春池　中島の松も一しほうらゝかに春を浮べてかすむ池水　冷泉前大納言爲訓卿

春草　君がけふ御幸のみちの莚にもしくや野山の春の若草　庭田入道一位祐眞

春木　くもりなき池の鏡に影うつす花も御幸の春契るらし　堀川宰相親實卿

春衣　日晴宮錦織成レ霞、風過香衫染著レ花、知是遊春情不レ淺、脫身時節使二人嗟一　四辻大納言公說卿

春望　池水のみわたし廣き中島の花は御幸の折にあふかけ　六角左京權大夫和通卿

春祝　瀧の糸も長々し春の池の浪うちはえ霞む千世の松島　有栖川中務卿宮韶仁

題者奉行等　雅光卿

○文政九年三月廿三日於二修學院一御當座後座

霞中聞鶯　萬代の春のみゆきも松高く霞をいろに契るうぐひす　一條前關白左大臣忠良公

木傳ふもそことしられて山深き霞がくれに鶯ぞ鳴く　日野前大納言資愛卿

立籠し霞の野べの鶯やへだてぬ聲をきくぞのどけき　高倉中納言永雅卿

霞しく野山もおなじ春の日にへだてぬものは鶯の聲　東久世三位通岑卿

佐保姫のかすみの袖を洩來つゝ聲のどかなる春の鶯　綾小路三位有言卿

花樹久芳

風ゆるみ盡ぬかにほひに契はれて遠山陰の花や木深き　有栖川中務卿宮韶仁

春深く匂ふかひある山櫻ちよ千やけふの御幸待けん　甘露寺一位國長卿

君のみる此山かけの櫻花たえて久しき春に匂ふらし　冷泉前大納言爲訓卿

嶋松の陰に契りて花櫻かほりも千世の春やいくはる　飛鳥井中納言雅光卿

香を深く春に久き花の色はけふの山路に御幸待けん　日野西藏人權右少辨光暉

晴天遊絲

御幸ある山よりのべの見渡しも晴る日影に長き糸遊　庭田入道一位祐貞

絲なる空も霞の野邊山べ君にひかれて遊ぶいとゆふ　萬里小路大納言建房卿

佐保姫の誰爲ならぬ心とはけふしも見ゆる絲遊の空　外山修理權大夫光施卿

天の原曇らぬ春の長き日をかけても飽ず遊ぶ糸ゆふ　大原左馬頭重德朝臣

日影さすみゆきの山の空よりは薄紅にそむる糸ゆふ　北小路極﨟藏人大江俊常

春日遲々

暮難き日影と誰も樂しまんけふの御幸の春の山べは　鷹司前關白左大臣政通公

呼レ花呼レ鶯弄二晴光一、豈比春聰手影長、一日如レ年游不レ倦、窮山盡水未二斜陽一、　四辻大納言公說卿

此所彼處分盡しても此山の御幸かひある春の日長さ　六角左京大夫和通卿

わらび折櫻山吹かざしても猶あまりある春日也けり　大原三位重成卿

彩りし花に向へば春の日の影の遲さを厭はれもせず　錦織中務少輔久雄朝臣

苗代處々

こゝかしこひくしめ繩の霞せで永き日盡る賤が苗代　庭田大納言重能卿

畔傳ふ水の流のこゝかしことり〳〵園ふ小田の苗代　堀川宰相親實卿

みな口を祝ふも同じ秋ならし野田に山田に作る苗代　高松三位公祐卿

一筋の山下水をせき分てこなたかなたといそぐ苗代　高野少將保右朝臣

春の田にせきいるゝ水は幾千よも同じ緑の苗代の頃　[illegible]

松下躑躅

松陰の下てり増る岩躑躅花はたく火の色にこ[illegible]るゝ　鷹司入道准三后樂山

緑そふ常盤の松の下つゝじ花も幾千世春にみるらし　池尻前大納言暉房卿

君がけふ御幸の山の松陰に咲る躑躅も色をそへけり　綾小路三位有長卿

山松の緑にはえし岩つゝじ花もひときは色ぞ照添ふ　豐岡大藏卿治資

柴人のたゞ火かとみむ山松の下てる躑躅色を深めて　櫛笥中將隆起

春山成興

春深き山懐に咲く花をわけ入てみしけふにもある哉　院御製

御幸して君かたのしむ山陰は花鶯もなれにあひけん　冷泉民部卿爲則卿

山ふかき霞の衣あかずきて都の春をよそにこそみれ　武者小路三位公隆卿

わらび折櫻かざしてかしこくも君に從ふ春の山ぶみ　梅溪侍從通修卿

山々も御幸のけふと春の色に霞おひたる陰ぞ長閑き　藤谷爲知

題者春行等　雅光卿

○文政九年十月十八日於二修學院一御當座

望紅葉

名も知ぬ木草押なべ染替す野山の紅葉みれど飽ぬ色　院御製

瓶紅葉

君見まとけふ瓶をうつし山紅の心の色も深きもみぢば　六角左京權大夫和通卿

折紅葉

君が爲付けふも折て歸せる[illegible]の紅葉[illegible]　錦織中務權少輔久雄朝臣

紅葉淺

染殘ぬ間をめ付一の紅葉[illegible]一入とし[illegible]君や愛らん　北小路藏人右將監大江俊矩

紅葉深

幾千入山陰からぬ色みせて君が御幸に染るもみぢば　冷泉左衞門督爲全卿

遠紅葉

時やみむ黑みの雲の色深く染めも殘さぬ遠の紅葉ば　鷹司入道准三宮樂山

近紅葉

軒の落の雲の間に間近くも染し[illegible]のあやみらむ　飛鳥井中納言雅光卿

紅葉映日　露しぐれ染し紅葉と照す日や猶幾入とあかねさす影　日野大納言資愛卿

月照紅葉　染つくす紅葉の錦幾千入かげもふけ行月ぞさやけき　堀川宰相親實卿

紅葉落風　立ならぶまつの緑に散かけて錦さらせる風の紅葉ば　廣橋一位胤定卿

紅葉帶霜　御幸待み山の木々の紅葉ばはさすがに霜を置添て見　萬里小路大納言建房卿

霧間紅葉　山陰の靡く切間に色みえて殘る紅葉の千しほ百しほ　橋本中將實久朝臣

朝紅葉　朝つく日てらす紅葉の露しもに秋の千入を殘す山陰　六條中將有言朝臣

夕紅葉　暮易き夕べともなし照増る紅葉の陰に圓居しつれば　柳原右中辨隆光

山紅葉　山々の紅葉の錦色にそふこのとし／＼の御幸重ねて　倉橋刑部卿泰行卿

杜紅葉　常盤木に枝さす紅葉幾千入しぐるゝ森の陰ぞ色どる　冷泉民部卿爲則卿

林紅葉　常盤木のしげる林のむら紅葉秋の錦を殘すやまかげ　裏松左兵衛權佐恭光

行路紅葉　淺からず君が御幸路よそひつゝ錦織かくむら紅葉哉　坊城大納言俊明卿

橋紅葉　時雨するさゞ波かけて中じまの紅葉に照す池の岩橋　冷泉前大納言爲則卿

池紅葉　散らで猶御幸をまつの島陰に染しかひある池の紅葉ば　高倉中納言永雅卿

瀧紅葉　岩がねの木々のもみぢの色々に錦をかくる瀧の白糸　高倉大夫永胤

岸紅葉　此河の紅葉の陰に立寄れば龍田の岸の心ちこそすれ　梅溪侍從通修朝臣

村紅葉　御幸まちもみづる色か此村は秋に増りて錦おりけり　一條前關白左大臣忠良公

里紅葉　もみぢ葉は御幸の道の里續き君が爲とや染盡すらん　外山修理大夫光施卿

庭紅葉　洞の中の砌を此にみそなはす御幸待えて深き紅葉ば　綾小路三位有長卿

簷紅葉　君みよと雲の隣の軒近く千しほ百しほそむる紅葉ば　今出川中納言公久卿

竹間紅葉　變らぬはかはせし竹に契けむ冬とは知らぬ枝の紅葉ば　東久世三位通岑卿

松間紅葉　枝かはす松に倣ひて紅葉ばの千入の色も千歳染らん　大原侍従重德朝臣

紅葉留人　幾しほか染て御幸の山陰に人をも留る木々の紅葉ば　高野少將保右朝臣

紅葉似錦　君がけふ御幸まちえて山姫の紅葉の錦袖ぞてりそふ　鷹司前關白左大臣政通公

題者奉行等　爲全卿

○文政九年十月十八日於二修學院一御當座後座

冬天象　峰晴るゝ雲の絶間に影さえて時雨の山の月の出しほ　鷹司關白前左大臣政通公

雲間より小春の日影みし空に降出る雨も寒からずして　冷泉民部卿爲則卿

日影さす方へは消てひつち田の霜の光にさゆる朝霜　六角左京權大夫和通卿

いく度かなびく時雨の晴しより夕日の映る遠の浮雲　六角中將有言朝臣

神無月またき時雨も降あへず君が御幸の路の往來は　柳原右中辨隆光

冬地儀　野邊山邊秋の名殘の色深く御幸のみちは錦をぞしく　鷹司入道准三宮樂山

ひえのねや麓の雪の積る日は御池の水も冴氷るらし　坊城大納言俊明卿

霜雪に葉かへぬ色を冬の池の氷にうつす松の島影　倉橋刑部卿泰行卿

浮雲は山廻りして瀧の糸に時雨もかゝる波の岩がね　冷泉左衛門督爲全卿

冬枯の野路わけ行けば色深き落葉かくまる風の山陰　高倉大夫永胤

山居所　わがをれば雲も隣の山までも冬さびずして袖傳ふ也　院御製

御幸して君ます庵の紅葉ばは冬にも秋の色を殘しつ　廣橋一位胤定卿

積るらん嶺も嶺と思ひやる御幸の山の君がおましは　萬里小路大納言建房卿

安き世の住居とぞ思ふ冬年冴る夜をだに强て厭はぬ　堀川宰相親實卿

今朝よりも晴み晴ずみ山陰の雪の隣の軒ぞしぐるゝ　橋本中將實久朝臣

冬人事

刈あげて門田豊かに民までもたゞ幾冬の御幸御がす　一條前關白左大臣忠良公

冬に猶にぎはふ民や君がけふ御幸の道を明清めして　高倉中納言永雅卿

冬ながら春の鶯鳴るはきみがしたぶるふえ竹のこゑ　外山修理權大夫光施卿

御幸とて霜の朝風厭はずも猶や山路の落葉かくらん　高野少將保右朝臣

諸人も霜のみちしば又わけてかゝる御幸に逢ぞ賢き　錦織中務權少輔久雄朝臣

冬植物

草も木も惠になびく露みえて御幸の山は霜枯ぞせぬ　日野前大納言資愛卿

神無月御幸の道の草木まで霜にふりせぬ色を添けり　冷泉前大納言爲訓卿

常盤木もをりしる冬の眺め哉しぐるゝ山の松の村立　東久世三位通岑卿

置く霜にさかゆる松や玉椿御幸の山に冬しらぬかげ　大原侍從重德朝臣

時雨には心を染ぬ松なれど御幸嬉しき色はみえけり　北小路藏人右將監大江俊常

冬動物

山かげは秋よりうつる色鳥の錦の紅葉の枝つたふ聲　飛鳥井中納言雅光卿

置霜も一つにみゆる眞砂地の御幸の冬に駒勇むらし　今出川中納言公久卿

惠あるみいけの波の寒からぬひかりを冬に遊ぶ鳰鳥　綾小路三位有長卿

折々の時雨の雨の跡ならで御池にみゆる鳰の通ひ路　梅溪侍從通修朝臣

村しぐれ雲の隣の山近く秋にをくれて渡るかりがね　裏松左兵衛權佐恭光

題者奉行等　爲全卿

甲子夜話　卷九十八

○世俗に天竺徳兵衛のことを傳ふ、是は寛永十年癸酉の記あるに由る、記中種々異聞見ゆ、この年より今（文政十）に至て百九十五年其記左の如し。

寛永十癸酉年十月

天竺え商人御免に付罷越候次第

角倉與市　　茶屋四郎治　　平野屋平四郎

錫屋　　紅屋（都合五人）

一、往古日本より天竺え商人御免被レ遊候彙中は角倉與市茶屋四郎治平野屋平四郎錫屋紅屋此五人に御座候拙者は角倉與市商船之船頭前橋清兵衛と申者書役被レ賴十五歲にて寛永十癸酉年十月肥前國長崎福多を出船仕翌年寛永十一甲戌三月南天竺摩訶陀國流砂川。【割註】（略）この摩訶陀國は印度に非ず、暹羅にて流砂川は湄南なり」ハンテイヤと申所に着船仕中一ケ年逗留仕三年目亥四月三日流砂川口出船仕同八月十一日長崎え着船仕候事今年寳永四年拙者行年八十九歲にて今難義仕罷在候

一、日本ゟ天竺は南之方にて土地暑候事甚だんき暑く三四月頃より六七月迄は少し涼く御座候得共日本之夏よりは暑く御座候八九月の頃より翌二三月迄は格別暑強く候レ之一日のうちに二三度つゝ水をあび申候摩訶陀國の都内舍衞より千里御座候但都よりの道法是よりモウルへ千里それより𣏐留（サントメ）へ三千里何れも皮籠持物類色を賣出し申候此所は都より殊之外繁所にて往來のもの車に乘ゆき通り仕候甚車より落候へ候を替死をイラに致申候

一、角倉與市商船長さ二十間横巾九間の船にて人數三百九十七人乘申候へば渡海其後天竺え渡海仕候阿蘭陀人ヤヽウヽと申人ゟ御聞仕渡り候往申年一年往申候十九歲にて又々渡り申候十一月十一日長崎え歸

あくる二月十八日歸國仕候

一、長崎ゟ九十六里未申の方に當り女島男島と申島あり自レ是南の方へ六百五十里走り高砂此國長さ七百五十里此國都より廿三里沖の方ウクダテンと申二島有此方の方は琉球國未は福州南京の方に當り申候是ゟ六百五十里西方に走り廣東の大口天川(天川は澳門)と申所此天川深さ九百八十九尋御座候大名(大明歟)へ續き申候此處迄は日本之地より北斗(北極の事也)の星をめあてに磁石を以方角を考へ走り申候是より北斗見へ兼申候次に南之方に大くるす小くるすと申星二つ御座候是をめあてに走り申候天川より三里南へのりヒロウハナと申所御座候此所は南京の都境ひ目にて三百里西へ走りカウチ(交趾)トロンガダケと申所是より西へ續き大山に御座候此所達摩大師誕生之地也從レ是四百里走り東埔塞(カンボヤ)ホルコントウロウと申島を過是より八百里北表の角へ走り候得ば摩訶陀國の入口にて流砂川也是迄長崎より船路三千八百里有レ之候但異國は六町を一里と申候依て日本の三十六町を一里としては大方六百三十里程にて御座候彼流砂川は暹羅國境めにて日本之御朱印改申候摩訶陀國の都多城へはや船にて手形まねき申候右暹羅國のテイ屋城主はナヤカラホンと申者其國の侍大將にて位はオフウと申て右大臣の位に御座候此ナヤカラホンは生國は日本伊勢山田御師の手代にて國々を相廻り申候何方にて歟長崎へ欠落いたし日本の御尋者にて折節暹羅國の船出船仕候に付便船いたしシヤム國へ渡り國主の下知によつて所々軍陣に高名致候故國主の聟に成て其上暹羅一國を讓うけ大將に成り罷在候日本にては山田仁左衛門と申候天竺にては、ナヤカラホンと申候侍をば、アイラユともナンマンテウとも申候何れも帝王の御番に出申候右のハンテイヒヤ(テイヒヤは上のテイ屋)より廿七里川上に掛り笹と申城御座候此所は空海と文珠の參會の跡にて御座候出此所より廿五里川上大海と申都御座候是より流砂川え七十五里シヤム國ぎわにビヤタイと申寺御座候須達長者の屋敷の跡あり暹羅國の長者に御座候

一、摩訶陀國の內にてビヤタイより七里過長さ廿里續き候堂三つ御座候但し一つにて日本の道法二百町

宛にて候此本尊何れも釋迦如來東向は立像にて南表は坐像北は涅槃像にて土佛なり佛體大さ難レ計しぜんと岩を掘てさんぞうになし其上に堂を作り申候樣子に相見へ申候佛の御手大さ厚さ三間の餘此堂の柱十人手と手を引合て十五廻り餘釋迦堂の軒下は八十間餘御座候何れも通り筋にて町家にて釋迦堂町と申候今に至り諸人年忌の志有レ之には尊像にも堂にも箔をぬり申候ゆゑ金佛體に相見へ申候此三つ堂大さ難レ計高さ二十里にて天竺に大山數多く御座候へども海上へ出候だけ遠き所は見へ不レ申候間三つの堂斗り見へ申候ゆゑ目當に致し船走り申候

一、祇園精舍の堂右の三つより劣り申候大さも日本の京都大佛堂四つ合たる大さにて御座候摩訶陀國の都四十二里河上え靈鷲山御座候山の高さ一里程幅八町長さ十六町 此山の岩の上にて釋迦如來御説法被レ遊候由申候此岩の高き所に釋迦の坐像御座候御手洗水有レ之候都て此處迄四十二里町續きにて毎年三月末より四月中頃迄市町たち諸人集り申候靈鷲山より四十二里川上流砂川の中はかすみかゝりて其處に坐禪石と申候て御在世の時坐禪之佛體にて御座候此石に諸佛の堂有レ之候二里川下をガギ川の川口と申候則此處より中天竺のカボチヤと申候、【割註】按に東埔寨とは異なるべし一ガギ川の長さ千二百里程御座候由所の者申候日本の道二百里にて御座候流砂川上七十里走り大海と申都是迄唐の船通じ此處關所にて是より唐船通じ不レ申候天竺の小船斗川上へ通じ申候川下へ通る道法ゆきもどり八年ほどにて上下仕候由彼川上に御座候檀特山迄は參り不レ申候川上奥何ほどゝ申事知れ不レ申候

一、チヤロクコンピツヒルと申所へ摩訶陀國より八百里此所よりいろ〳〵の皮類さめ類抔多く出申候是迄摩訶陀國領内にて御座候此所より未申の角に當り南蠻國にて戌亥ホルトガル、イギリス、ヌビスバンニヨロ、ダツタン、阿蘭陀國、【割註】ヌビスバン西班牙のことニユロ不明タツタンは韃靼にや」いづれも國續にて御座候靈鷲山の側に多羅葉御座候釋迦如來御説法の時たらの葉にいろ〳〵の文字すわりテイヤタイの長者より此たらの葉を一枚申請て日本へ持參して則播州高砂千輪寺に納申候、テイヤタイの長者は

舟宿天竺にて木下六左衛門と申者の女房右の長者のいもとにて縁を以て申請、右六左衛門と申者は日本にて三百石程の侍にて帝王の御番衆大納言の位の由申候

一、南京東京の境を萬里が瀬と申候此萬里が瀬のする釋迦堂口にて御座候摩訶陀國に椰子と申果子御座候日本の梨子の如くにて大さ梨子程有レ之候諸毒を消し其外能多く天竺のものも調へ給申候此椰子の皮半分水三合入り申候たゞ水飲に用ひ申候實は天竺にても賣買仕候錢一匁七升宛仕候伽羅多く御座候山は中天竺の内チヤロクコンサンより出申候天竺にても伽羅と申候摩訶陀國にても伽羅と申候はやし御座候此林の伽羅八月に伐り來る三月まで皮をきり惡敷所を去マナバンと申能き所を伽羅と申候

一、さんごじゆは流砂川之口ガギ川の口南京川口天川抔に御座候兎角川と海との境至極深き所に御座候

一、天竺にて種々の植木有レ之候へども松は無二御座一候竹は多く御座候殊之外大竹にて大さ四かゝへ程も御座候筒穴は漸く小指の通り候程に御座候夫故家作柱梁ひき物抔に仕候、節は一尺餘御座候

一、疊は籐むしろにて御座候惣て天竺の人柄は日本の人より丈高く力量御座候男は耳より下を剃り頭の上に髮置申候南京風俗も同事也女は伽羅の木より油を〆出し水油と申て身にも右の油をぬり申候髮はからまげに仕候衣類は一重物のやうにじゆばん着し前の方を取拵へ下帶の樣に拵へたるものを上にはめ申候則はめと申候男は十德の樣なる物をヒトクと申て着申候蕪ナ庖丁之樣なるものを腰にさし日本の脇差同前に御座候

一、上下男女共にてんくわんの樣成者をかぶり申候上官はいんすの天くわん下々はしんちうにて拵たるを用申候

一、出家は途中を通候ても女通り候へば其まゝ道の片脇へ片付居て女通りたる跡にて直には通り不レ申候男の通候迄待居て男通候ばその跡に向ひチヤカと云て十念をとなへて其男通たる跡を通申候チヤカとは釋迦と申事に候よしに御座候

一、天竺の俗日本の俗を見候ても両の手を合せてチヤカと申て殊之外うやまひ申候

一、米の事春植置候へば三月と六月十月と以上三度宛出來申候三月十日は中米にて御座候六月出來候は上米故納米に仕候實取不レ申穗首を切り跡を其まゝ置申候二度めの米も穗首を切候へば又葉より穗出候て十月も米を取申候一年に一度春植たるまゝにて三度づゝ米を取申候葉は一番に出來候は長さ五ひろ程有之候俵はふちにてかますのやうに拵申候米四五斗ほどづゝ入申候

一、馬は日本の馬より小さく御座候

一、麝香犬は鐵炮にて打其まゝ間を置かず壺に入土の下へ埋置申候ほど過堀出し賣申候むさき物にて所にもきらひ申候じやかう犬に似候ヒロフと申けだ物御座候これを見違打候へば直に捨置申候

一、天川頂川流砂川種々の川魚多く御座候ことに蛇多く居申候右の川にて子供水をあび候節蛇にとられ申候

一、流砂川の深さ七十五尋御座候由川の幅も殊之外廣し岸は白砂子にて河原日和よき時は蛇河原にあがり晝寢仕候殊之外はないき強きものにて御座候寢臥り候へば大體の事にてはおき不レ申候蛇の寢たるを所の者見付候へば大勢寄りこれを不レ立大きなる丸太持參り蛇にあて繩にてそろ／＼とまき付け棒しばりにしめいけ取にいたし大きによりて二三十人五六十人にてになひはき日本の鰹の様に切賣に仕候料理たゞ申候殊之外かうばしく御座候蛇の鱗を他國へぬすみ出し不レ申候いはれ御座候歸國の節鱗三枚懷中いたし候者一人御座候流砂川の河口出船に及候得共一ゑんふね出申さず候其時諸人乘衆の内に蛇の鱗を持たる者あらば捨候へと云故取出して捨候へば其まゝ船出申候六兵衛と申者所持仕候此六兵衛儀は中天竺カボウチヤ（前文カボチヤ）まで百度渡天仕候者に御座候蛇のこけ小判ほどにて黒青き色にて御座候總體の方は日本にて繪に書候通りに見へ申候

一、天竺にて諸事織物ちやうちんごじや頭きまやゝの物賣出し申候綸子は上々壹卷にて代銀十六匁位より

十一匁位迄伽羅出候所は澤山に無ニ御座一候間高直に御座候したん白檀黒檀抔は日本の様同前に御座候
一、海魚川魚澤山に御座候日本にかはり不レ申候諸鳥多く御座候料理に遣ひ候は大かた鴿るいにて御座候雞はしめ賣仕候一羽に付代銀三匁貳分程づゝ仕候孔雀は日本の庭鳥の如く家々の庭に飼置申候鳳凰も居申候鳳凰空を通り候へば孔雀は早速家の內へにげ込申候大鳥にて御座候へども鳳凰には格別恐れ申候夥く孔雀を取食ひ申候鳶烏も多く御座候烏は色白く御座候鳶は日本同前にて御座候
一、日本より船積仕天竺え參り候者蚊帳扇傘ぬり物類鐵炮類、【割註】行智云此に鐵炮と云ふは湯風呂の鐵炮なるべし銅壺藥鑵の類銅器を多く持往しことなり、如電云眞の小銃なるべし種子島の類」にて御座候脇差は別て望候へども自分々々の持道具斗にて持參不レ仕候天竺より買取候ものは糸類織物藥種さめさんごじゆ伽羅紫檀萬皮類其外賣買物めん〳〵心次第調申候て船積仕候
一、日本より天竺え渡り候水主八十人にて御座候へども右の譯申候かい(海)ろく(陸)南京東京廣東南蠻阿蘭陀ジヤガタラ等一筋案內言通じを吟味仕かうしやなる人道にて罷參り候故段々走申候內には天竺え着船の節には三百十八人渡り申候

天竺通詞舟方之分

一たいあん　とは　かぢ取人
一あほん　とは　舟帆あぐる人
一たこん　とは　帆手繩使ふ人
一めうてん　とは　梶の役人
一みてん　とは　三ノ繩三筋許使ふ人
一てつかう　とは　荷物三積人
一さてん　とは　舟目附
一かさつけもの　とは　書役人

此通にて唐地印通御座候
一、前々申候ゟ外ヒロウにてケイクワン山清立寺と申寺弘法大師渡天の時より御座候寺にて其外祖師たち渡天之時中天竺之內へ御着被レ成ニ御座一候由承り申候

舟渡天竺仕候節　　大坂惣年寄　淀屋孝安

大坂屋心齋

鹽屋道薫

此三人にて御座候

今年寶永四年迄七十四歳罷申候　　大坂上鹽町　德兵衛事　宗心

長崎御奉行衆中采女正様

○(丁亥)五月野州黑羽侯の許より、緣家の參政に就て白雉を內獻上ありと聞く。其書取り

下野國那須郡高久村邊に白雉相見候由に付當四月初人足共申付穿鑿いたし候處見掛候に付所々追廻し同村之內小深堀と申處にて羽疲候萱薄の下ゑ首を入れ隱れ居候を見付町年寄相勤候高柳庄右衛門と申者手捕にいたし候由に御座候同月廿一日江戸着同廿七日堀田攝津守殿まで差出し申候

類聚國史云、孝德天皇白雉元年二月庚午朔戊寅、穴戶國司草壁連醜經、獻二白雉一曰國造首之同族贄、正月九日於二麻山一獲焉、於レ是問二諸百濟君一(云云略レ之)以大二赦天下一、改二元白雉一、仍禁レ放二鷹於穴戶境堺一、賜二公卿大夫以下一、至二于令史一、各有レ差、於レ是褒二美國司草壁連醜經一、授二大山一并大給レ祿、復二穴戶三年調役一、是等に據れば瑞祥なり。肥州このことを中川侯に噺したれば侯の說に、拙領(豐後國)にては間々見かくることあり、隣國肥後の山中には白雉ありて子を成すと。然れば白雉も亦一種の者と覺ゆ。穴戶は中國なり。類史を見れば但州備後丹波飛州美州よりも獻じ、武州常州奥州よりも出し、筑前壹岐よりも上るよし載すれば、吾が大八州の中其種處々にあることとか。

○英一蝶が源氏五十四帖の圖を書きたるに白帷子一つを、歷々の輩四五帖又六七帖づゝを分購して、或は掛幅とし又は卷軸として珍玩せり。いかにも精細なる圖繪にて鑒賞すべき逸品なりと云。其來由を尋

るに、昔一蝶八丈島に流されしとき、島奉行頗る憐て待遇せしが、一蝶赦に値て島を出るに臨み、奉行に絹を乞て謝儀の畫を作んと云。その頃は縮緬など云もの絶て島に無ければ、奉行が妻の服用せんとて製したる白帷子を與へしかば、夫に五十四帖を各圖に最も小幅に畫きたりしとぞ。この奉行の孫今も同くこゝの奉行せるが、近年賜謁以上の人流刑に逢し者を、今の奉行憐憫して其生業を立る料にとて繪帷子を與へたり。因て手筋を求て都下に售り出したる也と聞く。珍し斷なり、【割註】成島東岳これを見たりしとて蕉堂に語れるを、蕉堂又予に轉語す一

○印宗和尚當初夏鎌倉に往て聞しは、奥州小南部領の江都廻の船乘十四人、去戌の十月廻穀と大豆とを積で小南部領を出帆せしが、難風に遭ひ何方とも知らざる大洋に吹出されしに、四方一向に土地見へず。かゝること數日、遂に風浪のために桅折れ舵損じて、空く海上を漂流して當三月迄を經しに、或日激浪の中遙に山を見出し、颶風も亦順を得たれば漂轉して行きしに、思はず相州浦賀の沖に到しと。因て同所御番所より質問ありて向々言上に及びしとぞ。この漂泛の間月餘一向山地の有るをも見ざるに、石柱の巨大なるもの海面より天に入て直立せし者を見たりと云。その邊に凡七日がほど漂在せしと。この大石柱のこと浦賀御番所舊來の漂船口書の留にも無き所とぞ。思ふに漂海は東洋なり。東洋に石柱あることは未だ聞ざる所なり。蓋し又海氣のしからしむる所歟。

○屋代弘賢が假名遣の心得を小記して檉宇に示せしとて、檉又予に示す。乃左に擧ぐ。

これ近年和學者流とかく古學と云こと專ら盛に成て、中古の假名遣を用ゆる者少きやうに成りし弊あり。何ごとも古今の沿革は有る者を、今の世にて直に上古に返さんと爲るは當らぬことにぞ、假名は中古の法を用ふべきこと也と。蕉軒學士も云へり。

かなづかひ

或問。かなづかひに古今の差別あるはいかなる故にや。

答。古代のかなづかひは漢字の四聲正しく、皇國の言語正しかりしかば、前に法を設るに及ばずして、言語の輕重にあはせて漢字の輕重を用ひたれば、いづくにて書ても違ふことなし、故にかなづかひといふ名目はたゝざりしなり。然るに世をふるにしたがひ、漢字の音みだれ和語の輕重もみだれしかば、人每にかなの格まちまちになり、あまりに差別なしとて、定家卿の拾遺愚草清書の時に、いさゝかその格を定められし者あり、これ今かなといふはじまりなり。其法はいろは四十七字、いとよむ字三、をとよむ字三あるを文字の方に、おはおもく、をはかろく、ほはなかをかろしと譜牒をつけ、男はおもく、女はかろしと、いふ義を立てゝ、おとこをんなと書く。大はおもく小はかろしとて、おほ原を野と書く、ほははひふへほの相通の外、字音に韻岩など、はぬる字は訓にかほいはほと書やうに差別せられしもの也。いもえも此例なり。是やむをことをえざるに出でづといへども、法なきにはまされり。

問。さらば古かなは正しく今かなは正しからずとおもはるゝに、古かなを用ひずして今かなを用るはいかゞ。

答。その如くなれども上一人より下諸臣に至るまで、用させ給ふ故に、私にあらたむるは臣子の情にあらず。たとはゞ、定家卿の時に和字正濫古言梯などの作ありて、朝廷にて行はせ給ひなば上もなき事なり。されども時勢にて、かなづかひのみだれしかば、定家卿の式によらせ給ひしなるべし。上件の如く法をたてられしは自然のいきほひなり。今にてゝ建言する者有て、上一人を始奉り古がなを用ひさせ給ふとならば論なし。下にて用させ給はぬことを、下として改むるはこゝろよからざることなり。世の制度は古法にしたがひたる事は何ほどもあるを、それにしたがふは臣子の情なり。おもたゞしき事にしたがひながら、かなづかひ斗の小事をそむくべきにあらずとおもふゆへに、今かなを用るなり。さるを古がなを信ずる人は、今かな法なしと思ふは偏をまもる失なり。

弘　賢

○當五月熊本侯の國元より大男來りしと取沙汰す。角力年寄錦浦が弟子となるなど聞たり。

長け七尺三寸　足の太さ一尺三寸五分
貫目三十五貫五百目　食一日に一升七合餘
酒一度に一升を飲む　衣三段餘を着る
牛をまたぐと云、【割註】人呼で牛跨と云とぞ、この牛をまたぐに因てか。」

牛は大獸なれど馬よりは背ひくし、されども大男子なり。これにつき憶ひ出せば、予が少年のとき雲州侯の角力に釋迦嶽と云大男ありき、久しきことゆえ長も何も覺へざるが、其頃回向院にて相撲興行ありしとき、予其前市店の樓にて、兩國橋を釋迦嶽の渡るを見るに、その長け衆人の頭上に抽出たること馬上の人と云て可なり、予十一二歲の頃久昌夫人に隨ひて箱根の溫泉に往き、小田原に宿せし時、釋迦嶽も上京するとてその驛を通行せしが、予道に出てその側に立寄見しに、予が頂上かの帶の下にありき、年少にはありしが是を以て其大男なることを知るべし。或人より聞く、この男長大には似ぬ小量者にて常に人中に出ることを厭ひ居れど、かく巨貌ゆえ出れば人とり圍で堵をなす、かくすれば都下は住しがたし一日も早く歸國したしと言て涕泣するとぞ。率ねこの類也と。嚮に熊本侯東勤の從者として侯の薙刀を持て出府せしとぞ。又或人曰。この妹もあるが同じく巨婦なりと、果して然るか。又彼男の掌形とて移寫せり、予も小兵と云ふにはあらぬが、予が掌に一增陪何にも大兵なりける。

(補)此處に掌形圖あれど省きぬ、其寸尺を左に記す。掌の端より中指の尖に至る九寸六分、掌の幅三寸五分、拇指長さ二寸二分幅一寸、中指長さ三寸九分、小指二寸五分他略。

○遺老曰。安永元辰年は凶歲と云べし。二月江府の大火は、明曆後に比類なしと云こと人々よく所レ知なり。その正月東叡山にて凌雲院を始め、四院罪ありて追院せられ、輪王寺宮の本坊自燒したり、當時の落首に

追院は四坊燒たは五(御)本坊合せて九坊(公方)損失の年

○林蜂洲、【割註】（補）蜂洲も述齋先生の別號、八代洲の八を蜂に代へしならん」折簡往來の次でに、北澤の牡丹屋敷は君知るや否と、予知らざるを以て答ふ。又云ふ。その花品數種版刻せし者あり、君見るや否と、予未だ見ざるを以て對ふ。又我摠に此編九十五卷に、噣日掌果と云る武州玉川邊の村里を記す者を載せしに、甲州道中宿の奥を高井戸と云ふ、近所に北澤鈴木左內庭中牡丹多しと記せしが、正しく是なるべしと思ひしに、尋で林子より彼の版刻の摺本を贈る。展觀れば花王の富貴恰も盡せり。但揭紙幅大にして縮寫し難きを以て分臏してその次第を綴る。

林又曰。名花の品七百種を踰るは珍鼓に止む。眞に泰平の餘化と云ふべし。實に斯花始り自來未曾有なるべし。

上北澤牡丹屋敷凝香園名寄

（補）一の花壇より六に至る、二百七十種は原本その名を揭ぐれど今これを略しぬ。七は四十七とあれど名を載せず、接穗實生と記するのみ。

壹の花壇（五十九種）　二の花壇（五十九種）　三の花壇（十　七　種）　四の花壇（十　七　種）

五の花壇（五十九種）　六の花壇（五十九種）　七の花壇（四十七種）

揭紙の文

難波津の歌たてまつる梅よりも牡丹は花の王仁にして

香園凝香園香香、香氣襲レ人人亦香、香客擇レ毫吐ニ香句一、香吟更與ニ牡丹一香、

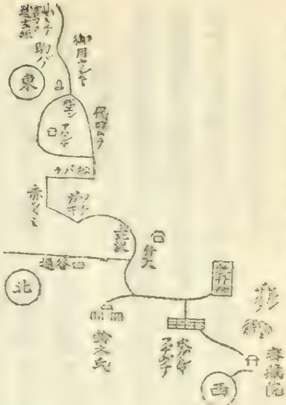
牡たん見や折つたゞひもます鏡のうらにあるてふ嗚呼天下一

有題牡丹　　東野

四方の雅君下卓秀詠あしみ給はす、此亭へ御投句あらは名匠の高評を得て秀逸をゑらみ不朽に殘さん

と、牡丹園の主ねがふのみ、

牡丹屋敷の道法は此通り圖の如し



四谷通り、内藤新宿追分角筈新町代々木幡ヶ谷荻窪下高井戸
三軒茶屋より左へ入る、
花客類に需により梓レ之、僅に紙價に代るのみ、世に不レ
許二賣買一。

右揭本の所載林叉云ことあり曰。年少の時王子村飛鳥山の手前に西ヶ原と云所あり。その處の豪農斯花を多く植て牡丹屋敷と稱し、春時の見物群列せり、王侯貴人は其宅を借切にして終日の宴席とし、各家の紋幕を張て雜人の入るを許さゞる日も有りき。然るを何つの間にか廢して、今は其處を知る人さへ無し。彼も一時なり此も一時なりとや云べき。流居士、【割註】流居士は靜山公の別號】曰、かゝる好事さへも盛衰互にあり。況んや朱家權門の榮枯老目の懸る所なり。

○八瀬小原の薪賣のことは世人の所レ識なり。小原女の物を頭に戴き、運送するときの藁輪の圖とて示者あり題記あり云。



小原女の戴く藁輪　大ささしわたし五寸許、高さ二寸三分許、厚さ一寸七分許あり、總體は藁のはかまの節を去て糸の様に細くなる程打たるにて、家戸に用る釜敷の如く拵へたるものなり。薪こる時などは樹の枝などに懸置ことにて、かりそめにも席上地上に置ことなし。小原女これをいたゞきて、其外に薪はしり（水ながしなり）れん木梯子様のものをのせて洛中を賣りありく。正月の御修法の護摩木をも矢背より奉るに、これにのせいたゞきて大内に奉ること〻ぞ。只今はこの藁輪を頭痛のまじなひに請てするものある

よし。公成茶人がみて経数にたきものなりといひて乞たりしかば、小原女殊の外に怒り、なんでうさるものに用ゆべきものにあらずとて、いひこらしたることもありしとぞ。

○種字久一冊を示す日、成島邦之丞が看花三記なりと通侍史に命ず。

識漫の海　杉田の梅尋ねみんと、池上の幸仲が夜深く入来てそゝのかすに、いざなはれて丑の鼓うつころ、ゆくりもなくやどりを立出て、竹芝の浦傳ひ行ほど、浮かへる波の春風いと寒し。草陰の紫蘭が崎のほとりに、幸仲がせうとの翁すむ家のあれば、訪ひよりてやすらふ。幸仲が太郎はた古川の高明も来り迎へて勧盃などあり、翁まごゝろあふるゝ人にて、みさかなはたにふけむといそぎもてなす。とかくするほどに舟よそひとゝのひぬ、はやのれと舟人のもよほし立れば、この岸よりのりうつる。思ふ方の風さへそひぬと聞くもうれしくて、

　霞立つ紫蘭が崎の朝汐に舟出もよほす波の春風

沖は大なる舟どものあまたかゝりたるをみて、高明歌よむ。海士人の海苔とるためにまうけたるひゞといふものを、波の底に小柴垣めきてあまた立めぐらしたるに、舟底のあたる音高く聞ゆ。また生簀とて海中に竹垣のことゆひまはし、その中に籠をひたしくさぐさの魚を飼置く。あれは大師河原の藻鹽の煙とほのぼのと見えわたるに、磯の千鳥の声かふもとりどり見るめことなる朝なぎなり。羽田の崎こぎめぐるに富士の根高う晴て、その下に足柄箱根の二子の山々雪の白うふりつみしが、さすが春のしるしにや。浅緑にかすみわたれるいはんかたなし。

　それとみる富士の高根を始にて波に續く雪の山々

朝日は波の間を昇る程、あかねさす光り黄金の湧出るごとかゞやきてめもあやなり。

　茜さす光は沖に現はれて霞む波間を出づる日の影

むかひに長くつらなれるは、十二天本目などいへる所々なり。それより又遠くみゆる山は、三浦三崎の

かたなり。杉田もそのほとりにこそあれと舟人とも指さし教ふ。かしこにつゞきて浦賀走水などのあたりも霞みてみゆ。走水の方少しはなれて城が島、【割註】（補）城島不詳」猿島といふ島ふたつ立てり。左の方に眉引しごとなるは安房上總の山々なり。彼島の間より打入る波は大洋より眞むかひにみち來る波なれば、天をひたし山をくづすかなどいふ如くいとあらし。日和よからねば、舟人も乘なやめりなどいへり。いかにも雪の山をまろばすごとなる、波の打よする度毎に、舟ばたにあたる音がう／＼と聞えてあやしうかしましく、泊舟梶枕のうきね思ひやられて、しばしが程笘など引掩ひて打ふしぬ。思ひおこして見あぐれば、舟たゞはしりにはしりて、はや十二天の岩陰をすぎ一の谷の岩ほ近くなりぬ。二十丈ばかりなる岩の頂に松杉生ひつゞけるは、もろこしの赤壁などの畫の中を行くこゝちせらる。やう／＼こゝを過れば杉田の浦近くなりて、磯山本の里つゞき白雲の棚引しとみゆるや、梅の咲きしならむといへば、舟こぞりてぞよめく。潮引て舟きしによらねばみな舟人に負れて岸にのぼる。このあたり竹垣しまはし、梅の木所せく植わたしたるが、後の山かけてあまた咲き滿たれば、くゆりかゝる香こちたきまでなり。

浦浪も馨りをよせて咲く梅の花より霞む海額の里

高明幸仲太郎みな歌よみ懷紙にかいつくめり。眞砂子地を傳ひつゝ、梅さくかげあまた分こえて板橋こえ、源左衛門といふ民のやどりに至りぬ。その父はよしあしの翁とて田作るわざをば子孫にゆづり、老らくの末をたのしみ、頭削ぬるが八十の霜の眉ふりて、いとすごやかにまろうぞをもてなす。そが妻ちあり子に孫にあまたつどひて事營むさま、流石に必安げなり。家は麥畑にむかひて軒端の梅をはじめ、山かたつきし梢まで遠近にかをりあひたり。つゝみけれどそれと見あらはし盃とりいでゝ、翁嫗はじめ家のうち二なくけいめいしあへり、やがてまた所につけたる、磯菜のあつもの調じいでゝ、甞のものすゝむ。ゐなかびたる賤どもの居立さまことさらにおかし。事はてゝ翁の子どもあないしており立ち、畑の

ほとりの花陰をめぐり、垣の邊を過て隣にいたる。こゝは翁の女すみつきぬるかたとて、中垣のへだてぬ住る頼もしくみゆ。こゝにも梅あまた植たり。このあたり幾千株とも、かぎりなく見るところ花ならざるはなし。

よそにのみ聞きてすぎ田の梅の花けふ珍らしき色香をぞみる

右りによぎて妙閑寺といふ寺あり。後の山にのぼりて見れば、近き里々皆白雲の降埋みし如くにて、笘屋のこゝかしこ立交りしもおかしくて、梢を越て遠くのぞめば海づら晴れて花は白く波は青く、その末にさきに舟路にて見し山々岩ほ遠くつらなりて、見るめ筆にも詞にもかかり得がたし。などて今迄來ざりけんとすぐせ拙き程に思はる。この山をくだり八幡宮の御前をぬかづき、花の中をわけつゝ妙法寺に入りぬ。寺はさすが又塵の外の色香さまかはりめでたし。門を出れば左右りに並木の梅盛に匂ふ。左りに折れ濱づたひして、里あるかたにむかひて、ふたゝびもとの家にいたる。あるじの翁家づとにとて、一枝を折て贈りしかば深き情を謝し。また磯際に出ゆくほど、咲みだる梅が香かをりきて、唐の梅さく山も、たゞこゝもとに思ひなされ、からうたもつくり出しかど、花の色香にけおされてかゝずなりぬ。此あたりよりは金澤に一里半、鎌倉へ三里程が谷のすく、〔補〕すくは宿」にいと近しと聞くに、遠も來にける哉と思ふ。淺間權現のたゝせ給ふ山にのぼるに、思ひよりはけはしくこうじたれば、竹杖にすがり麓を見下したるに、谷かげに梅あまた植たる小家あり、見入ゆかし。山の上には不動明王の堂あり。右りに山路をつたひ行くに。山の峡にあやしのますら男が犬引て立るあり。見しらざれば何わざするぞととふに、けさこゝに鹿の來りしを見置たれば、これを獲てむと待るたれどまだ逢はず。と聞くもおぞましくてとくはしり過て、

花鳥の色音も磯は白眞弓矢たけ心ぞしかも甚なき

となんいひやりたし。坂道のぼり下るにこの頃の雪解てわづらはし。

むら消の雪に道ある小坂哉

と云すてゝ行くを聞て、後に従ひしゝもべが、

梅さくころは人もとふ里

とつけたるも、所がらおかしからぬにはあらず。杉田のかたのみかへりみせらるゝは、花に名殘の盡せざるなるべし。

幾度か磯山づたひ違わびて梅咲く里ぞ顧みらるゝ

からうじていそこといふ里にいで、森村隴頭の濱邊を過てまた山嵒にかゝる。高明かうやうの時すごさゞるすき人にて、山田級々高と古詩の句うたひ出たる又おかし。猶岸瀧頭などの田づら道、いとはるかなる心地せられて芒といふ里にいたり、幸仲が知る民のもとにて舟かり、吉田新田といへるほとりより去年の春あそびし袂閑の島を右りにみなし、姥島の前を過て思ひしよりはとく金川のすくにつきぬ。すくは家居つきゝ〳〵しく行かふ人げしげくみゆ。玉川といへる家もとめ出で、【割註】補）出ては入る譲にや」高明幸仲うけはりもてなす。瓶子とる女のあだめける様もみつ。むまやのならはし其少からず。かうやうのありきには、いつもめしぐせる清水といへるをのこはいとすけるものにて、ひたぶるにざればみけしうはあらず、もてなすもうるさくて日ははや入ぬと、いそぎこゝを立出るに月さへさし出たり。

松杉の木陰霞める朧夜の月をふみ行道の長閑けき

このあたり里の童のさゝの神まつるとて、道の左右に立て錢こふもおかしのわざなりかし。生麥鶴見の村々過て、河崎のすくく越しは戌の時にもなりぬべし、幸仲は江戸までも送らんといふを、しひてこゝよりへて高明とともにかへしやりぬ。されど幸仲驛の長にあつらへてあなたかく者をさへ出しければ、それにおしひりてとく眠を催しけるに、歸りし頃はいつなりしや知らず。凡杉田の梅はむかしより里人生産のために植置しが、年々にさかりになりて、今はいく千もとゝいふ數を知らず。されば税額三百石の數

に充つといへり。三十年許りこのかたその色香聞しられて、春ごとにゆき見る人たえず。蒲田の梅、木村蒲田川原の梅が屋、龜戸の臥龍梅など名のみこと〴〵しういひもてはやさるれど、まことは杉田にならぶべくもあらねば、おのれもとくより尋見んの志はありしかども、かしこは久良岐郡なれば我すむかたよりは境へだゝりて、いとまなき仕への身にはせん様なく、思ひをたつこと十年あまりなりしに、こたびかく一日のうちに年頃の本意はたせしは、またく幸仲がねもごろなる志と、高明があつきたすけとによれり。さはいへ花のゑにし淺からず覺えらるゝも嬉しきまゝ、行かふ道のあらましかいつけぬるになむ。文化九かへりのむ月十餘り二日にこそ。

桃の錦　文化十一年如月の末、越谷の桃さかりなりと。その里よりのつてありしかば、例のしれ者のどめあへず、廿日あまり六日かしこに遊ばんと契りしかば、成允貞起明勝うちつれつとめて宿りをいでしに、田中といふ所にいたる。こゝに濃霧も待なり、行々程なく小塚原を過て千住のすくにかゝる。曉ども岡べの早蕨澤べの根芹などもいでゝ、うりかふ聲のろふがはしき中を分つゝ、大橋を渡れば雨にはかにふり出ぬ。菅の小笠をとり得ざれば、ものある家の軒端に雨やどりするに、この天氣にてははる〴〵のみちに覺束なしと人々いへば、

　ぬるゝともよしや厭はじ春雨の降出てみむ桃の紅

ほどなく雨もやみたり。去年の夏、冷泉宰相殿黒髮山の御かへさをこゝにてむかへ奉りし時、和歌の浦波かけまくもかしこかりしことゞもかたらひつゝすくを過ぎ、田面にかゝる。行手の木立打霞み、野田はる〴〵霞わたりければ、

　畦續くそなたに桃が色見えて霞を隈き春の千町田

こゝかしこ桃の咲たるが、紅の一重なるは鄙人のすむ園のあたりの物と見ゆれど、白く八重なるはまたきはけだかしなど。このみに心ひくまゝいひのゝしる。げに花の品定せむには、むかしの人のかたし

といひし、春秋のあらそひより、今すこしたやすかるまじとてやみぬ。一つふたつ並びし茆茨の家にて紙うつ聲も糸くる音も、さら／＼しき物から鄙びめづらかなり。島根村の邊は御鷹場なれば、江戸よりさのみ遠からぬを、はやはる／＼と來にけるかなと、うめく人は足のとくつかれしなるべし。賤が垣ほに辛夷（コブシ）の咲きたるが見すてがたく一枝をこひて手折る。

花守の許し嬉しくふりはへて手折るこぶしの枝の紅

はこゝより御鷹の捉飼場をもすぎ、竹の塚といへる里を行て草加の驛になりぬ。茶をうる家に入てかれ飯をくふほどはや／＼といそがれて、また立いでゝ松原にかゝる。こゝは奥の國に行かふ順路なれば、馬にのりしも、あをたにかつがれしも、荷負しも、杖にすがりしも、かず／＼なるに、後れ先だちつゝゆけば旅などの心地せらるゝもおかし。

旅人の心も春は一入のみどりにかすむ松の下みち

松原を行すぎ、又田づら道はる／＼ゆけば、若草の中に土筆あまたあり。これも春の物とてつみ行を、道の程遠しとく／＼といさむる人もうるさし。蒲生といふ所をすぐ。紀伊殿に賜はりし狩場などみてゆく。十三佛としるせし碑あり。み入たれば住人もなくて年へたるさましるく、軒ばたふれ壁みな落ちたるが、かたむきしゆかのうへに御佛のみ數々なみゐ給へり。世の盛衰は佛の上にもおはしますぞと思はるゝにいとかなし。

寺はかく朽はつるとも世を救ふ法の誓は變らざるらん

政之といへる好士（すきひと）のかくれ家も、この邊のよし聞たれど、さだかならねばとはざりしこそ、少し心のこりしわざなれ。やゝありて越谷のすくにつきぬ。すくより大澤といふ里にいづる間に橋あり、こゝの流れを故荒川といへり。橋の本にて祐之のやどりをとへば、橋のこなたより左に入ては、影ふむばかりなりと敎ふるもうれしく、堤を傳ひ行けば向ひの岡に、紅の雲のいくむらとなく棚引と見ゆるは、これぞ

名にあふ桃なりと心ときめきせらるゝに、木がくれの中より蔀之の太郎養德はしり出て、とく待はべりきと聞ゆ。思ひがけず興ありてともなひ行ば、芦垣長くしまはしたる家の門より蔀之出むかへ、けふの契りたがはずとひしを悦ぶ。章昌惇などいへるすきものも、よべよりこゝにやどりてともに出むかふ。家はむねしく作りなし、塵もするじとみがきあげしが、さすがすきたる筋さへそひて、硯料紙文櫃など置並べ、床には須磨琴をかけ、歌の集物語双子なども引ひろげたるも心にくし。あるじの妹なるも女なるもこよろぎのいそぎありきて、ひなびたるものすゝめんとて、萩の餅と云へるを椎の葉にもりて持いづ。人々ものほしければむさぼりくふ。この程あるじ年頃秘置しとて祇公みづからしるされし墨田川問答一卷、專順法師の筆に宗砌法師のことそへし一軸などひもときてしめさる、これらはみな筑波山のふかき教をのこしたる筆の跡なれば、見るに涙うくばかりなり。

一筋に書ながしたる墨田川深き教は世々に絶せじ

くりかへし見るに昔の忍ばれて涙催す水ぐきの跡

とかくして舟よそひよしと告來たれば、あるじ先に立て火桶に酒入しひさご携へ出。門の前より棚無小舟に棹さし角組みわたる芦間を乘行く。

水馴棹さしは返らじ咲く桃の花の源ゆき盡すまで

舟を捨て岸にのぼりゆくまゝ、目路のあたり桃の花ならぬはなし。枝をまじへ陰をならべ、岡も野もただ紅の雲の中を往來する如し。このあたりより簗比地長良山などまでの間は、すべて桃の林絶間なし。こゝは猶花の水口なりといふ。蔀之花の下に席敷き酒くむほど、咲滿たる花の中に仄かに人の聲東西にわかれ聞ゆるは、さきの舟にのりおくれたる章昌惇養德淡齋のしたひ來て尋ねまよひたるなり。漸此席にいたれば更に興をそへて、人々盃の數めぐる程ひさごの酒はとく盡たり。もとの家より童來り、飯すでにかしけりとく來りねとすゝむれば、また蔀之さきだちて花の陰を分歸る。道に迷ひし昔の漁夫も思

ひ出られ、ふたゝび舟にのりこたびは神明の祠の下より上り、かの家にいれば、あるじ盃とうでゝ海つ物とりぐ\〵二なくもてなす。鳳の羹蜂の炙なきのみなるべし。けふの壽をとあれば、

仙人の住家もこゝか紅の雪に分いるもゝの下かげ

花よりもとく醉に出で咲く桃の陰に重ぬる春の盃

花の名の百度千度とひなれん熟希なる春の木陰　成允

花の名の百世も盡ぬ契もて猶とひよらん春の木下

思ふどち醉を盡さば舟さして桃の水上何尋ぬべき　章

ほくは

見てぞしる聞しはものか桃の花　司直

今日さらに永日しらぬ閑るなか　章

ともに見てのぶるや年の桃の花　昌惇

ものいはぬ花も君まつ夕かな　祐之

あるじの待つけし心ふかく辱し、成允淡齋をはじめ唐の歌もあまたありしが、醉のまぎれにみな忘れたり。あるじは陸羽の流をくみ、盧同が風をこのめば、かさねて茶室にいざなひ、茶をすゝめらるふるまひすさうなり。中のさがりなればとていとまこひて出るに、桃の夕榮ことに見所多し、

晝よりも又一入を染そへて入日輝く桃のゆふばえ

人々も別れをしむほど、長日もくれんとすれば強て立出しが、蒲生のあたりにてはや夜に入しかば、松の火ともさせていそぐ。草加にてしばし休ふ。養徳は後へに従ひ來りしが、父祐之が路のほどの設けにとて茶具をもたらせしとて、こゝにて又茶をたてゝすゝむ。主人の心づかひかすがにこまやかなり。このほとりにて笛の聲聞ゆといふほどが耳にやゝと覺ゆれど。

佳人の在としられて里遠き霞隱に笛の音ぞする

月さへなくたどゝしきにいとゞ足からうじにたり。成允のひとりすごやかに、足かろげなるのみをたのみにて、江戸に入しは子一つばかりにやつぐの日雨ふりければ、

今朝の雨にちりやそむらん昨日見し桃のはやしの花の幾もと

夢路の花　小金井の花みんと思ひがけしも、年々のあらましのみなりしが、今年は立かへる春の始より、雲しば／＼降ぬる名殘如月の末よりのどかになり、花の盛りはすべて天氣さへうらゝかに打つゞけば、此春過さんもけげになんなかるべしとて、彌生十一日の曉つとめてやどのを立出づ。伴ふもの一人二人かたみに背の小筵を肩にかけ瓢簞を腰にして、明はてぬ間にと市の中を行ほど、いつも目馴たるかたは何のおかしき事もなければ、いそぎ過て四谷を行くに、神の御社の花盛りにみゆ。何の御神をいつき祭りしにやと、里の子に問へば鳴子の天神とこたふ。

天滿る神の惠も春深く花になるこの朱の玉がき

ぬかづきて大木戸新宿にいたる。こゝよりは甲斐國に行かふ驛路なればいと賑はし。しばしやすらひものくひなどして、すくの右に折れて中野にかゝる。法泉寺の前を行過れば妙法寺道としるしたる石碑あり。思ひがけずこゝに來ぬるを、よそに過んも罪深ければとて詣づ。堂舍うるはしく莊嚴まばゆきまでなり。今はた作りそゆる僧坊など數々見ゆ。東大寺の斧の音絶ゆる日なかりしと中古の物語文に聞きしが、これもさる例にやとをかまる。庭に花一木あり。

きて見れば妙なる法の花櫻うき世にしらぬ盛なにまし

寺の大門を出て畠中を行けば、四方に分るゝ道あり。中につきて大宮の前にいづ。八幡宮立せ給ふ。見聞く東の國々にて、この神社のごと老木のしげりたるはあらじと　正德の頃さる人の書置たるか今は曠前の一木二木の外は、更にそれとしのぶものもなし。一年江戸に火の事ありしに、いざなきの家つくる料に

とて、この御社の木をみな伐りてうりたるより、老木は皆なくなりたり、されどそれはた神の御心にかなはざりしにや、かのわざをきの家もほとなくまた燒ぬと、聞もねんなし、いかなれば下つ世には、かくさがなき祝部などのいできて、神をもなみし奉るにやと爪彈せらる、宮居ふりて詣る人もなし、朽木の櫻さきたり、

注連繩は幾春かけて殘るらん花も老木の影の御社

御山の木かげをなゝめに分て、道また二筋に分る。左は高井戸道右は井頭道といふ。井頭をさして松の林しげき方を行けば、畠中に花かず〳〵咲てうるはし。吉祥寺村など過るほど、はる〴〵とかぎりも知らず遠し。片岡に聞なれぬ聲すれば、里の童にとへば狐といふ。

朽殘る霜のふるはの岡のべに鸞物すごく狐なく也

小山田の關の跡（今關戶村といふ）虎柏社（式内の社なり、今作次村にあり）もこの邊りといへり。行々きて道また二筋にわかる。右は川越左は上水堰前の道とあり。左にそひ行けば芳野原とていとひろき野にいづ。このあたりすべて武藏野なり。早蕨つく〴〵しなどあまたあり。菫かず〳〵咲しが他所より色ことに目とまる。

是も亦ゆかりの色の菫草一本ならぬむさし野の原

摘みつゝ行けば堰前にいたりぬ。玉河の流れをせき分て江戶にかよふため設たる所なり。はる〴〵とみやらるゝかた、みな白雲の埋みたるごとなるは、花の近よりしなるべしと。うれしくていそげば、花はなべて丈ばかりの老木なるが、いく百株となく立ならび、そのかげを水のながく流るゝさま、筆にも詞にも及びがたし。

一筋の水の流れを隔にて岸根につゞく花のいく本うづまく波にちりかゝるもあり。

立迄りみれどもあかず散かゝる嵐の岸の花の白波

花より上に青く聳えたるは、甲斐の山なりといへば、

雲と見る花より上にあらはれて霞もはてず向ふ甲斐が根

木陰にわたす柴橋もおかし。

尋ねきて誰みよとてか里の子が花の木陰にわたす柴橋

丸木橋をわたりて、

咲花の木陰に懸し丸木橋危ふさ知らで誰も渡らむ

黄金橋をこして、

橋の名の黄金はものか花櫻げに價なき玉川のさと

橋のむかひのわらぶける樓めく家にいこふ。椎の葉にもりし飯の上にまで、ちりかゝる花の匂ひまたなく覺ゆ。こゝを出て花の源をきはめんと、木の下道を行くほど、こしかた行先もたゞ雲を分る心地して

咲く花の雲の中道わけ行けば天の河原もまぢかゝらまし

遠方の雲かと見しをそらめとは花の木陰によりてこそしれ

またよむ。

荒玉の筆をかさねて梓ゆみ、春くる毎に武藏野や、心をかけし花のかげ、けふ尋ればときじみに、降ぬる雪かとことはに、ゐるしら雲か行めぐり、みれどもあかず立とまり、のぞめどうまずしづた卷、いやしき民もうま人も、ともにむれつゝ色にめで、香ほりに馴てかすみ立つ、ながき日影も吳竹の、よゝをふるとも忘られぬ、かゝる遊びに又あはめはも、

一年の年の内にも花をみる春の遊にしくことぞなき

一里ばかり行て花やゝまれになりたり。すべてこゝらの野邊は、みなすきかへして畠となりしのみ多き

を見るにも、治れる御代の賑ひしるくかしこし。道問ふ人にもあはぬ方を遙々分行き、からうじて日野の渡りにいでぬ。玉河三所に流れ二所は舟もてわたし、一所は橋をかけて通ふ。河原は水の引しあと見えて、小石ふみ行くほど足いとからうじぬ。今宵は日野といふ里にやどりければ。

　春の日の早暮ぬとて旅人の宿りを急ぐ武藏のゝ原

よるになれば月さへ出ければ、また河原にまかりて月をみる。東南は向岡はる〴〵霞わたり、西北は八王子の山々薄くこくみどりにつらなり、その上に甲斐の山々は藍引たるごと聳えたり。玉河はこゝにもかしこにも、あまた分れたる流あるに、月もいく所となくこなたにもあなたにもうつり、黄金なす波のきらめきわたるさまたとへんかたなし。

　玉河の流に影は先見えて向が岡もかすむよの月

宵過る頃かへりきて草の枕を結ぶ。

　月花の飽かぬ詠めの草枕假寐の夢も長閑にぞみる

曉にめさませば、波たゞこゝもとに聞ゆ。

　玉河の岸根の里にかりねして波の響を枕にぞきく

卯の半にやどりを出て、まづ八王子のかたをみむといそぐ道すがら、菫をつむとて。

　紫の色なつかしみ一夜ねて菫つむなり武藏のゝ原

山路にかゝるほど谷の梢は霞こめたるに、朝日さしのぼるけしき畫にかゝまほし。

　谷かけの木々は霞める梢よりのほる朝日ぞわきてのどけき

山上は皆畠にて、めぐりには桑の木を植ならべたり。このあたりはかいこ養ふわざを專らなし、貢物どもするよし、たのもしく聞ゆ。大和田といふ村を過て、少し下れは打ひらきしかたにいづ。玉河あまた流れて、柴橋こゝかしこわたせるを、人は橋をかよひ牛馬は水の中を行く。又かちわたりするかたもあ

り。八王子のさし入に古木の花さきみだれたる。

旅人の行かふ袖も咲花のにほひにかすむ驛路の春

市守の祠といふあり。此すくは新宿、横山、八幡、八木、本郷、とて五の驛つらなり。家居もむね／＼しくいしくならび、賣かふもののもたらはぬかたなくみゆ。驛路の末に左案下道右は高雄道としるせし木なたつ。こゝより末の千人町とて千夫（世に千人同心といふ。）等がすまゐつゞけり。かたみに花など植わたし、かこか、【割註】（補）かこは四圍のこと」なる家づくりも心安げなり。其後にかれが長どもの家居は、猶ひろくすみなしたり。側に法華寺あり。こゝよりのぞめば高雄山手にとるばかりみゆ。城山は北條氏の城あとゝて、すこし左にそびゆ。呼山といふは又左りに高くみゆ。行衛しれずなりし人ある時に、この山に行てよべば、その人かならずかへり来るよし。いとあやしき事なり。この山々へも登らまほしけれど、けふはかへるべき定なれば、心にまかせずもとこし道にかへり、日野より籃輿やとひて玉川をわたり、青柳村をへて光安寺に詣づ。このあたりは分倍河原に連なり、いづかたにも首塚胴塚などあり。今も鏃など掘出すことありといへり。この寺には本尊正觀音ましゝます。又堂の前に彌勒の銅像を安置せり。等持院將軍の創造にしてその始は濟家なりしが、今は洞家となれり。こゝに辨慶の井といふあり。その井の中より掘出しとて、古き冑と共中にありし勢至菩薩の像をもをがましむ。又陣銅鑼もありしが、今はうせたりといふ。やがて六所の御社に參る。この御社は大己貴尊、伊弉諾尊素盞嗚尊、瓊々杵尊、大宮司、布留大神を祭るといへり。（この四神地名錄の說。また一には式内小野神社なりといふ。（武野地名考の說なり。）さらば瀨織津姫にますならん。いづれにも武藏の惣社にましませば、朱の玉垣石の鳥居もかう／＼し。側に半折たる鳥居の石には、慶長五年の文字あり。治承六年鎌倉右大將家よりも幣使奉られし事あれば、昔より武家尊み給ふ事はいとしるし。側に鐵もて作りし彌陀は、畠山庄司次郎重忠の妾のために設けしなりといへど、建長の年號さだかにみゆれば、そはひがつたへなるべし。この

を見るにも、治れる御代の賑ひしるくかしこし。道問ふ人にもあはぬ方を遙々分行き、からうじて日野の渡りにいでぬ。玉河三所に流れ二所は舟もてわたし、一所は橋をかけて通ふ。河原は水の引しあと見えて、小石ふみ行くほど足いとかうじぬ。今宵は日野といふ里にやどりければ。

　春の日の早暮ぬとて旅人の宿りを急ぐ武藏のゝ原

よるになれば月さへ出ければ、また河原にまかりて月をみる。東南は向岡はる〴〵霞わたり、西北は八王子の山々薄くこくみどりにつらなり、その上に甲斐の山々は藍引たるごと聳えたり。玉河はこゝにもかしこにも、あまた分れたる流あるに、月もいく所となくこなたにもあなたにもうつり、黄金なす波のきらめきわたるさまたとへんかたなし。

　玉河の流に影は先見えて向が岡もかすむよの月

宵過る頃かへりきて草の枕を結ぶ。

　月花の飽かぬ詠めの草枕假寐の夢も長閑にぞみる

曉にめさませば、波たゞこゝもとに聞ゆ。

　玉河の岸根の里にかりねして波の響を枕にぞきく

卯の半にやどりを出て、まづ八王子のかたをみむといそぐ道すがら、菫をつむとて。

　紫の色なつかしみ一夜ねて菫つむなり武藏のゝ原

山路にかゝるほど谷の梢は霞こめたるに、朝日さしのぼるけしき畫にかゝまほし。

　谷かけの木々は霞める梢よりのぼる朝日ぞわきてのどけき

山上は皆畠にて、めぐりには桑の木を植ならべたり。このあたりはかいこ養ふわざを專らなし、貢物どもするよし、たのもしく聞ゆ。大和田といふ村を過て、少し下れは打ひらきしかたにいづ。玉河もまた流れて、柴橋こゝかしこわたせるを、人は橋をかよひ牛馬は水の中を行く。又かちわたりするかたもあ

り。八王子のさし入に古木の花さきみだれたる。

旅人の行かふ袖も咲花のにほひにかすむ驛路の春

市守の祠といふあり。此すくは新宿、横山、八幡、八木、本郷、とて五の驛つらなり。家居もむね〳〵しくいしくならび、貨かふものもたらはぬかたなくみゆ。驛路の末に左案下道右は高雄道としるせし木をたつ。こゝより末の千人町とて千夫（世に千人同心といふ。）等がすまゐつゞけり。かたみに花など植わたし、かこか、【副註】（補）かこは四圍のこと」なる家づくりも心安げなり。其後にかれが長どもの家居は、猶ひろくすみなしたり。側に法華寺あり。こゝよりのぞめば高雄山手にとるばかりみゆ。城山は北條氏の城あとゝて、すこし左にそびゆ。呼山といふは又左りに高くみゆ。行衛しれずなりし人ある時に、この山に行てよべば、その人かならずかへり来るよし。いとあやしき事なり。この山々へも登らまほしけれど、けふはかへるべき定なれば、心にまかせずもとこし道にかへり、日野より籃輿やとひて玉川をわたり、青柳村をへて光安寺に詣づ。このあたりは分倍河原に連なり、いづかたにも首塚胴塚などあり。今も鏃など掘出すことありといへり。この寺には本尊正觀音まします。又堂の前に彌勒の銅像を安置せり。等持院將軍の創造にしてその始は濟家なりしが、今は洞家となれり。こゝに辨慶の井といふあり。その井の中より掘出しとて、古き冑と共中にありし勢至菩薩の像をもをがましむ。又陣銅鑼もありしが、今はうせたりといふ。やがて六所の御社に參る。この御社は大己貴尊、伊弉諾尊素盞嗚尊、瓊々杵尊、大宮乃、布留大神を祭るといへり。（この四神地名錄の說。また一には式内小野神社なりといふ。（武野地名考の說なり。）さらば瀬織津姫にますならん。いづれにも武藏の總社にましませば、朱の玉垣石の鳥居もかう〲し。側に半折たる鳥居の石には、慶長五年の文字あり。治承六年鎌倉右大將家よりも幣使奉られし事あれは、昔より武家尊み給ふ事はいとしるし。側に鐵もて作りし彌陀は、畠山庄司次郎重忠の妾のために設けしなりといへど、建長の年號さだかにみゆれば、そはひがつたへなるべし。この

十年さき詣でしには、この御佛をみずしてねんなかりしが、今日近く見奉るも契り淺からず覺ゆ。先廣前にぬさ奉りて、

遠かたのしげきがもとの草葉までもれぬや神の惠なるらん

鳥居の右なる家（松本屋と稱す）にて晝餉くひ、またあをたにかつがれ、調布さらせし里のあと布田といへるをへて、月彥といへるもの丶家にいこふ。あるじすきものにて、みづからよみ置し歌ほぐなどを書て出し、をのれにもかきてとねぎつれど、世にしられじとつゝむこと多ければ、筆の跡をとゞめむもはゞかりあれば、又こむ時を契り置てこゝをいで、金子村にてあをたをかへし、杖ひきながら上高井戸下高井戸の驛を過ぎ、狹窪にしばし休らふ。畠中の桃を見て、

麥青む片山畑に色はえて夕日耀そふ桃のくれなゐ

杉村の陰に雉子鳴く。

杉村の小陰小暗く暮るゝ日に霞を洩て雉子なく聲

はるゞの道をいそぎ、四谷のすくに入ぬとおもふころ、耳もとに鐘の聲して驚けば、いまゝでありし野山の遊びは、みな思ひねの夢にして、さながら閨のうちにありて名殘つきせねば、消殘りたる燈火をかゝげ、夢路の行來によみつる歌を忘れぬほどにと書つらぬるも嗚呼なるたわれなるべし。ときは文化十二年彌生十二日南柯の痴樵筆をとる。

○淺草の本鄕より一圖を示す。異聞なれば寫し置く。一圖は異體の狗兒なり、上に左の文あり。（圖略す）

城州宇治郡山科鄕花山村博勞渡世いたし候庄右衛門方に廿日程以前出生いたし候飼犬の子毛色白黑但頭に茶色交り有レ之前足二本後足尾一本肛門二つ兩腋に有レ之陰莖二つ

右之犬の子追て見せ物に致し候積りにて買取り當時宮川筋松原上る町丸屋五兵衛方に飼置候由御屆申

上候　亥三月

一圖は大薇の華なり左の文を添ふ

私當分御預所下總國相馬郡押付新田百姓長左衛門居宅より村往還道を境ひ貳拾間餘相隔候同人持松杉苗木植置候畑縁え自然と薇種壹本生候處根之所にて太さ貳尺廻も有ㇾ之丈六尺程にて左右え枝五本何れも六七寸廻りも有ㇾ之笠之所にて枝開貳間四方程に相成三月下旬花咲候處花色幷輪之大さ共通例にて當時實結び候處是又並之薇種に相變候儀無ㇾ之然處生立方通例に無ㇾ之由を承傳へ此節に相成近村々は勿論遠方より見物に罷越候者も有ㇾ之日々人集り候旨評判申候大勢集候儀は不ㇾ宜候間追々見物に罷越候者有ㇾ之候共決て畑所え不ㇾ立入ㇾ候樣堅相制し置其種實入候はゞ拔捨候樣可ㇾ申付ㇾ哉依ㇾ之麁繪圖相添此段奉ㇾ伺候以上

戌五月　伊奈友之助㊞

右は御用無ㇾ之間取捨可ㇾ申旨大久保加賀守殿差圖之旨村垣淡路守申渡

予この圖を熟視して後思ふに、甘藍と云草世俗葉牡丹と呼ぶ者、予が園中にあるが稍生長してよくこの形狀をなす。因て若くは是なるやと思ひて朝川鼎に逢て、言こゝに逮しに、鼎曰。この御代官は某が門人にして則この花葉をつみ來て示したるが、しぼみては有たれども正しく薇に相違なし。且曰全く薇の巨大を爲したるにて根もとは棕櫚の如くになりてあり。思ふに二三本も一根に寄りたる者かと。左すれば葉牡丹と心得しも然らず。何れとも異草にぞ有ける。

甲子夜話　卷九十九

○御大禮に付き鷹司右大將殿（輔煕卿）下向、三月廿七日角田川遊覽の時、

隅田川にて

遙々ととひこし我をまたでちる堤の花の心みじかさ

木母寺にて

古塚のむかしをとへば白川の花になれにし人の面影

金澤侯の邸にて　右大將殿、【割註】（補）鷹司准后政凞公子關白政通公孫右大將輔煕卿」

住めば猶都もおなじ東路のわかれぞつらき旅の衣手

かつ〳〵の惠も深き有磯海の濱の眞砂は筆に盡せじ

海山は隔てゝ遠くなりぬとも都より猶事やとはまし

（加州後室）眞藏院【割註】（補）眞藏院准后政凞公息女故加賀中將齊廣室」

假初の旅の別のつらきにも消る名殘をいかで較べむ

たらちねの其同胞を思ふにも心は君と共にゆかまし

都より言やとはんの言の葉にせめて慰むけふの別路

別れても又あふ事は有磯海の眞砂の數の契にぞまつ

めぐり逢しまれの契の姫小松立榮ゆべき陰や頼まむ

或人曰、この後室は鷹司家より入輿ありし人なれば、加州家へ右大將殿招の時のことのよし。

○一橋故儀同殿（治濟卿）いまだ黄門にて坐はせし頃の事かと、繪屏風一雙を横瀨駿河守貞臣（高家）

內藤甲斐守正範（大番頭）石野備後守廣通（御普請奉行）三人に讃題を仰せしことありしとて、一小冊

を人示しければ寫謄す。

一橋府公御屏風畫賛歌

士　治れるよにも忘れぬ武夫のみちや野山を狩暮すらむ

布引瀧　水上は幾千尋ともしら糸のしらすよなへし布引の瀧

三保谷景清　争ふもひき引くなれや梓弓八島のしほせ波高くして

薬玉　かけ添し五月の玉の光さへ涼しくかよふみすの追風

女郎花　移しをく筆・もとの女郎花ことばの花に酔せて見む

厳島　代々の浪かけて恵もみつ潮のさしてぞあふぐ厳島姫

鵜河　明ぬるか鵜舟さすまも夏狩の蘆邊にしらむ篝火の影

月　いづくかも浪きぬ影は大空の曉きに飽で月の澄らむ

王昭君　今はおよ讀少なき寫し繪に鏡の影をかへてみむとは

雁　秋風に雲はるゝよの月清み天飛ぶ雁の影見ゆるまで

車胤　集めつる雪も螢も消えぬ名を窓の光と世に傳へけむ

伊駒山　今も猶同じ雲ゐの生駒山いしよへだてぬ面影ぞ立つ

七夕　空に名のたちぬふ業も織女の秋を重しまさにぞしる

流紅葉　紅葉ばの扇かとみえて寄来るは此せや秋の湊なる覧

藻鮎　流藻の流れ涼く宿よれば水のまに〳〵鮎ぞさばしる

雪山水　此所彼所村々たれな白雪は山と水との隈をみすらし

虫　秋の色のうつり行はをし月草も移ろふ露の野べの鈴虫

農　世を恵む君が惠と思ふらむ年ある民の秋を見るにも

侍従貞臣

狐　露霜のふるき狐や小薄のかりの姿をかへてみすらん

藏安道　差かへる小指ぞ惜き山陰は夜深くみゆる月と雪とに

莊子　身を變てみしよの夢の面影や花に飛かふ小蝶なる覽

四十雀　はふ蔦の紅葉をなれも珍ろとや秋の小鳥の枝占て鳴

龍　已か身を雲と雨とに任せてや空に立そふ名は殘らん

孔明　臥龍の名におふ岡へ雲はれて絲のそらを心とやする

屈原　獨すむ水のみはしら浪に世わたる翁いさゝすらしも

貝つくし　言の葉の玉と变らば和歌の浦に數々拾ふ貝と社みめ

琴　世はなれてきゝ知る人の心こそ猶高砂の岸のまつ風

芳野　み芳野の奥迄花は匂ふとも尋ねはや來る人のなき

牧童　總角の心に乘て吹く笛のよをはうしとや思はざる覽

曲水　思ふ事いはまを傳ひ行水にしばしはよどめけふの盃

夕顏　黄昏を待えて咲や水無月のてる日をいとふ夕顏の花

梟　有明の月もよにぬ薄霧に夜深きやまの鳥のから聲

李白(補)題意不審」

「影さす峯より落て紫のけぶりを分る瀧のしらいと

ぬくめ鳥　鷂(はしたか)の身を暖めてぬる夜半に下安からぬ鳥やねぶらん

碁　ともにへむ千歳の數をとる石の夜晝わかで遊ぶ仙人

工　木の道の工も知や打はへて打つ墨繩の長き御代とは

夕立　水無月の末野の草は吹風に靡きもあへずかゝる夕立

甲斐守正範

鹽竈浦　心なき海士の磯やの煙りさへげに名に高き鹽竈の浦

猫　若草のつまやねよげに思ふらむ心もとけて遊ぶのら猫

蛙　夏の池の堤の浮葉に鳴蛙水かれぬとや雨をこふらむ

鷹狩　狩ならで空も來て見む夕霧に雉鳴く野の秋萩のはな

鹿　萩露くるゝ花野の名殘をやなれも棹鹿の音に立て鳴

葛城山　咲つゞく花の道まと成にけり春も半のくめのいは橋

商　治れる國の市はに立つ民のわたらひきそふ聲を聞る

鵲　高橋のいた橋を目も思ほえて夕くにかゝる雲の道に

茱萸　長月や[illegible]壽をもけふは菊にぞ打添てみん

伯夷叔齊　同じよの春にも[illegible]首陽の知らで折りける峰の早蕨

宇治川（佐々木高綱）　先[illegible]打渡すもののふの八十うぢ河に[illegible]てふく

小督　思ひきや同じ雲ゐの月ならで誰か露を[illegible]しとは

山水　山本の江の浪くるゝ舟止て高ねの月の浮ぶをや待つ

巣父許由　耳洗ふ流の[illegible]はなさゝれしもうしやよの中

獅子　朝霧の[illegible]山に[illegible]にしも[illegible]のしこ[illegible]也ける

李夫人　面影のそれと立しも薄煙空たきものや思ひくゆらん

鳥　行方を思ひ岡べにゐるからす友待とてや獨やすらふ

蝙蝠　秋來ても捨て扇は軒端とぶ翼に見えて夕風や吹く

野馬　住なれし野原や廣き行水の心のまゝにあそぶあら駒

備後守廣通

天橋立　聞しよりみてまし水の底ひなき戀路に掛よ天の橋立
鷺　降しきる雪のさ衣重ねきてあさらぬ鷺や舎のどけさ
藤　春の日の長きは藤の花かづら盛を猶も夏かけてみん
正成【割註】(補)正成恐くは正行ならん」
　繼衣きまさぬ程に行末をしるせる父の在ば見まほし
虎　けだものゝたけき心も子を思ふ浮せや虎の水渡らん
牡丹　唐日本かごともわづか深み草この一枝の花は散じな
西湖　蓮の葉の花なきをりもそこぞとは仰にしるき西の湖
熊谷敦盛　曳かへす浪の花貝打寄せてくだくは惜や荒きうら風
猿　名にしおはゞ高に登れたがのみこ子持の床の草の敷ねも
梅　水くゞるから紅の梅の花神代もきかぬ春のいろかな
子日　子日する松の春しる乙女子が千歳の緑手にや滿らん
畫　海山を尖と寫繪作り繪に見及ばぬをもみるは珍らし
書　開かずばかひなからまし閉置も卷置文も其儘にして
西行　白銀の猫はなにせん歌の道弓矢の道も(追物)一もつのひと
竹(イ雨中)　呉竹の世は幾よろづ葉を重ね雨に靡きて降まさる影
松島　老の波八十島近し松島の松の千世をば君こそはみむ
住吉　住吉の浦風あふげみつ汐の久しき代々の松の言の葉

○標守又小冊を示す。小田原拾遺松風歌と題す。(大久保加賀守忠眞、老中)これは嘗日侯大坂御城代の時、御城内の居所間近に土居ありて、その土居の上古松森列し朝暮松籟絶ることも無きまゝ、折に觸てよ

まる丶所なりとて扇面に自書して、蕉翁に贈られしを樫が再寫せしなり。

松風

豊かなる御代の例しは松風の長閑に傳ふ春の明ほの
松風は雨の聲共響くめり浪の音にも聞きぞまがへる
風に音松に聲とてなき物をいつ松風とききゝや初けん
松風は庭の一木を過ぐるより千本に傳ふ聲ぞ長閑き
松風に浪打添る沖津浪あけぬる程に遠ざかりゆく
松風はなべて吹とも聞人の心によりて音は異なる
朝夕になれても飽ぬ松風は誠や千代の御聲なる覽
天つ空吹く春風は峯に生る松に問ずば人なきかまし
嵐吹く秋を忘るなしづかなる春の夕べの峯の松風
しめやかに春雨ふれる小夜枕折々通ふ軒の松風
をりしもあれ暮行秋の夕には心してふけ庭の松風
獨寢の夢のまに／＼驚くは人待風の音にぞ有ける
鐘の音も霜にさえゆく冬のよは枕に近き峯の松風
降積る雪にもさすが松風はまた一ふしの音も有哉
沖津波よりくる音と聞えしは梢をつとふ松の風哉
なべて吹春の風又秋の風いづれか松にとはで過べき
朝な夕な軒端に通ふ松風をきかでぞ過る日はなかりける
遠山の峯より傳ふ松風はうつりて波の底に入ぬる
春秋も替らぬものは庭の面の松に問くる風の音哉

怠りて過る月日を松風のたえせぬ音に驚かれぬる

○此春御大禮の賀章を儒官歌學家より上れりと聞しが、今槿宇の手より移寫せり。芽出たき御事なれば是を來者に貽す。

其人々、林大學頭、子又三郎、成島邦之丞、子桓吉、御儒者依田源太左衛門、増島金之丞、古賀小太郎、野村兵藏、歌學家北村季文

從五位下大學頭臣林衡誠歡誠抃頓首々々

上言、伏以兩庭騰衍、絪縕之雲呈レ禎、闔國歡騰、遙邇之人獻レ頌、(臣衡)誠歡誠抃頓首々々、恭惟大君殿下纘二洪圖一、而厝數當二十一世一、溢二十寶一、而星紀逮二四十年一、久播二仁聲一、三春之日如レ登二熙々之臺一、普布二德化一、五方之民悉入二皡々之域一、正見國家丁二復古之運一、恒遭二天朝奬二勸政之勞一、風詔忽叢二蓮琚一、槐府更增二璀璨一、相國之陞、崇任無レ儔、從來百官之上首、總位之叙、寵榮少レ曉、原是卅階之最巔、追二溯基之元和一、紹二嘉典於寬永一、大哉社稷之福、盛矣昇平之祥也、(臣衡)學非二知新一、職預二掌故一、類闕二仕籍一、際二會難レ再明時一、叨忝二時班一、快二覩罕レ遘盛事一、曳二弊裾一而雀躍、擔二禿筆之淺識一、伏願徽德益修、機務匪レ懈、丕弘二中興之業一、懋貽二福長之謀一、察二邇言一以能容、漢廣永、届二耄齡一而罔レ愆、松茂竹苞、不レ勝二激切屛營之至一、奉レ箋稱レ賀陳聞、【割註】補 此文饒稱に係る所悉く□□とす、今これを止む以下同じ」

文政十年夏四月十三日

從五位下大學頭(臣)林(衡)謹奉箋

(臣)林(衡)誠歡誠抃頓首頓首

上言、代以紅杏倚レ雲、爛二乎三臺之府一、綠槐迎レ日、鬱二然兩閣之庭一、嚴望具瞻、國勢增レ重、臣衡誠歡誠抃頓首々々、恭惟大君殿下、新領二楓宸春命一、寵二賜奕々龍章一、茲開二柳營賓筵一、榮二邀軒々星軺一、律中二姑洗一、景値二艷陽一、龜從筮從、習二厥日之涓吉一、天爵人爵、會二一朝之隆昌一、廻陞二幕府於太師一、統二百官之長一、

更登ニ儲闈於一品一、寵ニ卅階之班一、誠宜ニ朝野歡騰而遠邇顯仰一者也、維茲太師之任、非ニ宿德重望一則闕以需、須ニ才諳昔之寔一、有ニ豐勳茂績一而後乃至、復以ニ儲闈一而夙荷ニ台座榮任一、猶在ニ壯齡一以重躋ニ雲階峻崇一、寔亘ニ古今一而罕レ覩之殊恩、抑邀ニ前後一以希レ聞之異數、自ニ元和偃武之後一、襲ニ守祖法於永年一、重熙累治綿以長、必ニ資永守文之際一、追ニ躋而躋於今日一、奕業流芳蕃且盛、風威之所ニ廣被一、海靖河寧、萬方服從、德澤下以洋溢、天高地厚、千載景仰、伏願聿修ニ先德一、不ニ纘ニ禮賢下士之鴻猷一、自奮ニ英資一、益揚ニ左武右文之烈一、(臣)劣晦質業一、叨則ニ鶴班一、幸逢ニ乾坤昌泰之辰一、荐遭ニ國家盛隆之典一、茲依ニ例奏一、乃捧ニ頌箋一而賀ニ徽猷一、肝膽竭盡、不レ堪ニ激切屏營之至一、奉レ箋稱賀以聞、

文政十年丁亥四月十三日　　　　　　　　(臣) 林　衡　謹奏箋

(臣) 成島 (司直) 誠歡誠抃頓首頓首謹言

龍[illegible]、[illegible]ニ龕於禎樹一、鳳迎ニ天使一、玉冊騰輝乎將壇一、風日映ニ九重一以現レ祥、星辰照ニ東門一而呈レ瑞、萬邦[illegible]、四海同慶、(臣司直)誠歡誠抃頓首頓首、恭惟大君殿下、天縱聰明、生知英武、久居ニ大寶一、施ニ[illegible]雨於四十有年一、風纘ニ前業一、持ニ典章乎二百年紀一、天心全屬、人望具歸、惟德懋レ官、先王遺法、惟功懋レ賞、古籍有規、[illegible]從ニ右揆一而進ニ左台一、今在ニ征夷一而陞ニ太政一、較ニ之舊聞一、曠古所レ無、稽ニ諸天朝一、亦且所レ稀、添ニ府生一而增ニ儀仗一、補ニ衰鶴一以威ニ風容一、華徽ニ昔傳一、合ニ於古制一、益勵精之報、積德之慶、信任之深可レ知、倚德之篤俱仰、又惟儲君殿下允仁允孝、克寬克温、乘ニ綏章一而問レ安、聽ニ雞鳴一而視レ膳、[illegible]常ニ修學一而講ニ經籍一、全國之餘討ニ論古史一、新昇ニ一品之極位一、仍守ニ內府之崇階一、雖レ頓ニ殿下盡勝之所レ加、抑猶關君守文之所レ致、國家巨典、遠逭ニ隆盛之春一、青綸下日、講ニ大儀於前殿一、張ニ燕樂乎廣庭一、(司直)乃[illegible]、謹ニ[illegible]典一、幸陪ニ鴛鷺一、賜ニ觀末班一、(臣)聞、[illegible]瀾之言、孔門所レ教、不誇之誡、說命以傳、伏願名器之隆、益以ニ陽若於未危之日一、休明之盛、彌懷ニ兢々於至治之時一、親ニ賢良一、遠ニ讒佞一、憤ニ乃[illegible]一、惟作ニ永圖一、既極既長、比ニ洪祚於周室一、且蕃且茂、儔ニ重華於虞朝一、不レ勝ニ激切屏營之至一、謹

奉レ牋稱レ賀陳聞、(臣司直) 誠歡誠抃、頓首々々謹言、

文政十年四月

月臨二紫垣一、景星麗二曜於台座一、露滴二丹陛一、瑞槐擢二柯乎鼎班一、三遜遠軼二姫周一、滋沖匪レ暇、九錫豈效二曹魏一、蕃庶白蒜、慶盈二兩城一、驩騰二四隩一、(臣) 成島 (良讓) 誠歡誠抃頓首々々、恭惟大君殿下夙纘二大統一、奕葉之鴻業彌張、奄撫昇平、累年之丕績逾奏、麟之定螽之羽、祝嘏符歌二周南召南一、鳳將來凰將儀、史臣欲レ誦二堯典舜典一、奠二萬載皇胤一、坐養二垂拱之治一、提二八洲蒼氓一、同躋二仁壽之域一、德積二富嶽一、崔嵬五千仞以高、澤漸二東溟一、泱洋三萬丈叵レ測、乃者彊圉紀レ歲、勾芒司レ辰、大命綸出二於楓宸一、盛儀茲舉二乎金殿一、天使降臨、羣辟會同、謹捧二紫泥之寶章一、龍蟠螭躍、豫陟二玉鉉之峻位一、鵷陪鷺趨、弓箭增レ威、森然古式之兵杖、雲鶴巧繡、爛乎新裁之御袍、矧夫平相國之驕奢、挾二震主之勢一、室町氏之僭濫、貽二戸爵之譏一、彼其致二大政一而膺二盛圖一、或殊二軌乎寬永一、至下於執二兵權一以都中上轄上、則肇二端於當今一、蓋以夫表レ德而旌レ功、出二乎皇家之異數一、而代レ天以敺レ世、非レ爲二幕府之至誠一也哉、又惟儲君殿下允溫允恭、芳譽久馳二鶴禁一、乃仁乃孝、英聲爰蜚二龍樓一、既承二重荷於撫軍一、又綜二樞職乎內揆一、總把二三旬之鈔算一、直極二一品之崇階一、亜二恭茲堅、兕勤不レ顯、(臣) 叨執二揣拔一、辱沐二洪恩一、混宰攝レ衣、寧須二言語一而知二愚款一、金門珥レ筆、仍賴二詞章之表二寸衷一、伏願尊而有レ光、倍玩二撝謙於易象一、滿而不レ溢、能稽二持敬乎聖經一、則泰階清爽、寒燠咸若、玉燭燮調、日月增レ輝、將レ見下醴泉瑟滑、涌二於紅蓮之幀一、而朱草蔚勃、生上二乎翠柳之營一矣、不レ勝二踴躍懽抃之至一、謹奉レ牋稱賀陳聞、

文政十年四月　成島 (良讓) 謹上

大君殿下、儲君殿下、相國崇レ班、台階峻レ級、(臣利用) 無レ任二悃欵之至一、謹奉二末曲一闋一、上二千秋萬歲之壽一、

(臣) 依田 (利用) 頓首再拜

柳營晁祓攄二春雲一、億兆歡聲動レ地聞、大樹淸陰仍衍レ翳、前星瑞采更騰レ文、顯昇二則闕一超二先典一、隆

奨ニ維城一進ニ重勳一、何幸幾回逢ニ盛事一、萬年上レ壽祝ニ明君一、

大君殿下、儲君殿下、黄屏增レ曜、金榜極レ榮、（臣固）不レ勝ニ歡抃之至一、謹賦ニ短韻一曲一、上ニ千秋萬歲之壽一、

（臣）增島（固）頓首再拜

翊レ聖元勛炳ニ紫宸一、鄕雲臚唱寵加新、班超ニ吾昏一專ニ回斡一、位戴ニ三梁一贊ニ化鈞一、金鉉聯榮寧有レ例、寶圖淸美本無レ倫、歡呼ニ萬歲一衔衢遍、自喜微臣逢ニ此辰一、

大君殿下、儲君殿下、八柄極レ崇、三槐挺レ秀、臣不レ勝ニ蹈舞之至一、謹奉ニ斯揚一一闋、上ニ千秋萬歲之壽一、

（臣）古賀（煜）頓首再拜

中ニ爲鳳綸一從ニ九霄一、祥雲靄藹繞レ城饒、黄屏春敞鴛行正、紫殿風柔僊樂調、補袞峻階恢ニ祖業一、和羹不ニ繽冠ニ大僚一、末臣長沐雍熙化、漫效堯民日出謠、

大君殿下、儲君殿下、不レ齊ニ絕席一、顯陟ニ崇階一、（臣溫）不レ勝ニ驩忻之至一、敬裁ニ巴歈一曲一、上ニ千秋萬歲之壽一、

（臣）村野（溫）頓首再拜

四牡騑々向ニ武城一、紫綸重覲錫ニ寞旌一、隆班既壓ニ三台貴一、峻級新加ニ一品榮一、花擁ニ彩旄一晴旭靄、仰承ニ靑瑣一曉風輕、欲レ知ニ寰海恩波遍一、里井塗歡頌ニ泰平一、

御昇進御位階の御悅び中に讀みて奉る和歌の序

ことし文政の十にみちぬるやよひ十八日に、御所には太政大臣にあがらせ給へり。此御つかさは一人に師範として四海に儀形たりと、ふみにも見えて侍るにや、げにやんごとなき事ども、木綿だすきかけまくもいとかしこくなむ。そも〳〵あづまのそら照しそめ給へる中のみおやの、天が下しづめおはしませしより、こなた二もゝあまりの春のあした風のどかに、秋は夜の月あきらけくして、呉竹の世々の御榮えの花も、とり〴〵にかぐはしくぞ聞えさせたまひつる。しかはあれどこたびのやうに御怡びのうちそひ、時あひぬる事はその例はた稀なりけらし。西の御所にも更に上が上なる御位くはゝらせおはしまし

て、玉くしげ二本の松の蔭高く、さゞれ石のいはほとなる悦びの、かずのみまさらせたまへるも、只ふるき御をきて代をへて、正しく新き御光あくる日毎にいやまさりつゝ、久堅の雲ゐはるかにてりかゞやき、むら鳥のひなの長路もたと〱しからず治めましけるゆゑにこそと。下が下なるきはまでも誰かは古をあふぎ、今を貴び思はざらむ。そのことぶきのまことをあらはして、この二歌をさゝげ奉ると申す事しかり。

よつの海照日の本の鏡とも見よとや君が光添らん

位山おくを極むる君なれば恵の蔭も深く見えつゝ

法眼季文上

○林子曰、最樹院殿終焉の御病間に百韻の連歌を獨吟し給ひ、今般官家御昇進の時獻ぜらるべし迚日々に吟じ給ひ、二月十五日に至り竟に滿備せられしとぞ。又兼て鶴五翼を畜だてられ、百韻に添て奉らるべしとの事なりとぞ。高貴の老病にかく精神の爽なりしも、非常の御方とや申すべき。頃日その屋形用人の中、中根長十郎（平正剛）に邂逅して談其事に及びしに。中根云ふ、其の息近習番を勤めたるが、連歌の執筆を命ぜられて右百韻殘らず執筆の功を終へしとなり。然るに末句の方は追々危篤に至らせられて、連歌の法に合はざるも所々交はりしが、其時とかう言ふべきならねば止むことを得ず、其まゝ執筆して遺憾なりとの物語なれば、密かにその草を乞得たりとて予に轉示す。因て感歎の餘茲に寫し傳ふ

御獨吟連歌百韻

文政十年二月十五日

何路

位山登れば高し千代の春　　八隅長閑にとめる百姓

打霞む野べの遠近雨晴て　　翅もかろく胡蝶飛かけ

暮かけて朝狩人や歸る覽　　里輪田道のすゑ杳なり

差出る月は仄めく山本に
跡先に鳴てぞ渡る天津鴈
日々日々に運ぶ貢の絶遣て
松杉も茂り合たる谷深み
白鶴は何なか獨漁るらん
俄にも雨催ひする月の雲
逢なと賴む吉方身に入て
咲續く花の香濃き川岸に
麗かに夕日影さす庭廣み
雨注ぎゝ止は風も鎮りて
行跡に立るは驛の鈴鹿山
折能も忽他日の際をえて
住ならふ局傳への交加に
遠近に啼や月夜の時鳥
立さはぐ浪風あらき泊舟
湊江の海人の住家の冬構
立並ぶ松の杉間の眞砂地に
雲霧も晴わたりたる峯續
切すかす軒の呉竹斑にて
水がれて船も通ね夏川に

靡くも薄き霧の群々
船も許多によする浦々
備ふ氷室の例し變らず
苔の蒸てふ岩が根の道
打捨田子のかへる夕暮
問を待間の袖ぞ露けき
霧を分つゝよする船人
松にかゝれる藤の幾房
囀りかはすもゝ鳥の聲
今朝は宿りを出る旅人
越し關路ぞ顧みらるゝ
袖より袖におくる玉章
言問かはす聲ぞ聞ゆる
假寢の枕夢にむすばず
窓さし籠て簷ぞかけ添
藻屑たくなる煙幾ばく
夕ぐを殘す紅葉色こき
傾ぶく月の光さやけき
端居して社風を待けれ
刈ぬ秣や彌しげるらん

久くも美豆野の妹を想像　中のさはりは雨の此頃
花に吹風は凪たる暮つ方　こゝや彼處に歸る鳥が音
霞つる山懐や深からん　隱れ栖は安くしめぬる
里遠く人も訪來ぬ古寺に　雪の下みち蹈跡もなし
冬されば臥猪も床や替ぬらん　萱も薄も枯果てにけり
只一木野中の松は緑にて　見るも小さき庵社あれ
山間に續ける道は狹くして　ほそく流るゝ水の一筋
三日月は仄に照す小田原の　夕ぎりくらき竹の下陰
秋來ても又すだきつる蚊の聲に　殘る暑さよ早く去れかし
仰見る軒端間近く瀧落て　池水ひろく作りなす庭
催せる舟の御遊如何許り　しらべ妙なる糸竹の聲
飜へす舞の人綾豐かにて　いく萬代と祝ふ年の賀
龜の尾の山の景色に讓く覽　立ならべたる屏風數々
掛渡す簾は早くも卷揚て　今宵の月の出るをぞ待
暖めて酌む盃の伴ひに　よむ言の葉の色は深しな
愛はやす盛としるき花の時　音もしきりに春の夕鞠
霞たつ雨の名殘の潤ひに　今や萌らん野邊の草叢
駒いばふ聲勇しく聞ゆらし　風は北氣に吹かはる空
雲間より煌く星は稀にして　霜夜の月の影は隈なき
水羽吹鴨の芦邊や氷る覽　浦わ遙かに鶴は飛ゆく

朝まだき釣の小船は多くして　柳の風はいとも涼しき
下り立て田草引ぬる夏の日に　取々にしも調ぶ賤の女
行すがに見返る姿なまめきて　差かざしたる袖香床しき
替ぬ間の忍び歩行は誰ならん　吹笛の音ぞ遠く聞ゆる
暫にも庭火の光冴る夜に　すが／＼しさよ瑞籬の内
咲花の白ゆふ榊懸々て　松に小松にみどり添色
雪解る逢坂山のせき迎ひ　縣の名をいはふ祝言

又中根正剛御側に侍りて見奉るに、常に念珠をとり給へば、これに代り奉る志して名號の連歌したりとて是も其父の示したりと轉示せり。

文政十年三月晦日成　　正剛

君かくれさせ給ひしころより、稱名百萬遍手向奉らんとて明暮に唱へけるが、一萬遍に連歌一句をものして數をはりける。其句毎の上に南無阿彌陀佛の字を置て名號の連歌とは題し侍る。

散けとて咲や主なき園の花　結ぶも露のもろき若草
雨霞む野べの遠近聲かけて　見る／＼鳥の歸り行空
旅人の今や舍を急ぐらむ　喘呼ばひする聲ぞ聞ゆる
月出でゝ浮霧晴る川島に　なびくか竹の陰の私風
向ふ其門田や色に成りぬ覽　跡先にしも鴈渡る見ゆ
峰高く横雲消ゆる朝明に　立るも松の現は也けり
ふり／＼し果は木の葉の音絶て　つゞく日數も幾村時雨

中空は晴るもあらぬ雪催ひ　むやひ社すれ泊る揖長
蘆ねはふ入江の水を分々て　みち來る汐の音は冷し
佇める月の光は眞砂地に　深くも露の置わたす庭
集ひよる櫻が本の鞠遊　なれにし春を惜む伴ひ
昔てふ年は胡蝶の夢のまに　跡とふ人の數だそひ行
御末こそ彌榮ぬる門ならし　たゞ賴めかし氏守る神
藤原の都の風俗豐かにて　月を見はやす秋ぞ賑ふ
獪飽で小鷹末野の夕暮に　虫の鳴音ぞ四方に聞ゆる
荒果し世々をとめ寄塚の本　身の振にしぞ驚かれぬる
偶さかに頭の雪を鏡みて　富士のねに啼思ひ幾何
包め共煙と立ん名はつらし　なげの情を受し悔しさ
向ひ居て交せる果の盃に　縣の召をいはふ人々
身の幸に長閑き惠仰れて　種蒔小田は日影さす方
麓邊はいつしか解し薄氷　常よりあらき浪の早川
慣々て安く筏や下すらむ　群立まゝに羽ぶく水鳥
朝速くおく霜白き岩隱れ　短き夏の夜を殘す月
手枕の夢のまま慕ふ別路に　深く染みぬる袖香媚て
傳待ちて見せばや着つる花衣　永き日あらぬ舞の入綾
紫の庭のけしきは麗かに　天つ日嗣をうくる賢さ
道あるや民をはごくむ世に逢て　たは安く作む事ぞ嬉しき

踏分しみ山の奥はしめやかに　鶴の林を思ひこそやれ
何くれとけふ御佛の手向して　空しく日かず送る喪籠
明暮に着慣しぬるは藤衣　見るも賤しき蜑の生業
杖程の藻屑かきしく笘の屋に　吹風さむき蘆垣のうち
露霜と降行く月の秋更けて　なく鈴虫の聲あはれ也
驛路の枕身にしむ夕暮に　飽れぬ酒の酔ぞ程よき
昔からに歌讀連ぬ賀の莚　立し屏風の數は多しも
ふりはへて雛の遊取々に　徒然をたゞ慰めぞする
眺めあ[illegible]頃[illegible]に聞け郭公　村早苗とる小山田の原
[illegible]たゝへ鞋は[illegible]立出て　道分行ば露ぞこぼるゝ
頼めなく月の夜頃の前渡　吹も忍ばし律の笛の音
東の間に花散たりし春の暮　なれつるもいま稀の鶯
む月猶雪白妙に降しきて　荒しの空も冴かへる頃
水[illegible]棹落こそ佗れ漁り[illegible]　立る岩根の浪は高しも
風[illegible]なく戰ぐ尾花の穂に出て　月より暮る野路の遠方
なぞもかく秋は悲き草枕　むせぶ涙やゆめの面影
淺からぬ[illegible]しの形見手に慣て　身に添は只中の思ひ子
立寄こ大井の方をいざ訪はん　深き川瀬の五月雨の頃
露かくも見[illegible]は[illegible]繁くれ[illegible]て　夏こそ繁れ道のべの草
叢竹の垣ねの内は清らかに　あふげば高き山寺の軒

峰傳ひ響きは近き鐘の聲　誰も霜夜の寢覺侘らし
古事を思ひやらるゝ老の身に　仕へ來し世も今はうしとや
歎きこし花見ん春のかひなさよ　六の字をけふ筆試みつ

又正剛が御葬送の供奉せし時の記あり。迚これも亦父の見せたりしを林轉す。

なげきのかげ

去年神無月のはじめより、君例ならずわたらせたまひて、ありとある神佛の御祈はさらなり。さるべきくすしどもあまた召集て、とり〴〵の御やしなひ殘るかたなかりしに、ことし二月四日より一入あつしく成らせたまふ。御齢のほどなどおもひはかり奉れば、いよゝ危くは見えさせ給ふ物から、近き程に御所稀なる御位に進またまふべき。その御祝意にとて、獨百韻の連歌ものしたまひ、日ごとに詠出し給へるは、常にもまされる御句のみ遊されしかば猶たのもしくて、かくては御病もをこたらせ給ふべきなど云あへりしに、百韻はたさせたまひて後猶も重らせ給ひ。きさらぎ末の日の曉つごに隱れさせ給ひにけり。天が下のなげき云盡すべくもあらず。

　思ひあまり慕ふもはかな月影の雲隱れにし曉の空

又の日かゝる折なれば、御庭近きついぢの這入の口々なんどあらため回りしに、年頃めでなれさせ給ひし木木の花は、去年も同じ色に咲出べきけはひなれど、見む心もなく只すゞろに物悲しかりければ、

　なげく世のことわりしらば櫻花今年ばかりは咲かずもあらなむ

彌生五日東叡山に送り奉るとて、巳の時ばかりに御棺廣庭なる假のうてなに居奉り、衆徒參りて修法し奉る。御所より御見送りのため增山河內守參られたり。したしき御方々よりもさるべき司たち參る。其外由緒ありて御館に立入し人々、事をうけたまはりし工商、或は猿樂のたぐひまで、かねておほん惠の厚かりしを仰ぎ慕ひ奉りて、此世の御門出拜みたてまつらんと集ひ來て、列を分ちつゝ所せまきで並居

たり折ふし雨の降出けるはいくその人の涙やらむ。とかくして内外の御供揃せしかば、午の刻過る頃假の御門を出御なし參らす。此時雨は小止ながら猶晴もやらず、哀なる空のけしきなり。御道すがらのいましめ、何くれの事、公より物し給ひければ、遠く御先をおひ家々には門を閉はて、挑灯たてならべなどしておごそかに構へたり。かくて未の刻に東叡山なる龕前堂にうち向はれ給ふ。とみに作れる假の御堂ながら、等覺門と額うたれけるは極樂の御導きにやといと貴し。堂前に武家衆僧迎奉る。是よりはいづれもそうぞくに改る。おのれ數ならぬ身ながら喪衣といふ物きて、此わたりに迎へ奉れり。此御供つかうまつるはかしこくも恐あるわざなりかし。御棺を御堂の中央にかきすゑ奉る。程もなく一品宮出御まします。衆徒等は此御山のかぎりまう來て、御回向の讀經いとねんごろにつとめたり。忝も宮の御導師の事代々將軍家ならでは例なきことぞかし。こゝらの御ことはてぬれば、やがて妙覺門を出し奉り御廟堂への行列うながしつ、御道すがら伶人の奏樂は、歌舞の菩薩の來迎もかくやと思はる。薫香灑水のわざは虛空に降くる花かとあやしまれ、夢路をたどる心地しつゝ御廟堂に送り奉りぬ。御棺居奉りぬれば衆僧又一同に入來る。宮も猶渡御ありて御聲あらたに御引導まし〳〵香たかせ給ひ、またいしてふ物に侍らせたまふ。此時執政西尾侍從御所に代り奉りて參拜せらる。西の御所よりも同じく小濱侍從參拜畢て方々の御代拜ありかれこれ果て衆僧みな退出し、喪衣きたる御供もおの〳〵御堂をまか出けるに、空はやゝ暮て此六山の鐘告わたるは、誠に諸行無常の響ぞかし。御堂の上をあふぎみれば、杉生木高く茂り物すごきけしきなり。かゝる所に置奉して立歸らん事のうしろめたく、本意なくしてしばし休らひし程に、

かしこきも今をかぎりと思ふよりなげきの蔭も立うかりけり

かくてあるべきにあらねば、やをら立出んとする頃、さきの雨の名殘にや、又ふり來るにいとゞ袂もぬれ添て坊舍に立歸り、彼の喪衣を脫捨るとて、

春雨の降り捨がたき袂哉誰ためならぬ苔の衣は

彌生十八日御所には御位すゝませ給ふとて、上下ひしめき、御ことぶきうるはしくとゝのひ給ふとなん傳へ承る。君世にましまし〳〵て聞召さば、いかばかりの御懽にか侍らんと、かしこくもおもひはかり奉りて、

祈來し千代の齢はかたくともなどけふまでもまさぬ君哉

文政十年とせ三月十九日、此ほどの袂と共にはじかき筆をぬらしておもひを述はべる。

平　正剛

流水居士曰へらく、この正剛なる人は文忠なる哉。この記を見るに就けても逢ま欲しくぞ。

甲子夜話卷百

○過し文政四年冬十一月甲子の日林子訪問。夜話に契りし書冊の功容しからで、十年夏六月に遂に十十の成數をなしぬ。年は七歳を經れど月は凡七十月なれば、全く五年十月に百冊を成したるにぞ、因て又續集をせんと思企る折ふし、文化中神戸老侯本多隨翁（元伊豫守丹後守）尚齒會を催せしときの圖を得たり。また其肖像を寫したり。予今年六十八林叟も亦耳順。この後も舊契を廢せず續編の功を爲さばやと思ふの奇遇なれば、賀視の意を以て即これを卷首に置て、尚他年の成功を期する耳。

原圖に題す、文化十三丙子年三月十八日於二喜亭一尚齒會之圖、下屋鋪高輪庚申堂横町、執事藤原忠憲

隨翁は祖佐の門人、嗣蘭侯忠統の子名忠永、忠憲は隨翁の季子甲馬と稱せる人なり。



○文政十年春の末、上州伊香保の溫泉場に失火ありて一郷皆燒たりしに、翌日より溫泉みな冷水となり十日過て故に復せしとぞ。文政三年頃の事とかや。富士山の山あれせし時箱根の溫泉も冷泉と變ぜしと云。地底の火脈發出するの故なる歟。

○林叟の書に、この夜話の冊を叟の傍にて檉宇見及び其材料になるべき物かと叟に示せしとて、叟おくり越ける品々、【割註】成嶋道筑名信遍字歸德號錦江、左の記は詠じて後仄に上聽に入しとぞ。道筑少壯の名は信遍以下なり。晩年に更名、鳳卿字子陽號芙蓉、又得ニ大乘禪印于東湖禪師一、々贈ニ寂然居士ニ東岳の曾祖」

日光御社參の比御供にもれし事を歎て、とのものかみもとゆき朝臣に申侍し。（主殿頭意行侍從主殿頭意次の父）

あぢきなくかしらの雪とふりはてん黑髮山ものほりえぬ身は

後師家に常の詠草と共に筆削を乞ければ、卿の評に、

（爲久卿評）自分の述懷にてはさもあるべき事に候。

右錦江の家集を三代の浪と稱す。錦江は冷泉家三代（爲綱卿爲久卿爲村卿）に係りし門弟にて、其褒詞或は點になれる歌を書あつめたるを以て、三代の浪とは名づけたる也と。家傳に此詠德廟の乙覽に入ければ、御旋に此度の供奉は思ひ止むべし、重ては必ず召連らるべしとて十三經注疏本を賜りけるとぞ。其書尙今に家藏す。和歌の德にて上を感ぜしも珍しきことなり。亦上の憐才の盛慮は有難きことならずや。又、

王子といふ所に花御覽の頃歌奉れと仰ごとにて　道筑上

折にあふ君がかざしの櫻がり花も千とせの色をそふらし

おなじ日花のもとにて唐服を賜はりて

唐衣立まふ花の袖せばみ露の恵におき所なき

右奉書紙に書たる眞跡を裝潢して、御側衆土岐豐州の家に藏せり。豐州の祖は享保中御小姓を勤たれば其時道簱上りし懐紙を賜はりしことにも有るなるべし。唐服を賜はれるは、一時の御戯なるべきが珍らしきことなり。

又かの三代の浪の中に載たる春曙百首の鈔寫

春曙百首

ながらへてうれしき物か花鳥の春にまたあふ曙の空
いとまあれや鳥の初音に起出てまづ曙のはるの心は
富士のねに常ふる雪も咲く花の面影かすむまどの曙
花とりを眠に過し昔さへおもへばくやし春の明ほの
横雲のしらむもわかぬ花盛りかねはあやなし春の曙
ながめては身のいたづきも花鳥に入を忘るゝ春の曙
明ほのにしるもかしこし天地の人を隔てぬ春の恵は
おもひやる春の心のはてもなし霞とゞめよ曙の空
いひしらぬ心うきたつ曙にわかれてうきは春の東雲
八重霞立そふ四方の空ながらなど明渡る春の夜の月
思ひ入る春の心を奥山にひともながむる明ほのゝ花
世の外に身をおく山と尋しは淺ぢが宿の春の明ほの
花鳥にとめる心は身におはぬまがき雑の春の明ほの

長閑さを春の物とはわきてしる夜のまの雨の浦の曙
曙の只一ときにかざらずば衣もかくは春にしられじ
佐保姫の霞の袖の花やなぎいくへあやおる春の曙
僞のなき世を人の身にしるも神の恵のはるの明ぼの
日本の人のみしるや國津風たかまの原の春の明ほの
天地も分かずかすめる俤や神代にかへす春の明ほの
なほざりの花鶯の哀かは神の代よりの春の明ぼの
逢にあひて心の花も和らける此國振のはるの明ぼの
海山のまだみぬかたの春も猶心に浮むあけぼのゝ空
尋ばや哀をいかに眺むらん都の花のはるのあけぼの
行く月の都の空を思ふかな吾妻の花のはるの明ぼの
哀れ誰が繪がける筆のすみだ川霞むせきりの春の曙
みるめあれや難波の春の曙に霞もあらぬ紀路の春山
のどけしなひらの根颪吹絶えて眞野の江霞む春の曙
心あるたが言の葉を松島やをじまの浪の春の明ほの
濱ゆふの幾重隔てゝみ熊のゝ浦波かすむ春の明ぼの
面影はもとみし春に立そひて明ぼのかすむ木の松山
鐘の音も匂ふ霞にこもり江の初瀬の花を春の明ぼの
白雲も花のよそめに薫るなり高まの山の春の明ほの
花なりし世をもあまたに數へきて老蘇の森の春の曙

鷲の山花ちる春のおもかげも此世に匂ふ明ほのゝ空
横雲は花の梢のおもかげに立田の山の春のあけほの
立歸りよしのよく見ん雲もみな櫻に霞む明ほのゝ春
鹽がまのうらこぐ舟も曙の春のみるめは更に悲しも
橋立や浪も花かと松蔭にかすみわたれる春の明ほの
涯しなき春の心に眺めやるむさしの遠く霞む明ほの
月のみか花の名殘も有明になぐさめかぬる姥捨の山
又たぐひなみのみるめや沖つ舟ゆらの戸霞む春の曙
またやみん田子の浦なみ折出てふじのね霞む春の曙
咲散は徒なる花の色にもなど心とゞむる春の明ほの
いかにいひ何とつゞけむ及びなき言葉の花の春の曙
春をへてみはかき摘ん種もなし誰が言の葉の春の曙
曙にたれみつくさん春のよの夢の浮橋たえし名殘を
小倉山春は昔にかすむよのひかりをのこす曙のそら
いせの海や旭は波にまづみえて岩がね霞む春の曙
長閑にも出でゝ仕ふる身にぞしる夜の衣の春の曙
山端の花にほへるを明ほのゝかすみに殘る春の月影
衰さは老てぞことをあまりにも思ひそへゆく春の曙
月花の其きはならぬ身にも猶哀をしるは春の明ほの
名殘おもふ雲井の雁もねに鳴て花にやかへる春の曙

心ある誰をさそひて呼子鳥日と花とのはるの明ほの
横雲の嶺に分れて軒端なる花にぞのこる春の夜の月
百千鳥聲も匂ひて軒近き花にさへづるはるの明ほの
横雲も匂ふ外山のくれなゐは花に色そふ春の明ほの
言のはも及ばぬ空や月殘り春霞む夜のあけほのゝ空
たぐひなき物とは花の鳥すらもうかれ囀る春の曙
月花に唐人のながめまで思ひやらるゝ春のあけほの
世はなれてみむ人いかに閑(のどけ)さはとしげきにも春の曙
仙人のよはひかるとも限りなき哀は盡じ春の明ほの
鳥さへねぐらを立て行方のよそめかすめる春の曙
心にもみを任せねば行きてみね野山懐かし春の曙
行てみぬみをうみ山に飛鳥のつばさからむや春の曙
父母のおやのみし世の春かけてかすみ露けき淚の袖
しるやたれかねもかすめる曙の哀つきせぬ春の心を
哀さの何をそれぞと知らぬみも心にしむは春の曙
花鳥の春にてあれな一とせのそらをば常の曙にして
えならずよ霞める月の影をさへ花にそへたる春の曙
いひしらぬはるの哀は花鳥のとりかさねたる曙の空
問ばやなものゝ哀をしる人はいかにながむる春の曙
花鳥はみやもわらやも隔なき惠をしける春の明ほの

花鳥に樂しむ春をうき世とは曙しらぬ人やいひけん
入月のかすむ名殘に梅やなぎ色を爭ふはるの明ほの
身は老ぬまさきのかつら曙の春の哀をくり事にして
花鳥の色にもねにも糸竹の調べ變らぬはるの明ほの
鶯もやはらぎ鳴ていひしらぬはるやかたらふ曙の聲
月花の色香なくとも哀さはいつをたぐひの春の曙
忘れめやうらわのみるめ假縫せし蜑の磯屋の春の曙
花鳥に心もとめずうかれにしあはれ昔の春の明ほの
天つ雁歸るをみれば常世にも今や花さく春の明ほの
心ある身にいつなりて言の葉の露も色そはむ春の曙
あこがるゝ心のするやまよはまし霞なそへそ春の曙
八重むぐら霞める宿に起もせずねもせで向ふ春の曙
ものけなき園の草木も春の色を添てかすめる宿の曙
月花も今みるのみの哀かは思ふ昔のはるのあけほの
白み行く後こそわかめ花の雲霞みて匂ふ春の明ほの
哀さをはるのならひと昔たれながめかをきし曙の空
雲とりいあやなも花に織添る錦や春の明ほのゝ空
紅ゝばの秋の錦もなかりけり花の林の春の明ほの
よるなみも花かと匂ふ和田の原霞む千里の春の曙
花の山むらさきだちて青柳の絲に匂ふ明ほのゝそら

月のいる枕の山ぞまづしらむ花さく峰のはるの横雲
かひもなき身をこそ歎け三代の浪掛かる汀の春の曙
昔思ふ涙やかすむ七十に三年こなたのはるの明ほの
老の友稀なる宿は花にさへひとりぞ迎ふ春の明ほの
つもりこし哀れも深き花雪にふりまさる身の春の曙
玉つ島光をそへよ年へても浪の藻くづの春の明ほの
哀またなにをか思ふ花鳥に惠さへそふ春の明ほの

（蔦村卿褒詞）いつもよく聞え候、春曙の詠歌珍重候。

又道筑の子を忠八郎と稱す名は勝雄、この作なる松蟲鈴蟲の辨とて添ふ。

松蟲鈴蟲の辨

物の名などおほつかなきを、しひてあなぐりもとめんこそ、いとものぐるしけれ。俊成卿のしの〻葉草いかなるものぞともさだかならねど、たゞその名のえんにやさしければ、ちらすなほとはよませられけん、ゆうにうるはしき道の教へなるべき。されど又登蓮法師がますほの薄とみに尋ねゆきけんも、さるかたにすきたる心のやうゐありてまたおかし。この程それの御つぼねより、都にしては松むしといへるは色くろく、鈴むしはあかきをいへり。あづまの人はおほくそのとなへたがひたり。いづれか／＼そのよしわきまへよとあれど、武さし野のかぎりなきおろかさにして、いかでそのなのりのたがひめわきまへ侍らん。なれどしひていなみがたくて、おのづからきゝしことや見出るとて、ふづくゑのあたり所せきまで、ふみどもひもときちらしぬ。そも／＼蟲の音をことにめでおはしまけるは、堀河院の御時にして藏人頭以下を嵯峨野に逍遙させて、松蟲鈴蟲を奉らしめ給へるよし、順徳院の禁秘抄に見え。公事根原にもむしえらみの事同じ如くしるさる。又堀河院次郎百首の題にも松蟲鈴蟲を出され、松蟲は古今集に

貫之の人まつ蟲とよめるによりて、俊頼忠房その餘の人々も皆野原の夜寒によせ、常盤山の麓のさびしきにつけてわびぬるよしを詠じ。鈴蟲ははしたかの尾ぶさの鈴かと聞まがふよしを顯仲よみ、驛路の鈴かとおぼめかしなと仲實のよまれける。其外世々の撰集あるは順の和名をはじめ、袖中抄八雲御抄藻鹽草なゞにもまつといひ鈴といふ、ゆかりにつきたる言の葉のみあまたあつめて、これがすがたのかうやうにして、そのなくこゑいかゞこそはなけと、さだかにしるせしはつや〳〵見る所なし。まいて漢がたのふみには本草綱目よりはじめ、きり〴〵すはたおりのうへのみあきらかにしるし置て、この二蟲の事はつゆあらはさゞ。近き比の陳淏子が花鏡に、金鐘兒燈稜々の鳴き小鐘の如しとかけるを、平賀といへる男のまつむしといへる訓をつけしは、こや都の手ぶりにならひしなるべし。白石といへりし人の東雅といへるふみには、鈴蟲のたぐひといへるのみしるしゝ貝原篤信といへる翁が、しきしまのやまと本草には、松虫はきりぎりすに似てひげあり。鈴蟲はそのさま西瓜といへるものゝ種のごとく、黒くひらくして首さゝやかに、ひげなかば白き二條ありといへり。翁は筑前の人にて都よりはじめ東のはてまでもあまねくあそびありきて、見るもの上もひろく見、せちにあきらめたる翁ぞかし。これやあづまうどのいへるにかなひたるらんと覺ゆ。こゝに源氏物語のすゞむしの卷に、六條院の言ばにいへらく、聲々聞えたる中に鈴蟲のふり出たるほど、はなやかにおかし。秋の蟲の聲いづれとなき中に、松蟲のなんすぐれたるとて、中宮のはるけき野邊を分て、いとわざと尋とりつゝ、はなせ給へるしるくなきつたふがこそすくなかなれ、名にはたがひて、命のほどはかなき蟲にぞあるべき。心に任せて人きかぬおく山はるけき野の松原に、聲をしまぬもいとへだてたる蟲になんありける。鈴蟲は心やすくいまめいたるこそらうたけれと書けり。凡松蟲は人け遠き所にひとり心ぼそげに鳴をれるより、人まづ名にたちそめ。鈴蟲はその名をもいふり出たるなるべし。さればいさゝか此ものがたりに、此蟲どものこゑのやうをしなほかたはしを證とし、かの貝原翁が說にしたがひ、しばらくあづまうどのいひつぎのまゝに心うべき

にや。猶ものさだめのはかせに、とはまほしくこそ。

○前冊に（九十六）弘前侯逼塞中、上屋鋪と老侯の抱屋鋪の門扉に陰莖を落書せし事を記す、此頃觀世が宅に能を見物に往て群居俗話の中この事に及びしに或者云ふ。故閑老瑞龍院（松平豆州）酒造の浮言によりて病と稱し退役せしとき、御免の翌日これも御役宅（西丸下）の門扉に、同物を畫きたりと。予云ふ是も即刻洗磨せしかと、言者答ふ然らず數日その儘ありしと。豆州の賢この一事にても知るべし。その再び復任せるも宜なるかな。又聞く弘前侯の愼中、上下邸の臣輩間往來を憚れば、御島に住る者深夜潜に出て上邸の人と交代す。その邊の狡兒、途次におとし穴を掘り其人をして陷らしめ、傍の藪内より落たりおちたりと云て毎に笑へりとぞ。本所邊の町人は殊の外其藩を憎むと。何の故なるにや。

○林子の文通に。嚮に云ふ三年ばかり前營中にて、寺社奉行本遠州狐珠なりとて旋毛の物を携て人に見せ、予も其中にありしに喜色滿顏なりければ、人皆戲れて必吉兆ならんととりどり云合へり。幾程もなく遠州參政に進みたり。可笑。又此丁亥六月十日我が內の赤名孝馬と云者、金比羅參詣とて土橋を行き路上に狐珠を獲たり。これは純白毛なりき。就て狐珠の話ども人々言を聞に、この正月上野にて是も我が內の門倉伴助が親類の醫師拾得たり。又同所にて五月のことなるが、御用部屋坊主本間伊覺が次男も拾ひたり。此頃寄合肝煎大久保四郎左衛門が話に、其家來の親類是も五月上野にて得たりとぞ。又同月中奧御番設樂市左衛門（林子の婿）下谷の途中にて骨董店にありしを買得たり。これ等月前にかく迄多きも不審なり。知らぬ所に幾ばく有るべきや。或人曰、天晴風和する日には牛の毛珠を吐すること有る者とぞ。白牛は白、黑牛は黑なり。世に狐珠と云者と少しも違ふこと無しと、尙博物家に問べし。

○前第九十五卷に御臺所の濱御庭御遊の記、幷に陪從女員の記をも載たり。頃また御供某々の記を示す者あり、思ふに役女衆の記なり。茲にその時の盛事御遊のありさま想ひやるべし。

梅溪

葉月廿日あまり大君清水の別殿へわたらせおはします。豪の君には濱の御殿へおはしまし給ふ。この降續しをたれも／＼おぼつかなく思ふ曉の頃、村雨さと降そゝぐ音にうちおどろき見れば、ひむがしの空に星の光もみゆるに心おち居ぬ。かくて夜も漸明行そらのはなやかにはれわたりて、朝日とゝもに出たゝせ給ひぬ。かねてよりよろづいかめしうさま／＼の御まうけどもはさら也、けふの御れうにてめもあやなる縫ものゝ、御きぬ御帶とり／＼まゐらせたまひ。又大君につかへ奉る眞砂子をはじめ、若君の御かたはらの人々にもまゐらせ給ふ。御殿のうちゆするばかりになむ。西の御二所よりいろ／＼御こゝろをこめられたる御調度ども奉らせ給へり。かくて濱の御殿におはしましつきて、まづ中島の亭にてしばし御園のけしき御覽じさせ給ふ。げにも御池の心ひろく、藤棚はる／＼と御橋かけわたしたるは、さながら繪にかゝまほしきさまなり。何といはむ方なけれどこゝろのうちに、

なみならぬ君が見るめに眞砂地も玉しき磨く濱の御園生

これより松の御腰かけに立寄らせ給ふ。爰のかたはしをはじめ處々に釣どのをしつらひ、見處おほき御ようけどもなれば、かなたこなたと御覽じさせ給ふほどに、大君御先の舟どもさし出などつけ奉る。いそぎ海手の御茶屋におはしまし御舟を待奉らせ給ふ。この御ましにも濱邊によせてつくりなしたる御調度に色々の池の花貝、さま／＼めづらかなる御たまものどもとかしこみ奉らせ給ふ。實にこの濱の眞砂の數によそへても、なほ餘りある御惠とあふぎつゝめで奉る。されば是よりうちむかふ海の面限りもあらず、沖の方には舟どもはるかにみえて、日の影の波にうら／＼とうつしそへたるは繪も及ぶまじや。

此君がみなめかひある竹芝の浦珍らしき波の海原

晴るゝ日の浪間靜にいく千里向ふ限りは白雲の空

程もなく御先つかうまつるものゝふども、淺草丸榮壽丸といふにのりつゝ、其ほか御供の　共こぎつれつゝひろき波の上も所せくなむ。豪の君はさこなり眞砂子を始あまたの人々、海邊ちかく簾のもとにて

見奉る。船歌のころ波に響て、はるかには糸竹のやうに聞えしも、間近くなるまゝにうちかしこみあふぎ見奉る。いともきようをつくしたるはげにもとしるき。大河御座となんいへる御船にめされたり。御召替はきりん丸となむ御舟じるし浦風になびき、袖うちはうてうたふ聲いひしらずおもしろくも、めづらかにてげに、

浪風も治まれる代の豐かさを君が御舟に唄ふ聲々

はるかに過させ給ふにしたがひなを見奉らんとて、又かなたの海邊に人々のいそぎて行きまたとへむかたなし。かくて御舟ははや清水の御舘にいらせ給ふ。それよりこなたには御亭山さしてわけいらせ給ふ。爰にも御つとにせさせ給ふべき水葵の色ことなるあり。すべて所々に御たまものゝ數々、御まうけどものめでたきさまは申し奉らんもさらなり。是より遙かなる海上眺望いはむかたなし。

前浦登高閣、遙看帆影浮、浪平簾外靜、淸興復何求、

それよりかの釣どのにて、こゝかしこに人々の袖うちむれたる衣きぬの、色々めもあやに見わたさる。

錦にも立まさるなり若紅葉み池の水にうつす姿は

一筋に罪もむくいも忘られて心をよする釣の營み

釣棹のいと珍らしと人毎に寄來るいをゝ松の下陰

むかふの岸に鷺のおりたてば、

なれも又藻による波の鱗に心かけてやたてる白鷺

時もやゝ移れば中島の亭におくだものきこしめすほど夏のけしきを御題にて言の葉ども奉れとあれば、とり〴〵つかみじかき筆もてかき集はべる程に、かゝるもくづのまじらむははづかしけれど。

疊みなす岩ほ松がね池水に君と〳〵の千世の中島

春はさぞとみ池の面に末遠き契深めてかゝる藤波

竹芝浦上叢、【割註】（補）業字不審」晴奈、碧水渺漫望不レ窮、遍弄ニ釣魚一松樹下、藤橋遥處玉池通、

それより庭中堂さしてもうでさせ給ふ。

高林寂莫玉堂前、夾路更如レ訪ニ洞仙一、並座猿姿千古彩、宮人攀到此留連、

木々おひかさなりたる道を分つゝおはします。此かたはらの草村は虫のあまた生出る處となん。いま行ちかひし人々のいひしも、共におのがさま〴〵、いづれとわきがたき聲のうちにもまして、

露深き千草の錦分けききすだく松虫や鈴むしの聲

ふりすてがたけれど、うち過る程に、新銭座にいたる。田舍びたるも亦めづらかに、

ひとゝせのいとなき賤がしわざをも哀れしとや爰にみすらん

名ある處々見つゝ行まゝに、觀音堂の御戸ひらきてふしをがみつゝ、

賢くも誓をたてし佛々の大慈大悲の惠をぞ思ふ

爰を過て富士山の邊近くおはしませば、人々還御の御よそひとゝのへ奉つる。やがてかの海邊のかたに待奉らせ給ふ。こたびはそう引とて御舟のともづなひきつれ、聲いさましうたぐひあらじと見奉る折から

夕づく日玉の御舟に差添へて波に輝くけふの海原

千代かけし君が御舟の御手綱ひく手あまたの聲ぞ勇める

都の御かた〴〵に、かゝる海邊のさまを御覽じさするよしもがなとひめもすの給へば、けふにもと思ひつゞけ奉りて、

濱風も吹送らなむ都路に君が心のふかさ見るあな

かくて寡の君にもくれはてぬ先にかへらせおはしますべき御いそぎに、心あはたゞしけれど、うちかへりみがちにて、

夕汐の差留らるゝ波の上に心殘してかへるさの路

かゝる賢き御事は、かたはしだにまねぶべきにあらねど、御供にまかりしゝるしばかりをかいつけ侍りぬ。

臺の君中島御茶屋にて御當座、

いく千世の末しらさきと中島になみのたちゐも見るめそひぬる

君がきてけふぞ御園の濱の波かけゝるそでをあふぐもろ人

花町

葉月末の一日、濱の御庭へならせ給ふべきよし、御事ありて出立給ふ。その日の御まうけはいふもさらなり、いまだうち〳〵の程より殘るかたなくこまやかに、大樹君の御心をそへさせ給ひ、いともかしこき御定なるが、うへに同じき中の九日、濱邊のけしき只みるごと、縫ものしたる御ぞにむすびそへたる御帶の御もやうも、折にあひたる蘆邊の鴈の御物好き、淸らをつくして送らせ給ふ。臺の君にもあまるかしこさを、おぼしつゞけさせ給ふ。はた召しつかはるゝかぎりは、たゞ夢かうつゝかとうべなう、まいていはけなき御時よりつかへ奉るは、わかれぬものはとあふぎ尊み奉る。廿日の一夜を千夜の心ちして明るをおそしとまち侍るに、寅過る程よりやゝ曇り侍れば、こはいかにせんとそらのみ眺らるゝに、卯の刻ばかりにはむらさめさと降り出る音の聞ゆれば、むねつぶれてとみかうみ思ふも、ほどなく折からのうす霧さへ晴れて日影さし出れば、心の空もはれやかに先御殿を出輿ならせ給ひて、時もうつらすはまの御園に入おはしましぬ。はやう成らせ給ひてとし月へにければ、道すがらもいとめづらしく、けふこそかくて千代のよはひものべ給ふ御心地ぞと、いともいともかしこまり給ふを見奉れば、

淺からぬ君が惠の御衣には綾も錦もいかで及ばむ

まづ藤棚の下より中島の御茶屋にならせおはしぬ。いり海の池のさまかた〴〵御詠もつきせす、猶浪かけて思ひもよらせ給はぬ御品ども送らせ給ふに、かれよ是よとめでかしこみ給ふ中、はや大樹君にも淸

水の御前にならせ給ふ。御舟御先おふ船ちかづくなど追々告げ來る。いそぎ海手の御茶屋に渡らせ給へば、海近きかたすだれおろして人々居りつどふ。こゝより海の眺望いはんかたなし。しばしやすらはせ給ふ御程ありて、あみ引をのこ舟こぎ出で、波にたゞよふと見ゆるにつきて、御供のものゝふの道正しく御舟二つ三つ、はるかに見えたるはいかになどいひもてゆくに、御船の唄のかすかに聞ゆるは御召船大川御座なり。御召かへは麒麟丸、いづれもいかめしく御船印風に靡きたるさま、もろこしまでもおもひやられて、たれも〳〵皆かうべをたれて海面をのぞむに、

ゆたけしな今この御代の時津風浪靜なる竹芝の浦

なほ御茶や酒にみなあかりある御くだ物、濱邊のさまによそへて御心深き御調度、献もまたすてがたき御あふぎ御あせ取の染色もいつくしき、なほ末廣き御惠の數々つひに目なれ給はぬいける鯛めづらかに御覽したまふ、御獵のいをおなじさまなるうつはのうちに、世のうきふしは忘れ草なども入まじりたる御目をおどろかし給ふ。御かしこきとも申も中々にて、つたなき筆には及ぶべうはあらず。御供のするゑの末まで御惠のなみかゝらぬはなし。

君も臣もけふ盡ならぬ惠みにて仰ぐ千尋の竹芝の浦

かゝる折から濱岸の御前、この御園より程近しとかねて聞き給へば、げに浦風の舟もがな、波うちよせてみどりそひゆく姫小松に二葉の女松生ひて給ふ。御産屋のさまみゆるおもむきは、いかばかりの悦びならん。大樹君にもさこそおぼしよらせ給はんなど、これ〳〵の給はせ給ふも御ことわりになむ。それよりかなたこなたわたらせ給ひて、御釣殿に釣りたれ給ふに、いをもあまた得給ひければ興にいらせ給ふ。今しばしとおぼし給へど、日もたけぬとてひるの御ものきこしめし。それより庚申堂にぬかづき給ひて新錢座といふ所にいらせ給ふ。こゝは田舍びたるさまにて、いと草ふかく蟲の音の音を盡しはりここかしこふりすてがたく、觀音にも詣させ給ふ頃は、還御ならんと御知らせ有とて、人々つゞくにまへ

の如く御船出。このたびは惣引とて一入いさましく、御船も夕日に照りそひ波もかゞやき、心もうき立ばかりなれば、われおとらじとはしり行く。人々のさま沖のかもめにことならず。むらがり立つ袖くちは萩の錦のすりごろも、色どりわけてはなやかなり。君には御舟に移り給ふを御覽じ奉らせ給ひ。又海手にといそがせ給ふに御舟も向ふの沖に見えたもふ。

　引人の聲さへ勇む御船路は君と〳〵の千世の友綱

けふの御舟のさま何にかはたとふべき。あふぐにもあまりありて、遙かにそれと見え給ふまで見奉りて暮かゝるそらに心いられし名殘をよそにうち過し侍るも、

　たゞひなみ朝日夕日のさす棹に心をよするみるめ深しな

などいひつゞけても、心あまりて言葉には十が一もつづけがたう、けふのかしこさみるめもさらにはてなきは、千ひろのそこの波のもくずかきも盡されねど、かゝる御園の詠を八景になぞらへて、かたはしをかくなむ。

中島藤
　中島や永き春日に千世かけてさかばさぞなと思ふ藤波

松御腰掛の夕立
　浦風にはるゝを松の下宿り涼しく過ぎし夕立の頃

海手の秋月
　須磨明石名にあふ秋も此浦の月の見るめに及ぶべきかは

新錢座蟲
　鹿の音もそへて聞ばや秋深き千草田面の露の鈴蟲

富士山雪
　雪深きながめはさぞとみそのふに名高くうつす不二の芝山

御亭山眺望
　山高く向へばはても白雲に續くばかりの遠の浦波

觀音堂鐘
　盡もせぬ名殘思へば殊更に聞かで嬉しき入相の鐘

中橋行人
　中橋の名も睦まじき君ときめ惠に渡る世々の諸人

かへす〴〵も盡きせぬかへさの名殘をおもひつゞくれば、

何くれと釣するわざもいとまなみ見るめばかりによせし心や

しばしのひまにさをおろし侍れば、

いをならすこのつりの緒は鶴龜の齢を君に契る手をひけ

などいひ〳〵て西の下りころに、もとの御殿に歸御まし〳〵ぬしたがひ奉りし人々も跡や先に歸りつきぬるを、いとめでたしと祝し侍りて、

君も臣もすぐなる御代と竹芝の浦珍く仰ぐ歸るさ

○或人一小冊を掲示す。曰ふ、これ當上と僊洞との御製を聞傳へたるまゝに裒寫せし所なりと。拜覗するに珠を聯ね玉を累ねたるなり。因て謹で首局の鎭とす、【割註】(補)此冊子に押せる印とて、賜蘆文庫の印影あり今省きぬ。

當今御製

霞知春　鶯もまた告そめぬ朝ぼらけまづ春みせてたつ霞かな

江上春望　よたぐひなみも長閑に霞つゝ梅が香匂ふ難波江の春

江春曙　堀江こぐ棚なし小舟たつ霞ゆく〳〵へいざよふ春の曙

子日鶯　松と共に千年に春を契るらし子の日する野の鶯の聲

[illegible]　雪消ゆるみ山の端も霞みけり春の到らぬ方はあらじな

燕　花の香を吹入るゝ風に誘はれてをすの外近く燕なく聲

蛙　流行く春の日數を川水にせきとめて鳴く蛙なるらし

藤　池岸の岩ねに匂ふ藤波やいく代の春をかけて咲らん

郭公　郭公はやなかなむと待侘てぬるまなさへも惜む此頃

夏月　うたゝねの枕すゞしくさす影に打驚けば明る夜の月

夏朝　てらしつる夜半の螢は影消て朝日すゞしき露の草叢
泉　まだきより秋もや籠る谷陰の岩もる清水夏を隔てゝ
女郎花　女郎花あたなる花と見乍も色めく野べは過がてにする
尾花　秋來ぬと早穂に出でゝ招くなり尾花が袖の露の夕風
月前雲　消やらで棚引く宵の浮雲をはらひ盡せよ月のした風
月前紅葉　夜るも猶月の光の輝すより色を砌りの木々の紅葉ば
瀧邊紅葉　幾千筋より交ぜて落す瀧の糸を錦に染る紅葉ばの陰
紅葉交松　枝交す峯の紅葉の幾しほに松の常盤も秋をわくらし
雪　降り積る外山遙に見渡すも都へだてぬ今朝のしら雪
夜衾　埋火の消ゆ共よしや重ねつゝ冬を忘るゝ小夜のを衾
秋戀　わりなしや人の心も私の風ふきそめておく袖の白露
寄草戀　人はしれ我は忍の草の名に戀つゝ年をふるぞつれなき
寄鳥戀　待人はこぬ夜更行く槇の戸をうしや水鶏の何敲く覽
松風入簾　搔鳴らすもやのを琴の音を添てえならず通ふ軒の松風
竹露　秋風の拂ふ跡より還餘るうてなの竹の露のさやけさ
舟　見るが内に行へも遠くなるみ潟波路を分る沖の友船

仙洞御製

春

松有春色　雪の内も松の常盤はあらはれじ今一しほの春の色哉
子日鶯　子日して曳や小松のねもゆらに誘れ來鳴く野邊の鶯

霞滿山　さほ姫の春の衣の霞はへて霞かゝらぬ山はあらじな

梅香　萬木の花てふ花の花の香も梅のにほひに何及ぶべき

社頭櫻花　神垣は和らぐ春の影とひて散るべくもあらぬ櫻花哉

山花　清かての峯より峯に面影をあくがれし花の匂ふ山眉

野遊　棹姫の[illegible]の心もしみしるは霞にあかぬ野べの日暮し

夏

夕郭公　郭公村雨すぎしゆふぐれの月とともにも雲間もる聲

梅雨　雲の濃き[illegible]八重[illegible]晴[illegible]やいつ迄ぞさみだるゝ空

夏月涼　[illegible]を知ぬ風も[illegible]に[illegible]る月の涼しさ

水上螢　[illegible]の浮草にすがる螢の影も流れぬ

夏天　[illegible]峰を[illegible]にて[illegible]水無月の空

秋

星河秋興　[illegible]ふ天の河霧のとはいと[illegible]の別袖も

擣衣　衣打砧の音のうらむるを遠かた人にしらせてしがな

虫恨　[illegible]虫の[illegible]

秋苑月　[illegible]白露に月も影しく[illegible]

月前紅葉　空にてる月の桂[illegible]

河邊月　[illegible]

冬

落葉滿　嵐吹く[illegible]の紅葉[illegible]龍田の瀬々[illegible]河淺

網代　網代木に寄來る氷魚や篝火のよを宇治川と知ず行覧

篠上霰　冬されば霰亂れてさゝの葉のみ山もさやに嵐ふく也

夜衾　厚衾重ね侘夜に賤が屋を思へば〳〵さこそさゆらめ

戀

忍久戀　逢事はいつまでとても忍ぶ山忍ぶ心に年をかさねて

後朝待戀　言のはの猶殘りしとかきこさばいかにかあらん跡の朝床

戀恨　今は只恨ばかりとなり果てうきとつらさも昔語りに

雜

松下風聲　洞しめて住む山人や山松の千歳の風の聲はしるしも

甲子夜話卷百

甲子夜話正編一百卷刊行方に成る。戊戌三月始て心月公の依囑を受けてより今茲六月に至る、恰二十有八月。その書たる活字縮印すれども尚四十七冊の大部となれり。靜山公が五年十閏月の星霜を以て編を畢られし歳時に比して、其半になんなんとす。加之その費用は三千金に及べりといふ。文化文政の際より列侯伯相爭ひ巨資を擲ち大部の書を校刻せり。其世に益すること極て多く、實に昭代の文運を仰ぐべきなり。明治の今に至り華族諸家の其跡を繼がれしは、水戸侯の大日本史にて、これに次ぐもの恐くは平戸伯の此甲子夜話なるべし。且世に其家撰の書にして一層その貴きを觀る。日本史は志表の考訂刊刻われ毎に其顧問に與れり。今又この夜話の校正を一手に完成せしは、筆硯に從事する身なんの榮かこれに過ぎん。而して尚一言せんとすることは校正の良否にあるなり。世間活字の書は往々誤謬多きの責を免ることを能はず、これ校正の周密ならざるに坐するなり。余は補苴の力を用ゐて落葉を掃ひ、排字の手民も專心校訂の責を負ひたれば、誤字の少きは頗る自負する所にして、吉川印刷所主任櫻井庄吉よく其業に勤めたりといふべし。余は單に一校するのみ。されども世の再校三校せし者に比して其良否いかんぞや。幸に心月公の付託に背かざるを喜ぶなり。

又曰く、本書は善美の寫本なれども疑字脫文なきにしもあらず。故に中には原文に徵するもあり、或は知友に詢るもあり、或はその當を求めて是正し欄外に訓註を施し、或は不審未詳などゝ標せしはこれなり。この第百の條なる保曆百首の中一日はなれてといふ和歌の如き、第三の離の字その訓法を知る能はず、再考三思其意を得ざれば黑川博士に語り讀みを乞ひしに、博士も亦知らずと答へらる。其時おもひけるは和陽作離なとの歌を、ノドカ、【頭註】小野鵞堂云、曾て定家卿の歌切れに離の字ありてよみかねたりしが、今思へば此歌の如く文義ノドカにてよかるべき一と訓むべきにやと心づき、此由まうしたれば博士さなり、さなりさりながらノドケサハと訓むべし、ノドケサといふ語格なしと教へられぬ。かゝる事は毎

々ありて百餘校正中おのれも學問しつる事少なからず。靜山公が一生の苦心を知りたり。黒川小杉諸老は賜ものなり。併せ記して其高誼を謝す。

明治三十三年庚子六月二十五日

大槻如電謹識

昭和五年八月廿五日印刷
昭和五年八月三十日發行

日本隨筆大成第三期第八卷

不許複製

編纂者　日本隨筆大成編輯部

發行兼印刷者　東京市本郷區森川町一番地　櫻井庄吉

發行所　東京市本郷區森川町一番地　日本隨筆大成刊行會
振替貯金東京一八八九〇番
電話小石川六一五〇番

發賣所
東京市日本橋區呉服町六　合館
大阪市東區北久太郎町四丁目　合資會社柳原書店
名古屋市西區下長者町四丁目　合資會社川瀬書店
東京市京橋區鈴木町　日用書房
東京市牛込區早稻田鶴卷町　國際美術社